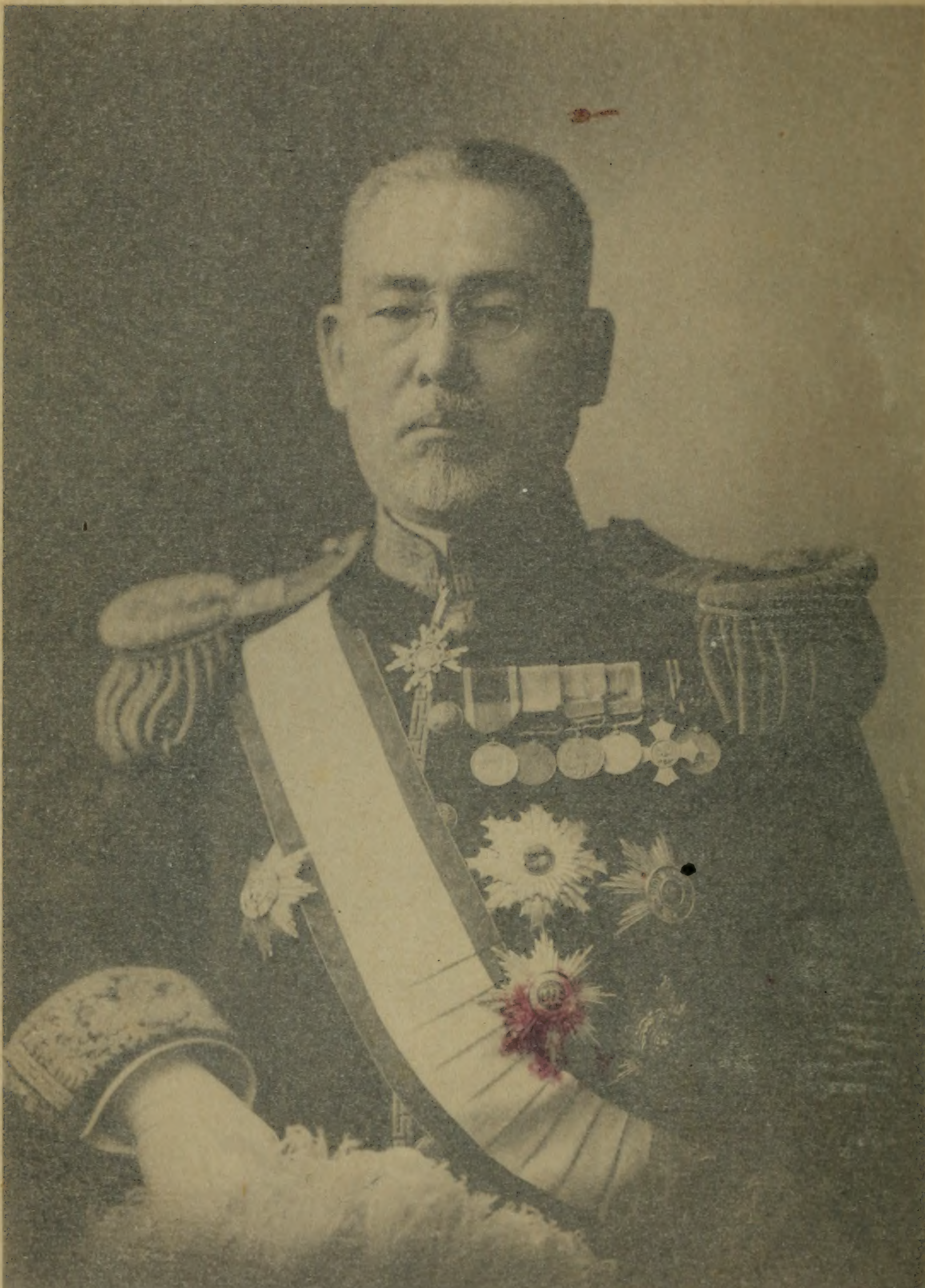
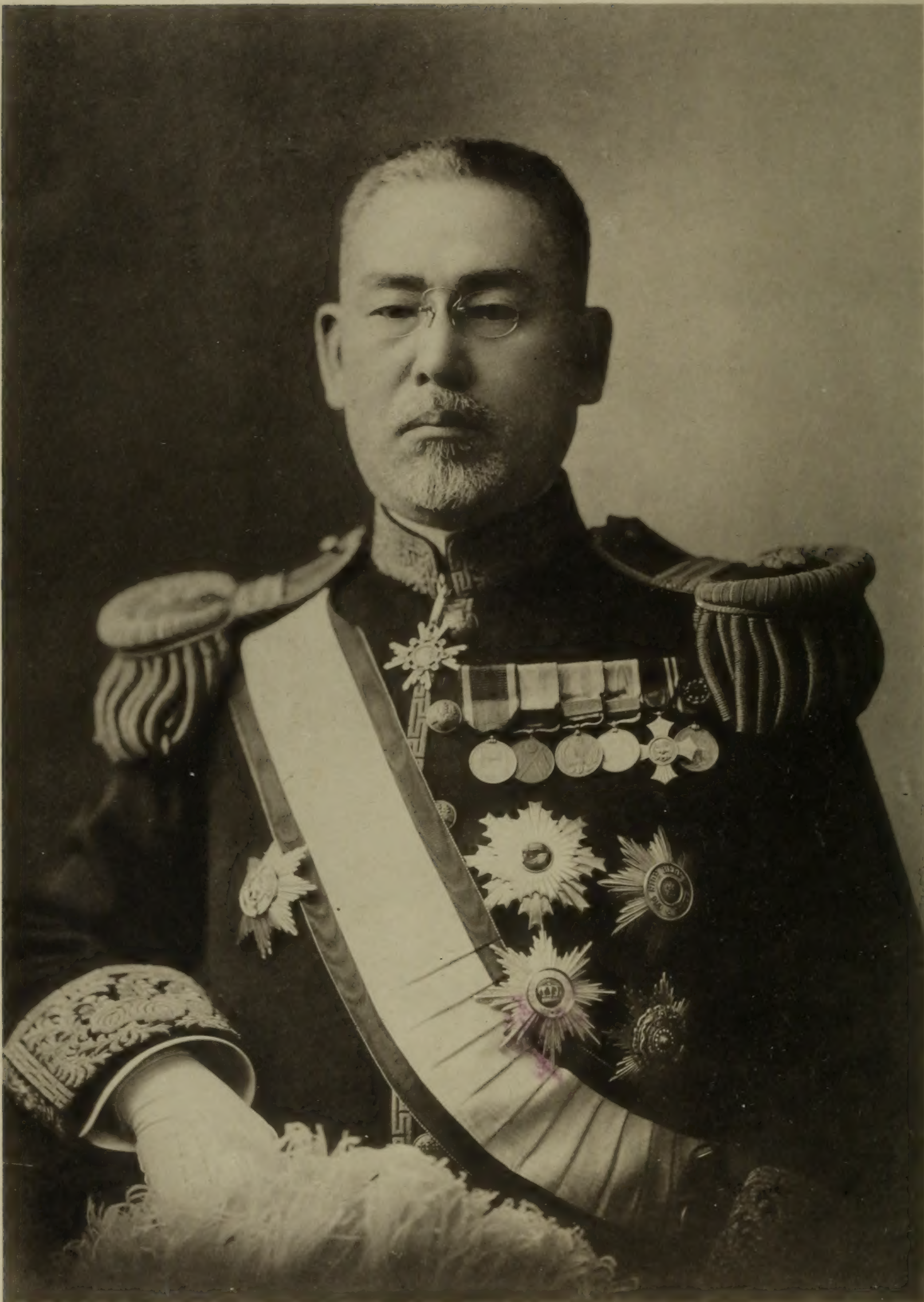
鶴見祐輔編著

後藤新平

後藤新平伯傳記編纂會版





目次

第三卷　國務大臣時代

第二章　在野時代……三八一

第一節　訪　露……三八一

第三節　同志會脫黨　四七一

第三章　寺內內閣時代……六〇九

第一節　新內閣の副總理……六〇九

第十一節　西比利亞出兵……八七六

第十二節　寺内内閣の總辭職

圖版目次

第三卷　國務大臣時代

第一章　第二次桂內閣時代

第一節　桂公の新內閣

一、入　閣

明治四十一年七月十四日、午後三時三十分宮中に於いて、桂首相以下各大臣の親任式が行はれ、茲に第二次桂內閣が成立した。

伯は入つて遞相の椅子についた。時に年齒五十二。臺灣總督府の民政長官として、內務省を去つてから、滿十年振りで、再び東京に戾つてきたのである。

その翌日の時事新報が、社說において「新內閣の成立」と題して論じたる中に、「唯前回の桂內閣に比し、少しく面目を改めたりとも見る可きは、後藤男の滿鐵會社より入り遞信大臣たりしと、岡部子の貴族院研究會より出でて、司法の椅子を占めたる位に過ぎず」と言つてゐるごとく、新內閣に對して多くの好意を寄せざりし人々も、伯の入閣については興味と關心とを繫いでゐた。

それは理由のあることであつた。

この當時の伯は、年齡閱歷から謂つても、世間の人氣から言つても、正に男盛りであつた。相馬事件で男を賣り出し、臺灣統治で手腕を認められた彼は、短かくはあつたが滿鐵總裁時代に、未來ある政治家としての折紙を付けられた。東洋風雲の中心たる滿蒙の天地に於いて、單なる商事會社の社長以上の大きい舞臺を、彼は自ら創造し、且つ獲得した。臺灣時代に於いては、兒玉總督の下に隱れてゐた彼が、はじめて一本立の人間として、この國際的大舞臺を背負つて立ち、しかも立派にやつてのけたのであるから、全日本の興味と關心とが、彼の一身に集中したことは不思議ではなかつた。

世人は新しく昇つた星として、彼を眺めた。蓋し彼が如何なる時期に、如何なる形式において、中央政界に現はれて來るであらうかといふことに、世人は大きい期待と好奇心を懷いてゐたのである。

然らば、彼の政治的出初めであつた第二次桂內閣とは、抑も如何なるものであつたか。

二、新內閣の花形

この時は、桂太郎の一生涯に於ける全盛期であつた。

首尾よく日露戰爭の大役を終つた彼が、內閣を西園寺公望に讓つて野に下るや、その聲望隱然として海內を壓し、彼は何時にても再び西園寺を追つて、首相の地位に復活なし得るかに見えた。

明治三十九年の一月に出來た西園寺內閣は、三期の議會を無事に乘り切り、四十一年五月十五日の總選擧に於いて

は、政友會は著しく議席を增加して、一黨よく衆議院の過半數を制したのであるから、憲政の常識をもつてすれば、倒るべからざるの情勢にあつた。然るにその西園寺內閣が、七月四日をもつて突如として辭表を奉呈したのには、自ら深い理由があつた。その根本は、財政政策の行き詰りであつた。

西園寺內閣の初期は、日露戰勝の餘勢を受けて、國內空前の好景氣時代であつた。しかるに時日の經過とともに、一時的興奮の冷却に伴ひ、戰費整理の必要と、過度の好況の反動とのために、國民經濟の萎縮と、國家財政の困難とが起つてきた。これがために西園寺內閣は、第二十四議會の協贊を經た明治四十一年度豫算の實行に當り、一方には公債支辨の途絕え、他方には旣定事業の繰延べ、殊に陸海軍の繰延べ、並びに一般行政の整理を爲すの力無く、爲めに豫算實行不可能の窮地に陷つた。

かくして西園寺公望が病氣の故をもつて、骸骨を闕下に乞ふや、世上はその後繼首相の誰人たるかについて何等の疑惑をも持たなかつた。當時の日本に於いて、桂太郎以外にその人はなかつたのである。

ゆゑに第二次桂內閣の成立するや、天下は多大の望みを屬してこれを迎へ、桂自身も亦大いなる自信をもつて、堂堂と政府に乘り込んできた。

彼は次のごとき顏觸れをもつて組閣した。

總理大臣兼大藏大臣	侯爵	桂太郎
外務大臣（臨時兼任）	子爵	寺內正毅
內務大臣	男爵	平田東助

農商務大臣　　男爵　大浦兼武
陸軍大臣（留任）　子爵　寺内正毅
海軍大臣（留任）　男爵　齋藤實
司法大臣　　子爵　岡部長職
文部大臣　　小松原英太郎
遞信大臣　　男爵　後藤新平

さうして外務大臣の地位は、駐英大使伯爵小村壽太郎の歸朝を俟つて、寺内の兼任を解き、小村をもつてこれに當てた。

それは强力なる內閣であつた。岡部、小松原、及び伯を除いては、悉く嘗つて臺閣に列して、その才幹を認められたる人々である。これを率ゆるに桂の威望をもつてしたのであるから、何か仕事をするであらうといふ期待を、世人が新內閣に懷いたのは當然であつた。

しからば何故に、新參の後藤新平が、斯くの如き先輩先進の間に伍して、多大の屬望を天下に繫いだのであるか。それは一言にしていへば、「新味」といふことであつた。この「新味」といふことは、一生を通じて伯につき纏つてゐた影のやうなものであつた。伯の動く度に、この影も亦動いていつた。さうして伯の參加したる仕事には、いつもこの影が大きく投げ掛けられてゐた。

桂太郎の新內閣が、その海內に蟠る首相の威望と、その閣內に集めた人材の才幹とを以てしても、尙ほ且つ缺如したる一つの大きい要素は、實にこの「新味」であつたのだ。桂と爾餘の閣僚との力量は、世人はこれを快く認めた。

しかしこれ等の人々の爲すであらう仕事も、世人は大體に於いて豫想することができた。そこには、何等好奇心を喚起すべきものがなかつた。それは堅實な、地味な、中年者の內閣であつた。ゆゑにそれは、保守的な、現狀維持的な、形式的傳統的な政府といふ感じを國民に與へ易かつた。

內閣の更迭に對する國民の期待は、いつも新しい改革の希望にある。しかるに、西園寺內閣の無爲にして消極的であつた二年半の後を承けて、それ以上に消極的な保守的な內閣の出現することは、時代の潮流に棹す所以ではなかつた。

烱眼なる桂の著目したのは、この點であつた。彼は多くの保守的分子を新內閣に入れると同時に、また明朗なる進步的分子を招き來つて、彼の政界復活を華かにしなければならなかつたのである。

その役割には、後藤新平は、打つてつけの役者であつた。蓋し後藤新平の一生を濃厚に彩つたものは、その湧くがごとき奇鬪創見であつた。その停止するところなき飛躍的現狀打破慾であつた。それが實に、桂太郎に缺け、また新內閣の他の閣僚に缺けてゐたのである。

從つて身は新參の若輩であり、その地位は、傳統的に伴食であつた遞信大臣ながら、伯は入閣とともに、一躍して新內閣の花形役者となつたのである。桂も亦、花形役者としての伯を、十二分に利用することを忘れなかつた。

かくて、伯の一生に於いて、最も花々しき時期の一つであつたところの、第二次桂內閣の遞相時代が開幕したのである。

人間扱ひの名人であつた桂は、閣員の布置とその駕御とにおいて、政治家としての天分を遺憾なく發揮した。

三、二頭立の馬車

彼の新内閣は、桂直系と山縣系との二大勢力の寄合世帯であつた。内務の平田と、農商務の大浦と、文部の小松原とが、山縣系であつて、世に官僚系と謂はれたる勢力の代表者であつた。殊に平田は山縣の大番頭で、山縣の政治思想の代表者であつた。彼は堅實であり、法理的であり、保守的であつた。さうして、その地位と閱歷とに於いて、隱然として副總理の格にあつた。その左右に大浦と小松原とを配して、彼は新内閣の天下を兩分してその一を占有するかの觀を呈してゐた。

これに對し、桂直系と目すべきものは、外務の小村と、司法の岡部もあつたが、前者は外交の一部門に隱れ、後者は洒然として勢力鬪爭の外に立つたために、勢ひ新參後輩の伯が、單身これを代表するの外はなかつた。陸相の寺内と海相の齋藤は、各〻軍部の局面に割據し、且つ寺内は、桂以外に新天地を拓かんとしてゐたので、勢ひこの二人者は上記二勢力に對しては、局外中立の地位に立つてゐた。

これ等の形勢については、國民新聞社長として桂を極力援助し、深くその樞機に參畫してゐた德富蘇峰が、次のごとく語つてゐる。

桂内閣の内には二つの潮流があつた。その一つは後藤伯の所謂「文珠組」と名付けてゐた勢力で平田、大浦、小松原の三氏を中心とするものであつた。これに對立する勢力は後藤伯一人であつた。この二つの系統が對立して

ゐた爲めに、桂首相は「二頭立の馬車を御してゐた」やうなものである。――後藤伯は屢ょ「彼等三人（平田、大浦、小松原）が自分をいぢめる」と言つてゐたが、文珠組の思想は官僚主義、後藤伯の主義は自由主義であつたので、屢ょ衝突した。

伯はその旺盛なる活動慾と、湧くがごとき想像力とをもつて、時としては一日に三回四回に亙り、桂首相に獻策した。それは蘇峰の言ふが如く「後藤伯から見れば、内閣をリードしたと思ふたらうが、桂公から言へば、内閣の顧問役で、高等政策に參畫した」ものであつたのである。さういふ伯に對する桂の態度について、彼の女婿で、當時首相祕書官であつた長島隆二は次のごとく語つた。

首相に進言すべき事柄であると痛感すると、藤伯は偉い勢ひで官邸に飛び込んで來る。かうした進言のうちには隨分馬鹿氣たものもある。桂首相からかうした意見を抑壓せられても、恰かも子供が親に意見されたやうな態度で、釋然として後藤遞相は歸つていつたのである。桂公は後藤遞相には、全幅の信頼を置き、思ふ存分伯を働かした。

この點に關しては、さらに尾崎行雄が、その著「近代快傑錄」の中で、つぎのやうな一插話を記してゐる。

私が東京市長の時分、市政腐敗の最大原因であつた電車を買收して、革正の實を擧げる計畫を立てた。その用事の爲、よく首相官邸に桂公を訪ねた。ある日、桂公が「洵に申譯がないが已むを得ぬ臨時の緊急事件が起つたからどうぞ五分程待つて呉れ」と、大層慇懃に詫をして、私を待たした。誰が來てゐるのかと聽くと、後藤遞信大臣だと言つた。軈て用事が濟んで、後藤君が歸つて行つたと見え、桂公は私を部屋へ通した。すると、十分も經

たない中に又「後藤遞信大臣がお目に掛りたいと申して玄關に參られました」と取次が來た。桂公は笑ひながら「彼方に通せ」と言つた。不思議に思つて「今、後藤さんは、歸つたばかりぢやありませぬか」と桂公にきくと、「いや、かういふことは度々ある。あれは、此處を出て、自分の官邸に歸る途中、ひよつと何か考へ出すと、すぐ又やつて來る。一日の中には、三度も四たびもやつて來ることがある。その度毎に新しい違つた意見を持つて來るが、三つ四つ持つて來ると、一つ位は大層いゝ意見があるので、私はつとめて會ふやうにしてゐる」と、笑つて居りました。後藤伯は成程さういふ人かと、私は初めて桂公の口から彼の性格を知つた。

しかも伯の仕事は、啻に內閣の高等政策に參畫したるのみならず、內閣と元老との連絡係のやうな仕事も擔當してゐた。彼は伊藤によく、山縣によく、又井上にも惡くなかつた。蘇峰はこれについて、

又、元老と內閣との交涉のごときも、殆ど後藤伯がその任に當り、桂公自身元老に對して言ひ難いことは、悉く後藤伯の口を通して、元老に傳へさせたといふ有樣で、恰かも後藤伯は元老への交涉委員といつたやうな格であつた。

と言つてゐる。

從つて伯のこの時代に於ける活動は、ただに遞信大臣と鐵道院總裁との二局部には限られずして、國政全部の上に及んだと云ひ得るのである。茲に於いて吾人は、先づ桂內閣の政綱全般を一瞥し、然るのちに、伯自身の主宰したる局部の事務を觀察することの必要を感ずる。

四、新内閣の政綱

桂太郎の新內閣を組織したのは、財政と外交とを整理刷新して、戰後經營の重任を全うせんとする異常の決心に基いたのであつた。ゆゑに彼は、組閣に著手するとともに、その經綸の大體を定め、これを閣僚たるべき同志に示してその同意を得、組閣とともに、上奏して勅裁を仰いだ。さうして更にこれを天下に發表し、その往かんとする途を明かにした。

その前文に於いて桂は、外交に於いては、日本の躍進が、次第に列國の猜疑を招かんとするの情を嘆じ、財政に於いては政費の膨脹を指摘し、經濟に於いては、商工業の恐慌と金融の梗塞とを擧げ、「此の國步艱難の時に當て、外各國の親交を修め、內百政の頹廢を濟ひ、維新の洪謨を完うせんとするのは、固より容易の業に非ず。唯勇往邁進斃て後已むあるのみ」と痛言してゐる。彼の抱負と決心を窺ふべきである。

さうして、彼は進んで次の十二項目に亙つて、その政策を明示した。

まづ（一）の「對議會方針」において、彼は「唯だ至誠至公、信を國民の腹中に置くことを期するのみ」となし、從つて帝國議會に對しては、「黨派の異同に由て苟も國家の公を忘れて私に黨し、濫に勢力を借て壓迫を加ふるに至ては、縱令へ、幾回解散を行ふも敢て辭せざる所なり」と强硬なる決意を示した。

（二）の「條約改正」については、現行條約のうちでも、特に關稅定約は、全く片務的であつて、「稅率の如きは、殆ど獨立國たる體面を缺き、殊に產業の發達を阻止し、財政の基礎を危害するに至ては、縱令如何なる困難を犯すも

斷然之が囘復を圖らざるべからず」となした。然しながら、「世人輙もすれば、改正を以て容易の業と爲し、一擧して全然稅率を左右し得べきが如く思惟すと雖も、恐くは其の困難は、更に前囘の時に下らず、到底國民の滿足を充し難きを、覺悟せざるべからざること」を特記するを忘れなかつた。

（三）の「鐵道經營」は、伯の主管に關するものである。その全文は次の通りであつた。

鐵道は旣に國營に因て統一したりと雖も、其の基礎未だ立たずして、建設改良の途、爲に定まらず、運輸交通の利、亦從て擧らず、是れ鐵道豫算の、每に一般會計の爲に牽制せらるるの弊に由る也。國家產業の發達を望む方に急に、交通の便を促す日に切なる時に當て、鐵道の普及復た之を忽にすべからず。宜く其の經濟を特立せしめ收入を以て直に經費に充て、募債及償却の途も、總て收入の範圍內に於て、之を計畫せしむるを要す。是れ啻に鐵道國營の爲に必要なるのみならず、其の金融を助け、財政を補益する、亦尠少ならざるを信ず。但だ事業頗る大に、且つ一般政務に涉るを以て、新に鐵道院を設け、內閣に屬し經營に當らしめんとす。

（四）の「拓殖」もまた、拓殖局副總裁として、伯と特別に關係深き事項であつた。左はその全文である。

新に拓殖務省を置き臺灣、樺太、韓國、滿洲に係る事務、並びに拓殖移民の事を管理せしめんとす。從來是等の事務は、或は內務省に屬し、或は外務省に屬し、更に統一する所なく、且つ拓殖事業は他の行政と其の趣を異にするを以て、別に一省を設けて之を管理せしむるを便とす。但、之に供する經費、豫算なきを以つて、先に二十九年拓殖務省を設置したる例に從ひ、豫算成立の後を竢ち、實施せんとす。

（五）の「外交」においては「英國との同盟は、益々之を確實にし、日佛、日露の協商は、力めて之を維持し、獨、

伊、墺等に對しては、舊來の親交を温め、時に扞格支吾の虞なからしめんことを期す」となし、進んで對米親善の恢復策と、對獨協調の外交策を掲げたる後、「清國は東洋の禍源にして我が國將來の安危も亦た一に彼の治亂如何に係る。早晩禍亂の發するは固と既に期する所なり。宜く徐ろに大勢の趨く所を察し、機に臨み變に應じて、我の進退を決すべきのみ」となし、また日露戰爭は勢、我の南進を轉じて北進せしめたりと雖も、熟ら我が國の地勢に鑑み、貿易の得失に考ふるときは勢、南方に向て勢力を扶植せざるべからず」といふ、注目すべき政策を掲げた。

（六）の「內務」において特記すべきは、近時器械工業の發展に伴ひ、必然に起るべき「彼の社會主義の如き、今日は尙ほ纖々たる一縷の煙に過ぎずと雖も、若し捨てて顧みず、他日燎原の勢を爲すに至ては、臍を噬むも復た將に及ばざらんとす」となし、「所謂社會政策を講じて、豫め禍源を防ぐと同時に、社會主義に係る出版集會等を抑制して其の蔓延を禦ぐべき也」と主張せることである。さうして地方自治制の運用の改善示導を說きたる後、「道路、河川港灣の修築は、財政の許す範圍に於て、鐵道軌道の連絡と相俟て、經營せんことを期す」となし、「又內務省に屬する軌道は之を鐵道に合すべし」と記してゐる。

（七）の「財務」については、「財政は專ら財源の涵養を圖り、增稅は當分一切之を爲さず、主として整理の方針を執り、苛察の收斂を事とするが如きは宜く之を避くべし。又各省官營事業中、其の收稅の目的にあらざる者は、漸次之を撤廢して民業に移し、又收益の範圍內に於て、自營の方針を以て計畫を立てしむ。豫算は、既定の六箇年計畫に基き、整理節減を圖る」となし、また公債政策については、「外債の借換を爲し、利子の低減を計るは、財政整理の急務なり。鐵道起債の如き、恰も此の機宜に適する手段とす。內國債は、減債基金に依るの外、政費の剩餘を以て買

上、又は抽籤に由り、償還すべし」と記してゐる。

（八）の「軍備」についての根本は、「現時の情勢に在ては、暫く既定の範圍に止め國力の伸張と與に徐ろに之が完備を圖らんとす」るにあつた。

（九）の「教育」において、特に注目すべきは、「教育勅語の旨を奉じて、國民の德性を涵養し」且つ「主として普通教育、殊に小學教育の完成に力め、且つ實業教育の方針を取るを要す。彼の中學校及高等學校の增設に專なるが如きは、我が國社會の情勢に顧み、敢て取らざる所なり」となせる點であらう。

（十）の「經濟」においては、農商務省を分つて農林、商工の二省となすことは、「產業の發達上に至大の效果あるべきを認む」るも、豫算の關係上「暫く適當の時機を俟て實施せんとす」となした。そして「國家進運の消長は、主として國力の發展如何に在るを以て、各種產業の保護獎勵」について、諸政策を述べたる後、工場法、養老保險法、病災保險法の制定について、特に調査三案の用意あることを明かにした。

（十一）の「司法」においては、「近來司法の事一般に理論に傾き、他の行政と相伴はざる憾あり。宜く國民の情態に鑑み、適實の程度に於て進行すべきなり」と述べ、且つ判檢事の增俸並びに登記法及登錄稅の簡便化について記してゐる。

（十二）の「遞信」もまた伯の主管事項である。その全文は次の通りであつた。

遞信省の所管は、鐵道を除く外、別に變更せず。但、鐵道局は鐵道院の設立と與に之を廢す。交通機關は、產業の發達と相伴て擴張を要するも、電信電話の如き、每に經費足らずして、社會の需要に應ずる能はざるを遺憾と

す。宜しく適當の方法を畫し、此の缺點を補はんことを期すべし。

第二節　政界進出

一、何故に滿鐵を去りしや

伯の滿鐵總裁となつた經過は、既に述べたる如く、上は　明治天皇の優諚を拜し、下は一般國民の大なる期待を擔つて赴任したのであつた。

日露戰爭は日本の全勝に終つたけれども、東洋の形勢はこの一戰をもつて安定するに至らず、殊に滿洲蒙古を中心とする日、露、支三國の關係は、將來如何なる變局を招來するやも計りがたき形勢にあつたから、國民一般は新設の滿鐵會社に大なる關心を抱き、その統率者たる伯に、多くの望みを屬したのであつた。

伯がこの仕事に臨んだときの覺悟も亦、尋常一樣ではなかつた。卽ち伯は、大陸經營の根幹として滿鐵を目してゐた。臺灣に在つた日から、對支政策に深く思ひを潛めてゐた伯は、ここに滿洲を起點として支那全土の計を爲さんとしてゐたのである。

法庫門鐵道のことに關し、伊藤博文より伯に送つた書狀の後に、伯の手記したる文中、「予は靜夜故公の遺墨を拜誦するときは、眞に感慨無量、不肖碌々報效の圖るへきものなくんば、何を以て公の英靈に見えんや。思ふて此に至

れば、背汗自ら涌く」の一節を見るも、伯が大陸經營の業に、自ら任じたるの深きこと、およそこれを察することができる。

政府も亦、彼を遇するに一商事會社の社長をもつてせず、別に勅令を設けて、臺灣總督府の顧問、並びに關東都督府の顧問とした。彼は伊藤の韓國統監たるに相對し、隱然として滿洲太守たるかの觀を呈してゐた。ゆゑに、或は北京に赴いて西太后に謁し、又は露都を訪れて露帝ニコラス二世に咫尺する等、一世の視聽を聳たしむるがごとき行動に出てゐた。

伯自身もまた、滿鐵總裁としての自己の地位に、大きな抱負と自信とをもつてゐた。滿鐵時代に草したる覺書（本卷第一章第七節一）のうちに、自ら「此事業たる、會社其もの旣に大事業にして、自分にあらされは計畫實行共に成し得るものなしとまで自信し居れり」と、記したほどであつた。

しかるに何事ぞ、いま卒然として、この重職を一擲し、內閣の末班に列せんとは。國務大臣の地位は、名譽ならざるにあらずと雖も、政界風波の高低に從つて變動常なし。滿鐵總裁の地位は、政變渦外に於ける安全恆久の性質を有する。しかも、遞相は天下その人に乏しからず。ひとり滿鐵の總裁たる者、後藤新平を措いて、果して他に適任者ありや否や。彼は何故に滿鐵を去らなければならなかつたのか。

それは當然、多くの人の腦裏に湧いた疑問であつた。卽ち、伯の入閣が果して、伯のためにも、滿鐵のためにも、又大にしては日本のためにも、正しき判斷であり、擧措であつたかについては、深き疑ひを抱いた人は少なくなかつた。その最も代表的なるものは、當時臺灣總督府の土木局長たりし長尾半平の、伯に宛てたる左記の手翰である。

謹啓　閣下益御勇健奉恭頌候。此度之御就職は、（人々はしきりに御榮轉など申居候へ共）實に閣下平生之御烱眼にも不似、つまらぬ事を被成たるものかな。事實上大臣以上之榮職をすてゝ、難有もない僅に遞相位之一椅子を被占候とは、御道樂にも程かある事と被存候。未た喬木より幽谷に遷りたるものあるを聽かさるは、マンザラ小生の不敏之致す處にも有之間敷候。高砂島に居ゴマメは、十四日之親任式以來、獨てハギシリ致居候へ共、井底之痴蛙いまた風雲之大勢を詳にせさる邊も可有之、只管閣下之御健康をいのるの外有之間敷とあきらめ居候。折柄御微恙之ため、赤十字病院に御加療被遊居候と承、痛神仕居候。一日も速に御平癒、國務に御執掌被遊候樣奉禱候。

この長尾の書翰は、その一例に過ぎない。その他にも、伯の知友にして、桂内閣に伴列するの得策にあらざるべきことを說くもの少なからず、また未知未見の人にして「入閣ヲ悲シム」といふ電報を寄するものすらあつたことは、後掲（本節三）伯の「入閣記」に記せるところである。然るにも拘はらず、伯が斷然滿鐵を去つて桂内閣に入りたる一つの理由は、西園寺内閣との意見の不一致であつた。

伯が首相西園寺公望の施政について慊焉たるものありし外に、その閣僚にして滿鐵の直接監督官たりし人と、意見の齟齬を來したことは、すでに記した通りである。ゆゑに伯の計畫並びに人事行政は、ややもすれば本國政府に阻まれて、意のごとく行はれなかつた。

伯は明治四十年七月七日附を以て、すでに次の如き手嚴しい書翰を、西園寺首相に送つてゐる。

拜話之際申上置候通、總會の翌日出發歸北致し候故、御暇乞も届兼、缺敬多罪御寬恕奉願上候。然ニ勅令ニより

在職の儘南滿洲鐵道株式會社ニ就役致居候ものゝ昇進ニ付、內務官僚中ニ異議有之、現ニ久保田政周は勅任ニ進むへき期限ニ達し居候へとも、上申之運ニ到り不申趣、之より推する時は、例の政府食言、官僚群議の結果ニは無之かと被疑候。小生現職ニ就き候以來、此等の事一再ニ止まらす、其都度閣下を煩し、恐縮千萬、頗る本意背き、微力を䟦入居候次第ニ御座候。內務大臣へも一應申入置候へとも、迚も相運ひ申間敷と存居候。此等の事必本社の將來ニ影響を生し可申、何れ一兩月中、篤と成行を見て、卑見發表可致、此儀豫申上置度、草々敬具。

七月七日　後藤新平

西園寺首相閣下

下執事

追而小生ニ於てハ、政府と本社否小生との意志の相違、到底南滿鐵道の職を全することと能はさるかを發表する用意整ひ居候へとも、外國社債募集中ニも有之、差扣へ居候。閣下統御せらるゝ各官僚か、小生の總裁たる立脚の地を危くするニ到るの困難を顧みす、勅令を矯め、曲解を敢てするニ於ては、默するニ忍ひさるニ到るへし。此點御賢察賜り度奉願上候。

以上

この書翰に現はれたる具體的事件は、久保田の昇進に關する小さな問題に過ぎない。しかし伯はそのうちに、首相にして速かに英斷するところ無くんば、自ら進んで積極的手段に出づべき旨を、かなり露骨に開陳してゐる。

これに對する西園寺の返翰は、次の通りであつた。

拜啓二通貴書落手候。縷ゝ御苦衷遙察ニ不堪候得共、爲國家只ゝ御忍耐千希萬望候。久保田氏昇等云々ハ、既ニ

決行之事ニ定リ居候譯ニテ、此義ニ就テハ御請合申候間、御心配無之樣いたし度候。尤も勅任ハ閣議ニ出候規則ニテ、疑問等ノ出候事ハ事實ニ候得共、呉々御心配ハ無用ト存候。猶又御不便之義モ候ハヽ、直接御申遣シ有之度候。要スルニ今日ハ實ニ大切之場合ニテ、只管御盡力ノ程祈入候。右ハ不取敢御答迄如此候。草々頓首。

七月十五日　　　　公　望

後藤男閣下

然るに伯と西園寺内閣との意見の懸隔は、一滿鐵理事の昇進の如き小問題ではなかつた。それがわが大陸經營に關する根本思想の衝突にあつたことは、前巻においてすでに記したるところである。かくして或は松田藏相に對する詰問狀となり、或は林外相に對する罵言となり、或は「痼癪電報」の波瀾となつた。さうして明治四十一年三月二十七日には、伯は自ら西園寺首相を訪ねて强談判に及び、さらに六月に至つては、かなり詰問的な彈劾的文字をさへ含む長文の覺書を、西園寺首相に宛てて起草したことは、前巻第二章第十節に詳述したところである。かくのごとく、對露問題、對淸問題、および滿鐵十年計畫問題に關し、伯が西園寺首相に對して加へたる猛烈なる攻勢が、端なくも内閣總辭職の近因をなしたものであるといふ風評さへ行はれたほどであつた。

かくの如く、中央政府との折衝において、伯は多くの場合、攻勢的立場をとつたのであるが、その間に伯の痛感したことは、一商事會社の社長たる滿鐵總裁の地位をもつてしては、到底日本の大陸政策を遂行する能はざることであつた。その前提として、まづ、强力なる内閣が、確乎不動の大陸政策をもつて、滿鐵總裁を支援し、指導することが必要であるといふことであつた。すなはち問題は、滿鐵總裁よりも、むしろ内閣にあるとも言へる。從つて、若し一

つの條件さへ容れられるならば、此の際むしろ滿洲を去つて、中央政界に驥足を展ばし、もつて本國より滿洲を支配するの賢なるを感じたのであつた。

然らば所謂その條件とは如何。

それはたとへ桂内閣に入りたる後と雖も、滿鐵の指導權は、依然自己の掌中に握つておくといふことであつた。

内閣成立の三日前、七月十一日の時事新報に記載された「後藤男の談片」と題する記事に、次のやうな伯の談話が載つてゐる。それは這般の消息を、言外に物語るものであつた。

△我輩の入閣說は時事新報で見たが、マダ桂侯からは何とも交渉がない……桂侯に聞合せても好いが、時節柄五月蠅から態と訪問せぬ事にした△我輩の入閣運動を伊東巳代治や淸浦がしたといふのは嘘だらう。先達て杉山が君の入閣運動をするから運動費を出せと戲言を言つたから、そんな噂が立つたのだらう△折角遣掛けた仕事があるから、之を仕遂げなければならん。臺灣でさへ終始を一貫したんだから、臺灣の時より幅の廣い今度の仕事は今茲で止める譯に行くまい△ソレに今の仕事を半途でやめれば、世間から不都合だといふ非難が起るに相違ない△成程我輩の計畫した方針通りに、今後の事を遂行して吳れる人があれば、喜んで入閣もするが、我輩が入閣したら閣僚間の邪魔物になるだらう△大浦と我輩とが何か衝突紛糾があるやうに噂をする者があるが、あれは全くの嘘だ。我輩は是迄大浦と議論したとか、喧嘩したとか、又競爭したとか言ふことはない。だから一所に仕事の出來ぬと言ふ事はないのだ△何れ兩三日中には分るだらうが、若し桂侯より我輩の處に交渉があつたら、我輩は有難く御受け仕る。我輩の今の仕事の後始末さへ甘く相談に乘つて吳れるなら、我輩は何時でも大人しく入閣す

るが、昔九鬼さんが屢々入閣の風說があつて、故西鄕侯に二三度冷やかされたことがあるよ。まアその積りで待つてゐるサ。

この「我輩の今の仕事の後始末さへ甘く相談に乘つて吳れるなら」といふことこそ、伯が滿鐵を去つて入閣するについての一大要件であつたのである。

然るにこの問題は、滿鐵の主管を遞信省に移し、伯をしてその主管大臣たらしむべきことを、桂が伯に約言せることによつて、簡單に解決した。これによつて伯は、自ら滿鐵總裁の椅子に留まるよりも、却つて高所より滿鐵を根幹とする日本の大陸政策を指導しうるの地位を獲得したのである。

明治四十一年八月七日、時事新報に掲載せられたる滿鐵副總裁中村是公の談話のうちにも、その間の消息が現はれてゐる。

今回我社に於ては、後藤總裁を失ひたれば、今後總裁たる可きは何人なりやと株主等も餘程心配したる樣子なるが、目下の處にては、專任の總裁を戴く考もなく　勅令に依りて總裁の不在中は、予が總裁に代りて事に當る筈なれども、旣に我社の管轄が遞信省に屬せし上は、名義上の總裁はなきも、事每に遞相の指揮に從ふ事なれば、事實に於ては依然として後藤總裁を戴けると異ならず、ただその所在が、本社より少し遠くなり、その地位が少しく高まりたる差あるのみ。

伯もまた、淸野理事をして代讀せしめた、滿鐵社員に對する告別の辭（前卷第二章第十節九）のうちにおいて、桂より「國務大臣トシテ、指導監督、大局ノ成功ヲ期スヘキ事ヲ慫慂セラレ」たるために、入閣を決意して、滿鐵を去つた

のであると、その間の事情を說明してゐる。以て伯の入閣が、廟堂より滿鐵の大成を試みんとするの動機に出たることを、窺ひ見ることができるであらう。

二、水到魚行

伯が最後には政界に入るであらうといふことは、少年以來の伯の手紙や自叙傳や演說等のうちにも、しば〳〵現はれてゐたことであり、また彼に接したる人々も、これを期待してゐたことであつた。それについては、德富蘇峰は、次のごとく物語つてゐる。

明治二十七、八年戰役のころから、後藤伯は未來の大臣であると、世間から認められてゐた。相馬事件に關係したため、世間から危險人物視され、恐怖の念を以て迎へられてゐたのであるが、兒玉大將が藤伯を起用するに及んで、「後藤も見かけた程の危險人物ではない、妥協性もある」といふ事になつた。

藤伯の人物に惚れ込んだのは、山縣公も伊藤公も殆んど同時であつた。卽ち藤伯の臺灣民政長官時代の事であり而して　兒玉、桂兩者の關係は兄弟のやうな間柄であつたので、藤伯も必然的に桂公と密接な關係を持續するやうになつた。從つて桂第二次內閣の成立に當つて、桂首相は叙上の關係から藤伯を是非入閣せしめなければならぬと思惟し、滿鐵から拔擢した次第であるが、藤伯自身にも入閣の希望があつた。

しかし、伯を滿洲から、中央政界に移植することに、最も力を用ひた人の一人は、伯の年來の知己たりし杉山茂丸であつた。その當時の事情を語つて、杉山が次のごとく言つてゐる。

第二次桂内閣のできる直前に、自分は大義丸といふ船に乘つて、大連に直行した。後藤伯に會ひに往つたのである。一體後藤伯が滿鐵總裁から第二次桂内閣の遞相に就任したのは、豫約の實行に外ならぬ。兒玉大將が突如逝去したので、その遺志だけは傳へなければならぬといふので、滿鐵へ赴任したのである。滿鐵總裁としての後藤伯は、破天荒な勅令により、臺灣總督顧問、關東都督顧問の重職に就任した爲めに、時の關東都督大島義昌將軍の如きは、滿鐵總裁の下風に立つべく餘儀なくされてゐた。從つて自分が大連に赴き、後藤總裁に會見した際の如きは、大島都督の如きは、右會見の席上で、斡旋役を勤めるといふ有樣であつた。そこで自分は大島都督に對し、「滿鐵總裁は營利會社の社長に過ぎぬ、かうした席へは都督自ら登場する必要がない」旨を述べ、更に藤伯に對しては、中央の意向を傳達すると共に、「中央には多士濟々、毫も人物には事缺かぬ、しかし自分が、破れ舟大義丸に乘つて大連へ急行したる所以のものは、實に貴下將來の身上に關する重大案件に關聯するからである、この際、斷然、都督府顧問は辭するが得策である」と說き、藤伯の內諾を得て歸國した。歸國後、事は筋書通りに進行し、藤伯は桂內閣の遞相に就任した。

また桂自身との關係については、長嶋隆二が「第二次桂內閣成立前後に於いて、後藤伯は屢〻桂公を訪問した、桂內閣が成立すれば、當然、伯が入閣するといふことは、以前から判明してゐたことで、既定の事實であつた」と語つてゐる。

また、當時伯の祕書をしてゐた增田次郎は、次のごとく語つてゐる。

明治四十年の暮、藤伯は上京せられた。そして福島縣矢吹御獵場の雉獵を仰付けられたが、獵からお歸りになる

と扁桃腺が發熱し、これが惡化して腎臟炎に罹られた。初め自邸で療養されたけれども恢復せず、箱根へ赴かれ奈良屋で靜養、更に修善寺に出かけられ、菊屋で靜養され、それから葉山の別莊にゐられた處、桂さんが「眺めがよいからおれの別莊で靜養しろ」とすすめられたので、藤伯は私と岸一太さんとを伴つて、桂さんの別莊長雲閣で靜養されることになつた。この長雲閣は、伊藤博文公が長州の雲助のゐる處だと批評されたので有名であつた。私達がこの長雲閣に滯在中に、桂さんは五、六回ほど來られた。さうして來らるると、一泊して東京へ歸られた。桂さんは來られる時は、朝のうちに來られる。桂さんが來られるとすぐ、後藤伯と會談されるが、正午頃になると平田、小松原、大浦といつた方々がやつて來られる。そして、奥の部屋で何事か密議を凝らされる。夕方頃になると平田さん達はゾロ〳〵と歸られる。後で桂さんは更に後藤さんとしきりに密議を凝らされる、そして桂さんは翌朝歸京されるのである。かうした會合は、五六回ほど繰返された。私は何の爲めの會合か一向わからなかつた。ところが、その後四、五箇月ほどすると、內閣が更迭して、桂第二次內閣が成立し、長雲閣に集まられた方々が、皆閣員に列せられたので、成程、あの會合は重大な會合であつたといふことを、漸く五箇月後になつて理解したやうな次第であつた。

すなはち、これによつて見ると、桂の次期內閣引受の準備は、既に冬の間に著々として進捗し、入閣すべき人々すら確定してゐたのである。その謀議に伯は既に參加してゐるのであるから、伯の入閣も亦、暗默の間に了解があつたものと推察せられるのである。

更にこの關係を最も有力に物語るものは、次の書信である。これは桂が、當時滿鐵總裁として、露都訪問中の伯に

宛てて送つたものであつて、これによれば、兩者の關係が如何なるものであつたかが、明瞭するのみならず、桂の新內閣に伯の入閣すべきことも、言外に現はれてゐるのである。

大連御發途之際、御認之芳書、正ニ相屆、拜讀仕候。長途の汽車御旅行如何哉、彌御壯康之御事ト奉遠賀候。別袖後都下之情勢ハ、殊更財界之形勢を嶮惡ならしめ、最早極度ニ近きまてに推移居申候。又一方ニ於而ハ、總選擧最中ニ而、恰モ本日を以て終了之期と相成居候處、事實ハ判然不仕候得共、政黨之旗勢案外ニ擧がらず、或は局面ニ一變を來し不申哉之想をナシ居申候、兩三日中には判然可致候。預而御配意之件も矢張其儘ニ而、計畫ハ充分相定まり居候得共、其實行ニ至り候而ハ、互ニ責任を遁れ居候爲體、畢竟皆老衰之結果と御推察可被下候。併し形勢ニ於而、最早極度ニ達し居候事故、此儘ニ而數日間推移仕候事ハ不可能ニ候。一變之時刻ハ不日ニ來リ可申候半と相考居申候。曾禰子頃日歸省、韓地之情形も悉敷承り、春畝公よりも一書到來致候。同公も殊に支那問題ニハ痛心之模樣ニ而、老兄が態と人を遣され、近況を御內報被成候事など相認メ、心配之由申來候。併し何事も到底局面一變ならでは六ツケ敷かるべしなと、種ゝ曾禰子ニ托し傳言いたし來申候。尤モ此人議論のみにて實行ニ難き人故、何も信用は難出來候へ共、實際前途想像せは、無責任ながらも、有志者は誰れも心配せざるを得さる事と存申候。于時貴地之御用は、(露ヲさす)定めし見込之通、夫ゝ相運候半と推察仕候。先は御旅行中之御起居伺旁、以楮得貴意候。不日拜光之節、萬縷候。他は申殘候。敬具。

五月十五日　　太郎

後藤男老兄侍史下

伯と桂との關係は、このやうに親密であつたが、さらにこれに加へて、伯は元老方面の氣受けも惡くはなかつた。伊藤博文との關係については、杉山茂丸は一後藤を臺灣民政長官に引上げてやつた人は伊藤公です。――兒玉は山縣の推薦、後藤は伊藤の推薦によつて行つたので、これが出世の始まりである一と語り、又福澤桃介は左の如く觀察してゐる。

後藤さんが兒玉源太郎さんに可愛がられたことは、世間周知の事實であるが、私は後藤さんを一番信頼して使つた人は、伊藤博文公であらうと思ふ。後藤さんは自分も伊藤博文公を崇拜し、伊藤公も後藤さんを偉い人と思つてゐた。尤も伊藤博文といふ人は智慧の人で、馬鹿な人間が嫌ひだつた。後藤さんを引立てたのは兒玉だつたけれども、伊藤博文といふ人が、後藤さんの經綸識見には非常に敬服したであらうと思ふ。

山縣と伯との關係は、臺灣赴任前後から始まり、殊に杉山茂丸が兩者の間に立つて、熱心に斡旋してゐた。山縣と伯とが、相當親しかつたことは、滿鐵總裁就任前後に、伯が山縣に送つた既述の書翰（第二卷第一章第一節六）によつても明かである。

井上馨との關係に於いては、伯はしば〳〵議論し、時としては意見の衝突もあつたが、しかし井上は公平に彼の手腕を認めてゐたやうである。またその外には、政黨にも可成り廣汎な知己を有し、實業界にも、軍人の間にも、交友が多かつた。

ゆゑに彼の政界進出は、かなり永い間かかつて準備された情勢の結果であつて、謂はば水到つて魚行くがごとき自然であつたのである。

三、入閣記

前二項において、吾人は、伯が滿鐵を去つて桂内閣に入つた事情を、外部より眺めた。

しからば、伯自身はこれを如何に說明したりしか。玆に伯の手記に成る「入閣記」なるものがある。その表題の下には、「明治四十一年八月二十七日、赤十字病院ニ於テ新平識」と記してあるが、本文中「爾來病榻ニ沈綿スルコト既ニ二旬ヲ踰ユ」とあるより見れば、八月上旬の起稿であるらしく思はれる。すなはち伯は、八月八日に赤十字病院を退院してゐるから、この八月二十七日といふのは、八月七日の誤りであらう。

またこの入閣記なるものは、如何なる目的のために起草されたるものであるか明かでない。伯が近親者に示すために記せしものであるか、又は將來自傳のごときものを編む際の材料として左右に口授したものであるか、乃至は公開の目的であつたか、今日においては推測することを得ない。

ただこれによりて明瞭に知り得ることは、伯の入閣を具體的に桂より交渉せられたのは、親任式前二日であつたといふことと、伯が滿鐵に關し、新首相の言質を得て、はじめて入閣を承諾したこととである。

入　閣　記　明治四十一年八月廿七日赤十字病院ニ於テ新平識

第二次桂内閣ノ組織ニ當リ、予カ桂侯ヨリ入閣ノ勸誘ヲ受ケタルハ七月十二日ニシテ、實ニ親任式ヲ行ハセラルルノ前兩日ナリ。此勸誘ハ予ニ取リテハ誠ニ突然ノ加談ニシテ、予ヲシテ卽刻ノ快諾ニ怯ナル所ナキ能ハザラシメタリ。

先是、去臘以來今春ニ亙ル比ヒニ於テ、西園寺侯ノ內閣ヲ否定シ、時局ノ轉換ヲ行フヲ要ストノ意見政界ノ一方ニ提起セラレ、而モ此意見ハ主トシテ桂侯一派ノ政客ヨリ立策セラルト輿評セラレタリ。當時予ハ此一策必ズシモ行ハレ難キニ非サルヘキモ、之ヲ時機ニ考ヘテ其得計トナスニ足ラサランコトヲ思ヒ、友誼上之ヲ侯ニ一言シタリシコトアリ。侯果シテ予ノ意見ニ同セラレシヤ否ヤヲ知ラサレトモ、爾來侯ハ一派政客ヲ戒メテ其躁急ヲ制シ、以テ議會及總選擧ヲ經過セリ。然ルニ六月末ニ至リ、西園寺首相ハ疾ヲ以テ俄ニ職ヲ辭シ、繼イテ閣臣皆辭表ヲ上レリ。予ハ滿鐵總裁トシテ四月末ヨリ露國ニ遊ヒ、六月中旬ヲ以テ歸朝シ、尋イテ韓國ヲ經テ清國ニ遊ハント欲シ、發スルニ先タチ、滿鐵經營上對露政策ノ得失ニ關スル所見ヲ、元老閣臣諸公ニ一言シ置カンコトヲ求メ、西園寺首相ノ承諾ヲ得タリシカ、愈六月二十五日ヲ以テ期トセシニ、適々首相ノ違和ヲ以テ未タ果サス、將ニ京ヲ發セントスルニ、七月四日拜謁ノ內諭アリ、出發ヲ見合居リシ間ニ、內閣ノ總辭職トナレリ。予ハ遊清ノ準備ニ忙ハシカリシノミナラス、外間往々桂侯ヲ要シテ新內閣組織ヲ促スモノハ予ナルカノ如ク臆說シ、甚シキハ予カ西園寺首相ニ請ヒタル對露問題並對淸問題、及滿洲數字的十年計畫大要開陳ノ一按カ、端ナク內閣辭職ノ近因ヲナシタリト迄誤料スル等、不快ナル嫌疑ノ蝟集ニ遭ヘル場合ナリシカ故ニ、十二日桂侯カ引イテ意見ヲ問ハル、ニ至ルマテノ間、予ハ特ニ侯ヲ訪問スルコトヲ避ケ、唯新內閣ノ組成ヲ待チ、政局更新ノ大意ヲ領シ、然ル後遊程ニ上ルノ要アリシカ爲ニ、數日出發ノ期ヲ緩ヘツ、アリタル際ナリキ。

以上が桂公より入閣の交渉を受けたるまでの顚末である。その間において、伯は極力、自分が倒閣運動の主謀者でないことを辨明してゐる。前項に記したる、長雲閣における內閣引受の謀議については、一言も及んでゐない。しか

し倒閣のための積極的行動については「此ノ策必スシモ行ハレ難キニ非サルヘキモ、之ヲ時機ニ考ヘテ其得計トナスニ足ラサラン」ことを思ひ、伯はむしろ自重策を桂に進言したのであると記してゐる。さうして、伯の「入閣記」は續いて、入閣受諾の顚末を次の通りに記述してゐる。

十二日ノ會見ニ於テ、桂侯ハ予ニ告グルニ、内閣交迭ノ已ムヲ得ザル所以ヲ以テセリ。予ハ曰ヒキ。桂内閣ヲ以テ西園寺内閣ニ代フルノ已ムヲ得サル所以ハ、朝野ノ齊シク認ムル所、侯カ宜シク匪躬ノ節ヲ勵マサルヘキ所ナリ。然レトモ由來政界ノ事、談シ易クシテ處シ難キモノ多シ。時情ニ由リテ之ヲ察スルニ、元老諸公ノ意向ノ如キ、最宜シク商搉ヲ要セラルヘキ所ニ非スヤト。侯ハ曰ヘラク。諸公固ヨリ予カ新内閣組織ノ已ムヲ得サルヲ諒セリ、假令多少ノ異見ヲ生スルコトアリトモ　大命ニ膺リ職分ニ供シテ其他ヲ問ハサルハ、予輩ノ責任ノミ、予ハ君カ一大臣ノ任ヲ以テ入リテ共ニ新内閣ヲ支持セラレンコトヲ望ムト。話頭ハ將ニ進ミテ閣僚分任ノ差排ニ及ハントス。予ハ思ヘリ。現職ノ責分ヲ顧ミルニ、果シテ侯ノ薦ニ應スルコトヲ得ヘキヤ否ヤハ未定ニ屬ス、侯カ今或一省ノ任ヲ擬セラル、ヲ聞イテ、後尚入閣ノ辭セサルヘカラサルヲ發見スルコトアラハ、是レ所謂班資ノ崇庳ヲ算スルニ似テ、甚タ謂ハレナキナリト。仍リテ侯ノ說ヲ遮リテ對ヘテ曰ク。旣ニ身ヲ政界ニ置ケハ、入閣ノ薦ハ臣子ノ榮ナリ、分省排班ノ當否ノ如キ、予ハ斷シテ一言モ此ニ及フ所アラサルヘシ、唯侯ノ命スル所ノマヽナリ、然レトモ予ハ現ニ滿鐵總裁ノ任ニ在リ、會社ノ現規模ハ、全ク予カ勞空𦂗始セシ所ニ係レリ、今日社業稍々其緒ニ就ケリト雖モ、寸效ノ未タ見ハレサルニ、胱然身ヲ翻ヘシテ其後ヲ顧ミサランカ如キハ、予カ奉公ノ本意ニ於テ能ク忍フ所ニ非ス、是レ謹ンテ熟慮ヲ加ヘサルヘカラサル所ナリ、侯モ亦幸ニ之カ處分ノ宜シキ所ヲ思

ハレヨト。侯ハ曰ク。此モ亦予ノ再思ヲ加ヘタル所ナリ、予ハ滿鐵ノ主管ヲ遞信省ニ移シ、君ヲシテ之カ主管大臣タラシメテ、以テ其後ヲ善クセント欲スト。談ハ此ニ止マリ、予ハ熟考一日ノ猶豫ヲ乞ヒテ辭シ去リタリ。滿鐵ヲ以テ遞信省ノ主管ニ屬セシメンコトハ、予カ從來ノ所論ナリシカ、以上ノ疑問ニ對スル桂侯ノ解決ハ、恰モ此策ニ出テラレタリ。且ツ思フニ日露開戰ノ年、前次桂內閣ノ時ニ際リ、財政策上鐵道國有斷行ノ説ヲ進メシモノハ予ナリ。而シテ之ヲ斷行セシモ、未タ其利ヲ享クルニ遑アラスシテ、先ツ其弊ニ堪ヘサリシモノハ、西園寺內閣ナリ。桂內閣カ其後ヲ承クルニ當リ、予ヲシテ之カ整理ノ責ニ處セシメント擬セラルヽハ、理ニ於テ辭シ難キニ似タリ。仍リテ茲ニ入閣承諾ノ決答ヲ桂侯ニ致セシハ、翌十三日ナリシカ、而モ其夕予ハ頃來所患ノ不安ヲ感シテ、俄ニ赤十字病院ニ入リ、十四日閣僚親任ノ式ニハ爲ニ躬 闕下ニ趨ル能ハサルニ至リキ。

かくして伯の入閣は決定し、伯多年の志はここに達せられて臺閣の人となつた。然らばこれに對する世評は如何。伯はその感懷を、次の如く述べて、「入閣記」の稿を結んでゐる。

爾來病榻ニ沈綿スルコト、既ニ二旬ヲ踰ユ。此間ニ於テ、予ヲシテ偶々物情ノ恃ミ難キヲ感セシメタルコト二アリ。諸方ノ知友、多クハ桂內閣ニ作列スルノ予カ得策ニ非サルヘキヲ説キ、乃至未知未見ノ人ニシテ、入閣ヲ悲シムト云フカ如キ電文ヲ寄セラレタルノ類、一ニシテ足ラサルコト是レ一ナリ。大連在住邦人中、從來予カ滿鐵總裁タルヲ悅ハス、相謀リテ轉任運動ノ策ヲ講セシ者流ニシテ、今ヤ却テ予ノ入閣ヲ以テ失宜トナシ、一般在住人士ニ和シテ、總裁留任意見ヲ鳴ラスノ類是レ二ナリ。一後藤新平ノ進退ニシテ、江湖ノ是非ヲ費ヤスコト此ノ如キモノアルハ、實ニ自ラ顧ミテ忸怩タラサル能ハサル所トス。漢庭榮巧宦、雲閣薄邊功、滿鐵ノ任ト雖モ、予

ハ未タ敢ヘテ功名ノ心ヲ以テ經營ノ責ニ加ヘス。閣臣ノ進止ヲトシテ自家ノ得失ニ問ヒ、一拒一競、泰ニ就キ否ヲ避ケ、以テ政治的生涯ヲ貪ランカ如キハ、誠ニ所謂巧宦者流ノ能事タルヘキモ、此ハ固ヨリ不巧不佞ナル予輩ノ分際ニ非ス。世ノ風雲ヲ候ヒ、標置ヲ貪ルモノヨリ之ヲ觀レハ、今日桂內閣ノ閣僚タルハ、或ハ賤ク功名ヲ沽ヒテ、貴ク自己ヲ售ル所以ノ經濟ニ非サルナラン。大臣ハ重位ナリ。其苟モ取ルヘカラサルハ亦猶其苟モ逭ルヘカラサルカ如シ。利害ヲ以テ出處ヲ論シ、成敗ヲ以テ政治家ヲ論スルハ、世間自ラ人アルヘシ。一日官ニ服シテ一日聖主ノ信任ヲ辱メサルコトヲ得レハ、則チ予ニ於テ足ル。五年相トナリ、十年宰トナルモ、歲月ノ長短、攀附ノ巧拙ハ、何ソ曾テ臣子ノ分ヲ輕重シ、政治家ノ價値ヲ低昂スルニ足ランヤ。思フテ此ニ至リ、覺ヘス啞然失笑ス。

戊申八月廿七日赤十字病院病牀ニ於テ記ス

第三節　時代と人物

一、時代の背景

いま伯が、桂を助けて、その經綸を縱橫に行はんとしたるころの日本は、果して如何なる日本であつたか。これを經濟的に眺むれば、日露戰爭の終了ごろをもつて、日本の産業革命は、大體において完了した。維新當初に

おける農業國日本は、工業國日本になつた。かくして國内の産業關係が根本的に變化すると同時に、外國との經濟關係も次第に推移しつつあつた。その變遷期を順序よく橋渡しすることが、桂内閣の大きい使命であつた。日本の國力が、日露戰爭を一轉期として躍進したことは、左の如き戰前豫算と戰後豫算との比較によつても目瞭である。

	歳入豫算	歳出豫算
戰前（三十六年度）	二五一、六八一、九六一圓	二四四、七五二、三四六圓
戰後（四十年度）	六一五、八二三、八〇四圓	六一六、四四一、〇四七圓

さらに外國貿易について見るも、次のやうな著しい變化があつた。

	輸出	輸入	合計	輸入超過
戰前（三十六年度）	三一一、二一二、八五一円	三三二、一一九、四九五円	六四三、三三二、三四六円	二〇、九〇六、六四四円
戰後（四十年度）	四五五、一五二、三四九	五一一、七一七、三六〇	九六六、八六九、七〇九	五六、五六五、〇一一

以て日本の資本主義が、如何に早い足どりで進んで行つたかが了解せられるであらう。

然るに、かかる異常の發展の一方には、又これに對する幾多の暗影が隨伴してゐた。假に内外國債について見れば、戰後の國債額は戰前の約四倍に激增してゐる。次の通りである。

	外國債	内國債	合計
戰前（三十六年度）	九七、六三〇、〇〇〇円	四八二、九三八、九五一円	五八〇、五六八、九五一円
戰後（四十年度）	一、一六五、七〇一、二二四	一、一一〇、六四五、二二八	二、二七六、三四六、四五二

しかも一方に於いては、外國貿易が年と共に輸入超過の趨勢を辿つて行つたために、在外正貨は急速に減退し、正

貨準備の基礎すら憂懼せられんとし、また人口の都會集中は、次第に新たなる社會問題を發生せんとしてゐた。

それよりも、一層根本的であつたことは、日本の資本主義の異常急速の發展原因たりし好條件が、今や次第に喪失せんとしてゐたことである。卽ち日本工業發展の一原因たりし內地原料は、工業の大發展とともにその不足を告げ、多くこれを外國に仰がざるを得ざるに至り、その第二原因たりし低廉賃銀は、次第に騰貴の趨勢を辿り、第三の原因たりし、未開市場の近接は、支那、印度、南洋自體に於ける新工場發生のために、脅かされんとするの兆を呈しつつあつた。

これを國際的に眺むれば、俄然として擡頭したる日本の工業、殊に纖維工業と海運業とが、從來歐米各國の獨占市場たりし支那市場及び太平洋上に於いて、新しき競爭を開始したがために、諸外國の嫉視を招かんとし、又、露國海軍の一掃による日本海軍の優勢は、太平洋上に於ける軍事情勢を一變せしめ、一轉して歐米列强の戒心を誘はんとしてゐた。

かかる國內經濟と國際關係の變化とは、當然國內の政治に反映し、ここにも亦根本的なる變化が發生せんとしてゐた。それは維新以來日本の政治を支配してゐた藩閥の勢力が、新たに興りつつあつた資本家階級によつて、その地位を奪はれんとしてゐたことであつた。政治形式の上から言へば、官僚政治より、政黨政治への推移がこれである。

顧みれば維新のはじめ、德川の幕府を倒した薩、長、土、肥の四藩のうち、土佐と肥前とは、夙く臺閣を去つて野に下り、他の諸藩の勢力と合して、自由黨と改進黨との二大政黨に結成せられ、薩長の勢力は相聯合して明治政府を維持してきたが、その政治の形式は、行政部の權力を强化し、官僚と軍人とをもつてこれを擔當せしむることであつ

た。さうして、激烈なる競爭試驗制度中心の學制を布き、官立學府に秀才を集め、これを文官試驗によりて政府に登庸し、官吏として頭角を見はしたるものは、これを勅選議員として貴族院に送り、以て議會より政府を支持せしむるの方策をとつた。

また明治初期の產業は、多く政府の誘導保護に俟つところ多かつたために、民間の事業家並びに金融業者等は、多く政府當路と相支援するを便となし、官僚政治形體の外廓として、行動して來つたのである。

かかる一切の勢力を代表して出現したのが桂內閣であつた。明治四十一年の交に於ける桂太郎の勢望が、日本全土を壓するの觀あつたのは、そのためであつた。

しかしながら一つの政治形態が、絕頂に登りつめるといふことは、やがて他の政治形體へと轉下することを意味する。すなはち第二次桂內閣は、一面において、官僚政治の全盛期を劃するとともに、他の一面において、それがやがて政黨政治へと變化するの兆候を、すでに包藏してゐたのであつた。

それは日本資本主義發展の過程として、新しく崛起せる新資本家階級が、漸く藩閥政治家より獨立せんとするの勢ひを示したことである。ことに日露戰後の財政經濟の後始末は、當時の政府當局者をして、資本を民間に仰ぐの必要を痛切ならしめたため、嘗ては頤使したる資本家に、しば〳〵膝を屈して懇請するの已むなきに至らしめ、これが爲めに後者の勢力を次第に增大せしめたのである。

さらに一方、日本の經濟的發展は、漸次中產階級を繁榮せしめ、その結果投票を此等の階級に求むる政黨をして、次第に獨自の勢力を張るに至らしめた。

この新資本家達が、新しく擡頭せる政黨と結托するの必要を感じたことは、寔に當然の成行きであつた。かくして資本家と政黨との聯合は、徐々として進捗し、それが官僚政治に對する大きい挑戰となつてきた。卽ち行政部、並びにこれを助ける貴族院に對する衆議院の勢力の增大がこれである。さうしてこの潮流を代表したのが、西園寺の率ゆる政友會であつた。

桂の官僚內閣と、西園寺の政黨內閣とが、明治三十九年より大正元年まで、相替つて政局を擔當したのは、上記のごとき、經濟的並びに政治的變遷の過渡的現象であつた。さうして第三次桂內閣が、大正二年初頭の憲政擁護運動をもつて倒壞するとともに、明治初期より四十幾年に亙つて日本を支配したる官僚政治は、實質上終焉し、日本はつひに政黨政治時代に入るに至つたのである。

後藤新平の入閣した第二次桂內閣は、斯くのごとき、日本特有なる官僚政治の黃金時代であり、行政權の最も强大なる時代であると同時に、またその最後の官僚全盛時代でもあつたのである。

行政的手腕に於いて、卓越したる天禀を有したる彼が、此の內閣に入り、此の首相の信任を得たることは、龍の雲を得たるごとき幸運であつた。すなはち知る。第二次桂內閣の遞相時代が、彼の政治家としての得意全盛時代たりしことを。

二、入閣の抱負

然らば伯は、桂內閣に入りて、果して何を爲さんとするのであるか。桂はまた伯をして、何を爲さしめんとするの

であるか。

これを表面上より眺むれば、桂首相の發表したる十二政綱中の第三、鐵道經營、第十二、遞信の二項目が、伯の直接主管の事務である。若しこれに加ふべきものありとすれば、伯の臺灣および滿洲に於ける閲歴上、第四、拓殖の一項であらう。

しかるに、伯と桂との間の默契は、政府事業の全般に亙つたこと、既に述べたるごとくである。特に伯が、自ら主力を傾けて成さんと志したるところは、入閣に當り、伯の手記した次の文書によつて明かとなるであらう。それは表紙に伯の自筆にて「入閣後覺書ノ一」と記されてある。

一、帝國ノ財政ノ基礎ニ付テハ内外ノ議論囂々タリ。其整理ノ急務ナルニ至テハ何人ト雖モ異論ナキ所、新内閣ハ幸ニ首相ノ力ニ倚リ、此ニ整理案成リテ、本問題ニ對シ一段落ヲ告ゲタル姿ナルガ、抑ヽ財政上ノ信用ヲシテ、爾ク薄弱ナラシムルノ勢ヲ作リタルモノハ誰ゾ。予ハ各省ニ於ケル各部ノ權衡宜シキヲ得スシテ、互ニ調和ヲ缺ケルヲ以テ、其主因ナリト言ハントス。此病的傾向ハ獨リ各省ノ間ニ止ラス、汎ク言ハヽ我國民間ノ進歩發達ノ上ニモ、其例ヲ見ル太タ多シ。換言スレバ、各種ノ機關(アルガン)（教育、財政、勸業等相互ノ間）迭ニ調和ヲ得スシテ、個々別々ニ發達セルモノニ似タリ。之レガ爲ニ悉ク不經濟ニ趨ルノ弊ヲ生シタルナリ。根本ヨリ此等ノ不調和ヲ醫セントセハ、固ヨリ世間ノ俗説ニ拘泥スヘキニアラス。一時或ハ不利ヲ免レザルコトアリトスルモ、期スル所ハ將來ノ巨利ニ存スルヲ遺レサレハ可ナリ。

一、現在ノ歳入ニ依リテ、百般ノ經營ヲ遂行セントト欲セハ、何人其局ニ當ルモ、所謂繰延政策ヨリ他ニ道ナキハ

辯ヲ待タザル所、但シ井上侯爵ノ唱道セラルヽ官營ヲ民業ニ移スコトノ如キ、亦一案タルヲ失ハサルノミナラス、或ル部ノ如キハ、寧ロ必要ナルヘシト雖モ、之ヲ以テ直ニ輸出入ノ不平均ヲ濟フヲ得ル政策ナリトハ信セラレス。故ニ繰延ハ一時止ムヲ得サルノ政策ニシテ、根本的政策ハ內ニ向テハ、前項ノ如キ官僚不調和ノ病源ヲ斷チ、外ニ對シテハ輸出超過ヲ計ルニ如カス。而シテ此レ等ノ目的ヲ達スル手段トシテ、關稅率改定ヲ說クモノアルモ、是レ一方法ニ過キスシテ、全體ノ政策トスルニ足ラズ。

一、鄙見ニ據レハ、輸入超過ヲ拯フハ、移民及海運業奬勵ノ二者ヲ措テ他ニ恰當ノ手段ナシ。既往ノ統計ニ據ルモ、移民ノ母國ニ送金セル高五、六百萬圓ニ上レリ。又海運業ニ付テハ、航海造船奬勵ノ爲ニ、國家ノ支出スル金額少カラザルモ、統計ノ示セル數字ハ（　　　）圓ヲ下ラサルニ徵シテ、前途益〻有望ナルヲ見ルヘキナリ。然ルニ不幸ニモ今日ニ至ルマデ、此二個ノ大問題ガ、政府ニ於テモ民間ニ於テモ、切實熱誠ニ講究セラレタルヲ聞カス。姑ク移民ノミニ就テ云フモ、我國ノ人口ハ、年々五十萬宛增加シツヽアルニ、未タ曾テ國是トシテ移民ノ事ヲ決定スルコトナキハ、島國タル帝國ノ地位ヨリ云フモ大缺典ナリ。時ノ外務當局者ハ國是タル根本ノ定マラザル爲メ、先方ノ國情ノミニ泥ミテ伸縮セラルヽヲ免レス。故ニ先ツ移民ヲ國是トスル根本ヨリ決定シ、而シテ此國是ヲ實行スル爲ニ、專門機關ヲ設ケテ之ニ當ラシメ、更ニ彼我ノ國情ヲ多少斟酌スルノ權能ハ、之ヲ外務當局者ニ委任スヘキナリ。再言スレハ、移民問題ハ社會問題ヲ解釋スヘキ一大進路ニシテ內務行政及ヒ財政上ニモ、密接ノ關係ヲ有スルモノナルニモ拘ラス、內務大藏兩大臣ニ於テ、誠實ニ本問題ヲ講究セラレタルヲ耳ニセサルハ、眞ニ昭世ノ恨事トス。

一、又海運業ニ就テ云フモ、其管理ハ夙ニ遞信省ニ屬セシメラレ、奬勵保護殆ント至ラサルナキノ觀アルモ、細カニ其裏面ヲ窺ヘハ、畢竟斯ノ如クスルトキハ此ノ如クナラント推考セル詩的行動ノミニシテ、初メヨリ一定不動ノ方針ナキニ似タリト云フヲ憚ラス。之ヲ詳言スレハ、只某々國ニ云々ノ例アリトシ、一二ノ國ノ先蹤ヲ追フテ摸擬是レ事トシ、毫モ彼我ノ國情ノ相異ナル點、及長短取舍ノ得失等ニ付キ、比較講究セラレタルヲ聞カサルハ遺憾ナリ。但シ摸擬必スシモ不可トセサルモ、徒ニ其形骸ヲ寫スニ汲々トシテ、其精神ヲ等閑ニ付シ去ルトキハ、彼ノ孩子ノ喜フ狙公ノ演戲、提灯屋ノ臨寫セル王羲之ノ書ト一般、何ノ價値カアラン。

一、次ニ當面ノ急ナル滿洲問題ニ付テ云ハヽ、政府ハ他日南滿洲ヲ淸國ニ還付スル意思ナルカ否、或ル人ハ今ニ於テ還否ヲ決スルモ何ノ益カアルトノ遁辭ヲ吐カンモ、我ニ於テハ、先ツ以テ此大覺悟ヲ定メ、而ル後諸般ノ經營ヲ定メサルヘカラス。假ニ他日還付スルモノトスルモ、實際ニ於テ還付セザルト相等シキ效果ヲ收ムルノ道アリ。蓋シ五十萬乃至百萬ノ人口ヲ移殖スル是レナリ。我國民ハ母國風土ノ佳ナルト、生計ノ容易ナルトニ因リ、性來外ニ出ツルヲ喜ハス。曩日ノ臺灣、現今ノ滿韓ハ言フマテモナク、往年北海道ニ於ケル實例ハ皆此通有性ノ弱點ヲ表示セリ。故ニ多數ノ人口ヲ滿洲ニ移サント欲セハ、先ツ滿洲ノ如何ナルモノナルカヲ知ラシムルノ要アリ。其方法一ニシテ足ラサルモ、昨年來主張セル大ナル學校ヲ旅順ニ起ス如キ尤モ捷徑タリ。「住メバ都」ノ俚諺ノ如ク、由來外ニ出ツルヲ欲セサル國民ヲ誘フニハ、先ツ其土地ト相親マシメサルヘカラス。已ニ一タヒ其土地ト相親ムトキハ、漸ク大陸的生活ニ習ルヽモノナリ。我國民ガ移民トシテ如上ノ病根ヲ有スルニモ拘ラス、偶々布哇ニ成功シタルハ、是レ時勢ニ促サレタル驚クヘキ發展ノ結果ナリ。加奈陀ニ於ケル成

功モ亦此機運ヨリ來ル。

一、前段ニ云ヘル移民トシテ不適當ナル病源ハ、浸潤セル所極メテ深シ。素ヨリ一朝夕ニシテ能ク拭去スヘキニアラザルガ上ニ、政府カ今日ニ至ルマテ、移民若クハ殖民政策トシテ何等根本的決定ヲ下サズ、經濟學者モ亦未タ十分ノ解釋ヲ試ミサリシハ、我ノ國情ヨリ觀テ、寧ロ怪訝ニ堪ヘサル所ナリ。然レトモ前ニ敍述スル如ク五十萬乃至百萬ノ人口ヲ滿洲ニ入ルヽノ筆法ヲ以テ、少クトモ百萬ノ人口ヲ韓國ニ入レサルヘカラサルハ、今日ニ於テハ最早議論ニアラスシテ、刻下ノ急務タルヲ認メラレンコトヲ望ム。(東洋拓殖會社已ニ起レリ)

一、次ニ亞米利加ノ移民ニ付テモ、一大問題生シツヽアルガ、今日ニ及テハ、從來外務當局者ノ取リタル轍ヲ改ムルコト容易ナラサルヘシト雖モ、若シ爲シ得ヘクンハ、現大統領及「タフト」等ト商量シテ、南米ニ移民スルコトヲ妨害セサルノミナラス、協約其他ニ付キ、方便ヲ與ヘラルヽコトヲ、他ノ交換問題トシテ提起スルノ必要アリ。幸ニシテ此事行ハルヽニ至ラハ、我ヨリ派遣スヘキ領事、其人ノ撰敍ハ尤モ精クセサルヘカラス。而シテ之ニ授クルニ、外務現行ノ通則以外ノ權能ヲ以テシ、移民モ亦整々肅々、秩序的進退ヲ爲サシメ、又共同救濟ノ方法ヲ設ケシムルヲ要ス。此ノ如クスルトキハ、自ラ一時的漂泊移民ト異ナリ、先方國ニ於テモ相當ノ禮ヲ拂フコトヽナラン。此ハ獨リ南米ニノミ限ラス、既ニ出テタル其他ノ土地又ハ滿韓國ニ在ルモノニ對シテモ、此種ノ節制ヲ加フルコトハ、利益ノ點ヲ外ニスルモ、國家ノ體面上、尤モ急要ノ問題ナリト思考ス。

一、如上ノ議論ト共ニ、更ニ附言シ置カントスルハ他ニアラス。卽チ北滿洲黑龍江附近ニ散在セル露國民ノ狀態是レナリ。露國ハ世人ノ知ル如ク、近來財政ノ困疲甚シキニモ拘ラス、盛ニ移民ヲ企テ、年々黑龍江方面ニ移

殖セラル、數五萬以上ニ達ス。（然ルニ我國ハ韓國ニ對シテ官吏ノ移殖ニ力ムルモ、一般移民ニ付テハ未タ十分意ヲ用ヰザルカノ感アリ）而シテ世間往々露人勢力ノ黑龍江方面ニ擴大セラルヽヲ見テ、猜忌憂慮スルモノアルモ、之ヲ誘フテ利用スルノ道ヲ知ラサルハ愚ナラスヤ。彼等ヲ利用スルノ方法ハ、彼等ト與ニ日本雜貨ノ販路ヲ彼ノ方面ニ擴張若クハ開拓スルニ在リ。之レニ付テモ、前段ニ云ヘル如ク、有力ナル領事ヲ必要トス。領事先頭ニ立テ、我ガ商民之ニ隨ヒ、首尾相應シテ商戰ニ從ハヾ、露本國ノ都會ヨリ輸入セラルヽ雜貨ヲ驅逐スルコト、必スシモ難キニアラス。何トナレハ、露本國ヨリ此レ等ノ貨物ヲ輸送スルノ困難ハ、我國ヨリ輸送スル困難ニ比シテ遙ニ大ナレハナリ。我國人ガ往々勢力ノ伸縮ニ腐心シツヽ、此ノ大市場ヲ眼底ヨリ逸去セントスル傾アルハ慨スヘキノ至ナリ。

一、我ガ領事ノ失錯ノ爲ニ、政府ノ失錯トナレル事例少シトセス。今滿洲ニ於テ實見セルモノニ就テノミ云フモ、奉天ニ於ケル實例ハ如何。之ヲ一年前ニ比スレハ更ニ甚シカラスヤ。營口ノ如キハ領事ノ狂態ノ爲ニ、同地ニ在ル外國商人ノ、新法線問題ニ對スル反抗ヲ招致シタリト言フヲ憚ラス。後チ外務當局亦稍ヽ悟レルモノヽ、如シ。其他之ニ類スルモノ多々アリ。要スルニ領事ノ過失、若クハ微力ノ爲ニ、禍ヲ國家ニ蒙ラシムル虞アレハ、其人ヲ選擇スルニ當テハ、學識經驗ニ重キヲ置クヘキハ勿論、其人格稟性ニモ相當ノ注意ヲ拂ヒ、對手者ヲシテ徒ニ嫌惡ノ心ヲ起サシメ、若クハ輕侮ノ念ヲ生セシメサル適材ヲ擧用スルニ在リ。白面ノ書生ニ與フルニ此重地ヲ以テスルハ危險甚シ。

一、新法線問題ノ由來ニ付、深ク講究スル時ハ、淸國カ我政府ノ施セル滿洲政治ニ慊ラス、寧ロ列國ノ勢力ヲ假

リテ、我國ノ隆鼻ヲ挫カントシ、成否共ニ利權回收ノ人氣ト相合フノ利アルヲ看取シタル一ノ狂言ナルヲ察知シ得タリ。彼ハ初メ利益ヲ問題ノ外ニシテ、列强ニ賴リテ我國ニ一擊ヲ加ヘントシタルニ過キサリシモ、中コロヨリ利益問題之ニ伴フコト、ナレリ。彼淸國ガ此企圖ヲ發表セル時ハ、已ニ各國ノ同情ヲ自家ノ懷ニ收メ、我ニ壓迫ヲ加フル政策ノ熟セル時ナリシナリ。而シテ其餘焰ハ今日ニ及テ猶未タ熄ズ。但シ此計畫ハ、最初唐巡撫ノ方寸ニ定リ、中央政府與知セサリシナリ。本問題ニ付テハ、我ハ愼重ナル態度ヲ以テ、終始主張ヲ更フヘカラサルハ無論ナルニ、當時我內閣ニ於テハ、一時列强ノ同情淸國ニ集ルヲ見、彼ノ言ヲ容ル、ト同時ニ、別ニ交換問題ヲ提出セントスルマテニ惑ヒタリ。然レトモ幸ニ辛フシテ、此危地ヲ免レ、現下ノ立脚點ヲ維持スルヲ得タリシナリ。想フニ新法線問題ハ、滿洲經營ノ全體ニ關スルノ重大問題ナレハ、我ハ飽クマテ峻拒ノ態度ヲ改ムヘカラス。寸ヲ讓ルハ尺ヲ奪ハル、所以ナリ。自ラ條約上ノ權利ヲ放棄スル如キアラハ、彼ハ我ヲ以テ德トセス、却テ與シ易シトシテ侮ルヘキナリ。中央政府ノ意志薄弱ナルトキハ折衝ノ事ニ當ル公使ノ意志亦薄弱トナリ、結局彼ノ爲ニ致サル、恐レアリ。今後ノ事ハ一ニ新外相トノ協議ニ依リ、之ニ對シテ確乎タル方針ヲ定メラレンコトヲ望ム。

一、新法線問題決セハ、次ニ滿鐵問題ニ移ルヲ順序トス。滿鐵ノ經濟事情ハ、當初或ル人々ノ吹聽セル如ク巨利アルニアラサルモ、其後或ル人々ノ悲觀セル如ク寡利ナルモノニモアラス。實際ハ後者ノ見込ミヨリハ遙ニ上位ニ在リト言フヲ妨ケス。此ハ漫然ノ立言ニアラスシテ、創立委員ノ計數、又大藏省草案計數以上ト比較シ、一々調査硏究シタル結果ナリ。新法線問題未タ決セサルニ、滿鐵ノ利益ヲ表白スルトキハ、既ニ一方ニ於テ此

ノ如キ巨大ナル利益ヲ享クル以上ハ、新法線ノ延長ハ是認スルモ可ナラスヤトノ說出ツルノ虞アリ。滿鐵ハ新法線ノ延長サヘ抑制シ得ハ、其利益ハ今日ノ豫算以上ナルヲ疑ハズト雖モ、一タビ此ノ延長ヲ容サバ、侵略ノ禍底止スル所ヲ知ラズ、或ル外交官ハ條約上ニ新法線以外延長ヲ企テサルノ證明ヲ留保セハ可ナリト說クモ、是レ腐儒ノ言ノミ。共ニ時務ヲ談ルニ足ラス。這般ノ問題ハ究竟實際的ナリ。一タヒ新法線ノ延長ヲ聽カハ其他ノ延長ヲ拒ムノ辭亡フ。豈思ハサルヘケンヤ。此レ等ノ紛論收リ、滿鐵ノ經濟事情ヲ有リノ儘ニ發表セハ、恐クハ世人ハ其有望ナルニ一驚ヲ吃スヘシ。而シテ世界ノ資本家ハ、爭フテ投資セントスルナラン。此ノ場合ニ至ラハ、我ハ今日不利ナル地位ヲ脫シテ、好ム所ノ條件ヲ示シ、主客ノ地位ヲ顚倒シ得ルコト易々タリ。更ニ五千萬乃至壹億圓ノ社債ヲ募ル必スシモ難事ニアラサルヘシ。此ノ如クシテ、我國光ヲ毀ケス、我經濟ヲ裨補スルヲ得ハ又妙ナラスヤ。此道一タヒ開クルニ於テハ、我政府ハ壹億以下ノ端金ハ借ラズト高ク居リ、端金ノ必要ナル場合ニハ、他ニ融通ノ方法（卽チ滿鐵社債ノ範圍內ニ於テ）ヲ講シ、歐米ノ資本家ニ向テハ、我不關焉ヲ裝フコトヲ得ヘシ。假ニモ一等國ノ政府トシテ、二千萬ヤ三千萬ノ借金スル爲ニ、叩頭再拜スルハ何等ノ陋態ソ。一等國ノ面目果シテ安クニカ在ル。既ニ此上ハ外債ヲ募ラス、整理ノ手段ニ依リテ、節約主義ヲ取ラント決心シタルハ宜シト雖モ、資本家ノ垂涎スル下物ヲ示シテ、低利ノ資本ヲ招クノ、積極的整理ナルヲ忘却スヘカラサルナリ。

一、外交上ノ關係ニ於テ、許スナラハ、滿鐵會社ハ日淸兩國ノ合資ヲ標榜セルモ、實際上此組織ノ失敗ニ歸シタルヲ好機トシテ、寧ロ帝國ノ官有鐵道ニ改ムルニ若カス。創立ノ當時兩國民ニ限リ、持株ノ自由ヲ與ヘタルハ、

清國ノ歡心ヲ買フノ必要モアリシナランガ、今日マテノ事實ニ於テ、此望ハ全然空シ。日露戰役ニ於テ親善ヲ増スヘキ日清兩國ノ關係ハ、戰前ヨリモ寧ロ冷カナリ。是ヲ以テ、其内容ニ於テ前日ニ異ナル門戶開放、機會均等ノ實ヲ擧クヘキ方法、又ハ所謂文裝的武備ヲ講スヘキ手段ヲ取ラサルヘカラス。幸ニ十分列强ノ同情ヲ我ニ引クヲ得タランニハ、斷乎トシテ會社ヲ改メテ官有トスルモ、亦四圍ノ異議ナキヲ得ン。內地株主ノ所有ニ係ル拾萬株ハ、一方ニ於テ拂込ミヲ促シ、他方市場ニ於テ徐々買收スルトキハ、經濟界ニ何等惡影響ナクシテ買收シ了ラン。然ル後チハ、意ノ儘ニ變更シ得ルナリ。但シ此ハ極メテ「デリケート」ナル問題ナレハ、仍ホ十分ノ講究ヲ盡シ、且ツ局ニ當ル其人ヲ得ルニ非サレハ、輕々シク爲シ難キノ業ナリ。

一、前來述ヘタルカ如ク、此度ノ財政整理ハ一切外債ニ賴ラサルコト、シタル以上、早ク新法線問題ノ陰雲ヲ掃ヒ之レト同時ニ滿鐵ノ經濟實情ヲ公示シ、之レニ因リテ有利ナル條件ノ下ニ、五千萬乃至一億ノ外資ヲ入レ、一旦內外ニ失墜シタル財政ノ信用ヲ回復セサルヘカラス。一タヒ帝國ノ信用ヲ高メ、財政ノ基礎鞏固ナラハ、一時止ムヲ得ス斷行セル陸海軍繰延ノ如キ、何時ニテモ本ニ還リテ計畫ヲ遂行スルヲ得ヘシ。世人動モスレハ鐵道國有ヲ以テ一國ノ經濟ヲ紊亂スルモノ、如ク誤解スルモ、決シテ然ラス。理事者其人ヲ得ハ、却テ經濟ノ調和ヲ助成スルモノナリ。六億圓ノ鐵道公債市場ニ出テナハ、諸多ノ公債悉ク大下落ヲ見ント豫想シ、現在此ノ杞憂ヨリ幾分ノ下落ヲ見ツ、アルモ、事實ハ世間經濟家ト稱スル人々ノ憂慮スル如ク、大下落ニ逢フコトナカルヘシ。今日ノ狀勢ハ、寧ロ此レ等ノ人々ノ智識達觀共ニ低キガ爲ニ、徒ニ前途ヲ悲觀シ、延テ市價ニ多少ノ影響ヲ及シツ、アルモノ、如シ。

一、前段ニ述ベタル如ク、滿鐵ノ經濟事情ヲ好餌トシテ、一方ニ滿洲ヲ外人ニ開放スルノ實ヲ示シ、他方ニ外資ヲ利用シ、內面ヨリ幾分國家ノ財政整理ヲ助クルヲ得タル曉ニハ、更ニ進テ鐵道經濟ヲ全然獨立トシ、之ニ依リテ大ニ外資ヲ招カントス。其條件ハ、一ニ我ノ提案ニ從ハシメテ、彼ノ左右スル所ニ任セスシテ可ナリ。而シテ此機運ニ乘シテ、下ノ關ヨリ青森マデノ幹線ヲ廣軌ニ改ムルノ胸算ナリ。此軌道ノ改良ヲ斷行セザルトキハ軍事上經濟上共ニ鐵道ヲ國有トセル眞價ナシト謂フヘシ。只財政整理ノ爲ニ文裝的武備ヲ怠ラハ、天下ノ事休スノミ。假令幾百萬ノ精兵アリト雖モ、滿洲ニ於テハ、車輛限リアリテ、俄ニ大輸送ヲ爲スヲ得ス。又之ガ材料ニモ乏シ。然ルニ南滿洲ヨリ安奉線、韓國全土並ニ關門聯絡ヨリ青森ニ到ル間、廣軌輸送ヲ爲スヲ得、車輛製造其他ノ設備之ニ協ハヾ、百萬ノ貔貅ヲ滿洲ノ野ニ動ス、容易ノ業ノミ。之ニ反シテ、廣軌ハ外ニ於テノミ使用シ、國內ニ在テハ狹軌ニ安ンスルトキハ、韓國以往滿洲（或ハ大連北滿洲）ニ兵ヲ進ムルニ大ナル不利アリ。故ニ這般ノ改良ハ、財政上ノ信用回復シ、若干ノ外資ヲ入レ、今日ノ繰延ヲ取消シ、既定ノ計畫ヲ實行スル前途マテヲ豫想シ、平時ノ經濟ト、有事ノ日ノ大輸送トヲ對照シテ、各般ノ講究ヲ盡サヽルヘカラスト信ス。

以上移民及海運ニ關スル根本義ノ決定、並ニ滿洲ニ對スル我國ノ大決心ヲ促シ、之ニ據リテ國交及財政ノ計畫ヲ定ムベキハ勿論、當面ノ財政整理ヲ利用シテ、他日大發展ノ地ヲ爲リ以テ愈々帝國ノ光譽ヲ加ヘンコトヲ希フニ外ナラス。病餘保養ノ旁ラ時ニ思ノ馳スルニ任セ、其要旨ヲ筆寫セルノミ。

以て伯が、桂內閣に於いて、何を爲さんと欲したるやの、抱負の全貌を知ることができるであらう。

三、仲小路次官の留任

七月十四日の午後三時半に行はれた新内閣の親任式には、伯は病氣のため列することができなかつた。その前夜から下痢を起し、親任式當日の午後、澁谷の赤十字病院に入り、家族以外には、一切の面會を謝絶して療養することになつた。それは赤痢の疑ひがあつたからである。しかし二十四日に至つて、下痢もやみ、周圍は漸く愁眉を開いたのであるが、退院したのは八月八日であつた。

その翌日、箱根宮の下に轉地し、八月二十七日には鹽原に往つた。そして病全く癒えて歸京したのは九月初めであつた。

この伯の病氣については、後に更に詳記するところがあるが、伯は名古屋時代に輕い肺病に罹り、その全癒後は人一倍の健康體となつてゐた。然るに、臺灣において、アミーバ赤痢をしてからは、しば〳〵腸の疾患に侵された。大正八年五月、米國から倫敦に赴く船中で、激烈なる腹痛を起し、船醫は盲腸炎と診斷したが、上陸後にアミーバ赤痢と判明した。伯の身體の一番の弱點は、この腸の痼疾であつた。

いま彼は多年の志を遂げて、臺閣の人となつたのであるが、その第一歩に於いて病魔に襲はれ、居常意のごとくならなかつた。しかも彼の著手すべきことは、身邊に累積してゐたのである。その第一は遞信省の陣容を如何にすべきかであつた。

この時遞信省には、次官として仲小路廉がゐた。仲小路を如何にすべきか。

仲小路廉について、我等は少しくここに語らなければならぬ。

彼は慶應二年をもつて、長州德山に生れ、十一歳の時に父を失ひ、母の手一つで育てられた。裁判所の小吏として一家を支へた兄が、彼の十六歳のとき他界すると、彼と十一歳の弟とを抱へた母は、「天涯地角何處にも賴る所なき孤影落莫の境涯」（彼の手記、慈母と我が追懷）に落ちて仕舞つたのである。

それから彼の母は、再婚の勸めを悉く固辭して、一意專心兩兒の養育に腐心した。

斯くのごとき境遇より發奮して蹶起したる彼の五體の內には、常に烈々たる負けじ魂が沸騰してゐた。彼が舊名喜久三を改めて、廉と稱したるにつき、客がその改名を賛して「淸廉」又は「廉潔」の意なるべしと言へるに對し、彼は自筆の「廉之記、戲作」（明治二十二年秋、彼が二十四歲の時）のうちに、次の如く答へた。

> 余冷然として曰く。否々余の名の命ずる、子の言の如く、敢て高潔優尙の意有を存するにあらず。予や幼にして夙に父兄を失し、內に強援依賴の親なく、外に光看庇保の知なく、煢々孤立、刻苦精勵、漸く明治二十年判事登庸試業に丁り、幸にして甲科の第に及びたり。登時年少後進を以て先輩に超駕し、一時內外に虛名を博し、私心亦歡喜に堪へざりき。今にして之れを追憶すれば殆んど夢幻の如く、刻苦勵精の效績、奉祿三百を得たるのみ。由之憶是、一身を賭し漸くにして購求し得たるものは三百圓矣。予や五尺之身體、唯是三百圓に値ひする一塊のみ。噫何ぞ夫れ廉なるや。入ては金殿に歌ひ玉樓に臥し、出ては肥馬に跨り、輕裘を被り、食前方丈侍姬千百、競艷爭姸一に我が歡心を得んことを欲し、只其及ばざらんことを恐る。（中略）三百の奉祿何ぞ此贅澤に資するを得ん。噫、予の生計豈廉ならんや。古人五斗米の爲めに腰を屈する、猶ほ屑しとせざる所、今哉啻に五斗米の

みならざるなく、腰を屈するの相場も亦廉ならずや。噫、余が才識の分量は果して三百圓の外に出さる歟。余が腰は三百圓を荷へば直に屈曲せざる可からざる歟。嗚呼余が一身、何ぞ夫れ廉なる。余の名を改むるに廉を以てす、又其理なきにあらざるなり。

彼が貧困の裡に身を起し、自恃獨行、氣を負うて社會に出でたるの心情を見るべきである。

彼ははじめ司法官として世に出で、檢事として、また司法省參事官として令名があつたが、明治三十四年、司法官增俸問題の急先鋒として立ち、つひに官を辭し野に下つた。しかし二箇月ならずして、第一次桂內閣の成るとともに遞信省官房長として官場に復活し、後、內務省土木局長より警保局長に擢用せられて、內務次官山縣伊三郞の下に其の才腕を揮つた。そして明治三十九年一月、第一次西園寺內閣成立し、山縣（伊三郞）が遞信大臣となると、彼も亦伴はれて遞信省に轉じ、次官として山縣を助け、鐵道國有の困難なる仕事を仕遂げた。

しかるに、明治四十一年一月初旬、鐵道豫算の問題で山縣遞相と阪谷藏相との意見が衝突し、山縣が辭表を呈出すると、次官たる仲小路も亦同時に辭表を出した。ところが內閣としては、議會開會の直前に、大臣と次官とを同時に失ふことは、一大打擊であつたので、首相は仲小路の同鄕の先輩たる陸相寺內正毅をして、彼の辭職を思ひ止まらせようとした。

寺內の懇々たる說得に會ふと、彼は無下にこれを卻けて辭職するわけにはいかなくなつた。と云つて一方、山縣伊三郞との情誼から言へば、彼はひとりその後に安閑として止まつてゐるわけにもいかぬ。そこで進退兩難の位置に立つた彼は、種々考へた末、「是は出過ぎた處置であるかも知れぬが、已むを得ず留任をするといふ以上は、一の條件

を持出さう。其條件が容れられれば宜しい。さもなければ辭表は撤回しまい」（仲小路廉集「原氏と寺内伯と自分」）と決心した。さうして翌朝寺内に會つて、彼は、次のやうに答へた。

自分は如何にも、唯山縣遞相と進退を共にすることが單に個人的情實と云ふのみでは相濟まぬ。去りながら、鐵道の國有は實に容易な問題ではない。然るに不幸にして當局大臣が其地位を去られて、新大臣が來らるゝとならば、新大臣としては、自ら又新大臣の方針があらう。もしもそれであるならば、却て自分の居らぬ方が宜しい。自分も今日まで私設鐵道の關係者に對しては勿論のこと、或は元老、或は財界の多くの人々にまで、固く一定の方針を以て進んで來たのである。其方針を變へねばならぬといふことでは、自分としては斷じて此の地位に安んずることはできない。又人の使用の上についても、新大臣の考へがあるといふことならば、自分の居ることは却て職務上の妨げを生ずる。決して私情のみではない。鐵道國有なる國家の一大事業を遂行する上に於いては已むを得ぬことである。ゆゑに强ひて留任せよとならば、玆に一つの條件を持出したい。それは鐵道國有については、從前通りの方針に據ること、人の使用法についても、總てこれ迄の考へ通りに遂行すること、若しその通りでよいとならば、その時こそ辭表を撤回して留任致しませう。（同上）

さうして、寺內をしてこれを承知せしめ、且つ將來面倒の起つた場合には、內閣中の主要大臣たる寺內をして後援せしめるといふ言質まで取つたのみならず、新たに遞相を兼任した原內相に會つて、同じく原をしてこれに贊成させ、はじめて彼は留任したのである。

かういふ經緯をもつて遞信次官の椅子に座つてゐた仲小路廉である。そこへ今度の首相の桂は同鄉の先輩であり、

寺内も亦陸相として留任してゐるのであるから、彼の地位の鞏固なることは、普通の次官と同日の談ではない。しかも仲小路は、伯が檢疫所事務官に復活したとき、書を兒玉源太郎に送つて、手厳しく伯の起用に反對したとさへ云はれたほどである。

伯は果して、仲小路を如何にすべき乎。

そこで伯は、赤十字病院の病室に仲小路を呼んだ。

當時この兩人の間に取りかはされた會話は、不幸にして何等の記錄も遺つてゐない。しかしそれは、仲小路と寺内や原との會見以上に面倒なものであつたことは、想像に難くない。「仲小路さんがおいでになつて、隨分永い間話をして歸られました」といふのが、故伯爵夫人のよく近親者に話した言葉であつた。

察するに仲小路は、輕々には留任の承諾を與へなかつたものであらう。さうして伯の勸めに會つて、原に出したと同じ條件を出したのであらう。

斯くして仲小路は遂に留任した。しかし性格の異なる兩者は、初めの間はなか〳〵圓滿に步調が揃はなかつた。それを終始心配したのが桂首相であつた。この間の消息を、長島隆二は次のごとく語つてゐる。

後藤伯が第二次桂内閣の遞相に就任した時、次官は仲小路廉氏であつた。仲小路氏は第一次桂内閣時代の警保局長であつて、當時から中央官場において相當羽振りをきかせてゐた。それで後藤伯が外部から入つて來ても、少しもこれに屈せず、「新大臣は遞信畑にとつては素人である」といつたやうな態度であつた。殊に藤伯の活動ぶりが役人放れをしてゐるので、仲小路次官は藤伯の眞意が那邊にあるかを理解する事が出來ず、むしろ藤伯の遞

相としての手腕を危ぶんだ。從つて遞相就任の當初においては、兩者の間には調和がとれず、又この關係を惡用し、煽動したものもあつた。

しかし藤伯は全然、かうした對次官關係を顧慮せず、仲小路氏の如きは全然眼中におかなかつた。對次官關係の惡化を憂慮した桂公は、自分に對して、この間の事情を一應藤伯の耳に入れておく方がよからうと言はれたので、自分から對次官關係の事を藤伯に話すと、藤伯は笑つて居られた。

そのうち仲小路次官は外遊する事になり、後には仲小路氏も藤伯の風呂敷のうちに包まれ、仲小路氏はその逝去する迄、藤伯の爲めに大いに盡力した。

この伯と仲小路との間を紛糾さした一つの原因は、陸相寺内にもあつた。寺内は西園寺内閣時代に、仲小路を次官として慰留した關係もあつて、同郷の先輩たる關係以上に彼を庇護してゐたから、伯と仲小路との意見が衝突して、桂が伯を助けると、寺内は仲小路を援護し、「大臣として次官が押へ切れぬとはどうしたことか」と、伯に毒舌を弄するといふ有樣であつた。

斯くの如く、伯は閣內に於いては、前記の文珠組に反對せられ、省內に於いては、次官に反抗せられ、かなり困難な地位に立つてゐた。從つて大臣としての初舞臺において、伯が果して及第するかどうかを危ぶんだ人々も一、二人ではなかつた。

伯は遞信省には、自分の腹心といふやうな者を一人もつれていかなかつた。自分が自由に任用できる祕書官すら、全然それまで一面識もない小森雄介を採用した。

小森は伯と仲小路との關係を次のごとく語つた。

「後藤新遞相は遞信省所管事務には全くの素人である。新遞相就任し來つても、省內の事務には一指も染めさせぬ」といふのが、時の遞信次官仲小路廉氏の覺悟であつた。仲小路氏は勿論、敏腕家であつたばかりでなく、寺內陸相と極めて密接な關係のあつた人物で、寺內伯を背景としてその地位を確保し、所管事項の重要案件に就いては、後藤遞相を出し拔いて桂首相と內協議を遂げるといつたやうな方策すら講じた程である。從つて後藤遞相はその就任の當初においては、內心、仲小路次官の更迭を斷行しようかと決意したのであつたが、桂首相が、遞相と次官との惡關係を激發せしめぬやうにつとめたばかりでなく、首相はひたすら遞相を庇護した。そのうちに遞相と次官との折合もよくなり、鐵道院が創設されるに及んで、「オイ、仲小路たのむよ、おれはこれから鐵道に專念する」と告げ、遞信省事務は全く仲小路次官に委せきりにした。

この仲小路と伯との關係は、伯の性格を物語る興味ある一事件である。

伯は衞生局において長與に仕へ、臺灣において兒玉に仕へた。いま內閣に入つて、桂に仕へるやうになつた。伯は一見御し難き悍馬のやうであつたが、これ等上長の人々との折合は常に優れてよかつた。

しかるに伯は、今や自分と同樣に硬直剛愎にして、頭腦に於いても、自分と拮抗し得る人物の、しかも自己に反感を持つてゐるのにぶつかつたのであるから、言はば人間操縱の試驗臺に立たせられたやうなものである。

しかもこの二人者は、その經歷が根本的に違つてゐた。仲小路は司法省より內務省を經て、官吏として法制の解釋運用の仕事に當つてきてゐたから、條理整然と國務を擔當することに長じてゐた。伯が身を醫學に起し、中道にして

新附の植民地に赴き、規矩準繩の範圍外に奔放自在の手腕を揮つたのとは、その經歴に於いてすでに大なる差違があつた。

ゆゑに兩者が、その接觸の初期において、左支右吾、相扞格したのは怪しむに足りない。

しかしながら、他の一面より觀るとき、伯と仲小路との間には、一味靈犀相通ずるものがあつた。それは彼が、その檢事としての出身と、行政官としての經歴よりすれば、一見、冷頭純理の木强漢のごとくにして、實はその性格のうちには、人生意氣に感ずる底の熱情があり、規格墨守の吏僚といふよりも、むしろ鬪氣滿腹の政治家であつたことである。

仲小路は幼少より、英雄偉人の傳記を愛讀し、晩年に至るまでこれを熄めなかつた。その私淑したる人物は、豐太閤、日蓮、山鹿素行、賴山陽等であつたが、彼は豐太閤を論じたる中において、「人生は戰爭である。征服するか、征服せらるゝか、勝つか、負くるか、二者其の一つを出でないのである。學者にせよ、政治家にせよ、實業家にせよ乃至總べての人類より天地間の生きとし生けるもの、皆此の理法の外に出る事は出來ないのである」と喝破し、その秀吉を崇拜する所以を、「秀吉の卓越した性格の中で、彼が其光榮ある生涯を建設した基礎ともいふべきは、要するに時々刻々寸分の隙もなく胸中に種々の工夫を凝らし、それからそれへと思をめぐらして、著々之を實行し、遂に其の結果を收めたといふことである。凡人と英雄との差は畢竟玆にある」と記した。

そこに彼の人生觀が躍つてゐる。

また彼が少年の頃から賴山陽を慕つた由來は、山陽の立志論の冐頭に、「男子學ばざれば則ち已む。學べば則ち當

に群を超ゆべし」とある一句にあつたと言つてゐる。ここにもまた彼の爲人が窺はれる。彼は秀吉の鬪志と創造力を尊重したるごとく、山陽の負けじ魂に共鳴したのである。

かくの如く仲小路は、自恃獨行、鬪氣滿腹の男であつたから、當初の間彼が、新米大臣の伯に對して、昂々然として拮抗したのは、當然であつたといはねばならぬ。伯も亦最初の間は狷介なる人物として、厄介視したであらう。しかし年を經るとともに、彼等兩人は、水魚の交はりといはざるまでも、倶に相許す政友として深く結ぶに至つた。それは彼等兩人が、その一見異なる外貌と經歷との底深く、神會流通すべき共通の資質を備へてゐたからである。

他方において、伯は一見非妥協的且つ主我的のやうで、實は調和的且つ互讓的の性格を多分に持つてゐた。伯はその公生活においては、仲々人と喧嘩をしない人であつた。況んや仲小路とは、かかる性格的の共通性あるに於いてをや。二人者は何時の間にか、双方の長所美點に相牽引せられて、互に缺點を補ひつつ、手を携へて政界を歩むに至つたのである。

四、滿鐵總裁中村是公

新遞信大臣としての伯の人事行政のうち、いま一つ重大なる案件がのこつてゐた。それは滿鐵正副總裁を如何にすべきかの問題であつた。

はじめ伯の滿鐵を去るや、政府は果して何人をもつて、その後任とすべきやについて、世上の議論は紛々としてゐた。或は前閣僚某、或は某汽船會社社長某等の名が、その候補者として喧傳せられてゐた。

しかし伯の意中の候補者が中村是公であつたことは、當初から疑ひなかつた。また伯の入閣の事情よりするも、桂首相が伯の推薦する候補者を容るべきことは明白であつた。

しかし伯は、入閣と同時に中村是公を推擧しなかつた。これは伯一流の人事行政に由來する。伯は一見性急のやうであつて、時としては驚くべき愼重振りを發揮した。ことに人事に於いてさうであつた。後年寺內內閣の鐵道院總裁となつたときも、副總裁の更迭に約七箇月を費した。それは人を用ひるに當り、時としては一時の思ひ付きで速斷もしたが、重要なる地位の補充には、優柔不斷と思はれるほど、用心深かつたからである。

伯が中村是公の總裁昇進を急がなかつたのは、世論の推移を眺め、且つ滿鐵內の人心の安定を待つてゐたものと思はれる。

さうして副總裁中村是公を總裁に、理事國澤新兵衞を副總裁に、それ〳〵昇進せしめたのは、伯が遞相として滿鐵を去つてから約五箇月の後、明治四十一年十二月十九日であつた。

伯は中村を滿鐵總裁の後任とするとともに、滿鐵の重立つた人々に手紙を送つて、後事を托した。

彼は先づ新副總裁國澤新兵衞に左のごとく申し送つた。

拜啓益御多祥被爲在奉恭頌候、偖會社創立以來、引續非常之御盡力に依り、今有らゆる困難を經過し、豫想以上の效果を收めつゝありと承知し、只佩服之外無之候。定めて老兄に於ても、御快心の御事と拜察致候て、御同慶申上候。此次中村氏新に總裁に進まれ候と同時に、老兄の陞りて副總裁と爲せられ候は、時と處とを得たるものにして、衷心より欣祝する所に御座候。就ては此際改めて申上度儀は、是迄理事の首班としての御心懸の上に、

副總裁として更に大局を達觀するに一段の留意を以てせられんことを望むの一事に候。卑近の例を引て申上候得ば、夫の圍棋を弄ふものゝ、當面局部に全力を傾注すると同時に、間接的に、下石に苦心するの類にして、此間の消息を解してこそ能手とも可申歟。會社の事業の大を以てするも、此數に漏れず、現に列强の畏敬を受け、殊に露淸關係に於て、帝國の重を爲す所以は、寧ろ間接的下石の妙を得たるに由れり。其及ぶ處は、啻に國交の上のみに止まらず、陽はに國債の上にまで好影響あること、老兄の熟知せられ候如くに候。是れ等大局を達觀するの至要なるは理事としても當然の儀に候得共、正副總裁としては更に緊切なるべきは言を俟たざる所に候はん。譬へば一方に於て弛を緊むるに細心すると同時に、他方に於ては伸張に大膽ならざるべからざるが如く一擒一縱の術、主として大局の利害より打算するを要す。人を黜陟するに於ても、眼光を營利的牙籌の内外に放ち、然る後ち斷行するを妙訣と致し候事にて、今般の淘汰整理も、亦此趣旨より出づるを信じ候得ども、老兄が今後副總裁として上、總裁を佐け下、衆多の職員を統率せらるゝに於て、特に用意を愼密にせられんことを望むは、必しも自己の後を襲はれんか爲めに申す次第には無之候。實に付托の大業を成就せん爲に、直言を諱まざる衷情なるを御賢察相成度候。小生の胸臆は到底面陳にあらざれば相悉し兼候得共、老兄の御榮陞を賀すると同時に、此苦言を呈するは、所謂頌を以てせずして規を以てする眞友の至情に御座候間、辭の禮ならざるを咎めず、一片赤誠を採られ候はゞ、本懷不過之候、時下寒氣甚し、朝暮の御攝養只管奉祈候。頓首。

明治四十一年十二月二十八日　湯河原温泉に於て

男爵　後藤新平

それは國澤に宛てた手紙であるけれども、同時に中村及び理事會全部に對し、間接に滿鐵經營方針を啓示したものとも見られる。

國澤副總裁殿

次に理事七名に宛てて、次のごとき書面を送つた。

拜啓追日寒氣相加候處、各位愈御清安奉遙賀候。然者會社事業小生在職中日夕御協議申上候方針に據り、著々御進行相成、既に今日に在りても豫期以上の效果を收めつゝあるを承知し、衷心欣喜の至に堪へず。是れ偏に各位御盡力の致す所と感謝致候。乍去、前途猶悠遠は申迄も無之、隨而各位は倍ゝ奮勵せられ、所謂滿洲經營の大業を成就せられんこと、切に小生の懇祈止まざる所に御座候。各位の御承知の通り、小生は創業當初の總裁たりし德義上の責任甚だ重きを念ひ、現在自己の監督官たると否とを問はず、造次顚沛心を各位の上に馳せ、會社事業の成行きに喜憂するもの、實に人の至情に候。幸に小生は現に監督の職責を負へるものなるに由り、過る二十一日桂首相と共に參內、拜謁の上、過去二十箇月間に於ける會社事業の成蹟より今次の整理に至るまで詳細　叡聞に達し候處、殊の外御滿足に思食され、仍ほ今後一段盡力せしめよとの難有御諚を奉承致候次第に付、各位は將來更に御勵精　聖旨に應へ奉るの御覺悟大切に御座候。小生退職の後各位が能く副總裁を輔けて今日あるを致されたる、事實上には幾と總裁の在否は論するを要せず候得共、久しく其位置を空くするは、偶ゝ世間の惑を招く因とも相成候處あるにより、乃ち過般閣議に於て、中村副總裁を總裁に陞し、國澤理事を副總裁に進むることを決定奏薦相成り候次第に付、各位は曾て小生の前に相矢はれ候誠を推して、今後は專ら新正副總裁を輔翼せられ與に

有終の美を濟すの大決心こそ望ましく候。故に各位相互の一致を更に固くし、謹愼の上にも謹愼を加へ、苟初にも驕恣怠慢の事あるべからず。此儀は啻に監督者たる地位より申すのみに無之、曩日各位を包容せる大家屬に長たりし情誼に出つる苦言として、御聽取り被下度候。各位の前途は多幸也、然れども責任は彌〻重し、何卒君國の爲に各位御自玉被下度奉禱候。不釐。

明治四十一年十二月二十八日　湯河原溫泉に於て

男爵　後藤新平

清野理事殿

久保田理事殿

犬塚理事殿

田中理事殿

久保田政周理事殿

岡松理事殿

野々村理事殿

各位侍曹

第三の伯の書翰は、撫順炭坑長松田武一郎博士に宛てたものであつた。蓋し松田は伯が特に三菱に乞うて、この撫順炭坑のために借りてきた人であつた。斯道の權威であり、且つ撫順の事業の重要性に照らして、特に伯は意を用ひ

たのである。

拜啓、其後打絕御疎濶ニ相過候處、先以て御健勝被爲在奉恭喜此事候。叉手前年來不一方御盡瘁中ナル撫順炭坑ハ弟在職中御相談取極候方針ニ據リ、爾來豫定ノ計畫ヲ遂行セラレ、今日既ニ豫期以上ノ效果ヲ收メツ、アリト承知シ、衷心欣躍之至ニ堪ヘス候。是一ニ老兄御盡力ノ致ス所ト奉深謝候。今囘御存ノ通、中村是公君新總裁ニ陞リ、國澤君副總裁ニ進メラレ候モ、將來ノ施設專ラ當初決定ニ由リ、何等變更無之事ニ承知罷在候。就テハ老兄カ岩崎家並ニ世間ニ對シ、御表明相成候御意思ト、寸毫乖離スル所ナシト覺ヘ候。久敷總裁ノ地位ヲ空クスル時ハ、偶世上ノ惑ヲ相招キ候虞モ有之候故、過般閣議ニ於テ中村國澤兩氏ノ陞任ヲ決定奏薦セラレ候次第ニ付、今後一層新正副總裁ヲ輔ケラレ、老兄ノ雙肩ニ荷ハレ候重大ナル責務ヲ全クセラレ、所謂滿洲經營ノ上ニ偉功ヲ樹ラレンコト、切ニ懇祈止マサル所ニ御座候。頃者御歸鄕ノ趣承及ヒ候ニ付、從來ノ御懇親ニ任セ、聊カ鄙懷ヲ愬ヘ候事、如此ニ御座候。時下寒冷之候、旦暮御自重之程奉禱候。草々不盡。

明治四十一年十二月二十八日　　湯河原溫泉に於て

男爵　後　藤　新　平

松　田　博　士殿

侍　曹

追て昨日當地轉養、殘痾も快方に御座候。乍餘事御安意之程願上候。

中村是公は斯くのごとき伯の周到にして親切なる援護の下に、滿鐵總裁の椅子に著いたのである。彼が伯の知遇に

感激して、終生行を伯と倶にしたる、亦故ありと謂ふべきである。

第四節　遞信省の業績

一、電話度數制問題

親任式以來病氣であつた伯は、赤十字病院から退院後、箱根、鹽原と溫泉地を轉々して療養してゐたが、全く快癒したので、九月三日に鹽原を去り、宇都宮醫師會の催しにかかる鬼怒川の鮎獵をすますと、東京に歸つてきた。

さうして、九月十日の夜の全國手形交換所聯合懇親會には、病氣缺席の桂大藏大臣の代理として出席し、新財政計畫說明の演說を代讀した。大藏省と殆ど關係のない遞信省の、しかも新米大臣に代理出席を命じたところに、桂の伯を如何に使用せむとしつつありしやの用意が隱見してゐる。

遞相としての伯が、その主管事務に於いて、第一にぶつかつたのは、電話度數制の問題であつた。

これは、問題自身としては、從來ただ一律に課せられたる電話料金を、その使用分量に比例して加減しようといふ簡單な技術的問題に過ぎなかつた。ただ偶ゝその影響を最も多く被るものが、新聞社等のごとき言論機關であつた關係上、忽ちにして天下の視聽を峙つるごとき大問題と化し、ために伯は四面重圍の裡に陷つて、苦戰したのである。

當時日本の電話は、その架設費の高額にして普及困難であつた外に、その所有者は、放縱なる使用習慣のために、

「お話中」多く、その利用率は到底歐米文明國に比して、同日の談ではなかつた。ゆゑに伯がその救濟策として、度數制を採用せんとしたるは、寧ろ當然であつて、今日に於いてこれを回顧すれば、何故に斯くのごとき猛烈なる反對に出會したりしや、殆ど不可解である。

抑も電話度數制案は、多年の懸案であつて、歷代の大臣次官は、いづれも公平な新しい制度であることは認めてゐたが、新聞社側の反對を顧慮して、未だ一度も議會に提出さるるに至らなかつたのである。

そこへ新しく遞相の椅子についた伯は、その說明を聽くや、卽座に「宜しい、四十二年の豫算に組むがよい。是非提出するやうに手配しろ」と命令した。

當時遞信省では、日露戰後の電話擴張計畫を立案中であつたが、擴張費の財源捻出の爲め、當局は苦心してゐた。圖らずも後藤遞相の意思が度數制支持にあることが判明したので、省の吏僚は直ちに電話擴張委員會を組織し、度數制問題を審議した。この時の電話度數制は必ずしも增收にのみに著眼して立案せられたものではなかつた。(イ)電話加入者の負擔を公平にすること。(ロ)無用の通話を節制すること。(ハ)設備費を節約すること。(ニ)電話を整理すること等の急務を認めた爲めであつて、本案件實施に伴ふ增收見込は、僅かに年六十萬四千餘圓に過ぎなかつたのである。

然るに東京、大阪、京都、名古屋、神戶及び橫濱の六大都市に、電話度數制を施行せんとすとの報が、一度新聞紙上に傳はるや、俄然、反對の烽火は各新聞社及び通信社に依つて打ち上げられた。各社は同盟を結成して「遞信省に於て計畫せる電話料金度數制度は通信機關の發達を阻害するものと認むるを以て反對す」との決議を爲し、檄を全國

に飛ばして、天下の耳目を聳動するに至つた。その反對理由の根據は次の通りであつた。

一、度數制の實施は料金增徵の一手段なり。通信機關の利用に對し過重の負擔を强ひ通信を制限するは社會の發達文明の進運を阻害す。

二、電話普及せば一加入當り通話數は自ら減少するに拘はらず、政府は徒に申込を積滯し、公約に背きながら使用數多きものを濫用と看做して之を禁止せんとするは、自らの無能を表白せるものなり。

三、度數計算のため交換手負擔を過重し、一層交換成績を不良ならしむ。

四、料金計算方法不完全なるため、料金負擔の公平を期し難し。

更に商業會議所の聯合會も「度數制其のものに付いては、公平の點に於いて大いに贊成する所なるも、我國の現狀に徵せば其の採用の尙早なるを信ず」といふ意見を開申して、その反對態度を表明し、東京商業會議所の如きは、わざわざ時の通信局長小松謙次郎の出席を求めて、その說明を聽取したほどであつた。

かかる反對の重圍に陷りながらも、伯は敢然として「度數料金制案」を明治四十一年第二十五議會に提案した。豫算委員會は果然論議が紛糾した。さうして、伯が餘り執拗に頑張るので、委員のうちには「豫算委員會ノ意思ガ此度數制ハ絕對ニ不可ナリト云フ議論ヲ表明シタ場合ニモ、遞信大臣ノ職務權限ニ於テ尙此度數制ヲ實行スル方針デアルヤ否ヤ」とまで詰め寄つたものもあつたが、伯は「法文ノ定ムル所ニ於テハ遞信大臣ノ權能ニ屬シテヰルコトハ行ツテ宜シイノデアル。併シナガラ料金制度ノ如キ元來社會的攻究ヲモ要スルモノ故ニ餘程攻究ヲシヤウト云フ考ヘヲ以テ、今日迄經過シタト云フコトヲ申述ベタイノデアル。今日度數制ハイカヌト云フコトニ議決ニナレバ、ソレハ

必ズ参考シテ攻究スル」と答辯したのみで、なか〳〵讓らなかつた。しかし伯の度數制案は、明治四十二年の議會においては遂に否決され、それが實現されたのは大正九年、野田遞相時代であつた。

かくして伯の意圖は、遂に不成功に終つた。しかしこの案そのものよりも、これに處した伯の態度には、面目躍如たるものがあつた。當時の祕書官であつた小森雄介は、次のごとく語つてゐる。

私はこの度數制案のため、三度辭表を提出した。その顚末はかうである。後藤遞相は電話度數制案には頗る熱心であつた。しかし議會並びに閣僚中から反對論が猛烈に起つたので、私達は本案は一時撤回するがよからうと遞相に忠告したのであるが、遞相は「後藤に名を賣れといふのか！」と私を呼びつけて、再三再四ドナリつけられた。しかしいよ〳〵案を撤回するとなると、伯はまるでケロリとしてゐられた。當時、大觀艦式が擧行せられ、桂首相が觀艦式陪觀に出かけた際、首相が電話度數制案の紛糾を憂へて、電報を以て遞相に對し、該案の見合せ方を勸告して來た。すると電報を受理した遞相は早速、私の部屋へ出かけてきて「おい、小森、今度はよさう」と頗る平然とした口調で語られた。

またこの度數制問題を回顧して、當時遞信省の事務官であつた下村宏は次のごとく語つた。

後藤伯の國策施設に對するやり方は、常に何年か先きを見越し、先手を打つてゐた。それ故に存外、大風呂敷のやうにも見受けられたが、しかし伯は常に側近者に飜譯をさせるやら、新しい情報を集めるやら、又學者と交際して新知識を吸收するなど、絶えず努力してゐられた。電話度數制案を明治四十年代に提唱した如きは、全く伯の先見の明を立證するものであらう。

また第二次桂内閣の遞相時代に、伯は自働式電話を採用しようと努力せられた。しかし技術者側の答申は「現に米國において實施してゐるが、米國のやうな生活程度の高いところでは交換手のコストも高い。しかし日本は米國に比して生活程度が頗る低いばかりでなく、我國の交換手のコストも極めて低廉である。従つて自働式電話は遠い將來においてはいざ知らず、現在においてはかかる新設備を行ふ必要なし」といふのであつた。かうした關係から自働式電話は、十六年後の大正十三年に至つて、漸く使用されるに至つたのである。

二、新海運政策の確立

伯はその「入閣後覺書ノ一」の第三項に記して、「鄙見ニ據レバ、輸入超過ヲ拯フハ、移民及海運業奬勵ノ二者ヲ措テ他ニ恰當ノ手段ナシ」と言つてゐる。

移民は外務省の所管であるが、海運は遞信省固有の事務である。伯が就任とともに、新たなる海運政策を實施すべきことは、當初より豫期されたことであつた。

從來日本の海運補助政策は、これを二途に別つて行つた。すなはち特定航路助成法による航路補助の契約と、航海奬勵法に依る一般的補助とがこれである。しかるに航海奬勵法は實施後すでに十年に及び、その間日本の海運は、船舶の數も增加し、一大躍進をなしつつあつたにも拘はらず、これに適用さるべきところの法律だけが、時代の進運に取殘されたる舊制として、斯業當事者間に非難されてゐたのである。茲において、伯は新たに改正法律を確立し、我國海運の將來に對する基礎的法律の組織を樹立せんと決意したのである。

かくして、約半歳にわたつて、殆ど徹夜的に關係官がこれに從事し、法案を推敲し、罰則を練り、議會に提案したところの法案は「造船奬勵法中改正法律案」―遠洋航路補助法案」―「補助航海ニ從事スル商事會社ニ關スル法律案」―の三であつて、右のうち、造船奬勵法中改正法律案と遠洋航路補助法案とは明治四十二年二月、第二十五帝國議會に提案され、「補助航海ニ從事スル商事會社ニ關スル法律案」は翌年、すなはち明治四十三年、第二十六帝國議會に提出された。右の中、「遠洋航路補助法案」は從來の航海奬勵法に依る船舶と、特定命令船とを綜合して規定するところの新しい法律案であつて、すなはち海運保護の主眼を、國家の必要なりと認むる航路の維持に置き、一般の航海奬勵法は廢止して歐洲、北米、南米、濠洲の四大航路に對する補助法を定め、使用船舶の資格を規定し、優秀船を使用することとなし、以て一面は貿易上に資し、一面は有事の日に備ふることとしたものである。

この法案は衆議院に於いて、忽ち大論戰を展開した。

第一に起つた非難は法律論であつた。卽ち從來立法議會の協賛事項であつた事項の多くを、新法に於いては監督官廳の掌中に收めてゐるといふ點で、委員會では小川平吉から、また本會議に於いては島田三郎から、詳細な質問があつた。その結果、小川平吉の修正意見が出て、補助法第一條の補助金支給期間を、原案三年以上十年以下とあるを五年以内に、更に第一條に對し「但し、補助金及年限ニ付テハ帝國議會ノ協賛ヲ求ムヘシ」と但書が附加された。

この遠洋航路補助法中、最も注目すべきは、南米航路の開設であつて、明治三十三年航海奬勵法の外に、命令航路を開設した時、（イ）歐洲航路、（ロ）北米航路、（ハ）濠洲航路の三線は指定せられたけれども、南米航路は全く捨てて顧みられぬといつたやうな狀態であつた。しかるに南米移民の增加、對南米貿易の增進等の關係から、西海岸

への交通は漸く頻繁ならんとするに至つたのみならず、明治四十年の暮、內田嘉吉が南米を視察して歸來し、遞相に對し南米航路開設の急務を力說した等の關係から、前記法文の立案に際し、南米航路の一項を插入するに至つたのである。これについて當時祕書官であつた小森雄介は、「南米航路の開設は單に遞信省の仕事としてばかりでなく、我國の國策上エポック・メーキングな仕事であつて、後藤伯の遞相就任に依つて、始めて達成された大事業だ」と言つてゐるほどである。

議會に於いても、この點は議論沸騰した。衆議院の特別委員會においては、西村丹治郎は、外務省の方針と遞信省の方針とが、矛盾してゐるのではないかと、伯に手嚴しく質問し、「南米三箇國に對する輸出入の貿易總額は僅かに百八十餘萬圓である。之れに對し百萬圓に近い補助金を與へるといふことが疑問の第一である」と爲し、且つこれ等の國々には、公使館も領事館も政府は置いてゐないではないかと追擊した。さうして西村は、東洋汽船會社の造つた巨船天洋、地洋の使途に困つて、南洋航路を開くのだといふ坊間の噂を引いて、「往き所のない船を造つたから、南米航路に之れを使用すると云ふので、恰かも一つの私立會社を救濟する救濟案として、提出せられるといふことを六七日頃新聞で承知したのである」とまで痛論した。

實際この南米航路の新設は、伯と東洋汽船會社社長淺野總一郎との協力に依るもので、かういふ新しい仕事の相手役としては、淺野は伯に取つて恰好な役者であつた。

更にこの南米航路の新設は、移民のためであるか、若し然らば小村外相の移植民滿韓集中政策と矛盾するではないかとの質問が、各方面から出た。これに對し、衆議院本會議において伯は、島田三郎の質問に答へて、「島田君ノ御

問ニ御答致シマスガ、南米ノ航路ヲ求メルノハ、一ニ殖民政策ノ爲、若クハ移民政策ノ爲デハナイノデアリマス。通商貿易ノ關係上、將來航路ノ發展ノ上ニ付テノ目的ヲ以テ之ヲ始メルノデアリマス」と言つた。

さらに本案が貴族院に回送されると、四十二年二月二十日の同院豫算特別委員會に於いて、廣澤二三郎の質問に答へて、伯は次のやうに言つてゐる。

此南米航路ノコトハ數字ノ上ニハ大ナル變化ナクシテ此事ガ遂ゲラレルト云フコトガアツタノデアリマス。ソレハドウ云フコトデアリマスルカト言ヒマスルト、此航海奬勵法ニ依ツテ彼ノ桑港線ニ用ヰル船舶トシテ此度新ニ加ヘヤウト云フ天洋地洋ノ如キハ矢張リ約百二十萬圓ノ奬勵金ヲ下附セナケレバナラヌノデアリマス。ソコデ此桑港線ニ從來用ヰマシタ所ノ三隻ノ中ノ二隻ニ代フルニ天洋地洋ノ一萬二千噸ノ船ヲ用ヰルコトニ致シマシタ。而シテ六千噸ノ船ガ三隻アラウガ、一萬二千噸ノ船ガ二隻アラウガ、一向ソレハ妨ゲナイノデアリマスカラ良キ船ヲ以テ之ニ代ヘテ此航海ノ利益ヲ帝國ニ占メヤウト云フコトガ一ツ。又一方ニハ南米ノ航路ノ開設ガ最モ必要ナルモノデアルト云フコトヲ認メマシタ爲ニ彼ノ是マデ桑港線ニ使用シテ置キマシタ所ノ二隻ヲ以テ其方ニ向ケルト云フコトニナリマシタノガ此豫算ノ大體デアリマス。而シテ南米航路ノ如何ニ必要デアルカハ是ハ申上ゲルマデモナイコトト考ヘマスガ大要申上ゲマスレバ南米ニ於キマシテ「テハンテペツク」鐵道ガ開ケマシテ東西兩洋ノ結合ガ付キマシタ同時ニ各國ガ此線路ヲ利用シテ航海權ヲ得ヤウト云フコトニ急ナル譯デアリマス。ソコデ帝國ニ於キマシテモ南米ト此東洋トノ聯絡ニ付キマシテ十分ナ權利ヲ占メテ置キタイト云フコトハ是ハ申スマデモナイコトデアリマスガ故ニ、此事ニ對シマシテ或ハ現在現ハレテ居ルヤウナ或ル國或ル國ノ航海ヲ占有スルニ

後レルヤウナコトガアツテハイカヌカラ、此際ノ時機ハ逸スベカラザルモノト考ヘマス。

かくして貴族院は、衆議院の修正を承認して、この遠洋航路補助法案は無事に議會を通過して法律となつた。造船奬勵法改正案は、時勢の進運に省み、噸數を增し、鐵製を鋼製に改め、本法の施行期間を十箇年延長することを主旨とするものであつて、これは異議なく第二十五議會を通過した。

その翌年の議會に、前記二法の補足として、「補助航海ニ從事スル商事會社ニ關スル法律案」が提案された。それは從來政府の補助を受くる會社は、單に或義務に服するに過ぎずして、一種の請負契約者たるの觀があり、會社の内部如何に紊亂するも、定期航海を缺かざる限りは、立ち入て之れが監督を爲すことができず、また荏苒これを放擲せんか、平時に於いて海運業の發展を期し難く、有事の秋に當ては必要の機關たることを得ざるを以て、今後其組織の本體、並びに經營の機關に對して、必要なる監督を施したいといふのが、主たる目的であつた。そして、本案は衆議院では別段論議を生ぜず、すら〳〵と通過した。

然るに明治四十三年三月四日の貴族院本會議に上程さるるに及び、はしなくも、一大法律論爭を捲き起した。即ち商法の權威者岡野敬次郎博士は起つて「將來斯ノ如ク廣ク監督ヲセネバナラヌト認ムル理由ガ今日アリヤ否ヤト云フコトヲ第一ニ御尋シタイノデアリマス――現行法令ノ下ニ於テ株式會社ノ營業ノコトハ大體ニ於テ株主ノ自治ニ任カセルト云フ精神ト背馳スルニ至ルノ虞ガアルト思フノデアリマス」と述べ、特殊會社ですら、理事の選定については候補者中から選ぶことになつてゐるのに、この補助航海に從事する商事會社については、すべて之れが選定を受けねばならぬのはどういふわけか。また定款の變更といつても、大なるもあり小なるもある、航海に關するものあり、然

らざるものあり、すべて、必ず主務大臣の認可を要するとした理由は、何所にあるかと痛論したのである。これに對し後藤遞相は、

現在ノ法律ノ制定ヲ以テ足レリトセヌト云フコトカラ、此提案ヲ致シタト云フコトハ既ニ申述ベタ通リデアリマス。此遠洋航路ノコトニ付キマシテハ、固ヨリ帝國ガ占有スル所ノ世界ノ公道ノ上ニ付キマシテ、是ハ日本線、是ハ某ノ國ノ線ト云フヤウニ、次第ニ線路ガ確定イタシテ參ル場合デアリマシテ、政府ガ巨額ノ補助金ヲ下付スルト云フコトニ付キマシテモ、帝國ノ線路ヲ極ク確カニ占有スルコトノ目的ヲ達シタイト云フニ在ルノデアリマス。故ニ此業務ニ從事スル所ノ會社ノ組織ニマデモ、監督上十分ニ注意ヲ拂ヒ、而シテ其間ニ於テ遺策ナキヲ期スルニ非ザレバ、今後航路ノ世界的競爭ノ上ニ完全ナル占有ヲ爲スコト能ハザルコトヲ認メ、尙又航路ノ貿易發達ノ上ニ資スルノミナラズ、有事ノ日ニ於テ、此船舶ノ國家ノ機關トシテ應用セラル丶ニ對シテ、遺策ナキヲ期セムトスルニハ、是等ノ新制度ヲ以テ今日ノ不備ヲ補フニ非ラザレバ、將來帝國ノ有用ナル船舶ノ設備ヲ、平生ニ於テ完成スルコト能ハザルニ依ルノデアリマス。

と答へた。それより兩者の論戰は更に續いて、岡野は、一體政府は如何なる標準に依つて、重役の適當、不適當を決するのか、その標準なくして濫りに認可、不認可を決するのは、失當の干涉であると難じたるに對し、伯は、次の如く答辯して、輕くこれをかはした。

認可、不認可ニ付イテノ標準ヲ御話モアリマシタガ、（中略）其ノ標準ニ於テハ一定シナイモノデゴザイマスカラ、是等ハ政府ノ德義トシテ主タル目的ヲ達スルニ妨ゲナイ限リニ於テ無暗ニ認可、不認可ヲ施行スルモノデナ

イト云フコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマス。

かくて本案に對する岡野敬次郎の修正案が、委員會に提議され、修正説は四對三を以て否決されたが、更に同三月十七日の貴族院本會議に於いては、柳澤委員長（保惠伯）の報告後、卽ち本案件の第二讀會の劈頭において岡野敬次郎は演壇に起ち、極めて强硬に修正意見を高調し、田、柳澤等は岡野説を反駁し、記名投票の結果、岡野案賛成二十六票、原案賛成百四十九票を以て、岡野説は否決され、政府原案は玆に可決確定せられた。

斯様にして伯の手によつて、新海運政策は確立したが、しかし國務大臣として伯の初舞臺は、貴衆兩院に於いて、かなり苦戰であつた。これは伯の提案した他の法律案、又伯の説明する各事件に對する議會の態度に現はれてきた。それを小森雄介は次のごとく語つてゐる。

議會は後藤遞相を目するに「賣名漢」―「伴食新參大臣」を以てし、「新平をイヂメよ」とて全面的突貫を後藤遞相に集中した。殊に「後藤遞相の就任は、桂首相が滿鐵を利用せんが爲めの策略のあらはれである」との宣傳も飛んだので、後藤遞相は議會の全面的砲火に包圍された形であつた。

しかし、伯はこれに對しては、時としては不慣れのため、隨分困りもしたやうであるが、又性來の樂天癖で、案外ノンキなところもあつた。これについて、當時貴族院議員であつた鎌田榮吉は、次のやうな插話を物語つた。

その後宴會などで偶にあふだけで、餘りつきあはなかつたのですが、貴族院で度々顏をあはすことになり、後藤仲小路など云ふやかましい人達と私が仲よくしたのでありますが、或る時遞信大臣の後藤に對して、輕便鐵道の案に關する五つの質問をしたのであります。休憩になつて食堂で會つたら、彼曰く。「君の質問はどうせひやか

しだと思つたから、聞いてゐなかつた、たつた一つだけ聞いた」と云ふのであります。實にあきれたのであります。道理で答辯がなつてゐない。何を云つてゐるかわからない。わからないから皆が笑ふ。拍手する、それを御本人はウケタつもりでます〳〵何か云ふ。滿場ドツト笑ふと云ふわけでありました。

なほそのほかに、伯が管船局所管事務にして、就任中に實施した仕事は、左の諸項であつた。

一、瀨戸内海沿岸特定の場所に信號所を設置し、其の沖合を通過する船舶に對し規定の船舶通航信號、又は兩種の信號をなさしむ。（明治四十二年七月遞信省告示）

二、白國ブラッセル萬國海法會議に於て、船舶の衝突並に海難救助に對する兩條約を調印。（四十三年九月）

三、鐵鋼船檢査規程。（四十三年六月公布）

四、造船奬勵法の改正。（四十二年三月）

五、商法第五篇第二章。（四十四年五月改正）

六、第二種港灣（關係地方の修築工事に對し國庫より相當補助を與ふべきもの）として四日市、鹽釜、新潟、青森を選定。（四十三年）

七、港の修築――防波堤と浚渫。神戸（四十三年）、小樽（四十一年）、釧路（四十二年）、函館（四十三年）、四日市（四十三年）、關門海峽（四十三年）、大分（四十三年）、留萌（四十三年）、淸水（四十二年）。

三、發電水力の大調査

日本の政界には、取り殘されたる大きい問題があつた。それは政治と科學との關係、別言すれば、政治及び行政に科學的基礎付けをする、といふことである。

政治とか道德とかいふものは、ややもすれば時代から後れがちのものである。すなはち人間の生活自身は、刻々變化してゆくものなのである。しかるに我々の生活を規律する道德と、生活を統制する政治とは、生活自身の變化と同時且つ同量に變化しない。そのために思想的混亂と社會的動亂とが發生して、この不一致を調和する。それは丁度地底の地辷りが、久しく暗々裏に行はれた後、この地盤の變化に適應さす爲めに、大地震が或る年期に起るやうなものである。

賢明なる政治家の仕事は、かかる激變の起らないやうに、間斷なく政治自身を改正して、生活と合致せしめるやうに努力することであり、偉大なる思想家の仕事は、生活に適應する如き新思想を社會に提供することである。

蓋し十九世紀社會の一大變化は、科學が人類の實生活に廣汎且つ深刻に滲入したことである。さうして機械が次第に人間生活の基調となつて來た。それがために、人間の生活は根本的に變つて行つた。ゆゑに政治の根本も、この科學と機械との基礎の上に置きかへられなければならない筈であつた。しかるに自然科學に關する理解と認識とを缺如せる多くの政治家は、科學以前の社會の思想をもつて、近代の科學社會を統治せんとした。そこに近代政治の社會的權威喪失の大原因があつた。

この點に著眼して、政治の基調を科學に求めんとした人々は、各國に少數ながら、次第に輩出しつつあつた。その顯著なるは露西亞のレーニンと、亞米利加のフーヴァーであつた。さうして、日本に於いては後藤新平であつた。

米國の政治學者チャールス・エー・ビーアド博士は、伯の東京市長たりしころ聘せられて、日本に來り、半歳の時日を消して、日本市政を檢討解剖し、伯に對して、種々有益なる提言を爲して歸國したが、その米國に歸著して後、

「評論の評論（レヴュー・オヴ・レヴュース）」に發表したる論文を題して「科學的政治家後藤子爵」と呼び、伯の科學を基礎とする政治的立場を、世界第一と激賞したことがある。

このことについて、當時遞信省の事務官で、後に電氣局長として、伯を助けて電氣事業を完成せしめた肥後八次が、次のごとく物語つてゐる。

　私は多くの大臣に仕へた。殊に藤伯が遞相に就任された時には、私は微々たる一課長に過ぎなかつた。恐らく現在も左様であらうが如く、由來、我國の國務大臣にして科學を理解し、科學的事業に關心興味を有する人は稀である。否、殆どない。しかし後藤さんだけは違つてゐた。藤伯は科學を理解されてゐたばかりでない、非常な興味を持つてゐられた。だからこそ、私のやうな、伯から見れば子供のやうな者をよく呼び寄せて、科學的な話や意見を聽取された。

この意味において、遞信省と鐵道院とは伯にとつて、打つてつけの舞臺であつた。

從來日本の行政府においては、法律中心の傳統に泥み、內務省をもつて最も重要なる官廳となし、遞信省のごときを伴食二流の大臣の地位と考へる習慣があつた。しかるに近代のごとき科學時代においては、科學的社會生活に最も直接關係深き遞信省、商工省のごときが、次第に重要性を增すべきことは當然であつた。

伯が遞信省において成し遂げた大きい仕事の一つは、この科學的事業であつた。それは電氣殊に水力電氣に關するものである。その一つは、發電水力の大調査で、いま一つは、電氣事業法の制定であつた。

この點に關し、肥後は更に續けて曰く。

明治四十年代における我國の電氣事業は誠に微々として振はず、幼稚極まるものであつた。水力電氣と云つても本當の意味の水力電氣なるものは存在しなかつた。折角水力發電の設備は整へても、これを送電する技術は全くゼロであつた。

かうした時代に遞相の椅子に就いた後藤伯は、發電水力調査の一大事業を創始せるのみならず、萬難を排して電氣事業法の制定に成功し、今日の日本の隆盛なる電氣界を生み出す基礎を確立した。藤伯は實に日本電氣事業界の恩人である。

およそ國力の根本は、動力を所有するにありとは、伯の持説であつた。然るにその爲めに必要なる石炭並びに石油について、樂觀を許さざる日本が、新生面の打開を水力電氣の開發に傾注しなければならぬことは、自明の理であつた。しかもこの點に夙に著目せる伯は、この水力を放縱無統制なる個人の開發に委するときは、禍を百年の後に貽さんことを憂へ、叉かくのごとき國民一般の福利に關係するところ甚大なるものは、早く國家の手によつて調査し統制されなければならぬと考へた。

そこで伯は、遞相就任とともに、鋭意これが實現に努力し、專門家をして、これを調査せしめ、吏僚をして立案せしめたのである。その由來を、肥後八次は次のごとく語つてゐる。

後藤伯は臺灣民政長官時代に極めて大規模な水力工事を施行し、貯水池を構築し、一大灌漑事業を實施し大成功を收められた事があつた。この水力工事は全く後藤伯獨自の見解に基いて達成せられ、臺灣の産業發達上、實質的の大貢獻であつた。後藤伯が第二次桂內閣に入りて遞相に就任せられ、全國發電水利調査といふ大事業を達成

せられたのも、既に臺灣時代において水利事業に對する實地經驗を經てゐられたからであらう。從つて遞相に就任せられた時には、水利事業に對する定見は既に備へられてあり、國家產業の發達上、水利利用の重大性を十分に認識してゐられた次第である。

當時（明治四十二年頃）は和歌山縣その他に極めて僅かの水力發電所があつた。水力發電地點を發見する爲めには、丁度鑛山の鑛脈を見つけ出すと同樣の有樣であつた。といふのは發電所では少しも水利を調査してゐない。だから水力が枯渴すると直ちに發電能力がゼロになり、諸方面から苦情が續出するといふ始末であつた。「かうした不便を除く爲めには、是非とも全國の水利狀況を調査し、この調査の結果を事業者側に知らしめ、事業者側はこの調査の結果に基いて、有利なものだけを選んで事業に著手すればよい。さうなれば初めて事業者側の行動も社會から理解せられ、從來山師呼ばはりされてゐたのも、されなくてすむやうになるわけである」と、かく想ひついた後藤遞相は斷然、全國水利の調査を決行することに決意された。

後藤遞相の眞意は結局、この發電事業は國有にしなければならぬ、この事業はその性質に鑑みても民間の事業ではない、日本としては水力發電に依る動力の供給に依つて、石炭の不足を補はなければならぬといふのにほかならなかつた。

しかし伯の發電水力調査事業案は、不幸にして、帝國議會の賛同を得ることができなかつた。衆議院は初めこれを削除し、後にはこれを削減した。伯は百方苦鬪の末、明治四十三年の議會において、提出豫算額二十九萬二千餘圓のうち、辛うじて二十萬圓の豫算を獲得することができた。

かくして明治四十三年の四月に至り、伯はいよ〳〵水力電氣調査の事業に著手することになつた。同月まづ遞信省內に臨時發電水力調査局を設け、仲小路次官をして、その長官を兼任せしめ、且つ彼を約八箇月間の豫定をもつて、歐米各國に差遣し、實地について調査せしめた。

それと同時に、伯は同年同月、東京に召集せられたる地方長官を本省に招待して、これに關し、次のごとき訓示を與へた。

——抑國民の經濟的活動は、宇宙無盡の自然力を開發利用して、以て產業振興の源泉を涵養するに因り促進せらるること固より言を俟たざる所にして、電氣事業殊に最近發達に係る水力電氣事業の如きは、實に一般產業を振興せしむべき無二の源泉たり。

（中略）

電氣事業は其創剏極て近代のことたるに拘はらず、長足の進步を遂げ、且其效益の宏大なる蓋他に匹儔するものあらざるべし。是れ主として最近技術の進步に伴ひ、水力の利用を促し、電氣遠送方法の發達せるに由らずんばあらず。殊に方今工業界の趨向は大動力を必要とし、事業の盛衰は動力生產費に支配せらるるが故に、自由に遠隔の地に饋送し得るに至りたる低廉なる水力電氣は、竟に市場に於て石炭其他の動力に比し優越の地步を占め、特に之を作業場の要素とする電氣化學工業の如き、其方法の斬新にして操作の簡易なるが爲、大に生產費を節約し工業界の面目を一新せんとするに至りたり。由來我國は富裕なる石炭國なりと雖、採炭の命脈自ら限あり。海運及工業の進步に伴ひ、其需用の增加と共に、採炭費は逐年增加し、殊に戰時に在りては動もすれば輙ち供給に不足を告げ、平時に於ても亦市價の激變を免れざるの虞あり。之を統計に徵するに、我國石炭の產額は明治三十一年以後十年間に於て約二倍强に增加し、其消費額亦殆ど二倍弱に增加せるを見る。卽ち此情勢に依るも採炭の命脈年々短縮の度を遞加するや明かにして、石炭國を以て稱せらるる英國の如きすら夙に此點に關し委員を設けて調査を遂げしめるが如き、其他の各國孰れも斯の問題に關し顧慮せざるものなし。我國の如き河川饒多水力の豐富なる國土に在りては、天賦無盡の水力を開發して以て石炭動力に代ふるは國民經濟上極て必要なる事に屬し、洵に自然の命に順ふものと謂ふべし。尙水力電氣の發達は

當に工業界に資するのみならず、排水灌漑其他農業上に於ける利用の途亦漸く多きを加へんとするを以て、將來此方面に於ける發展の餘地大なるべきを疑はず。而て斯業の興起は家內工業の助長を便ならしむるが如き、倍々地方の繁榮と密接の關係を有するに至るべきを信ず。

水力の開發に關し方法を講ずるは、國家の當に盡すべき責務たること固より言を俟たざる所にして、各國に於ては夙に此點に留意し、例へば獨、瑞、墺、佛等に於ける水理調査局の如き、或は北米合衆國に於ける水力調査部の如き、何れも特殊の機關を設けて、之が調査に汲々たるものあるを見る。然るに我國に於ては、從來其制度具はらざりしが爲、事業の勃興に伴ひ、往々單に權利を得るを以て目的とするものを生じ、爲に眞摯なる企業の發達を阻碍し、或は粗漫の計畫に依り區々濫用の弊に陷るあらんとす。而かも既に開業せる水力電氣事業者と雖、當初水量の調査不充分なるが爲、豫定の電量を發生し得るもの少く、水量に伴はざる過大の設備は無用の資本を固定し、事業經營を危殆ならしむると共に國民經濟上に於て失ふ所尠しとせず。斯の如くんば則ち國家有用の水利も徒に其利用を妨げられ、天與の富源を暴殄し、國家千載の患を遺すに至らんとす。客歲電氣局の新設に伴ひ、發電水力に關する事項をも掌理せしめ、特に之が取締に關する訓令を發したる所以のものは、畢竟如上の弊害を芟除し以て斯業の健全なる發展を遂げしむること、頗る緊切なるを認めたるに因る。而て斯行政の目的を達するの道は、單り其取締のみに止まらず、進で全國に於ける水力の狀勢を調査して水力臺帳を編成し、以て企業の振興を促進するに在るは、方今宇內の大勢に徵し洵に明瞭なる所にして、之が調査は固より私人の力能く之を爲し得べきものに非ざるを以て、政府は茲に根本的施設として水力調査の計畫を定め、今期議會に之が豫算を提出し其協贊を經るに至れり。而て本調査完成の曉に至らば、庶幾くは以て全國に於ける水力の狀勢を審にするを得、企業上必要なる確實の資料を供與し、且其集約的統一の利用を指導し、斯業の建全なる發展を促すを得ば、產業の興隆、國家民人の福祉を增進する上に於て、其裨益する所蓋し尠少ならざるべし。各位宜く此趣旨を體し、本調査事業の施行に關し大に盡瘁せらるると共に、水力の取締を嚴にし、確實なる企業に對しては誘掖利導の方法を講ずるに努力せられむことを望む。

本計畫は今年度以降五箇年に亙り調査せむとするものにして、本年度に於ては調査費二十萬圓、各年度を通じ約百五十萬圓の經費を以て、全國の各水系に亙り約一千箇所の水力地點を選定し、無慮一百萬馬力以上を得むとするものにして、其調査方法は全國を七部、十數區に大別し、各區に數班を配置して實地の踏査測量を爲さしめ、初年度に於ては各般の準備を了すると共に一部分の測量工事を施設し、次年度以降に於ては之が續行と共に水量、落差等の測量調査を行ひ、其成績に基づきて水力臺帳を編成するの計畫なりとす。

本事業の目的並計畫は、前敍の如くなるを以て、之が實施に際し、警察及技術官の援護助力を要する場合多々あるべきは勿論なるのみならず、雨量の觀測、流量の測定、流域の踏査其他各般の事項に就ては、各地方廳並下級行政廳、其他各地の氣象臺、測候所、觀測所等各種の公の機關に依り、相互連絡の調査を俟つに非ざれば、滿足なる效果を收むること能はざる性質のものなるに依り、此等の官公署に對し常に事務の補助を委囑する場合尠からざるを以て、中央及地方戮力一致して其實績を擧ぐるに努められむことを望む。――

然るに、この發電水力調査費は翌四十四年の衆議院に於いてまたも反對が起り、つひに二十七萬圓に削減された。その削減額は、たとへ小額であつたとはいへ、伯にとつてはまことに苦痛なる削減であつた。そこでこの豫算案が貴族院に回送されると、伯は二月二十八日の同院の豫算委員會に於いて、次のやうに訴へてその通過を圖つた。

而シテ一言玆ニ添ヘテ置キマスノハ、發電水力調査費デアリマスガ、是ハ前年度ニ於キマシテモ削減シテ、又本年度ニ於キマシテハ約五十萬圓ニ近キモノヲ要求スベキモノヲ削減ヲ致シテ提出シテゴザイマシタニ拘ラズ、更ニ衆議院デ減額ヲ見タノデアリマスガ、是ハ諸般計畫ノ上ニ於キマシテ實ニ無用ノ苦痛ヲ與ヘテ公務ニ害ヲ生ズルモノト考ヘマシテ、十分原案ノ通リ通過セムコトヲ求メタノデアリマシタガ、不幸ニシテ其意ヲ徹底スルコト能ハズ、併ナガラ之ニ對シテヒドク原案ヲ維持スルト云フコトモ、少額ノコトデアリマスカラ、穩當デナイト考ヘマシテ、其少額ナルニモ拘ラズ、公務ニ與ヘタ害ト苦痛ハ甚ダ大ナルニ拘ラズ、本年ハ幾分ノ豫算編成ヲ改メマシテ、衆議院ノ豫算ノ通リ執行ハ致ス考ヘデアリマスケレドモ、甚ダ此點ニ付イテハ不本意

ニ考ヘテ居ル次第デアリマス。

それから、仲小路次官の説明について、色々の質問が出た。そこで伯は、加納久宜と木村誓太郎との質問に對し、發電水力の調査が五十年、六十年の將來を考へての事業なることと、これが單純に現在の河川を利用するのみでなく、「タールスペル」によつて水力の利用をさらに擴大するものであることを力説したのであつた。

デ五百五十ノ河川ヲ大約調査スルト云フコトニナツテ居リマス。計畫イタシマシタ河川ノコトハ斯樣ニナツテ調査ヲシテ、（中略）ソレト同時ニ此河川ヲ用キテ水力電氣ヲ起ス外ニ其足ラザル所ヲ補フ方法ガ亦是ハ最モ必要ナ方法デアリマシテ、獨逸帝國ナドニハ「タールスペル」ト唱ヘテ谷ヲ閉鎖スル所ノ方法ガアリマスル。即チ人工ニ水溜ヲ造ツテ一時ニ此無クナル水ヲ湛ヘテ或ル部分ニハ舟楫ノ便ガソレニ依ツテ助カルコトモ出來マスルガ、先ヅ單純ニ其邊ノ所ヲ取拔イテ計算イタシマスルト云フト、人工ニ湖水若クハ池ヲ造リマシテ丁度今日田園灌漑ノ爲ニ設ケテアルモノノ最モ大ナルモノデアリマシテ、其水源ノ容易ニ涸レザルモノヲ拵ヘテ以テ此發電水力ヲ起スト云フコトガ是ガ亦甚ダ必要ナコトトシテ居ルノデアリマス。殊ニ日本帝國ノ地形ト云フモノハ、ソレニ對シテ天與ノ地ト申シテモ差支ナイヤウニナツテ居リマスルノデアリマス。彼レ此レ考慮ヲ致シマシテ發電水力ノ調査ノコトヲ起スコトニ相成ツテ居リマス。ソコデ前段次官ガ申シマシタヤウニ河川ノ各地點ヲ調査シテ行キマシテ、ソレガ地質的調査ト相須チマスルト共ニ何レノ地點ニ「タールスペル」……谷ヲ閉鎖シテ水ヲ溜メル所ヲ拵ヘルコトガ出來ルカト云フコトハ河川調査ノ進行ト共ニ出來ルヤウニナツテ居ル。（中略）其「タールスペル」ノ出來樣ガ惡イト云フト、却ツテ水害ヲ受ケル。之ガ爲ニ田園ヲ荒シ、或ハ村落ヲモ流シ、種々ナルコトガ出來マスルガ、ソレガ多年、地種其他ノ諸要素ノ調査ガ並ビ行ハレテ行キマスル結果トシテ適當ニ行フコトガ出來マスル。ソコデアラユル水力ヲタダ海ニ流シテ仕舞ヒマセヌノデ、之ヲ利用スルコトガ出來ルヤウニナル。其點ニ至リマスル所ノモノヲ總テ今日ニ計畫ヲスルト云フコトハ出來得ナイノデアリマスケレドモ、其基礎ハ之ニ依ツテ定マツテ後ニ完全ナル水利ヲ用キルコトガ出來ルト云フコトニ相成リマスル譯ニナリマスル。要スルニ前段申述ベマシタ河川ノ力ヲ水力電氣ニ應用スルバカリデナク、此調査ノ進行ニ依ツテハ更ニ人工ヲ以テ水溜、俗ニ謂フ所ノ

水溜ヲ拵ヘテ、サウシテ利用ノ途ヲ攻究スル端緒トナルノデアリマス。

かくして發電水力調査費は貴衆兩院を通過し、伯はやうやくその事業を繼續するを得たのであるが、伯の在任中におけるこの事業の進捗狀態は、「事務引繼書」によれば、次の通りであつた。

曩に臨時發電水力調査局の設置せらるるや、東京外六箇所に各支局を置き、區域を定め以て當該地方の調査に當らしむ。其の支局長は遞信管理局長をして兼掌せしめ、特に踏査要項を定めて之を關係職員に開示し、四十三年六月下旬孰れも任地に就き、著々踏査を進行せしめ、踏査選定したる地點には、各測量班を置き、實測作業に從はしめたり。是の如き順序を以て現に作業の進捗に努め、幸に豫定の如く行動しつつあり。現に踏査したる地點は一千四百箇所に達し、理論上百六十萬馬力の電力を得べき見込みあり。而して測量班を配置し目下實測作業に從事しつつあるもの既に六十に達せり。其の作業の困難なるべきは豫期せし所なるも、現狀頗る惻隱の情に堪えざるものあり。深山幽谷の間一の樵徑なく、自ら荊棘を刈て通路を拓き、寢ぬるに家なく常に天幕内に起臥し、携帶の糧盡くれば遠く之を山麓に索め、斷崖に攀ぢ奔潭と鬪ひ、時に命を一條の線索に託して作業するが如き、其の危險と困難とは實に名狀すべからず。今や第二年の中道に至り。今後數年を出でずして本業を完成し、正に起業界の基礎を立つるの時あるべきを信ず。

以て伯並びにその麾下に立つ吏僚が、如何に意氣軒昂として、この調査事業に從ひしやを觀るに足る。

然るに、最初五箇年計畫を以て始められたるこの大調査は、第二次西園寺内閣成立するに及んで、財政緊縮節約主義といふ理由で、僅か二年目に、中止されんとするの悲運に遭遇したのである。この時のことについて肥後は語る。

その時は實に殘念でした。それで後藤伯のところへ出かけて行つて「折角の大事業を打切るといふのは實に怪しからぬことです」と西園寺內閣の仕打に對する不滿を屢ゝ陳情に出かけたものです。その都度後藤伯は「實に殘念だ、遺憾な事である」と嘆息してをられた。

しかるに第二次西園寺內閣は間もなく崩壞し、代つて第三次桂內閣成立するに及び、果然後藤伯は再び遞相に就任された。水利調査關係當局者一同は早速、後藤伯に「水利調査の續行方」を訴へた。スルと遞相は言下に「直ちに續行する！　すぐに豫算を編成せよ」と命令された。大藏省側もこの豫算を承認し、萬事好調子に進捗して行つたのではあつたが、殘念にも第三次桂內閣は五十有餘日の命數で瓦解し、伯も遞相を辭任された。その後、兎に角、水利調査は完成せられたが、これは全く藤伯の遞相時代における調査の著手といふ事が、調査完成への原動力となつたわけである。今日、この調査資料が存するが故に、事業者は水利地點に就いての調査を行ふ手數を省く事が出來、又事業所要經費も知る事が出來る便宜があるので、今日は、この調査資料が殆ど利用され、事業者は絕大の便宜を得てゐるのである。

前述せるごとく、この發電水力調査事業は、やがて必然に來るべき電力國營時代の基礎工事として、遠大なる計畫により、著手されたものであつた。また時期から觀ても、日本の電氣事業は、第一期（明治二十年より三十二年に至る）の市內配電時代と、第二期（明治三十二年より四十年に至る）近距離送電時代を過ぎて、まさに第三期の遠距離送電時代の初頭に當り、日本の電力事業が、まさに飛躍的發展をなさんと身構へてゐた時であるから、その際に行はれた政府の發電水力の調査は、日本の電力事業發達のために、最も重要なる基礎と指導を與へたのであつた。尤も、

最初五箇年繼續事業とし著手せられたるこの事業が、わづか三箇年餘にして、大正二年六月、臨時水力發電調査局の廢止とともに中止されたるため、伯の計畫せし事業は、つひに完成を見るを得なかつたけれども、とにかくこれによつて、全國における水力地點分布の情態を明かにし、且つこれらの地點につき、この水位流量の變化の概況を知ることができた。すなはちその踏査地點千五百三十六個所において、三百二十七萬五千二百四馬力を發電しうべきことを推知し得、內八百五十個所の地點を實地調査し、その調査地點において、二百二十九萬五千二百三十二馬力の電力を得ることを確認しえたのである。これが基礎となつて、その後の日本の驚くべき電力事業の發達が生じ、つひに後年伯の電力統制案が生れ、惹いて今日の電力國營案を導き出すべき契機となつたことは、後に詳記するところがあるであらう。

四、電氣事業法の制定

伯の遞相就任時代は、日本の電氣事業は幼稚であつたけれど、水力電氣を發達せしめようといふ熱意は、國內に旺盛であつた。

それは一つには、當時獨逸、伊太利等のごとき石炭不足國に起つた水力電氣熱に刺戟されたのと、いま一つは鐵道が大部分國有となつたために、事業家はこれに代るべき新事業として、水力電氣に著眼したのであつた。

時恰かも日本の電氣事業が、飛躍的勃興の機運に際會してゐたことは、既に述べた通りであり、これを電氣事業資本について見るも、明治三十六年には三千萬圓に過ぎなかつたものが、明治四十二年には一億五千萬圓近くになつて

ゐた。さうしてそれから四年後の大正元年には、實に三億七千萬圓を突破してゐる。また明治三十六年に八萬二百三十九キロワツトに過ぎなかつた發電力が、四十二年末には四十三萬九千キロワツトに上り、實に五倍强を增加し、營業者の如き亦二百三十三を增加し、自家用者を合すれば八百七十九の多きに達したのである

しかるに、かうした勃興氣運にある電氣事業に對し、適用せらるべき的確な法律は何等整備されず、僅かに明治三十五年、省令を以て發布された極めて貧弱な內容を有する「電氣事業取締規則」といふ一片の規定があるだけで、この事業に對する國家的見地よりする保護獎勵は、全然顧慮されてゐないといふ有樣であつた。

かうした情勢を察知するや否や、伯は萬難を排して電氣事業を普及發達させなければならぬと堅く決意した。それには先づ、新しき事態に應ずる新しき法律を制定して、電氣事業の統一を圖るのが緊要である。すなはち、啻に電氣事業の監督上に止まらず、將來ますます斯業を發達助長せしめ、當業者をして安全にその經營を進行せしむるには、法律の根據を要するものがあるといふので、伯は就任後直ちに、「電氣事業法案」の立案を命じた。さうしてそれを早くも明治四十二年の議會に提出せんと欲し、これが立案關係者をして、議會に對し諒解を求めさせたのであるが、議會各派の反對極めて熾烈であつたため、遂にその提出を見合せたのである。しかし次回、即ち明治四十三年（第二十六議會）の議會へは、頗る强硬な態度で提案した。

果して議會は、この法案に對して、猛烈な反對氣勢を上げた。その反對論の根據は、

一、電氣事業法を制定すれば、必ず新しい企業の勃興を促がし、この結果は競爭を激化させ、既設の會社は必ず經營難に陷るであらう。

二、本案には電氣料金は遞信大臣が認可する事に規定せられてあるが、これは甚だ不穩當の規定である。

といふのであつた。

特に政友會側は頑强に反對し、法案第六條の料金認可に關する條項は、遂に衆議院において削除せられた。しかるに貴族院は衆議院の削除に反對し、政府原案を支持し、第六條の復活を認めたので、兩院の意見一致を見ず、兩院協議會を開いて討議したけれども、兩者固執して讓らず、ために電氣事業法案は、つひに不成立に終つたのである。

その問題の第六條といふのは、次の條項であつた。

第一條第一號ノ電氣事業者ハ料金其ノ他電氣供給ノ條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

しかし伯はこれに屈しないで、更に第二十七議會（明治四十四年）に提案し、漸くその初志を貫徹した。しかもこの場合においても、又貴衆兩院の本案に對する意見が一致しないので、遂に兩院協議會を開催し、「料金認可制」に關する條項に修正を加へ、折衷的意見で兩院の議漸く纏まり、本案の實施を見るに至つたのである。卽ち修正された第六條は次の通りであつた。

主務大臣ハ公益上必要ナリト認メタルトキハ電氣事業者ニ對シ電氣供給ノ條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

この當時、伯らしい插話が傳へられてゐる。肥後はこれを回顧していふ。

電氣事業法案を遞信省で立案したところ、鐵道院は料金認可制に大反對であつた。

後藤伯は遞信大臣と鐵道院總裁を兼ねてゐた關係上、遞信省の會議にも鐵道院の會議にも出席された。藤伯は遞信省議に臨めば勿論、遞信省案に贊成し、鐵道院の會議に出席すると鐵道院側の意見、即ち遞信省案たる料金認可制に對する反對意見に贊意を表明した。そこで仲小路次官は藤伯のこの不思議な態度に對してカン〳〵になつて怒つた。さうしてたま〳〵熱海靜養中の藤伯に對して、右の態度を糺彈した書翰を送つた。伯はこれに對し二間半ほどに亙る長文の書を、仲小路氏に送つて辨明されたけれども、しかし藤伯の態度は極めて氣輕なもので、熱海から歸つて仲小路次官に會ふと「マア、そんなに怒るなヨ。遞信省の意見でも鐵道院の見解でも、どちらでもよいではないか」といつた。これにはさすがに强氣の仲小路次官も、呆れてしまつた。彼は藤伯のこの洒脫な態度に二の句がつげず、全く拍子拔けの態であつた。

一體伯は、かうした重要法案についても、その微細な點は殆ど理解してゐないやうであつた。そこで議會に質問が出さうな日になると肥後に、

『明朝六時に來て吳れ給へ、案の說明を聽くから。』

と命令した。依つて肥後は指定通りの時刻に遞相邸を訪問する、そして案の說明を十分間ばかり話すと、伯は、「我輩が臺灣で水力開發事業を行うた時には……」と過去の經驗談を話し出して、まるで肥後の話を聞かなかつた。そして小森祕書官が、「もう議會へお出かけの時間です」と案內して來るまでひとりで饒舌つてゐた。こんな風で、議會に臨むのであるから、僅か十分間の說明に依つて得た知識で、滿足な答辯のできようわけはなかつた。だから伯はいつも議場で揚げ足ばかりとられてゐた。

しかし伯は、そんなことには、一向平氣であつた。

なほこの電氣事業法のほかに、伯の時代に制定せられた法律は、電氣測定法であつた。これまで電氣測定に關する法制は一つもなく、隨つて動力電燈等の取引上正確を保することができなくなつたので、伯は萬國電氣單本位會議の決議に基き、電氣測定法案を第二十六議會に提出して協賛を得、明治四十三年三月これを發布し、ついでこれに伴ふ試驗規則を定め、また電氣計器の型式試驗に關する準則を定めて告示した。

五、電氣局の新設と電燈料の値下

かくの如く伯は、一方において、電氣事業に關する法制の完備を圖るとともに、他方においては、これが行政機構の擴充强化を行つて、電氣事業の急激なる勃興時代に備ふるところがあつた。

その一は、從來通信局の一課たりし電氣課を割いて、明治四十二年七月新たに電氣局を創設し、以て電氣事業、電氣單本位の取締り、其の他電氣一切に關する事項を掌理せしむることとしたのである。蓋し近代科學の進步に伴ひ、電燈電力の使用と供給は都鄙到る處に行はれ、或は水力に或は火力に、その出願が年と共に增進して、到底一課の事務に非ざるのみならず、由來電氣事業は、世界の進步と生活の向上經濟界の發展に伴ひ、どこまでも助長開發しなければならぬ、これがためには政府においても自ら畫策計理するところがなくてはならぬといふ主旨から、新たに一局を設けて、電氣局としたのである。

これとともに、從來通信局の所屬たりし電氣試驗所は電氣局の所管に移された。電氣試驗所が電信電話一般電氣に

關する學術的研究、材料試驗、用途講究等をなすことは、在來と同じであるが、なほ電氣單本位の研究、測定器の試驗、檢定その他一般公衆より願ひ出づる電氣的試驗設計には最も力を用ひてこれに應ぜしめた。特に世界各國に比し優るとも遜色なき無線電信附屬機の改良發明の如きは、中外の矚目するところとなつた。そこでこれらの電氣試驗研究には特に力を注ぎ、數々有爲の技師を選んで歐米に留學研鑽を積ましめ、その結果新たに發明したるもの六を數ふるに至り、いづれも斯業に裨益貢獻するところ多かつた。

尚ほこの外に、伯の在任中、私設電燈會社を合併して料金を低下せしめ、又は既存電氣會社に電燈事業を經營せしめて、同じく料金低下を實現せしめたことがある。蓋し、電燈料金の問題は一般大衆の生活に直接關係するところ廣汎であつて、電氣事業盛衰の根本に關するからである。

由來第二十五議會において電氣事業法案が不成立に終つたのは、電氣料金認可權の得喪に在つた。然るに朞年ならずして、社會は東京電燈會社の電燈料金の不廉を唱へ、新聞に雜誌に或は演說に論難攻擊し、時に鋒鋩を監督廳に向けて、監督緩慢なりと罵るに至つた。固より電氣供給料金については、大體一定の規準を設けることは必要であるけれども、全國劃一の定規を設くる如きは、實際行はれ得ないことである。其の決定には事業經營の難易、設備の大小供給範圍の廣狹、兼業の狀況、その他沿革又は投資の關係等に鑑み、當業者と公衆との利益を調和節制するを要義としなければならぬ。そこでその方針を所轄地方廳に內示し、好機の熟するを待つてゐるうち、果して東京は勿論、地方當業者もまた大勢に省みて、つひに東京、橫濱、神戶等、多少その趣は異なるけれども、營業會社から進んで料金低減の申請を爲し來つたので、直ちにこれを認可したのであつた。

元來東京市内に電燈會社の出願をなせるもの、その數實に十七の多きに達した。しかし既設會社には東京電燈會社あり、東京電氣鐵道會社の兼營もまたその緒に就いてゐる。そこで東京市將來の發展と、それに伴ふ需用數量を豫想し、これを既設會社の豫定發電力に對照してみれば、なほ多少の不足を免れないけれども、固より十七會社の全部に許可するほどの餘地はない。それに十七會社の出願も、其の內容を細査すれば、一として確實なる條件を具備するものがない。そこでその中でも、割合に企業確實にして設備のやや滿足なる東都、日本の二社を選び、その旨を內示して二社に合同出願せしめ、明治四十四年六月これを許可するに至つたのである。この日本電燈會社の新設が、間接には、東京電燈會社の電燈料金値下の契機となつたことは、言ふまでもない。

また神戶市においても、電燈事業の願書を提出せるもの殆ど十會社に及んだが、神戶市將來の發展を豫想しても、たうてい新たに一會社を起さしめるほどの餘地はないので、神戶電氣鐵道會社が、副業として電燈事業を兼營せんとするを選び、明治四十四年七月、これが許可を與へたのであつた。

六、郵便貯金及び爲替制の改正

郵便貯金、爲替、その他これに關聯する事務について、伯の在職中に行はれた重なる業績は、大要次のごときものである。

(一)郵便爲替規則の改正

從來通常爲替及び電信爲替の一口金額が五十圓であつたのを、百圓に引上げたもので、これは明治四十一年十二月

に公布し、翌年一月から實施した。

（二）市公金制度開始

次に同年四月から、郵便振替貯金に依る市公金取扱事務を創設した。本制度は、租税其の他公課の徵收方法を簡便ならしめ、納税者の勞費を省き、同時に國家又は自治體の收納成績を良好ならしめることを目的としたもので、公金徵收上一新紀元を劃したものといはれてゐる。

この市公金の取扱ひは又、貯金增加の一因ともなつた。市公金取扱經費は之れを第二十六議會に要求し、其の協贊を得、四十二年四月特別取扱規則を發布し、翌五月大阪府の申請を認可したのを嚆矢とし、一層取扱ひの簡便を圖り、しば〳〵規定の改正をしたので京都、新潟、和歌山、岡山の各市相踵いで之れが取扱ひを開始するやうになつた。

（三）貯金利子引下げ

桂内閣は公債を整理し、戰後財政を安定せしめることをその重要使命の一つとして生れたものである。そのために從來の五分利公債を、著々として四分利公債に引直しつつあつた。一方、政府が民間の零細なる資金を集めてゐる郵便貯金の利子は五分二厘であつた。これは四分利公債に比して、高利に過ぐるもので、多少の引下げを必要としてきた。ところが、若しこの利率を引下げて、その結果として、郵便貯金額が減少するやうなことになると、政府は色々の困難に遭遇しなければならぬ。卽ち當時はこの郵便貯金は大藏省預金部に集中せられて、種々なる政府事業に使用せられてゐたからである。

しかし伯は、斷乎として、この貯金利子の引下げを決意し、明治四十三年四月一日を以てこれを實施した。これは

從來の五分二厘を一分低減して、四分二厘としたことである。

しかるに、當初の杞憂に反し、此の引下げは幸ひに何等郵便貯金に影響する所がなかつたのみならず、却つて貯金の人員金額に激增を來し、左表の如き狀況を呈するに至つた。

	預ケ人（人）	前年度末より增（割）	金額（円）	前年度末より增（割）
四十年度末	七、八九九、九五九	—	九三、五六五、五七一	—
四十一年度末	八、六七三、八二〇	〇・九八	一〇六、九九五、四七三	一・四四
四十二年度末	一〇、〇五二、六四一	一・五九	一二七、一四二、八〇四	一・八八
四十三年度末	一一、〇二六、二一九	〇・九七	一六四、六一一、三四三	二・九五

これと關連して、日本貯金銀行貯蓄預金の引繼を爲したことも注目すべきことであつた。同行は明治二十七年創業以來漸次擴張し、預金者七十萬人、金額千三百萬圓の巨額に達してゐた。然るに當時財界の趨勢としては到底、一私設營利會社をもつてしては、將來完全なる發達を企及し得べからざることが明かとなつたので、同會社は四十三年九月會社を解散して、預金全部を擧げ郵便貯金に振替へたいといふ希望を表明し、大藏、遞信の兩者に同意を求めて來た。是に於いて兩省熟議の末その願意を許容し、遂に同行所有の國債證券全部、其の價格六百七十一萬六千四百五十二圓を買ひ上げ、且つ人員十五萬百六人、貯蓄金九百八十二萬五千八百六十一圓餘を郵便貯金に振替へた。

更に此等低利資金の貸付に運用するに就いては、政府は大いに意を用ひ、是の如く漸次吸集して來た貯金を以て、勗めて地方金融の調和を圖つた。其の四十三年度に於ける貸付金額は次のごとくである。

地方公共團體	七百萬圓
耕地整理及產業組合	三百萬圓

被害地	災害復舊費	千二百萬九千圓
	緊急工事費	百六十一萬三千五百圓
其他	耕地整理產業組合	二百萬圓
計		二千五百六十二萬二千五百圓

此の他四十三年度に於いて、勸業債券六百萬圓の引受をした。

(四)年金恩給事務の移管

茲に從來、永く懸案となつてゐたのは、政府から支拂ふ年金と恩給とを、地方廳より引取つて遞信省の所管とし、郵便局で取扱はしめることであつた。

これは四十三年四月一日から實施された。

地方廳所管の場合は、全國僅かに五百二十箇所に過ぎない金庫で取扱ふ爲めに、支給期每に受給者の蒙る不便が尠なくなかつたので、之れを全國各地に普及してゐる郵便局所に於いて取扱ふことにしたのである。これは啻に取扱場所の增加のみでなく、現金支拂事務に慣熟してゐる郵便局所を利用することとなるため、事務の處理を圓滿敏捷ならしめ、受給者に與ふる利便頗る大であつた。之れが實行に就いては從來幾多攻究せられてゐたのであるが、種々の困難があつて容易に實施できなかつたのを、遂に實施したのである。

(五)郵便集金制の實施

明治四十三年十一月に郵便集金規則を制定し、日本赤十字社年醵金等の集金事務の取扱ひを開始することとし、先づ石川縣下及び鳥取市にこれを試行し、四十四年度には、相當經費を豫算に計上して議會の協贊を經た。從來之れが

集金は各市町村吏に委ねられて居たのであるが、これは啻に諸種の弊害を醸生したのみならず、第二十六議會に於いて官公吏の寄附金勸誘及び取集等に干與するを禁ずる決議が通過したため、日本赤十字社、愛國婦人會、或は帝國海事協會等の團體は醵金の蒐集上に困難を來してゐた。ところが之れを現金取立郵便に依らしめると多大の費用を要するので、其の缺陷を補ひ世の需用に應ずる爲め、特に本制を設けたのである。

（六）郵便貯金局の創設

斯くのごとく、郵便貯金事務の發達膨脹とともに、伯は官廳組織の改正を計り、明治四十二年七月をもつて、從來の郵便爲替貯金管理所を削り、新たに郵便貯金局を設け、年少氣鋭の下村宏をその初代の局長に任用した。彼は當時未だ勅任局長たるべき年限に達してゐなかつたのを、奏任官のまま、多くの先輩を拔いて局長に簡拔された。これも亦伯一流の型破りの人事行政で、省内の空氣一新に貢獻した。

七、簡易生命保險の立案

簡易保險事業の創設については、伯の下に郵便貯金局長たりし下村宏の努力に俟つところが多い。しかしその沿革をたづぬれば、遠く明治初年にまで遡らねばならぬ。すなはちわが郵便制度の創始者たる驛遞局頭前島密が、海外より歸朝後、明治八年、郵便貯金の創始と同時に、簡易保險と郵便年金とをも、併せて施行せんとしたのが、そもそもの濫觴であつた。このときは、すでに成案までも作成したのであるが、調査の不十分と、加入見込の不明なりしため、一先づ郵便貯金のみを創めたのであつた。

續いてそれより二十餘年の後、野村遞信大臣の時に至り、郵便保險並びに年金の名の下に、再びその調査が開始せられた。さうして明治三十一、二年の交、郵便貯金法を制定せんとするに際し、同法案のなかに、兩事業に關する條項を加ふべしとの議があつたのであるが、これまた時機尙早の故を以て、その成立を見ずに終つたのである。

然るにそれよりまた十年近くの後、下村宏が白耳義の視察を終つて歸朝すると、この問題はまたも具體化さるる機運にむかつた。すなはち下村は、白國の勞働者保險法を日本に移植しようと思つて、或は雜誌に筆を取り、又は當時浪人であつた平田東助を訪問して、これを說明する等、頗る熱心に努力したのであるが、この下村の所說に、最も共鳴したものは、彼の直屬長官たる後藤遞相であつた。

この點において、伯はむしろ下村の先輩であつたといふことができる。伯はすでに衞生局技師時代より、熱心なる社會政策的立法論者であつて、明治二十一年には「職業衞生立法」なる論文を發表し、さらに獨逸に留學して、ビスマークの社會政策的立法に傾倒し、歸朝後まもなく「勞工疾病保險」に關する講演をなしたのみならず、獨逸、瑞西其の他歐洲諸國勞働者保健制度を譯纂し、明治二十八年九月、衞生局長に復活するや、これら社會政策的立法の實現に努力を傾注し、特に勞工疾病保險法の實施には、不斷の盡瘁をつづけたことは、すでに前卷に詳述したところである。この意味において、伯は日本の社會政策の有力なる元祖の一人であるといふことができる。

政治の眼目は、防貧と救貧にありとは、伯多年の持說であつた。特に簡易保險のごとき一般大衆の福祉に關係するところ深きものは、これを私立會社の營利事業に委さずして、國家が公益を目標として施行すべきものであるといふ伯の社會政策的見地よりする議論であつた。晩年に至り伯は、昭和四年一月十六日の手記をもつて、保險と電力と酒

精舍有飲料とを國營とするの案を立て、これを時の內閣に進言してゐる。

さて伯は、下村から、白耳義の勞働者保險法の話を聽くと、早速これを日本に實施したいといふ熱意を生じた。そこで卽座に、下村にその立案を命ずるとともに、その年卽ち明治四十三年七月中旬、郵便貯金局に新規事業調査の名の下に調査部を設けて、この簡易保險の調査を開始せしめた。この調査部は、

（一）生命保險、勞働保險、年金其他之に類する內外の法制

（二）保險及年金制度施設經營の方法及其の利害得失

（三）保險及年金制度實施に伴ふ法令及事務取扱手續に關する草案

（四）保險及年金制度實施に伴ふ豫算

等保險事業の各般に亙る調査を始めた。

その結果を伯は、第二十七議會に法案として提出しようとしたけれど、法制局の尙早論に阻まれて延期するの已むなきに至つた。しかも伯は之れに屈せず、明治四十四年一月十七日を以て、郵便貯金局に於ける該調査機關を擴張する趣旨を以て「郵便生命保險及郵便年金制度調査の件」を認可し、遞信省內に郵便保險年金調査委員會を設け、更に根本的調査を遂げることにした。

その間に、政界においては、幸德秋水一派の大逆事件を續つて、朝野の間に社會問題がやかましく論議されるやうになり、明治四十四年の議會には、この種の討論質疑がしば〳〵繰返された。さうして、二月二十二日の貴族院豫算會議において、內務大臣平田東助は桑田熊藏の質問に對し、「小額保險ノ如キハ其中ノ重要ナル事項ト致シテ政府ガ

宜シク之ヲ攻究シ其誤リナカラムコトヲ期シ、由ツテ以テ其方針方法ヲ定メ之ヲ行フコトニ向ツテハ政府ニ於テモ深ク信ジ深ク慮リツ、アル事柄ノ一ツデアリマス」と答へて、政府は小額保險（簡易保險）の實施につき、一種の言質を與へたのであつた。

しかるに此の當時、農商務省においても、すでにこの問題の調査研究が行はれてゐて、各省から關係者を集めて議を練つてゐた。遞信省もこれに參加してゐたが、國營か私營か半官民かの根本方針が決定してゐなかつたため、議論に中心を缺いて、調査がなか〳〵捗らなかつた。

そこで伯は、四十四年の議會後、次のやうな意見を閣議に提出した。

過般農商務大臣ヨリ小額保險ノ調査ニ關シ閣議ヲ稟請セラレタリ。當時本官ハ、該閣議ノ趣意ハ、曩ニ貴族院ノ質議ニ際シ、内務大臣カ政府ヲ代表シテ言明セラレタル趣旨ト毫モ相反スルモノニ非スシテ、小額保險ヲ官營ト爲スニ就テ、其程度ノ定メ方、其他民營トノ關係ヲ講究スルモノニシテ、大體ノ方針ハ既ニ一定シタルモノナリト信シ居リタリ。依テ當省ヨリモ委員ヲ差出シ、共ニ之レカ講究ニ從事セシメタリシニ、其後農商務省ニ於テ提案セラレタル所ハ、別紙ノ如ク、

一、官營小額保險經營案

二、公益法人小額保險經營案

三、特種會社小額保險經營案

四、小額保險事業私營案

ノ四項目ニシテ、此提案ノ趣旨ニ依レハ、全然政府ニ於テハ未タ定マリタル方針ナク、官營ト爲スヘキカ將タ民業ニ委スヘキカ、或ハ半官半民ノ會社ヲ創立セシムヘキカ、是等重大ナル點ニ於テ何等定マリタル所モアラサレハ、當省ヨリ差出シタル委員ノ如キモ、殆ト適從スル所ヲ知ラス、何レノ方針ニ依テ講究シ然ルヘキヤ、本官ノ指揮ヲ請フニ至レリ。

元來斯ル事業ヲ官營ト爲スヘキカ、將タ民業ニ委スルカ、或ハ半官半私ノ一會社ヲ創立セシム可キカ、是等ノ問題ハ全ク施政ノ根本ニ屬シ、政策上重大ナル關係ヲ有スル事項ナレハ、先ツ政府ニ於テ一定ノ方針ヲ授ケ、其方針ノ下ニ調査ニ從事セシムルハ可ナルモ、斯ル政策上ノ根本ニ屬スヘキ事項ヲ、多數事務官ノ討議ニ付シ、之ヲ決定セシメントスルカ如キハ、甚タ本末ヲ誤レルノミナラス、終ニハ世上ニ種々ノ疑惑ヲ生セシメ、施政上極メテ不得策ナル結果ヲ生スルニ至ラン。依テ今日ノ場合ニ於テハ、先ツ以テ政府ニ於テ大體ニ關スル方針ヲ定メラレ、以テ所屬委員ニ其命ヲ傳ヘ、豫メ適從スル所ヲ知ラシメ、速ニ調査ヲ進行セシムルニ在リ。今回農商務省ヨリ提出セラレタル諸案ヲ見ルニ、元來細民ヲ相手トシ、其生活情態ヲ改善セシメントスルヲ以テ目的ト爲ス小額保險制度ヲ、根本ニ於テ營利ヲ目的トスル民業ニ委セントスルハ、到底其宜シキヲ得タルモノニ非ス。此點ニ付テハ別紙（別紙略）ニ充分其理由ヲ說明シ置キタレハ、今茲ニ多言ヲ用ヒス。

又官營ト爲ストノ主義ヲ決メタル上、更ニ其實行ノ方法トシテ、內閣ニ保險局ヲ設置スルト云フカ如キハ全ク其要ナキ所ニシテ、現ニ其實行ノ機關ヲ見レハ、矢張リ通信官署タル郵便局又ハ貯金局等ニ依ラントスルニ在リ。左スレハ是レ全ク屋上ニ屋ヲ架スルモノト云フヘク、徒ラニ無要ノ機關ヲ設ケ、却テ其管掌ヲ複雜ナラシメ、事

務上得ル所ナクシテ失フ所蓋シ甚タ多カル可シ。

又半官半民ノ會社ヲ創立セシムルト云フモ、之レト同シク、矢張其實行機關ハ郵便局等ニ依ラントスルモノナレハ、前ニ述ヘタル所ト同樣、毫モ其必要ヲ見サルノミナラス、却テ甚シキ弊ヲ生スルニ至ラン。

如斯種々ノ點ヨリ講究シ來レハ、結局豫テ內務大臣ニ於テモ考究セラレタルカ如ク、先ツ我カ貯金局及郵便局ヲ利用シ、玆ニ郵便保險及郵便年金ノ制度ヲ開キ、目下ノ急務ニ應スルコト、極メテ其要ヲ得タル所ニシテ、其爲メニ生スル利益ハ、之ヲ別紙ニ詳述シ置キタルカ如シ。

右ノ如ク、今日ノ場合ニハ、全ク此制度ニ依ルノ外ナカルヘシト思考セラル。果シテ然リトセハ、其主管ハ全然遞信省ニ屬スヘキモノナレハ、本官モ亦責任上是ヨリ充分ノ成案ヲ建テ、以テ政府カ言明シタル責ヲ全フセサル可カラス。左スレハ最早餘日モ無キ事ナレハ、一日モ速カニ大體ノ方針ヲ定メラレ、著々實際上ノ調査ヲ捗取ラシムル樣取リ極メラルル事、極メテ肝要ノ事柄ト思考ス。是レ不得已本議ヲ提出シタル所以ナリ。

これと前後して、伯は別に「閣議稟申案」を提出し、小額保險制度を遞信省の下に官營として實施するの方針を決定せんことを求めた。さうしてその參考として添付した「簡易生命保險及年金事務ヲ郵便官署ヲシテ取扱ハシムルノ件」のうちで、その理由を次の如く說明した。

尤モ保險思想乏シキモノ、換言スレハ尤モ保險思想扶殖ノ必要アル大多數ノ下級社會ヲ顧客トスル少額保險事業ハ、集中的大規模ノ經營ヲ要シ、然カモ其基礎ノ確實ヲ要スルコト、一層切實ナルモノアリ。是レ官營トナスヘキ根本ノ要義ナリ。

小額保險經營ノ要ハ、下級社會改良ノ見地ニ立ツ以上ハ、非營利主義ヲトリ、猶必要止ムヲ得サル場合ニハ、其經費ノ一部ヲ補

給シテ、以テ成ル可ク保險條件ヲ寛ニシ、其取扱方法ヲ改善シ、以テ其利便ヲ大ニスルト同時ニ、之ヲ全國都鄙ニ洽及セシメスンハアラス。（中略）官營ノ理由ハ、基礎ノ確實ニアリ。機關ノ普及ニアリ。利便ノ增進ニアリ。營利ヲ目的トセサルニアリ。而シテ通信機關ヲ協力利用スルニヨリ、其效果一層大ニシテ、然カモ經費ヲ節約シ、手續ノ簡易ヲ期スルコトヲ得ヘシ。

通信機關ト協力シ、所謂郵便生命保險ヲ經營スルノ理由ノ重ナルモノ、實ニ次ノ如シ。

一、機關ノ普及　現時通信官署ハ全國都鄙ヲ通シ其數實ニ七千ヲ算セリ。

二、集金ノ利便　現時通信官署ヨリ、日々都市ハ固ヨリ深山孤島ニ至ル迄、居常集配事務ニ從事スル郵便集配人、實ニ二萬六千人ヲ算シ、足跡又至ラサルナク、多キハ一日十數回ノ配達ヲ重ヌルモノアリ。

三、保險掛金振替ノ利便　現時一千百餘萬人ヲ算スル郵便貯金預ケ人ハ、其貯金口座ト保險口座ノ間ニ、豫メ保險掛金、保險金等ノ相互振替計算ノ途ヲ開クコトヲ得。

四、金融ノ調節　現時通信官署ハ通信事務爲替貯金其他各種事務取扱ニ伴ヒ、日々一面ニハ約　口　圓ノ金員ヲ受入レ、一面ニハ約　口　圓ノ金員ヲ支拂ヒ、中央金庫ノ支脈トシテ、七千ノ通信官署ハ、事實支金庫ノ實ヲ擧ケ、近時一面ニハ納稅ノ受入ヲナシ、一面ニハ恩給年金ノ支拂ヲナスニ至レリ。今保險事務ノ收支ヲ併セ經營スルトキハ、資金ノ運轉ニ於テ著大ナル調節ヲ來タスコトヲ得ヘシ。

五、經費ノ節約　經費ノ節約ハ尤モ郵便機關利用ノ特色ナリ。乃チ人員、局舍、器具物品、通信運搬、掛金ノ取立、臺帳ノ計理凡テノ方面ヲ通シテ相流用シ、相併用スルニヨリ、比較的少ナキ經費ヲ以テ、廣ク且深ク之カ利便ヲ洽及スルヲ得ヘシ。

今新ニ獨立ニ人員ヲ組織シ、局舍ヲ設備シ、物品ヲ調度スルカ如キハ、啻ニ一時ニ巨額ノ固定資本ヲ要スヘキノミナラス、爲メニ屋上屋ヲ重ネ、無用ノ經費ヲ要スヘキハ、率テ事業ノ利便ヲ增進シ、下級社會ニ對スル條件ヲ寛ナラシメ、事業ノ基礎ヲ鞏固ニスルノ所以ニアラス。又公益法人トナシ、特殊銀行組織トナスカ如キ、外國其例ヲ見サルノミナラス、皆巨額ノ固定資本ヲ投下シ、且勢ヒ郵便機關ノ利用ニ對シ多額ノ手數料ヲ要シ、然カモ事務ノ監督經營上隔靴ノ歎アルヘキコト言ヲ俟サタル處ナリ。

閣議はこの伯の案を容れて、これを決定し、伯は下村等をして、その立案を急がしめた。一方民間の生命保險會社は、これを漏れ聞いて、猛烈なる反對運動を起したが、伯は終始飽くまで原案を維持して讓らなかつた。

しかるにその年八月をもつて、桂內閣が倒れたため、伯はその在任中、つひに簡易保險を實現することができなかつた。さらにその後一年餘を經て、大正元年十二月、第三次桂內閣の遞相として、再び就任したる伯は、今度こそこれを實現しようと意氣込んだのであるけれども、在任僅かに五十餘日では、如何ともすることができなかつた。

さうして郵便貯金局は大正二年山本內閣の行政整理に際し廢止せられ、從つて前記の調査部も自然解體の已むなきに至つたが、政府は保險事業企畫の意圖を拋棄せず、その調査は郵便貯金局に代つた爲替貯金局の事務の一部として繼承續行せられ、大正三年四月第二次大隈內閣の成立とともに、內閣に小口保險調査委員會が置かれて、その調査を繼續し、民間保險業者及び之れに類する諸團體の反對陳情に介意せず、著々審議を進めて、同年十二月首相に對し小口保險制度調査に關する報告を了した。

かくて、簡易生命保險法案は、大正五年春に至り、やうやく議會を通過し、同年十月一日をもつて、全國にその事務を開始することになつた。伯が郵便貯金局內に調査部を設けてより、正に六年の日子を要したのである。

なほ小口保險と並んで、社會政策的立場より、伯の實施せんと努力したのは、郵便年金制度であつたが、これも亦伯の在任中には實現することを得なかつた。しかしこれも貯金局において調査を續け、大正十五年の議會を通過し、同年十月一日より實施せられた。

伯の遞相時代に、郵便關係において創定された重なる新制度は、「市內特別郵便」「速達郵便」及び「內容證明郵便」であつた。

八、郵便の新制度

いま其の各自について略說する。

「市內特別郵便制度」は、郵便制度の根本原則たる料金の遠近均一制に對する一の例外であつて、同文の有封及び無封書狀並びに同一內容の第三種及び第四種郵便物に限り、同一郵便區市內に同時に百通以上發著するものに對し、一般郵便料の約半額を以て取扱ふ制度であつて、明治四十二年十月に創始された。從來同一市町村內に、一時に多數の郵便物を差出さうと思つても、料金の負擔重きため、差出しを差控へる有樣であつた。その爲め各種の社交又は業務的通信の逡受を阻礙してゐたのが、本制度の創始によつて、その不便が一掃せられたのである。就中、定期刊行物の類にして、本制度を利用するものが多くなつた。

その次は「速達郵便制度」の創始であるが、由來郵便物の特急送達の制度は、明治四年郵便創業當初から、別配達の制度として既に存したのであるが、その特急施設は配達のみに限られ、遞送については、通常の遞送便によつたので、都市のやうに配達便の繁多な地域では、多くその用を爲さなかつた。のみならず、明治の中期から後期にかけ、殊に日清、日露戰役の大捷により、急激に發展したる我が國情は從來のやうな通信方式では、到底國民の急需に應じ難い形勢になつてきた。そこでこの缺陷を補ふ爲めに案出されたのが、遞送配達共に特急の方法によるこの速達郵便

の制なのである。この制度は、明治四十四年二月十一日、紀元の佳節をもつて實施された。
「内容證明郵便」は、四十三年十一月から開始された。これは郵便物の内容たる文書を、郵便局で認證する制度で、文書の謄本を郵便局及び差出人の手許に保留し、後日の鑑照に資せしめるものである。蓋し社會の進展に伴ひ、法律關係複雑となり、商取引その他後日に證據の存在を要するもの增加したため、確定日附を以てする擧證方法の必要に應ぜしむる爲め制定せられたるものである。

尙ほこれ等以外に、伯の在任中に實施せられた諸制度のうち、第一に擧ぐべきは「郵便切手類記號規則」である。これは明治四十一年九月に制定せられたのであるが、本制度は、申請により、申請者に於いて使用する切手類に對し獨特の穿孔又は打出を施すことを許すもので、常時多數の切手類を使用する銀行、會社、大商店等に於いて、その使用人等により犯さるることあるべき切手類の盜用、亂用を防止するに役立つところ多大なるものがあつた。
「特許審判書類取扱郵便規則」は、明治四十二年十一月から施行された。特許法、實用新案法、意匠法等によつて送達すべき書類は、一般郵便物の送達方法とは自ら異なるものがあるが、從來はその取扱方が完備してゐなかつたので、新たに本規則を設け、郵便によるこれ等の送達法を規定したのである。
「遞信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則」は、明治四十三年三月から施行された。從來、遞信省徽章の使用、通信日附印および郵便切手類の模造については、何等特別の取締規則なく、一般刑罰法規に委せられてあつたが、斯くては郵便事業の完全なる保護發達を期し難かつたので、新たに本規則を制定して嚴重なる取締りを爲すこととし、以て事業の安全を確保することとしたのである。

亞細亞大陸の隣國との郵便事務を便ならしめるため、明治四十三年四月、新たに「清韓郵便規則」を制定施行し、以て韓國との通信疏通を圓滑ならしめた。然るに之れより數箇月を經ずして、韓國は日本に併合せらるることになつたので、直ちに內國郵便法その他の通信法規を朝鮮に施行することとし、以て內鮮間通信の統一を計つた。

この外伯が從來の規則又は制度に、改正又は改良を加へたものも二、三にして止まらなかつた。即ち明治四十一年十月には、郵便函の制式を改正し、從來の木製黑塗のものを改めて、鐵製朱塗とした。その鐵製となしたるに因つて、郵便物はより嚴重に保護せられ、朱塗となしたるに因つて一般の注意を惹き、街頭に一風景を加へた。

翌四十二年十月には「私製葉書制式規則」を改正して、從來必ずしも紙たることを要しなかつた私製葉書の材料を、紙に限ることに定め、且其の面に寫眞又は裝飾用の紙片、織物、木羽類を貼付することを認め、以て一般の需要に應ぜしめ、更に翌四十三年一月には、通貨以外の貴重品は、價格表記郵便物の外、書留郵便としても差出し得ることとし、以て郵便物差出上の條件を緩和し、共の七月には、從來一、二等郵便局又は一部の三等局にのみ限つた集金郵便又は代金引換郵便による現金の取立を、廣く各集配局にも及ぼし、以て邊陬の村落に於ける物品の通信購入を容易ならしむると共に、行商者の利便を計る等、郵便の便益を、廣く一般に均霑せしむるやうにした。

九、電信事業の擴充

日本が開國の遲かつたために蒙つた不利益は種々あつたが、その一つは國際通信網を夙く西洋各國に獨占せられたことであつた。殊に伯の遞相就任當時は、對外連絡の海底電信線は、多く外國の電信會社に所有せられ、日本と關係

最も密接なる朝鮮との電信連絡線すらも、丁抹大北電信會社の獨占に屬する始末であつた。

殊に明治四十三年九月をもつて、日韓併合成り、朝鮮が我が領土となつた後は、釜山對島間に殘存した大北電信會社の海底電信線約五十海里は、帝國領土內の外國電信線と化するに至つた。

之れより先き、政府は上記會社に對して、買收交涉を開始したのであるが、會社は尙ほ明治四十五年末まで存續の權利があつたため、容易に之れに應ぜず、萬已むなきを得ざる場合には、二十六萬圓の價格をもつて讓り渡さうと申出た。この價格の不廉なことは明かであつたが、朝鮮併合以來、伯は外國會社線の存續を認めるを欲せず、遂に十六萬圓をもつて買收するに決し、明治四十三年十一月一日、我國と上記大北電信會社との共同架設に係る長崎釜山線の買收を了し、玆に初めて多年朝鮮海峽にその獨占を擅まにした外國電信會社の特權を解消せしめることを得たのである。これが爲め從來高率であつた內鮮電報料金は、內地間の電報と同率にまで低下されたのであつて、これによつて內鮮間の關係を密接ならしめることは尠少でなかつた。

伯の植民地に對する電信政策は右に止まらず、更に臺灣に延びて、長崎淡水間六百七十二海里の長距離海底電信線の開通となつた。當時、內地臺灣間の電信連絡は、僅かに琉球を經由する一條の海底電信線路のみであつて、中繼の煩瑣と通信の輻輳は想像に餘り、而も一朝之れが故障に會するや、內臺間の通信全く杜絕し、其の及ぼす影響もまた少なからざる狀態であつた。故に政府は夙に直通線敷設の必要を認め、之れが計畫を樹てたこと一再でなかつたが、諸種の事情から實行の運びに至らなかつた。しかるに伯は財政上の困難を排し、斷乎として之れが著手を決意し、各方面の諒解に奔走し、且つ部下を勵まして急速工事を進捗せしめた結果、明治四十三年十月二十三日漸くその竣成を

見、内臺間の電信連絡は面目を一新するに至つた。

次に國内電信事業の充實については、大略次のごとき新規施設を實現した。

就任の翌月、卽ち明治四十一年八月には、早くも「豫約新聞電報規則」を制定し、更に翌四十二年六月に至り、其の發受する範圍を内地臺灣樺太相互間に及ぼすことに改め、以て新聞通信事業の社會的重要使命の達成上に特殊の便益を與へた。同年十月には、通信官署と海軍艦船間の無線電信に依り發受する電報に、「無線電報規則」を準用することを規定した。次いで同四十二年には「氣象通知電報規則」を制定し、公衆の請求に基き、中央氣象臺又は測候所に於いて公示する氣象事項を、電信局所より通報することとし、翌四十三年五月、更に航行中の船舶と中央氣象臺に氣象電報の交換を開始して、航行の保全に資する所の制度を設けた。

また經濟界の著しき發展に伴ひ、株式その他の取引頻繁を極むる秋に於いて取引所、仲買店、相互間の連絡は、其の性質上分秒を爭ふべきものなるに拘はらず、僅かに專用電話を利用するの程度で、不便甚しきものがあつたので、歐米に於いて夙に使用せらるるティッカー電信機の採用を思ひ立ち、明治四十三年九月、同報電信制度を設け、東京株式取引所および附近仲買店との間に、株式に關する電信通信の取扱ひを開始した。また壓搾空氣の作用に依る氣送管設備が歐米各國都市に於いて電報送受にまで利用せられつつあるを知り、我國に於いても東京、大阪の如き大都市に之れを敷設し、大量通信の用に充つるに於いては、其の利益多大なるを認め、明治四十二年十二月、先づ東京中央電信局、神田局間に之れを施設して電報送受に試みたが、引續き通信量の多い東京中央電信局と東京株式取引所および東京米穀取引所との間、並びに大阪中央電信局と北濱株式取引所との間に之れを設備し、好成績を收めた。

この外、明治四十二年十一月、通信官吏練習所を廢止し、大臣官房に遞信官吏練習所を置き、吏員の養成に關する事項を掌理せしめ、從來とは根本的に學制を改革し、授業範圍をも擴張し、以て時運に應ずる有爲の人材の養成に貢獻した。

尙ほここに、無線電信についての施設を一言する必要がある。

無線電信の創設は、伯の就任前二箇月、明治四十一年五月、初めて銚子に無線局の設けられたるに始まる。それより著々として增設せられ、伯の在職間に、船內局十五、陸上局五に達し、開始當時は通信距離百浬內外であつたものが、晝間五、六百浬、夜間二千浬以上の遠距離通信を爲すまでに發達した。

一〇、電話の普及

伯の遞相就任當時、民衆生活の上から、最も改良の急を感じられてゐたのは、電話であつた。日露戰爭後の急激なる國運發展に、似もつかない狀態にあつたのが、當時の日本の電話であつた。一方には加入申込者が、奔流の如く劇增するに對して、新設される電話數は九牛の一毛の觀があつた。ために電話加入申込後、八年の日子を費して、漸くその架設を見るといふ有樣で、これを紐育市において、加入申込後三十分で取付けられるのに比し、殆ど別世界の觀を呈した。

これがため、電話は一種の財產のごとき奇觀を呈し、一個三千圓、四千圓の高價を呼ぶに至り、政府の電話事業獨占は、むしろ電話禁止稅を國民に課するかのごとき、皮肉なる現象を生じた。

しかもかかる少數電話の經營は、他方において頗る能率低く、故障多く、混線多く、お話中多く、國民の日常生活に支障を與へたること、鮮少でなかつた。

伯は就任とともに、この電話の慘狀を救はんと志した。その第一に著手したる度數制が、新聞社その他の反對を蒙つて不成功に終つたことは、既に記したるごとくである。

次に伯の觸手したるところは、電話增設であつた。しかしこれには豫算を計上して、先づ大藏省の承諾を得、次に議會の難關を突破する必要があつた。

我國の電話は、明治二十九年度に第一期擴張計畫成り、次に三十九年度に第二期計畫として二千萬圓六箇年計畫を實施し、更に西園寺內閣の三箇年計畫成り、伯の就任當時は、その實行中であつたのであるが、それでもまだ日露戰後の異常なる需用に應じきれないで、東京市だけでも、申込者超過數一萬を越えてゐる有樣であつた。第三期の擴張計畫は正に爛頭焦眉の急務であつたのである。

しかるに桂第二次內閣は、戰後の財政整理を標榜して出現した內閣であつたために、財政整理の必要上、西園寺內閣の手に成る擴張三箇年計畫すら、その中途に於いて打切られるの狀態であつた。

西園寺內閣の擴張計畫は、公債支辨によるものであつた。玆において伯は、この電話饑饉の急を救ふには、それ以外の方法によつて擴張計畫を立てるの外なきを看取し、豫定外施設に伴ふ增收等に擴張財源を求め、一般豫算を以て既定計畫を遂行するの案を立てた。

先づ四十二年度豫算において、電話擴張費年割額を改め、一千八百二十萬圓を四箇年度の繼續費とし、四十二年度

の年割額を四百二十萬圓とし、更に至急開通料の徴收額約百四十八萬餘圓と、使用料を度數制に更改するの計畫により、六十萬圓の收入を計上して、財源に充當することとなし、これを第二十五議會に要求した。

しかるに肝心の度數制案は、上述の如く、議會において削除されたので、その收入不足額は、他費目をもつて補充することとし、他の豫算は上下兩院を通過した。

四十三年度に於いては、更に電話擴張費として四百萬圓の年割額の協賛を得たが、それでもまだ社會の需用に應ずるに足りなかつたので、更に四十四年度には、その年度の年割額四百五十萬圓に、次年度の年割額から百五十萬圓を繰上げ、都合六百萬圓とし、議會の協賛を得て、これを實行した。

これによつて、加入者十三萬八千六百名、電話交換局九百二十三箇所、市外線二萬百五十里を完成し、第二流以下の都會地は勿論、全國主要町村に至る迄、電話の利便を享有せしめることができた。この計畫こそ、實に我國に於ける電話普及の根幹を爲したものであつた。

新設計畫は斯くのごとくであつたが、更に又制度の改正に依り、極力一般の需用を滿たす方針を樹て、六大都市の加入申込者に對しては、特に電話開通費の一部に相當する費目を負擔する者に限り、優先的に電話を架設する「電話至急開通規則」を定め、明治四十二年五月一日より之れを施行した。また六大都市以外の普通電話施行地に對しては明治四十二年四月三十日、勅令を以て電話施設の費用に充つる目的を以てする金錢の寄附を受くることを得る件を定め、之れが寄附を爲したる者には、都會地に於ける至急開通同樣、優先的に架設する新制度を創設し、以て多數加入申込者に對する希望の路を開いた。

また當時の市外通話料は、里程に比例して定められた關係上、著しく高額であつたので、かくては市外通話利用上に一大障礙ありとし、明治四十三年五月一日より、長距離遞減法を採用して、長距離通話者の利便を增進し、之れと同時に、市外通話の時間的平均化と料金の低減とを理由として、夜間通話の制度を採用することとした。

しかし日本の電話は、伯の在任中には勿論、未だ十分滿足の域に達しなかつた。今日と雖も我國の電話は、世界の一等國たる地位に相當してゐるといふことはできない。しかし伯の就任前に比すれば、別乾坤の觀がある。その改善の礎石を置いたものは、伯の上記各般の施設であつたことは、公平なる觀察者の認めるところであらう。

一一、人材簡拔

伯は法制といふものに關して、ほとんど興味をもたなかつた。伯の目的はいつでも仕事そのものであつた。法律は仕事を遂行するための一つの手續に過ぎない。創造的にして、解釋的でなかつた伯は、法規の末に泥むことが、寔に嫌ひであつた。

『十三行罫紙に附箋を附けるのが、あの男の藝だからな。』

などといつて、法律に通ずることを誇る役人を揶揄した。だから何か新しい仕事を始めようとして、それは法規違反ですといはれると「それなら、その法律を直せ！」と、一喝するのが常であつた。

さういふ法制嫌ひの伯ではあつたが、その永い一生を顧みると、伯はその間に、澤山の法律規則を作つてゐる。それは伯自らが立案したのでなく、その新意創案を實施する必要上、下僚をして伯の所謂「十三行罫紙」に書き込まし

たのである。

『これを十三行罫紙の中に納まるやうに書いてくれ。』

さういつて、自分の考への骨子を、下僚に渡すのであつた。

十三行罫紙といふのは、官廳の公文用紙が十三行の罫の入つた紙であるからだ。伯はこの十三行の罫紙に書いたものを、金科玉條として尊重する習慣が、大嫌ひであつたのだ。だから永い間能吏循吏として生ひ立つた人々は、初めて伯に接すると、この「十三行罫紙」の無視輕視で面喰ふのが常であつた。

伯のやうな悍馬が、七十年の生涯の大部分を、この十三行罫紙の堆積裡に生活したのは、まことに不思議な運命であつた。

素より衞生局の一技師であつたときには、自ら筆を取つて十三行罫紙に立案する必要もあつた。從つてその頃は、多少この窮屈な官場作法をも尊重しなければならなかつたであらうが、いよ〳〵大臣となつた時分には、この「十三行罫紙」の無視は隨分とひどくなつてゐた。

それは形式が進歩を妨げ、繁文縟禮が人間才能の發揮を遮ることを嫌つたのだ。伯の目標は、いつでも實際の仕事であり、その仕事の中心は人間であつた。「一に人、二に人、三に人」それが彼の一生の信條であつたのだ。さうして、形式の嫌ひであつた伯の性質は、何時でも、その型破りの人事において、最もよく現はれた。伯は臺灣において新渡戸稻造を官等と段違ひの高級で採用したり、年少の賀來佐賀太郎を局長代理としたり、滿鐵理事に三十そこ〳〵の田中清次郎や犬塚信太郎を拔擢したりしたと同じ筆法で、遞信省でも、鐵道院でも、當時の官界には珍らしい破格

な人物拔擢を斷行した。

當時この拔擢を蒙つた一人である下村宏は、次のごとく物語つてゐる。

當時の遞信省は人材のはけ場がなく、從つて湯川寛吉君は住友へ逃げ出す、川村、松木、中村(純九郎)といつた出來物も他の省へ轉任するといつたやうな始末であつた。

後藤遞相が「貯金局」を新設して自分を簡拔して下さつた時、自分は未だ三十二三歲であつた。奏任「三等」で局長になつたわけで、その後は年限が到來するのを待つて、ギリ〳〵に官等と俸給を上げて下さつたのと、戰後の官吏增給が行はれた爲めに、私は一年間に倍額の收入を得るやうになつた。

その翌年である、全國に十三箇所の遞信局を新設し、今まで行詰りになつて前途の昇進をとざされてゐた人達を拔擢して、これらの遞信局長にされた。かうした型破りの人事は、全く後藤式の獨特のものであると思ふ。

卽ち次項に述ぶる遞信管理局の復活や、各局の新設は、人材を簡拔して、久しく沈滯した省内の空氣を一洗せんとの目的も、多分に含まれてゐたのである。

伯のこの型破りの人事は、祕書官の採用にも現はれた。當時遞相祕書官に任用された小森雄介は、自己の採用について次のごとく物語つてゐる。

藤伯が遞相の椅子を占められた時までは、私は全く伯とは未知の間柄であつた。當時私は洋行を終へて歸朝し、臺灣銀行の本店副支配人になつたばかりの時であつた。友人の床次竹二郎、淸野長太郎の兩君が本店へやつてきて、遞相祕書官就任をすゝめた。それで後藤遞相に鐵道院でお會ひすると「君の部屋は隣室だョ、もう準備が出

來てゐる」といふ話で、否應なしに祕書官に卽日任命された。從つて辭令が發令されて、初めて臺銀の方で氣がついたやうな始末である。

伯は仲小路次官を留任させたときも、滿鐵理事の選任を一切、副總裁の中村是公に委したときも、さうであつたやうに、この小森祕書官の場合も、「俺なら、どんな人間でも使ひこなして見せる」といふ自信力から來てゐたのである。だから伯は、よく近親者に語つて、「どんな人間でも、使へるやうでなくては、大きい仕事はできない」と語つてゐた。

或る時伯は、人に語つて「伊藤公は、株式會社だ。誰れでも鬪はず人材なら自分の下に入れて使ふ。別に黨派といふ考へがない。しかし、山縣公は、匿名會社だ。自分の氣に入つた人間だけを周圍に集めて使ふ」と言ひ、その人材簡拔主義と無黨派主義とにおいて、伯は自ら伊藤の衣鉢を繼ぐものたるを期してゐた。しかし、それが常に成功してゐたとのみは見られなかつた。伯のこの「來る者は拒まず、去る者は追はず」式の淡泊な人事が、一面に於いては、永い間の下僚に冷淡とも考へられて、伯の事業遂行上の弱味となつた場合もしば〳〵あつた。またこの恬淡な態度は時として、鷄鳴狗盜の人物を周圍に集めるといふ非難さへ惹起した。それは「來る者を拒まず」の主義で、門戸を開放してゐたため、色々の人間が伯の家に出入しがちであつたからである。

しかし、親しく伯に親炙した人々は、伯がよく口癖のやうに「御親兵一割の損」といふのを聞かされた。それは、伯が權要の地位に著くときは、却つて平生親しい人々を採用することを遠慮したからである。

それでゐて伯が世間から、「後藤閥」を作るものといふ批評を蒙り易かつたのは、伯が仕事の遂行に熱心なるのあ

まり、全く世評に無頓著に、人材を簡拔したからでもあつた。伯は適任者と見れば、型外れでも何でも關はずに採用した。例へば第二次山本内閣で、復興院總裁となるや、岸一太を勅任技師に採用したごときそれであつた。それは岸が耳鼻咽喉科の醫學博士であつたので、この人を復興事業の技師にするのは、あまりに自己の親近者を可愛がりすぎるとの世評であつたのである。しかるに、伯が岸を採用したのは、岸が帝都復興事業のため重要なる塵芥處分問題について、特殊の研究と發明とをしてゐたからであつた。かういふ時に伯は、岸が臺灣以來自分との親近者であつたといふことなどは、眼中に置かずに斷行した。

一二、遞信管理局の復活

伯は法律と形式が大嫌ひであつた。しかし一面また、官制を改廢することが不思議に好きであつた。それは一つの創作慾の表はれであつたとも見られ得る。實際、伯は到るところに於いて、新官制を作り、新職員を任命した。

遞信省においても亦、伯は多くの新官制を制定した。

遞信省内において、伯は、電氣局と郵便貯金局と臨時發電水力調査局を新設し、遞信官吏練習所と電氣試驗所と共濟組合とを起し、又省内より鐵道局と鐵道作業廳とを分離して、新たに鐵道院を創設した。

それより伯は、地方廳の整理に指を染め、茲に遞信管理局を各地に新設した。これは遞信省内の官制改革として特筆さるべきものであつた。

從來遞信省の地方官制は、初めて内閣官制が定められて、遞信省の成立した當初は、地方樞要の地に遞信管理局を

置いて大區域制を取つたのであるが、明治二十二年にこれを廢し、全國四十五の一等局をして、管轄區域内の郵便局を監督せしむることとした。

然るに明治二十六年に至り、これは十八に減じられた。そして更に三十六年三月に至り東京、大阪の二局を通信管理局に改めたが、これも亦同年十二月に再び一等局に復した。

伯の就任した時は、斯くのごとく、地方制度は監督と現業とを一局に兼務してゐたのである。のみならず、同一遞信省内の事務たる通信、電氣、船舶、貯金等の仕事が、悉く別個の地方機關によつて分掌せられ、その間何等の統一なく、時勢の進歩と業務の複雜化とのために、事務の混淆と不便とを増しつつあつたのである。

茲に於いて伯は、明治四十三年四月の行政整理に際し、一方人員を減じ、經費を節するとともに、他方久しく廢せられたる地方監督機關を復活し東京、大阪、横濱、神戸、長崎、札幌、長野、新潟、名古屋、熊本、仙臺、廣島、金澤の十三箇所に遞信管理局を設置した。

その目的とするところは、監督事務と現業事務とを截然分離して、事務の能率を發揮せしむることと、遞信省所管事務たる通信、電氣、船舶、貯金の事務を一所に統一することと、管理局の委任事項を大にして、事務の敏活を圖らんがためであつた。

これについては、この制度發表の直後、伯が新任管理局長に對してなしたる左記の訓示に、その精神が詳細に示されてゐる。

――抑モ新官制ノ趣旨ハ、諸君ノ既ニ領知スルガ如ク、從來個々ニ分立シタル地方遞信機關ノ統一ヲ謀リ、之ト同時ニ監督事務

ト現業事務トノ區別ヲ明ニシタルモノナリ。故ニ諸君ハ往日ノ如ク單ニ通信事業ノ管理者タルニ止ラス、電氣事業ト云ヒ船舶海員ニ關スル事務ト云ヒ、凡ソ地方ニ於ケル遞信事業全面ニ渉ル責任ヲ有スルニ至リタルモノナリ。本大臣ハ、一面ニ於テハ新官制ニ依ル管理局長ノ職責ノ極メテ重大ナルヲ思ヒ、一面ニ於テハ諸君ノ眞摯ナル誠意ト敏活ナル手腕トニ信頼シ、官紀秩序ノ許ス範圍ニ於テ、成ルヘク諸君ノ委任權限ヲ擴大セリ。蓋シ今回ノ新組織ニ依リ、我遞信行政ノ系統ヲ按スルニ、本省ハ首腦ニシテ、諸君ハ胸腹ニ屬シ、而シテ現業局所ハ其手足タリ。此三者ノ脉絡聲息能ク相疏通スルニアラサレハ、事業全體ノ活動ハ得テ期スヘカラス。抑モ人ノ活動スルヤ、先其健全ナル體軀ヲ要ス。而シテ健康ノ基礎ハ實ニ其胸腹ノ機能完全ナルニ在リ。諸君ハ此點ヲ熟慮セサルヘカラス。

かくの如く、伯は官制改革の精神を說述したる後、續いて次のごとく、部下執務上の精神と信念とを、鼓吹するを忘れなかつた。

遞信事業ノ發展ニ伴ヒ一般地方行政トノ關係ハ益密接ヲ加フルモノアリ。殊ニ電氣事業ニ關スル監督調査、海運事業及郵便貯金ノ事務ノ如キ、其最モ顯著ナルモノトス。是故ニ本大臣ハ、曩ニ會議ノ爲メ上京セル地方長官ノ來省ヲ求メ、遞信事業ノ爲メニ各地方長官ノ協力ヲ要スルモノ將來益多キヲ加フヘキコトヲ縷述シ、諸君ト共ニ斯業ノ爲メニ盡瘁スヘキ旨ヲ訓示セリ。諸君モ亦此意ヲ體シ、地方官廳トハ常ニ氣脉ヲ通シ、處務ノ上ニ遺憾ナキヲ期セサルヘカラス。

官吏增俸及行政整理ニ對シ、部內職員ノ注意ヲ要スル事項ハ、從來屢訓示シタル所ナルヲ以テ、更ニ玆ニ反覆スルノ要ナシ。唯一言ヲ要スルハ、事務ノ簡捷ハ近年著々研究ヲ重ネ、隨時實施シ來リタルモ、仔細ニ考究スルトキハ、尙繁縟ノ改廢スヘキモノ尠カラサルヘシ。故ニ本省ニ於テハ、特別ノ委員ヲシテ益其考究ヲ繼續セシムルノミナラス、廳舍ノ落成ニ伴ヒ、進テ百般ノ事物ニ改良ヲ加ヘンコトヲ期セリ。諸君モ亦各〻其所管內ニ於テ、事務ノ改良講究ヲ等閑ニ付セサルコトヲ要ス。

續いて伯の訓示は通信、電氣、發電水力電氣の各部局の事務につき、更に詳細に亙つて次の如く說示した。

以上ハ一般ニ渉リ諸君ノ注意ヲ促ス所ナルモ、更ニ各部局ノ事務ニ就テ二、三要領ヲ略示スル所アルヘシ。

通信事業ヲ觀察スルニ、大體ニ於テ、能ク人文ノ進歩ニ伴ヒ、世運ノ要求ニ應スルコトヲ得タルハ、本大臣ノ深ク滿足スル所ナリ。管理局制度ノ下ニ於テ諸君ノ深ク注意ヲ要スル點ハ、管理事務ト現業事務トノ關係是ナリ。若シ夫レ此事務ヲ分割シタルノ結果、諸君ニ於テ知ラス識ラス現業事務ト遠カリ、其施設漸ヲ以テ迂遠ニ流レ、遂ニ經費ノ膨大ヲ馴致スルカ如キコトアラハ、是レ實ニ制度ヲ害用スル所以ナレハ、諸君ハ深ク思ヲ此點ニ致シ、益本制度ノ光輝ヲ發揚スルコトニ努力スヘシ。

三等局ノ監督ニ付テハ、諸君ノ愼重ナル注意ヲ要ス。同局ノ現狀ハ、一面ニ於テハ家庭ニシテ、一面ニ於テハ官府タリ。故ニ動モスレハ處務ノ間ニ公私ノ區別ヲ混淆スルノ虞ナキヲ保セス。諸君モ部下職員ヲシテ之ニ臨マシムル場合ノ如キ、能ク官紀ヲ明ニシ、秩序ヲ保タシムルコトヲ期スヘシ。

電氣事業ハ比年顯著ナル發達ヲ致シ、社會公共ノ利害ニ直接重大ノ關係ヲ有スルニ至レルヲ以テ、今回遞信管理局ニ屬セシメタル監督事務ノ弛張ハ、斯業ノ隆替ニ影響ヲ及ホスコト鮮カラサルニ依リ、諸君ハ公平ノ心ヲ以テ寬嚴宜シキヲ制シ、其ノ實績ヲ擧クルニ務メサルヘカラス。

發電水力調査ノ事業ハ、比較的規模ノ大ナル計畫ニ屬シ、各種ノ公ノ機關ニ依リ、相互連絡ノ調査ヲ竢ツノ要アルヲ以テ、同支局長タル諸君ハ勿論、其他ノ諸君ニ於テモ、宜シク斯業ノ本旨ヲ諒シ、戮力一致シテ其大成ニ貢獻セムコトヲ望ム。

特に伯が、懇切なる說示を試みたのは、海事部に關するものであつた。次の通りである。

海事部ヲ置キタル遞信管理局ノ局長ニ對シテハ、特ニ一言スヘキモノアリ。抑ゝ海運ノ消長ハ百般產業ノ盛衰ニ至大ノ關係ヲ有ス。故ニ國運ノ發展ヲ期セントセハ、力ヲ其發達ニ盡サヽルヘカラス。諸君ハ地方海事行政ノ衝ニ當リ、當業者ヲ指導誘掖スルノ任ニ在ル者ナルヲ以テ、能ク此ノ趣旨ヲ體シテ、其ノ職務ニ盡瘁スルヲ要スルハ言フヲ待タサル所ナルモ、本大臣ハ特ニ左ノ諸點ニ付諸君ノ留意センコトヲ望ム。

一、官紀ノ嚴守ハ固ヨリ一般官吏ニ必要ナル所ナルモ、常ニ船舶所有者、船長等ニ近接シテ職務ヲ行フ官吏ニ在リテハ、殊ニ紀律ヲ重ンシ淸廉自ラ持スルニ非ンハ、往々ニシテ他ノ誘惑ニ陷リ、惹テ官府ノ威信ヲ失墜スルニ至ルヲ以テ、平素充分ノ監督

ヲ加フルコトヲ要ス。

二、船舶檢査其ノ他海事ニ關スル事務ノ處理ハ、敏捷誤ナキヲ主トシ、當業者ヲシテ苟モ執務ノ遲滯ヨリ生スル損失ヲ受クルコトナカラシムルコトヲ要ス。

三、海事ニ關スル法規ヲ適用スルニハ、正鵠ヲ失スルコトナク、能ク其ノ精神ヲ發揮シ、寛ニ流ル、コトナク、嚴ニ失セサルコトヲ要ス。殊ニ船舶檢査ニ關スル規程ニ於テ、檢査官吏ノ認定判斷ニ任セタル事項ノ如キハ、其ノ適用上公平均一ヲ保タシムル樣注意ヲ加フルヲ肝要トス。

四、各所管地方ニ於ケル海事ノ狀況ニ就テハ、居常其ノ趨勢ニ注意シ、調査ヲ怠ルコトナキコトヲ要ス。其ノ海政上重要ノ事項ニ付テハ、隨時意見ヲ具シ、開申スヘシ。

伯の訓示は、更に進んで、經理事務と貯金事務に及んだ。その事務上の注意の周到なる次の如きものがある。

經理ノ事務ハ、其性質特ニ合規精確一毫ノ錯誤ヲ許ササルモノニ屬ス。從テ之カ收支手續ヲ周密ニシ、其取扱方法ヲ鄭重ナラシメ、以テ非違ノ防遏ニ勉ムヘキモノトス。然ルニ一般行政ノ整理ト經費ノ節約トノ爲メ、此事務モ亦簡約敏捷ヲ謀ラサルヘカラス。今回官制施行ニ伴ヒ、會計法規ヲ改正シタルハ、此趣旨ニ外ナラス。然レトモ是レ決シテ斯ノ事務ノ本旨勵行ヲ弛フシタルニ非ス。一ニ當務者ノ誠實ト手腕トニ信賴シタルニ外ナラス。故ニ上下相戒メテ一層奮勵シ、改正法規精神ノ存スル所ヲ研究シ之ニ依リ啻ニ違法不當ノ行爲ヲ避クルニ止ラス、更ニ進テ一般利便ノ興起ヲ企圖スヘシ。殊ニ今回ノ官制ハ、各般監督ノ事務ヲ打テ一團ト爲シタルヲ以テ、其經費ノ種目、經理ノ方法等舊來ノ如ク單純ナル能ハス。諸君ハ克ク玆ニ留意シ事務ノ圓滿ナル遂行ニ努メンコトヲ望ム。

郵便貯金其他之ニ附帶スル各種事業ハ、國家經濟上益重要ナル關係ヲ有スルニ至リタルヲ以テ、資金流用ノ程度方法等ニ關シテハ、財政ノ許ス限リ各種ノ方法ヲ講シ、一般財界ノ發達ニ資センコトヲ期セリ。然レトモ其施設ヲ實際ニ運用スル當務者ニシテ本旨ヲ了解セサルトキハ、完全ナル法制モ具文ニ歸シ、何等實益ヲ見ルコト能ハサルヲ以テ、之カ監督ノ任ニ在ル諸君ハ、居常

部下ヲ戒飭シ、處務ノ精確ト敏捷トヲ期セシメ、以テ益斯業ノ發展ニ勗ムヘシ。

さうして訓示は、最後に伯の年來の主張たる人物中心主義に及び次のやうに結んでゐる。

諸君、之ヲ要スルニ法律制度ハ素ヨリ完美ナラサルヘカラサルモ、其運用ノ妙ハ人ニ在リテ存ス。殊ニ我遞信各部ノ行政ノ如キハ、國家活動ノ神經ト國家經濟ノ血脉トモ謂フヘキ重要ノ機關ニ當ルヲ以テ、啻ニ世運ノ進歩ニ相隨伴スルニ止ラス、寧ロ進テ社會發展ノ先驅タルノ奮鬪ヲナスノ覺悟ヲ有セサルヘカラス。又遞信事業カ、一方ニ於テ社會公衆ト直接頻繁ノ關係ヲ有シ、他方ニ於テ内部ニ配置スル人員ノ非常ニ多數ナルハ、他ニ類例ナキ所ナリ。故ニ之カ監督ノ局ニ當ル者ハ、念々公衆ノ利便ヲ謀リ剋々部下ノ愛撫ニ務メ、所謂物質的進歩ヲ講究スルト同時ニ、精神的信愛ノ情ヲ保チ、文質並進ンデ斯業ノ圓滿ナル發達ヲ企圖セサルヘカラス。本大臣ハ諸君カ鋭意措畫シ、此希望ニ滿足ヲ與フルコトヲ信シテ疑ハサルナリ。

この「精神的信愛の情」といふのが、伯の在任中力を籠めて鼓吹した「家族主義」「信愛主義」の謂ひであつて、これがために伯は、全國に行脚し、遞信從業員に訓示講說して、その徹底を期したことは、後に述ぶるがごとくである。さうして、かうした潑剌たる精神を部内に横溢せしめたことこそ、百の法律制定、十の官制改革よりも、むしろ伯らしき功績であつたといふことができる。

一三、遞信共濟組合

遞信省關係の現業に從事する人々は、郵便集配人、電話交換手、郵便電信局事務員、電信工夫等、その數幾十萬を算するのみならず、その仕事は一般民衆の福祉に關係すること甚だ緊要なるものがある。それにも關はらず、彼等の待遇は、その當時、比較的に薄く、その災厄に際しての救濟方法も亦、殆ど備はつてゐなかつた。この事實が、社會

政策に熱心なる伯の眼に映らずにゐる筈がなかつた。

玆において伯は、一方官吏增俸によつて、一般官吏とともに此等下級從業員の給與の充實を計ると同時に、他方、新たに遞信共濟組合を新設して、彼等の災厄その他の救濟方法を講じた。

この現業員の共濟制度については、明治四十年のころから、遞信部內にその議が起り、種々奔走するところがあつたけれども、國家財政難の理由によりて、容易に實現せずにゐたのである。

伯は遞相就任とともに、現業員待遇改善の一日も緩うすべからざることを認識し、先づ其の第一著手として、現業員の相互共濟の組合を設立することに決定した。そこで次官仲小路廉、通信局長小松謙次郎等と相謀り、その設立に關して、まづ財政當局との折衝を開始した。これに對して大藏省は日露戰後に於ける一般豫算の膨脹に伴ふ財政難を理由として、頑强に、政府補給金其の他組合成立に要する費用の支出を拒んだけれども、遂にこれを說得して、二十餘萬圓の豫算を成立せしめた。

これに關する法規は、四十二年五月の勅令、同六月の省令等をもつて、順次に制定公布され、同七月一日を以て、組合業務は開始の運びに至つた。設立當初の共濟組合員は二萬七千百六十八人で、其の創業第一年度に於ける組合收支の狀況は、收入に於いて政府補給金五萬九千六百餘圓、組合掛金十萬一千餘圓、利子二千百餘圓、支出に於て給與金一萬五千七百餘圓、雜費三百餘圓、差引殘額十四萬六千七百餘圓に過ぎなかつた。また組合業務の遂行には種々の困難隨伴し、前途必ずしも、容易に樂觀を許さないものがあつた。

現業員相互共濟機關として、組合の揭げた目的は甚だ廣汎で、直接明示する救濟種目も傷痍、疾病、療養、死亡、

災害、脱退、勤續の七給與金にのぼり、行政上の附帶施設としての共濟組合の使命に鑑み、其の經營施設は、誠に多事多難であつた。しかし幸ひに、伯の在任は三年の長きに亙つた爲め、組合の礎石は、漸次確固となり、伯の遞信大臣退任の年次に於ける、組合の成績は、組合員三萬二千七十三人、收入は政府補給金十萬一千二百餘圓、組合員掛金十五萬二千八百餘圓、利子一萬六千九百餘圓、支出は諸給與金八萬九千百餘圓、雜費一千餘圓、差引殘高十八萬九百餘圓に達し、組合開始以來の殘高卽ち資産は、五十一萬五千百餘圓に至り、その業績は全く飛躍的發展を示した。

今や共濟組合の會員數は、十七萬二千八百五十人、組合の資産は四千七百九十九萬三千餘圓（昭和七年十二月現在）の巨額に達し、昭和六年度中の支出金は、諸給與金だけでも三百五十六萬八千餘圓、其の他雜費を併せると四百一萬六千百餘圓の尨大なる計數を示すに至つた。

我國に於いて、社會運動の波の澎湃として起つた大正末期より昭和初頭に掛けて、幸ひにして遞信從業員の間に、大罷業等の混亂の起らなかつた一つの原因が、此等時勢に先行したる社會施設のおかげであつたことは否み得ない事實であらう。

第五節　國有鐵道の新生

一、新天地

日本の社會に、伯の遺した大きい足跡の一つは、國有鐵道經營であつた。

伯は前後四回の入閣中、三回まで鐵道院總裁を兼ね、その最も信頼した人々は、鐵道關係者に多かつた。のみならず、鐵道事業は伯の才能と性格とに、頗る適合してゐたために、在朝と在野とに拘はらず、伯の關心は何時でも鐵道から離れなかつた。

殊に伯が第二次桂內閣に入つた動機の一つは、前內閣の實行した鐵道國有の後始末をしたいといふことであつた。蓋し鐵道國有は、第一次桂內閣のときに、その主義が決定し、第一次西園寺內閣のときに實行されたのであるが、その提案者の一人は伯であつた。それは既記の入閣記の中に「且ツ思フニ日露開戰ノ年、前次桂內閣ノ時ニ際リ、財政策上鐵道國有斷行ノ說ヲ進メシモノハ予ナリ」とあるによつても窺はれ、更にまた、桂が伯の入閣を慫慂するに當り、國鐵整理をもつてしたるの痕跡は、同じく入閣記中に「而シテ之(註、鐵道國有)ヲ斷行セシモ、未ダ其利ヲ享クルニ遑アラズシテ、先ツ其弊ニ堪ヘサリシモノハ西園寺內閣ナリ。桂內閣カ其後ヲ承クルニ當リ、予ヲシテ之カ整理ノ責ニ處ラシメント擬セラルルハ、理ニ於テ辭シ難キニ似タリ」とあることによつても明瞭である。

伯が當初、何故に鐵道國有を柱に進言したるやは明かでないが、由來鐵道の國有並びに國營は、世界各國に於いて議論の分るるところであつて、その利害も亦相半ばしてゐる。これに最も成功したのは獨逸であつて、最も失敗したのは歐洲大戰中の米國であつた。

鐵道の國有並びに國營が、第一に逢著せる難問は、如何にして私立會社の個人的（インディヴィデュアル）創意（イニシエーティヴ）を、官僚組織內に生かし得るかといふことである。

蓋し、營利のために經營せらるる私立會社においては、個人的利益と自由競爭の原則の下に、勢ひ活潑なる進步改良が行はれ、從業員の任免黜陟も亦、能率を本旨として行はれ、そこに個人的創意が潑剌として躍動するのである。しかるに國營の事業においては、私利收營を目的とせず、國利民福を主眼とするがゆゑに、この國利民福の精神が、個人的利益のごとき痛切なる刺戟を與へざる場合には、その仕事ぶりは緩慢となり、形式的となり、且つ保守的となり易い。卽ち官僚化し易いのである。

この國有鐵道の官僚化を防ぐといふことが、いま伯の前に提示された大きい試驗問題であつた。

鐵道國營の第二の危險は、事業が政爭の犧牲に供せられ易いといふことである。殊に日本においても、やうやく政黨政治が擡頭し來るとともに、勢ひ人事が政治關係によつて左右せられ、新線の建設が政黨員の選擧に利用せられ、各種の鐵道利權が政黨との結托に濫用せらるる虞れがあつた。ゆゑに如何にして國有鐵道を、政爭渦外に置くべきやといふことが、伯に課せられた第二の試驗問題であつたのである。

これら二つの根本的難問のほかに、日本においては、なほ二つの特殊の問題があつた。その一つは新たに買收せら

れたる十七私設鐵道會社間の、人的並びに物質的不統一を如何にして整頓し、また如何にしてこれを渾然たる帝國國有鐵道の一體系に作り上ぐべきやといふことであつた。

更に他の一つの問題は、日本の鐵道を如何にして歐米先進國の鐵道に比し、遜色なきまでに改良進歩せしむべきかといふことであつた。蓋し、鐵道事業は一面に於いては純然たるビズネスであつて、普通の行政事務とは其の性質を異にしてゐる。この意味において、鐵道院總裁は、行政長官であると同時に、他面事業會社の社長でもある。しかるに官僚的組織内の一構成分子として、如何にして事業會社社長のごとき自由濶達の手腕を振ひ、もつて外國の私設鐵道を凌駕するごとき完備せる鐵道を作り得べきか。これが亦、伯の前にあつた大きい問題であつた。

しかしそれらの難問はともあれ、この鐵道こそは、實は伯に取つて打つてつけの仕事であつた。伯の特色は、混亂の裡より秩序を生むことであつた。前人未踏の新天地に奇鬬獨創を實施することであつた。ゆゑに第二次桂內閣に於ける伯の精力の大半は、この國有鐵道の整頓發達に傾倒されたのである。

ことに鐵道國有匆々の日に、その主宰者となつたことが、伯のためにも、鐵道のためにも、幸ひであつた。それは臺灣の新領土、滿鐵の新會社に臨みたると同じく、全然新しい白紙の上に、筆を取つて墨痕淋漓、「後藤新平」といふ人格を記しつけることができたからである。

然らば、いま新進の國務大臣として、中央政界に初登場したる伯は、この國有鐵道と稱する先人未踏の處女林に、如何なる斧鉞を加へ、如何なる新天地を創造せんとするのであるか。

二、病中覺書

玆に伯の鐵道に於ける業績を物語らんとするに先立ち、吾人は一の興味ある文獻を讀者の前に提示せんと欲する。それは伯の「病中覺書」と稱する文書である。

この覺書が如何にして作成せられたかは明かでないが、既に記したやうに、伯は親任式の前日から病を獲て、床上にあつた。この靜閑の裡に伯は、瞑目熟慮する機會を惠まれた。ことに伊豆の溫泉に靜養中、伯は筆を取つて、鐵道に關する計畫を起案した。その文書は今は湮滅して傳はつてゐないが、これはその送付を受けた帝國鐵道廳總裁平井晴二郎が、その詳密なるに驚いて、「誰れか入れ智慧をしたのだらう」といつた程であるさうだ。

しかしこれは全然伯の病床に於ける創作であつた。六十幾箇條に亙る事項の羅列であつたといふことを、伯自身がしば〳〵話してゐた。

次に全文を掲載する文書は、その覺書の寫しに依るものである。この文書は、伯の鐵道政策の根幹ともいふべきものを多く包含する點において、興味深いものである。

それは伯の年來の性癖の發露に外ならない。伯の事業は常に、かかる斷想のうちから生れたのである。さうして、それは、或は夜中床上に、あるは白晝車を驅る街上に、乃至は室內來客との對談中に、腦裡に閃電し來るところであつて、それを手當り次第に紙片に記し付けておくのが、後に補正改竄せられて、伯の幾多の傑作として地上に出現したのである。

鐵道組織に關し病中思ひ出でたる二三左に、

一營業方面に於ける常務執行者には、其職責を明かにし、營業事務の進行を敏捷ならしむる事。

普通日本に於ける諸官廳の執務例によれば、一事件の所決は、最初下級の屬官が立案をなし、是れより進んで掛長、課長、部局長、若くは之れに關聯する他の部課長等に合議し、最後に所謂上長者の名を以て決行する例なり。其の結果或一事件を所決するには少くも數日、多きは數箇月を要し、其間數十人の目を經過せざるべからず。是れ事務停滯の最大原因にして、機敏を要する鐵道營業事務の如きは、かゝる緩慢の方法によるべからず。即新官制に於ては課長、掛長等の邊に日常事務を所理し得る敏腕の士を配置し、常務の執行は、多くは之等の人々に一任するの方針を執り、部局長以上の上長は、成るべく相互事務の間に連絡を保たしむるの外、日常の執務に逐はれずして、充分時間の餘裕をつくり、一般社會經濟の大勢に注目し、事業の大方針を研究確定し、之れを下僚に示して其の依て以て進むべき方向を知らしめ置くに止まらしむるを可とす。又課長、掛長の如きも、平素の常務は自己の責任を以て所決し、其の名を以て決行すると共に、或は其の責任を上長に嫁し、或はその所理を下僚に托して時日を徒費せしむるなきを要す。

從來執務の緩慢は、地方機關に權限なかりしと云はんより、中央部に於て各案件に對する所決の中心點定まらず、屬僚の立案より上長の決裁に至るに、常に多くの時日を要せし事は、其最大原因と言つべし。依て其弊のある所を察し、新官制に於ては、中央地方とも、各分掌毎に日常執務の中心點に意を注ぐこと肝要なるべし。

近來英米に於ける經濟組織の發達は、蓋し此點に注目したるの結果なりとす。

一各部局に於ける庶務取扱は、成るべく簡易の方法をとり、現在庶務取扱に從事せる俊秀の材あらば、なるべく之を事業の直接經營に當る方面に充つべき事。

我が國從來の職制には、普通庶務取扱の一部局を設け、其の主任者には敏腕なる事務家を置くを常とせり。然るに鐵道の如き機敏を要する業務に於ては、其の技術に關すると、事務に關するとを問はず、總て直接事業經營の任に當るか、若しくば社會公衆に直接して執務せしむる方面に、俊材を置くを可とす。然るに庶務方面に於て有力者あり、現業方面に第二流の士を配置するに於ては、現業の方面從事者は常に庶務方面從事者よりの拘束を受け、其の驥足を延ばす能はず、一般事業の萎縮を來すは免れ得ざるの數にして、曩に山陽鐵道が其經營に高評を得しものは、此の點に注目して現業方面に俊材を配置したるにあるべく、之れと對比すべき某大鐵道が、其經營振はざりしものは、山陽線と反對の措置を執りしに因るべし。

從て新官制には、俊材を撰で運輸、汽車、工務の各現業方面に從事せしむべし。庶務方面には成るべく他の事業を掣肘せず、寧ろ之を奬勵する的の溫厚なる人物を置くを可とす。其の地位の如きも、現業方面に比して之れを一二段下げて可なるべし。蓋し英米等に於ける鐵道組織には、各部局に於ける庶務取扱の爲め一分課を設くる等の事は殆ど皆無なり。

一適材を適所に置くにつきて。

孰れの事業を問はず、事業の經營全からしめんには、關係者の材能に應じて其の職を分たざるべからず。然るに私設鐵道買收後、官私の鐵道從事員相寄りて其經營に從事する事となれるを以て、其間主要なる職員の技能

不明なるもの多く、爲めに其技量其職に相應ぜざる者もあれば、又有爲の材を懷きながら、未だその技能を發揮するの地位を得ざるもの多し。殊に私設會社出身者にして、內地に於ける相當の經驗を積み、後海外に於て各國鐵道の新智識を修めたる青年有爲の技術者、尙未だ其技能を現はすの職を得ざる者多し。是大に注意すべき點なるべし。

一給與と職員の技倆と其の勞務に比例せしむる樣務むる事につき。

官私鐵道合同後の整理は、之を職員給與の方面にも必要とす。蓋し其給與よく各自の技倆と勞務に比例せざるに於ては、所謂惡貨は良貨を驅逐する經濟上の原則に隨ひ、技能卓越にして給與少きものは去り、所謂其の勞務に對して過分の給與を受くる者のみ殘るの結果を將來に來すのみならず、現在職員の取扱に於ても、公平を失するは、各自をして業務に熱心なる能はざらしむる所以なるべし。思ふに此の點に關しては、舊作業局出身の現在廳員が、概して私設鐵道出身の職員に對して、給與低く、其技倆と勞務に比し、報酬之れに相當せざるなきやを憂ふ。

之れを要するに別項に云へる如く、私設鐵道出身者には其の技能に應ずる職務を得ざるもの少からず、作業局出身者には給與が技倆及勞務に比し足らざるもの多しと考ふ。

一官制改革後の人選につき。

官制の不備は、配置の人物に依て之れを補ふを得べし。然るに官制完備所謂理想的のものを得るも、職員の配置宜しきを得ざれば、一般事業の改善は之れを望むべからず。職員の配置宜しきを得るは其の要前述の如く適

材を適所に置くにありと雖も、又一は上下心を一にして相導き相助けて事業の進行を計るにあるものとす。目下鐵道行政の振はざるは、蓋し之れ等の點に不備なるものあるなきに非るか、新官制確定後に於ける職員の人選に關しては、大凡左の方針を以てするを可なりと信ず。

總裁は副總裁、各部局長、祕書役、人事主任者並に營業の樞機に參與する本部の課長數名位の人選に止め、是等の人選定まりたる後は、其撰定されたる人々が、各自其直接幕僚とするべき職員及直接命令を下すべき次階の從事員等を人選し、以下此の順を以て進行すれば、上は總裁より下は驛夫、工夫に至る迄、其連鎖に一の缺點なく、上下意思疏通し、相和合して一般事業の經營全きを得べし。素より此方法によれば、時に數名の敏腕有爲者を個人的關係よりして空しく適所に置く能はざる場合なきにしもあらず。然共斯る場合に於ては、是等の士は他の一般事業進行に關係なき、鐵道調査所の如きものに、勤務せしむるの途あるべし。

この文書の第一は、課長中心主義である。これによつて、從來の繁文縟禮を打破せんとするにある。その第二は、現業中心主義である。その第三は人物本位主義である。その第四は職員の物質的優遇である。その第五は上官と下僚間に人間的連鎖を密にし、以て尨然たる國有鐵道九萬の大衆を、有機的一體として結成せんとするにある。しからば、かかる伯の思想は、如何にして國有鐵道の上に實現せられたるか。

三、鐵道院の誕生

鐵道院の創設は、第二次桂內閣既定の方針であつた。組閣とともに發表された既述の政綱中、すでに「但、事業頗

る大に、且つ一般政務に渉るを以て、新に鐵道院を設け、内閣に屬し、經營に當らしめんとす」と記してある。

茲において伯は、先づ、この既定方針に從ひ、鐵道院新官制の根本を閣議に提出し、各大臣をして、これに賛同せしめた。次の閣議決定書がそれである。この原本には、各大臣の花押が畫かれてゐる。

帝國鐵道現在ノ狀態ヲ察スルニ、到底現狀ヲ追フテ推移スルヲ許サヽル形勢ニ迫レルヲ以テ、今ニ於テ適當ノ改革ヲ施シ、以テ刷新ノ實ヲ擧ルノ途ヲ講ズルハ、國有後ノ鐵道經營ニ於テ、洵ニ已ムヲ得ザル所ナリ。依テ左ニ改革ノ綱領ヲ掲ゲン。

一　鐵道事務ヲ統轄スル爲メ、獨立ノ官廳ヲ設ケ、之ヲ鐵道院ト爲シ、親任官ヲ以テ其總裁ト爲スコト。

二　現在ノ帝國鐵道廳、及ビ遞信省鐵道局ハ、之レヲ廢シ、其事務ハ總テ之ヲ鐵道院ニ併合セシムルコト。

三　鐵道從事吏員ニ對シテハ、特別任用ノ途ヲ開クコト。

四　鐵道院中央機關ニ於テハ、總裁副總裁ノ下ニ官房ヲ置キ、更ニ左ノ六部一所ヲ設クルコト。

一　總務部

二　監督部（註、公布の際は削除された）

三　運輸部

四　計理部

五　倉庫部（註、公布の際は削除された）

六　建設部

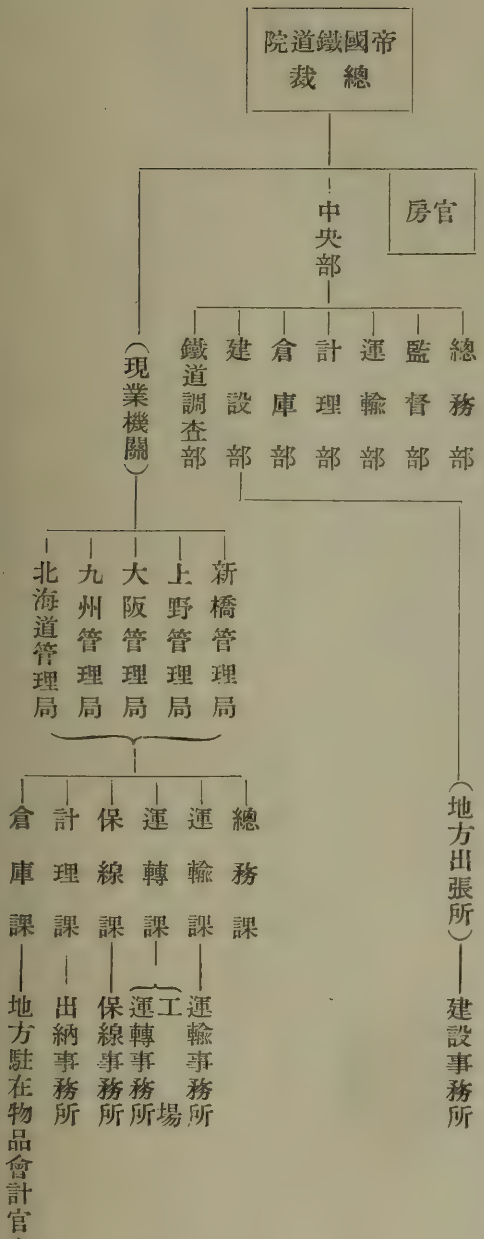
七　鐵道調査所

五　鐵道院地方機關トシテ左ノ制度ヲ採ルコト。

全國ヲ五箇ノ管理局ニ區分シ、本州ニ三管理局ヲ置キ、北海道及九州ニ各一箇所ノ管理局ヲ設ケ、各其管轄內ニ於ケル事務ヲ分掌セシムルコト。

六　工場ハ總テ各管理局ニ分屬セシメ、製作工場ヲ置カス。又中央部直轄ノ工場ヲ置カサルコト。

七　鐵道院所屬ノ經費ハ、總テ特別會計ノ支辨ニ屬セシムルコト。



備　考

一、本制度ノ組織ニ付テハ、監督者ト被監督者トヲ混同スルノ嫌ト、國家直接ノ行政事務ト營業的事務トヲ混淆スルノ患ハ、之

ヲ免ル、コトヲ得ス。

一、鐵道院ハ直ニ内閣ニ隷屬セシムルカ、將タ各省中何レノ主管ニ屬セシムルカヲ定メ置クノ必要アリ。

上記決定書は更に遞信省と法制局との審議を經て、多少の修正を受けた上、鐵道院官制として公布された。その經緯を「日本鐵道史」は、次のごとく記してゐる。

明治四十一年十二月五日、勅令第二百九十六號ヲ以テ、鐵道院官制公布セラル。其第一條ニ曰。鐵道院ハ内閣總理大臣ニ隷シ、鐵道及軌道ニ關スル事項並ニ南滿洲鐵道株式會社ニ關スル事項ヲ統理スト。是ヨリ先、四十年十月ヲ以テ、鐵道國有法ノ規定ニ依リ、私設鐵道ノ買收ヲ畢リ、爾來約一箇年間ノ成績ニ鑑ミルニ、鐵道國有ノ目的ヲ伸達シ、其機能ヲ發揚センニハ、省ニ屬スル一廳ノ規模ヲ以テ足レリトセズ。且省大臣ノ更迭スル毎ニ鐵道統裁者ノ更迭スルハ、此目的ノ爲ニ利アリトセズ。依テ之ヲ省外獨立ノ官衙ト爲シ、其權限ヲ擴張スルノ必要アリ。尙國有鐵道ノ作業ハ鐵道行政ト密接スルカ故ニ、遞信省鐵道局ニ屬スル事項ヲ之ニ併合シ、以テ内閣直屬ノ下ニ運用ノ實績ヲ擧ゲントスルノ方針ヲ以テ、新ニ鐵道院ヲ設置セラレタルモノナリトス。官制ニ據ルニ、其職員ハ總裁、副總裁、技監、理事、參事、祕書、主事、主事補、技師、書記、技手ニシテ、總裁ハ親任トシ、所部ノ官吏ヲ指揮監督シ、奏任官ノ進退ハ内閣總理大臣ニ具狀シ、判任官以下ノ進退ハ之ヲ專行シ、副總裁、技監ハ勅任トシ、理事ハ勅任又ハ奏任トシ、參事、祕書、主事、主事補ハ奏任トシ、書記ハ判任トセリ。又鐵道院ニ總裁官房及總務部、建設部、運輸部、計理部、鐵道調査所ヲ置キ、地方ニ五箇所ノ管理局ヲ置クモノトセリ。（中略）

是日（註、四十一年十二月五日）總裁達ヲ以テ鐵道院事務分掌規程ヲ定メ總務部ハ鐵道ノ監督、免許、軌道、補助金ニ關スル事項、南滿洲鐵道株式會社ニ關スル事項、國有鐵道及私設鐵道ニ關聯スル事項、運輸部ハ運輸及附帶營業、車輛、船舶ノ運轉、製修ニ關スル事項、電氣ニ關スル事項、鐵道ノ修理、保存、改良ニ關スル事項、建設部ハ鐵道ノ建設ニ關スル事項、計理部ハ會計及用品ニ關スル事項、鐵道調査所ハ業務ノ取調、鐵道及軌道ノ研究及用品ノ試驗ニ關スル事項ヲ掌理スルモノトシ前ニ帝國鐵道廳總務部ニ屬セシ掌理事項ハ鐵道院總裁官房ノ掌理ニ歸シタリ。（中略）

またこの新制度の實施に關しては、伯が第二次桂内閣の更迭に際し、後任者への引繼書に添付したる「國有鐵道成績」（自明治四十一年七月至明治四十四年七月）は、次のごとく説明してゐる。

鐵道院組織ノ舊制度ト異ナリタル要點ハ、業務縦斷ノ制ヲ横斷ノ制ニ改メタルコト、地方部ノ權限ヲ擴大シタルコトニ在リ。即チ全國ヲ五管理局ニ分チ、局長ノ權限ヲ大ニシテ其事決施行ノ範圍ヲ擴メ、從前運輸計理工務等ニ分割シアリタル事務ヲ一手ニ收メテ其調節ヲ行ヒ、又管理局部内ニ屬スル全責任ヲ負ヒ、他管理局ト營業上ノ成績ヲ競ハシメ、如斯シテ事務ノ扞格ヲ避ケ處理ノ敏活ヲ期シタリ。其中央組織ハ一時尙從前ノ部本位制ヲ採リ、總裁ヨリ部長、部長ヨリ課長ト遞屬セシメタリシカ四十三年四月ニ至リ此組織ニ變更ヲ加ヘ、監理部及建設部ヲ存置シ、運輸計理ノ二部ヲ廢シテ課本位トシ、課長ヲシテ總裁ニ直屬セシメ、中間ノ一段階ヲ省キ、而シテ各部課間要務ノ扞格ナカラシメンカ爲メ、會報ノ制度ヲ開キ、關聯ノ事務ニ付テハ隨時各課長ヲ會合シテ其衆議ヲ聽クコトトシ、又鐵道ニ於ケル重要事項ヲ審議スルカ爲メ、理事會議ヲ置キテ隨時集議シ、又業務ニ關スル重要事項ヲ調査審議スルガ爲メ、業務調査會議ヲ設ケ、業務調査會議内ニ各分科ヲ置キ、定時又ハ臨時ニ分科會又ハ總會ヲ開キ各自調査ノ結果ヲ審議スルコトトス。

すなはち、この新官制において、伯の「病中覺書」に現はれたる課長中心主義、現業中心主義等が、はやくもその片鱗をあらはし來つたことを見るべきである。この管理局新設による地方分權制については、初め管理局長として、後に副總裁として伯の下に働いた古川阪次郎は、語つて云つた。

藤伯は鐵道院の仕事の重點を地方におかれた。本院の方よりも地方管理局の仕事を尊重された。五つの管理局即ち中部、東部、神戸、九州、北海道の五局の局長には第一流の人物を拔擢し、本院の局長級はむしろ第二流の若手を据ゑられた。從つて地方の管理局は鐵道院を眼中におかず、各管理局長は新規事業を起さう

と考へると、鐵道院の各局各課に少しも相談せず、先づ後藤總裁の諒解を求め、然る後に書類を作成して提出するといふ有樣であつた。

時にかうした種類の書類が局長の手許に停滯すると大變である。地方の各管理局長は督促する、總裁は書類を停滯するのはよくないと誡められる、局長連は小さくなつてゐる。

これは後藤伯の人事の特長を示現する一事例であつて、「責任の衝にあるところの地方管理局長が折角、書類を作成して提出して來たのに對し、直接の衝に當らぬところの本省の局長連が橫槍を入れる事はよろしくない」といふのである。これは實に藤伯の主義であつた。

かくして誕生せる鐵道院は、元帝國鐵道廳の位置に開廳した。その陣容を見るに、遞信大臣男爵後藤新平が鐵道院總裁を兼ね、副總裁は工學博士平井晴二郎が任ぜられた。本院の首腦部は理事山之內一次を總務部長とし、技師工學博士野村龍太郎を建設部長、理事圖師民嘉を計理部長、副總裁平井晴二郎を運輸部長、技師山口準之助を鐵道調查所長とし、參事松木幹一郎を總裁官房祕書課長、理事山之內一次を同文書課長兼務、參事大道良太を同保健課長となした。また地方管理局を見るに、技師長谷川謹介が東部鐵道管理局長、技師古川阪次郎が中部鐵道管理局長、技師工學博士岩崎彥松が西部鐵道管理局長、理事植村俊平が九州鐵道管理局長、理事野村彌三郞が北海道管理局長に任ぜられた。

鐵道の新しき組織と、新しき陣容は成つた。さうして伯は、かつて足を臺灣の新領土に印したる時のごとき熱情をもつて、國有鐵道の新計畫に飛び込んだのである。

四、財政整理と鐵道經營の根本案

鐵道經營の第一著手は、一般財政經濟の根本的整理から始まる。

第一次西園寺內閣の倒壞は、財政上の行詰りに原因した。さうして、その財政困難の一因は、鐵道建設改良資金の調達難にあつた。

しかるに、これに代れる桂內閣は、日露戰後財政の整理を目標として生れたものであるが、一方、國有鐵道は新たなる建設改良の必要に迫られてゐた。伯はいま、財政について何を考へ、鐵道資金について如何なる方策を講ぜんとするか。

この點に關しては、頗る重要なる文獻が遺つてゐる。それは「財政整理並鐵道經營に關する件」と題する文書である。その表題の左側には、伯の筆蹟をもつて、赤鉛筆で「陛下ニ內奏シタル案」と記し、また右肩に同じ色の鉛筆で「秘」と記してある。

この文書は、冒頭先づ「近來我財政上ノ信用墜チ、之カ爲政府ハ財政計畫ノ實行困難ニ陷リ、內民間經濟界ハ萎靡不振ノ狀ニ沈淪シ、外本邦公債ノ市價低落ヲ告ケテ外資利用ノ途杜絕シ、內外ノ狀勢甚憂慮スヘキモノアリ」と記し、「今財政不安ノ影響トシテ見ルヘキ顯著ナルモノヲ擧クレハ左ノ如シ」となして、左記の八項目を揭げてゐる。

一　戰役中尙九十圓臺ノ市價ヲ保チタル內國五分利付公債ハ、今日八十圓ニ落チ、一時ハ八十圓以下ニ下リタルコトアリ。

二　買收鐵道株ノ市價ヨリ計算スルニ、同鐵道株ニ對シテ交付スヘキ公債ノ價格ハ、額面百圓ニ付七十圓前後トナレリ。

三　倫敦市場ニ於ケル本邦公債ハ四分利付八十四磅ニシテ、露國四分利付公債八十七磅四分ノ三ニ比シテ、三磅餘以下ニアリ。四分半利付公債ハ九十二磅前後ニシテ、支那四分半利付公債九十八磅餘ニ比シテ六磅低位ニ在リ。同地經濟市況恢復シテ、諸國ノ公債類漸次騰貴スルニ拘ラス、本邦公債市價ノ恢復見ルヘキモノナシ。

四　公債ノ市價低落ノ爲、内外ニ於ケル公債所有者ノ損害大ナルヲ以テ、將來本邦公債ニ出資スルノ觀念ヲ失ハシメタリ。殊ニ外國市場ニ於テハ、本邦公債發行ノ見込殆ントナク、諸外國ハ近來金融ノ綏和ニ乘シテ、續々公債社債ノ發行ニ成功スルモ、我滿洲鐵道會社々債ノ如キハ、不利益ナル條件ノ下ニ、僅カニ小額ノ短期債券ヲ募集シ得タルニ止マリ、而カモ他ノ市價低落ヲ恐レテ、公衆發行トナスコトヲ得サリキ。

五　公債發行ノ見込絕ヘタルノ結果トシテ、政府ハ既定ノ財政計畫ヲ實行スル能ハス、四十年度ニ於テ一千七百萬圓ノ繰延ヲ行ヒ、四十一年度豫算編成ニ際シテ、財政計畫ニ一部ノ改定ヲ加ヘ、數ケ年ニ亙リテ繰延ヘタル金額一億二千餘萬圓ニ達シ、四十一年度ニ於テ亦豫算遂行ニ困難ヲ生シ、更ニ三千九百餘萬圓ヲ繰延フルニ至レリ。

六　將來既定ノ計畫內ニ於テモ、尙年々財源ニ缺陷ヲ生スヘキノミナラス、事業ノ繰延ハ翌年度ニ於テ更ニ財源不足ヲ來スノ原因トナルヘキヲ以テ、現狀ノ儘ニシテ進マハ、四十二年度以降ニ於テ、財政ハ救フヘカラサルノ窮境ニ陷ルコト明カナリ。

七　財政ノ前途右ノ如クナルヲ以テ、鐵道事業費ノ如キハ、假令豫算ニ計定スルモ、財源ノ缺乏ニ因リテ、年々遂行ニ蹉跌ヲ來シ、又之ニ關連シテ、絕ヘス財政上ノ難問題ノ原因トナルヘシ。

八　今日民間經濟界ノ窮狀ハ、一時ノ企業熱ノ反動ト、內外經濟界ニ於ケル自然的現象ノ併發ニ基ク所多キハ勿論ナルモ、財政不安ノ壓迫ヲ受ケテ益々禍根ヲ深クシ、其ノ恢復亦從テ抑制セラルヽコト多シ。

以上が財政不安の影響八項である。このゆゑに伯は、「財政不安ノ影響右ノ如ク重大ナルヲ以テ今日財政ヲ整理スルハ戰後經營ノ最大急務ニシテ若シ整理一日後ルレハ國家百年ノ不利ヲ來スヘシ」と爲して、次のごとく、これが解決策を揭げてゐる。

財政ノ整理ハ多岐多端ナリト雖モ、其ノ要ハ不急ノ事業ヲ廢止シ又ハ繰延ヘ、事業ノ經營ニ適當ナル方法ヲ立テ、以テ一般會計上歲出入ノ均衡ヲ保チ、以テ將來募債ノ必要ヲ斷チ、且歲入ノ殘餘ヲ以テ旣存公債ノ償還ヲ行フニ外ナラス。左ニ財政整理ノ大綱ヲ揭ケン。

一　各省繼續費ノ年割ニ相當ノ變更ヲ加ヘ、事業ノ繰延ヲ豫算上ニ明白ニスルコト。

二　努メテ歲出ノ緊縮ヲ圖リ、經費ヲ節減スルコト。

三　官業中民間經營トシテ差支ナキモノハ民業ニ移スノ方法ヲ講スルコト。

四　鐵道ハ純然タル獨立ノ會計トシ、鐵道關係ノ公債ニ要スル經費及建設改良ニ要スル經費ハ、同會計ニ於テ獨立自營ノ方法ヲ講スルコト。

五　一般會計豫算ニ於テハ公債財源ヲ見込マサルコト。

六　右各項實行ノ結果、一般會計ニ於テ生シタル殘餘金ハ、總テ國債整理基金ニ繰入レ、公債償還財源ニ充ツルコト。

右ノ方法ニヨリ、從來國債整理基金ニ於ケル公債償還財源約四千萬圓ニ加フルニ、更ニ公債償還金約四千萬圓以上ヲ以テシ、毎年八千萬圓以上ノ公債ヲ償還スヘキ政府ノ財政計畫ヲ内外ニ宣明スルトキハ、財政上ノ信用茲ニ恢復シ、内ハ經濟界ノ人氣一變シ、外ハ外資利用ノ好望ヲ生スヘク、從テ又經濟的發展ノ機關タル全國鐵道經營ニ要スル資金ヲ調達スルコトハ、敢テ難キニアラサルヘシ。

以上が伯の財政整理案の大綱である。この根本的整理の上にこそ、鐵道經營の財政的基礎がおかれるのであるといふのが、伯の考へであつた。故に伯は、上の如く一般的財政整理の意見を記したる後、表題を改めて「鐵道經營」と題して次のごとく論じてゐる。

鐵道ハ經濟的重要機關ニシテ、之カ改良發達ハ一日モ緩フスヘカラス。而シテ鐵道ニ要スル經費ハ、一方ニ國民生産力ヲ增進シ、他方ニハ鐵道收益ノ增加ヲ來スヘキヲ以テ、公債ヲ財源トスルモ不可ナキモ、唯今日ニ於テ鐵道ニ要スル公債ノ募集不可能ナルハ、一般公債ニ對スル償還ノ計劃明カナラサルト、鐵道公債ノ償還及利拂ノ財源一般財源ニ混淆セラルヽトニ歸因ス。故ニ前段敍述シタルカ如ク、財政ノ整理ヲ斷行シ、公債償還ノ計劃ヲ明カニスルニ於テハ、財政ニ對スル内外疑惧ノ念ヲ銷除シ、年々要スル三千萬圓乃至四千萬圓ノ鐵道經費ヲ調辨スルコト、敢テ困難ナラサルヘキヲ信ス。

若シ然ラスシテ、鐵道獨立ノ實ヲ明カニセス、又財政整理セラレサルニ於テハ、常ニ財政計劃遂行ノ困難ニ逢著

シ、却テ鐵道ノ經營ヲ完フスル能ハサルヘシ。
鐵道會計ノ獨立ニ就テハ、種々ノ難問ヲ生スヘキモ、左ノ綱目ニ據ルヲ以テ、最モ財政上ノ必要並鐵道經營上ノ要求ニ適合スルモノト認ム。

一　鐵道益金ハ鐵道特別會計ヨリ一般會計ニ繰入セサルコト、シ、特別會計ニ於テ、鐵道關係ノ公債、又ハ債務ノ元利仕拂金、又ハ鐵道ノ建設改良費ニ充テシムルコト。
二　鐵道ノ經營ハ本會計獨立自營ノモノトシ、一般會計ヨリハ資金ヲ繰入セサルモノトスルコト。
三　鐵道事務ヲ綜理スル爲、鐵道院ヲ設置シ、親任官ヲ以テ其ノ總裁トナスコト。
四　鐵道運輸其ノ他一切ノ經營方針ヲ一層營業的ニスル爲、規則ノ改正役員ノ選任其ノ他ニ適當ナル方法ヲ採ルコト。
五　鐵道ノ經營ハ、其ノ實績ヲ擧ケ收益ノ增加ヲ圖ル爲、努メテ既設線ノ改良ヲ先ニシ、新設工事ヲ後ニスルコト。
六　鐵道附屬事業ヲ整理シ、民間經營トシ、差支ナキモノハ民業ニ移スノ方法ヲ講スルコト。
七　鐵道經營上必要ノ事業ヲ遂行スル爲、財源不足ナルトキハ、鐵道公債ヲ募集シ、之ヲ補充スルコト。
但シ鐵道益金ヲ以テ鐵道公債ノ擔保トスルコトハ、萬已ムヲ得サル場合ノ外之ヲ避ケ、鐵道公債ノ割增ヲ附スルコトハ絕對ニ非認スルコト。
八　將來發行スヘキ鐵道公債ノ總額ハ、鐵道建設及改良既定豫算總額以內トスルコト。

九　鐵道公債ニ關スル事務ハ大藏省ヲ主管トスルコト。
十　本會計所屬現金ノ出納保管ノ事務ハ確實ナル銀行ヲシテ取扱ハシムルコト。
十一　本會計ニ於テ現金ノ餘裕アルトキハ預金部ニ預入レ、其ノ他確實有利ナル方法ヲ以テ運用シ得ルモノトスルコト。
十二　本會計歲出支辨ノ爲現金ノ不足アルトキハ、當該年度內ニ返還スルコトヲ條件トシ、利子附ニテ一般會計ヨリ借入金ヲ爲シ、又ハ融通證劵ヲ發行スルコトヲ得ルモノトスルコト。
十三　本會計ノ歲入歲出豫算ハ每年議會ニ提出シ、又本會計ノ決算ハ會計檢査院ノ檢査確定ヲ受ケ、議會ニ提出スヘキコト。

茲にも吾人は、伯の常套手段の顯現を看破する。それは伯の常に言つてゐた「一部と全部との關係」といふことである。卽ち伯の、鐵道會計の獨立と、鐵道建設改良資金の調達を企畫するや、直ちにこの二者を目標として猪突せず、先づ徐ろに帝國全般の財政を大觀し、その對策の一部門としての鐵道經營に及び、而して、はじめて鐵道會計の獨立と鐵道資金調達が、帝國直前の必須事たることを論結してゐることである。

これは嘗て伯の臺灣と滿洲に於いて取り、後に帝都復興の際取つた態度と同工異曲で、彼は常に綜合しつつ分析したのである。

次に揭げる靑木周三の談話は、當時の鐵道經理が如何に紛糾混雜してゐたか、從つて伯の樹立した新制度が、如何によく鐵道經營の根幹を形成せしかを說明する。

後藤伯が第二次桂内閣の遞相に就任され、帝國鐵道の經營にも關係される事になつたが、當時は國有斷行後間もない事であつたので、一番面倒なのは鐵道の經理問題であつた。それは私鐵を引繼いだ關係から、運輸運轉に關する限りは、當時における日本の技術は何れも外國で研究してその智慧を借りてやつてゐたのであるから、官設鐵道に勤めてゐた人も、私鐵に勤めてゐた人もいづれも同一型の人ばかりであつた。それゆゑに、私鐵の運輸、運轉に關する事柄はそのまま官設鐵道にも充當されて、少しも差支へがなかつた。しかるに私鐵の會計と政府の會計とは大變に違つてゐた。だから私鐵から來た人達に對して、先づ分らなかつたのは政府の會計法の組立てであつた。

現在の鐵道特別會計は、後藤伯の時につくられたものであるが、この特別會計の前にも特別會計があつた。しかもこの特別會計は普通の官廳におけるそれとは非常に異なつたものであつた。

用品會計といふ會計が特別會計のうちにあつた。換言すれば、特別會計中の特別會計であつた。卽ち特別會計のうちに更に又一つの規則があつたわけである。

ナゼ、こんなものがあつたのかといへば、それは通常、豫算は一年々々の豫算を組み、例へば八年度の豫算は、八年度に要するものを購入するのであるが、鐵道においてはそんな簡單なわけには行かぬ。車輛を外國へ注文しても一年間で出來ぬものがある。又車輛が出來て來ても、その敷物を更に別に購入しなければならぬ。かうした材料をば用品會計で購入する事になつてをつて、この用品會計は別に資金――約百萬圓であつたと記憶してゐる――を持つてゐたのである。

かうした複雜な組織になつてゐたので、鐵道國有が斷行されて、各方面の私鐵から帝國鐵道廳へ入つて來た人達は、非常に困つたのである。卽ち鐵道營業事務所を設置し、その所長に各種の私鐵から來た人々——從來、專務とか常務であつた人達——が任命されたので、この所長樣たちは、政府の會計の組立てが分らぬので大弱りであつた。

かうした狀態であつたから明治四十二年——その年は物價も騰貴してゐたのであるが——各營業事務所の會計を集めてみると豫算を超過してゐた。

當時、私は未だ官吏になつて五年位であつたが、どうも豫算超過の惧れが多分にあるので、或る人に「こんな事をしてゐると豫算超過をしやすまいか」と心配して尋ねて見た事がある。その人は「そんな馬鹿な事があるもんか」といつて樂觀して話したので、自分も、そんなものか知らんと考へてゐた。

ところが間もなく豫算超過といふ話が出て來た。百萬圓か二百萬圓かのつけおちがあつたといふことが分つて來た。それで大慌てに、營業事務所では帳簿をつくりかへてしまつた。

當時參宮鐵道の常務をやつてゐた人が港町事務所の所長であつた。大いに吃驚して古い帳簿を燒却し、新しい帳簿を作成した。ところが參宮鐵道の元社長は片岡直溫氏であつた。この事を舊部下であつた事務所長から聞いたものだから大變だ。議會でギヤンギヤンと後藤遞相に喰つて掛つたものである。

これではいけないと伯は痛感され、營業事務所を管理局に改め、さらに會計檢査院から森本邦治郞氏を招聘して來て、鐵道經理の大改革を斷行せられたのであつた。

五、獨立會計の成立

鐵道會計の獨立、鐵道公債の發行等のことは、組閣當初からの既定方針であつた。既述の十二大政綱のうちにも、從來國有鐵道の成績の擧がらざりし所以を、「是れ鐵道豫算の、毎に一般會計の爲に牽掣せらるる弊に由る也」となし、「宜く其の經濟を特立せしめ、收入を以て直に經費に充て、募債及償還の途も、總て收入の範圍内に於て之を計畫せしむるを要す。是れ啻に鐵道國營の爲に必要なるのみならず、其の金融を助け財政を補益する、亦尠少ならざるを信ず」となしてゐる。さうしてこの獨立會計の創定については、「國有鐵道成績」は、次のごとく記してゐる。

> 從來ノ會計制度ニ於テハ、鐵道ノ建設及改良ニ要スル資金ハ之ヲ一般會計ニ仰キ、營業上ノ益金ハ之ヲ一般會計ノ歳入トナシタルヲ以テ、鐵道建設改良ノ事業ハ、一般財政ノ都合ニ依リ、屢々其事業ヲ繰延フルノ已ムヲ得ザルノ場合ニ遭遇セリ。依リテ四十二年度以降、其會計法ヲ改正シ、鐵道會計ヲ獨立セシメ、鐵道益金ハ直ニ鐵道建設改良ノ資金ニ充テ、不足額ハ其負擔ニ於テ公債ヲ發行シ、若クハ借入金ヲ爲スコトトナシ、一般財政ノ波動ニ連レ、資金供給ノ上ニ累ヲ及ボシ、工事ノ計畫ニ蹉跌ヲ來サヽラン事ヲ期セリ。而シテ鐵道會計ヲ獨立セシメタル結果、一般鐵道從事員ヲシテ、自己努力ノ成果ハ直接ニ鐵道事業ノ消長ニ關係ヲ有スルコトヲ自覺セシメ、其營業成績ニ偉大ノ反映ヲ示スニ至レリ。

勿論、この獨立會計創定以前においても、鐵道については、或る範圍における特別會計が認められてゐたことは、前項青木の談話にも現はれてゐる通りである。すなはち、明治二十三年の官設鐵道會計法は固定、運轉の二資本を置

き、また豫備費を設けて、業務の運用に資することとしたのであるが、この特別會計の範圍は、單に作業に限られ、從つて活動の地域が狹かつたのである。そこで明治三十九年に、新たに帝國鐵道會計法が公布され、これによつて、「建設ト作業トヲ一會計ト爲シ、資本ヲ鐵道事業ノ負債トシテ一般會計ニ對シ償還スルモノトシ、作業ヨリ生スル益金、之ヲ負債利子ト負債消却金トニ別チテ、一般會計ニ納付スルモノト爲シ」（日本鐵道史）たのであつた。これによつてその活用の範圍は、著しく擴められたのであるが、まだ〱不十分であるといふので、つひに伯の手により、百尺竿頭一步を進めて、完全なる會計の獨立となつたのである。

さうしてこの鐵道會計法の改正については、「國有鐵道成績」は、次のごとく說明してゐる。

右ノ外鐵道會計法改正ノ主要ナル事項ヲ擧レバ左ノ如シ。

鐵道會計ノ利益ニ於テ餘裕金ヲ運用シ、又金庫ニ寄託セラレタル出納官吏、保管金ヲ地方ノ金融ヲ助クルノ主旨ヲ以テ、所在地銀行ニ利付預入スルノ制ヲ設ケタリ。之カ爲メ鐵道會計ハ每年拾餘萬圓ノ利子ヲ收入セリ。

鐵道會計ニ於テ、仕拂上一時現金ノ不足ヲ告ケタルトキハ、舊法ニテハ五拾萬圓ヲ限リ一般會計ヨリ借入ヲナシ得ルニ過キサリシモ、之カ範圍ヲ擴張シ、一般會計及他ノ會計其他ヨリモ借入レ得ルコトトシ、猶ホ金額ノ制限ヲ解キ、且ツ融通證劵ヲ發行スルノ制ヲ設ケタリ。

用品資金特別會計ヲ廢止シ、之ヲ鐵道會計資本勘定中ニ倂合シテ、物品購入及製作ニ要スル資金ノ伸縮ニ便ナラシメタリ。

災害事變其他豫期セサル歲出ノ不足ヲ補塡スル爲メ、積立金ヲ設ケタリ。

更に明治四十四年、政府は第二十七帝國議會に帝國鐵道會計法中改正法律案を提出した。その改正の要點は、「鐵道益金不足ノ場合ニ於テ、政府ハ無記名短期ノ證券ヲ發行スルコト、並ニ鐵道及軌道ニ關スル監督上ノ諸費用及輕便鐵道補助金ヲ、本會計ノ負擔トシ、收益勘定ノ歳出トスルコト」（日本鐵道史）であつて、一月二十一日、衆議院の第一讀會に於ける若槻大藏次官の説明によれば、その理由は、「鐵道ノ建設改良資金ハ鐵道益金ヲ以テ之ニ充テ、益金不足ノ場合ニ在リテハ公債又ハ借入金ヲ以テ補充スヘキモ公債、借入共ニ機宜ヲ制シ難キ場合アレハ、市場ニ於テ自由ニ資金ヲ求メンニハ、短期證券亦大ニ利アリトスヘシ。又輕便鐵道補助ニ就テハ、之カ支出ヲ負擔スヘキ勘定ヲ會計法上ニ明示スルノ必要アリ」（同上）といふのであつた。この案は衆議院において些少の修正を加へられた後、三月九日、貴族院もこれを可決したので、二十三日、政府は法律第十六號を以てこれを公布した。

また、會計法の創定とともに、新たに實行されたのは、豫算の編成並びに執行に關する新制度であつて、これは國有鐵道の官僚化を防ぎ、營利會社のごとき彈力性と當務者の責任感を刺戟する上に於いて、大なる裨益があつた。右につき、「國有鐵道成績」は次のごとく記してゐる。

管理局制度ヲ布クニ及ヒ、豫算執行ニ關スル責任ノ重キヲ知ラシメ、豫算編成ニ際シテハ、各局長提出ノ概算書ヲ基礎トシテ院議ヲ定メ、決定公布ニ當テハ、更ニ各局長ヲ招集シテ、最近ノ狀況ニ依リ、將ニ開始セントスル年度ノ實施豫算ヲ定メ、之ヲ配付シテ、一年中ノ事業ハ此豫算ニ基キ推行スベキモノト定メタリ。從テ豫算執行ノ責任者ハ、又其編成上ノ責任者タルヲ自覺シタル爲メ、爾後概算調査ノ如キ著實且實際的ナルニ至レリ。

豫算執行上ニ關シ尚注意スヘキ現象ハ、執行ニ關スル監督方法ノ確立セルコト是レナリ。從來ハ豫算差引簿ノ整

理尙遺憾アルヲ免カレサリシ爲、年度末ニ迫リテ或ハ俄カニ違算ヲ發見スル等ノ混雜ヲ免カレサリシモ、今日ニ在リテハ常ニ最近ノ現狀ヲ監視シ得ル樣整理シアルヲ以テ絕ヘテ此憂ナキニ至レリ。如此ニシテ業務ノ執行者カ常ニ豫算ニ親炙スルノ美風ヲ馴致シタルハ管理局制度組織後ノ効果顯著ナルモノヽ一ナリト云フ可シ。

尙鐵道會計ノ全體ニ涉リ一年度中ノ收支豫定額ノ月割ヲ定メ實際ノ收支額ト對照シ常ニ歲入出ノ調節ニ注意スルト共ニ之ヲ印刷シテ每月各局ニ通知シ各局ヲシテ各局自身ノ成績ノ外全部ニ通スル知識ヲ得セシムルコトニ勉メツヽアリ。

六、三回の大淘汰

鐵道院の組織は成り、獨立會計の制度はできた。しかし鐵道經營の源泉たる鐵道收入の實況はどうであつたか。當時伯が會計檢査院から招いて、鐵道會計の衝に當らしめた森本邦治郎の語るところによれば、「明治四十一年度における鐵道益金は、公債の利を拂つて漸く七百五十萬圓であつた。當時の鐵道總收入は七、八千萬圓で、當局者はいづれも「一億圓」を目標として努力したものである」といふ有樣であつた。斯くのごとく貧弱なる身代をもつてしては、到底伯の所期するごとき、大規模の新計畫を實施することはできない。

しからば、財源をいづくに求むべきか。

それは冗費を節し、職員の能率を增進し、鐵道收益を增すことだ。その冗費の節約には、人件費の節約と、物件費の節約とがある。後者については、項を改めて記すこととして、玆に吾人は先づ伯が、嘗て臺灣に於いて斷行したる

と等しき人員の大淘汰を、鐵道において決行したことを記すであらう。
伯が前後三回に亙つて行つた大淘汰により、その節約し得たる人員數と金額とは、次のごとくであつた。

第一次　四十一年十二月執行
一、高等官　五十二人
一、判任官　三百十八人
一、雇　三百三十六人
此俸給年額　二十九萬一千二百二十四圓

第二次　四十二年六月執行
一、高等官　二十五人
一、判任官　三百九十八人
一、雇　七百九十四人
一、傭人　二千二百五十四人
此俸給年額　八十六萬六千五百四十五圓

第三次　四十三年四月執行
一、高等官　三十六人
一、判任官　三百二人
一、雇　三百三十六人
此俸給年額　三十三萬八千十圓

すなはち、以上三次の淘汰を通計して節約し得た人員は、高等官百十三人、判任官千十八人、雇千四百六十六人、傭人二千二百五十四人、合計八千八百五十一人、金額にして年百四十九萬五千七百七十九圓にのぼつたのである。
斯くの如き大規模の人員整理を斷行するに際り、伯が如何に周到なる用意を以て、その實行に萬遺算なきを期した

りしか、當時祕書課長としてこの局面を擔當したる松木幹一郎は、次のごとく回顧してゐる。

私設鐵道買收の結果、官私兩樣の仕事振りの變つたやり方などが自然人間の上にも、事務の上にも、重複を餘儀なくされてゐたのであります。のみならず鐵道作業局は千古斧鉞の入らざる森林の如き姿で鐵道廳に引繼がれ、又私設鐵道では、今迄役人に威張られて監督を受けたものが、一朝自身も役人に成つたため、反動的に傲慢の風を生じ、從つて人心の統一に缺けて居る上に、自然冗員も存在し、例へば人力車に輪を三つ著けたやうな有樣で、却つて速度能率を減ずるといふ現象を見ました。故に之れを打つて一丸とし、最能率ある働きをなさしむるには淘汰、黜陟は全く致し方がなかつたのであります。そこで伯の考へとして、職員に一々考課表を作ることにしました。卽ち高等官は全部、判任官は四級以上で二千四百名に何れも學歴、閲歴、身體の健否、性質、材幹、技能と、最後に家族係累といふ項目まで設けまして、作成は所管課長、其の上を局所長が更に批判して裏書をする、之れが嚴祕書類として官房祕書課に集まつて來ます。ここに家族係累といふことの一項が、總裁の人情味に厚い點であることを一言說明したいのであります。官吏が其の家庭の關係から、經濟的問題でいろ〳〵困つた事情を生ずる、それが事務の能率に影響する、また少なくも轉免異動の際、之れを參酌してやりますことは、上司の淚あり、同情ある處置であるべき筈なのに拘はらず、從來かかる事情は毫も念頭に置かれなかつたのでありますが、伯は此の精神を汎く人事進退の上に加味することにされたのであります。かくて進退賞罰は絕對とは云へますまいが、大いに公平適切を期し得た譯でありまして、卽ち面識や交際の有無、運動の上手下手などで進退が亂さるる弊害を防ぎ、延いて士氣振作の上に多大の效果があつたやうでありました。

なほこの人員整理と並んで、伯が鐵道院において行つたのは、能率增進といふことであつた。官僚事務の主要部分は、九割までは監督の仕事である。それは法規法律の定むるところに適合せりや否やを監視することである。ゆゑに直接生產に關係なく、從つて生活の實體から游離し易い。しかるに鐵道經營は活潑々地のビズネスである。それは法規の嚴守よりも、能率の發揮を主眼として行はれなければならぬ。

そこで伯は鐵道に於ける努力の焦點を、能率の發揮といふことにおいた。その實際に現はれたのは、鐵道本院における課長中心主義であつた。かくして事務の即決敢行を計つたのである。

その二は、管理局中心の現場即決主義であつた。

いま一つは、各課、各管理局、各工場、各運輸事務所、各保線事務所間に於ける競爭主義であつた。かくて各局所に於いては、その月々、年々の業績を競ひ、能率を發揮し、浪費を回避せんとの風が起つた。

また伯の努力したのは、つとめて年少氣鋭の士を拔擢して、能力を十二分に發揮せしめんとするにあつた。併し乍ら、この點については、官吏身分令俸給令等の制限があつて、十分にその意を果さなかつた。

かかる能率獎勵の結果として、鐵道の業務は日ましに改善せられ、進步した。

七、購買費の節約と用品の整理

一體に政府の會計は、民間私立會社に較べると鷹揚なところがある。そこに浪費の生ずる大きい弱點がある。國營事業の經濟的失敗は、多くここに起因する。故に伯は國有鐵道の經營を引受けたときに、先づこの官場の宿弊たる浪

費と闘はなければならぬと決心した。

その浪費の一つたる、人間の使用に關する無駄の節約、すなはち人員の淘汰については、前項においてすでに述べた。本項においては伯が、如何にして物品購入の際に起る浪費と闘つたかを物語らうと思ふ。

伯は鐵道に入るとすぐ「鐵道で一番大切なのは何」と訊いた。さうして鐵道の購入する物品のうちで、最も重要なのは、石炭と枕木とであり、その購入費の節約は、鐵道會計に重大なる影響を持つことを知ると、伯は先づ、石炭及び枕木に關する徹底的調査からはじめた。この間の事情について、森本邦治郎は語る。

當時、各官廳の物品購入、工事の請負等は隨意契約はなく、總て競爭入札の方法で購入してゐたのであつた。例へば枕木十萬上野驛納め、石炭九州一等炭仙臺驛納め、といふ調子で購入してゐた次第である。

依つて自分は四十二年二月、後藤總裁に會見を求め、「現在、鐵道當局では石炭年額百五十萬トン、枕木年額百萬梃以上も購入してゐるが、しかしこれを購入するに當つて、その局に當る者は石炭、枕木に關する何等專門的知識を持つてゐない、購入者が入札値段に依つて漸く石炭、枕木の値段を知るやうな有様では駄目であるから、此の際一つ、專門家をして石炭と枕木等の根本的調査を斷行されたい」と建言したところ、後藤伯は直に石炭、枕木の專門家を鐵道院囑託として、全國の石炭と全國の枕木の生産高を調査せしめた。この調査は實に特筆すべき功績を擧げた。

右の調査に基いて、石炭並びに枕木の購入法は、根本的に改革された。特に石炭については、著しく購入價額を低下することができた。すなはち四十一年度用石炭の購入高は百三十三萬噸、代價八百七十二萬圓であつたもの

が、四十二年度用は百三十一萬噸、代價七百十八萬圓となり、四十三年度用は百三十三萬噸、代價六百六十萬圓、四十四年度用は百三十八萬噸、代價六百十萬圓となつた。これを四十一年度に比するに、四十四年度は購入高において五萬噸を增加せるにも拘はらず、購入價額は二百六十二萬圓を減じ、石炭購入費を三割以上も節約することができたのである。

この石炭の調査に參加し、その購入價格引下げの決行に關係した松木幹一郎は、この間の事情を語つていふ。

次に經費節約の手段として用品會計の上に深き檢討を遂げまして、物品の購入や倉庫の大整理を實行されました。是は當時會計檢査官から大いに賞讚されたやうに記憶致します。殊に石炭の購入方法に至つては在來の型を破り、其の結果前年に比較致しまして總額二百四十萬圓ほど安價に、而も品質は却つて良いものを買上げることが出來ました。それは從來は石炭業者の提出する見本を分析して品位をきめる。納入者側から見れば幾多の不正を働き得る間隙があつたのでありますが、總裁は之れを改めて、最初購入の石炭は、約十噸位の見本、それは鐵道吏員が山の現場に出張し、監督して發送さしたものを、本省の運轉課で、東京橫濱間を汽關車で焚き試しをしまして、其の成績に依つて品位をきめた。從來納め來つたものも同樣に扱つて品位を定めた。又値段は山元坑口にて幾許、之れを鐵道院指定の貯炭場までの運賃幾許といふことに、納入者より別々の內譯勘定を加へて入札さすことに致しました。そして山の方は、河合保四郎といふ元製鐵所の二瀨鑛山に居た堪能な技師を選拔し、其の人と、當時新たに此の仕事を兼務させられました新米の私とが、全國の石炭山を草鞋ばきで廻つて、一々實地に就いて生產費を勘定しましたから、石炭屋さんは此のくらゐ弱つたことはなかつたのであります。それで前記の通り品質を

落さず、安價に買入れ得たのでありまして、其の數箇月間の惡戰苦鬪の結果たる購入決定の稟議書を持つて總裁にお目にかけますと、五分とは掛らぬ說明で直に決定されました。其の裁決ぶりには實に驚かされ、又感激を禁じ得なかつたのであります。

伯のやられた此の石炭購入方法の改正と、前回の冗員淘汰とで、ザット五百萬圓の經常費が浮び上つたのでありますか。皆之れが益金に廻るのでありますから、之れを五分の利息を拂ふ公債の資金に還元して見ますと、丁度一億圓の資本の效用に匹敵するのであります。

ところが、茲に大騷動が持上つた。それは當時、鐵道の石炭所要量は、日本の石炭產出量の約一割を占め、從つて鐵道の購入價格切下げは、直ちに日本全國の石炭價格に影響するを以て、茲に大資本家の猛烈なる反對を受くるに至つたことである。しかしそれは、伯が當初から、豫期したところである。一旦かうと決心したが最後、天魔鬼神も避けるやうな勢ひで突進するのが、伯のやり口であつた。

しかも伯は、この價格切下げについて、相當辛辣なる方法を用ひた。それは、從來三井や三菱の納入する石炭は、一等炭とか二等炭とかいつても、みんな相當の割合で三等炭を混入してゐるが、たとへ混ぜられても、その品質を確然と鑑定し得るものがないと、伯に入智慧したものがあつたので、伯は、よし、どうせ混ぜられると極つてゐるものなら、その混ぜた最劣炭を廉い値段で買入れて、效果を試驗して見ようと考へた。さうして、杉山茂丸の語るところによれば、伯は石炭商人を呼びつけて、

『これからは一等炭や二等炭は、もう購入しない。三等炭だけにする。若しその爲めに列車が延著しても、我輩が責

任を取る。違約金は隣室に手形を用意してあるから、みんな持つて行け。』

と大見得を切つたものだ。石炭商人は狼狽した。さうして直ぐに内田山の井上馨の處へ驅けつけて、綏和救濟方の陳情を行うた。井上は長閥出身の元勳たるのみならず、首相桂とは姻戚であり、また三井財閥の總顧問であつた。さうして三井は三池炭、北海道炭はじめ全國に石炭山を持つ大資本家である。そこで伯は井上の許に呼びつけられて、井上一流の大雷の落下に會つた。その時の情況を、杉山は次のやうに語つた。

「貴公は辭職せよ。氣が狂つたのだ。三等炭ばかりで列車を運轉すれば、必ず支障が生ずる。」

と怒鳴つた。すると後藤遞相は毅然として、

「自分は、井上侯に依つて任命されたのではない。貴下は國家の元老かと思つたら、石炭屋の元老であつた。貴下は私を氣狂ひ呼ばはりされたが、これから醫師へ行つて診斷して貰ひ、それから顚末を上奏する。」

と駁論したので、流石の雷侯もマア〳〵といふ事になり、この爭論は納まつた。

次に枕木については青木周三が次のごとく語つた。

枕木に就いては、その頃の購入法は石炭以上に無茶なやり方であつた。枕木の購入數量は實に莫大なものであつたが、九州地方は九州地方で、東海道は東海道で買ふといふやり方で購入してゐると、所によつては、非常に豐富に枕木が出る場合と、殆ど缺乏する場合とがある。その間に立つて商人が活躍し、自由に枕木を制するといふ事になると、値段はトニカク、枕木が全然買へないといつたやうな年もある　これといふのは、來るべき年の計畫を知らされてゐないから、商人も凡その見當で用意するからこんな妙な事になる。

それで伯の來任により、枕木問題を研究せしめられた結果、鐵道に要する枕木の數量を枕木屋の方へ知らせてやる事にせられた。しかもこのことは枕木の事を特に研究した人をして當らせられた。すなはち枕木は、從來競爭入札によつて購入したのであつたが、これでは價格の高低常ならず、且つ競爭入札としたのでは數量、納入地、納期等の關係上、事實上の製出者は入札に加入するに便ならず、その間所謂請負者なるものが介立し、暴利を貪るので、終に枕木の製出者を減ずるに至り、所要數の調達にも困難を感ずるに至つたのである。そこで四十二年度からは、隨意契約を以て購入することに改め、製材者から直接購入の方法を採ることとした。その結果は、鐵道國有の爲め急激に膨脹せる二百餘萬梃の枕木を、何等故障なく調達することを得たのみならず、購入價格において、四十一年度に比し、十餘萬圓を減ずることを得たのであつた。

石炭と枕木に次いで大問題であつたセメントの購入に關し、伯の取つた態度について、青木周三は次のやうな一插話を物語る。

セメントの購入も、伯が鐵道へ入られてから改革されたのであつた。元來、鐵道工事に使ふセメントは、最も良質のものでなくてはならぬので、ポートランド・セメントと決めてあつたのであるが、當時、各會社に依つてポートランド・セメントの性質が異つてゐた。いよ〳〵入札となると、惡いセメントが購入される。それでなんとかして、セメント購入法を改革しなければならぬといふ事になつた。

當時、淺野總一郎氏がセメント會社を設立してゐたが、淺野氏はああいふ見識を持つた人であるから「淺野セメントは官廳の入札には加はらない。若し淺野セメントがよいから淺野セメントを買ひたいといふ希望があれば、

その向きへだけ賣るのだ」と言つて、入札に應ぜず、從つて鐵道にも淺野ゼメントは使はれてゐなかつた。淺野氏は時々、伯を訪問したり、又當時倉庫課長をしてゐた私の處へもやつて來た。そこで私が「三年間に百萬樽買ふ場合に値段はどれ位か」と淺野氏に訊すと、初めは四圓とかいつてゐたが、とう〳〵三圓五十錢で賣るといふ事になつた。それまで鐵道で買つてゐたのは一樽五圓五十錢だつたのである。何しろ三年間に百萬樽を購入するといふ契約は、鐵道で當時一度もやつた事のない大きな契約だ。そこで、伯にこの事を御話して「如何致しませうか」と御伺ひすると、伯は「ウン、よしそれはやらう」と云はれた。この伯の明快な決裁によつて、鐵道の物品購入法は全く改善され面目を一新した。

すなはち、セメントにおいても、從來の指名競爭入札を隨意契約に改め、所要年度前に豫め信用ある製造業者と、豫定所要額の大部分を契約することにより、良質のものを、廉價に購買しうるに至つたのである。この外、各種鐵道資材の購入についても、伯の時代に根本的改革が行はれた。それを森本は語る。

鐵道院開設當初においては、私鐵各社が各自隨意に鐵道資材を購入してゐた風習が、院內にも遺されてゐた。當時、鐵道資材は、枕木石炭等以外は殆ど外國から輸入する始末であつた。それで各管理局が、私鐵時代の樣式で各自鐵道資材の注文を行つてゐた。從つて機關車の型が個々別々であつた。注文を受ける會社側では、これに依つて値段を釣り上げる事が出來た。かかる不統一を斷然改めて、各管理局の個別的注文は一切これを廢し、悉く中央で取纏めて統一的に資材購入の注文を行ふやうに改正せられた。

なほ石炭枕木等の買入について、經費を節するとともに、伯の進んでしなければならなかつたことは、鐵道の倉庫

と工場とに堆積する用品の整理であり、又その用品を賣買するために使用せられる用品資金の整理であり、更にはその用品の買入方法の改良であつた。

先づ倉庫及び工場内の貯藏品を整理するため、各現場に堆積せる用品を各管理局の基金として、これを配布して自由に運用せしめ、本院は單にその監督を爲すのみの制度とした。

更に貯藏品中各種の品目について、その價格の切下げを斷行し、用品の大整理を行つた。これが爲めに貯藏品の運用頗る敏活となつて、堆積の宿弊を減じた。

次に用品運用上に於いて、困難を感じたるは、建設及び改良工事の用に供する物品を準備するため、用品資金會計において必要額の前受金を爲してゐたのであるが、斯くのごとき物品は建設改良工事が數年度に跨がる繼續費たるの關係上、一年度内には未整理のまま翌年度に持越され、次第に堆積して、用品資金會計の莫大なる負擔となつてゐたことである。その額は明治四十一年度に於いては、八百六十六萬餘圓の多きに上つてゐた。

伯の時代となつて、この前受金の整理を勵行せしめ、四十三年度末に至つては、全部の精算を完了し、用品基金は多少の現金を所有し、自由活潑の働きを爲し得るやうになつた。

また伯は物品調達方法の改正を行つた。その一つは從來の中央集權制を廢して、管理局長の專行すべき權限を大にすることであつた。次にはその購入方法を改正し、從來の杓子定規的競爭入札制を廢し、一定の條件をもつて隨意契約によるを得るの制度とした。

これが爲めに物品購入價格の低下を來したるのみならず、又必要に適應し、隨時敏活に物品を供給することを得る

やうになつた。

八、消費節約

官僚政治の弊害の一つは浪費にあり、と夙く著眼した伯が、購買に關する節約と駢んで勵行したのは、消費の節約であつた。その消費節約の宣傳は、伯の信愛主義となつて現はれた。信愛主義とは、後述するごとく、人と物とを信愛せよ、といふのである。信愛の對象を人に限らずして物に及ぼしたるところに、彼の著眼があつた。彼は「物を粗末にするな」とは言はなかつた。それよりも積極的に「物を愛せよ」といつた。

そのために彼は、各驛に石炭、油等の能率を圖解したポスターを貼付し、これを善用するときは、幾何哩の機關車走行哩を出し、且つ鐵道全體として、何萬圓の節約となるかを明かにした。さうして、彼は脚絆がけで幻燈と活動寫眞とを携へて全國にこれを遊説した。彼が卷ゲートル姿凛々しく、全國の鐵道主要驛を歴訪して、信愛主義を宣傳した光景は、永く現業員の腦裏に止まつて、彼等をして「我等の總裁」といふ親しみを生ぜしめた。

彼はこの消費節約といふことを、次のごとく説いた。（四十二年鐵道雜誌）

　鐵道の經費を節約して、可成少額の出費を以て其效果を收め度いと云ふ考へから、力めて此方針を採りて居る處か、近頃は一般に其方針に向つて來て、頃日發行の鐵道雜誌など見ても其樣な事が書いてある。之は甚だ滿足の事であつて、職員全般が協心同力して此傾向に著々進んだならば、餘程好い結果を得らるるであらうと思ふが、併し經費節約と言ふ事も色々の意味に取れる。一口に經費を節約せよと云ふて、若し其意味を誤解し、延いて思

ひ設けぬ事態を生ずるに至らば、之れ甚だ遺憾の極みである。勿論塵埃積りて山となる理で、少しの物も集合すれば實に侮り難い物になる。滴瀝集りて海となる如く、些々たるものの聚合千百萬圓の金額に達するは申迄もないから、少しの物でも假令一片の紙でも無益に浪費することは愼まねばならぬ。之は國家の財政に於ても一會社乃至一個人の經濟に於ても皆然りで、決して忽にすべきものでない。一枚の紙も切り方如何によりては二度の用を辨ずるものも、中央を使用して兩端を切り捨てる時は辛うじて一度しか用を辨ぜぬ道理であるから、一般に注意の上にも注意を加ふることを希望する。

尙又事務に忠實と云ふことは何事にも必要の事であるが、經費節減に於ても、之を廢して外には方法はない。人に對すると物を扱ふとを問はず、事に當つて常に丁寧親切ならんことを思ひ、事務に忠實なる結果からして、自然に伴ひ來る經費の減額が最も希望する所である。此事は西部管理局員にも話して置いたが、總て物事親切丁寧の心情を以てすることは極めて大切の事で、上の者が八釜敷く云ふ許りでは希望する結果は期せられぬ。各驛各所の傭員迄も心を協せ共に此心を體して働かねばならぬ。假令ば各驛所員が毎日の作業に於ても常に親切に取扱ふことを考へる。乃ち貨物の扱ひに丁寧を旨とすることは一面貨主の希望に副ふのみならず、他方に貨物の毀損が少くなる。延ては其爲に支拂ふ賠償金が減少する。又旅客が案内を請ふ時に、不親切に教へるも教ふるのであるが、親切に教ゆると能く納得して喜ぶ。納得すれば其人は又他人に話す。此方では又案内を請はれずに濟む。必竟此方の仕事の節約となる。然るに不親切であると、又先に行きて案内を求める。而し間違を來して反送するか、又は賃金の拂戾とか、切符の調査とか、總てに面倒を惹起して經費を要する。何れも教へるのであるが、少

しのことから兩者の經費に著しき差違を來すことになる。尙又車輛器具機械其他の物件の取扱を愼むときは永持する。夫れ丈け經費は節減されるのである。然るに手荒く取扱ふときは毀損も速いが、又其毀損の生じたるとき破損したからと云うて之を手荒く取扱ふと、一層破損を增大して修繕費を非常に要する。殊に破損しかけた物などは、少しの事にも著しく破損を增大する。從て修繕費は嵩む。卽ち丁寧に取扱ふことが修繕費の節約となるのである。然るに經費を節減することを唯一の標的として、此事許りを目掛けて進んだならば、可成手數を省いて貨物を扱ふに至る。其結果は却て賠償金を增加するかも知れない。旅客に不親切は收入を減じ、他方に旅客の反送切符の調査等に經費の膨脹を招く恐れがある。車輛修繕費を節減して、一時凌ぎ許りして日を送ることは、車輛を遊ばしめる日が多い。再三の修繕は却て費用を增加する結果を來す。車輛を何輛修繕した、一輛何圓平均であると云ふ統計表に立派のことは、實際に於て不利益を受けて居る。此れは一二の例であるが、皆此樣な關係に立つ。必竟本を忘れて末に走ると不期の結果を招く。であるから各人皆此意を體して、人には親切にし、物は愛惜し、事務に忠實ならんことを當面の目的とし、此目的の追求が副として經費の減少を來すことを計りて貰ひたい。かゝる成行より生じたる經費の節約は、假令五十萬圓であつても、單に經費減削の爲めに削減し得た百萬圓にも勝り、自分の希望に副ふ譯である。或は大勢の中には、此事に心付かずして、節約の本旨を誤解し、單に數字的に表はれたる經費の減少を企圖せんとする者があるやも知れないが、此は自分の本旨でないことを明にして置く必要がある。

一見粗枝大葉なるがごとくにして、その實周到緻密なりし伯の性格が、行間に躍動してゐる。さうしてこの節約宣

傳は、次第にその效果を數字の上に示して行つた。これを「國有鐵道成績」は、次のごとく記してゐる。

消費高ノ節約

イ、石　炭

四十一年度ニ於テ百十五萬一千六百噸ヲ消費シ、其代價ハ八百十三萬四千圓、四十二年度ニ於テ百十七萬四千五百噸ヲ消費シ、其代價ハ八百五十五萬八千七百圓、四十三年度ニ於テハ、百十九萬八千五百噸ニシテ、其代價ハ六百二十八萬六千四百圓ニシテ、今更ニ換算車輛千哩走行ニ要セシ數量代價ノ平均割合ヲ求ムレハ、四十一年度ニ於テ二千三百九十斤、其代價ハ十圓〇五錢、四十二年度ニ於テハ二千三百八十斤、其代價七圓九十錢、四十三年度ニ於テハ二千二百七十斤、其代價ハ七圓〇三錢トナリ。鐵道國有後ノ四十一年度數量代價ニ對シ、四十二年度數量ハ四厘ヲ減シ、代價ハ二割一分四厘ヲ減シ、四十三年度數量ハ五分ヲ減シ代價ハ三割ヲ減シ、兩年度平均數量ニ於テ二分七厘ヲ減シ、代價ニ於テ二割五分七厘ヲ減シ、數量及代價トモニ、何レモ前年度ニ比シ遞減シ來リ、良好ナル效果ヲ收メツヽアリ。

ロ、油　脂

四十一年度ニ於テ一萬八千〇二十九石、其代價ハ三十八萬三千百圓、四十二年度ニ於テ一萬五千三百四十五石、其代價ハ二十八萬八千圓、四十三年度ニ於テハ一萬三千八十五石、其代價ハ二十五萬七千百圓ニシテ、今更ニ換算車輛千哩走行ニ要セシ油脂ノ平均割合ヲ求ムレハ、四十一年度ニ於テ二升二合、其代價ハ四十七錢、四十二年度ニ於テ一升九合、其代價ハ三十五錢、四十三年度ニ於テハ一升五合、其代價ハ二十九錢トナリ、鐵道國有後ノ四十一年度數量代價ニ對シ、四十二年度數量ハ一割三分六厘ヲ減シ代價ハ二割五分五厘ヲ減シ、四十三年度數量ハ三割一分八厘ヲ減シ、代價ハ三割八分三厘ヲ減シ、兩年度平均數量ニ於テ二割二分七厘ヲ減シ、代價ニ於テ三割一分九厘ヲ減シ、數量代價トテモ何レモ前年度ニ比シ遞減シ來リ、良好ナル效果ヲ收メツヽアリ。

九、制服の制定

伯が鐵道で實行した仕事のうちで、丁度遞信省の電話度數制のやうに、その仕事の內容以上に、世上の問題となり、伯自身の人間批判の種となつた事件があつた。

それは制服の制定であつた。

鐵道職員全體が、一見海軍士官と紛ふやうな服をきて、儀式のときはサーベルを下げて出歩くといふのである。そこで世間は「成る程、金ピカ好きの後藤のやりさうなことだ」と、頭から伯の趣味ときめてかかつて、或は冷笑し、或は揶揄し、又誹難した。

それは一般世間に解り易い事件であつただけに、人間的興味をそそつて、後藤新平の人物論の材料となり、鐵道獨立會計や、石炭枕木買入價格の節約以上、新聞雜誌で論評された。また傳記といふ立場から見ても、この制服制定は、會計制度や官制改革以上に重大な事件であつたといふことができる。それは後藤新平といふ人間を表示する點において、興味ある材料を提供するからである。

鐵道院總裁の制服を著て、赤革ゲートルを穿いて、全國を行脚した伯の姿は、伯の鐵道經營をシムボライズした。ゆゑに吾人は、少しく委曲に亙つて、この事件を物語らうと思ふ。

伯が制服を作るであらうといふ噂は、鐵道院ができると間もなく傳はつてきた。卽ち明治四十二年四月八日の時事新報に現はれた次の記事は、その當時の世間の持つた感じの代表的なものであつた。

時事小言　△我國鐵道院では其職員に一定の制服を著けさせることに略內定したさうだ。△金絲金釦にサーベルを佩かせて、ソレで鐵道商賣とは振つてゐる、嘸儲かることだらう。△ドウセ政府の商賣は士族の商法だ、イツソのこと二本差にしたらドウかね、袴を著けたら尙面白い。△今の總裁は臺灣仕込の金ピカ好きだから、かういふ事を思ひ付いた次第であらうが考へても見給へ。△臺灣や朝鮮向の役人なら、新附の人民に對するコケ威しの爲に多少制服の必要もあらうが、內地での運送屋營業に何の必要があるか、たわけるにも滑稽にも程がある、ソレも△驛員、驛夫の類が簡便質素な制服を著けるなら格別、其他の職員が事務を執るに制服を著ける必要は毛頭もない。△現在の鐵道院はコンな太平樂を考へてる暇はない筈だ。然るに斯樣な後生樂なことに腦味噌を絞つてる位だから、本業の方が旨く往かないのも尤もだ。

しかし伯は、かかる世上の冷評には無頓著に、同年十二月二十日をもつて、鐵道院職員服制の勅令を公布し、從來現業員のみの著用するところであつた制服を、一般鐵道職員に及ぼすこととし、これに附隨して、服裝規則、禮式規程、其の他の規則を制定公布した。

その年の暮、十二月二十八日、有樂座に於いて開かれた鐵道職員の忘年會に臨んで、伯は、一場の演說を試みたがその大部分は、制服制定の主旨の說明に費された。先づ國有鐵道經營の困難より說き起し、これを克服するためには健全なる鐵道精神を創造することを要すと縷述し、さらに一轉して制服の問題に及んだ。

今制服制定ノ要趣ヲ云ハン。凡業ニ從ヒ事務ヲ執ルニ當テヤ、機務ノ要訣タルヘキモノ三アリ。第一敏速ナルヲ要シ、第二精確ナルヲ要シ、第三明快ナルヲ要ス。以上ヲ稱シテ機務ノ三訣ト名ツクルコトヲ得ン乎。敏速トハ事ニ當テ躊躇逡巡セス。立ロニ執行處理スルノ力ニシテ、實ニ斷ヲ助クルモノ也。精確トハ疑念惑想ヲ挾マス、誠實ナル所信ト堅忍以テ事功ヲ期スルコトヲ指稱ス。而シテ明快トハ快活以テ事務ヲ決行スルヲ云フ。樂ンデ業務ニ服スルニ在リ。コレ難ヲ排シテ功ヲ奏スル所以也。以上ノ三訣タル獨リ鐵道事業ノミニ關スルニアラサルヲ以テ、諸子カ若シ鐵道ヲ辭シ、轉シテ他ノ事業ニ從事スルノ際ニ於テモ、諸子

ノ幸福ト成功トヲ助クルコト甚大ナルヤ固ヨリ寸疑ヲ容レサル所ナリトス。而シテ制服ノ制度タル斯ノ如キ機務ノ要訣ニ資スルコト頗ル大ナルモノアリテ存ス。今試ニ其效用ニ就キ分析解説セン。

かくの如く伯は、執務の要諦は速、確、明の三點に存すとの持論を明かにしたる後、制服制定の理由として、次の十三箇條を擧げた。

第一、制服制度ナルモノハ、複雜ナル生活ヲ簡易ナラシメ、更ニ敏活嚴正ニ服務セシムルノ效果アリトス。是レ諸子カ制服實施ノ後親シク經驗スル所ナルヘシト信ズ。

第二、制服制度ハ怠惰ヲ制シ、放逸ヲ戒メ、規律ヲ確守シ、責務ヲ重シ、之ヲ全ウセシムルノ慣習ヲ作ルニ與テ力アリ。

第三、時間ト勞力トノ節約ニ顯著ナル效果アリ。

第四、言文以上ニ上下ノ秩序ヲ保維シ、組織的ニ執務ヲ助ケ、諸般ノ活動ヲ圓滑ニシ、其軌條ヲ逸脱セサラシムル爲ニハ此制服ノ制度ニ據ルヲ以テ策ノ良キヲ得タルモノト思惟ス。是ヲ以テ鐵道團體ヲナス九萬ノ大衆カ、和親相助ケ、信愛相頼リ、家族的一致ノ行動ニ出ツルハ此制服制度ニ依ルヲ以テ便宜ナリトス。而シテ此制度ニ依テ組織的活動生シ、此ニ始テ家族的一致ノ行動カ鐵道ノ上ニ顯如タルヘシ。（中略）

第五、瞬時ヲ爭フ激務ヲ辨スル間ニ、一目其同僚タルコトヲ確知スルヲ得ルノ便アリ。

第六、鐵道ノ如キ活動的ノ職務ニ當ルニハ、制服ハ大ニ必要ニシテ、殊ニ洋裝禮服タル高帽正衣（フロックコート）ノ如キヲ著用シテ事務ヲ執ルハ頗ル不便ナルヘシ。然レトモ鐵道ハ、必シモ普通旅客貨物ヲ取扱フノ職務ノミナラス、最高ノ人ニ接スルノ事務ヲモ決行ス。其貴顯ニ接スルニハ、禮容ヲ整ヘ、禮節ヲ厚フスル必要アル場合ニ當テ、鐵道事業其モノノ活動ニノミ便スル服裝ニテハ全ク適セサル所也。是ニ於テカ、簡易ニシテ執業ニ便ニ、而モ禮ヲ失セサルノ制服ヲ制定セラレタルハ、頗ル機宜ニ適セルコトナリト思惟ス。

第七、制服ハ上下同愛ノ情ヲ厚フスル效アリ。相互ノ禮式ノ擧行ハ大ニ煩雜ノ感アルヘシト雖モ、互ニ相親ミ相樂ムノ情ヲ現ス

カ故ニ、義務職責ノ重キヲ感シテ、相互共助ノ親切ヲ增シ、此間ニ於テ命令ト服從トカ敏活且圓滿ニ行ハルヘキ也。

第八、多數群集シ頗ル混雜甚シキ間ニ於テモ、直ニ同僚タルコトヲ辨識シ得ルカ爲ニ、互ニ業務ヲ助クルノ便アリ。（中略）

第九、工場又ハ列車內等ニ於テ喧噪ヲ極ムル際ニ當テモ、制服ニ依テ鐵道關係者ヲ容易ニ辨別認識スルヲ得ルノ效アリ。（中略）

第十、鐵道從業者ノ怠慢ヲ矯正シ精勤ヲ奬勵スルノ效果アリ。制服實施後ハ疾病其他ノ事故ノタメ、制服ニヨラスシテ服務スルニハ必ス上官ノ許可ヲ要セサルヘカラサルヘキヲ以テ、終始獻身的ニ勤務セサル可ラサルコトヲ強要セラレタル狀態ニ在ルヘク、制服制度ハ鐵道職員ニ重キ新ナル責務ヲ負ハシメタリト云フモ强言ニハアラサルヘシ。此ノ如クシテ惰心ヲ匡正シ事務ノ正確敏活ヲ助クルノ傾向ヲ增進スルノ效力アル也。

第十一、制服ハ職員タルモノ二六時中獻身的ニ鐵道ニ服務シ、假令休息中ト雖モ鐵道職務上緊急ヲ要スル場合ニハ、直ニ之ニ應スルノ覺悟ト用意トカ整然タルコトヲ自ラ表象スルモノト云フヘシ。故ニ制服ヲ著クルヲ欲セサル人ハ、暗ニ所謂懶惰偸安ヲ貪ル人ナルコトヲ知ルニ難カラス。（中略）又鐵道職員ハ、制服ニ依テ品性行狀ヲ方正ニ檢束スルノ效果ヲ收ムルヲ得ヘシ。今軍隊ノ生活ヲ見ルニ、檢束ノ嚴ナルカ故ニ痛苦ヲ感スルコトアルヘシト雖モ、コレ乃チ終生ノ幸福ヲ招クトノ信念ヲ有スル人モ多々之アルヘシト信ス。余ハ軍隊生活ニハ經驗スル所之ナシト雖モ、臺灣ニ留ルコト九年、其間臺灣ノ制服制定ノ擧アリ、官吏自身ノ爲ニ將又公衆ニ對シテ其效果ノ顯著ナリシコトハ親シク實驗シタル所ニシテ、其臺灣ノ官吏ノ品行ヲ檢束シ、事務ヲ執ルニ所謂機務ノ三訣タル敏速、精確、明快ナル傾向ヲ養成スルニ與テ力アリシコトハ、余ノ斷シテ疑ハサル所ナリトス。

第十二、形體上ヨリ威儀ヲ正シ、外威儀ヲ正シ、而シテ內ニ心ヲ正ウスル力ヲ有シ、常ニ形體ト精神トヲ方正ニ持シ、其責務ヲ激勵スルノ效果アリトス。之ヲ以テ徒ニ虛威ヲ張リ、虛飾ニ流ル丶モノト考フルハ大ナル誤想也。制服ハ其制度ニ種々ノ制限存スルヲ以テ、恣ニ盛裝ヲ凝ラシ華美ヲ盡スコトヲ得ス。　聖詔ノ所謂華ヲ去リ實ニ就クコトハ、却テ此制度ニ依テ達スルヲ得ヘキコトヲ了解セラレンコトヲ希望ス。（中略）

第十三、帶劍ニ就テ一言スル所アラント欲ス。帶劍ニ付テモ亦世上頗ル誤解ノ存スルモノアリ。制服並ニ帶劍ヲ目シテ武裝ト思

考スルノ謬見ヨリ來ル。制服ハ武裝ニアラス。帶劍亦必モ武裝ニアラス。夫ノ文官ノ大禮服ニ帶劍ノ伴フハ、是決シテ武裝ニ非ルヤ明也。官内省ノ供奉員ノ帶劍亦然リ。帶劍ハ武裝ノ爲ニ必要ナルモノト、禮容ヲ裝フル爲ニスルモノトノ別アリ。今回ノ制服ニ伴フ帶劍ハ、乃威儀ヲ正シ、禮容ヲ整フル爲ニ必要トスルモノニシテ、之ヲ以テ直ニ武裝トナスカ如キハ誤見謬想ノ甚シキモノ也。（中略）

以上述ベタル所ニヨリ、略制服ノ制定サルヽニ至リシ所以並ニ制服著用ノ覺悟ヲ理解セラレタリト思惟ス。要之、諸子カ制服ヲ著用スルニ當テハ虚飾ニ走ルコトヲ戒メ、敏速精確明快ノ三訣ニ依テ職務ヲ執ルヘク、且華ヲ去リ實ニ就クコトヲ期セサル可ラス。若之ニ背違シテ虚飾ニ走ランカ、其弊ヤ計ル可ラサルモノアラン。自ラ顧ミ深ク注意スル所アランコトヲ望ム。更ニ制服ナルモノハ不偏不黨ヲ表象ス。元ヨリ政黨政派ニ關スルニアラス。孰レニ向テモ不偏不黨、只信愛衆ニ及ホスコトヲ云フニ外ナラス。是卽制服ハ活動中常ニ軌道ヲ逸脱セサルノ感念ヲ保持スルノ牽制タル所以也。

伯は制服については、斯くの如く考へたのであるが、それは必ずしも大多數の人々の共鳴を得たとは云はれない。勿論、現業職員が制服を必要とすることについては、誰人も異存なかつた。けれども總裁以下の全職員が、常に制服を纏うて執務すべしと爲す伯の考へ方には、色々の反對說があつた。現業中心の伯の考へ方は一貫してゐたが、しかし永い間の官僚政治の因習は、鐵道本院の職員をして、自ら現業員と思惟せしめることを許さなかつた。殊に鐵道院が鐵道省となるに及んで、本省職員を現業員と區別する思想が勝を占めて、制服制度は本省には實行せられないことに改正された。

しかし伯自身は、最も熱心なる制服主義者で、その後兩度の鐵道院總裁時代にも、常にこれを嚴格に勵行した。内相と鐵道院總裁とを兼任してゐた折も、鐵道の事務に從事する時は、必ず制服に著換へた。世人はこれをもつて、伯

の稚氣となした。後に伯が少年團の總裁の制服を著て、全國を行脚した時、世人はます〳〵これをもつて、伯の小供らしさと爲した。

ところで、鐵道職員自身は、これについて、果して如何に考へてゐたか。當時中部鐵道管理局長として、現業の第一線に立つてゐた古川阪次郎は、次のごとく語つた。

藤伯が鐵道に殘された治績のうちの最大なものは「制服の制定」である。制服制定當時に於いては一部の人士の間には非難もあつた。「見榮を張るやうな制服は不必要である」といふのがその反對論の骨子であつたやうだ。しかし藤伯はかうした反對論は眼中におかず、制服を制定された。私は當時劍を下げる事だけは餘り感心しなかつたけれども、制服の制定の精神には大賛成であつた。

制服はその後、床次總裁の時に廢せられ、現業員だけが著用する事になつた。しかし私は矢張り藤伯の精神を生かして、鐵道の全職員が著用する方がよいと信じてゐる。

またこの當時、官房人事課長として、制服制定の仕事を擔當した松木幹一郎は、次のごとく語つた。

現業員の規律を精神的に勵行せしむるには、又外形的にも之れを引締めて行くのが必要でありまして、鐵道院職員の服制を制定する事を企てられました。何しろ文官が類のない制服を著て、儀禮の場合には、劍を佩びようと云ふのでありますから、法制局ではまた後藤さんの横紙破りだと云つて、なか〳〵承知されませんでした。初めから二箇月以上もかかりましたらう、部長の故中西清一君や當時書記官であつた江木翼君等と折衝を重ねて、やつと勅令案が通過することになりました。之れが四十二年の暮であります。

總裁は此の服が、自分で言ひ出されただけあつて、全く大好きでありました。明治四十三年八月の東海道大水害の際――此の時は横濱熱田間を汽船で聯絡しました――は、當時流行の魁であつた赤革の脚絆をつけて、勳一等旭日章を胸間に燦めかし、洪水に埋もれた線路を巡視されたのが、まだ眼に殘つて居ります。これによつて伯は「和製ルーズベルト」の尊稱を貰はれました。とに角批評は色々ありましたが、眞面目な意味で、此の制服制度は餘程規律上には役立つたやうであります。

なほこの制服の制定とともに、起つた問題は、如何にしてこれを、九萬の鐵道從業員に供給すべきやといふことであつた。從來のごとく、民間の請負に委すか、或は鐵道自らがその仕事をするか、この制服供給の問題が片付かなければ、折角の制服制度も、畫龍點睛を缺いて弊害百出する虞れがあつた。

これについては、この仕事の衝に當つた森本邦治郎が、次のごとく語つてゐる。

後藤總裁の時代に鐵道の制服が定められた。この制服の供給に際し、總裁は朝鮮鐵道の例に鑑みて、民間への注文を取止め、被服工場を新設する事に決意した。勿論、當時、民營論もあつたが、總裁は斷乎としてこれに反對し、その初志を貫徹した。總裁の意思が强固であつたといふ事は、實に朝鮮鐵道の制服問題における失敗を知悉してゐたからである。卽ち請負人が策謀し、期限が到來すると出來ぬと斷り、他の方面から注文所要の品物を持ち込み、當局をしてやむなく右の品物を購入せしめて暴利をむさぼつてゐた事例を、後藤伯は深く察知し、かかる惡計畫に乘らぬやう先手を打つて、被服工場の直營を斷行した次第である。

かくして、制服の製造が直營となつたことの利益は、第一に製品の統一といふことであつた。第二は價格の低廉と

いふことであつた。それは大量生産の利益と、請負人の下にあつた下請人の口錢を省くことができたからである。その價格の差を示せば次の通りであつた。

種類	請負人納入價格	直營價格	差額
羅紗服	一〇、二五七	九、一〇〇	一、一五七
ヘル服	七、〇八〇	五、三〇〇	一、七八〇
セル服	七、五九六	四、九六〇	二、六三六
外套	一〇、三四三	八、二八〇	二、〇六三

すなはち一箇年に七萬圓の節約となる。その結果、元海軍省水路部の建物を讓り受けて、芝公園内に鐵道院直營の被服工場を設けたのであつた。當初は民業壓迫等の非難もあつたが、後に歐洲大戰勃發し、日本が好景氣時代に入つて、物價の大暴騰を見たとき、鐵道はその十數萬の現業員の被服に何等の不便を感ずることなくして終つた。

またこの制服制定に關聯して、全く世間に知られてゐない一插話がある。それは國有鐵道の徽章についてである。伯は制服制定のことを考へてゐたとき、徽章をどうしようかと工夫してゐた。伯はさういふことを考へるのが好きであつた。

話は遡つて、伯が臺灣の民政長官時代に、新稻戸稻造と洋行した際、米國のフィラデルフィア市なる新渡戸夫人の里方、エルキントン家を訪問して、その一家の人々と親しくなつた。このエルキントン家はクェーカー宗の熱心な信者であつた。一體クェーカー宗は、基督教の中でも風變りの宗派で、東洋的なところが澤山ある。ことにエルキントンは、嚴格にして質素なる點において、日本の古武士の悌があり、伯と互に相推服した。

新渡戸夫人の末弟のアルフレッド・エルキントンは、技術家であつたが、伯の滯在中、伯を案内して歩くうちに、大の後藤贔屓になつた。さうして伯が米國を去つて後、何か記念品を伯に送らうと考へた。

或る日、彼は自分の家のそばのモイランの停車場から、フィラデルフィアの町に行かうと思つて、汽車を待つてゐた。さうして考へるともなく、伯に送るべき記念品のことを考へてゐた。

そのとき、雷のごとき響きを立てながら、列車が停車場に入つてきた。その先頭に立つ機關車を、彼は何氣なく見た。するとその堂々たる機關車の下に、大きい車輪が朝日に輝きながら轟々と廻轉してゐた。それは男性的な、英雄的な感覺を彼の全身に叩きつけた。

『これだ！』

彼は思つた。さうして、フィラデルフィアに著くと、直ぐその意匠をもつて、寶石屋を訪問し、時計の鎖につける純金製飾牌を注文した。

それが出來上るのを待つて、彼は一通の手紙を添へ、伯の許に送り屆けた。

そのメダルが日本についた時、受取人はもはや臺灣の民政長官ではなかつた。彼は桂内閣の遞信大臣兼鐵道院總裁であつた。さうして恰かも鐵道職員の制服の徽章について、思案に餘つてゐた折であつたのである。

この遠來の贈物の箱を開けると、「これだ！」と伯は思はず叫んだ。それが帝國國有鐵道の徽章の由來である。

一〇、國內運輸改善と國際連絡運輸

鐵道の仕事が、最も直接に一般公衆と接觸する面は、運輸關係である。つまり運賃が安いか高いか、客車と貨車の設備がよいか惡いか、列車の發著が正確であるかどうか、列車が早いか遲いか、列車回數が多いか少ないか、鐵道事故が頻發するかしないか、停車場と列車內の從業員が親切有能であるかどうか等、鐵道が一般の素人から、よいか惡いかの判定を受けるのは、主としてこの方面である。

この點に於いて、伯は寔に幸運であつた。それは木下淑夫といふ有能なる吏僚を、この方面において持つてゐたからである。木下は元來工科出身の技術者であつたが、夙く運輸の業務を研究し、鐵道廳時代から主として運輸系統の仕事に從事してゐた。彼は實際的手腕と計畫的才能とを併せ持つてゐた。さうして米國流の活動慾に燃えてゐた。今や彼は、元氣一杯の後藤總裁を迎へて、腹いつぱいに、その才能を發揮しようとするのである。彼は伯の課長中心主義時代に、拔擢せられて營業課長の地位につくと、まづ十七會社の不統一なる業務を調整し、國鐵改善の事業に邁進することになつた。

「國有鐵道成績」は、伯の時代に實施されたる運輸上の施設として、次の二十一項目を擧げてゐる。

(一)山陽ホテル室料低減、(二)鐵道市內營業所設置、(三)乘車券引換證發賣、(四)橫濱鐵道借入、(五)團體乘車の獎勵、(六)海外連絡、(七)外人旅行取扱者ト當院ノ取引、(八)外人旅行者ニ對スル施設、(九)下關釜山間旅客運賃低減、(十)小荷物特別配達開始、(十一)特種貨車ノ增備、(十二)貨物運賃割戾廢止、(十三)貨物賃金ノ整理、(十四)貨

物運賃並取扱方ヲ公衆ニ周知セシムル方法、(十五)院線航路連絡貨物、(十六)貨物監査勵行、(十七)冷藏車の增備、(十八)停車構內ニ於ケル稅關事務ノ開始、(十九)關門間貨車航送、(二十)貨物海外連絡、(二十一)鐵道ト船舶トノ連帶運輸。

なかにも特筆すべきは、(六)の海外連絡、特に日露連絡運輸のことであつた。

抑も日露連絡運輸は、明治三十八年の日露講和條約第八條に基き、四十年六月、露都に於いて、我が本野大使と露國外相イズヴォルスキーとの間に於いて協商を遂げ、東淸鐵道の我國へ割讓すべき線路の境界點を決し、彼我接續驛間の旅客及び貨物輸送に關する事項を決定した際、其の追加條約として、兩國の諸鐵道間に旅客貨物の直接交通を開始せんがため、なるべく速かに特別協定を遂ぐべきことを約したのに始まる。

その後わが大阪商船株式會社は浦鹽、敦賀間の定期航路の經營を開始した。しかし露國の鐵道との間に、連絡運輸の協定がなかつたため、旅客は多大の不便を忍ばねばならなかつた。そこでわが政府は、豫ての約により露國に對して、所謂直接交通協定の交涉を開始したのであるが、露國政府はなか〳〵思ふやうに進めて呉れない。わが政府も少少困却の體であつた。

時恰かも滿鐵總裁であつた伯が、明治四十一年四月、露國を訪問することになつた。これが情況については、滿鐵の章に細說した通りである。その際東淸鐵道の監督長官たる藏相ココフツォフは、一見舊知のごとき態度で伯を迎へた。殊に當時わが國を來訪して歸國したばかりの農商務大臣シーポフが、其の間に在つて色々と斡旋して呉れた。ために、さすがニチェヴォー主義の露國政府も、つひに彼我連絡協議の開始を承諾するに至つたのである。

これ全く、伯の人格と聲望とが露國の要路者を動かした結果であつて、わが政府當局者も意外の交渉進捗に、むしろ唖然たる形であつた。前述の如く、伯は露都訪問から歸朝して間もなく、滿鐵を去つて入閣した。かくして滿鐵總裁時代から、日露再接近の仕事に熱心であつた伯は、今や桂内閣に入るとともに、更にその政策を推進すべき恰好の地位を占めることになつたのである。それは鐵道院總裁として、交通運輸の立場から、國際關係を補强することであつた。

明治四十一年十一月、伯は鐵道院、滿鐵及び大阪商船の代表を露都に派遣して、所謂連絡運輸會議を開かしめた。會議は三箇月に亙つた。さうして、南滿洲と北滿洲間、北滿洲及び沿海州と日本內地間、並びに露國各鐵道と日本內地間の、旅客及び手荷物連絡輸送に關する協定が締結せられた。すなはち旅客および手荷物については、東淸鐵道、南滿鐵道、朝鮮鐵道、關釜連絡船、大阪商船、及び露國義勇艦隊により、浦鹽および釜山を經由して、露國各鐵道と日本內地間に直通連絡運輸の途が開かれたのである。しかし貨物に關しては、日露兩國鐵道の利害關係と兩國の法規の差異等のために、いまだ一般的の協定を結ぶまでに至らなかつた。ただ滿洲から輸出する重要穀類だけは、南滿鐵道、東淸鐵道、大阪商船、及び露國義勇艦隊間に連絡して輸送し、木材、石炭、セメント等は、南滿及び東淸兩鐵道間に連絡輸送することを協定した。

明治四十三年五月、第二回連絡會議が露都に開かれ、日本と北滿洲及び沿海州との間、貨物連絡輸送の協定を遂げたけれども、其の實施に必要なる細目の協定が出來なかつた爲めに、直ちにその實行を見るに至らなかつた。

第二回會議が終了して間もない同年七月、白耳義國ブラッセルに開かれたる第五回西比利亞經由國際連絡會議に、

わが國は初めて鐵道院、滿鐵、大阪商船の代表者を參加せしめたが、會場は同國の鐵道廳で、集まるもの日本の外、白、英、蘭、普、北獨ブラバンド、加奈陀、太平洋、南滿洲、東淸、露國（ワルサウ、ウィンナ）の各鐵道及び萬國寢臺車、歐洲大急行車會社、大阪商船、上海郵便、北獨ロイド・ピー・オー汽船、東洋汽船、ジーランド汽船、露國義勇艦隊、露國鐵道國際事務局の各代表者等で、極めて大仕掛のものであつた。この會議により、旅客及び手荷物運輸に關し、次の三連絡運輸を協定した。

一、加奈陀及びシベリア經由世界一周連絡

二、歐洲と日本朝鮮、支那露領間の連絡

三、シベリア及び瑞西經由周遊連絡

次に日支鐵道連絡運輸に關しては、明治四十一年十月、滿鐵が大連に於いて京奉鐵道代表者の會議を開き、奉天に於ける兩鐵道間旅客手荷物の連絡輸送を協定した。

かくの如くにしてわが國有鐵道は、漸次世界交通經路の主要線と化し、且つ日本と海外諸國との經濟的並びに文化的接觸を緊密にし、豫てわが國際的立場の向上を計らんとする伯の多年の志は、著々として達成せられつつあつたのである。

一一、東亞英文案內の編纂

滿鐵總裁として露都訪問の日、伯が藏相ココフツォフに約したることの一は、完全なる東亞案內書を、英文をもつ

て編纂出版し、以て東洋の事情を世界に紹介し、西比利亞鐵道經由の旅客增加を援助すべし、といふことであつた。

しかしその目的は、單純に鐵道收益を增加しようといふ實利的なものではなかつた。伯の眞意は、これによつて、日本文化と日本精神とを全世界に宣傳し、依つて以て伯の所謂「世界の日本」より「日本の世界」への躍進に資せんとするにあつた。

ゆゑに伯の鐵道院總裁となるや、直にこの「英文東亞案內」編纂の事業に著手した。それは普通の案內記と異なる遠大なる計畫であつた。獨逸の「ベデカー案內記」に範を取つたけれども、その構想はベデカーより遙かに雄大であつた。ベデカーが、實際旅行の便覽たる目的に終始して執筆せられたるに反し、該案內記は美術、哲學、文藝、茶の湯、庭園、演劇、能狂言のごときに至るまで、日本の特色を各方面から委曲に說明して、文化的色彩を濃厚に盛り上げたものであつた。

それは尨大なるものであつて、各卷五百頁、第一卷朝鮮滿洲、第二卷西部日本、第三卷東部日本、第四卷支那、第五卷南洋（佛領印度支那、比律賓、蘭領印度支那、海峽植民地）の五卷より成り、これに細密なる地圖と、美麗なる寫眞版を多數插入した。そして、その豫算は二十萬圓を越ゆる巨額であつた。

この事業のために、人を各地に派して、實地について材料を蒐集せしめ、先づ日本文をもつて執筆した後、最も懇切に英文に飜譯せしめ、英人二名の校閱を經て印刷した。著手したのは、明治四十二年であつたが、その第五卷の印刷を終つたのは、大正六年の四月で、前後八年の日子を消して完成したのである。

この英文案內記は、發賣とともに、他方無料をもつて、內外の要所に頒布したのであつたが、大正十一年九月、伯

が東京市長として、米國のチャールズ・エー・ビーアド博士を市政研究の顧問として招聘した際、この五卷の案內記を、豫め米國に送つて、東亞に關する知識を得る參考に資せんことを申送つた。人の知るごとく、ビーアド博士は、現代米國一流の文章家である。

博士は日本に到著後まもなく、伯の私邸に於ける午餐會の席上で、ふと思ひ出したやうに言つた。

『先日、米國に御送付を辱うしたる英文案內記は、拜見して、實に驚嘆いたしました。その內容の結構なことは勿論でありますが、私の最も感服したのは、その文章であります。あれはマシウ・アーノルドの文體であります。』

筆者は、この一語を伯のために通譯しつつ、深き感激を覺えた。それは、ビーアド博士を俟つて、はじめてこの英文案內記の眞價が理解されたと思つたからである。

この案內記の英文は、橫井時雄の筆に成つたのである。彼は橫井小楠の嫡子で、若くしてエール大學に學び、深くマシウ・アーノルドの文章と思想に傾倒し、生涯その文體を推重して已まなかつたものである。ゆゑに橫井は、伯よりこの英文案內記の飜譯を委囑せらるるや、渾身の力を傾けて、鏤心彫骨の文字を刻んだのであつた。彼はこの案內記中に插入する爲め芭蕉、杜甫の句を譯するや、稿を易ふること幾回なるを知らず、しば〳〵鷄鳴を聞いて枕を取つた。伯の志は、橫井の文に俟つて、はじめて達せられたのであつた。

大正八年初夏、伯の外遊に際し、紐育の宿舍に伯を訪れた安達金之助は、伯に向つて、「あの英文東亞案內記は、明治以來、日本政府の發行したすべての文獻のうちで、最も世界に誇る金字塔であります」といつた程である。

言少しく過褒に類すれども、事實安達のごとく永く米國にあつて英文を驅使した人間から見れば、日本に於いて發

刊せらるる所謂英文の書物の文體に滿腔の不滿を覺えたる後、横井の英文を見て、祖國のために深い感激を覺えずには居られなかつたのであらう。

憾むらくは、その後、この英文案內記は、全然通俗的、實用的の目的に改刪せられたため、横井の名文は、第一版の改訂せらるるとともに、全く影を潜めて、現在版のごとき英文と化してしまつた。

一二、全國鐵道網

日本に於ける鐵道敷設の根本策は、明治二十四年七月、鐵道廳長官井上勝の提出に係る長文の建議に始まる。時の內閣は閣議に於いてこの方針を決定し、同年十二月鐵道買收法案並びに鐵道公債案を帝國議會に提出したが、前者は否決せられ、後者は議會解散のため中途にして葬られた。

翌二十五年五月七日、政府は第三帝國議會に鐵道公債法案及び私設鐵道買收法案を提出したが、議會は數案を綜合折衷して、新たに鐵道敷設法と名づけて、これを可決確定し、政府提出の二案に替へた。

この鐵道敷設法の第十條によつて、全國に亙る線路調査實施のことが決定したのである。しかし乍ら、當時線路調査の爲めに計上した豫算は、三年繼續費として僅かに五、六萬圓の少額に過ぎなかつた。

その後鐵道敷設法は數次の改正を經、且つ明治四十年をもつて、鐵道國有の斷行せらるるに及び、鐵道建設の面目は、玆に一新すべき機運に向つた。

然るに、鐵道國有の主要目的たる新線建設並びに既成線の改良が、その經費の問題について、遞信大臣と大藏大臣

との意見の衝突となり、延いて西園寺内閣瓦解の端を開いたことは、既に述べたるところである。

伯が鐵道經營の業を擔當したのは、かかる時期であつた。そして伯が、鐵道の建設並びに改良の根本方針として、鐵道益金、鐵道公債、並びに一時借入金に依るべき方針を樹立したるは、既述の通りである。

伯は更に進んで、この建設並びに改良事業のために、國有鐵道は果して幾何の負擔力を有するやを知らんと欲し、明治四十四年以降の三十年について、根本的なる資力調査を行つた。その結果、最初の十三年間には平均年額約五千五百萬圓、後の十七年間には、平均年額約四千萬圓の負擔力あることを發見した、この後の十七年間に負擔力の減退するは、建設工事の進捗とともに、次第に收益乏しき山間僻地に鐵道を敷設することとなる結果である。

この鐵道資力の推定を完了したる後、初めて鐵道建設改良の根本策が定まつたのである。「國有鐵道成績」はこれについて、次のごとく記してゐる。

鐵道獨立會計創定ノ後ハ、從來鐵道ニ關スル債務六億六百八拾餘萬圓ニ對スル元利仕拂ノ義務ハ、鐵道會計ノ負擔トナリタルノミナラス、四十二年度以降建設改良事業ノ爲メ、投下スヘキ資金ニシテ借入金又ハ公債ニ待ツヘキモノハ亦之カ元利ノ仕拂ヲ負擔セサルヘカラス。而シテ其仕拂利子年額ハ、四十二年度初現在債務ニ對スルモノノミヲ計算スルモ三千十一萬八千餘圓ニ上レリ。之ニ加フルニ爾後年々建設改良事業ノ爲メニ投下スヘキ資本ノ利子ヲ以テセハ、其負擔ハ年ト共ニ増加シ、鐵道會計ノ資力ノ之ニ堪ヘ得ルヤ否ヤヲ明ニスルニアラスンハ一切ノ事業計畫ハ之ヲ進行スル能ハサルコトトナレリ。而シテ既往ニ於テモ多少之ニ干係アル調査ヲナシタルコトナキニアラスト雖モ、單ニ其一部ノ計算ニ止マルノミナラス、其調査亦頗ル完全ナラス、依リテ

第一ニハ各線ノ運輸貨客ノ數量ヲ基礎トシ

第二ニハ平均一日一哩收入ヲ基礎トシ

第三ニハ益金増進年額ヲ基礎トシ數種ノ資力調査ヲナセルニ、孰レモ相近キ結果ヲ得、四十四年度以降三十年度間中、初メ十三年度間ハ平均額約五千五百萬圓、後十七年度間ニハ平均年額約四千萬圓ノ資金ヲ投下スルモ、能ク其負擔ニ堪ノルノ計算ヲ得、建設改良事業遂行ノ基礎、玆ニ其確立ヲ見ルニ至レリ。

既に鐵道の財政的負擔力を發見したる上は、後顧の憂ひなく建設改良の事業に邁進することができる。玆に於いて伯は、議會の協贊を經て多額の線路調査費を設け、日本全國に亙る鐵道網の測量踏査に取掛つた。それが爲めに伯は、多數の職員を全國に派出したるのみならず、自らも亦、陣頭に立つて全國を旅行した。伯は總裁の制服に赤革ゲートルといふ凛々しい姿で、多くの鐵道職員の先頭に立ち、全國を行脚した。かくして新線を調査すべき地方を、或は人力車、或は馬上、また時としては、健脚自慢の伯は、徒歩で通過したものである。

彼の大名行列は、往々にして新聞紙の冷評の種となつた。しかしこれによつて久しく植民地廻りをしてゐた伯が、日本内地の隅々に知られるやうになつたことは爭はれない。それが伯の政治的勢力の增進に役立つと同時に、それにも增して、人間後藤新平の印象を一般民衆に與へ、後年伯の社會運動乃至啓蒙運動の地盤を、不知不識の裡に作りつつあつたのである。

この實地測量の結果、全國の線路網が出來上つたのであるが、その大要は交通系統を鐵道幹線及び地方線並びに市街線の三種とし、第一は專ら普通鐵道を用ひ、第二は地形及び運轉の狀況に應じ、普通鐵道又は輕便鐵道とし、第三は軌道とするといふのであつた。さうして幹線鐵道は國家自ら之れを敷設經營するの方針とし、更に國有線の營養線

として、乃至は一地方開發用の鐵道として民間の輕便鐵道を奬勵するの政策を樹立し、これが爲めに輕便鐵道補助法を制定して、一定の豫算を議會の協賛を經て計上しておいた。

伯の在任中、本州、四國、九州、北海道に亙り、實測したる線路哩程は約五千哩にして、踏査したるそれは約一千六百哩であつた。かくして日本の鐵道は一段と進展の途に上つたのであるが、明治四十四年三月鐵道院刊行の鐵道網線路一覽中に、當時の建設計畫の全貌を見るべき、線路網の哩程及び建設費の概算表が載つてゐる。鐵道院總裁としての伯の業績を總覽する資料として、左に採錄する。

既成並未成鐵道線路網哩程及建設費概算

地方別	線路種別				哩程（哩）	建設費（円）	一哩平均建設費（円）	備考
本州四國及九州	既成線	幹線			四、〇九七	五一二、四五八、二六四	一二五、〇八一	
		局部線			四七八	三一、一七〇、七二六	六五、二一一	
	未成線	幹線	既定線		一、九八三	三六〇、九〇六、〇〇〇	一八二、〇〇〇	
			豫想線		三一一	五六、六〇二、〇〇〇	一八二、〇〇〇	
		局部線	既定線	甲	七九九	六三、九二〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	比較的完全ナル設備トナストキ
				乙	七九九	三九、九五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	比較的輕易ナル設備トナストキ
			豫想線	甲	三、九三五	三一四、八〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	比較的完全ナル設備トナストキ
				乙	三、九三五	一九六、七五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	比較的輕易ナル設備トナストキ

		延長	建設費		
北海道	既成幹線	七二四	五四、二二〇、一三九	七四、八九〇	
	未成線 幹線 既定線	五四五	四八、二三二、五〇〇	八八、五〇〇	
	未成線 幹線 豫想線	五五	四、八六七、五〇〇	八八、五〇〇	
	局部的豫想線	六三七	三一、八五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
合計	既成幹線	四、八二一	五六六、六七八、四〇三		
	局部線	四七八	三一、一七〇、七二六		
	未成線 幹線 既定線	二、五二八	四〇九、一三八、五〇〇		
	未成線 幹線 豫想線	三六六	六一、四六九、五〇〇		
	局部線 既定線 甲	七九九	六三、九二〇、〇〇〇		
	局部線 既定線 乙	七九九	三九、九五〇、〇〇〇		
	局部線 豫想線 甲	四、五七二	三四六、六五〇、〇〇〇		
	局部線 豫想線 乙	四、五七二	二二八、六〇〇、〇〇〇		

	既成線	未成線既定線	未成線豫想線	合計	
延長	五、二九九哩	三、三二七哩	四、九三八哩	一三、五六四哩	
建設費	五九七、八四九、一二九円	四七三、〇五八、五〇〇円	四〇八、一一九、五〇〇円	一、四七九、〇二七、一二九円	局部線ヲ甲ニ依ル
建設費	五九七、八四九、一二九	四四九、〇八八、五〇〇	二九〇、〇六九、五〇〇	一、三三七、〇〇七、一二九	局部線ヲ乙ニ依ル

備考　國有線建設費ハ、四十二年度末ニ於ケル會計課調査ニ係ル建設費概算額ヨリ未成線ニ屬スル分ヲ控除シタル額ニ、四十四

年三月十五日迄ニ開業シタル線路ノ建設費（建設部調査ノモノニ依リ算出ス）ヲ合シタルモノトス。
前項建設費ノ内買收十七鐵道建設費ハ建設實費ノミヲ計上シタルモノニシテ買増金、貯藏品代及付帶營業ニ屬スル倉庫、船舶ニ關スルモノハ包含セス。
私設鐵道建設費ハ監理部技術課臺帳ニ依ル。

さらに伯の時代に、鐵道普及の一方法として、土地の事情により、普通鐵道にあらざる簡易なる鐵道を敷設することとし、これを輕便鐵道と名づけた。この輕便鐵道敷設豫算は明治四十四年春の議會に初めて計上提出せられ、繼續費として金三百二十萬圓の協賛を得た。

一三、改良工事

限りある鐵道收入を、新線の建設に投ずべきか、既設線の改良に用ふべきかは、鐵道當局者の常に當面する大きい問題である。

鐵道院の豫算の大體の建前は、總收入の中より純粹なる營業費並びに投下資本の利子（卽ち公債利子其の他）を差引きたる殘餘を純益と稱し、これを建設及び改良費に使用することにある。從つて、營業費と建設費と改良費との割合が、時の首腦者の意見によつて、色々と變更する。殊に建設費と改良費との孰れに多額の資金を充當すべきかといふことが、國有鐵道の大問題となつて、所謂「建主改從」又は「改主建從」なる言葉を生じ、時としては政界の大問題と化するやうになつた。

蓋し、鐵道國有の一つの重要なる理由は、私設會社の制度によつては、いかに日本全體より見て經濟上並びに國防上必要であつても、營利事業として收益薄き山間僻地は、何時まで經つても鐵道の建設せられる見込みが乏しいから、鐵道を國有として、國家全體の大局的見地より、鐵道普及の途を講じなければならぬといふにあつた。

しかしまた、國有鐵道の財政的安固の上より言へば、建設費高額にして收益乏しき山間地方に新線を普及して底止するなきに於いては、投下資本の利子のみ增加し、純益これに伴はざる結果、國有鐵道の財政的基礎を危うするの憂ひがあつた。

この故に、都會と都會とを連絡する既成線の改良を主とすれば、人口物資稀薄の農村を閑却するの憾みを生じ、農村の新線普及を先きにすれば、鐵道經營の經濟政策を忽せにするの非難を招く。殊にこの問題に政黨的利害の加はるときは、農村を地盤とする政黨は、建設を先きとせんことを熱望し、都會中心の政黨は、勢ひ改良を主とせんと力說するに至る。玆に後年の所謂「我田引鐵」の政治運動を生んだ根本理由があつた。「我田引鐵」とは、自己の政黨の地盤に鐵道を敷きて、選擧民の甘心を買はんとする政略である。

伯の鐵道院總裁時代は、國有鐵道百事草創の際であつたので、未だ斯くのごとき黨弊を生じてはゐなかつたけれども、改良費と建設費との孰れを主とすべきやの問題は、既にその萠芽を見せてゐた。伯は何れかといへば、力を新線の建設に用ひた。しかし一面においては、既成線中の重要線路に改良を加へて、鐵道純益の增加を圖り、これによつて新線敷設の財源を增加することも、考へねばならなかつた。鐵道改良について、伯の時代に起つた最も主なるものは、廣軌改築の問題であつた。これは事頗る重要であるが故に、別に節を設けて詳論せんと欲する。

これに次いでは、熱海線新設工事、東京市内高架線建設工事、電氣設備の改善等であつた。また車輛については、各種の改良を施したるほか、明治四十一年七月より四十四年七月末に至る三年間餘の間に、機關車三〇七輛、客車六五三輛、及び貨車三五一六輛を増備し、なかにも二等寢臺車（十輛）と冷藏車（六十輛）とは、全く本期における創意であつた。また二十四噸炭車の完成は、積量を約三倍化して、鐵道輸送の情態に顯著なる變化を及ぼした。工場もまた大いに新設擴張され、その結果車輛の修繕成績は著しく向上し、機關車修繕については約八割五分、客車修繕については約五割、貨車修繕については約十三割の増加を來した。

東京市内高架線工事の進行は、改良工事中特に一般世間の興味を牽いた仕事であつた。これは今日現在の省線電車線の基礎を作つたもので、これまで蒸汽鐵道であつた山手線が明治四十二年十二月十六日、はじめて電車として運轉開始したる時のごときは、東京市民間に一大センセーションを起したものであつた。同日に濱松町停車場及び烏森假停車場（今日の新橋驛）を開き、翌四十三年六月二十五日有樂町停車場を開き、九月十五日には吳服橋假停車場（今日の東京驛）まで電車運轉を延長した。

併し改良工場のうちで、廣軌改築に次いで天下の論爭を惹起し、はては伯自身に對する人身攻擊にまで發展したのは、熱海線の工事計畫であつた。

本來熱海線は、性質上は建設工事と言つても然るべき重要且つ高價な線路であつたが、その費用を建設費として議會の協贊を得ることは、當時の情勢に於いて望み難かつたため、その二つの終點たる國府津と三島との兩驛が、東海道本線上にあるの關係上、これを改良工事として分類し、改良費をもつて支辨せんとするのが、伯の計畫であつた。

その目的とするところは、東海道本線山北沼津間の急勾配を避け、もつて日本第一の重要幹線の輸送力を增加せんとするにあつた。

新線の經路は、國府津より、小田原を經て熱海に到り、丹那山隧道を貫いて三島に出るのであつて、舊線の三十七哩三十八鎖に對し、七哩餘を短縮し、舊線最高所の一千四百九十九呎なるに對し、新線は僅かに二百四十三呎に止まり、爲めに舊線が四十分の一の急勾配十二哩餘なるに比し、百分の一勾配僅かに六哩餘に過ぎないので、運輸營業上の利益は著大であるとされた。併し乍ら一方においては、新線には橋梁多く、殊に隧道に至つては、舊線の七箇所總延長七千五百六十呎なるに對し、二十三箇所、總延長五萬五百九十六呎に達するの困難があつた。就中、丹那山隧道は延長二萬五千六百八呎（七、八〇七米）に及び、淸水隧道に次ぎ本邦第二位の長隧道である。

これが愈ゝ決定せられたのは大正元年十月で、工事に著手したのが大正五年十二月、即ち伯が寺內內閣に入つて間もないことであつた。しかるに此の線路に對しては、最初より囂々たる反對說が湧起し、論戰頗る旺んであつたが、これを難ずるものは、熱海線をもつて伯個人の私利に出づるものとし、甚しきは伯が熱海に廣大なる地所を有すと中傷した。爲めに本線は一時、激烈なる攻擊の的となり、つひに山本第一次內閣の床次鐵道院總裁は、一時これを中止するに至つた。その後、大隈內閣の仙石總裁の時に至つて、此の線は復活せられ、困難なる丹那山隧道工事は、數度の出水及び崩潰の大障礙に出會しつつも、遂に昭和九年十二月一日をもつて、漸くその開通を見ることを得た。

最初熱海線は、全線豫算二千四百萬圓、完成豫定七箇年を以て起工されたのであつたが、事實は全線經費六千萬圓を要し、起工以來十七年を費して、やうやく完成したのである。しかし本線の開通によつて、東海道線の輸送力は一

大增加を來せるのみならず、東京と京阪地方との交通は急遽その速力を增加し、東海道線はいよ／＼日本第一の幹線たるの實を備ふるに至つたのである。

一四、鐵道電化計畫

ここに、興味深き三個の文獻がある。

その一つは、英文電報本紙である。次の一つは獨逸文電報控である。さうして、いま一つは英文書翰である。この三個の文書の、發信人と受信人は、ラーテナウと後藤新平とである。

この當時、ラーテナウはアルゲマイネ電氣會社の社長として、後藤新平は鐵道院總裁として、これ等の電報と文書とを交換したのである。一人は後に戰後獨逸の外相となつて暗殺され、一人はそれより四代の內閣に出入し、七十三歲の天壽を全うして死んだ。

併し乍ら、戰後獨逸の生んだ、稀有の天才政治家ラーテナウの悲劇的終焉を懷ふものは、日本の天才兒後藤新平との文書交換に、無限の興味を覺えざるを得ないであらう。

不幸にして兩人は、遂に相見るの機なくして終つた。ゆゑに次に摘出する三個の文獻は、この不思議なる二人の政治家の地上に於ける唯一の接觸であつたのである。

英文電報　千九百十一年二月二十四日午後七時三十二分伯林發信

遞信省　後藤男爵閣下

鐵道電化計畫に關し、金融方、二月十六日附を以て、閣下に書面呈上せり。

アルゲマイネ・エレクトリチテート會社社長　樞密顧問官ラーテナウ

この電文の横に、日本文にて、「返電要領、日本ニ於テハ目下貴見ニ依ル如キ關係ヲ結ブノ要ナシ」と、伯の自筆でペン字の走り書きがしてある。しかし返電は、次のごとく發送された樣子である。

獨逸文電報控　四十四年二月二十七日

返　電

伯林、エレクトロン　樞密顧問官ラーテナウ

昨日の貴電に對し深謝す。二月十六日附の貴翰間もなく入手を希望す。

後藤男爵

英文來翰飜譯

鐵道院總裁男爵後藤新平閣下

閣下ノ管掌セラル、鐵道院ニ於テハ、東京下ノ關間幹線ノ軌幅ヲ擴ムルノ御計畫、並ニ東京横濱間、及恐ラクハ横濱國府津間ヲ始トシ、該線路中ノ或區間ヲ電氣化スルノ御考案中ニ有之候由拜承奉リ候。而シテ弊社ハ閣下ノ部下タル大道、島ノ二氏ノ伯林滯在中、此計畫ノ技術的及財政的見込ニ關シ、二氏ト論議スルノ榮ヲ得申候。島氏ノ御助力ヲ仰ギ、當地ノ鐵道專門家ハ線路ノ電氣化ニ關スル、準備的報告ヲ作製中ニ有之、特ニ電力ノ直流及

交流ノ二主義中歐洲大陸及北米合衆國ノ實驗ニ鑑ミテ、技術並ニ經濟的見地ヨリ、其何レヲ採用スルヲ以テ、貴國鐵道ニ尤モ適當ナルカヲ決定スルノ目的ニテ研究中ニ有之候。且右報告作製ニ就テハ、當地專門家ハ、東京ノ郊外鐵道（山ノ手線等）ガ直流主義ニ依リ運轉セルノ事實ヲ看却セザル可ク、此事實ハ實驗上向來御計畫ニ尤モ適當ナル主義ヲ御選擇ノ際、重要ナル關係ヲ有スルモノニ御座候。

確固タル提案ハ、勿論弊社ノ技師ガ御地ニ出張シテ、充分線路ヲ吟味シ、地方ノ狀況ヲ調査シ、且將來ノ作業ニ影響スヘキ一切ノ條件ヲ貴院當務者ト議定シタル上ナラデハ、明言致シ難ク候。若シ閣下ニシテ時機熟セリト御思惟相成候ハヾ、弊社何時ニテモ此目的ノ爲ニ、技師長ヲ東京ニ派遣セシムベク候。

此提案ノ財政的方面ニ關シテハ、下記ノ方案ヲ具シテ閣下ノ劉覽ニ供シ度候、蓋シ外國資本ヲ得ルニ適當ノ形式ヲ以テセバ、閣下ノ企畫御遂行ヲ易カラシムルモノト豫想致候。閣下モ夙ニ御諒知ノ如ク、弊社ハ歐洲諸國ニ於テ數個ノ「シンディケート」ヲ設立シ、且是等ト密接ナル聯絡ヲ有シ、以テ電氣事業ノ進捗ヲ企テ、是等「シンディケート」ト協力シテ、世界諸國ノ電氣事業ノ遂行ニ當リ居候次第ニ有之候。

今此ニ敢テ閣下ニ提案仕候ハ、鐵道院御計畫ノ事業ニ要スベキ資本ハ、弊社ガ前記金融「シンディケート」ト共同シテ調達方取計ヒ、日本政府ハ之ヲ年賦ニテ償還スルノ方法ニ御座候。此形式ヲ御推薦仕候儀ハ、獨リ資本ヲ得ルノ最モ廉價ナル方法タルノミナラズ、之ガ爲ニ特殊ノ公債ヲ起スヲ避ケ得ベク、大藏大臣ハ僅ニ右資本ノ元利トシテ一定ノ年額ヲ償還スルヲ要スルノミニ有之候。而シテ弊社ハ此點ニツキ大道氏ト御協議中候處、同氏モ御贊成相成候樣被存候。卽チ弊社ハ敢テ此提案ニ對シ閣下ノ御高裁ヲ仰ギ度、日本帝國政府ガ此點ノ交涉ヲ進ム

ルコトヲ御認許アランコトヲ希望致候。

現今佛國ニ於テハ、稍〻廉價ニ資本ヲ調達シ得ベク候間、此提案ニ關シ弊社所定ノ佛國「シンディケート」ニ照會致候處、同「シンディケート」ハ日本帝國鐵道ノ電氣化ニ要スル資本ノ調達方ニツキ、弊社ト協力スルコトヲ確カメ申候ニ付、今ヤ弊社ハ閣下ト右ニ對スル相當條件ヲ御協定申上ケ得ル地位ニ有之候。

右取引方提議致候佛國「シンディケート」ハ、巴里ノ「ソシエテ・サントラル・プール・ランデュストリー・エレクトリック」（電氣工業中央會社）ヲ代表者トシ、之ヲ組成スル銀行其他ノ金融機關ノ主要ナルモノハ左記ノ通リニ御座候。

一、佛國商工興業會社　（ソシエテ・ジエネラル・プル・フアヴオリゼ・ル・デヴエロプマン・デュ・コンメルス・エ・ド・ランデュストリー・アン・フランス）
二、巴里國民割引銀行　（コントワル・ナショナル・デスコント・ド・パリ）
三、「パリ」及和蘭銀行（巴里）　（バンク・ド・パリ・エ・デ・ペイバ）
四、佛國商工銀行（巴里）　（バンク・フランセーズ・プル・ル・コンメルス・エ・ランデュストリー）
五、巴里聯合銀行　（バンク・ド・リユニオン・パリジエンヌ）
六、電氣事業銀行（チューリッヒ）　（バンク・フユル・エレクトリツシエ・ウンタネームンゲン）
七、電氣事業會社（伯林）　（ゲゼルシヤフト・フユル・エレクトリツシエ・ウンタネームンゲン）
八、航海及工業金融會社（ブリユツセル）　（ソシエテ・フイナンシエール・ド・トランスポール・エ・ダントルプリーズ・アンデュストリエル）

弊社ノ相談役タル「ハムスポーン」氏ハ右中央會社ノ取締役ニシテ、大道氏ノ巴里滯在中、氏ヲ同「シンディケート」長タル「シヤルル・ローラン」氏ニ紹介致候。其際此三氏間ニ右提案遂行ノ條件ニ關シテ豫備的ノ御協議

有之候。乍併前記幹線ノ各區間電氣化ニ要スル資本額ハ、其事業ノ範圍ノ確定シ弊社調査ノ完了スルマデハ、決シテ明確ニ算定シ難キコト論ヲ俟タズ候。加之帝國政府ノ意志ガ、電化事業中ニ廣軌改築ヲ包含セシムルニ在ルカ、將又電化ハ全ク獨立ノ事業ナルカ、弊社ノ聞知セザル所ニ御座候。故ニ兎モ角三氏御協議ノ際ハ、電化事業ノ範圍ヲ前記線路ニ止ムルモノトシ、歐洲ニ於ケル同種事業ノ經費ヨリ推定シテ、投下資本ノ所要額ハ概算三千五百萬法ト相成候由ニ有之候。

弊社ハ何時ニテモ此資本ノ御調達ニ應ジ得ベク候。而シテ其條件ニツキテハ、假リニ大道氏迄申出置候通リ、日本政府ハ五十二回ノ年賦ニテ年利四分五厘、五十二箇年ノ年賦料トシテ五厘、外ニ債券ノ發行、利札ノ支拂、及佛國政府ニ對シ公納料金ニ要スル銀行ノ手數料トシテ約五厘ヲ要スベク候。

日本帝國政府ニシテ、右樣ノ方法ニテ年賦償還ノ取引方御一考相成候ハヾ、弊社ハ貴院ノ御委任ヲ得テ、右事業ニツキ充分ノ調査ヲ試ミタル上、見積書ト同時ニ確固タル財政上ノ提案ヲ提出仕ルベク、此提案ノ遂行ニツキテハ充分弊社ノ責任ヲ以テ保證致スベク候。

弊社ガ諸電氣製造會社中ニ於テ第一流ノ地位ヲ占メ居候事ハ、閣下御考案ノ重大事業ニ對シテ、充分其遂行ノ能力ノ保證タルベクト存候。而シテ弊社御引受ノ結果ハ、技術上ヨリ見ルモ、財政上ヨリ見ルモ、貴國政府ニ充分ノ滿足ヲ與フベクト存候。

客夏平井博士ノ歐洲ニ遊バレタル際、獨逸及英國ニ於テ、弊社ノ請負建設仕候諸電氣鐵道ヲ御視察ノ榮ヲ荷ヒ候。弊社ハ現今普國政府及英佛鐵道會社ノ爲ニ右同樣ノ事業ヲ引受ケ、目下建設中ニ御座候。

敢テ前記提案ヲ試ミ、禮ヲ失シ候段ハ、閣下ノ御寛恕ヲ仰ギ、尙閣下ノ御快答ヲ給リ候樣、俯シテ懇願奉リ候。

アルゲマイネ、エレクトリチテート會社　エー・ラーテナウ（自署）

本書翰のごとき電化計畫は、遂に實施せられなかつた。しかし、これによつて察知し得られることは、伯に鐵道電化の意があつて、職員をしてこれを世界各國の實際に就いて調査攻究せしめつつあつたといふことである。

科學に熱心であつた伯は、殊に電氣に多大の興味を持つてゐた。それは遞信省鐵道院に在任の日のみに限らなかつた。晩年に及んでも家庭電氣普及會のごときに關係して、家庭の電化に鋭意してゐた。

一五、業務調査會議

伯の足跡印するところ、そこには必ず科學的研究所の設立を見た。

鐵道院總裁として、伯の創設した研究所は、その名を業務調査會議と言つて定に大掛りなものであつた。明治四十三年三月二十九日をもつてその規則が發布されたが、これは平井副總裁を委員長とし、副委員長長尾半平外數十人の委員を任命し、十九の分科に分つて、鐵道業務の諸問題を研究調査する機關であつた。その最も主力を注いだのは、やはり廣軌改築の問題であつたが、この會議について、長尾半平は次のごとく語つた。

業務調査會議は建設部と監督部との二部にわかれ、この部のうちが更に十九の課に分れてゐた。かくの如く多數の課を設けたのは、全く後藤總裁の指示に基くものであつて、後藤總裁がこれらの各課の若い課長と直接會談する機會を作る爲めであり、茲にも總裁一流の人事行政の特質があらはれてゐた。

この事業と關聯して「讀書會」を開催した。それといふのは多忙な人々に對しては、眼から知識を吸收することは至難な事であるから、耳から知識を獲得することを主眼とし、同時に「業務調査研究資料」を作成し、要領だけを記載し、更にこれに依つて詳細に研究を行はんとする人々の爲めには引照を附して研究の便に供した。かくて當時、鐵道院に堆積して、帶封もとかずにあつた外國の資料を巧妙に消化する機會を得るやうになつた。この會合へは、「居眠りしてをられても結構であるから、是非出席して欲しい」と私は後藤伯にお願ひした。藤伯も努めてこの會合に出席せられた。

「國有鐵道成績」は、またこれを左のごとく說明してゐる。

業務調査會議ハ十九箇ノ科會ニ分タレ、各特殊ノ調査課題ヲ與ヘラレ、常務ト全然分離スルノ方針ヲ以テ、研究ニ努メツヽアリ。初メ鐵道國有實施セラレ、鐵道廳官制ノ發布セラルヽヤ、鐵道調査所ノ創設アリシト雖、當時ノ組織ハ單ニ外國鐵道ノ法制經濟若クハ技術ニ關スル一部ノ研究ニ過キサリシカ、四十一年末第一次ノ改革ニ方リ、深ク調査所ノ將來ニ注目シ、定員若干ヲ增加シ、新タニ本會議ヲ設置シ、從來研究事項ノ外、尙進ンテ鐵道ニ關スル各種ノ調査ヲ命シタリ。是今日廣軌問題ヲ提案スルノ素地ナリキ。其後四十二年度末ニ至ル迄、不斷各般ノ改良ヲ加ヘ、調査ノ成果漸ク見ルベキモノアリ。（中略）

從來常務ト各種調査トハ同一箇所ニ於テ行ハレ、之カ爲メ常務ハ調査ノ爲ニ妨ケラレ、調査ハ又常務ノ爲ニ其進捗ヲ妨ケラレタル嫌アリシヲ、本會議ノ設置ニヨリ、兩者ヲ全然分離シタル結果、兩ナカラ迅速周到ニ處理セラレ、執務上多大ノ便宜ヲ得ルニ至レリ。

一六、職員教習所の設立

明治四十二年六月をもつて、鐵道本院に職員教習所、各管理局に職員地方教習所を設置した。

これは年若き現業職員のために、一つの登龍門を開いたものであり、これによつて、現業員中の優秀者は、日常繁忙の實生活を脱して、その不幸中絶したる學業を續け、以て新たなる躍進を試むべき機會を與へられたのであつた。

この教習所の門を潜つた幾千の俊才は、その後國有鐵道の有力なる支柱として、公私の方面に活動し、一には鐵道業務の成績を擧げしめ、また一には一般現業員中に一道の生氣を注入した。

それは伯の人間本位主義の顯現であつて、伯はその開所式に臨み、次のごとく訓示した。

本教習所の開所に際し、一言以て職員並教習生諸子に告く。

抑も本教習所を設くるに至りたる由緒は、何れにあるかと云はは、卽ち人を作らねはならぬと云ふことに基因す。想ふに諸般の事業は其の盛衰、興廢一として人に俟たさるものなし。彼の有名なるビスマークは、一も金二も金三も金との格言を與へられたり。然とも日本に於ける現時の狀態は、ビスマークの格言の少しく當て笄まらさるものあるを知る。何となれは日本に於ける各般の事業の有樣を見るに、其成否は金よりも寧ろ人に依りて支配せらるゝところ多きを見る。故に本官は一も人二も人三も人と云ふを以て適當となし、凡ての事業の效果を擧けて人の力に委ねんとす。殊に國有鐵道に於て其必要の著しきものあるを認む。卽ち上下九萬の職員心を一にして力を協せ、誠心誠意以て業務に當らは如何なる難澁の事業も敢て意に介するに足らさるへし。然し夫れには各員各其の業務に對する素地を造ることか必要である。素地を造るは恰も畫家の紙を選ふに均しく、卽ち其の紙に礬水を引く所以は畫を書くの素地にして、此の素地なかりせは畫を能し得さるなり。今九萬に餘る鐵道職員にして苟も其の素地を失はんか、鐵道は何に倚りて豫期の效果を收め得へきか、之本官か常に焦慮しつゝあるところにして、其の就職の初に於て先

つ之を院の高等職員に謀り、之か實行方法を攻究せしめたるに、少くも其の一部分に統一的實用教育を施すの要あるを認め、茲に中央教習所を興すに至れり。

かくの如く、伯は人間養成の要を力說したる後、進んで、本教習所が普通學校と異なるところは、實用の學を授けんとするにあることを次の如く說いた。

此の九萬の大衆中の大多數は、初めから鐵道に從事したるものにあらす。中には鐵道學校及他の學校に於て鐵道に有用なる學術を修得せるものもあるへしと雖も、之を以て果して其の人物か實用教育の上に於て完全なるや否やは先つ疑問なり。槪して高尙の學問は實務に接近し難き憾み少なしとせす。尤も鐵道學校等に於いて多少實用的教育を受けたるものなきにあらさるも、之を以て全部の職員を充たすことは不可能なり。又鐵道學校と中央教習所とは自ら其目的を異にす。即ち鐵道學校は鐵道業務の各般に涉る初步的教育を授け、本教習所は業務の實質に伴ふ實用的授業を科す。故に職員諸子は意を能く茲に用ゐ、空論を避けて空理を誡め、華を去り質に就く教授方針を採り、繁閑難易を察し、極めて實際に有用なる學科を授け、專ら實用的人物の養成に努むるを要す。又教習生たるものも其の意を體し、親しく教師の講演を聽きて其の指導に服し、勉勵惰るなく以て啓發する處多からしめ、成業の曉には其の技倆を發揮し、品行を端正にし能く同輩を感化し、協心努力以て其の位置を辱めさるを期すへし。教授時間の割合に少なきか如きは、夙に學校生活を去り、永く雜駁なる業務に從事せる諸子なるを以て、濫りに注入的教授を避くる所以にして、大に教師諸子か留意せられたる所なり。

それから伯は、最後に本教習所に英語科を設けたる理由に言及して次の如く結んだ。

又本教習所は普通科、特科の外に更に英語科を設く。抑も日本は世界の日本たるに止まらす、遂には日本の世界たらさるへからさるに就いては、東洋に於いて最も便利なる英語を修得するの必要あり。依て特に同科を置きたる所以なり。要するに此教習所の成效不成效は、擧けて諸子か卒業後鐵道に貢獻する分量の多寡に依りて定まる故に、諸子は最も品行方正にして研學に努め、

以て所定の目的を貫徹せられんことを望む。

また「國有鐵道成績」は教習所について次のごとく記してゐる。

四十二年六月、東京ニ職員中央教習所、各管理局ニ同地方教習所ヲ設置シ、中央ニ在テハ尋常中學卒業以上ノ學力アルモノ、地方ニ在テハ之ニ次クノ程度ニ於テ、尚鐵道業務ニ若干ノ經驗アルモノヲ選拔シテ之カ教習ニ努メタリ。爾來著々發展ヲ示シ、中央教習所ハ已ニ（註、四十四年七月）二百二十六名、地方教習所亦已ニ八百九名ノ卒業生ヲ出シ、皆實務ニ從事シ良好ナル成績ヲ擧ケツヽアリ。尚常ニ中央ニ於テハ一箇年ニ二百名、地方ニ於テハ同上八百名ヲ修業セシムルノ順序ヲ以テ進行シツヽアリ。教習ニ關スル大要ハ、中央教習所普通科ヲ業務ト運轉ニ分チ、左ノ十五科目ヲ教授ス。此外英露語科アリ、直通列車ノ車掌トシテ漫遊外客待遇上ニ便スヘク、又敦賀下關ノ船車連絡ヲ要スル箇所ニ配置セラル。

中央教習所教授課目

甲乙共通課目　保線、保安及信號、運轉計畫、統計、倉庫、會計、電信電話、法規、交通、地理、簿記

甲（業務科）　旅客、貨物、車輛、動力一班

乙（運轉科）　車輛、動力、業務一班

地方教習所教授科目ハ大體中央ニ同シク程度稍低キノミ。尚從事員一般ニ好學獨習ノ志想ヲ涵養セシムルカ爲メ、漸次通信教授ノ方法ヲ實施セントス。西部管理局ニ於テハ、地方教習所講義錄ヲ發行シ、現ニ數千部ヲ配付シツヽアル盛況ナリ。

一七、社會施設

伯が三年二箇月に亙る第二次桂内閣を去らんとするに當り、その最も精力を傾けたる鐵道院事務を、後任總裁原敬に引繼ぐに際し、何處にその重點を置きたるか。次に掲記する事務引繼書が、その質問に答へるであらう。

我國有鐵道事業ハ、現今之レニ從事スル者總テ九萬六千ニ及ビ、內高等官四百六十一名、判任官六千四百五十七名、其餘ノ雇員以下ニ至リテハ實ニ八萬九千人ノ多キニ達ス。鐵道事業ノ性質タル、最モ事務ノ熟練ト組織ノ統一トニ重キヲ置クモノニシテ、各〻其ノ能ニ應ジ、或ハ技能ヲ以テ職ニ奉ジ或ハ勞働ヲ以テ事ニ從ヒ、今ヤ組織漸ク鞏固ヲ加ヘ事績日ニ擧ルヲ見ル。然レドモ鐵道ノ通ズル所、其ノ交通機關タル性質ヨリ意思相通ジ易ク、其ノ動作ヲ共ニスル組織上ノ必要ヨリ行動ノ一致ニ出デ易ク、一朝精神上身體上ノ不滿ヲ感ズルヤ相呼應スルニ於テ甚ダ便利ナル地位ニ在ルモノナリ。此ガ爲メカ近來歐米各國ニ於ケル實績ヲ見ルニ、其事業ノ進路阻却ノ原因トシテ最モ恐ルベキ同盟罷工ハ、鐵道事業界ニ於テ其數ニ於テ最モ多ク、其ノ範圍ニ於テ最モ廣ク、且ツ其ノ連絡ニ於テ最モ鞏固ナルヲ見ルハ、甚ダ注目スベキ事實ナリトス。――昨年佛國及ビ英國ニ於ケル鐵道雇員ノ大小同盟罷工、今年英國蘇格蘭土ニ於ケル同盟罷工、其他米國ユニオン・パシフイツク、サザーン・パシフイツク同盟休業ノ如キ、其重ナルモノナリ。――如斯鐵道事業ノ交通機關タル性質ノ當然ノ結果トシテ、同盟罷工ヨリ生スル影響ノ及ブ範圍ハ頗ル大ナルモノニシテ、運輸動脈ノ澁滯ニ基ク經濟界其他ノ被ル損害變動ハ、實ニ戰慄スベキモノナリ。其ノ結果多ク勞働者ノ凱歌ニ歸シ易ク、其ノ社會秩序ニ及ボス思想上ノ危險ニ至リテハ、更ニ恐ルベキ蛹ヲ養フモノアルニ似タリ。從ツテ勞働者ノ不平不滿ノ原因ヲ除去シ、其經濟上ノ地位ヲ安固ニシ、却ツテ安ンジテ其ノ業務ニ樂マシメ、以テ斯カル恐ルベキ結果ヲ未然ニ豫防スルハ、苟モ鐵道爲政ノ路ニ當ル者ノ、寸時モ忘ル能ハサル所ニシテ、國家政策ノ最モ緊切ナルモノノ一ナリトス。

我鐵道院ハ夙ニ玆ニ鑑ミル所アリ、明治四十年鐵道國有トナルヤ、鐵道雇員以下現業員相互ノ救濟組合ヲ組織シ以テ公務上負傷セル者ノ救濟ノ途ヲ講ジタルガ、其ノ後世界ノ趨勢ハ益々斯カル制度ノ發展ヲ促カスニ及ビ、漸ヲ逐フテ救濟政策ノ實現ニ努メ、近ク常盤病院ヲ新設シテ現業從事員其他ノ疾病治療ノ用ニ宛テ、進ンデ類似設備ノ擴張進捗ニ努ムルノ方針ヲ定メ、是ニ關スル勅令ノ發布ヲ求ムルニ至レリ。――是レ獨逸ニ於ケル强制疾病保險ノ例ニ倣ヒタルモノニシテ、以テ從事各員ノ幸福增進ヲ謀リ、無謀ノ擧ヲ豫防セントスルノ主意ニ出ヅルモノナリ。目下調査中ニ屬スル鐵道傭員以下ノ共助團ノ組織ノ如キ、若クハ職員ノ消費組合ニ對スル監督助長ノ如キ、凡テ各勞働者ノ勞働ノ效果ヲ大ニシ、其ノ職ヲ樂マシムルヲ眼目トスルモノニシテ、前述ノ設備ト相俟ツテ窮極ノ理想ニ進マントスルモノナリ。

以上ハ鐵道事業ノ實效ヲ擧クル上ニ於テ、最モ與ツテ力アルモノナリト思惟スルヲ以テ、今鐵道院總裁ノ更迭ニ際シ、事務引繼上殊ニ閣下ノ留意ヲ煩ハシタク、尚其他ノ點ニ至リテハ、別冊國有鐵道事業成績ニ關スル書類ニ於テ、詳細網羅セラレアルヲ以テ、是レニヨリ了解セラレン事ヲ乞フ。

卽ち知る伯の中心思想は、九萬の鐵道職員の生活を、精神的に物質的に安定せしめて、國鐵大同盟罷業の勃發を未然に防がんとするにあつたのだ。

衞生局技師の日より、獨逸遊學の日より、更には臺灣民政長官の日より、一日と雖も、彼の念頭を去らなかつた一大關心事は、實に社會問題であつたのである。

彼が國鐵の首腦者となるに及んで、最も痛切に感じたることは、九萬現業員の嚮背如何であつた。當時の日本に於

いては、社會運動の組織未だに成らず、勞働大衆の勢力尙ほ大いに伸びてゐなかつたけれども、やがてはこの平和なる日本國土のうちに、激甚なる社會鬪爭の波瀾の洶湧すべきことは、彼の夙に豫見したるところであつた。ゆゑにこの一大危險を未然に防いで、社會の基礎を安泰ならしむる爲めには、大衆の未だ求めざるに先立つて、早くその生活の安定を保障するに若くはない。その方法として彼の考案したるところは、一には精神的鍛錬によつて、戮力奉公の志を養はしむることであり、いま一つは疾病保險、失業保險、養老保險に似たる制度を設けて人心を安定せしめ、更に進んで醫療、消費組合等の便益を供給して、その生活を安易ならしむることであつた。

かくの如き社會的方面の事務を擔當せしむるため、彼は鐵道院の新官制を設くるに當り、官房に保健課を置いた。この新設の保健課に、彼が何物を期待したかは、翌四十二年六月二日、保健事務協議會に臨み、各管理局より參集した職員に向つて試みたる彼の訓示によつて窺ひ知ることができるであらう。

保健課の事務は今日までは洵に微々たるものである。それ故に此職務に當ることを以て、最も名譽とし奮進して之に當りつゝありしや否やは、甚だ疑はしいやうに思はれる。此事たるや鐵道の全力を活潑に發動するところの基礎となるのであるから、此職務に當ることを最も樂みとし、前途に偉大なる望を有つて奮勵すべきもので、保健課の事務は外公衆に對する衞生の事務もあるが、內我鐵道自體の大部分を占めて居る現業員何萬人の健康を、直接間接に保持し、健全なる活動の力を發せしむるものを、併せて一に此事の效力に俟たねばならぬのである。（中略）此保健課の事務成績の擧がると擧がらざるとに依て、始めて此家族生活の實を擧げ又信愛主義の實效を全うすることを得ると否とに分岐するのであつて、余が謂ふところの信愛主義なるものは、其詞の美麗なるものを以て、唯聽いて樂ましむるものではない。全く事實上の好果を全うせしめねばならぬのであります。而して其大部分を占むる所の基礎は、全く此保健課の事務にあるのであるから、此事務を擴張することは甚だ必要である。併しながら

之は百般の事務と均衡を保ち、鐵道院の事務の發展すると共に、其發展し往く所の原動力を失はざる樣に計畫して往かねばならない。（中略）故に此職務は實に人道主義の上に於て非常に愉快に感ずるのであるから、此職務に就くを樂み、前途に大なる望を以て從事すべき筈のものであると云ふことを前提として爰に一言する所以である。仍て此事務を倍〻擴張するに就て、本官は之に力を致すことを吝まぬ積りであるが、此事たるや唯數字上に於て金錢を多く下附する爲めに始めて其結果があると云ふものではなくして、一粒の米にても溫き心を以て給與するを要する。只努めて全體の均衡を保ち過不及なからしめ、漸次に發展力を維持せしむるやうにして、始めて其目的を達するに至るものであることを心得ねばならぬ。（中略）宜しく諸般の事務と均衡を保ち、此事業の倍〻發展するに從て、數萬の現業員をして幸福なる生活を爲し、安んじて勞働に服することが出來るやうにしてやるのが必要である。

卽ち彼は保健課の活動によつて、鐵道從業員九萬人の肉體のみならず、精神の安定を圖り、もつて國有鐵道の安泰と能率向上とを期せんとしたのである。

國有鐵道には、明治四十年四月をもつて制定せられた現業員共濟組合と、職員救濟組合とがあつて、傷痍、療養、死亡、老衰等の救濟に當つてゐたが、伯の時代に至つて傷痍救濟會の外に、疾病救濟の途を講じて、救濟事業の範圍を擴大した。

伯は內務省衞生局技師時代に、東京市內の貧民窟を硏究して、貧に陷りし原因を尋ね、その大部分が疾病より來てゐることを發見した。爾來彼はますく社會施設の根本を醫療に置かざるべからざることを痛感してゐた。彼が病院醫藥のことに熱心なるは、啻に彼の出身が醫學者たりしが爲めのみではなく、彼の社會政策的の見地より出發してゐたのであつた。

初代の保健課長たりし井上正進は、東京鐵道病院の前身たる常盤病院の創設について、次のごとく物語つた。

明治四十一年であつたと思ふ。或る日の事、藤伯が私を呼び出されて「病院を設立したいと思ふが、君一つ立案して呉れ」と云はれた。私はかうした事務は初めての事であるから、「私には病院關係に就いての經驗がありません、誰れか他に適任者がないでせうか」とお伺ひすると、「イヤ、別にその點に就いては心配はいらぬ。警視廳に栗本といふ專門家がゐるから、アレと相談してやればよい」とのことであつた。

そこで私は早速、警視廳に栗本君を訪問していろ〳〵考究した結果、入院患者が百名の場合と五十名の場合と二口にして立案する事、そして診療費に就いては、三井關係のものを十分調査して參考にすることとして、これに基いて案を作成して藤伯の御手許へ差上げた。すると伯は「ウン、これでよい」と述べられ、尙ほ病院の設置地域に就いては、「高架線開通豫定地の上の方で吳服橋の近くがよいであらう。未だ高架線が開通するには二、三年間の時日があるから」と言はれた。その時、私が「さうした場所で設立なさいますなら、經費の都合もよいだらうと思ひます」と申上げると、伯は「いやかういふ事業を始めるには經費などは問題ぢやない。どん〳〵進行さへしていけば、經費は後からなんとかなるものだよ」

かうした伯の見識が、今日の鐵道病院の盛大を致すところの基であつたのです。

伯は更に進んで、各地に治療所を設け、又現業員に消毒の講習を行ひ、又全線に散在する鐵道醫の制度を改正してその監督を嚴にした。「國有鐵道成績」は、左のごとく記してゐる。

治療所ノ新設

從來治療所ノ設備アリシハ大宮、神戸ノ二工場ノミナリシカ、其成績頗ル良好ナルヲ以テ、四十二年四月鷹取工場ニ、四十三年十月新橋工場ニ之ヲ增設セリ。其效果ハ何レモ大ニ見ルヘキモノアリ。四十二年夏期中ニハ、新橋驛ニ臨時救護所ヲ設ケ、旅客及職員ノ應急手當ヲナサシメ、四十二年十一月ニハ、鳥栖運輸並保線事務所員ノ經營ニ係ル衞生組合ニ特別ノ補給ヲ與ヘテ組合事業ノ完成ヲ助ケシメツヽアリ。其成績亦良好ナリ。

消毒ノ講習

鐵道衞生ノ眞義ハ清潔保持ニアリ。而シテ清潔ヲ保持スルニハ消毒方法ヲ熟知セサルヘカラス。依テ本年六月各管理局ヨリ、當務者數名ツヽ召集シ、講習會ヲ開催シタリ。

鐵道醫ノ整理

從來鐵道醫ニ就テハ、各會社時代ヨリ區々ニ渉リテ一定セス。從ツテ若干ノ弊害亦伏在セシヲ以テ、四十二年六月鐵道醫囑託ニ關スル方針ヲ定メ、以來續々之カ整調ヲ務メツヽアリ。

また伯は列車内に救急函を設備せしめて、職員及び旅客の傷痍に對する應急手當に備へしめ、又救濟制度の周知及び衞生思想の普及のため、「職員救濟組合詳說」「保健彙報」「鐵道衞生」「救濟及保健制度」「獨逸疾病保險法」等の圖書を發刊して、これを職員に配布した。

伯は又各地に消費組合の設立を奬勵し、その監督を嚴にした。蓋し鐵道從業員のごとく、自ら交通機關運用の局に當る者にあつては、全國より生活必需品を安價に買入れ且つ運搬するの便あるがために、消費組合活用の範圍大なるとともに、その弊も亦從つて發し易かつたからである。今日の日本に於いて、鐵道從業員のごとく消費組合の便益に浴することと豐かなるものは少ないであらう。

按ずるに、我國鐵道の國有せられしより茲に三十年、その從業員の數は二十萬の多きに及び、相互連繫聯絡の容易

なる、ただ一指彈の勞に過ぎない。しかも今日に至るまで、遂に一回の罷業なく、半個の騷擾を見ずして終つたのは、その因、主として國有の當初、伯が鐵道從業員の間に家族主義、信愛主義を熱心に强調し、以て其の素質の向上を圖ると同時に、衞生、保健、救濟、消費組合等の社會事業的施設を保護奬勵し、以て從業員をして後顧の憂なからしむことに努めたるに依るものが多い。

一八、時代の寵兒

吾人はいま進んで、伯の桂第二次內閣に於ける活動の壓卷たる、信愛主義宣傳の遊說と、廣軌改築計畫の奮鬪とを敍せんとするに先立ち、茲に暫く立ち止まつて、後藤新平個人の風貌と生活とを眺めたいと思ふ。

この當時の彼は、年齒五十二歲より五十五歲の間にあつた。壯年の日に初期の肺患に犯されて、瘦軀蒼顏であつた彼が臺灣滿洲の活動期を經て、身體漸く肥滿し、顏面生氣を帶び、五尺四寸前後の身長に十九貫より二十貫に及ぶ體重を有し、角苅りしたる頭髮少しく銀色を交へ、鼻下の髭の外に、三角に苅り込みたる頤下の美髯を蓄へ、隆鼻に當時の日本には珍らしき鼻眼鏡を用ひ、兩方より鼻柱の上に相接せんかと見ゆる太くして半圓形なる眉毛の下には、涼しき雙眸が炯々として光つてゐた。

彼は美丈夫であつた。さうして、かかる堂々たる風采を、彼は入念に手入れした。しば〳〵理髮師を招いて、頭髮鬚髯の手入を爲したのみならず、顏まで一々理髮師に剃らせた。彼は外國の旅行の時以外は、自ら顏を剃つたことは殆どなかつた。

彼はまた衣服にも凝つてゐた。モーニング、フロック・コートの嚴めしきより、背廣、旅行服のくだけたるに至るまで、可なりの注意を拂つてゐた。それは彼の名古屋時代からの趣味であつた。

けれども彼は、かかる入念の工夫を、性來の豪放癖をもつて、ぶち壞してゐた。それは故意であつたか放心であつたか解らないほど自然に見えた。故に世間は彼を、依然として「蠻爵」と呼んで、その粗野性を眺め、往々にして、その邊幅に入念なる一面を閑却した。

この細心と豪放との瓦礫雜糅が、彼の精神生活であつたと同樣に、彼の風貌であり、生活態度であつた。であるから彼は、どてらを著て茶の間に胡座をかき、東北辯丸出しで、鹽煎餅を噛りながら、放談高笑してゐるかと思へば、又忽ちにして、仙臺平の袴に五つ紋の羽織をりうと著込み、日本間の床を背にして、脇息に輕く片肱を托し、威儀をつくろつて端座してゐた。或は、茶の湯の席に招かれて、茶碗を鷲掴みに、がぶりと薄茶を飲むかと思へば、一方に於いて、西洋料理の禮式は細かく心得てゐた。

さういふ矛盾した性格を、そのままに露出しつつ、彼は人生の大道を大股にさつさと歩いて行つたのだ。ことにこの桂内閣時代が、彼の天馬行空時代であつた。そしてかかる風貌と性格との背後には、臺灣と滿洲の成功の後光が射してゐた。順風滿帆の彼の進路は春光熙々として見えた。資本主義全盛期の日本は、彼のごとき仕事師を力強く要求してゐたのである。

その年齒と閱歷と時代との一切が、後藤新平の上に微笑んでゐた。

彼は時代の寵兒であつたのだ。

殊に天下の彼に望み見たのは、その滾々として盡きざる精力であつた。彼は早曉五時に床を離れ、木挽町の遞相官邸より馬背に跨がつて街頭を驅り、家に歸つては、數十百の訪客を引見し、遞信と鐵道と、後には拓殖局の事務をも併せ看、晝夜の別なき宴會に臨み、しかも深夜書齋に退いて西洋新刊書に眼を曝してゐた。

彼はまた「蠻爵」とよばれ、「和製ローズヴェルト」と綽名されながら、將來の首相として、世人の筆と口とに上るやうになつた。「桂の後繼者は、後藤なるか」と、さういふ評判が、第二次桂內閣の中頃から一般世間に流布するやうになつた。

彼は滿鐵の背景を有し、臺灣に乾兒を有し、又各方面の實業家と好く、從つて軍資金が豐富であるといふ、雲のごとき漠然たる感じが、一般社會にあつた。從つて彼に近附くことは、人世登龍の門に入るものであるといふ感じが、多くの人々を彼の門前に蝟集せしめた。

彼に關する噂話、評論、傳記、論文の類が新聞雜誌に數多く現はれた。彼の鼻眼鏡と三角髯の姿が、漫畫家の好題目となつた。かかる個人的精彩をもつて今や彼は、東都に於いては廣軌改築の大問題を提げ、日本各地に於いては家族主義、信愛主義のお題目を高唱しつつ、縱橫無盡に荒れ廻らんとするのである。

然らば彼は當時、演壇の上より、何事を語りつつありしか。

一九、信愛主義と家族主義の鼓吹

三角髯に鼻眼鏡、鐵道院總裁の制服に赤革ゲートルの後藤新平は、多くの屬僚を從へて日本中を步き廻つた。さう

して到る處で講演した。

それは不思議な光景であつた。遞信大臣兼鐵道院總裁從三位勳一等男爵後藤新平閣下が局長、課長、祕書官、屬官を從へて來著されるのだと、石のやうに固くなつて列んでゐる驛員の前を、赤革ゲートル鼻眼鏡の彼は、さつさと素通りして、いきなり便所を覗いて、それから風呂場に闖入した。入浴中の驛員は、不意を喰つて周章狼狽した。彼等が立ち騷いでゐる頃には、彼は旣にさつさと引上げて、驛員宿舍の臺所と食堂を見廻つてゐた。

そこにはかつての衞生局長後藤新平が、躍り出してゐた。彼は九萬の從業員の生活自體に深い關心を持つてゐた。ゆゑに彼等の寢食坐臥の實際を見廻つて、細かく注意した。一皮剝けばむしろ彼は、名古屋病院長後藤新平であつたのだ。

それから彼は、集會所に集まつてゐる職員にむかつて、彼一流の講演を試みた。

かうした講演の際、彼は何時でも、活動寫眞と幻燈とを携帶してゐた。鐵道や遞信の事務に關する幾十種の色付幻燈畫や映畫を講演の前に映寫し、時としては自らこれ等の畫面の說明をした。「大臣の映畫說明」として、新聞の揶揄したのはそれであつた。それは禮儀三千威儀三百の官僚大臣としては、空前の型破りであつた。

その數十回の講演の內容は「國有鐵道成績」が簡單に要約するごとく、次のごとき諸點であつた。

從業員ノ學術技藝ノ向上ヲ計ルト共ニ、尙精神的方面ニ於テモ、一般ニ向上發展ノ目的ヲ達セシメントシ、鐵道從業員ハ凡テ一家族タルノ精神ヲ以テ相奬メ相扶ケ、家族ハ家長ノ命ニ從ヒ、其期待スルトコロ個人關係ヲ離レテ常ニ其家ノ名譽利益ノ爲ニ活動スベキモノナルヲ說キ、九萬ノ從事員ヲシテ獻身的ニ事業ニ盡瘁スルノ思想ヲ

涵養セシメ、以テ鐵道國有ノ美果ヲ收ルニ努メタリ。又信愛主義ヲ說キ、人又ハ物ニ對シ信ト愛トヲ以テ之ニ臨ムヘキコトヲ教ヘタリ。卽公衆ニ對シテハ丁寧懇切ニ待遇シ、物品使用ニ就テモ、一塊ノ炭一片ノ紙タリトモ其利用ノ效果ヲ推測シ、之ヲ尊重スルコトニ遺漏ナカラシムルコトヲ期セリ。又鐵道氣質ヲ說キ、從業員ハ敏速、精確、明快ヲ以テ平生行動ノ準則トナスヘク、又一部ト全局トノ關係ヲ說キ、下級吏員ノ一部的職務ガ全局ノ進捗上如何ニ關係深キカヲ自覺セシメ、之ヲ事例ニ就テ闡明シ、彼等ヲシテ自己ノ存在ヲ意識セシメ、殉職ノ精神ヲ興奮養成セシムルコトニ努メタリ。此目的ヲ達スル爲メ、總裁地方巡閲ノ際ハ、附近一帶ノ現業員ヲ招集シ、親シク訓示指導スル所アリ。又招集ニ參會スル能ハザルモノニ對シテハ、該訓示ノ印刷物ヲ配付シテ、其趣旨ノ徹底ニ努メタリ。實ニ之等ノ指導訓示ハ、九萬從事員ノ氣風ヲシテ一變セシメ、清新潑剌ノ氣ニ充チ、以テ各自ノ職務ニ殉スルノ精神ヲ馴致スルニ至レリ。

しかし彼の講演は、このやうに穩健な明快なものではなかつた。天下が綽名して「脫線家」と呼んだやうに、彼の講演は論理の梯子を踏み外して、隨處に機鋒穎脫した。またしば〳〵獨合點の五里霧中にも彷徨した。更にまた時ならぬ時に、何者相手とも知らず、熱烈に攻擊した。

彼の演說は、速記によつて讀むには、全く不向きなものであつた。その特色は、彼の生々とした風貌と、その滴るごとき愛嬌と、その稚氣を帶びたる豪傑張りとの裡にあつた。卽ち彼獨得のパーソナリティにあつたのだ。ゆゑに印刷したる文字によつて受ける印象とは、全然異なる感激を、常に聽衆の胸に喚び起してゐたのである。

彼が二十幾年後の今日までも、鐵道從業員の間に殘してゐる感化は、その言葉よりも、人間自身にあつたのだ。

茲に吾人は、彼の講演中の代表的なるものについて點檢して見ようと思ふ。

鐵道院官制の發表後間もなく、その改正の主旨を論じて、彼は一場の訓示をした。その長い講話の中頃において、彼は彼の得意とする「一部と全部との關係」を說いて、次のごとく言つた。

其注意中の最要點は何かと云ふと、全局と一部との關係である。各課長が全局と一部の關係が判らぬことになつて來ると、例へば運輸部長があつて運輸の關係を統ぶるものがないと仕事が出來ないと云ふことになつて來る。各課長が全局と一部との關係が判つて居つて各專任の人を其下に附けて、是は全部に對してどう云ふ關係があると云ふことが判るやうになると、別に部長の支配を受けないで、各課長の手許に纏めてそれを會報に出し、決定が出來ることになる。此の全部、一部の關係を、一言にして言へば頗る容易なことであつて、何人も之に向て非難を言はないのであるが、此位世の中に間違を生ずるものはない。先づ之を大なる區別を致しますと、學事に付ても、全局と一部の關係と云ふものが明瞭になつて居らなければならない。又國事に付ても、亦家事に付ても、全部と一部の關係が明かにならねばならぬから、之を明かにするものは主人なり又妻君なりの力である。國事にあつては、國務大臣を始め各主要の幹部に居る人々の力が甚だ大なるものである。又俗事にあつては、社會百般の關係に付て之を明かにして、統一するの必要を見るのであります。學事に在ては、教育的の一致調和を保つと云ふことである。然るに學事のみならず、否學事よりも俗事の點に付て調和(ハルモニー)を保つ爲めに全部と一部の關係を明かにして遺策なきことを期するのは、頗る至難に屬するのである。此に於て始めて非難なきところの文明生活が出來るのでありますが、文明生活は常に全部と一部の關係に付て甚だ缺點を生じ易いもので、教育上の專門分立は卽ち此病を生ずるところの原因をなす素質を有つて居る。幾度か此大學(ウニフヘルシテート)を拵へて、それが一致を保たむとするけれども、學者は既に病に罹つて今日は完全に之を爲し得ないのである。何れの大學にても完全なる調和均衡を得たる教育と成長とを有する人を出すことを至難とする所以である。而して此不具者相助けて完備一體となる心懸も、甚だ必要として攻めて後段たけの望を全くせんとの希望さへ達し得られぬ憾あり、故に之が矯正に付いては全般に注意を加へなければならぬ事柄であるが、諸君も亦此鐵道に付て先づ學者は學者の事、技術官は技術の關係に付て、其全部と一

部の關係に注意を怠らぬやうにしなければならぬのであります。要するに學事と俗事と國事と家事とを問はず、此全局と一部の關係と云ふものが甚だ注目の必要なるものであると云ふことを一言したならば、諸君も亦此注意の點に付て思ひ半ばに過ぐるものがあらうと考へるのであります。（中略）之を俗事の上に付て言ふと、火夫が火を焚くところの注意が、如何に鐵道の全經濟に及して如何なる結果を導くかと云ふことが、即ち幻燈を以て示した一部である。又轉轍手が如何なる事柄から如何なる結果を來すか、と云ふことを知らしめる「ダイアグラム」も亦、其一であると云ふことは明かである。斯くして始めて一部と全部に關係するところのものが、唯其高尙なる關係ばかりでなく、日常の勞働者の一擧一動の上にも關すると云ふことを、知らしめることも教育の本旨である。斯の如くして教育と云ふものが成效し、斯の如くして全體の健全なる活動を見るに至るところのものである。然るに行政の整理と云ふことはさう云ふ事に注目せず、單に文書の整理のみであるから今日まで其整理の出來ぬのは歷々見るところのものである。我鐵道院に於ては此點に十分注意しなければならぬ。（中略）斯の如くなつて來ると、恰も爪先の痛みが頭痛に來るが如くであるから、此處で始めて本官就職以來反覆丁寧幾回も繰返すところの鐵道の家族的生活の基礎が、之に依つて立つのである。此事に付て諸君か再三再四して言葉の足らぬところは補うて、而して鐵道從事員の全部に此精神の徹底するやうにせられむことを切に希望するのであります。彼佐久間象山が「匹夫の五世界に係る」と云ふことを言つて居るが、偉い人は斯の如きものであらうと考へるかも知らんが、なに偉い人ばかりぢやない。鐵槌（ヘンメル）を以て働く工場の勞働者も亦轉轍手も火夫も此關係になつて往くのであります。唯それは文字の形容を以て色々にするだけの事で、其精神に至ては甚だ大なるものであるのであります。何となれば即ち鐵道院其物は一個の組織體（オルガニスムス）であつて、其結合となつて居るのであるから、其一部の分子の如何は全體に關係すること毫も疑ふところはない。故に相當の教育を修めた諸君は、此關係の分らぬ筈はない。又分つて居て爲さぬと云ふことは、罪惡之より甚しきものはないのであるから、此點に付て十分注意を願ふのであります。

この演説は、彼の演説の典型的なものであるといつてよい。意餘りあつて言葉足らずといふのが、彼の演説の特色であつた。さうして一つのことを説いてゐるうち中途で氣が變つて、他の方に外れてゆく爲め、纏まつた文を爲さず

に終るのが、彼の癖であつた。又獨逸文に見るやうな、複雜な言葉遣をもつて、聽衆に含糊摸稜の感じを抱かしめるのも、彼の演說の特色であつた。

しかし目のあたり彼の風貌を見、彼の東北訛りの聲を聞くものは、この辯士としての多くの缺點を彼に許して、その精神を汲むのが常であつた。

更にこの訓示の末段に於いて、彼は後進の指導につき、次のごとく言つた。

> 次に諸君は課題を出して指導することが最も必要である。余は總裁として之に從事して諸君に課題を出すことが十分出來ないのは諸君の知るゝ如くであつて、深く遺憾とするところである。又縱し課題を出しても諸君が判斷に苦しむと云ふことは余の甚だ遺憾とするところであります。併しながら余の一大主義として我不能を不能として人の不能を導くと云ふことが年來力めつゝある事柄であるが故に、鐵道に付ても余は之を力むることに躊躇しないのであります。諸君此意を諒して、余が出したところの課題に付て足らざるところは補つて、さうして其課題を今日の科學藝術の上に付て適當に修正をするならば卽ち一の課題であらうと思ふ。而して之に答ふるのは諸君の務である。諸君は相當の敎育を受け來たのであるから、それに力むるところなくんば是迄學んだところのものは、總て無用であらうと思ふ。今後大學卒業の後進生が段々本院職員として來るに違ひない。是等に對しては皆課題を選んでそれを授けて指導するのは甚だ必要である。是迄の課長たる人は俺は一級上だと言はむばかりの顏付でお辭儀させるとか、十三行罫紙に唯書かせるばかりで、是等の高等官の後進の指導に努めることは甚だ少いのみならず、後進啓迪の途を盡すものがない。或は中にはあるかも知れぬが、後進啓迪の途を盡すことの厚からぬと云ふことを斷言するを憚らぬのである。此邊のことに付ては諸君十分意を用ゐて今後此課題を授け、而して之を指導し此課題をして無益に歸せしめずして有效ならしめ、諸君自ら向上の修養を爲すのみならず、他人に對しても亦向上心を養成し、而して之が眞の信愛主義となつて、縱令鐵道を出ても其指導を受けた者は幸福になる。又鐵道の側に於ても、其指導に力めた者は他に向て貢獻することの大いなるは明かで

ある。此に於て鐵道氣質の效果の頗る大なることは疑を容れぬのであります。此邊に付諸君十分意を用ゐられむことを誠意希望致すのであります。

讀者はこの演說を一讀せられて、その表現形式の奇なるに、驚かされるであらう。しかしそれが、後藤新平の面目であつた。彼はその人物性行の獨特であつたやうに、その言論文章も亦、不思議な特殊性を備へてゐたのである。

同じく四十二年の五月十五日に、兵庫機關庫に於いて試みたる演說の一節のうちに、彼はその信愛主義の何ものなるやを說明して、次のごとく言つてゐる。

然らば如何にして此大事に從事せば可なりやといふに、時と場合とに依り千差萬別なりと雖も、既に各所に於て屢々之を述べたる如く、要は各員各自の心掛にあり。精神の置き所にあり、守るべき主義にあり。凡そ如何なる人も、如何なる事業に從事するものにも、缺くべからざるものは、親切と愛情にあり。就中鐵道に從事し、特に我國有鐵道の好績を擧げ美果を成さんとせば、一に此信愛主義に依らざるべからず。乘客に接しては愛情親切を以てし、荷物を取扱ふものは親切丁寧を以てせば、唯に鐵道營業上過失少なきのみならず、世の非難を受くることなく、事業上の好成績は之に基きて自然之を收むるを得べし。然れども人の親切愛情は、時に濃淡厚薄の變化あるを免れず、此變動の爲めに失敗を招くことあるは憂ふべきなり。鐵道客貨に接する者は一層此點に注意し、如何なる機會に遭遇するも一意專心此主義に背くことなきを期せざるへからず、近く例せば、乘客に對し初めは大に便益を與へん爲め懇々說く所あるも、彼れ偶々理解し能はざらんか、此瞬間に於て神氣一變し、厲聲叱咤の聲と化すること多し。此れ大に愼む可き事に屬す。若し此一髮の間に於て、其我意を制し、始終信愛主義を抱持し、叮嚀反覆之を說明せんか、彼我共に意思の疏通を來し、其結果誠に良好掬すべきものあらん。貨物に於ても亦然り。貨物は唯揚卸をなせば足れりとし、此間に信愛の誠意を缺けば、或は之を毀損し、貨主に如何なる損失を蒙らしむるに至るや知るべからず。されば此等の取扱に就ても、一擧一動苟も常に此觀念を固持して、何等間違の生せざることに注意せざるべからず。能書の人は如何に惡筆に擬せんとし

僞筆を試むるも、忽ち本來の筆跡を顯はすが如く、内に信愛主義を抱持して習ひ性とならば、如何に邪惡暴戻の所業を爲さんと欲するも能はざるに至るべきなり。人各々何等かの習癖を有す。此癖たるや考慮の末に出でずして、不知不識の間に外部に現はる。各員亦此信愛主義に努め、遂に自己の習癖となる迄に慣行練磨すべし。然る後は勞せずして不知不識客に對し、貨物に付き常に叮嚀懇切の實現を見るに至らんこと難きにあらざるなり。

惜むらくは、この演說は文章體に書き改められてゐるため。伯の口調そのままの味ひを失つてゐる。しかし彼が、信愛主義なる文字によつて何を意味せしめたかは明かであらう。

明治四十三年十月十日、熊本の縣會議事堂において、遞信鐵道兩職員を集めて、例のごとく幻燈演說會をした際、彼は蘇東坡の赤壁賦にある「造物主の無盡藏」といふ句を引用して、信愛主義の精神的基礎を、次の如く說明した。

それが漸々推進んで行くと、自分の心から盡すことになつて何事にも骨身を吝まず盡すと云ふことに成つて來る。之を高尙に言ふと自分の心が健全に發達して終には他の爲に親切を盡してやる、國家の爲に骨身を惜まず働いてやると云ふことになる。親切と云ふものは幾ら盡しても減るものでない、無盡藏であると云ふ考へになつて來るのである。斯樣になつて始めて完全に仕事が出來るのであります。物品を扱ふのも其通りで物品卽ち貨幣である。貨幣なれば大切にするが物品ならば粗末にして宜いと云ふ譯は決してないのである。凡ての物品は皆な貴重品である。油一滴でも無駄に溢ぼしてはならぬのである。釘を打つ者でも槌を持て敲く者でも皆其通りになるのである。それを此釘を五本打込む處を三本打込めば宜いとか、此槌一敲きが幾らになるから大抵此位敲けば宜いと云ふ考ではいけない。此等の注意が十分に出來るやうになることを希望する爲に此幻燈會を催ほすのである。或は中には斯樣になつたならば、成ほど役所の爲にはなる。役所の爲にはなるが自分は大層骨が折れると云ふ考が起るものが有るかも知れない。併しそれは間違ひであつて、單に役所の爲になる計りではなくて自身の爲にもなるのである。銘々の幸福の基になるのであると云ふことを忘れてはならぬ。何となれば前にも述べた通り、自分の心を盡すことは無盡藏であるから、どこ迄

盡しても決して減るものでなく、自分の損になるものではない。其事が能く分るやうになると縱令遞信省、鐵道院を辭して他の役所他の事業に從事することになつても、必らず大に重寶がられて人から尊敬をされるに違ひないのである。（中略）妻君も其氣になる。其話を子供が聽くと子供も其氣になる。即ち其間に自ら一家の寶が出來るのである。而して此出來た寶は無盡藏のものとなつて永劫滅することはない。若し斯の如き寶を產むことが出來ぬと云ふならば、夫れは實に淺猿しいことである。氣の毒なと云はねばならぬ。幸に遞信省、鐵道院に此寶が出來て之が漸々發展することになれば、世の所謂行政整理財政整理は何でもないのである。動もすれば給料が多いとか少いとか云ふものがあるが、給料と云ふものは政府の呉れる凡てゞはない。縱令五十錢の給料を取らうが、三十錢の給料を取らうが、其給料の上にも一つの大切なる附きものが出來ることになるのである。附きものとは如何なるものかと云ふと、信愛と云ふ附きものであつて、信義を重んじ愛情を旨とする觀念が附いて來るのである。（中略）金は僅か十錢二十錢でも大層貴いものになるのであります。是は大臣の口舌でも總裁の講釋でも何でもない。九萬の大衆が實際に行つて出來るのであつて、此信愛の情が漸々充滿して妻子に及ぼし、さうして皆なが無盡藏に働くことになり、生活上幸福を產むところの必要なる要素になるのである。

明治四十三年七月二十九、三十の兩日に亙り、彼は直江津と富山との間の新線建設工事視察の途上、その建設事務所員を集めて、信愛主義の基礎たるべき「誠心誠意」といふことを、次のやうに述べた。

夫れから仕事をする上に於て、能く稽査熟考して萬遺算なきことを期すべきは勿論である。注意に注意を加へて、手落なき樣にすることは勿論である。十分注意を加へた上で間違の生ずるのは、之れ止を得ざる次第である。所謂人事を盡した上の間違は、實に致方なき次第であるが、唯特に一言して置きたいのは、誠心誠意にやるといふことである。世の中の事は何事に限らず、誠心誠意でやつたことは、存外間違ひの少いものであると云ふことは斷言して憚らない。之に反して何か爲にする所あつてやつた仕事は、如何に注意しても、どこにか穴があるものである。缺點が伏在して居るのであるから、此誠心誠意即ち誠實に熱心に親

切に丁寧に仕事をすると云ふことを、決して寸時も忘れてはならぬ、諸君が各自にする仕事は、一人々々では寔に些細な様であるが、極めて微々たるものゝやうであるが、夫れが集まり〳〵て全體となると、なか〳〵重大な關係になるのであるから、些細な事と雖も決して等閑にせず、十分に注意を加へて手落なき様に油斷しない様に仕なければならぬ。所謂千丈の堤も蟻の穴から破れることがあるから、能く其邊の意味を了解せられたい。

彼はこの誠意といふことを、口癖のやうに言つてゐた。その意味は、ただ眞面目に一生懸命にやる、といふことだけではなかつたやうである。彼の言ふ誠意とは、「心の底から出る」といふやうな意味であつたらしい。すなはち他人から教へられ、本などから學んだのではなくして、自分の本心から自然に流れ出たものを、彼は誠意と稱したのであらう。彼はいま建設工事の工夫や土方を集めて、心の底から仕事をせよと奬めてゐるのである。

然る後彼は進んで、彼等に浪費を避けることを勸め、一部と全部との關係を説いた。それは從來建設從事員と營業從事員との間が、渾然一體を爲してゐないために、事務の圓滑を缺き、果ては種々の事故をすら生じる弊に鑑みて、これを訓示したのである。

夫れから勞力を無駄に使はない、即ち勞力を尤も經濟的に尤も有效に且つ有益に使用すると云ふことが必要である。假令善良なる意志と非常なる勤勉とを以てするも、尙ほ其勞苦が無駄となり、骨折損となるのみならず、時としては却て有害となることがある。斯ることは總裁の常に尤も遺憾に考へて居る所であるから、即ち總裁は常に諸君の勞苦が徒勞にならぬ様に、無駄骨折りにならぬやうに、諸君の流しつゝある汗が一滴も無駄にならぬ様に、一擧手一投足が凡て有效になる様に、熱望して止まぬのであるから、諸君に於ても十分に其意を諒せられたし。夫は外でもない、即ち意思の疏通と云ふことである。常に云ふ處の一部と全部との關係を知らなければならぬと云ふことである。單に線路を作りさへすれば宜しい、隧道さへ通ずれば宜しい、と云ふだけでは本當に鐵道を作るとは云へない。即ち其線路が他日營業開始の曉にはどんな風に使用されるか、運輸の仕事にはどんな便

不便があるか、保線の上にはどんな影響を及ぼすべきか、運轉上には如何なる結果を生ずべきか、と云ふことまでも稽査して、相互に能く意思を疏通し、能く各方面と連絡を有ちて、一部の全部に及ぼす關係を十分に呑み込み、常に一致團結して建設と營業の利害を共にする樣に注意しなければならぬ。例へば一の事故が生ずると、夫は保線の罪なり、建設の罪なり、我れ關せず焉といふて互に責任を逃れむとするが如きは、實に他人視するの甚だしきものにして、協同一致の家族主義にも反し、信愛主義にも戻る次第にして、必竟一部の仕事が全部に如何なる密接の關係を有して居るか、一人々々の仕事が鐵道全體の上に如何なる影響を及ぼすかを知らざるの罪である。此一部と全部の關係に付ては、即ち建設と保線、運輸等の關係に就ては、從來聊か隔靴搔痒の憾なき能はざりし次第なれば、特に諸君は此點にも注意を加へられんことを希望す。此れが即ち諸君の勞苦を無駄にせず、諸君の汗を無益に流さしめざる所以である。

また同年九月六日、大阪公會堂に於いて、彼は例のごとく幻燈をもつて、鐵道事務を示したる後、學俗接近について次のごとく說いた。

次に鐵道と學術との關係が如何樣であるかと云ふことが、此幻燈に依て分るのであります。前に申す如く、學術と云ふと非常に難かしきものであつて、最下級の現業者などは、迚も理解し能はざるものであるかの如く、餘ほど高き處にあつて手の屆かぬものゝやうに考へて居るが、二十世紀の學術は左樣に不可思議のものぢやない。何人にも手の屆く處まで學術の普及をするやうになつて居るのであります。唯之を普及せしむる方法の如何は、之を講ずる人の施設如何に依るのであります。文明生活なるものは如何にして起るかと云ふと、高尙なる學術を有する者と、極めて卑近な者とが漸々相接近して、相互並立しなければならぬのが文明生活である。何もさら難かしくはない。現に高尙なる學術を、尤も平易に應用して此事を每日やつて居るのは我が鐵道事業であります。例へば我が鐵道は高尙なる電氣の學理を應用し、學者でもない尋常の人が每日扱つて居るのでありまして、又電車を動かし電燈を點ずるが如きに至つても、容易に之を用ゐて些の過誤もないのであります。是と同樣に鐵道に應用すべき高尙なる學理並に技術を、總ての人が大なる苦勞をせずして應用することを得るやうにするのが、總裁始め各幹部の最も力むべき要

務であります。諸君其意を體して十分盡力されんことを希望いたすのであります。此專門分立と云ふことは、或は專門病と名くべきものであつて、必らずしも鐵道の病とは申さず、世間には其病に罹つて居るものが多々あるのである。此世間にある病は之を治療するものが別にあるから爰には述べない。併しながら我が鐵道にある專門分立の弊よりして、全部と一部の關係が宜しきを得ず、而して鐵道の健全なる發達を妨ぐるに至つては、九萬大衆の力を空しからしむるのみならず、國家の發展に大關係を有する鐵道事業をして痲痺せしむるに至らば、其罪全く總裁にあるのでありますから、此點に付ては十分意を用ゐなければならぬのであります。此邊の事を克く理解せられて、總裁に援助を與へられんことを、希望して已まぬのであります。

以上の摘記によつて、彼が各地においてなせる講演が、如何なるものであつたか、ほぼ推知することができるであらう。彼が相手としたる聽衆は、專門學校を出てゐるやうな所謂知識階級ではなく、多くは油と汗にまみれて、驛と工場と郵便局とに勞働しつつある人々であつた。彼はこれ等の大衆にむかつて、彼一流の精神主義、理想主義を、反覆解說したのである。

恐らくは、聽衆の大多數に取つて、大臣を間近かに見て、その演說を聽くのは、生れてはじめての經驗であつたに違ひない。王政維新を去ること僅かに四十年、官尊民卑の風、尙ほ牢乎として拔けざりしの日、親しく國務大臣の話を聽くといふことは、彼等に取つては、異常の刺戟であつたに相違ない。

彼は斯くのごとく說きつつ、東西南北の旅を續けた。その東北辯と、その論理を飛躍する說話と、その玉石混淆する表現とは、彼を嚴格なる意味に於ける雄辯家とはしなかつた。しかるにも關はらず、彼の天眞流露する稚氣と、生氣橫溢する蠻氣と、自ら燃え亦人を燃やさずんば已まざる情熱とは、かかる不完全なる形式を突破して、幾萬聽衆の肺腑に迫つた。所謂知識階級は、彼の非論理と稚氣とを嗤つたであらう。しかし乍ら、額に汗してパンを食ひつつあ

る單純素朴なる人々は、自ら苦勞人である彼の言葉のうちから、終生忘じがたき感銘を受けた。彼が後年永く、鐵道現業員の間に記憶されたのは、その言葉ではなかつた。彼の情熱であつたのだ。

二〇、東京市街鐵道の買收

伯が鐵道院總裁としての最後の仕事は、東京市が、市內電車を買收して市營とすることを許可したことであつた。これは多年の宿題で、しば〳〵計畫されては、常に失敗に歸してゐたことであるが、それが第二次桂內閣の總辭職直前に、突如として斷行された。

その目的は二つであつた。一つはこれによつて多年東京市政を腐敗せしめて居たタマニー・ホール的勢力を打破することであり、いま一つは、正貨準備の缺乏を補ふ爲めに必要なる資金を、東京市債として外國市場に求めるといふことであつた。

その決定に至るまでの大體の經過は、次の通りであつた。

明治四十四年六月二十七日、平田內相は東京市長尾崎行雄を招致して、買收價格、支拂條件、支拂期日、市有後の會計組織に關する政府の條件を示した。依つて、尾崎市長は、六月三十日臨時市參事會を召集して上述の結果を報告し、七月一日より市の交涉委員と、東京鐵道會社との間に公式の買收交涉を開始し、折衝談判の末、總額六千四百十六萬五千五百十八圓を以て買收することに決した。さうしてこの契約は同月八日の市會に提出され、委員附託となつたが、委員は審議の結果、總額より二十五萬圓を減額することに決し、會社の承諾を得、翌九日市會を開いて之れを

可決した。

然るにこの頃に至つて、電車市營に對する反對の氣勢は漸く猛烈となり、九日の市會の如き、一市會の周圍は千五百名の正服及び角袖警吏によりて警戒せられ、之れを以て足れりとせず、士官劍を按じ、兵士銃を構へて赫日の下に何者かを戒めたり」—（七月一日「時事新報」社説）といふごとき嚴戒裡に行はれたものであつた。また同じ日に行はれた日比谷の市民大會も、「殆んど警吏大會の觀あり」—（同上）と稱せられ、多數の檢束者を出し、時事新報の如きは、一警吏と軍隊との下に開かれたる市會、此警戒あるが故に、矯激の徒は却りて反抗の精神を起し、（中略）若し他日、神聖なる帝國に不祥なる一揆暴動、刺客の類を生ぜしむる事あらば、吾人之れを以て、其責桂內閣にありと豫斷するを憚らざる者也」とまで極言するに至つた。しかしその間も、電車市營のことは、著々として進行しつつあつた。すなはち尾崎市長は會社社長との連署を以て、府知事並びに警視廳を經由し、內閣總理大臣、遞信大臣、內務大臣に向つて買收認可の申請をなし、政府は三十一日附を以て、運輸事業に就きては內閣總理大臣及び內務大臣より、又電氣事業に就いては遞信大臣より許可の指令を交付したのである。

かくして多年の懸案であつた電車市營は解決した。しかしその間に、大隈重信の政治勢力を代表すと目されたる報知新聞が、七月十一日の「最後の警告」と題する社説において、

市の理事者が提出したる將來の收支計算の如きは、孟浪杜撰を極め、之を實行するに際して直に蹉躓を生ずるは甚だ見易きの數に屬せり。（中略）本問題に對する表面の第一責任者は、市長及市會なれども、監督官廳も亦同樣の責任を帶ぶべきは無論なり。若し內務遞信の兩省にして、市の申請を容れて買收を認可する如きあらば、兩

省も亦市理事者が提出したる收支計算を是認するものと云ふべく、他日事實の上に其不可能を證明せらるゝ場合に兩省は市理事者と共に市民に對して其責に任ぜざるべからず。（中略）現内閣は電車市營の結果を見るべき運命を有するや否や、吾人の知らざる所なり。唯彼等は往きがけの駄賃として無責任の問題を提起せると否とに論なく、市民は之が爲に莫大の不利を被むること明白にして桂、後藤、平田三氏の名は、此關係に於て永く市民の記憶に殘るべし。此の如き利害明白の問題に於て、强ひて世論を排したる責任は、單純なる政治家の責任のみに止まるを得ず。

と論じて、電車市營に對する反對の態度を明かにした。また當時衆議院議員島田三郎の主宰したる東京毎日新聞は、七月四日には鋒尖を後藤遞相に集中し、「遞相乎娼婦乎」と題して、「大臣中官紀を紊亂するものありとせば後藤遞相の如き其隨一なり。彼は所謂相場師を幕下として官邊の機密を漏らし、而して輸贏を株式場裏に爭ふ」と非謗し、「後藤遞相が賃錢値上を決行せざる旨公言するは、一時を糊塗せん爲めの詐言にして、恰かも娼婦が客を欺かずと誓文するが如し。市民たるもの眉に唾して可なり」とまで毒づいた。たとへ報知も東京毎日も、反對黨の新聞であつたとはいへ、以てこの問題が、如何に一部の激烈なる反對を蒙り、これが爲めに伯が、如何に苛辣に惡罵せられたりしやを窺ひ得るであらう。

しかし反對は、外部のみではなかつた。閣内に於いては、平田内相もこれに難色あり、大藏省もはじめは省議をもつて反對した。その間にあつて、當時伯を援けてこれを實行せしめたのは、鐵道院内の一致したる意見と、首相祕書官にして藏相祕書官を兼ねた長島隆二の努力とが與つて力あつた。

然らば何故に伯は、かかる群議を排して、電車市營を斷行せんとしたのであるか。またそれが閣議決定に至るまでの經緯はどうであつたか。長島はこの當時の内幕について、次のごとく語つた。

その當時東京の電車は私立會社の經營に屬して居つた。而も情弊が非常に多く、會社で改善することは中々出來ない。殊に資金にも行詰まつて、經營も非常に困難である。もう一つは東京市政の罪惡の根源になつて居つた。電車會社と東京市會と非常に密接な關係があつて、市政を刷新するには、どうしてもこの電車を市營にして、その腐敗の根源を絶たねばいかぬといふことになつた。

後藤さんはこの點に眼を著けて、餘程以前から市營の計畫を有して居つて、非公式でしたが、二度ほどその案を、まだ具體的ではなかつたが閣議に出した。所が二度とも閣議で否決された。それから三度目にいよ〱それを出さうといふので、閣議で下相談をしたが、どうも反對の空氣が非常に強かつた。それで私に案を作ることと、閣議を纏めることを託された。それが明治四十四年の三月の頃かと覺えて居ります。それから私は一通りずつと調べて、案を立てて、さうして市營にすると同時に、市が外債を募集してその買收代金を拂ふ計畫を樹てた。さうして後藤さんに、「閣議を纏めますから、其の間あなたは東京に居られぬ方がいい」と言つた。「それぢや、湯河原か熱海へ行つて居るから、その閣議の進み具合に依つて何時でも出て來るから、その經過を絶えず知らして呉れ。」と言ふので、湯河原へ發たれた。その間に閣議を纏めに掛つたのですが、初めから市營案に纏めるのぢやいけない。大藏省と日本銀行から市營の必要を主張させる方がいいと思ひまして、その方面に私は力を入れた。と云ふ

のは、その頃日本の正貨準備が非常に減りまして、どうも兌換の金建が餘程危險になつてきた。而も輸入超過は續き、正貨の流出が段々殖ゑて、日本銀行が非常に苦しくなつた。丁度大藏省と日本銀行との間では、正貨準備の維持をどうしようかと云ふことが問題になつて居つた。場合に依つたら兌換制度の上に餘程の變革を與へなければならぬが、さうすると日本の經濟界に響きが餘りに大きい、それをせずに濟ますには、何とかして外債を募集して正貨の補充をして行かなければならぬと云ふ必要があつた。その意見の交換は盛んに大藏省と日本銀行とで行はれて居つた。大藏大臣は桂公が兼任で次官が若槻さん、理財局長が勝田さん、日本銀行の總裁は高橋是清さん、その兩方の議の盛んに戰はされて居る所に、私は正貨補充の問題を持出して、その案に、國債を外國で募集することは困難だ、滿鐵の社債もう既にこれ以上募集は出來ない、朝鮮の事業公債も難かしい、それよりは國債でなしに、市債で而も利益のある事業の外債を募るべきである、それをするには東京市で電車買收をして、その市債を外國で發行するがいいと云ふ意見を出した。大藏省も日本銀行も正貨補充の必要がある際であるから、直ぐその意見を採用して、さうして財務官の方に電報を打つて東京市債の募集が出來るかどうかと云ふことを問合せた。財務官の方は向うの市場の主な人々に當つて、電車買收の市債なら發行が出來ると云ふ返事が來た。それで大藏省日本銀行は、國の自營上必要なことだから、電車市有に賛成どころか、寧ろ積極的に主張するやうになつた。その意見を持つて閣議に出るやうにして、後藤さんの留守中に纒めてしまつた。それから電報を打つて、「もう纒まつたから出て來て正式にお決めなさい」と言つてやると、はじめて後藤さんが湯河原から出て來て、電車市營の案を正式に提出し、閣議が決定したのです。この問題はなか〳〵面倒なものでして、以前に桂內閣だ

けでなしにしば／＼問題になつたが、實行出來なかつた。後藤さんのときにこれが實行出來た。さうして明治四十四年の五、六月頃に亙つて買收の交渉が決まり、外債募集が間もなく出來ました。

第六節　廣軌改築問題

一、發　端

伯が鐵道院總裁として、最も天下の視聽を集めた問題は、所謂「廣軌問題」であつた。日本の鐵道の軌幅が三呎六吋であつたのを、世界各國の標準軌幅と稱せられる四呎八吋半に改築しようといふのである。

それは經費の點から謂つても、他の國防、經濟、財政並びに國民生活一般との關係上からいつても、影響するところ頗る廣汎深刻であつたために、忽ちにして滿天下の大問題と化し、一時は內閣の死活に關係するかとさへ思はるるに至つた。

伯の鐵道院總裁としての在職三年間の大部分は、この廣軌改築問題のために費されたといつても大過ない。

日本における廣軌改築問題の發達につき明治四十三年十月十一日附の報知新聞は、雨宮敬次郎の談として、次の記事を掲載してゐる。

⊿廣軌改築案に對する世論囂々として歸著する所を知らん樣だが、世間の奴等の知識は乃公よりは二十年後れて

居る。回顧すれば今を距ること十八年、明治二十五年銀行條例を改正せられた當時、第十五銀行が其の積立金を株主に割戻したので、華族は不時に懐に這入つた大金の處置に苦しみ、家令家扶共は適當の放資先を捜し廻つたが、是はと思ふ事業が見附らなかつたので、此の乃公に相談を持ち掛けて來た。△所が乃公は日本の鐵道を廣軌に改築せねばならぬと豫て考へて居た矢先であつたから、五百萬圓を以て延長一千哩の全鐵道を改築するの計畫を提供し、華族會館に同志の出席を求めて詳細なる説明を試みると、賛成が續出したので、時の參謀次長川上操六を動かし、軍事輸送の見地より補給利子を出させる計畫で勸誘に力めたる結果、其賛成を得たので、更に井上勝氏に同意を求めた。然るに豈に圖らんや、井上は頑として應ぜなかつた。△こんな事で計畫は一頓挫を來したが、陸軍省の運輸部長であつた大澤界雄が、歐洲の鐵道視察から歸つたならば、必ずや廣軌案は一大氣勢を高め、遂に目的は達成するならんと、其歸朝を心待ちに待つて居た所が、意外、實に意外、二十七年に歸つた大澤は、諾威の軌幅三呎六吋を例に引き、日本の地勢では軍隊輸送の上より見るも狭軌で澤山だと、廣軌案に絶對の反對を試みたので、川上の意見も變り、乃公の計畫は全く水泡に歸して了つた、世の中には案外、知識の有るものは少いものだ。△爾來星移り歳替りて明治四十三年の今日に至り桂首相、後藤總裁に依りて、乃公の年來の持論たる廣軌案が計畫せられたのは、乃公の滿足此の上もない。是非案の成立を望みたい。

右の談話において言及してゐるやうに、廣軌鐵道改築に對する參謀本部の熱意は明治二十七年、大澤界雄の歸朝に依つて急に冷却した。即ち日本鐵道史（下巻四七一頁）が、

其頃ヨリ參謀本部ノ論旨一轉シ、軍事輸送ノ主眼トスル所ハ線路系路ノ整正ニ在ルヲ以テ、軌間ノ廣狹ハ寧ロ第

二ノ問題ナリトシ、而モ線路系路ノ整正ハ各鐵道區々ノ經營ニ望ムヘキニ非サレバ、鐵道ハ畢竟國營タラザルヲ得ズトセリ。

と記したやうに、鐵道創業期における廣軌論は、單に一つの議論として唱へられただけで、間もなく立消えとなつてしまつたのである。

其の後、明治三十八年九月、米國サザーン・パシフィック鐵道外數會社の社長ハリマンが滿洲鐵道視察の途次、日本に立寄り、我が當局者に對し廣軌改築を勸告した事があつた。然し乍ら協議は遂に成立するに至らなかつた。卽ち次の通りである。

其際當局者ハ我狹軌鐵道ニ關スル要項ヲ調査シ、之ヲ彼ニ示シタリシガ、彼ハ之ヲ査閲シ狹軌ノ利ナラザルヲ説キ、我ニシテ廣軌改築ヲ行ハントセバ、或條件ヲ以テ資金ヲ供給スヘシトノ意ヲ洩シタリシモ、其條件稍ゝ複雜ニシテ、我ハ之ヲ容ルルニ躊躇シ、協議遂ニ成立ニ至ラザリキ。（日本鐵道史下卷四七二頁）

かくの如く、軍事的見地より力說された議論も、ハリマンの資金融通の提議も、共に物にならなかつたのである。然るに廣軌改築論が本格的に朝野識者の間に論議せられ、當局者も亦熱心にこの劃期的事業の達成に志すに至つたのは、實に第二次桂內閣時代のことであつて、その中心の立役者は鐵道院總裁としての伯であつた。

それは伯の生涯に於ける、最も花々しき鬪ひの一つであつた。伯は宛かも大旋風の眞只中に船を乘入れた船長のやうに、八方の敵と鬪ひ、その政治的生命を賭して、努力した。伯の廣軌改築に志したのは、決して一日の故ではなかつた。すでに滿鐵に於いて、廣軌改築を斷行して成功した伯は、日本本土に於いても亦、之れと軌を一にせざるべか

らざることを深く感じてゐた。

伯が滿鐵總裁に就任せる時、伯に對し、速かに廣軌案を斷行するの必要ある事を建言した古川阪次郎は、當時を回想して次の如く語つた。

後藤伯が滿鐵總裁に就任された時、自分にも滿鐵へ來いといふ事であつたが、私は身體が滿洲の氣候に適合せぬ關係上、就任することを斷つた。この旨を平井晴次郎氏に傳へて藤伯への傳言方を依賴したところ、平井氏は、「それはそれとして、是非直接、一度、藤伯にお目にかかつておくがよからう」とすすめられたので、滿鐵社宅でお目にかかつた事がある。その時、自分は、戰時に當局へ提出した意見書――卽ち標準軌幅に變更する件に就いて說明した。

この意見書なるものは、日露戰爭中、我が陸軍運輸部の仕事で渡滿中、實見した經驗を基礎として立案したものであつて、未だ戰爭の終らぬ間に提出したものである。この意見書に對しては陸軍部內は大反對であつた。殊に運輸部の仕事を統轄してゐた大澤少將の如きは反對の急先鋒であつた。長官としての大澤少將は自分に對し、「君が勝手に軌幅變更の事を建議するなど、誠に越權だ」と云つて憤慨された事があつたが、自分は「現在の仕事に關する意見に非ず、將來の見透しに對する意見であるから差支へなからう」と駁論した事もあつた。かうした厄介な自分の意見書の內容を再び繰返して、藤伯に申上げたのである。自分は力說した。「既に日露戰爭中において、滿鐵の軌幅は日本の軌幅に變更されてゐる。戰爭が終了したから早速、標準軌幅に變更する必要があります」と。藤伯は聞き終つて「君の云ふ通りだ。早速實行する」と斷言せられた。

滿鐵の廣軌改築は、豫期以上の短日月の間に達成せられた。而して今や桂內閣の遞信大臣として、國有鐵道の主管者となつた伯が、入閣の當初から、夙くも、その廣軌改築の抱負をもつたことは、既掲（第三節一）の「入閣後の覺書ノ一」のなかに、「此機運ニ乘シテ、下ノ關ヨリ靑森マテノ幹線ヲ廣軌ニ改ムルノ胸算ナリ。此軌道ノ改良ヲ斷行セサルトキハ、軍事上經濟上共ニ鐵道ヲ國有トナセル眞價ナシト謂フヘシ。只財政整理ノ爲ニ文裝的武備ヲ怠ラハ、天下ノ事休スノミ」と記せるによつても明かである。

しかしながら、內地における廣軌改築問題には、幾多の困難なる事情が伏在することを、看過することはできなかつた。勿論單なる技術的見地からするならば、滿洲におけると、日本內地におけると、さしたる相違はないかも知れぬが、しかし內地において廣軌改築を實現せんとする場合、最も厄介なる事態は、斯くの如き問題が政治問題化することである。從つて廣軌改築の經驗者としての自信が、伯をして廣軌案實現への決意を固めしめた要因であつたらうけれども、政治問題化する惧れあること、並びに帝國の交通政策上の大難關であること等を想起すれば、伯自身としても、滿洲における如く、實驗室的試練といつたやうな氣持で、廣軌改築斷行を決意するわけには行かなかつた。

伯は上記の覺書のうちに、「故ニ這般ノ改良ハ財政上ノ信用回復シ、若干ノ外資ヲ入レ今日ノ繰延ヲ取消シ既定ノ計畫ヲ實行スル前途マテヲ豫想シ、平時ノ經濟ト有事ノ日ノ大輸送トヲ對照シテ、各般ノ講究ヲ盡サヽルヘカラスト信ス」と記し、必要なる調査研究を行ひつつ、靜かに時機の來るを待つてゐたのである。

二、都城深夜の大文字

伯は、大分宮崎兩鐵道の線路實地踏査の爲め、明治四十三年十月四日午後三時二十五分、新橋發列車に乘じて西下の途に就いた。この旅中、伯は到る處で家族的信愛主義の講演をした。同月十三日には大分縣の視察を終つて宮崎縣に入り、都城の旅館攝護寺に宿つた。伯の著都を知つた鹿兒島新聞の特派員は、直に伯を訪問したのであつたが、この日の伯の談話は全く鐵道經營問題には觸れず、奇想天外的な跣足奬勵論の高調であつた。卽ち特派員の通信によれば、次の通りである。

午後四時過ぎ著都の後藤總裁を旅館攝護寺に訪ひしに、總裁は微笑を以て快く迎へて曰く。

「君また來たよ。昨日一昨日は雨天で頭巾を冠つて居たから途中は解らなかつたが……世間の醫者連が跣足は衞生に惡いと云つても、バチルスなんか平素に於て跣足をやりつけてをれば、決して足から其麼者が這入るものか、馬鹿な話だ、旅行中偶に跣足を見受けて、自分は鹿兒島の學生が進取的氣象に富んでゐると非常に樂しく思つてゐたが、奈何かネ。現に奧州なんかでは此の美風良俗が鐵道開通の爲めに破壞されて、跣足が無くなつた。之れは其の土地乃至人間に進取の氣象が無くなつた證據、卽ち現象だと思ふ」

と布團から乘出して、頻りに跣足奬勵論を說去り說來れるは、例の後藤式を發揮したのだ。記者は非常に愉快を感じて「霧島の氣象觀測は何の爲めですか」と聞いたら、

「それだ、自分は如何に蠻的を賞讚しても、技術上には科學的研究の必要ある所以で、其の按配を甘く調和して

初めて文明的設備、又は文明的の人間なりと謂つべしだネー

と尙總裁の談論は容易に盡くべくもなかつたが、孰れ緩り霧島で承ることを約して記者は引去つた。

この記事に依つても知り得るやうに、伯が都城の旅館攝護寺に入つた時刻は午後四時過ぎで、右の通信は午後六時三十分に發信されてゐる。さうして、新聞記者が辭去した後、即ち十三日の夜、伯は廣軌改築斷行への最後の覺悟を次の如き颯爽たる文字を以て手記した。

四十三年十月十三日都城攝護寺に於て

一、淸國と早晩大戰爭を免かれ難き形勢に相成たる事。

此形勢を可成巧に遂ぐるには武裝以外文裝的優勢を賴むに若かす。即經濟的優勢によるへき事。

一、淸國と開戰能力は虛勢にては不可なり。實力によるへき事。

且全世界との戰爭を覺悟し、列國間合縱の有樣に照らし、常に優勢を作はせさるへからさる事。

一、淸國は大陸的にして廣軌鐵道なるに、我は島國的にして狹軌なるも可なるや。

彼は前日の日淸日露戰爭時代と同一にあらすして、頗る成長し居るに拘らず、我は守株捕兎の轍に傚らはば、其勝敗知るへきなり。是內外輸送上一致の爲、廣軌の急施、可成經濟的に經營するの止むへからさる所以なる事。

一、帝國運輸の狀態、將來狹軌にて經濟的競爭に堪ゆるものと信するは、正に帝國衰亡を意味することを斷言するを憚からず。

狹軌の不經濟は愈ゝ帝國衰亡の原をなすや疑を容れさる處なり。是經濟眼より爲したる廣軌急施の必要なる事。

一、現在の狹軌は亦、運輸增進の程度に副はす、漸次線路萬端危險に迫りつゝある事。當今技術官は綜合的、卽學理と實地、又技術と經濟、又文事と武備、又世界的と島國的利害關係を概括して、建設改良運輸の大計大略を定むる能力に乏しく、隨て此技術官の當事者として、政事を執る人も、其點に氣付き居るとするも、之を如何に指導啓發して圓滿の域に達すへきかを講究大成する力なき事、否餘力なき事。

一、財政家は姑息の成功を放擲し、近視眼者の人望をとる弊を脫すへし。軍人は文裝的武備を大主眼とし、武裝的文弱に陷ゐるを防ぐの大見識を開き、盛に經綸を行ふへき事。

一、民間金融緩漫なりといふ說は、實業家企業力の乏しき爲に生ずる一現象たる嫌なき能はす。眞の實業卽生產的企業をなし得へきか爲めに、鐵道を起さんとするに至り、而して廣軌並びに電力によらんとするもの漸く多く、現內閣創立後國有鐵道の善後策として、下官就職後、電力輸送の講究は幼稚なりしか故に、之を奬勵し、一方民間の注意を喚起したるものなきにあらす。今や九州に尾勢に新潟東京間に、有力なる廣軌私設鐵道起らんとす。

先程までは蒲團から乘り出して、跣足奬勵の提唱で新聞記者を煙に卷いてゐた伯は、いつの間にか筆に呵して國策の大文字を列ねてゐるのである。

この手記は、伯の廣軌改築斷行への眞意を明瞭に顯はしてゐる。文裝的優勢卽ち經濟的優勢を力說し、島國的狹軌を排擊し、姑息なる財政策を否定し、生產的企業を待望する伯の燃ゆるがごとき情熱は、潑剌として行間に躍動して

ゐる。

三、廣軌調査

伯が廣軌改築への最後的決意を固めるまでには、相當の準備と調査とを盡してゐる。然らば當局の事務的準備は、如何様に行はれてゐたか。

伯が廣軌改築調査を鐵道調査所長山口準之助に命じたのは四十二年の事である。山口所長は同所勤務技師理學博士田中正平、技師塚本小四郎、杉文三、於保庫一等をして調査に從事せしめた。その調査の題目は、

一、東京下關ニ於ケル廣軌鐵道並ニ之ト同等ノ運輸力ヲ有スル狹軌鐵道ノ建設費及ヒ營業費

であつて、伯の命を受けた調査所では、右の題目を、

イ、一部廣軌敷設ノ利害　ロ、全線廣軌改築豫算額　ハ、現在鐵道ノ發展餘地如何　ニ、狹軌鐵道ノ最高輸送力

ホ、客貨の發達趨勢

に分ち、それ〳〵分科會を設けて調査研究に從事した。而して山口所長の命を受けて調査に從事した田中技師等は、同年七月二十二日を以て調査の結果を復申した。其の要旨は左の如くであつた。

一、廣軌鐵道ハ東京中央停車場ニ起リ下關停車場ニ至ルモノニシテ、（中略）既成鐵道ニ沿ヒ別ニ複線ヲ設クルモノナルモ、線路ノ位置ノ如キハ必スシモ現在ニ依ラス、土地ノ情況其ノ他ヲ參酌シ、之ヲ撰定スルモノトス。

一、廣軌鐵道ノ軌間ハ四呎八吋半、軌條ハ重量一碼ニ付九十封度、機關車ハ一軸重量二十噸〇九總重量百三十噸ノ四軸聯結「テ

ンダー」トス。

一、東海道線國府津沼津間、大垣關ケ原間及馬場京都間ニ於ケル各現在四十分ノ一勾配、並山陽線八本松廣島間ニ於ケル現在四十五分ノ一勾配ハ、共ニ他ノ適當ノ線路ヲ撰ミ、之ヲ百分ノ一勾配ニ改ムルモノトス。

一、東京下關間ニ於ケル廣軌鐵道ニ對スル新設ノ停車場ハ平沼（横濱）、大船、國府津、沼津、靜岡、豐橋、名古屋、米原、馬場、京都、大阪、神戸、姫路、岡山、廣島、柳井津、德山、三田尻、小郡等トシ中間停車場ハ之ヲ設置セサルモノトス。

一、現在既成鐵道ハ其ノ儘之ヲ存置スルモノトス。

そして、これが建設費豫算並びに營業費等に關する復申の要點は次の通りであつた。

（七）東京下關間現在線ノ外ニ、廣軌鐵道複線ヲ敷設スルモノトセバ、其建設費豫算ハ約二億二百八十萬圓ナリ。

（八）東京下關間ニ於ケル（中略）廣軌鐵道複線ト同等ノ運搬力ヲ有スル狹軌鐵道複線ヲ、現在線ノ外ニ敷設スルモノトセバ、其建設費豫算ハ約一億八千九百萬圓ナリ。

（九）前項程度ノ狹軌鐵道複線ヲ、東京下關間ノ内東京沼津間、大垣關ケ原間、馬場明石間、八本松廣島間ニ現在線ノ外ニ敷設シ、其他ノ區間ハ總テ同一强度ニ改築シ、尙現在單線ノ區間ハ、同一强度ノ第二線ヲ添設スルモノトセハ、其建設費豫算ハ約一億三千七百萬圓ナリ。斯シテ敷設シタル狹軌鐵道貨物輸送量ノ最大限ハ現在ノ五倍以上ナリトス。本項ノ場合ハ東京國府津間、京都明石間ニ於ケル現在複線ハ、之ヲ旅客電車ノ運轉ニ專用スルモノトス。

（十）第七項ノ廣軌鐵道ト、第八項ノ狹軌鐵道トノ營業費ハ略ゝ同樣ナリト認ム。

（十一）第七項ノ廣軌鐵道並ニ現在ノ狹軌鐵道ト第九項ノ狹軌鐵道トヲ對照スルニ、營業費ニ於テハ狹軌鐵道ノ方遙カニ低廉ナリ。何トナレバ第九項ハ七百六哩ノ内、僅カニ約一百哩ハ四線運轉ナルニ拘ラズ、第七項ハ約四百哩ハ四線、約三百哩ハ三線運轉ノ計畫ナレハ運輸費、保線費ニ於テ殊ニ低キヲ認ムレハナリ。而シテ第七項ノ狹軌鐵道ハ、地方列車ヲ運轉セシムルニ於テ廣軌鐵道ト併存使用スルノ必要アリ。尙第九項ノ狹軌鐵道ノ區間ハ、大體近キ將來ニ於テ之ヲ四線ニ增築スルノ必要ナキ見

込ナリ。

(十二) 急行列車ノ最大速度ハ勾配及曲線ニ應シ自ラ制限アルモノナレトモ、狹軌道ニ於テモ適當ノ構造ヲ有スル車輛ヲ使用スルニ於テハ、普國官有鐵道ノ廣軌道ニ於ケル現行ト同一ノ制限ノ下ニ緩曲線線區ニ於ケル最大速度ヲ六十哩トスルコトヲ得ヘキヲ以テ、理想的狹軌鐵道ハ普國官有廣軌鐵道ト略ホ同等ノ速度ニ達シ得ヘキモノト認ム。

すなはち山口技師の復申書は、所謂廣軌鐵道と强度狹軌鐵道とを比較して、むしろ强度狹軌鐵道に改築するの勝れるやの結論に達したのである。

伯は更に、技師石川石代に對しても廣軌に關する調査を命じた。石川技師は明治四十三年七月一日「東京下關間準軌道狹軌道比較」と題する復申書を提出した。因に石川技師の所謂準軌道とは、標準軌幅の軌道、すなはち山口技師の所謂廣軌と同じものを指すのである。

右の復申書は一、緒說　二、將來ノ輸送量　三、改良方法建設及輸送力　四、營業費ノ比較　五、列車抵抗力　六、雜件　七、結論の七節から構成されてゐる。

一、緒　說

――夫レ準軌道ハ速力ノ大ナルト經濟的輸送力ヲ有スル點ニ於テ、狹軌道ニ優ルコトハ世ニ異論ナキ所ナルト共ニ、建設費ノ多額ヲ要スルモ亦明白ナル事實ナリ。故ニ建設費ト改良後ニ於ケル營業費トノ比較ハ固ヨリ兩軌ノ優劣ヲ判定スル要素ナレトモ、本幹線大改良ヲ爲スニ當リ、準狹何レニ據ル可キヤハ、主トシテ將來經濟狀態ノ發展ノ程度カ永久ニ狹軌ヲ以テ之ニ應シ得ヘキヤ否ヤノ推定ニ依リ決ス可キモノニシテ、建設費ノ問題ノ如キハ寧ロ從タラサル可カラス。何トナレハ生產ニ對シ不適當ナル設備ハ、終ニハ國家經濟ノ大缺陷タル可キ者ナレハ也。――

二、將來ノ輸送數量

——現在線路ハ出荷多キ時期ニハ其運搬量殆ント極度ニ達シ、或ハ不足ヲ感スル事ナキニアラサル區間アリ。是レ實ニ改良ヲ急要スル所以ニシテ、其方法如何ヲ考索スル事次ノ如シ。

三、改良方法ノ建設費及輸送力

東京下關間輸送力増加ノ爲ニ山口技師ハ左記三種ノ豫算ヲ計上セリ。

第一、準軌道複線新設費　二〇三、〇〇〇、〇〇〇圓
第二、强度狹軌道複線新設費　一九〇、〇〇〇、〇〇〇圓
第三、强度狹軌道複線ニ改築費　一三八、〇〇〇、〇〇〇圓

右ノ外余ハ茲ニ左ノ豫算ヲ追加セントス。

第四、準軌道複線ニ改築費　一五二、〇〇〇、〇〇〇圓

而して石川技師は、山口技師の計上せる三案中、第一の「準軌道複線新設」（即ち山口復申書の〔七〕の案）及び第二の「强度狹軌道複線新設」（即ち山口復申書の〔八〕の案）は、二つながら「計畫餘リ大膽粗漫ノ嫌アル」ものとして、これを問題外においた。さうして第三の「强度狹軌道複線ニ改築」（即ち山口復申書の〔八〕の案）を以て、「線數ニ關シテハ最モ適切ナル改良方法ナリ。本幹線現狀ヲ考察シテ改築ヲ企圖センニハ、必スヤ此ノ方法ニ據ラサルヘカラサルモノトス」、となした上、自ら新たに「前記第三ノ新設增設若クハ改築スル處ノモノヲ準軌道ト爲ス」ところの第四案「準軌道複線ニ改築」を追加して、その費用を一億五千二百萬圓と推算した。すなはち、以下は右の第三案と第四案とにつき、石川技師の復申せる比較論である。

山口技師計上ノ第一準軌道新設ノ費用ハ、第二狹軌道新設ノ費用ニ恰モ百分ノ七ヲ增加シタルモノニ當レリ。假ニ之ヲ一割ノ增加トナシ、第三狹軌ニ改築ノ費用ニ約千四百萬圓ヲ增加シテ、第四準軌ニ改築ノ費用ヲ見積リ、壹億五千貳百萬圓トナサハ、大

ナル見當違ナキヲ信スルモノナリ。

山口技師ノ說明ニヨレハ、第三ノ豫算壹億參千餘萬圓ハ現在狹軌道ヲ理想ノ最强度ニ改築スルモノトスルモ、現今歐米諸國ノ趨勢ハ汽船ノ船腹益〻大ヲ極ムルト同樣、機關車ノ重量亦益〻增大スルノ傾向アリ。我邦百年ノ計ヲ立ツル上ニ於テ、狹軌トシテ本幹線ノ改良ヲ圖ランニハ、橋梁ノ强度軌道ノ結構固ヨリ斯クアラサル可カラサル所ノモノニシテ、敢テ異數ノ經費ヲ狹軌ニ投スルモノトハ認ムヘカラス。鐵道ノ能力發揮ハ線路車輛ノ改善ノ外、更ニ停車場ノ設備及海陸連絡設備ノ完否ニ關スルモノ甚大ナリ。（中略）本項第四ノ豫算ハ勿論、第三ト雖モ此等ノ設備ニ關スル費用充分ナラス、故ニ眞實改良ヲ圖ランニハ尙數多ノ經費ヲ投セサルヘカラス。隨テ本金額ハ固ヨリ改良費豫算ノ總額トハ認ムル能ハサルモ、第三項改良案トノ比較ニ用フル金額トシテハ敢テ差支ナキモノトス。設計者ノ說明ニ依レハ、前記狹軌改築ニ用フル機關車ハ新ニ設計セル理想的最强度ノモノニシテ、南阿ニ於ケル狹軌ニ使用スル最大機關車ニ比シ約三割方ノ强サヲ加ヘ、又貨車ハ獨逸準軌ニ使用スルモノト同一ノモノヲ用フ。此機關車ヲ採用セントスルトキハ、線路ヲ相當ノ强度並ニ大サニ改築スルノ必要アリト言フ。改築ノ內容斯クノ如シトセハ、豫算第四ノ準軌ニ改築スルモノトノ差ハ、只軌幅ノ差ト枕木ノ長短ニアルノミ。而シテ第四ニ於テハ一層强度ノ橋梁ヲ架設スルコトヲ得ルモノナルカ故ニ、將來更ニ機關車ノ重量ヲ增加スル事ヲ得ルノ利益アルヘシ。

强度改築ノ狹軌ニアリテハ、前記理想的ノ機關車ヲ用ヒ、線路ノ强サヲ大ニシ、列車速度ノ如キモ緩曲線ニ於テハ最大速度ヲ六十哩トシ、斯クシテ一日百二十回、晝夜ヲ通シテ一時間五往返ノ運轉ヲ爲スニ依リテ、其得ル處ノ最大輸送力如何ヲ見ルニ、旅客ニ在リテハ現在ノ二倍以上、貨物ニ在リテハ同シク五倍（中略）ヲ運搬シ得ルノ計算ナリト云フ。此設計ハ所謂理想ノ設計ニシテ、計算ニ於テハ固ヨリ正確ナルヘシト雖モ、未タ實驗ヲ經タルモノニ非ルハ事實ナリ。如是理想的改良ノ線路上ニ理想的極度ノ運轉ヲ間斷ナク持續スルモノトスルモ、尙且三十年後ニハ直ニ其不足ヲ訴ヘサル可カラサルハ、前項將來ノ輸送豫想高ニ比較スレハ自ラ明瞭ナリ。況ヤ此極度ノ輸送ナルモノハ、設備ノ關係ニ於テモ速度ノ關係ニ於テモ、實際ノ輸送力ト爲スニハ其幾割ヲ減スルヲ至當トスヘキヲヤ。——

四、營業費ノ比較

——狹軌道ニ於テ一ケ年壹千萬圓ノ營業費ヲ要スルトキハ、準軌道ニ於テハ前記ノ一・九ト一・八ノ比例ヲ以テ九百四拾七萬圓ヲ以テ足ル計算トナリ、其節約額五拾餘萬圓ニ上ルヘシ。而シテ準軌狹軌ノ改築費ノ差千四百萬圓ニ對スル年五分ノ利子ハ七拾萬圓ニシテ、未タ以テ營業費ノ減少ハ此差額ノ利子ヲ支拂フニ足ラスト雖、輸送發達シ營業費ノ增加之レニ三割三分ヲ加フルニ至リ、則チ千三百三拾萬圓ヲ要スルノ時機ニハ、營業費ノ減少ハ此建設費差額ノ利子ヲ仕拂フニ足ル可シ。此時機ハ蓋シ遠キ將來ニアラサルヲ知ルヘシ。——

五、列車抵抗力

——準軌ハ狹軌ニ比シ速力ヲ增加スルコト容易ニシテ、速力ノ增加ニ伴フ牽引力減少ノ度小ナルコト、隨テ運轉費增加率ノ小ナルコトヲ知ル可シ。

六、雜件

——軍事上ノ見地ヨリセハ、滿韓ト同一ノ軌間ヲ本邦ニ有スル事ハ車輛、器具、器械、其他ノ流用ニ於テ幾多ノ利便アリ。況ンヤ軍事ニ最必要トスル敏速確實ナル輸送、狹軌ノ遂ニ準軌ニ及ハサルコト明ナルヲヤ。現時滿韓ニ既ニ準軌ノ幹線アリ。財政ノ都合上地方開發ノ急務ヨリシテ、滿韓ニ狹軌若クハ其他ノ輕便鐵道ヲ敷設セントノ議アラハ、是レ最モ不得策ノ極ナルコト、日露戰役中奉安線二呎六吋半輕便鐵道ニ於テ親シク我邦ノ實驗セル所ナリ。

七、結論

以上ノ諸項ヨリ考察スルトキハ東京、下關間七百有餘哩ハ現在ノ狹軌ヲ準軌ニ改築スルヲ有利トス。而レトモ我邦既設ノ線路五千哩以上ニ達シ、本區間ハ僅ニ其七分ノ一ニモ足ラス。軌間ノ統一ハ最モ必要ナル事項ナレハ、殘餘四千三百有餘哩ノ幹支線ヲ悉ク準軌ニ改築ス可キヤ否ヤヲ決定シタル後、始メテ實行ヲ圖ル可キナリ。單ニ本區間而已ノ研究ヲ以テ決定ス可キニアラス。

右に依つて見れば、山口調査所長の復申に於ける、強度狹軌道複線改築費一億三千八百萬圓の經費に比較し、石川

技師の報告は、廣軌（準軌道）改築經費を一億五千二百萬圓と算定し、廣軌改築の頗る有利なる點を指摘したのであつた。

一方この廣軌問題に對する鐵道院の空氣は如何であつたかといふに、當時の中外商業新報が「鐵道業務調査會の設置あるや、又之と關聯して鐵道財政其他の調査に從事し、爾來院の内外に於て盛に論爭せられて今日に至りたるものにして、古川中部鐵道管理局長の廣軌說、岩崎西部鐵道管理局長の狹軌說は、實に兩々相對峙し、此種研究の花と見られたり」と報じてゐる如く、鐵道院擧げて廣軌斷行論といふわけではなかつた。

當時、中部鐵道管理局長として廣軌論の急先鋒であつた古川阪次郎は次の如く語つた。

私も管理局長として管内鐵道の狀態を調査した結果、是非とも標準軌幅に改變する必要を認めたので、列車の速力を增大する爲めには、大改良工事を施行する必要がある、これには約二億の金額を要する旨の意見書を提出した。そして更に藤伯にお會ひして右の點に就いての自分の主張を說明すると、「レールを變へると同時に廣軌にするを必要とする」と藤伯は答へられた。そしてこの理想を實現する爲めに新設鐵道は無論の事、トンネルも亦廣軌の準備に著手し、書類には「廣軌準備」の符牒を附ける事になつた。

四、財源の問題

かくして廣軌改築に對する二つの技術的調査は出來上つた。しかし伯の肚は、前述の都城の手記にあらはれてゐる如く、國策上の見地から、すでに廣軌改築斷行と決まつてゐたのである。

殘る問題は、これが財源を如何にするかといふことであつた。如何にして財務當局と折衝すべきか。閣議をどんな方針で通過せしめようか。伯はまづ、廣軌改築方針の立案方を關係各課長に命じた。さうして徐ろに大藏省と交渉を開始したのであつた。

これに對して財務當局は、何よりも、廣軌改築費の增加に基く鐵道豫算の膨脹に吃驚した。さうして遲疑し且つ逡巡した。茲において伯は、財務當局の消極退嬰的方針を慨嘆するの餘り、ついに大藏省に對し、强硬なる意見を提出したるものの如く、その草稿とも見らるべき手記によれば、次の如くである。

一、鐵道公債ノ追テ發行セラルヘキ事ハ、內外人既ニ之ヲ察知セリ。

一、然ルニ之ヲ發行セサルトキハ、一時的卽姑息的方法ニヨル事ヲ推知セラル、カ故ニ、公債發行ヲ見合セ居ルヲ以テ、我財政ノ强健ナル事ヲ內外ニ了知セシムルニ好方便ト云フ事ヲ得ス。

一、公債發行ヲ見合セ遣繰算段ノ出來得ル範圍ニ止メハ勢、鐵道事業ヲ縮メ改良ヲ遲延セサルヲ得ス、是廿世紀ニ伴ハサル運輸機關ヲ以テ商工業的發達（記入ナシ）列國ト競爭ヲ試ミントスルモノナリ。不知眞ニ此姑息政策カ終極ノ利ナルヘキカ。

一、明治五十年ノ萬國博覽會ハ、現內閣持續ニヨリ開會セラルヘキヤ否ハ別題トシ、鐵道ノ如ク數年若クハ數十年ヲ經サレハ、建設改良ヲ全クスル事能ハサル難事業ニ對シテハ、先頃政府ニ於テ、之カ豫期ノ遂行ヲ全フスルカ爲メニ、夙ニ講究スル處ナカルヘカラス。不肖當局トシテ、今日之ヲ明白ニ其消息ヲ陳述シテ施設ノ急要ヲ告ケスンバ、其職ニ忠ナル所以ニ非サルヲ知ル。是大藏大臣ノ再考ヲ求メ、總理大臣ノ明斷ヲ切望スル所以

ナリ。

一、今ヤ現ニ鐵道特別會計ヲ設ケラレ、其資本勘定ニ於テ七億圓餘、其總收入金九千萬圓經費約五拾貳プロセントナリ。乃四千六百萬圓餘、純益四千餘萬圓、從來約四拾六七プロセントノ處、四八若クハ五〇プロセント弱ニ達セントス。十年平均毎年增收二十分ノ二ニシテ、純益ハ四十分ノ一ニ過キス。之ニヨリテ將來毎年幾何ノ資本利子ヲ支拂ヒ得ベキカヲ推算スルニ、五千百萬圓若クハ五千貳百萬圓ニ對スル五分ノ利子ヲ支拂フ事ヲ得ヘシ。故ニ其四千五百萬圓ノ資本增加優ニ供給スル事ヲ得ヘキナリ。此中ニ年々延長線ノ增收入ハ之ヲ算入セス。其殘額六百萬圓、五朱ノ利參拾萬圓ト延長線增收ヲ推算五拾萬圓純益剩餘ヲ生スヘキノ理ナリ。更ニ五朱利附資本七億ノ利子ヲ四朱ニ變更スルトキニハ、年々七百萬圓ヲ餘スヘキ事勿論ナルカ故ニ、年壹千七百萬圓ノ資本供給ニ對スル利子ヲ支拂フ事難カラサルヘシ。

一、特別會計トシテ、一般會計ト異ナルカ故ニ元利償却ニ於テ一般會計ニ累ヲ及ホス事少シ。更ニ進テ鐵道ヲ一ノ財團法人トモ見ルヘク、又爲スヘキ程ノ決心當初已ニ定メラレ居次第ナレハ、今ニ到テ强テ一般會計ノ累ヲ引證シテ將來ノ公債發行若クハ借入レヲ困難ナリトシテ鐵道完成ヲ制限縮少セハ、特別會計ヲ設置セラレタル當時ノ理由ヲシテ死滅ニ歸セシムルノ嫌ナキカ。不肖疑ナキヲ得サルナリ。

一、當初現行特別會計ハ、一般會計ニ累ヲ及ホサストノ理由ノ下ニ設定セラレタル事前提ニシテ正シカランニハ、鐵道特別會計ニ公債若クハ借入金ヲナシ、事業ノ進行ヲ完了セシムル事ハ一般會計ノ非募債主義ニ何等妨ケナキ筈ナリ。否少クトモ妨ケナキ說明ヲナス事ヲ得ヘク、此點ニ對スル誤解ナカラシムル事ヲ得ヘキ筈ナリ。

一、四十三年度ニ於テ提出鐵道豫算ヲ減削セラレ、一般會計ノ基礎ヲ危殆ニ陷ラシムヘシト認メラルヽホト、薄弱ナル帝國財政計畫ハ叉不確實ナリトセハ、是迄ノ大藏大臣ノ宣言ハ頗ル信ヲ缺クモノト疑ハサルヲ得サルナリ。

かくして伯は、桂內閣組閣當初の政綱であつた非募債主義を、眞向から粉碎せんとしたのである。伯の物凄い大藏省攻擊は果然效を奏した。すなはち、次に述ぶる種々の困難を、鐵道當局において、十分克服し得る自信があるならば、大藏省は、廣軌改築案に敢て異議を表明せぬ旨の覺書を、伯の手許へ送つて來たのである。大藏省は遂に沈默したのだ。非募債主義の看板を塗りかへることになつたのだ。今その覺書の全文を記載すれば、實に左の通りである。

一、鐵道ノ建設改良ニ付テハ、鐵道會計ノ獨立經營ヲ確立シタル初期、卽チ明治四十二年度ニ於テハ、既定ノ工事ヲ甚シク縮少セサル程度ニ於テ計畫ヲ立テタリト雖、明治四十三年度ニ於テハ、主トシテ建設及改良ノ必要ニ本ツキ、同年度以降三四年度間ハ年々約四千萬圓ヲ放資スルノ計畫ヲ定メラレタルヲ以テ、財政當局ニ於テハ右資金ノ調達ヲ期シテ諸般ノ考案ヲ立テタリ。然ルニ僅カニ一年ニシテ更ニ約二千萬圓ノ放資額ヲ增加セラレントスルハ、財政當局ノ全ク豫期セサル所ナリシ。

二、現下並ニ將來ノ狀勢ニ依リ、我內地ニ於テ鐵道資金ヲ調達シ得ヘキ極度ノ見込ヲ案スルニ左ノ如シ。

イ、公債償還元金每年五千萬圓ナルニ鑑ミ、生產公債ト雖、內地市場ニ於テ五千萬圓以上ノ公債募集ハ、當分不能ナルコト。

ロ、金融ハ水害凶作等ノ爲影響ヲ受クルノミナラス、民間事業ノ進步ヲ期シ、將來緊縮スヘキ傾向アリトノ觀念一般ニ流行セルヲ以テ、四分利九十五圓ノ價格ヲ以テ新規公債ノ發行ハ當分困難ナル事。

ハ、四分利九十五圓以下ノ價格ヲ以テ公債ヲ新規發行スルハ、國債ノ整理阻害スルコト。

ニ、右國債整理ト公債ノ新規發行トノ事業ノ調和ヲ計ルカ爲、公債價格維持ノ爲少クトモ每年千萬圓以上ノ資金ハ、散出超過

ノ狀態ニ置ク必要アル事。

ホ、朝鮮事業經營及治水費ニ充當スル爲、公債財源トシテ今後繼續的ニ約千五百萬圓ヲ必要トスルモノトセハ、鐵道公債トシテ發行シ得ヘキ適當額ハ、多クトモ二千五百萬圓ニ止メサルヘカラス。

ヘ、二千五百萬圓ノ公債ヲ四分九十五圓トシテ發行シ、手數料約一半ヲ控除セハ、此收入金二千三百餘萬圓ヲ得ヘシ、此公債ト雖、當分ハ短期債券トシテ發行スルノ外ナカルヘシ。

ト、右資金ノ外、預金部ヨリ毎年少クトモ千五百萬圓ハ鐵道特別會計ニ付スルコトヲ得ヘク、之ニ鐵道益金千萬圓トセハ四千七百萬圓ノ資金ハ調達シ得ヘシ。

三、前項ノ計算ハ最モ樂觀的ニ計算シタル見込ニ過キス。而カモ其資金ノ大部分ハ短期ノ資金ヨリ成立スルヲ以テ、早晩之ヲ長期資金ニ整理セサルヘカラス。

四、先ツ外債ニ依リ資金ヲ手ニ入レタル後建設改良計畫ヲ改案スルニアラスシテ、先ツ建設改良ノ計畫ヲ改メ、年々多額ノ鐵道資金ヲ要スルコトヲ標榜シテ外國資本ノ調達ヲ爲スハ、其困難ノ程度一段增加スルモノトス。

五、以上ノ困難ニ對シテハ成ルヘク之ニ打勝ツコトヲ力ムヘキハ勿論ナリト雖モ、萬一之ニ打勝ツ能ハサル場合ヲ生シタルトキハ、事業繰延ニ依リ之ヲ救濟スルコト、豫メ之ヲ覺悟セサルヘカラス。

六、以上ノ困難ヲ覺悟シ、又前記資金ノ範圍內ニ於テ計畫セラルヽモノトシ、東京馬關間ノ軌道ヲ廣軌ニ變更セラルヽコト鐵道政策上最モ其宜キヲ得タルモノトセラルヽニ於テハ、財政當局ニ於テハ別ニ之ニ異議ヲ唱ヘサルヘシ。一旦廣軌改築ノ如キ多額ノ費用ヲ要スル事業ニ著手シタル上、更ニ鐵道普及ノ要求ヲモ滿足セシメントシ、年々ノ支出額ヲ前記金額以上ニ增加セントセラルヽ如キアルモ、財政當局ハ之ニ對シテ責任ヲ分ツコト能ハス。

五、閣議決定

かくして廣軌案は、明治四十三年十一月十二日の定例閣議に附議され、伯は次の如き廣軌改築理由を縷述して、全閣僚の承認を得た。それは單に經濟的技術的根據のみに跼蹐せず、軍事上の見地からもその必要を力說したものである。この理由書は、「標準軌道ニ改築スルヲ得策ナリトスル理由」として、まづ鐵道軌幅についての世界の現勢より說き起して次の如く記した。

一、時ノ古今ヲ問ハス、洋ノ東西ヲ論セス、標準軌道ヲ採用シテ實際上別ニ支障ナキヲ見レハ、其適當ノ軌幅ナルコトヲ證明スルモノト云フヘシ。而シテ此標準軌道ヲ採用スル國ハ英國、佛國、白耳義、和蘭、伊太利、瑞西、獨逸、墺太利、匈牙利、丁抹等ニシテ瑞典、諾威、露領波蘭及土耳古ニテモ主要ノ線路ハ標準軌道ヲ用ユ。歐洲外ノ國ニ於テ標準軌道ヲ採用セルハ加那陀、埃及、清國、韓國及南滿洲、新南威斯等ナルカ、墨西哥ハ其國內線路ノ半部、亞爾然丁、爪哇、ウルガイ、パラガイ、祕露等ハ其一部ヲ標準軌道トス。

二、北米合衆國（一メートル四四五）及露國ノ鐵道（一メートル五二四）ハ廣軌式ナルカ、標準軌道トノ差甚シク大ナラス。以上ノ二國ニテハ昔時ハ今日ニ比シ尙一層廣大ナル軌幅ヲ用ヰシモ、後漸ク現今ノ軌幅ニ減セラレタルナリ。而カモ今日尙、標準軌道ヨリモ軌幅ノ廣キ所以ハ、別ニ經濟上ノ理由ニ基クニアラス。合衆國ニ於テハ全國鐵道ノ軌幅統一ヲ計ラントスルニ際シ、最大廣軌ヲ主張スル論者アリシヲ以テ、該論者トノ調和ヲ計ランカ爲、其中ヲ取リ斯クハ標準軌道以上ノ軌幅ト爲シタルナリ。而シテ露國ニテハ世人ノ知悉スル如ク、軍事上ノ理由卽チ他國ノ侵入ヲ困難ナラシメンカ爲ナリトス。

三、愛蘭、伯剌西爾兩國ニテハ一メートル六、西班牙、ヴイクトリア、南濠洲、東印度、亞爾然丁ノ諸國ノ鐵道ノ大半ハ其軌幅一メートル六七六ナルカ、之レトテ標準軌道トノ差亦甚大ナラス。而シテ此差異アル理由ノ一ハ技術上ニアリ。卽從來最有效

ノ機關車ハ廣軌ニ適スルモノノ外製作シ得サリシニ因ル。殊ニ東印度ノ如キハ、廣軌ハ標準軌道ニ比シテ暴風ニ抗スルノ力大ナルヲ信シタルニ因レリ。

四、三呎六吋（一メートル・〇六七）ノ狹軌ヲ有スル國ハ日本ノ外、諾威、瑞典ノ一部南亞弗利加ノ殆ント全部、クインスランド、西濠洲、タスマニア、新西蘭、ヴエネツエラ等ナリ。土耳古及爪哇ノ一部亦然リ。此等ノ諸國ハ人口未タ稠密ナラサルカ、交通頻繁ナラサルカ、或ハ地勢險惡ナルモノアルカ、此等諸種ノ原因ニ依リ狹軌ヲ採用セルナリ。專門家ノ言ニ依レハ狹軌式鐵道ハ技術上、經濟上ノ利益アルカ爲敷設セラルヽモノニ非スシテ、以上列擧ノ如キ困難アルカ爲止ムナク此式ヲ採用スルニ過キスト云フ。（五、六、七略）

世界各國が、特別の事情なき限り、標準軌幅を採れることは上記の通りであるとして、然らば日本の現狀は如何。而して早晩準軌に改築すべしとせば、現在を以て改築の最好機となす理由は如何。伯は記して曰く。

八、日本ノ現狀如何ヲ見ルニ其人口稠密ノ程度、農工商及ヒ交通發達ノ狀態等、大ニ標準軌道式ヲ採用セル諸國ニ類シ、殊ニ西歐中歐ノ諸國又ハ支那ニ似タリ。從テ此等ノ諸國ト相似タル交通機關ヲ有スルノ必要生スヘク、又必要ノ程度ハ年々增進スヘシ。日本ニ於テモ標準軌道式ノ學理上優勝ナルコトハ殆ント各專門家モ異論ナカルヘク、又日本ノ交通經濟ノ發達カ終ニ歐洲ノ如キ程度ニマテ進歩スルニ至ラハ、其際必然軌道改築ノ必要アルコトハ何人モ否定セサル所ナルヘシ。

九、若シ日本ニシテ標準軌道ニ改築スヘキノ時期早晩必到來スヘキモノナリトセンカ、成ルヘク早ク之ヲ改築スルヲ可ナリトスルノ理由數多アリ。蓋歲月ヲ經ルニ從ヒ土地材料ノ價格ヨリ勞銀ニ至ルマテ騰貴スルノミナラス、線路亦延長セラレ、機械器具ノ如キモ增加スルカ故ニ、改築ノ機ヲ緩ウスルニ從ヒ、改築ニ依リ生スル影響ハ一國ノ經濟界ヲ攪亂スルコト益々大ナルヘキハ到底免ルヘカラサルノ數ナルヘシ。

十、果シテ然ラハ日本ニ於テ軌道ヲ改築スヘキ最良ノ時機ハ何レノ時ナルカト云フニ、幵ハ今日ヲ除イテ他ニ適當ノ時機ナカルヘシ、政府ハ今日既ニ全國ノ鐵道ノ殆ント全部ヲ國有ト爲シ了リタルカ、其未タ國有トナラサル以前ニ於テ、各私立鐵道會社

ハ各其鐵道カ遠カラス政府ノ手ニ移ルヘキコトヲ豫期セルヲ以テ、特ニ莫大ノ經費ヲ支出シ、自己所有ノ諸材料ヲ補充シ、或ハ修繕スルコトヲ爲ササリキ。之レカ爲今ヤ政府ハ年々莫大ノ經費即數千萬圓ノ改良費ヲ投シテ、或ハ車庫ノ改良ヲ爲シ、其他「レール」ノ交換ヲ始メ、橋梁車輛等ニ就テモ改修ヲ要スルモノアリ。果タシテ然ラハ同時ニ廣軌式ニ適スルモノヲ製作スルヲ得策トス。若然ラスシテ機械器具等總テノモノヲ唯々狹軌式ニノミ適セシムヘク製作セハ、他日廣軌式ニ改築セントスルニ方リ、其經費ハ今日ノ倍額ニ上ルヘシ。是予ノ今日ヲ以テ改築ノ最好時機ト爲ス所以ナリ。

續いて伯の理由書は、經濟關係からも、準軌改築が有利なる諸點を論じて、次の如く記した。因みに、標準軌幅は俗に廣軌と稱せられてゐるため、この理由書にも、兩者が時々混同されてあることに注意して讀まねばならぬ。

十一、全國鐵道幹線ヲ急激ニ改築シテ廣軌トナサバ、之レカ爲收入ノ比較率低下スル事モアランカナレトモ、然カモ之ヲ以テ日本經濟狀態ニ及ホス影響良好ナラストモ云フヘカラス。何トナレハ廣軌完成ノ曉ニ於テ運搬力增加シ、其賃率低減ノ基礎ヲ生シ一國生產ノ增進ヲ促スヘキヲ以テナリ。況ンヤ今回ノ廣軌改築漸次各幹線ニ及フモノニシテ、地方經濟生產ニ鑑ミ、特別會計ノ資力ニ照應シテ實行スルカ故ニ、廣軌改築ノ爲ニ一時鐵道債ノ利子ヲ償フ事能ハサルニ至ルノ虞ナク、隨テ一時ニテモ平均收入利率低下スル事ナカルヘシ。殊ニ輕便線普及ニテ運輸ヲ催進スルカ爲ニ鐵道幹線ハ大ニ增加セラルヘシ。

十二、貨物ノ運搬高ニ關シテハ、我國ハ將來尙發達スヘキ見込アルノミナラス、必ス之ヲ發達セシメサルヘカラス。否ラサレハ列國競爭ノ上ニ於テ我國ハ劣敗ニ陷ルヘシ。而シテ軌幅擴張セラレ、車輛廣大トナリテ運搬力增加スルトキハ、貨物ノ輸送ハ漸次盛大ニ赴キ其結果或ハ運賃ヲ低下スルコトヲ得ヘキハ之ハ東印度ノ例ニ徵スルモ明白ナリ。更ニ日本ニ就テ云ハヽ、日本ハ森林ニ富ムノ國ナルモ之ヲ有益ニ使用スルノ途未ダ完全ナラサルモノアリ。然レトモ鐵道ノ軌幅ヲ擴張シテ木材運搬ニ非常ノ便利ヲ與フルトキハ、此等木材ヲ常ニ世界ノ市場ニ正確ニ供給スルコトヲ得ヘシ。豈啻ニ木材ノミナランヤ、一國固有ノ農產物（米作ニ適セサル山地ニ於ケル穀物ノ播種及牧畜）モ鑛物モ亦運輸機關ノ發達ニ伴フテ產額ヲ增加スヘシ。運輸機關發達シテ始メテ殊ニ僻地ノ農產物モ亦大都會大貿易港等ニ搬出シテ販賣スルコトヲ得ヘキナリ。農民ノ性質ハ其何レノ國ノ農民タル

ヲ問ハス、一般ニ保守主義ニ傾クモノナルヲ以テ、交通機關ノ發達ニ促サレ農産物ノ新販路ヲ得ルニ到リテ後漸ク荒蕪地ヲ耕スニ至ルモノナリ。其他高價ナル自國ノ産米ヲ輸出シテ、廉價ナル他國ノ産米ヲ輸入シ、因テ以テ國民必需ノ食料ヲ廉價ナラシムルノ便法モ、交通機關ノ輸送力増加シ運賃低下スルニ至リテ始メテ其盛ヲ致スヘキナリ。又現ニ日本全國ニ普遍ナル土地ニ固著セル手工的工業モ、鐵道運輸ノ便ニ依リ精良ノ機械、石炭、原料、粗製品、精製品等カ容易ニ運搬セラル、ニ至ラハ、尙一層ノ進歩發達ヲ爲スヘシ、試ミニ彼ノ南滿鐵道ヲ見ヨ廣軌（滿鐵ハ標準軌幅ナリ）ニ改築シテ始メテ一日三千噸ノ輸送力ヲ七千噸ニ増加シ、以テ少クトモ貿易業者ノ希望ニ副フコトヲ得タルニ非スヤ。又更ニ之ヲ他方面ヨリ觀察スレハ、南滿鐵道ハ廣軌式ニ依リテ始メテ滿洲ノ富ヲ世界ノ市場ニ提供シ、以テ大ニ滿洲開發ニ資スルコトヲ得タルニ非ラスヤ。（中略）諺ニ曰ク「貿易ノ發達ハ國旗ノ向フ所ニ從フ」ト。今之ヲ鐵道ニ應用セハ、一國ノ進歩ハ交通制度ノ發達ニ從フト云フコトヲ得ヘシ。又之ヲ實際ニ徵スルニ、交通幼稚ナル土地ニ於テハ、狹軌ハ節儉的ナル機關ナリト雖、交通頻繁ナル邦國ニ在テハ廣軌ハ經濟的ノ機關ナリ。

次に旅客に對して、愉快なる設備をなしうる點、特に一等車の設備について下記のごとく記してゐる。

十三、更ニ旅客運輸ノ點ヨリ觀察センカ、（中略）日本ノ狹軌式鐵道ハ一切ノ愉快ナル設備ヲ爲ス能ハサラシメ、其不便ノ度啻ニ歐米ノ鐵道ニ劣ルノミナラス、滿韓ノ鐵道ニモ劣リ、又日本ノ汽船及旅館ニモ及ハス。客車ハ小ニシテ動搖亦甚シク、萬事不愉快ナリ。其一等室ニ於テサヘ他ノ旅客ト雜居セサルヲ得スシテ相互ニ他客ニ迷惑ヲ與フルコト其幾許ナルヲ知ラス。旅客カ一等室ヨリ(受ケル脱カ)最大ノ便利ハ、他ノ未知識ノ旅客ト雜居セサラシメンカ爲、車中ニ區劃ヲ設ケタル專用室ノ設備アル點ニ存ス。日本ノ如キ雜居組織ハ他國ニ於テハ唯タ之ヲ三等或ハ四等ニ於テ見ルノミ。旅客カ巨額ノ賃金ヲ投シテ一等乘車券ヲ購入スル所以ノモノハ、畢竟一室ニ只一人若ハ同伴相識ノ旅客二三人ニテ一室ヲ占メンカ爲ナリ。日本人ノ經營スル鐵道ニテモ、滿韓ノ鐵道ノ如キハ標準軌道式ナルカ故ニ、以上述ヘタル專用別室ノ設備モアリ。然ラサルモ車中ニ橫列ノ腰掛ヲ置キ、且車輛ノ幅員充分ナルカ故ニ其橫列ノ腰掛ノ中間或ハ其一側ニ通路ヲ設クルコトヲ得ヘシ。（中略）唯タ現今ノ狀態ニテハ、日本ノ鐵道

ハ常ニ世界周遊者ノ悪評ヲ買ヒ、殊ニ他ノ諸國ヲ旅行シテ愉快ナル鐵道ニ慣レ來レル周遊者ニ然ルモノアリ。（中略）尙速力ノ點ニ就テ論スレハ、其極度ハ日本ニ於ケル人口稠密ノ度、旅行者ノ數ニ比シ權衡ヲ失セル觀アリ。若日本ノ鐵道ニシテ其速力ヲ增加セハ、單ニ觀光的旅客ヲ增加スルノミナラス、用務上ノ乘客ヲ增シ、商業ヲ活潑ナラシメ、勞働者ノ移動ヲ容易ニシ又官吏商人其他ノ職務上從來書信等ノ便ニヨリ事務ヲ辨セシモノ自ラ鐵道ノ便ヲ利用スルニ至ル可ク、延ヒテ業務ノ進捗上ニ好影響ヲ與フルニ至ルヘシ。此ノ如ク經濟上、行政上個人カ鐵道ヲ利用シテ直接事ヲ辨スルニ至ルノ利益ハ、殊ニ日本ト韓國又ハ日本ト滿洲トノ交通上ニ見ルコトヲ得ヘク、從テ日本ノ新經濟的領土、日本ノ新販賣地タル韓國及ヒ滿洲ノ發達上利益少ナカラサルヘシ。

また伯の理由書は、次の如く述べて、最も主要なる幹線よりはじめて、全國鐵道の改築に及ぶを有利としてゐる。

十四、一國全體ノ鐵道ヲ改築スルハ、個々ノ小線路ヲ改築スルヨリハ經費節約ノ點ヨリ見ルモ經濟狀態擾亂ノ度ヨリ見ルモ優レリトス。（中略）而シテ改築工事ハ先ツ現今交通最モ頻繁ニシテ、且最モ危險ナル幹線ヨリ著手セサルヘカラス。蓋シ此ノ如キ線路ハ經濟及ヒ安全ノ點ヨリ最モ急速ニ著手ヲ要スルモノナレハナリ。——

然らば、準軌と廣軌とを比較するとき、何れを以て勝れりとすべきか。

十五、標準軌道及ヒ廣軌兩者ノ中ニ就テ其標準軌道ヲ優レリトスル所以ハ、標準鐵道カ有效ト節倹トヲ最モ能ク調和シ得ルカ故ナリ。唯昔時廣軌ヲ用キシハ有效ナル汽罐及ヒ車輛ハ標準軌道ニ適合スル如ク製作スルヲ得サルカ爲ナリシモ、今ハ此事容易トナレリ。鐵道史ハ吾人ニ教フルニ廣軌ヲ變シテ標準軌道ト爲シタルコトヲ以テスルモ、未タ曾テ標準軌道ヲ變シテ廣軌ト爲シタルコトヲ示サス。——

十六、標準軌道ノ起原ハ偶然ニ出テタリトスルモ、今日ニ至ルマテノ長年月間ノ經驗ハ標準軌道ノ最モ優勝ナルコトヲ示ス。（中略）例ヘハ築堤、橋梁、隧道、車輛、汽罐等一切ノ工事及ヒ製作ハ、標準軌道ニ關スルモノヲ最モ多ク經驗セリ。獨リ技術ノミナラス、鐵道行政ノ如キニ關シテモ其注意、研究、實驗調査等執モ標準軌道ヲ中心トセリ。（中略）要スルニ經濟的技

術的ノ諸點ニ於テモ、又安全ト云フ點ニ於テモ、標準軌道ニ關スル經驗最モ多ク、從テ善良、安全、節儉ノ三者ヲ具備スト云フヘシ。

十七、節儉ノ點ニ就テハ、更ニ下ノ如キ事情ニ依リ一層節儉トナルヘシ。卽多クノ工場材料或ハ技術者ハ標準軌道ニ關スルモノ多キカ故ニ、其購入或ハ雇入ノ場合ニハ競爭ヲ爲サシメ、以テ最善最良最廉價ノモノヲ求メ得レハナリ。

最後に、準軌と狹軌の比較は如何。伯は安全の點、建設費と營業費、運轉費等の關係より論じて、次のごとく斷定した。

十八、狹軌ハ唯〻交通尙未頻繁ナラサル場合ニ於テノミ用フヘキモノニシテ、若交通頻繁トナリ一定ノ速力又ハ一定ノ積載量ヲ超過セサルヘカラサルニ至ラハ安全ト云フ點大ニ減少ス。（中略）世界ノ鐵道ニ關スル書籍雜誌ハ皆、日本ノ狹軌鐵道ノ弱點ハ此安全ノ缺乏ト云フ點ニ在リト云ヘリ。「トロスケ」氏ハ「狹軌ヲ選ヒタル應報此ノ如シ」ト題スル論文ニ日本ノ例ヲ引用シテ曰ク。「日本ノ列車ハ風ニ抵抗スル力弱ク、若少シク强風アレハ列車脫線シ屢〻橋梁上ヨリ水中ニ墜落スルコトアリ、又大風ノトキハ列車ハ停車場ヲ出ヅル能ハズ」ト。水害ノ爲交通ノ絕ユルコト多キハ線路ノ土工ノ堅牢ナラサルト、線路カ溪底ニ敷設セラル丶カ爲ナルヘシ。（中略）標準軌道ハ狹軌ニ比シ使用人ノ數割合ニ少キモ充分用ヲ辨スルニ至ルヲ以テ、不適當ノ使用人ヲ解雇スルモ可ナリ。又使用人採用ノ際モ充分其選擇ヲ嚴ニスルヲ得ヘク、且其敎育亦容易ナルヘキヲ以テ此點ヨリ見ルモ危險ノ度ヲ減スルコトヲ得ヘシ。

十九、狹軌ノ建設費ハ少キモ其營業費ハ割合ニ多シ。若標準軌道ナルトキハ旅客貨物ヲ積載スルニ容積ノ大ナル車輛ヲ用ヒ、車輛ノ連結數亦多ク、尙客車ノ外ニ常ニ特別速達貨物車輛ヲ連結スルトキハ、其營業費ハ狹軌ニ比シ旅客一人ニツキ、及ヒ貨物單位ニツキ、又一キロメートルニ付キテモ之ヲ低減スルコトヲ得ヘシ。（中略）又作業ニ使用スル人員ノ如キモ、狹軌ニ比シ割合ニ小人數ヲ以テ足ルヘシ。改築後ノ南滿鐵道カ使用人、石炭、機關車ノ數ヲ減少スルヲ得タル原因ノ一ハ右ノ理由ニ依ルヘシ。——

二十、――運轉費ヲ見ルニ標準軌道ノ運轉費ト收入トノ割合ハ、狹軌ニ於ケルヨリモ遙カニ良好ナリ。獨逸殖民局バルツアー氏ノ調査ニ依ルニ「メートル」軌道ト標準軌道トノ運轉費ノ比例ハ一・九ト一・八ノ如シト。此ノ如ク「メートル」軌道ノ不利ナル理由ハ、諸機械ノ使用ヨリ生スル毀損モ多ク、死重モ大ニ、且機關車及其他車輛モ多數ヲ使用セサルヘカラサルニ依ル。（中略）南滿鐵道ノ改築ニ關スル報告統計世界ニ公表セラル丶ニ至ラハ、始メテ世界ノ鐵道ニ關スル研究ニ向テ石炭、車輛、從事員ノ節約果シテ幾何ナルヤ信憑スルニ足ルヘキ材料ヲ供給スルモノト云フヘシ。要スルニ狹軌ハ最初建設ノトキニ於テ廉價ナルノ利益アルモ、歲月ノ經過ト共ニ不利益トナル所以ハ其運轉費ノ大ナルニ反シ、運搬力、收入力ノ小ナルニ依ルナリ。歐洲ニ於テハ法律ヲ以テ標準軌道ト狹軌ノ二者選擇ヲ許セルモ、今ハ地方鐵道サヘ標準軌道ヲ採用スルモノ多シ。

さらに伯の理由書は、別に「軍事上ノ見地」なる項目を附して、國防上から觀るも、準軌に改築することの急務なるを次の如く論じてゐる。

經濟上ノ理由ノ外ニ、各國又軍事上ノ見地ヨリ軌道ノ廣狹ヲ論ス。英國ニ於テ法律ヲ以テ標準軌道式採用ノコトヲ規定シタルハ軍事上ノ見地ヨリ來レルモノニシテ、其後露國モ同一ノ見地ヨリ軌道ノ制ヲ定メ、（中略）殊ニ獨逸カ「エルサス」「ロートリンゲン」（獨佛ノ國境）地方ニ於テハ、地方的鐵道スラモ狹軌式ヲ用フルコトヲ許サルカ如キ、軍事的關係ノ爲ナルコト明ナリ。今試ニ日本ニ於テ標準軌道ニ改築シタル場合ノ利益ヲ擧クレハ左ノ如シ。

一、將來止ムナク他國ト戰端ヲ開クノ場合アリトセンカ、若日本ニシテ標準軌道ヲ有スルトキハ鐵道用ノ機械材料ハ一切之ヲ日本内地ヨリ韓國、滿洲及支那各地ニ運送シテ使用スルコトヲ得ヘシ。日露戰爭ノ時代ニ於テ日本ハ此便宜ヲ缺キタリシカ故ニ無益ノ鉅費ヲ糜シ、又計畫ノ如ク戰ヲ作シ兵ヲ用フルコトヲ得スシテ幾多ノ困難ヲ感シタルナリ。

二、戰爭前又ハ戰爭中ニ於テ、鐵道用ノ一切ノ機械材料ヲ補充スル爲之ヲ購入スル必要アルトキハ、標準軌道ヲ有スル利益トシテ最モ敏速ニ最モ簡單ニ歐洲又ハ支那ヨリ購入スルコトヲ得ヘシ。

三、內地ニ於テモ亦車輛ノ大ナルコト、速力ノ疾キコトハ兵士糧食ノ輸送ニ大ナル利益アルヘク、殊ニ重砲及馬匹ノ輸送ニ於テ

然ルモノアラン。傷病者ノ後送亦靜カナル車輛ヲ可ナリトス。

四、日本ノ狹軌鐵道ハ暴風、脫線及橋梁上ヨリ墜落スル等ノ故障多ク、又洪水ノ爲汽車不通トナルコト少ナカラス、是動員ノ際ニハ殊ニ不利ナル點ナリトス。

五、若シ將來ニ於テ軌幅ノ變更ヲ免レストセハ、成ルヘク早ク之ヲ實行スルヲ以テ軍事上得策ナリトス。卽現時ノ如ク世界ノ平和ナル時期ヲ以テ最モ適當ナリトス。若機ニ遲ルヽトキハ、一朝風雲ヲ告クルノトキニ方リ、改築ノ困難ヲ見ルニ至ラン。

伯の所謂廣軌論が、區々たる技術上の優劣論よりも、むしろ産業上、軍事上の大局觀から出發したものであることは、既述の通りである。而して、閣議決定の翌日、東京朝日新聞は、廣軌案決定事情を左の如く報道した。

新橋下の關間廣軌式鐵道布設の閣議決定に就き熱心なる後藤總裁の主張は左る事ながら、之をして無難に閣議を通過せしめたる所以のものは、寺內總督（註、四十三年十一月一日陸軍大臣にして朝鮮總督を兼任す）の後援與つて力ありと云ふ。蓋し同總督は豫々軍事上の必要より內地滿韓鐵道連絡の必要を唱へ、新橋下の關間の鐵道丈けは是非とも廣軌式に據らざる可からずとの意見を有したるに對し、後藤總裁も熱心に廣軌論を主張したれば、兩者の默契は豫てより暗々裡に行はれたるが如く、斯くて寺內總督の裏書ありて、さしもの大問題も易々と閣議を通過したるなりと傳へらる。

少なくとも、廣軌案の閣議通過について、寺內陸相が與つて力ありしことは、事實であつたやうに思はれる。報知新聞の如きは、むしろ寺內を主として、彼は「後藤男が鐵道の革命を策すべく功名に急なるに附け込み、窃かに廣軌改築の大業を成就すべく煽り立て、過日の閣議に提案せしめ、寺內子眞先きに贊成を表し、以て苦もなく閣議を通過せしめたるものなり」と報じてゐるほどである。

六、廣軌案の內容

然らば廣軌案の全貌は如何なるものであつたか。兼攝藏相として桂首相が、閣議決定後三箇月を經たる十一月十五日に、大阪經濟會主催の招待會の席上において、四十四年度の財政計畫に就いて試みた演說こそ、非公式ではあつたが、政府の廣軌改築斷行方針を宣明する第一聲であつた。

桂首相はこの演說において、廣軌問題に言及して、

鐵道ニ就イテモ、數年來ノ難問題タリシ、約五億ニ近キ鐵道買收公債交付ノ處分モ全部完了シタリ。而モ其經濟界ニ對スル影響極メテ良好ナルノミナラズ、此間事務ノ整備、技術官ノ養成等モ漸ク進ミタルカ故ニ、茲ニ鐵道ニ關スル政策ヲ一進シ、明年度以降東京下關間ノ帝國鐵道幹線ヲ廣軌式ニ改築シ以テ滿洲及朝鮮ニ於ケル鐵道ト連絡ヲ保チ、遙ニ歐洲經濟市場トノ交通ノ大道ニ一大改良ヲ加フル計畫ヲ立テ、其實行ニ著手スル事ニ決セリ。

と述べた。しかしこの言葉は單に政府の意圖を說示しただけの事であつて、案そのものの內容を判明せしむるに足るやうなものではなかつた。

廣軌改築計畫の內容が初めて判明したのは、實に十二月九日、伯が幸倶樂部において行つた說明演說であつた。卽ち伯は鐵道院總裁として、この尨大なる新國策の實現を期すべく、貴族院並びに衆議院の有力なる政派に對して詳細なる說明を行ひ、本案に對する理解と支援とを求めた。

更に十二日午前十時、伯は山內主事外二名の屬官を伴ひ、政友會本部に赴き同會の鐵道港灣調査會に出席し、廣軌

改築計畫に關し、實に三時間に亙る說明を行うた。この調査會席上における伯の說明は、貴族院幸俱樂部における演說の前日、すなはち八日に行ふべき豫定であつたが、健康を害してゐたため、この日に延期したものであつて、その趣旨は幸俱樂部の集會の席上におけるものと殆ど、同一のものであつた。伯の說明終了後、三土忠造や井上角五郎より、それ〴〵質問があつたが、これに對し伯は、

廣軌改築財源は特別會計の正條に依り處辨する。政府には既に其の成算がある、現在の狹軌は工事中は無論併存し、工事後と雖も必要な區域は狹軌車或は電車に使用する。今回は單に京闕間のみの廣軌改築計畫であるが、將來は無論全國の重要幹線は盡く廣軌に改築する。その豫定經費は四億五千萬圓である。

旨を特に力說した。今、伯が兩會派の集會の席上において說明せる要領を摘記すれば、左の如くである。

△廣軌得失の調査　鐵道の廣軌狹軌得失論に至りては、既に議論の定まれることで、唯問題は現在の狹軌を廣軌に改築するには如何にすべきやの點にあります。而して鐵道院に於ては（一）現在の狹軌を其の儘にして運輸力の增加を圖る方法なきか（二）現在の軌幅を廣めずして、最も强力の線路として狹軌最極度の運輸を爲し得る線路に改築するの得失如何（三）軌道に根本的改良を加へて四呎八吋半幅、卽ち標準廣軌と爲すの得失如何に就いて愼重に調査研究したる結果、鐵道特別會計の活量の範圍內に於て次の要點を決定しました。

第一は、廣軌に改築するの方針を定め其の順序を立つること。

第二は、廣軌に改築する爲めに、狹軌の建設について從前定めたる部分の成效の速度を減ぜざること。

第三は、狹軌建設の追加延長を要するものも亦、廣軌改築の爲めに其の計畫を減縮せざるのみならず、之れを四

十年度、四十一年度、四十二年度の各年度よりは、多額の鐵道建設費を支出して運輸線路の普及を圖り、併せて將來廣軌に變更するの必要ある線路には、相應の用意を同時に攻究し置くこと。

第四には、輕便鐵道の補助法案を提出して、毎年少なくとも壹千萬圓以上の輕便線の敷設を保護奬勵し、大いに運輸の便を開くこと。

第五には、官設の輕便線を北海道並びに本土に便宜敷設すること。

此の五箇條に決定を致しまして、將來の鐵道政策を定むることに致しました。此の政策は特別會計の整理と一般財政の鞏固と相俟つて、其の活用を致すことになるのでありまする。今日に於いては以上申上げましたところの決定の實行に堪へるだけの一般會計の健全なる發達の基も定まり、又特別會計に於いても十分此の活量と餘力を生じましたるものと認め、又將來の爲めには一日も早く之れに著手せざるべからざることの必要に迫りて居るのであります。

△鐵道負債償却　唯今の鐵道の負債は概算八億三千萬圓と云ふことになつて居るが、是れは明治四十三年度六億五千七百二十七萬圓とし、將來別表の如く議會の協賛を經て、將來新たに敷設すべき鐵道と或は改築すべきものとを(卽ち廣軌鐵道を敷設するものとし)計算しまして、其の他は先づ假に明治四十四年以後新たに出來るところの鐵道は、利益もなく又損もなく、唯經費を支辨し得るに止まるものと想定しまして、元利償却のことを推算して見ると、明治百五年になると元利を償却しまして五千二百萬圓餘の純益が得られる。其の翌年から卽ち明治百六年からは八千八百萬圓以上の純益が得られるやうになる。それから假に又廣軌鐵道を計畫しないものと計算

しまして、前同様の推算にて元利の償却を計りますと、明治九十一年に元利償却を致しまして七千萬圓餘の純益が擧る。且つ其の翌年からは矢張り八千八百萬圓以上の純益が出るやうな計畫が立ちました。斯くの如く明治九十一年の後に八千八百萬圓を得、若くは百六年の後に八千八百萬圓を得ると云ふやうなことになる。之れを逆に算當をしまして、其の能力を今より用ひ、さうして吾々の子孫に極く熟したるところの運輸の效果に浴せしむるやうにせねばならぬと云ふことの考へも生じまして、特別會計にどれだけの能力があるかと云ふ事を推算するのを拵へて見たのであります。（中略）

△結論　扨て要點を申上げますと、廣軌に改築する爲めに費す所のものが二億三千萬圓であります。それから應急姑息の改善として既に調査概算せられ居る金が九千九百萬圓、約一億になります。それで此の應急改善に依つてやつた所のものは、直にまた改善の必要を生じて來て、到底將來の運輸力を維持するに足らぬと云ふ所から廣軌に致します。それから前に申上げましたやうに、軌幅を俄かに改正せずして其の儘用ひて極度の輸送をすれば廣軌に代へるだけのことが出來るぢやないかと云ふ議論もありますが、此の事は全く氣がつかぬのぢやない。十分に講究を致しました。其の講究の結果に依て見ますと、一億九千萬圓以上かかりまして、而して全く輸送上彈力のなく營業費も不經濟なるものに止まるのであります。之れに反して二億三千萬圓を投じて改築を致しました所のものは、狹軌の最極度の輸送力に優れる改善を了し、尙ほ彈力のある所の經濟的運輸に堪へるものに相成ります。さうして此の方法は實施の後にさう荷物が出て來るか來ないかと云ふことの問題がありまして、是れは久しく苦心をして研究を致しました所では、患ふるに足らざることを證明すべき決定を得ました。是れはどうして

然るかと云ふと、輕便鐵道の敷設に依つて幹線に出て來る荷物が多くなる。それから各地に鐵道の聯絡がつくに從つて東海道線、山陽線、裏日本線等に出て來るのが非常に多くなります。斯くの如く當初講究したるものよりは更に多くなるのみならず、殊に營業上最も必要なるものは、從來運賃の關係から輸送し得ざる所の石材或は礦石、是等のものが非常に多く運搬せらるるやうになつて、工業には非常な便利を與へる。それと共に其の歸り荷物の便も開け、輸送量を增加することになり、廢物利用の點について、今まで出ない物の出て來るのが澤山になり、五百萬圓くらゐの收入は是れが爲めに增加するを得べきものと言うても過大なものでなからうと信じてをります。其の中百五十萬圓乃至二百萬圓は純益に計上し得るものであらうと思はれます。又營業費に於いて節約のつくものを前申上げたやうに三百萬圓あるとしまするると、四百五十萬乃至五百萬の純益を加算することは過當にあらざるべしと考へて居ります。（中略）

△廣軌にすべき線　尙ほ幹線を除きまして廣軌に致すものを擧げますれば橫濱稅關線、橫須賀線、平塚線、蛇松線、武豐線、熱田線、大津線、西成線、小野濱線、和田岬線、宇野線、吳線、宇品線、大嶺線、以上が二億三千萬圓の中にて廣軌改築を了する見込であります。

△經費年度割　それから經費の年度割を申上げますが、是れは最初は小さくして終りほど大きくして行くのでありまして、斯う云ふ順序になります。

四十四年度には四百四十四萬九千圓
四十五年度には四百五十萬圓

四十六年度には六百萬圓
四十七年度には一千萬圓
四十八年度には一千三百萬圓
四十九年度には一千四百萬圓
五 十 年度には一千五百萬圓
五十一年度には二千五百萬圓
五十二年度には二千七百萬圓
五十三年度には二千七百萬圓
五十四年度には三千萬圓
五十五年度には三千萬圓
五十六年度には二千四百五萬一千圓

と云ふもので二億三千萬圓になります。それから是等は借入金の勘定でやつて四分五厘の勘定で、帝國鐵道の特別會計で利子を拂つて行けると云ふ計算になつて居ります。又之れを募債に依るかどうかと云ふことに付いては、特別會計法に定むる所に依り第一益金、次に公債又借入金を以て改良建設費に充てると云ふ事が、四十二年法律第六號に出て居りますから、原則は疑ふべき處なく、但施行の順序時事の情況に依るべく、何れにしても四分五厘の利子にては、優に特別會計の活量に餘力あること明かなれば、多辯を要せずして判斷を得るに難からずと信じます。——

以上、伯の廣軌改築案中、伯の謂ふ「廣軌」なるものもまた、通俗の稱呼に從つて、標準軌幅のことを言つてゐるのである。以下もまた、かうした場合が多い。

七、世上是非の論

伯の廣軌案說明に對し、世間はいろ〳〵な觀點から之れを批評し、贊否の兩論は當時の新聞紙上を賑はした。今その二、三を摘記すれば次のやうなものがあつた。

大隈伯の談（報知新聞所載）――今の後藤先生、滿洲の鐵道を廣軌式に改造して居るので、植民地さへ既に廣軌式をとつたのだから、內地の鐵道も何とかして廣軌に改めなければならぬと云ふので、急にやる事に決したのだらう。（中略）所が今度の計畫では、先づ新橋下ノ關間七百餘哩間の幹線を廣軌に改築すると云ふんぢやが、これ丈けでは（中略）却て內地鐵道の統一を缺いて非常な不便を釀すことになる。（中略）夫れ故どうせ奮發して廣軌を採用するならば、全國の鐵道を悉くそれで統一するでなければ效果が擧らぬ。それは容易に望まれぬとしても、少くも全國の重なる線路だけは、さうサ二千哩位は先づ以て改築を要する。――

仙石貢の談（報知新聞所載）――今回の改築計畫を、假に二億三千萬圓程度のものとするも、我國有鐵道はそれだけ新に資本を增加せられしを以て、營業上非常なる困難に陷るものと見ざるべからず。（中略）貨客それに伴ふ能はざるべきを以て、到底新資本に對するだけの報酬を得る能はず、直ちに利子支拂に窮乏を訴ふる事となるべし。（中略）結局は鐵道特別會計の破壞を來すものと斷ぜざるべからず。――

高橋是淸談（時事新報所載）――鐵道國有の目的は、國運の發展に伴ひ、之を廣軌に改築せざるべからずといふに在りしは明白の事にして、（中略）最も獨逸前植民大臣デルンブルヒ氏の如きは、我國の如き國情に於て廣軌の

必要なしとの意見を有したるものの如しと雖も、素より當になる意見にあらず。（中略）此際廣軌に改むる事に決定したりとせば、國有當初の目的を事實に實行せんとするものにして、誠に然るべき事といふべし。（中略）一國の生産に關係ある鐵道の改善を圖るに公債を以てするは、諸外國にても幾多の先例ある事なれば、諸外國人は同病相憐むの譬に漏れず、斯擧に贊成こそすれ、決して反對せざるは申すまでもなき事なり。――

曾我（祐準）將軍談（東京朝日新聞所載）――帝國の陸軍の現狀は果して廣軌に據るに非ざれば輸送に支吾を來すや否や。今日は知らず、三十七八年の戰役に於けるクロパトキンの回想錄に依れば、ロシアは單線の爲め派兵に澁滯を來し兵機を過ちたりとあり。然るに日本は此事實なきものの如くなりし。元來日本の大兵の活動する舞臺は、朝鮮滿洲若くは亞細亞大陸にあるを以て、船に寄らざるを得ざるは明かなり。成程軍馬は廣軌の方輸送に便利なるには相違なしと雖も、軍事上果して來年度より二億三千萬圓の大金を繼續支出して之を遂行するの焦眉の急務なるや否や、當局者の明答を待つ處なり。――

鳩山和夫談（東京朝日新聞所載）――余の政友仲間に於ては、廣軌案に贊成の意を表する者殆ど之無きが如し。勿論廣軌其物に對しては余とても異論有るべき理由なし、故に政府が若し非募債計畫を抛棄して余等の軍門に降り、而して全國の幹線を悉く廣軌となす案を立來らばいざ知らず、然れども政府が何の意味やら分明ならざる京關間のみの廣軌案を提出し、又表面上、飽まで非募債を唱へて、裏面に於いて貯金部より遣繰するが如きは奇怪の處置なり。――

關一談（時事新報所載）――釜山、下關間が陸續きにて直接汽車の連絡を必要とするものなりとせば兎も角、此の

區間は汽船に依りて連絡を採るの外何等方法もなきに釜山以西、歐洲に至る間が廣軌なればとて、我本土の連絡には何等關係を有せざればなり。（中略）單に新橋下ノ關間のみに限定し、剩へ其の年限を十三箇年計畫となせるが如きは、永く我鐵道の不統一を來さしめん。――

かくのごとく、賛否の聲が囂々と起つたが、殊に前記、鳩山の言説において見る如く、政黨方面においては意外に反對の聲が高かつた。一方言論機關においても賛否の兩論が鬪はされたのであつたが、當時の新聞にあらはれた廣軌反對の社説は、大體次のごとき論調で展開された。

（中外商業新報）――國有鐵道の幹線を廣軌に改築することは、鐵道經營の爲めにも、一般經濟界の爲めにも、勿論適當の措置にして、余輩が年來主張したる所なれば、賛意を表するに吝かならざれども、二億五千萬圓の財源を公債募集に待つの一事は、政府の公債政策との關係上、其利害果して如何あるべきや。（中略）新公債の募集は單に右二億五千萬圓に止まらず、治水費の財源一億八千萬圓、朝鮮經營費一億圓も亦之を公債募集に待つの計畫なりと云ふ。果して眞乎。若し之を事實なりとせば、政府は結局五億三千萬圓てふ巨額の公債募集を爲す事となる。勿論右の經費は孰れも喫緊急要のものにして、而も費額の大なるものなれば、公債募集に賴ることが、最も便利なるに相違無からん。左れどそれと同時に現内閣が成立當初より標榜せる公債政策遂行の一大支柱たる非募債主義は、之が爲に全く撤去されたる事となるべければなり。

（報知新聞）――廣軌鐵道問題は突如として現はれ來れり。十月廿三日全國手形交換所聯合秋季大懇親會の席上、桂首相は滔々數千萬言を費して明年度財政方針を演述しながらおくびにも出さざりし廣軌鐵道問題は、十五日の

大阪經濟會において突如公表する所となりたり。（中略）現內閣は表面統一を保てる者の如き觀ありと雖も、山縣系の外樣大名たる後藤遞相と譜代恩顧の平田內相、大浦農相との間に性格の相違より生ずる感情の隔離あり。（中略）小樽及室蘭に於ける鐵道院の埋立計畫に反對し、事業の進行を妨げたる河島北海道長官を馘らんとせし遞相の提議に對し、平田內相絕對反對を試みたるより、後藤男の憤恨骨に徹し、（中略）內相を苦しむるの手段を講じ、（中略）兼ねて手を握れる寺內陸相を唆かし、一種の軍備充實の意味を含める廣軌鐵道問題に贊成すべく餘儀なくせしめ、而して突如內閣に提出し、以て一大功名を博して甘心せんと試みたり。

卽ち廣軌改築そのものに反對するといふよりも、むしろ組閣當初の政綱の一たる「國債政策の崩壞」を痛擊し、更に進んで閣內不統一を暴露し、以て桂內閣の掛冠期を促進せしめようとする意圖において、廣軌問題を取扱つたのである。

八、著々實行

伯はかうした論難に包圍されながらも、次期議會へ廣軌案を提出すべく、著々と準備を急いだ。

その準備の第一は、豫算實行までには時日を要するが、それまでの間、線路の增設又は停車場の改良を如何なる方針で行ふかといふことであつた。

しかし乍ら、この案件に就いては、伯は旣に軌制案未決定前において、事務的方策を講じてしまつてゐた。卽ち十月十四日附を以て中部、西部兩鐵道管理局長及び市街線建設事務所に對して、

> 東海道線、山陽線、市街線ノ如キ運輸數量ノ激增スル區間ニ在リテ線路ノ增設又ハ停車場ノ改良ヲ爲スニ當リ、將來廣軌ニ改築シ得ヘキ計畫ヲ豫定シ置クノ便宜ナルヲ認メ、先ツ兩軌道中心間ノ距離及停車場内建造物又ハ橋梁等ノ設計ニ對シテ、廣軌建築定規ヲ假設シ、之ニ基キ計畫ヲ立テ工事ヲ施ス。

べき旨を通達し、更に十月二十八日附を以て中部、西部兩鐵道管理局長に對し、

> 廣軌式設計確定マテハ東海道本線（横濱海陸連絡線トモ）、横須賀線、武豐線、名古屋海陸連絡線、大津線、西成線、山陽本線、宇野線、吳線、宇品線、大嶺線ニ於ケル線路及停車場ノ規模ハ、運輸ノ發展ニ伴ハザル消極的弊害ニ陥ラザル程度ニ設計シ、諸建造物ノ構造モ、今後投下スヘキ資本ノ不用損失額ヲ能フ限リ輕減スヘキ見込ヲ以テ、保安上又ハ外觀上已ムヲ得ザルモノノ外ハ、努メテ假設的ト爲シ、以テ資本ノ節約ヲ圖ルベシ。

との旨を通達したのであつた。當時を想起して岡田竹五郎は斯う語つてゐる。

> 廣軌案の實行には後藤伯は頗る熱心であつた。橋梁や路線を出來るだけ廣軌に役立つやう準備を命ぜられた。改良工事に關する書類を持つて總裁の處へ行くと、總裁は必ず「この書類は廣軌案の準備になつてゐるか」と反問された。毎回必ずこの點に就いて反問される、それでとう〳〵書類の上に「廣軌準備」といふ特別な印を捺してから書類を持つて行く事になつた。
>
> 天龍川などの橋梁も全く廣軌用のものを架設し、機關車もE33では駄目だから、廣軌用のE45を使用する事にした。又新しく改良する線路には廣軌用の軌條を敷設したし、又複線相互間の距離も擴大した。

この廣軌準備行動は、議會において野田卯太郎から論難されて一波瀾を惹起したものである。

第二の事務的準備は、廣軌案を鐵道會議に諮詢することであつた。この會議では仲小路遞信次官が議長席に著き、說明の衝には理事山之内一次が當つた。

即ち十二月十五日午後一時から、鐵道院內において會議を開き、議員坂東勘五郎の質問に對し、山之内理事から詳細なる說明を行ひ、議員伊藤大八の發議に基づき、本案件は重大問題なる故に、委員に附託して調査する事を申合せ、同五時半散會したが、翌十六日午後二時より、廣軌案委員會（第八百八十四議案調査委員會）を開き、調査書類を委員に配布すると共に、左の計畫案を議題に供し審議を遂げた。

廣軌計畫案

一、新橋濱松町間及高架市街線ハ現在ノマヽ廣軌ニ改築ス

一、東京（濱松町）國府津間（横濱大船間ヲ除ク）及京都明石間ニ於テハ、先ツ廣軌式二線ヲ新設シ、之ニ狹軌式軌道ヲ敷設シテ、狹軌列車ノ運轉ヲ爲サシメ、而シテ現在ノ狹軌式複線ヲ廣軌式複線ニ改築シ、前後廣軌工事ノ完成ヲ待ツテ廣軌列車ノ運轉ニ供シ、新設廣軌式狹軌道ハ之ヲ廣軌式軌道ニ改築シ、電車ノ運轉ニ使用スルモノトス。

一、國府津沼津間、大垣關ケ原間、馬場京都間及八本松廣島間ハ、別ニ廣軌式複線ヲ新設シ、前後廣軌工事ノ完成ヲ待テ廣軌列車ノ運轉ヲ爲サシムルモノトス。

一、横濱大船間、沼津馬場間（大垣關ケ原間ヲ除ク）及明石姬路間ハ、廣軌式一線ヲ新設シ、之ニ狹軌式軌道ヲ敷設シ、現在狹軌ノ一線ト相俟テ複線ト爲シ、狹軌列車ヲ運轉セシメ、他ノ現在狹軌一線ヲ廣軌式ニ改築シ、而シテ新設廣軌式狹軌道ニ軌條一條ヲ添設シ置キ、前後廣軌工事ノ完成ヲ待テ、改築廣軌式線ト共ニ廣軌式複線ノ用途ヲ爲サシムルモノトス。右ノ外横濱大船間ハ別ニ廣軌式二線ヲ新設シ、電車運轉ニ供ス。

一、姬路上郡間及吉永八本松間ハ、別ニ廣軌式一線ヲ設ケ、之ニ狹軌式軌道ヲ敷設シ、狹軌列車ヲ運轉セシメ、現在狹軌線ヲ廣

軌式ニ改築シ、前後廣軌工事ノ完成ト同時ニ、新設廣軌式狹軌道ニ軌條一條ヲ添設シ、改築廣軌軌道ト相俟テ、廣軌式複線ノ運用ヲナサシムルモノトス。

一、上郡吉永間ハ、線路比較的堅固ナル構造ニシテ、之ヲ廣軌式ニ改築スルモ工事僅少ナルヘキヲ以テ、便宜線路ヲ區間ニ分チテ、一時單線運轉ト爲シ、漸次施工セハ、列車ノ運轉ヲ支障セスシテ優ニ改築ヲ完了シ得ヘシト認ム。但シ軌道ハ前陳ノ方法ニ依リ、前後廣軌工事ノ完成ヲ俟テ、廣軌列車ノ運轉ヲ爲サシムルモノトス。

一、廣島下關間ハ別ニ廣軌式一線ヲ敷設シ、前後廣軌工事ノ完成ト共ニ、直ニ廣軌列車ノ運轉ヲ爲サシムルモノトス。

一、支線ノ内横須賀線及西成線ハ、姫路上郡間ニ於ケルト同様ノ方法ニ依リ改築シ横濱稅關線、平塚線、蛇松線、武豐線、熱田臨港線、大津線、小野濱線、和田岬線、宇野線、呉線、宇品線及大嶺線ハ營業列車ノ運轉ニ支障ヲ來サヾル程度ニ漸次廣軌式ニ改築ノ上前後廣軌工事ノ完成ト同時ニ廣軌列車ノ運轉ニ供スルモノトス。

しかし乍ら委員會は本案の可否を決せず、この旨、委員長富田鐵之助より十七日の本會の席上で報告し、「本會において議決されたき」旨を陳述した。これに對し議員子爵堀田正養は「本案は重大問題だ」と述べ、議員若槻禮次郎は「既に委員會で調査が結了してゐるから本會は須く可否を決すべきだ」と論じ、議員鳩山和夫は「軌制問題は各自の理解あり殆ど議論を要せぬから宜しく議事を進行されたい」と希望し、採決の結果多數を以て原案を可決した。

九、貴衆兩院の形勢

二つの事務的準備は整へられた。この後に來るものは「第二十七帝國議會」といふ難關であつた。而して議會乘切り策の最大難點は、對政友會關係を如何に始末するかといふことであつた。

當時の貴族院の形勢は、殆ど全體的に政府支持といつてよいくらゐであつた。當時の新聞の調査せる所に據れば、政府黨と目すべきものは研究會八十四、茶話會五十、無所屬三十九、淸交會十七の計百九十名。また反政府黨に屬すべきものは土曜會三十八、扶桑會十六、木曜會二十五、談話會三の計八十二名で、このほか純無所屬として約七十人あり。この七十人中、常に議場に出席せざるもの三十五人を除き、殘り三十五人中には政府黨および野黨相半し、また幸倶樂部に屬する無所屬中、政友會系の數名をすでに野黨として算せば、結局政府黨二百五人、在野黨百二人という分野であつた。

而して、貴族院の廣軌問題に對する態度を見るに、十二月十九日の東京毎日新聞の報道せる如く、「貴族院にては各派共未だ議會問題に對して研究を重ね居らず。只幸倶樂部が過日後藤總裁を招きて說明を聽取せるに過ぎざるも、大體に於て廣軌案に贊成なる事疑ふの餘地なし」とある如く、極めて政府側に有利な情勢で、およそ廣軌案に關する限り、政府對貴族院關係は議會開會前において極めて樂觀視すべき狀態におかれたのである。然らば他方、衆議院の分野は如何になつてゐたか。

政友會はその頃、衆議院において絕對多數を占むる第一黨であつた。然るに當時における政友會の黨是は、地方産業の振興とその開發とにあつた。これが爲めに、未成鐵道線の敷設普及を念願してやまなかつた。勿論、廣軌計畫案は産業の開發上、必要な計畫であることは認める。しかしながら未成線の敷設を度外視する廣軌案に對しては輕々に贊意を表明し難いと云ふにあつた。卽ち同黨の大岡育造はこの關係に就いて、「現今世界の鐵道は概ね廣軌となり、我滿鐵及び朝鮮鐵道も旣に廣軌を採用し居れる時代に在りて、廣軌其ものが不可なるべき筈なきは云ふ迄もなし。只

問題は財政關係が支障なく圓滿にこれと兩立し得べきや否や、又未成線との關係如何にありて、技術上の諸點の如きは寧ろ附隨の問題なり。政友會に於ては過日後藤總裁の說明に依る計數の標準如何を調査したる上、徐ろに態度を決するに至るべく」云々と意見を表明したが、全く政友會は廣軌案の取扱ひ方に就いては頗る苦慮してゐたのである。

一方、第二黨たる國民黨の態度を窺ふに、同黨內に於ける犬養派、武富派は、當初から反政府的態度を固持してゐた關係から、廣軌案そのものに對しては、もとより好意を表明する筈がなかつた。ただ同黨內には當時、鐵道通を以て目せられた仙石貢、片岡直溫あり、この兩者の意見が如何なる形式において表明されるかが問題であると同時に、またこの兩者の專門的見解が、本案件に對する黨の方向を決定する上において、有力なる要素であると視られてゐたが、片岡は廣軌案には贊成なるも、之れが實行は時期の問題なりと云ふほか多くを語らず、仙石も亦、過般同黨が、後藤鐵道院總裁を招待して廣軌案の說明を聽取したる時、總裁に質問して、「百五年迄の收支決算如何、這は實に經濟問題なるを以て、該收支決算によりて贊否何れとも決するものなり」として、未だ贊否いづれとも表明することを避けてゐた。

一〇、勇躍壯途に上る

彼が投じたる廣軌案の石は、果して日本政界に大波紋を捲き起した。貴族院各派の動向、衆議院政黨の策謀、新聞雜誌の論評等々。今や天下の耳目は、廣軌案に集まり、その發案者たる後藤新平に集まつた。

然らばかかる囂々たる天下是非の論評中にあつて、彼は如何なる生活をしてゐたか。

彼は雷獸のごとく、天下鳴動の日に幸福であつた。彼はその渾身の精力を傾けて、三面六臂の活躍を開始した。彼の官邸は義士打入りの前夜のごとき緊張振りであつた。彼は年方に暮れんとする師走の末、寒風を迎へて床を離れ、陸續殺到する訪客を引見し、山積する文書を決裁し、縱横放談し、踔厲風發した。

その光景を敍して、十二月二十五日附の時事新報は「遞相邸の二時間、後藤總裁意氣軒昂肩を打つて廣軌を論ず」といふ見出しで、次の如く彼の身邊の空氣を描寫した。

△早朝より繁昌　二三日前の事、午前八時の約束通り、遞相官邸に車を驅ると、二臺の護謨輪が先著してゐる。應接室に通ると、果して車の主人公が二人、煖爐の前を占領してゐた。續いて一頭立の幌馬車で白髮の老紳士が來る。流石當世の流行兒丈に朝から賑かなことだ。先著の先生達は、フロツクコートの徽章と談話の模樣とで、土佐の代議士と推せられたが、果して待つこと約半時間にして、給仕が高知縣のと呼んで二階へ案內して去ると引違ひに、矢張り白髮長身の一紳士が來た。見ると是又北海道選出の代議士で、中央俱樂部で其人ありと知らる淺羽靖君だ。（中略）處へ給仕が呼びに來た。

△活動せる官邸內　階段を上る間も、給仕は駈足で、お早くお早くと急かす。是は記者の時許りではない。此處の給仕や使丁は何時でも小走りで用辨して居る。亦以て主人公の如何に多忙で寸時を惜しむかゞ推せらるゝ。が夫れも無理でない。事務室の懸札ある室を通つて、主人公が大部の書類を風呂敷に包んで給仕に渡す間に、一寸室內を見廻はすと、テーブルや書棚が室一杯に駢べられて、其の上には書類が山積してある。客用の椅子は僅かに二脚丈け壁際においてあるのみ。ストーブの棚の上には各所から來た招待狀が立て並べてある。其側の壁には

一週間の出廳先を書いた張紙がある。見ると午前と午後とに分けて閣議、遞信、鐵道院、拓殖局など大概一日三箇所位の懸持ちである。其外の壁には毎日の日程を隙間なく朱書して黑板が懸つて居る。近來主人公の鬚髯俄に白きを加へたのも、是れでは尤もだと感ぜらるるが、其元氣は益〻旺盛で、ストーブの前を檻の中の虎の如く行きつ戻りつ、拳を振つて盛んに廣軌論を說く。

△一夜作りに非ず　世間では一夜作りのやうに云ふが、神ならぬ以上、何うして此れが一夜に出來るものかとて、ベルを押して先程下に遣つた風呂敷包みを取返し、其內から各種の場合を豫想した十通以上の鐵道收支計算書類を一々說明される。書棚から鐵道線路網の大地圖を取出して見せる。

△技術的道樂　現在の狹軌にても改良の方法種々あつて、將來の運輸に差支へないと云ふ說の如き、畢竟技術上のインテレストを以て硏究した机上の空論である、此通り線路が倍增すると、停車場に於ける側線は其又二倍位に增加し、隨つて停車場の構造も之に準じて擴張せねばならぬのみならず、交叉點が非常に增加する結果、危險の發生する機會も多くなる道理であると、鉛筆を取つて圖を書いて說明する。

△日本は亡びる　今において廣軌の要點如何を云々する如きは迂遠である、廣軌と狹軌との建設費の差は僅々一割五六分に過ぎない、で今から線路用地などを買つて置くと、資本を固定せしめて不經濟のやうであるが、實際はさうでない、買收せらるる方でも鐵道の用地は細長いものであるから、自分の土地の一部分を屢〻取られるよりも、一度に買收せられた方が跡の始末がよい譯だが、鐵道の方でも地價は年々騰貴する一方であるから、資本に對する利子を計算しても、差引早く買つた方が利益である、若し日本の地價が夫れ程騰貴せぬと云ふやうな事

があつたら大變ではないか、又若し將來日本に廣軌の必要がないと云ふやうならば、是れ亦日本の進歩發達を無視するものではないかと、大喝一聲拳は飛んでポンと記者の肩を見舞れた。驚いて見上げると總裁の顏は朱色を漲らしてゐる。談話、否寧ろ演說の中に使丁が大形の名刺を取次いだが、今日は是から出勤しなければならぬ、夫れに尙來客もあるからドウゾ明日にと、宛も名札の本人に直接せる如く、腰を屈めて斷りを述べて居る。是れも畢竟演說に熱心の結果、所謂夢中で然りしものであらうが、大部時間も經つた。長居は主人公にも應接室の兩客へも失禮と、一揖して、未だ退出せぬ間にベルを押す。給仕が飛んで來る。次の客をと命ぜらるゝ。階段の中途で他の給仕が之を取次いで、應接室に驅け付けると自動車が既に横付けにしてある。淺羽君が一人で淋しからうと思ひ乍ら時計を見ると、十時半だ。兎に角遞相官邸内の空氣は活動して居て愉快だ。

年を越しても、この官邸の主人公のかうした元氣は、少しも衰へなかつた。相も變らず廣軌論を唱へて、一人でも多く日本の民衆が廣軌論に共鳴して欲しいことを念願するの餘り、彼の說く廣軌論はいよ〳〵激化して行つた。

一一、熱海の手記

休會明け議會の期日が切迫して來た。伯は增田祕書を伴つて熱海に出かけた。旅館樋口に宿つて、朝食がすむとすぐに錦水莊に入つた。錦水莊は政務處理の爲めに、特に伯が借り受けた別莊である。そして一日中、公用以外の者には一切面會を謝絕して、ここに伯は籠城した。

彼は今、休會明け議會において、論戰の標的とならんとする廣軌問題說明草案の作成に沒頭してゐるのだ。この時

彼自ら筆を執つて書き記した草案こそ、實に明治四十四年度鐵道豫算說明書の骨子を形造るものであつた。その全文は次の通りである。

運輸線路網

普通
輕便　三種各級
軌道

此三種各級ハ、猶道路ニ國道縣道及里道アルカ如ク、各國鐵路軌幅一ナラサルモノアリ。米國ノ如キ亦線路統一前ハ區々ナリシナリ。

建設及改良ハ特別會計ニヨル。此能力ト餘力トニ依リ百般計畫實行ニ力トム。

廣狹兩種間得失既ニ定論アリ。但現在ノ狹軌ヲ廣軌ニ改築スルニハ特ニ講究ヲ要スヘキモノアリ。是從來ノ廣軌論ニ異ナリ、當局苦心ノ存スル處。三樣ノ講究。

第一　狹軌ノ長處並現在ノ軌幅ニテ改築スルノ利。

第二　廣軌愈〻有利ナリトセハ其時機、其經費支辨並實施ノ順序方法。

其經濟的諸關係。

當初何故ニ廣軌トセサリシカノ來歷及變遷。

京濱鐵道創設ノ時代、日本九州。
日清戰爭前後
日露戰爭前後
國有後ノ今日
以上ノ講究ハ、遂ニ小日本ノ大日本トナリシ國運ノ興隆ト、將來トノ爲ニ一新轉機ノ急要ヲ認ムルニ至レリ。
第一　東海道及山陽道ノ幹線
第二　其他ノ各線
此實行ハ、第廿五議會協賛明治四十二年法律第六號特別會計法所定ノ成文ニヨリ、其能力ト其餘力ヲ活用スルニ在リ。

稽査審定

特別會計ノ堪能ニ有スル餘力ノ範圍ニ於テ
第一　廣軌ニ改築スルノ方針ヲ立ル事。
第二　廣軌改築ノ爲狹軌建設從前所定ノ分成功ノ速度ヲ減セサル事。
第三　狹軌建設ノ追加　延長モ亦廣軌改築ノ爲ニ其計畫ヲ減縮セサルノミナラス、四十年度又ハ前内閣時代ヨリ多額ノ鐵道建設ニ對スル支出ヲ講スル事。併セテ將來廣軌ニ變更スルノ必要アル線路ニハ、相當ノ用意ヲ同時ニ講シ置クヘキ事。

第四　輕便鐵道補助法案ヲ提出シ、毎年少クモ壹千萬圓以上ノ輕便線敷設ヲ保護奬勵シ、大ニ運輸ノ便ヲ開ク事。
第五　官設輕便線ヲ北海道並本土ニ便宜敷設スル事。
此鐵道新政策ハ、一般會計ニ累ヲ及サヽル提案トシテ活用(施脱カ)行スル事ヲ得ヘキモノト信ス。然レトモ是皆、一般會計ノ整理ニヨリ、財政ノ力鞏固トナレルカ爲メト、鐵道特別會計ニ於テ四十一年度以來整理ニヨリ生シタル餘力トニヨレルモノナルカ故ニ、一ニ特別會計ノ力ノミニ活動スル事能ハス。必スヤ一般會計健全ナル活力ニ依頼セサルヘカラサル事論ヲ俟タス。然レトモ特別會計カ如何ニ其堪能ト餘力トヲ生セシカハ、別表ノ示ス處ノ如シ。
（別表略）

尙ほ當時、三皇孫殿下（註、今上天皇陛下、秩父宮殿下、高松宮殿下）が熱海御滯在中であつたので、伯は「遞信及鐵道事業統計要覽」を三殿下の御覽に入れ奉り、御說明申上げた。三殿下は未だ御幼少にあらせらるるからといふので、伯は圖說的御說明を申上げることに苦心した。三殿下はこの圖解に殊のほか御興を催され、その後伯の隨行者増田祕書にまでも拜謁を賜はつたほどであつた。

夜の樋口旅館は賑かであつた。伯のほかに小村外相が泊つてゐた。又、眞龍齋貞水が保養がてら同じ樋口に滯在してゐたので、伯も小村外相も貞水を呼んで、忙中閑日月を娯しんだ。

一二、議會に於ける論戰

明治四十四年一月二十一日、衆議院本會議の席上、四十四年度總豫算案が上程され、桂首相は兼攝藏相として財政

方針に就いて演説を試みた。この演説中、豫算案中の重大案件たる廣軌改築費に言及して、

> 今ヤ財政ノ整理漸ク歩武ヲ進ムルニ及ヒ、交通機關ノ整備ヲ圖リ、以テ産業ノ發達ニ資シ、國運ノ發展ヲ期スルハ刻下ノ急務ナリ。依テ現在ノ鐵道ニ對シテ大ニ改良ヲ加フルト共ニ、新橋下關間ノ幹線ヲ廣軌式ニ改築シ、並ニ既ニ著手シタル線路ノ外更ニ數線ヲ企圖シ、且ツ既成鐵道ノ交通ヲ補成スヘキ輕便鐵道ノ建設ヲ奬勵スルノ計畫ヲ立テタリ。之カ爲既定計畫ニ對シ、更ニ建設費ニ於テ總額二億七千四百餘萬圓（廣軌改築費ト改良費追加額ヲ合ス）ヲ増加シ、本年度以降前者ハ七箇年、後者ハ十三箇年ヲ以テ之ヲ完成スルノ豫定ナリ。右改定ノ爲本年度ニ於テ支出スヘキ帝國鐵道建設及改良費ノ年割額ハ、五千百五十三萬餘圓ニ達ス。

と述べて政府の所信を表明したが、これを契機として廣軌案に對する衆議院の論戰がいよ／＼展開さるるに至つた。さうして該案は直ちに特別委員に付託され、豫算委員會並びに分科會において審議された。

豫算總會における論戰の前哨戰は、先づ國民黨所屬代議士片岡直溫の質問に依つて開始された。一月二十五日の總會席上で、片岡は、「廣軌調査に關する資料が多過ぎて困るから、基本的な調査とも目せらるべきものを提出若しくば説明して欲しい」と質問したが、この質問の背後には伯の調査癖を多分に皮肉りつつ、時機を窺つて反對論を高唱しようといふ意圖が藏せられてゐた。さうして片岡は、次のごとく、飽くまで廣軌改築の數字的根據を追究しようとした。

> 私ハ一ツ適切單刀直入的ニ御尋ネシタイ。今日ノ廣軌ト云フモノヲ玆ニ是非敷設シタイ、シナケレバナラヌ、シタ方ガ宜シイ、斯ウ云フコトヲ御持出シニ付キマシテハ、既往ノ狹軌鐵道ト云フモノノ現在將來ト云フモノヲ、玆ニ明カニシテ、サウシテ此廣軌問題ト云フモノヲ此處ニ御出シニナラナケレバ、此財政逼迫ノ場合ニ於テ吾々ノ去就ヲ決スルニ甚ダ困難ナ譯デアル。（中略）卽チ建設當時ヨリ今日マデ入レタ資本、今日ノ輸送ガ此貨物人員ニ於テ、殖エテ往ク趨勢カラ鑑ミテ、ドウセ此儘デ往ケナクテ、

何年カ來レバ之ヲモウ四線殖ヤサナケレバナラヌ、其殖ヤスニ付テノ金ハドウヤル、（中略）現在ノ狹軌ノ實際ノ、輸送力ガドノ點ニマデ往クノダト云フコトノ事實的金ヲ見積ツテ、サウシテ之ヲ此儘往クヨリハ此方ノモノヲ拵ヘル方ガ經濟ナリト云フコトガ出ルナラバ、始メテソレヲ出シテ來ナケレバナラヌ。今日、贅澤ニドッチガ宜イカト云ヘバ、廣軌ガ宜イト云フニ誰モ異論ガナイ。金ノ掛ルト云フコトニ於テハ、非常ニ困難ナコトニ拘ハラズ、之ヲヤルト云フコトハ結局ドッチガ利益ダト云フコトヲ數字ニ現ハスコトガ必要デアル。（中略）是ト同時ニ今後本州其ノ他ノ處ニ於テ、廣軌ニ直スベキ線ガドレ丈アル、其ノ聯絡ハドウ取ルカト云フ如キコトモ、合セテ其費用計畫ヲ示サナケレバナラヌ筈デナイカト思ヒマス。此ノ如ク根據ヲ示シテ、サウシテ廣軌ト狹軌ト比較致シマシタナラバ、吾々ガ之ニ贊否ヲ決スルニ付テ、甚ダ容易イ意見ガ定メラレル。（中略）ソレヲ一ツ詳シイコトハ無論別ニ統計ヲ以テ、御答ニナラナケレバナラヌ。

これに對して、伯は次の如く、極くアッサリと答辯した。

唯今片岡君カラ參考書ノコトニ付テ、參考書ガ多過ギルト云フノデ、イロ〱御話ガアリマシタガ、其參考書ノ御取捨ハ固ヨリ御捨テニナラウトモ、御取リニナラウトモ、其事ハ別段ノコトデアリマスガ、此中ニハ唯今片岡君ノ御尋ニナリマシタコトハ、段々調ベテアリマス。其中ニハ又技術官ノ御答ヲ致スヤウニスベキモノモアリマス。其場合ニ其參考書ノ用立ツタメニ差出シテアルノデアリマスカラ、御問ガアリマスニ從ツテ其ノ事ヲ說明シ、其場合ニ參考書ノ利用ヲスルヤウニシテアルノデアリマス。數字ノコトガ多クゴザイマスカラ、其等ノ便宜ヲ計ルタメニ、差出シタノデアリマスケレドモ、併シナガラ多年ニ從ツテ迷ヒヲ生ズルト云フガ如キコトノアルトアラザルトハ、是ハ別段ノコトデアリマス。

かくのごとく、二十五日の前哨戰は平穩裡に推移したのであつたが、翌二十六日の豫算總會は、さうはいかなかつた。當日の議事進行の模樣を想起して、古川阪次郎は次の如く語つた。

議會では「鐵道院は旣に廣軌準備に著手してゐるではないか、正當の手續を踏まず議會の存在を無視して、豫算

も通過せぬ先きに廣軌改築の準備に著手するといふ事は誠に不都合ではないか」といふ詰問的の質問があらはれて來た。依つて私達は、「あれは決して廣軌準備ではない。世の中がだん／＼進歩する。進歩するに從つて列車の型が大きくなる。さうなると困るから、……それでやつてゐる仕事だ」と不得要領的な答辯をやつて諒解を求めたのであつたけれども、實際は、鐵道院としては、伯の命に依つてどん／＼廣軌準備をやつてゐたのだ。この廣軌準備は、後に床次總裁の時に中止を命ぜられたので、駄目になつてしまつた。

まづ二十六日の豫算總會では、政友會の野田卯太郎が「廣軌準備の措置」に就いて、深刻な質問を始めた。野田は案そのものには眞向から反對を唱へず、ポツリ／＼と執拗な質問を繼續した。更に野田の後を受けて元田肇も起ち、追擊的質問を行つた。伯はこれらの質問に對し逐一、詳細な答辯を試みたのであるが、特に何故廣軌準備の措置を執つたかといふ質問に對しては、懇切にして、しかも要領のよい答辯を行つた。

すなはち、先づ野田の「廣軌改良費中に、物價騰貴を見込みありや、東京下關間以外において、廣軌に改良すべき線路の延長、金額方法順序如何、今後建設さるゝ線路に廣軌準備をなすべきや」等の質問に對し、伯は次のやうに答へた。

此數字ノコトハ詳シイコトハ又別ニ申上ゲマスガ、大體ニ於テ將來ノ此物價騰貴ノコトヲ總テ見込ンデ居ルト云フ譯デハアリマセヌ。現在ノコトヲ標準トシテ、是マデノ繼續年限デ工事ヲ起シマシタ經驗カラシテ、此ノ如キ豫算ナラバ出來得ルデアラウト云フトコロヲ精算シタモノデアリマシテ、總テノ物價ノ騰貴ヲ悉ク幾ラト見積ツテ、サウシテ之ヲ計上シテアルト云フ譯デハナイノデアリマス。是迄多年ノ繼續工事ノ經驗上、必要ナル精算ヲ致シテアルノデアリマス。（中略）ソレカラ東京下關以外ノ金額ニ付キマシテハ、昨日御尋ガアリマシタガ、金額ダケノ概算ダケハシテアリマスガ、是ハ廣軌鐵道ニ改築シマス時期ニ於テ、

精細ナル計算ヲナスベキモノデアルガ故ニ、今計上シテアルトコロノモノハ概算ニ止マルモノデアリマス。（中略）ソレカラモウ一ツハ將來ノ廣軌鐵道ノ用意トシテ、今後新ニ建設スルトコロノ狹軌鐵道ニ對シテ悉ク用意スルヤ否ヤ、斯ウ云フコトガアリマシタガ、是ハ必要ナトコロニハ、現在狹軌鐵道ヲ建設シテ行キマスケレドモ、何時デモ廣軌鐵道ノ建設ニ資スルヨウニシヤウト思ツテ居ルノデアリマス。

のみならず伯は、「此場合ニ於キマシテ大要ヲ申述べマシテ置クコトガ必要デアラウト思ヒマスカラ一言添ヘテ置キマスガ」と前置して、質問外に亙り、狹軌及び輕便鐵道の普及と廣軌改築との關係につき、次のやうに述べた。蓋し主として地方農村に地盤を有する政友會が最も憂慮するところは、幹線の廣軌改築に急なる餘り、地方農村への鐵道の普及に、支障遲滯を生ぜしめはしないかとの點であつた。伯はその疑惑を一掃せんがために、特に次の一言を附したものと思はれる。そこに伯の周到なる用意があつた。

廣軌鐵道ノ計畫ガ此度提出シタ通リニ定マリマシテ、漸次進ムト云フコトニナリマスレバ、是マデノ狹軌鐵道ノ進行ヲ妨ゲハセヌカ、斯ウ云フコトガ屢々アルコトデアリマスガ、ソレハ無イ。又狹軌鐵道ノ是マデノ普通ノ計畫ヨリハ、既ニ此度提出致シマシタ豫算ニ於テモ、少ナカラザル金額ヲ提出スルコトニナツテ居ルガ如クデアリマシテ、今後モ狹軌鐵道ノ普及ニ對シテ減縮スルト云フヤウナコトハナイ。斯樣ナル方針ヲ以テ進ム積リデ居リマス。ソレカラ輕便鐵道ヲ以テ地方ノ運轉ヲ補フコトニ致シマスノハ、既ニ御協贊ヲ得タ法律ノ範圍内ニ於テ、是ヲ普及スルコトハ勿論、尙輕便鐵道補助法案ニ依ツテ其目的ヲ進メタイ。ソレカラ次ニハ、或部分ニハ官營ノ輕便鐵道モ架ケルト云フコトニ致シテ、運輸ノ普及ヲ圖リタイ、斯ウ云フコトニナツテ居リマス。要スルニ地形ニ從ヒマシテ、此輕便鐵道ノ爲メニ酷ク鐵道ノ均一制度ヲ害スルヤウナ議論モアリマスガ、其憂ハ素ヨリ全然免ルヽコトハ出來ナイノデアリマス。併シナガラ此利用宜シキヲ得バ、均一制ヲ施イタヨリモ却ツテ運輸上ニ便益ヲ得ルト認メテ居ルノデアリマス。

續いて野田の「廣軌にするとすれば、豫算追加をなすや否や」の質問に對し、伯は次の通り答へた。

御尤ノ御問デアリマスガ、是ハ「ゲージ」ノ改良ノコトハ、廣軌ト狹軌トノ改良ノ變化ノコトハ當局者ノ考ヲ以テ豫算ニ變更ヲ來サザル範圍内ニ於テハ、其撰擇ヲナスコトハ出來ルヤウニナツテ居リマス。サウナツテ居リマスルカラ、是マデノ中ニモ、例ヘバ六郷川ニ著手スルト云フガ如キ場合ガアツテ、豫算ニ狂ヒヲ生ゼヌ範圍内ニ於テ爲シ得ルナラバ、此橋臺ヲ廣軌ニシテモ差支ガナイヤウニシタイト云フコトヲ、當局者ハ努メテ居ルト云フコトヲ申上ゲタ譯デアリマスカラ、縱令、經濟上將來ニ利益アリト認メテモ、其事柄ハ一應此豫算ノ提出ニ依ツテ、大體ノ主義ヲ定メテ置キタイノデアリマス。是ニ省令ヲ以テ定メテアリマスガタメニ、狹軌トナシ廣軌トナスコトニ付テハ、私設鐵道官設鐵道ニ拘ラズ隨意ニ出來ルヤウニナツテ居リマス。唯豫算ト云フ點ニ於テ變更ヲ求メネバナラヌト云フ程度ニ達スル時ニアツテハ、別ニ此豫算ヲ提出シナケレバナラヌト云フコトハ勿論デアリマス。是マデハソレガタメニ別ニ豫算ヲ提出シナケレバナラヌモノトハ、致シテナイノデアリマス。今後ハ左樣ニ此豫算ノ範圍内デ爲シ得ルコトノミデハ、到底目的ヲ達シ得ナイモノデアリマスカラ、玆ニ根本ノ趣意ヲ改正シ、其調和ヲ計ルト云フコトニ致シタイノデ提出致シタノデアリマス。

また更に「廣軌改良期間を十三年と定めたる理由、及びこれを伸縮するの得失如何」といふ野田の質問に對する伯の答辯は次の通りであつた。

此十三年ト定メマシタ譯ハ、一ハ財源ノ都合ニ依リ、一ハ工事上ノ都合ニ依リマス。ソレカラ第三ニハ此進行ノ間ニ於テノ運輸等ニ——現在ノ運輸等ニ妨ノナイヤウニスルト云フコトデアリマス。ソレデ伸縮出來ルカ否ヤト云フ御尋ネデアリマスガ、先ノ方ニ行ツテハ十三年ヲ十年間ニスルカ、其事ハ財政ノ都合デ出來マセウ。現在ノ著手方、延バスコトノ出來ナイト云フノハ經濟上ニ損失ガアル。（中略）例ヘバ隧道ノ如キモノデアリマシテモ、既ニ箱根ノ運輸ヲ百分ノ一ノ勾配ニナラヌト云フコトニ付テ他ニ線路ヲ求メテ熱海ノ方ニ變更シヤウト云フコトニナツテ、此ノ如キ良線路ヲ見出シテ居リマスガ、是ニ著手スルニ、既ニ狹

軌デ著手シテシマヘバ、再ビ廣軌ニスルニハ大ナル金ガ掛ル、是初ヨリ之ヲ廣軌ニシテ置ケバ僅カニ一割五六分ノ差ヲ以テ、廣軌ノ隧道ガ出來ルト云フ譯デアリマス。

次に「この案の決定を一年と延ばすことはできぬとは了解に苦しむ、如何」と、野田が詰めよつたのに對し、伯は次の如く答へた。

ソレハ當局者ハ、今年之ヲ緩ウスレバソレダケノ損失ガ立チマス。故ニ此計畫ハ愈〻廣軌ニスルコトガ將來必要ナリトスレバ、直チニ之ヲ改善スルコトニ致シテ著手スル方カ利益ナルコトハ、野田君ニ於テモ能ク御分リニナツテオルコトト思ヒマス。成程一區々々ニハナツテ居リマスケレドモ、既ニ隧道ノ口ナリ、又停車場ノ計畫ナリ、其他ニ著手スルニ當ツテ、廣軌ノ規模ヲ定メテイカヌケレバナラヌモノデアリマス。更ニソレノミナラズ又今後新ラシイ材料ヲ買入レルトコロノ狹軌ノ種々ナルモノニ對シテモ、既ニ將來廣軌改築ノコトニナルト考ヘマスルト、注文ヲ致ス品物其他ニ付テ、大ニ影響ガアルコトデアリマス。ソレ故ニ經濟上ノ點カラハ早ク之ヲ改正スルコトノ必要ナルコトハ、論ヲ俟タヌコトデアラウト思ヒマス。苟モ此事カ往カヌト云フコトデアレバ已ム。既ニ此事ヲ以テ必要トスルコトデアリマスナラバ、何ヲ苦シンデ一年デモ半年デモノ間ニ於テ、不經濟ノコトヲシテ行クカト云フコトハ、覩易キ理デアリマスカラ、此事ダケハ一言申上ゲテ置キマス。

續いて野田の「運賃の率如何、運賃と金利との關係、及び勞銀增加との關係如何」との質問に對し、伯は次のごとく答へた。

經費ノ增加スベキモノ、又運賃ノ次第ニ遞減スベキトコロニ付テノ調査等ハ致シテ居リマス。併シ乍ラ此假定ノ數ニ於テ四分二厘若クハ四分五厘ト云フ利子ヲ、連年續イテ數十年間ニ亙ル間、計算ヲシテ居ツテ、一方ニハ其ノ間ニ利子ノ變更スルノヲ見ルベキ時ガ來ルニ相違アリマセス。ケレドモ利子ノ遞減ヲ或程度ニ止メテ、假定シテアリマスカラ、利子ノ變更ヨリシテ運賃ヲ遞減スルコトハ調ベテアリマセヌケレドモ、運賃ノ一哩收入ガドウ云フ風ニナルト云フコトノ調ヲ致シテ居リマス。

野田に續いて立つたのは、元田肇であつた。さうして「當局は一面には鐵道を非常に改善したと報告するかと見えると、他面には頗る不完全であるから、廣軌に改築しなければならぬと言はれるが、一體現在の鐵道は完全なのか、不完全なのか」と、甚だ皮肉な質問をした。これに對して伯は、率直に次のごとく答へた。

今ノ鐵道カ完全ナ鐵道デアルト云ツテ誇ツテルト云フコトデアリマスガ、是ハ少シク苛酷ノ評デアラウト思フ。私ノ提出シマシタ書類ノ内ニ、或ハサウ云フ答ガ方々ニアリハセヌカト思フ廉ガ、昨日來ノ言論ノ中ニアルヤウニ考ヘテ居リマスガ、其等ハ文章ノ宜シカラザル所ガアルカハ分リマセヌガ、改善シテ來マシタダケノ程度ヲ申述ベマシタ。卽チ昨日ハ未ダ改善シテハ居ラヌデハナイカト云フ御尋ガアツタガ、是モ御尤デ十分トハ申上ゲマセヌ。是ダケ改善シテオル、是デ全ク改善シテ居ルト云フコトハ出來ナイ、將來ハ此ノ如シト云フコトヲ申述ベテ居ルノデゴザイマスカラ、此間ニ何カ撞著ノアルヤウニ御尋ネガアルヤウニ思ヒマシタ。（中略）是ダケ位ノ改善ハシテアルコトト認メルケレドモ、併シ乍ラ尙將來ヲ慮レバ斯樣ニ致サナケレバナラヌト云フコトヲ申述べ、又財政其他ノ關係ニ對シテ、鐵道ノ範圍内ノ改善ノ事ハ如何ニナツテ居ルカト云ヘバ、斯樣ニ迄ハ致シテゴザイマス。

さうして元田が更に續いて、「鐵道院内の實際家中には、この調査は完全な計算にあらずと見るものがあるやに傳へられるが如何」と質問したるに對し、伯の答へは次のごとくであつた。

民間ニ斯ウ云フ評判ガアルト云フコトデアリマスカラ、別ニ之ニ對シテハ申上ゲマセヌ。鐵道ニ於テハ技師ニ如何ナル人ガ如何ナル議論ガアルカニ付キマシテハ、一々調ベテナイノデアリマスカラ、多少技術的ノ考ニ於テハ議論ガアルカモ知レマセヌガ、ソレハ聽カヌ昔ノ事デアリマス。今日ハ攻究ノ結果、既ニ提案致シタ通リデアツテ、一同ノ異議ノナキトコロデアルト云フコトヲ明言致シマス。若是ニ就テ御證據ガアリマスレバ承リタイト思ツテ居リマスガ、今日ニ於テハ左樣ナ不統一ナモノヲ提出シタト云フコトハ議論ヲ申上ゲルノデアリマセヌガ、誠意ノアル所ヲ申上ゲルタメ一二申上ゲマス。此邊ニ御疑ノ無イヤウニ願ヒマ

ス。唯此事ニ就イテハサウ云フ擬斷ナクシテ御質問アルコトヲ偏ニ希望シテ置キマス。

かくして二十六日の論戰は、別に根本からの激しい反對論はなかつたけれども、何だか奥齒に物の挾まつたやうな質疑應答が續けられて、それだけに會議の空氣は緊張味、眞劍味を帶びてゐたのであつた。

一三、桂西妥協と廣軌延期

第二十七議會へ提案した諸案件のうち、桂内閣がその成行を最も重視してゐたのは、海軍擴張計畫と治水事業と廣軌改築案との三案件であつた。而してそのうち海軍擴張計畫と治水計畫との二件に就いては、政友會も國民黨も異議を挾む餘地はないであらう、ただ憂慮されるのは廣軌案の運命であると見られてゐた。しかし政府側の樂觀的な觀測では、廣軌案と雖も、たとへ國民黨が從來の行懸りから反對の態度に出でても、政友會は妥協的態度に出でるであらうと考へてゐた。

しかるに休會明け議會においては、國民黨は正面から政府反對の旗幟を飜へし、政友會も亦、國民黨の猛烈なる氣勢に追隨するといつたやうな形勢を展開して來た。

のみならず、朝鮮關係の追加豫算問題が憲法論と混淆して、何時議會の承認を得るやの見込も立たぬといふ事態となつた。このまま推移すれば、解散か總辭職かその一を選ばなければならぬ。

玆において、桂首相は一月二十七日、突如、西園寺政友會總裁を訪問し、政局打開策を提議した。この席上には特に政友會の松田正久、原敬も參加した。當時の會見經過として新聞紙の報道するところは左の通りである。

桂侯は從來曾て見ざる沈痛の態度を以て自家の心事を披瀝し、西侯の同情を求め、西園寺侯は（中略）閣下が民論を基礎とする政府の樹立を思ひ立ち、多年掲げ來りたる超然主義の看板を撤去し、公々然として吾等と歩を同じくせられんとするは、單に憲政の運用上の一進歩たるのみならず、國家の將來に向て此上の慶事はあるべからず。（中略）こゝにおいて一方桂侯は直ちに山縣公を訪ひ、事の成行を說明して其同意を得、更に臨時閣議を開きて此事を報告し、決然たる意氣を示して閣議を確定すると同時に、闕下に伏して具さに事の次第を奏上――

（讀賣新聞二月一日）

かくして政府と政友會との妥協は成立した。しかもこの妥協の條件として、廣軌案は遂に一箇年延期されることになつたのである。

伯は「妥協の成立」を、次の如く解釋した。

――予往年露國に遊びし際、ストリピン內閣の藏相ココフツォフは國民議會に臨み、「我國のデューマは卽ち露國の議會にして、他國議會のそれと大に其の精神目的を異にす。是れ我國のため慶賀すへし」と演說したり。然るに在野黨甚だ悅ばずして、藏相の演說を取消さしめんとし、議場の沸騰形容し難きものありたり。去れど藏相は頑强以て自己の所信を枉げざりしなり。予は之を目睹して、一國の地位精神實に然らざるべからざるを感歎したり。思ふに桂西兩侯の政見一致は、我が欽定憲法の精髓に徹底せるものならずや。

△政局の今後　桂西兩侯の政見にして既に一致せし以上は、桂內閣も政友會も俱に虛心坦懷、互讓して議會の諸問題を料理しつゝ、在朝在野といふが如き區別を撤し、官僚非官僚と呼ぶが如き墻壁を去り、公平に進退すべき

なり。我々閣僚は桂侯の胸底に察して處置せんことを期せり。要するに政權の移動の如きは、是素と大權の發動に依るものにして、首相唯一人の見る所にあり。我々閣僚の窺知すべからざるところなりと雖も、首相の意中は適當の人を得て適當の時期に於て之を繼紹せしめ、以て國運の進捗を庶幾するにあらざるなき乎。

△廣軌の處置　我々が西園寺侯との政見一致につき、桂侯より耳にするところによれば、今日の事一局部の事業の遲速存廢に因りて云爲すべきものにあらざるを信ずるものなり。殊に廣軌の計畫は原則に於て是認せられ居るに於ては、其の案が一箇年延期せられたりとて、兎や角と議すべきものにあらず。桂侯にして延期を認容せしからには、予と雖も快心之に賛成せり。況んや廣軌は十三箇年の繼續事業なれば、今後愈々之を經營するの時期に入らば、其の繼續年限を短縮すること敢て不可能とせざればなり。——（中央新聞二月一日）

かくして二月九日の分科會における野田卯太郎の動議成立し、「廣軌改築は財政上及經濟上重大の關係を有するが故に、之が實行の順序影響等に就き、更に愼重の調査を加ふるの必要あれば、宜しく本案中より削除すべし」といふに決し、二月十日午後の豫算總會において、大岡育造は左の如く分科會の審議結果を報告した。

大藏省所管ノ帝國鐵道院ニ屬スル分ヲ御報告申上ゲマス。此豫算ニ於キマシテ、最モ重大ナル問題ガ當議會ニ於テ現ハレタノデアリマスガ、是ハ卽チ廣軌改築案デアリマス。此計畫ニ付キマシテハ未ダ十分ナラズト認ムルトコロガアリマス。民間經濟上ノ關係其他此營業上ノ點カラモ、イロ〳〵質問應答シマシタ結果、尙不十分タルコトヲ免レヌト云フコトニ歸著スルノデ、依ツテ此廣軌鐵道ニ關スル豫算ヲ削減スルト云フ議ガ起リマシテ、政府ニ於テハ廣軌鐵道ヲ計畫シタ、其計畫ヲ遂行シタイ、政府自身ニ於テハ既ニ十分ナリト思フケレドモ、尙議院ニ於テ不安心ト思ハレル箇所ガアルナラバ、之ヲ調ベルコトニ付テハ、必ズシモ諸君ノ議ニ反スル譯モナイカラ、ソレニ付テハ貴衆兩院ノ議員ヲ初メ、相當ノ人々ヲ委員トシテ調査機關ヲ置イテ、速ニ調査ニ

著手スル積リデアルト云フマデノ言明ヲ、總理大臣ヨリ得マシタノデアリマスカラ、此削除ニ付テハ別ニ議論ヲナス必要ハアリマセス。――

即ち桂首相は、委員を任命して調査機關を設置する旨の言質を與へたわけである。

かくて豫算委員長原敬は、同月十四日の衆議院本會議の席上、廣軌改築費削除の顚末を報告して議決せられ、玆に廣軌改築といふ新國策の著手は、遂に延期を餘儀なくされ、調査機關の調査に附せられることになつたのである。

一四、廣軌鐵道改築準備委員會の決議

明治四十四年四月五日、勅令第八十六號を以て、廣軌鐵道改築準備委員會官制が、左の如く公布せられた。

廣軌改築準備委員會官制

第一條　廣軌鐵道改築委員會ハ、內閣總理大臣ノ監督ニ屬シ、帝國鐵道ノ廣軌改築準備ニ關スル重要ノ事項ヲ調査審議ス。

第二條　廣軌鐵道改築準備委員會ハ會長一人副會長一人及委員四十人以內ヲ以テ之ヲ組織ス。前項ノ定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得。

第三條　會長ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ。委員及臨時委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ、關係各廳高等官貴族院議員衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス。

第四條　會長ハ會務ヲ處理ス。

會長事故アル時ハ副會長其ノ事務ヲ代理ス。會長及副會長事故アルトキハ、內閣總理大臣ノ指名シタル委員其ノ事務ヲ代理ス。

（第五、六、七條及附則略）

翌六日附を以て左の如く會長副會長並びに委員が任命せられた。

會長　內閣總理大臣侯爵　桂太郎
副會長　鐵道院總裁男爵　後藤新平
委員　遞信次官　仲小路廉
海軍中將　藤井較一
大藏省國債局長　山崎四男六
從四位勳三等工學博士　仙石貢
大藏次官　若槻禮次郎
勳三等　益田孝
從四位勳三等　中橋德五郎
從三位勳四等伯爵　柳澤保惠
陸軍次官男爵　石本新六
勳四等　奧繁三郎
海軍次官　財部彪
從三位勳一等功三級男爵　石黑忠悳
內務次官法學博士　一木喜德郎
正五位勳四等　柴四朗
勳四等　野田卯太郎
正四位勳二等男爵　田健治郎
從三位勳四等子爵　鳥居忠文
正四位勳一等工學博士　古市公威
大藏省主計局長　橋本圭三郎
勳四等　豐川良平
法制局長官　安廣伴一郎

正七位勳五等　中野武營
正四位勳二等　仁尾惟茂
長島鷲太郎
從二位勳一等子爵　曾我祐準
從四位勳四等　武富時敏
陸軍少將　大澤界雄
正七位工學博士　白石直治
勳五等　濱口吉右衛門
正五位　伊藤大八
正四位勳四等子爵　青木信光
正五位勳四等男爵　本多政以
從三位勳四等功五級伯爵　吉井幸藏
正四位勳四等子爵　酒井忠亮
勳四等　川原茂輔
農商務次官　押川則吉
工學博士　渡邊嘉一
勳四等　吉植庄一郎
鐵道院理事　山之內一次
鐵道院副總裁工學博士　平井晴二郎
臨時委員　鐵道院技師　田中富士太
鐵道院參事　森本邦治郎
鐵道院技師　岡田竹五郎
幹事　鐵道院理事　小林源藏

鐵道院參事　大道良太　　鐵道院技師　西大助

調査委員會は四月十二日第一回の會議を開き、桂會長から左の議案が提出された。

議案

東京下ノ關間廣軌改築工事ハ明治四十五年度以降十二箇年間ノ繼續事業トシ、其豫算ヲ金二億二千五百五十五萬一千圓トス。

理由

旅客貨物ノ增加國運發展ノ趨勢ヨリ東京下ノ關間ノ線路ヲ廣軌ニ改築スルハ、今日ヲ以テ最良ノ時期トス。仍テ鐵道特別會計ノ資力ト一般財政及經濟ニ及ホス影響トニ鑑ミ、明治四十五年度以降十二箇年ヲ期シ其竣功ヲ圖ラントス。

この會議の當日二、三の委員から、廣軌改築の計畫は確定したものと認め、單にその實施の方法等に就いてだけ審議すべきであるか、或は又根本の計畫にまで論及して、其の利害得失を研究すべきであるかといふ質問があつたが、採決に至らず、四月十七日の第二回會議で會長から「討議の範圍は必ずしも準備行爲に局限せられず、改築の利害に論及してもよろしい」旨を宣明し、全般的調査の爲めに特別委員二十一名を指名し、委員長には互選の結果、曾我祐準が就任した。卽左の如くである。

委員長　曾我祐準　　藤井較一　　仙石貢　　益田孝　　中橋德五郎
柳澤保惠　　奥繁三郎　　一木喜德郎　　野田卯太郎　　田健治郎
古市公威　　橋本圭三郎　　豐川良平　　川原茂輔　　武富時敏
大澤界雄　　白石直治　　伊藤大八　　青木信光　　渡邊嘉一
吉植庄一郎

更に特別委員は調査事項を左の如く三科となし、委員の所屬を、その得意とする所を以てこれを分ち、各分科とも定時及び臨時に會議を開くことにとりきめた。

〔第一分科〕廣軌狹軌ノ利害得失及東京下關間以外ニ於ケル廣軌改築ニ關スル調査

主査　柳澤保惠　仙石貢　古市公威　大澤界雄　伊藤大八

渡邊嘉一　曾我祐準

〔第二分科〕廣軌改築ノ財政上ノ關係及經濟上ニ及ボス影響

主査　田健治郎　益田孝　中橋德五郎　野田卯太郎　橋本圭三郎

川原茂輔　武富時敏

〔第三分科〕水陸連絡及廣軌改築ノ爲狹軌鐵道ノ普及ニ及ホス影響及其他雜件

主査　一木喜德郎　藤井較一　奧繁三郎　豐川良平　白石直治

青木信光　吉植庄一郎

かくて第一分科は、四月二十四日から七月三日に亙り十三回の會合を重ね、七月三日報告書を委員長に提出し、第二分科は、四月二十六日から七月二十八日に亙る九回の審議を重ね、七月二十八日報告書を提出し、第三分科は審議五回の後、七月二十八日に報告書を提出した。

分科會の審議内容に就き、當時の臨時委員工學博士岡田竹五郎の手記に依れば、左の通りである。

第一分科ハ廣狹兩軌ノ利害得失ヲ攻究スルモノ、即チ本委員會問題ノ根元ヲ爲スモノナルニ依リ、而シテ委員中ニハ鐵道ノ權威者亦多數アリタルヲ以テ、理論及實際ノ兩方面ヨリ、巨細ニ渉リ殊ニ基礎數量、其準及利用率等ノ算出決定ニハ正鵠ヲ過タサラント、愼重ナル調査ヲ遂ゲ、順次

A、將來三十箇年東海道及山陽線ニ於ケル推定運輸數量

1、

年度	（延人哩）委員會決定	原案
四五	一、三一三、九六九、〇〇〇	一、二八〇、三四二、〇〇〇
五七	一、八一〇、三四四、〇〇〇	一、九一七、二九八、〇〇〇
六二	二、〇一七、五八四、〇〇〇	二、一六七、三三一、〇〇〇
七二	二、四三三、〇六四、〇〇〇	二、六一七、八〇五、〇〇〇

2、

年度	（延噸哩）委員會決定	原案
四五	六八六、六〇二、〇〇〇	七二一、九九三、〇〇〇
五七	一、一一〇、六三四、〇〇〇	一、二七〇、四三〇、〇〇〇
六二	一、二八七、三〇〇、〇〇〇	一、五〇三、〇一六、〇〇〇
七二	一、六四〇、六五三、〇〇〇	一、九二七、四五〇、〇〇〇

B、廣軌及改良狹軌ノ設備基準

事項	委員會決定		原案	
	狹軌	廣軌	狹軌	廣軌
1、車輪一對ノ軌條ヲ壓スル最大重量	一四、〇〇噸	一八、〇〇噸	一四、〇〇	一六、〇〇 一八、〇〇
2、貨車平均積載重量	七、五〇	一五、〇〇	七、〇〇	一五、〇〇
3、同上自重	五、〇〇	八、二一	四、八一	八、二一

（此他ハ原案ト同一ナルヲ以テ省略ス）

C、客車ノ座席貨物ノ積載ニ於ケル利用率

事項	（利用率）委員會決定	原案
客車座席	三〇・〇%	三九・三%
貨物積載	五〇・〇	五二・八

D、一列車平均輸送量

列車種類	委員會決定		原案	
	狹軌	廣軌	狹軌	廣軌
旅客列車	一二〇人	一六〇人	一四三人	一六八人

	狭軌	廣軌	狭軌	廣軌
貨物列車	一二三輌	二二五輌	一一一輌	二五〇輌

E、單線複線及複々線ニ於ケル通過列車數

線數	通過列車ノ極數 委員會決定 狭軌	委員會決定 廣軌	原案 狭軌	原案 廣軌
一	二四	二七	二五	二五
二	六〇	六五	六〇	六〇
四	一二〇	一三〇	一二〇	一二〇

F、廣狭兩軌道ニ於テ輸送力ノ極限ニ達スル區間及年度

ヲ調査シ之ニ據リテ

G、各年度ノ狭軌増設擴張費及廣軌改築増設擴張費

ヲ求メタリ、改築施行ノ順序方法ハ大體當局案ヲ可トシ、其結果ハ明治七十二年度末ノ計數ヲ摘記スレハ左ノ如シ。

	委員會決定	原案
1、狭軌ノ場合		
増設擴張費	二六九、六四四、一九〇円	二六九、三九四、一九〇円
2、廣軌ノ場合		
改築費	二二七、八九六、〇〇〇	二二五、五五一、〇〇〇
改築竣功前應急改良費	二四、六九〇、〇〇〇	二九、一二〇、〇〇〇
改築竣功後擴張費	三七、七〇五、〇〇〇	四二、三八七、〇〇〇
合計	二九〇、二九一、〇〇〇	二九七、〇五八、〇〇〇
3、差（廣軌—狭軌）	二〇、六四六、八一〇	二七、六六三、八一〇

又前記各項ニ基キ其他諸般ノ材料ヲ蒐集シ、收入ハ廣狭兩軌ニ於テ何等異ル所ナシト見做シ、

H、廣狹兩軌道ニ於ケル營業收支ノ推算ヲ爲セリ。其結果廣軌ノ利益額左ノ通リトナレリ。

		原案
明治五十七年度 （改築竣功ノ翌年）	三、八八〇、〇〇〇	二、九九〇、〇〇〇
明治六十二年度	四、四二〇、〇〇〇	三、四一〇、〇〇〇
明治七十二年度	五、四九〇、〇〇〇	四、一六〇、〇〇〇

伺

I、本州線全部ヲ廣軌ト爲スノ件

ニ付大體ノ調査ヲ遂ケ、改築ノ優レタルヲ認メタリ。

第一分科會ニ於ケル調査ノ結果ハ敍上ノ如クニシテ、廣軌ヲ採用スルノ利益ハ明白ナリトシ、第二分科會ニ於テハ財源及財政經濟上ノ關係ヲ何等顧慮スヘキコトナク、寧ロ安ンシテ改築ノ工程ヲ促進スルノ利益ナルヲ認メ、加之此ノ洪益アリ。而カモ自營ノ能力アル廣軌鐵道ノ爲メ、東京下關間ハ出來得ヘキ限リ急速ニ之ヲ完成シ、繼イテ他線ニ及ホシ、速ニ本州線全部ヲ廣軌ト爲スノ方法確立ノ事、並ニ國家財政ノ許ス限リ必要ニ應ジ調査ニ著手ノ事等、建議案ヲ以テ希望シ、又第三分科ニ於テハ、此改築ニ巨額ヲ投スル爲、他線ノ新設及改良ニ對シテハ何等障碍ヲ來サヽルモノト認メ、水陸運輸連絡ニ關シテハ横濱、名古屋、大阪神戸、下關、門司等重要港灣ノ現在設備及將來ノ計畫ヲ調査シ、又浦鹽斯德トノ連絡上敦賀線ヲ改築計畫ニ追加スルノ費用、小野濱支線ヲ複線トスルノ費用、横濱港ニ於ケル旅客船車連絡設備ノ費用等ヲ計算シ、廣軌改築ニ關聯シ、之レト歩調ヲ一ニシ、確定ノ財源ヲ以テ一定ノ期間内ニ完成セシムルヲ必要ト認ムルモ、是等ハ一々政府當局者ノ善處ニ俟ツコト、セント云フニ歸著セリ。

更に特別委員會は各分科調査の進行中においても會議を開き、七月三十一日の第三回會議において、各分科の報告及び建議案等を議し、同日左の如き要旨の報告書を會長に提出した。

改築費二億二千五百五十五萬千圓ヲ二億二千七百八十九萬六千圓ト改ムルノ外原議案、東京下關間廣軌改築工事ヲ明治四十五年度以降十二箇年ノ繼續事業トナスハ目下ノ財政及經濟狀態ニ照シ穩當ナルモノト議決セリ。

改築費が增加されたのは、車輛增備費二百三十四萬五千圓を原案の改築費に加算した爲めである。そしてこの報告は八月七日の第三回委員總會において、全會一致を以て可決されたので、會長は同日、內閣總理大臣に之れを報告し、同時に建議六件をも提出した。報告書の全文並びに建議の要旨は左の通りである。

廣軌鐵道改築準備委員會報告

本年四月五日廣軌鐵道改築準備委員會官制發布セラレ、同月六日委員以下ノ任命アリタルヲ以テ同月十二日第一回ノ會議ヲ開キ當初先ヅ別紙議案ヲ發シテ調査ノ範圍ヲ明ニシ、同月十七日第二回ヲ開キ特別委員二十一名ヲ選定シテ全般ノ調査ニ當ラシメ、特別委員會ハ更ニ之ヲ三分科ニ分チテ各自ノ擔任事項ヲ定メ、爾來數月ニ涉リ各種ノ書類ニ徵シ當局者ノ說明ヲ求メ、又ハ實地ニ就キ視察ヲ遂ゲ、反覆討議ノ結果ヲ具シ、各分科ヨリ特別委員會、特別委員會ヨリ本會ニ提出シタルニヨリ、本會ハ八月七日ヲ以テ第三回ヲ開キ審議ノ上、東京下關間廣軌鐵道ハ工費豫算二億二千七百八十九萬六千圓ヲ以テ明治四十五年度以降十二箇年ノ繼續事業ト爲スハ目今ノ財政及經濟狀態ニ照ラシ穩當ノモノト議決セリ。左記書類ヲ具シ、此段及報告候也。

明治四十四年八月七日

廣軌鐵道改築準備委員會會長　公爵　桂　太郎

內閣總理大臣　公爵　桂　太郎殿

建　議（要旨）

一、東京下關間廣軌改築期限ヲ繰上ケ繼テ他ノ本州線ニ及ホス件

政府ハ東京下關間ヲ十二箇年間ニ於テ廣軌ニ改築スルノ計畫アルモ、廣軌改築ハ其輸送力ノ增大ト營業費ノ減少トニ因リ、一

般經濟界ヲ利スルコト大ナルハ言ヲ須タス。且鐵道特別會計ニ於テ改築費負擔ノ餘裕アルハ、本會[illegible]ナラス、併セテ狹軌改良費ヲ節約スルノ利アルヲ以テ、今ノ時ニ當リ廣軌改築ノ事業ヲ速成スルハ、其洪益測リ知ルヘカラサルモノアリ。而シテ廣軌改築ノ遲速ハ、專ラ一時ノ資金供給ニ對スル財政ノ運用如何ニ存スルモノナレハ、政府ハ此洪益アリ而モ自營ノ能力アル廣軌鐵道ノ爲、特ニ廟議ヲ盡サレ、東京下關間ハ出來得ヘキ限リ急速ニ之ヲ完成シ、繼テ他線ニ及ホシ、一日モ速ニ本州線全部ヲ廣軌ト爲スノ方法ヲ確立センコトヲ望ム。

二、本州線以外ノ鐵道ニ對シテモ廣軌改築ノ調査ヲナス件

東京下關間ノ鐵道ヲ廣軌ニ改築スルハ、運輸機關ヲ改良スル所以ニシテ、運輸狀態ノ發達ニ伴ヒ、勢ヒ全國ニ亙リテ廣軌改築ヲ斷行スルノ時機ヲ見ルニ至ルヘシ。既ニ九州ノ如キハ、運輸量年ヲ逐フテ多ク、到底永ク今日ノ儘ニ其鐵道ヲ放置スヘカラス。故ニ國家財政ノ許ス限リ、必要ニ應シ廣軌改築ヲ本州以外ノ鐵道ニ及ホス爲、速ニ調査ニ著手シ、其計畫ヲ樹テラレンコトヲ望ム。

三、鐵道材料ノ需要ニ應スル爲内地工業ノ發展ヲ圖ル件

政府既定計畫ノ鐵道ノ新設改良ヲナシ、又東京下關間ノ鐵道ヲ廣軌ニ改築スルニ於テハ、其材料ノ多大ナルモノアルヘシ。政府ハ宜ク此機會ヲ利用シ、鐵道材料ノ需要ニ應スル爲、大ニ内地工業ノ發展ヲ圖ルニ勉メランコトヲ望ム。

四、産業發達ノ目的ノ爲鐵道ヲ活用シ並重要輸出品ニ對スル運賃其他ヲ鹽梅シ輸出ヲ奬勵スルノ政策ヲ確立スル件

鐵道ノ運輸ハ産業ノ消長ニ關シ、産業ノ興廢盛衰ハ鐵道政策ニ由ルコト多シ。政府カ鋭意鐵道ノ改良發達ヲ圖ルハ、頗ル其當ヲ得タルモノナリト雖、政府ハ獨リ運輸ノ任務ヲ全ウスルヲ以テ足レリトセス、更ニ進ンテ大ニ産業發達ノ目的ノ爲ニ鐵道ヲ活用スルコトヲ圖ラサルヘカラス。而シテ又我重要輸出品ニ對シテハ、運賃其他ヲ鹽梅シテ、大ニ其輸出ヲ奬勵セサルヘカラス。今ヤ廣軌改築ノ機會ニ臨ミ、當局者ハ宜ク以上ノ趣旨ニ於テ鐵道政策ヲ確立シ、此運輸機關ヲシテ益我國家經濟上ニ貢獻スル所アランコト、切望ニ堪ヘサル所ナリ。

五、港灣ニ對シ關係各官廳間ニ圓滿ナル連絡ヲ得ルノ目的ヲ以テ行政ノ統一整理ヲ行フ件

海陸運輸ノ連絡ニ就テ現下ノ狀態ヲ案スルニ、港灣ニ關スル行政官廳區々ニ渉リ、相互ノ間意思ノ疏通ヲ缺キ、行政ノ統一ヲ失フノ嫌アリ。爲ニ海陸運輸ノ連絡ヲ妨ゲ、延イテ一般交通ノ澁滯ヲ來シ、生業ノ上ニ不良ノ影響ヲ與フルノ虞ナキニ非ス。故ニ政府ハ關係各官廳ノ間ニ最圓滿完全ナル連絡ヲ得ルノ目的ヲ以テ、速ニ行政ノ統一整理ヲ遂行セラレンコトヲ希望ス。

六、港灣修築ノ計畫ハ廣軌鐵道改築ト歩調ヲ一ニシ水陸運輸連絡ノ完全ヲ期スル件

鐵道ノ建設改良ハ豫メ其財源ヲ求メ、年度割ヲ定メ、繼續事業トシテ確實ノ遂行ヲ期スルニ反シ、港灣修築ノ計畫ニ至リテハ往々確實ノ財源及繼續ノ年度割ナキモノアリ。事業ノ前途豫測スヘカラス。今ヤ幹線鐵道ヲ廣軌ニ改築スルニ當リ、其直接連絡ノ衝ニ當ル港灣ニシテ、如是狀態ニ放任スルハ大ナル缺陷ト謂ハサルヘカラス。仍テ政府ハ是等港灣ノ修築ニ付、廣軌鐵道改築ト同一歩調ヲ取リ、確實ナル財源ヲ求メ、以テ港灣ノ設備ヲ整ヘ、水陸運輸連絡ノ完成ヲ期スヘキ計畫ヲ立テラレンコトヲ望ム。

右の報告を受けたる桂首相は、直ちに左記のごとく、これを　明治天皇に奏上した。

臣太郎謹ミテ奏ス

東京下關間鐵道廣軌改築ノ議ハ前年

聖允ヲ蒙リ、帝國議會ニ提出シタルニ、衆議院ハ事國家ニ重大ノ關係アルヲ以テ、調査會ヲ設ケ愼重討議スヘシトノ希望ヲ表シタリ。仍テ本年四月五日廣軌鐵道改築準備委員會官制ヲ發セラレ、委員ヲ朝野ニ擧ケテ全般ノ調査ニ當ラシメ、本年八月七日ヲ以テ其報告ヲ受クルニ至レリ。報告ノ大旨ハ、改築費額二億二千五百五十五萬一千圓ヲ、車輛増備ニ充ツル爲二百三十四萬五千圓ヲ加ヘテ、二億二千七百八十九萬六千圓ト爲シタル外、殆ント全ク政府ノ提案ヲ可ナリトシ、資金ノ供給及撒布ニ伴フ影響ニ關シテハ、財政及經濟上其累ヲ受クルノ虞ナク、

隨テ廣軌改築事業ノ爲、將來普及ヲ要スル新線路ノ敷設ヲ阻礙スルコトナシト謂ヘリ。委員會ハ仍調査ノ歩ヲ進ムルニ隨ヒ、益廣軌鐵道ノ優良ナルコトヲ認メ、獨リ東京下關間ノミナラス、本州線全部改築ヲ國家ニ洪益アリトシ、該區間速成ト合セテ他線改築ノ建議ヲ提出シ、其他水陸運輸連絡ノ便ノ爲、廣軌改築ト共ニ關係港灣ノ修築ヲ必要トシ、又改築材料ノ需用ニ應シテ內國工業ノ發展ヲ奬メ、一般生產業助長ノ目的ヲ以テ鐵道ヲ運用スルコト等ニ就キ、併セテ建議スル所アリ。臣ハ

上 聖旨ヲ奉戴シ、下當局者及委員會ノ調査ニ信賴シ、關係閣臣ト議ヲ協ヘ、豫期ノ歲月ヲ以テ東京下關間改築ノ業ヲ了シ、次テ他線ニ及ホスノ規模ヲ立テ、更ニ

聖鑑ヲ仰カントス。謹テ狀ヲ具シテ以聞ス　臣太郎誠惶頓首再拜

これよりさき桂首相の心中には、ひそかに圓滿辭職の希望が熟しつつあつた。同じ閣僚でも、首相と特別の間柄にあつた伯に、この桂の決心が知れてゐない筈はなかつた。伯はこの頃からすでに、所管の遞信及び鐵道事業につき、任期中の業績を取纏めて、これを後任者へ引繼の準備と爲すに忙しかつた。

就中、伯の心を最も急がせたものは、廣軌改築案の善後策に關してであつた。廣軌案こそは、伯の在任中、心血を注いで努力を傾倒せる大事業であつた。しかも今や、特別委員會の成案は、桂首相の手許に提出され、閣議を經て、奏上の手續きさへ執られたのである。機に臨んで何時退陣するも、周章するの要なき準備は整へられた。

この特別委員會こそは鐵道技術方面は言ふに及ばず、財政經濟その他各方面に於ける朝野第一流の智能を集めた權威ある委員會であつた。しかもその成案なるものを看るに、廣軌案の重要性を強調し、その實現を強く希望する點に

於いて、曩に提出せられたる政府案以上に熱心なるものがあるではないか。ここまで形態を整へて世に問うたならば、假令何人が代つて鐵道院總裁の椅子に坐るとも、この成案によつて、易々と之れを實現せしめ得るであらう。若し之れを行ひ得ぬやうな政府であるならば、そは政府の暗愚及ぶべからず、人事は既に盡きたものである。伯は莞爾と笑を含んで桂内閣圓滿辭職の日にそなへてゐた。

一五、內閣辭職と廣軌案の中止

桂第二次內閣は、明治四十四年八月二十五日總辭職を決行した。而してその後を承けて西園寺內閣成立し、その親任式は八月三十日午後三時、宮中御座所において行はせられたが、鐵道院總裁は內相原敬が兼任することになつた。かくして一切の退陣準備を整へてゐた伯は、すこしも悪びれなかつたばかりか、むしろ得意滿面、來訪せる新聞記者に語つた。

ナニ鐵道院の方カネ……鐵道の廣軌計畫の如きは廣軌調査會成つて著々と精確なる調査を了し、從來空論的理想的にのみ唱へられし廣軌計畫を實際的、數理的に組立てたぢやないか。チヤーンと出來上るべき土臺を拵らへたぢや無いか、帝國の鐵道政策は最良の基礎を据ゑられたと信ずる。（八月二十七日、二六新報）

かくして伯は八月三十一日午前十一時鐵道院に登院し、平井副總裁に事務の引繼ぎを依賴したる後、續いて副總裁以下各部課長一同を會議室に召集し、「在職中は勵精なる諸君の援助に因りて幸ひに大過なきを得たるは大いに感謝する所也。我邦鐵道の一新紀元に際し施設を要するもの多々益々多からんとす。諸君須らく自重、鐵道の爲に盡瘁さ

れん事を希望す」と告別の挨拶を行うた。

原新任總裁への事務引繼書に添付したる國有鐵道成績の中には、特に廣軌鐵道の項目を設け、左の如く明記されてあつた。

頻年我國運輸增進ノ結果在來ノ狹軌鐵道ニテハ其ヲ充タスニ遺憾ナキコト能ハス。仍テ幹線中ノ幹線ト稱スヘキ東海道線及山陽線ニ就キ精細ニ調査ヲ遂ケ、狹軌改良ト廣軌改築トノ利害ヲ計較シテ、斷然廣軌採用ノ利益ナルコトヲ認メ、第廿七回帝國議會ニ提案シタリ。然ルニ衆議院ハ事態頗ル重大ナルヲ以テ調査會ヲ設ケ十分ノ審議ヲ盡シタキ旨ノ希望ヲ表明シタルニ依リ、一應右ノ計畫ヲ撤回シ本年四月廣軌鐵道改築準備委員會ヲ設ケ委員ヲ朝野ニ擧ケテ調査ニ當ラシメタリ。右調査ノ結果ハ本年三月七日ヲ以テ政府ニ報告アリ、其大體ニ於テ原案ヲ可ナリトシ、唯客車ノ座席ヲ裕ニシ貨車ノ積載量ヲ内端ニ見積リタル爲、車輛增備費二百三十四萬五千圓ヲ增加シタルノ外原案ノ計畫ハ更ニ變更ヲ受ケタル所ナシ。改築財源ニ關スル財政上ノ關係及資金散布ニ依ル經濟界ノ關係ニ於テモ共ニ惡影響ヲ及ホスノ虞ナキモノト議決セラレ、鐵道特別會計ノ負擔力ニ至リテハ將來二十八箇年間新線ノ建設費及改良費ヲ包容シタル計算ニ於テ、狹軌改良ノ場合ヨリモ廣軌改築ノ場合ヲ利益ナリトシ東海道線、山陽線以外ノ本州全線ヲ廣軌トナス場合ト雖モ、其建設改良費ノ多額ニ上ルニ拘ラス元利償還ノ年限ハ却テ短縮スヘキ結論ヲ得タリ。

左ニ其大綱ヲ揭ク。

◇全線狹軌ノ場合

建設改良費　十二億七千七十八萬二千八百九十三圓

負債利廻　四分五厘

元利償還年　百七年

◇東京下關廣軌他ハ狹軌ノ場合

建設改良費　十二億五千六百九十五萬四千七百三圓

負債利廻　四分五厘
元利償還年　百年
◇本州線全部廣軌他ハ狹軌ノ場合
建設改良費　十四億四百八十九萬六千九百二圓
負債利廻　四分五厘
元利償還年　百一年

後任の原總裁の手腕に就いては、伯は「原氏は新内閣第一の遣手なれば氏の鐵道院總裁を兼任せるは誠に適當といふべく、新内閣中氏を措きて他に適任者あるを見ず。故に其の施設必らず宜しきを得るものあらん」と語つて、ひたすら原總裁の鐵道政策に期待したのであつた。

然し西園寺内閣は行政及び財政の整理を標榜し、翌年度豫算を編成するに際し一切の新事業を延期し、爲めに廣軌改築案も財源見込立たずとの理由を以て實行せぬこととなり、遂に廣軌改築計畫は中止されるのやむなきに至つた。

第七節　拓殖行政

一、拓殖局副總裁

明治四十三年六月二十二日をもつて、拓殖局の新官制が公布せられ、伯はその副總裁兼任の辭令を受けた。

この拓殖局は總理大臣直屬の官廳で、桂首相自らその總裁を兼任し、局を二部に分ち、第一部は臺灣、樺太、第二部は朝鮮、關東州の事務を管掌する組織であつた。勅任の部長二人、奏任書記官四人の小官廳であつたけれど、その總裁と副總裁との閲歷聲望のゆゑに、朝野の視聽を欹てた。

それは拓殖省の變形であつたのである。さうして、その緊急の事業としては、朝鮮併合といふ大芝居があつた。殊に伯に取つては、これこそ桂內閣入閣の重要なる理由の一つであつたのである。

吾人は筆硯を新たにして、玆に伯の拓殖行政に關する行藏を檢討しなければならぬ。蓋し伯が拓殖省設置の必要を唱道せる一日の故ではない。嘗て臺灣に在りし日、これが建議を時の首相伊藤博文に爲したるは、既に臺灣の章において詳述したるところである。その當時の伯の理由は、臺灣の統治を內務省外に置かんとするにあつた。

然るに日露戰役の結果、關東州は我が租借地となり、滿鐵は我が有に歸し、樺太南半亦我が領土となるに及んで、日本の植民事業は曩に數倍する重要性を帶ぶるに至つた。伯が拓殖省設置の急務を唱道する、往年に比し更に一段の熱意を加ふべきことは、寔に睹易きの理であつた。玆に伯の手記したる覺書が三通ある。巻紙に毛筆をもつて記したるもので、入閣直前の意見書と思はれる。

その第一は若し入閣の交涉あるに於いては、拓殖事務を擔當するためなりせば、必ずしも拒否せざる旨の覺書である。そしてこれは、他人に示すためではなくして、寧ろ自己の決心を明瞭に爲し置くために記されたるものの如く、それだけに忌憚なく自己の心情を披瀝してゐる。

一、滿洲に在る現在の本位より考る時は、此儘一兩年經過南滿鐵道を成功し退職するの利なるに如かず。何とな

れば、此事業たる、會社共もの既に大事業にして、自分にあらされは計畫實行共に成し得るものなしとまで自信し居れり。若し外に適任者あれば之を讓り、他に國家の要務ニあたるも固より望む處なり。決して商工實業家として從事せん考なし。

一、國家は自分に一會社事業の成功のみを望むとせば、人物經濟上不利なるべし。對滿政策、對清政策、對列國政策と聯關の大局ニ力を致さしめされは頗る損なるへし。果して然らは、國家は自分ニ對する待遇を進め、淸國に重を加ふるに如かさるへしと思ふ。是れ私事の爲めに非らす、公事の爲めなり。

一、然るに拓殖省設立論は、國家の進運より見るに急要なるへきも、愚人多き今日尙早論もあらん。其他感情論もあらん。一旦設立の上は豫め陛下に上奏し置きて、陸海軍大臣内閣更迭と共ニ更任せざる制度と内定して動さゝること緊要なり。否されは成功なきのみならす、或は却て害あらん。卽政黨の餌となるべし。

伯が外間の目して以て得意の壇場となしたる滿鐵總裁の椅子に、必ずしも居心地よさを感じて居なかつたことは、既に滿鐵の章下、並びに本章の冒頭において、しば〳〵記述したるところである。彼は利害錯綜する滿洲に在つて、背後に藩閥なく、軍閥なく、財閥なく、黨閥なく、學閥なく、孤峭犖然として寂寥の感を抱いてゐた。臺灣に於いては、兒玉を背景としたるがゆゑに、中央の重壓を感ずることが少なかつた。滿洲に在つては、彼の獨力をもつてしては到底、政府を動かす能はず、從つて露、淸兩國に重きを爲すことのできないことを痛感した。

この局面を一變するの途は、滿鐵に元老を迎へて自らその輔佐役たるか、乃至は中央政界に入つて、政府の威力をもつて滿洲を指揮するかの二つ以外にない。

彼は第一の方途を策して、その成らざるを見るや、第二の策に出でんとしたのである。卽ち桂より入閣の交渉あるに於いては、拓殖大臣として迎へられることを豫期してゐたやうである。それが上記覺書作成當時の彼の心事であつたと思はれる。

しかるに桂は彼を遞相として迎へた。玆に於いて彼は、次のごとき覺書を手記した。

一、拓殖省ハ四月一日以後ニ非サレハ之ヲ設置スルコト能ハス。

一、獨逸殖民省設置ノ近例ニ見ルガ如ク、議會賛同ヲ得サルカ爲メ或ハ一年ノ延期ヲ免レサル場合ナシトセス。此場合ニ處スル爲、一時的ニ內閣ニ臨時拓殖局ヲ置クトスレハ、勅令ヲ發セサルヲ得サルノミナラサル、甚タ不手際千萬ナリ。依テ當分ノ內、南滿鐵道ニ關スル事務ハ遞信省管理ニ屬ストシテ、拓殖省設置迄遞信ニ入ルコトトスル方、內閣ノ成立ニ便ニシテ、南滿社員一體ノ人心ニモ宜シカラン。且沖繩北海道ノ遞信ニ關スル事務ノ分割可能ナルヤヲ檢定スルニモ便ナルヘシ。

卽ち彼は、將來拓殖省を設置すべしとの桂の明約又は默契を得て、遞信大臣たることを承諾した。さうして、遞信省の事務として、一時滿鐵を所管し、將來拓殖省創設とともにこれに轉ぜんとしたのである。

更に彼は、また次のごとき覺書をも記した。それは新しく設置すべき拓殖省の所管區域に關するものである。

拓殖省管轄區域

第一案　臺灣　滿洲　韓國

第二案　臺灣　沖繩　北海道　樺太　韓國　滿洲

此兩案中第一案ヲ取ルトキハ頗ル單簡ナレトモ、第二案ヲ取ルトスルトキハ、鐵道通信ノ事務拓殖省ニ統一スルコトノ如何ト云ヘル問題ヲ生スヘシ。是非拓殖事業ニ密接ノ關係アルカ故ニ、實際上ニハ拓殖省統一スルノ便ナルニ如カサル事情多々アルナリ。現ニ其例ハ臺灣ノ成功ニ見ルカ如シ。多言ヲ要セサルナリ。

二、植民政策論

彼の植民政策に關する意見は、臺灣並びに滿鐵の章下に於いて、しば〳〵記述したるところであるが、玆にいま一つ興味ある文獻がある。それは一九〇九年卽ち明治四十二年二月、米國デトロイト市に於いて發刊せられたる「ファー・イースト」と題する雜誌に掲載せられた論文の飜譯である。

この論文が如何にして作成せられたるや、今日に於いてはこれを明かにし得ないが、彼の署名の下に發表せられたることだけは確かである。彼は遞信大臣後藤男爵と記し、「亞細亞に於ける日本の植民政策」と題して、次のごとく論じた。

戰勝の結果帝國の獲得せる土地は、我が植民政策を待ちて處理せらるべき者とす。しかも其の土地と云ふ者決してかの小植民地を構成するに足る制限されたる部分を指すに非ず。日本の植民政策は亞細亞大陸の各地に於て租借地、保護領、割讓地等の種々の名を冠すべき範圍に於て實施さるべき者とす。固より新に勢力範圍内に入れる此等領土に對しては、劃一無異、守株膠柱の政策を踏襲すべきに非ずと雖も、吾人は玆に此等全範圍に關し我が帝國の採るべき一般の植民政策を論究せんとす。

と說き起し、進んで植民政策は時代に順應せざるべからず、しかるに日本は急激に變化しつつあるをもつて、日本の

植民政策も亦今日をもつて、明日を豫斷すべからずと爲し、更に續けて、日本朝野の植民意見の小乘的、目前的なるを痛言し、次の如く疾呼した。

余は常に戰後大日本建築の一柱礎たるべきこの大問題の解決を閑却する日本輿論の眞意を疑はざるを得ざるなり。植民政策に對する我が輿論の冷淡假令恕し得べしとするも、爲に國家の根幹を枯槁せしむるに至るを奈何せんとする。何人か農夫にして一切地味を檢するの勞を厭ひ、種子の撰擇を閑却して、收穫に當りて良果を得んと欲する者を嗤はざる者ぞ。我が日本の現狀果してこの農夫に等しき者なきか。吾人は戰爭が吾人の雙肩に擔はしめたる多大の債務を償還するの責任あり。加ふるに吾人は將來の大發展の爲め、甘んじて犧牲となり、鮮血を流して顧ざりし幾多勇士の忠魂に對し、更に多大の債務を負へり。吾人はこの鮮血と金錢との兩大負擔に對し、最も豐富なる收穫を望まざるべからず。然らば何を以てこの大收穫を滿足し得べきや。不斷政費節減を呼號して以てこの目的を達すべきか。殘餘の小資本を運用し單に行政整理の消極作用に全心を傾注するのみを以て、果してこの目的を達し得べきか。余の見を以てすれば、此の如きは眞に小膽小勇の凡夫が、僅少なる收穫に甘んずるが如き姑息の政策に過ぎざるのみ。

更に伯は進んで、積極的植民政策の要を叫んで曰く。

若し戰勝の結果其物にして直ちに戰後經營時代に於ける第一の職責を語り、更に國家の改善と發展とを促し、獨り國威の發揚に止らず、更に國民の膨脹を要求するに在りとせば、余は直ちに植民政策を以て全力を盡すに足るべき問題なるべきを思ひ、この問題に對する我が政府の正當なる解決を發見せんことを望まざるべからず。

吾人の植民政策は大規模ならざるべからず。吾人の望む所多々あり。種子は廣く之を蒔かざるべからず。一分の怯懦を許さず。些許の畏縮を許さず。何事に限らず他に制せらるゝ事を避け、自から進んで他を制せざるべからず。滿腹の經綸之を行ふに何の遲疑する所ぞ。若し夫れ進取の餘地を發見せば、一驅直ちに之を略すべきのみ。到る處未開の寶庫を見ば、直ちに之を開くべく、

到る處新富源を發見せば、自己の實力の如何を顧慮して其開拓を躊躇するが如きなきを要す。吾人今日の位置は素より寸分の退步を許さず。又駸々苟くも止らざる世界の進運より一步も遲るゝ能はざるなり。

その口吻は最も露骨なる帝國主義者のそれである。しかし伯は自己の信ずる大乘的日本膨脹論の立場から、帝國主義者として非難されることを少しも顧慮しなかつた。この點伯は、英國のジョーゼフ・チェームバレーンと相似たるところがあつた。卽ち、內政に就いては、進步的社會政策の實施を急言し、外交に對しては日本膨脹の行進曲を吹奏したのである。

伯はそれより進んで、領臺當時の日本に盛行したる消極論と、そのために蒙りたる植民政策の障碍とを說いていつた。

余は既に余の見地を明にせり。而して余の主張が直ちに我が經濟家財政家の賞讃を博し得られざるは余の自から期する所なり。然れども飜つて過去を追想せよ。臺灣が帝國の領有に歸し我が國の一部となれる時、國民は果して如何に之を觀じたりしか。朝野擧つて我が植民政策を遂行するの至難なるを說かざる者なかりしに非ずや。當時國民中臺灣を以て非常の重荷視し、母國に對する苛税視したる者少なからず。而して其重荷や其苛税や母國の財源を涸渇せしめ、其經濟財政狀態を攪亂せしめ、母國に大打擊を與ふる者となせり。此の如き誤解は獨り我が國に於てのみ起りしに非ず。英國民中亦植民地なる者は母國の實力以上母國に重税を課する者なりと論ずる者ありき。加ふるに當時の我が國の經濟財政家中、單に臺灣を以て母國に重税を課する者と論ぜるのみならず、盛んに其所說を鼓吹し、國民を煽動したる者あり。爲に當時臺灣問題に關し、國民を驅つて懷疑の深淵に陷らしめたり。此の如く其附庸地を處理せんため母國國力に對する不安懷疑は、臺灣に日本の植民政策を行ふに對し、多大の障礙を與へたり。當時臺灣に關する國民的懷疑心は、終に當局官吏を驅つて臺灣問題解決に關し、唯一條の活路のみに全力を傾注せしめた

り。一條の活路とは何ぞ。植民地の經濟財政の獨立是なり。事情此の如きを以て、時の政府は終に植民問題に關する遠大の見解を問ふの遑なく、又完美たる結果を得んために要する注意と資本とを拂ふに及ばずして、只植民地經濟財政の獨立にのみ焦慮し、最少の費用を以て最短期に之を完成せしめんと、期圖せざるを得ざるに至らしめたり。

さうして伯は、この財政獨立完成後の消極論者の態度を非難して、

此の如き愚劣、近眼的政策を臺灣に行はざるべからざるに至らしめたるの罪は、全く當時植民問題を解決せんため、母國國力相應說を呼號して輿論の賞讚を博せんとせる經濟家財政家の責に歸せざるべからず。今日に於ては臺灣は全く獨立せる財政を以て運爲しつゝあり。而して之を目して大成功、大勝利と唱ふる者あるに至る憐むべき哉。

と爲し、さらに進んで、

しかも經濟財政の獨立を以て植民地經營唯一の成功となすこと果して當を得たるか。余の見を以てすれば、臺灣統治に關するこの觀察は獨り臺灣統治それ自身に於て痛切なる非難に値するのみならず、臺灣以外の我が植民地及び將來我が植民地の範圍に入るべき土地に對し、最も悲むべき惡例を貽す者と云はざるべからざるなり。

と斷言した。そして、次に植民政策の眞諦を論じて、未開國に於ける文明各國の腕較べなりと爲し、その優勝者となるものは、必ずしも財政的獨立を成就したるものにあらず。財政的獨立は却つて植民地を母國に反抗せしむるの結果となる。之れを制するに兵を以てすれば經費の負擔忍び難く、之れを治むるに精緻の法律を以てすれば、却つて土民の狡智難治の徒と變ずべし、故に寧ろ豫め比較的多額の經費を投じて植民地を開發し、土民の要求に順應しつつ漸次これを誘導するに若くはなしとした。これは臺灣以來、伯の持論である。

なほ吾人の言はざるべからざる重要なる一事あり。吾人が今後植民政策を實行せんとする場所は實に世界的競爭の闘技場なり。吾人が論究せんとする場所は、世界の各强國が焦心各自の勢力を擴充せんとする所にして、吾人を驅りて止むなくこの競爭場裡に角逐するに至らしめたる者なり。此等地方の住民は、初より列强中の某一國に傾心する者に非ず。之に反し少しにても一國の好意なき徵候を認むる時は、直ちに干戈に訴ふることを辭せざるの民なり。此等の土地に成功し永續する者は、其住民と市場とを滿足せしむる者に非れば能はず。玖馬、布哇、非立賓を見よ。或は滿韓諸地を見よ。悉くこれ一强國以上の國民の競爭場たるに非ずや。如上の各地はその管轄權を有する國、或は最も多く利害の關係を有する母國とは、少しも誤解の端緒を發見する能はず、又少しも紛糾の端緒を發見する能はざるなり。しかも障害は常に各種徵税の事より生ず。これ各地方種々其事情を異にするに因す。財政の獨立なる偏狹隘小の政策は、實に此等諸惡及び誤解の母なり。財政の獨立は終に其土地の人民をして、母國に反抗するに至らしむ。かくて擾亂の生ぜざらんを望むも豈に得べけんや。しかも其擾亂や容易に恢復すること難し。擾亂長きに亙りて經費を要する益〻大に、終に母國の費用を要する初めより遠大の政策を實行せるより更に大なるを致すべし。しかも此等の費用は到底土民の敵愾心及び反抗を鎭壓するの力なく、且つ長く多費を要し乍ら、終に全く惡結果を見るに終るべし。論者或は苛細なる法令の力を以て土民の反抗を制し、其要求を威壓し以て秩序を維持し得るとなす者あり。然れども此の如きは決して、本國の威を其土民に示し得る所以に非ず。單に素樸にして兒童の如き土民の心裡に、到底彼等の理會し咀嚼し能はざる各人の權利と云ふが如き、珍奇の思想を注入するに過ぎず。而して其結果一方には官權に對する反抗の念を助長し、他方には何事にも法廷を煩はす健訟の風を養ひ、隣保互に相爭ふの基となるのみ。約言すれば此種の政策は、土民を驅りて最も難治の域に導く者のみ。これ等は實に各國の植民經驗上各植民地に於て、土民の敵愾心を鎭壓せんとして無益の費用を浪費したる所以なり。凡そこれら有罪の判決を受くる者の多くは、無辜にして素樸なる土民なり。しかも各强國の無智にして不正なる植民政策の惡結果を受け、空しく寃を訴ふるに處なきは眞に憐むに堪へたり。此の如きの不幸は實に各國が其植民地の經營に於て當初の經綸を誤りたるに因す。若し植民地の繁榮幸福を希圖せんとせば、其當初に於て比較的多額の費用を擲たざるべからざる事、蓋し避くべから

ざるの原則なり。勿論余と雖も當初多額の費用を投ずるに、新領土經營の唯一の成功法[illegible]
べき第一の要素は、凡て能く植民地の要求と全然一致し、新機會の生ずる毎に之に適應する政策に出づるに在り。

然らば斯くの如き植民政策を成すの方法如何。曰く當局人を得るにあり。曰く適材を擧げたる後は、掣肘を加ふることなく、彼をして自由の手腕を揮はしむるにありとして、次のごとく論じた。

而して植民地の凡ての事情に適應し、其趨勢を洞察し、之が實行に當りて著々治績を擧げん爲には、第一の要素として植民行政の局に當るべき首腦の地位に人を得ること最も必要なり。苟も人なからんか、幾億の財貨を糜すも、植民地の經營に何等の寄與する所なかるべきなり。既に人を得たらば、國家は宜しく其人の判斷技能に向つて十分なる信用を拂ひ、自由に其手腕を揮ふに任せ、其計畫は凡て之を採用し、其要求する費途に關し濫りに制限を與ふることなきを要す。かくして初めて植民地統治の任に當れる者は、國民期待する所の植民政治を行ふを得べく、母國と眞摯熱誠なる連絡を期圖するを得るに至るべし。

次に伯は、日本の植民政策は、他國の模倣たるべからざるを說き、

日本の如きは他國に比し其本國及び植民地共大に狹少にして、我が帝國の植民的經驗は未だ幼稚の域に在るを免れず。其植民政策及び植民地の經營に當り、他の大國の政策及び方法を模範とするが如きは、蓋し誤れるの甚しき者に非ずや。

と言つた後、日本は遠大なる植民政策を必要とすと言ひて、次のごとく結論した。

往時に在りて世界の列强は植民事業を以て國家活動の最要素たるを思はず、故を以て植民政治は甚だ輕視され、遠大の計を立つる者なく、植民計畫を重視し之に多費を投ずる者なかりき。しかも多額の費用を植民事業に投ずるは、これ多大の收穫を得る所以なるを以て、余は何處までも遠大なる植民政策を主張せんとす。

吾人は此の如き植民政策を以て、絕東に於ける世界的運動の調和を得んことを期す。吾人は我が國の將來と其多幸とを望むや切なり。今日は實にこの廣大なる未來に向つて、其基礎を置くべきの時に屬す。宜しく奮勵以てこの大任に當るべく、我が帝國の

大植民政策の基礎を建つべきの時機は既に熟せり。若し完全なる基礎を建つる能はずとするも、吾人にして一礎石だに置く能はざらん乎、何の面目ありてか我が子孫に對するを得んや。

それは徹頭徹尾、膨脹主義者の口吻である。しかしながら、その末句の一吾人は此の如き植民政策を以て、絕東に於ける世界的運動の調和を得んことを期す一に於いて、初めて伯の意圖を窺ふことができる。

彼は飽く迄も、日本を信じ、日本文化と日本生活と日本精神との、世界人文史上に於ける偉大なる未來を信じた。ゆゑに彼にとつては植民政策も亦、大日本主義を世界に發揚する一手段、一生面であつたのである。

三、愼重なる人事

伯は斯くのごとき抱負をもつて、拓殖省の創設を計畫した。然るにも關はらず、閣內に於ける反對は、遂に伯をしてその志を遂ぐるを得せしめず、僅かに拓殖局の折衷案をもつて折合ふことになつた。

しかし、その形式の小なるにも關はらず、彼の期するところは依然として大きかつた。

明治四十三年夏は桂內閣の全盛期である。從つて伯は遠からざる將來に於いて、この局を變じて省と爲すの自信に燃えてゐた。ゆゑに伯はその人選に腐心し、部長には當時官界の俊髦二名を羅致した。第一部長は、後に臺灣總督となつた內田嘉吉を、遞信省管船局長より拔擢し、第二部長には、法制局參事官江木翼を擢用した。江木は後に民政黨內閣の閣員となり、その銳敏なる才能を政界に謳はれたものである。この兩者は共に事務家であつたのみならず、外國語に長じ學殖に富んでゐた。それが伯の著眼した大きい理由の一つであつたやうに見える。何となれば伯は、この

拓殖局をもつて、大日本主義實現の一つの中樞機關と爲さんと企圖してゐたからである。

茲に拓殖局の職員選任と關聯して、伯が人事について如何に愼重であつたかを物語るいま一つの事例がある。それは明治四十三年八月に起つた臺灣民政長官更迭に關してであつた。

臺灣民政長官大島久滿治が職を辭したので、後任者銓衡の事起るや、二名の候補者について、佐久間臺灣總督はその選擇に苦慮した。一名は殖產局長宮尾舜治で、一名は土木部次長長尾半平であつた。伯はこの問題について大なる發言權を持つてゐた。さうして長尾は、伯の終生、個人として最も親愛したる人間の一人であつた。

然るに民政長官の椅子は、この兩人の孰れにも與へられずして、拓殖局第一部長內田嘉吉が突如としてその命を受け、宮尾は內田の後を襲つて拓殖局に入り、長尾は同じく伯の主管する鐵道省に勅任技師として轉任した。

その間の事情を物語るものは、明治四十三年八月一日附、伯が桂首相に宛てたる次の一通の親展書である。

拜啓

其後益御清勝、今日頃再輕井澤御別莊ニ入らせられ候御事と奉拜察候。小生巡視も連日晴天、昨日當金澤市ニ入り候。到所鐵道熱ニ狂し居り、殆ント冷却ニこまり居候。各地工事並現業追々整理の模樣ニ見受けられ、是は閣下ニ御報告可申上一大眞報ニ御座候。

然るに臺灣民政長官後任之件ハ、總督ニ於ても苦慮の餘ニ出て候故、閣下御快諾を與へられ候事と奉拜察居、豫定の進行希望致居候處、其後中村總裁其他より通報ニよれは、宮尾容易に引受不申模樣に御座候。是ハ總督ニ於て宮尾を買ひ居候よりも、宮尾ハ後圖深重ニして、責任の容易ならさるを知り、長尾ハ容易ニ長官引受心得ニて

も、就職を望み候とハ、雲泥の差ニ御座候。總督ハ臺灣統治の困難を知らす、是迄順況ニ乘し居り、此數年間ニ弛縱解態上下積弊、一朝ニして洗ひ難く、官吏ハ黨派援引、長尾の世話ニテ各會社土木部內より各地方小吏傭雇人、糊口ニあり付居候もの多數ニ有之候より、容易島治引受成功を期し居候儀と被察候。此總督ハ島治弊竇の所在を看破し得さる處有之、何事も輕易ニ考居候ニ相違無之、來八日出發歸京候との事ニ候へとも、宮尾後任引受けさるニ歸任候事如何可致か。

臺灣民政官は相當人物の名局長を得て、何時ニても內閣組織の力ある事肝要ニ有之、單ニ小吏員又各會社ニ傭雇人も世話致し勢力ありと自信し居候ても、彼民政長官ならば我も行きて其部下奮勵せんと、東京ニ居る官人を引付ける力なかるべからず。是現總督ニかけ且民政長官ニ乏しく、爲めに島治の根本を危く致し候原本と拜察奉り候。此邊御參考まで稟申致し置候間、佐久間總督出發歸任後長官後任の御議定ニ付御一考を煩し奉り度、要するに臺灣政事ハ朝野ある黨派的官人の亂す處と相成可申形勢ニて、此數年間極めて解態弛縱積弊ニ堪へさらんとして、總督之を明察せす容易ニ相考居、宮尾は之を承知致居候事情を奉拜察候。右まて草々拜具。

金澤ニて　後藤新平

桂首相閣下

下執事

四、韓國併合問題

拓殖局が創立されると直ぐ、いきなりぶつかつた大問題は、韓國併合問題であつた。と言ふよりも、むしろ拓殖局そのものが、最初から、一種の韓國併合準備事務局として設立されたものであると言つた方が、眞相を穿つてゐる。當時の首相祕書官、長島隆二もさう言つてゐるが、江木翼は更に詳しく、その裏面の內情を、次の如く語つてゐる。

丁度第二次桂內閣の時代で自分は法政局參事官であつたが、四月のある日桂首相から「一寸來てくれ」との電話があつた。

話の內容は絕對祕密にすべきであると前提して「實はいよ〳〵日韓合併をやることに決意した。ついては、色々君の力を借りたいが、まづその實行手段の一として、新たに拓殖局を設けようと思ふ。しかし議會は濟んだばかりであるから、第二豫備金から支出してこれを創設し、總裁は親任とし、第一次の總裁には大體自分がなるつもりである。君は拓殖局設立後の實際上の仕事をすべてやるつもりでゐてくれ」との話であつた。(中略)しかるに曾禰統監は、非併合の方針をとつて、一進會の併合運動を制止する傾向が見えてゐたので、自分が桂首相に會つたとき、首相のいふには「曾禰は身體は弱いし、又併合等の大事業をやる力量も缺けてゐるから、今度辭めさせて、代りに寺內をやつて仕事をさせるつもりである。君もどこまでも併合の方針で調査立案をするやうに」との話である。桂首相の腹は決つてゐた。

自分はいよ〳〵拓殖局設置の立案にとりかかり、まづ大藏省に第二豫備金支出を交涉したが、當時の大藏大臣は

桂首相の兼任（若槻禮次郎君がその下で大藏次官）であつたから都合がよく、四十三年の六月に拓殖局の設置を見た。

總裁は桂首相、副總裁は後藤遞相の兼任で、自分はその下に部長となつた。しかし當時國内の輿論はもとより、朝鮮の種々な運動を初め、國際的關係もあつたので、朝鮮併合のための準備といふことは表面には現はせなかつた。そこで拓殖局の新設は、世間に向つては臺灣行政の改革をやるといふ觸れ出しで、それがために緊急を要するから豫備金支出も止むを得ないと吹聽した。そこで何とか臺灣に手をつけねばならぬといふので、まづ臺灣民政長官を更迭させることゝし、大島久滿次君の後釜に、遞信省管船局長であつた内田嘉吉君を据ゑ、それから第二段に滿洲における軍事的占領の遺風を除外するために旅順を開港場にした。（その頃を語る）

蓋し韓國は早晩、好機會を捉へて、併合を斷行しなければならぬとは、桂首相が夙くから胸中に堅めてゐた決心であつた。しかしこの問題については、國内に急進漸進の二大潮流が對立してゐた。すなはち山縣、桂、寺内等の所謂武斷派が、北滿よりする露西亞の壓力に對抗し、變轉の兆ある支那の形勢に對處するためには、一日も早く韓國を併合して、東亞における帝國の地歩を堅めねばならぬと主張したのに對し、伊藤、井上（馨）、山本（權兵衞）等の所謂文治派は、韓國併合の世界列强に與ふべき衝擊を憂へ、むしろ暫く保護政治を繼續して、熟柿の枝を離るるが如き時まで隱忍するを可なりと考へた。從つて、桂第二次内閣成立の當初においては、韓國において統監の重任にあるものは文治派の頭目たる伊藤であり、國内において政局に當るものは武斷派の中堅たる桂であつたため、そこに複雜機微なる關係を生じたのである。

この硬軟二派の對立において、伯が何れに與したりしやについては、これを敍述すべき何等の資料がない。たゞ伯の從來の思想は、何れかと言へば、文治派の主張に近く、且つ左に掲ぐる伯の手記になる覺書も、依然として、武斷派の主張とは遠かつたことを思はしめる。

一、韓國經營ハ、豫定ノ經費ト年限トニ於テ、成功ヲ期セサルヘカラス。

經費ハ財源ヲ定メ、其支出ノ程度ハ、殖民的經濟ノ原則ト相照準シテ、背馳セサルコトヲ期セサルヘカラス。

成功ハ豫メ事業ノ範圍ヲ定メテ之カ進捗ヲ圖ルニ在リ。（卽來十年間ニ）移民五十萬蓄産牛馬各百萬。

疏水並水漑。

一、韓國ノ財政ヲシテ獨立ヲ速成セシムルハ、永ク帝國ノ保護ニ賴ルノ信念ヲ絶チ、暗ニ韓國ノ獨立心ヲ催進スルノ結果ヲ招クノ因タルヲ忘ルヘカラス。

韓國ノ歳入ヲ以テ、韓國ノ拓殖卽勸業教育交通等ヲ成サントスルハ、保護國ノ威信未タ浸潤セサルニ先テ、被保護國々民ニ自主獨立ノ志ヲ起サシメ、我帝國主義ノ普及ヲ妨クルモノタルヲ忘ルヘカラス。

一、韓國外交權ヲ我ニ收メタル以上ハ、可成内治ハ國王並ニ韓官ノ爲スカ儘ニ任シテ、假令其行爲韓國々民ニ害アルモ、餘リニ干渉ヲ試サルヲ得策トス。

蓋し當時の伯にとつては、韓國併合の急不急の問題よりも、現に實施中なる保護政治を、如何に行ふべきかの當面の問題の方が、より興味を惹いたであらうと思はれる。

然るに韓國においては、伊藤が統監として京城に乘込んでから、まだ一年も經たぬうちに、韓國國王が親翰を列國

元首に密贈したといふ不祥事が起つた。さらに明治四十年七月には、韓王が密使を海牙萬國平和會議に送り、獨立運動を試みんとしたといふ事件が起つた。この時ばかりは、流石文治派の伊藤も赫怒して、韓國を亡ぼすものは韓人なりと、痛嘆したと傳へられる。かくして保護制度の實施後三年有半の間、伊藤の苦心經營によつて、制度改善の成績は著々として現はれたに拘はらず、匪徒暴民は依然として所在に橫行し、日本居留民は生命財產の危險を冒すにあらざれば、一步も市外に踏み出すことができないといふ狀態であつた。玆において、伊藤の期待は悉く韓人のために裏切られ、伊藤もまた、韓國の保護政治は、到底永續すべからざる所以を覺るに至つた。

かくして明治四十二年六月、伊藤が統監の地位を退いて、桂と肝膽相照せる曾禰荒助がこれを繼いだ時、韓國併合のことは一步を前進したことを示すものであつた。一般に信ぜらるるところによれば、同年四月、伊藤統監は、桂首相及び小村外相に對して、すでに韓國併合のことに贊意を表し（「外交秘話」「世外井上公傳」等）その結果桂內閣は閣議を開いて、同年七月、正式に韓國併合の方針を確定したと言はれてゐる。（「公爵桂太郎傳」「外交秘話」等）しかし併合問題について側面から活潑な運動を試みた黑龍會の「日韓合邦秘史」は、その事實を否定して、わが廟議が韓國併合に決定したのは、同年九月末から十月初めの交であつたと主張してゐる。しかし何れにしても、韓國併合の大方針は、拓殖局の設置さるる十箇月乃至一年以前に、すでに決定してゐたのである。

併合斷行の形勢を急轉直下せしめたのは、明治四十二年十月二十六日、元老伊藤が哈爾賓において韓國刺客の兇手に斃れたことであつた。この事件と伯との因緣については、前卷「嚴島夜話」にこれを詳述した。韓人が文治派の頭目伊藤を、暗殺したといふ事實は、いたく我が國民の心を激動せしめ、輿論は囂々と湧き立つた。韓國においても、

併合を主張する李容九、宋秉畯等の一進會の運動も、ます〳〵活潑猛烈となつた。茲において桂は時機漸く熟せりとなし、病中の曾禰統監を退かしめて、寺內陸相をしてこれに代らしめ、續いて新たに拓殖局を設けて、著々併合の準備を進むることとなつたのである。

伯が拓殖局副總裁として、韓國併合のことに、直接關與するやうになつたのは、それ以來である。

韓國統監に任命せられたる寺內陸相は、その赴任に先だち、韓國處分問題についての大方針、少なくとも韓國皇室の待遇、韓國元老大臣の措置、韓國人民の統治方針、併合實行に要する總經費の四點だけは、豫め確定しおくべきことを求めた。かくして關係各官廳から、併合準備委員が選まれ、六月下旬から七月上旬にかけて、首相官邸において會議を重ねることになつたのである。

この會議に、拓殖局を代表して、主として出席したのは、第二部長江木翼であつた。外務省からは次官倉知鐵吉、大藏省からは次官若槻禮次郎、法制局からは長官安廣伴一郎、書記官中西清一、統監府からは外事局長小松綠等が出席し、議長には內閣書記官長柴田家門が當つた。伯もまた拓殖局副總裁として、時々この會議にも出席した。

この最終會議（七月八日）において確定したる重なる事項は、左の通りであつた。

第一　韓國を改稱して朝鮮とすること。

第二　韓國皇帝たる李王を大公と稱し、その席次を皇太子の次、親王の上とし、その一家を世襲として一ヶ年歳費百五十萬圓を支給すること。

第三　李家の親族は皇族待遇とし、その班位に應じて、公侯伯を授け、世襲財產として相當の公債證書を下賜せらるゝこと。

第四　新舊功臣にはその分に應じて爵位を授け且つ世襲財產として公債を下賜せらるゝこと。

第五　朝鮮人は特に法令又は條約を以て別段の取扱をなすことを定めたる場合の外全然內地人と同一の地位を有すること。

第六　韓國の對外條約は併合と共に總て廢止し、日本の對外條約を以て之に代へ、從來の居留地の事務を各國領事より日本官廳に引繼ぐこととし、かつ永代借地權は借地權者の希望に依り所有權に代へしめ、この希望を表明せざる場合には依然永代借地權を認むること。

第七　併合の際所要經費として公債三千萬圓を發行し、その一半を王族、元老、大官等の世襲財產に充て、他の一半を教育、授產、備荒等の基金として各村に分賜せらるゝこと。

かくして韓國併合の準備は成つた。韓國統監は、これ等の大方針に從つて、韓國政府と交渉を開始し、八月二十二日、つひに日韓併合條約が成立したことは、更めて縷述するまでもなく、炳として正史に存する。韓國併合の實現によつて、わが半島經營は全く面目を一新し、ここに東亞安定の不動の礎石が置かれることになつた。而してこれが中心人物は、明かに桂首相であり、その意を體して、直接に併合の斷行に當れる殊動者が寺內統監であることは、何人も認むるところである。この間において、伯が如何なる働きを爲せしやについては、具體的にこれを敍述すべき資料がのこつてゐない。しかし拓殖局副總裁としての伯も、またその功の一部を分つたであらうことだけは、想像に難くない。

五、韓國併合に關する覺書

いよ〳〵韓國が合併と決したる時、差當つて起つた大きい問題は、憲法が朝鮮に施行せらるるか否かであつた。この問題は既に臺灣に關して發生し、六三號問題として日本の政界並びに學界に大波瀾を捲き起したことであるが、

朝鮮については、臺灣と同一と目すべきや否や、それは重要なる問題であつた。

これについて伯は、次のごとき覺書を手記してゐる。卽ち、憲法は當然朝鮮に行はるべしとの意見である。

一、三千年來、君民ノ關係ト同一ナル關係新版圖ノ人民ニ與ヘラルヘキカ。

一、大權統治トスヘキコト。

一、主權者ノ意志ノ發表ヲ待テ始メテ新領土ニ施行セラルヘキモノナリ。

一、從來ノ事歷ハ憲法當然新領土ニ行ハル、モノト解釋スルノ外ナシ。

一、從來政府ノ意見ハ不可トシ取消スコト。

一、折衷說ヲ以テ韓國ニ施行セサル方法。

一、韓國ハ土地人民共ニ占領セラル、モノナリ。故ニ臺灣ト樺太トハ同シカラス。

第二に起つた大きい問題は、朝鮮の行政上の地位である。朝鮮は臺灣の如く、日本の屬領として外國より割讓せられたるものにあらずして、「韓國皇帝陛下が韓國全部に關する一切の統治權を完全且永久に、日本皇帝陛下に讓與」(韓國併合條約第一條)したものであつて、之れに對し、「日本國皇帝陛下は、前條に掲げたる讓與を受諾し、且全然韓國を日本帝國に併合することを承諾」(同第二條)せられんとするのである。

故に伯は、第二の覺書において、朝鮮の行政的取扱ひ、及び朝鮮貴族の待遇を、次のごとく記し、且つ憲法施行に關しては、暫定的にこれを停止し置くべきものとした。

一、日本皇帝兼朝鮮皇帝ニ非ラス。日本皇帝ノ治下ニ合併シ、特別ノ州制ヲ設ケラルヘシ。

一、貴族ハ朝鮮ノ貴族トシ、日本ノ公侯伯子男ト同一ト看做サス。何時同一取扱トナスヘキカ。

一、憲法ハ朝鮮ニ施行セラルヘキモノナリ。然ルニ直ニ實行ノ困難ナル事ヲ認ムルカ故ニ大權ニ委任スヘシ。而シテ憲法ノ施行ハ、何時ニテモ大權ノ發動ニヨリ、施行ヲ宣言セラルヘキモノトス。

この二通の覺書を、伯は何の目的を以て手記せしものなりやは明かでない。或は例の通り、桂首相または元老諸公に獻策するための心覺えであつたかも知れぬ。或はまた、前項に述べたる準備委員會において一言するための用意であつたかも知れぬ。しかしこれによつて、韓國併合問題に關する伯の意見は、大體において觀取することができる。さうして、この意見は、一部を除くほか、大部分は容れられてゐる。

六、韓國統監にとの推薦

伯が中央政界に於いて羽翼を伸ばしたる後に至つても、伯の眞實の手腕は、寧ろ植民地に於いて揮はしむるを可なりとした人々があつた。それは伯の特色が、混亂の裡より秩序を生む創造的方面にあつたが故に、百事草創の植民地に適すと爲したのである。

それ等の人々は、伯をして朝鮮統治に手腕を揮はしめたならば、必ずや半島の面目を一新せしめるであらうと考へた。しかし伯は終生終に朝鮮總督たる機會なくして終つた。

然るに爰に、伯を曾禰統監の後に据ゑようと運動した人があつたのである。それは伯の年來の友人杉山茂丸で、彼が明治四十三年二月一日、即ち朝鮮併合に先立つ約七箇月前、山縣有朋に送つた次の書簡によつて窺はれる。

謹啓　近寒愈太敷御座候處

閣下益御廣胖被爲涉御座、恐悅至極奉存上候。今朝尊翰を捧誦し、御來諭成（感）銘ニ不耐奉存候。（中略）韓國の一條ニ付ては、度々奉得御意候通り、事柄は素よ李韓國の國情ニ對し當然の事ニて、彼等有志家の境遇にては有勝の事ニ御座候得共、始より讒誣中傷其間ニ狹（挾）まり、當局の頭腦忽チに此の韓國特性の風土病に冒され、終に曾禰統監の頑明（冥）を破り、隨つて一事は一事毎ニ一日は一日毎に、飽迄も彼等有志家の感情を破壞する事と相成、今日にては事柄よりも、統監の處置よりも、單に對統監の感情を以て、極端に憤恨を抱き、終に死生を顧みず、統監ニ仇せんとする事を決定致候狀態に相成、小生は今日迄若し彼等にして　陛下の御信任を以て任に統監にある曾禰氏を批儀（議）するの實狀、公式に相顯ハれる時は、卽時に彼等を深淵に突き落し、斷絕可致と相待ち居候處、彼等も又小生の心事已に決して動かす可からざるを識了し、俄然として今回彼等より小生に斷絕を申込み、自由行動を執り度由申來り、實は喫驚致候。併し素より小生の微力より生ずる事ニ御座候間、一昨年頻りニ苦策を廻らし縱橫罷在候次第、御憫察被下度候。唯ゞ特に當局ニ覺悟爲致置度は、此儘にては彼等雜輩は小生の手を離るゝと同時に、悉く暴徒となるか刺客となるか、到底拾收統一難致ものと可相成は火を見るよりも明かなる事實に有之、今日迄極力首相陸相兩閣下へは侃諤の忠言を捧げ置候得共、小生の微力は今や已ニ盡絕せんとする時に御座候間、韓國十年の大事目睫にあると憂慮罷在候。若し豫期の如く干戈一動以て彼等を一掃するに至らは、結果は瞭然豫期と相反し、彼等ハ山野江湖の間より直に四方に四散し、帝國の不手際無此上、其仇する處十年十五年にては兎ても纏り不申事と相成可申候。此時に於ては如何なる智者も劣者も、海外に對韓當局の秕政暴露致候時は、外交

上の障害實に測り知るへからざる義と苦中罷在候。小生此際の一良策としては、統監の御不例を期として一時休養の事と罷成、例の蕃勇後藤男にても枉げて御任用相成候ハ、、一時は必ず過誤も可有之候得共、荒片付丈けは可相付、其後にて曾根子なり陸相なり御出馬に相成候ハ、、戰は萬全を得べきかと奉存候。此邊の事を相考へ候には、兎ても小生當局の御相談は斷念罷在候間、御一考の資にもと、閣下へ申上奉り置候。——

二月一日　茂　丸

山縣元帥閣下侍史

しかしこの杉山の獻策は用ひられなかつた。さうして陸相寺内正毅が、曾禰に代つて韓國統監の任に就き、日韓併合の大事を成就したことは、すでに述べた通りである。

七、次第に後退

創立當初の拓殖局は、朝鮮併合の大事業で活氣を呈してゐたが、それも一段落を告げると、次第に閑散なものとなつてきた。それは植民地に對し、恰かも新たに法制局を設けたる如き觀を呈し、一半の力は法規穿鑿の末技に費され、他の半ばは外國の植民政策に關する文獻の飜譯に費されるやうになつたからである。

元來拓植局そのものが、内實は、朝鮮併合の準備事務局として創設されたものであることは、すでに述べた。伯を副總裁の椅子に据ゑたのも、或は拓殖局を以て臺灣統治を主とするがごとくカモフラージュするためであつたかも知れぬ。伯も恐らく、このことは、萬々承知の上であつたらう。若し柱から明らさまにさう言はれたとすれば、伯は甘

んじてその傀儡となつたことになる。しかしその動機が何であらうとも、一旦拓殖局が創設された以上は、これを基礎として、年來の志を遂げようといふのが、伯の意圖であつた。

この當時伯は新渡戸稲造に語つて、「俺の仕事は一寸見ると締め括りがないやうだが、俺が一度糸をぐつとしめると、ちやんと締りが付くやうに仕組んであるのだ」といつてゐた。それは、伯は機會を見て、これを獨立の省とするのみならず、朝野の學者實際家を集めて、伯の持論たる大日本主義的膨脹政策の實行に取り掛らうと待つてゐたからである。

從つて、この拓殖局には、次の勅令案のごとき大規模の拓殖會議を附屬せしむる計畫であつた。

勅令案

拓殖會議規則

第一條　拓殖會議ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ韓國、關東州、臺灣及樺太ニ關スル諸般ノ政務ニ就キ審議シ又ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應シ意見ヲ開申スルモノトス（註、傍線ノ所別案ニハ「拓殖ニ關スル事項ヲ審議シ」トアリ）

第二條　拓殖會議ハ拓殖ニ關スル事項ニ付主任各省大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條　拓殖會議ハ拓殖各般ノ事項ニ關シ韓國統監、關東都督、臺灣總督及樺太廳長官ニ對シ意見ヲ徴スルコトヲ要シ或ハ臨時議員ヲ各地ニ派遣シテ調査ヲ要スト認ムルトキハ之ヲ内閣總理大臣ニ具申スヘシ

第四條　拓殖會議ハ議事整理ノ爲ニ規則ヲ議定シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　拓殖會議ハ議長一人議員十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

議員ハ内閣所管官廳、内務省、外務省、大藏省、陸軍省、海軍省、農商務省、遞信省高等官ヲ以テ之ニ充ツ

第六條　特別ノ事件ヲ審議スル爲メニ臨時必要ノ場合ニ於テ前條定員ノ外臨時議員ヲ命スルコトヲ得
第七條　議長ハ國務大臣ヲ以テ之ニ充ツ高等官ノ内ヨリ命スヘキ議員ハ所屬大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
第八條　議長ハ會務ヲ統理シ議事規則ニ依リ議事ヲ整理シ其決議ヲ内閣總理大臣及各省大臣ニ具申ス
第九條　議長事故アルトキハ其指名シタル議員ヲシテ事務ヲ代理セシム
第十條　拓殖會議ニ幹事二人ヲ置キ内閣所管官廳高等官ヲ以テ之ニ充ツ
幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第十一條　議長議員及幹事ニハ一ケ年千圓以内臨時議員ニハ事件ノ輕重ニ應シ其都度相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得
第十二條　拓殖會議ニ書記ヲ置ク議長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
書記ハ内閣所管官廳判任官ヲ以テ之ニ充ツ
第十三條　書記ニハ一ケ年貳百圓以内ノ手當ヲ給スルコトヲ得

しかしながら、この勅令案は、第二次桂内閣に於いてはつひに實現しなかつた。第三次桂内閣に於いても内閣短命のために成功せず、漸く七年後に至り、寺内内閣の時に、拓殖調査委員會となつて實施せられた。

八、事志と違ふ

伯の拓殖局に於いて爲した最後の仕事は、滿洲の黑死病退治であつた。
明治四十四年の初頭、北滿に於いて肺ペストが發生し、非常な勢ひをもつて傳播し、南下して次第に南滿洲に侵入し、果ては北淸地方にも蔓延せんとするの形勢を示した。

その患者は數萬に上り、中心地たる哈爾賓の慘狀は、人をして面を背けしめるものがあつた。その人心に與へたる恐怖の狀は、殆ど外敵侵入、洪水、地震等に越ゆるとも言ひ得べき程であつた。滿洲在住の日本人及び外國人は、支那人市街との交通を遮斷し、出入にマスクを用ひ、殆ど斷食斷水の窮狀に陷りつつ、日夜戰々恟々、ただ疫禍の身に及ばざらんことを祈るの情であつた。

殊に北京は外交團の中心地であつただけに、その騷動も一層大袈裟であつた。義和團匪事件以來の大事件として、北京の城門を閉して出入を誰何するほどの騷ぎであつた。

この報を得るや、伯は直ちに黑死病に關する世界的權威たる親友北里柴三郎を起用して、防疫の大策を樹立せしめんとし、これを桂首相に獻策した。北里はペスト病原菌の發見者であり、且つ日本防疫事業實施の殊動者であつた。桂は直ちに伯の獻策を容れて、北里に懇囑した。しかし北里は、病原もすでに明かであり、防疫方法も確立してゐるペストのことであるから、自ら出馬せずとも、門下の一人を派遣すれば足るものと考へて、桂にこの旨を答へた。然るに伯は、なほ北里に懇請して止まず、北里もつひにその熱心に動かされて、二月極寒の滿洲に渡つた。さうして大連より奉天、長春に至る各地を視察し、防疫上各般の方針を確立したのみならず、歸途寺內朝鮮總督の懇請により、朝鮮における防疫策をも樹立せしめた。

肺ペストの慘禍に驚倒した淸國政府は、同年六月奉天に於いて世界の專門家を集めて、善後處置の國際會議を開いた。北里は議長としてこの會議を指導し、日本はこの一大異變始末の主動者として列國を指揮し、遂にこの慘禍を鎭壓し、禍害を滿洲に限局して支那本部に波及せしめなかつた。それは北里の仕事であつたけれど、背後に伯の強力な

る後援あるに非ずんば、彼は斯くのごとく縱橫にその手腕を揮ふことを得なかつたであらう。

しかしながら、この滿洲黑死病事件が、拓殖局副總裁としての伯の仕事の最後であつた。すなはち五月五日、桂首相と後藤遞相とは、突如として、正副總裁の兼官を免ぜられ、內閣書記官長柴田家門が、新たに總裁兼任の命を受けたからである。それと同時に、拓殖局はその內容に一大變化を蒙つた。それは植民地指導の地位を失つて、植民地官廳殊に朝鮮總督府の中繼所たるの地位に下落したからである。かくして伯の理想としたる拓殖省設置の案は葬られて、單純なる植民行政事務のための法制的取次所が出現した。それは當時の政界の事情が、拓殖局をもつて、朝鮮總督を指揮監督することを得なかつたためである。

しかし又一方から言へば、柴田の總裁兼任は、桂內閣の退却準備でもあつた。桂はその三箇月後の八月二十五日に辭表を奉呈して、所謂圓滿辭職をしたからである。

第八節　政治外交及び私生活

一、金拾貳萬圓處分の始末

吾人は伯の桂內閣に於いて擔當したる遞信、鐵道、拓殖の三官廳の業績を點檢した。

併し乍ら伯のこの內閣に於ける眞個の活躍の舞臺が、首相桂の相談役として、內閣全般の問題に亙つたことは、既



大正二年頃の伯一家

鶴見夫人愛子・鶴見祐輔・令姉初勢・嗣子一藏
母君利恵子・伯・伯爵夫人・佐野彪太・佐野夫人靜子

に本章の冒頭に於いて記した。それは政治と外交との全局面に亙つた。ゆゑに吾人は、伯の第二次桂内閣時代の記述を終らんとするに當り、少しくこれ等の二點について、論ずるところなくてはならぬ。

伯の閣内に於ける地位は、小村外相と共に、純桂系として閣内に立ち、山縣系を代表する平田、大浦、小松原の三者と對立してゐた。德富蘇峰の言を藉りて言へば「大浦子は内閣のゴミタメで、いやな事をやらされた。謂は、内閣の裏門の支配役であつた。後藤伯は表門、卽ち玄關の支配人であつた」のである。

また長島隆二の語るところに依れば、「大浦の思想傾向は頑固な保守主義で、政黨彈壓方針を執れるに對比し、後藤伯の思想傾向は自由主義で、對政黨方策は、彈壓せずしてむしろこれを抱擁する」といふ立場にあつた。さうして、桂内閣に於ける伯の政治的勢力については、長島はさらに「桂公と後藤伯との密接な政治的關係によつて釀成せられたところの一大勢力は、その後大正年代において憲政會、政友會といふ二つの政治勢力に對抗するところの、獨自の勢力を構成した。この勢力に依つて出現したのが、實に寺内内閣であり、第二次山本權兵衞内閣であつた」と語つてゐる。

卽ち伯は中央政界に於いて二大政黨と藩閥、財閥の外に、獨自の地位を築きつつあつたのである。世人の呼んで後藤閥といつたのは、伯の個人的勢力が官僚、政黨、財界、新聞、學界の各方面に浸潤しつつあつたことを、指示するものである。

桂内閣は政黨に地盤を有せざる内閣であつた。ゆゑに首相桂は、事每に政黨と妥協して、その政策を實行しなければならなかつた。政黨取引の一方の大番頭たりし大浦兼武は、中央俱樂部と稱する自己の腹心を持つてゐた。しかし

桂内閣の政策實行のためには、かかる少數黨のみを以てしては如何ともすることができなかつた。すなはち議院内の第一黨たる政友會と握手することを、絶對必要としたのである。

その政友會との連絡の衝に當ることが、伯の仕事であつた。それは勿論伯一人のみの受持ではなかつた。しかし伯はその重要なる役者の一人であつた。ゆゑに後年伯が桂に從つて國民黨系の議員より成る同志會に入黨した時、世人はむしろ伯の政友會に入らざりしを怪しんだ程である。而して同志會脫黨後の伯が、最後まで最も政友會と近かつたのは、この第二次桂内閣時代に蒔きたる種の發芽せるためであつた。

伯はその性格に於いても、消極的なる同志會――今日の民政黨――よりも、積極的なる政友會と近かつた。これ等の點については、吾人は第三次桂内閣成立以後の章に於いて詳述するであらう。

伯が斯くのごとく桂のために政黨聯携に奔走したる事蹟は、不幸にして文書として殘つてゐないが、茲に一つ頗る興味ある文獻がある。それは卷紙に毛筆をもつて、伯の自書した覺書であつて、「金拾貳萬圓處分の始末」と表題まで記してある。

それは桂首相並びに寺内、大浦兩相と高橋日銀副總裁との間に起つた重大なる經濟財政上の問題救濟のため、伯が私財を提供し、その不足額は後藤勝造をして補給せしめたる事件の覺書である。次の通りである。

金拾貳萬圓處分の始末

四十三年十二月廿日、首相並寺内大浦兩相と高橋日銀副總裁との間、經濟財政上重大の影響を生せんとするを認め、救濟策ニ奔走し、濱口吉右衞門其間に周旋し、却て紛雜大事將に去らんとす。此秋ニ於て、僅かに金拾貳萬

圓ニテ救濟の法立つへしとて、高橋副總裁と協定處辨したり。善後の策は四十四年二月を期とす。然るに事豫想と反し、本年本月に及び、之を放任する能はす。小生責任を以て處理し。後藤勝造預れり。左ニ

内　金五萬圓也　西の宮土地賣却三千五百坪

右は卅五年、阿片賞與金參千圓ニて買入れたる參千五百坪の地なり。

金貳萬四千圓也　神戸みるめ村の海岸地六百坪

右は廿八年中、參千五百圓ニて、友人大阪齒科醫西村輔三君か、隱逃地として小生の爲めに買入與られたるものなり。

殘額金四萬六千圓　是後藤勝造小生の義擧ニ感し、自ら所有の鬼怒川株數千株を賣却して、外に

九千圓は、平沼專藏計算日銀利子等の不足分、合計五萬五千圓支辨結了せり。勝造從來相場株式に手を出したる事なし。但財政の爲めに救濟せんとて助勢したるまてなり。其精神高潔世俗の及ふへき處ニあらす。世俗誤解を明にする爲め、此ニ明記し置くものなり。

男爵　後　藤　新　平（花押）

明治四十四年九月十九日　爲後藤勝造君

この事件の内容が如何なるものであつたかは判明しないが、その救濟のために、自己の私財を投げ出したところに、伯の性格が躍如としてゐる。さうして、自己の私財をもつて不足したるところを、友人後藤勝造をして提供せしめ、

且つ後日の誤解を避くるため、この覺書を手記し置きたるものと思はれる。

後藤勝造は、正規の教育を受けたることさへなき一個俠骨の市井人であつたが、性來義氣に富み、しば〳〵伯のために働いてゐた。この事件も亦、伯の窮境を坐視するに忍びず、進んで私財を提供したものと見える。實業家の獻金が往々にして反對給付を伴ふの事實に鑑み、伯は勝造の潔白を證するために、この一書を認めたものであらう。

上記の文獻は、伯が桂内閣のために盡力せるは、單に知識供給の一事に止まらざりしを示すものである。又伯の資財の出所に關して、當時世上に流布された種々の取沙汰が、いづれも眞相と遠きものであつたことの、一證左と爲すに足るであらう。

二、阿里山問題

たとへ臺灣及び滿洲において偉勳を樹てたりとはいへ、中央政界においては全く新參者なる伯が、桂第二次内閣の成立とともに、内閣の花形役者として、颯爽と登場し來りしことについては、すでに詳述したるところである。しかしそのことは、同時に、政敵の攻擊の矢を、伯の一身に集中する所以でもあつた。

當時桂首相の祕書官として、這般の消息に通ぜる長島隆二は、その間の消息を次のごとく物語つてゐる。

遞相糺彈の烽火、更に議會の政府いぢめの戰術は、きはめて巧妙に行はれた。卽ち正面攻擊を行はず、背面攻擊の方略をもつて現はれてきたのである。さうして、火の手を後藤遞相に集めるの策戰をとつた。西園寺政友會總裁は、大いに成行を憂慮し、私から事情を聽取されたことがある。

かくして第二十五議會の開會とともに、桂内閣は、後藤遞相を中心とする大波瀾のうちに漂蕩することになつた。その第一が阿里山問題で、第二が國務大臣答辯資格問題であつた。

一體この阿里山問題といふのは、伯が臺灣民政長官時代に、その森林の伐採を計畫したのが發端である。伯が臺灣中部拓殖のために、自らこの千古斧鉞の入らざる森林地を踏査し、阿里山開發の具體化に努力したことは、前卷において詳述せるところである。

これが爲めに伯は再三、中央政府に對して阿里山官營論を提議し、中央の援助の下にこの新しい、しかも壯大な拓殖事業を達成しようとしたが、時たま〳〵日露戰爭に際し、中央政府はこれを顧みる財政的餘裕を持たなかつた。そこで伯は、藤田組に對して阿里山經營の交渉を開始し、その結果、總督府の監督の下に、藤田組をして經營せしめるといふ契約が成立した。かくて藤田組の資本に依る阿里山の開發事業は著々進行して行つた。その頃、偶然にも棲蘭山といふ山が發見せられ、この山も亦阿里山のやうに檜材が豐富に繁つてゐるといふ事がわかつた。そこで忽ち棲蘭山の伐木權を得ようとする出願者があらはれたが、藤田組は、かかる競爭的の山を他に許されては、とても阿里山の事業を繼續することは至難であるといふので、棲蘭山の伐木權も獲得したいと總督府に願ひ出た。さうして總督府がこれを拒絶するや、遂に明治四十一年一月に、阿里山經營の中止を總督府に對して申出づるに至つた。時の總督佐久間大將や大島民政長官は協議の結果、藤田組の中止申出に同意すると共に同年四月、阿里山の實地踏査を行ひ、その結果、「かかる事業は民業に委ぬべきではない。臺灣總督府當初の目的通り、官營にするがよい」といふ結論に到達した。依つて藤田組に對しては、阿里山を總督府に讓與するやうに申込み、百八十萬圓で讓渡するといふ内協定が成

立した。

茲においていよ〳〵總督府は阿里山官營事業の新方針を樹立する必要に迫られ、藤田に支拂ふべき金額並びに今後官營として事業を運用すべき費用を、五箇年繼續事業として支出することとし、四十二年度の豫算案において先づ二百六十二萬圓を計上し、これは借入金を以て充當する方針で、議會の協賛を求めた。

以上が、所謂「阿里山問題」の起るまでの經緯である。

しかるに、四十二年一月二十三日、衆議院豫算總會に於ける大島民政長官の、本問題に對する答辯の不備に端を發し、論議は頗る紛糾しはじめた。大島長官の説明では、どうしても議會が承知しない。そこで「民營ニシタノハ、惡カツタト云フコトヲ自覺シテ、今度改メタ、斯ウ云フ意味デスカ」といふ質問に對して、桂首相は、「決シテサウデナイ。此臺灣ノ阿里山經營ト云フコトニ付テノ歷史ヲ諸君ガ御承知ニナツタラ、多分サウ云フヤウナ誤解ハ起ラナイダロウト考ヘマス。是ハ幸ニシテ、今日後藤遞信大臣ガ出席シテ居リマスカラ、初メカラノ阿里山經營ノ問題ヲ、後藤大臣カラ御聽キニナル方ガ能ク解リハセヌカト思ヒマス」と答へた。さうして伯は、自己の所管外の問題であるにも拘はらず、起つてその辨明を試みることになつたのである。それは長時間に亙つて、豐富なる蘊蓄を傾け、頗る達者な、しかも熱のある答辯であつたが、速記錄によれば、その大要は、次の通りであつた。

抑々阿里山官營ノ起リト云フモノハ、大ナル三ツノ目的ガアルノデアリマス。之ヲ幾ツカニ別テバ幾ツニモナリマセウガ、先ツ三ツデアリマス。其第一ト云フモノハ、此臺灣ニ於テ中部拓殖ノ事業ト云フコトニ付テ、餘程苦心ヲシタノデアリマス。北部ハ拓殖ノ功成リ、南部ハ糖業ニ依リテ發達致シテ居リマスケレドモ、中部拓殖ノ事業ト云フモノハ、如何ナルモノデアルカト云フ

攻究ハ、餘程苦心シタノデアリマス。(中略)之ニ依テ全體ナ通貫スルトコロノ鐵道ヲ養ヒ、又一般人民ニ幸福ヲ與ヘルモノハ、阿里山ニ如クハナイト云フコトニナツタノデアリマス。――而シテ阿里山ノ地タルヤ、當時尙ホ生蕃ノ根據地デアリマス。併ナガラ此生蕃ハ幸ニシテ研究シテ見ルト、馴クベキトコロノモノデアル、餘程北蕃ノ慓悍ナルモノト同ジカラヌト云フコトガ明カニナツテ參リマシテ、其統治ニ於テ此地ヨリシテ拓殖スルノ可ナルト云フコトノ第二ノ理由デアリマス。(中略)第三ノ理由ハ卽チ臺灣ニ於テ木材ト云フモノニ窮シテ福州ヨリ多ク取ツタノデアリマス。ソレノミナラズ內地ヨリモ取ツタノデアリマス。(中略)此阿里山ハ拓殖ノ功ヲ見ルト云フコトニナリマスレバ、却テ輸出ガ出來ルト云フマデニナリマシタカラ、是レ一日ノ猶豫スベカラザルモノトナツタノデアリマス。故ニ前々內閣ノトキニ三回、當時民政長官トシテ此意見ヲ申述ベタ。又當時ノ兒玉總督モ此急務ヲ認メラレマシテ、總督自身ニモ內閣ニ說カレ、民政長官トシテ私モ屢々說イタ意見書ヲ三回モ出シテ居ルノデアリマスガ、(中略)併ナガラ其計算ハ如何ト云フコトニナリマシテ、ソレハ總督府自ラ經營ノ任ニ當ラウト云フノデ、調査ヲシタモノデアリマスカラ、ソレヲ差出シタノデアリマス。其金額ガ凡ソ三百萬兩少シ餘ダト思ツテ居リマス。三百五十萬兩バカリダト思ツテ居リマス。然ルニサウ云フ急激ナ事業ニ今著手スルコトハ出來ヌト云フノデ止ンダ。止ンデ民業ニスルガ宜イト云フコトデ民業ヲ企テマシタケレドモ、當時ソレニ應ズベキ者ガナクテ、困ツテ居リマシタ間ニ、藤田傳三郞ニ之ヲ經營サシテ見ヤウト云フコトニ話ガアリマシテ、(中略)一旦藤田傳三郞モ斷リマシタケレドモ、兒玉總督並ニ私カラ、是非是ハ早ク著手シテ遣ルコトハ必要デアルカラヤツテ吳レ、(中略)決シテ官營デヤツタカラト云ツテ、サウ粗雜ナモノデナイカラト云フ說明モ與ヘテ、而シテソレナラバヤツテモ宜シイト云フコトニナリマシタ上ニ就キマシテ、之ヲ此通リヤル以上ニハ、イロイロ人ノ關係、其他ノ關係ニ付テ困リマスト云フノニ付テ、兒玉總督並ニ民政長官デ居リマシタ時代故、自分ハ官ニ居ル人ヲ罷メサセテ貸シテヤル、ソレカラ此經營ノ道ヲ枉ゲズシテヤルコトアレバ、必ラズ成功スルカラ、ヤツテ見レバ宜シイノデハナイカ、併シ是ハ外ニマダ山林等ノ事業ガ今ノヤウニ生蕃ガ跋扈シテ居ル間ト違ツテ、形勢ガ一變シテ來ルト、益々宜クナルカラト云フコトヲ話シテ置イタノデアリマシタガ、然ルニ益々宜クナルトコロノ形勢ガ後ニ一變シテ、却ツテ藤田傳三郞ノ營業ニハ害ヲ爲スヤウナ次第デ、

（中略）ソコデ材積ヲ見ルト、數字ハ確カニ記憶致シマセヌガ、最初總督府ガ調ベタ數字カラ見ルト、尺〆ガ減ッテ來タト云フコトガ起ッタ。（中略）一方ニハ棲蘭山ト云フ、宜蘭ノ一部分デ海邊ニ近イ、最モ阿里山ノヤウナ困難ヲ見ズシテ出セルトコロノ山ガ、生蕃ガ退縮シテ之ヲ伐リ出スコトガ出來ルヤウニナッテ來タノデアリマス。ソコデ之ヲ願出ル者ガ澤山出テ來テ、ドウカアノ山ヲ伐ラシテ吳レト、斯フ云フコトニナッタ。此時ニ當ッテ、總督府ハ是ハ素ヨリ官業同樣ノ保護ヲ以テスルノデアルカラ、是ハ許可スルコトハ出來ヌ筈デアルケレドモ、段々此形勢ガ變ッテ來タモノダカラ、ソレヲ許可セヌト云ヘバ、藤田傳三郎ノ事業ヲ保護スルガ爲ニ、總督府ハソレヲ許可セヌト云フコトニ取ッテ、反對ノ氣焰ガ揚ルト云フ形勢ガ段々アルモノダカラ、其棲蘭山ヲ許可シナケレバナラヌト云フコトノ形勢ニナッテ來タ。ソコデ藤田ハ是ハ堪ラヌト思ッテ、其阿里山ニ澤山ノ金ヲ注込マセテ、鐵道モ其內ニ御話シシマスガ、元ノ計畫ヨリハ金ガ掛ルヤウニナッテ來テ、サウシテ材積ハ減ッテ居ッテ、サウシテ其方ヲ許サレタナラバ到底競走ニ堪ヘヌト云フコトニ付イテ、ソレハドウゾ前ノ方針通リ官業ヲオ遣リナサルト云フ精神デ、私ニヤッテ貰ヒタイ、若シ官業デ總督府ガ此阿里山ヲ御遣リニナッタナラバ必ズ棲蘭山ハ御許シニナラヌデセウ、ドウカ私ニ許シテ貰ヒタイト云フコトガ出テ來タ。然ルニ總督府ハ藤田傳三郎ニ向ッテ、此時分ハ民政長官ヲ私ハヤメタ時デアリマシタガ、祝民政長官カラ顧問トシテ在職中ニ聞カレタノデ稍々記憶シテ居リマスガ、總督府カラハ是ヲ同時ニ著手シロト、斯ウ云フコトヲ云ッタ所ガ、阿里山ニアレダケノ金ヲ注イデ置イテ、同時ニ著手シロト云フ、ソンナ無理ナコトハ出來マセヌカラ、是ヲ保留シテオクト云フコトニ願ヒタイト云フコトニナッタノデアリマス。此時ニ方ッテ藤田ノ方デハ若シ總督府ガ阿里山經營ヲシテ居ッタナラバ、同時ニ之ニ著手ヲナサルノデハアリマスマイ、ソレ故ニ其時ノ精神通リデ御許ヲ願ヒタイト云フコトニナッテ來タ。（中略）其間ニ總督府デモ意思ノ齟齬ガアッテ、サウシテ今日ニ至リ、其中止ノ原因ヲ生ジタモノトナッタノデアリマス。而シテ此官業ト云フコトハ、斯樣ナ經過ヲ以テ民業ニ移ッタモノデアリマス。唯其本ニ還ヘルダケノコトデ、決シテ總督府ニ於テ官業ニ移スト云フヤウナ趣旨ノ變化デハナイ、ヤハリ精神ハ同ジデアル。又此事業ハ急ヲ要スルカト云ヘバ益々急ヲ要スルノデアリマス。

この伯の長時間に亙る說明につき、森本駿が、「此御話ノ責任ハ總理大臣ガ御取リニナルノデアルカ、或ハ後藤遞信大臣ガ御取リニナルノデアリマスカ、又ハ所管ノ內務大臣ガ御取リニナルノデアリマスカ」と、責任の所在を突つこんだが、伯は簡單に、

唯今總理大臣ノ御話ニ依リマスト、前ノ經過モ知ツテ居ルシ、國務大臣トシテ居ルカラト云フ御話デアリマスカラ、遞信大臣トシテ御話シタコトデハナイト私ハ考ヘテ居リマスガ、其事ハ總理大臣カラ明白ニ仰シヤルコトハ諸君ニ對シテ當ヲ得タルモノト考ヘマスカラ、私ハ其事ハ總理大臣若クハ所管大臣カラ、御明答ニナルコトニ致サウト考ヘマス。

と答へて、輕くこれを外した。また元田肇の「藤田組ニ托シタ後、官營ニ戾ルヤウニナツタト云フ顚末」を明かにせよといふ要求に對しても伯は、

明瞭ヲ缺クト言ハレマシタガ、唯今棲蘭山ヲ下ゲヌト云フコト、ソレカラ入費ガ澤山掛ルト云フコトガ元ノ起リノヤウニ考ヘマス。此事ニ付テ委シイコトハ自分就職中ノコトデアリマセヌカラ、確カニ私ハ申述ベマセヌガ――

と答へたのみで、輕く突つぱなしてしまつた。

こんな風にして、朝の委員會は終つた。それは一種の前哨戰であつて、議員側はただ、伯の長い答辯を、默つて傾聽してゐるだけであつた。ところが、午後の委員會に至り、形勢は俄然として一變し、四方八方から攻擊的質問が、伯に向つて蝟集してきた。

まづ起ち上つたのは、野黨の論將島田三郎であつた。

午前ノ阿里山問題――此阿里山問題ハ世ノ中ニイロイロノ風聞ガ傳ヘラレテ居ツテ、重大ナ問題ト思ヒマス。二百六十萬圓バカリデ金額ハ大トハ申シマセヌガ、政府ガ此際總テノ情實ヲ捨テヽ、誠意ヲ國民ニ表セラルヽカ否カト云フコトヲ、信ズベキカ疑

フベキカヲ決スル材料ニナル重大ナ問題ト思フ。是マデ世ノ中ニハ斯樣ニ傳ヘラレテ居リマス。臺灣總督府ハ一個人ノ藤田傳三郎ト云フモノニ、阿里山ノ有利ナルト云フコトヲ信ジテ、之ニ事業ヲ起サセタトコロガ、其後事業ガ有利デナイト云フコトガ分ツタニ付テ、其總テ投入シタトコロノ資本ヲ以テ、阿里山ヲ再ビ買戻サウト云フコトガ世ノ中ニ傳ヘテ居ルコトデ、豫算ノ上ニ反射シテ居リマス二百六十萬圓ハ卽チ是レデアリマス。サウ致シマスルト、此手續ヲ明確ニ世ノ中ニ知ラシメナケレバ、外ニ政府ガサウ云フ事ヲヤルヤウナ事ガアツテハナラヌト云フコトヲ、國民ガ疑フ問題トナルカラ、實ハ小ナルガ如クニシテ、極メテ重大ナル問題デアル。(中略)次ニ後藤大臣ガ述ベラレタ宜蘭邊ノ山ヲ出願スルモノガアツテ、是ガ競爭ヲスルガタメニ、藤田ノ今迄ノ經營ガ有利デナイト云フヤウナ場合ニナツタ。斯ウ云フノデアルカラ、此競爭ガ出テ後ニ利益ガナクナツタト云フコトニナル。前ニハ藤田傳三郎ニ極メテ有利ナル事業ヲ經營サセル考デアツタ。此事ニ付テ藤田傳三郎ハ如何ナル心掛ヲ以テ此經營ヲヤツタカ、是ハ商業的事業デアルカ、抑々愛國的精神デヤツタカヲ疑フ。——併シ國家ノ經營ニ任ズル總督府ガ、之ヲ買上ゲルト云フコトニ付テハ、甚ダ疑ハザルヲ得ヌ。藤田ガ專賣的ニ引受ケルト云フコトハ、一個人ノ商業的精神デ、損益勘定デ引受ケタカ、愛國的精神デ引受ケタカ。(中略)後藤大臣ノ說明デハ要ヲ得ナイデ、甚ダ滿足ガ出來ナイ。得ノナル時ハ取ツテ損ノアル時ハ政府ガ引受ケルト云フコトハ、後藤大臣ハサウデナイト言ハレルケレドモ、唯ソレダケデハ分ラナイ。事實ヲ列擧シテ說明ニナラナイト分ラナイ。ソレ故ニ其事實ヲ承リタイ。ソレカラ藤田ガ此國家ノ山ヲ經營スルニ付テ、出願ニ出タモノデアルカ、又ハ國家ヨリ命令シタモノデアルカ、出願デアレバ願ノ通リ許可スルト云フ書面ガ下ルベキ筈デアル。又命令ナレバ命令書ガアル譯デアル。此手續上ノ書面ヲ委員長ノ手ヲ通シテ御廻シヲ願ヒタイ。

これに對して、伯は次のやうに答辯した。

——藤田傳三郎ト時ノ臺灣總督兒玉源太郎トノ間ノ契約書ガアリマスカラ、之ヲ御覽ニナレバ明白ニ分リマス。之ヲ差上ゲマス。(中略)島田君カラノ御質問ニ依ルト、藤田傳三郎ガ利益上ノ契約ヲナシタケレドモ、損ヲシタカラ之ヲ救フタメニト云フ解釋ハ、新聞ノ傳フルトコロヲ前提トシタナラバ、至極御尤デアル。併シ之ヲ前提トシテ說明ヲシタ譯デハアリマセン。(中略)

成ル程利ガアレバ彼ノ利益ニナツテ、其後ハ或ハ徳義心ヲ以テ經營ヲ致スカ知ラヌガ、其利益ノ差ヲ總督府ニ收メルコトハナイガ、契約書ニ依レバ精神ノ在ルトコロハ公益上ノ必要デアルカラ、藤田傳三郎ガ經營シテモ損失ハ立テナイカラ、之ヲヤレト云ウタトコロガ豫定ノ計畫通リ行カナイト云フコトハ、前段申述ベタヤウナ次第デ、棲蘭山ノ如キ利益ヲ妨ゲルモノガ出來タノデ困ルト云フノデ、ソレガ原因ニナツテ今日ノ如キ中止ノコトニナツタ譯デアリマス。（下略）

續いて議員側からは横井時雄が起つて、

是ハ百八十萬ノ金ヲ或ハ年賦ナリ、何ナリニシテ藤田傳三郎ニ返シテ置イテ、サウシテ棲蘭山ノ方ヲ新シク經營シタ方ガ得デハナイカト云フ疑モ起ル。

といふ主意の質問をなしたるに對し、大島民政長官が、

棲蘭山ハ朧ロニ分ツテ居リマスルガ、マダ實ハ隘勇線ノ外ニアル山デアリマス。探検等ニ行クコトハ無論出來マスルガ、十分ニ精査シタ譯デハアリマセヌカラ、果シテ是ガ阿里山ト比較シテ、非常ナ有望ナ山デアルカ否ヤト云フコトハ判明致シマセヌ。併ナガラ今日マデノ調査ニ依レバ、阿里山ヨリハ劣等ノ山デアルト云フコトハ分ツテ居リマス。

と答へたことがきつかけとなつて、豫算總會は圖らざる波瀾を捲き起すことになつた。大島民政長官の答辯が、伯の言葉と矛盾したからである。その矛盾を捉へて、議員側は鋭く詰め寄つて來た。さうして、横井時雄と大島民政長官との間に二、三の押問答が行はれた後、つひに武藤金吉の、

唯今阿里山ト棲蘭山ノ比較ニ付キマシテ、民政長官ノ御答ト遞信大臣ノ御答トハ全ク齟齬致シテ居ルヤウニ承知致シマス。是ハ何レヲ信ジテ宜イノデアリマスカ。

といふ質問を引き出すに至つた。そこで伯はまたも答辯に立たねばならなかつた。

御答致シマスガ、先刻民政長官カラ御答シマシタコトト異ツテ居ラヌノデス。唯經濟トカ不經濟トカ云フ文字ヲ用ユルトスルノ間ニ於テ、其應用ガ宜シキヲ得ヌト云フニ止マルノデアリマス。此ノ如キコトニ付テ問答ヲ煩ハスト云フコトハ、甚ダ時間ノ不經濟ト云フコトニ自分ハ考ヘル位デアリマス。一言此所ニ陳ジテ置キマスノハ、此棲蘭山ト云フモノハ姑息ナ著手ヲスルニ便利ナ所デアツテ、阿里山ハ根本的ニ著手スルニハ宜シキ所デアツテ、此利益モ亦大ナル所デアル。併シ其業ニ著手スルニハ大資本ヲ要スルガ故ニ、姑息法ノタメニ妨ゲラル丶コトハ、最モ商業上恐ルベキノ敵デアルト云フコトヲ申述ベテアルノデアリマス。

（中略）今日ニ於テモ阿里山ノ有望ナルコトハ疑ナイノデアリマス。併ナガラ是ガ官營デアリマシテヤルトキニハ、第一ニ材積幾ラニ付テ幾ラト云ツテ拂フコトモナイノデアルカラ、其利益バカリモ大ナルモノデアリマス。又一方ノ營業者ノ受目ニナリマスルト其ノ材積モ拂ハナケレバナラヌ。其金ハ即チ利息付ノ金デ、利息ヲ拂ハナケレバナラヌ金デアル。斯ウ云フヤウナコトニ段々ナツテ來マスカラ、其經濟上ノ關係ガ變化ヲ來スノデアリマス。ソコラノ點ニ付テハ、阿里山ガ不經濟ナ所デアルト云フコトニ御考ニナラヌヤウニ希望致シマスノデ、說明ノ足ラヌトコロヲ補ツテ置キマス。若シ夫レ總理大臣ノ御答ヲ要スル事柄ガアリマスナラバ、私ノ申上ゲタコトニ付テ、其通リデアルヤ否ヤヲ、諸君カラ御問ニナルコトヲ望ミマス。

しかし議員側は、伯のこの答辯では滿足しなかつた。さうして續いて元田肇が、さらに猛然と攻め寄せ來つた。

天下ノ疑問トナツテ居ルトコロノ阿里山問題ニ付テ政府ノ當局大臣ト申シタイガ、當局大臣ニハアラズシテ、前民政長官ニシテ今日遞信大臣トナツテ居ル方ノ、先刻來ノ辨明ト、現民政長官ノ辨明トハ、大ニ異ツテ居ルト云フコトハ、何人ガ見テモ分リ切ツテ居ルノデアリマス。是ハツマリ同ジコトデアルト云フ唯今辨明デアリマシテ、何デモ宜シイカラ、御前方ハ信用シテ議決スルナリ、否決スルナリ、何レニモセヨト云フガ如キ態度デアレハ、吾々ハ、吾々ノ其決心ガアリマスガ、叮嚀ニ說明ヲサレテ、何レニナリ、吾々ニ事情ヲ明白ナラシメテ、贊否ヲ決セシムルト云フ誠意ガアルナラバ、今少シク愼重ナル態度ヲ以テ御說明アランコトヲ望ミマス。――

そこで結局、桂首相が自ら起つて、答辯しなければならなかつた。そしてその答辯は、至極ハツキリしてゐた。次

の通りである。

> 私ノ信ズル處ニ於テハ、從來ノ關係上ニ於テハ、現時ノ遞信大臣卽チ後藤前ノ民政長官ヨリ御話ヲ申サレマシタノガ、相當ノコトト考ヘマス。

しかし阿里山官營に對する衆議院各派の反對は、この首相の答辯をもつてしても終熄しなかつた。その結果、豫算總會において、この費目は削除の運命に遭つた。

豫算委員長栗原亮一は、次のごとく說明してゐる。（四十二年二月十三日午後一時八分開議ノ衆議院本會議）

> 四十二年度豫算審査ノ結果ヲ報告致シマス。（中略）ソレカラ臺灣特別會計ニ於キマシテハ彼ノヤカマシキトコロノ阿里山ノ官營デアリマス。之ガタメニ一時借入金ガ二百六十二萬圓、是ハ四十二年度デアリマス。四十三年度ニ於テ八十三萬圓。四十四年度ニ於テモ八十三萬圓、合セテ四百二十八萬圓ト云フモノガ、一時借入金ニ依テ支辨スルト云フノ案デアリマス。殘リ百六十二萬圓ト云フモノハ臺灣歲入カラ支辨スル。此經營費ハ總計五百九十六萬圓デアリマシテ、ナカナカノ大事業デアリマス。此問題ニ付キマシテハ隨分愼重ニ調査ヲ致シ、又當局者ノ言フトコロモ十分ニ聽取ツタノデアリマスガ、何分本件ト云フモノハ、計畫調査共ニ尙不充分ニシテ、果シテ今日之ヲ官營ニスルガヨイカ、此得失ト云フモノハ容易ニ今日、斷定スルコトハ出來ナイト云フ理由ヲ以テ、否決ヲ致シタノデアリマス。

かくして阿里山の官營案は、一旦は衆議院において葬り去られたが、翌明治四十三年に至つて、やうやく議會を通過し、實現されることとなつたのである。

三、國務大臣答辯資格問題

阿里山問題が一段落ついて、伯攻撃の火の手が衆議院で小康を得たと思ふと、間もなく、今度は國務大臣は、他人をして代理して答辯せしむることを得るか、乃至は、國務大臣は自己の所管以外の問題について、答辯することを得るかといふ憲法上、議院法上の大論戰を惹起し、政局の大紛糾を招來した。

ことの起りは、明治四十二年一月二十六日午前の衆議院豫算委員會において、議員片岡直温の鐵道豫算に關する長い質問に對し、伯が桂大藏大臣に代つて、詳細なる答辯をしたるにある。

これに對して、第一に質問の矢を放つたのは、森本駿であつた。

> 其前ニ先程ノ遞信大臣ノ答辯ノコトニ付イテ一言御尋シテ置キタイ。唯今鐵道ニ對スル質問ガアリマシテ、遞信大臣ヨリ御答辯ニナリマシタガ、アノ御答辯ハ遞信大臣トシテ御答辯ニナツタノデアリマスカ、或ハ鐵道院總裁トシテノ御答辯ニナツタノデアリマセウカ、鐵道ニ關スル政府委員トシテ御答辯ニナツタノデアリマセウカ、責任ノ明カナルトコロヲ伺ヒタイ。

この質問に端を發して、國務大臣答辯資格問題といふやうな、大波瀾を起すであらうとは、恐らく何人も想像しなかつたであらう。そこで桂首相は、最初不用意に鐵道院總裁の資格としてであると答へたが、鐵道院總裁は政府委員ではない。そこで國務大臣としての答辯であると言ひ直したが、これでもいけない。蓋し伯が鐵道院總裁の資格において答辯したとなれば、政府委員にあらず、從つて全然答辯する資格のない後藤新平といふ個人に、桂大藏大臣が勝手に自分の代理として答辯することを委任したもので、桂藏相に果して、その權限ありや否やとの問題を生じ、若し

之れに反して、伯が遞信大臣の資格において答辯したものとすれば、國務大臣として、自己所管以外のことを答辯したこととなる。いはゆる「國務大臣答辯資格問題」といふのは、この法律的ヂレムマを提げて、政府を難詰したものである。

これもかなり意地の悪い策戰で、伯をいぢめる爲めの論戰としか思はれないやうな應酬であつたが、その間伯は、終始沈默を守つて、その成行を傍觀してゐるより外なかつた。

さて、伯の答辯が、國務大臣として、責任を以て答辯したものであるといふことが明かになると、こんどは長島鷲太郎が起ち上つた。

> 私ガ議院法ヲ解釋スルトコロニ依リマスト、國務大臣ハ各々主管ノ事務ニ付テ説明ヲナサルベキモノデアルト思フ。（中略）若シ國務大臣ト云フ單純ナル資格ヲ以テ説明出來ルト云フコトデアリマスレバ、其國務大臣所管ノ事務以外ニ付テ御説明ニナッタモノニ付テ、他ノ國務大臣モ連帶シテ責任ヲ帶ビラルヽコトニナリマスカドウカ。

これに對しては、法制局長官安廣伴一郎が政府委員として、

> 國務大臣ハ他ノ主管ノ事務ニ付テ、何時ニテモ答辯ノ自由ヲ有シテ居ルト認メマス。

と答へ、なほ長島鷲太郎および元田肇から、連帶責任の點を執拗に追窮されたので、

> 無論答ヘタ大臣ハ責任ヲ帶ビ、又其事ニ付テ主管ノ大臣ハ無論責任ヲ帶ビル。即チ代理トシテ答辯スレバ其責任ヲ帶ビル。各大臣カ聯帶シテ責任ヲ帶ビルト云フコトハナイ。

と答へた。しかし議員側は、この答辯では、どうしても滿足しなかつた。そこで委員長栗原亮一は、この問題の審議を後廻しにして、鐵道と公債の問題の質問戰を續行しようとしたが、片岡直溫の質問に對して、伯が答辯しようとす

ると、この資格問題が解決しないうちは、後藤國務大臣の說明は聽くことができぬといきり立ち、つひにこの答辯資格問題は、次の委員會まで、持ち越されることになつた。

かくして翌一月二十七日午後の衆議院豫算委員會においては、まづ長島鷲太郎が起つて、この問題を蒸し返した。

桂首相ノ御管轄ニ屬スヘキ事柄ニ付テ、後藤男爵ガ委員ノ質問ニ對シテ御答辯ニナツタ事柄ノ資格ガ、鐵道院總裁トシテノ御資格デアルカ如何ト云フ質問ニ對シテ、慥カ首相ト私ハ覺ヘテ居リマスガ、ソレハ鐵道院總裁ノ資格デアルト初メ御答ニナツタト覺エマス。ソレニ對シテ鐵道院總裁デハ訝シイノデハナイカ、國務大臣若クハ政府委員ナラバ兎ニ角、何等資格ヲ有セヌトコロノ鐵道院總裁後藤男爵ガ說明ヲサルヽト云フノハ、何ノ法律ニ據ツタモノデアルカト云フ質問ガ出マシタニ對シテ、是モ慥カ首相ト覺エマシタ、國務大臣デアルト云フ御辯解ガアツタヤウニ承知致シテ居リマセヌカラ、實ハ差控ヘテ居ツタノデアリマス。（中略）此問題ハ政府當局者ト雖モ、亦吾々議員ト雖モ、愼重ニ硏究ヲシナケレバナラヌモノデアル。場合ニ依レバ將來ノ先例ヲ作ルモノデアル。我邦ノ憲法史上ニ於テ一ノ大問題ヲ惹起ス所ノモノデアルト考ヘマシタカラ、私ハ政府當局者ニ向ツテ愼重ナル所ノ御答辯ヲ求メタノデアル。（中略）卽チ此十八年ノ御詔勅ト云フモノハ、立憲ノ準備ノ御詔勅デアツタノデアル。此御詔勅ニ依テ見マスルト、各官衙卽チ各大臣ノ責任ト云フモノガ、各分擔サレテアルト云フコトハ明白ナル次第デアル。又二十三年ニ發布ニナツタトコロノ官制ヲ見マシテモ、ヤハリ同一デアル。況ンヤ二十六年ニ改正サレタトコロノ官制ヲ見マスルト、第二條ニ「各省大臣ハ主任ノ事務ニ付其責ニ任ス」ト云フコトガアル。是ヲ以テ見マスルト、各省ノ大臣ガ其所管ノ事務ニ付テ責任ヲ盡スノハ明白ナルコトデアツテ、我憲法史上ニ於テハ一點ノ疑ヲ容レヌコトデアル。若シ昨日ノ政府ノ答辯ノ如ク、國務大臣ハ何時タリトモ、所管外ノ事務ニ付テ答辯スルコトガ出來ルト云フナラバ、其國務大臣ト云フモノハ、聯帶シテ其義務ヲ負フト云フ結果ヲ生ズル譯ニナル。政府當局者ガ聯帶シテ責任ヲ帶ビルト云フ御說明デアルナラバ、吾々議員ハ又滿足スル次第デアル。若シ然ラズトスレバ、國務大臣ハ各其主管ノ事務ニ付テ說明ヲサレンケレバナラヌ。其他ノ人ト云フモノハ此議院ニ來テ主管大臣若クハ政府委員ノ外、說明ヲスルコトノ資格ハ無イモノト謂ハナケレバナラヌ。

さらにその飛沫は意外のところまで飛んで、伯を以て徒らに官制を複雜化するものであるとの非難さへも生れた。

長島は續いて論じて曰く。

併乍ラ此數年來ト云フモノハ、遺憾ナガラ官制ト云フモノガ段々複雜ニナツテ參ル傾ガアルノデアル。是ハ決シテ詔勅ノ御趣意ニ基クモノデハナイ。我々詔勅ノ御趣意ニ遠ザカツテ居ル。隨テ其結果ト云フモノハ、漸次立憲ノ原則ヲ破ルト云フコトニ流レルノデアル。私ハ多クノ例ヲ用キナイ。後藤男爵閣下ガ臺灣ノ民政長官ヲ罷メラレテカラ以來今日ニ至ルマデ後藤男爵ノ足跡ノ嚮フトコロ、官制ハ常ニ――私ハ紊亂トハ謂ハナイ、複雜ヲ來タシテ居ル。是ハ私ハ後藤男爵ヲ攻擊スル譯デハナイノデアル。固ヨリ政府ノ施設ノ上ニ於テ、後藤男爵ノ如キ有爲ナル人ヲ要スルト云フコトハ、吾々モ之ヲ認メテ居ル。併ナガラ斯樣ニ官制ノ複雜ニナルト云フコトハ、吾々ハ餘リ望ムベキコトデハナイ。極メテ忌ムベキコトデアル。（中略）斯樣ニ官制ヲ漸次紊ルト云フコトハ、實ニ我立憲史ヲ破ルコトデアル、又豫算委員會ニ於テ問題トナツテ居ルトコロノ阿里山問題ノ如キモノ、島田君ノ御要求ニ依テ政府ノ提出サレタトコロノ契約案ヲ見レバ、單純ナルトコロノ契約デアル、藤田卽チ現時ノ民政長官ノ行爲ニ影響ヲ及ボストコロノ、臺灣ノ元老後藤男ガアルト云フタメニ、契約上ニ情實ガ搦マラレルト云フコトヲ以テ、多額ノ報償ヲ出サナケレバナラヌト云フコトニ相成ルト思フ。十八年ノ御詔勅ノ御趣意ヲ見レバ、官守ヲ明カニスルト云フ御明文ガアル。之ヲ以テ見テモ、詰リ官制複雜ノ結果ト云フモノハ種々雜多ノ情實ト云フモノヲ生ズルノデアル。――

この質問のうち、第一の資格問題については、安廣法制局長官が次のごとく答へた。

唯今委員長カラ御報告ニナリマシタ通リ、昨日ノコトニ付テ御答辯ヲ致シテ置キマス。卽チ甲大臣ガ乙大臣ノ主管ノ事務ニ付テ代理トシテ答辯ヲスルコトハ出來ルト云フ積リデアリマス。併ナガラ是ト同時ニ其主管大臣ハ無論責任ヲ帶ビルト云フコトニナリマス。（中略）主管大臣ガ各其責任ノ範圍內ニ於テ、他ニ委託サレルト云フコトハ敢ヘテ法律上ノ差支ナキノミナラズ、是ハ便宜上斯ウ云フコトガ宜カラウト考ヘマス。既ニ今マデモ斯ノ如キ例ハ度々アツタノデゴザイマス。否ラザレバ若シ國務大臣ガ

御病氣ノ時分ニハ、是非其大臣ヲ兼任スルト云フヤウナ辭令ガナケレバ、二進モ三進モ事務ガ運バナイト云フ話ニナラウト思ヒマス。

この答辯に對し、元田肇は、然らば國務大臣は、議會において、政府委員の外に、臨時に代理を命じうるものなりやと追窮し、安廣と押問答の結果、つひに安廣は、代理を認めると答辯せざるをえなくなつた。續いて桂首相が自ら立つて、次のごとく極力これらの問題の辨明に努めた。

今ノアトデ長島君ガ御質疑ニナツタトコロニ御答ヲシマス。昨日ノ此問題ニ上ツテ居リマシタトコロノ長島君ノ御質疑ニ對シマシテ昨日此席ニ於キマシテ明瞭ナル御答ヲ爲シ能ハナカツタノハ甚ダ遺憾デアル。併ナガラ是ハ餘程重大ナルコトト考ヘマシタカラ、篤ト詮議ヲシテ内閣ノ考ヲ決定致シマシテ、御答ヲスル積リデ、昨日ハ即答ヲシナカツタノデアリマス。甚ダ其間ニ於テ本大臣ガ或ハ鐵道院總裁ト云ヒ、或ハ國務大臣ト云フコトニ付テ、長島君ハ餘程先刻モ御述ベニナリマシタガ、是ハ甚ダ其明瞭ヲ缺イタト云フコトニ付キマシテハ、本官ガ一時ノ間違ヒデアツタ、今日御答ヲ致シマシタノガ是ガ本統ノ御答ト御承知ヲ願ヒタイ。次ニ先刻カラ明治十八年ノ御詔勅、官制ノ複雜、現内閣ハ之ヲ無視シテ居ルカ否ヤ、此御質疑ニ對シマシテハ、本官ハ明瞭ニ御答ヲ致シテ置カナケレバナラヌト考ヘル。決シテ無視致シテ居ラナイ。尤モ獨リ明治十八年ノ御詔勅ノミナラズ、總テ陛下ノ御趣意ヲ奉戴致シマシテ、立憲的ニ憲法ニ基キマシテヤツテ居ル決心デゴザイマス。此邊ハドウゾ御疑ノナイヤウニ致シタイ。此官制ノ複雜云々ト云フ先刻カラ御話モゴザイマシタガ、是ハ多分殊ニ後藤男爵其ノ一身ノ任用ニ付キマシテ、種々御質疑ガアツタヤウデゴザイマス。如何ニモ本官ノ覺ヘテ居ルトコロデハ、曩ニ後藤男爵ガ臺灣民政長官ヲ代ラレマシテ滿洲鐵道ノ總裁ニナラレマシタ後ニ、或ハ臺灣ノ顧問若クバ關東州ノ顧問ト云フヤウナ、官制デアツタカ何デアツタカ、アツタヤウニ覺エテ居リマスガ、今日ハ其事ハ無イノデアリマス。又將來モ成ルベクサウ云フヤウナコトハ避ケタイト云フ考デゴザイマスカラ、ドウゾサウ御承知ヲ願ヒマス。

この豫算委員總會における論戰は、時の政府に取つては、隨分の難問題であつた。さうして、議場はかなり興奮し且つ騷擾したのであつた。しかしかうした法律問題は、豫算委員會において論議すべきではないといふ議論も出たので、遂に二月一日には花井卓藏は正規の贊成者の連名を得て、左記のごとき二通の質問書を議場に提出した。

質問書の一

國務大臣の資格及其發言の責任に關する質問主意書

一、國務大臣と各省大臣とは國法上其資格同一にあらすと信す。政府の所見如何。
二、國務大臣の發言は必すしも其主管事務に拘束せらるへきものにあらすと信す。政府の所見如何。
三、國務大臣の發言に付ては政治上道德上內閣の總員其責に任すへきものなりと信す。政府の所見如何。
四、國務大臣の發言に關し委託若くは代理を認めたる法規なしと信す。政府の所見如何。
五、國務大臣の資格並に言責に關する事項を辨明するは法制局の所管事務にあらすと信す。政府の所見如何。

質問書の二

政府委員の發言の責任に關する質問主意書

甲、明治四十二年一月二十六日豫算委員會に於て政府委員安廣伴一郎君は委員長島鷲太郎君、元田肇君の質問に對し左の如く答辯したり。

（中　略）

乙、又同年同月二十七日同委員會に於て同政府委員は左の如く說明並に答辯をなしたり。

（中　略）

右の應酬に對し本員の政府の所信を確めんとする要點左の如し。

第一　前記甲乙各事項に關する政府委員の說明並に答辯に付ては國務大臣の總員は共に其の責任を負ふや

第二　若し然らすとせは前記各事項は如何なる大臣の主官事務に屬し如何なる大臣に於て責任を負ふや

第三　所管事務の定めなき政府委員は官制上の所管以外に渉りて説明並に答辯をなすの權利ありや

第四　法制局長官か政府委員として有する資格權限の範圍如何

さうして提出者花井卓藏は、翌二日の午後、衆議院本會議において、左の如く説明した。

――法律上ヨリ見マシタナラバ、國務大臣ハ君主ニ對シテ單獨ニ責任ヲ負フコトハ疑ハナイノデアリマス。本員モ又左樣ニ信ジテ居ルノデアル。併ナガラ政治上道德上ノ問題ト致シマシテハ、大臣ハ議會ニ對シテモ、國民ニ對シテモ、同ジク其責任ヲ負ハレンケレバナラヌモノデアラウト本員ハ思フ。是レゾ即チ立憲的動作デアルト思フ。而シテ憲法行ハレテ茲ニ二十年、議會開カレテ茲ニ二十五回、慣例トシテ、事實トシテ、内閣ノ總員ガ政治的問題ニ關シマシテハ聯帶ニ其責ニ任ズベキモノデアルト云フコトハ、議院ノ全體ニ於テ認メテ居ルトコロナルノミナラズ寧ロ信ジテ疑ヲ容レザル所デアル。(中略)而シテ此點ニ關スル政府委員ノ答辯ニ至リマシテハ、不謹愼、不條理、不遜、不法是ハ實ニ言語ニ絶シタルモノト本員ハ心得テ居ルノデアル。(中略)本員ハ憲法ノ正當ナル解釋ト致シマシテハ、國務大臣ト各省大臣トハ其資格ニ於キマシテ決シテ同一デナイト思フノデゴザイマス。諸君、内閣ハ國務大臣ヲ以テ組織スルトコロノ合議機關デゴザイマス。各省以外ニ獨立シテ居ル所ノ一ノ官廳デアル。國務大臣ハ其官廳ノ一ノ吏員デアル。官吏デアル。(中略)果シテ然ラバ所謂内閣トハ政府ノ謂ニシテ國務大臣トハ政府ノ一人、内閣ノ一員デアルト云フコトハ、最モ明白デアラウト思フノデアリマス。ソレ故ニ議會ニ臨ムトコロノ國務大臣ハ行政各部ノ首長ノ意義デアルガ如キ狹義ノ解釋ヲ下スハ、好ンデ不文ノ典則ヲ否定シ議院ノ權利ヲ殺グモノデアルト本員ハ信ズルノデアル。(中略)國務大臣トシテ議院ニ臨マルル以上ハ、其發言ハ常ニ必ズ政府ヲ代表スルモノト吾々ハ受取ッテ然ルベキモノデアルト思フ。(中略)從ッテ所管以外ノ事務デゴザイマシテモ、發言ノ拘束ヲ受クルコトノナキハ勿論、苟モ政務ニ關スルモノデゴザイマスル以上ハ、自由ニ其意見ヲ述べ得ベキ權利アルト同時ニ、述べタル言ニ對シテハ各大臣ハ内閣代表ノ發言トシテ互ニ聯帶シテ其責ニ任ジナケレバナルマイト思フ。(中略)行政各部ノ首長ノ發言デアルト云フ言葉ノ下ニ、所管外ノ責任ヲ免ル、ト云フ

コトハ政治道德ノ上ニ於テ、立憲政治ノ典則ノ上ニ於テ許スベカラザルコトデアラウト本員ハ思フ、(中略)然ルニ若シ主任大臣ガ主任以外ニ責任ヲ有シナイト云フコトニ相成リマシタナラバ如何デゴザイマセウカ。文武九省ニ分タレテ居ル行政各部ノ首長ハ全ク内閣ヲ以テ己レノ主管セルトコロノ行政廳ノ出張所トナシテ居ルモノト見ナケレバナルマイト思フノデアル。又各大臣ハ其擔任致シテ居リマスルトコロノ行政事務ニ對シテノミ責任ヲ有スルモノト致シマシタナラバ、是ハ政務ヲ總攬スルニハアラズシテ政務ヲ分離スルモノデアルト私ハ思フ。政務ヲ統一セヨトハ内閣官制ニ掲ゲラレテアル。(中略)已ニ然リト致シマシタナラバ、甲ノ國務大臣ハ乙ノ國務大臣ニ發言ヲ委托シ代理ヲ委托スルノ必要ハナイノデアリマス。況ヤ委托ト云ヒ、代理ト云ヒ國家ノ公器ヲ授クベキ關係ニ於テ民法上ノ用語ヲ使フト云フコトハ日本開闢以來未ダ曾テ無イノデアル。任官ハ陛下ノ大權デアリマス。國務大臣ニ代理ヲ命ズルコトモ一ノ任官デアル。既ニ任官ト致シマスレバ天皇ノ大權ニ依ラズシテ自由ニ受授スルコトノ出來ル事柄デゴザイマセウカ。若シ之ヲ以テ便宜ナルガ故ニト云フ政府委員ノ言ヲシテ眞ナラシメタナラバ、彼等ハ便宜ヲ以テ大權ヲ侵スモノデアル。都合ヲ以テ天皇ノ大權ヲ侵スモノデアル。其罪恕スベカラズト信ズル。(中略)法制局長官ニ大臣ノ資格責任ヲ云爲スル權限ヲ何時授ケラレタカ、何ノ法規ニ依ツテ授ケラレタカト云フコトヲ問ハザルヲ得ナイノデアル。實ハ法制局長官ガ出シヤバリ過ギタ過デアリハシナイカト思フ。(中略)法制局官制中第一條法制局長官ハ國務大臣ノ資格並ニ其言責ヲ調査スベキモノト云フ規定ハ何處ヲ見テモ無イノデアル。

これに對して、内務大臣平田東助は、事殊に重大に亙るを以て、政府は深く審議考慮の上、書面を以て答ふべき旨を言明した。

また同じ日の衆議院本會議においては、「國務大臣ノ議會ニ對スル權限ヲ明白ニ決定セムカ爲特ニ調査委員ヲ擧ケテ調査セシムヘシ」といふ緊急動議が提出されたが、これは花井等の質問に對する政府の答辯を聽いてからにした方がよからうといふので、それまで延期することになつた。

この執拗なる衆議院の攻撃に對し、政府は頗る苦慮した。そこで法制局において愼重に研究し、閣議の決定を經て三月二十四日、次のごとく桂首相から答辯書を送つた。

衆議院議員花井卓藏君外一名提出國務大臣の資格及其發言の責任に關する質問に對する答辯書

一、國務大臣の職務は國法上各省所管の事務に限局せさるものと認む

二、國務大臣の發言は必すしも其主管事務に拘束せらるへきものにあらすと認む

三、國務大臣の發言に付其總員が政治上及道德上言責に任すへきや否やは各事項に付決定すへき問題にして概括的に答辯することを得ず

四、國務大臣の發言に關し他の國務に於て其委託を受け又は代理をなすへき特別の法規なし

五、國務大臣の資格並に言責に關する事項を辨明するは法制局の所管事務にあらす但政府委員の職務は必らすしも官制の所管事務と相關聯するを要せす

衆議院議員花井卓藏君提出政府委員の發言に關する質問に對する答辯書

第一、質問書記載の甲乙各事項に關する政府委員の說明並に答辯に付いては事政府全體に關するを以て國務大臣の總員と共に其言責を負ふものとす但し政府委員の說明中委任及代理云々は稍々穩當を缺くを以て之を取消す

第二、前項の答辯に依りて明かなり

第三、政府委員の職務は必ずしも官制上の關係を要せざるを以て所管事項の定めなき政府委員は官制上の所管以外に涉りて說明並に答辯するの權能を有す

第四、前項答辯に依りて明なり

この答辯書の提出によつて、二月二日の國務大臣權限調査に關する緊急動議は、撤回されることになり、漸くにしてこの國務大臣代理答辯問題も終りを告げ、一時は天下の耳目を聳動した政界の波瀾も鎭靜したのであつた。これは

一方伯を窮地に陥れたとともに、伯に對する世上の注目を大きくする結果ともなつた。何となれば、かかる論難攻擊の中心となることは、伯の政治的潜勢力の反映とも見られ得るからであつた。つまり伯は、不思議な形において、議會の花形と爲りつつあつたのである。このことは、後に寺内内閣の際に一層甚しかつた。

四、外交上の活躍

ビスマークが外交家であつたといふ意味において、伯も亦天性の外交家であつた。彼は少年の日から、駈引の名人であつた。彼はなにを達成すべきやの目標を、明白に胸中に把持しつつ、人をそらさずして應酬するの術を體得してゐた。

また彼は一生を通じて外交に興味を抱いてゐた。若し彼にして外國語の才を惠まれてゐたならば、日本は一人の偉大なる外交官を彼に於いて發見したであらう。

彼の外交趣味は、夙く既に獨逸留學の日に始まる。彼は社交を好まなかつた。併し乍ら、彼は赤十字會議のごとき國際會議に出席して、日本の立場を主張することを好んだ。

この外交興味は臺灣に赴くに及んで、更に一層の濃度を增した。支那政策、南洋政策について、彼は間斷なく研究し、且つ働きかけた。

滿鐵總裁の任に就くや、彼は支那と露國とに對し、隱然として、日本を代表する外交官の役目を演じてゐた。伊藤博文との嚴島會見において、日本の世界政策を徹宵談論したるは、既に記したるところである。

桂内閣の遞相たるに及んで、彼が更にこの外交趣味を發揮すべきは、寧ろ餘りに當然であつた。彼は或は首相に獻策して外交の方策を講じ、或は側面より小村外相を援けて外國使臣その他と交驩し、或は自ら主人公として外國との交渉に當つた。

彼が首相に對して、いかなる獻策を試みたるか、不幸にしてこれを叙述すべき資料を發見することができぬ。しかし彼は、屢〻筵を設けて、外國使臣を招待し、彼の家族は罷めて外國使臣の招宴に應じて出席した。また和子夫人は公式接見日を設けて、外國使臣とその家族とを午後の茶に招待して交驩した。

彼が自ら主人公として、外交に參畫したのは、主として支那と露西亞と獨逸と米國とであつた。彼のこの四國との外交的關係は、四個の公共團體によつて殘つてゐる。

彼の支那に對する興味は、內務省衞生局の日に始まり、在臺の日にいよ〳〵深まつた。その結果として、彼は桂の創設したる東洋協會に力を罄し、後に會頭としてその擴張强化を圖つた。

彼の露國に對する關心は、滿鐵總裁の日に始まる。その最後に至るまで、彼は念々對露政策を忘るるの日なく、一時は殆ど露國に對して日本を代表する唯一人たるかの觀をすら呈した。その努力の結晶したるものが、彼が創設盡力して、後に會頭たりし日露協會である。

彼が初めて獨逸の文化に接したのは、須賀川醫學校に於いて、醫學の研究に志したるの日に始まる。而して獨逸留學の日にその濃度を增し、臺灣、滿洲とこれを繼續し、臺閣に列するに及んでは、力を盡して日獨の接近に努力し、しば〳〵私財を擲つて獨逸の碩學を日本に招聘した。彼が後年の日獨文化協會の會頭となつたことは、蓋し偶然では

ない。

併し乍ら、彼の關心の最大といはざるも、その重大なるものは、米國にあつた。殊に彼の新渡戸稲造とともに米國に旅行するや、この國が將來世界に冠絶する大國たるべきことを豫見し、北米合衆國に對し、歐洲は將來、歐洲合衆國をもつて對抗するに非ずんば、到底拮抗すること能はざるべしと爲した。これがブリアンの歐洲聯盟運動に先立つこと三十年である。

ゆゑに彼は米國の動靜を注視することを怠らなかつた。彼は夙く米國宣教師の支那朝鮮に於ける勢力を看破し、これを是正する爲めには、宣教師以上の人物を以てするの外なしと思惟し、遂に萬國基督教青年會の創設者、米人ジョン・アール・モット博士と厚誼を結び、彼を通して日本の立場を世界の宗教家の間に知悉せしむることに努力した。

また彼は米國の新文化に留意し、その嗣子一藏をコロムビア大學に遊學せしめたるのみならず、米國の學殖を日本に入れるに盡力すること厚く、米國の碩學チャールス・エー・ビーアド博士を招いて、東京市政調査會を創設し、關東大震火災に際しては、再びビーアドを急招して、帝都復興の案を立てしめた。これ等は、彼の對米外交の片鱗を物語るものである。

かかる廣汎なる意圖の下に行はれたる彼の外國代表者との交驩交渉は、桂内閣當時に於けるものとしては、僅かに支、露、獨、米の四國との記録の一部に殘存せるのみであるが、併し乍ら、それ等によつて、遞相としての彼が外交方面に如何の活躍を爲せしやの一斑は窺ひ得るであらう。

五、唐紹儀との密談

明治四十一年十月十三日の夜、遞信大臣に就任して間もなき伯は、深川の日本銀行倶樂部に、唐紹儀一行を招待し小村外相、大島關東都督、伊藤巳代治子、松尾日銀總裁、その他外務、大藏、遞信各省の次官局長、並びに澁澤榮一男、岩崎男、三井男、大倉喜八郎、其の他實業界の巨頭を集めて、盛筵を張つた。

唐紹儀はヱール大學に學び、李鴻章の幕下に生長したる支那政界の有力者で、明治三十八年六月、徐世昌の東三省總督として滿洲に來るや、彼は奉天巡撫に擢用せられて、專ら對日、對露の外交に當り、戰後は支那の利權回收政策のために奮鬪した。その當時新たに滿鐵總裁として赴任した伯とは、その間に相識るに至つたのである。

今回の彼の渡日は、團匪事件賠償金中二千萬兩を支那に還附したる米國に對し、謝恩使とし特派せらるる途次、立寄つたものであつて、その目的は日本財政の調査にあつた。彼は謝恩使たる以外に日、英、米、獨、佛諸國の財政を調査すべき內命を受けてゐたのである。

併し乍ら、彼の眞の目的は、名を謝恩に藉つて米國に赴き、米清接近の一投石を試みんとするにあつた。それは日露戰爭以來、急激に增進したる日本の極東に於ける勢力を、米國の力によつて牽制せんとするにあつた。ことに滿洲に對する米國の關心を助長し對日、對露の淸朝外交を補强するとともに、出來るならば、米淸同盟にまでも進みたい腹であつたやうである。

ゆゑにこの間の事情を察知したる日本政府は、これに對し周到なる手配をした。一方、駐米大使に訓令を發して、

これに備へしむるとともに他方、唐の滞日期間を利用して、各般の工作を試みた。その一つが大作の提案をなしたのである。

唐紹儀が米國政府を訪れ、米淸同盟の提案を試みて失敗したるは、世界外交祕史中の一插話であるが、彼は東京に於いては、鵜の毛ほども、その素振りを示さなかつた。日本側に於いても、素よりこれを感知せざるもののごとく、ただ日淸國交の親善を主眼として接待した。

ただその夜、伯が招宴の主人として述べた儀禮的挨拶のうち、次の一節は、注目に値する。何となれば、この思想が具體化して、やがて十一月一日の唐紹儀との密談となつたからである。

愚案デハ日清兩國ノ關係ハ單ニ官ト官トノ親密ダケデハ足ラヌ。乃チ兩國ノ大官員ト兩國民間ノ財政家經濟家ト云ハル、人々トノ間ニ親密ナル關係ガ起テ、初メテ兩國ノ幸福ヲ增進スルコトガ出來ルノデアリマセウ。自分ガ初メテ唐大臣ニ接近シタ時ハ、官ノ關係デ無ク、殊ニ此感ガ深イ境遇ニ居ツタ時デアツテ、自分ハ凡ソ兩國ノ親善ナルモノハ、雙方ノ官民ノ親善デナケレバ、完全ナル親善デナイト云フ宿見ハ、徹頭徹尾固信シテ疑ハヌ所デアリマス。

十月十三日の夜宴は、儀禮上の舞臺的動作に過ぎなかつた。本當の交涉は十一月一日午後、狸穴の滿鐵社宅に於ける、主客水入らずの懇談にあつた。

この日通譯の任に當つた佐藤安之助は、次のごとき長文の會談記要を作成して、これを伯の手許に送つた。これによると、伯は先づ口を開いて、「今日ハ少ク祕密ニ涉ル事ヲ御話申度ク斯クハ他人ヲ避ケテ別席對坐ヲ求メタル次第ナリ」とて滿鐵問題につき、次の如く驚くべき提案を試みたのである。

先般奉天ヲ訪ヒ徐總督ト面談セル節、條約面ニ基キ、清國人ニ於テ滿鐵株ヲ引受ケラレンコト、更ニ一歩ヲ進メテハ貴國皇室ニテ該株ヲ所有セラレンコト並ニ貴國ヲ代表スル人ヲ同會社ニ入ラシメンコトノ三點ニ及ヒタルガ、閣下此事ニ關シ聞知セラル、所アルカ。

これに對して唐が、すでにこの問題は、徐總督より聞き及びをる旨を以てするや、伯は單刀直入、「此ノ三點ニ對スル閣下ノ御高見如何」と訊した。これに對して唐は、清國皇室が滿鐵株を所有することの全く絶望なる旨を次のやうに答へた。

閣下ノ貴我兩國ノ爲ニ配慮セラル、所ハ固ヨリ諒トスルモ第一、第二共ニ至難ナリ。殊ニ我ガ皇室ニ於テ滿鐵株ヲ所有セラル、トイフコトハ絶對ニ望ミナシ。我カ皇室ガ他國ノ皇室ト全ク事情ヲ異ニスルハ閣下ノ夙ニ知ラル、所ナルベシ。徐督ヨリ右ノ趣ヲ北京ニ報シ越セル當時、自分ハ慶親王ニ面シ種々内話スル所アリシモ、到底其成ルヘカラサル事由ヲ發見シタリ。慶親王ノ云ハルルニハ、前キニ盛宣懷ヨリ大冶鐵鑛及萍鄉炭坑ノ兩株式ヲ皇室ニ於テ御所有願ヒタシ、若シ幸ニ聽納セラルルトキハ、冥加ノ意味ヲ以テ銀百萬元ニ相當スル株式ヲ差上ケ、其上親王ノ手許ヘモ同額ノ物ヲ差出スヘケレバ、然ルヘク處分セラレタシトノコトヲ申出タルニ、親王ハ自分ニ對スルモノハ受納シ難キノミナラズ、皇室ニ持株ヲ願フコトモ迷惑ナリ、其上皇室持株ノ得失ヲ說明スルモ、恐クハ情ヲ悉スヲ得サルヘシ、仍テ卿謁見ノ時機ニ於テ、直接奏上スルニ如カザラント答ヘラレタリ。併シナカラ盛ハ所謂外省官ニシテ京官ニアラザル爲メ、謁見ノ機會稀ナレハ、漸ク請訓（御暇乞）ノ場合、兩宮ノ御前ニテ此事ヲ伺出タルニ、殊ノ外ノ御不興ニテ、汝ハ皇室ハ買賣シテ錙銖ノ利ヲ追フモノト思フカト叱セラレ、流石ノ盛モ恐縮シテ御前ヲ退下シタル由ナレハ、今日ノ狀況ニテハ、皇室ヲシテ株式ヲ所有セシムルコトハ殆ント絶望ナリ。

清國皇室が株式を持つことの困難なるは、定に唐の語るところの如くであつたらう。しかし伯はさらに屈せず、もう一度その點を慫慂した。

貴國ノ事情ハ高說ノ如クナランン。去リナガラ弊國ノ資本ノミヲ以テ經營シ居ルトキハ、貴國人ハ視ルニ他國ノ事業ヲ以テセナい兩國ノ關係厚カラス。之ニ反シテ日淸兩國ノ資本ヲ合一スルヲ得ハ、利害相同シキヲ致スヘシ。自分ハ其土地ガ已ニ滿洲ナルニ於テハ、必スヤ兩國ノ資本ヲ以テ合辦スルヲ當然ナリト信ス。而シテ其第一ノ手段ハ、皇室ニ御持株ヲ願フニ若クモノナシ。皇室ニ於テ已ニ株主トナラルルトキハ、人民ハ招カサルモ來リテ加ハランコトヲ願フヘシ。幸ニ貴國皇室ニ於テ此ノ至願ヲ容ル、トキハ、自分ハ我ガ皇室ニ於テモ株式ヲ御所有遊サル、ヤウ微力ヲ盡ス考ヘナリ。若シ此レ等ノ希望成就セハ、獨リ滿洲鐵道事業ノ上ニ良好ナル關係ヲ生スルノミナラス、延テ兩國皇室ノ接近ヲ更ニ事實ノ上ニ見ハシ、國交上ニモ好結果ヲ齎スヘキハ勿論ナラン。

そして唐より、再應その實行の望みなきを聞くや、直ちに第二の提案に移つた。卽ち一般淸國民をして、滿鐵株を所有せしむるの案である。それについての談話は「會談記要」によれば次の通りであつた。

大臣　皇室ノ御都合貴說ノ如クナラハ是非ナキモ、一般ノ貴國人ヲシテ入株セシムルハ如何。

唐　一般弊國人ガ株式ヲ引受クルコトハ尤モ喜フヘキ所ナルモ、是レ亦現今ノ無資力ニテハ困難ナルヘシ。

大臣　兩國人ガ實ニ合資ヲ決心スルトキハ、拂込ミハ一時ナラザルモ漸次納入スル方法モアルヘシ。

唐　然リ。去リナカラ貴國ノ出資ガ壹億圓ナルニ於テハ、弊國ノ出資モ亦壹億圓ナラザレバ妙ナラズ。漸次納入スルモノトスルモ、現時ノ弊國ノ狀態ニテハ、二年乃至三年內ニ此巨額ヲ拂込ムコトハ至難ナリ。（佐藤氏語ヲ擴メテ云ク。資本ハ貳億圓ナルモ、內壹億圓ハ政府ノ出資ニ屬シ、民間應募ノ株金ハ殘リノ壹億圓ナリ。）

唐　夫レニシテモ五千萬圓ハ出サザルヲ得ス。今日ノ弊國ノ有様ニテハ、迚モ無擔保ニテ此借款ヲ承諾スル相手ナカルヘシ。假シ五千萬圓借入ルルコトヲ得ルモ、滿鐵總資本ニ對スル弊國ノ權利ハ、卽チ四分ノ一ニ過キス。是レ亦內外ノ議ヲ纒ムルニ困難ナル理由トス。

大臣　淸國人ニ持株ヲ勸ムル意味ハ、決シテ權利問題ヨリ來ルニアラス。此點ハ飽迄誤解ナキヲ望ム。畢竟日淸兩國ノ合資事業

ハ、兩國民ノ關係ヲ更ニ良好ナラシムル所以ニシテ、持株ノ多少必スシモ深ク問フヲ要セス。例ヘハ百株ニテモ千株ニテモ貴國人ノ資本ノ入リタル事實ガ、兩者ノ關係ヲ更ニ親和ナラシムル道ナルヲ遺ルヘカラス。

唐　貴意了解ス。然レドモ出資ニハ二樣ノ意味アリ。若シ官ニ於テ株式ヲ引受クト云ハヾ權利ノ爲メナリ。其利益ノ有無ノ如キ敢テ問フ所ニアラス。民間ノ出資ハ全ク之ニ異ナリ、其目的トスル所ハ專ラ利益ニ在リ。故ニ權利ノ點ヨリ云ハヾ、百株乃至千株ノ出資ハ寧ロ爲サザルノ勝レルニ如カズトノ議論ヲ生スヘシ。而シテ利益ヲ主眼トスル民間ノ資本ヲ吸收センニハ、現在ノ滿鐵ハ未タ爾ク有利ナルモノトシテ汎ク弊國人ノ間ニ知ラレ居ラス。蓋シ民間ノ見聞ノ狹キコト政府ノ見聞ノ狹キカ如クナレハナリ。

と、流石は清國外交界の耆宿だけに、唐は巧みに伯の銳鋒を受け流しつつ、進んで攻勢に移り、滿鐵創業の際の事情を述べて、大いに不平を並べ立てた。次の通りである。

滿鐵會社創業ノ時、自分ハ株式招募ノ記事ヲ「ジャパン・メール」紙上ニ見タルノミ。當時北京天津又ハ上海ニ於テ發行セル新聞紙ニハ何等ノ廣告モナカリシ。故ニ弊國人ノ多クガ、該會社ノ株式招募ヲ承知セザリシハ無理ナラス。剩ヘ貴國ノ外務省ガ北京駐劄公使ヲ經由シテ我外務部ニ致サシメラレタル公文中ニハ、滿鐵會社創立ノ趣意ヲ明ニシ、且ツ弊國人ノ爲ニ多少ノ株式ヲ保留シ置ク旨記サレタリシガ、滑稽ニモ此公文ヲ接手シタルハ初一日ニシテ、株式申込ノ締切期ハ其翌々日ナル初三日ナリシ。當時自分ハ外務部侍郎トシテ此公文ヲ受取リ、直ニ尙書及軍機處王爺ノ覽ニ供シタルカ、之カ爲ニ二日ヲ費ス次第ナレハ、殘リ一日ニ於テ周ク民間ニ知ラシメ、應募マデノ手續ヲ盡スコトハ不可能事ナリキ。當時自分ハ、此章程ガ弊國人ノ加入ヲ勸ムル目的ヲ以テ作ラレタルモノトハ、想到スル能ハザリシ。貴國ノ趣意ハ了解セルモ、當時照會ヲ受ケタル場合ノ事實此ノ如クナリシヲ亮知セラレタシ。

これに對して伯は、「貴說ノ如クナレハ實ニ馬鹿氣タル談ナリ」然し乍ら、「諺ニ云フ死兒ノ齡ヲ算フルハ詮ナキ

業ナレバ」と、輕くこの問題を一蹴し、更に大處高處に立つて、滿鐵の事業に清國民の協力を求むることが、日清兩國民の結合により、歐米資本の壓迫を防ぐ所以であることを、次のごとく力説した。

偖閣下ノ御一考ヲ乞ヒタキハ、外國ノ資本ヲ滿鐵ニ入ルヽヲ善シトスルノ議論、稍ク國內ニ勢力ヲ占メツヽアル事實是レナリ。其理由ハ、日本ハ滿洲ニ對シテ何等ノ野心ナク、已ニ天下ニ公表セル所謂門戶開放ト機會均等トハ終始渝ハラサル所ナルニ拘ハラス、列國ハ動モスレハ日本ハ滿洲ノ利益ヲ壟斷スト誣ヒ、門戶開放機會均等唯タ名ノミト疑ヘリ。之ニ對シテ日本ノ眞意ヲ事實ニ證示スルノ方法ハ、歐米人ヲシテ株式ヲ所有セシムルヲ至計トスト云フニ在リ。自分ハ此說ニ反對シ、若シ歐米ノ資本ヲ加入セシムルトキハ、將來難事滋生シ、其禍ヲ蒙ルモノ獨リ日清兩國ニ止マラサルヘキヲ思ヒ、東亞大局ノ上ヨリ打算シテ、滿洲問題ハ日清兩國自ラ解決スルヲ得策トスルモノナリ。此ノ見地ヨリ自分ハ日清兩國ノ合辦ハ、歐米人ヲシテ出資ノ望ヲ絶タシムル唯一ノ方法ナリト信ス。閣下ノ高說如何。

伯の所論堂々、唐もまた論駁の餘地を見出し難かつたであらう。そこでこの點については、ただ清國の現狀を繰返すのみ。却つて第三點、卽ち清國の代表者を滿鐵に入るる條件を話題となし來つた。

閣下ノ憂慮セラルヽ所一々敬服ノ外ナシ。其議論ノ公明ニシテ堂々タル、貴國ノ好意ハ誠ニ多トスルニ足ルモ、如何ニセン、弊國ノ現狀ハ前ニ言ヘル如ク官モ民モ力微ニシテ、盛情ニ酬ユルニ便ナラザルヲ憾ミトス。貴説三點、最後ノ清國側ヨリ代表者ヲ出ス一事ハ、舊條約ニモ明文アル所ナレバ、實行スルヲ得ヘシ。實ハ露國ヨリモ、前年自分外務部侍郎トシテ「ポコチロフ」ト商議シタル緣故アルニ因リ、成ルヘク早ク適當ノ代表者ヲ出サレタシト促シ來レリ。是レハ右ノ緣故ノ外、自分ガ滿洲問題ニ付干與セル所少ナカラザルヲ知レルニ由ルヘシ。此度モ北京ヲ去ル時、露國公使ヨリ人撰ノ催促アリタルモ、自分ハ露國側ヘ代表者ヲ出ス場合ニハ、同時ニ日本側ヘモ代表者ヲ出スヲ相當ト考ヘ、其儘ニ打過キタリ。而シテ若シ日本ニ於テ異議ナキトキハ、夫ノ段芝貴ヲ推薦センカトモ思ヘリ。此ノ代表者ヲ出スコトハ、自分北京ニ在リタルトキハ左マデ緊要ナラサルカ如ク考ヘ居リ

タルモ、任ニ奉天ニ赴キタル後ハ、忽チ必要機關ナルヲ感シタリ。從來幸ヒ佐藤君ノ在ルアリテ、諸般ノ協議ヲ盡シ來リタルモ、隨時枉駕ヲ煩スモ禮ニアラス。去迚自分等ヨリ直接會社ヘ照會スルモ如何ト苦慮スル場合屢〻之レ有リ。此ノ如キ時ハ毎モ弊國側ノ代表者アラバ遠慮ナク相談スル便アラント思ヘリ。

株は持てぬが、重役を出してもいいといふのは、少々蟲のよい言ひ分のやうでもあつた。しかし伯の眞意は、たとへいかなる形式にもせよ、清國をして滿鐵の事業に關與せしむることが、わが大陸經營上、有利なりとしたのであらう。直ちに次の如く答へた。爾後、談話は具體的問題につき、流るる如く進捗した。

大臣　貴國ノ望マル、所高說ノ如クナラバ、自分亦微力ヲ盡スヘシ。何卒閣下ヨリ此事ヲ北京ヘ通シ置カレタシ。去リナカラ此處ニテ閣下ノ一考ヲ請ヒタキハ、清國ハ一個ノ株式ヲモ有セズシテ、代表者ヲ出セルハ違例ナリトノ議論ノ出テンコト是レナリ。此ノ場合ニハ名義丈ケ株主トスルノ便法ヲ取ルヤモ知ルヘカラス。此事ハ豫メ閣下ノ諒察ヲ望ミ置キタシ。尤モ此株ハ名義人ニ於テ買取ルニ及ハザルノ便モアラン。只タ會社ガ有スル株ヲ借リ受ケ、之ニ對シテ權利ト利益トヲ委托スル委任狀ヲ附シ置カハ足レリ。此レ等形式上ノ手續ハ凡テ當方ニ於テ取計フヘシ。

唐　貴說ノ如クスルニハ凡ソ幾株ヲ有スレハ可ナルカ。

大臣　百株ニテモ二百株ニテモ差支ヘナシ。

唐　百ヤ二百ナラバ必要ニ應シ本人ヲシテ買入レシムルモ苦シカラス。要スルニ斯ル人物ガ滿鐵ニ在ラハ、啻ニ經營上雙方ノ便利ナルノミナラス、廣ク清國人ノ間ニ滿鐵其物ノ眞價ヲ紹介スルヲ得、自ラ清國人ノ資本入リ來リ、進テハ閣下ノ希望セラルル如ク皇室ニ於テ該株式ヲ所有セラルヽニ至ラン。而シテ一般ノ弊國人ガ滿鐵ノ株式ヲ買取ラントスル場合ニハ、如何ニシテ入手シ得ヘキカ。

大臣　若シ此ノ如キ希望者アラバ、會社自身ノ所有株アル故、之ヲ所望ニ應シ讓渡スルモ可ナラン。且市場ニテハ二十圓拂込ミ

ガ二十四五圓ノ價格ナランガ、市價ニ拘ハラス券面額ニテ貴意ニ從フヲ得ヘシ。

唐　今後會社ノ營業報告ヲ自分ヘモ送ラル、ヤウ願ヒタシ。個人トシテ知人ノ間ニ持株ヲ勸メントス。

大臣　貴意了承、必ス今後毎期報告書ヲ送呈セシムヘシ。

そして伯は更に言葉をつづけ、東亞の大局より觀て、日清提携の急務なることを、次の如く再説した。

今日自分ガ日清兩國ノ合辦ヲ主張セルハ、東亞ノ大局ヨリ觀テ、兩國ノ接近ヲ更ニ事實上ニ證シ、小問題ヲ將テ相爭フノ不利ヲ避ケ、隔意ナキ握手ヲ一層堅ウセントスル精神ナルヲ此ニ再言ス。自分等ノ勢力アル間ハ、斷シテ歐米人ニ滿鐵株ヲ持タシメサルモ、自分等ノ勢力衰ヘ、軟弱ナル政治家ガ勢力ヲ得タルトキハ、或ハ歐米ノ資本ノ入ルト同時ニ、勢力ノ浸入ヲ防ク能ハサルニ至ラン。此ノ點特ニ閣下ノ賢慮ヲ望ム所ナリ。

茲においては、唐もまた伯の眞意に動かされざるを得なかつた。即ち、

敬承セリ。過般徐督ガ中村副總裁ト會談セラレタル次第ヲ、總督ヨリ北京ヘ報シ遣シ、總督ハ自分ニ對シ、足下東京ニ到ラハ一般ノ狀況ヲ見、且ツ後藤男爵閣下ノ意見ヲ聞ケト云ハレタルガ、實際此地ニ來リ且ツ親シク閣下ノ敎ヲ請フトキハ、京奉ノ天地ニ在テ想像セル所トハ多少ノ徑庭アリテ、到底書信ナドニ據リテ其眞ヲ判シ易カラス。夫レニ付テモ自分ハ中間ノ人アリテ情意通達ノ甚タ必要ナルヲ感セリ。

と、僞はらざる感想を述ぶるや、兩者の心情もやうやく融合し、伯がさらに進んで、

自分ハ前來ノ精神ヲ更ニ實際ニ施ス爲メ、事業ノ大小ニ拘ラス、日清兩國商民ガ財ヲ合セ力ヲ一ニシテ、共ニ滿洲開發ノ事ニ從ハンコトヲ望ム。若シ其人確實ナルモ資本ナキトキハ、或ハ滿鐵會社ニ命シテ出資セシムルモ可ナル故、幸ニ閣下ノ御賛同ヲ得ハ、豫メ貴國商民ノ最モ確實ナル者ノ氏名ト其事業ヲ擧薦セラレンコトヲ請フ。

と說くや、唐は答ふるに、「自分ニ於テモ深ク希望スル所其人物ニ付テハ追テ貴聞ニ達スル所アラン」と答へ、この

會談を終つた。

この唐紹儀との密談は、主として滿鐵經營に關するものであつたが、そのうちには、伯の當時抱持せし對滿政策、惹いては東洋政策の根本義が、單なる理論でなく、實際化せる形において、かなりに明白に現はれてゐる。

六、日露關係に斡旋

桂內閣の遞相時代、對露外交のために盡力せし痕跡を示す四個の文獻が殘つてゐる。その一つは、駐日露國財務官ウィルレンキンとの會見記であり、他の三つは、駐日露國大使マレウスキー・マレヴィッチとの會談覺書である。

ウィルレンキンは、伯が遞相として官邸に居住せる間、伯の宮村町の私邸を借りて住んでゐた人で、特別の使命を帶びて滯日してゐたやうである。日本を去つて後、倫敦駐在財務官となつたことを見ても、その才能を本國政府に認識されてゐたことは確かである。

彼との會話の題目は、南滿鐵道及び東淸鐵道を合同して、列國共同の資本によるシンディケート經營となさんといふ問題であつて、當時の歐米の空氣を觀測する一個の外交文獻として、興味殊に深い。時は明治四十二年二月十九日、場所は木挽町の官邸であつた。

W曰。昨年度赤十字社病院ニ於テ拜晤ノ節、南滿東淸兩鐵道ヲ合同シ、國際的ノ一大シンヂケートヲ組織シテ、之レヲ經營スル卑見ヲ申上候以來、小生ハ此ノ問題ヲ熟考仕リ、昨年秋米國ヲ經由シテ歸國ノ途次紐育市ニ立寄リ、シッフ氏ニ面會仕リテ、小生一個人ノ意見トシテ此ノ問題ヲ同氏ニ物語リ、同氏ノ財務家トシテノ見地ヨリ之レニ對スル考案ヲ相尋ネ候所、同氏モ亦兼々

日本ノ滿洲經營ニ米國ノ資本ヲ參加セシメント欲シ、一年斗前、高橋男爵ト書面ヲ往復セリ。然ルニ當時日本政府ハ之レニ贊成セラレズ、遂ニ立消ヘトナレリ。洩レ聞クニ、駐英大使小村伯爵殊ニ不贊成ナリシ由ト答ヘラレ候間、小生ハ、當時日本政府ガ其案ニ不贊成ナリシハ、東淸鐵道ハ現狀ヲ維持シ、南滿鐵道ノミ獨リ變更セラル、ハ、兩國ノ滿洲ニ於テ勢力均等上、日本政府ニ不利益ト思ヒタルナラン。然ルニ小生ノ私案ハ、日露兩國ノ合意ノ上、兩鐵道ヲ合同シ、國際的シンヂケートヲ組織シ、各國ノ資本ヲ歡迎シテ、國際的ニ經營セントスルモノナレバ、大ニ其ノ趣キヲ異ニスル旨ヲ述ヘ置キ候。小生ハ本案若シ成立シタル曉ニハ、外國ノ資金ヲ集ムルニモ米國ヲ中心ト致ス事尤モ得策トシ、實際經營スルニ當ツテモ亦米國式ノ營業方法ヲ採用スベキモノト存ジ候間、シツフ氏ニ一應話ヲ致シタル次第ニ御座候。後露都ヘ赴キココフツオフ大臣ニ面會、日本ノ近況逐一報告致シ、然ル後本件ヲ申述べ、大臣ノ意見ヲ伺ヒ候。此時小生ハ、東京滯在中後藤男爵ニモ既ニ本件ヲ御話シ致シ御熟考ヲ願ヒ置キタルモ、男爵ハ本件ノ可否ニ關シテ未ダ御明答ナカリシ旨特ニ申添候。ココフオツオフ大臣ハ、此事ハ精細ナル調査ト研究ヲ要スル問題ナレバ、特ニ熟考ヲ重ネシ後答ヘント云ハレ候。數日後大臣ハ小生ニ向ヒ、露國カ東淸鐵道ヲ手放ス事ニ就キテハ、余一個トシテハ敢テ異議ナシ。只ダ貴説ノ如ク國際的經營トスル時ニ、各國ガ利害關係ヲ有スルニ至リ、反テ事ノ面倒ヲ釀スガ如キ患ナシトモ不計、寧ロ一歩進メテ國際的シンヂケートニ代リテ、兩鐵道ヲ淸國ヘ賣渡ス策ヲ講セラレテハ如何。兎ニ角外務大臣ノ外交上ノ意見ヲ聞キシ上、此ノ問題ヲ愼重ニ取調ベヨト命ゼラレ候。小生ハ早速外務大臣ニモ本件ヲ御話致候處、外務大臣ハ別ニ御異議ナク、只ダ駐英大使ベッケンドルフ伯爵ニ相談セヨト云ハレ候間、小生ハ龍動ニ到リ、伯爵ニ面會致シ、本件ヲ申上候處、伯爵ハ此ノ贊否ヲ決スル以前、一應財界專門家ノ意向ヲ叩ク必要アリ、幸ヒゴルドン商會コツホ氏ハ露國公債募集ニモ盡力シ尤モ信用スヘキ人ナレハ、余親シク相談スヘシト答ヘラレ候。伯爵ハ內々コツホニ意見ヲ問ハレ候處、コツホハ日露兩國ガ合意セバ其事容易ナリ、我々進ンデ御引受申サント答ヘシ由、小生ハ再ビ紐育ニ到リシツフ氏ニ面會シテ、露都及龍動ニ於テ小生ガ聞キシ事相談シ候。然ルニシツフ氏ハ早計ニモ專斷ニ本件ヲ高橋男爵ニ打電セシハ、小生尤モ遺憾ニ存シ候。而テシツフ氏ハ高橋男爵ヨリ如何ナル返電ヲ得ラレシカ、無論閣下ニ於テモ御承知ノ事ト存候。就テハ小生今度再ヒ日本ニ歸任セシヲ以テ、閣

下ノ御意見ヲ伺ヒ、進ンテ本件ノ調査ニ從事致度候云々。

伯はこれに對して確答を與へてゐない。しかしこの案に贊成でなかつたことは、前項唐紹儀との會談によつても窺はれるが、ウィルレンキンに對する次の答へのなかにも、言外に看取せられる。

大臣曰ク。本件ハ甚ダ重大ナル事ナレバ、余ハ尤モ愼重ニ熟考致セシモ、目下ノ處、事ノ可否ハ兎モ角、中々着手致シ難キ事ト存候。第一日本ニ於テ財政ノ整理其ノ緒ニ就キ、最早財政困難トハ申ス必要無之、南滿鐵道モ今日ハ容易ニ資金ヲ得ルノミナラズ、之レヲ投スレバ之レヲ有利ニ用ヰルノ道モ開カレタリ。元來此事淸國ニ對スル問題ナリ。日露兩國ハ支那問題ヲ解決スルニ相互ニ提携スベキ必要アルニモ不拘、日露兩國ノ親好ノ關係ハ未ダ其ノ程度ニ達シ居ラス候。英國ガ現今猶ホ支那ノ經濟問題ニ就キ尤モ勢力ヲ有シ居ルモ、本件ニ關シテ輕視シ難ク、且ツ支那自身ノ政治狀態ノ眞相ハ殆ント何人モ觀破シ難ク、袁世凱ノ如キ大勢力ヲ有スル人スラ忽チ免セラレタリ。先ツ支那ニ於テ目下ノ處政治上ノ中心點ナシト申シテ敢テ過言ニ非ラズ。內外ノ事情今申述ベシ通リナレバ、本件ノ可否ヲ判斷スルハ暫ク他日ニ讓ツルヨリ外無之候云々。

第二の文獻は、明治四十二年十二月十三日に於ける、駐日露國大使マレウスキー・マレヴィッチとの會談要領である。

この會見が伊藤博文の哈爾賓遭難約五十日後にあつたことは、注目に値する。卽ち伯の日露接近の意見を容れて、伊藤公が訪露の途に上り、中道にして殪れたことは、伯をして一層日露協調に對する責任を痛感せしめた。そしてこの上は桂を中心として對露政策を實行するの外なしと、彼は心中深く決してゐたのである。故に該會見に於いても、彼は對露外交の中心は、桂なることを說いて、露國大使に印象せんと試みてゐる。

伯の日露協調論の根本は、支那の安定といふことであつた。卽ち歐米各國の干涉を排して、日露兩國をもつて、極

東平和の維持に當らんとするにあつた。次掲の會見記は、少しくこの點に觸れてゐる。而してその內容から此の時は第二回目の會見であつたことが知れる。

明治四十二年十二月十三日午後二時木挽町官邸ニ於テ露國大使ト會談ノ要領

大使　過般（十一月廿日）貴大臣ニ拜顔ノ節、閣下ハ日露兩國ノ親善ヲ計ルニハ、兩國共同シテ支那問題ヲ解決スルニアリトシ、其ノ策トシテ

第一　鐵道問題

第二　貿易問題

第三　對清問題

ヲ示サレタリ、余ハ之ヲ內密ニ露國外相ニ報告シタルニ、外相ハ此ノ問題ハ頗ル重大ナルヲ以テ、露國ニ於テモ最モ愼重ニ講究シ度キ希望アルヲ以テ、右ノ三問題ヲ單ニ理想トセズ、少シク具體的ニ其ノ方法ノ要點ヲ內示セラレ度キ事ヲ余ニ訓令セラレタリ。

大臣　只今ノ處具體的ニハ申上ケ難キモ、余ノ確信スル處ニ依レハ、從來日露兩國カ、清國ニ對シ日露兩國共同ノ利害關係アル問題ヲ、皆ナ單獨ニ清國ニ交涉シテ解決セント欲セリ。之レ實ニ兩國ノ意志ガ互ニ疏通セザルガ爲ナリ。若シ兩國ガ鐵道及貿易ノ問題ニ一致ヲ見ル時ハ、第三ノ對清問題ハ自然ニ此ノ交通的通商的ノ基礎ノ上ニ共同ノ解決ヲ見ルニ至ルベシ。且ツ清國並ニ諸列國ニ、日露兩國ガ極東ニ於テ和親ヲ結ビ、提携シテ支那問題ヲ解決シ得ルノ實力ヲ示スハ、獨リ我ガ日本ノ幸福ノミナラズ、同時ニ貴國西歐諸國ニ對シテ利益アルベシ。

伊藤公ノ滿洲ニ赴カレシ時、公ハ政府ヨリ何等ノ使命ヲ受ケラレタル事ナシ。然レトモ公ガ貴國藏相ト會談ノ時ニ、各問題ニ就キ個人的ニ意見ヲ交換セラルベシト余ニ約シタリキ。而シテ今ヤ日露親交ノ中心點ハ一ニ桂首相アルノミ。

大使　我カ外相（註　イズウオルスキー）モ多年貴國ニ駐在シ、貴國ニ對シ好意ヲ有セラルル者ナレバ、從テ一昨年ノ協商成立ヲ見シ

次第ナリ。然レトモ協商ハ事ノ第一歩ニシテ、今ヤ兩國ハ第二歩モ三歩モ前進スヘキ場合ニ到レリ。余モ本件ニ就キ微力ヲ盡サント欲スルヲ以テ、理想ヲ顯實セシムル爲メ、貴見ノ在ル處ヲ具體的ニ承知シ度キ次第ナリ。

第三回の會見は、それより一週間後の同月二十日であつた。

この時露國大使は、政治問題を主題とせんとし、伯は力めて經濟問題に重點を置かんとした。さうして小村外相よりも、寧ろ桂首相に會見すべきことを勸めてゐる。それは後の桂との訪露の伏線である。

明治四十二年十二月二十日午前十時露國大使館ニ於テ會見

大臣　先週閣下ニ拜顏シテ聊カ卑見ヲ述ヘ置キタルカ、其節御約束申セシ通リ、小生ハ桂首相ニ面會シテ、三問題ニ就キ一應愚考ヲ陳述セリ。首相ハ大體ニ於テ小生ト全然同意見ナリ。然レトモ首相ハ政治問題ハ其ノ影響スル所重大ニシテ、列國トノ關係ヲモ考慮セサル可ラス、從テ此ノ問題ハ最モ愼重ニ攻究ヲ要スルニ依リ、暫ク其ノ解決ヲ他日ニ讓リ、先ツ鐵道貿易等ノ經濟的ノ諸問題ニ就キ、閣下ト御協議ヲ進行スヘシト希望セラレタリ。

大使　小生モ亦閣下ト意見ヲ同ウスル者ナリ。貴意ノアル所ハ既ニ露國外相ニ精細ニ内報シタリ。今ヤ進ンテ理想ヲ顯實スルノ方法ニ就キ、少シク具體的ニ御内示アル事ヲ願ヒタル次第ナリ。鐵道問題ノ如キハ、若シ閣下ノ御希望通リ實施スルニ於テハ、滿鐵ハ露國鐵道ニ連絡スル事一層良好トナルヲ以テ、滿鐵カ直接ニ利スル所少カラス。今ヤ貴國ハ安奉線ヲ建設セラルヽヲ以テ、工事完成ノ曉ニ於テハ、貴國ノ鐵道ハ露國鐵道ニ對シテ競爭線タルヘシ。又貴國ノ生絲ヲ莫須科ニ鐵道輸送スルニ特別ノ割引賃率ヲ協定セハ、貴國ノ生絲業ヲ益スルコト疑ヲ容レサルナリ。故ニ換言セハ、結局露國ハ貴國ノミニ對シテ經濟的ノ犧牲ヲ支拂フ事ニ歸著スト云フモ敢テ過言ニアラサルヘシ。翻テ滿洲問題ヲ觀察スルニ、此ノ問題ニ就キテハ、全然兩國共同ノ利害關係存在スルヲ以テ、兩國連帶シテ清國ニ對スル策ヲ講スル必要アル事明カナリ。故ニ小生カ三問題ヲ客觀的ニ攻究スルニ當リテ、獨リ政治問題ノミヲ分離スル事ハ到底不可能ナリト思考ス。

大臣　洵ニ貴說御尤千萬ナレトモ、容易ニ解決シ難キ政治問題ハ、今後相互ニ愼重ニ攻究スル事トシ、先ツ經濟的方面ノ問題ニ

就キ、閣下ト親シク友誼的ニ御協議致シ度シ。又對淸問題中ニ於テ、差當リ滿洲ノ警務問題ニ就キテハ、今後ノ淸國ト交涉開始スル以前ニ於テ、日露兩國カ意思疏通シテ共ニ攻究シ置ク必要アラント思フ。故ニ此事モ特ニ閣下ノ御一考ヲ煩シ度シ。首相ハ小生ニ向ヒ、日本ヨリ露國ヘ要求スル事項ノミヲ申立ツルハ甚タ不穩當ナレハ、露國ノ日本ヘ對シ希望セラルヽ事項モ進ンテ拜承スヘキ事、呉々モ申サレタリ。

大使　滿洲ノ地ハ、日露兩國カ、單ニ若干ノ資金ノミヲ投セシニ非ラスシテ貴重ナル血ヲ流シタル處ナリ。故ニ從來ノ如ク日露兩國ハ隣家ノ他人交際ノミヲ以テ滿足セス、進ンテ相互ニ提携スルノ必要アリ。故ニ小生ハ政治問題ニ就キ、小村外相ノ意見ヲモ一應伺ヒタシト思フ。閣下ニ於テ御異存ナキヤ。

大臣　小生ハ閣下ノ小村外相ヨリモ桂首相ニ會見スル事ヲ寧ロ望ムモノナリ。本問題ノ如キハ暫ク外交的ノ形式ヲ避ケ、反テ個人的ニ友誼的ニ、胸襟ヲ開キテ首相ト意見ヲ交換セラルヽ方得策ナルヘシ。然ラハ適當ノ時機ニ於テ、首相ヨリ閣下ニ、外相ト御協議アルヘキ事ヲ申上クヘシ。日露ノ親善ヲ計ルニ、先ツ日露兩國政治家ノ意思ヲ充分疏通スルニアリ。桂首相ノ如キハ衷心日露兩國ノ接近ヲ希望スル者ニシテ、侯ノ朝ニ立ツト野ニ下ルトヲ問ハス、目下日本ニ於テハ政治上ノ一大中心ナリ。故ニ上ニ至尊ノ御信任厚キハ勿論、政界ニ於テ勢力アルヲ以テ、日露兩國間ノ諸問題ヲ解決スルニ、侯ノ力ヲ藉ラサレバ到底覺束ナシ。

大使　諾。

大臣　願クハ首相ト御會見ノ節、小生ト兩國ノ經濟問題ヲ攻究セシニ、自然ノ結果トシテ政治問題ニ接觸ヲ免レ難キヲ以テ、首相ノ之ニ對スル意見ヲ開キ度シト御話アリテ然ルヘシ。

大使　諾。

終ニ臨ミ、大使ハ日露兩國ノ新聞ニ就キ、大臣ハ滿洲ノ電信問題ニ就キ懇談セラレタリ。

第四次の會見は、同月の二十九日に起つてゐる。これは錦齊鐵道に對し、日露兩國共同の步調に出でんことを交涉

したものである。

明治四十二年十二月廿九日午前十時木挽町官邸ニ於テ會談

大使　今日ハ錦齊鐵道布設ノ計畫ニ關シ、閣下若シ其ノ條件ノ內容ヲ精細ニ御承知ナラハ、御洩シヲ願ハント思ヒテ參上セシナリ。

大臣　小生モ本件ニ關シ未ダ精細ノ報告ニ接セズ。然レトモ此ノ鐵道ハ、他日齊々哈爾ヨリ必ス延長セラレ、愛琿マデ布設セラルヽ事ヲ豫想スルヲ以テ、其ノ經過ニ對シ大ニ憂慮スル者ナリ。

大使　蒙古ノ地人口稀薄ニシテ、且ツ沙漠モ不少ト聞ク。若シ果シテ然ラバ、此ノ鐵道ハ經濟上成功ノ見込ミアリヤ。又日露ノ鐵道ニ對スル競爭ハ如何。

大臣　至極御尤ノ御觀察ナリ。素ヨリ經濟上ニ於テ多大ノ收益ヲ見ル事至難ナレトモ、此鐵道假令一間ナリトモ布設セラルヽ時ニ於テハ、之レヲ企圖スル者ハ、之レニ依テ日露ノ現今滿洲ニ於テ保有スル利權ヲ侵害スル事疑ナシ。從テ政治上紛議ヲ釀シ遂ニハ極東ノ平和モ攪亂セラルヽニ至ルベシ。是レ日露ノ尤モ憂フベキナリ。

大使　然ラハ法庫門鐵道問題ノ如ク、日本ハ之レニ對シ抗議ヲ試ムル事能ハズヤ。

大臣　錦齊鐵道ハ南滿鐵道ニ對シ並行線トハ認メ難シ。又齊々哈爾マデ布設スルトスレバ、露國モ亦之レニ對シ何等抗議ヲナス論據ナカルベシ。而日露兩國カ此ノ企圖ニ對シ只タ沈默ノ態度ヲ示ス時ハ、錦齊鐵道ハ突如トシテ、齊々哈爾ニ於テ貴國ノ鐵道ヲ橫斷スル錦愛鐵道ト變スベシ。最初ヨリ愛琿マデ布設スル事ト發表セザルハ、彼等ノ尤モ巧妙ナル外交手段ト謂ツベシ。

大使　公然抗議ヲ爲ス事不可能トセバ日露兩國ノ之レニ對スル策如何。

大臣　只ダ日露兩國ノ提携シテ清國ニ當ルヨリ外ニ策ナシ。且ツ此ノ提携ハ列國ニモ知ラシムル事尤モ必要ト存ズ。由來清國ニ於テ政治上ノ中心點ト認ムベキ者ヲ缺ク儀ハ、閣下モ既ニ御承知ノ次第ナリ。權力アル一大官カ甲國ニ接近スルカト思ヘバ、他ノ大官ハ乙國ト握手シ居ル如キ奇觀ヲ演ズルニ非スヤ。故ニ清國ニ於テハ勿論國是ハナク、大官ノ輩ハ國家百年ノ策ヲ講ス

ル者ナク、皆ナ私利ニ支配セラレ居レリ。清國ノ禍ハ主トシテ此ノ陋劣ナル根性ニ歸著ス。

大使　誠ニ御同感ノ次第ナリ、今回ノ事件ニ就キテハ、我カ外相ハ頗ル危惧セラレ、多分外相ノ方ヨリ進ンテ貴國ノ代表者ニ會見セラレシ模様ナリ。不日精細ノ報告ヲ落手致サバ、其ノ顛末ヲ御内報仕ルベシ。

大臣　多謝。願クハ貴國外相ノ御通信ノ節、貴國モ北京駐在ノ貴國公使ニ日本公使ト能ク意志ヲ疏通シ、互ニ提携シテ清國政府ニ當ルベキ様、御訓令有之様御建言アリタシ。當方ニ於テモ北京ノ我公使ヘ同様ノ訓令アル事ニ取計フベシ。

大使　諾。

文獻の存するものは、此處に盡きてゐる。併し乍らこれによつて吾人は、當時の伯が如何に踏み込んで、日露問題の解決に努力せしやを知るべく、又その背後に桂首相の默契ありしことも、首肯せられるのである。これが後に桂と帶同しての訪露となり、ヨッフェの招待となり、最後の訪露となつたのであつて、それは滿鐵總裁以來、一貫したる彼の外交軌道であつたのである。

七、日獨文化接近に努力

獨逸關係の文獻で殘つてゐるのは、獨逸人チース博士の滿鐵顧問任期延期方を、駐日獨逸大使に交渉した覺書である。

伯はその醫學出身たると、獨逸留學の故とをもつて、特に獨逸の學問に尊敬の情を抱いてゐた。ゆゑに機會ある毎に獨逸の碩學を招聘し、人をして獨逸書を講ぜしめ、時に自己名義をもつて獨逸書の飜譯を出版する等、獨逸文化の輸入に努力するところ鮮少でなかつた。

チース博士を獨逸より聘し來つて滿鐵の顧問としたるはその一例であつて、次に揭ぐる任期延長の交渉（明治四十三年五月九日）のごときは、伯の眞意の奈邊に存したりしやを示す、興味ある一個の文獻である。

日獨間ノ國交ハ從來多少ノ誤解アリタルコトモナキニアラサリシモ、如斯キハ今ヤ雲散霧消シテ、日ニ益々國交ノ親善ヲ見ルハ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ。抑モ日獨兩國ノ間ニハ數十年來學問的同盟成立シ、而シテ此學問的同盟カ兩國ノ國民的感情及政治的交際ニ及ホス好影響ハ、到底政治的ノ同盟又ハ協約ト同日ノ論ニ非ス。但其功果ヲ見ル事急々赫々ナル事能ハサル代ニ、其勢力ノ深クシテ且ツ一層厚キヲ見ル。世人ハ最モ彼ノ政治的ノ同盟又ハ協約ナルモノニ重キヲ置クモ、予ハ專ラ學問的同盟ニ望ヲ囑スルモノナリ。而シテ此日獨間ニ成立スル學問的同盟ヲ助長シ、以テ兩國ノ親善ヲシテ益々深カラシメンコト、予ノ常ニ希望スル所ニシテ、而シテチース博士ノ聘用モ亦實ニ此主旨ニ出テ、獨國ノ經濟學者ガ講筵ノ間ニ定義原則ヲ說クニ止マラス、進テ應用的實現ノ方法ヲ指導スルニ至リ、力ヲ滿洲鐵道及鐵道院ノ事業ニ注クコトハ、日獨ノ學問的同盟ヲシテ益々鞏固ナラシムルニ力アルコトヲ確信ス。

又從來日本ニ對スル諸外國ノ非難ハ、多クハ事情ニ通セサルヨリ來ル誤解ニ基クモノナリ。日本カ戰ヲ好ミ領土ノ擴張ヲ欲スルト云フカ如キハ、其誤解ノ最モ著シキモノニシテ、日本ノ立場ハ先日ポーター氏ニ交付セル覺書ノ如ク、一點ノ野心ヲ藏スルモノニアラス。而シテ此ノ誤解ヲ解キ、日本ノ眞相ヲ外國ニ紹介スルコト、常ニ予ノ希望スル所ナリ。此事タル素ヨリチース博士一人ノ力ノ克ク爲ス所ニアラサルモ、チース博士ヲ聘用シ、目下議論ノ焦點タル滿洲ニ於ケル日本ノ起業ニ關與セシメ、且其見聞ヲ歐米ニ紹介セシムルハ、有力ナル一方法タルコトヲ信ス。

チース博士ノ聘用ハ實ニ以上述フルカ如キ眞意ニ出ツルモノナルカ故ニ、チース博士任期延期ニ關シテハ、充分ノ考慮ヲ費サレンコトヲ望ム。

前文ノ通チースニ話シタルニ、チースハ御好意ヲ謝シタル上、然ラハ男爵カ獨逸大使ニ御面會アラハ、大使ヨリ又自分ニモ何等カノ話アル可キニ付、夫レ迄待ツコトトス可シト申述ヘタリ。

同時ニ二年ノ延期、又ハ明治四十五年三月迄ノ延期ハ、如何ニスルモ承諾シ難キナト[illegible]ニアルモ、本國ノ官位（官吏トシテノ官階ナリ學校ノ官位ニアラス）ハ之ニ拘ラス昇級サル丶コトナレハ延期ヲ承諾ス可シ。コノコトハ政府ニテ盡力セハ出來サルコトニハアルマジク、又例モナキコトニアラスト。官位ト云フハ學校ニテハ既ニ正教授ナレハ、コノ上昇ルコト能ハサルモ、政府官吏トシテノ官位（何々 Rath ト云フノ類）ハ昇級シ得可キナリ。

右覺書中、ポーターといふは、倫敦タイムス記者ロバート・ピー・ポーターであつて、彼は倫敦タイムス日本號發刊のため渡日し、伯の論文を得て掲載したることを指すのである。

また桂に帶同して渡歐したる際、伯は途を獨逸に取り、伯林に入つてカイザー・ウイリアム二世に謁見する豫定になつてゐた。このとき獨逸は、日本に獨逸文化扶植の大學を設立するの內諾を、人を通して伯に與へてゐたのであつた。伯は晩年しば／＼これに言及して、聖上の大喪に會し、その事の成らざりしを深く憾んでゐた。

伯が獨逸より招聘したる學者は、滿鐵のためにチース博士、ウィードフェルド博士、一個人としてヤコブ博士、ドレーシュ博士がある。哲人オイケンを招かんとして、旅費までも已に送付せんとしてゐる矢先、突如として歐洲大戰勃發したため、遂に中折したこともある。

八、モット博士との交情

米國關係の文獻として殘つてゐるのは、簡單なるモット博士よりの書翰である。

吾人はこの機會に於いて、近代基督教界に於ける世界的巨人モットと伯との肝膽相照らしたる國際的友情を詳記せ

んと欲する。

蓋し伯とモットとの關係は、伯が滿鐵總裁たりし時、日本に萬國基督教學生同盟大會の開かれたるを機とし、明治四十年四月八日小石川の後樂園に、その參列者を招待し、伯が歡迎の挨拶を試みたるに始まる。その事情は既に滿鐵の章下に詳記せるところである。

モット博士及び其の一行は、爾來深く伯の好意を多とし、殊にモット博士は伯の人物に傾倒し、兩者の交情は伯の死に至るまで渝らなかつた。

左に掲ぐるモット博士の書翰は、伯の後樂園に於ける一投石が、當日の參會者のみならず、ひろく米國、加奈陀の識者に感銘を與へ、遂に彼等をして、日本に對する返禮の擧に出でしめたることを記してゐる。さうして、後年モット博士が、在支在鮮宣教師の日本を攻撃惡罵する者に對し、緩和鎭靜の盡力を惜まざりしは、この友情の大なる表顯であつた。

伯が晩年に至るまで、米國宗教家の間に多大の信望を持つてゐたのは、これ等のことが機緣となつたのである。

拜啓。頃日米國ノ諸名士カ、貴國ニ於ケル友人ト共ニ、基督教青年會ノ事業ノ擴張及發展ヲ計ラントシテ、鋭意協力致居候次第書面ニ相認メ、閣下ノ瀏覽ニ供セシコトハ、數週日前米國出發以來、常ニ小生ノ懷ヲ離レサル所ニ御座候。同青年會カ日本帝國ニ於テ尊重スヘキ事業ヲ成就致候コトハ、米國人士ノ深ク感歎スル所ニ有之候ノミナラス、閣下ヲ始メ日本ノ諸名士カ、日本ニ於ケル基督教青年會ニ對シ、宏量ニシテ有力ナル援助ヲ與ヘラレシ事、亦米國人士ノ決シテ忘却セサル所ニ有之候。四年前、小生ノ貴國往訪ヲ終リ歸郷致候際、閣下ヨリ青年會及萬國學生大會ニ對シテ有力ナル御同情ヲ賜ハリシコトヽモ、米國人士ニ報告致候處、此等ノ人士ハ、貴國基督教青年會ニシテ、上下ヲ問ハス有爲ノ青年ヲ助クルコト此ノ如クナル以上ハ、更ニ何等カノ方

法ヲ以テ米人ノ懐抱スル同情ヲ表明セサルヘカラスト決議致候。
米國其他ノ諸國ニ於ケル前記事業ノ發展ニ對シテハ、大統領タフト氏モ深厚ナル興味ヲ有セラレ候事故、華盛頓府ノ一ホテルニ諸名士ノ來會ヲ請フテ大會ヲ開催シ、同席上タフト氏ニ基督教青年會ニ關スル御意見御演説相願候心得ニテ、其趣申出候處、同大統領ハ右演説ノ事ヲ快諾被致候ノミナラス、自ラ進ンテ右大會ヲ「國民ノ家庭」タル大統領官邸白堊館ニ於テ開會スヘキ旨希望セラレ候。是レ全ク同大統領カ、該事業ニ異常ノ好意ヲ有セラル、コトヲ、最モ明ニ表白セラレタルモノト存候。是ニ於テ大會ハ大統領官邸ニ於テ開催被致候處、此間ニ於ケルタフト氏ノ態度ハ、全米國人士ノ熱心ニ歡迎セシ所ニ有之、又大會ノ結果トシテ、爾來米國及加奈陀ノ寛仁ナル人士ハ、皆諸外國ニ於ケル基督教青年會ノ事業擴張ノ補助トシテ寄附ヲナスノ意思ヲ發表シ二十萬弗以上ヲ醵出シテ、青年會ノ爲メ日本ノ諸都市ニ近世的建築物ヲ營造シテ寄附スルコト、相成申候。如上ノ事實ハ定メテ閣下ノ聞クヲ喜バル、所ナルヘク、且米國ノ實業家カ此寄附ヲ爲スニ至リシ動機ノ一ハ、此寄附ニ因テ以テ日米間ノ平和、親善ナル關係ヲ鞏固ニスルノ一助タラシメントスルニ在ルコト、亦閣下ノ欣然聽取セラル、所ト奉存候。尙萬國學生大會開會ノ當日該會ニ關シ稱揚ヲ極メラレタル閣下ノ歡迎演説ニ鑑ミ、小生ハ閣下ニシテ上記ノ國際的好意表明ニ關スル報告御覽相成候ハ、非常ニ御滿足被成候御事ト確信仕候。敬具。

四月四日　　アデンニテ

ジョン・モット

後藤男爵閣下

右は明治四十四年四月四日附の書翰である。その後モットはしば〱日本を訪れたが、その折は必ず伯の門を叩いて、絶えず交誼を新たにした。

ベージル・メシウスの筆に成るモット傳は、東京在住のジー・エス・フェルプスが、該著者に寄せたる書翰を引いて、此の間の消息を次のごとく記してゐる。

國際協調に關するモットの業績は恐らくは一九二五年と一九二六年とに於ける彼の最近の訪日中にその最高潮に達した。彼の日本に於ける經驗は集積的であつた。卽ち彼は訪日一回毎に、彼自身の洞察力を增加し、又日本思想界に於ける指導者間に於ける彼の信望を高揚した。一九二五年の折には、彼は日本國民性に關し多分量の新知識と新理解とを獲得し、爲めに彼が在來日本人間に有したる偉いなる個人的勢力を增大した。余の想像にては、この日本に於ける多忙なる數週間にモットが受けたる心よりなる歡迎以上の歡迎を受けたる外國人はないであらう。

彼は、日本の最大政治家の一人にして、吾々米國人の屢々我がセオドール・ローズヴェルトに比較する後藤子爵の客であつた。後藤子爵は夙く科學的教育を受けたる人にして、從て基督教が日本に於ける科學的精神を有する人々に、如何なるものを提供すべきやについて痛烈なる關心を有したる人であつた。彼は種々談話の末モット博士に向ひ、該問題に關し充分に意見を開陳せんことを求めた。その結果余はモットが、恰も大衆に講說するが如き深甚なる注意をもつて、「イエス・キリストの科學者に提供するところ如何」と題する課題の解說を作りつつあるを目擊した。

大正十二年九月一日の關東大震火災に際し、いち早く深厚なる同情を伯に寄せたのはモットであつた。モットは震災の報を聞くや、九月八日米國政府に依囑し、國務卿ヒューズの名を以て在東京米國大使館を經て、伯に對し左記の如く電報して來た。

發信人　國務卿ヒューズ
受信人　米國大使館

ジョン・アール・モットより、左の通り
內務大臣後藤子爵に傳へて
日本國民に對し深甚なる同情を表す。

救護事業援助の爲め全力を傾倒するを辭せず。
貴下の國民の偉大なる統率力に對し信頼の意を表す。

伯の亦モットの人格識見に推服することの如何に深かりしやは、彼が後年、大阪市基督教青年會館の落成式に於いて爲したる演說中、モットをエディソン、バーバンクの二大天才と對比して次のごとく說いたのをもつても窺ひ知ることができるであらう。

私は先年米國に漫遊しまして、三人の傑出した人物に逢ひました。其の一人は科學上の發明に依つて、其の名のよく知られて居るエヂソン氏であります。彼は自然界を征服して幾多の貢獻を人類の爲めになしたのであります。第二の人は加州に現在は住つて居りますが、世界的に知られて居る人で、植物界に一大奇蹟を示したルーサー・バーバンク氏であります。御承知の如くバーバンクは小さい芥子の花を麗はしい數倍もある花に仕上げ、ある果實に香ばしい香ひを與へ、或はトゲある無用有害の植物と考へられて居つたシャボテンのトゲを取り除いて、家畜の食物としたのであります。バーバンクの植物界に於て成功した事は、人類に對する功績と云はなければなりません。第三の人は明治四十年私が滿鐵の總裁をして居りました頃、東京に於て世界基督教學生同盟の大會が開かれた時お逢ひして、其の後友人として交誼を辱うして居りますジョン・アール・モット博士であります。米國に參りました節も親しく語り、其の後我が國訪問の際は必ず親しくお話を致して居るので、近々我國に參らるることとなつて居りまして、私は親しく色々のお話を聞きたいと思つて居るものであります。

科學者としてのエヂソン、植物界に於けるバーバンクと相並んで、私は彼が世界に於ける青少年の指導者として、非常に傑出した人物であることに深い尊敬を拂つて居るものであります。

思ふに士の相知り相許す、時として國境を絕し、人種の別を越える。英國の哲人カーライルを、最も早く且つ深く理解したるは米國の哲人エマーソンであり、獨逸の大政治家ビスマークと相許すこと最も深かりしは、米國の史家モ

トレーであつた。吾人は敢て伯とモットとの交情を、前兩者の例に比するものに非ずと雖も宗教、言語、人種を異にする此等兩人の友情寔に掬すべきものあるの事實を特記したる所以である。

九、「大國民の歌」と劇曲「平和」

このころ伯作るところの大國民の歌といふものが發表された。

これは永い間、伯の胸中にあつた思想で、果して何時の頃これを筆にしたるや明かでないが、印刷して江湖に發賣したのは明治四十二年十月二十四日であつた。

この發表に先立つて、彼は德富蘇峰、佐々木信綱等を、日本橋偕樂園に招いて、これを示し、その批評を乞ひ且つ文字の修正を求めた。女子音樂學校長山田源一郎が、この爲めに作曲した。

大國民の歌

第一章

五大洲なる我が友よ　大國民を何と知る。
大國民は土地廣く　民の衆きを謂ふべしや。
遠つ祖より傳へたる　至大至善の魂の
榮ゆるあたりその國に　すまへる人をかくは呼べ。

第二章

天津御神の御旨てふ　平和と自由、文明を
三つの寶と崇(たふと)みて　一に通商、二に勞働
世界に富を殖たんと　働く人のあるところ
東と西の境界(さかひ)なく　大和島根ぞことごとく。

第三章

建國以來日の御子の　稜威を仰ぐ神の國
大國民は唯それを　獨り尊(たか)しと傲らんや。
算盤はじき畑うてど　いざ事あらば銃(つつ)とりて
御國に民は身を獻ぐ　それを健(たけ)しと誇らんや。

第四章

人たる道に背く國　天に讎なす國あらば
世界のために懲さんと　拔きつ鬪ふ劍太刀
一たび鞘に納めては　昨日の仇も今日の友
高く笑ひて肱を把(と)り　歌聲合す酒ほがひ。

第五章

照らす日かげは一なれど　國土の花は百(もも)よろず

早百合山櫨子罌粟牡丹　矢車菊と紅き薔薇
八千代の春に色添へて　簇る蕊の睦まじく
咲くや櫻は愛の華　これぞ日本の姿なる。

第六章

あやに畏し、明らけく　治まる御代の天皇は
赫奕照らす日の如く　四海の平和宣り給ふ。
御言つたはるその極み　國てふ國は安らけく
人てふ人は親しまん　これぞ日本のこころなる。

後に彼はこの歌を漢譯して、支那に頒布した。
尚ほこの外に彼は、劇曲の腹案を示し、平木白星と大道良太をして、一幕物を作らしめてゐる。題して「平和」といふ。
その主旨は、獨逸ウイリヤム二世の黄禍論に反對して、日本と英國とが相提携して戰禍を克服するといふにある。
その扉に、
　この劇曲を歐羅巴なる某主權者に奉獻す
と記してあるのを見ても、又その口繪としてカイザーの構圖してヘルマン・クナックフースに命じて畫かしめたる、夫の「黄色禍」の繪を插入せるを見ても、その眞意の奈邊にありしやを窺ひ知ることができる。

その話の筋は、歐洲の天地にて四人の女神が軍神マルスのために欺かれ、日本に歐洲侵略の[illegible]取つて立ち向はんとする刹那、凜々しく武裝して現はれたるブリタニアが引きとどめ、日本の平和的精神を說いて皆を宥める。折しもあれ、天の一角より轟々たる響音すさまじく、黄龍一頭雲間より躍り出でる。

正にこれ黄禍である！

流石のブリタニアも、日本の不信に驚き、歐洲自衞のために奮起し、黄龍を刃に掛けてその腹を割つて見ると、黄龍と見えたは飛行機で、中から現はれるのは、日本姫である。姫は日本よりブリタニアに、日本の平和的精神闡明の使命を帶びて馳せ參じたのである。

大和姫とブリタニアは、手を取つて舞ふ。四人の歐洲の女神たちも、初めて日本の眞意を悟つて、共に平和の舞を舞ふといふのである。

この劇曲「平和」の原本には、「男爵後藤新平構案、大道良太、平木照雄合作」と記してある。後にこれを改訂し、明治四十五年四月十五日、平木白星（照雄）著として刊行せられた。

一〇、私生活種々相

この時代に於ける伯の日常生活はどうであつたか。

當時鐵道院總裁祕書として、伯に身近く仕へてゐた增田次郎は、次のごとく語つた。

遞相官邸における伯は、毎朝五時ごろに起床された。臺灣民政長官の頃のやうに、奥樣御同伴の散步は殆ど中止

された。

朝ごはんの時には森孝三君がやつて來て獨逸語をよむ。ごはんがすむと直ぐ御隱居樣の御機嫌を伺はれるのである。伯は必ず輕い口調で「御隱居樣はどうですネ」と聲をかけられる。伯は當時、御隱居樣には全く身心を捧げてゐられた。御旅行の際は必ず、「只今から出かけます」と挨拶せられてゐた。

それから二階の大臣室に入られる。おひるまで、訪問客に會見される。來訪者には誰れでも會見される。

午後は役所の書類を決裁されるのだが、閣議の日は首相官邸でお晝食。又鐵道院の方に會議のある時は鐵道院でお晝食。夜は大抵、宴會に出席される。宴會から歸つてから讀書、就床されるのは大抵十一時頃であつた。

その頃の訪問客は尾崎行雄、元田肇、川原茂輔、廣岡宇一郎、臼井哲夫、野田卯太郎らの諸氏であつて、當時、東京の電車市營問題がやかましかつた頃で、尾崎市長は一番頻繁に來訪されたやうであつた。

一番早く訪問する人は淺野總一郎氏であつて、官邸の門が開くか開かぬ頃にやつて來て「大將はもう起きたか」といつて入つて來られたものである。

伯が電話をかけられた時の樣子から見ると、桂さんは伯の長官であつたけれども、桂さんへの話は大變、氣樂さうであつた。大浦さんへの電話の調子も氣輕なものであつた。ただ平田さんへの電話はなか〳〵面倒で、伯には平田さんが苦手であつたやうだつた。齋藤海相とは竹馬の友の關係から無論懇意であつたが、閣議中目立つて親しかつたのは、寺內さんと小村さんとであつた。

遞相時代の初め頃は、伯は二頭立ての馬車を乘用された。伯は馬が大好きで、わざ〳〵ロシアへ行つた際、ユハ

レニコフ牧場で馬を選んで日本へ送らせられた程で、伯の乘用馬車は堂々たる車であり、總理大臣の乘車よりも立派であつた。

その後米國から自動車を贈呈されたので、馬車を廢し、自動車を常用せられたが、當時は日本に運轉手が五、六人位しかゐない時代であつて、閣僚中、自動車を使用するものは後藤伯だけであつた。民間の人では福澤桃介、大倉喜八郎といつたやうな人が乘つてゐる位で、誠に自動車のめづらしい時代であつた。

遞相になつた初めの間は、伯は早朝馬に乘つて東京の街を廻つてゐた。また折々は銃を持つて獵にも出かけたやうである。

しかし何といつても、伯の一番の道樂は接客であつたらう。彼は門戸を八文字に開いて、天下の士を友として暮す風があつた。たれか彼に議論でも吹きかけると、その相手の年齡、身分に關係なく、むきになつて討論する癖があつた。さうして何處までも、徹底しなければ止まない風があつた。

長尾半平は語る。

故伯が最初の鐵道院總裁であつた頃、自分は臺灣から政府委員として上京した時、一日故伯を葉山の別莊に訪うた。故伯は珍らしく閑であつて、火鉢一つを中立地帶として對座して種々なる談話に時を移して居る間に、故伯はその頃讀んで居られた佛書から、佛教の極意を故伯獨特の達觀的な話をして聞かされた。佛教に關しては研鑽の足らざる自分は、少なからざる感興を以て傾聽させられたが、話は段々と進んで基督教の教理を論ぜられて佛教との比較論にまで及んで來ると、故伯の獨斷的意見が多くあるを認めたから、自分は「もう基督教の御話はよ

しませうではありませんか、先き程佛教の御話は私の知識のない爲めか實に謹聽して居りましたが、基督教に至つては丸でものになつて居りません」と云はせも敢へず、「ものになつて居ないとは」と切り込んで來られたから、「あなたは有神論者だと云はれながらそれでは論旨が支離滅裂ぢやありませんか、餘り深入りをなさると御自分の無學なことが暴露しますよ」と言ふと、「無學とは何事だ、何たる無禮だ」と僅か十疊許りの座敷で、しかも火鉢一つの距離しかない處でおそろしく怒鳴らるるから、此方も負けても居られず、大聲で應戰して激論となつた。すると豫て賢婦人の聞え高き和子夫人は、靜かに次の間より襖を開けて、「後藤と長尾さんの元氣のよい御話は臺灣以來久しく伺ひませんでしたから少し傍聽させて下さい」と、賢明なる調停役を勤めに出て來られたので、議論も漸く下火になり笑聲も混じる樣に鎭定しかかつた。その少し前に、鐵道の某局長とて當時敏腕の評判ある一人、何か公用もて刺を通じて、遙かに離れて吾等の激論をアツケに取られながら聽いて居つたのであつた。それに氣附かれた故伯は、「サー君此方へ火鉢の側へ來給へ。君も何かネー長尾君のやうに基督教の方かネー」と輕く話しかけられた。すると某局長は頭のいい男だけに答へに苦しんだやうに見えたが、軈て「ハイ私も學生時代にはよく冷かしに教會などへ出入したものですが、今日ではスツカリ御無沙汰で長尾サンなどからは叱らるる方です」とどちらへもさわらぬ樣に、所謂鼠色の返事をした。之を聽くや否や、故伯は開き直つて折角鎭火しかかつた火の手は再燃した樣な口調で、「君冷かしナンテ宜しくない事だ。自分の主義は飽迄鮮明に、長尾のやうに基督教ならばその樣に、之に反對するものあらば何處までも勇敢に戰ふべきである」と、大鐵槌を其頂門に喰はされた。某局長は最賢明なる答案、是ならば先づ滿點と思つたものも、故伯の如き偉人の前には落第

點であつたには氣の毒でたまらなかつたが、又多大の感に打たれたのであつた。

感受性の强かつた彼は、社會各般の人々から、千種萬態の報告を聞き、印象を受けることによつて、その感能を新鮮化してゐたのであらう。

『大勢の人が態々尋ねてきて、俺に社會哲學を教へてくれるのだ。』

とよく伯は周圍の者に話してゐた。

かうして伯が、訪客に接する際、浴衣の肌をひろげ、帶を臍の下あたりにダラリと締めて、野人のごとく放談することがしば〳〵あつた。それが一見だらしないやうで、却つて豪放にも見えた。しかし伯にはまた一面、妙に几帳面なところがあつた。それについて、當時の祕書增田が左の如く語つてゐる。

私は伯の祕書時代においては、伯が旅行されるとハンカチ、手袋、ホワイト・シャーツ等身邊の一切のお世話をした。それで平常の身なりは大變ふざけたものであつたけれど、公開の席へ出られる場合と普通の席へ出席される場合との衣服が非常に嚴格であり、勳章を附ける場合、附けなくてもよい場合、更にそのとき著用される手袋の種類等、實に几帳面でした。宴會の席などでは、來會者と隔意なくお話をなされ、その際依頼された揮毫を一一快諾されるので、この始末に弱らされ拔いた事もある。

此處にこの當時、增田が精細に計算して、表を作つて伯に示した學資金給與の計算書がのこつてゐる。

明治四十二年學資金統計書

一金貳千貳百拾六圓也　　總給與高

内譯別表ノ通

本年給與學生ハ通シテ八名ニシテ其ノ增減ヲ記セバ六月ニ△△△△九月ニ△△△十一月ニ△△△ノ三名ニ對スル給與ヲ停止シタル代リニ二月ヨリ△△△△九月ヨリ△△△△十一月ヨリ△△△△ノ三名ニ對スル給與ヲ開始シ結局十二月現在八名ニシテ月額百六拾五圓ヲ要ス

伯は滿鐵總裁時代から、學生に學資を與へてゐたのである。その計算書は、どこまでも正確詳細に記入してなければ、承知できない伯であつた。しかもこれ等の學生の選擇並びに監督は、一切これを祕書官にまかせて、伯はその顏も、その名も知らないのが多かつた。自己の若き日の苦學を想起して、貧しき青年に同情したのであつた。彼はこれ等の人々より、毫釐の返報をも期待してゐなかつた。又陰德を積まうといふ精神でもなかつた。ただ一片同情心の發露に過ぎなかつたのだ。ゆゑに筆者も亦、この計算書中の姓名を削除した。これを明記して殘すことは、泉下の故人の意思ではないと思ふからである。

一一、人の使ひ方

この當時は、臺灣時代ほどではなかつたが、それでも霹靂一聲、家内の人の頭に疳癪玉が落下することはしばしばあつた。

その疳癪の相手は、主として和子夫人であつた。夫人はよく語つた。

『後藤はあれで仲々の遠慮屋で、他人には隨分疳癪を怺へてゐるのです。子供にでも隨分遠慮してゐるのです。ただ私だけには遠慮がないものですから、勝手放題に怒るのです。』

さうして、寺内内閣のころになると、伯の落雷が減つてきたので、夫人は

『このごろの後藤は、以前ほど怒らなくなりましたが、あれは體力が衰へてきたためかと思ひますと、かへつて心配であります。』

と言つてゐた。

伯の最も特有な癇癪の一例にかういふのがある。それも和子夫人が、よく茶の間の笑ひ話としてゐたことである。

『葉山の別荘が出來上りましたので、私どもが檢分に參りました。すると出來具合が氣に入らなかつたらしく、後藤はいゝいゝ、いきなり下駄のまま縁に上りまして、「こんなうちは駄目だ！」と怒鳴りながら、下駄で障子をばり〳〵〳〵と踏み破つてしまひました。』

さういふ癇癪持であつた。しかし彼は、部下の者の失策に對しては、滅多にかういふ癇癪は起さなかつた。増田次郎は、次のやうに言つてゐる。

伯は滿鐵の總裁時代、北京政府を訪問し、西太后に謁見せられた事がある。その時、お土産物を東京や京都でドツサリ買ひ込まれ、その荷物は神戸の後藤廻送店の手を通じて發送した。

そのうちの荷物一箇が積み殘されてしまつた。

六月二十一日であつた。公使館で一生懸命に探したが見當らない。その荷物のうちに入つてゐたのは、北京政府の下級官吏に贈る豫定のものであつたので、一同大いに善後處置に苦惱してゐると、伯から「あの荷物はどうした」とのお問合せである。私は大いに恐縮して、「廻送店の方で積み遲れたのでせう、見當りませんで困つてを

ります」とビク〱しながら申上げると、伯は「何か他のもので間に合せておけ」との仰せでホッとした事がある。伯は私共の失策に對しては實に寛大であつた。

伯は大勢の人を使つた。しかし自分が苦勞人であつただけに、秘書官などは親切に教育し養成した。増田はそれについて、次のごとく回顧してゐる。

私は伯から電報の打ち方を初めて教はつた。伯の口述されるのを私がすぐ筆記してそのまま打電するのであつたが、そんな場合に私が筆記した電文を檢閲して、私が「東京」を「トウキヤウ」と書いてゐると、「こんな場合は「トウケフ」と書け、でないと書く人も一字だけ字數が多いので手間取るし、又一字だけ料金が餘計になるから經濟上も損だ」と教へて下さつた。更に伯は、私に伯の手紙を口述された。その末尾に伯は御自筆でサインされたのであつたが、かうした場合、私の字がドンナ下手であつても小言を受けなかつた。しかし若し伯の口述の意味が文面にハツキリあらはれてゐないと、伯は必ず「自分の云つた事がハツキリしてゐないのはよくない。自分の意思が先方へハツキリするやうにせぬといかぬ」と云つて私に訓誡されたが、伯のお手紙は御自身の御意思が飽まで先方へハツキリ傳達される事を主眼とされてゐた。それで初めの間私の不慣れの間は隨分汗の出るやうな事もあつた。

私が初めて伯のお伴をして旅行したのは、臺灣民政長官時代に臺中、臺南方面の狩獵に出かけた時の事でした。臺中の宿に泊つた時、私に對して伯は、この宿はこの程度のチツプを置いておけ、又女中の心付けもこれ〱だと懇篤に教へて頂いた。

私は當時まで、かうした事に就いては全く世間知らずであつたので、かうした人間を何故にお使ひになるのかと自分でも不審に思つた程であつたが——伯は、どんな人間でも教へてやれば役に立つといふ事を前提として、私のやうな人間をお使ひになつたのだと思ふ。私はかうした伯爵につかへてゐるうちに、かかる人にこそ一身を捧げてお働き申上げるべきだといふ感じを持つやうになつた。

氣分にむらの多かつた彼は、時としては初對面の人に好意を滿載し、多年の知己を「御親兵一割の損だ」と稱して、却つて冷遇したりしたこともある。しかし大體に於いては、彼は自分の使つた人間の爲めには、隨分細かく面倒を見る方であつた。これも增田の談である。

私は、靜岡縣で大正四年の暮、立候補したことがあるが、伯はワザ〳〵私を伴つて井上馨さんの處へ訪ねられ、「增田が立候補するからよろしく」と依賴して下さつた。井上さんは「湯淺倉平（後の內大臣）が靜岡縣知事だ、增田に對し無暗に選擧干涉をせぬやうに云ひ付けておかねばいかぬ」と言はれて、井上さんから特に湯淺知事に話して下さつた程であつた。それで私が靜岡へ出かける時は、必ず井上さんの處をお訪ねして、御食事のお相手をして行かぬと、井上さんの御機嫌が惡いといふやうな有樣であつた。

伯は更に私を熱海の三浦觀樹さんや、岩淵の別莊にゐられる田中光顯伯の處へ伴れて行き、私の立候補に對する援助方を依賴して下さつた。私の當選したのは全く伯の御援助の賜物であつた。

また增田は、自己の水力電氣事業に關係するやうになつた經緯を次のごとく語つてゐる。

或る時伯からよびに來た。伯にお會ひすると「福澤桃介が木曾川水力電氣をやつてゐるが、上流から御料林を伐

探して流すので困つてゐる。かうした事を防止するやうな處置を講ずるやう交渉に當る人間がゐないで困つてゐる。君、福澤に會つて見ろ」との仰せである。私は「伯爵が、福澤に會つて見ろと仰しやるなら福澤さんにお會ひ致しませう」とお答へすると、「水力電氣はおれが遞信大臣時代に大いに力を注いだ仕事だ。やり出すと面白いぞ」と伯は言はれた。

伯からの紹介の名刺を頂いて、福澤事務所を訪問すると、福澤桃介氏は「おお君來て呉れたか、難有う、僕はポケットから毎月君に百圓づつ手當を出すからね、やつて呉れ給へ」と。歸つて伯に御報告申上げると「どうだ、福澤といふ人物は面白い奴だろ、あれは違つた人間だ、やつて見ろ！」

かうして私は電氣事業に關係する事になり、爾來今日に及んでゐる。

増田が日本で一、二を爭ふ大水力電氣會社の社長となつたのは、かういふ經緯からであつた。

一二、錦衣故郷に歸る

明治四十二年七月二十六日、伯は奥羽地方及び北海道巡回旅行の途に上つた。これが遞信大臣兼鐵道院總裁としての、伯の最初の視察旅行であつた。この時伯は、途上水澤に立寄り、亡父諦光院の第二十七回忌法要を執行せんがために、母堂利惠子、夫人和子、令姉初勢、長女愛子を同伴した。

同日午後七時三十分、伯の一行を載せたる汽車は、仙臺驛に著いた。プラットフォームには、伊達邦宗伯以下、朝野の名士、有志團體數百名が出迎へて、仙臺驛頭は全く人を以て埋められた。

翌二十七日の午前は、仙臺郵便局及び仙臺驛の巡視に費した。晝食は伊達伯邸の饗應、午後は舊故との懇談、夜は百五十餘名の官民招待會および有志招待會に臨み、散會したのは十一時ごろであつた。

それにも拘はらず、伯は翌二十八日の朝は、四時はやくも床を離れた。さうして旅裝を整へると直ぐに、腕車を驅つて東北法律學校および東北女子職業學校を訪ひ、且つ重傷入院中の大山仙臺驛長を慰問した後、仙臺驛にむかつて伯の一家と落ち合つた。この時「遞相ニハ場外ニ出迎ヘ、母堂ノ手ヲ執リテ、待合室ニ導キ」と當時の旅行日誌は記してゐる。

かくして伯の一家は、特別列車に乘つて、七時三十分仙臺驛發、水澤にむかつた。

錦衣して故鄕に入る。伯の感慨や果して奈何。往年の惡童新平、今輝く國務大臣として、歸り來るを迎ふ。町民の熱狂や果して奈何。

旅行日誌は次の如く記してゐる。

午前十時二十分水澤驛ニ著スルヤ、豫テ驛前ニ設ケタル天幕内ノ歡迎所ニ入ルヤ、知事代理岩田警務長、舊主家留守景福氏、木村博士ヲ始メトシテ、知己一同ニ取圍マレタルカ、左視右顧歡情春ノ如シ。兩側ニ並ヘル小學校生徒等ニ一々會釋シツヽ、大臣ハ磐井旅館ニ、家族ハ親戚坂野氏方ヘ入レリ。旅館ニテハ面會者續々詰懸ケ、非常ニ雜沓ヲ極ム。

伯は面會者の一時途絶えた午前十一時ごろ、徒歩で城趾精華堂を訪うて、少年の日を偲び、一旦歸館し、晝食後は坂野邸を訪うて、親族一同とともに、家君の墓所に詣で、菩提寺なる龜島山增長寺で逮夜の式を營んだ。

家君の法要が執行されたのは、翌二十九日であつた。その光景を、旅行日誌は、次のごとく叙してゐる。

午前七時、大臣ニハ家君法要執行ノ爲メ、菩提寺ナル龜島山增長寺ニ參シタルカ、一族知己堂ニ滿チタリ。淸掃セラレタル墓前ニハ、伊達家ヨリノ草花ヲ供セラレタリキ。八時衆僧ニ依リテ法要ハ修セラレ、讀經ノ聲ハ擧カレリ。大臣一門知己列席者ノ燒香アリ。方丈ニ於テハ齋食ヲ饗セラレヌ。隨員ハ別席ニ於イテ饗アリ。大臣ハ一同ト快談セラレ、或ハ扇面に揮毫セラルヽアリ。怡々タル衷心、靄々タル情緒、春風堂ニ滿ツルノ光景ナリキ。

父實崇の死去したのは、明治十六年一月十三日、卽ち伯が愛知縣病院より内務省衞生局に轉じたる時であつた。從つて彼が生前に見たのは、利かん氣の少年新平の姿と、須賀川の醫學校に於ける苦學時代と、名古屋における元氣いつぱいの靑年醫時代とだけであつた。伯の結婚も留學も、相馬事件の波瀾も、臨時陸軍檢疫部における活躍も、また臺灣、滿洲における國家的經綸も、つひに此の世において見るを得ずして逝いた。星移り年變りて二十有六年、今や桂内閣の花形役者として一世鍾目の的となれる我が兒が、一家を率ゐて故鄕に歸り來り、この盛大なる法要を營む。おそらくは泉下に、轉た感慨の深きを覺えたであらう。

この法要が執行された日、伯の一行は、舊主家なる留守家において、晝餐の招待を受けた。終つて臨時緯度觀測所を參觀し、駒形神社に參拜した後、水澤公園内に開かれたる歡迎會に臨んだ。來り會するもの水澤町長、木村榮博士（臨時緯度觀測所長）をはじめ三百餘名。町長の發聲にて、遞相の萬歲を三唱し、續いて母堂の萬歲をも三唱した。宴終つて伯は東競馬場に赴き、駒形神社前に記念の松樹を手植した。

かくて伯が故鄕水澤を辭したのは、翌七月三十日正午、その午前中を小學校及び郡立農業學校において講演を試み

たる後であつた。

一三、堂々たる退陣

明治四十四年八月二十五日、桂首相は、閣員の辭表を取纏めて闕下に奉呈し、所謂圓滿辭職を行つた。それは組閣當時聲明したる諸政策が、既に悉く實行せられたる今、途を後賢のために開かんとするにあつた。

八月三十日をもつて、西園寺第二次内閣成立し、政友會は再び政權を把握した。

當時伯はこの總辭職を説明して、世界に比類なき立憲的引退であると斷じ、次のごとく豪語した。

○ドウダイ君、恐らく歐米といはず、日本といはず、世界に立憲内閣があつてより、今度ぐらゐ堂々たる圓滿な總辭職があるかい。大抵の内閣は何うにも斯うにも遣りきれなくなつて投げ出すか、反對黨から蹴落されるか、止むを得ずに苦しがつて倒れるのだ。然るに今度といふ今度の吾々の内閣は、綽々たる餘裕を存して退くので、豫定の政策を豫定の如くに遂行し、圓滿に路を他の賢良の士に向つて開くところの立憲的引退である。青表紙と首つ引きの連中が如何に眼鏡を光らして西洋の例などを捜したつて、ソリヤ無いよ。吾より古を爲すの抱負を持つて天下の大政を處理せにやいかん。

○遞信省の仕事だつて見給へ。萬般の施設一々數へ來れば、總て吾人の信ずる最良の政策を實現し得たる中にも、國家政策中最新のものとして世界の注意を牽ける電氣政策も逸早く確立せられ、又從來の航海補助政策は一變して航路補助政策と爲し、帝國の海上に於ける實力を確保して、國家的航路を定めたる如きは、特に吾人の國家の

爲め賀すべきを爲したりと信ずるところである。（九州日日新聞九月三十日）

以て彼の得意さを想見すべきである。

彼は今、桂と共に臺閣を去り、久方ぶりの浪人となつた。入閣以來正に三年一箇月半である。日本内閣の壽命としては、決して短かしといふことはできない。

茲に吾人は振返つて、彼の最初の大臣振りを眺めるの時期に到達した。

顧みれば、明治四十一年七月、彼が初めて桂に招かれて廟堂に列するや、天下駭目、好奇の心をもつてこれを迎へた。桂内閣の新味、此處にありと思つたからである。

在位三年、彼は果して天下の期待を裏切らなかつたか。

偉大なる期待をもつて迎へられることは、必ずしも人生幸福の因ではない。それは、些細の失敗と雖も、過大に評價せらるる危險があり、失敗なしとするも、成功の大なるもの無き時は、却つて人氣の反動を招來する。

彼は若くして自由黨異變をもつて市井の間に名を馳せ、相馬事件に際して天下の耳目を聳動し、陸軍檢疫所、臺灣滿鐵の成功をもつて識者の間に信任を博した。

かかる色彩多き過去は、後光のごとく彼の頭上に光つてゐた。而して今亦、日本政界に獨歩する桂太郎の信頼を受けて、一躍閣班に列したのであるから、入閣當時の彼は、宛かも極彩色の狩野畫のごとき絢爛味を持つてゐた。順風滿帆、春潮に船出す。前途の光明知るべきであつた。

果せる哉、彼は、水力電氣調査、遠洋航路補助、鐵道院新設、廣軌改築と矢繼早に創意新案を發表して、天下の耳

目を峙てしめた。

しかし彼が天下の興味を鍾めたのは、その計畫そのもののみではなかつた。彼の爲人であつた。

彼は當時官界に全く風變りな人物であつた。王政維新の餘燼漸く收まつて、昔日豪放跌宕の風地を拂はんとする時、彼は幕末志士のごとき無遠慮さをもつて、溫柔寡默を事とする官場に現はれてきたのである。

平靜なる東京の官僚界に、彼は臺灣沖の大風のごとく出し拔けに飛び込んできたのだ。さうして天馬の空を行くごとく、縱橫無盡に活躍したのだ。

三角髯に鼻眼鏡の彼は、當時には珍らしき米國製自動車を乘り廻して、腹一杯に活動した。はち切れるやうなその精力、眼中人なき覇氣、觸るるものを燒き盡すごときその情熱、蹈厲風發するその座談、滿腹の稚氣、處かまはず爆裂するその癇癪、而して滴るごとき愛嬌。それは全く官界の桁外れであつた。

彼に接する者は、電氣に接するものの如く、感觸した。彼を好むと好まざるとにかかはらず、彼の爲人は天下話柄の種となつた。漸く沈滯せんとしつつありし明治末期の日本に於いて、彼は確かに一個の清涼劑であつた。

宜なる哉、蠻爵後藤新平の名は、快男子の別名のごとく天下に喧傳せられた。恐らくは、この第二次桂內閣の遞相時代こそ、彼の名が、最も華々しく世人の眼に映じた時であらう。又彼が最も痛烈に讒誣中傷せられ、又同時に嶄然として一代の人氣の尖端に立つたのも、恐らくはこの第一次の遞相時代であつたらう。

ゆゑに桂內閣の中葉より、天下は夙くも彼をもつて、將來の首相として矚目した。

彼は果して、桂の後繼者として、能く宰相の地に上るべきか。

天下の興味はこの處にあつた。

此の當時を回顧して、德富蘇峰は次のごとく語つた。

これについて懷ひ起すのは、後藤さんの遞相就任の頃、私がローズベリー卿の書いたランドルフ・チャーチル傳を贈つたことである。

この本を贈りながら、私は彼に語つて言つた。

「あなたも氣を付けぬと、このチャーチルのやうに方々から嫉妬されますよ。」

と。それは伯の出世の早かつたことと、勢望の一躍して高まつた點とは、ランドルフ・チャーチルが、ソールスベリー內閣の藏相になつた時と似てゐたからである。

伯は果して、才氣餘りあつて、却つて儕輩の嫉視のために倒れたるランドルフ・チャーチルとなるか、或は、能くこの反感嫉妬の怒濤を凌いで、政治的成功の彼岸に達すべきか。

吾人は更に筆を改めて寺內內閣より、第二次山本內閣當時に於ける彼の行動を敍するに際り、彼の政治的地位を概觀するであらう。

彼はいま內閣を去り、衞生局長に復活以來久し振りで、天下無職の浪人に返つたのである。

彼の浪人生活は果して如何であつたか。



後藤伯・寺内伯・桂公・マレーヴィッチ露國大使

第二章　在野時代

第一節　訪　露

一、多忙なる浪人

明治二十八年四月一日、任臨時陸軍檢疫部事務官の辭令を受けて以來、十六年五箇月ぶりで、伯は再び浪人の生活に入つた。相馬事件出獄後の浪人時代を加ふれば、正に二度目の浪人である。

併し乍ら前回に比して、何といふ違つた浪人生活であつたらう。

ある雜誌が當時の伯の日常生活を描いて、題して「多忙なる浪人」といつたのは、正に知言であつた。伯は木挽町の官邸を引拂つて、麻布宮村町の自邸に起臥する身となつたが、その生活の忙しさは、大臣時代と異ならなかつた。否寧ろこれに優るの勢ひであつた。訪客は晨より夕に至り、陸續として踵を接した。當時の新聞は記して「前大臣中後藤の門前のみ獨り市を爲す。訪客日に三四十名也と。主人公何をか策する」といひ、また「後藤男は閑地に就いて以來訪客益〻多く、最も多い日は七十三人、最も少い日でも十三人といふ來客ださうだ」と記した。

それは伯の在朝三年間における活躍が齎した人氣であつた。しかし、それより更に適切なる理由は、彼が遠からず

して再び政權の地に復歸するであらうといふ期待であつた。

遊刃綽々、餘力を剰して退却したる桂は、何時でも西園寺を追つて天下を取るやうに見えた。さうして桂組閣の日は、後藤入閣の日である。世間はさう考へた。否、後藤自身が首相たるの日も、甚だ遠くないかも知れない。天下はさうも考へた。

しかし政權回復の望みのみであつたならば、人は彼の門のみに集まらずして桂、大浦、平田の門にも亦蝟集すべきである。何故に彼の門のみひとり賑はひたるや。新聞はこれを、ある消息通の言として、次のごとく揶揄してゐる。

△新聞では中央派が後藤男に寢返り打つたと書いてるネ、大浦子に金がないのは今に始まつたことぢやないよ。金のない處がヱライ處だ。△金の話序だが、後藤男に三百萬圓位の裏書ができるとしたら、桂公は五萬か十萬といふ處だらう。ナニ大浦子かい、大浦サンの裏書で幾何融通ができるか知ら。

卽ち伯には大きな金穴があるといふことが、桂第二次內閣在職中の流言であつた。彼を傷けんとしたる者は、これを誇張して流布し、彼によつて不純の利益を期待したる人々も亦、これを信じて彼に接近した。

ゆゑに彼の門前に麕集したる訪客の總てが、悉く純情なる動機に出でたるものでないことは明白である。またかかる浮說の天下に喧しかつたからこそ、彼は前掲「拾貳萬圓處分の始末」なる問題について、後藤勝造の潔白を證せんとして、その金員の出處を明細に記しておいたのである。

しかし多くの人を宮村町の彼の私邸に牽きつけた理由は、かかる功利的なるもののみではなかつた。當時の伯は、青雲に乘つた絕頂であつた。はち切れるやうに精力のむくれ上つてゐた彼は、應接間の主人公として、寔に天下一品の

存在であつたのだ。その口を衝いて出でる警句、諧謔、諷刺、痛罵、氣焔の一つ一つには、おそらく何人も眞似し難き新鮮味があつて輝いてゐたのである。

少し蒼味を帶びた白皙の顏に、鼻眼鏡を光らせ、半身を椅子から乘り出した彼が、東北訛りで、大きい手振りを使ひながら、傍若無人に辯じ立てるところには、初夏の風の綠林を過ぎるやうな颯爽味があつた。

さうして彼の漫罵には、締め括りのない一種の小供らしさがあつた。彼の明朗なる敍述には、他人の模倣を許さざる一味のユーモアがあつた。であるから、彼は一人よがりの増上慢のごとき言辭を弄しつつも、尙ほ人をしてこれを憎ましめなかつた。勝手放題の惡罵を發しつつも、尙ほ人をして微笑せしめた。

責任ある國務大臣の地位から解放されたる伯が、如何に天馬行空の放言を恣まにしたりしやは、想像に餘りある。從つて伯が新聞雜誌記事の花形であつたことも、理解せられ得る。

かくして伯は、一方には天下の惡罵と、冷評とを浴びながらも、同時にまた一代の人氣者として、その花々しき浪人生活に入つたのである。

二、譯書「官僚政治」の出版

浪人となつて間もなく、明治四十四年十一月、伯が自分の名で出版したのが「官僚政治」と稱する譯書であつた。

これはヨゼフ・オルツェウスキーの原著で、伯が在臺の頃、森孝三をして飜譯せしめたのを、こんど自分の名を冠して出版したのである。ゆゑに著述としては、殆ど伯と無關係のものであつたと言つてよい。ところがこの一書が現

はれると、忽ち天下の問題となり、その評論が新聞雜誌を賑はし、その書は意外の賣行きを示した。それは理由のあることであつた。當時全盛を極めてゐた官僚政治に對し、その中心人物の一人と目された伯が、それに批判を加へたといふことに對する興味であつたのである。

伯はその序文の中に、本書刊行の理由を說明して次のごとく言つた。

抑も官僚政治とは何ぞや。何人も知る如く、官僚政治とは古より吾國に存せる語にあらず、ビュロークラチスムスの譯語なり。然らばビュロークラチスムスとは何ぞや。更に其語原に溯れば、此の語伊太利語のビュロー卽ち卓子掛なる語より轉化し來る。蓋し昔の風、官府の卓子には必ず卓子掛を覆ふ習慣あり。是に於いてビュローなる語は、何時の頃よりか自ら轉じて官府の卓子の意味を生じ、更に轉じて政務を執行する事務局の意味となり、遂に凡そ一長官の統率主宰の下に、行政組織の完全なる一連鎖を成せる官吏全體の形くる一種の習慣制度を指して、ビュロークラチスムスの名を與ふるに至れるなり。然りと雖もビュロークラチスムス本來の意味よりいへば猶ほ語原のビュローが必ずしも官府の卓子掛を意味するのみに非ざるが如く、官府の行政組織にのみ特有なる習慣制度をいふものとすべきに非ず。官府に於いて行はるるビュロークラチスムスは、偶ま其の最も著しき一例に過ぎざるのみ。

吾國に於いてもビュロークラチスムスなる語は、一般に官僚政治の意に慣用せらるれど、事實に於いては、官私の別を問はず、大小の差を論ぜず、苟くも或一定の組織の下に成立せる各種の機關に在つては、必ずや何等かの形式に於いて、ビュロークラチスムスの發現を見ざるなし。獨り官府のみといはんや、一般政治界に於いても、

商工界に於いても、否、廣く社會百般の方面に亙りて、苟くも組織的、統一的機關の成立する所、即ちビユロークラチスムスの發現する所となすも、誰かこれを誣ひたりと言はんや。ビユロークラチスムス果して不健全の現象なるか。然らば其の弊害の及ぶ所、豈啻に官府の行政機關にのみ止まらんや。大銀行も其の弊をうくべし、大會社も其の弊をうくべし、否、堂々たる大政黨と雖も、一定の統率者の下に一定の規律に從つて行動する以上、同じく其弊をうくる事なくして止まんや。

是に於いてか知るべし。利害關係を等しうせる多數相依りて形成せる組織機關に於いて、汎く自他の利益を思ふ事なくして專ら一人の勢力を伸長せんとすれば、其所には醜面にビユロークラチスムスの弊害を生ぜざる事能はざらん。即ちビユロークラチスムスにして其弊ありとせば、獨り所謂官僚政治の上にこれを矯むるのみにして足らんや。國民は各その利害休戚を有する組織機關に向つて、備さに所謂ビユロークラチスムスの得失を講究せざる可からず。斯の如くにしてビユロークラチスムスの講究は、官民を論ぜず、苟くも眞摯に國家社會の公益を思ふものの一日も念頭を離る可からざる急要の一大問題たらずんばあらざるなり。

これによつて、伯の官僚政治に對する思想の大要を窺ひ得るであらう。伯は官僚政治の內に身を立て、官僚政治の發展とともに發展した。そして事務家であつた伯は、官僚政治に最も適當する一面を持つてゐた。しかるにも拘はらず、伯には一片の俠氣稜々として、化石化せる官界の空氣に悉く合致し得ざるものがあつた。伯の特色である豐潤なる想像力と、奔放自在なる個人的創意とは、唯々諾々主義の官吏氣質と左支右吾した。

要するに伯は、官僚政治中に棲息しつつ、痛切にその弊害を體驗してゐたのである。さうして伯は、この官僚政治

的風習が、他の大組織中に同一程度に發達すべきことを豫見した。政黨の官僚化、大會社の官僚化、軍隊の官僚化、新聞の官僚化、勞働組合の官僚化等はこれである。これ等に向つても亦伯は、警鐘を鳴らさんと欲したのである。

然らば原著者オルツェウスキーは、官僚政治に對して、如何なる見解を持してゐたのか。彼は次の如き激語を以てその弊害を痛烈に攻撃してゐる。

かの無政府黨が亂暴なる破壞を企圖し、火と劍とによりて一切萬事を解決せんとする兇惡殘忍の所爲は惡むに餘りありと雖も、吾人は此の多頭的怪物と一見霄壤の差あるが如く見ゆる今日の官僚者流とを比較して、之れを同一視する事の强ち矯激に失するものに非ざることを信ぜんと欲するものなり。何となれば、今日徐々として絕えず增長しつゝある民衆の不平、及び今日纔に抑制しつゝある民衆の憤恨を、將來何時の日にか突如として爆發せしむるものは、自己の虛榮に眩惑して、良心の知覺を失ひつつある官僚者流に外ならざればなり。

近世の國家は其の超絕せる任務を盡さんが爲、益々新規なる精力及び手段を求めつつありと雖も、人民が如何に政府の從僕を嫉視憎惡せるかを冷靜に觀察し來らば、官僚の跳梁が、如何に國家の勢力及び威望を失墜しつつあることの甚だしきかを知るに足る可し。

自ら官僚政治の中心人物となりつつありし伯が、かくのごとき激烈なる官僚政治攻擊論を、何等の割引なく贊同したりしや否や、疑ひなきを得ない。さりながら、今にして官僚政治の弊害を矯正するにあらずんば、眞に怖るべき事態を惹起するであらうとは、伯の夙に憂慮せるところであつたことは事實である。

然らば、官僚政治の弊害は、如何にして撲滅しうべきか。これには急激なる革命手段によるものと、漸進的なる改良手段によるものとの二つがある。然るに原著者は、十八世紀の末葉に於ける佛國革命の如く、社會制度の最も過激

なる變革と雖も、國家の官僚政治を撲滅すること能はざりしのみならず、却つて其の勢威を逞しうするに至らしめたる史實を引き、且つ「社會的建築物の破壞は、之れを新築するよりも容易なり。而も古き建築物は、老朽腐敗したる部分を修繕加工することによりて、幾多の近代的建物に比し、遙かに堅牢なるものとなす事を得べきは明かなり」となして、漸進的改革論を主張してゐる。

この官僚政治の漸進的改革こそは、伯の心中ひそかに抱ける志望であつた。しかも原著者は、今や官僚政治の弊害撲滅の機、正に熟せりとなし、

世には極端なる保守論者あり、官僚政治に對する反抗を以て、社會の秩序、國家の存立に對する暴行と認むるもの少なからずと雖も、又一面には、官僚の形式主義と、被治者の表面的服從に對する政府の虚榮心とが、日に日に政府と人民との隔絶を增長しつゝある危險を洞察したる一部の識者なきに非ず。今や國家の祭壇に捧ぐべき個人的及び物質的犧牲は、次第に增加しつゝあるを以て、政府と人民との反目を促すに足るべき機會は、頻々として日に多きを加へつゝあり。是に於いてか、用意周到にして且つ熟練なる外科醫が起ちて大手術を施すべき時代は、既に熟したりと謂つ可きなり。

と論じてゐる。讀んで茲に至り、恐らく伯は案を拍つて、自らかかる大外科醫たらんとの野心に燃えたであらう。而して原著者は、更に論を進めて曰く。

見よ、今や經濟界の狀況は益々悲觀的となり、貧富の懸隔は愈々其の甚だしきを加へ、單純なる觀察を以てするも社會的秩序の安全に對しては、層一層の注意を加ふるの必要を生じたるの時に當り、人民をして國家と隔絶せしむる事なく、益々鞏固なる統一體たらしむるは、焦眉の急務といふ可きに非ずや。況んや、列國の關係は愈々危殆に瀕し、內部の實力は益々之れを堅固にし之れを增加せざる可からざるの事情あるに於いてをや。之れに加ふるに民族的、宗教的爭鬪は、文明開化の進步と共に日に激烈

を極めつゝあり。（中略）是に於いてか、現狀の秩序を維持せんとする論者は、國家の威望を高めんが爲、先づ各般の改革に著手し就中、近世國家の寵兒たる官僚政治を一掃することに努力せざるを得ざるなり。而も一方には職業と麵麭を求めて喧囂を極むる多數の貧困者あり、國法的團體を離れ、從來の指揮者を度外視する幾多の結社あり、戰慄すべき政治上の妄想狂たる無政府黨の如きあり、幾多の重大問題は陸續として政府の覺醒を促しつゝあるに拘らず、彼等は平然として禮帽の新形、禮服の鈕の數、事務統計表の新項目、公文の新様式といふが如き、問題に貴重なる時間を消費しつゝあり。

見るべし。殆ど伯自身の言の如きを！　しかも讀んで此處に至るときに、吾人は次章に於いて記さんとする第三次桂内閣に對する、憲政擁護運動の光景を想起せざるを得ない。憲政擁護運動は、多分量なる政治的陰謀を包藏してゐた。そしてかかる政治駈引の尙ほよく成功したる所以は、彼等反桂黨の政治家が、官僚政治に對する民衆的反感を巧みに利用したるに外ならぬ。しかも伯は桂内閣の一員として、伯自身の改革せんと志しつつありし官僚政治的弊害の目標のごとく、民衆の反對を受けたのである。政界の波瀾時として人間想像の外にあり、運命の皮肉亦甚しと言ふべきである。

併しながら、官僚政治の改正と撲滅とは、政治駈引を目的とする政黨政治家や、此等に操らるる一般民衆にあらずして、より純理的なる、より冷靜なる人々にこれを求めなければならぬ。この點について、原著者は論じて曰く。

之れを要するに、何ものが官僚政治の弊風を打破し、其の撲滅を圖るべきかの問題に至りては、吾人直ちに之れに答ふるに躊躇せず。官僚政治の弊害を認め、併せて衷心人類の幸福を企圖すべき任務を有するものは、先づ國家、社會、議者、新聞紙及び學問にして、此等は實に率先して官僚政治の撲滅に努力すべきものなり。

これ亦伯の心中の志望であつた。彼は官僚政治の弊害を知悉した。それゆゑにこそその改正を念とした。さうして

彼が、援引せんとした社會的勢力は、黨人にあらずして學者、新聞紙、及び一般知識階級であつた。これ彼が努めて學者と接近し、後に記すがごとく、大隈内閣當時は大阪の二大新聞を聯合せしめんとし、また後に政治倫理化運動によつて、一般知識階級を結成せんと奮闘したる理由である。

更に原著者は、官僚政治撲滅の政治的方式を論じて、立憲政治に歸納した。

官僚政治を撲滅するの要件は夫れ斯の如く多しと雖も、就中其の重要なる案件は一切の官廳及び總ての官吏が、立憲的原則を確守するに在り。素より立憲政體と稱する一個の單純なる形式が、官僚政治の發生を拒絶するに足らざることは敢て言を要せず。何となれば、吾人は立憲的、自主的に統治せられたる諸國に於いても、尙ほ官僚政治の弊風著しきものあるを目撃すればなり。然れども立憲的原則を確守することによりて、政府は少なくとも官僚的寄生蟲の繁殖する素因を減少することを得べし。抑も官僚政治の勢力は、其の法律上の根據薄弱なるに乘じて增長し來るを常とす。何人と雖も、憲法に矛盾する政府の要求若しくは禁令が、久しく持續せらるゝこと能はずして、結局、正義公道の前に屈服するに至るべきを信ぜざるものなかる可し。今、近世各國の憲法史に就いて之れを案ずるに、人民の正當なる感情と自由の權利とは、自由主義の改革に慊焉たる官僚者流の反抗運動最も激烈なるものあるに拘らず、徐々として勝利を占め、今日に於いては如何なる頑迷者流と雖も、昔日の如く一片の妄想を以て立憲政體を見るものなきに至れり。是に於いてか、吾人は各官廳及び各官吏が擧つて立憲的原則を確守する事により、竟に官僚政治の弊害を打破し得べきを信じて疑はず。

この思想は伯の、後に立憲同志會に入り、また政治倫理化運動に奔走したる思想的背景を示すもので、吾人が既に伯をもつて、多分の自由主義的傾向を有すると爲したるところと吻合する。

次に官僚政治撲滅の社會的方式如何。原著者はこれを、民衆の自發的組合にありと爲した。

然り而して官僚者流の弄權に對する有力なる防禦の武器は、人民自ら結社して自由なる組合的生活をなすに在り。即ち自由なる

政治的及び經濟的結合は、人民の權利に對する官僚者流の暴行を杜絕し、且つ官府の冷淡、酷薄なる態度を撲滅する上に於いて、屈强の手段なり。孤立せる一個人が、政治上若しくは經濟上の利益を獲得せんが爲、政府の助力を仰がんとして、官僚者流の態度と衝突するの虞ある場合に於いて、結社的團體は、或種の事項に關して能く國家の行爲を代理し、官房狂との不愉快なる衝突を免れしむる事を得べし。（中略）

自由結社の發達は啻に官僚政治を撲滅し得るのみならず、併せて流行病的社會主義に對する好適の治療手段たり。かの社會黨は平等及び物質的共有といふが如き架空的妄想の爲に他を顧るの餘裕なく、卑近にして可能的なる進步の方案に對し、殆ど盲者と擇ぶ所なきものなり。

又經濟上頗る健全にして且つ自由なる各町村の發達は、官僚政治を撲滅せしむる重要の一手段なり。然るに自由思想の發達せる現時に於いて、尙ほ識者と稱せらるゝ一部の人士中、或關係に於いては、町村の自主的生活を制限し、之れを政府の監督の下に置かんとするの說を唱道する者あるは、頗る悲む可き現象なり。

この點は伯の自治主義の唱道と吻合する。伯は人民の自治に最も大なる期待を繫いでゐた。既に歐洲留學の日に於いて英獨の自治に傾倒し、更に臺灣に保甲の制を敷いたるの日に現はれてゐる。後に倫理化運動を提唱し、少年團を創り、東京市政調査會を創設し、自治精神を普及して全國を行脚したるも亦、同一思想系統に出てゐる。これを要するに、この著書に流れる思想は、十九世紀末の自由主義思想である。さうしてそれは、恰かも大正年間に日本に澎湃として起つてきた政治思想であつた。ゆゑに伯が、この一譯書を出版したるは、正に時代の要求に適合したるものであつたと言ひ得る。

銳敏なる感受性を持つて生れたる伯が、常に時代思潮の影響を受け、社會民心の推移と共に歩みつつありしことを看取することができる。

併しながら、伯のかくのごとき躍進轉化の裡には、自ら一貫したる性格的連鎖があつた。彼が前後の矛盾を無視し、白より黒に轉ずる如き臨機應變主義者でなかつたことは、彼の演説文章並びに政治運動の實際を仔細に點檢する時に、何人と雖も看取するに吝かならないであらう。

三、訪露發表

多忙なる浪人は、或は夫人を携へて鹽原に赴き、

　いつる日も入る日もあかぬなかめかな
　　にしきかされる秋の鹽原

と詠じ、或は人に與へて、

　夢在浮沈外。　萍蓬五十年。
　閑居有師友。　明月與山川。

と閑雲野鶴の心境を叙し、或は神戸郊外二樂莊に大谷光瑞を訪れて快談し、或は鐵道青年會の總會席上、大隈の鐵道現業員賃銀引上論を駁し、或は朝鮮に旅して寺内總督を訪れて世上噂の種を作る等、席温まるに暇なき有様であつたが、明治四十五年六月七日の東京各新聞は、突如として伯が、桂とともに外遊せんとすることを報じた。

それは一大衝撃を天下に與へた。

單純に考へる人々は、これを以て、ある雄大なる世界政策への踏出しなりと眺めて、大きい期待を感じた。複雜に

物を考へずにはゐられない人々は、桂と伯との腹を色々と揣摩臆測した。毎日の新聞はさういふ浮説妄斷で滿たされてゐた。

伯はこれについて、次のやうに說明した。

公が歐洲漫遊の目的に就て、世間では、新政黨の爲であるとか、種々の評判があるやうであるが、是は揣摩臆測の說で、其眞相を得たものでは無い。

公の志は、日本帝國の前途と、國際政局の大勢とに鑑みて、大に開國進取の國是を恢弘し、經綸を世界に行はんとするに在つた。經綸を世界に行はんとするには、世界政策の大方針を確定し、之を實行に顯はさねばならぬ。是れが公が平素の抱負であつて、歐洲漫遊の目的も亦之に外ならぬと思はれる。

伊藤公在世の當時、予は世界政策論を以て、公と其の議論を上下し、其實行の方法を講究したことがあつた。其要點は、卽ち大亞細亞主義を以て、舊大陸の聯合を圖り、之を以て、支那問題を解決し、之を以て歐洲强國と對峙し、世界の平和に貢獻すると云ふ大趣旨で在つたが、予は伊藤公と反覆論究した末、公も亦之に贊成された。卽ち四十二年、公の哈爾賓行と爲つたのは、其抱負を實現せんとした一端であつたが、不幸にして公が奇禍に罹り、空しく未了の志を齎して逝かれたのは、予に取つて千秋の恨事であると申さねばならぬ。伊藤公が奇禍に罹つた翌日であつた。予は桂公が或る人に對して「伊藤の死後、其の志を繼いて、世界政策を實行するのは、我輩の任である」と云つたことを聞いたので、大に人意を强うした。そこで予は直ちに桂公を三田の私邸に訪て、伊藤公と討論研究した所の世界政策論を以て、公の意見を叩いたが、公は直ちに同意を表されて「伊藤公の志を繼

いで世界政策實行の始めを成さん」と云はれた。是れが公が歐洲漫遊に決定した初めてあつたやうに思はるゝ。四十四年八月、公が首相の職を辭するに及んで、公は閑地に就いたのを機とし、歐洲漫遊の途に上り、其宿志を果さんとした所が、適ゝ支那に於て革命の動亂が勃發したので、躊躇せねばならぬやうになつた。

けれども、間もなく清朝滅亡を告げ、革命の事業も一段落を告げて、小康を得るに至つたので、公は愈ゝ其の志を決し、天顏に咫尺して其勅許を得、無冠の大夫を以て、歐洲を漫遊することになつたのである。其の目的は、前に述べた通り、世界政策研究の爲めであつて、新政黨樹立計畫の如きは、其の研究の緒餘に過ぎぬ。然るに、世間で公の洋行を以て、新政黨樹立準備の爲めであるが如く云ひ觸らすものあるのは、畢竟公が世界的經綸に對する大本領の在る所を知らぬ輩であると、明言しても差支なからう。（公爵桂太郎傳坤卷五六三頁）

當の桂はこれについて何と言つてゐたか。上揭桂傳坤五六八頁に、本人の實話として、次のごとく記されてゐる。

世間では吾輩今回の漫遊に對して、日英同盟、日露協商、日佛協商等に聊か關係あるやの意味に解釋して居る者もあるやうであるが、これは大なる誤解で、今回の渡歐は何等政治上に關係を有せざる、老書生の漫遊旅行に外ならんのである。併し乍ら一方に於て、身國家の重職にありし場合に想到して、無責任の中に有つところの責任は、充分に心得て居るのであるから、苟も國家の爲め裨益すべき研究資料を、目にし耳にして歸朝致したならば單に自分一個の爲めのみならず、多少國家に貢獻することもあらうと信ずるのである。

これは當時の桂の地位としては、このやうに聲明するより外なかつたであらう。世界の國々が、彼と後藤との外遊に、如何に多大の關心を持つてゐたかは、當時偶ゝ紐育にあつた筆者が、米國及び英國の新聞に現はれたる記事によ

つて窺ひ知つたところである。從つて桂としては、飽くまでも政治的意味なき個人の漫遊と、主張する外なかつたのである。

しかし彼が後藤を同行して、先づ露都に赴いたことは、深く英國を刺戟し、當時この國に於いては、日露協商の使命を帶ぶるものと評論してゐた。

當時同行者の一人であつた若槻禮次郎が、最近本傳記のために語つたところは、事件を去ること遠き今日のことであるから、却つて眞實を傳へて居るものと考へられ得る。

桂さんが政黨を組織しようと決心されたのは訪露前の事である。政黨組織に就いては無論、後藤伯も意見を述べられたものと思ふ。私も伯とは別に政黨樹立の必要を桂さんに述べた。それといふのも、第二次桂內閣の時、政府は政友會と協調して漸く戰後の財政整理を實現し得た。財政整理案は政府で立案し、政友會の共鳴を得て實行したのであるが、議會に政府の味方が一人もゐないから、一々政友會（絕對多數）の諒解を得なければならぬ。それが爲めに政府の意見は幾分かづつ修正される。私はどうしても議會に政黨を持つてゐなければいけない、政友會との妥協で政策を實行するやうでは駄目だと考へたので、しきりに桂さんに政黨の樹立の必要をすすめた。後藤伯や大浦子も私とは別に、それぞれ政黨組織の必要を桂さんに述べられた。それで桂さんも政黨樹立の決意を固められ、訪露の際には「早晚政黨を組織しよう」といふ內心を以て旅立つた次第であつた。この點に就いては　明治大帝に御內奏申上げてあつたと察せられる節がある。元勳が次ぎ〳〵に凋落する、從つて個人に依つて輔翼し奉ることは不都合、不便となるから、國民全體で大政を翼賛する必要がある、といふ桂さんの考へではな

かつたらうかと想像する。從つて世間では、桂さんが突然、政黨を組織したのだと論斷してゐるけれども、決して左樣ではない。

桂さんの訪露の目的は單にロシア許りにあつたのではない。勿論、日露戰爭後、日露兩國の勢力範圍の限界も定まり、兩國の協約も出來上つてゐた頃であつたので、桂さんの意圖は、ロシア側は、戰後における日露兩國の國境での自由行動を何等かの形で實行し得る關係になつてゐるから、この形勢に鑑みてロシア側の政治家と協議して日露の政治的關係を協調するやうにしようといふのであつた。

更に英、佛、獨をも歴訪する目的であつた。英國では日英同盟の關係を密にすると共に、英國の政黨の關係、主として實際的な事情をしらべようといふのであつた。

佛國では貯蓄の多い國であるから、佛國の資金を日本へ融通する必要が將來起らぬとも限らぬから、佛國の資本家財政家と協議するといふのであつた。

獨逸ではカイゼルから豫て桂さんに對し來遊を勸誘して來てゐたので、一行はゆつくりして、ブラックフォレストへ行つて風光を賞美する、或は拜謁を仰付かつたりする。

以上の四つが訪歐の目的であつた。私に對しては桂さんから、後藤さんも行くから君も同行するやうにとの事で、私も一行に加はつた。

この若槻の話を裏書するものは、次の如き三通の書翰である。その第一は、山縣有朋より桂に宛てた手紙である。

花章敬讀、扨歐洲御巡遊之事ニ付、西園寺首相ト御談合相整ヒ、老閣御參內之上、事情御內奏之上、昨日御許可

之御沙汰被蒙候趣拜承、御同慶ニ不堪候。

椿山莊

六月一日

朋

桂老公閣下

頓首

その第二は、宮內大臣渡邊千秋より、桂に宛てた書面である。

謹啓。過日ハ參上仕、毎々至敎ニ接し奉感謝候。閣下御渡航ニ付、御抱負爲御書取相成候書類ニ關シ、今日親敷該書ニ就言上仕、猶乙夜御聖覽候樣仕度、親敷御手許ニ差上置候間、御承知可被成下候。却說御發途前御參內之儀、いつれ時日御定メ相成候ハヽ、後藤男ハ其翌日參內拜謁可差許事ニ、今日御內慮御下命御座候間、後藤男へは乍恐縮爲內含閣下ヨリ御垂示置被成下度奉願上候。御品物は其節御下賜之事ニ手筈仕置候。日々御多忙奉恐察候。御出立前相應之御用事被爲在候ハヽ、何卒無御遠慮御下命仰望仕候。先は右條迄申上度、早々如此御座候也。

六月二十日

千　秋

敬具再拜

桂公閣下

その第三は、發程の二日前、卽ち七月四日、山縣より桂に送つた親書である。

——歐洲御巡遊ニ付、而モ英露獨駐在大使ト漫遊之目的、各國關係之事情ニ照シ、無隔意御談話相成候順序之概要、逐一拜承。其主旨明晰何等內外ニ對シ手落無之、深御注意之結果、邦家近來之爽快ヲ感申候。

椿山莊老主

朋

頓首

桂老公閣下侍史

四、東京より大連へ

明治四十五年七月六日。

夏の日が漸く西に傾きかけたころから、長蛇のやうな人の列が、新橋驛に續いた。さうして七時發神戸行きの急行列車の出發一時間前には、驛の中は身動きならぬほどの混雜であつた。

それは桂と伯との知人だけではなかつた。知ると知らざるとなく、或る國民的興奮に驅られて、彼等は新橋驛に集まつてきたのだ。

當時若き大學生であつた河合榮治郎がかう云つてゐる。「私はただ何といふ氣もなしに新橋に往つた。日本國民として、桂さんと後藤さんとの訪露を見送りたかつたのだ。さうせずには居られないやうな氣がしたからだ」と。それが日本の民衆の心を物語る純眞な聲であつた。

時計の針が進むに從つて、新橋驛頭の人の群は、ます〳〵數を增した。石段には巡査と憲兵の一群が聲を嗄らして客を制止してゐた。一、二等待合室前には兩家の名刺受が出て居たが、その一間四方の卓子の上には大小幾千枚の名刺が滿載されて、今にも滾れ落ちさうであつた。自働入場券發賣器は間斷なく轉廻され、捩子は熱し切つて火を發せんばかりの凄じさであつた。六番賣場から改札口に至る間は、白服の巡査とカーキ色の憲兵が三、四十名、「後へ後へ」と手を振り聲を嗄らして制止してゐた。

一行の出發後、桂公爵夫人加奈子は、和子夫人にむかつて、

『あの地味な桂が、こんな人氣で送られましたのは、全く後藤さんのお蔭でございました。』

さういつて悦んだ。それほどロマンティックな光景であつたのだ。

この時の訪歐旅行に東京から同行した人々は、前大藏次官若槻禮次郎、陸軍少佐畑英太郎、岩下淸周、杉梅三郎、龍居賴三、森孝三、山本三郎、淸田龍之介で、外に赴任の途に上る駐露大使館參事官田付七太があり、そして大連よりは夏秋龜一、哈爾賓よりは木藤某が一行に加はることになつてゐた。

この行は一般に「桂公と後藤男」との兩名をもつて呼ばれてゐた。

陛下は、桂と伯とに、日を別にして拜謁を許され、伯が桂と別個獨立の目的をもつて旅行することを示されたことは、前掲の渡邊宮相の手紙によつても明かである。

この旅行については幸ひにして、同行者たる龍居賴三の簡潔にして要を得たる「隨行日乘」が殘つてゐるから、以下これを摘記することにする。

七日（日、雨後曇）神戸市官民協同午餐別宴の催あり。主人側は服部知事を始め市長、松方商業會議所會頭以下同地屈指の人々なるは言ふまでもなし。席は常盤華壇、餘興には長唄新浦島と地うた「雪」の舞あり。（中略）公、男及び若槻氏は午後三時半上阪、堺卯樓における實業家連よりの送別會に臨まれ、同十時過歸神せらる。

八日（月、雨後晴）午前十時、大阪商船の天草丸ニ便し、神戸港を去つて大連へ向ふことゝなる。夜來の雨初めて霽れ、溫度俄に上る。メリケン波止場より本船までの間は、見送りのランチにて列をなす。須磨明石の遠景は畫の如く美しといへども、前日來の風波猶ほ未だ止まず、船の動搖やゝ甚しかりしも、小豆島邊りよりは漸く靜穩となり、心地淸が〳〵し。夜分は船員の餘興演藝にて時間を消し、十時半寢に就く。

九日（火、晴）午前五時過、船は門司の東入口に達す。七時頃上陸して、馬關の春帆樓に入る。筑豐鑛業家の催しとかにて、送別午餐宴を同樓に張らる。私等も例により相伴して、久方振りに新鮮なる魚貝の佳香に飽くことを得ぬ。かくて午後零時半本船に歸る。關門二、三十隻の小汽艇は、滿飾して本船を港外に送り、且つ數度煙火を打ちあげて行色を壯にしたり。

十日（水、雨後曇）此の曉二時過より濃霧に鎖さる。巨文島沖は絶えず汽笛を鳴らしつゝ最徐行す、漸く天明くるも陰晴未定、幾たびか船脚を止め、遂に所安島附近に下錨假泊するの據なきに至りぬ。その爲め大連遲著は免れざる所なれば、私は本社なる國澤副總裁の許と東京支社に、此の由無線電を通す。當夜も餘興演藝の催し數番あり。——

十一日（木、曇）午前八時頃より濃霧やうやく飛散、徐ろに錨を拔き前進することゝなりたるも、折々濃霧の襲來繰り返され、停船しば〳〵。十時頃より僅に意を安して進行を續くることとなれり。公、男等は大連の遲著は止むを得ずとして、前路豫定の日取りに影響するなくんば、我等身に取りては寧ろ天與の靜養時間なりとて、元氣更にさかんに見ゆ。——

十二日（金、晴）午後三時大連安著、航海に思ひの外の時間を失ひたる結果として、待ち設ける旅大の人々とは寬々語るべき暇とてもなく、埠頭より馬車を急がせて一路大連驛に至り直に乘車、同四時開發して北に向ふ。沿道の警戒は嚴重を極めぬ。北京より特に徐世昌、陸宗輿、坂西大佐來連待受け居たるも、右の始末なれば、徐氏以下を一行の列車内に延き、坂西氏の通譯を以て徐氏は桂公等と數時間會談し、徐氏以下大石橋より別れて左折し、營口を經て歸燕したり。國澤副總裁は列車の大連を離るゝや車内に晩餐會を催し、主人としての挨拶を述べ、次に桂公の答辭、徐氏の謝辭ありき。普蘭店にて福島都督と會談せらる。

この徐世昌との會談は、重要なる意味があつた。時は辛亥革命の翌年で、袁世凱が大總統として北京に居た頃である。徐は袁の使者として桂に會見に來たのである。それは露都に於いて、桂と伯とが、露國政治家と支那問題を商議すべきことを慮り、豫めこれに備へんとしたるものの如くである。

右については、內田外務大臣より、旅順なる福島關東都督に發した七月四日附の次の公電が、その間の消息を物語

つてゐる。

徐世昌ハ後藤男ト懇親ノ間柄ナルヲ以テ、今回本邦來遊ノ途次、大連ニ於テ同男ト會見シ、尙序ヲ以テ桂公ニモ紹介ヲ得タキ希望ヲ有シ居ルニ付、一行大連著ノ時日承知シタキ旨、在清公使ヨリ電稟アリタルニ付、一行ハ七月十一日午後四時大連著ノ豫定ナルコト、並後藤男ハ喜ンテ徐ト會見スル趣ニ付、著船時期迄ニ大連ニ來著シ居ル樣、同人ニ傳達方、同公使ニ電報シ置タリ。右御含迄。

五、西比利亞橫斷

長春から東支鐵道に乘り換へた公男の一行は、物々しき警戒のうちに露都に向つた。先年伊藤公遭難のことに鑑みて、露國政府は十二分の用心をしたのである。

それは龍居の日記にもあるごとく、皇帝巡遊の際の警護を用ひたといふのであるから、その如何に大袈裟なものであつたかが解る。

十三日（土、晴）　午前七時長春著、哈爾賓より民政長官アフアナシエフ中將、東清鐵道ギンツェ氏等寬城子驛に來り、一行を迎へて貴賓車に案內し、共に北進したり。かくて午後二時三十分哈爾賓に安著す。同地にては彼の大官打揃ふて車內に公、男等を訪問しぬ。公、男等は貴賓車を西伯利急行列車に聯絡する時間を、プラットフォームに待てるのみにして、直に北進せらる。遠近の警戒最も嚴にして、露人は皇帝遊巡の時の例に依りたるものなりなど云へり。果して然るや否知らず。長哈間の車內午餐の時、民政長官は簡單なる挨拶を爲し、桂公は謝辭を述べられたり。

公、男を迎へたる東清貴賓車は、四十二年伊藤公の哈爾賓に赴かれたる時用ゐたるものと酷似するを異みつゝありしに、車內の

この旅行について、若槻は次のごとく語つた。

何しろ、滿鐵總裁をやつた關係からバロン・ゴトウは滿鐵沿線で大もてであつたし、又既に露都を訪問してゐたので、露西亞側でも後藤伯の名が印象に殘つてゐるので、大歡迎であつた。食卓のメニューにも「桂公、後藤男を歡迎す」と記してあつた程だ。

後藤伯は既に東支鐵道當局と鐵道聯絡關係で聖彼得堡まで行かれた經驗がある、それでロシアではバロン・ゴトウといふ名前は、當時においては、大變親しみを持つてゐた。そこへプリンス・カツラも出かけるといふので、プリンス・カツラ、バロン・ゴトウの名はロシア人には深く印象づけられてゐたので、到る處大歡迎であつた。私は汽車の中では、本を讀む位であつた。

歡迎の人々はいづれも、プリンス・カツラ、バロン・ゴトウの二人を目標にして出て來るのである。そして藤伯は桂公をそれらの人達に一々紹介された。

當時、ロシア側では、伊藤公遭難後間のない事であつたから、非常な警戒ぶりであつた。列車のうちには士官が兵卒を連れて入つて來て警戒する。長春から聖彼得堡までは鐵道沿線に兵隊を出して警戒する。又、列車が道路を横斷する時は、往來の人達の交通を一時杜絶するといつたやうな嚴戒ぶりであつた。警戒嚴重なるだけそれだけ露國は敬意を表したわけである。

さて龍居の日記は續く。

十四日(日、晴)　夜來頓に涼氣を覺ゆ。天明くれば興安嶺の裾遙に見えたり。さては西伯利二隧道の一は早や過ぎぬと人々語り合ふ。午前十時滿洲里著。此所にて旅券や手荷物調べ形の如くあり。夏秋氏等の盡力にて輕く埒明く、哈爾賓より同車の本多總領事はこゝにて辭別して歸路に就かる。午後十時知多著。軍團長以下の送迎例の如く賑かなり。在留邦人總代四名來りたるも、夜中警戒上乘車に近かしめず。私は公の旨を承けて四名の邦人を別室に招き其の厚志を謝したり。

十五日(月、晴)　午前十一時ウェルフネウデンスクを過ぐ。午後の半日は貝加爾湖畔を旋る。興安の壯大に對して無かるべからざるの水景なり。私には曾遊の地瑞西を聯想せざるを得ざりき。(中略)　午後十一時五十分イルクーツクに安著す、此所にて一二等乘客はワゴンリー寢臺車に乘換ゆ。この夜雷雨あり。遽に涼氣袖を掃ふ。快いふべからず。

十六日(火、雨)　午前一時イルクーツクを發す。雨猶ほ歇まず。隨て溫度下り華氏六十乃至六十五度を往來す。天明くれば、折折雲破れて秋晴れの如き風色を呈し、神身共に爽かなり。私は平生より、西伯利の旅行は加奈陀原野を過ぎたる時ほどの、或はそれ以上の退屈さを忍ばざるべからずと思ひ居たるに、この邊りは取り分け名物の白樺林打ちつゞき、而かも地面は名も知れぬ野草の五彩もて點々蔽はるあり、其の景致まことに棄てがたし。車內小讀書會は哈爾賓發後ほとんど毎日のごとくに催され、森氏主として講說す。――

この伯の車中の讀書については、同行の若槻は又次のやうに語つた。

私は、後藤伯はよく新しい事を知つてゐる人であるが、どうしたわけであるか、訪露の時までは知らなかつた。訪露の特別列車の中には應接室があつて、其處へ伯はよく桂公と共に出かけられた。その時、森孝三氏に本をよませて、後藤伯が聞いてゐられるのを見受けた。それで私は、成程、藤伯の新知識はあのやうな具合にして習得されるのかなと感心した。卽ち伯は本をよく讀む人間を使つてゐて新しい本からドシ〳〵新知識を吸收された。

これは大變資金の要ることで、私には到底出來ぬと言つた伯は時に非常に粗雜なことを云ふかと思ふと、時に非常に面白いことを云ふ。それは學者をして絶えず「時の問題」に關する著書を讀ませ、そのエツセンスだけを吸收されてゐたに依るもので、非常によい心懸けであつたと思ふ。

龍居は更に記して曰く。

十七日(水、晴) 朝霧深し、溫度やゝ昴る。午前六時エニセイ河を過ぐ。續いてマレイレスクを經て、夕六時四十分タイガ驛に達す。當驛にて東京其の他へ二三發電せんとしたるも、外國電信は扱はずとて謝絶せらる。それより大驛を過ぐる每に發電を試みたるも、同じ口實もて斷はらる。夕方より又もや雨ふり、且つ遠雷殷々として聞ゆ。

十八日(木、雨後曇) 夜來の雨未だ霽れず、冷氣身を襲ひ、俄に行李を解き裏付き服を取出して著更ゆ。我々の時計はイルクーツクに於て直し、はや午前九時を示すなるに、車内の食堂は堅く鎖されて入るべきやうなし。その故を問へば、只今彼得堡時の四時なれば、なほ三時間を經ざれば食卓の用意出來ずとのこと、皆失望して僅に茶を呼んで止む。彼得堡時の九時四十分オムスクに著く。停車約二十分時、場内の寶石店を素見す。オビの下流イルツイシユ河沿岸の風景、殊に佳し。

十九日(金、晴) 當日少々朝寢坊をする。覺めて窓外を望むに、太陽は高く輝き、地の青草は光を增し、所々の風車は緩く旋り鷄犬の聲さへ聞ゆる平和的風景なり。試に私の時計を檢するに、午前四時なるには聊か面食ふ。幾程もなく莫斯科との分岐點チエリヤビンスクに著く。この邊の風物は全然歐露の觀、西伯利の影なし。やがてウラルに入る。暑氣急に加はり、華氏八十度を越ゆ。イカテリンブルグにて土產物を素見す。然れどもガン〳〵の發車信鍾に促されて何も買ひ得ず。車窓より見る部落は極めて貧しきものなるが、到る處燦たる金十字架を頂きに置く寺院あるを望み、私は夏秋氏に向ひ、この多數の寺院が學校の建物と變ずる時代には、露國そのものの上に大變動を見んかと語りき。

二十日（土、晴）此の日も暑氣甚し、而かも太陽の熱は車窓に直射して堪へがたし。早速床を離れ面を洗ひたる後ち、時計を一見すれば正に午前三時。午後二時ウイヤツカを過ぐ。炎帝ますく威を逞うす。

長い車上の旅の徒然なるままに、伯の、赤鉛筆を取つて半紙に和歌を記したのが、二枚殘つてゐる。その二、三を紹介しよう。

鳥の音もまた蟲の音も打絶へて
　たゝ汽車の音の響くシベリヤ
シベリヤはまた夏なから寒からじ
　白露おける曉の空
シベリヤの旅こそいとゝわびしけれ
　汽車の響に目をさましつゝ

六、明治天皇御不豫

長い西比利亞の旅もいよく終つた。

七月二十一日の午後には、露都セント・ピータースブルグに著くのである。その日の朝は、暑氣は九十度を過ぎ、加ふるに、濛々たる細砂車内に充滿して、不快忍び難きものがあつたけれども、一同は目的地到著といふ喜悦に驅られ、それ等の一切を忘れて行手に心を急がせた。露都に著いたら名物のトルコ風呂にはいれるといふのが、一同の氣

を引立てたのである。

然るにその日の午後、俄然として形勢は一變した。龍居の日記がこの間の消息を傳へる。

二十一日（日、陰晴相半）。溫度九十を過ぐ。窓扉を開けば熱土雲の如く襲ひ來り、鎖すもなほ隙間より微塵煙の如く舞ひ込み、不快いふべからず。途中驛より松島書記官、伊藤文吉男乘車、本野大使の傳言を齎す。この時以來公、男等の憂色其の面に見はれたるは、蓋し明治天皇御大患の御樣子を承はられたるに由らん。とかくして午後三時十分、聖彼得堡に安著し、直ちにホテル・ジュロープに投宿す。（中略）時候は內地の初夏位ゐにて、朝夕は薄き外套を要したり。著後東京より深憂すべき飛電曳きも切らず到り、一行の進退亦容易に決定しがたき有樣となる。折角の遠征の元氣も頓に銷沈す。夜分男爵は當日の出迎訪問を謝する爲、本野大使を訪はる。

若槻の談話は、更に生き生きと當時の光景を物語る。

西比利亞の旅は十一、二日間の日子を要したやうに思ふ。頗る退屈した。いよ〳〵明日の午後には聖彼得堡へ到著する事が出來る地點（十二時間で聖彼得堡へ達し得る場所）まで列車が來た時、非常な大風で砂煙濛々、まるで灰が飛んでゐるやうであつた。窓をしめても、隙間から灰のやうな砂が侵入して來て、乘客一同の髮の毛が眞白になつてしまつた。丁度白髮のやうで、一行悉くこれには大閉口であつた。聖彼得堡へ著いたら先づ風呂に入らうといふのが一同の要求であつた。杉氏が、「いや、向うへ行けばトルコ風呂があつてトテモ素晴らしい」といふので、一行は、トルコ風呂へ入るのを樂しみにして、聖彼得堡へ到著した次第である。

露都へ到著すると本野大使が迎へに來てゐた。すぐ迎への馬車で宿へ行くのであらうと思つて下車すると、桂公と後藤伯と本野大使の三人は急いで停車場內の一室へ入つて何事か話してゐる。待つてゐるがなか〳〵出て來な

い。私共は三十分程も待つてゐたやうに思ふ。

そして第一の馬車には桂公と本野大使、第二の馬車には後藤伯と私とが乘つて、宿へ向つて馬車を驅つた。その車中で、後藤伯が私に「先刻、驛で本野大使から　天皇陛下の御不例である旨を聞いた」と云つて話された。

その話を聞くまで、私はトルコ風呂の事を樂しみにしてゐたのであつたが、この話を聞くと、もうガツカリしてしまつた。宿屋へ著いても、誰れ一人トルコ風呂の話をするものはなく、食堂へも出かけず、各自、めしを取寄せて喰べ、風呂へ入るものもなかつた。

その晚に、ロシアの首相ココフツオフ氏からの招待晚餐會がある豫定だつたが、これも取消し、更に本野大使の歡迎宴や桂公の招待會といつたやうな日程も取消して、一行は宿屋に蟄居して、ひたすら日本から來る電報を待つてゐた。

思はざるの不幸は、日本民族の頭上に墜落し來つた。殊に、桂と後藤との上には、一大鐵槌となつて落下してきたのだ。

七、宿志再び破る

聖都に不安憂愁の一夜を明かした一行は、その翌日東京よりの電報で、御經過少しく宜しと知つて、聊か愁眉を開いた。

そこで、伯は、桂公と本野大使と共に、露國首相ココフツォフを訪問し、重要なる會談をした。

先づ龍居の日記を抄記する。

二十二日(月、雨後曇) 東京より御經過多少御宜しき電報來り、一同やゝ愁眉は開きたるものゝ、男爵は萬一の場合を慮り、先づ前進の豫定を止め、若し桂公この地より歸朝せらるゝなれば、余も亦與に歸朝する考へに付き、左樣心得べき旨私共に申聞かされ、(中略)公、男は午後二時半ホテルを出て、本野大使同伴露國首相ココフツオフ氏を訪ひ、三時頃より大使の通譯に依り、重要なる會談を試みられた筈なり。私は午後大使館を訪問し、久し振りにて本野夫人に面ひ、ブラッセル以來の舊話を交ゆ。歸路久保氏より借覽のベデカー案内書に依り一、二ケ所見物してホテルに戻る。夕刻男爵に隨ひ一行の杉、夏秋氏等と共に、大街の百貨店に赴き、若干の買物したり。是の日東京杉山氏より御回春の見込み確かなりと漏れ聞くとの意味の電報來り公、男は喜色滿面一同はひそかに萬歲を唱ふ。

この日のココフツォフとの會談については、當時の龍居の日記は、上記の如く、公伯一緒に露國首相と會見したと記してあるが「公爵桂太郎傳」は何故にや、伯先づ露國首相ココフツォフを訪問し、その後で桂が午後二時半、ココフツォフを訪ね、午後三時からエラーギンの別莊に於いて、ココフツォフと會談したとなつてゐ、これに列席した者は、本野大使一人であつたとなしてゐる。會談は大使の通譯で、約三時間に亙つたが、まづ日露の關係に就いて意見を交換し、談支那問題に移るや、桂は曰く。

今や支那は國家の統一を失し、各省分立し、又は中央政府の權力微弱にして、無秩序無政府の狀態に陷り、結局列國の干渉を招くに至らんも、未た測る可からす。萬一此の如き場合に至らん乎、之に對して、最も有效なる措置を執り得るものは、日露兩國なるを以て、兩國の親交的關係を密接ならしむるは、支那革命事變の發生と同時に、最も必要なりと認む。若し此際に於て、列國干渉の必要を見るに至らは、露國は果して如何なる措置を執ら

んとする乎。

これに對してココフツォフは答へて曰く。

貴見の如く予も亦支那の將來に對して、危懼の念禁すること能はさるものなり。而かも支那の無秩序無政府の狀態は意外に早く到來すへし。果して然らは、日露兩國の間に十分なる協商を遂くること、最も必要なるへし。但た問題は、何れの點に關して、協商すへきや否やに在り。事若し滿洲蒙古の分割に在りとせば、其の協商は誠に易々たるのみ。然れとも、目下國際關係の狀態を察するに、滿蒙分割に著手するの時機は、未た到來せさるものの如し。然らは日露兩國は、支那保全の爲に列國と協議して、共同の措置に出つへき歟。吾人の見を以てすれは、是れ亦言ふ可くして行ふ可からさるへく、又必すしも兩國の利益に非さるへし。蓋し支那借款問題に關し、列國の共同困難なりしに徵すれは、日露の利益を害することなく、列國をして共同的態度に出てしむるは、到底不可能なりと信すれは也。要するに、支那擾亂の結果、支那政府は其の安寧秩序を維持し、外國人の生命財產を保護し、又其の日露兩國に對する義務を履行する能力を缺くに當り、日露兩國の其の當に執るへき政策は、兩國の最も利害的關係を有する滿蒙地方を占領し、支那か其の秩序を囘復するの狀態に達する迄、其の占領を繼續するに在り。而して兩國か其の措置を執る必要を生したる場合に於て、兩國提携事に當らんか爲に、互に相信賴して、其の意見を交換するを要するは勿論なるへし。

さうして翌廿三日には、ココフツォフが答禮の爲に來訪し、桂は伯と共に、約一時間の會談を遂げた。この會談により、露國側が如何なる印象を受けたかは、九月十五日附、桂宛て本野大使の次の書信に明かである。

——外務大臣迄は既に報告致置候通り、此度閣下の露國御來遊に付ては、當國の官民に對し、非常の好印象を與へ、將來に於ける日露の國交上に至大の影響を及すへきは申すまでも無之、目下極東多事の時に當り、誠に仕合の事と存候。兼て御同意を得置候通り、閣下と當國當局者と御會談の筆記は、外務大臣まで送付致置候處、帝國政府に於ては、露國當局者の意見に對し、如何なる考を抱き居られ候哉、承知致度ものと存候。右に付ては、何れ西園寺首相其他當局者と、御歸朝後御話合の次第も有之候事と存候へは、若しも御差支も無レ之候はゝ、直接なり又は後藤男を經るなり、御一報被レ下候はゝ幸甚の至に奉レ存候。閣下當地御滯在中一寸御話申上候通り、露國政府に於ては、支那事件發生の當時は、餘り深入するを好まさる樣の有樣に見受けられ候處爾來事局の發展するに從ひ、随分强硬の態度を示すに至り候。右は本月十日外務大臣宛にて電報致置候通り、全く英國か西藏問題に關し、强硬の政策を執るに至りたるに原因することと察しられ候。帝國政府の將來に於ける滿蒙政策に付、閣下の御意見は閣下當地御滯在中親く拜聽することを得て、大に自信を强うするを得たる次第に御座候處、小生の考にては、英露兩國か既に自國の利益保護の爲め、各〻勝手自儘の政策を斷行する以上は、帝國政府に於ても、此際我滿蒙に於ける利益保護の爲め、相當の手段を執るの必要あるへしと信し候。——(公爵桂太郎傳 坤卷五七八—五七九頁)

さて二十三日の東京電報は引續き、更に吉報を齎したので公、男は豫定の旅を續け得べきかと、またも旅程の計畫を立てるやうになつた。龍居は記す。

二十三日(火、晴) 東京電は引續き御順宜を報じ來る。この日は公、男も安んして前進するを得んかといはれ、再び瑞典經由の日程など研究す。午後三時半露國首相答禮としてホテルに來り公、男及び本野大使は迎へて會談せられ、客辭去の際桂公は我々一同をそれ〴〵紹介せられたり。一行は本野大使よりセストラレツクの海岸別墅に招かれ、午後五時十分發の列車に便して赴き珍らしき日本料理の饗を受けて、夜九時五分同所發車にて歸來す。青松はなけれども、白沙の海岸逍遙は、まことに身の保養となれり。

二十四日(水、晴) 露日協會の催として午後七時より、ヱルネスト・レストランへ男爵、本野大使、川上總領事、佐藤書記官、

夏秋氏及び私招かる。露國側よりはシーボフ、ウエンツリー、エゴロフ（ノーエウレミヤ外交部長）諸氏を始め多數の出席者あり、可なり打融けたる晩餐會なりき。――

然るに二十五日に至り、東京の杉山茂丸より長電が達した。それを見た伯は、桂と相談して、卽刻歸朝と決した。かくして二十六日には、俄かに露國外相の午餐會、首相の略式晩餐會が催され、二十八日の夜十一時、つひに一行は露都を去ることになつた。龍居の日記に曰く。

二十五日（木、晴）午後一時本野大使より午餐の招きを受け赴く。久方振り多數同胞の會合とて快談漏刻の移るを知らず。然るに宴半にして杉山氏よりの電報達し公、男、大使は俄に別室に入りて協議せられたる末、二十八日の莫斯科行きを見合すこととなりたるは勿論、斷然轅を回して歸朝といふことに一決す。こは言ふまでもなく、御容體の容易ならざるを報じ越されたるに因る。

二十六日（金、晴）一行歸朝の止むなきに至りたる事情露國側に知られたれば、俄に外相サゝノフ氏の午餐會、首相の略式晩餐會催さるゝこととなり、午餐會には公、男、本野大使、畑佐官等招かれ、晩餐會には公、男始め一行私どもまで多數招かる。これは午後八時よりエラーギンの瀟洒なる邸に催され、露國側の陪賓としては內相、外相、農工相、シーボフ、ウエンツリー等の諸氏出席し主客三十餘名、互に暢談多時に亙りたり。二十八日露都を發し、莫斯科經由歸朝のこととなりたるに付き、八月七日朝長春著次第釜山直行の車輛準備ありたき旨、國澤副總裁の許に急電を發す。一行と別れて前進したる人は森、淸田二氏の外岩下氏もありき。午後男爵に尼して夏秋氏と共に名物の露西亞風呂に一浴す。

二十七日（土、晴）急遽歸朝の事決定したるに依り公爵より駐英加藤大使、駐獨畑參事官へ宛、男爵よりも在倫敦磯村氏其の他へ宛、それぞれ通知する所あり。午後一行手分けして告別廻禮したり。

二十八日（日、晴）朝來訪問者多く、且つ一行の買ものやら荷造りにて可なり混雜す。著後一週間平服の警官數名晝夜詰め切り部屋の廊下までも警護したり。この日の午食には常連の外、夏秋夫人及び令孃や柴山秀子の女流も加はりて賑かなりき。午後十

一時一行は出迎ひの川上總領事と共にいよ／＼露都を辭して莫斯科に向ふ。本野大使及び夫人を始め文武官の方々、露國側よりもホルワツト將軍ウキンツニリー氏など多數の見送りあり、途中は勿論、驛内外の警戒振り殊に嚴重なるやうに見受く。發車程なく私は身を寢臺に投げ車窓から露都の灯影の薄らぎゆくを望みつゝ假夢に落つ。

かくして、伯の對露政策は、再び一大蹉跌を見なければならなかつた。嘗ては嚴島の夜、伊藤博文を說得してこれを哈爾賓に送り、宿志將に成らんとして、安重根の一彈に破れ、今は桂を動かして漸くこれを露都に伴ひ、旬日にしてその意圖將に達せんとするや、再び國家の大不幸事のために阻まる。露都を去らんとするに當り、恐らく伯は、天を仰いで嗟嘆したことであらう。

八、悲報來

悲愁に胸を鎖されて、伯は桂とともに七月二十九日をもつて莫斯科を去つた。茫々たる五千哩の長程が、前途に橫はつてゐる。この大平原を橫斷して、祖國の岸に著く日まで　聖上陛下は果して、御安泰なるべきや。車輪轟々と響く西比利亞鐵道の車上に、彼は眠りなり難き一夜を過ごした。

莫斯科出發の翌日は快晴であつた。午後一時ヴォルガの大河を渡つた。洋々たる江水は、岸と共に平かである。河上に架する長橋を渡つてスイヅランの驛に著くと、悲しむべき飛報は彼を待つてゐた。

本日午前零時四十七分　聖上崩御………

それが本野大使からの電報で、時間は午後の五時であつた。

思へば初めて臺灣統治の委曲を、親しく上聞に達してより、身に餘る殊遇を辱うして今日に至り、十餘年の歲月は夢のやうに過ぎた。笈一つを肩に雪深き水澤の里を出て、東京に辿り著いた往年の貧乏少年が、前大臣男爵の今日あるもひとへに聖恩の洪大に依る。何を以てか能くこれに報いたてまつるべき。

戰敗雪辱の心に燃ゆる露國の復讐心を和らげ、支那保全、東洋平和の礎石を置くためには、新たなる日露諒解の外に途はない。そこにこそわが奉公の途があるのだ。一念發起して茲に八年、宿志將に成らんとして、卒然、この悲報に接す。運命のわが志を遇すること何ぞしかく酷薄なるや。

後に伯は、往年の感懷を回想して、次のごとく物語つた。

モスコー通過後間もなく、崩御の悲報に接した時、さすがに萬感胸を壓し、落つる淚を抑へることが出來なかつた。

邦家百年の大計も東亞治安の長策も、かくて空しく消えてしまつた。もし何等の異變に遭遇せずして、當初の所期通り、ドイツ皇帝を始め英、佛、露三國政府に對する諒解運動に成功してゐたならば、支那の國情は良く改善されて居り、列國は最も進歩的政策によつて、一層利益することが多かつたに相違ない。しかもそれは十分に可能性ある計畫であつて、こゝに一切を公表することは出來ないが、決して架空的幻想ではなかつたのである。かく信ずるが故に、空しく引退したことは、返す〳〵も遺憾であつて、我輩終生の痛恨事とするところである。（その頃を語る）

その翌夜は十五夜であつた。

見渡すかぎり茫々たるウラル高原の上に、鏡の如き明月が冴えてゐた。異郷萬里の遊子は、水の如く澄む天上の月光を仰ぎつつ忡々の情、胸に溢れた。

龍居の日記は、次のごとく記してゐる。

二十九日(月、晴) 午前十時莫斯科著、直に總領事館に入り午食を濟ませ、それより各〻市中の見物やら買物やらに出かけ、私はクレムリン宮見物の仲間に別れ公、男等と共に毛皮屋に出かけたり。(中略)かくて午後九時四十分同所を發す。停車場の出入さながら王侯を待つものゝ如かりし。――

三十日(火、晴) 午前八時モルシャンスを、午後一時ペンザを過ぐ。それよりウォルガの鐵橋をわたり、スイヅラン驛に達したる時(午後五時)本野大使より、

本日午前零時四十七分 聖上崩御

との急電を受け、公、男等は莫斯科總領事館の入電より推して萬一の場合を覺悟しつゝありしも、今更の如く打ち驚き且つ悲み、肅然恐懼と申し交はす外なく公、男は直ちに宮内大臣宛御見舞電を發せらる。この日より又もや暑氣强し。眞夏服に更ゆ。

三十一日(水、晴) この朝ウフアを過ぐ。露國首相より弔問の電來り、公より答電を出さる。夜半彼得堡との分岐點チリヤビンスクを過ぐ。終日烏拉爾の大風景に飽く。露暦にては十八日なるも圓かなる望の月は車窓に射せり。

八月一日(木、曇) 夜來冷氣秋のごとし。雨後の由にて西伯利名物の沙塵飛ばず。木藤氏斡旋して米飯を炊かせたれども出來損ず。午前小雨ありたれども止みたる後は溫度急に昂る。午後二時半ペテロパフロフスクを過ぐ。オムスクにて杉山氏よりの長文電に接す。

この杉山の長電といふのは、故國政界の内情を詳報し、此の大事變に際し、桂の不在したことが、やがて彼の政治的大失脚の危機を孕んでゐることを豫見して、伯に向つて警戒したものである。その全文は次の通りであつた。

莫斯科ヨリノ貴電今見タ。宮中ノ御大變ニ付テハ、天地晦冥、上下悲痛ヲ極ム。兩君ノ御心情想察ニ堪ヘズ。昨夜御所ニ於テ直ニ踐祚御擧式全ク了レリ。

善後ノ事ニ付テハ、山縣公ニハ山縣公ノ考アリ。西園寺侯ニハ西園寺侯ノ考アリ。又宮中ノ連中ニハ夫レ相當ノ考アリ。之ヲ知テ今憂慮シツヽアル者ハ、恐クハ僕一人ナラント思フ。電文御氣付ノ次第ハ、已ニ二時間餘ニ亙リ、山縣公ニ談シ置キタリ。猶ホ今日公ニ面會スル積リ。兩君ハ明瞭ニ下ノ如キ事ヲ了知シテ歸朝セラルヽノ必要アリト思フ。萬里ノ旅遊止ムヲ得サルコトヽハ言ヒ乍ラ　陛下ノ御臨終ト御踐祚ノ時機ニ御歸朝間ニ合ハザリシハ、國家ノ爲メ及ビ善後策ノ爲メ、更ニ兩君平生ノ志ヲ君國ニ致サルヽ事業ノ爲ニ、多大ノ損害ヲ被ラレタト云フ事情デアル。併シ山縣公ニハ僕極論縱横熱誠ノ限ヲ盡シ、兩君御歸朝後マデ、成ルベク今後ノ事ニ付、渾沌不得要領ノ狀態ヲ持續セシムルガ、國家ノ大幸ト思ヒ、僕一己ノ苦心ヲ以テ、頻リニ相談ヲ遂ゲ置キタリ。公ハ此議論ニ對シテ決シテ惡キ感ジガナキ樣子、一己トシテハ兩君ノ御歸朝マデニ、自分ノ意見丈ケハ堅ク定メ置キ度キ模樣ニ見受ケラル。

内閣ノ衆ハ政黨一類ノ者ト密議ヲ凝シ、議會ガ活動ノ結果、宮内省及ビ皇室ニハ千歳ノ一遇ナリト論ジ　崩御前ニ議會ヲ召集セントノ儀ヲ企テ、西園寺首相其議ヲ齎ラシテ、山縣公ガ判斷ヲ試ミタリ。此際僕ハ必死トナリ、議會ノ行動ハ何等　皇室ノ御大變ト關係ナキコトヲ極論シ、山縣公ハ危ク之レヲ引キ止メラレタリ。今日　崩御ノ不幸ヲ見タル曉トナリテ、再ヒ内閣ニ臨時議會召集ノ議起レリ。此レニハ種々ノ理由ヲ具シテ來ルモノト信セラルヽ故萬止ムヲ得ザルコトヽ思フ。僕モ今猶途方ニクレ居ル所故、此電報屆キ次第、兩君ノ御意見内密ニ承リ

置キタシ。其レ故返電ヲ見ルマデハ、新キ僕ノ行動差控ヘ謹愼シテ待テ居ル、桂

中央政局の暗澹たる情勢、睹るがごとくである。これに對し、伯は次のごとく返電した。

崩御ノ善後策並踐祚ノ件ニ付テハ、皇室典範其他ノ定ムル處アリ。臨時議會ヲ召集スルノ必要ナシ。若シ他ノ事情ヨリ、此際ニ乘ジ、故サラニ力ヲ議會ニカリテ爲メニセントシ、紛更ヲ試ムルコトアラバ、將來ニ恐ルベキ惡例ヲ遺シ、延テ國體ノ維持ニ影響スルノ虞ナシトセズ。幸ニ老公ノ見ラルル所、我々ノ憂フル所ト同ジケレバ、右等ノ大事ハ桂公ノ歸朝マデ、一切老公ニ於テ食ヒ止メ置カルルヤウ、老兄畢生ノ盡力ヲ望ム。

公男の一行を乘せたる列車は、さらに西比利亞廣原の疾驅をつづけて、八月七日哈爾賓に著いた。さうして一行は長春で滿鐵線に乘り換へ、朝鮮經由、九日の朝馬關に上陸し、十一日の早朝、諒闇の帝都に著いた。龍居の日記によれば次の通りである。

二日（金、曇）午後五時タイガを過ぐ。この日冷氣、裘付き服を著す。露人は大抵冬服にして中には毛皮外套を穿つもあり。

三日（土、曇）朝クラスノヤルスクを。前過ぐ日來引續き冷氣なる爲め停車中フォームを散步するに外套を要したり。時々降雨あり。聞く所に據れば、一週間前には稀有の洪水ありしと。途中堤防破壞の跡を見る。カンスク附近被害甚し。

四日（日、曇）午後一時二十分イルクーツク著、二時十分發車、東淸鐵道の列車に移乘す。室稍々廣し。貝加爾湖畔を半周するとき宛然琵琶湖に遊ぶ心地せらる。この日も冷氣。

五日（月、晴）午後知多を過ぐ、市街遠く何ものも目に入るものなし。夕刻黑龍江鐵道の分岐點を見る。

六日（火、晴）拂曉滿洲里を通過し、午前十一時海拉爾著、東淸幹部の出迎多し。本多總領事、滿鐵上田祕書役、井原齊々哈爾領事、郡司譯官等の出迎を受く。午後二時頃興安嶺にかゝり露人の自慢すなる渦卷式線路を望見す。途中線路故障の爲め哈爾賓

著は豫定に後るゝこと二時間なりし。

七日(水、曇)　午前二時哈爾賓に到著、停車僅に二十分時にして長春に向ふ。露國側の警戒例のごとく嚴を極む。同八時二十分長春著、直に滿鐵線に移り奉天に向ふ。國澤副總裁、犬塚理事、上田、岩下、植松等の諸氏出迎ひ同車せられぬ。露國側よりもウェンツリー氏始め多數の要人この所まで見送りたり。奉天よりは豫定の如く安奉線に移乘す。驛頭の送迎例の如し。

八日(木、晴)　暑氣甚し。車內華氏九十五、六度に昇る。鴨綠江通過の際滿鐵岡村技師架橋工事を説明す。(中略)朝鮮時の午前十時半京城著、直に南下午後八時釜山に達し、列車を棧橋際に停めて即時聯絡船弘濟丸に移乘す。見送り人多數。――

九日(金、晴)　午前七時馬關安著、直に上陸して春帆樓に入り、午食の後三時半大阪商船の嘉義丸に便して神戸に向ふ。港內小汽船の列を作して見送ること往路の時のごとし。

十日(土、晴)　正午神戸安著、ミカドホテルに投じ、少憩の後午後三時三十五分臨時列車に搭じて歸東す。この夜九時二十分名古屋を通過す。

十一日(日、晴)　午前六時二分諒闇の帝都新橋に歸著す。西園寺首相を始め朝野知名の人士多數出迎はれたり。

即日本野大使始め內外の大官其他に宛數通の謝電を發せらる。

かくして伯は桂とともに、東京に歸り來つた。然らば中央の政界は、いかなる姿をもつて、彼等を迎へたであらうか。此處に八月九日付、德富蘇峰が伯に與へたる書翰がある。伯がこれを落手したのは、恐らく著京後であらう。

肅啓。人事不可逆睹、折角御仕組ノ脚色も中途挫折、御同嘆ニ奉存候。乍併目的ノ大部分ハ先相達候事と愚考、聊自慰藉仕候次第ニ御座候。彼ノ黨人一流ハ、恐レナカラ　先帝ノ御崩ヲ奇貨トシ、姑息偷安ノ小策ヲ弄セントスル徵候有之、世ノ耳食者流、唱新標異、浮誇輕佻、可慨之至と奉存候。閣下定めて充分の御成竹可有之、何卒高眼昂手、機外ニ立テ、制機之道御示導奉願上候。昨今事情一二桂公迄具申候間、御序ニ御一覽被成下候ハヽ、幸

甚。頓首。

大正元年八月九　　　　　　猪

後藤男閣下

先の杉山の長電といひ、この德富の書翰といひ、まさに險惡化せんとする政界の風雲を暗示するものがあつた。

第二節　第三次桂內閣

一、桂の內府入り

八月十一日をもつて歸京したる桂は、十三日、內大臣兼侍從長に任ぜられて宮中に入つた。これは伯が極力阻止せんと努力したるところであつた。桂自身も亦その任に非ずとして、御辭退申上げ、山縣有朋を推薦したのであるが、山縣と西園寺との熱心なる慫慂に遭つて、遂に受諾するの已むなきに至つたのである。これは桂の一身に取つては、大いなる失策であつた。第二次桂內閣當時、國民新聞を提げて終始一貫桂を援助した德富蘇峰は、この間の事情を敍して次の如く述べた。

扨、彼は元氣沮喪して歸京し、先帝の柩の前に慟哭すると同時に、山縣と西園寺は彼に向つて、遮二無二內大臣たるべく迫つたのである。彼等は口を揃へて、今日の所で否應いふべきでない、只御身の一諾を得るまでゝある、

萬事は已に解決して居るというた。之を否む事は彼にとつては殆ど不臣の如く覺えたのである。そこで彼は終に之を承知したのである。是は彼にとつては非常なる誤りであつたらう。少くとも其一身を處する上に於て斯く思はるゝのである。彼は何故に之を固辭せなかつたのであるか。德大寺公は四十年來　陛下の左右に事へたる老臣である。山縣公は威望中外に轟く老臣である。彼は此等の人に向て讓るべきが當然であらう。否彼は讓つたのである。特に山縣公に向て讓つたのであるといふ事である。然しながら何故に堅く讓らなかつたのであるか。固より　新帝の常侍輔弼の臣としては、彼は適當であつたであらう。政治上の經驗に於て彼が如きもの幾人かある。彼は舊知識も新知識も相應に備へて居る。又　先帝の御寵遇に於ても年と與に愈ゝ優渥を加へ、御病床に於ても常に彼の事に　宸慮を勞させ給ひ、彼の旅程なども御病臥中に拘らず屢ゝ御下問あらせられ、且つ彼について常に　聖意の篤かりし事は、御病床に侍したるものゝ親しく見聞したる所にして、彼はかゝる事を拜聞するについても、いよ〳〵身の措く所を知らなかつたのであらう。されば彼が獻身的に山縣、西園寺等の勸誘を聞き、恩命を拜したのは、彼にとつては餘儀なき事情もあつたらう。然し是は實に彼にとつて非常なる失策であつた。彼は如何にアンチ桂の空氣が世間に濃厚であつたかといふ事に氣附かなかつたのであらう。否少しは氣附いても、斯までであらうとは思はなかつたであらう。實は第二桂內閣の下半より、アンチ桂の空氣は頗る增長したのである。（中略）殊に第二桂內閣の後半に於ては、彼は縱橫發揮、我が意のある所を振舞うたが爲めに、眼中元老なしと邪推せられたかも知れぬ。當初より此通りであればそれも致方がないが、第一桂內閣に於ける彼が如きに對比すれば、老人等の釋然たらぬのも、幾らかの理由ありとも見らるゝ。そこで彼は要するに四面敵中にあつたのであ

る。彼が餘りに大きくなり過ぎた結果は、殆ど總ての物を敵となしたのである。そこでアンチ桂の空氣は、彼が内閣の下半期よりいよ〳〵濃厚を加へ、辭職したるに拘らず、無官の一老書生たる彼の上に尚渦卷いてゐたのである。云はゞ辭職の手續が餘りに鮮で萬事に拔目なかりし爲め、却て愈ゝ反動の雲を起したのである。洋行が半年も續けば、多少此黑雲が散じたに相違はないが、一箇月も經つか經たぬに歸つて來ては、固より黑雲は依然としてあつたのである。然るに彼は内大臣となつた。是に於て世間の多くのものは、彼が自ら好んでなつたと考へた。内大臣といへば、普通の人は百人一首で覺えた儘の官名で、いはゞ雲上人である。彼が雲上人となり、宮中の雲深き所に入つたといふ事は、畏れながら彼は古の攝政關白の仕事をなすのではあるまいかと疑ふたものもあつた程である。奇貨乘ずべきであるから、彼の政敵は縱横無礙に、之を彼に向つて、有害的に惡用したのである。斯くの如くにして彼は、多年築き上げたる政治的生涯を、衆怨群謗の中に葬り去るべく、餘儀なくせられたのである。（政治家としての桂公一一七一頁以下）

正に德富の言の通りであつた。

當時の國内の空氣は桂の宮中入りを不可とした。また桂の性格は、到底永く宮中に奉仕するに堪ふるところではなかつた。ゆゑに彼は早晚宮中より政界に歸還するであらうといふことは、殆ど萬人の見るところであつた。彼は最も不適當なる時期に、最も不適當なる地位に就いたのである。

それが彼と形影相伴つてゐた伯の身の上に亦、一大變化を及ぼしたのである。

伯は伊藤と兒玉との歿後は、桂に依つて志を行はんとした。しかるにその桂がいま露國より歸るや、突如として雲

上人と爲つたのであるから、その手違ひの如何に大きかつたかは想像に餘りある。
しかも政治的不運は、忽ちにして重來した。それは第二次西園寺內閣が、間も無く暗礁に乘り上げたことである。

二、臺灣再遊

十月に入つて、西園寺內閣が豫算編成期を迎へるとともに、政局は二箇師團增設問題を中心として、やうやく危機を孕んで來た。しからばこの時この際、伯は何をしてゐたか。彼はこの政變の直前、悠々として臺灣に旅行してゐたのである。

御大葬の終つた一箇月後、十月十三日の夜行列車で伯は和子夫人と娘の愛子を伴つて、京都に赴き、桃山御陵參拜の後、十七日神戶出帆の亞米利加丸で佐藤六石、菊池忠三郞、下村當吉の三人を伴ひ、飄然として臺灣に向つた。
翌日下關に上陸したる彼は、往訪の新聞記者に對して、その旅行の目的を語つて、
予が此の行に對し、世間にては何か意味あり氣の臆說を下すものもあるも、その目的とする所、全く海上の靜養に外ならず。
と辨明したが、又他の記者に向つては次の如く語つた。
先年予の銅像を臺灣に建つるに當り、渡臺せんとしたるも、彼の地にてお祭騷ぎに自分を歡迎するとの報に接したるを以て渡臺を見合せたり。（中略）自分の臺地を去りて以來滿七年目なれば、隨分全島の模樣も變化し居るならん。自分が在任中彼地にて經營施設したる各種の事業中、如何なるものが成績よく發達せるや、又有望なりと

思ふて立案したる事物が案外に効果を奏せずして中絶し居らざるやを、新舊比較して研究したらんには面白き趣味を惹起することあらんかと思ひ、幸ひ閑散を利用して舊任地の視察に出掛くる次第なり。

それは伯の眞情であつたらう。

臺灣は伯に取つては、忘れ難き一生の思出の地である。壯年氣鋭の日、一代の英傑兒玉源太郎と相許し、心魂を打ち込んでの荒仕事をしてきた記念すべき舞臺である。七年の歳月、水よりも迅く流れ去る。知らず舊知の山河、如何の新粧を凝らして伯を迎へんとするか。

神戸より臺灣に向ふ船中、伯は一詩を賦して言つた。

不離頭上彼蒼蒼　到處人間卽作鄕
知是全臺皇化遍　行看父老說農桑

十月二十日基隆に上陸し、翌日臺北の臺灣神社に詣で、自己の手植ゑせし小樹の既に十數尺となれるを見、一木一草に舊知の感を催したる伯は、

劍潭山上手栽花　仍記春風吹滿車
今日吾來皆有舊　再遊心恰似歸家

と詠じた。さうして、臺北市内外の視察を終ると、伯は先年議會で苦戰した問題の阿里山に登つた。白雲深き所、斧鉞を入れざる千古の大森林中を逍遙して、彼は八年前の日を想起し、兒玉源太郎の友情を懷つた。その感慨を紙に展べて曰く。

阿里山再遊途中

此地重來已八年　當時草昧絕人烟
數家雞犬令添趣　多謝將軍早著鞭

古柏欝蒼參九天　斧斤始識及千年
大材可使朽窮谷　聖代今無避世賢

また曰く。

臺北より臺中、嘉義、阿里山、臺南と廻つて、伯は打狗から乘船、大板埒、紅頭嶼、火燒島の島々を視察し、花蓮港に上陸するといふ精力振りであつた。さうして到る所、各種の歡迎會、講演會に出席した。

十一月五日基隆發の備後丸で、內地に向つて出帆し、八日門司に著くと、その感想を新聞記者に語つて、

七年振に見たる臺灣は、實に碧海變じて桑田となりし感ありて、事業は何れも其緖に就けり。

と言ひ、更に九日に神戸に上陸すると、

三日見ぬ間の櫻かな、七年間に於ける臺灣の物質的進步のうちに、特に余の感じたる一は理蕃事業の進捗と、一は內地との貿易額の急激なる增加なり。

と語り、理蕃事業によりて、臺灣の山嶽地方は既に皇化に浴し、これによりて森林のみならず耕地及び水源地を得ることを說き、

次に臺灣產業發達の結果、內地との貿易額は今玆數年の間に一億一千萬圓に達し、臺灣特別會計は、年々一千萬

圓以上の剩餘金を出すに至れり。

顧れば、伯が初めて臺灣事業公債案を携へて入京するや、朝野は擧げて伯の空想的大風呂敷を冷嘲惡罵し、當時の政客はこれを妨害するが爲めに狂奔して餘力を剩さなかつた。

今この地に再遊し、その繁榮の、當時の豫想に數倍するを見たる時、伯は恐らく萬斛の滿足感に胸を膨らましたことであらう。

このとき伯は、植民地統治は三代七十五年の年所を要すてふ持論を繰返して、日本國民が過去十五年の治臺の成績に陶醉して、輕々しく日本文化と日本生活とを、新附の民に施すの愚を學ばざらんことを切言した。

余の在任當時より七年後の今日は、物質的には世界に餘り比類なき發達を遂げたりと云ふことは斷言するに憚らず。精神上の同化政策に於ても、國語の普及等の點より云へば、確に一段の進歩を遂げたりと云ひ得べきも、此の同化政策、卽ち新領土經營が果して成功したるや否やに就ては未だ俄かに斷定し難し。最近世界植民政策學者の說に從へば、凡ての新領土乃至植民地の向背は、三時代卽ち七十五年を經ざれば判然せず。和蘭英吉利の例によりて、此の事實は旣に動かすべからざる原則なり。然るに臺灣が日本新領土に歸してより以來十有五年、未だ一時代（ゼネレーシヨン）にも達せず、而して其の住民三百萬人は、世界植民地政策學者間の疑問として、到底他人種に同化し得べからざる支那人種に屬するものなれば、彼等が日本語を習得し、日本の習慣に馴致し、文化の程度に於いて内地同樣の域に達したる曉と雖も、未だ日本に他意なしと斷ずる能はず。されば或者は臺灣は東洋のアルサス、ロレーヌたるべしと云ふものさへある位なるが、實に然り。臺灣の將來は實に爲政者の最も留意せざるべからざる所

なり。然らば人あり、余に臺灣統治策は如何と問ふものあらば、余は言下に無方針なりと答へんと欲す。何となれば或る論者の如く、臺灣も等しく　陛下の臣民なり、假令新領土なりと雖も、十有五年の今日、彼等に相等の權利を與ふるを至當とし、臺灣人に選擧權を與へよ、或は內地人と關係なくして會社設立の權を賦與すべしと云ふものありと雖も、此れ實に短見者流の似非文明人なり。吾人の見を以てすれば、現代に於ける日本の對臺政策は、世界各列强の植民政策に比して決して遜色あるものにあらず。英國の印度香港に於ける政策を見よ。黑人に對する英政府の待遇は決して本國人と何等區別なき迄に寬大ならず。獨逸然り。米國然り。此に比すれば日本の政策は寧ろ寬大に失すと云ふて憚る所なし。權利均霑論者は、現英政府が如何に愛蘭自治案に對して苦心し居るかを思はば、蓋し其の說の當否を自から判別するに難からざるべし。

それが伯の臺灣に對して抱いた一貫の思想であつた。それは畢竟、伯の生物學の原則に立脚する政治論であつたのである。

三、大正政變の序幕

桂は政界を去つて、雲深き宮中にかくれた。しかし彼の黨與は尙ほ多士濟々であつた。藉すに時日を以てするならば、彼等は新しき中心を求めて、整然たる統制を作り出し得たであらう。然るに桂の宮中に入り　明治天皇御大葬の終りて後二箇月を出でずして、西園寺內閣の根柢を震撼すべき一事件が突發した。

それは二箇師團增設問題である。

抑も日本の國防計畫は、日露戰後の事情に應ずるため、明治三十九年西園寺內閣の當時、立案決定せられてゐたのである。それは、陸軍は當時の十七師團に八箇師團を加へて、二十五師團とすべしといふのであつた。その增師計畫を第一期第二期に分ち、各期四箇師團增設の豫定であつたが、財政の事情は一擧に四箇師團を增設することを許さなかつたので、先づ第一期の前期として二個師團を、第一次西園寺內閣當時に於いて增設したのである。

然るに第二次桂內閣は財政緊縮の方針を樹ててゐたので、この第一期後期の二箇師團增設を延期した。然るに第二次西園寺內閣の陸相上原勇作が、大正元年秋の豫算會議の交に至り、斷乎として二箇師團卽時增設の議を强論したので、茲に大藏大臣山本達雄の財政緊縮方針と正面衝突を來すに至つたのである。

しかも此の問題は忽ちにして、政治問題と化し、政變を惹起せしむる直接原因となつてきた。これに關して、三派三樣の說があつた。卽ち政府側は山縣及び桂がこの問題を內閣倒壞の具に利用したりと謂ひ、山縣側の者は、山縣は却つてこれを首相に警告したるに關はらず、西園寺は聽かずして斯樣の羽目に陷つたのであるといつてゐた。桂に至つては、嘗て自らの內閣に於いて延期したるこの問題を、自分の方より提議する譯なしと疏明した。

その張本人は何れにあつたにせよ、陸軍が二箇師團增設を主張し、頑として讓らず、大藏大臣はまた、その不可を極力强說して降らなかつたことは事實である。然るに一方內閣は、海軍の擴張を容認し、水道、治水、港灣、鐵道の新經費を承認しつつ、ひとり陸軍の要求のみを削除するは片手落ちであるとの非難があつた。

その結果上原陸軍大臣は辭表を提出し、延いて西園寺內閣の瓦解となつた。それが十二月五日であつた。

その翌日元老會議が宮中に開かれ、西園寺留任と決し、山縣は自ら元老會議を代表して西園寺邸に赴き、その留任

を勸告した。この時西園寺は頑として之れに應ぜず、却つて逆に、時局の收拾は山縣自ら當るべく、然る能はずんば桂これに當るべし、餘の人であらば自分はこれを援助するに迷惑すべしと申添へた。

元老は再び會合して、後繼者を物色し、先づ松方正義を推し、その辭するや、平田東助を薦め、その受けざるを見るや、山本權兵衞を擧げた。然るに山本も亦これを拒絶した。

かかる間にも、政界の風雲は、二百十日の暴風雨のごとき危險性をもつて奔馳しつつあつた。それは增師問題をもつて西園寺内閣を倒したるものは藩閥官僚の陰謀であつて、その張本人は山縣と桂であるといふ國民的反感の爆發であつた。その火元が果して何れにあつたかは別として、兎に角この評判は全國を風靡し、山縣と桂に對する民衆的憤懣を喚び起した。

元老會議は前後十回に亙つて開催せられ、國民的感情は、日と共に反長閥に急斜して行つた。さうして或る一青年は、遺書を懷中して山縣の邸内に自殺を企て、警官に逮捕されるといふやうな事件さへ起つた。

その國民的反感の目標は、初めは山縣であつた。然るに十二月十七日に開かれたる第十回の元老會議が、萬策盡きて桂起用と決し、桂も亦、決然宮中を出で、第三次内閣の組織に著手したりとの報に接するや、民衆の憤懣は、俄然として桂に向つて奔逸した。それが「閥族打破、憲政擁護の運動」の起りである。

四、桂内閣の成立と憲政擁護運動

元老の桂推薦とともに、憲政擁護運動は足許より鳥の立つがごとく急翔した。

桂に大命の降下したのは十二月十七日、歌舞伎座に、憲政擁護會の大會が開催せられたのは、十二月十九日であつた。彼等は決議して言つた——「閥族の横暴跋扈、今や其の極に達し、憲政の危機目睫の間に迫る。吾人は斷乎妥協を排し、閥族政治を根絕し、以て憲政を擁護せんことを期す」——と。

かかる急言激語は、政治運動者流の常套語であつて、敢て珍とするには足りない。ゆゑに桂並びにその周圍の士が、はじめ深くこれに介意しなかつたことも亦、怪しむに足りないのである。

現に伯のごときは、この元老會議を他所に十三日、十四日と二日間、悠々として日光御獵場の雉獵に行つてゐたのである。さうして伯は、桂の組閣準備の最初の相談に洩れてしまつた。當時の伯は、露國に同伴して歸國したばかりであり、前内閣に於いて能く桂の最高顧問役を勤めてゐた後でもあるので、今次の組閣に於いては、内務の重職に坐するか、然らざるも、少なくとも副總理の地位を占むべき形勢であつた。また已に伯自らが首相候補者の一人でもあつたのである。

しかるに伯が日光から歸つて三日後、いよ／＼大命が桂に降つた時、桂が伯に擬したる椅子は意外にも、文部大臣であつた。

勿論桂にも十分なる理由はあつた。長嶋隆二はこれについて、次のやうに語つてゐる。

第三次の桂内閣のときに斯う云ふことがあります。内閣組織のときに閣員を決める、これは私が桂に言うた。どうも今度の内閣では教育の制度の改革が一番の問題だ、今まで二度の桂内閣で、外交、財政經濟の方では相當の働きをして天下に認められて居る。併し是れからの日本は、本當にやつて行くには教育を徹底的に改革しなけれ

ばいかぬ、この第三次桂内閣の一大使命は教育制度の改善にある、それをやることが國家に貢獻する一番大きな仕事である、それには適當な人を入れなければならぬ、——後藤さんはその時に遞信大臣に決つて居つた——遞信大臣の仕事は、後藤さんでなくても誰れでもやれる、閣員の位置に高下がある譯ぢやないから、遞信大臣が重くて文部大臣が輕いと云ふことはない、殊に今度は文部大臣が非常に大事である、人を得て後藤さんでも行けば非常に重きをなす、それから後藤さんも腕は世の中に認められて居る、これからはもう一つ高い一つの働きがある、人間がもつと深いものだと云ふことが、後藤さんが將來總理大臣になる大事な點だと思ふ、それには後藤さんを文部大臣にした方が宜い、さういふ意見を私が言うた。すると桂が非常に贊成しまして、それはいゝ、併し後藤がそれを欲するか欲せぬか分らぬ、後藤が贊成でさへあれば、それは至極名案だ、一つお前の考へとして後藤に話して見ろと云ふことであつた。それから私が後藤さんの所に行きまして、今の意味を詳しく話した。その時私は心から、後藤さんが將來の大を成すのには、どうしてもその方面で一つ腕を見せて置くがいゝ、臺灣の經營をやり、滿鐵の經營をやり、遞信大臣とし、鐵道院總裁としては、さう云ふ物質的方面の働きは極端まで分つて來、寧ろ腕があり過ぎる程に世の人が認めたが、別な方面の精神的な方面に力を入れてやれば、人間が非常に大きくなる、さう思うたものですから熱心に勸めた。非常に意は動いたやうでしたが、どうももう一つ先きにならばいゝが、今此處では鐵道の經營、それから遞信事業に就いて、まだ自分がやらなければならぬ事があると云ふので、到頭それには應じなかつたのですが、私は今でもこれは惡い案ぢやない、後藤さんなら教育制度の改革は出來たと思つて居ります。それから又それをやれば、桂内閣の今までやつた仕事とまるで違つた方面で、國家

に非常に役立つたと思ひます。かなりその時は眞面目な問題でした。

かくして伯は、遞相の舊椅子に坐つた。桂はこれに加ふるに鐵道と拓殖との兩總裁の椅子を以てした。この時內相の椅子は既に大浦に與へられてあつたのである。

憲政擁護、閥族打破の民衆運動將に全國に燃え上らんとする時、桂が組織したる內閣は、その最上の辯護者たる德富蘇峰すらも、

然るに桂內閣は果して、それだけの敵を料る見識があつたや否や。我等の遺憾と思ふは第一、桂內閣の人選であつた。今更彼此いふのではないが、此人選は單に反對黨のみならず、公平なる第三者をして、多くの滿足を與へなかつたのである。今更言ふても返らぬ事であるが、貴族院にも頓著なく、衆議院にも頓著なく、只餘りに自己の家の子郎黨のみを以て組織したのであつて、いはば桂一人が大臣の格であつて、爾餘の大臣は――大浦、後藤、加藤等は別として――概ね其書記官若くは祕書官位の相場であつた。(政治家としての桂公一一九八頁以下)

と評した程の微力な顔觸れであつた。恐らくこれを最も遺憾とした者の一人は、伯であつたであらう。

桂は小村壽太郎の死によつて失つた外相を、駐英大使加藤高明によつて補ひ、彼の英京より歸來する迄の間、自ら外相を兼任した。さうして木越を陸軍に、松室を司法に、若槻を大藏に、仲小路を農商務に、柴田を文相に置き、齋藤には特に勅語を賜うて海軍に留任せしめた。

この間に、憲政擁護運動は燎原の火のごとく、六十餘州に蔓延しつつあつた。その陣頭に立つて活躍したのは、政友會の尾崎行雄と、國民黨の犬養毅であつて、その背後にあつて畫策したのが、政友會の岡崎邦輔であつた。德富は

此の間の消息を語つて、

天下の長閥に對する憎惡心は殆ど其極點に達し、自から智勇辯力ありと信ずる者、轗軻不遇の者、野望ある者、若くは理想的夢幻者、空中樓閣陰謀者、好亂者、其他あらゆる各種の勢力相抱合するに際し、之に向て恰好の題目を與へんか。天下風靡すべきである。席捲すべきである。斯の如くにして、憲政擁護の火は燃え出したのである。（前掲書一一九三頁）

と言つた。蓋し尾崎と犬養とは、かかる民衆的反感を指導し煽揚すべき絶好の役者であつた。

薩長の天下の政柄を握ること既に四十年、四時更替の序によつて、彼等の倒るべき日は迫りつつあつたのである。

憲政擁護運動の動因は、政治的に見れば一には藩閥並びに官僚に對する一般社會の反感であり、一には特に長閥の全盛に對する他の政治諸階級の羨望であり、最も狹義には桂個人に對する上層階級多數人の嫉妬心であつた。しかし經濟的に見れば、封建的アリストクラシーに對する資本主義的ブルジョアジーの挑戰であつたのである。

明治時代に於ける國民經濟發達の結果として、急速に成長したる工業並びに金融資本勢力は、新たに發達しつつあつた政黨と結托して、議會主義に依る政治の新展開を要求してゐたのである。

而して、その人身御供に選ばれたのが、公爵桂太郎であつて、彼自身は斯くの如き社會進化の過程に於ける一犧牲者として、日本全土に捲き起りつつあつた國民的興奮の波に呑まれんとするのである。

五、桂の新黨組織

初め憲政擁護運動の勃發した時は、その中心勢力は尾崎、犬養、岡崎等にあつた。此等三者はその性格を異にし、その立場を異にし、從つてその動機を異にしてゐた。

尾崎は政友會總務ではあつたが、東京市長の職にありし十年間、政界の中心勢力より遠ざかつてゐたために、當時は政友會の歸り新參であつて、未だ此の大多數黨を曳き摺る力は持つてゐなかつた。彼は民衆政治の信者で理想家肌であつた。從つて彼は純理的立場から、桂の政治に反對したるごとく思はれる。之れに反し犬養は智術に生きるポリティシアンであつた。彼は、桂が自己の主宰する國民黨の大部分を拉し去らんとするを知つて、痛憤肚裏に燃えてゐた。さうして岡崎邦輔に至つては、天成の策士であつた。彼は當時その策士としての立場を原に奪はれて不遇の境遇にあつた。ゆゑに尾崎と犬養との智勇辯力を利用して、國民大衆運動を起すべき筋書を書き卸した。

それは恰好の役者であり、恰好の舞臺であり、且つ恰好の筋書であつた。國民大衆と稱する觀客が、滿員客止めの勢ひをもつて、この憲政擁護劇に殺到したのも無理はない。

しかし政界の死命を制するものは、この三者の民衆運動ではなかつた。それは議會內に於いては絕對多數黨たる政友會の嚮背であり、議會外に於いては、桂の代表する長閥と、陸軍と對蹠的關係に立つ薩派の海軍の動向であつた。而して、政友會の名目上の題目は西園寺であり、薩派海軍の名實共に備はる首領は山本權兵衞であつた。

然るに西園寺は自ら桂の蹶起を慫慂したる一人として、反桂の運動に加擔するとは思はれなかつた。又西園寺の名

に於いて、事實上政友會を指導しつつありし原と松田とは、その性格上民衆運動に狂奔すべき人物ではなかつた。ゆゑに彼等は、當初は尾崎、岡崎等の運動に對し、不卽不離の態度を取つてゐた。彼等は桂にしてその意思を表明するならば、妥協し得べき餘地を殘して靜觀してゐたのである。

桂の從來の遣り口を以てすれば、彼は原に對し議會切拔けの交渉を開始するであらうと思はれた。然るに事は、全然天下の意表に出でた。

一月二十一日をもつて議會は再開せられんとしてゐた。しかるにその前日、卽ち二十日に至り、桂は突如として新政黨組織の覺書を發表したのである。

一月二十一日の東京日日新聞は次のごとく記してゐる。

桂公新政黨組織覺書發表

新內閣の首班たる公爵桂太郎氏は、二十日午後四時より、三田の私邸に市內重なる各新聞通信社代表者を招き、後藤男立會の上、愈新政黨組織の事を發表したり。其覺書左の如し。

覺　書

不肖恭しく　大命を拜し、國家多事の際內閣の首班に列す。夙夜兢々上は　聖明に答へ奉り、下は輿望に副ふあらんことを是れ勗む。予從來在閣の日、既成の政黨と協商し、國務の施設を無礙ならしめ、憲政の運用を圓滿ならしめんことを企畫したること前後幾回なるを知らず。今や當面の時局を洞察するに、此事の斷じて繰り返すべからざるを覺ゆ。

是を以て自ら不敏を顧みず、廣く天下同志の士と與に、玆に新政黨を組織し、以て大正日新の[illegible]て憲政完美の功を全うせんことを期す。

諸君は天下の耳目たる重要なる職に任ず。故に予は公人として先づ諸君に向つて此の決心を表明するの義務を荷ふ。特に本日諸君の來臨を煩はしたるは是れが爲なり。若し夫れ如上の決心を實現する順序及方法に就ては、不日事實に徴して之を會取せられんことを希ふ。

大正二年一月二十日

公爵　桂　太　郎

果然、この聲明は一大センセーションを捲き起した。當時議會の分野は、政友會二百十六、國民黨八十九、中央倶樂部三十四、同志會三十七、純無所屬四名であつたが、桂の聲明發表の夜をもつて、大石正巳以下四十餘名は國民黨を脱して新黨に走り、中央倶樂部は解散の決議を公けにして、之れに加盟し、政友會の一少部分も亦、之れに合流するものあり、新黨は議會再開とともに九十三名の所屬議員を數ふるに至つた。

後にこの新黨を命名して、立憲同志會と言つた。

この新黨の結成は、政友會に對する正面切つての挑戰であつた。ためにこれまで靜觀の態度にあつた原、松田をすら驅つて、桂内閣打倒の戰線に就かしめたものである。今や彼等は蹶然として、桂内閣反對の態度を鮮明にした。

かくして、一部言論家の開始したる憲政擁護運動は、今や政界實力者の支持を得て、勢ひ滔天の波のごとく、急奔亂逸、正に桂太郎の牙城を呑まんとするの槪を示し來つた。

六、伯の新黨組織觀

政友會內の實力派は、第三次桂內閣が、從來の例の如く、妥協を申込んで來るものと期待してゐた。然るに桂は何故、突如として新黨組織を發表し、政友會に挑戰したのであるか。それよりも、問題は、伯がこの新黨組織を如何に觀、これを如何に說明せんとしたかである。

これについては、當時伯の「政變始末原稿」と稱する文獻がある。それは第三次桂內閣辭職の眞相につき、伯が口授して龍居賴三をして手記せしめ、自ら處々に加筆したものであるが、その前半は、桂の蹶起とその新黨組織との心事を說明せるもので、文情生氣に富み、惻々人に迫るものあるは、伯が衷心深く時弊に慨し、桂の心事に萬斛の同情を傾けたるがためであらう。それは先づ筆を桂內閣組織の內情に起し、桂の蹶起が、全く至誠報國の衷情にありしことを、次のごとく記してゐる。

去年桂公ガ朝夕ニ宮中奉仕ノ人トナリ、夕ベニ復ビ政界ニ入テ權柄ヲ握レルヲ見、公ノ得意想フベシト取沙汰シタル者少カラザリシモ、是レ所謂小人ノ心ヲ以テ大人ノ心ヲ忖度スルノ類ノミ。西園寺侯ガ過半數ナル多衆ヲ率キナガラ內閣總辭職ノ止ムナキニ至リ、且ツ後繼內閣ヲ得ルニ非常ナル困難ニ逢ヘルノ時、桂公ガ衷心國家ノ前途ヲ憂慮シ、補闕ノ職ヲ去リテ自ラ時局ノ難ニ膺ランコトヲ決心シタルマテニハ、他人ノ想像スヘカラザル慘憺タル苦心存スルヲ疑ハス。世人往々公ノ爲ニ出ツルニ時ヲ得スト云ヘルモ、公トシテハ此レ等ノ忠言ニ耳ヲ假サス、一旦至誠國ニ許スニ於テハ時ノ利、不利ハ素ヨリ伺フ所ニアラス、又公ノ智必ス其時ノ不可ヲ知ラサルニア

ラサルヘシト雖モ、智者ノ言ニ聽カスシテ自ラ決スル所ニ從フタルハ寔ニ同情スヘキナリ。當時四圍ノ事情ヨリ考フルモ國ハ亮陰ノ中ニアリ。帝國ノ政局一大變遷ノ來ルヘキ時機熟セルヲ察シ、公ハ思フテ國家ノ前途ニ到ルトキハ眞ニ寢食ヲ安セス、微臣ノ進退利害ノ如キ何等考慮ヲ要セストハ、公ガ親シク予ニ語ラレタル所ナリ。故ニ予毎ネニ公ニ說クニ利害得失ヲ以テセス、只公ノ誠意ノ向フニ任セ、且予ハ之ニ從フヘキヲ心ニ矢ヘリ。當時ノ兩三日間ニ於ケル公ノ苦心ハ到底筆舌ノ能ク寫スヘキニアラス。若シ詳ニ之ヲ記述スルトキハ恐クハ一大卷ヲ成スヘシ。左レハ公ハ當時蹶起スルコトノ必ス世間ノ誤解ヲ招キ、隨テ種々ノ困難ニ遭遇スヘキヲ疾ク覺悟シタルハ勿論、現ニ親任式了リ共ニ闕ヲ辭スルノ時、公ハ辭令ヲ懷ニシツヽ、萬一誤解者ノ爲ニ途中不測ノ難ニ逢フコトアルモ、卿等ハ之ニ驚カス微志ヲ繼テ、大正維新ノ御宇ニ當リ、十分ノ奉公センコトヲ望ムト語ラレタリ。

然らば桂は、何故に、情意投合の易きに就かずして、新黨組織の難路を擇んだのであるか。伯はその所以を、桂が過去のながき經驗によつて、政友會內の病弊を洞察し、かかる腐敗せる政黨と事を共にするのでは、到底內治外交の實を擧ぐること不可能であると覺つたためであるとして、次の如く記してゐる。

桂公ノ心事已ニ此ノ如シ。而シテ絕對多數ヲ誇レル政友會ノ狀態如何ト云フニ、彼等ハ桂公ガ妥協若クハ情意投合ノ慣手段ヲ以テ招カンコトヲ期待シ、更ニ一步ヲ進メテ桂公ト西園寺侯トノ地位ヲシテ容易ニ轉換セシメ、兩者相扶ケテ以テ國政ノ翼賛ヲ分タント計リタル事實アリキトハ、今仍ホ黨員中當時ノ事情ニ曉通スル者ノ語ル所ナリ。當時會內ニ這般ノ謀議アランコトハ桂公自ラモ察セサルニアラス。世人ノ想像亦之ニ遠カラサルモノアリシニモ拘ハラス、公ハ假令彼等ニ此意圖アリトスルモ、斷乎トシテ其易キニ就カス、却テ他ノ難ヲ擇取スベキヲ

決心シタリ。蓋シ公ハ當時ノ政局紛糾ノ淵源ハ過去ノ難易二途ヲ誤用シタルモノ多キニ由ルヲ思ヒ、乃チ進テ難路ヲ擇フハ將來ノ時局ニ向テ一大解決ヲ與フヘキ關鍵タルベキヲ覺リタル爲メナリ。予亦公ノ難路ヲ撰擇セルヲ以テ、寧ロ國政ヲ擧クル所以ナルヲ信シタリ。公ハ前二回内閣組織ノ大命ヲ拜シ、且其以前ニ於テモ、政友會トハ其前身タル自由黨時代ヨリ種々ノ干繋ニ於テ折衝斡旋ノ勞ニ當リタル縁故經驗アリ、且躬首相ノ印綬ヲ佩フルニ於テ、政策實行ノ爲ニ妥協若クハ情意投合ノ方便ニ由リ、又西園寺侯ヲ薦メテ内閣ヲ組織セシメタルコト二回ニ及ビ、其間公ハ彼等ノ能力如何、又健全ナル點ト病的短所トヲ察知シタレハ、第二次西園寺内閣成レルノ後マテハ、自ラ起テ政黨ヲ組織スルノ心ヲ有セサリシモ、其後ノ實情ニ鑒ミ政友會ノ前途略ミ察スルニ難カラストセリ。而カモ其國家ニ及ホス利害得失如何ハ、頗ル公ノ腦裏ヲ刺激シタルヲ疑ハス。後幾クモナク隣邦革命ノ變亂アリテ識者竊ニ憂慮措カサルノ時、侯ノ内閣ハ苟且偸安何等爲スナク、外交財政ハ言フマテモナク、内政ニ於テモ徒ニ黨勢擴張ニ努メ、黨派政策ノ爲ニハ自治體ヲ危殆ニ陷ラシメ、所謂政策ヲ以テ國民ノ性格ヲ頽廢セシムテフ世諺ヲ實際ニ見メシ、吾人ヲシテ轉ミ黨弊ノ深甚ナルヲ感セシメタルニ過キス。

更に伯の覺書は、公と倶にしたる訪露旅行の意圖と、增師問題についての眞相を說明し、政友會の陋劣なる心事を次の如く述べた。

此時ニ當リ日本帝國ハ列國ノ間ニ在テ漸ク孤立ノ姿トナリツ、アルヲ認メ、前年來此點ニ關シテ適當ナル手段方法ヲ講シ、併セテ東洋永遠ノ和平ノ爲ニ其樞軸ヲ握ランコトニ腐心セル桂公ハ、此遠大ナル目的ト照應シテ、一新意見ヲ供ヘ、乃チ　先帝陛下ノ允裁ヲ仰キ、予等ヲ具シテ歐洲ノ征途ニ上リタルニ、脚僅ニ露都ニ入ルノ日、

先帝御不例ノ電報ニ接シ、匆忙同地ヲ去テ歸朝ノ路ニ就キ途中　崩御ノ電示ヲ承ケタル次第ハ重テ此ニ言ハサルモ、世人ノ記憶ニ新ナル所、而シテ公ハ行李未タ解クニ暇アラスシテ宮廷ノ人トナリタレハ、周圍ノ嫉妬怨望ハ殆ト公ノ一身ニ集マルノ觀アリシモ、公ハ常侍輔弼ノ重任ニ膺リ　今上ニ忠勤ヲ抽スルハ卽チ　先帝殊恩ノ萬一ニ答ヘ奉ル所以ナルヲ思ヒ、心一日モ政治ヲ離レスト雖モ、自己ノ責任ニ顧ミ、專念宮中奉仕ノ事ノ外他ナカリシハ當然ナリ。然ルニ偶々第二次西園寺內閣ハ、師團增設ノ問題ノ爲ニ總辭職スルニ至リ、而カモ陸軍當局ノ之ヲ提テ西園寺內閣ニ肉薄シタルハ、桂公ガ政權爭奪ノ爲ニセル手段ニ外ナラストマデ曲解スルモノアリ。政友會側ニ於テハ尤モ此誣言ノ傳播ニ力メタル跡アリト雖モ、當時公ハ宮中ニ在テ啻ニ此種政治問題ニ容喙スル能ハサルノミナラス、增師問題ハ決シテ一朝夕ノ事ニアラス、其當局ガ急要ヲ主張スルニハ相當ノ來歷アリ理由アルコトナレハ、桂公ノ勢力ヲ以テスルモ、或ル人ノ推測スル如キ抑揚ノ事實ノ行ハルヘキニアラサルハ辯ヲ待タスシテ瞭然タリ。又假令此問題ガ政權爭奪ノ意圖ニ出ツレハトテ、絕對多數ヲ有スル政友會內閣ニ於テ故サラニ其解決ヲ遲延セシメ、剩ヘ未熟ナル新聞紙ヲ利用シテ、國防ノ大事ヲ妄談横議セシメテ忌マサルノミカ、寧ロ小火ヲ煽テ大火タラシメ、遂ニ自ラ焚クノ極ニ至ルマテノ總裁以下黨員ノ擧措ニ對シテハ、愈々黨利ノ爲ニハ國家問題ヲモ顧慮セサルモノナルコトヲ暴白シ、識者ヲシテ愈々黨弊ノ堪ユヘカラサルヲ悟ラシメタリ。

玆において伯の論法はます〳〵銳く、第二次西園寺內閣の無爲無能と、政友會の醜惰とを痛烈に攻撃し、桂の新黨樹立の所以が、全く黨弊矯正の目的にあることを次の如く論じた。

抑々第二次西園寺內閣ガ、在職一年有半ノ間ニ於テ何等國家的施設ヲ爲サヽリシハ、既ニ世人眼前知悉スル所ノ

如シト雖モ、其無爲ノ痕迹ヲ掩ハンカ爲ニ、前任者ノ政策ヲ非難スルヲ以テ能事トスル彼等ノ陋ハ深ク尤ムルヲ要セスト雖モ、新聞紙ヲ利用シテ盛ニ桂內閣ノ財政計畫ヲ攻擊シ、延テ帝國財政ノ破産呼ハリヲ敢テシ、其窮狀ヲ事實以上ニ誇張シ、國家ニ容易ナラサル損害ヲ與ヘ、而シテ此困難ヲ救濟スルカ爲ニハ、己レニ消極的一大新意見ヲ有スルカノ如ク吹聽シツヽ、終ニ何事ヲモ爲ス能ハス、加之一方ニ緊縮ヲ主張シナカラ他方ニ膨脹的施設ヲ試ミ、公債政策ヲ改善スト稱シツヽ、却テ之ヲ攪動シテ、爲メニ內外市價ノ下落ヲ招クニ至レリ。彼等ハ財政上ノ困難ハ皆前任者惡政ノ致ス所ト云フテ、罪ヲ他人ニ嫁シテ恬然慚色ナカリキ。其他地方官ト政黨ト結托シテ以テ自利ヲ恣マニシ、善良ナル國民ヲシテ自黨カ政府以上ノ威力ヲ有スルモノヽ如ク信用セシメントセリ。例ヘハ樺太漁業ノ如キ、各地鐵道ノ如キ、政友會ニ依賴スルニアラサレハ何事モ成就セスト放言シテ、誘惑ノ手ヲ各方面ニ展ヘタル如キハ、實ニ憲政ノ賊トシテ惡ムヘキニアラスヤ。外交問題ニ付テモ時ニ逸スヘカラサル機會來ラサルニアラサリシモ、一日ノ安ヲ偸ミ黨利ノ爲ノミニ沒頭シテ他ヲ顧慮スルニ暇ナカリシハ事實ナリ。凡ソ重大ナル問題ハ愼重考究ヲ名トシテ、殆ド高閣ニ束ネラレタルモ亦事實ナリ。想フニ此ノ如キ黨利本位ノ氣習ヲ成セルハ、總裁其人ノ本意ニアラサルヘク、又黨員全體ノ意思ニモアラサルヘシト雖モ、滔々タル時代ノ惡風ト相抱容シテ、此憂フヘキ現象ヲ呈シタルナラン。故意ノ過失ハ自ラ改ムルヲ得ンモ、故意ニアラスシテ勢ヒノ然ラシメタル過失ハ、自力改ムルニ力足ラサルハ自明ノ理トス。假シ春秋ノ筆法ヲ以テ論セサルモ、政友會ヲシテ故伊藤公創立ノ本旨ヲ失ハシメタル責任ノ幾分ハ、桂公亦負ハサルヘカラサルニ似タリ。妥協ト云ヒ情意投合ト云ヒ、二回ニテモ公ノ奏薦ニ依リテ內閣組織ノ大命ヲ奉承シタル西園寺侯ノ黨與ハ、毎モ多數ヲ衆議院ニ有シナカラ、

或ハ巨額ノ豫算ヲ擁シテ之カ實行ニ困ミ、或ハ財政ノ衰運ヲ吹聽シテ公債市價ノ維持ニ窮シ、無策無能ニシテ[illegible]壞ノ止ムナキニ終リタル實敎訓ニ鑑ミ、溫和ナル政治家桂公ヲシテ、最早妥協若クハ情意投合ノ國家ニ有害ナルヲ悟ラシムルニ至リタルモノ、畢竟桂公ガ表面政友會ノ行爲ニ慊ラサルノミナラス、妥協若クハ情意投合ノ都度拂ヒタル犧牲ノ過大ニシテ寧ロ國家ノ後患タルヘキヲ深ク感シタルニ由ラン。然リ今ノ政友會ヲシテ黨利威福ニ誇ラシメハ、政友會ハ自ラ腐敗シ自ラ泯滅スルノ外ナキ運命ヲ荷ヘルモノナリ。此間大政治家ノ起ルアリテ矯正ノ大任ニ當ランコト、吾人ノ冀フテ止マサル所ト雖モ、之ヲ先輩ニ求ムルモ、或ル人ハ已ニ世ヲ去テ九泉下ニ眠リ、或ル人ハ頽齡老ヲ養フニ過キス。然ラハ之ヲ後進ニ望マンカ、未タ其器ノ饒カナラザルヲ奈何、是ニ於テ桂公ハ之ヲ他人ニ托サンヨリモ自ラ奮起シテ及フ限リヲ盡シ、而シテ其足ラサルハ之ヲ後進ノ力ニ待タントセリ。

去臘第三次桂內閣組織ノ時ニ當リ、公ハ已ニ政機變轉ノ徵アルヲ察シ、政友會トノ提携ヲ避クルト同時ニ、自己ノ誠意ヲ以テ健全ナル國民ノ腹中ニ布キ、憲政運用ニ資スヘキ一團ヲ立テンコトヲ決心シタル爲メニ、斷然難易二途ヲ逆ニ擇ヒテ悔ヒサルナリ。是レ深ク國家將來ノ休戚ニ想到シタルニ因レリ。

以上桂公苦心ノ一斑ハ、去臘十五日以後二十一日ニ至ルノ間、卽大命ヲ拜シテヨリ內閣組織當日ニ至ルマテ、數日間ニ於ケル事實ニ據リテ敍述シタルニ過キス。唯〻不幸ニシテ當時公ノ眞意汎ク國民ノ間ニ徹底セス、誤解又誤解ノ中ニ公等ノ總辭職ヲ見タルモ、此ニ記セル大要ハ公ノ政黨組織並總辭職事歷トモ關聯スルモノ少カラサルヲ以テ、聊カ辨明シテ後證ニ供フルノミ。

さらにこの文獻の後半は、桂內閣の倒壞するに至つた經緯を敍したものであるが、それは後に讓ることとする。

八、西園寺侯會見覺書事件

一月二十一日議會再開に先立ち、桂は衆議院議長大岡育造に交渉し、豫算案の印刷未だ成らざるの故をもつて、議會が任意休會せんことを覓めた。併し乍ら、この時既に戰意を固めてゐた政友會はこれに應じなかつた。茲に於いて桂は上奏して、十五日間議會の停會を命じた。

この間に憲政擁護の運動は、日を逐うて白熱し、桂とその與黨に對する國民的憎惡は、險惡なる形勢を孕みつゝあつた。ポーツマス條約締結後に於けるごとき暴動の氣勢すら現はれてきたのである。卽ち政友會と國民黨とは相合して、議會に桂內閣彈劾案を上程せんとし、內閣は到底妥協和衷の途を發見し得ざるの窮地に追ひ込まれて來た。進んで一戰すべきか、退いて後圖を期すべきか。解散乎、總辭職乎。

この時に當り、伯の行動は突如として、天下に一大センセーションを捲き起した。所謂「西園寺侯覺書事件」と稱するものである。

それは一月十七日、伯が桂の旨を含んで西園寺を駿河臺の私邸に訪れ、西園寺が桂を後繼首相として推薦したりしや否やを質したるに端を發する。その意は、若し西園寺にして誠心、桂を推したりとせば、今日時局紛糾の日、彼はその率ゆる政友會を慰撫して、桂攻撃の銳鋒を收めしむべきではないかといふにある。これに對して西園寺は如何に返答したか。

この時伯の作成せる覺書によれば、その應答は次の通りであつた

覺

口上

今日政界ノ現狀頗ル奇觀ヲ呈シ來リツヽアリ。由テ不肖桂公ノ使命ヲ含ミ閣下ヲ拜訪スルコトトナリ、而カモ其事柄極メテ重大ナルヲ以テ萬一ニモ言句ノ間差異ヲ生セン事ヲ惧レ、乃大要ヲ筆シテ一片ノ覺書トナセリ。

閣下御辭任ノ際、後繼者トシテ桂公ノ外他ニ適任者タルヘキ人ナシト云ハレ、桂公承旨閣下ヲ官邸ニ訪問セラレタル時、亦此事ヲ聲明セラレ、閣下カ辭表捧呈セラルヽノ日、拜謁前桂公ニ御面會ノ節、親シク此意ヲ漏サレ、桂公ハ兩度共ニ只管辭退シテ止マサリシニモ拘ハラス、陛下ニ對シ奉リテ桂公ヲ薦奏セラレ、一面山縣公ニ御面會ノ時モ同一ノ御進言アリ、且桂公以外ノ後任者タラハ、自分野ニ在リテ幇援スルコト難シトマテ言明セラレタル由。素ヨリ今次桂公ノ就任ハ大命ニ依リ、直接ニ閣下ノ提議ニ由ラサルハ論ヲ待タスト雖、其經過事情已ニ此ノ如クナルニ、世間否政友會中此間ノ消息ヲ誤解シ居ルニ非サルカト疑ハルヽモノアルヲ以テ、爰ニ一應閣下ノ御記臆ヲ質承シ置クノ必要アルヘキヲ思フ。抑今日ニ至テ何故此ノ如キ疑問ヲ發スルカハ、今政友會員ノ行動言論ニ徵シ頗ル怪訝ニ堪ヘサルモノアルニ依レリ。或ハ多數黨員中、總裁ノ眞意ヲ誤ルカ、然ラサレハ總裁ノ眞意全黨ニ貫徹スルニ至ラサルノ致ス所ナラント察セラル。之ヲ外ニシテ推考スルトキハ、乃チ當時桂公ノ記臆ト閣下御腦裏ノ間、何等齟錯差アリシニ因ランヲ疑ハサルヲ得サル事トナルヘシ。元來桂公此度ノ就職ハ、固ヨリ大命ニ依ルコト無論ナルモ、閣下カ公ヲ推薦セラレタル事情前叙ノ如クナルコト其實ヲ得タリトセハ、桂公ノ就職ハ閣下ノ御志望ト一致スルモノナルヲ信ス。又桂公ハ自ラ云ヘリ。西園寺侯ヲ信スル事最モ深シ、故ニ黨員各自

カ如何ナル言動ヲ敢テスルモ、侯ハ此際內閣ノ不信任ノ提議ニ同意セラレサルハ、侯ノ平生ニ徴シテ寸疑ヲ容レサル所ナルヲ以テ、侯カ總裁トシテ自ラ黨員ヲ統率セラル、以上、黨員中何等ノ言論ヲ試ムル者アルモ、政友會トシテ內閣不信任案ヲ提議スル事萬〻之ナキヲ信スルモノナリ、然レトモ政友會多數者ノ奇怪ナル言論行動ヲ目睹スルニ於イテハ、一應西園寺侯ノ眞意ト前日ノ記憶トヲ承知シ、而後適當ノ措置ヲ施スノ外ナカルヘシ、然ラサレハ標的ナキニ矢ヲ放ツノ愚ニ陷リ、漫ニ憲政擁護ト云ヒ藩閥打破ト云ヘル聲ニ向テ、自ラ標的トナルノ嫌アルノミナラス、實ニ大早計タルヲ免レサレハナリ、畢竟內閣不信認ノ如キハ、政治上大體問題ニシテ、議院ニ於ケル各個問題ニ非サルヲ以テ、苟モ總裁ノ許諾ナクシテ妄ニ提議シ得ヘキニ非ラス、萬一黨員ニシテ其節制ニ服セストナラハ、總裁ニ於テ相當ノ處置セラルヘキ筈ト考ヘラル、ト。

以上ノ事項ハ閣下ノ垂答ヲ煩シ、而ル後應酬ノ道ヲ講セント欲スル微意ナルコトヲ高鑒セラレタシ。

西園寺侯垂答ノ大要

貴意領承ス。政友會ヨリ內閣不信任案ヲ提出スルコトハ、多分之ナカルヘシト思考ス。但事突發ニ出ルトキハ此限ニ非ラス。

桂公此度ノ就職ニ關スル經過及事情ハ、大體ニ於テ、予ノ記憶スル所公ノ記憶セラル、所ト差異ナシ。

抑予カ桂公ヲ薦奏シタル意ハ、桂公ナラハ今日ノ時局ニ處シテ圓滿ニ收結シ得ラルヘキヲ信シ、乃チ公ヲ最適任者トシテ推擧シタル次第ナリ。而シテ其結果トシテ圓滿ニ時局ヲ收ムルト否トハ、一ニ公ノ力ニ賴ラサルヘカラス。萬一其結果不良ナラハ、予亦不明ノ責ヲ遁レ難シ。

予京都ヨリ歸後承知スル所ニヨレハ、形勢頗ル穏カナラサルカ如シト雖モ、[illegible]ツツアルモ、何等煽動スル事ナキト同時ニ、未タ鎭壓ヲ試ミタルコトモナシ。

桂公就職ノ初ヨリ、此度ハ妥協若クハ情意投合等ノ關係ニ付キ何等ノ談合シタルコトナキモ、互ニ好意ヲ保有シテ國事ニ任スヘキハ勿論ナリ。但特ニ依頼セラレタルコトモ無ク、依頼ヲ受ケタルコトモナシ。故ニ今日ニ至ルマテ、黨員ノ行動ニ對シ何等抑揚スル所ナシト云フノミ。

今日迄ノ經過此ノ如クナルヲ以テ、今後ト雖モ之ニ對シ如何ニ處置スヘキカハ、予ノ未タ用意セサル所ナリ。目下ノ形勢ニテハ、御依頼アリテモ、急ニ此際何等施スヲ得サルノ事情ヲ諒セラレタシ。

大正[illegible]年一月十八日夜　後藤新平手記

さうして伯は、この覺書を西園寺公に送附して、事實この通り相違なきことの承認を求めた。それに添付したる書翰は次の通りであつた。

謹啓。時下寒氣酷敷候處、益御寧福被爲在、欣頌之至ニ奉存候。昨朝趨伺拜話之次第ハ、委曲桂首相ニ報告致置候。尤も此顚末は新聞等ニ於て明白にせんと欲するニハ無之候得共、動もすれば言句の相違より、重大之問題を惹起するの虞なきにも限らずと痛心罷在候ニ付、小生拜述の覺書加封瀏覽に奉供候と同時に、拜承之大意をも一筆仕候間、御覽後御逓交被下度候。是れ異日誤解無之爲め、雙方の間に使したる小生の分として、長者に對する禮務と御諒察賜り度候。敬具。

これに對し、西園寺は伯に左の如く書翰を以て答へた。

拜啓。一昨日は御來駕被下、猶又昨日は覺書御遣し縷ゝ御手數感謝の至ニ候。覺書ハ薰手拜讀候。往翰返璧候。御査收被下度候。右覺書の末節に、桂公拜命の初云々の處へ、左の一節御加へ置被下度候。桂公ゟ小生に向て、政綱とも云ふべきもの十餘條を被示たる上ニ、如此にして公ゝ然と進む悟覺なるが故に、此度ハ政友會を煩すことはなさゞる積り也、勿論好意ハ望む處なり、との事に有之候。此義ハ小生も贊成致し置候。右ハ一昨日閣下へ申入候うちに有之、御記憶被下度候。色ゝ御配慮嘸と奉恐察候。御答迄草ゝ頓首。

この覺書は、單に他日の誤解を防ぐ爲めにして、これを天下に公表する爲めに作成するにあらずとは、伯が前揭西園寺宛ての書翰に公言せるところである。事實伯もこれを發表して、政爭白熱の日に、火に油を注ぐが如き擧に出でようと考へてゐたのではあるまい。

然るに如何なる筋より入手したものか、この覺書の全文が、二月一日の東京日日新聞に揭載され、忽ちにして天下の大問題になつた。そしてこの爲めに、政友會突擊の氣勢は毫も緩和せられなかつたばかりか、その西園寺の立場をして甚しく困難ならしめたることは明かであつた。

さうしてこの事件が、伯の後年の政治的針路に少なからざる障礙を爲したりと思考したる人々も少なくない。

九、伯と西園寺との關係

西園寺との會見覺書事件が、伯の晚年に如何なる影響を及ぼせしやに關し、吾人は興味ある一觀察を併記して置きたいと思ふ。

伯はその手腕と閱歴とに於いて、夙に首相たるべき屬望を擔つてゐた。然るにも拘はらず彼は終に首相たることなくして世を去つた。此の點に關し、吾人は德富蘇峰に向つて、その理由を質したるに、彼は次のごとく答へた。

イ、後藤首相說は度々擡頭した、山縣公も屢ゝ考へた。しかし平田東助子の反對で後藤內閣は出現しなかつた。

ロ、西園寺公は批評精神の豐富な人でイニシアチブのない人物である。毫も積極的意見を有せず、換言すれば仕事師でなかつた。後藤伯は園公に比して批評力を缺いてゐた。けれども創造力に富んでゐた。卽ち藤伯と園公とはその性質が全く反對である。しかし園公も藤伯も共に陽氣な交友を好み、思想傾向は自由主義であつた點に於いては共通である。

ハ、例の西園寺公覺書問題も、後藤伯が首相たる能はざりし一つの原因であつたとも思ふ。元來、公卿なるものは意地惡である。一度あやまらなければ駄目である。しかし園公はかゝる事柄を根に持つやうな人間ではないと思ふ。

ニ、後藤伯を首班とする內閣は危なかしいと憂慮された。それは「藤伯の積極的活動の行方」に就いて多大の危惧が抱かれたからである。藤伯の推進力を如何にして抑止するか。藤伯の抱負は或は社會主義的か、帝國主義的か、乃至は帝國主義的社會主義か、端倪すべからざるものがある。從つて絕對的に藤伯に「ブレーキ」が必要であると考へられてゐた。桂公が「自分が藤伯のブレーキになつてやる」と云つてゐたのは敍上の點を顧慮したからであらう。

藤伯はファースト・クラス・マインドではなかつた。アスクヰスのやうな頭の持主ではなかつた。自分がやらう

と思つた事は理窟を附けてもやる。しかしどうかすると廻轉してをるうちに忘れてしまふ事もある。それで藤伯は事の輕重差別は分らぬ嫌ひが多く、酒嫌ひの人にも酒をすゝめるといふ癖があつた。例の調査會案を原敬氏に相談した如きはこの適例である。更に又、後藤伯は一流の人に相談すべき事を二流、三流の人に相談した。藤伯の頭の豐富な事はジョゼフ・チェーンバーレーン以上であつた。從つていろ〳〵の提案考案があらはれたのであるが、そのうちから石も金も出て來る。この點、ウィンストン・チャーチルと餘程似てゐる。ウィンストン・チャーチルを想ふと必ず後藤伯を考へる。立場は違ふが物の見方、經綸といふ點は頗る似てゐると思ふ。また伯の出世の早かつたことと勢望の一躍して高まつた點とはランドルフ・チャーチルの、サリスベリー内閣の藏相になつた時と似てゐた。

藤伯は惜しいことには、頭をディシプリンする機會なしに成長した人である。若い頃に偉い人が附いてゐて、藤伯の頭を叩いたならば、よかつたと思ふ。伊藤、桂と關係が出來た頃は、既に後藤伯は偉くなつてしまつてゐたのだから。

後藤伯には忠告する友人がゐなかつた。たとへ忠告するにしても大變骨が折れた。忠告すれば逆に藤伯は反對する。それで自分はこれは結局、實物教訓に待つより他に途なしと考へた。

德富の藤伯頭腦評には、流石に一世の大新聞人たるの名に背かざる透徹が閃いてゐる。しかしこの覺書事件については、これが伯の出世の妨害となりしごとく、又、ならざりしごとく、すこぶる含糊摸稜の說明をしてゐるが、心ある人はその言外の眞意を汲むに難しとしないであらう。

長嶋隆二はこの點に關し更に端的に物語つてゐる。

この覺書事件は、西園寺さんに取つて、中々の痛手でしたらう。ために世間の一部分では、後藤さんがその證文を取つてこれを或る方面へ發表したから、西園寺さんがそのままで居れぬで、總裁を辭めると同時に、政界引退をしたとまで言ふのですが、それは後藤さんの覺書事件の爲めぢやなかつたでせう。當然西園寺さんは初めからさうする決心であつたらうと思ふ。しかし何か知らぬ、その前からか知らぬが、どうも西園寺さんとの關係はずつと面白くなかつたですね。どうも後藤さんも西園寺さんに勸めるとか、西園寺さんの諒解を得たりすることをちつともやらぬ。訪問はその後もしましたが、するときは何時でも私共がうるさく勸めていや／＼行くのです。そんな風ですから行つてもそれがそれ程好くなかつた。西園寺さんの方面から後藤さんに對する感じも、やはり宜しくない。

これが後藤さんの總理大臣になれなかつた私は一番の原因だと思ふ。山縣さんは後藤さんに持つて行かう持つて行かうとした。寺内さんなどにも非常にそれがあつた。しかしどうしても西園寺さんの方は終始いけなかつた。桂、兒玉は本當の內輪であつて、伊藤さんの方は幾分か餘所行きでした。しかし伊藤さんには割合に善かつた。伊藤さんはああ云ふ極く洒落な人ですから、後藤さんの才能を認めて居りました。それから後藤さんも伊藤さんには意見を持つて行つて打突かつて當つて見る。好い氣持でそれをやつたらしい。がその流儀が西園寺さんにはいかない。後藤さんの方でもやらぬし、又さう云ふ遣り口が何か西園寺さんの方には氣に入らないと云ふ風があつた。

人間の一生は運命に支配せられる。詩人や科學者や小說家などは、その成果は多く自己一人の力に成り、且つそれは同時代に鑑賞理解せられずとも、後世の批評に待つことができる。しかし政治家は、彼の才能に適したる時代に遭遇し、且つその手腕を揮ふべき舞臺に登ることを必要とする。然らざれば彼はその有したる天才を發揮すべき機會を得ずして世を去らなければならない。

伊藤博文は、嘗て伯に向つて、「君は遲く生れ過ぎた。又君は早く生れ過ぎた」と言つたと、伯はしば〳〵語つてゐた。

それは伯が維新の風雲奔馳する日に働き得なかつたことを指して、遲く生れたと言ひ、また伯の縱橫の才能を八方に揮はしむるには、時代はまだそこまで進步してゐないから、それで早く生れ過ぎたと言つたのであらう。しかし法制の執行を本務とする官僚時代には、伯は寧ろ橫紙破りの脫線家たるごとき感を與へてゐた。

しかも伯を推輓したる先輩は、相次いで世を去り、伯と性格的に相容れざる人々のみ生存してゐたことが、これより物語らんとする伯の晩年を次第に困難ならしめたのである。

然らば伯は如何にして、この新たなる困難と鬪つたであらうか。

一〇、桂・尾崎の一騎打

停會の期滿ちて、議會の再開されたのは二月五日であつた。

この日議院に於いて、政府彈劾演說あるべしと聞いて、或はこれを院外に於いて眺めんとし、或は代議士の登院を

聲援せんとし、或は政府の大臣と與黨議員とを威嚇せんとして、陸續日比谷に集まりたる[illegible]部隊を十重二十重に包圍し、萬一を警戒してゐる警官等と各所に衝突を演じた。

憲政擁護派代議士の、悉く胸に白薔薇をつけて登院するや、群集は喝采歡呼してこれを聲援し、白薔薇を胸にせざる與黨代議士には囂々として惡罵を浴びせ、果ては暴行にすら及ぶといふ興奮ぶりであつた。

殊に桂自身は衆怨の府となり、衆憤の的と化し、何時奇禍の身に及ぶやも測り難き狀態であつた。伯も亦衆憤の目標ではあつたけれど、これを桂に比すれば雲泥の差があつた。蓋し憲政擁護運動は、不思議に桂に對する個人的憎惡心に終始したのである。

桂は暴風雨のごとき衆議院の議場に現はれ、施政方針に關する演說を試みた。これに續いて、若槻は大藏大臣としての財政演說をした。

政友會は之れに對し、元田肇を演壇に送り、「內閣の措置並政綱に關する質問主意書」を提げて、九箇條に亙る彈劾的質問演說を試みしめた。

再び壇に登つた桂は、反覆丁寧なる答辯を試み、元田に一點乘ずべきの釁隙をも示さなかつた。

然るに桂の答辯終るや否や、尾崎行雄は立つて議事日程變更の緊急動議を提出した。それは內閣彈劾の決議案であつた。

かくて尾崎は、民衆の後援に、意氣沖天の概をもつて壇に登り、厲聲叱咤、桂の非違を詬罵した。彼は、桂が齋藤海相の留任に勅語を煩はし、又議會停會に詔勅を奏請したるを責めて、「玉座をもつて胸壁と爲し、詔勅をもつて彈

丸に代へて、政敵を倒さんとするものではないか」と痛語した。

桂は三度び壇に登つてこれに答へ、詳細委曲よく理を盡した。併し乍ら、興奮したる議院內外の空氣は、到底桂の純理的答辯の能く鎭靜し得べきところではなかつた。天下は寧ろ尾崎の急言激語に喝采し、以て議院雄辯史上の一異彩と爲した。

見るべし長閥四十年の堅壘は、議院政治家の口舌によつて震撼せんとするを。

これに對し與黨の島田三郎は、決議案反對の演說を試みんとしたが、議會は再び停會を命ぜられたるために果さなかつた。

初め桂の登院するや、二月初め閣議に於いて決したる解散の案に基き、解散奏請の理由書を懷にしてゐた。然るに此の日、議會再會とともに、彼は伯及び大浦、加藤と再び解散の議を討論したるに、加藤は次項に述ぶるがごとき理由によつて解散に反對し、桂もその說を容れて再び停會を奏請するに至つたのである。

一一、優諚西園寺に下る

議會停會中、時局を拾收せんとした桂の努力も空しく、政界の空氣は日とともに險惡に赴き、議院外に於ける民衆運動は次第に暴動の氣勢を呈してきた。

然れども既に新黨組織を聲明したる桂である。此の際進んで議會を解散して、國民の審判に訴へ、自己と政敵との所論の孰れに天下多數の後援あるやを決定すべきは、彼の正に取るべき當然の途であつた。

然るに彼は、事茲に出でず、この時英國より歸朝して外相の椅子に倚つた加藤高明の說に聽いて、全然別個の道を歩んだ。それは、諒闇中に於ける政爭休止の申出である。

加藤の說くところによれば英國に於いて、先年エドワード七世崩じ、ジョージ五世の位に登るや、朝野兩黨の首領を會して圓卓會議を開かしめ、政爭を休止して、政局の安泰を策せしことがある。ゆゑに我國に於いても亦、此の際政友會と政治的休戰の協定を試むべく、直ちに解散に及ぶべからずといふのであつた。

茲において桂は、加藤を使者として西園寺の許に赴かしめ、政友會鎭撫のことを依賴せしめた。

然らば伯は、この囂々たる憲政擁護の民衆的憤起を如何に觀たるか。また解散斷行か政爭休止かの問題については如何なる態度を執りしか。

前掲「政變始末原稿」と稱する伯の手記になる文獻によれば、少なくとも伯は解散に絕對反對とはいはざるも、一月十八日の西園寺との會見の顚末に顧みて、なほ一應西園寺と交涉の餘地あることを、首相桂に進言してゐる。さうしてそれが加藤の斡旋となつて現はれたのである。その次第は次の通りである。

次ニ桂內閣組織ノ際ニ至リ、初メ桂公ノ方寸ニ計畫セラレタル所ト實際トハ、多少齟齬ノ點ナキニシモアラサリシ。蓋シ內閣ノ病根亦此ニ生シタルナラン。而シテ之カ爲ニ、政友會ガ公ニ寄セタル同情ノ稍ク去レルモ事實ナリ。隨テ桂公ニ對スル反抗ト誤解トハ急激ニ其度ヲ昂クシ、所謂憲政擁護藩閥打破ノ聲、愈〻大トナレル一因トモナリタルカ如シ。桂公ハ大々的抱負ヲ以テ大命ヲ欽ミタルナレハ、此レ等ノ民聲ニ驚カサルト同時ニ或ル程度マテハ自己ニ對シテ反抗スルモノトハ認メサリシナルヘシ。余亦自彼等ヲ以テ吾人ノ眞反對者ナリト思惟セサリ

キ。獨リ藩閥ノミナラス黨閥ト云ヒ學閥ト云フモノ皆其效果顯ハルト共ニ多少ノ弊ノ之ニ伴フヲ免レサルハ吾人常ニ認ムル處、宜ク餘習貽後ノ病ヲ去リ、世界ノ進運ニ從ヒ、遠ク建國正氣ヲ鼓吹シ且之ヲ將來ニ維持スルハ固ヨリ贊同スル所ナリ。然ルニ其勢ノ激スルヤ、公ノ人身攻擊トナリ、若クハ公ニ對スル不信任案ヲ衆議院ニ提出セントスル氣勢ニ至レルハ、寧ロ意外トスル所、未タ何等政策ヲ見スシテ內閣ノ非政ヲ聲ス能ハサルヨリ、忽チ詔勅濫奏ヲ名トシテ不信任案ノ通過ヲ圖リタリ。當時ニ在テハ一時熱狂ノ餘、自ラ其愚ヲ悟ラサルモ、試ニ今日ヨリ當時ヲ顧ミテ夫ノ質問及ヒ不信任決議案ノ文意ヲ味ハヽ、誰カ其無意義ナルニ呆然タラサルモノアランヤ。意フニ之ニ署名セル人士ト雖モ今ニ及テハ中心忸怩タラサルヲ得サラン。政府ニアリテハ、事ハ詔勅ニ關シ時ハ諒闇ニ屬シ、强テ爭ハントセハ狂人ト共ニ走ル不狂人タラサルヘカラサルヲ以テ、飽クマテ冷靜ニ考慮シ、最後マテモ解散ヲ避ケテ反省ヲ促スノ手段ニ努メ、萬止ムヲ得サルニ至テハ解散ヲモ辭セスト覺悟セリ。

斯テ最終鎭撫ノ爲ニハ嘗テ西園寺侯ガ辭職ノ際　陛下及ヒ元老諸公ニ對シテ明言シタル所ニ由リ、此間ニ處シテ用ウヘキノ力猶有スルヲ自ラ信スルニ於テハ、侯ヲシテ前言ヲ履マシムルノ機會ヲ與フルモ亦一計タルヲ失ハスト考ヘ、乃チ侯ニ謀ルニ此事ヲ以テシタリ、是レ卽チ侯カ前首相タリシト、今ハ一元老トシテ匡輔ノ重キニ居ルノ故ヲ以テナリ。而シテ此事二月八日加藤前外相ノ斡旋ニ依テ始リ、當日午後桂公ハ首相邸ニ西園寺侯ト會見內談シ、同夜西園寺侯ハ原、松田二氏ヲ招キテ商議ヲ畫シタル上、侯ヨリ回答スルコト、ナリ、翌九日午前加藤男更ニ西園寺侯ヲ訪フテ侯ヨリ前日來考慮ノ次第ヲ聽取シ、其レヨリ同日午後侯ノ參內ヲ見ルニ至レリ。其時　陛下ハ直ニ詔ヲ賜ヒ、侯カ闕下ヲ辭スルニ當リ、侍從長詰所ニ於テ桂公加藤男ト共ニ談話セル所ニ依レハ、旣ニ御

諚ヲ拜シタル以上ハ斷アルノミ、若シ事意ノ如クナラサルトキハ自決罪ヲ謝ストマテ云ハレタル由、蓋シ此時マテノ侯ノ意思健全ナリシヲ疑ハス。

加藤の奔走より、この西園寺の優諚を拜するまでの顚末は、次に掲ぐる文獻に詳かである。その筆蹟は伯の祕書菊池忠三郎のもので、表紙には伯の自筆赤鉛筆で「加藤外相ト西園寺侯會見覺書」と記してあるが、內容は全く加藤の顚末報告の形となつてゐる。

二月八日午前九時半、外務大臣加藤男爵、駿河臺なる西園寺侯爵邸を訪ふ。

辭令終りて加藤男は話題を開きて曰く。本日予か閣下ニ面會を求めしは、桂首相の依賴ニ依る。其用件は他なし。首相は時局ニ關して至急閣下に會見して、親しく意見を交換したき冀望なり。此義につき閣下の承諾を得んか爲なり。桂公の意は私事にあらざるが故に、公親ら閣下の邸を訪ふも不可、又閣下を自邸に請するも不可なり。願くは公けの場所を撰みて會見したしと云ふにあり。依て閣下が首相官邸若くは貴族院大臣室に來臨せられんことを望む。侯曰く。貴意諒承せり。然れとも今日の場合會見しても何等の功能なからんと思ふ。大體面談を求めらるゝ用務の內容は如何。差閊なくんは漏されたし。男曰く。予は其內容を推知せさるに非さるも、之を述ふるは予の任にあらす。但し其事の、困難なる時局を救はんとするに在るは勿論にして、其諮る所が從來行はるゝ妥協又は情意投合の類に非さることは、此に明言するを憚らす。委曲は親しく首相より聽取せられたし。西園寺侯は之を聞きて頗る躊躇の色ありしも、漸くにして承諾し、首相官邸に於て會見せんことに同意せり。然るに侯は一の條件を申出てたり。卽ち此會見を公侯二人の對談に止めず原、松田の兩氏を同席せしめんといふに在り。此時若し此要求を容れされは侯は殆と會見の事を謝絕せんとする氣色あり。男は其言容を察して、侯の言の無碍に排斥すへからさるを惟ひ曰く。首相の意は公侯二人の懇談ニ在れは、何人の列席をも欲せさるは明かなれども、閣下の冀望もあることなれば、此旨は公に傳ふべし。但し予の所思を言へば原、松田の兩氏は別室に控へて會見の席に列せざる事とせば、或は公の同意を得らるへきか。何れニしても首相

に相談の上答ふる所あらん。扨其時期は本日午後二時とせられたしと述へしに、侯は之に同意せしも、當日午後政友會茶話會に列なる先約ありとの事にて、結局午後三時首相官邸に於て會見せんと決定し、加藤男は退邸せり。

加藤男は此報を首相に報せしに、桂公は列席者の儀は全然謝絶したしとの事なりければ、男は午前十一時過再び西園寺侯邸を訪ひて此旨を通せしに、侯は其意を諒し、重ねて午後三時侯爵單身にて首相官邸を訪問せんことを確約して袂を分てり。

然るに午後二時半頃、加藤男は外務省官舍に在りしに、西園寺公の代理者より電話あり、據ろなき差閊を生したれは、本日會見の約を果し難し、明日ならは會見し得べしとの事なり。所謂差閊の何事なるにもせよ、會談は國家の大事に關し、苟も侯男の間に確約したる事柄が、時刻間際ニ至りて、無造作にて破棄せらるゝは實に意外千萬の事なるを以て、男は直に電話ニて西園寺八郎氏を通して會見實行の事を促したり。一方桂公は此時既に三田邸を出てゝ約束の時刻に官邸に來著するの途上に在りければ、此事も併せて通告したり。

既にして西園寺八郎氏より電話あり、何分本日は會見を遂け難しとの事なり。時に午後三時を過き、桂首相は既に官邸に入りて西園寺侯の來るを待ち、侯は約束變改のまゝ出でゝ政友會本部に在り。加藤男乃ち電話にて同本部に在る原敬氏に照會したるも要領を得さるを以て、午後四時前に親ら本部を訪ふ。此時茶話會既に終りて、侯は尙一室に留まれり。男は直に面會せしに、侯は男を一瞥するや、閣下に對しては實に恐れ入るとの語を發し、頗る當惑の態にて、會見は困る〳〵と繰返したるも、結局男の勸めに從ひて、官邸訪問の事に決意し、同本部を出てゝ官邸に入りしハ四時半頃なり。是より公侯對談約一時間。九日午前十時半加藤男は西園寺侯の招きによりて同邸を訪ふ。是れ侯が前日の會談に對する侯の決意を桂公に致さんことを男に托せんとするに在り。

この八日午後の首相官邸における桂、西園寺の會見こそ、當時世の視聴を集めたる對談であつた。その會見內容は直接には叙述してないが、翌九日午前の加藤、西園寺會見の際の記錄のうちに、間接に明かにされてゐる。即ち「加

藤外相ト西園寺侯會見覺書」は、前記に續けて、次の如く記してゐる

侯は前日桂公と會談の要旨なりとて語りて曰く。桂公より時局に關して種々の談話ありしか要點は三ヶ條なり。第一は予に內閣を引受けては如何との意味なりしが、自分は何の用意もなしと答へしに、公は左も有るべしと云ふ如き挨拶あり云々。此時加藤男語を挾みて曰く。予の公より聞きたる直話は只今閣下の語と少しく異なるが如し。公の直話に依れは、公は閣下に引受の決心と用意と有らは事大權の發動に關し、固より私約すへきに非されとも、自分の關與する限ニ於て必要の手段を取り、閣下の爲に進路を開かんとの事を、明白に閣下に語れるか如し。果して斯の意味なりしか。侯曰く。然り。要するに其意味あり。然れとも別段勸誘せられたるにあらず。男曰く。勸誘の强弱は兎も角も、公は詰り前述の意味を明瞭に述べられたるが如し。閣下は其意味に解釋せられしや。侯曰く。然り其意味なり。男曰く。其時閣下より陸軍問題もありて內閣の組織困難なりとの話ありし趣ニて之に就ては桂公より陸軍の事は昨年とは事情を異にし、且自分も相當の心配をなすべしと述べられしと聽きたり。然らずや。侯曰く。然り。其通りなり。男又問ふ。然らは閣下の話と公の話とは結果に於て同一の意味と認む。如何。侯曰く。然り。

西園寺侯は語り續けて曰く。第二に桂公より此際御沙汰を承はりて、西園寺侯の盡力を受けては如何との說もあり云々の話ありしも、元來今の騷きは不穩當（詔勅云々ニ對する議員の行動を否認するの意）に相違なきも、今日の場合御沙汰に係る話は止められたしと答へたり。男曰く。予の公より聽く所は一層詳かなり。公の語る所に據れは聖勅に二あり。一は所謂大詔渙發、即ち前年首相と議長とに降されし詔勅の如き是なり。一は、陛下か親しく元勳たり重臣たる人を召させられて、御言葉を降さるゝ者是なり。桂公は斯く區別して語りしと聽けり。閣下は右樣に聽き取られざりしや。侯曰く。然り二樣に別ちての話なりき。此時加藤男は自己の意思を陳へて曰く。前者は或は壓迫に當るとの非難なきに非ざるべきも、後者即ち重臣元勳として閣下に御言葉を賜はる場合は大に趣を異にす。現に憲法の本家とも云ふへき英國等に於ても、或る場合に皇帝か政治家を召して右ニ類する御話をなさる例なきにあらざるが如し。今や諒闇中と申し、御即位の初と申し、總ての手段を盡して國家の安寧を保つべき際に於て、此等の方法を取りて時局を解決するは一策たるを失はずと思考す。侯曰く。御相談は困る。男曰く。唯予の意見を陳述した

るのみ、相談の意にあらす。然し予或は此事を桂公に進言するやも計るへからす。豫め此に一言し置く。侯は之に對して相談は困る／＼の語を反覆せり。然れとも侯は敢て絶對に拒否するの色も見えさりけれは、男は尙、侯の意嚮を確認せんため、予は探否は兎も角として、此事を桂公に相談すへし、其結果何時如何なる通告か閣下の邸に達するやも計り難ければ、本日御在邸を乞ふと述へしに、侯は之を諒し、當日は外出せさるへしと確答せり。前後の事情を察するに侯は御沙汰に關する話につき、勿論約諾せさるも、實際不同意にはあらざりしものと認めたり。

侯は第三點に就て述へて曰く。之を要するに、桂公よりの相談に關して昨夜來幹部と種々熟議したるも、決議案既に議場に上れる今日到底之を撤回する能はす。予は公の依賴につきて爲さゞるに非す。能はざるなりと。此答は極めて明瞭なりき。侯は又右三點の中第一と第二とは、桂公と自分との間に限り他には一切祕密ニする約束なれは、首相への傳言は第三點のみニて可なりと述へ是ニて會談を終る。

以上が西園寺が優諚を拜するまでの經緯である。更にその前後の顚末について「會見覺書」は續けて曰く。

此日駐英大使井上氏親任式につき、桂首相は青山離宮へ參内中なるを以て、加藤男は同離宮に參内し、桂公に面して右の趣を報告す。時ニ正午頃なり。既ニして桂公より　陛下に奏上の事あり。鷹司侍從長よりの電話に應して、西園寺侯の參内ありしは、午後二時過なり。侯は直に御前に進み、御言葉を拜受す。

首相、宮相、外相皆宮内大臣室に在り。午後二時半頃、西園寺侯御前を退下して宮相室に入り來り、折柄居合せし桂公に對し、只今恐れ多き御沙汰を蒙り、謹みて拜受して退きたり。然るに侍從長より御沙汰に對する奉答ありや、又其時期如何と問はれしも、綸旨は出て汗の如し。奉答を要する次第にあらす。唯之を實行して聖慮を安し奉るへきのみと語りたるに、桂公は頷きてそは當然のことなり。若し閣下ニして之を實行し能はされは、閣下は政友會總裁を辭せざるべからさる筈なりと語る。侯曰く。豈に總裁辭職のみならんや、昔しなら切腹すべき所なりと。桂公は西園寺侯に對ひ、此事落着せは祝酒を酌まんと謂ふに、侯は嫣

然として大に奮ひ玉へと謂ふ。此時加藤男は桂公に對ひ、侯斡旋の結果につき報告を受ては如何と語りしに、西園寺侯は直に引取りて、然り其結果は加藤男まで通知すべく、多分今夕通知し得るならんと述べ、希望の色を浮へて退出せり。

かくて優諚は、九日をもつて西園寺に降り、西園寺は御前を退出して、伏見宮内府殿下に謁して、更に令旨を賜はり、恰かも内府官房にあつた桂と會し、「此の際に御諚を拜するといふ事は、錦旗節刀を賜はつたと同様と心得る。是が行はれぬといふことであれば由々敷大事であつて、自分は直ちに腹を切るより外に道はないのである。自分は誓て宸襟を安じ奉る積りである」と、意氣昂然として言つたと、同席した江木翼が語つてゐる。（公爵桂太郎傳坤卷六五一―六五二）

茲に於いて、桂は意を安んじて西園寺と別れ、更めて 陛下に拜謁を仰付けられ、政情伏奏の後、三田の自邸に歸つた。

かくの如く、九日西園寺が優諚を拜するまでの經過は、少なくとも表面的には、順潮に進行しつつあるかの如く見えた。例の上掲「政變始末原稿」も、「蓋シ此時マテノ侯ノ意見健全ナリシヲ疑ハス。」と記してゐる。然るに翌十日の朝に至つて、形勢は俄然一變した。これまで地下にあつた暗流が、突如、地表に現はれ來つたからである。それは薩閥と政友會幹部との結合であつた。

一二、山本權兵衛の横槍

二月八日から九日になつて、政爭休戰の一幕における立役者は、外相加藤高明であつた。然らば形勢一變せる十日に至つて、加藤は何をしてゐたか。「加藤外相ト西園寺侯會見覺書」は、續いて次のごとく記してゐる。

此夜（註九日夜）加藤男は自邸に在り。暗に侯の報を待つ。夜九時を過ぐるも何等の報なし。乃ち電話ニて用向の次第あれは何時ニても推參すべしと侯の邸に通せしむ。而も遂ニ報なし。十日午前九時乃至十時、加藤男は貴族院大臣室に在り。西園寺侯より電話ニて報して曰く。昨夜來盡力中なり。午前十時より政友會本部ニ代議士會を開く筈なれは、自分も只今本部ニ赴かんとする所なり。又本日の衆議院ハ休會となるならんと。其意、事は今ま經過中に屬す。其結果は後刻報告あるものと男は解釋したり。

加藤男は首相官邸に赴く。正午に垂んとするも何等の報なきを以て、電話ニて原敬氏に模樣を問合せしに、原氏の答ふる所頗る明瞭を缺き竟に要領を得ず。而して原氏の語中に「政府の考も判らぬから」と云ふ言あり。時は刻々に移り行きて、衆議院開議の時刻に迫り來る。而して侯よりハ確報來らす。

午後一時頃、加藤男は衆議院に於て原敬氏に面して結果如何を質す。原氏曰く。折角盡力せしも議員は豫定の行動を取るの形勢なり。如何とも爲し難し。男曰く。幹部は極力配慮せしも、黨の行動は遂に制止するを得すとの意か。氏曰く然り。男曰く是れ足下一人の意思に非すして西園寺侯も亦同一の意なるか、且足下の言を以て侯の決答と認めて可なるか。氏曰く然り。侯の答辯と同視せられて可なり。

加藤男直に之を桂公に報し。公は意を決す。

加藤男は議院を退きて後、西園寺侯の邸を訪ふ。時に侯は將さに參內して盡力不結果の始末を上聞に達せんとする所なりしが、內閣處決の次第を加藤男より聽きて、是れ實に止むを得さる成行なりとの語を漏したり。尙ほ侯は上聞に達したる後ち閣下（加藤男）に報する筈なりきと語りたり。

「加藤外相ト西園寺侯會見覺書」の記すところは以上に止まる。しかし十日における政局急變の事情は複雜を極め、かかる一方的觀察のみを以ては、その眞相を捕捉し難い。

まづ政友會側を觀るに、十九日の夜、西園寺は自邸に歸るや、直ちに政友會の原、松田、元田、尾崎並びに國民黨

の犬養を招いた。さうして告ぐるに優諚の降下をもつてし、政府突撃を中止せんことを勸めた。この會合において尾崎は、「優諚を受けられた貴下は、政爭中止に努力せらるるがよい。しかし我々は貴下の言に從ふことはできない。若し貴下の說を政友會に强制せられるなら我輩は總務を辭する外はない」と言つた。犬養も亦、同樣なる主旨をもつて、政爭休止に反對した。

しかし政友會の中心は、未だ必ずしも突擊と決意してゐたのではなかつた。代議士全體も亦、恭順派と非恭順派との二派に別れて論爭してゐた。

茲に於いて政友會幹部の多數は、西園寺總裁をして違勅の罪人たらしむるに忍びず、十日の議會は休會し、以て時局の急を救はんとする計畫を定めた。さうして十日朝、西園寺は加藤に電話をかけて、十日の議會は休會なるべしと告げたのであつた。

それにも拘はらず十日朝に至り、形勢は急轉直下した。その間の政友會側の內情について、尾崎はその「自叙傳」中に、次の如く記してゐる。(尾崎行雄全集第十卷一〇七—八頁)

是より先き政友會總裁西園寺侯は、伏見內大臣の宮を經て、桂內閣援助の御沙汰を受け、而も拜承の旨を奉答したらしかつた。今日政友會、國民黨、其他各種の方面より反對の氣勢大に揚らんとする場合に、侯は之を坐視してゐるわけには行かぬ。侯は松田原兩君及び私を招て、前記の顚末を漏された。私は其不都合を吿めたが、「既に奉答した後であるから、今更取消す譯には行かぬ」と侯爵は言切つた。四人頭を鳩めて智慧を絞つたが、吾々は侯の意見に從ふわけには行かず、去りとて侯をして奉答の意味を取消させることも出來ず、進退谷つて徒らに時間を過すばかりであつた。其時私は「議員となつて居るから、こんな目に遭ふのである、議員を辭職しさへすれば、此屈辱を免れることが出來る、皆な申合せて議員を辭さうではないか」と發議した。松

『世間では君が新帝を挾んで威福を肆まにするといふことを言つて居るぞ。君、甚だ面白くないことだから、止めたら何うだ。』

八面玲瓏、圓轉滑脱は桂の一大特色であつた。これによつて彼は、半生の功業を築いたのである。世はこれをニコポンとさへ稱したほどであつた。しかるにこの時ばかりは、山本の態度とその暴言とに思はず憤りを發して言つた。

『吾輩は敢て今の地位に戀々たるものでない。代つてやる人があるなら何時でも讓る。君一つやつて見たらどうか。君がやるといふならばやつたら宜からう。』

桂は後に至つて「今朝は實に遣り損なつた」と言つたさうである。

しかし言駟馬も及ばず。山本はこの言質を得ると、直ちにその足で政友會本部に赴き、西園寺に向つて、桂との對談を語つた。時恰かも代議士總會を開かんとして混雜しつつありし同本部は、「山本來」の報を得て、百萬の味方を得たるごとく喜び、形勢忽ち一變した。

桂は官邸に於いて、西園寺の來るを待つてゐたが、來たのは西園寺でなくて山本であつた。この時は桂は平生の彼に歸つてゐたので、優諚の西園寺に降つて居る事情を語り、山本の闖入の大義に合せざることを說いた。山本もその理に服し、然らば余が西園寺に話し置きたることある故、取消したしと思ふ、祕書官を貸して貰ひたしと申出た。そこで首相祕書官伊藤文吉は、山本の使者として政友會本部に西園寺を訪れ、山本の傳言により、先刻話したことは取消すといつた。すると西園寺は、取消すとは一部のことか、全部のことかと聽き返したので、伊藤はそれ以上は知らずと答へて引返した。

さうして西園寺の未だ桂の許に來ないうちに、議院開會の午後一時が迫つたので、各大臣は衆議院に參集して政友會代議士會の情報を待つてゐた。

然るに政友會は、山本の言によつて桂に辭意あるを知つたので、急に强腰と爲つて居るところへ、西園寺の總裁としての挨拶も、「自分はこの勅諚を受けたけれども、諸君には諸君の途があらう。自分は大命を拜したからこれを諸君に傳へて勸告するものである」といふ通り一遍のものであつた。

それで政友會代議士會は不信任決議案提出と決して議院に臨んだ。それまでの經過について、伯の「政變始末」は次のごとく記してゐる。

一方山本伯ハ二月十日午前ヲ以テ桂公ヲ首相邸ニ訪問シ、内閣ヲ西園寺侯ニ引渡シテ勇退セラレテハ如何トノ忠言ヲ致シ、桂公ハ之ニ對シテ、西園寺侯ヨリ一昨日來ノ會談ニ於テ到底時局ニ當ルノ力ナシトノ回答ヲ得居レハ今ニ及テ忠言ニ從フモ事行ハルヘシトモ覺エス、紛糾益〻甚シキニ至ラント答ヘタルニ、山本伯ハ然ラハ今一應自分ヨリ西園寺侯ノ意向ヲ質スヘシトテ去リ、十一時頃再ヒ桂公ヲ訪フテ、必ス西園寺侯ヲ起タシメント明言シタルモ、桂公ハ西園寺侯ハ現ニ御諚ヲ蒙リ黨内鎭撫ニ著手シツ、アル次第ナレハ、未タ其回答至ラサル場合ニ貴説ヲ納ル、トキハ更ニ紛糾ヲ加フルノ虞レアルノミナラス、順序トシテモ顚倒ヲ免レサレハ、自分ハ貴説ニ對シテ答フル限リニアラスト考フ、元來何故ニ未タ事ノ結末ヲ見スシテ突如貴説ヲ出サレタルカト反問セルニ對シ、山本伯ハ只貴意了解セリ、西園寺公ニ向テハ自分ノ前言ヲ取消シ度キニ付、自分ノ使者トシテ何人カヲ先方マテ煩シタシト云ヒ、桂公ハ直ニ伊藤祕書官ヲ呼ヒ、伯ノ使トシテ其傳言ヲ在政友會本部ノ西園寺侯ニ齎シメタルニ、

意外ニモ西園寺公ヨリ取消ストハ全部ノ意味ニ心得然ルヘキカト問ハレ、固ヨリ祕書官ハ答フル所ヲ知ラスシテ其儘歸邸シタルニ、山本伯ハ已ニ去テ在ラス。仍テ取消ノ全部ナルヤ否ノ點ハ總テ山本伯ト西園寺侯トノ直接電話ニ任スコト、シテ談ハ絶エタル次第ナルガ、抑〻西園寺侯ノ所謂全部ノ取消トハ何モノヲ意味スルカ、聊カ不審ヲ生シタル折柄、西園寺侯ノ黨内ニ於ケル御諚傳達ノ模樣頗ル誠意ヲ缺キ　陛下ノ思召ハ此ノ如シ、諸君ハ議員ノ本領ニ依リ其所思ヲ行フヘシト云ヘルヤノ報聞エ、果シテ事實ナランニハ、輕擧不謹愼驚キ入ルナド語リツヽ、正午一同食堂ニ入リ、其レヨリ直ニ議院ニ赴カントスルナルカ、桂公ハ食堂ニ入ラントスル時、微笑シテ云フ。西園寺侯ハ必ス誠意ヲ以テ思召ヲ傳達シタルニ相違ナシ、黨員若シ聽カスンハ彼レハ總裁ノ地位ヲ去ルヘシ、此ハ昨日闕ヲ辭スル時侯自ラ明言スル所ナレハナリト。然レトモ頻至ノ情報ハ公ノ信スル所ト相距ル遠カリキ。

此の日帝都の光景は、殆ど日露講和の際の燒打事件當日に似てゐた。激昂したる數萬の民衆は、議院の周圍に殺到し、鯨波を擧げて反對黨議員を聲援し、果ては警戒の警吏と衝突するに至り、政府は軍隊を出して、議院の周圍を護衞せしむるの狀態であつた。しかし群衆はます〳〵激昂し、警察署、交番所を燒き、政府辯護の新聞社を襲ひ、幾多の死傷者をすら出すといふ騷ぎであた。「政友會既に不信任案提出に決す」との情報を得たる時、桂は院内大臣室に衆議院議長大岡育造を招き、解散の旨を告げんとした。然るに大岡の來るや桂は、閣員列席の前で、突如として辭職すると言明し、閣僚を啞然たらしめたのである。

然らば、何が桂の態度を、かくも急變せしめたのであるか。その經緯は、伯の「政變始末」の續いて審かに記すところである。

一同登院シタル時ハ最早開議ノ午後一時ニ切迫シ居タルカ、此時マテモ西園寺侯ハ[illegible]ス、無論桂公ニ對シテハ何等モ通知ナケレハ、桂公ハ加藤外相ヲ以テ原敬氏ニ問合セタル所、政友會ニ於ケル西園寺總裁ノ演說ノ效果ハ「ネガチーフ」ナリシコト丈ケハ明白ニシテ、議院ニ於テハ結局不信任案ヲ撤囘スル能ハサル形勢トナレリ、然レトモ十日朝西園寺侯カ加藤男ニ電話セシ所ニ依レハ、本日ハ休會トナルヘシ、十一日ハ紀元節トテ當然休日故此時間ニ於テ十分考慮シ事ヲ決スルヲ得ントノ談ニテ、猶多少ノ餘地アルモノ、如クナリシカバ、桂公ハ直ニ最後ノ一斷ヲ行ハントスルニ於テ躊躇セサルヲ得サルコト、ナレリ。何トナレハ西園寺侯ニシテ誠意黨員ノ鎭撫ニ盡力シ、猶其效果ナキトキハ解散ノ外ナシト內定シ居ルモ、侯ヨリハ最後ノ通告ナク、又御諚傳達ノ情報區々ニシテ、孰レヲモ輕信シ難キ事情アリシヨリ、先ツ之カ事實ヲ質スノ時間ヲモ必要トシ、若シ解散ヲ斷行シタラン上ハ之ニ盡スヘキ手段モアリ、旁々政府トシテハ萬一ニモ輕擧ナキヲ期サントシ、先ツ大岡議長ヲ招キ內閣不信任案撤囘ノ事行ハレサルトキハ、政府ハ止ムヲ得ス解散ヲ奏請スヘキ覺悟ナルカ、未タ政友會ニ於ケル西園寺總裁ノ盡力ノ模樣モ明白ナラス、一方開議時刻切迫セル今ノ場合ニ於テハ、暫ク開議時刻ヲ延スヘキカ將タ休會スヘキカニ付キ、議長ノ意見ヲ求メタル際、稍ク西園寺侯御諚傳達ノ狀況并ニ其效果ノ消極的ナリシ事情稍々明白トナレル爲メ、桂公ハ閣員列席、大岡議長ト對談ノ間ニ於テ　陛下ノ御思召徹底セサル上ハ是實ニ拭フヘカラサル汚斑ヲ　勅諚ニ加ヘタルモノナルヲ以テ恐懼ニ堪ヘス、先自分ニ於テ此責任ヲ引カサルヘカラスト自覺セラレタリ。去テ西園寺侯ヲ責メンヨリハ、退テ自己ヲ責ムヘキ道理ナリト信スルヲ以テ、解散ヲ斷行シテ民意ヲ問フマテモナク、先ツ自ラ處決セントス。御諚傳達ノ結果ニシテ此ノ如クナルトキハ、之ヲ

以テ憲法上否、憲法以上ノ意味ニ於テ責ヲ引カサルヘカラスト、內意決スル處アリ。大岡議長ニ對シテ此瞬間ニ公言シテ辭職ノ決意ヲ示シ、且此ハ自分一身ハ此場合責任ヲ引テ辭職スヘシト明言セラレタリ。斯テ大岡議長去ルノ後、閣員一同已ニ首相ノ決心ヲ聞ケル以上ハ猶豫スヘキニアラストテ總辭職ニ一決シ、廟議ハ解散ト決定シナカラ、瞬間ノ變轉ニ因リテ第三次桂內閣ノ崩壞ヲ見ルニ至リタル次第ナリ。而シテ其ノ後ノ經過ハ即チ政友會其他ノ各派ト山本伯ヲ首腦トセル所謂薩派內閣トノ關係ニ徵シテ考フルトキハ、最早說明ヲ加フルノ要ナカルヘシ。此ノ間ノ事實ニ至リテハ、前日桂公カ早計ニモ妥協若クハ情意投合ヲ避ケテ自ラ新政黨ヲ作リ、却テ敵黨ノ力ヲ增大シタル非策ニ陷リタリトノ非難アリシモ、以上ノ事實ヨリ推考スルトキハ、公カ政友會トノ關係ヲ絕テルモ、又自ラ新黨ヲ樹立シテ國家ノ將來ニ貢獻セントコトヲ覺悟セルモ、實ニ必至ノ理、因果ノ然カセサルヘカラサルモノアリシニ由ルヲ觀ルヘキナリ。實ニ政友會ハ共ニ天下ノ事ニ任スヘカラサル事ヲ早ク已ニ先見セラレタル桂公ノ明ハ、山本伯ト彼等黨人トノ行動ニ徵シテ自ラ證セラレ、新政黨ノ起ル偶然ナラサル事並政黨革新時期到來シタル事自ラ明ナル事ナリ。

かくして桂は閣員の辭表を纒めて闕下に奉呈し、次いで大命は山本權兵衞に下つた。

桂辭職の報は、議院內の反對黨をして萬歲を叫ばしめ、議院外の群衆をして、歡呼せしめた。しかしながら、一方においては、西園寺が優諚を拜し、一旦これを御受けして御前を退出しながら、遂にこれを奉行するを得なかつたことに關しては、當時天下に大議論が沸騰した。或る者はこれをもつて、西園寺にその意あり、極力盡力せしも力及ばざりしものであると辨疏し、或る者はこれをもつて、西園寺の違勅問題なりと攻擊した。その事實は恐らくは前者で

あつたであらう。併し乍ら結果に於いては、この事件は、一方には桂內閣を倒し、他方に於いては、西園寺を政友會總裁の地位より逐ひ、數年の間、京都に謹愼するの已むを得ざるに至らしめたのであつた。

一三、暴風一過

二月十日の夜、閣議から宮村町の自邸に歸つてきた伯は、恰かも參集して彼を待つてゐた家族の團欒のうちに現はれた。さうして莞爾として筆者を顧みていつた。

『さあこれから、インターナショナル・マインドを讀まうか。』

それはその數日前筆者が、米國より到著したるニコラス・マレー・バトラーの小著「インターナショナル・マインド」の頗る有用の文字なることを語り、伯の小閑を見て、伯の爲めにこれを講讀すべしと申出てゐたからである。

かくして伯は、臺閣を去つた。

それはまことに短命なる內閣であつた。在職僅かに六十一日といふ、日本內閣史上の新記錄であつた。ゆゑに伯はその在職中、何等特筆すべき事業を爲すの暇がなかつた。ただ僅かに遞信省に於いて、水力電氣調査を復活したると、鐵道院に於ける年末の訓示に於いて、黨弊を戒め、制服勵行を疾呼したるに過ぎなかつた。

桂は、この內閣に於いて、閣內の不統一に苦しんだ痕迹がある。それは伯と大浦との不一致であつた。憲政擁護の運動白熱し、民衆暴動の形勢歷然たるの日に、主管大臣として大浦が治安維持のために取りたる措置について、伯は心中少なからざる不滿を抱いてゐたやうである。

さうして最後に、桂の突如として、辭職の意を大岡に言明するや、伯は閣議に於いて「後は我輩がやりませう」と言ひ出したほど、鬪志に燃えてゐた。それは前掲の文獻中に現はるる伯の政局觀にも明かなるごとく、伯は桂組閣の精神を十分に正當化して考へてゐたからである。

伯は、反桂の怒濤が澎湃として天下に瀰漫してゐたとき、

『これは一寸見ると、困つたことのやうだが、實際は奴等が、桂に成功の王冠を捧げてゐるやうなものだ。何故かと云ふと、この波を乘り切つたら、桂は政治家として、却つて非常な名譽を擔ふことになるんだからな。』

と、語つてゐた。それほど伯は、勝利を確信してゐた。從つて總辭職と決つて歸邸すると、彼は言つた。

『政治といふものは、ゲームと同じだ。今日は自分より弱い奴に敗けるかと思ふと、明日は又自分よりずつと強い奴に勝つこともあるのだ。だから敗けた時は氣にしてはいけない。蒲團を引つ被つて寢てしまへばいいんだ。』

けれども、桂のこの第三次內閣當時のやり口は、往年の桂ではなかつたといふことを、伯はその當時から痛切に感じてゐた。それで桂が死んでその死體が解剖せられ、その死因が胃癌で、その結果腦髓に異狀を呈してゐたことが發見せられると、伯は言つた。

『癌といふものは、決して短時日に發生するものではない。桂さんは大分以前から、もう發病してゐたんだ。だから第三次內閣の時には、もう腦髓に病氣が來てゐたんだ。昔の桂とは全く違つてゐたのは、そのためだつた。』

醫者出身であつた彼は、桂晩年の蹉跌の眞因を、その肉體的變化に歸した。であるから彼が、自分自身後年腦溢血に罹つたとき、深く心中決するところあつたのは蓋し偶然ではない。

第三節　同志會脫黨

一、山本內閣正面の敵

山本內閣の成立とともに、誕生早々の同志會は在野黨となつた。

政友會が山本內閣支持と決するや、國民黨はこれと絶緣し、尾崎行雄、岡崎邦輔等二十餘名は政友會を脫して、政友倶樂部を組織し、政府反對の地位に立つた。併し乍ら、山本內閣反對派の中心は、新成の同志會であつた。

伯は山本內閣を評して「定九郞內閣」と言つた。それが天下の通り言葉となつた。その意蓋し山本權兵衞が、桂と憲政擁護派との抗爭に乘じ、突如として橫合より躍り出し、一氣に政權を奪取したる態度を、かの忠臣藏劇の定九郞が、與市兵衞の懷中より、財布を奪ひ去りたるに比したのであつた。伯一流の警句である。

この山本の組閣手段について、伯は衷心の憤りを感じてゐた。ゆゑに彼は、彼一流の辛辣なる言辭をもつて、しばしば山本內閣を痛罵した。流石の山本もたまり兼ねて、內閣書記官長をして、伯を訪れてその評言の取消を求めしめたが、それは却つて逆に、伯に使者と首相とを揶揄するの機會を與へたるなど、新聞紙に好個のゴシツプの材料を提供しただけであつた。

かくして山本內閣の伯に對する態度は、日とともに峻嚴となり、內閣は伯の在官時代の施設を覆すのみならず、苛

も後藤系と見られるものは、これを免官又は左遷するの擧に出でるやうになつた。それの殊に甚しかつたのは鐵道院と滿鐵とであつた。

新たに鐵道院總裁となつた床次竹二郎は、山本内閣の行政整理に際し、伯の最も力を入れたる業務調査會議を廢止して、その專任の職員を罷免し、伯の信任したる平井副總裁以下の人々を、あるひは免官し、またはこれを本院より逐つた。

更に床次は突如として、廣軌案の廢止と、熱海線の打切りとを聲明した。また滿鐵に至つては、大正二年十二月に至つて中村、國澤正副總裁の滿期を機としてこれを退け、尙ほ任期一箇年を餘せる理事のほとんど全部をして、辭職の餘儀なきに至らしめ、延いては、滿鐵本來の目的精神を沒却し、その組織と施設とに、大改廢を加ふるの方針をとつた。

玆において伯は、時の政府に對し、正面の敵として鬪ふべき境地に置かれたのである。

然らば彼の政友たり同志たる、立憲同志會内に於ける彼の地位は果して如何であつたか。

二、福島の初舞臺

山本内閣は同志會、國民黨、政友俱樂部の反對を受けたが、政友會の支持を得たので、僅少の差を以て危く議會を切り抜けた。さうして政局は暫く安定するかに見えた。

然るに三月に入つて、西園寺は政友會總裁辭任の意を表明し、幹部の慰留を肯ぜず、京都に隱退し、四月には原の

總裁就任を見るに至つた。また一方桂は、三月二十八日には、築地精養軒に新黨所屬議員一同を招いて一大懇親會を開き、殘生を擧げて新黨發達に捧ぐべきことを聲明し、四月八日には加藤高明の入黨を見、同志會の氣勢次第に揚らんとしてゐた。然るに四月七日及び八日夜の宴會席上、彼は眩暈と腹痛を發して中途退席し、九日より遂に病床に臥するに及び、新黨の前途に一抹の陰翳を投ずるに至つた。

桂の容態は日を經るも快方に向はず、六月十九日鎌倉の岩下別莊に入るに及んで、遂に不治の重患たることが判明するに至つた。かくて創立匆々在野黨の地位に立つた同志會は、内は黨首重患の不幸を抱き、外は憲政擁護運動以來の民衆的不人氣に惱まされつつ、その多難なる行旅に上つたのである。

この時伯は、敢然として起ち上つた。

彼は生れて初めての黨人生活に入るや、持前の精力的活動を開始した。それは東西南北の遊說であつた。その初旅は、彼が貧乏學生として、初めて西洋醫學の門に入つた思ひ出多き福島縣の各市郡であつた。

四月二日彼は東京を發して福島市に赴き河野廣中、島田三郎とともに、同縣支部發會式に臨んで演說し、轉じて須賀川に到り、町民全體の熱烈なる歡迎を受けた。

これは彼の政黨人としての初陣であつたのだ。そして、この政黨運動は彼に如何なる印象を與へたか。大正二年四月八日の時事新報は「後藤男の遊說觀――福島遊說の土産話」と題して、伯の談話を、次のごとく記してゐる。

イヤ御陰で福島遊說は大成功だつたよ。何に反對黨から妨害？　其麼事があるものか。何んでも一、二の新聞には後藤が新開座の演說で聽衆から野次り立てられて大味噌をつけた杯と書き立てゝあつたさうだが、全く跡形も

無い事サ。離間中傷も此處まで來ると寧ろ滑稽になつて腹も立てられないからね。野次る所か聽衆は珍らしく靜肅だつたよ。僕も演說の方には新米だが、黑人筋の島田君や久保壽一君杯が、斯麼靜肅の政談演說會は始めてだつたと感心して居た位だから、以て一斑を知る可しサ。何に須賀川町の歡迎會で電灯が消えたつて？　それ丈けは事實サ。須賀川は僕が未だ書生時代に彼所の病院に腰辨をやつて居た緣故があるので、前から度々來い〳〵と云はれて居たが、今度は幸ひ福島まで出掛けた序に土地の有志の好意に酬いんが爲に一寸と出向いたのだが、面白い事に政友會員も又歡迎會を開いて吳れてね、大分大持ての體サ。所が政友會側の宴會には別に何事もなかつたが、新政黨側の懇親會の席上で二時間許りの間電灯が五六囘も消えたので、折角の御馳走も闇汁サハヽヽ。何んでも後で聞くと、政友會側の連中が戶外の電線を切斷したのださうだがね、嘘も隱しもない所反對側からの妨害は此の闇攻め一つサ。併し爲る事に事を缺いて、斯麼惡戲をする杯は甚だ以て好ましからぬ事だ。須く政黨の爭は公爭にありサ。

更に四月十日の東京朝日新聞は「後藤男の氣焰」と題して、伯の政局觀を、次のごとく記してゐる。

△遊說と言つてもまだ黨略も決つてる譯ではない。國民黨の攻擊に力を注いでゐるやうだと？　そんな風に見えるかも知れない。脫黨連からは自然居殘りものが憎い。いろ〳〵內情も知つてゐるから正義面が可笑しい。從つて國民黨の攻擊が重になる傾きがあるかも知れない。が方針も何も無いのが有體の所だ。政友會も現內閣も餘り手酷しい攻擊はやらない。違勅問題は問題が問題だから控へる積りだ。

△世間では桂公が結局政友會と妥協するか何うかする積りだなど﹅臆測する相だ。ソリヤ九月の結黨式までには

形勢も多少變るだらうが、桂公の政黨に對する考へは中々根柢が深い。第一吾輩が桂公を政黨へ引張り込んだやうに思つてる根本的の誤解から總ての誤解が出るのだ。一體吾輩は政黨は嫌ひだよ。今迄政黨に對して何の趣味も有たなかつた。今では桂公の誠意に動かされてお供をしてゐる許りだ。

△政友會は西園寺の代りに山本を何うのかうのと言ふが、只世間體を胡魔化してゐるのだ。山本は政友會に向つては、君等でなければならぬやうな茶羅鉾を言つてゐるが、一方には守舊派の山縣系と手を握つてゐるではないか。山本が何であの際に飛出したと思ふ。薩派十六年の頽勢を盛返さうといふのもある。松方の息子達が薩派の天下で明年の大典を行つて親爺を公爵にしようといふので運動したのもある。川崎造船所が是非山本に出て貰はぬと困るといふのもある。それから君室蘭製鋼所とアームストロング會社との關係といふことを知るまい。アームストロングから山本の所へ兼々の御約束を何うして下さるといふ手紙が來た。西園寺侯へも來た。西園寺は金などは取つてゐないだらうが兎に角二人の所へ大々的抗議が來た。イヤ其の手紙の寫は吾輩ちやんと見てゐる。是れが政變の眞相だ。

△イヤまだある。當時桂公に對する反感は天下に漲てゐた。桂公が公爵にさへならなければ、新政黨は一擧に天下を風靡したに相違ない。それから元老などいふものが桂の餘りにリベラルなのが氣に喰はない。それから犬養だつて山本と關係がある。是等の事情が集つて非桂運動となつたのだ。憲政擁護の運動が何ういふ徑路を執り何ういふ結果となつたかの事實は明かに新政黨の必要を語つてゐると吾輩は地方人に言つて聽かせた。政友會の現狀は政權爭奪の爲めに逹動まで敢てしたといふに過ぎない。

△燒打事件まで惹起したのは、群衆心理を無視したとかいふが、群集とは何だ。群衆に媚びるのは經世家ではない。吾輩は群衆をより高き群衆に導く積りだ。生活難や何かゞ當時の群衆激動の動機になつてゐることは知つてゐる。それから警察が悪い。警視廳が悪い。吾輩の見る所では警視總監なんてものは歴代碌なものはない。國家の爲めに警察を使ふといふ考へがあるものがなかつた。其の下の巡査は粥さへ啜れない。彼等は毎日何を考へてゐる。大抵好い口があつたらといふ連中だ。魂の拔殼がサーベルを下げたつて駄目だ。警察官の知識は進んだが、警察官の精神が喪くなつた。之を何うかしなければならぬ云々。

さういふ風に伯は、臆面もなく八方に當り散らしつつ、黨人生活の第一歩を踏み出したのである。自ら「俺は政黨は嫌ひだよ」と言ひつつ、政黨のため黨勢擴張運動に奔走し、しかも自ら何等その間矛盾を感ぜざるところに、伯一流の頭の歪みがあつたのだ。

三、外間の噂

斯くのごとき伯の活動は、漸く政界の問題となるに至つた。その第一に起つたのは外部の批評であつた。その第二は、內部の反感であつた。

吾人は先づ伯の活躍が、如何なる波紋を外界に及ぼしつつありしやを窺ふの材料として、大正二年四月二十二日附、東京朝日新聞の次のごとき記事を引用するであらう。

議會閉會後大に其活動を期待せられし新政黨は其後格別の發展を示さず、甚だ世人の意外とする所なるが、之れが裏面には種々

複雜なる事情の存すること近時に至りて漸く明白となるに至れり。

△桂公の作戰計畫　新政黨は後藤男の手を經て政友會の一角を切崩すべしとは、豫て噂せられたる所なるが、最近に至るまで毫も其實效を顯はさず、殆んど其切崩しの能力を疑はるゝに至りしが、桂公が最初の作戰計畫なるものは、故らに政友會に向つては手を控へ、國民黨を逆境に沈淪せしめて、遂には失望せる黨員を全部手に入れんとするにありしが如し。此計畫を實現せんとして大隈伯に款を通じ、政友會の過半數を制することも暫らく見逃して手を下さゞるに定めたるなり。桂公等の意蓋し今日急遽政友會の切崩し運動を開始する時は、一方に於てキャスチング・ヴォートを標榜せる國民黨と政友倶樂部とを得意ならしむるを以て、先づ此國民黨を失望せしめんが爲、政友會を寛假すべしと云ふに在りしが如し。

△桂公の病氣　然るに國民黨は犬養一派の結束甚だ固くして容易に之を破壞し得ざるものあり、稍胸算違ひし矢先、桂公の病氣は漸く顯著なるに至れり。其病狀は或は胃癌と云ひ、或は單に惡性の胃病と傳へらるれど、後藤男は其の親交ある某醫學博士の診察によりて公の胃癌なるを信ずるものゝ如く、男及び男の部下は俄に之に就て憂慮するに至れり。現に後藤男に愛幸せらるる某氏の如きは、桂公の病氣捗々しからざる以上、後藤男の如きは新政黨内に在りて自ら發展の途を講ぜざる可らずと漏らすに至れり。

△後藤男の活動　夫れかあらぬか後藤男最近の言行は、新政黨内の他の同志を眼中に置かざるの概あり。大浦氏を愚弄し、加藤男を憚らざるは勿論、山縣公さへ冷評するに至り。一方自ら立脚地を開拓すべく政友會其他に向つて手を下し、大に活動を開始するに至れり。曩に政友會員にして議員を辭せし山本悌二郎氏の如きは、後藤男に動かされたること明白にて、又佐渡の選擧區に於て山本氏の次點者たりし岡崎謙氏（現住地小樽）は、初め國民黨候補者として打て出でしに拘らず、國民黨には無斷にて新政黨の後藤男の幕下に投ずることを約するに至れり。是れ後藤男が最初山本氏を誘ひしも事情脫黨の困難なるを確むるや、氏に因果を含めて氏の代りに岡崎氏を得るに至りしなりと云ふ。

△後藤男の立場　偖桂公病氣にて再び大に振ふ能はざらんか、後藤組、大浦派、大隈黨及び純然たる役人派等各勝手に振舞ひて

新政黨は四分五裂の憂ひなきを保すべからず。此間に居りて既に稍其爪牙を現し始めたる後藤男の活動振は大に注目に値すべきものもあり。男の親近者たる杉山茂丸、荒井泰治等諸氏が最近に吹聽しつゝある所によれば、後藤男が今迄目醒しき活動をなさざりしは、全く民黨的に進むべきか官僚の根據に據るべきかの見据ゑつかざりしに因るものにて、後藤男は近時漸く政友會の一角所謂臺灣組なるものを切崩して、國民黨及び政友倶樂部とは寧ろ妥協的態度に出でんとするの下心を定むるに至れり云々と。

△政友國民警戒　斯くの如き後藤男の意向仄見ゆるよりして、政友會は其の臺灣組なるものに向つて警戒し始めしが、臺灣に於て後藤男と特殊の關係ある中村啓次郎氏の如きは、後藤男に引かれて脱黨するに至らずやなど同志間の問題となり居れり。又後藤男は國民黨其他と接近すべく、近時排日問題の演説會などにも其裏面に活動して元氣連の意を迎へんとする傾向あり。國民黨幹部にては之を好機會に、薄志弱行の徒が後藤男と苟合するなきやに就て大に警戒を加へつゝあり。

卽ち彼は政界の注意人物として、各方面の恐怖と警戒とを買ひつつあつたのである。

四、東北六縣の動搖

かくして伯は、一切の中央政界の噂を他所に、縱横馳突、日本各地遊說の行を續けてゐた。

四月十九日東京を發して、水戸市より福島縣平町に赴き、二十三日に歸京するや、二十五日は更に福島縣白河に赴き、二十六日は三春、二十七日は郡山、二十八日は若松、二十九日は喜多方の順序をもつて遊說し、五月十二日は神奈川縣松田、同月十七日は米澤市、二十一日より二十三日の間は茨城縣太田町より水戸市を歷訪して歸京した。

五月二十九日より彼は、秋田縣と北海道との大遊說の途に上つた。その歸京したのは六月二十七日、前後殆ど一箇

月を地方政戰場裡に過ごしたのである。

殊に秋田縣の遊說は、その效果の大なりし點に於いて、特筆の價値あるものであつた。從來政友會全盛の地であつた此の縣に、今日に至るまで、同志會の後身たる民政黨の勢力牢乎として拔くべからざるものあつて存するは、彼のこの疾風迅雷的遊說に負ふところ頗る多い。

この秋田縣遊說中、五城目における光景を、六月七日の國民新聞は、次のごとく記してゐる。

從來此町を中心として湖東（八郎潟）十三ケ町村は、夙に政友會の金城湯地として知られ、是迄何人と雖も一指を染むること能はず、先年西鄕侯が、國民協會首領として來られた時などは極度の迫害を受け、ホウ／＼の體にて裏門から逃げ出したるやの奇談さへ殘り居れるに、今回奮發して男一行を歡迎するに至りしに就ては深き意味あることにて、此事を傳へ聞きたる縣下政友會の狼狽名狀す可らず、縣警察の神經も亦た頗る機敏となり、或はどんな椿事が持ち上るか知れぬ抔と、他人の病氣を頭痛の輩も少なからざりしに、來て見れば案外又意外、五城目驛には町長並に町會議員全部羽織袴にて出迎へ、夫れより約一里の間眞先に白地に墨黑々と「東北の俊英後藤男爵を驩迎す」と大書せる旗を押し立て、鳶口を腰に差した倔强の消防夫一行の後押をなし、俥數十臺を連ねて五城目町に乘込むや、沿道堵列町民擧つて驩迎すると云ふ有樣、前日來座席が狹いからとて態々新立の壁を壞はし椽先に繼ぎたし合してやつと座席をこしらへたる當日の會場永樂館には、既に附近十二ケ村の村長並に有力家揃も揃つて二百有餘名朝來相集りて一行の來著を今や遲しと待受け居たることゝて、男爵は馳せ著くや直ぐ快然として忽ち多數の揮毫あり、軈て靄々たる滿堂和氣の裡に包まれ濱口氏の經濟談あり、男の頗る打ち解けた親切流露せる地方人民の心得に關する演說あり、終つて祝杯を擧ぐると間もなく時間切迫記念の撮影をなし、再び多數町民に送られて驛に馳け著け五時幾分能代著米代座の政談演說會場に臨み紫明館に投じ、更に七時過ぎより先著の島田氏一行と共に倶樂部に於ける大懇親會に臨めり。

この遊說中、伯は狩獵服に赤革ゲートルといふ服裝に改めた。人はこれを觀て「後藤男の虎狩り」と稱した。而し

て伯の東北遊説の結果につき、六月二十日の二六新聞は「東北風靡す」と題して、次のごとく記してゐる。

△同志會と東北　反對黨は種々の中傷を試みつゝあるも事實は掩ふべからず。後藤男東北遊説の成績を見るに、福島縣は今回の市町村會議員の選擧に於て二三町村を除くの外全部同志會の勝利に歸し、殊に注目すべきは從來政友會のみを以て占有せる十數ケ町村會は、今回の選擧に於て其地位を全然轉倒し同志會の有に歸したる一事なり。又山形、宮城、巖手、青森の如きは未だ普く遊説を試みたるに非ざるも、早く既に福島秋田遊説の反響を受け形勢一變の兆を呈し、仙臺市會の如きは從來四名を除く外全部政友會なりしに、今回の選擧に於て十三對十九の多數を以て同志會の勝利に歸し、山形市會も亦多數を制したり。只山形の郡部は政友會が輕鐵を提供して其動搖を抑制しつゝあるも、既に次年度に於て經費の關係上敷設するを得ずとの鐵道院の明白なる言明ありたる爲、玆に欺かれたるを悟りたれば同志會の結束は益々鞏固を見るに至れり。巖手の如きは既に原敬氏の地盤にも動搖を來すの兆候を呈し、青森に至つては曩に豫約せる港灣輕鐵其他の問題は全く失望に歸し、政友會の爲めに賣られたるを知り其大部分は近く同志會に投ずるに至るべしとの豫報ありて東北の野は特に新黨を歡迎しつゝあり。

△秋田政友會の大崩壞　過般中央に突發せる政變以來政友會並に國民殘黨の行動に慊たらざる秋田縣の有志は、此際時局の轉換を期待しつゝありたるが、愈々秋田市會議員の選擧に際し是が實現を見るに至り、結局多年政友會の獨占に歸せる同市會も同志會派の多數を占むる所となり、其大勢は郡部にも波及し政友會の防止策も犬養派の遊説も何等の反響なく、偶々後藤男の秋田遊説に際し其の兆候愈々實現するに至り、俄然秋田縣政友會の地盤に大動搖を來したり。（中略）其結果は從來縣會に於て十五に對する十八の多數を有し專橫を極めたる政友會は廿四に對し僅に九の少數を維持するに過ずして、地盤の上に於ても政友會は榊田代議士の居郡たる仙北郡と南秋田郡一部の殘壘を死守するのみにて事實上秋田縣の政友會は根柢より崩壞せりと云ふべし。此の如き情況なるを以て同地方を根據とする代議士田中隆三、三浦盛德の兩氏に對しても其去就を明にせしむるを至當とし、右四郡有志の名を以て政友會脫會の勸告書を兩代議士に送り、近々右有志總代兩三名上京直接勸告を試むる筈なり。

八月十九日の東京每日新聞にも「後藤男の突擊」と題する次のごとき記事が現はれてゐる。

後藤[illegible]
壞すべく作戰し、道會議員の選擧に見事失敗したるも同志會の勢力を北海道に扶殖したるの效沒すべからざるものあり。殊に秋田縣に於ける其遊說は意外の效を奏し政友會が東北大會を秋田市に開くの準備最中、同會有力の縣會議員數名を突然脫會せしめて大會に出席せんとする原內相を啞然たらしめたるが如き、實に近來の快事たり。彼れ今や加藤男と共に信州に遊說して政友の根據に放火を試みんとす。政友會の幹部狼狽して俄に遊說員を增派せんとする故なきにあらずと某政客は評す。

五、依然として東奔西走

六月末東北と北海道の遊說より歸つた伯は、七月二日には橫濱より加賀丸に搭乘し、三日は神戶に、六日は門司に寄航して、長崎に向つた。

途上神戶に於いて彼は、大阪新報の記者に次のごとく語つた。

長崎へ行くからと云つても決して遊說ぢやアない。遊說には夫れ〱言論の人があるのだから我輩が出掛ける必要もないが、過般江木が行つて後藤が來るからと約束したと云ふから仕方なく出掛けるのに過ぎない。左らば何故のこ〱遊說でもないのに行くかと云へば此の目的は他ではない、地方有力の人士に會見して從來の政黨が如何に地方の自治を消長せしめて居るかを知るのは新政黨樹立上充分講究する問題だから之を得んが爲に行くので、我輩の如き政黨狀況に通じない者は堂々として言論を弄するのは不可能の事であるから、北海道或るは東北へ行つた時も決して演說を試みた事はない。あれは演說をせぬ理由を演說したに過ぎない。

卽ち彼は各地の遊說に於いて、普通政客のごとく壇上より叫ばずして、多くは懇親會席上に地方有力者と會し、或

は學校の生徒に訓誡し、又は地方有志のために揮毫しつつ歩いてゐたのである。この點後年の倫理化運動時代と全然異なつてゐた。彼が晩年に及んで、次第に國民指導者として民衆に接近するに至つた進化の跡を窺ふことができる。

彼は長崎縣に於いては八日長崎、九日ロノ津、それより島原、諫早、大村、佐世保、平戶を經て、十六日に終了の豫定であつたが、十日突如として、有栖川宮殿下の御悲報に接し、演說會を中止して、十三日長崎を發し、十五日朝九時、新橋著御葬儀に列した。

その日午後五時、自動車を驅つて、彼は鎌倉に桂を見舞つた。さうして醫者である彼は、桂の命數のすでに長からざるを悟つた。

この時から彼は心中、同志會の前途に疑惑の念を抱き、自己の進退について考慮するやうになつた。

しかし彼は、依然として、東奔西走の行程を變じなかつた。卽ち八月十五日より一週間に亙つて、長野縣下を遊說した。十五日は小諸、十六日は長野、十七日は下高井、上林溫泉、十八日は北安、木崎湖、十九日は淺間溫泉、二十日は上諏訪、さうして二十一日に歸京した。

九月に入ると、靜岡縣の遊說に出發し五、六の兩日は靜岡、七日は袋井、九日は濱松、十日は氣賀、十一日は掛川を訪れ、十二日歸京した。そして僅か一日の休養を取つただけで、十三日上野發、翌十四日仙臺の支部發會式に臨み、同日は仙臺座に於いて「東北人の使命」と題する演說をした。さうして、それが彼の黨人としての地方遊說の最後の演說と爲らうとは、彼自らも知らなかつたのである。

彼はその全國的遊說において、果して何を語りつつあつたか、その一標本として、次の仙臺における演說の梗概は、

ある種の示唆を提供する。

元來私は何處へ行つても演說はせぬ。演說には熟練と修養を必要とするが余には其熟練と修養とがないからである。然し我鄉關の諸君と此處に相會するを得るのは余の最も光榮とする所で、此會合の好機會を利用するは當然の事と思ふ。立憲同志會が今日何故に新たに起らねばならぬか、私は桂公に常に接近して居る故に其由來を述ぶるに最も適任者の一人であると思ふが、今は未熟政黨凋落の時で舊來の政黨を革新すべき時である。我新政黨は一時人心に投じなかつたが今や漸やく投合し來つたかの觀がある。今春二、三月頃の新聞の論調は何であつたか、又現今のそれは如何であるか、之れ慥かに人心の推移變遷を示して居るものである。國民黨のみならず政友會も倘ほ革新の氣運を自覺しつゝあるでは無いか。固より從來の行掛り上其他の事情の爲めに動搖もないけれど內心苦悶して居る者があると云ふ事を聞く。之を見ても明かに革新の時機に到達せし事が判る。今夕我鄉關數千の友が集まりたる此席上一人の聲を發する者なく靜聽し自分等の話を聞いて靜かに判斷を下すといふ此有樣は確かに一大進步と云ふ可きで、私の衷心より喜ぶ處感謝する處である。維新當時東北人の嘗めし苦き經驗に對し、今度は此方より九州に進み敵を善導するは武士的復報の最上なるもので、實に仙臺人の使命なるのみならず我藩祖公の雄圖に對して正に爲すべき事である。若し桂公に誠意なしとし其行動に慊焉たらずとせば、公に構はず東北人自ら起つて進む可きのみである。今春我黨の逆勢は恰も日蓮が旗を揚げた當時世の虐待を蒙りしと同じ事で已むを得ぬ事であるが、今や形勢一變我精神の存する所大に國民の知る處となつた。諸君益ゝ奮勵此使命を果さん事を希望する次第である。

即ち彼がこの政黨演說會に於いて「未熟政黨凋落」といふ不思議なる文字を用ひたことは、吾人に多くの興味を覺えしめる。彼の政黨嫌ひは、この同志會入黨後も變化してゐなかつたのである。彼は桂の力によつて能く未熟政黨を更生して、生氣潑剌たる公黨に進化せしめ得るならば、その爲めには自己の全力を傾くるの價値ありと思考して入黨してゐたのである。

然るに同志會に加入せる黨員等は、果して彼の期待するごとき新生の意氣に燃えてゐたであらうか。否、彼等自身がすでに凋落すべき未熟政黨の殘滓ではなかつたのか。彼は遊說途上、親しく黨人と接しつつ、仔細にその行藏を觀察し、心中意外の感無かりしか如何。

彼はその脫黨の後、近親者に語つて言つた。

『俺が同志會の連中と地方を步いて驚いたことは、彼等が宿屋などでお互に話し合つてゐることであつた。彼等は政友會を罵倒しながら、自分達が天下を取つたら、かういふことをしてやる。ああいふことをしてやると、まるで政友會に覆輪かけたやうなことを言つてゐた。これには俺も呆れた。これではとても駄目だと思つた。』

それが彼の眞實の感情であつた。ゆゑに桂の立つ能はざるを知るや、彼は同志會の根本的建直しか、然らずんば自己の脫黨かの二途中、その一を選むべき日の近づきつつあることを悟つた。

六、伯の欽定憲法論

茲に吾人は暫く立止まつて、彼の政治思想を點檢する必要がある。

彼は自ら「俺は政黨は嫌ひだよ」と言ひつゝ、何故に斯くのごとく熱心に[illegible]

その謎を解くものは、「立憲同志會員諸君ニ質ス」と題する一文である。それによれば、彼が「俺は政黨は嫌ひだよ」といつた政黨とは當時「現存の政黨」であつて、彼が桂を助けて作らんと努力してゐたのは、彼の「理想の政黨」であつたのだ。彼は現存の政黨を嫌ふがゆゑに、理想の政黨作出の運動に狂奔してゐたのだ。從つて彼としてはその間に何等の論理的矛盾をも感じなかつたのである。

併し乍ら、ただ表面より彼の言葉を聞けば、政黨は嫌ひだといひつつ、政黨のために黨勢擴張運動をするのであるから、そこに外間の人々は矛盾を感じ、惡意ある人々は僞瞞とすら感じたであらう。

事實は如何であつたかといへば、彼自らしば〳〵言つたごとく「政治は俗中の俗事」であるから、彼の理想とするごとき政黨が、出來上るわけのものではなく、又彼自身と雖もその多智多策の實際家として、時には權變の途を步まざるを得ない場合も多かつたから、そこに言行の矛盾を生ずべきは自然であつた。而して、それ等の矛盾を一切眼中に置かないで、明朗に濶步し放言してゆくところに、彼の不思議な頭腦と性格とがあつたのである。

次に掲げる書翰は、大正二年五月上旬、同志會所屬の代議士並びに同會員中の知友に頒布するための冊子「立憲同志會員諸君ニ質ス」といふ一文に添付したるものである。

拜啓今春初、立憲同志會發起セラレ、桂内閣ノ總辭職トナリ、次テ山本内閣ノ組織ヲ見候當時ヨリ、政友會ト各政黨及ヒ此等政黨ト我カ同志會トノ間ニ於ケル政策上ヨリ、各〻其所見ヲ異ニスルモノアルハ當然ニ候得共、西園寺侯爵ノ所謂勅旨傳達ノ[illegible]顚末ト、之ニ對スル政友會ノ態度ニ察シ、世間往々政黨其モノヽ危險ヲ感シ候コト前日ニ倍シ、薰蕕同視一概ニ政黨ヲ嫌惡ス

ルノ傾向ヲ生シ候極ハ、畢竟黨派政策ニ從ハントスルトキハ必然、欽定憲法ノ基礎ヲ動搖スルニ至ルヘシト誤解スル人不少、殊ニ山本內閣成立前後ニ於ケル政友會ノ行動ニ徵シ、世人ハ政友會獨リ自ラ其宣言書趣旨書ヲ無視シテ憚ラサルニ鑑ミ、一律ニ政黨ノ宣言主義綱領ニ重ヲ置カス、我同志會ノ宣言主義綱領迄モ疑フニ至ル。仍テ吾人ハ欽定憲法ト內閣組織ノ關係ヨリ、政權授受ノ事實ニ亙リ、聊カ鄙見ヲ敍述シテ同志諸君ニ質スノ必要ヲ覺リ、前ニ先輩ノ所見ヲ叩キ、今更ニ我同志會所屬代議士諸君ノ敎ヲ請ハントシテ此冊子ヲ坐右ニ呈寄致候。是レ吾人同志ノ先ツ愼重講究スヘキ吃緊事ナルヲ信シ候故ニ候。右取急キ得貴意度如斯ニ御坐候。敬具。

大正二年五月　　　後藤新平

殿

追伸

一、全部御反對ナルトキハ返送ヲ乞フ。

二、大體御同感ナルモ、條項ニ亙リテ御高見アラハ、御手數ナカラ鼇頭餘白へ御記入垂示セラレタシ。

三、全部御同感ナルトキハ其儘惠存ヲ望ム。

然るに伯が桂の同意を經て、これを大石、河野、武富、箕浦、島田の五領袖に示したところ大石、河野等はこれを見て、論旨の歸著如何は姑く置き、今同志會創立の際に於いてこれを公けにすれば、徒らに世人の疑惑を增すのみにして、同志會の前途に影響するところ少なからざるべきを憂ひ、暫くこれが公表を止めしめんと欲し、河野自ら桂を病床に訪ねて、その意見を陳べたので、桂も亦茲に慮る所あり、即ち次の一書を伯に與へて、その注意を促したのであつた。

河野氏尤モ困難ヲ究メ申候

前略高汗、昨日ハ御來訪多謝。陳者唐突之至ニ候得共、只今河野廣中氏急ニ面會ヲ求メ來リ、何事ナラント面會ヲ致候處、其要

ノ先達而ノ人ノ連中ニ[illegible]書類[illegible]持參[illegible]不相成候由ニテ、同代議士直ニ河野廣中ニ右書類持參、時局不容易儀トシテ申出候由ニ有之申候。右ニ付テハ元ヨリ貴見ノ有ル處ハ判然致居候事故、事實ニ於テハ何等我等ノ意ニ背キテマテモ、爾他ノ人々ハ意見ヲ主張スル譯ニモ無之、兎ニ角如右書類世上ニ顯レ候得者、敵黨等ハ此機ニ乘シ、攻撃ヲ百方ヨリ加ヘ來リ、切角御高配ニ由リ地盤ノ出來居共、今日内輪ノ論戰ノ爲メ萬事水泡ニ相成候ハ、注意ヲ要シ候場合カト被存申候。何ハ兎ニアレ、老生現下病軀ヲ以テ是等ノ處置ヲナスハ隨分困難不少、就而ハ老生ノ全快致候迄ハ、書類ヲ世上ニ御配布ハ勿論、萬事右ノ問題ニ付テハ其儘ト成置候樣吳々モ願上候。老生病中黨内ニ紛紛ヲ生シ候事ハ、充分御勘辨相願度モノニ候。先ハ要件ノミ早々亂筆御推讀被成下度候。拜白。

太　郎

五月二十六日

後藤男爵閣下

執筆困難ノ爲メ或ハ文章明ヲ缺キ又ハ文ヲ爲サヽル處ハ御推シ可被下候也

かくの如く、河野等五領袖を狼狽せしめたる文書が、即ち「立憲同志會員諸君ニ質ス」であつて、それは次の通りである。

立憲同志會員諸君ニ質ス

桂公新政黨組織ノ事ヲ發表セシ以來世評區區タリ。或ハ其ノ擧ヲ賛スルモ公ノ誠意ヲ疑フ者アリ。或ハ其ノ誠意ニ對シ一點疑ヲ懷カサルモ、仍ホ政黨組織其ノモノニ對シ疑惧ノ念ヲ懷ク者少カラス。

今其ノ一、二ヲ擧ケムニ、

一、桂公ハ近頃時流ニ媚ヒ、國民ノ基礎ノ上ニ立ツヘシト謂ヘル說ヲ主張シ、專ラ重キヲ國民ノミニ置キテ、立憲君主制ノ本義ヲ遺ルナキ歟。

一、桂公ハ現ニ國民黨一派ノ末季ニ唱道セル極端ナル主張ニ信頼シテ、欽定憲法ノ本義ヲ曲解シ、或ハ之ヲ閑却スルニ到ルナ

ス黨員タラサルヘカラスト爲シ、俄ニ入黨ヲ强ヒテ以テ政黨内閣タルノ外觀ヲ裝ヒ、上下ヲ欺罔セムトスルカ如キハ我黨ノ愧ツル所、宣言已ニ之ヲ明ニシ、政綱之ヲ詳ニス、復タ實ニ我憲法ノ精神ニ背反スルモノナリ。

我黨ノ素願ハ帝國憲法ノ精華ヲ發揮シ、憲政有終ノ美ヲ濟スニ在リ。忠愛ノ大義ヲ顯彰シ、國體ヲ擁護スルニ在リ。故ニ苟モ憲法ノ精神ニ乖戾シ　天皇ノ大權ヲ侵犯スルカ如キハ毫厘ノ微ト雖之ヲ戒メテ假借スル所ナシ。是レ實ニ新政憲ノ興起スル所以ニシテ、今現ニ匡救ヲ時弊ノ上ニ試ムヘキ至緊ノ時ナルヲ信ス。

抑々我國政ノ動力タルヘキモノ、衆議院其ノ一ニ居ルヤ疑ヲ容レスト雖、貴族院亦衆議院ト同等ノ權限ヲ有シ、均ク其ノ責務ヲ負フモノタルヤ明白ナリ。而シテ樞密顧問亦憲法所定ノ機關ニシテ重要ナル職責ヲ有ス。倘シ此等諸機關ノ存在權能ヲ尊重セサラムカ、政機運用ノ圓滑期シテ望ムヘカラス。唯夫レ一ニ民意ノ代表機關ナリト稱シテ衆議院ノミヲ偏重スルニ於テハ、勢他機關ノ權能ヲ輕視スルノ結果ニ陷リ易ク、政見ノ實行ヲ傷クルコト頗ル大ナリ。苟モ政局ノ實際ヲ觀ル者ノ思ヲ致ササルヘカラサル所トス。

凡ソ政治ノ良否綱目ノ弛張ハ事ヲ執ル者ノ能否ニ存ス。政務ノ完全ナル運行ヲ期セムト欲セハ、適材ヲシテ各其ノ處ヲ得セシムルヲ以テ最モ急トス。而シテ適材ヲシテ政務ノ衝ニ當ラシメムト欲セハ、廣ク人材ヲ各方面ニ求メサルヘカラス。我國ニ於ケル政黨ハ濟々多士ト云フト雖、又以テ各般ノ事項ニ關スル材能ヲ網羅シ盡シタリト認ムヘカラス。英國ニ於テスラ各省大臣及政務次官ノ中一方ハ上院ニ、他ノ一方ハ下院ニ求ムルヲ通例トセリ。蓋シ現下ニ於ケル政治ノ動力ハ社會各方面ニ分布散在スレハナリ。是レ亦政治家ノ思ヲ致ササルヘカラサル所トス。

因襲制トシテ政黨政治ヲ用ウルノ國ト雖、政務官ヲ黨人ノミニ限ルハ、弘ク適材ヲ得ル所以ニ非サルヲ認メツツアルハ近時ノ傾向ナリ。又現ニ其ノ除外ノ例ヲ作シタルモノスラ之レ有リ、況ンヤ我ノ如キ制アル國ニ於テヲヤ。

先進立憲國ノ政治上ノ慣例蓋シ二アリ。一ハ卽チ責任内閣制ヲ採ルモノニシテ、他ハ卽チ官僚内閣制ヲ採ルモノ是レ也。責任内閣制ヲ創始シタルモノハ英國ナリ。制ニ曰ク國會ハ君主上院及下院ヨリ成ル、政府ハ國會ニ對シ責ニ任スト。我國ノ論者往々責

任内閣トハ直ニ以テ議院ニ對シ責ニ任スルノ制ト爲スモ説テ未タ詳カナラサルモノアリ。抑々英國ノ制ハ君民同治ニシテ政府ハ君主ニ對シテ責ニ任スルト同時ニ、議院ニ對シテ責ニ任ス。否、議院ト君主ト合シテ一體ヲ爲シタル「パーリアメント」ニ對シ責ニ任スルナリ。此ノ制ヲ採ルニ當リテハ、政機ノ運用ヲ滑ナラシムル必要ノ爲、議院ニ多數ヲ有スル政黨ヲ以テ、政府ノ要部ヲ組織スルヲ原則トス。但シ多クノ除外例ヲ存セリ。

官僚内閣ノ制ヲ用ウルモノノ顯著ナルハ普國及獨逸帝國ナリ。官僚内閣トハ專ラ國家ノ事務ニ鞅掌シタル經驗アル官吏ノ中ヨリ國務大臣ヲ任命スルノ制ヲ謂フ。普國等ノ制ニ於テハ官吏ハ名譽職ニ非スシテ職業制ナリ。官吏ハ國家ノ俸祿ヲ受ケテ全身ヲ國家事務ニ捧クルモノナリ。隨テ國家ノ政務ヲ執行スルハ最モ堪能ナルモノハ官吏ナリト爲スナリ。是ヲ以テ國務大臣ノ選ヲ官僚ノ中ニ求ムルナリ。

二者各一得アリテ一失ナキヲ得ス。於是乎此等ノ制ヲ原則トスルモノ、亦多クノ除外例ヲ設ケテ廣ク適材ヲ黨派及官僚ノ内外ニ求ムルノ已ミ難キニ到レリ。是レ最近ニ於ケル先進立憲國政治ノ歸向ノ實際ナリ。我國ニ於ケル政治ノ實際ヲ觀察スル者ハ、深ク憲法ノ本義ヲ究メ國政參與ノ由來スル所ニ思ヲ致ササルヘカラス。政黨ノ黨首タルモノ亦廣ク各種ノ要素即チ政黨貴族院官僚等ノ上ニ立チテ之ヲ宰理スルノ能力ヲ有セサルヘカラサルト同時ニ、此等數者ヲ包容スルノ宏量ナカルヘカラス。内閣ノ組織ハ固ヨリ一ニ君主ノ大權ニ存スト雖、之カ奏薦ハ其ノ包容ヲ大ニシ、廣ク適材ヲ各處ニ求メ、國家ノ爲ニ最善ノ政治ヲ施スヲ以テ終局ノ目的トセサルヘカラサルナリ。此ノ如クニシテ始メテ我建國ノ歴史ト國情トニ適シタル内閣ヲ組織スルヲ得ヘキナリ。

以上我立憲同志會ノ内閣組織ニ關スル所見ノ梗槩ヲ擧ケ、同志諸君ニ質シ、併セテ世間ノ謬説ヲ解キテ、立黨ノ本旨ヲ明ニセムトス。同志諸君ニシテ若シ所見ノ異ナルモノアラハ、幸ニ示教ヲ吝マレサラムコトヲ望ム。

以上數千言、その主旨とするところを要約すれば、次の五點に歸著する。

一　内閣は　天皇に對し責任を有し、議會に對し責任を有するものに非ること。

二　政黨は政權授受の機關として作らるるものにあらず。國民の政治思想を涵養し、指導誘掖以て政機運用を圓

滑にする爲めなること。

三　故に黨員のみを以て內閣を組織すべからず。人材を廣く天下に求むべし。

四　多數黨必ずしも內閣を組織すべきの理なきこと。

五　衆議院のみ偏重すべからず。貴族院も亦平等の機關であり、樞密院も亦憲法運用上重要なる存在なること。

而してこの「立憲同志會員諸君ニ質ス」なる一文は、ひとり彼の政治的動向を理解する上に於いて頗る重要なる文獻であるのみならず、我國の政治的潮流を味讀する爲めにも、寔に意義ある材料である。卽ち明治の初年、我國に立憲制の議論發生して以來、朝野の間に二樣の思想系統があつた。それは今日も亦一般國民の間に存在する政治思想の二大潮流である。

その一つは西歐並びに米國に存在するごとき議會主義的政治思想であつて、その論理的歸結は、二大政黨の對立により、政權を圓滑に授受せしめて政機の運用を圖らんとするにあり、いま一つは北歐中歐に存在したる政治思想に近似する欽定憲法論で、衆議院の多數は必ずしも政局擔當の必要條件にあらずとする說である。この二つは、種々なる形に於いて、日本の政客の頭腦を支配し、又現實政治の上に顯現して行つた。

伯はこの第二の說を、政治信條としてゐた。然るに原、加藤その他の政黨政治家の多くは、卽ち第一說の信奉者であつた。そこに伯と加藤高明との思想的不一致、牽いては同志會脫退の一因があり、同時に伯が晩年、政友會に入るべき機會をしば〳〵有しながら、遂に入らざりし一半の理由があつたのである。

かくしてこの一文は、その當時はつひに公表せられずして終つたのであるが、伯が同志會を脫退するや、大正三年

一月上旬、これを「立憲同志會退會始末大要」なる一文と共に併せ印刷して、知友に配布したのであつた。伯はこれによつて、同志會脫退の理論的根據を明かにせんと欲したのである。さうして大正六年四月、これを再刷するにあたつては、さらに序文を附し、そのなかにおいて、次のごとく記した。

蓋シ公ニシテ仍ホ世ニ在サハ、斯ノ立黨ノ大根本義ハ、當然先決釋定セラルヘカリシモ、公逝クノ後、黨派的迷想會內ニ彌漫シ、公ノ精神ノ反比例ニ喪失スルモノ亦勢ヒノ止ムナキ所、由來黨利ヲ以テ最モ重シト爲ス彼等ノ集團ハ、政機運用ヲ唯一ノ理據トシテ、恣ニ欽定憲法ヲ曲解シ、毫モ憚ラサルノ狀アリシヲ以テ、予トシテハ公ノ薨去ト同時ニ、望ヲ同志會ニ絕ツノ止ムナキニ至レルモノ當然ノ成行キナリ。予カ退會ノ前、加藤子爵ニ示シテ意見ヲ叩キタル覺書ノ如キハ、抑々末ニシテ、寧ロ自己ノ不明迂濶ヲ悔ユルノ料タラスンハアラス。予カ同志會ヲ脫退シタル當時、委曲ヲ詳ニセスシテ好意忠告スル人アリ。若クハ公ノ薨去ニ失望シテ心機一轉シタリト、故意ニ中傷スル者アリ。後者ハ辨スルニ足ラス。前者ト雖モ恐クハ予ノ心事ヲ誤解スルモノニシテ、予ノ進止去就ハ、實ニ欽定憲法ノ解釋如何ニ由リテ定マルノ一事アルノミ。是故ニ桂公ニシテ萬々一ニモ黨派ノ非曲ニ就キテ予ノ移スヘカラサル確信ヲ阻マントスル如キアラハ、最後ハ淚ヲ飮ミ袖ヲ拂フテ去ルノ外ナカリシヤモ亦未タ知ルヘカラス。

すなはち伯はどこまでも、自己の同志會脫退の理由を、全く欽定憲法の解釋問題にあつたのであると、主張してゐるのである。

七、加藤高明常務委員長となる

さて實際問題として、伯と同志會との絕緣の端は、黨首桂の重患に發した。而して必然に起つたのは、桂の後繼者の問題であつた。

然るに七月十八日の幹部會は、早くも加藤高明を、桂の後繼者たらしむることに決したのである。すなはち幹部會は、桂の病氣容易に回復し難しと見て、桂創立委員長萬一の場合に於ける大體の方針を内定し、最高幹部は加藤、後藤、大浦、大石、河野の五名より成る常務委員組織を採り、その委員長には、加藤を推すことに決した。しかも加藤を推薦したのは伯の發言によるものであつたのである。

伯は何故に、自ら加藤を桂の後繼者に推したのであるか。七月二十二日の時事新報は次のごとく報じてゐる。

右は全く後藤男の方策成功せるものにして、若し男より進んで加藤男を推さゞるに於ては或は一部の黨員は後藤男を推す者を生じ、延て舊中央派は當然之に對して大浦氏を推すべく、斯くの如くんば遂に收拾すべからざる事態を釀し、前途の禍根此の時より發するやも知れず、且つ後藤男も全然大浦子に屈服するは不快とする所なれば、寧ろ機先を制して政黨政派に因緣少き加藤男を推し、以て外に對しては舊緣を避け、内に向つては大浦子、後藤男、大石、河野氏等の領袖從來通り圓滿に並び立つの方途に出でたるものなりと同黨有力者は語れり。

また七月二十三日の東京日日新聞は「新黨頭首問題」と題して、次の如く報道した。

加藤男は今回立憲同志會常務委員長として創立事務其他一般の黨務を主裁することゝなりたるが、今回男が桂公に代りて黨首の地位に就くに至りし事情を聞くに、新黨には性行全く相反せる大浦、後藤の兩頭目ありて、前者は舊中央派を率ゐて居然たる一勢力となり、後者は對人關係に於て特種の味方を有せざるも金力を背後に、且新黨唯一の智囊として覇を稱しつゝある有樣なれば、桂公再び起たざる場合若しその一を拔きて黨首の地位に就かしめんか。何れの時機かに於て必ずや軋轢を生じ、進んでは黨の分裂を來すやも計られずとは桂公獨り之を感知する所なるのみならず、兩者の政治的徑路及び其性行を知悉する者の皆憂慮する所なるが如く、此等の事情より比較的名望手腕の具はれる加藤男を起して桂公の後繼者たらしむるを以て上策と認め、茲に機敏なる後藤男は桂公の眞意を齎して、自ら加藤男推擧の任に當りしものなりと云ふ。然るに今後加藤男が黨務を主裁するに當り

では、勿論土佐派たる大石、片岡、仙石等の諸領袖は陰となり日向となりて男の擁護に努むべきも、加藤男の山本首相に對する私的關係は極めて別懇の仲にあるのみならず、其政見も甚だしく背馳せざるものあるが如くなれば、新黨の立場よりして現內閣の政策に攻擊を加へんとする場合に莅み、果して峻烈強硬なる態度に出でゝ猛進するを得るやと黨內には多少の疑問を懐ける者もあるが如し。

然らば、これ等新聞の觀測が、果して正鵠を得たるや否や。伯は何故に加藤を推選したるかについて、伯自ら語つたことはないが、恐らく機微を察するのに妙を得たる伯は、桂の肚裏に描ける人物の加藤なるを看破したであらうと思はれる。又一方同志會が益ゝ大隈系の勢力によつて支配さるべきを豫見し、大隈系となれば、三菱との關係上、加藤の勢力の優勢たるべき運命を洞見したりと見られる節があつた。それは伯が後年、ふとした折、不用意の間に「俺は同志會が、きつと大隈黨になると知つてゐたんだ」との一句を洩らしたるによつて窺ひ得られる。

また今一つの大きい原因は、第二次桂內閣以來の大浦と伯との軋轢である。中央俱樂部の殘黨を率ゐる大浦が、伯を抑へんがために加藤に走るは睹易きの理であつた。慧眼なる伯のこれを察せざる筈はない。故に伯は、當時の新聞が觀測せしごとく、先手を打つて加藤を推選したのであらう。而して桂意中の人物は、はじめから加藤であつたが、その間、加藤は大浦を推し、大浦また加藤を推して相讓つた經緯は、加藤が自ら「大浦兼武傳」に寄書した一節（同書二七〇頁）に依つて明白である。

桂公が同志會を組織するに當り、大浦君も予も共に入會したるが、公は自から總裁となり、予を副總裁にするとかの噂さを傳聞したるも、不幸にして桂公は不起の病に罹り、自から其の起つ可からざるを知り、予に同志會の

首腦者たらんことを依囑せられたるも、予は到底其の任に非ざるを自覺し、固く辭退したり。予以爲らく、國務大臣拜命の順序に於ては、予は或は大浦君より先任と謂はれんも、年齡に於て、又政黨に關する經歴に於て、桂公に代て同志會總裁たる可きものは寧ろ大浦君を以て最も適任なりと。因て此の議を大浦君に諮りたるに、氏は固辭して曰く。（中略）此の際統率者其人を得て黨の結束を鞏固にするは最も緊要にして急務なり、而して黨内を物色するに、總裁の任に最も善く適する者、君を除いて他に其人を得る能はず、希くは快く總裁の任に當り、邦家の爲に努力せられんことを切望す、若し黨の雜務の如き、兼武及ばず乍ら内外共に輔佐の任に當る可しと、諄々として勸誘止まず、（中略）予此の時始めて大浦と云ふ人物は決して固陋なる官僚主義の人に非ず、又、偏見にして權勢に執著する人にも非ず、眞に國士の一人なるを覺り、爾來其人格に敬服せり。

これ等諸方面よりの資料によつて判斷するに、當時の情勢は、加藤が桂の後繼者たるべきことは、伯がこれを好むと好まざるとに拘はらず、むしろ必至の勢ひであつた。故に伯が、率先して加藤を常務委員長に推したことは、賢明なやり方であつたといふことができる。

八、內紛

同志會の幹部會が、加藤を常務委員長に推したことは、桂萬一の場合、加藤を桂の後繼者たらしむることを豫約したものであつた。しかしその後も、黨內の內紛は絕ゆる間がなかつた。蓋し同志會は、その出發の當初から、融和すべからざる官僚と黨人とを結合したものであつたばかりでなく、官僚のなかにも加藤あり、後藤あり、大浦あり、

黨人のなかにも國民黨系あり、政友會系あり、中央俱樂部系あり、それ等は、悉く巨頭株を中心として、その傘下に集まつたものであるから、これらの諸勢力が、桂の再起不能と見るや黨內において、複雜なる內訌紛爭の渦を卷き起すは、むしろ當然の成行きであつた。この內紛は、單に幹部會が加藤を常務委員長に推したといふやうな、一時的權宜をもつてしては鎭壓せしむる由はなかつた。殊に十月の初旬に入り、桂の危篤が傳へられてからは、黨の秩序は全く壞亂に陷り、ひとり幹部間において勢力の暗鬪絕えざるのみならず、黨員及び院外團有志も幹部の高壓的態度に慊らず、つひに躍起運動を開始するに至つたのである。而して十月四日の午後五時、肥塚、黑須、安達、小寺、藤原等が大隈を築地精養軒に招待して一場の講話を請はんとしたるより、端なくも一種の巷說が行はれ、つひに「隈伯推戴說」が再燃するに至つた。

これについて、十月七日の東京朝日新聞は「新黨の前途如何」と題して、次の如く傳へた。

若し隈伯を黨首に推戴せば、政友俱樂部は招かずして至るべく、國民黨も桂公だけに除かれなば、加藤男對犬養毅氏の關係を利用して同一步調を取るに至るべく、玆に非政友大合同を形成し得ることとさしての難事に非ずなど、誠しやかに說く者あれど、是は一笑にも價せざる愚論にして、畢竟新黨の末輩が爲めにするところありて流布したる一場の囈語に過ぎず。隈伯如何に老ゆるも、今更新政黨の黨首たるを肯んぜんや。假りに一步を讓り、隈伯が新黨に黨首となりたりとするも、其動かし得るは、僅かに政友俱樂部亦樂會等の一部に止まるべく、國民黨は斷じて動かすべからず。尤も國民黨中其一部は、或は大石氏の傘下に走せ參ずるが如きこと絕對に之なしと限る可らざるも、それだに極めて少數にして、以上を合するも、新黨は總數精々百二十を超えざるべし。多年多數黨を以て傲れる政友會、及び新たに崛起して逐日勢ひを加へんとする薩派を向ふへ廻し、敗殘落日の新黨に黨首となりて、晩年の淸節を瀆すが如きは、斷じて隈伯の敢てせざるところ、殊に新黨の大石氏は、表面隈伯と何等の反感を有せ

ざるが如きも、彼の進歩黨の改革非改革兩派の分裂當時より、一種慊らざる感じを抱いて隈伯に臨めるあり、旁隈伯を推戴せんことは氏の本意に非ず。只斯る流言蜚語を敢てするは、新黨内の雜輩が之に依りて黨内の睽離せんとする形勢を恢復し、其間にあつて自ら利せんと欲したるによる事明か也。然らば新黨の前途は如何と云ふに、加藤男と大石氏とは在來の關係もあり、今後と雖も必ず一致の行動を終始すべく、而して新黨に四十名の多きを成せる土佐派は、一に大石氏の操縱する所なるを以て、加藤男は依然總理としての黨の實權を緊握すべし。さりとて野心欝勃たる後藤男は、之を傍觀する程功名に恬淡なる能はざれば、勢ひ内訌紛爭は日を逐うて甚だしきに至るべく、結局桂公萬一歿後の新政黨は、其出生の當初に於て不合理を極めたる覿面の應報として、禍内より生じ、解體分裂の外あるべからずと觀測する者あり。

更に翌々九日の大阪朝日新聞は「政界の暗流」と標題して、次のごとく述べた。

桂公の政黨組織に着手せるや、二大政黨の理想論は其の主として標榜せる所なりしも、公の政黨は未だ其の發會式をも擧げざるに先だち、早くも黨の要部に龜裂を生じ、日を逐うて益々甚しきを加へんとするものゝ如く、恐らくは遂に拾收すべからざるに終らんか。新政黨の解體と否とは事件其れ自身に於ては左程の重大事に非ざるも、近來兎角活動の機會を捉ふるに苦しみつゝある政界は、之を動機として或は比較的大いなる離合を見ること無きを必せず。其の結果は、二大政黨主義の實現と正反對なる小黨分立に終ること無きを得るか、政界の前途を觀測する者に取つて頗る興味ある問題なり。新政黨の一角にては、桂公の病歿は黨勢擴張上何等の損失なきのみならず、從來桂公を毛嫌ひし、公の下に馳せ參ずるを潔しとせざりし者も、桂公無き新政黨と歩調を共にせんことは、必ずしも難事に非ずと辯じつゝあるも、昨今の形勢は寧ろ反對の結果を豫報し、桂公在るが爲に新政黨に馳せ參じたる者が、公の病益重きを加ふるに連れ、新政黨に對して益々離反の度を加へんとする傾向あり。就中國民黨の脱黨組なるものゝ去就最も注目に値す。所謂脱黨組の中にても大石、河野、島田等五領袖と稱せらるゝ者は姑らく別とし、其の他の脱黨連の一部は、今後或る機會に於て國民黨に復歸することなしとも限らず。現に其の傾向の看取せらるゝもの無きにしも非ず。

然れども一旦脱黨したる者が國民黨に復歸せんことは最後の窮策なるが故に、此の窮策に出づるに先だち、凡らゆる善後策を講ずべきは勿論にして、大隈伯推戴論の如きも、之が爲に案出せられたる計畫なりき。然れども大隈伯が今日まで新政黨の顧問らしく言ひ觸らされたるは、全く桂公在るが爲にして、將さに桂公を失はんとする新政黨に對して今日以上深入りせんことは、殆ど豫想すべからず。大隈伯は頃日國民黨の一員に語り、桂公さへ死せば其れにて善しと曰へりとか。新政黨が假りに大隈伯を戴くべしとするも、伯の股肱たる者は國民黨の脱黨組に過ぎざるが故に、事實は却て新黨の分裂を促進するに過ぎざらんとす。而して新政黨要部の動靜如何を見るに、或は桂公の相續者と目せらるゝ加藤男は、本來同志會の組織に贊成して入黨したるに非ず唯桂公の勸誘辭し難く、公に對する義理一片の入黨に過ぎざるが故に、桂公の歿後、黨内の紛擾漸く繁きを加ふるに至らば、或は之を機會に再び黨外の人たらんも未だ知る可からず。大石氏一派を股肱として後藤派と爭ひ大浦派と爭はんことは、男の長技に非ず。左りとて後藤男も大浦子も悉く自家藥籠中の物と爲さんことは、尙更不可能なり。結局は後藤男の暗中飛躍が、桂公の歿後新政黨に對して先づ動搖の機會を與ふべく、此の機會に於て、新政黨は縱ひ分裂せざるまでも、黨中自から黨を樹つるを免れざるべし。而して後藤派の新黨員は、山本伯の後繼者として寺内伯を迎ふるに全力を傾到すべく、政友會内にも秋波を送りつゝある寺内伯は、一面に於ては山本伯と政友會との反感を利用し、他の一面に於ては、新政黨の事實的分裂を利用して、恐らく長閥最後の奮鬪を試むべきか。政權に戀々たる政友會は、此の場合に於て純然たる反對黨たるの勇氣あるべきや否や。

即ち政界の消息通は、桂の死後、加藤の時代となるとともに、伯は同志會を脱して、寺内伯と行動を共にすべしと豫見してゐたのである。

然らば事實は果して、如何に展開せしか。

九、大正未來記

ここに興味ある一個の文獻がある。

それは「大正未來記」と稱する不思議なる文章である。

この文章が、果して何人の手に成りしやは明かでないが、筆蹟は確かに、當時伯の祕書をしてゐた菊池忠三郎である。文章は第三者の立場から記されたやうな形になつてゐるが、その內容には、伯の頭から出たであらうと思はれるやうな思想が隱見してゐる。當時秋山定輔等の諸政客が、しば〳〵伯を訪れて、深夜まで密談してゐたといふから、或はこの「大正未來記」の出所も、さういふところにあつたかも知れない。

それは桂公死去直後に記されたものである。さうして同志會內の暗流が、遠からず伯自身を同會より驅逐すべきことを豫言し、その理由として三菱と加藤との關係に言及してゐる。さらに進んでは日本の政治が、金權と政黨との結合勢力の支配下に立つべきことを豫言し、同志會は三菱黨となり、政友會は三井と古河黨たるべきことを指摘してゐる。その全文は次の通りである。

大正未來記

嗚呼桂公遂に逝けるか。長閥茲に倒れ、薩閥獨り餘喘を保つ如き觀あらんも、之も久しからずして亡び、次で代るものは何ぞ。余は之を豫言して富豪閥といはん。思ふに三菱は新政黨に依り古河、三井若くは其他の一富豪は政友會を援け、兩者互に權勢に由りて益〻不正の富を大ならしめ、天下は暫く富豪閥に依りて左右せらるゝに至

らんか。

三菱か新政黨を率ゆるに至る徑路として、加藤男は今將さに後藤男を排斥せんとして極力陰謀を企てつゝあり。由來後藤男は加藤男を容るゝの雅量あるも、加藤男及び其一派は後藤男を容るゝの襟度なし。後藤男忠君愛國の至誠より加藤男を推して、首領と仰がんとし、如何に彼を慫慂するも、彼は到底後藤男の心裡を解する能はざらん。否之を解する能はざるのみならず、廣く民衆を抱容するの才に於て遙かに後藤男に及ばざるを自覺せる彼は、假令三菱の金力に由りて一度は首領と仰がるゝも、新政黨愈大を爲せる後此一大政黨を利用し得べきものは必ず後藤男なるべきを慮り、三菱亦後藤男が永く自家藥籠中のものたらざるべきを知るが故に兵糧を出さんとせず、大石片岡仙石等斗筲の輩、或は三菱に建策し、或は加藤に入智惠し、後藤男が解散說を唱へて自ら勇退するを俟ちて、政黨に不誠實、桂公に不信義なる惡名を後藤男に負はしめ、政治社界より葬り去らんとす。是れ彼等が今日に於て著々實行しつゝある陰謀にあらずんば卽ち幸なり。

後藤男去れる後の新黨は如何。加藤男は大石片岡仙石其他の一味と共に頻りに三菱を動かし、三菱亦新政黨に據りて其勢力を張らんとし新政黨を援け、新政黨も一時議會に於て多數を制し、政治は暫時新政黨のものとなり、三菱及其與黨は之を利用して、陸軍にまれ海軍にまれ鐵道、植民地に其辣腕を揮ふて益暴富を積むに至らん。然れども天下豈に永く一富豪の手に歸せんや。政友會は古河若くは三井の後援を得て一たび失墜せる勢力を挽回して新政黨に對抗するに至らん。

然らば後藤男の前途は如何。著實なる民衆を基礎とせる自治協會は其趣旨に於て大に可なるも、如何せん純朴な

る農民著實なる小工業者の智慮思想甚だ淺薄にして社會的運動の中心は有志者の手に歸して離れず、有志者は悉く皆名利に走り權力に從ふの徒なり。彼等は新政黨若くは政友會の爪牙となりて益〻良民を苦しむるに至る。是に於て自治協會は一變して中産以上の多數富豪に援助せられ、是等多數富豪は後藤男を戴きて團結せる一團を組織し、政黨擁護の二三富豪に當らんとす。

この記事は數年後に至り、殆んど悉く、文字通りに實現した。卽ちこの未來記は、政友會が結局三井黨となり、同志會が三菱黨に化すべきことを豫見してゐるが、それもその通りであつた。而してこの二大政黨に對し、農民と小工業者を基礎とする自治協會の出現を說き、それが結局無力に終るべきことを豫言してゐるが、これもその通りになつた。

伯が大隈內閣當時、この種の運動を計畫したることは後に述ぶるところであるが、その企圖は悉く失敗した。また政治倫理化運動もその變形であつたけれども、これも亦、中産階級の無力なるため政治的勢力たるに至らなかつた。最も興味あるは、末段の最後にある「是に於て自治協會は一變して中産階級以上の多數富豪に援助せられ、是等多數富豪は後藤男を戴きて團結せる一團を組織し、政黨擁護の二、三富豪に當らんとす」といふ數行の文字である。恐らくこれが伯の政治的に求めたる最後の立脚地であつたのであらう。

伯は三井と三菱との二大財閥に、日本の經濟界の支配權の移らんとするを憂へ、さらにこの二大財閥が二大政黨と結托して、政治的制覇を試むべきことを痛心したものと思はれる。而してこの二大勢力に當るべきものは、工業勞働者を中心とする勞働黨にあらず、農民を基礎とする農民黨にあらず、乃至は中産階級を支柱とする自由主義政黨にも

あらずして、日本の實情としては三井、三菱以外の富豪の連合勢力のみが、既成二大財閥の支援する二大政黨に當り得べしと考へた。卽ち伯が年來親善なりし神戶の鈴木や、後年に至り頗る意氣相投合せる東京の安田善次郎や、淺野總一郎等の諸勢力を糾合することのみが、二大政黨と二大財閥の專權を抑制し得べしと思考したのであらう。

然るに鈴木は昭和二年の恐慌に倒れ、安田は大正十年兇刄に伏し、伯を支持すべき財閥は相次いで潰滅したるがために、つひにこの企ては實現するの機が無かつたのである。

しかもこの未來記が豫見したる如き金權と政黨との結托に對する反對は、昭和六年に至り、意外の邊より起つてきたのである。それは軍部であつた。しかもそれが伯の心血を灑いで經營したる滿鐵防衞の形式に於いて爆發したることは運命の奇、人事の變、人間想像の外にありと謂はざるを得ない。

かかる觀點よりして、吾人は前揭の小文に、無限の興味を感ずるのである。

一〇、脫黨の意思表示

明治の末期より大正の初頭にかけて、日本の資本主義は大潮のさすがごとく、力強く經濟界に進出してきた。さうしてかかる資本主義の潮流に棹したる政客は、奔馬のごとく政界を疾驅しはじめた。

三菱の壻である加藤高明は、藩閥全盛期にすら、伊藤も大隈も桂も、これを無視することができなかつた存在である。山本權兵衞も亦、辭を低うして第三次桂內閣より山本內閣に留任せんことを求めたほどである。しかしながら彼はこれを辭した。彼はこの時既に桂との默契によつて、同志會に入るべく運命付けられてゐたのである。

而して一方、古河を背景としたる原敬は、次第に三井と結んでその政治勢力を伸張しつつあつた。

憲政擁護運動を一期として、藩閥全盛の時代は永久に日本の社會から消え去つたのである。日本に於ける資本主義の進展は、次第に資本を少數富豪の手に集中し、而して封建的勢力の代表者たる藩閥に代つて、資本的勢力の代表者たる政黨が、いま政治の中心に座せんとするのである。尾崎、犬養の民衆的人氣は、ただ巧みに彼等に利用せられたるに過ぎない。

かかる時代推移の大いなる波の上に泛んで、加藤高明と後藤新平との同志會内に於ける力競べは始まらんとするのである。その勝敗の數は、識者を俟たずして明かであつた。

十月十日、桂は鎌倉で溘焉として他界した。

桂の死と共に、後藤背後の最强支柱は消失したのである。彼は果して晏如として同志會内に殘留するであらうか。否、伯が同志會を去らざるべからざる運命の日は、刻々として近づきつつあつたのである。

果然それは、桂の死の翌十月十一日、加藤邸に開かれた常務委員會において爆發した。この席上において、同志會將來の大方針に關し、伯は他の四常務と意見の正面衝突を來し、つひに脫黨の意志表示をなすに至つたのである。

右につき十月二十七日の時事新報は「後藤男の脫黨期」と題して次のごとく報道した。

△後藤男態度一變　去る九月中故桂公を鎌倉に訪れて歸京したる前後より、後藤氏の新政黨に對する態度は漸く變調を帶び來りしが、公の愈館舍を捨つるや玆に全然一變して、仲小路氏と同樣新政黨解散論を唱道するに至りたるは既報の如くにして、天下周知の事實に屬せり。最初同氏は新政黨の前途に就て頗る樂觀的觀測を爲し、其の地方遊說より歸る每に、常に非政友大合同の

機運各地に[illegible]たりと爲し、東奔西走して同黨の黨勢擴張に全力を傾注しつゝありたるに[illegible]よりは地方遊説の結果も頗る面白からざる者あり、加ふるに男も亦醫術の心得ある所より公の病狀に就ては既に胸中に確信を有するに至りたるを以て、玆に後藤男の心理狀態に一大變化を兆し新政黨の前途に對して漸く悲觀し初むるに至りたり。

△脫退決意發表　之を以て後藤男は一方新政黨の地方遊說に出動する事を謝絕し、他方に新政黨解散說を唱へて、彼の新政黨立黨の根本趣旨たる二大政黨對立論を罵倒し、且非政友合同の如きは全く無意義なる者にして今日は國民が內に同黨伐異を事とす可き時代に非ず、宜しく擧國一致して外に帝國の大發展を期せざる可らずと論じて、公然政黨主義を非難するに至りたるを以て、少しく事情に通ずるものは、男が遂に新政黨を捨て再び官僚の本城に復歸するに至る可きを信じつゝあり。後藤男自身も桂公歿後に於ける新政黨の處分に就ては最後に意見を陳述す可しと公言して、暗に其の脫黨の決意を漏らしつゝありたるが、桂公が去る十日病歿して翌十一日加藤男邸に於て大石、河野、後藤、大浦の諸氏會合し、桂公歿後の新黨處分に就て會議を開きたるに、果然後藤男は同席上に於て脫會の決意を發表するに至りたり。

△加藤邸會議內容　即ち後藤男は同會議の席上に於て、他の四常務が夫々意見を陳述したる後、懷中より草案を取り出し、大體新政黨は他の群小政黨と其の趣を異にして、政權の掌握を目的とするものなるを以て、近き將來に於て政友會の絕對多數を打破するの希望あるに非ずんば、新政黨を今後に維持せんとするは全然無意義なる事に屬し、全く彼の國民黨の亞流を學ばんとするものたりと信ず。然るに諸君は果して新黨大發展の成算ありや。余の考へを以てすれば少くとも新政黨の大飛躍を試むるが爲めには、(一)合議制は斷じて政黨の敏活なる發展を策する所以に非ざるを以て、加藤男を委員長たらしめざる可らず、(二)加藤委員長の下に吾人が大活動を開始するに就ては、莫大なる黨資を備へざる可らず、(三)政友會を破壞するには尋常一樣の手段を以て之を能くす可らず、(四)桂公を失ひたるは吾黨の致命的大打擊たり。諸君は桂公に依りて失ひたる所を回復せざる可らず。諸君は以上の諸點に關して確實なる成算ありや。何の成算も無くして徒に桂公の遺志と稱して敗殘の新黨を維持せんとするは、其の志や甚だ壯烈なるに似たりと雖も、決して政治家の態度に非ずと論じ、新政黨にして若しも如上の成算無くんば此の際

寧ろ之を解散するに若かずと提案したり。然るに他の四領袖は何れも異口同音に後藤男の意見に反對せしを以て、後藤男は然らば余は諸君と行動を共にする能はざる可しと斷言し、茲に愈新政黨脫退の決意を發表するに至りたる次第なり。

△官僚復活の期待　後藤男の脫黨決意は仲小路氏とは何等連絡無き事勿論なるも、兩氏の歸趨は略同樣なるものゝ如く、偶彼の官僚復活の新機運を暴露したるものに非ずやと察せらる。即ち近來長州派官僚者流が其の不遇に對する悶々の情壓へ難くして、彼の卽位式以前に官僚派を糾合して現内閣を仆さんとするの企劃は意外に進捗し、官僚復活の運動は貴族院樞密院側に欝勃たるものある所より、後藤男は早くも此の新機運を察知して此等の計劃に參加せんとするも、身を新政黨に置くに於ては勢ひ自由なる活動を爲す能はざる可きを以て、偖てこそ新黨解散か然らざれば脫退の意見を發表するに至りたるものなりと傳へらる。

△事實上脫黨せり　而して二十日新黨大會に於て五常務中獨り後藤男のみが何等の意見をも發表せざりしは、頗る同黨員の注目を惹きたる所なるが、實は後藤男が既に十一日の加藤男邸會合席上脫退の決意を發表しながら尙ほ廿日の大會に出席したる事こそ、却つて他の四常務等は奇異の感を抱きたる所なれ。之を以て後藤男が意見を發表せざりしは全く當然の事と云ふべく、而かも同男は當日の決議事項たる關西大會にも又各地の遊說にも參加せざるは勿論、新政黨よりも右の事情なるを以て最早や男の出動を希望する事無く、斯くして後藤男と新政黨との關係は全然絕緣したるものと斷定す可きものにして、新政黨に於ても全く斷念しつゝありと云ふ。尙同黨某幹部は此所旬日を出でずして形式上にも同男の脫黨を見るに至る可しと語り居れり。

この記事は同志會幹部から出た材料によつて記されたものであることは、一見して明白である。さうして右の記事に於いては、寔に淡泊に片附けてあるが、この十一日の常務委員會なるものは、實際は非常に紛糾、否、熱狂したるものであつたことは、その後次第に外間に傳へられたところによつて明かとなつた。

正傳「加藤高明」の記者は、次のごとく記してゐる。文中伯とあるのは、無論加藤のことである。

後藤常務の去つたのは、外面的に大きい衝動を起すやうに考へられた。後藤伯の主張は「桂公の弔合戰の爲には、

百萬圓を準備して黨勢の急擴張を斷行するの外には良策が無い、從來のやうな緩慢な漸進法には自分は贊成出來ぬ」と云ふのであつた。

この意見が初めて伯邸の常務員會で戰はれたのは前記「協心戮力」の表明後、未だ一週日も經ない時であつた。

この後藤伯の主張に對抗した伯の論據は、

「今俄かに百萬圓を準備すると云ふのは、第一に不可能を主張するものである。第二に、斯かる手段が、果して桂公の弔合戰の理に適合するや否や甚だ疑はしい。公は政黨の事業は歲月を積んで後大成する所以を信じ、現に吾々と夫れを懇談したのである。今躁急に行動して萬一非立憲的策謀の譏りを受けるやうでは、却つて公の意を裏切るものである、第三に、公の遺業は未成品であるが、其現狀に何の逆轉なく而して今後漸時發展して躓づくことが無ければ、公の意は全うされ、其名は遂げられるのである。」

と云ふのであつた。他の常務は悉く伯に賛して、後藤伯の反省を促がした。中には「百萬圓は出來ても吾々は夫れを取らぬ」と極言し、攫み掛らん許りに憤つた人もあつた。

この「攫み掛らん許りに憤つた」のは、大石正巳であつた。彼は伯に對して腕力沙汰にまで及ばんとし、左右の制止によつて僅かにそのことなくして已んだのであつた。

ゆゑに一兩年の後、大石自身の同志會を脫黨するや、德富蘇峰はその主宰する國民新聞紙上に於いて、「大石君は今日に於いて、同志會の成す無きを見て脫黨すといふ。往年後藤男の脫黨に際し、男に腕力を用ゐんとしたる本人として、君は後藤男に對し、今日果して何の面目ありや」と痛罵した。

一一、世評利あらず

十月十一日の常務委員會において、伯が他の四常務と衝突し、つひに脫黨の意志表示をなしたことが、世に與へたる印象は、伯にとつて甚だ不利であつた。卽ち彼等の考へたことは、伯は夙くから、桂なき後の同志會に見切りをつけ、當時政界の一部に行はれつつありし官僚復活の運動に參加すべく決意してゐたのであつて、そのために伯は殊更無理難題を吹きかけて、これを口實に牛を馬に乘り換へんとしたものであるとの印象であつた。しかもこれ等の問題に關する報道の材料は、多く同志會の幹部側から出たために、伯の態度についての世評はます〳〵香しくなかつた。

然らばそれらの點を、伯は如何に說明せんとしたか。十月十一日の常務委員會における經緯の眞相については、伯は詳しく語るを避けたのみならず、脫黨の意志についても、むしろ曖昧ならしむるが如き態度をとつた。

十月二十八日の時事新報は、伯の意見を叩いてこれを「後藤新平男は語る」と題し、次のごとく掲載した。

△目下攻究中　新政黨の四常務其の他の諸君が、余が先日の意見發表以來余の態度に就て如何の推測を爲しつゝありやは余の知る所に非ざるも、余は未だ新政黨脫退の意思を決したるにも非ず、又從つて同黨脫退の手續を了したるにも非ず、且つ新政黨の處分に就て余の具體的意見を公表したる事無くして、唯だ桂公歿後の新政黨を如何にす可きやに就ては、先般四常務諸君の意見を聞きたると共に、此等の諸君に向ひて疑の有る所を質したる迄の事にして、新政黨今後の態度に就ては、目下各常務諸君との間に攻究中に屬すると云ふの外無く、余としては四常務諸君が余の胸中を如何に推測する事あるも、是れ以上に語る能はざるものにして、余の脫退すると否とは、此の問題の攻究を終りたる後に於て初めて決定す可きものなりと信ず。

△準備不充分　卽ち桂公の死去は吾黨に於ける重大なる事件にして、桂公を中心として成立したる吾黨が、桂公を失ひたる以上、

[illegible]

大英斷に出でざる可らざるものにして、彼の協力一致の申合せの如き、素より非難す可きに非ざるも、一片の申合せは未だ以て大に志を天下に有する者の甘んずる能はざる所たり。而して四常務諸君が、新黨の前途に對し、果して如何の意見を發表したりやは、今聊か言ふを憚る所なるも、少くとも余は此の四常務諸君の意見に滿足し、若しくは之に聽從する能はざるを斷言するものにして、四常務諸君の意見を以てしては、余等が新黨立黨の根本目的を達する上に於て、用意極めて不充分なりと云ふに歸著し、斯の如くんば余は遺憾ながら新政黨の前途に對して一點の光明をも認むる能はざるなり。

△情實論を排す　然るに吾黨內に於ても、動もすれば桂公の遺志と稱して、徒に情實に囚はるゝ者あるが如きも、斯の如きは却て桂公の遺志に背けるものと言ふ可く、余の如きは飽く迄も理性の正當なる判斷に訴へて、攻む可くんば卽ち攻め、守る可くんば卽ち守らんとする者にして、胸中何等の成算あらざるに妄りに暗中に摸索せんとするは余の斷じて與みする能はざる所なり。去れば新黨にして今後幾多の攻究を遂ぐるも、遂に何等の成算をも發見する能はずんば、余も亦た斷乎として決する所無かる可らず。況や新黨の今後に對する根本問題の決定せざる以上、本を捨て末に走り、輕々に地方遊說を爲すと雖も、畢竟無意義の事に屬するを以て、余は例令ひ脫黨を決行せざる迄も、當分新黨の爲めには何等の積極的活動を爲す事無く、彼の大阪大會を初め關東大會其の他の遊說に對しても、一切出動を見合す可し。

△寺內伯との關係　斯くして新黨の前途を如何にす可きやに就ては、前に云ふ如く目下の所他の幹部諸君との間に攻究中にして余が新黨を脫するや否やは未だ確定の時期に達し居らざるを以て、余が不幸にして他日新黨と絕緣する事ありとせんも、脫會後に於て如何なる方面に政治的新立脚地を求めんとするやは、毫も問題に上りたる事無く、余が彼の仲小路氏の去就と沒交涉なるは勿論の事、彼の寺內伯擁立說の如きは、荒唐無稽も亦た甚だしきものにして、世人の離間中傷も玆に至つて極まれりと言ふ可きのみ。

しかしながら世は、かくのごとき伯の說明を以てしては、滿足することができなかつた。世は伯が桂の他界後まだ

葬儀もすまないうちに、悲境の同志を捨てて脱黨するのは、何となく不人情な仕打であると感じたのである。

十月二十九日の東京日日新聞は、社説に於いて「後藤男の脫會」と題し、伯は同志會の爲す無きを見て、寺内等の官僚系に復歸せんとするものなりと諷示し、その賢愚は別論として、此の際同志會を去るは、政治道德上果して正しき否やと難じたのであつた。それは當時外間多數者の代表的意見であつたらうと思はれる。次の通りである。

桂公一坏の土未だ乾かず、仲小路氏の脫會につぎて、更に後藤男の脫退を傳ふ、新政黨は終に星雲狀態より進化する能はずして霧消の運命に逢著せむとする歟。後藤男の脫退理由とする所、要するに積極的に大に活動すべしと云ふにありと雖も、而も其主張や極めて不自然なるを免れず。活動すべしと主張し、其主張の容れられざるを言となして、卽ち脫會の決意をなす、豈愛黨の精神に滿てりと謂ふべけむや。桂公の遺志重きか、立憲同志會重きか、將た後藤男一個人の立脚地重きか、此三者の一を選みて後藤男の脫會となれるのみ。其理由の如きは、表面幾許の辨明あるべしと雖も、深く後藤男の心裡に立入れば、思ひ半に過ぐるものあらむ。政權容易に得べからず、尙ほ何ぞ嶮岨を俱にせむと云ふもの、蓋し後藤男の本心なるべし。然れども斯の如きは義に於て故桂公に背かずとなすを得べきか。桂公床上の遺託其效なく、新政黨の領袖は、斯くして忽ち異圖を抱けり。吾輩益故桂公の末路を憐れまざるを得ざるなり。後藤男の態度に對しては、吾輩姑く評論をなすを避くべし。何となれば、斯る際に於ける表裏の事情、容易に捕捉すべからざるあればなり。唯男が其自己の立脚地を以て、如何に展開を圖るべきか、これ最も注意に値する所なるべし。政界の雲行、甚だ穩かならず、雷霆の微に轟く所、豈何等かの機微を報ぜずとせむや。吾輩は後藤男の異圖を諒とせざるにあらず、然も其新政黨に對する政治的節操に關しては、毫も之を寛恕すべき理由を發見する能はず。知らず官僚に復歸せる後藤男は、其豫想する如く欲望を達するの途を有するや否や。

かくのごとく當時の世評は多く、伯の脫黨を以て、受難期の同志會に對して、後足で砂をかけるやうな政治的不德義なりとし、これを非難するに傾いた。

然らば十月十一日の常務委員會において、伯が百萬圓の政治運動資金の準備と、政黨組織の根本的改造を主張したのは、單に衝突の口實をつくる虚說に過ぎなかつたか否か。

ここに、是れに關し興味ある二つの文獻がある。それは共に伯が自分で卷紙に毛筆を以て記した覺書様のものである。その一つは、桂の病中に成つたもので、恐らくは六月乃至七、八月の頃に記されたものであらう。これは公表されたものではなく、伯自身思索を纏めるの便宜上、例のごとくこれを手記し置きたるものと思はれる。

立憲政治ノ運用上健全ナル政黨必要ナル事。

一健全ナル政黨ヲ組織スルニハ、清淨無垢ナル資金ノ充足ヲ以テ必要トスル事。

此點ニ關シテ、桂公ハ三百萬圓ト概算シテ、之ヲ自ラ調達スルノ成案アリト開示セラレタリ。

一政黨組織ノ初ニ於テ、其經費ノ支給不足ヨリ、無理ナル方法ヲ以テ姑息的ニ處辨スルトキハ、啻ニ其成長ヲ害スルノミナラズ、未來永劫洗脫スヘカラサルノ病根ヲ釀成スルヲ免レサル事。

一政黨ハ烏合不規律ノ集會團タルヘカラス。必節制アルヲ要ス。隨テ幹部組織先健全ナラサルヘカラス。

此點ニ關シテ桂公ノ式ヲ襲用スルコトハ、桂以上ノ人ニ非サレハ不可能ナルヘシ。

一桂公病氣全快再ヒ政海ニ活動スルトキニハ、病前ノ組織ヲ變更スルノ必要ヲ感セラルヘク、隨テ斷然革新ヲ行ハルヘシ。否ラサレハ近時此數月間、日本否東洋ニ（否東西洋ニ）出現シ來リタル時潮ノ活動ニ適應シタル國運ノ進行ヲ全フスル能ハサルヘキヲ以ナリ。

一今ヤ我日本國ハ、黨派ノ鬪爭ヨリモ擧國一致ノ必要ニ迫リ居ルニ拘ハラス、政友會ト同志會トノ相鬪ヨリモ、

更ニ政薩間ノ不和ヲ生セントスルカ如キ、公鬪ハ變シテ將ニ區々タル私鬪ニ陷ラントスルモノナリ。實ニ危急存亡ノ機ニ臨マントス。

一此秋ニ方テハ一大活眼ヲ開キ、俗流ヲ超脱シ、小人輩ノ毀譽褒貶ヲ擲放シテ之ヲ顧慮セス、一新畛域ヲ開示シテ國民ニ福音ヲ授クルコトニ努メサル可カラス。

一桂公ハ其偉大ナル經綸ト縱横ノ機略トヲ以テ成功スヘキ計會ヲ有シタリシナラン。之ヲ繼承スルモノハ少クトモ之ニ肖タルモノナラサルヘカラス。否ラサルトキハ同志國民ヲ率ヒテ將來之ヲアヤマルノ責ヲ免レサルヤノ虞ナキヲ得ス。

一今ヤ桂公ノ飛檄ニ對シ公ヲ信シテ立ツモノト、桂公ナシト雖自ラ信スル處アリテ所謂文王ナシト雖起ルモノトアラン。此二類ニ對シテ、少クモ適當ナル別ヲ立テ、將來ヲ圖ラサルヘカラス。

一月來各地方ヲ周遊シタル處ヨリ群衆心理ノ研究ヲ積ミ、黨員ノ性行ヲ精察シ、各黨派トノ關係ヲ詳悉シ、國運ノ既往將來ニ照考シ、一大策ヲ建ツルノ急要アルモノト信ス。

これを以て見れば、豐富なる政治資金の準備と、政黨組織の根本的建直しとは桂在世中からの伯の持論であつて、その實現については、伯は相當に眞劍であつたことがわかる。

第二の文獻は、桂の死去直後に記されたものの如くである。前掲時事新報（十月二十七日）の記事のうち、十一日の常務委員會において、伯が「懷中より草案を取出し」たと記してあるが、これがその草案であつたかも知れない。何れにしても、この文中に此の際同志會の改組成らざれば、むしろこれを解散すべく、解散するも立黨の精神は沒せず

と稱する邊は、彼一流の頭の歪みであつて、この點論理的、法律的なる加藤等と、議論のそりの合はなかつたのも無理はない。

一立憲政體有終ノ美其始選擧ヲ愼ムニ在リ。其病根ヲ除カント欲セハ、先其病原ヲ講究シテ之ヲ絕ツコトヲ努メサルヘカラス。

一桂公新黨ヲ組織スルヤ、其ノ主トスル所、黨人若クハ黨主ノ爲ニ非ラス。隨テ立黨自體ニ非ラスシテ國家本體ノ爲メナリ。故ニ國家本體ノ爲ニハ、黨ノ解散ハ固ヨリ意トスルニ足ラサルナリ。

一今ヤ桂公ハ薨セリ。其精神ハ死セス。同志會解散スルモ其主旨宣言ハ不滅ナリ。之カ大目的ヲ達セン爲ニ、準備的時代ニ靜止スルコト固ヨリ亦止ヲ得サルナリ。

一今ヤ我黨人才ニ富ムト雖モ、我黨ノ偉大ナル正鵠ヲ達スルニハ、尙ホ其性質ニ於テ其分量ニ於テモ尙ホ足ラサルヲ感ス。其資金ニ於テモ亦然リ。故ニ此ニ準備時期ヲ更ニ定メテ廣ク人才ヲ包容シ、且其資ヲ募ルノ先ミ急急務タルコトヲ確信ス。

今に至り、これらの諸文獻によつて察するに、當時一般に信ぜられたるごとく、十月十一日常務委員會における正面衝突を以て、單に脫黨の口實をつくらんがための伯の言ひがかりであると斷定するのは、早計であると思はれる。伯は持說の貫徹にかなり眞劍であつた。恐らく伯が、若し自說にして容れられずんば、脫黨するも厭はずといふほどの意氣込みで、常務委員會に臨んだことは事實であらう。

しかし桂亡きあと、新政黨はよろしく、大政友會と正面から堂々太刀打ちするに足るべき陣容を整ふべく、若しそ

の成算なきときは、むしろ同志會を解散するに如かずといふのも一見識なれば、伯の言ふがごときは一片の理想論であつて、現實的には到底不能を人に强ふるものであるとするのも、また一つの無理からぬ意見であつたと言はねばならぬ。當時に於いては、かかる新政黨の大方針に關する論爭よりも、これを繞る政治的諸勢力の衝突內紛に幻惑されて、この同志會幹部の消極論に對する伯の積極論の衝突は、あまり重要視されなかつたけれども、今日において冷靜に判斷する場合には、むしろそこに重點を置いて考察すべきではあるまいか。

一二、脫　黨

伯はまだ正式に同志會を脫黨してはゐなかつた。しかし伯は常務委員會において、すでに脫黨の意志を表示した。事茲に至つては、脫黨はすでに時日の問題である。さうしてこれを形式的に決定したのが、十月三十一日の加藤邸に於ける常務委員會であつた。

伯の脫黨の意志表示が、當時の政局に投げた波紋は大きかつた。それにも似ず、その最後の一幕たるその日の常務委員會は、全くアツケなく終つた。その翌日の報知新聞は「脫黨承認」と題する次のごとき記事を掲げてゐる。

後藤男の同志會脫黨問題は、結局芝居の打損ねに似たる形式にて、三十一日の加藤男邸に於ける五常務の會合を終結とし、双方共談笑の間に別袖するに決して幕を閉ぢたり。卽ち當日午後六時後藤男は自身加藤男を其の自邸に訪ひ、「所謂後藤問題は其後世間の離間中傷あり、揣摩臆說紛出せる爲め、意外の難問題となり、同志會の有志諸君に多大の迷惑を蒙らしめたるは、予の甚だ遺憾とする所なり。今日は充分予の意の在る所を陳べて、最後の決心を語らんが爲めに來訪せる次第なり」と陳べたるを以て

加藤男は「然らば卽刻他の常務をも招きて協議するを便宜とすべし」と答へ、茲に急遽臨時幹部會開催の事となり、電話にて大浦、河野、大石の三常務及び仙石、若槻等諸氏の集會を請ひ、席上後藤男は「予の脱黨問題に關し、同志會有志諸君の多數が、熱心に留黨を勸告せられたるに對しては、感謝するに辭無きも、今日に於て猶予は、仙石氏を通じて脱黨の意志を表示せる當時と何等事情の異るもの有るを見ざれば、到底意志を飜す事困難なり。唯予は同志會に對して何等の不平不滿の感情を懷き居るものに非ざれば、今後黨外の人となるとも、從前通り諸君と平行の進路を取り、桂公の遺志を成就する點につきては、及ばず乍ら能ふ限りの努力を惜まざる可し。故に諸君に於ても予の衷情を諒とせられん事を望む」と述べ、之に對し大浦子は「既に後藤男が吾々同志と何等意志の扞格せるもの無く、又感情の疎隔なしといふ以上、黨内に留まりて協心戮力黨の發展に努力せられては如何」と熱心に說く所ありしも、結局後藤男の意志を飜すに至らず、圓滿に袂を分つに決し、夕刻一同食卓を共にして歡談に時を移し、脱黨を承認する事となりて散會せり。

茲に伯が、この日のために用意しておいたであらうと思はれる覺書の案がある。それを左に揭げる。

覺書

我カ立憲同志會ハ僅ニ初聲ヲ發シ、形體未タ成ルニ及ハスシテ、忽然黨首桂公爵ノ薨去ニ逢ヘルハ、獨リ我カ黨ノ不幸ノミニ止ラス。顧フニ同志會ノ主義方針ハ、偉大ナル經綸ト縱橫ノ機略ニ富ムノ公在リテ始メテ實行ヲ期シ得ヘク、不肖新平ノ如キ、幹部ノ一員トシテ私ニ公ノ志ヲ紹述センコトヲ顧フモ、德薄ク力足ラス、直ニ公ノ遺業ヲ承クルノ至難ナルヲ思ヘリ。乃チ預メ同志畏友ノ敎ヲ請ヒ、且ツ自ラ考慮ヲ盡シタル結果、爰ニ暫ク同志ト辭別シ、專ラ微力ヲ準備ニ傾ケ、他日重來ヲ期センコトヲ決心シタリ。是レ實ニ不肖自己ノ爲ニハ不利トスルモ、國家ノ爲ニハ最大有益ノ擧タルヲ信シテ疑ハサル所ナリ。

しかしこの覺書は、つひに提出することなくして終つたらしい。他に「別案」として、同志會を去る挨拶の原稿がのこつてゐる。これがこの日の席上で述べた挨拶の草案であらうと思はれる。事實この通りに述べたか否かは別問題として、この文字にあらはれたところが、當時の伯の眞情を吐露したものと言ひ得る。

諸君、我が立憲同志會がまだ初聲を上げた許りにして、形體も具はらぬ時に於て、忽ち黨首たる桂公の薨去に値ふたことは、御同前に痛恨に堪へぬ所であります。

併し公の病の到底不治のものであることは、疾く御同前に覺悟して居つた所でありまして、黨の前後策に付ても、言はず語らずの間に互に窃に講究せられて居つた事と信じます。が元來同志會は公が唯一の發頭人であつて、偉大なる經綸を持つて縱横の機略に富んだ公在りてこそ、其立派なる主義方針も實際に行はれるのでありますが、黨の中心たる公亡き後の同志會は如何にすれば宜いかと云ふに、公亡しと雖も其政見を受け繼て行けば宜いとか、公亡き以上は愈〻一致團結して行らねばならぬとか、至極痛快な議論もあるやうでありますが、愚見を以てしますれば、凡そ政黨なるものは何うしても中心人物が第一要件とならねばならぬ。旗許りが見事でも、所謂寄り合世帶では、迚も高い理想を實際に施して行くことは出來ぬ。此點に付ては政友會を起した伊藤公も、同志會の桂公も同樣でありませう。時勢の進運に促されて、既成の政黨に慊らぬ我々は、桂公の奮發に感激して、即ち其人物を望で傘下に集つた所が、不幸にもまだ半途までも行かぬ内に其中心人物に離れ、幾たび呼んでも英魂還た歸らぬと云ふ場合に於きまして、公に代るべき、否な代り得べき人物を他に求めてみても、將來は知らず今日は、朝野を通して私の目では發見し得ぬのであります。已に左樣である以上は、今の幹部の儘の組織で行けるかと云ふに、公病中の假設的のものとしては格別、苟も二大政黨の一を以て自任しつゝ、眞の首腦もなく旗鼓堂々として陣頭に臨めるものではありません。私は幹部の一人として、同志諸君を率て行く責任上から見ても、御同意致し兼ぬるのであります。

そこで私は此際世間の俗論や一時的毀譽褒貶は頓着するに及ばぬ、又故公に對する私情も抑へて、斷然公黨らしく將來の立場を決定して、黨內外の誤解を防ぎ度いと考へますが、若し此事は今日議すへからずとの御意見が多數でありますならば、暫く私丈

けを除外して戴き度いのであります。御存の通り私は圭角の多い人間であります。桂公の如き大雅量を持つた人ならば善く容れて吳れるから、共に行つてゆけるが、さうでないと長い月日の間には御互に面白くないことが出來る。而して其れが黨の利益にもならねば自他の爲めにもならぬ。私は改めて言ふまでもなく、恐らくは諸君も御同樣であらうが、桂公が卽ち政黨であつて、人と黨とを相別たぬと云ふ信念を以て、喜で公の最終の事業に加はり、春來各地方を步いても、同志會の諸君は勿論、同憂の士と相語つた時も、政黨は書き附けのものでない、人物であると云つて、政友會の今昔を感慨などした位で、私の解釋では、何うしても桂公亡き後は、今の同志會は一と先つ存立の意義が消ゆるものと考へますから、私は情として殆んど忍びませんが、形ち丈けは同志會と離れて、自己の力量に應して他の道を辿り、異日及ばずながら公の志に酬い度いといふ決心を致した次第であります。

最後に從來諸君の御指導を辱ふしたことを感謝致しますと同時に、將來も相變らず御厚誼を賜りますやら御願申上げます。

卽ち彼は、桂あつての同志會であつて、桂無き後は繼續の意義なしといふ、人間本位の議論を主張してゐる。この點は、政黨は主義政策を同じうするものの結合であつて、人間は第二であるといふ一般知識階級の政黨論と全然反對である。さうして、それが彼の脫黨の非難された一つの理由でもあつた。

また彼は、彼自身が圭角の多い人間であつて、桂以外の人物はこれを容れないであらうと述べてゐる。この點は、加藤の人物に對する婉曲なる不信任の表明であつて、彼の脫黨の心理的方面を物語るに近いであらう。

伯の人生に於ける立場が、終始一貫して一も人、二も人、三も人といふのであつたことは、既にしば〳〵述べたところである。故に、政黨創設のごとき難事業も、桂あつてはじめて可能で、桂無き後の凡庸人がこれを繼承するは、佛作つて魂入れざるものと同斷であり、從つて從來の政黨と何の異なるところなき政權爭奪の一機關と墮すべしと、

伯は考へたのである。これ伯が强硬に、同志會の改組を主張せる一つの理由であつた。

また事實問題としても、今日一旦他の四常務の說に屈して、加藤の下位につき大浦、大石等の制肘に甘んずべしとするも、結局は自らの枯死となるか、乃至は後に至つての喧嘩分れとなるかが落ちとなるであらう。故にむしろ機先を制して早く身を引いた方が、賢明であつたといふこともできる。

この常務委員會が伯の脫黨を承認するや、伯は若槻をして次のごとき脫會理由書を調製せしめた。

> 予カ立憲同志會ヲ脫退センコトニ決心シタルハ、同會ノ幹部其他トノ間ニ於テ、何等感情ノ衝突等アルニハアラス。又余カ右決意ノ在ル所ヲ幹部ニ內示シタル場合ニ於テ、幹部ノ之ニ對スル態度等ニ於テ、何等介意スヘキコトアリタルニアラス。余ハ桂公ノ遺志ヲ紹クコトニ付、目的ハ全然他ノ諸君ト同一ナルモ、之ヲ達スヘキ手段ニ付他ノ諸君ト其意見ヲ異ニシタルニ依ル。卽チ他ノ黨員ハ、桂公ノ遺志ヲ繼紹スルハ現在ノ創立事務ヲ繼續シ、當初ノ目的通立憲同志會ノ成立及其發展ヲ計ルニ在リト爲スニ反シ、余ハ寧ロ現在成立セシメントスル立憲同志會ハ之ヲ斷念シ、別途ノ方法ヲ選フヲ可トスト云フニ在リ。

また黨側は、世間に對しては、長嶋隆二をして記さしめたる次のごとき簡單なる理由書を發表した。

> 後藤男爵ハ桂公ノ立憲同志會創立ノ趣旨ニ贊同シ從來盡力シ來リタルモ桂公ノ薨去セラレタルニ付公ノ遺志ヲ繼紹スル上ニ於テ寧ロ同志會ヲ脫退シ別途ノ方法ヲ選フノ便ナルヲ信シ今回脫退ノ決意ヲ爲スニ至リタリ。

彼の脫黨承認が發表せられると、俄然として留黨運動が勃發した。二十幾名の代議士は、自動車を連ねて彼の宮村町の私邸を訪問し、その飜意を勸めて、聲涙共に下るの概があつた。しかし彼は頑として聽かなかつた。

玆に於いて代議士連は、然らば彼と共に脱黨して清新の天地に一黨を樹てんと敦圉き、切々彼にその黨首たることを懇請したけれども、彼はやはりこれをも峻拒した。それは、既に第二黨たる同志會を去る以上、それよりも小なる第三黨乃至第四黨を率ゆるは、彼の所志ではなかつた。彼は單身孤立の境地に歸つて、自由獨立の活動を開始しようと決心してゐたのである。

しかし脱黨當時、彼に浴びせられた天下の惡罵を顧れば、少數なりと雖も、天下の同志の來集を峻拒することは、尋常一樣の決心では出來難いことであつた。そして彼がこの誘惑に迷はず、又一時目前の感情に絆されなかつたことは、取りも直さず、彼の後年の發展を可能ならしめたる所以であつたのである。

この留黨騷動の一段落ついたところで、彼は十一月一日附、次のごとき書翰を在來の黨內同志に送り、その立場を明かにした。

拜啓　深秋冷氣之候に御座候處、益々御寧健被爲在、敬慶之至に奉存候。然者小生立憲同志會退會を決心致候は、深き所存も有之候ことにて、其爲め一時非難攻擊の焦點と相成候ことも當然の事と覺悟致候處、各位が殊に從來の御厚誼を重じられ、懇到御高教を賜はり、且つ熱誠を以て小生の再考を促され候は、眞に小生の過榮として感激に不堪所に御座候。

小生此度の進退に關し候ては、一切辨解致候ことを自ら愼み候決心に有之、隨て今更何事も申上べき理由無之、已に今日と相成候ては黨に留るも黨に益なきを感知し、遺憾ながら退會を決心致候も、畢竟身を黨外に置き、徐に故公の志に酬いんことを期するは終始相渝り不申は勿論に候得共、唯々從來志を同くせる諸君と一時分袂するの止むなきに至り候ことは、衷心悲痛とする所に御座候。各地の同志に對しては、苟且にも不信の責遁れ難きを自覺するも、必ずや今日の始末を悃謝すると同時に、更に前途を相誓ふの機來るべきを堅く信し候。小生は自己の誠意を推して他日を期待するもの、今日何等の惡聲汚名を相受候とも、是付

て蒙る厚き御信愛の反照に候得は、寧ろ榮譽として甘受し、好意を以て之に答へんことを希ひ候次第に御座候。各位が世間囂々の毀譽に御頓著なく、卓然として道理以上、寧ろ溫乎たる情誼を以て留黨を御諭被下候御高義は、深く感謝する所に候得共、最早如何共難致場合に至り居候ことにて、終に貴意に副ふ能はざるは、吳々も恐懼の仕合、偏に御諒恕奉願上候。

右御禮旁〻奉得貴意度如此に御座候。頓首。

かくして伯の同志會脱黨の一幕は閉ぢた。一方同志會の方では、その後結黨の準備著々として進行し、十二月二十三日、築地精養軒において、結黨式が行はれた。會するもの加藤、大浦、大石、河野、島田、箕浦、武富、若槻、片岡、坂本をはじめ、貴衆兩院議員、前議員、全國黨員等約千八百名であつた。

この結黨式において、加藤高明が正式に總理に選ばれ大浦、大石、河野の三人が總務に指名された。さうして大浦と坂本とが報告使として、桂の墓前に派遣された。

一三、大風一過

脱黨の騷ぎが片附くと、伯の身邊は寥廓としてきた。洵に大風一過、萬籟闃焉の觀があつた。

伯は飄然として、湘南の別業に赴き、朝暾夕雲を友としてゐた。

葉山から歸ると、來訪の時事新報記者に對して、伯は次のごとく語つた。同紙はこの記事に「後藤男の立場」と標題し、更に小見出をつけて「男曰く、余は政界の破産者なり」と記した。

△新政黨脱黨後　余は葉山に於ける生活は極めて單調なるものなりき。余が數十年來の政治的生活の繫累を離れて初めて徐ろに風月に親しむの機會を得たり。唯だ秋深くして相模灣頭波靜かなる夕、思を國運の前途に寄せて

余が宿昔の志何時果つ可きかを考ふれば、葉山の秋は一入寂寞ならざるにも非ず。天下の事や時事皆非なればなり。余や不肖と雖も常に忡々の憂心を抱きて日夜國事に思を絶たざるに、時運余等の志に添ふや否やは解き難き疑問にして、余が今後の立脚地を政黨に求む可きか否かさへ未だ混沌として一も定まる所無く、少くとも今後半年乃至一年の間は余が苦しき煩悶の時代なる可し。

△半年乃至一年の後　機運動かば乃ち蹶起して運動を起す可く、否らざれば或は永久に余が政治的生活の終熄を見るに至るやも知る可らず。余は今日の黨弊の大なるを憂ひつゝあり。自治體も經濟界も悉く黨弊の蹂躙に任せて、政友會や今日其の形骸甚だ大なるに似たるも、天下の信任果して能く政友會に向ひつゝありや。或は恐る政友會領袖の胸中には唯だ黨勢擴張の方略饒かにして、經世濟民の大抱負に至りては一も之れ無きには非ざるか。彼等が官僚政治家の政黨操縱を以て誠意無しと云ふは可なり。然れども自ら幾十百萬の黨員を踏臺にして黨略に耽るは誠に寒心に堪えず。政界の弊竇には非ざるか。余は新政黨に在りて親しく地方の狀況を視察したるに、黨弊の極まる所人心漸く政友會を離れんとすと雖も、地方の人々が眞に憲政の本義を自覺するに至るや否やは、未だ容易に吾人の了解す可らざる所にして、憲政の前途は甚だ遼遠なりと云ふ可し。是れ余が、

△ハンザ同盟　の政綱を飜譯せし所以にして、政黨の人も黨外の人も、黨弊の外に超越して地方自治の發達を圖り、經濟界の獨立を企畫する所以の道は、當今の時勢に於て余は最要の急務と信ずればなり。然るに世人の臆測の甚だしき之を以て余が、

△小數黨を樹立　するの準備なりと評す。余は新政黨脫黨後全く政界の破產者にして、余が政界に於ける財產と

言ふ財産は時計も指環も悉く奪ひ去られて、單身孤立語るに友無きは余が現狀の僞はらざる告白なり。余にして若しも爵位を辭し貴族院を去り得可くんば、或は尾崎君等の如く小黨を提げて大黨の横暴を制するやも知るべからざるが、余は未だ斷乎として黨界に新旗幟を樹てんとする迄に民心の歸嚮を察知するの程度に至らず。若し夫れ余と寺内伯との關係を云々するに至つては政界の事情に通ぜざるも亦甚だしきものにして、△由來寺内伯　は共に政權爭奪を語る可き人に非ず。勅命一度伯に下らば直往邁進して聖旨に應へんも、勅命の下らざる限り異を立てゝ政權を爭はんとするの人に非ず。又た余は寺内伯とは平生親近の間柄に在りと雖も、萬一寺内内閣成立の曉に余を内閣の一員たらしめんとするや否やすら甚だ疑ひある位なり。長州派の政客が悶々の情押さへ難くして現内閣に陰謀を企てつゝ有りと言ふも、恐らくは長州派政治家の實力を買被りたるものには非ざるか。桂公の坏土が未だ乾かずとも借金の催促を爲す理由にも非ざれば、脱黨も可なり陰謀も可なり又た新らたに政黨を計畫するも可なれども、余の新政黨脱黨は敢て新政黨に敵對する所以に非ざれば、余の心臟に黴菌の生ぜざる限り、未だ容易に謀反を起す事無く、唯だ夫れ六根清淨して靜かに時運の變を察せんのみ。

かくして伯が、同志會を去つて政界に孤立すると、間もなく伯の殘したる中村是公以下は滿鐵より追はれ、暫くして家庭内に於いても、實弟彥七の財政上の不始末から、伯自身の資産に大打撃を受けるやうなことが起つた。南風競はず、伯は内外倶に苦境に陷つた。牢獄を出でて房州保田の海岸に悠遊したる日以來、生れて二度目の受難忍苦時代が、伯の上に廻つてきたのだ。

一四、夏季大學と新聞聯盟

この隱忍雌伏時代に、伯の爲しつつあつたことは、無黨派聯盟の計畫であつた。それは一方には地方自治團體を政黨的鬪爭より擁護せんとする企てであり、また一つには、大新聞の聯合により、公正なる輿論を指導せんとすることであつた。

これが爲めに伯は、或は獨逸中世のハンザ同盟の歷史を飜譯せしめて小册子としてこれを同志に頒分し、或は通俗大學會を作つてユニヴァーシティ・エキステンションの實現を試み、又は大學教授を集めて、實際家と會合せしめ、學俗接近を試みた。この通俗大學會の運動として、伯が初めて起したのが輕井澤の夏季大學で、翌年は長野縣木崎湖畔にも同樣なる夏季大學を起したが、これが次第に全國に波及して、今日のごとき夏季大學の隆盛を見るに至つたのである。

通俗大學會は彼の志と違ひ、遂に十分の發展を見ることなくして終つたけれども、それは後年に至り、夫の政治倫理化運動の中にその一部の收穫を得た。卽ち小册子「政治の倫理化」が、大約百萬部を賣り盡し、低廉にして平明なる政治書が、大衆的に讀まるるに至つたといふことである。

かかる學俗接近、學問の普遍化運動に、伯を助けてその志を遂げしめたのは、主として新渡戸稻造であつた。

次に伯は大新聞の聯盟によつて、健全なる輿論の作興に貢獻せんと志し、しば〳〵祕書の菊池忠三郎を下阪せしめて、大阪朝日新聞と大阪每日新聞とを說かしめた。

菊池の直接交渉したのは、大阪毎日新聞社長本山彦一で、本山から菊池に送つた書翰七通がある。その第一信は大正三年二月十日大阪より發したもので、その文中に「扨夫ノ一件ニ付而も、一度會見（註、村山龍平との會見を指す）相談致候處、一方より見れハ、今日ハ其好機會なるやも知れず候へ共、又一方より見れバ、時機未だ熟せざるの感ありとて、進行躊躇致し候様の次第」云々とある。

又同年三月五日の第二信は、東京に於いて警察官が政府反對の群集を撃退の際、拔劍して新聞記者を刄傷したる事件を契機として、大阪に於いて、曾て伯より提案ありし新聞同盟の端緒を開いた旨を報じて、次の如く記してゐる。

貴翰拜見仕候。愈御安静奉賀候。陳者今回夫ノ警官刄傷事件等之問題勃發致候ニ付、兼而計畫之新聞聯合同盟之端緒を開き、先以朝日毎日協議會を開き、引續近畿記者大會を開き候處、多數來會、幾分之效果も有之たるべく、併何分各自意見を異にし、互に利害關係も有之、全然一致之行動に出候事ハ六ケ敷、隨而其效果も大ならざる事と奉存候。但朝日毎日二新聞の聯合一致ハ、近畿各新聞社ニ大なる印象を與へたることハ、會議の席上ニて各社員之演述上明白ニ認め得られ申候。今後大事件の起るに從ひ、時々回を累ね、互ニ意思疎通致候上ハ、案外好結果を得、隨而國家社會ニ益する所多きに至ルへき歟。此邊精々注意致居候。

今回暗號電報御調製御回付被下、正ニ拜手仕候。併せて御來示之趣敬承仕候。男爵閣下へも宜敷御致聲被下度奉願候。右拜答旁集會内容の要領のみ申上度。草々頓首。

三月十七日附の第三信も亦、新聞聯盟のことを記して次のごとく言つてゐる。

拜啓仕候。愈御安静奉賀候。陳者ハ先日ハ態々御來坂被下候へ共、每度失禮のみ打過候段、恐悚之至ニ不堪候。

其後關西記者大會も開設いたし、區域も擴大、演說會等非常之人氣なりし事ハ、新聞紙上ニても御承知相成候半と奉存候。併各新聞社內部之一致結合ニ至りてハ、乍遺憾未だ充分圓滿ニ鞏固ニ至り兼申候。小生、實ハ此點ニ於て苦心致居申候。此邊御諒察可被下候。

扨明日ハ本社新聞壹萬壹千號發刊ニ付、小生も一文を草し宣言致候事有之候。是レニハ既往之歷史を語らす、專ら時局の問題ニ付新聞聯合之急務を陳辯致候。御一覽御批評可被下候右要用迄申上度。

しかしこれが本山の該問題に關する記述の最後のものであつて、それより以下第七信に至るまで全く此の件については觸れてゐない。

機運に熟せずして、新聞聯盟の事は中絕するに至つたのである。

一五、論文「政黨の將來」

この當時伯の筆に成つた興味ある一論文がある。それは大阪朝日新聞の新年讀物として起稿したもので、大正三年一月三日の同紙に載つてゐる。

この論文は伯の讀書の範圍を示す點に於いて、又伯の社會現象の研究者としての立場を示す點に於いて、多くの示唆を與へる。蓋し伯は、好んで英國憲法史の講義を聽いた。殊にローレンス・ローウェルの名著「英國政治論」は、或る英語學者をして全部飜讀せしめて之れを聽いた。また伯が生物學に興味を有し、社會現象を生物學的に觀察したるは、須賀川時代及び臺灣時代に於いて既に論じたるところである。

この「政黨の將來」と稱する論文に於いて、伯は日本將來の政黨が、決して英國の政黨そのままの形に於いて發達せざるべきことを論じ、民主政治の實體が、實は寡頭政治であることを説いてゐる。この點に於いて伯の政治的態度は、プレートーの所謂哲人政治、即ち高尚なる貴族政治であつたことを看取し得る。

政黨の將來に關する立論は、勢ひ國家の共通性と特異性とに鑑みて、既往と現在とに徵して多くの材料に依つて之を判斷すべきであるが、是は專門の學者のやることで自分は學術的に其材料を集めて全きを致す事は出來ぬ。併我國の政黨並に立憲政治は尙淺いのであるから他國の歷史を參考として論ずることが出來る。其趣旨で聊か我國の政黨の將來に就て述べて見ようと思ふ。今日の國家は有機體卽ち生活體であつて、國家の機務は生物學の原則に因るべしと學者が唱へるのみならず、自分も常にさう思うて居る。英國のシドニー・ローの政黨心理學中にも、英人は系統的に事を知るを好まぬ、臨機應變で實際に處理することに努めて居る、是れ一は歷史一は法律一は慣例、皆其成文に據らずして無意識的に合理的に發達して居るが故に、英國憲法の發達は機械的に非ずして生物學的（バイオロヂカル）である、故に本能的の活力（インスティンクティーブ・バイタリティー）を有す、然るに英國に模倣したる列國の憲法的政治は、初めより化石して活力を失ひ居れり云々と云うて居る。此事は大に我立憲政治並に政黨の將來を判斷するに參考となるべき金言ではないか。英國憲法の發達は機械的に非ずして生物學的であることが、最も我政黨員の注意すべき事柄では無いかと考へる。然るに我國人が往々英國の議院政治を模範として一躍して此域に達せんと試みるやうである。其勇氣や賞すべしと雖も、其注意に於ては餘り粗暴急激に失するものではないかと思はる。冒頭に述べたる如く、生物は共通性と特異性とある。國家に於ても亦然りで、此事は政黨と云ふ有機體卽ち生活力を有する團體の上にも亦同一である。例へば我が國民には英國民の夫と同じやうな保守的の觀念があるだらうか。英人の保守的の觀念は其の强所にして同時に弱點であると云ふことは世界の公論である。我國人にも斯樣な性質があるか何うか、其の他諸般の慣習、歷史等に於て社會生活上、國家生活上、其性質分量を同うすることがありや否や。是等を顧みずして直に英國に發育したる或る生物を日本に移して果して過ちなきを得べきか。是れ我政黨の將來を論ずるに於て最も愼重なる注意を要する問題ではないか。試みに尾張大根を東京に植ゑ若くは洋犬洋馬を移して各地に於て馴化しない事を考へた

ならば、立憲政治の上に就ても、政黨の上に就ても、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。東京に移した尾張大根が數年を經ても本性を有して居るか。又洋犬洋馬の如き稍形を變じても其最も良き所の性質のみを遺傳するか。或は其弱點が遺傳せられて、却て其寒暑に堪へ艱難に堪ふる所の強い力に於ては、土産の犬馬に劣るといふ經驗を得やしまいか。此の如く、民族的本性の特種の尊崇すべき本性を維持して改善の實を擧ぐるといふことは、犬馬の改善に就てさへ難いことである。是は氣候土地の關係が大に與つて力あるものと言はなければならぬが、是と同樣に立憲政治にしても政黨生活にしても諸般の社會的、歷史的關係に於て容易に模倣し能はざることは明かである。

故に英國憲法と同一の編成を爲し、英國政黨と同一の綱領を以て組織して、同一の結果を見ることは出來ぬのである。是は我日本のみならず列國共に英國の憲法政治を模倣せんとして成功したる例は殆どないと云ふことは、學者の善々に教へる所である。

（中略）又ローレンス・ローエルの說をして、自分の記憶する所によると、世に云ふ所の民主政にも制限をして居るのであるが、英國の憲法は不文律で無制限で所謂圓轉滑脫である。米國は之に反して明文に制限があり。英國の政治は民意を代表するものと云ふけれども、人民の多數が國政を執るに非ず。又投票は殆ど普通と成つてゐるけれども、政治を執るものは少數の人に限られて居る。英國は制限ある君主政（リミテッド・モナルキー）にして同時に制限ある民主政（リミテッド・デモクラシー）なりとの說あり。憲法學者ロード・ブロッカアは英國の憲法政治をピラミッドに譬へて居る。其基底は人民であつて中層は財產智識ある貴族（アリストクラシー）、尖頂は皇室で、此三の者が相族つて堅固なる憲法國を組織して居ると云うて居る。但し此アリストクラシーなる言葉も、十八世紀或は十九世紀の初めに用ひられたる語と今日のとは意味が違つて居る。其實質の進化して智識の發達を見るアリストクラシーである。要するに社會的政治的紳士階級（ソシオポリチカルクラス）たるものは英國の政治を掌る人になつて居るのである。普通投票があると同時に、而も其モッブの跋扈を見ずして止む所以のものは、嚴然たる秩序の存して居るが爲である。決して他國の企及し得ざる所以である。（中略）

近來世の中に二大政黨論と云ふことの聲が隨分行はれて居る。然し英國に於ても、今日は昔のやうな二大政黨が行はれては居らず、又各國に於て、英國の二大政黨の歷史を羨慕して模倣せんとせるものが、多くは失敗に陷つて、其當初模倣を企てたる如き目的を達すること能はざるは、識者の知る所である。

抑も政黨は世に云ふ二大政黨對立など云ふが如き單純なる區別で成立するものではない。學者が政黨の種類を區別するに非常に苦心をして、種々な類別があるけれども、多くの點に於て列國共通の類別とはならない。而して各國の特異性に依つて分類を多くするが常である。併し立憲政治を行ふに當つて、政黨を無視することは何うしても出來ぬ。唯政治的黨派は利益と威嚴と實行行動との三者を備へなければならぬ。此點に於ては理想的の政黨を組織するには、反對黨の存在して居ることを第一の要素として居る。然らざれば自黨の分裂を來すのである。然れども政黨は必ず革命的ではいかぬ。進歩的ならざる可からず。又保守的精神も必要である。伊太利、佛蘭西の政黨は國民性にも據るのであらうが、兎に角政府顚覆的であると云ふことは、政黨の爲に惜むべきである。(中略)

要するに代議政體なるものは、一時多數政治であると云ふことを唱へたけれども、それは間違ひであつて、代議政體は寡頭政治である。而して平民政治、平和主義、社會主義と稱するものに於ても種々の變遷を經て、マルクス信仰の誤解なることを覺り、ルッソー信仰の誤謬なることを悟つた。畢竟目的は國民の下等階級に依り社會を統治するに非ずして、進化の程度と共に增加する多數の國家公民の階級に依て秩序的の慣習を爲し、其一派の利益の爲にする政治を作すといふ事になつて居る。下級階級に依つて支配せられるものではない。玆に於て民主政體の變遷が愈進んだ譯である。昔は平民政治といへば、例へば民衆及び下層の階級は上層の階級に比すれば一層聰明である、其民衆の裁決は大國を適當に指導する能力を有して居ると云つたので、一切の官吏は年々選擧するが宜い、又開戰とか講和とかに於ても全國民の裁決を取るが宜いといふ信仰を有つて居つた。此時代に於ては感情並に其情熱が理性智識又は客觀的の判斷の能力を凌ぐ程の危險を見るに至つて居つた。然るに近年に至り極端なる平民政治を主張する者でも、平民政治の政黨のあらゆる弱點及び其限界に對する見識が頗る發達して、一大進歩を現すに至つた。是れ則ち平民政治自身の最良なる進歩と其教育の力である。

プラトンの說に、國政の轉位(ロテーション)は天子より貴族に移り、貴族より平民に移り、更に平民より君主に歸ると言つて居る。是が卽ち上文に云ふ議院政治は寡頭政治に歸すと云ふ事で、昔の人も見て居つたのである。此事が果して當を得て居るならば、將來の政黨なるものを判斷するに難からざるものでは無いか。(中略)

以上述べたる所よりして考察したならば、日本に於ける將來の政黨と云ふものを觀察し判斷するための原則を求め、其資料を集むることに於て思ひ半ばに過ぎるものがあらう。併し冒頭に述べた如き理由に依り、日本政黨の將來を判斷しようとすれば、自分の攻究の足らざることを自ら感ずるのである。

伯の同志會脫黨當時の意見を、この一論文と對比するときに、そこに吾人は一脈の思想的連關を發見する。伯は、蘇峰の批評のごとく、「訓練（ツレーンド）されたる頭腦（マインド）」を有せざりし人である。ゆゑにその意思表示は、唐突にして論理的精確を缺き、人をして脫線と評せしめたけれども、その心內に立ち入りて、思想の脈絡を辿るときに、吾人は、この一見唐突非論理なる言動は、實に地下に燃ゆる火焰の火山山嶺より爆破するの類であつて、山底に常住の火團ある如く、伯の心內にも一定の思想體系は存してゐたのである。

第四節　對大隈內閣

一、大隈內閣成立

大正三年三月二十四日、山本權兵衞內閣が所謂シーメンス事件をもつて倒れると、後繼內閣問題に關し、政局は甚しく紛糾した。元老會議はしば〳〵開かれ、後任首相について鳩首凝議した。

元老會議において先づ推薦されたのは、貴族院議長德川家達であつた。しかし德川はこれを拜辭したので、次に元老會議は、山縣の發案により大隈重信、加藤高明、清浦奎吾、伊藤巳代治、平田東助、寺內正毅、後藤新平の順序で

推薦しようとした。（世外井上公傳に據る）然るに松方はまづ清浦が宜からうといひ、大山がこれに贊成したので、山縣も同意して、大命は清浦に降下するに至つたのである。かくして清浦は、全力を擧げて組閣の準備を急いだが、海軍大臣銓衡に就いて一頓挫を來した。ために結局組閣不可能に陷り、四月七日に清浦は宮中に參內して大命を拜辭するの已むなきに至つた。

清浦の失敗とともに、時局收拾ます／＼困難となると見るや、決然として病軀を提げ、興津の別墅から東京に驅けつけてきたのが、元老井上馨であつた。壯年時代の一徹な氣象をそのまま持續してゐた彼は、私情と行掛りとの一切を擲つて、多年薩長の敵であつた大隈重信推薦の一途に猛進した。彼は他の元老を說得し、また大隈を說破して、遂に大隈內閣を成立せしめた。

大隈は果して如何なる內閣を作るであらうか。又伯は大隈に對して、如何なる態度を取るであらうか。

伯は既に首相候補者の一人として元老會議の話題にも上つてゐたことであり、又大隈の基礎とせんとしたる同志會內には、依然として伯の同情者は存在したことでもあるから、大隈の大命拜受當時には、伯も亦入閣するのではあるまいかとの觀測も一部には行はれてゐた。のみならず政界の一部には、大隈を推薦するに至らしめたるは、伯の運動も亦與つて力ありと爲すものすらあつたのである。

當時の新聞の一二によつて、伯の動靜を窺ふに、先づ三月二十七日の大阪朝日新聞は、「後藤男の躍起」と題して次のごとく記してゐる。

慫慂したりとも傳へらるゝが、更に又大隈伯推薦」は[illegible]
是れ大隈伯をして三派を率ゐて内閣を組織せしむるに於ては、自分の當然の權利として一椅子を占領し得べきものとなし、松下茶等をして山縣公、土方、田中兩伯に說く所あらしめたれば、兩伯は數日前茶高貴の方を訪うて、山本内閣を彈劾をなしたりと傳へらる。而して又二十五日田中伯は山縣公邸に在りて公の歸京を待受け、大隈伯推薦云々に就て懇談する所ありたりと。

また三月二十八日の中外商業新報は「後藤男暗中飛躍、私に入閣を獨斷す」と題して次の如く報じた。

曩に新政黨を脫して悠々自適しつゝありし後藤男は、海軍問題勃發以來、暗中飛躍を試みつゝありしは人の知る處なるが、殊に昨今の活躍は目覺しく、廿五日午前及廿六日午前は淸浦子爵を訪ひ、又廿六日未明は椿山莊及平田子を訪へる形跡あり。又寺内伯大浦子との密議は廿四日夜行はれたりとの事にて、兎に角同男は、何人が首相たるも自分は必ず閣員一椅子を占むるに至るべしと昵近者に語りたると、昨今の飛躍とを綜合して推察する時には、同男の行動は最も注目に値すべし。

これ等新聞の報道が、悉く眞相を穿ちをるや否やについては、疑問を插む餘地がある。しかしこの政變の際、伯が相當活潑な活動を示したことは事實であり、四月に入つても、再三元老井上を訪うて密談してゐる。何れにしても、山本内閣に對し終始反對の態度を取つてゐた伯が、これに代るべき新内閣に好意ある態度を取るべきことは、寧ろ當然のことであつた。況んや伯と大隈との間には、性格上相共通する幾多の點を有したるをや。

大隈が徹頭徹尾陽性で樂天的であつたことは、頗る伯と相似てゐた。その世界の大局を達觀して、日本の事相に對處せんとするの態度も亦相似てゐた。その想像力豐富にして、一見空粗放漫と見えつつ、しかも内心は用意周到にして事を輕々しくせざるところも相類してゐた。ことに高談放語、客を引き、靑年を近付け、眼中何人も無きごとき豪快さが、甚しく兩者を同型とした。その性情の淡泊にして恩讐ともに洒然としてこれを忘るる底の襟度に於いて殊に

相近かつた。

素より兩者の性格に於いては、相異なるところも亦少々でなかつた。しかしながら、世上に同類型の人物を求むとせば、伯と大隈のごときは、蓋し甚だ近似せる人物の範疇內に入るべきことは疑ひなかつた。

然るに運命は、從來伯を山縣と寺內のごとき、性格趣味全然相異なる人物の側近に置き、相近かるべき大隈と反對の地位に立たしめてゐたのである。いま天は伯と大隈とを接近せしむべき唯一の機會を惠んだ。しかし二人者は果して相結び相扶けて政界に馳驅するであらうか。

此の時同志會內にあつて、いはゆる後藤派の直系と目せられたる非幹部派の人々は、伯を入閣せしめんとして、鋭意努力した。なかにはひそかに祕密會を開いて、「大隈伯の推薦せる閣員は吾人の欲せざるところなれば新に後藤男の入閣を大隈總理に迫らん」と申合せ、實行委員を擧げて幹部に會見を申し込んだけれども、幹部にはねつけられて非常に激昂したといふやうなことが、傳へられたほどである。

然るに四月十六日成立したる大隈內閣の閣員中には、伯の名前は入つてゐなかつた。それは理由のあることであつた。即ち大隈內閣は加藤高明を中心とする內閣として成立したからである。四月十日、井上から蹶起を促がされた大隈はその歸途加藤を訪うて下相談を行ひ、その同意を得てやうやく組閣の決心を固めたほどであり、從つて大隈內閣は一部から「準加藤內閣」と稱せられたほど、加藤中心の內閣であつたのである。さうして加藤は同志會脫黨者たる伯を再び迎へて、內閣內に一厄介者を加へようとの意思は毛頭持つてゐなかつた。

大隈內閣閣僚の顏觸れが、殆ど悉く加藤の方寸によつて決つたことに對する不平は、果然、何人に內務大臣の椅子

を與ふべきやの問題について爆發した。まづ國民黨の犬養は入閣を拒絶し、中正會の尾崎がまた多大の不満を示したばかりでなく、同志會內の不平組もこれに應じて起ち、若し加藤および二、三の幹部にして猛省せざれば、脱黨を辭せずとまでいきまくに至り、結局內相は大隈首相の兼任で、お茶を濁さざるを得なくなつたほどである。

しかし新內閣成立當時、伯は依然として好意ある態度をもつてこれを迎へた。六月二日の東京朝日新聞の記事が、伯の當時の心境を物語つてゐる。それは五月三十一日、下阪中の伯をとらへて感想を叩ける記者に對し、伯の放談せるものである。

僕は政界を隱退したよ。新聞では第四黨とか云ふものをどうかする野心を持つてゐるなんて嘘の皮だ。何時までも今の樣に氣樂に暮したい。又僕等をして氣樂に暮させるは天下泰平の時で、謂はゞ國家の幸福だ。世間では較もすれば僕を何かしないでは一日も過ごされぬ人間と思つて居るさうだが其樣な事はない。モウ政治には痲痺して仕舞つた。夫れア東京に居ると客が多いさ。朝から晩まで絶間がない。けれども政治上の話は少い。實業家や坊主や神主などを對手にして色々な事を聞くも面白い。モウ年も寄つたのかね。年が寄つたと云へば大隈さんは豪いね。是まで宮中儀式などに彼の骨格で長い間直立してゐるのを見た丈けで豪いと思つて居たが、今度は進んで難局に當るのを見て益豪いと思ふ。勿論思ひ切つて起つたのには素晴らしい抱負があるに違ひない。但し人物が人物だから、歷代の首相の樣に、コツ〳〵と小さい穴を掘ぢくつたり埋めたりするやうなケチな抱負ではなからう。閣員連は彼方からも此方かも拾ひ集めたもので、隨分粹を拔いた積りだらうが、素より大隈さんとは比べものにはならぬ。夫れ丈大隈さんは頭拔けてゐるから、閣員連は何かに就けて我を張る勇氣があるまい。結局大隈さんの心の中に捲き込まれて、謂はゞ感化されて終ふだらう。內閣の生命は閣員の一致統一に在る。大隈さんの閣員が殘らず感化されて終つて、軈て統一されるのだから、內閣も磐石となるのだ。僕は大隈さんを以て前內閣の首相とは數等秀れて居ると思ふばかりでなく、歷代の首相中極めて稀なものと思つて居る。其のお手並は是から拜見するので、未だ日が淺いから何も批評することは出來ぬ。國民の政

治思想の進んで來やうが餘りに急速で、僕等が是まで考へて居つたのとは進み樣が早い樣だ。併し世間も隨分六かしくなつて來た。斯う云ふ有樣では、之までの樣にズカ／＼と無責任の法螺も吹けんではないか。同樣に大隈さんも隨分苦しいだらう。今迄の主義を捨て八方に心を配つて、極く愼重に重苦しく國政を料理しなければならぬ。世の中には政黨と云ふので大隈さんを是非するものあるが、之は無理だ。大隈さんは是迄政黨に關係はない。謂はゞ批評者の立場に居つた。政黨は其の言動を直に實際に行はんとするものだが、批評者は人心を指導して輿論を作るものだ。成程行懸り上同志會は味方するだらうけれ共、大隈さんは同志會ではない。其大隈さんを政黨と云ふ目で見て、其事業を批評するのは大間違ひだ。僕等は出來るだけ保護したいと思ふ。隨分難局だよ。お氣の毒だ。考へて見たまへ、日本は隨分外國から買被られて居つた。夫が近頃は輕蔑され始めた。輕蔑の上は干戈だ。是迄戰爭の起つたのは皆輕蔑された果だ。李鴻章に輕蔑されて日清戰爭が起り、アレキシーフに輕蔑されて日露戰爭が起つたではないか。輕蔑され始めるのは油斷ならぬ時だ。大隈さんは疾に氣が付いて居るだらう。夫だけ苦しいだらう。同情するよ。マア國民一致して扶け樣ではないか。

かくの如く伯は、最初大隈內閣に對して、好意ある態度を持してゐた。この大隈に對する伯の好意が、直ちに加藤に對して果して好轉し得べきや否。水はすでに分水嶺を下つたのである。

二、東洋銀行設立案

支那を如何にして統制あり繁榮なる國家に仕立てようかといふことが、終生伯の腦裏を去らない問題であつた。それは臺灣の日に始まり、滿鐵に於いて緒に就き、桂內閣時代に於いてしば／＼新計畫を樹てた所以であつた。

いま大隈內閣の成るとともに、伯は再び支那問題について一新創案を編み出した。それは二億の金を投じて、支那

に一大金融機關を設立し、以て財政の建直しを試みしめんとするの案であつた。事實、支那の安定は財政の建直しより來らざるべからずとする伯の意見の發露であつて、後に說くところの支那阿片統制案と並んで、伯の支那再建二大長策の一をなすものである。

大正三年七月五日、伯は箱根に靜養に赴き同月十一日夜、歸京した。それはこの滯在期間一週間に、東洋銀行設立計畫の草案を脫稿するためであつた。そのことを當時、伯と同行した長嶋隆二が次の如くに語つてゐる。

大正三年の七月頃、支那問題について意見を書くやうにと云ふことで、私は伯と御一緒に箱根の湯元の今村繁三氏の別莊に參りました。主人は無論來てゐない。約十日間二人だけで寢食を共にし、支那問題で意見を伺つたり私の意見も申上げたりしました。さうしてそれを每日私が書いた。

その意見の大要は、日本と支那とが經濟的に密接な提携をしなければならぬ。それは日本として是非とも必要であり、又支那の利益でもある。日支の間の國交の親善、經濟關係の圓滿と云ふことが、日本の世界に立つ政策の基礎だ。それを實現するには、日本の方から誠意を示して掛らなければならぬ。その具體的の方法として、二億圓の支那の金融機關――銀行のやうなものを作り、日本から一億出資する、支那の方から出資する一億は日本が支那に貸してやる、大體に於て二億を棄てて掛つて、それにうるさい條件や何かを附けない、全く日本がそれを出して、さうして支那の開發の爲めの金融機關にする、さうしてその總裁のやうな者は支那人にして、副總裁を日本人にして、さうして經營は日支兩國人が共にやるけれども、目的は支那の經濟の爲めと云ふことで、犧牲的にこの仕事をやらなければいかぬと云ふ案です。その案を具體的に書上げました。丁度歐洲戰爭の始まる前のこ

とで、それをすつかり書上げましてから、元老の諒解を求めた。山縣公、松方公は御自分で直接にお出になり、井上侯の方は私に代つてやれと云ふことでした。そこで興津に井上侯を訪うて贊成を得た。それから平田さんにも御相談があつた。平田さんから山縣公と松方公に話して貰つて御贊成を得てから御自分でお會ひになつた。それから總理大臣の大隈伯に進言して總理大臣の贊成を得ました。

かくして東洋銀行設立の計畫は、著々として進捗したのである。然るに首相大隈は、その直接交渉の責任を伯に託し、それが熟したら、政府がそれを實際にやることにしようと云ふことになつた。然らばその結果はどうなつたか。長嶋は續いて語つて曰く。

丁度支那の公使の陸宗輿氏が、その夏箱根の宮ノ下の奈良屋に居られた。私も奈良屋に丁度行つて居つた。それから後藤伯が富士屋の方に態々來られて泊つて、富士屋の後藤伯の部屋で公使とお會ひになつて、この事を話した。これは日本政府の同意を得て居る、ただ下打合せを自分がやることになつて居るからと云ふ意味で公使に話され、公使が本國政府に打電して交渉が始まつた。大分交渉は進んだのですが、支那の方でも、時機を少し見ると云ふことでした。丁度袁世凱の大總統時代で、事柄は餘程圓滿に進んで居つた。ただ日本の內閣の方が大隈總理は同意したけれども、加藤外務大臣などがさう乘氣でなかつたやうです。それが遲れた一つの原因でせう。しかしこの問題はずーつと繼續的にやつて居りました。その內に翌年になり歐洲大戰が始まつて、かう云ふ問題が實行の出來ないやうな狀態になつてしまつた。若しこの時にこの案が實際に成つて居つたなら、歐洲戰爭が始まつても、日支關係はずつと變つて居つたらうと思ひます、然るに二十一箇條問題から、兩國の爭ひが始まつて、

到頭今日まで相乖離する有樣になつたが、若しあれが出來てゐたら、さう云ふことなしに行つたらうと思ふ。この問題が或る處まで進んで最後の實現を見るまでに行かなかつたことは非常に殘念でした。これには後藤伯は非常に力を入れて居りました。

まことに長島の語るがごとく、それは日本にとつても、また東洋にとつても、非常に殘念なことであつた。

三、歐洲大戰の勃發

大正三年七月末、伯は家族を伴つて、箱根蘆の湯の紀國屋に避暑してゐた。和子夫人、姉初勢、並びに筆者夫婦の五人連れであつた。

人に外國書を讀ませて聞くことのすきであつた伯夫妻のために、筆者はコーナン・ドイルのブリゲディアー・ジェラールの武勇談を讀んだ。殊にしば〳〵ナポレオンの出て來るこの小說は、頗る伯と和子夫人を興がらした。筆者は路傍の樹の蔭でよく、三人のためにこの書を讀んだ。その前の冬も熱海の別莊で一家のために、リットン卿の「ポムペイ最後の日」を讀んだ。それは多少なりとも英文學を伯に紹介しておきたいといふ考へからであつた。

さういふ時に伯は、平和な溫柔な家庭人であつた。浴後の一時、肥えた軀を涼風になぶらせながら、綠蔭に坐してうれしさうに小說の話を聞いてゐた。

しかしさういふ泰平無事の日に、世界は急速力をもつて一大悲劇に向つて驀進しつつあつたのである。

六月二十八日サラエーヴォに放たれた拳銃の一彈は、全世界を驅つて急湍の中に奔逸せしめずにはゐなかつた。墺

太利の最後通牒から、八月一日には露國の動員、獨逸の對露宣戰と、事件は走馬燈のごとく囘轉し、遂に戰禍は極東にまで波及した。

すなはち八月三日、英國政府は帝國政府に對し「英國ハ參戰スルニ決セリ。而シテ此ノ戰亂ノ餘勢ハ更ニ進デ極東方面ニ波及センモ未ダ知ルベカラズ。此ノ如キ場合ニ至ラバ、日本政府ノ力ヲ藉スニ吝ナラザランコトヲ望ム」旨を申送つて來た。

大隈內閣は直ちに臨時閣議を開き協議の結果「萬一英國ニシテ、戰爭ノ禍中ニ投ズルニ至リ、且ツ日英協約ノ目的或ハ危殆ニ瀕スル等ノ場合ニ於イテハ、日本ハ協約上ノ義務トシテ、必要ナル措置ヲ執ルニ至ルコトアルベシ」といふ聲明を發表した。

然るに八月七日に至り、更に英國政府は帝國政府に書を致して、「獨逸ノ東洋艦隊ハ極東方面ニ於ケル英國人ノ商船ヲ脅威シテ支那海ノ安全ヲ妨害スルヲ以テ、日本艦隊ハ、獨逸艦隊ヲ驅逐スルニ助力シ、極東ニ於ケル日英協同ノ利益ヲ防護セラレンコトヲ望ム」と申し來つた。

この日午後十時、大隈首相は早稻田の私邸において臨時閣議を開き、加藤外相より對英交涉經過を報告し、閣議は日英同盟の誼に基き參戰することに決定した。

かくして大隈首相は翌八日、內閣に於いて元老會議を開き、參戰問題に關する閣議の經過を報告してその贊成を求めたところ、元老側からは參戰時期に就いて種々痛烈なる質問が出たが、しかし結局は內閣の案を容れた。よつて大隈首相は、十五日御前會議を奏請し、獨逸に對する最後通牒を決定し、御裁可を得た。而して對獨宣戰の詔勅は同月

二十三日渙發された。

然るにこの最後通牒中にある字句から、重大なる政治問題を惹起するに至つた。卽ち右通牒中「第二、獨逸帝國政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還附スル目的ヲ以テ一千九百十四年九月十五日限リ、無償無條件ニテ日本帝國官憲ニ交附スルコト」なる項目が挿入されてゐたが、これが朝野識者間の大問題となり、囂々たる是非の論を捲き起したのである。大隈内閣が對支外交の難礁に乘上ぐるの端は、實にこの參戰決定への措置において發したのであつた。

さて大隈内閣が急遽參戰に決定したことについては、伯はこの當時、次のごとく手記してゐる。

一、八月初旬、英國政府ハ日露戰爭當時ニ鑑ミ、今回歐洲戰爭ニ關シ、可成日本帝國參加ヲ煩ハササル希望ナル旨通牒シ來リタリト聞ク。果シテ眞ナルカ。

一、八月八日、我政府ハ自ラ進テ獨逸ニ對シ宣戰ヲ公布セントシ、元老會議ヲ開キタルニ、元老質議ニ明答スル事能ハスシテ、遂ニ十四日最後通牒迄遷延シタリト傳フ。

此間英國ニ對シ日本陸海軍ノ義憤國論沸騰甚シク、若シ膠洲灣占領ノ爲獨逸ニ宣戰セサルトキハ、現内閣顚覆ヲ見ルニ至ルノ虞アルヲ以テ、英國政府ノ同意ヲ要求シタリト傳フ。又一說ニハ、英國政府ハ單ニ膠洲灣付近ニ於テ獨逸假想軍艦ノ横行ヲ監視スルニ止メ、支那ニ陸軍軍隊ヲ派遣スル事ヲ不可トシテ、東洋平和ノ爲日本ノ戰鬪行動ヲ抑止スヘシト通牒シ來リタリト傳フ。

又一說ニハ、日本ノ希望ニヨリ、楊子江以南ハ英國自ラ之ヲ警衞スルヲ以テ、其以北ニ於ケル自由行動ヲ許ス、支那ノ平和ヲ保護スル爲、膠州灣以外可成限局シテ陸兵ヲ上ル樣致サレタシト、回答シ來リタリトモ傳フ。

卽ち伯は、當時まだ大隈內閣に對して好意を失つてゐなかつたので、大隈首相の措置に對しては、疑惑と痛心とをもつて眺めたけれども、未だ正面より非難攻擊するには至らなかつたのである。

しかし八月の下旬に至つて、伯の對大隈內閣態度は次第に硬化し來つた。さうして伯が早くも內閣破壞の運動を開始したりとの噂すら、新聞紙上に宣傳されるやうになつた。特に內閣の外交に慊らざる元老山縣と通じて、大隈內閣を倒壞し、朝鮮にある寺內を擔ぎ出さんとしてゐるなどといふ具體的な噂まで、傳へらるるに至つたのである。

大正三年十一月七日の每夕新聞は報じて曰く。

現內閣の外交が、加藤外相の私見と大隈首相の附和に依つて、輕々しく妄斷の傾きあり。此の儘に放任し置かんには、國運の危殆に導くべき虞あるより、松方老侯の如きも捨て置き難しとなし、憤然蹶起して外交財政に亙り監視を嚴にしつゝあるは既報の如くなるが、別に飛報あり。政界の彗星を以て目せられ居れる後藤男は、五日京都に赴きて、六日入洛すべき山縣公を迎へ、帝國外交に關する重大問題を議せんとすと。

山公憂慮甚大　右に就て本社の探聞する所に依れば、山縣公の現下時局に就きて憂慮せることは他人の想像以上にして、老の一徹、至急に相當警戒を加ふるか、若くは內閣を更迭して、今少しく世界の大勢に通じ軍國の政務に任ずるに適當なるものを以て大政に當らしめんとの意あり。去月の元老會議以來、公は親近なる政客の來り訪ふ每に此必要を論じ居たり。

後藤男の眞意　而して後藤男亦去月末山縣公を訪問したる時之を說かれたるを以て、覇氣滿々たる後藤男何條只聞き流しになすべき。我が志をなすは此機にありと許りに、亘星間を奔走し、頃來一個の腹案を立て、既に之を京城なる寺內伯に電報したり。

寺內伯の起否　後藤男の迎電に接したる寺內伯が、果して山公並に後藤男の意見に賛し歸來するや否やは未だ知る可らざるも、山公藤男の意は、正に寺內伯を京都に迎へて、特に中央政界の環視を避け協議せんとするに在り。而して其協議の腹案は、現內閣の外交方針に對し一種の條件を提議し、若し現內閣にして之を容れざるに於ては、一蹴して現閣を打壞せんと云ふにあるが如

しと傳へらる。

この新聞記事が、どの程度まで眞相に觸れてゐるかは別問題として、伯の大隈內閣に對する態度が、好意的中立より、次第に反對へと轉向しつつあつたことは事實である。

四、支那特派說

對獨宣戰の決定された八月八日の內閣元老合同會議には、井上馨は出席しなかつたが、彼は長文の意見書を認めて、これを大隈首相に送つた。その中に於いて彼は、日本は英、佛、露と誠實なる聯合的團結をなし、この基礎を以て支那を懷柔するの策を建つると共に、後藤を特使として支那に送り、袁世凱を說得して、日支提携の實を擧げしむべしと說いた。

この時井上は使者として望月小太郎を東京に派遣したのであるが、その大隈首相との會見顚末につき、「世外井上公傳」(第五卷三六九―三七〇頁)の記すところは次の通りである。

望月は公の命を奉じて直ちに歸京、十日朝先づ大隈を訪問し、右の箇條書を示し、逐條公の意のある所を說明した。大隈はその趣旨に賛成し、全く公と同意見である旨を答へたが、只英支兩國への代表者人選に關しては難色があつた。公は英國には都筑馨六を、支那には後藤新平を推したい希望であつた。當時英國には公の嗣子勝之助が駐英大使として居り、支那には日置益が公使として駐在して居た。公の考へでは、この時局に當り英佛露の聯絡を執り適宜の活動を期するには勝之助よりも都筑を勝れりとし、又袁大總統を我が掌中に納めるためには、襟

度豁達な後藤を拔擢し、日置を指導せしめるに如かずとした。然るに都筑も後藤も就中後者は同志會脫退後加藤と疎隔甚だしいものがあり、狹量な加藤のことであつて見れば容易に之を容れるとも考へられぬが、大隈としても亦之を無理に强ひることの出來ぬ內情があり、旁ゝ公の希望實現は極めて困難らしい大隈の口吻であつた。

望月は早稻田邸を辭去した後、目白椿山莊に山縣を訪ひ、この井上の提案を示したところ、山縣も亦これに贊意を表した。しかし大隈內閣はこれを實行しようとしなかつた。かくして八月十五日の御前會議となり、つひに對獨最後通牒となつたのであるが、この最後通牒中の字句が、つひに政治問題化するに至つたことは、上述の通りで、それには井上、山縣をはじめ元老の多くもまた贊同しえざるところであつた。井上は八月二十二日に至り、更にその外交對策を望月に口授して大隈首相、山縣及び松方に傳達せしめたが、その中に於いて再び彼は日、英、露、佛四國同盟締結の急務を說くとも共に、後藤を支那に特派すべきことを力說した。右の文書は五項より成り、そのうち伯の支那特派に關することは、五の「同盟の實行方法」中に、次のごとく記されてゐる。（世外井上公傳第五卷三八四―五頁）

而して此四國同盟に對する日本の義務は勿論極東の地域に限るべし。右の腹案は十分首相、山公、松侯御熟議被下度、且首相は自から露大使マレウイッチ、佛大使ルニョール氏と會見、露、佛との成效確實の豫定出來たらんには、石光電火の瞬間に於て英國大使の協力を得る樣望み度、此間の掛引は隈伯の老手にのみ望む事を得ん。尙日佛銀行成立に關する井侯の意見は、山公には詳細合點する樣相話し、日佛銀行へ佛資を吸入し日佛銀行より支那の袁に貸付る事。何となれば袁は一方には五國借款の不可能と、他面には關稅收入の大減落より資金缺乏、其困難想像に餘りあり。此時こそ日本が袁を懷柔するの好時機ならん。但し袁は一方にはジョルダン、他方にはモ

リソンの聯鎖的覆面あり。之に對抗して我日置公使にては不安心なり。宜しく襟度を活達にし、袁と提携し得らるべき後藤を派遣して日置公使の指導者たらしむべし。或は伊集院と云ふ人あるも、伊集院は曩に支那公使たりし時、袁と共に南方を抑壓したる事は、或は支那將來に對して此際の派遣恐らくは其人に非ざらん。

しかしこの井上の提案は、再び加藤の拒むところとなつて、果されなかつた。

五、解散反對の覺書

對獨宣戰以來、次第に内閣反對に轉向しつつあつた伯は、大正三年十二月五日、第三十五議會の召集せらるる前後には、純然たる反對者の地位に立つてゐた。

當時衆議院に於ける各派の分野を見るに、政友會は百八十四名をもつて第一黨の地に居り、國民黨は三十二名、立憲同志會は九十五名、中正會は三十六名を有し、政府支持派は同志會並びに中正會であつて、兩黨を合しても百四十餘名に過ぎず、議決の勝敗は國民黨の嚮背如何に繋つてゐた。しかも政友、國民の兩黨は大隈内閣の標榜する二個師團增設即行案に反對して共同戰線を張つてゐたから、このままでは到底内閣に勝算はなかつた。

總辭職か解散かの危機が日一日と迫つてゐた。しかし成立匆々の大隈内閣が、一戰をも交へずして退却すべしとは見られなかつたので、解散は必至の勢ひと見えた。

これに對し伯は、伯一流の論法から、解散を非として、内閣更迭を主張した。次に掲ぐる覺書がそれである。

覺書

一現內閣ハ元老諸公ガ　陛下ノ御下問ヲ奉承シテ推薦セラレタルカ故ニ、其成敗ニ對シ、世人ハ一般ニ當然責任ヲ負ハルヘキモノト信セリ。

一然ルニ近時內閣ノ外交、財政並ニ內政ハ、整理ナルカ將タ紊亂ナルカノ疑ヒヲ容ルヘキ跡歷然ニシテ、殊ニ外交ノ失政ハ現ニ國民ニ過大ノ損害ヲ與ヘ、將來蒙ラシムルニ更ニ重大ナル負擔ヲ以テセントス。

一財政々策ハ姑息ニ流レ、終ニ萎縮枯渇ニ傾カシメ、民間經濟ヲシテ愈々不振ノ極ニ陷ラシメントス。

一內政ハ机上ノ空論ニ囚ハレ、所謂「ビロクラシー」ノ弊ヲ簇生セシムルヲ顧慮セサルニ似タリ。傳染病研究所水產講習所等ノ實例ニ徵シテ明ナル所ナリ。

一元老諸公ハ多年國政料理ヲ實驗セラル、モノ、此經驗ヲ以テシテ、決シテ現內閣カ約一年未滿ノ間ニ經過セル失政ヲ知ラレサルノ理ナシ。

一有史以來未曾有ノ國步艱難ノ時ニ際シ、現狀ニ放任セハ、將來ニ大患ヲ貽スノ恐ルヘキヲ曉ラレサルニアラサルヘシ。諸公之ヲ現內閣ニ委シテ果シテ自ラ恢復矯正ノ力アリト確信セラル、モノアルカ。

一元老諸公ニシテ、現內閣ニ對シテ不安ヲ抱カレ、國家累卵ノ危キニアリトセハ、俗論ノ毀譽褒貶ニ關セス、之カ善後策ヲ講セラルヘキニアラサルカ。

一、近ク來ルヘキ帝國議會ニ於テ、政府ト衆議院トノ間ニ衝突ヲ來サハ、井上侯ハ、停會ヲナサス直ニ解散スヘシトマテ大浦子ニ聲言セラレタリト傳フ。果シテ信カ。

一解散後ノ議會ハ政府カ豫期スル如キ結果ヲ見、國威宣揚ヲ全クシ眞ノ擧國一致ノ實ヲ得ヘシト信セラル、カ。

且元老諸公ハ安シテ此政策ニ賛同セラルヘキカ。

一萬一ニモ選擧干渉ノ結果、政界險惡ノ狀ヲ呈シ、現内閣ヲ嫌忌スルノ餘、延テ元老諸公ヲ敵視スルニ至リ、加フルニ甚大ナル民主的反抗ヲ見ルコトアラハ、獨リ諸公ノ爲ノミナラス、國家ノ爲ニ異常ナル大損失ヲ招クコトナキカ。

一如上ノ禍根ヲ絶チ、福運ヲ開クト否トハ、來ルヘキ議會ニ起ラントスル政府ト衆議院トノ衝突ニ對シ、適當ナル燮理ノ道ヲ得ルヤ否ノ一點ニ存スルニアラサルカ。卽チ現内閣不信任ノ爲メ、豫算案特ニ增師案ニ反對スルトキハ先ツ必ス停會ヲ命セラルヽヲ以テ當然ノ處置トスヘキニ非サルカ。直ニ解散スルカ如キ過激輕擧ハ戒ムヘキナリ。

一曩ニ　陛下ノ御下問ヲ蒙リ、大隈伯ヲ推薦セラレタル元老諸公ニシテ、既ニ不信任否非難セラルヽコト多キヲ免レサル内閣ニ對シテ、今日衆議院ノ反對スルハ、固ヨリ當然ニアラスヤ。然ルニ彼等反省セスンハ直ニ解散スヘシト豫言セラルヽコト諸公ノ眞意トセンカ、推薦當時ナラハ率サ知ラス、今ニ及ンテ諸公自ラモ不安ヲ感シ、國家將來ノ爲ニ現内閣ニ委スルニ大事ヲ以テスルコトヲ疑懼セラルヽニモ拘ラス、何カ故ニ速ニ内閣更迭ニ依リテ、此疾患ヲ未タ甚タシカラサルノ時ニ於テ根治セラルヽ手段ヲ講セラレサルカ。

一聞クカ如ンハ、前日内閣ハ外交失敗ノ跡ヲ掩ハンカ爲ニ勅諚ヲ請ヒ奉リ、外相信任ノ厚キヲ示シ、輿論ノ非難ヲ牽制ノ苦計ヲ施サントシタリト云ヘリ。其事ノ眞否スラ私議スルハ尤モ恐懼スヘキニアラスヤ。諸公果シテ之レヲモ知リテ知ラサルカ如ク看過セラルヽトキハ、此一事以テ解散ヲ敢テセントスル理由存セサルヘキニ非

サルカ。

一停會中ニ於テ、元老諸公至誠ノ奏請ニ由リ、內憂外患共ニ來ラントスル今日ニ際シ、先ツ耳目ヲ一新シテ人心ノ歸向ヲ定ムル爲ニ政府解散ヲ奏請スルモ、直ニ聖裁下ラサル樣、諸公ヨリ聞達ノ道ヲ盡サル、事、國家最大ノ緊要事ナリト信ス。

一次ニ來ルヘキ內閣ノ首班ハ、元老諸公中自ラ命ヲ拜セラレ、眞實ノ擧國一致ヲ以テ、增師其他緊要ナル國務ヲ圓滑遂行セシメラル、コト當然ニシテ、此事ヤ決シテ難事ニアラサルヘシト信ス。

一假ニ今回解散ヲ斷行セシメラル、トキハ、議會ニ永ク增師案ハ否決說ノ疵痕ヲ貽シテ、將來其通過上繼續的障害トナルノ虞アリ。且解散ハ此一回ニ止ラス、動モスレハ二回三回ニ至ラサレハ安定ヲ望ムヘカラサルニ至ランモ知ルヘカラス。蓋シ增師案ヲ以テ解散セラル、トキハ、勢ヒ政國二黨共同的反對トナリ、中正同志二黨ノ結合ヲ以テシテ、到底次ノ議會ニ勝利ヲ獲ヘキ打算ナキヲ奈何。

一今日內閣ノ更迭スルコトハ、外政上有利ナル理由一ニシテ足ラス。現ニ政府者ハ、歐洲列國ニ於ケルカ如ク、電信ノ往復文マテモ成ルヘク明示シテ、政府カ好戰的ニ出ルニ非ラス其已ヲ得サルニ至レル經過ヲ承知セシムル手段ヲ取ルヲ得サルハ、畢竟失敗ヲ掩蔽セントスルニ因ルモノ、如シ。然ルニ近頃歐米ヨリ歸朝セル博士官吏等ハ、皆彼地ニテ我外交失敗ヲ聞キ、遺憾ヲ懷カサルモノナク、且英國ノ排日精神深ク底ニ潛メリト云ヒ、現ニ日本ニ强ユルニ勞多功小ノ計畫ヲ以テセサルナク、支那鐵道問題ノ利害關係ニ察スルモ、彼ノ心事知ルヘキノミト云ヘリ。是レ我國カ獨逸ニ對シテ宣戰スルニ臨ミ、對「グレー」策ヲ誤リタルニ職由シ、獨ハ敵國ナ

レハ言フマテモナク、米ノ感情マテモ傷ヒ、同盟ノ英スラ竊ニ不滿ヲ抱クニ至リタル事實アルニアラスヤ。

一我國カ右等列强ノ疑惑ヲ釋キ、感情ヲ囘復スルノ道ハ、現ニ事ニ當リタル現内閣ヲ更迭シテ、堂々タル帝國ノ眞意ヲ表明スルノ他ニ之レアルヘカラス。少クモ隣邦支那ニ對シテ、有功的ニ之ヲ實行シ得ヘキハ疑ヲ容レサル處ナリ。諸公ニシテ、其推薦シタル私的情誼トシテハ衷心忍フヘカラサルモノアリトスルモ、國家百年ノ爲ニ、斷然トシテ憂患ヲ掃ハレサルヘカラサルハ言ヲ待タサル所。是レ實ニ國民ノ諸公ニ望ム所ナリ。

一其他何レノ點ヨリ論スルモ、内外諸政ノ失敗ニ由リ、政府不信任案ヲ提ケテ衝突セシメ、豫算ニ對スル否決ヲ避クルノ手段ヲ講スルノ餘地ナキニ至ラシムルコトハ失計ノ甚キモノナリ。況ンヤ彼等誠意ナクシテ徒ニ政府ヲ攻撃スルニ非ラス。現内閣ニアラスンハ、豫算モ増師モ贊成シテ、國家大計ヲ確立セントスルモノ多數ナルニ於テヲヤ。

以上要項ハ散漫ノ嫌ナキニ非ルヘシト雖モ、一片赤誠ノ抑フヘカラサルモノ存スルニ由レリ。愚言若シ採ルヘキモノアラハ、原政友會總裁ト交渉スルニ於テ、國家當面ノ憂患ヲ除キ、帝國發展ノ基礎ヲ確立スルヲ得ルコト、必スシモ難事ナラサルヘシ。原總裁亦諸公ノ志ニ酬イテ、國家ニ貢獻スルヲ否ムヘキニアラスト信ス。

その論法は必ずしも論理の一貫をもつて許すことを得ない廉もあるが、欽定憲法論者であつた伯は、議會の多數を政權推移の標準とせずして、國務の進行を政局拾收の眼目としたるがゆゑに、大隈内閣が解散によつて多數を得んとしたる手段に反對し、寧ろ黨爭を避けて擧國一致内閣を作らんことを主張したのである。

しかし論理を離れたる事實としては、伯の同情が既に大隈並びに同志會より去り、原の率ゆる政友會に移りつつあ

りしことは、これを看取することができる。伯はこの頃より急角度をもつて政友會に傾斜して行つたやうである。殊にその傾向に拍車をかけたものは、四年初頭をもつて現はれたる大隈內閣の對支交渉、所謂二十一箇條の要求問題であつた。

六、總選擧

政府の提出した豫算案が議會で否決せられると、大隈內閣は斷乎として、議會解散を奏請した。それは大正三年十二月二十四日であつて、總選擧は翌四年三月二十五日と公布された。

この時伯は貴族院議員の立場から、總選擧監視の必要を認め、德富蘇峰に依賴して、次の如き監視隊の結成を提唱しようと企てた。

大隈內閣創立以來既ニ一年ニ垂ントス。而シテ首相及閣僚ノ天下ニ宣言スル所、一トシテ憲政有終ノ美ヲ濟スニアラサルハナシ。但タ天下ノ人心之ニ向テ慊焉タルモノアルハ何ソヤ。今ヤ議院解散セラレ、總選擧ノ期眼前ニ迫ル。而シテ當局者ノ其ノ取締ニ關スル訓諭、亦タ鄭寧親切ヲ極ムルモノアリ。但タ天下ノ人心尙未タ之ヲ諒トセサルモノアルハ何ソヤ。吾人貴族院議員タルモノ、須ク事實ニ就テ其ノ眞相ヲ審査シ、公平無私ノ見地ヨリシテ其ノ判斷ヲ下シ、以テ朝野人心ノ向フ所ヲ一ニスルヲ期セサル可ラス。是ヲ以テ吾人有志ノ徒各地方ヲ歷遊シ、親シク總選擧ノ施行セラルル實際ヲ觀察シ、官府報告、新聞記事以外ノ資料ヲ拾收シテ、聊カ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス。希クハ有志諸君ノ贊同ヲ得、互ニ其ノ遊歷ノ方面ヲ分擔スルヲ得ハ、勞ハ半ニシテ功ハ倍スルモノ

アラム。茲ニ數言ヲ陳シテ諸君ノ賛同ヲ仰ク。

しかし乍ら、この企ては具體的に著手されなかつた。この點に關する伯の眞意に就いて、伯自ら新聞記者に對して左の如く語つてゐる。

儂が宮城始め東北各縣に隈閣反對の趣旨で宣言を發表し、同志會脫退當時の心事を說明すると云ふ記事が二三新聞により傳へられたが、全くの誤傳だ。今に及んで眞逆脫退理由でも有るまいぢや無いか。只態ら云ふ噂の起つたと云ふものは、同志會代議士某が政友會に復歸したいが御意見如何と相談して來たので、之に答へた手紙に次の樣な事を書いて遣つたからだらう。

同志會脫退以來政界の破産者たる我輩は、唯沈默して同黨の成行きを見屆くべき立場に有るので、輕忽に其可否を彼此申上ぐる事は出來ないが、只御尋ねを受けた事柄に就いて丈意見の有る處を御答へすれば、元來今日迄の政黨なるものは、局外より公平に見れば、孰れも完全に近きものでなく、可否を云ふ事が出來ない。此際に新政黨を組織すれば、マー創立の新しい丈に幾分活氣もあり、天下の人心を新たにして新生面を開くに足ると屬望した譯だつたが、不幸此も誕生當時既に甚だ難産で、從つて生れた子は脾弱く、其生立ちも什麼も面白くないものに成つたと申すが同志會今日の現狀で、憲政の進步の爲めに寔に殘念な事と存ずる。然し乍ら既に斯くなつた上は、最大政黨たる政友派を助けて、憲政の進步を期せられては如何であるか。拙者が同志會脫退當時の心事理由などは、三年前の昔話で、今更申事では無いと存ずるが、啻先日の大石君同志會隱退は、言葉の上の理由で無くて、生きた事實として拙者脫退の所以理由を溯り示して餘り有るではないか。昔釋尊は澤山の宜い弟子を持つて居られた中に、釋尊が拈華一番するや、迦葉は直に微笑を以て之に應じたと申す事が御座る。拙者が脫退を敢てしてから無言三年、漸く今日に及んで事實が此れを說明して吳れたのは、抑も華を拈る者の至らざるか、微笑する者の及ばざるか、聖あらば問はま欲しき事柄と思つて居る。扨て又今日擧國一致を必要とするは云ふ迄もない。然るに昨臘の議會に於て原君は之を破つた。破つた者は原君で破らせた者は大隈伯である。有り餘る力に唸つて居る拳を拉し來つて橫紙を破らせて置き乍ら、擧國一致を原が破つた、政友會は不屆きだと云ふのは、達人の眼より見れば全然不通の論で、誰か烏の雌雄を知らんやとは此事

と思ふ。貴君御所存の儘に政友派に復歸、國家の爲盡瘁せらるるが宜しからう。

と恁う云ふ手紙を差し出した譯だから、宣言書云々の風說は取消して置いて欲しい。何總選擧の形勢？　夫れは却つて君等から御聽きせにやならん事ぢや無いか。マー併し三月一日からで無けりや本當の形勢は誰にも解るまい。政友派が國民黨と連衡して、絕對過半數を維持して行かうとするのは、同黨として當然の事と思ふが、政府側が本氣で絕對過半數を贏ち得られるものと思つてゐるのには驚く。大石君などは同志會は百十名以上は痴夢だと云つてるソーだが、何としても政黨の事情、殊に同志會の地盤を吞込んでる多年の經驗家の此言が、一番眞に近いだらう。それに大隈内閣が選擧取締を嚴重にすると云ふのが實に可笑しい話だ。首相自らが政社法違反を白晝公然遣つて居るぢやないか。大隈後援會の如きは純然たる政社法違反である。

伯は總選擧といふ街頭運動を、伯獨自の立場から不安氣に眺めてゐた。それは松方内閣下において行はれた第二回總選擧以來の猛烈なる激戰と稱せられた選擧戰であつた。列車の窓から選擧演說を行ひ、その演說をレコードに吹き込んで、破天荒の選擧運動に熱中する大隈内閣を評して、德富蘇峰は「狂奔内閣」と名付けたが、伯はこの狂奔ぶりに對して、靜かに冷かな批判を試みた。當時における伯の手記に曰く。

一政府ハ擧國一致ヲ要スルノ時之ヲ破ラシメ、其罪ヲ政友會ニ嫁シタリ。

一三派合同ヲ畫シテ成ラス、大隈黨ヲ組織セントシテ成ラス、全國民ノ後援アリト誇稱スレハ其實ナキヲ覺リ、漸ク心細クナリテ、遂ニ大隈後援會ナル非立憲行動ヲ敢テスルニ至レリ。

一内憂ヲ外患ニ嫁シ、内閣壽命延長ヲ圖ラントノ姑息策三昧ニ入リ、前後ヲ顧ミス、匆忙宣戰布告ヲ奏請シ、無用ノ損害負擔ヲ國民ニ課シテ顧ミス。萬一ニモ聯合軍敗績ノ日、我如何ナル行動ニ出ツヘキカ。其思慮淺薄ナル、全然國家ノ利害籌算スル深望遠慮無キヲ憫マサルヲ得ス。唯國民ヲ愚ニシテ場當ヲ講スルノ外對策ナキヲ

惜シム。

若シ假リニ日淸日露戰役ノ如ク用意シ、戰時禁制品購入其他船舶等ノ如キ用意周到ナレハ、今日我帝國ハ數倍ノ利得ヲ有スルヤ知ルヘキナリ。諸職工閑散不景氣ノ聲ナカルヘシ。

一大局ノ打算ニ暗ク、場當姑息策ノミヲ講シ、因循ニ流ルヽカ故ニ、事ヽ其機ヲ失ス。經濟財政ノ政策、十日ノ菊ニ非サレハ六日ノ菖蒲ナラサルハナク、哲人ハ燒石ニ水ヲ漑クノ姑息スラ之ヲ笑フ。況ンヤ冷却セシ石ニ水ヲ漑クニ於テオヤ。論スヘキ限ニ非サルカ如シ。

一選擧干涉ハ極メテ群集ノ心理ヲ陰險ニ指導シ、辭ノ許ス限リ政府自ラ惡辣ニ走ルノ術數ヲ弄シテ得意トス。其反動ノ恐ルヘキヲ知ラス。危キ哉。國家將來ノ爲ニ一言シ置クノ必要アリト信ス。

一政府所信ノ薄弱ナルコトハ選擧ノ央ニ於テ、機關新聞ヲシテ再解散ヲ公言セシメ、首相並內閣員中ニモ之ヲ公言シタルモノアリシモ其非ヲ知リ、首相蓄音器ニ修正シテ、政府黨少數ナレハ總辭職ヲナシ、再解散セスノ意ヲ明カニシ、僅ニ辛フシテ立憲的ノ意味ヲ飾ルコトヲ得タリ。其所信ノ薄クシテ場當ニ急ニシテ、誠意アル經綸ナキハ推知スルニ難カラス。

一支那談判ノ如キハ當然ノ條件ニシテ、各國モ異議ヲ容ルヘキ處ナク、寧ロ支那ニトリテ希望スヘキモノナルニ拘ハラス、其困難ヲ釀シタルハ、其時機ト方案トノ宜ヲ得サルニ歸ス。而シテ出兵云ヽノ氣勢ヲ示シタルニ至テハ、已ニ外交上ノ失敗タルコトハ爭フヘキノ餘地ナキノミナラス、隣國ニ對シ將來測ルヘカラサルノ不利ヲ釀成シタルコトヲ思ハサルヘカラス。國民ヲ愚ニシテ頻ニ糊塗政策ヲ講スルモ、識者與セサルヘシ。大ニ我國

民ノ覺醒ヲ望マサルヲ得ス。

一他人ノ横暴ハ之ヲ抑制シ、自己ノ横暴ヲ敢テスルコト、黨派爭鬪ノ弊害ナルカ、政府ハ之カ轍ヲ踏ミ、政友會ノ專横ヲ責ムルハ可ナレドモ更ニ政權ヲ濫用シテ以テ政友會以上ノ專横ヲ恣行シタルコトハ、將來政事ノ惡例タルコト、不問ニ付スヘカラサルナリ。

一大學教授ニ議員タルノ失權ヲ内達シテ、小中學教員ニハ投票ヲ强制シタルノ跡アルサエ不審ナルニ、更ニ甚シキ、文相ノ名ヲ以テ學校教員御用議員ノ投票ヲ勸誘シタルノ迹アルハ如何。

一大隈後援會ノ選擧法違犯、選擧取締無視シタルサエ問題タルニ、汽車演說ヲ以テ、西洋流ナリトテ、屋外政談演說ヲナスコトヲ不問ニ付スルハ如何。

一廢減稅師團增設、皆誠意ナキノ首張ナリ。成法無視シテ誠意ナキ言論ヲ以テ、國民ヲ場當演說ヲ以テ釣ラントス。近ク各新聞モ大ニ此ニ自覺スル處アルモノノ、時ニ撥雲天ヲ見ルノ感アル記事ヲ散見ス。政府ノ爲ニ新聞カ操縱セラル、コト、今後幾何長時間ヲ有シ得ベキ？

七、對支交涉に奮起

總選擧を前にして、日本全土に激烈なる政戰が展開されてゐるさなかに、大隈內閣は突然對支交涉を開始した。それは晴天の霹靂のごとく、日支兩國の朝野を駭目せしめたるのみならず、忽ちにして全世界の囂々たる非難を捲き起すやうな結果になつた。

その經緯の大要はかうであつた。

青島の獨逸要塞が我が軍の攻擊に依つて陷落したのは大正三年十一月六日であつた。この日を以て軍事的行動は豫定の成果を收めたので、外務大臣加藤高明は、十二月三日に至り、北京駐劄全權公使日置益に對して、對支交涉を開くべき訓令を發した。五項二十一箇條から成るところの所謂「對支二十一箇條交涉」が是れである。

初め青島陷落後、支那政府は日本軍の卽時撤退を要求し、又、日本側に對して何等の諒解を求むる事なく青島稅關に任意吏員を任命し、その他山東鐵道管理問題、中立抗議問題等に就いて矢繼早に我が方に對して無理難題を持ち込む等、頗る反日の態度を現はしてきた。ゆゑに此等の諸提議に對し、我が方の歸結點を支那政府に明確に提示しておく爲め、日支交涉訓令のごときものを發することは必要なことであつた。併し乍ら、この提議が一回の豫備交涉もなく、しかも列國の眼の大戰に集中せる際に乘じて突如提出されたる爲め、一見火事泥的行爲たるかの如き印象を世界に與へたのである。しかもかかる印象は國外のみに止まらず、國內に於いても一部識者をして憂ひを同じうせしめ、この爲めに日支關係の、正規の軌道を逸脫せんことを痛心せしむるに至つたのである。その一人が伯であつた。

總選擧の結果如何を懸念しながらも、伯はその狂奔的な選擧の戰況にのみ心を奪はれてはゐなかつた。上述の如く、伯は大隈に對して好意を繫いでゐたころから、大隈內閣の對獨最後通牒、換言すれば青島還付聲明に對しては、一大疑問を抱いてゐた。況んや青島陷落後における對支交涉の經過に就いては、深刻なる不審を藏してゐた。從つて總選擧の結果、萬一政府與黨が多數を獲得した場合、對支外交政策は擧げて大隈內閣に委ねられなければならぬのであるが、その結果は如何であるか。伯はかかる國策の前途に就いて深甚の憂慮を抱かざるを得なかつた。

大正四年一月十八日、わが日置駐支公使から五項二十一箇條より成る要求書を接受した袁大總統は、事頗る重大なるに驚き、卽答し難き旨を答へると共に、國務總理徐世昌以下諸閣員を集め、鳩首凝議の結果、漸く二月二日に至り、外交總長陸徵祥が日置公使と折衝する段取りとなつた。しかし交渉は容易に進捗しなかつた。殊に二月十七日の北京ガゼット紙が、日本が對支要求として歐米與國政府に內示した案件の內容は四項十四箇條に過ぎず、第五項の七箇條は祕してこれを示さなかつたと報道するや、この暴露的情報の故に「日本は對支交渉において背信的行爲を敢行したのだ」といふ物議も釀され、對支交渉の前途いよ〳〵多難を極めんとする形勢となつた。

しかもかかる情勢に當面しながら、なほ政府は總選擧戰に狂奔して、日も是れ足らざる有樣であつた。

伯はこの形勢を前にして次のごとき覺書を手記した。

大正四年二月廿四日夜覺書（封皮表書）

一大隈內閣ニ對スル先輩ノ意見ハ當初ヨリ一致セス、大隈伯從來ノ言動ニ徵シ疑ヲ抱クモノト、是非大隈伯ヲシテ此方ノ意見通實行セシメントスルモノアリ。假ニ之ヲ區別スレハ甲乙兩派トナルナリ。

一今日ニ於テハ、乙派モ大隈內閣ニ信頼スルノ念漸ク薄ク、甲派ノ所見ヲ一ニセントスルニ至リタルノ形迹ナキニ非ラス。

一支那問題ニ關シテ、根本的解決トシテ、兩國間ノ政友ノ意氣投合ヲ圖リ、先東亞全體ノ安危ニ繫ル所以ヲ攻究シ、其基礎ノ上ニ交渉ヲ進行セシメントセシニ、大隈內閣ハ眼前ノ姑息策ヲ以テ急劇ノ功ヲ擧ケント期シ、支那浪人派ノ首張セシ所說ヲ綜合シタルモノヲ列擧シ、以テ支那ニ臨ミ成功ヲ期シ、昨今其始末ニ窮シ、出兵以

テ結局ヲ結ブノ外ナキカ如キ狀勢ニ陷レリ。

其病根ノヨル處ヲ按スルニ、內憂ヲ外患ニ移シテ以テ內閣ノ壽命延長ヲ圖ラントシタルニ在リ。獨逸ニ對スル宣戰ノ輕擧モ其一ナリ。今回支那ニ對スル交渉モ其二ナリ。抑宣戰ハ尙ホ準備ヲ要スヘキモノアリテ存ス。之ヲ顧ミス、已ニ國ノ損失少クモ三億以上ニ達シ居ルコト疑ヲ容レス。今回交渉中ノ問題モ、臨機ノ選擇ト豫後ノ決心トニ用意ノ周到ヲ缺キ、餘リニ場當ニ傾キ、國威ヲ損シ、我皇ノ武威ヲ黷スノ虞ナシトセス。

一凡ソ兵ヲ出シ戰ヲ宣スルハ、其名正シク事順ナラサルヘカラス。誠意ナク唯威嚇ヲ目的トシテ輕擧ニ出テ、遂ニ實戰ヲ開カサルヘカラサルニ至ラハ、其軍ヤ既ニ病アリ。其健全ナラサル軍隊ヲ動スコトハ、是レ武ヲ瀆スモノニ非ラスシテ何ソ。其準備周カラス用意ノ到ラサル處アリ。物的ニハ兵器彈藥財力ニ缺クルモノアリ。心的ニハ內ハ國民ノ精神振ハス、外ハ列國ニ對スル信ヲ全スル所以ノ途ニ缺クル處アリ。（現ニ獨逸ニ對スル戰ヲ宣シタルニ徵シテ明カナル處ナリ）

此ノ諸病根ヲ一掃センニハ、國家ノ爲ニ止ムヲ得ス內閣ノ更迭ヲ斷行シ、當初成立ノ際ヨリ先輩ノ抱ク處ノ疑ヲ解クニ若カサルナリ。

一內閣ノ更迭必要ナリトセハ、之ヲ選擧ノ結果ニ委セントスルカ、將タ元老ノ盡力ニヨラントスルカ。此二者倂用セサルヘカラス。此ニ貴族院ハ之ニ對シテ旁觀スヘキカ。

一今ヤ東洋安危ノ分ル、處此秋ニアリトセハ、餘ニ諸先輩並ニ我同僚ノ安心不動ノ情況アルニ對シ、余自ラ疑ヲ生セサルヲ得サルナリ。

一選擧ハ干渉ニヨリテ幸ニ多數ヲ制シ得ン。然レトモ政府ノ外交政策ハ之ヲ如何セントスルカ。之ヲ現政府ニ委シテ吾人カ安ンスルコトヲ得ヘキカ。

一鐵血政略ノ本體ハ誠意ニアリ。苟モ國家ヲ思フノ誠意ナクシテ、個人的ニ內閣維持ノ爲ニ弄スル小乘政策ニヨラハ、其危險云フヘカラサルモノアラン。

一場當政策ハ所謂火事盜的ノ僥倖ヲ射ルノ嫌アリテ、信ヲ隣國ニ失ヒ、延テ世界ニ信ヲ失フニ至ルヘシ。之ヲ健全情態ニ囘復スルノ途ハ、一ニ內閣更迭ニヨル外ナシ。

一若シ夫レ支那交渉ニシテ、兵力ニ訴ヘテモ其局ヲ結ハサルヘカラサルモノ目下ニ迫ル問題ナリトセハ、何故ニ之ヲ青嶋軍引揚以前ニ提案シテ、其按ノ結局ヲ告クルノ後ニ引揚ヲ命セサルカ。必スヤ當初威嚇的ニテ交渉纏マルヘシト輕信シ、場當政策ニ出テ、案ノ如ク行ハレス、今日ノ如キ窮狀ニ陷リタルモノナルヘシ。要スルニ外交交渉問題ヲ提出スルノ時機ヲ失シ、一方ヨリ見レハ後レタルノ憾アリ、他方ヨリ見レハ早ニ失シタルノ嫌アリ、過不及共ニ當局ノ責ナリ。

一、今ヤ朝野ヲ擧ケテ選擧熱ニ醉ヘリ。却テ國家安危ノ大問題ニ注目ヲ怠レリ。不信用ナル政府ノ干渉ニ成ル選擧ノ結果ハ如何ニ歸スルモ、之ニ依賴スルハ抑亦過テルニ非スヤ。由來輿論ハ愚論ナリ。干渉ナシトスルモ、選擧ニヨリテ成敗ヲ決スルコト、此囘ノ如キ大問題ニ到テハ其實甚タ正當ナラスト信ス。元老諸公宜ク自ラ之ヲ任スヘキニ非スヤ。

一各元老ノ今日迄現內閣ノ行動ヲ傍觀シ、敢テ何等ノ交渉ヲ試ミサルハ、當局ノ責任ヲ重シタル所以ニシテ、固

ヨリ當然ナランカ、事苟モ國家ノ大事ニ關シ、安危此一擧ニアルニ方テ措置宜ヲ得サルモノアルヲ默認スルニ於テハ、畏クモ輔弼ノ勅ヲ拜シタル責ヲ盡スヘキノ秋ニ非ラスヤ。不幸ニシテ外交殊ニ支那交渉ニ關シ、現內閣ハ各元老ト所見ヲ異ニシ、今日ノ窮狀ニ陷リ、兵力ニ訴フルノ外途ナキニ至ラントス。是ニ於テ各元老ハ宜シク立言更端、正々堂々現內閣ノ不信ヲ責メ、國難ヲ救濟スルノ擧ニ出ラレンコト切望ノ至ニ堪ヘサルナリ。

大正四年二月廿四日夜

後藤新平識

卽ち伯は、大隈首相をもつて、政權維持のために、外政を弄ぶものと爲して、斷じてこれを倒さざるべからずと決心したのである。

既に一旦決意したとなると、鬼神も避くるごとき勇猛心をもつて邁進するのが伯の性格であつた。伯は今や大隈內閣倒壞のために、渾身の力を傾けて奮鬪せんとするのである。

八、第三十五議會

總選擧は政府の大勝に歸した。げに不思議なるは民衆的人氣である。伯は大隈內閣の失政、特にその外交上の大失敗を痛憤し、また大隈伯後援會の活動の如きを、選擧違反であるとまで罵つたけれども、民衆は內閣の治績などに超越して、久しく不遇の地位にあつた老大政治家の蹶起を見て一齊に同情的歡呼を送り、總選擧においても、殆ど何人も豫想せざりし大勝利を、政府與黨に齎さしめたのである。卽ち總選擧の結果、政府與黨は同志會百四十七(解散當

時九十五）中正會三十五（同上三十六）隈伯後援會二十七（同上無）合計二百九の議席を獲得し、これに對し政府反對黨は、政友會百〇七（同上百八十四）國民黨二十七（同上三十二）合計百三十四に顚落した。他に中立の無所屬三十三（同上三十三）であつて、政府與黨は全く壓倒的多數を獲得したのである。

それで內閣の地位は、磐石のごとく重くなつた筈であつた。しかるに事實はこれに反し、日支交渉を中心として、內閣の中外に於ける信望は、次第に下降せんとしづつあつたのである。

それはこの頃から、日支關係が頗る逼迫して、國內の攻擊が次第に辛辣となつてきたからである。さうして、それを貴族院に於いて代表したのが、伯の六月四日の質問であつた。

顧みるに支那政府は、日本より二十一箇條の要求を受けるや、一方國內の輿論を刺戟し、名を輿論の反對に藉つて我が要求を拒絕する態度を示すとともに、他方列國に對しては、日本側の要求內容を誇大に宣傳し、彼等をして我國に反對の態度を執らしむべく策動した。支那各省官民も要求拒否の反對氣勢を揚げ、奉天將軍張錫鑾の如きは、比較的日本の立場を理解し、管下の排日論を抑制するに努めたけれども、當時第二十七師長であつた張作霖の如きは、强硬なる日本要求拒絕論を唱へ、袁總統に向つて、斷じて讓歩すべからず、交渉決裂せば全師を率ゐて日本と決戰すべしなど電稟するといつた始末で、爲めに排日熱は全支に漲る有様であつた。

茲において內閣は、更に愼重なる凝議を遂げた末、當初の要求を若干緩和した修正案を作成し、四月二十六日これを支那側に提出し、同時に膠州灣の還附をも正式に聲明した。支那側は五月一日、我が修正案に對する修正對案を送達して來たが、尙ほ重要な數點に就いてはこれを拒絕して來たので、政府は五月三日から六日に亙つて閣議を開き、

更に元老會議も開催せられ、その結果日置公使をして同月七日附を以て支那政府に最後通牒を送らしめ、九日午後六時までに滿足な回答に接せざるに於いては自由行動を執るべき旨を聲明せしめた。支那政府は熟慮の結果、九日午前一時、陸外交總長をして日置公使を訪はしめ、正式回答書を呈示して我が方の要求を容れた。その間、北京駐劄英國公使などがしきりに調停の衝に立ち、同月二十五日を以て新條約は漸く調印を了したのである。

かかる複雜な外交情勢において、第三十六特別議會は召集せられたのである。時に大正四年五月十七日。日夜、對支問題の根本的解決策を考究してゐた伯は、玆にいよ／＼大隈内閣の對支外交策を問責するの機會を捉へることが出來たのである。

即ち六月四日の貴族院豫算總會において、伯は蹶然、大隈首相に對し糺彈的質問戰を展開した。この時の伯と大隈首相との應酬は、問題の內容と、對者の人物とよりして、頗る重要なる史的價値を有するが故に、項を改めてこれを說くこととする。蓋し伯の長き議院生活に於いて、これは最も重要なる論戰であつたらうと思はれる。

伯の質問も、大隈首相の答辯も、言辭敢て精彩あるにあらず、內容必ずしも斬新なるにあらずと雖も、その一見平板生硬の文字の底には、軍國日本の、世界政策の根本義が隱見してゐるばかりでなく、後年帝國の對支政策の方向に對する暗示を包藏するがゆゑに、行間の眞意を汲む讀者に多大の示唆を與へずには已まないであらう。

九、大隈首相との一騎打

大正四年六月四日午前の貴族院豫算總會において、伯は「大體ノコトニ付テ總理大臣ニ伺ヒタイ」と前提して、次

の如き質問演說を行つた。

抑モ日獨宣戰ノ議ヲ定メテ上奏スルニ當ツテ、初ヨリ中休ミヲシテ聯合國ノ勝利ヲ俟ツテヤラル丶コトデアルヤ否ヤ、又今日ノ中休ミヲシテ居ル所ノ帝國ノ狀況ハ、宣戰シマシタル所ノ東洋ノ大帝國ノ體面上トシテ如何ニ感ゼラレシカ、首相初メ內閣ノ諸公ハ得意トセラルル所デアリヤ、吾々ト同ジク遺憾トセラル丶所デアリシヤ、之ニ付イテ如何ナル御意見ガアルカ承リタイノデアリマス。又靑島ノ朞月ニシテ陷落スルト云フコトハ、其當時總理大臣ノ御辯明ノアツタコトデアリマシテ、明カナルコトデアリマスガ、伯林城下ノ誓ヲ爲スノ時期ニ關セズ對支ノ談判ヲ開クハ、固ヨリ豫定ノ行動デアツタカドウカ、將又此對支談判モ靑島陷落ト共ニ初ヨリ今回ノ提案ノ如ク二十餘條ニ亙ル所ヲ以テスル意見ガ定ツテ居ツタモノデアツタカドウデアツタカ、又日獨宣戰ノ上奏ノアツタ後ニ當ツテ聯合軍敗績ノ日如何、又兩軍勝敗ヲ決スルニ至ラズシテ居中調停ニ終ルノ日、聯合軍全勝ノ日ニ於テ對獨政策ハ如何ト云フコトハ目下講ゼラレテアツタコトト信ジマス。其中ニモ若シ聯合軍ノ必勝ヲ一方ニ期待セラル丶トシタラバドノ位ノ年月ガ經ツト云フコトヲ御計算ニナツテ居ツタカ、今日ニナツテハ又當初ニ於ケルト反對シテ、今後如何樣ナ形勢ニナラウト云フコトノ豫想ヲ以テ今日準備シテ置イタモノデアルカ、是ハ國民ノ等シク聽カムト欲スル所ニシテ、私共モ又聽カムト欲スル所、甚ダ至難ノ問題ノ如クデアルケレドモ、凡ソノ豫想ニ付イテ如何ナルモノデアルカ、歐洲戰亂ノ半ニ於テ對支談判ヲ開カレルト云フコトニナリマシタノガ、此時ガ卽チ好時機トセラレタルモノデ、是ハ豫定ノ行動デアルカ、果シテ然ルカ、或ハ又偶然ノ行動デアルカ、偶然斯樣ニ對支談判ヲ開カナケレバナラヌヤウニナツタノデアルカ、日獨宣戰ノ當時ヨリ豫定セラレテ居ツタモノデアツタカドウデアツタカ、若シ豫定ノ行動デアルト云フナラバ何故ニ靑島陷落後直ニ交涉ヲ開始セラレヌデ、時日遷延ノ後ニ此談判ヲ開始セラル丶ニ至ツタカ、此事情ヲ承リタイ。此談判ヲ開クニ當ツテ提出ノ全部ハ勿論圓滿ニ解決スルモノト信ゼラレタノデアラウト信ジマス。併シナガラ其時機、順序、方法ニ付イテ或ハ千慮ノ一失ヲ來タシ、中途ニ於テ違算ヲ見ルノ不幸ニ陷リ示威的出兵ニ次グニ我提案ヲ自ラ修正改案スルヲ敢テシ、遂ニ勢ノ窮スル所最後ノ通牒トナツタ。此最後通牒トナツテ當初ノ心算ニ違フニ至リタルモノデナイカト信ジラレマスガ、果シテ左樣デアリマスカ。而カモ其間ニ於テ曹外交次長

カ我北京公使館ヲ訪問シテ拒絶セラレタル等ノ事アリ、彼ノ齎シ來タル條件ヲ排スルノ已ムヲ得ザルニ至ル。其條件タルヤ我最後通牒ノ條件ヨリモ更ニ有利ナルニ拘ラズ、飽クマデ之ヲ排斥シ、隣國國民ノ惡感情ヲ誘起セザレバ已マズ、恰モ是レ當初ヨリノ豫定ノ希望ナリト云ハンガ如キ態度ニ出デタルニ至ツテ、反感ヲ買フ嫌ヒヲ遺シタル跡掩フベカラザルコトハ、支那ノ官報並ニ彼等ノ英字新聞ニ於テモ明カナルコトデアリマスガ、(中略)國民ノ大部分ニ於テ既ニ外交ノ爲ニ御盡力ニ相成ツテ苦心セラレタルコトハ察スルケレドモ、外交ノ大成功ト公言セラル、所ヲ以テ見レバ、自他ヲ欺ク所ノ黨派的ノ用語デアルカ、或ハ黨派的判斷ニ出デタルモノデアルカ、又誠意左樣デアルカト云フコトニ付イテ人々疑ヒヲ持ツテ居ル所デアリマス。(中略)又支那人並ニ我政府ト我國人並ニ我政府トノ間ニハ今回大ナル溝ヲ生ジ其反感アルコトハ、賢明ナル首相並ニ内閣諸公ノ疾クニ御推知ニナツテ居ル所デアリマセウ。必ズヤ當初豫想以外ノコトニ非ザルカ、將タ又既ニ豫想ノ外ニ出デタルニ非ズシテ、是レ先見ヲ以テ洞察シ居ツタ所デアルト仰シヤルカ。(中略)併ナガラ内閣諸公ハ上　陛下ニ對シ其成功ヲ上奏シ、下國民ニ對シテ其成功ヲ誇リ得ベシト確信シ居ラル、ヤ否ヤ。滿足ナル結果ニシテ當初ノ趣意ニ何等背ク所ガ無イト言ハル、ヤ否ヤ。或ハ若シ又然リ遺憾限リナシトノ誠意ヲ有セラル、ナラバ、本員ハ信ズル。必ズヤ其誠意ヲ有セラル、ナラム。茲ニ善後策トシテ講ズベキモノガアルト思フ。ソレハ急務デアラウト思フノデアリマス。(中略)此度兩國間ニ生ジタル此反感ヲ以テ、條約締結後ニ於テ、ソレト共ニ雲煙霧消スベキモノデアルヤ否ヤ、其信ゼラル、所ヲ承リタイノデアリマス。將タ又從來獨佛間ニ見ルガ如ク、露獨間ニ蟠マルガ如ク、動モスレバ確執反感ノ去リ難キモノヲ殘存スルコトナシト言明セラル、ヤ否ヤ、果シテ言明シ得ラルルナラバ、其所信ノ在ル所ヲ成ルベク明カニ示シテ、安心ヲ與ヘラレムコトヲ切ニ希望致シマス。今ヤ首相ハ是等ノ反感ヲ無シト言ハル、コトハ出來マイ。(中略)是等ニ對スル反感ヲ拂ヒ去ル所ノ成竹ヲ示シ得ラレルナラバ、庶幾クバ我々ハ與リ聞カムコトヲ。是恐ラクハ本員一人ノ希望ニ非ズシテ、貴族院全員ノ望ム所又國民ノ望ム所デアラウト思フノデアリマス。——

この伯の質問に對し、大隈首相は、たま／＼宮中參内の時刻が迫つた關係から、加藤外相をして代つて答辯せしめんとした。しかし伯は、

此事ハ成程事外交ニ渉ルヤウデアリマスケレドモ、日獨宣戰ノ當時ヨリ戰爭全體ノコトニ對シ甚ダ係ル所大ナルモノデアリマスカラ、是非總理大臣ノ御答辯ヲ煩ハシタイト思フノデアリマス。先日來外務大臣ノ御答辯ニ對シテハ誠ニ其言葉ヤ麗ハシク、其綴リ工合ノ宜シキコト實ニ敬服イタシマスケレドモ、其誠意ノ貫徹スル所ニ於テ、私ハ未ダ首相ニ希望スル所ノモノト同ジヤウニハナイノデアリマスカラ——

と押し返した。さうして加藤外相が、それではその中で、自分が答へて適當と思ふところの主管の分だけ御答へしようと言つたが、伯は、

私ニ對スル御答デアリマスレバ、ソレハ首相ノ御答辯ノ後ニ願ヒタイト思ヒマス。私ハ外務大臣ノ御答辯ヲ煩ハシタイト云フノデ之ヲ提出シタノデハアリマセヌ。

と突つぱねた。

かくして同日の午後、大隈首相が宮中より退下した後、自ら伯に答辯することになつた。この日の大隈の答辯は、まづ世界大戰の勃發よりはじめて、日英同盟の義により獨逸の東洋艦隊を擊滅するには、まづ根據地たる青島を陷れなければならぬので、つひに對獨戰爭が已むを得ざる勢ひとなつた事情を述べた後、その後の經過について次の如く詳細に亙つて長廣舌を揮つた。

愈〻意ヲ決シテ獨逸ト戰ヲ開クト云フコトニナツテモ尙且ツ平和ニ戀々タルガ爲ニ、最後通牒ヲ發スルニ成ルベク戰ヲ避ケントスルノ意ヲ以テ、支那ニ還附スルノ目的ヲ以テ膠州灣ヲ日本ニ無條件デ引渡スコトヲ請求シタノデアル。所ガ獨逸ハ日本ニ滿足ヲ與ヘヌト云フノデ、直チニ膠州灣ノ攻擊トナツタノハ御承知ノコトデ、玆ニ至ツテ突然此重大ナル問題ヲ決シタ譯デハナイノデアル。其時ニ想ヘラク。助ケノナイ膠州灣ノ一角、之ヲ拔クコトハ易イ、之ヲ拔クコトハ易イガ、獨逸ト云フ世界ノ强大國ヲ

敵トシナクテハナラヌ、是ハ重大ナルコトデアル。且ツ聯合軍ハ果シテ勝ツヤ否ヤト云フコトモ、無論議論ハアリマセウガ直チニ起ル大問題デアル。此所ニ議論ヲ致セバ澤山議論ハアルガ、議論ヲ省キマスレバドウデアルカト言フト、必ズ聯合軍ハ勝ツ、又一度獨逸ヲ敵トシテモ平和克復後ハドウデアルカト云フト、獨逸ト親善ニナル、再ビ平和回復後ハ十分ナル親善ヲ致スコトモ難クナイ、如何トナレバ仇ヲ結ブコトハ獨佛或ハ獨露ノ如キ遺傳性的ニ來ル所ノ惡感情ト云フモノハナクテ、唯一時的ノモノデアルニ依ツテ、平和克復後之ヲ回復スルコトモ決シテ難イコトハナイノデアル、若シ日獨間ノ平和克復後十分ニ感情ノ融和ハ出來ナイト見テモ、日本ハ一層世界的ニ活動スル機會ガ茲ニ生ジタノデアラウ、茲ニ日英同盟ハ愈〻親密ニナルノデアル。（中略）ソレデ斯ノ如ク日英同盟ノ幅ガ廣クナツテ、世界的ニ日本ノ働キト云フモノガ、日本ノ威信ヲ保ツテ、將來ノ世界ニ力ヲ增ス上ニ、實ニ戰爭ト云フモノハ不幸デアル、不幸デアルガ外交上カラ言ヘバ此機會ヲ利用スレバ一層日英同盟モ親シクナルノデアル、又佛蘭西、露國トモ一層友誼ヲ增スコトガ、餘程是ヨリシテ一層深厚ニナル、是ヨリシテ日本ノ經濟上ニモ、其他百般ノ方面ニ愈〻大ヲ爲シハシナイカ、斯ウ云フ考ヲ持ツテ居リマシテ、ソレガ根本的ニ意ヲ決シテ齊シク獨逸ヲ討ツト云フコトニナツタノデアリマス。其次ハ對支談判ノコトデアリマスガ、是ハ皆偶然ニ起ツタ。日獨戰ハ誰モ、如何ナル聰明ナ人モ日獨戰ガ起ラウト云フコトヲ豫期シタ人ハ恐ラクナイデアラウト思フ。（中略）此偶發ナコトガ起ツテ、トウ〳〵獨逸ノ勢力ハ根據地ヲ失ツタ爲ニ、或點カラ云ヘバ支那ニ於ケル勢力ハ大失墜ヲ爲シタト云フコトガ出來ル。獨逸ノ勢力ガ失墜シタノハ全然日本ノ利益デアツタカト云フト、日本ノ利益バカリデナイ、外ニモ平和ヲ欲スル日英同盟者タル英國ニ大ナル利益ヲ與ヘタノデアル、其利益ハ實ニ支那ニ於テモ大ナル利益ヲ得タノデアル、斯ク確信シタノデアリマス。是ハ私一個デハナイガ吾輩ハサウ確信シタノデアル。ソレデ先ヅ第一ニ日露戰後、謂ヘラク國民ハ滿洲ハ再ビ軍人ノ血ヲ流シテ、而シテ他ノ國ノ勢力ヲ斥ケテ支那ノ主權ヲ恢復シタノデアル、然ラバ之ニ付テ何等カ支那ガ日本ニ報酬ヲ與ヘサウナモノデアル、ト云フ觀念ハアツタラウト思フノデアル。所ガアレハ無報酬無條件デ滿洲ハ支那ニ戻シタノデアル。（中略）所ガ其後十年間、殊ニ後藤男爵ハ南滿鐵道ニモ御出ニナリマシタカラ、能ク御承知デアリマセウガ、日支間ノ極ク細カナ問題ニマデ常ニ衝突イタシテ、其爲ニ兩國ノ感情ヲ害スルヤウナコトガ非

常ニ多イノデアル。又殆ド滿洲ニ於テ日本ハ優越ナル權利ヲ持ツテ居ル以上ハ、ドウカ此滿洲ヲ機會ニ乘ジテハ開放スルコトガ必要デアル。是レ單リ日本ノ利益ノミナラズ、支那モ利益デアル。ドウモ馬賊横行スルト云フ如キ有樣デハ迚モ生命財產ノ安全ハ保テルモノデハナイ。日本人ガ此處ニ發展スレバ自ラソレニ依ツテ秩序モ立ツテ、警察制度モ完全ニ行ハレテ、而シテ斯ノ如ク馬賊横行ナンド云フコトハ跡ヲ絶ツヤウニナルデアラウト斯ウ思フノデアル。（中略）而シテ滿蒙ニ於ケル日本ノ優ナル權利ヲ持ツテ居ルト云フコトハ、同盟國モ及ビ其他ノ國モ大抵默認シテ居ルヤウデアル。境ヲ接シテ居ル露國ノ如キ國モ既ニ默認シテ居ル。此時ニ東洋カラ東洋ノ平和ヲ攪亂スル所ノ敵ノ覇者ヲ斥ケテ、此機會ニ乘ジテ談判ヲ開クコトガ、時機ニ於テ最モ適セリト、斯ウ考ヘテ此談判ヲ開イタ譯デアルノデアリマス。ソレナラバ青島陷落後談判ヲ一月マデ延シタノハ何デアルカト云フ御疑念ガアルカモ知レヌガ、二十箇條餘ノモノデ談判ヲ開クニハ餘程精確ナル調、既ニ從來多少ノ調ハアリマスケレドモ、事實ノ事ニ當ツテ見ルト是マデ方々ノ調ノ未ダ足ラヌモノモアリ、又調ヲスルニモサウ時ヲ取ツテハ居ナイノデアル。既ニ十一月ニハ出來タノデアル。ソレカライロ／＼ナ機關ヲ經テ、而シテ重大ナ問題デアルカラ北京ノ駐在公使ヲ此方ニ呼ンデ十分ナル談判ノ意ヲ含メテ、而シテ談判ヲ開始セムトスルト、支那ノ習慣ニ依ツテ一月ヲ休ンダト云フ如キコトニ依ツテ延ビタト云フヤウナ譯デアルガ、青島陷落カラ直ニ起ツタノデアル。又此日獨戰爭ガ起ルヤ否ヤ、玆デ從來ノ國民ノ希望、國家ノ目的ヲ達セラル丶ト云フコトハ是ハ十分ニ豫期シタコトデ、又偶然ノ出來事カラデアツタガ、日獨戰ガ與ヘテソレカラ起ツタノデアル。即チ日獨戰ノ結果直ニ山東省ノ獨逸ガ據ツテ得テ居ツタ權利、利益及種々ノ手段ニ依ツテ得タ所ノ讓與ヲ唯ダ日本ガ繼承スルト云フト、日本ハ支那ト談判ヲシナケレバナラヌノデアル。即チ第一號ニ現レタノハ重ニ山東省ニ係ルノデアル。玆デ直ニ第二ノ問題ハ從來ノ日露戰後ニ於ケル國民ノ希望、國家ノ目的カラモ必要ト致ス所デ、滿洲蒙古是ガ第二號ニアル。ソコデ機會ヲ選ンダノハ矢張リ日獨戰、膠州陷落、斯ウ云フ次第デアリマス。（中略）ソレカラ初メカラ此多數ノ提案ガ完全ニ解決セラル丶ヤト云フコトヲ豫期シテ居ツタカ、ドウカト云フ御問ヒノヤウデアリマスガ、勿論私ハ疑ナク大部分ガ目的ヲ達スルコトガ出來ルデアラウト考ヘタノデアル。其後ノ隨分談判ガ長ク、二十五六回モ掛ツテ、三箇月餘モ掛ツタノハ如何ニモ談判ガ困難デアルト御覽ナサルデ

アリマセウカ、無論頗ル困難デアル。（中略）ソレカラ無論或點ニ於テハ多少此方ノ目的ヲ達シサヘスレバ向フノ面目ヲ保ツ爲ニ、多少條約ヲ公文ノ交換ニ致ストカ、或ハ宣言ニ止メテ置クト云フコトモアッテ、餘程之ヲ談判ノ經過ニ依ッテ、少シヅツ緩和シテ行クト云フコトハ所謂外交ノ波瀾曲折デ、初メカラ斯ウ云フ場合ニナルト云フコトノ豫期ハ大抵豫期シテモ對手ノアルコトデ、サウ少シモ違ハヌヤウナ働キハ隨分ムヅカシイト思ヒマス。（中略）波瀾曲折ハアレドモ此度ノ談判其モノニ付イテハ第一號、第二號アタリガ大目的デアル。其大目的ノ殆ド全部ト云ッテモ能イ、或ハ其中ニ多少緩和シタコトモアルガ、多少ヲ除クノ外ハ先ヅ談判ノ目的ハ達セラレタリト思フノデアル。ソレカラ其次ハ三號、四號、是ガ此方カラ請求シタ箇條デアル。三號ハ御承知ノ漢冶萍、四號ハ沿岸及島嶼ノ不割讓、此目的ハ先ヅ達シタト思フノデアル。（中略）ソレカライロ〳〵威力ヲ示シタトカ、或ハ最後ノ通牒ヲ送ル前後ニ何等カ十分ナル讓歩ヲナシテ來タトカ、イロ〳〵ナコトモアリマスルガ、是ハ殆ド談判經過ノ一ツノ波瀾曲折ニ過ギヌ譯デアル。是ハ自ラ若シ强イテ御質問ニナレバ、當局大臣カラ御答致スデアラウト思フ。ソレカラ多分是ハ昨日ノ衆議院ノ演說デ私ハ大成功ト云フ言ハ少シモ用ヒナカッタ。大成功ト云フ言ハ用ヒナイ。或ハ新聞ナゾハ時々私ノ談話ナゾトシテ大成功ト書イタカ知リマセヌガ、私ハ大成功トモ成功トモ失敗トモ能ウ言ハヌ。私ハ國家ガ自分ノ目的ヲ十分ニ達シ得タト思フ。然ルニ一方デハ失敗ト云フガ私ハ失敗トハ思ハヌ。失敗デナイト云フト成功ト云ハナケレバナラヌ……國家ノ目的ハ達シタノデアル。（中略）古イ歷史ハ措イテ、先ヅ日清戰役後一時ハ非常ニ敵愾心ヲ有ッタガ、幸ニシテ緩和シテ却テ日本ニ親シム、以前ヨリ一層親シムニ至ッタ。何故親シクナッタカト云フト日本ノ力ヲ認メタカラ非常ニ以前ヨリ親シクナッタト云フ譯デアル。（中略）決シテ獨佛仇ヲ結ブナド、云フ如キコトハナイ。支那人ハ善ク批評スレバ執著心ガ强クナイ。ソレ故ニ私ハ支那人、支那人ニハ何處迄モ常ニ友誼的ニ過チヲ改メサスルコトヲ努メタイト思フ。ソレヲ改メナケレバ支那ノ國ハ危イ。日本ヲ將來敵トスルコトハ利益デアルカ不利益デアルカ知レ切ッタ話デアル。是ハ日本ニ威力ガ無ケレバ味方ニハ付カレヌ。侮ラレテハ味方ハ來ラヌ。此日本ノ力ト云フモノハ卽チ威信ト云フモノハ一方ニ於テ十分了解セラレテ居ル。サウシテ一方ニ經濟的共同ノ利害、是ガ亦有力ナモノデアル。私ハ此支那ノ日本ニ對スル反感モサウ久シク保タズシテ、私ハ從來以上ノ親善ヲ捗取ラ

スコトハ疑ナイ。況ヤ日本ノ威信ハ非常ニ昂マツテ居ル。日獨戰カラ非常ニ昂マツタ。（中略）……何ガアラウトモ日本ノ威信ガ昂マリサヘスレバ、併シ日本ガ是カラ働ク所ノ外交上ト言ハズ實業上ト言ハズ、是等ノ行爲ニ於テ十分ナル親善ヲ保ツコトハソレ程困難デナイト私ハ固ク信ズルノデアリマス。況ンヤ現大總統ハ頗ル老練ナル人デ頗ル辛苦艱難ヲ嘗メタ人デ、日本ヲ敵トスルコトハ不利益デアルト云フコトハ十分知ツテ居ルノデアル。北京政府デハ此條約締結後地方ノ日本人ニ對スル感情ヲ和ラゲルコトニ付テハ遺憾ナク力ヲ盡シテ居ラルヽヤウデアル。（中略）ソレ故ニ私ハ先ヅ今日ノ所デドウセ國ガ勃興スレバ喬木……國ガ段々大キクナルト時ニ風ガアタル。一部分ニハ猜ムモノガアルカモ知レヌガ、概括シテドウカト云ヘバ、日本ノ威信ガ漸次昂マリツヽアルト信ジテ居ル。（中略）ソレデ私ハ此間ニ日本ノ世界ニ於ケル信用、國民ニ對スル信用上ニ付テ、何レ御議論ガアルダラウガ、我々ガ責任上確信スル所ニ依レバ、私ハ何等帝國ヲシテ困難ナル地位ニ陷ラシメタトハ少シモ考ヘテ居ラヌノデアル。併ナガラ大成功ナドト云フコトハ甚ダ恐縮千萬ノコトデアリマスガ、國家ヲシテ危キニ陷ラシメタト云フコトハ決シテ私ハ無イノデアルト確信シテ居ルンデアル。是ハ我々ガ晏然トシテ此責任ヲ取ル所以デアリマス。

以上で大隈首相の答辯は終つた。

これに對し伯は、勿論議論の相違もあり、また重要なる二、三の點について、首相が答へずして止んだことには遺憾であるけれども、これはもはや追窮しないと述べ、大體において首相の懇切にして誠意ある說明に感謝して、この討論を終つた。

一〇、財政策の攻擊

大隈内閣の外交政策を攻擊したる伯は、更にその財政政策に對しても痛擊を加へた。それは減債基金問題と責任支出問題とについてであつた。

減債基金問題といふのは、公債償還基金五千萬圓中、二千萬圓を鐵道の建設改良費に貸付け、以て帝國鐵道會計法の改正を企てんとするもので、大隈内閣の組閣當初に標榜したところの非募債政策具體化への一端とも見らるべきものであつた。

この提案に對しては政友會も國民黨も反對であつた。その反對の骨子は、既に國債償還繰入額を五千萬圓として天下に公表してゐながら、そのうち二千萬圓を鐵道資金に充當することは信を内外に失ふ所以である、現在における内地經濟界の實情は二千萬圓程度の公債募集必ずしも不可能ではない、更に亦、一般會計から貸付けるよりは預金部から貸付ける方法の方が良策であると云ふにあつた。殊に國民黨の如きは、鐵道の建設改良はその益金の範圍内に限局すべきであると痛論した。

この問題に對して、伯は獨自の立場から痛烈なる批判を加へた。それは大隈内閣の財政策を以て消極的財政政策なりと論斷し、二千萬圓の資金を何故に廢減税の財源に充當せざるやと喝破するにあつた。この問題について伯の覺書の全文は左の通りである。

一、國家ノ事業ニハ生産的ナルアリ、不生産的ナルアリ、生産的事業ニ要スル資金ハ、概シテ其事業ヨリ生スル利益ヲ以テ償還シ得ルカ故ニ、公債ヲ以テ之ニ充當シ、其費用ハ現代人並ニ子孫ヲシテ之ヲ分擔セシムルヲ文明國ノ通則トス。

一、現政府ノ消極的財政策ニヨレハ、從來國庫ヨリ五千萬圓ヲ支出シテ其全額ヲ減債基金ニ繰入レタルモノヲ、今回ハ同シク五千萬圓ヲ國庫ヨリ支出シテ、減債基金ニ參千萬圓ヲ繰入レ、殘貳千萬圓ヲ以テ鐵道資金ニ充當

山の私邸に訪問、重要協議を遂げ、十九日には山縣また自動車を內田山の井上邸に驅り、午前九時半から午後一時半まで、實に四時間の長きに亙つて會談を遂げた。

この異常なる元老來往の眞只中、卽ち十八日の午後、伯は突然、井上を訪問した。伯の出現は政界の神經を更に一段と昂進せしめた。六月二十一日の讀賣新聞は、「井侯歸京と政界動搖」と題して、この間の消息を左の如く傳へてゐる。

井侯と外交問題　井上侯がこの炎暑に際して歸京したること既に問題なり。無論これを以て現內閣破壞問題の現出と見る事は頗る輕卒の譏りなきに非ざれども、少くとも井上侯は現內閣の對支外交結果に就て非常の不滿をいだき、此の善後策に就て現內閣の方針並に經過を問ひ、更に各元老との意見の交換をなし、相共に現內閣に對し或種の警告を與へんとする事は、疑ふ可らざる事實なるが如し。

現內閣の周圍　果してその結果、現內閣の運命に關するが如き大問題となるや否やは不明なれども、この間現內閣破壞運動者の巧妙なる手の各元老の身邊に迫るあり。現在の儘にては決して不穩なる狀勢は非ざれども、現內閣の周圍が多少舊とその趣を異にするものあるは否む可からず。樞密院の態度の如きも色眼鏡を以て見れば頗る穩かならざるものあるが如く、彼是總合する時は、井上侯の歸京は或種の問題を齎らし、一時の人騷がせをなす事疑ふ可らず。

破壞運動系統　その際特に看過す可らざるは現內閣の破壞運動なり。同運動には二樣も三樣もあり。卽ち後藤、仲小路氏等一派、清浦子一派、薩派等その顯著なるものなるが、特に後藤男一派の運動は猛烈を極むるものあり。後藤男が十八日午後井上侯を訪問したるが如き、既にこの機會を利用して、其運動を實顯せんとする素志に外ならず。

この慌だしい元老の動きに就いて、また伯は次の如く新聞記者に語つてゐる。

山井公侯の會談に關して、徒らに外間より透視的臆測を許さずと雖も、井上侯が過般の元老會議に參列せず、特使大浦一木兩相

より顚末を聽取せられたるに止まるが故に、今改めて詳細の經過を親しく聽取せんが爲めのみの會談と推するは、聊か皮相の見に非ざる乎。然ればとて予輩は山井公侯が日支交涉の失敗、排貨問題其他諸種の內政問題に關して、現內閣を問責する爲めの下協議なりと斷言するものに非ず。恐らく言はぬが花なる可し。唯井上老侯が日支談判の顚末に付て、衷心國家の爲め憂慮を抱かれ、不安に思はれたるは事實にして、其後日支親善の如きは空文に終り、今や支那四百餘州の國民擧げて日貨排斥に狂奔し、滔滔天の概あるには、益侯の心痛に一層の增大を加へたるは爭ふ可らざる事實也。殊に侯は先般來關西方面實業家より、大阪名古屋に於て對支貿易の不振に關する實情を聽取され、愈ゝ由々敷當面の問題として、何等かの善後策を講ぜざるべからざるを覺悟されたるべしと信ず。（六月二十一日、毎夕新聞）

井上は大隈を推薦したる張本人である。その井上さへ、大隈內閣に憂心を抱くに至つたのは、主として加藤外交に對する不安不滿からであつた。井上が對獨宣戰の當初より、對支問題を憂慮し、その對策を樹てて大隈に進言したことは既述のごとくである。しかるに彼の獻策は加藤外相の阻むところとなつて一も採擇せられざりしのみならず、突如として起りたる日支交涉の結果、兩國の關係ます〳〵惡化せんとするを見て、深憂措く能はず、延いては、次第に首相大隈に對し信を失ひつつあつたのである。山縣に至つては、早くより大隈の政策に慊焉たりし關係上、ここに兩元老の間に、內閣更迭の意が動きはじめたことは察するに難くない。

この間に乘じて伯は決然、大隈內閣打倒の急先鋒として現はれたのである。

一二、左曲りの大隈內閣

當時の伯は、在野二年、桂公を失ひ、同志會の政友と別れ、自ら「政界の破產者」なりと冷嘲するほどの境遇にあ

つた。しかのみならず、家庭に於いても財政上、非常の苦境に陷つてゐた。

従つて皮相なる世間の人々は、伯の前途に見切りをつけて、その傘下を去るものも少なくなかつた。一體に在野黨として時の政府に對峙することは、多數の政友を率ゆる場合にも尙ほ難しとするところである。況んや單身孤立の伯が、財政上不如意の境地に於いて、正面より絕對多數黨の內閣を攻擊することは、容易なことではなかつた。殊に伯の背後にあつてその家計を守つてゐた和子夫人に取つては、山本內閣より大隈內閣にかけての夫君の政府攻擊時代は、相馬事件失脚以來の苦難期であつた。

しかし剛氣な伯は、かかる家政上の苦痛困難も、公生涯上の困難も、毫も介意せざるごとく振舞つた。彼は得意の日のごとく陽氣に、在朝の日のごとく元氣縱橫であつた。

彼は政府の迫害と鬪ひつつ、ます〳〵辛辣に內閣攻擊の活動を繼續した。彼は相變らず二三九號の自動車を乘り廻して、大隈內閣倒壞の運動に鋭意してゐた。この自動車の番號は「踏みくだく」といふ意味で、內閣を踏みくだく爲めに乘り廻はすのに相違ないと噂された。

かうした政局緊張の折柄、伯の姿は六月二十九日午後、大阪梅田驛頭にヒヨコリあらはれた。しかも夫人同伴の旅であつた。それは大阪市有志主催の市民講演會に出席する爲めであつたが、伯はこの關西行きの車中においても、例のごとき奇想天外の警句を吐いて新聞人を悅ばした。曰く「左曲りの大隈內閣！」

六月三十日、大阪每日新聞がこの時の伯の車中談を次の如く揭げてゐる。

俺が井上侯に門前拂ひを喰つたと新聞に出て居るが、一體君等の仲間は口が惡くて困るよ。井上邸と俺の邸とはツイ向ひ合つて

居るから今度も二回許り尋ねたが、一度は客來中だつたから遠慮して引返したので、門前で見張りの記者連中か尾鰭をつけて囃し立てたまでさ。井上侯に會見したのは都筑男と同席だつた。元老會議の内容は尋ねもしなかつたが、侯の口吻に依れば、對支外交はあの不始末だし、一方歐洲列强との關係は益々疎隔する許りだし、此儘で經過したならば、日本は國際上孤立無援の窮境に陷る虞があるので、此際内閣の改善を希望したものらしい。シカシ、所謂内閣改善の意が政策改善の意味か、閣員改善の意味か、此處では言はれぬが、其内にダン／＼分つて來るよ。夫から井上侯は現内閣の爲に產婆の役を勤めた關係上、最後迄内閣に好意を表して監督する積りであるが、現内閣にして遂に改善の見込なしとすれば、何う云ふ態度を執るか判らぬと云つた樣な話だつた。そんなら内閣の運命が危いかと云ふに、之から先の遣方一つでは何うともなる。俺は内閣の永續を希望するが、内閣自から立ち行かなくなれば仕方がないさ。▲言はゞ内閣は今や地獄極樂の岐路に立つてゐるやうなものだ。健全なる輿論に聽きて正路を辿れば可し、若しも一歩を誤る時には、氣の毒だが内閣の沒落だ。無筆の男が七の字を書く時、傍から「右へ曲げろ」と注意すると、「欺されるものか」と左へ曲げて了つたと云ふ話がある。現に減債基金二千萬圓を鐵道に振り向けたなどは、左曲げの尤なるもので、此の外空前の選擧干渉を强行して選擧取締法を選擧干渉法たらしめたる等、失政は枚擧に遑あらずだ。而も政府は新聞を官營として輿論を欺瞞して憚らない。尤も政府が自己の罪惡を飽く迄否認する所を見れば、矢張り惡いと云ふ事だけは知つて居ると見える。▲大凡歷代の内閣中現内閣程不誠實なものは少い。平素の言責は一も實行せず、偶實行すれば悉く七の字の左曲り許りだ。と云ふと直ちに現内閣倒すべしとの結論が來さうだが、俺は其結論は云はないよ。兎角天下は泰平が善い。所が政府側では國民の政治思想が幼稚で困るなぞと勝手の熱を吹いて居る。若し國民の政治思想が發達して居つたなら、現内閣の如きは一日も存在することは出來まい。して見れば閣員は須らく幼稚なる國民に感謝すべきである。國民に足を向けて寢ても相濟まぬ譯だ。▲邪魔者視された元老と云ふものが、何うやら近頃は若朽の政治家より頼母しく思はれるやうになつたのは妙だ。内閣の連中なども、近頃は汁粉を喰つた昔を忘れて、元老の酒に醉つて來た。是を責めると「汁粉を喰つた事もあつたかネ、顏に餡でもついてゐるかい」とケロリとしたものだ。斯う云ふ手合に善政を期待するは、恰も尼坊主の尻を捲くつて睾丸を探るが

如しかな。▲西園寺侯の上京は何の爲だか一向知らぬ。若し園侯にして風流三昧を去つて、天下經綸を行はんとする雄心ありとすれば、それも可からう。何人が後繼內閣を組織するか、俺は八卦見ぢやないから想像は出來ない。何人が出るにせよ、誠實にして經綸ある士であるならば異存はない。彼の徒に空粗なる理想を說いて然も無經綸の態度などは學んで貰ひたくないものだ。

七月五日に關西の旅から歸つてくると、伯の內閣攻擊の舌端は益ゝ銳くなつた。七月六日の東京每日新聞は「綠蔭閑話　蠻爵の四十二珊砲」と題して、次の如く記した。

關西の旅から歸つたばかりの後藤蠻爵の玄關は、訪問客一ダース以上の履物でゴッタ返して居る。大入大繁昌の應接室では、今や蠻爵得意の大風呂敷で、數名の訪客を煙に捲いて居る。

「現內閣破壞運動は其後御發展ですか」と唐突を食はせると「ナニ內閣破壞——そんなケチな事をするものか。我輩なんか溫順しいものだが、井上や松方の御爺さん達の方が、破壞運動を熱心にやつとるぢやないか」とブーッと煙を天井に吹いて我れ關せず焉と白ばくれる。

左うはさせじと疊掛けて「そんな隱立てしたつて駄目ですよ。チヤンと證據が上つて居るんですからね」と鎌を懸けると、「證據？　馬鹿ア云へそんなものがある樣なヘマな運動は仕やしないぞ」と語るに落ちる返答に、得たりや應と突貫して、「政友會の或消息通は、自ら其謀議に參するとか何とか公言してゐる者があり升」とやる。

「馬鹿な事を云つてる、俺がやるのに政友會の奴等に助太刀なんか賴むものか……而し何らせ此內閣は潰さにや駄目だ。あんな外交をやられて國民が堪つたものぢやない。夫れに參政官と來たら何うぢや（中略）」とソロ〳〵メートルが沸騰し出した。

「一體內閣の運命は何の位保てます」と云へば、グツと反身になつて、虎の如き頤髭を突出し、「今直にでも潰して了へば世話なしさ。而も御大禮は眞逆に原內閣でもあるまいから、大隈の最後の思ひ出にやらせるも好からう。御大禮が終つたら最う用捨するに及ばんから、自ら投げ出さずんば此方から潰してやるさ。ナーニ遠慮も糸瓜もいるものか。」

「西園寺か——今頃ノコ〳〵出て來るから、入らぬ人騷がせをするんだ。內大臣か……左うさ大山はあんまり好かんと云ふこつ

たから、西園寺を祭り込むも面白からう。ダガ政友會ぢや何う云ふものかなア。有つても無くつても好い樣なものだが、あれでも内部では原に慊らぬ連中は西園寺を擔いで、世間の面目を立て直さうつて云ふ連中もあるだらう。」

「貴方もあんまり永く閑居して、宮村の高臺から空砲を放つて居ないで、原なり寺内なりと提携して、大活動を開始したら如何です」と云へば「アハ、、、左う煽動てるな。時期が來りや蛟龍永く池中のものに非ずだ。捲土重來の大風雲を起して惰民を貪る政界に爆裂彈を投入しようぢやないか。相棒は誰れだつて關はぬさ。原にしろ寺内にしろ、俺の意見を容れる雅量がありや、何時だつて天下を取つて見せるさ、アハ、、、」愈ゝ出でて愈ゝ後藤式を發揮して割れん許りの哄笑を浴せる。知らず變爵の放つ內閣破壞の大砲は、何時實彈となつて其效を奏するや否。

一三、大隈辭窮す

新聞を通じてあらゆる機會に內閣攻擊を續行してゐた伯は、偶然にも大隈と立會の上で、大隈を皮肉り得る絕好の機會を惠まれた。卽ち鐵道靑年大會が七月十一日午前九時から、早稻田大學講堂において開かれた。伯は同會顧問として出席し、三千の鐵道從業員を前に、演壇の上から大隈首相を揶揄したのであつた。無論、雄辯宏辭の老首相もこれに對し一場の辨明演說を試みたのであつたが、在野の自由人たる伯に對し、在朝當面の責任者たる首相としては、平生の舌端も聊か澁らざるを得なかつた。

しかもこれには、一つの因緣話がある。それは第二次桂內閣時代、そのころ在野の政治家たりし大隈が、會合も同じ鐵道靑年會において、次のやうな演說を試み、滿場の喝采を博したことがあつた。

諸君は腕力の外に、腦力を使つてゐるのに、土工よりも餘り多からぬ給料を受けてゐるといふのは、まことに不

條理である。吾輩のやうに無限に命の延びる者は別として（哄笑）諸君は却々さうは往かない。この點から見ても、諸君に慰安を與へ、諸君に中流以上の生活をなさしめる必要があると思ふ。日本の鐵道は、決して今日には止らぬ。今後二十五年を出でぬうちに、國有鐵道は次第に延びて、二十萬の常備軍以上の鐵道從業員を要するやうになると信ずる。これは實に大軍隊である。この大軍隊が、喜んで働くか、厭々ながら働くかといふことは、實に國家の一大事である。かるが故に我輩は、總裁閣下の前で、この議論を致して見たいと思つたのであるが、お出でにならぬのは甚だ遺憾である。（拍手）何うかお歸りになつたら、總裁閣下にお傳へを願ひたい。

かかる言辭に對して默つて看過するやうな伯ではなかつた。卽ち伯は、後の鐵道靑年會の會合において先づ、私が今日、大隈伯の演說に對してお答するのは、決して大隈伯に喰つてかゝるとか、喧嘩を賣るとかいふ意味ではない。當局に立つてゐると、いろ〳〵な人から物を賴まれる。强請されたり、勸告されたりすることがある。恰度マリアの像や、阿彌陀樣の前で、出來もしないことを、强請してゐる人があるやうなものだ。しかし我々人間においては、路傍の乞食が「御奉謝」と言つて手を出したとき、知らぬ顏をして通り過ぎるのは、道に外れてゐる。況んやわが尊敬する大隈伯から、御依賴を受けたるにおいてをや。

と揶揄したる後、次のやうに反擊した。

然し大隈伯の演說が、そのとき恰度他の材料の持合せがないので、出放題に滿堂の氣に入るやうな場當りの、滑稽的政談の類をやられたといふのならば、別に深くとがめるべきことではない。しかし何等か攻究の末、鐵道從業員に增給すべき數字を、營業收入の上から見て、かやうに發表されたのであるならば、何うかその立案の基礎

を示されたい。

然し何と言つても、鐵道院總裁といふ責任ある地位にある伯の演説は、奔放自在なる大隈の長廣舌に比すれば、甚だ氣焰のあがらぬものがあつた。

然るに因果應報といふか、今や主客その處を替へて、先の鐵道院總裁が、いま在野の一自由人として、大隈首相在野時代の放言に對し、辛辣なる質問を浴びせうるの機會に達したのである。

その日の光景を、内閣反對の政友會機關紙「中央新聞」（七月十二日）は、「大隈伯辭窮す。後藤男に素破拔かる。三千の鐵道從業員の前にて」と題して、次の如く、やや誇張的に記述してゐる。

鐵道青年會大會は、十一日午前九時より、大隈伯邸に開催せらる可き筈なるが、雨天の爲め早稻田大學講堂に於て開會せられたり。（中略）同會顧問たる男爵後藤新平氏は悠揚として演壇に立ち、從業員に對し慰安的演説の將に終らんとする時、大隈伯の出席ありたるを以て、後藤男は莞爾として伯を尻目に掛け、更に演説を續けて曰く。

自分が前に鐵道院總裁であつた時、從業員の諸君は連袂して給料の値上を請願されたことがある。併し當時は折り惡しく諸君の希望を容るゝ事が出來なかつたが、元來此の給料値上の請願の黑幕として、大隈伯は其の尻押しをなすつて居たのである。幸ひ伯は目下内閣總理大臣で在り、諸君は此際諸君に同情多かりし伯を現閣の首腦に頂いて居らるゝから、何の遠慮もなく値上を請願すべく、伯も亦喜んで値上げを快諾して之を決行さるゝ事であらう。

後藤男は巧に首相伯に向つて、愛嬌の中に皮肉を浴せ懸けるや、會衆は床踏み鳴らし拍手雷の如く起る。次で伯は老軀を提げて演壇に起ち、澁々ながら辯解の演說を試みたり。

只今後藤男爵が言はれた事は我輩は確に記憶を致して居る。男は我輩が見れば生氣ある青年である。併し我輩は年は取つても毫毛は致さぬ。後藤男に讓らぬ勇氣はある積りである。我輩は從業者の給料問題に就て、値上げをなさゞるに非らざれ共、三年前の生活と今日とが同一の生活程度なれば、近頃は諸物價の高き割に連れて些か增給されて居る譯であるから、今改めて增給を斷行する事は出來ないのである。

口から先に生れたる首相伯は、平生の長廣舌に似もやらず、唐突に肉迫されたる後藤男の挑戰に刄向ひ出來ず極めて脫線的にして不徹底なる辯解的演說を試み、流るゝ汗を拭きつゝ壇を退きたるが、窮狀見るも氣毒なりし。

公人としては斯くのごとく相鬪つてゐたけれども、私人としては伯と大隈とは、依然として圓滿であつた。それは兩者の陽氣にして淡泊なる性情の賜物であつた。ゆゑに大隈周圍の者が、伯の辛辣なる攻擊に對し深く憤つて、首相に伯を中傷したる場合にも、彼はただ莞爾としてこれを聞き流してゐた。

伯に於いても亦、大隈を目して「海綿頭」と言ひ、或は「左曲り內閣」と痛罵しつつも、その內心に於いては、大隈個人に對しては、溫かき好意を失つてゐなかつた。伯の大隈內閣攻擊は、寧ろ外相加藤の攻擊であり、內相大浦の攻擊であつたのである。

伯を大隈の政敵の地に立たしめたるは運命の一大惡戲であつて、恐らく伯としても大隈としても、本意ではなかつたであらう。

一四、大隈內閣改造

大正四年八月十日をもつて、大隈內閣は改造されて、閣員の大更迭が行はれた。それは內相大浦の失脚に因する政變であつた。

その經緯はかうである。

大正四年五月二十五日、政友會所屬代議士村野常右衛門は、選擧違反及び收賄罪として內務大臣大浦兼武を告發した。高松疑獄事件卽ちこれである。同年七月二十三日、檢事總長平沼騏一郎は尾崎法相を訪ひて內議し、二十八日、首相官邸において閣議を開き、更に翌二十九日早稻田大隈邸において緊急閣議が開かれ、其の席上、大浦內相は自らの責任の下に、國家の爲め議員操縱の任に當つた事を告白して辭表を提出し、翌三十日、右辭表は允許せられた。

大浦內相の辭表提出と同時に、大隈首相は內閣の首班として董督の責免かるべからざるものありとなし、全閣員の辭表を取纏めこれを闕下に奉呈したのであつたけれども、八月三日の元老會議は大隈首相に留任を勸告する事に議が纏まつた。五日、首相は閣議を召集し對策を協議したところ、閣員の意嚮は聯帶責任論と留任論との二派に分かれ、結局、加藤外相、若槻藏相、八代海相は其の職を辭し、他の閣員は留任するに決定し、海相には加藤友三郎、外相には石井菊次郎、一木文相は內相に轉じ、文相には高田早苗、武富遞相は藏相に、遞相に箕浦勝人をそれ〳〵補充し、八月十日、大隈改造內閣の親任式が擧行せられた。

この當時伯が大隈に送つた書翰の控えがのこつてゐる。これは大隈內閣改造問題には、間接に觸れてゐるに過ぎな

いが、議會政治や政黨や選擧に關する當時の伯の意見を、簡明に物語るものがある。

謹啓。時下殘暑甚敷候處、益御淸福被爲涉、慶頌至極ニ奉存候。偖唐突ノ申條ニ候得共、我國立憲ノ政ヲ施カレ候テヨリ既ニ二十有五年ト相成、國民ノ政治思想漸ク熟シ來リ候ト共ニ、所謂政黨政派ノ紛爭歲月ヲ追フテ劇ク餘弊ノ及フ所、偶々憲政ノ美果ヲ收メントスル豫期ニ相戾リ、却テ固有諄朴ノ良風マテ破壞セラレントスル趨勢ヲ見候ハ、閣下ノ夙ニ國家ノ深憂トセラレタル所、而モ最モ政黨ノ經驗ニ富マセラレ候閣下ニシテ、內閣組織ノ初ニ當リ、黨弊ノ廓淸ヲ道破セラレ候コトハ、眞ニ達人ノ達見、後進小生等ノ佩服措ク能ハサル所ニ御座候。嗣後數々拜晤ノ機會ニ於テ親ク至教ヲ賜リ候所ニ依レハ、其間寸疑ノ存スルモノナキニアラサルモ、大體ニ於テ國家ノ將來ヲ洞觀セラレ、憂ヲ同クセラル、ヲ拜悉シ、欽仰愈々已マサル次第ニ御座候。是ニ於テ小生ハ、身黨派ノ內外ニ在ルヲ問ハス、何者カ國家永遠ノ疾患ヲ濟フ爲ニ、黨派ヲ超越スル有機體ノ必要ヲ切實ニ相感シ、平生聊カ攻究セル實例中ニ求メ候末、大正二年秋日、別冊獨國ハンザ同盟ニ想到シ、直チニ其大要ヲ譯シテ同憂ノ士ニ頒チ、相與ニ參考ノ料ト致候儀ニ御座候。固ヨリ彼我歷史國情ヲ異ニシ、一概ニ模倣スヘキニアラサルハ論ナキ所ニ候得共、國民ヲシテ黨派的流毒ヲ免カレ、健全ナル自治體ノ下ニ、中庸ノ利福ヲ享ケシメントスル理想實行ノ爲ニハ他山ノ石タルヲ失ハスト存候。實ハ小生前年立憲同志會ヲ去ルノ後、早速此事ヲ首唱シテ識者ノ考慮ヲ請ヒ、國民ノ注意ヲ喚起致度ト存候モ、時機未タ熟セス今日ニ相暨ヒ候處、既ニ內閣一部ノ改造行ハレ、閣下依然輔弼ノ重責ニ膺ラレ候コト定マリ候以上、此ニ鄙見ニ對スル閣下ノ尊敎ヲ仰キ、徐ニ國家政治ノ根本タル自治體ノ發達ノ爲ニ微力ヲ效サンコトヲ覺悟致候。但シ小生ノ此主張ニ對シ、動モスレハ政黨政派ヲ無用視スルモ

ノ、如キ謬想ヲ抱クモノナキヲ保セスト雖モ、小生ノ本志切實ニ黨派ノ改善ヲ希フニ存シ、此點ニ關シテ自ラ經驗アル諸賢ノ在ルアリ、而カモ國家ノ根柢タル自治體ノ改善ヲ以テ於リ重シトシ、於リ急トスルニ外ナラス候。別冊中ニモ謂ヘル如ク、黨派ノ如何ヲ論セス理想ヲ同クスル團集、憲法治下ニ於ケル文裝的經濟的結社トシ、地方自治ノ獨立ヲ保持シ、各階級ヲ通シテ平等ノ利益ヲ享ケシメントスル最大ノ目的ヲ有スル團體組成ノ必要ヲ感スルコト、今日ノ如ク急ナルハナシ。倘シ此ノ見地ヨリ言ハヽ、健全ナル政黨ノ發達ニハ缺クヘカラサルモノニ有之候半ト存候。

今春衆議院議員選擧ニ際シ、各地方ニ貽シタル諸多ノ弊害ハ、今更絮說スルノ要ナク、閣下ノ親ク見聞セラル、所、現ニ之カ爲ニ前內務大臣ハ罪ヲ　闕下ニ待ツノ止ムナキニ至リ、閣下モ亦累ヲ被リテ一タヒハ骸骨ヲ乞ハレ候コト、閣下ノ素志ト相違フ甚タ遼キモノ可有之、隨ツテ今秋行ハレントスル府縣會議員ノ選擧ニ當リテハ、深ク前跌ニ鑑ミ、戒飭尤モ努メラルヘキヲ疑ハス候得共、觀シ來レハ國法上一閣臣ノ過失アラハ之ヲ嚴ニ咎メサルヘカラサルモ、遡テ國民各自ノ覺醒ヲ促スコソ正徑ニハ無之歟。其形象種々ト雖モ、病源自ラ存スル所ヲ知ラサルヘカラス。要スルニ自治ノ本義ヲ明カニシテ、各人ノ自主自覺ヲ促シ、各政黨政派ノ外ニ於テ引援附比ノ習ヲ去リ、眞正ニ憲法治下ノ民タルノ幸福ヲ享有スルニ足ルヘキ自治團體ヲ組織スルノ必要ヲ、國民一般ニ知ラシメントスル微衷ニ出ツルニ外ナラサル儀ニ御座候。上來拜陳スル所、極メテ蕪雜ヲ免レスト雖モ、何者カヲ以テ國家將來ノ疾患ヲ救ハントスル初一念ヲ亮察セラレ、更ニ雅教ヲ吝ミ玉ハスンハ、獨リ小生ノ至幸ノミニ無之候。

終ニ國家ノ爲ニ旦暮御加餐奉祈上候。敬具。

大正四年八月三十日

男爵　後藤　新平

内閣總理大臣伯爵　大隈重信閣下

一五、此の室にゴロリ後藤は居候

八月の大改造は、大隈内閣の致命傷であつた。世は内閣が、これほどの大打擊を受けながら、何故に總辭職をなさざりしやを、却つて怪訝したほどであつた。

政局の雲行は急に遽だしくなつた。しかるに伯は、何故かこの重大時機に、瓢然として鮮滿の旅に出かけてしまつた。

大正四年九月二十五日午後六時、東京を發し翌二十六日午前九時神戸驛著、宇治川ミカド・ホテルにて少憩の後、正午、郵船備後丸に乘じて伯は滿鮮巡遊の途に就いた。同伴者は中村是公、菊池忠三郎の兩人であつた。

この旅行の目的は、十月三日京城における朝鮮鐵道一千哩開通式並びに同月十日奉天における南滿醫學堂の卒業式に臨席する爲めであつた。

京城に著いたのが二十八日夜であつた。伯は總督官邸に宿り、翌二十九日朝、早速、中村是公と共に共進會を觀覽した。而して十月三日の鐵道一千哩開通式に臨んだ後、五日夜、京城を去るまで、總督官邸に起臥した。そして伯が總督官邸を引揚げて間もなく、伯の惡戲が暴露した。十月十日の國民新聞にその顚末が左の如く記されてゐる。

閑院宮殿下が朝鮮始政五年記念共進會へ台臨の砌の事である。總督府では特に廳內の一室を裝飾して殿下の御休

憩室に充て參らせ其趣を謹んで殿下に言上した。所が良あつて殿下が山縣政務總監の先導によつて件の御休憩室の扉を引かせらるゝ途端ヒョイト正面の壁を御覽になると、何者の惡戯か小さな紙片に「此の室にゴロリ後藤は居候」と川柳とも落首とも得體の判らぬ珍句が大に茶目式の氣分を漂はせてゐるので流石謹嚴な殿下もカラ〳〵と御哄笑あつて「ゴロリ後藤は居候か、よく出來てゐる」と御氣輕な仰せ。總監悉く恐縮して了つたさうだが其後貼紙の詮鑿せない處を見ると下手人、いや句の主はどうやら夫子自身であるらしい噂である。蛇足ではあるが句の所謂居候は有名な蠻爵閣下で、殿下とは一日違ひで此室に暇を告げたのであつたげな。

かくて伯は奉天經由、吉林に赴き吉會線問題の實地視察を遂げ、吉林に一泊の後、長春を經て、奉天に到著、十日の南滿醫學堂第一回卒業式に臨席した。十一日は旅順に赴き都督府を訪問し、小蒸氣にて港內を一巡したる後、ヤマト・ホテルに入つた。翌十二日は中央試驗所、公學堂、沙河口工場を參觀し、同日午後六時半工業學校講堂に於ける讀書會主催の講演會に臨み、午後五時には滿鐵社員の歡迎會、午後七時には大連市民の歡迎會に出席した。翌十三日大連を出發して朝鮮に直行し、京城ではまたも總督官邸に一泊の後、十七日午前八時三十分東京驛著歸京した。

伯は滿洲各地で請はるるままに到る處で講演や挨拶を行うたのであつたが、十一日午前、白仁長官の要請に依つて旅順工科學堂において試みたる「旅順工科學堂の由來」と題した伯の講演は、伯自らがその後、大連の午餐會にて挨拶せんとした時、傍らの中村是公を顧みて「自分の滿洲所感は工科學堂における演說に盡きてゐる。あれ以外には別に變つた所感はない」と耳語した程、伯自身、自信を多分に持つた演說であつた。謂はば滿洲の旅における代表的演說であつた。その要旨は左の通りである。

由來工科學堂に關しては、非難の聲賞讃の說と相半するも、兩者共に吾人の希望に副はず、本學堂現在の組織も、本學堂の發起人たる余には首肯し難きものあれども、是れ本學堂經營者の責にあらず、帝國議會の關係、我國制度の關係上、止むを得ざる事なりとす。而かも兎も角もこれまで發達せしめたるは頗る成功と謂ふべく、白仁長官の苦心多大なるを認めずんばあらず。本學堂創立の主旨は、第一旅順の繁榮策に在り、諸君熟知の如く、露國政府は旅順を東洋に於ける政治的軍事的中心點と爲すべく國費を吝まず雄大の經營を爲したるが、偖て之を繼承したる我帝國は、如何にして旅順を經營すべきか、自然の勢に放任せば唯だ衰微あるのみ。旅順の衰微は國威失墜の一とも看做し得べく、他の輕侮を招く虞も亦なしとせず。余は先旅順の軍事的價値を我陸海軍人に歷問したるに、重を置くに足らずとの一致したる答解を得、他の方法により旅順の繁榮を維持し、旅順の經營を爲すの必要を認め、遂に旅順に大なる學校を建設するの志望を起したり。當時余は臺灣の民政長官として兒玉總督の下に在り、總督が滿洲軍總參謀長として奉天に在りたる時、臺灣を代表し慰問の爲め來奉の途次、旅順を視察して、ぼんやりと爾かく大なる學校設立の念を起したるが、其の後滿鐵總裁として來任し、關東都督府顧問を兼ぬるに及び、益々大なる學校設立の必要を感じ、其の目的を達せんとして、當時の都督大島子及び內閣大臣等に意見を述べたるも、該計畫の大なると經費の巨なるとの爲め容易に容れられず、斯く遷延する間に、露國時代の建物は立腐れとなり、我陸海軍は旅順經營に向つて何等の施設を爲す事能はざるに至り、余は益々速に自己の初一念を達すべきの必要を認めたり。（中略）

旅順は我租借地に在りて日支露との交涉あり、最も神聖偉大にして名譽なる日露戰蹟として、學生の修養に適せり。學校の位置としては最も適切なるものと謂ふべし。その位置より見れば、英國のオックスフォード、ケンブリッヂの二大學に勝るとも劣らず、其の經營如何によりては隆を牛津劍橋の二大學に比すること決して至難にあらず。學生の如き一萬人を容るるの大抱負を有すべく、假りに一人一箇月十五圓の學資を費やすとせば、一月の合計十五萬圓となり、一年約二百萬圓となる。旅順繁榮の一策ならずとせず。假令學生數是れに達せずとするも、確に旅順繁榮の一助たるを失はざるべし。學生の如きは徐々支那人招來の方法を取るべく初めより支那學生收容に腐心するは不可なり。余は心理狀態上玆に支那學生收容に就ての意見を陳べざるべし。

宇内の大勢を顧みるに、武裝的文弱は斷じて非なり。文裝的武備を盛に修めざるべからず。卽ち文學技藝等の百般科學等を盛にして、我帝國の文明政策を發展助長せざるべからず。余は此意義に於て旅順工科學堂の必要を認め、又將來の多望を斷言して疑はず。然るに滔々たる世上の近眼者流は、兎角本學堂建設の主旨目的を解せず、往々之を無用の長物視し、帝國議會に於ても兎角の議論多きは深く歎息せざるべからず。（十月十三日、滿洲日日新聞）

伯の滿洲視察は、伯が初代滿鐵總裁であつた關係から、六日朝安東驛を出發するに際しては、滿鐵から改野理事と白仁民政長官が同乘し、更に五龍背からは、滿鐵總裁中村雄次郎が乘り込むといふ歡迎ぶりであつた。

伯は上田滿鐵祕書役の說明を聽取し乍ら、展望室から車窓外に展開する滿洲の秋を眺めつつ、懷舊の念に搏たれ、名刺の裏に次のごとき一詩を誌した。

行看今古戰場間。國策新成意自閑。
水流不語前朝事。仁風吹徹萬年山。

そして同車の中村是公に對して伯は語つた。

『己れの詩は、詩にして詩にあらず、詩人臭い詩は大嫌ひだ！』

伯一行が長春の名古屋旅館に陣取つた時のことである。いよ〳〵歸らうといふ時になつて伯は、

『乃公は昔の後藤ぢやない。今は素浪人の身分だからお茶代もその積りで取つて呉れ。』

といつて茶代を差出した。その金額は金十圓也であつた。すると同行の中村是公も、

『乃公は又、その素浪人の鞄持の資格で來たのだ。これで御免を蒙る。』

と御盆に載せた金額は正に金五圓也であつた。
名古屋館の女將は、伯が滿鐵總裁時代から、伯を知つてゐる評判の女將であつた。そこで、伯一行は、今度の旅は素浪人の旅であるといふ理窟をつけて、この女將に一泡吹かせたのであつた。

一六、寺內との提携

滿鮮の旅より歸つた伯は、中央政界から新しい眼を以て凝視された。何故に、行きにも歸りにも朝鮮總督の官邸に起臥して來たのであるか。果然、十月二十三日の讀賣新聞は「寺內後藤提携、擧國一致內閣準備、寺內擁護黨の糾合」と題して、寺內總督と伯との政治提携の成立を左の如く報道した。

後藤男が過般來常に總督官邸に起臥して滯在久しきに亙れるに就ては、政界の高等消息家間には頗る興味ある事情傳へられつゝあり。卽ち此度の寺內後藤の會見謀議は、今後兩者の提携を決定的に表示するものにして、寺內伯が長派遺藥の唯一人として、今や其將來の出處は頗る注目に値するものあると共に、政界の破產者視されたる後藤男が、大浦事件ありてより、動もすれば男先年の行動は寧ろ頗る怜悧なりしとの結果を生じ來り、男が新境遇の打開は、正に今後見る可きの一幕たらずとせず。蓋し同志會脫會後に於ける後藤男の苦慮は、世間想像の外にあり。或は第三黨の計畫の下に、總選擧に際して各方面に資金の給與を爲し居るは疑ひもなき事實にして、而も其努力は只世間の物騷なるに似合はず、思はしき結果を收むるに至らず。然るに茲に大浦問題等に於て現內閣

の鼎の輕重が漸く問はれんとするや、久しく鮮地の邊土に虎視眈々たる寺內伯の擁立を策したるは明かなる事實たり。元來朝鮮の統治、特に過年來寺內伯が其の政策を一變して、或は實業家を招集し、又は共進會を開き、而も其客に接する愛嬌の如き、昔日と別人の觀あり。之等のもの後藤男の獻策に出でしもの少からず。現內閣の後繼は、戰後重大なる時期に際して組織されざる可らず、即ち次期內閣は、必ずや擧國一致內閣たらざる可らず、之が爲めには須らく內爭を一掃して、大に帝國の戰後外交に當る可きを當然とす、乃ち茲に超然人才內閣を組織すべしとなし、伯男の提携と將來の策戰は既に成れりと稱せられたり。只超然內閣又は人才內閣といふと雖も、昔日の如く全然、政黨無視の不可能なるは兩者の認むる所、茲に情意投合又は政黨懷柔の必要あり。而して兩者の據つて以て中堅とすべきは政友會に外ならずと。伯と政友會との關係が久しき以前より宜敷からず、特に山本內閣に至りて、其頂點に達せしは人の知る所なるが、政友會は伯の惡感を不利として、東拓に野田氏を据ゑて、爾來伯と政友との惡感一掃に盡力せしめつゝあり。近來雙者の間昔日と全然觀を異にするものあり。無所屬團中の後藤系同志會の分割になる寺內內閣擁護黨の多數の糾合に就ては、今後著々として暗中の飛躍となる可しといへり。

伯は當時この噂を打ち消してゐた。だが、落花の水に浮び、開花の陽に向ふ、何ぞ自然の因緣にあらずと謂はん。二大政黨外の勢力相合して政權を把握するの機來るべしとせば、寺內と後藤との接近は、潮の月に寄るがごとき自然にあらずや。

一七、京都の活躍

寺内と伯とは、隱約の裏に、情意相吻合した。

後繼首相は既に出來上つたのである。ただ剩すところは內閣倒壞の一事のみ。玆に於いて伯の倒閣運動は、猛然として尖銳化した。その頂點に達したのが、京都に於ける御大禮當時の活動である。

大正四年十一月十日、京都紫宸殿において、大正天皇卽位の大典を擧げ給ふ。伯は御大禮參列の榮に浴した。伯は和子夫人と、鶴見愛子を伴つて、十一月五日京都に赴いた。そして下河原町下村當吉の邸に落ちついた。その後、二十一日朝出發するまで、約三週間を京都で送つたのである。

伯が特に和子夫人を同伴したのは、和子夫人が京都で新聞記者に語つたやうに、

年をとると何事をするのも大儀になりますから、若し大切な御式に粗忽でもあつては大變と存じ、初めは御遠慮申す積りでしたが、一生に一度の御盛儀ですからと勸められて、急に思ひ立つて下洛した次第で御座います。袿袴の色はくすんだ紫色を選びました。髮が少いので**おすべらかし**に結ふのはどうかと心配致しましたが、前髮の形さへ出來れば略式でも差支ないとの事ですから、先達てからセツセと娘に稽古させました。娘も段々上手になりましたので、知らない土地に來て馴れない髮結さんに彼れ是れと小言を云ふのも厭ですし、時間の都合なども旨く行かないと思つて娘を連れて參りました。（十一月六日大阪朝日新聞）

卽ち一生に一度の御盛儀に參列するの喜びを抱いて、夫妻は入洛したのである。

伯は夫人令嬢を伴つて京都の街を散步したり、下村の案內で、自動車を驅つて宇治から醍醐方面へドライヴを試みてその風光を探り、晝飯には黃檗山の普茶料理を樂しむといつた悠遊ぶりであつた。

しかしその間にも伯は寸時も政治的活動を休止しなかつた。むしろ見樣によつては、旅先ながら政界の巨星が殆ど集まつてをり、ゴツタ返してゐるやうで割合に閑であり、しかも人の往來が割に目立たぬかうした機會こそ、政治的策謀を練るには、絕好の機會であつた。さうして伯は巧みにその機會を捉へた。

右の策動に就いて田健治郎は「我等の知れる後藤新平伯」のうちに左の如く述べてゐる。

――私と後藤伯とは政治上世間では意見が全く異なつてゐるといふ者が多いやうだが、そんなことはなかつた。しかし後藤伯には伯としての意見もあつたし、貴族院議員に勅選された仲間の團體の、幸倶樂部に屬してゐたが後藤伯は多く單獨で動いてゐた事はたしかである。

大隈內閣のとき、對支政策が甚だ愚劣極まるもので、何とかして局面を打開しなくてはならぬと、一般の氣運は動いてゐた。この局面打開策につき貴族院でも二つの意見に分れて種々研究し、對支政策に頭を惱ましてゐたが私は平田東助、小松原英太郎氏等十二、三名と共に、對支政策につき一つの研究團體をつくり、よく會同しては意見を戰はした。ことに小松原英太郎氏はわざ〳〵支那まで旅行して詳細に調査した程で、これがために大隈內閣の不評判は益〻激しくなつて來た。

後藤伯は同じ幸倶樂部茶話會員であつたけれども、我々の研究團體には加入せずに、別に對支政策研究團體を作つて、私にも加つてはどうかと勸誘した。別に惡いことでもないので、私はその勸誘に從つてその會合にも出席して各人の意見を聞き議論も戰はしてゐた。この頃の議會は十一月に初められてゐたので、大隈內閣としては一大難關にぶつかつてゐたのであつた。國論は沸騰し切つてもゐる。どうにもかうにもあがきがとれなかつたので

あつたが——これは大正四年の十一月のことで、恰も　大正天皇の御即位大典のときにあたり、多くは皆京都へと行つた。京都に行つたものの、大隈內閣の對支政策失敗につき、人々はよく集まつて相談を凝らしたものであつた。

十一月十一日の夜更けてからである。ひよつこりと私の宿を訪ねて來たのは後藤伯であつた。そして私へ云ふのには、輿論はかう沸騰してゐるのだが、元老たちの意見は何處にあるのかが判らずに、實のところ自分たちも困つてゐるところだが、ふと、氣づいたのは平田東助のことだ、平田は多分元老の意見は知つてゐるにちがひないと思ふ、そこでどうだらうか、君から一つ平田に元老の意見を諷はせて見てはくれまいか、と云ふのであつた。平田なら知つてゐることはたしかである。それといふのは平田は山縣老公の懷中に飛び込み、なんでも彼でも知りつくしてゐるところの男であつたからで、私も後藤伯の言葉をきゝ、よし承知した、平田をつゝき一つ元老の意見を諷はせて見ようと引き受けて、十三日の夜に平田をその宿に尋ねて、山縣老公の意見を聞いたこともあつた。そのときには國體こそ異なつたが政治上の步調を一つにしたやうなものであつた。

さて平田を宿に訪うて、膝をつき合はして元老の意見といふものが、どう動いてゐたかにつき聞いて見た。それは後藤伯のみのためでなく、私に取つても重大な問題で、これから內閣を攻擊する段取りに缺くべからざることであつた。平田をつゝいて見ると、實のところ、沸き立つた國論には元老もほと〳〵匙を投げて、困り切つてゐるところであるといふにあつた。それでこちらの腹はきまつてしまつたが、さて、外交の失敗をさらけ出して議會で攻擊するとなると、內政問題の失策なら、事後の影響は大したことにもならぬけれど、こと外交の失策は向

後の日本の立場の不利益は甚だ大きなものがあつて、收拾すべからざるの難局に立たねばならぬ。そこで、表面大隈内閣を攻撃する戰法につき、後藤伯等と頭を惱ましたものであつたが、つひに小さな問題を捉へて攻撃することになつたのである。それは減債基金問題である。

つづいて十五日に、伯は木屋町大可樓において伊東巳代治、山本達雄、末松謙澄と、大隈内閣打倒對策に就いて重要協議を遂げた。しかもその席へ突然、元老山縣が出席した。政界には時ならぬ旋風が捲き起されたのである。十七日には伊東、末松の二人は松方を訪れた。平田東助、清浦奎吾も亦東奔西走を始めた。

その間にも、日本の對支關係は、ます〳〵紛糾し、いよ〳〵困難となつて來た。特に御大典當時においては、英國の策謀による支那の參戰問題あり、袁世凱の帝制問題があつて、大隈内閣はこれが對策に苦慮してゐた。袁世凱がクーデターを決行して反對派議員を放逐し、自ら帝位に即かんとしたことは、南方諸省の猛烈なる反對運動を惹起し、若し袁にして帝位に即く事あらば、全支那は動亂の渦中に投ぜられるかも知れない情勢であつた。

これに對して大隈内閣は連日、閣議を開いて凝議を遂げた。そして十一月四日、つひに英、露、佛、伊の四國と共同して、帝政延期の第一回通告を行つた。然しながら、若し帝政延期の警告を發すべしとならば、何の必要あつて、歐羅巴の諸國を誘引し、共同にてこれをなすのであるか、それは惹いて東洋問題につき、彼等に容喙すべき口實を與ふるに至りはしないか。

大隈内閣の對支外交に對する不信任の形勢は、いよ〳〵濃厚になつてきた。それだけ倒閣運動一派の氣勢はあがつた。さうして京都に滯在中の伯は、政府側の焦慮ぶりを、左の如く批判した。

今日も亦閣議を開いたさうだが、元來現内閣に何れだけの經綸があるかは問題だ。對支問題は國家の安危に關する重大問題で、廟堂に立つ者が、國家の安危存亡を以て、少しでも政爭の具に供する樣な了見があつては一大事だ。昨今樞密院の内で暗流が動いて居る樣に取沙汰さるゝのは、主として現内閣に對する人心の不安が致す所だ。我輩が原君と會見したから、ソコに何かの意味がある樣に推測するのは、大に我等を買被つて居るもので、元來政界は實は彼も買被り是れも買被つた結果が、卽ち人心の不安となつて色々風說を産み出すのだ。石井外相の外交方針は加藤前外相の方針を踏襲して居る樣だが、加藤男の外交方針なるものは果して好いか惡いかは疑問だ。我輩は外交の事に就ては何等關知する所はないが、樞密院の暗流なるものは、內閣が京都に移る以前に、大隈伯が樞密院で御前會議の最中に、外交問題の答辯に窮して「他に約束があるから」と稱して逃げ出したのが元であることは云ふ迄もない。當時恰も御大典間際であつたから、マアマア萬事は御大典終了後と云ふので延びて居つたのだ。一部人士の間には三浦觀樹を使つて大隈伯を罷めさせようとして居るものがあるかも知れない。然し誰れと云つて中心になつて働いて居るものがないから、ものになるか何うかは之亦問題だ。隨分樞密院中には大隈伯の機嫌を取つて、勳章の一つでも貰はうとして居る犬もあるからねイ云々。(十一月二十日山陽新聞)

尤もこの勳章云々は、全然伯は言つた覺えなしとして翌々日の新聞で取消してゐるが、かういふ小さい言葉尻が伯の一生に累ひしたことは一再でなかつた。

一八、還元問題

一切の準備成つて、內閣攻擊軍は議會の開會を待つてゐた。

第三十七議會は、大正四年十一月二十九日を以て召集された。伯は田の仲介により、平田、小松原等の一派と連絡

をとりながら、いよ〳〵本格的に大隈內閣打倒の運動に突進した。さうしてその攻め道具として選ばれたのが、いはゆる還元問題であつた。

然らば彼等は何故に、日頃、口癖のやうに言つてゐた對支外交問題に就いて正面から內閣攻擊の擧に出でなかつたのであるか。この點に就いて田健治郎は「その頃を語る」のうちに左の如く述べてゐる。

御大典も終つて歸京すると、議會を前にして政界は非常に緊張して來た。その間同志の往復協議織るが如きものあり、貴族院で彈劾することに議はまとまつたが、貴族院の壇上から對支外交の失敗の表裏を摘發することは痛快には違ひないが、何だか國辱陳列會になりさうで面白くないといふところから、對支問題を例の減債基金還元問題といふオブラートに包んで持ち出す事にした。

還元問題とは、大隈首相がその前の議會で、次の議會に豫算を提出すると聲明した減債基金の繰入を實行せぬのは怪しからぬといふことで、金額からいへば六百五十萬圓位のもので、あんな騷ぎをするほどの問題ではなかつた。つまり還元問題を對支外交の攻め道具に使つたに過ぎぬのである。

これで攻め道具も揃つた。いつ戰端が開かれてもいゝ事になつたが、こゝに一つ氣がゝりなことがある。それは大隈首相は苦しくなれば、きつと元老に泣きつくに相違ない。その時元老に「マア〳〵」と留め男に出られては臺なしだから、豫め豫防線を張る必要がある。そこで我輩が又平田伯の所へ行つて、

「いざとなつて元老に飛び出されると、攻擊軍の鉾先が鈍り、延いて貴族院の面目問題になるから、元老から如何なる場合にも飛び出さぬといふ言質を取つて貰ひたい。」

と話して歸つたが、後で平田伯からその事について諒解を得たとの返事があつて、我々同志は文字通りに手具すね引いて議會の開會を待つた。

第三十七議會は、かゝる空氣の下に十二月一日より開かれた。そして衆議院から貴族院に總豫算案の廻つて來たのが、十二月二十七日、その後本會議で我輩が大隈首相に質問の矢を放たうと待構へて居ると、大隈首相は俄の腹痛で歸つたといふ。的なき矢は放たれぬ。我輩の質問は翌年一月十八日休會明け冒頭に、堂々の論陣を布いて攻め寄せることになつた。

これを切かけに還元問題が天下の大問題となり、貴族院議員の間にはこれに關し、大隈首相に當付た狂歌、狂句、狂詩の類が滔々風をなして作られた。これを小松謙次郎君が編纂したのが、當時有名な「還元集」である。こんな餘興まであつて、大隈內閣はたうとう貴族院の重圍を脫出することが出來なくなつてしまつた。今度はさすがの大隈首相もヘコタレるだらうと心密かに期待して居た。

しからば所謂「還元問題」とは如何なる案件であつたのか。

大隈內閣が前期議會に於いて、減債基金五千萬圓の中から二千萬圓を割いて鐵道會計に組み入れ、その際貴族院では、伯一派が猛烈にこれに反對したことはすでに述べた通りである。しかるに政府は募債が困難であるから萬やむを得ない措置であるが、若し經濟狀態が募債可能の狀況となつた場合には減債基金を還元すべしと辨明して、漸く貴族院の承認を經ることが出來たのであつた。

然るに今や募債可能の經濟情勢は展開されつつあるのだ。前期議會の言明上、當然、基金還元は實行されなければ

ならなかつた。然し政府は何等の對策を講ぜぬ。玆に於いてか、貴族院の各派は猛然として減債基金減額の不可を高調して內閣の非を鳴らすに至つたのである。

この問題に就いて、伯は次の如く批判してゐる。

現內閣が鐵道資金を租稅に仰ぎ、恬として恥る所無きのみならず、之を以て最良法なりと思考し居るに至つては、全く沙汰の限り也。世界何れの國か鐵道資金を租稅に仰げるや。然も其租稅が非常特別稅の一部なるに至つては何事なるぞ。租稅を鐵道資金となすは、我輩等四十七人組の貴族院に於て反對したる所なれども、時局に鑑み又政府に誠意あるものとして暫く之を忍びたるに、今日に至つて愈々我輩等反對の正當なりしを證明するに至れり。然るに現內閣が其非を改めざるのみならず、廢減稅を唱へ來りし同志會も亦、鐵道資金を租稅に仰ぐことに同意して、全く廢減稅を忘却したるの如きは、朝三暮四の甚だしきものなり。而して其理由として、現在の經濟狀態の變態なることを云々するに至つては、之を云々する者は勿論、沈默して之を敬聽する者も共に正氣の沙汰に非ず。（大正五年一月九日、中外商業新報）

かくして還元問題を繞つて、內閣と貴族院との抗爭は、いよ／＼深刻化して行つた。正面衝突は必至不可避と見られるに至つた。さうして元老山縣は、この急迫化せる政治情勢に就いて多大の憂惧を抱き、遂に調停斡旋に乘り出して來た。かねて伯一派の危惧してゐた元老の干涉が起つたのだ。この間の事情に就いて、田は「其頃を語る」の中に前揭につづいて次の如く述べてゐる。

すると一月の末であつたか、二月の初めだつたか、ある晩、後藤子から電話で「明日山縣公が小田原から歸る」と知らせて來た。サア大變、切角こゝまで來て元老に出られてはと氣が氣でなく、翌日平田伯の所へ飛んで行つた。伯は我等の顏を見るなり、「君に會はす顏がない。今日から坊主になつておわびする」といふではないか。

「弱つたナア」と話して居ると、山縣公から電話で會ひたいというて來た。すぐ椿山莊へかけつけると、公は「大隈は、宮中などで屢〻會つたが、この議會が濟めば總辭職するというて居る。あの老人を槍玉にあげるのも可哀想ではないか。何とか助けてくれ」といふから、「還元問題などは何でもないが、對支外交の失敗が餘り甚だしいから、我々は奮起したのである。が議會後辭めるといふなら、この上追及しなくてもいゝ。しかし、大隈首相のいふ事はどうしても信ずる事は出來ない。あなたは首相が言責を尊重すると思ひなさるか。萬一元老が欺されるやうな事があつては一大事であるが、その邊の事は如何です」と念を押すと、公も「如何にも」とばかり暫く目を閉ぢて考へて居た。

そして「それではこの顚末を內奏して置かうか」といはれたが、その一語を聞いて我輩は「いえ、それには及びませぬ。私の一存では何とも出來ぬが、同志と協議して火を消すことに努力致しませう」といろ〳〵善後策を話し、それから我輩は隱然研究會の總裁であつた三島彌太郎子を訪問するやら、八方奔走してさしもの猛火を消し止めて、大隈內閣と貴族院との妥協は成立し、大隈內閣は議會を無事に切拔けることが出來た。

山縣が大隈と會談したのは二月一日であつた。この結果、貴院の豫算審査期限二月五日は八日まで延長せられ、その間に田等の奔走により、內閣と貴族院との妥協は成立したのである。さうして同日の豫算總會において左の附帶決議を附して、漸く豫算案は承認された。

一、海軍補充に關する將來の施設に就いては、政府は更に確實なる計畫を立て、提案せられたきこと。

二、鐵道に關しては、軌制に關する方針を決定し、適當の計畫を立つること。

三、鐵道經營に就いては、財政の許す限り、一般會計よりの借入に依らずして、他に適當の計畫を立つること。

表面上、この三項が内閣と貴族院との妥協條件であるかの如くであつた。しかし眞の條件が、「議會直後大隈内閣は總辭職する」といふにあつたことは、すでに述べた通りである。

伯は議會の最終日、卽ち二月二十八日、貴族院本會議において日支、滿洲兩銀行法案に關する演說を行つた。これが伯の貴族院議員として、本會議の壇上に立つた最初であつた。さうして遂に最終となつた。然し時はすでに、内閣總辭職の口約によつて、妥協が成立した後であるから、この演說は、何等政局に影響を及ぼすところはなかつた。

一九、大隈内閣倒る

大隈内閣の運命は、すでに第三十六議會中にきまつてゐた。問題はただ、大隈が何時その口約を實行するか、また後繼内閣は何人によつて組織されるかの二點に過ぎなかつた。

然るに大隈は、議會が終つても、なかなか總辭職を行はなかつた。その間の經緯について、大日本憲政史（第七卷、八二〇頁）は左の如く叙してゐる。

蓋し大隈首相の辭意を決したるは、一朝一夕の故にあらざりき。是れより先に、大隈が其の地位の不安を感じ、挂冠の意を山縣に洩らしたるは彼の第三十七議會開會中卽ち大正四年十二月の交に在りき。當時彼は後繼者の問題に就いては、意窃に加藤高明を推すに在りしが如きも、彼は未だ之を明言せず、其の後彼は山縣に對して「後繼者は、心當りあらば、幸に賢慮を乞ふ」と云ひ、山縣に依賴し來れり。是れ實に大正五年一月中旬なりき。尋

で三月二十六日、彼は山縣を古稀庵に訪ひ、初めて加藤推薦の本意を言明せり。山縣は嚮に其の賢慮を乞ふべく依賴したる大隈の言を追咎せず、唯大隈に對して「後繼問題ならば、來月十日頃、出京すべきを以て、其時を待つて協議を遂げん」と言ひ、他事に及ばざりき。

しかるに十日ごろ上京する筈であつた山縣は、病氣のため、上京不能となつた。そこで山縣は、大隈首相に對し、書面を以て、後繼內閣に對する彼の所信を書き送つた。その書翰の內容は次のごときものであつた。

——今や世界の大變に際し、其終局の結果、未だ容易に測るべからず。而して我國の興廢隆替亦從て茲に係る。殊に支那之動亂は遂に何れの極に至るを知るべからず。東亞の安危は顧ふに當に此の二大世局の進展に由て定まるべきに方り、此大革運に處して能く機に臨み、變に應じて我國運を開發し、東亞之治安を保持せんと欲せば、先づ須く內其統一と治平とを保ち、上下共相共同して其力を一にし、以て外に當らざるべからず。然るに此の時に當つて、縱令ひ一院の多數を占めて決議を左右する實力ありとも、特に一黨之首領を擧げて政局の首班に任ぜんか、近時政界の趨勢に鑑みて、豈能く國內之一致共同を望むを得んや。是れ余が內閣後繼者の選擇は、一に此目的に副ふべき人物を擧るを必要とし、遺憾ながら提議に同意する能はざる所以也。

即ち山縣は、後繼內閣が擧國一致內閣の形式において成立せんことを豫期し、大隈首相は政黨首領に依つて統率さるる內閣の組織を希望してゐたのである。

かくして大隈首相推冠の問題は、遷延に遷延を重ねて、空しく三箇月を過ごした。さうしてやうやく具體化の兆をあらはしたのは、六月末であつた。

山縣が田と小松原の二人に語りしところによれば、その經過は次の通りであつた。

其の後病少しく怠つたので、六月二十二日頃大隈が來て、初めて加藤高明を推薦するの意を告げた。抑も加藤は昨年八月大隈が首相たりし頃、外相たるの器でないと痛斥したる人である。然るに今之を推薦するに至つては、其の反覆定見なきこと、實に驚くべきである。依つて之を詰つた所が、彼は答ふるに辭なく、飜つて予の擬する所の寺內說に贊意を表した。（田健治郎傳二九九―三〇〇頁）

さうして「大隈首相は、六月二十四日を以て要職を退き、後賢を進むるの意あることを內奏した」と、八月一日の田の日記に記してゐる。

寺內朝鮮總督が東京へ到著したのは七月五日であつた。翌六日、寺內は參內して天機奉伺を終へ、歸途、大隈首相を早稻田の私邸に訪問した。

その席上、首相は後繼內閣問題に言及したところ、寺內は左の如く述べて首相の提議を一蹴した。

今や帝國は、世界無比の大戰に參加して終局の勝利を制せむとす。是れ內爭を事として外侮を忘るるの秋にあらず。爲し得べくむば國論を統一して官民共に協同戮力以て時局に處せざるべからず。若し一黨を味方として他黨を敵視し、自ら求めて政爭を滋生するが如きことあらば　至尊に對し奉りて洵に恐れ多し。惟ふに閣臣の任免は陛下の大權に屬し臣子の濫りに私議すべきにあらず。故に大命の未だ降下せざるに先だちて前途の施政を私議することは之を避けざる可らず。されば閣下の御商量に對しては審思熟慮の上何分の御返答致すべきも、閣下も亦御考慮あらむことを乞ふ。（元帥寺內伯爵傳八一五頁）

次いで七月十日、大隈首相と寺內との第二次會見が行はれた。しかし兩者の意見は合致しなかつた。八月二日、山縣は寺內に對し、首相との意見の相違を確かむる必要ある旨を注意したるに對し、寺內は直ちに左の覺書を山縣に提出し、自己の所信を表明した。

過日も既に申上候如く、不肖若し御推薦に依り、大命を拜するに至る以上は、敢て鞠躬盡瘁致すべき覺悟に候得共苟も斯る重任を奉じて立つ以上は、亦其の立つ所以の主義方針無かるべからざる事に有之、前任者の施設に對して、厚く留意し、妄に改廢すべからざるは、固より當然なりと雖も、總て前任者の施政を踏襲することは、爲し得ざる所なり。

此比、新聞紙上、全然從來の主義方針を踏襲する後任者を得るにあらざれば、辭職せられずとの事を傳へ、世間殆んど之を信ずるが如し。若し首相の意にあらずとせば、其然らざる旨を明にせられ、世上の疑惑を解かれんことを望む。

若し夫れ右等の事にして、首相に於て、御異議なく、不肖を其の後任に推薦相成ること〻假定致候とも少なくとも大命あるの後、進んで夫々の交渉の道を開くにあらざれば、順序其當を得ざること〻存候。（公爵山縣有朋傳）

右の如く、交渉は全く停頓してしまつた。今、大隈と寺內との間に意思の合致を見ざる要項は、田がこれを摘記するところによれば左の通りであつた。

一、大隈は切に同志會との聯立內閣を求め、寺內は兩院各派の融合內閣卽ち擧國一致內閣を主張す。

二、大隈は先づ加藤と會見して閣臣の配置を協定せんことを求め、寺內は大命降下以前に之を行ふことは、大權

を蔑視するの嫌あるに依り、大命降下の後交渉協定するの意を主張す。

三、大隈は大命寺内、加藤二人に降下の議を主張し、寺内は二人が大命を受くることは、内閣統一を缺くの虞あれば、大命は必ず一人に下るべき議を强執す。

四、大隈は現内閣の政策を繼承踏襲するの約諾を要求し、寺内は現内閣の政策を尊重すべしと雖も、全部踏襲の私約を結ぶが如きことは僭妄の擧なるを以て、斷然同意し難しと答へた。

五、大隈は同志會と聯立協定成立の後大命降下し、大命降下の後、現閣僚辭表を捧呈するの順序を固執し、寺内は現閣僚辭表捧呈後大命降下し、大命降下の後内閣組織協定の順序を踏むことを主張す。（田健治郎傳三〇〇―三〇一頁）

大隈と寺内との第三次會見以來、兩者の交渉は全く斷絶し、爲めに虚說亂れ飛び、物情騷然として、政局は五里霧中に彷徨した。

かかる政局の紛糾に憤慨した伯は、時局打開策に就いて重大意見書を認めた。伯はこの意見書のうちにおいて、この時局の打開策は正に明治十四年の政變の如く、非常解決策以外に他に方策なき旨を切言した。その全文は左の如くである。

一、今回ノ問題ハ、天下公衆ノ最大疑團トスル所ナルヲ以テ、現在及ヒ將來ノ爲メ、其ノ經過ヲ公表セラルヽノ必要アルヘシ。

一、本問題ニ關シ、首相側ヨリハ、既ニ萬朝報ノ紙上首相ノ言明トシテ公ニセラレタルモノヲ始トシ、高田文相

ノ放言、並ニ大隈侯後援會ノ決議等ヲ以テ、此方ノ威信ヲ傷ケ、少クモ此方ニ限リ不利耻辱トナルヘキ放論縱談ヲ恣ニシ、殊ニ政黨者流ノ間ニ、彼等ノ自己廣告乃至防衞ニ努メタル橫暴恕シ難キ跡アリ。

一、此方ヨリ經過事實ヲ公表スルニ方リテハ、首相ノ言動ニ對シ、必至的彈劾若クハ非難ノ文字ヲ避クルコト能ハサラン。若シ之ヲ避ケント欲シテ、俚諺ニ云フ帶ニハ短シ襷ニハ長シノ微溫的文字ナランニハ、寧ロ斷然公表セサルノ勝レルニ若カサルヘシ。此方ヨリ寬假シテ用語ノ峻嚴ヲ避クルトキハ、彼等與黨ハ却テ與ミシ易シト爲シ、曲筆舞文黑白顚倒ノ反駁ヲ逞クセン。果シテ然ルトキハ、後ニ至リ更ニ彈劾的筆誅ヲ加フルモ其效果著シカラス。此方ノ不利ヲ來スノ虞アリ。

一、此方ノ公表ハ、彼等ヲシテ完膚ナカラシムルマテ徹底的ナラサレハ、十分ノ效果ヲ奏セス。倘シ徹底的公表ヲ斷行スルトキハ、自然ノ勢ヒ彈劾若クハ非難詰責ノ跡ヲ蔽フヘキニアラス。故ニ如何ニ措辭用語ニ苦心スルモ、之ヲ以テ總督本然ノ面目ヲ保全シ、理路ヲ履ミテ堂々公人ノ態度ヲ示シ、仁ニ當リテ師ニ讓ラサルノ概ナカルヘカラス。

一、以上ノ諸點ヨリ考慮詮シ來レハ、此公表ハ或ハ辭表ト相伴ハサルヘカラサルニ至ラントス。

一、首相ノ提案タル政策踏襲並ニ與黨ニ倚ルノ條件ハ、蓋シ難題タルヲ知リツヽ提出シタルモノ、本案ノ不成功ハ當初ヨリ豫測シタルニアラサルカヲ疑ハサルヲ得ス。何トナレハ、加藤子ノ不承諾ト尾崎一派ノ反抗ハ、首相側ニ於テ兼テ熟知ノ事タルハ推察スルニ難カラサレハナリ。平田子ト雖モ此間ノ消息ヲ解知セサルニアラサルヘシ。然ルニモ拘ハラス、子ニシテ此案ヲ執リテ斡旋多少ノ跡アル、其ノ眞意ノ何邊ニ存シタルカハ自ラ會

得ニ苦ム所ナリ。知ラス此ノ間別ニ好信ノ存スルモノアルカ。

一、首相ノ辭意ハ昨年夏秋ノ交ヨリ起リ、而カモ誠意ヲ以テ山縣公ニ言明セルコト啻ニ一再ニ止ラストノ說信ナリトセハ、夙ニ之ヲ探知シタル與黨側ノ細作等ハ、近來ニ至リ、少クトモ七月下旬山縣公大隈侯ノ小田原會見以來、與黨側ノ策士ト謀議シ、急カニ首相ヲ抱擁シテ交涉ヲ不成功ニ終ラシメ、恬然有邪無邪ノ間ニ日ヲ送リ、三四箇月ノ後ニ至リテ、憲政ノ順應ヲ名トシ、加藤子ヲ推シテ後繼者タラシムル新案ヲ提出セントノ豫定ヲ以テ、首相ニ肉迫シタルカノ疑アリ。是レ寺內伯自身ニ取リテハ、其ノ何レニ基因スルモ、素ヨリ自己利害ヲ度外ニ措ク以上、何等問フヲ要セサルニ似タルモ、之カ爲ニ政界ヲ蠹毒シ、惡弊百出後患ヲ國家ニ貽スノ恐ルヘキモノアルノミナラス、上　聖明ニ對シ奉リ、臣子ノ口外タモ憚ルヘキ罪責ヲ犯セルモノタルハ、復タ多言ヲ要セサル所トス。

一、今與黨ト首相トノ間ニ於ケル魂膽ハ別題トスルモ、我カ國家ノ運命ハ、外交殊ニ對支對米ノ關係ニ於テ、內閣ノ失政歷然タルモノアリ。爲ニ更迭面目ヲ一新スルノ急ハ、日々刻々ニ切迫シ來ルノ狀アルハ辯ヲ竢タサル所、首相ノ老軀重責ニ堪ヘスト云フモノ、實ハ其ノ名ヲ假ラントスルニ過キス。事實ニ於テモ彼ノ長居ヲ許ササル狀態ニアリ。況ヤ首相ノ言行ニシテ果シテ傳フル所ノ如クンハ、和氣淸麿ノ再現ヲ望マサルヲ得サルモノアルヲヤ。首相ヲシテ與黨ノ爲ニ臣節ヲ誤ラシメス、且ツ國家ノ急ヲ匡濟スルノ一事ハ、之ヲ元老諸公ノ英斷ニ待タスシテ將タ安ニ求ムヘキカ。

以上敍述スル所ニ付キ、潛思熟考セル最後ノ斷案ハ、唯々明治十四年政變ノ時ニ於ケル實例ヲ踐ミ、元老諸公

匪躬ノ誠ヲ以テ敬シテ　聖斷ヲ仰カル、一事ニ存シ、復タ他ニ良途ナキヲ固信シテ疑ハサルナリ。

伯はさらに、次の通りの一書を認めて、これを元老山縣に送り、その蹶起を促すところがあつた。

謹啓。日々陰晴難判、時令不正之候、愈御淸福被爲渉、恐悅至極奉存候。偖過日趨伺之節、猶篤ト申述、雅教ヲ相仰度存候儀モ不少候ヘ共、折柄陸相來訪セラレ御遠慮申上候事ニ御座候。然ルニ拜別以來昨日ニ至ル迄ノ經過ニ於テ、隈侯寺伯間ノ内議交渉斷絶候次第ハ承及候處、寺伯ト小生トノ間柄ニ付テハ、世人ヨリ過度ノ視聽ヲ惹キ居リ候哉ニ相感シ候儘、問題ノ寺伯ニ關スル限ハ愼ミテ之ヲ避ケ居リ候モ、既ニ今日ノ事體ヲ現シ候上ハ、君國ノ爲ニ誠意微言ヲ進ムルノ止ムナキ所以、御諒鑒被遊度候。

今回内閣ノ更迭ヲ急トスル眞意義ハ、畢竟此政局ノ變轉ヲ機トシテ、支那問題乃至歐米關係ニ於テ、我ノ利害上從來ノ行懸リヲ一掃シ、新ナル地歩ヲ確立シテ、國家將來ノ慶福ヲ進メントスルニ存シ候ハ勿論ニ有之候。之カ爲ニハ更迭一日ヲ緩クセハ一日ノ損アリトイフヘキニ御座候。然ルニ隈侯ハ、初ヨリ自家ノ覇業ヲ相續セシムルガ如キ態度ヲ以テ後繼者ヲ求メ、其拒マルヽニ逢ヘハ、卽チ適當ノ後任者ナシト揚言シテ居直リヲ敢テシ、苟モ臣子ノ心アルモノハ、口外スラ恐懼ニ堪ヘザル言動ヲ以テ　聖明ヲ掩ヒ奉リシコト、傳フル所ノ如クンハ、誰カ切齒セサルモノ之アルヘキ。察スルニ隈侯トテモ、當初ヨリ惡意ヲ以テ畫策シタルニモ無カルヘキモ、最近ノ事情ハ、與黨策士ノ權謀ヲ通シテ、隈侯ノ本領ハ何處ニカ沒却セラレ、元老ヲ無視スルニ至リ、剩ヘ大權侵犯皆事實ニアラスト辯シ去リ、近ク上下兩院議員ニ總花的敍勳ヲ行ヒテ人心ヲ收攬シ、己レ位爵ノ一議席ヲ上院ニ得テ、徐ニ羽翼ヲ張ラントスル慾望ヲ加ヘ來リタルコト、テ、先ヅ第一ニ寺伯ニ難題ヲ持懸ケテ宿案ヲ葬リ去リ二、三

ケ月ノ後加藤子ヲ奏薦スルノ新案ヲ立テ、、元老ニ戰ヲ挑マントスル與黨ノ内決ニ想到致候時ハ、隈侯ノ態度ノ漸ク露骨トナレルモノ何等疑フヘキ餘地ナク候。要スルニ憲政擁護ノ運動モ、亂階トシテ憂フヘシト云ハ、、元老ノ威信失墜モ正シク將來ノ亂階タルヘシトノ虞アリ。彼等ハ動モスレハ超然内閣ノ憲政逆轉ヲ云々スルモ、今回隈侯ノ言動以上ノ憲政逆轉ハ果シテ安ニ之レアルヘキ。結局スル所憲政擁護ノ盲動ヲ覺悟シテ、敢テ元老ノ威信維持ト言ハス、寧ロ恐ナカラ　皇室ノ御威稜、國體ノ維持ノ爲ニ忠死スヘキカ否ノ二點ニ出テサルコト、愚考致候。例不祥ニ似タレトモ、清麿朝臣再出シテ妖氛ヲ拂フノ秋ニハ無之歟。國家ノ柱石トシテ君寵至厚ナル閣下始メ元老諸公ハ、速ニ情僞ヲ具奏セラレ、去明治十四年政變ノ例ヲ履ミ　聖斷ヲ仰カレ候事切望ノ至ニ不堪候。若シ閣下ニシテ此事ナクンハ、天下公衆ハ二元帥ガ巧ニ一隈侯ニ翻弄セラレタリト云フ事跡ヲ窺フノミニシテ、永久ニ事實ヲ知ルニ由無ク、爲ニ國民ノ心理上異常ノ影響ヲ受クヘクト憂慮罷在候。玆ニ一書ヲ裁シ御賢斷相仰キ度如此ニ御座候。猶小生應分ノ御用モ候ハ、、素ヨリ犬馬辭セサル所ニ御座候。

その間に一方では同志會、中正會、公友倶樂部の三派合同、新政黨組織の計畫が、九月中頃から急速に進展して行つた。伯が上揭の意見書及び書翰において、黨人者流の策動となしたるところが、いよ／＼具體化の兆を呈し來つたのである。

伯の手記はかかる情勢を次の如くに批判する。

一、三派合同ハ一擧ニ過半數ノ大政黨ヲ組織シ、其背景ノ下ニ加藤内閣ヲ强請スヘキ大勢ヲ誘致シ、以テ元老諸公ノ異議ヲ排シ去リ、上奏ノ成功ヲ期シタルハ明白ナレトモ、此表面ノ名義ハ、官僚並ニ上院ノ壓迫ヲ避ケ、

民意ノ上達ヲ圖ルニ在リト號シタリ。然ルニ其事豫期ニ違ヒタレトモ、今ヤ却テ現內閣ノ基礎ヲ疑ハル、ニ至リタルヲ以テ、極力强要シテ、九月十日迄合同シテ其面目ヲ保持セントシタル事實ニ徵シ、虛勢ヲ張リ、超然內閣ニ對シ憲政擁護起ルヘシト呼號セシモノタルコトハ、知識階級ノ指彈スル處トナリタル事。

一、大隈侯ヨリ、後繼內閣ノ首相トシテ、加藤ヲ奏薦セントノ議ヲ提出スヘキ形勢ハ、察スルニ難カラサル以上ハ、其提案後ニ元老ノ抗議出ルヨリハ、寧ロ先ンシテ元老一致ノ意見ヲ以テ、今ヤ大隈首相辭任ヲ以テ內外人心一新ヲ期セサルヘカラサル理由ヲ、豫メ上奏セラル、コト得策ニ非サルカ。若シ加藤內閣奏薦ノ際ニ及ヒ、元老ノ抗議アルカ、又ハ御下問ニ對シ首相ト意見ヲ異ニシ上奏セラル、ニ至ラハ、人ニ對スル好惡ノ情ニ走ルノ嫌アリトノ說ナキヲ保セス。素ヨリ元老諸公ハ國家ノ爲メ、唯一意忠純其適否ヲ詮考シテ上奏セラル、モノニシテ、何等他ニ顧ル處ナカルヘキモ、其先手ト後手トノ間優劣アルヘキヤ疑ヲ容レサル處ナリ。

大隈內閣倒壞の急先鋒であつた伯は、この當時八方に注意を拂つて居た。さうして彼の意見を或は直接、或は人を介して元老山縣の耳に入れることを怠らなかつた。しかし人心の機微を見るに敏なる伯は、黽めて寺內との會見を避けて居た。それは寺內の性情が甚しく用心深く保守的であるから、大命降下前に政治を第三者と談ずるは大權を私議するものであるとの懸念を生じ、從つて組閣を回避せんとするの心理を生ぜんことを慮つたからである。

當時の或る新聞は寺內を評して、「寺內は鮒のやうなものだ。一寸でも音がすると水の底にすーつと潜つて逃げてしまふ。表面に出てくるまでは、じいつとして待つてゐなければいけない」と謂つたやうに、武人肌の彼は、政黨者流のごとく、政權爭奪に狂奔すると見られることを、極度に嫌つてゐたのである。

八月下旬、寺内は飄然として東京を去つて、高野山參詣に出かけてしまつた。然らばその間に伯は何を爲しつつあつたか。その當時の伯の手記は、それを物語つて左の如く言つてゐる。

一、大隈侯より後繼內閣首相として新候補提出の前に於て、元老諸公の意見を定めて辭表提出せしめ、內外の人心一新するの道を講ぜられ、此回は元老の先手一著を以て機先を制せられ度事。

一、上院議員の覺悟を促さるべき方法を講ぜられ度事。

一、今日の形勢となりては大隈侯辭表後元老に加へらるゝ儀は、國家將來の爲危險なるが故に之を拒くの道を講ぜられ度事。

支那馬賊の首領を將軍に登用するは亂端たるに鑑み、完全なる善後策を講ぜられ度事。

一、何人後繼內閣首相たるも、解散を斷行する覺悟と勇氣とを有するを必要とす。且憲政擁護運動は最早恐るゝに足らざる事。

一、支那顧問中山龍次意見の事。

一、寺內伯と貴族院議員前日會談大要の事。

かくの如くにして、大隈內閣の總辭職問題は、紛糾に紛糾を重ねたが、大正五年十月四日、大隈首相はつひに參內し拜謁仰付けられ、老齡職に堪へざる旨を言上して辭表を奉呈した。しかし大隈はその際併せて後繼者として加藤高明を奏薦した。

其の辭表の一節に「伏して以ふに、子爵加藤高明は練達堪能の士にして、又久く世の重望を負ふ。伏して冀くは

陛下愛憐を垂れさせられ臣が後繼として高明を拔擢されむことを」と、あるのがそれである。

大隈は辭表を奉呈して宮城を退出するや、直ちに首相官邸に歸來し、閣議を開き、辭表奉呈の顚末を報告した。依て閣員一同も辭表を提出し、翌五日、首相は宮中に參內、閣員の辭表を奉呈した。

大隈首相の辭表を奉呈するや四日、山縣、大山、松方、西園寺の諸元老は御召に由りて參內、御前會議に於いて、後繼內閣の首班者として伯爵寺內正毅を奏薦した。



陛下愛憐を垂れさせられ臣が後繼として高明を拔擢されんことを」云々、あるのがそれである。

大隈は辭表を奉呈して宮城を退出するや、直ちに首相官邸に歸來し、閣議を開き、辭表奉呈の顛末を報告した。依て閣員一同も辭表を提出し、翌五日、首相は宮中に參內、一同の辭表を奉呈した。

大隈首相の辭表を奉呈するや四日、山縣、大山、松方、西園寺の諸元老は御召に由りて參內、御前會議に於いて、後繼內閣の首班者として伯爵寺內正毅を奏薦した。



寺内内閣時代

寺内首相・本野外相・仲小路農相・後藤内相・加藤海相

第三章　寺内内閣時代

第一節　新内閣の副總理

一、寺内・平田・後藤

大正五年十月四日午後三時、伯爵寺内正毅は御召に依つて參内し、天皇陛下に拜謁仰付けられ、内閣組織の大命を拜した。

それは政界に一大センセーションを捲き起した。

蓋し當時衆議院の多數黨は同志會であつた。しかもこの時、同志會、中正會、公友倶樂部の三派合同準備はすでに著しく進行して、旬日の間にも具體化せん形勢であり、それが成立すれば、衆議院に絕對多數を占むべきことは明白であつた。事實十月十日にこの三派合同は實現して、その結果生れたる憲政會は、加藤高明を總裁に戴き、定員三百八十一のうち百九十七の議席を占めて、居然衆議院内に絕對多數を確保したのである。勿論大隈内閣總辭職の時は、憲政會はまだ成立してゐなかつたけれども、大隈は、挂冠の時に際り、加藤高明をもつて、練達堪能の士、能く國事を擔當するに足る者として、闕下に奏薦したりと傳へられた。このために大命は加藤に下るであらうと期待した人々

が多かつたのである。

しかるに今大命は、政黨に無關係なる寺内に下つたのである。寺内は何の成算あつて能く新内閣を組織せんとするか。彼は新しく生れんとする憲政會と如何なる關係に立たんとするか。寺内の主たる支持者は何人なるか。平田東助か、加藤高明か、そもまた後藤新平なるか。

それが政界の大きい謎となつて現はれたのである。

さて宮中退出後の寺内は、その夜僅かに元老山縣有朋を椿山莊に訪れ、内閣組織に關する端緒を開いたに過ぎなかつた。寺内は二日夜來胃腸を損じ、三日の如きは主治醫の勸告に依り、終日病床に横臥してゐたからである。それ故に四日の參内も病を推して宮中に赴いた次第であつた。

翌五日も寺内は病後の疲勞が全癒せぬ爲め、終日家居して門を出なかつた。

この日の朝九時半、伯は寺内から會見を求められた。即ち閣員顏觸れの銓衡が始められたのである。

伯が寺内の私邸に赴いた時には、既に先客として平田東助が會談中であつた。さうして茲に三人の重要會談が行はれた。

伯が十月九日夜に記した覺書、即ち「内閣組織ニ干與セル經過」に依れば次の通りであつた。

大正五年十月四日、内閣組織ノ大命寺内伯ニ下ル。

五日午前九時半ヲ期シ、寺内伯ヨリ參邸ヲ求メラル。定刻到レハ、平田子先著伯ト會談中ナルヲ以テ、別室ニ待ツコト時餘、軈テ伯ヨリ促サレテ其ノ席ニ列ス。主客膝ヲ交ヘテ相議セラル、所ノモノ、即チ平田子ノ起否問題

トス。

然らば寺內と伯と而して平田と、三者は鳩首何事を語つたのであるか。伯の覺書はこの間の機微に觸れて、次の如く記してゐる。

伯カ慇懃入閣ヲ勸メラルヽニ對シテ、予ハ盛意深ク感スト雖モ、如何セン近年ノ不健康ナル、到底劇務ニ堪フヘカラス、仍テ身ヲ閣外ニ置キ誠意援助ニ努メン、是レ本來ノ志望ナリト答ヘラレ、伯カ入閣助力ヲ請フコト愈ゝ切ニシテ、予ノ辭退愈ゝ固キカ如クナルヲ以テ、不肖亦傍ラヨリ伯ノ語ヲ承ケテ、予ノ奮起ヲ慫慂シ、其ノ間長時間ヲ費シタリ。

卽ち寺內は平田の入閣を慫慂したけれども、平田は不健康を理由にしてこれを承諾しない。伯も亦極力勸說したけれども、平田の意志は依然として動かない。

伯は何とかして平田の入閣を可能ならしめるやうな端緒を見出さうと苦慮した。さうして若し平田が、文部大臣の椅子にでも、就くことを肯ずるならば、組閣の形態を整へるに好都合であると直感し、その旨を以て平田に勸めたほどであつた。その間の事情は覺書中に左の如く記されてゐる。

予カ從來世人動モスレハ一國文教ノ府タル文部省ヲ輕視シ、文相ヲ指シテ伴食大臣ト呼フノ誤解ヲ說カレタレハ、共ニ苟モ輔弼ノ責ヲ負フ國務大臣トシテハ、漫ニ事務ノ繁閑ノミヲ以テ孰レヲ重シトシ孰レヲ輕シトスルノ謂ナキヲ論シタル末、比較的常務ノ閑ナル地位ナラハ、幸ニ受諾ヲ得ヘキカト意向ヲ叩キタルニ、子ハ其レスラ健康ノ許サヽルヲ如何セント答ヘラレタリ。

而して伯はかかる會話の間に於いて、伯自身の入閣關係に言及して、自己の立場を闡明した。即ち覺書に曰く。

右ノ談話中、不肖モ亦曾テ寺内伯、平田子ニ語リタル如ク、自己ノ信頼スル内閣ナランニハ、入リテ末班ヲ汚サンヨリハ、外ニ在リテ檢束ヲ受ケサル身分トシテ、應分努力センコトヲ望ム者、時ニ支那ニ赴キ露西亞ニ遊ヒ、彼國大官紳士ト意見ヲ交換シ、談笑ノ間、多少國際上ニ貢獻スルヲ得ハ、不肖ノ本懷トスル所、朝野多士良能ヲ廟廊ニ集ムルコト必スシモ難カラサルヘシ。

と述べて、自ら閣外に在つて新内閣の對外國策の遂行に對して盡力するであらうことを言明した。しかも伯は更に進んで次の如く述べた。

然リト雖モ、今日ノ場合駑材仍ホ用アリトセラル、ナラハ、閣員ハ各方面ヨリ他人ヲ擧ケラレ、不肖ハ一鐵道院總裁トシテ知遇ニ酬ユヘシ。但シ此ノ官タル閣員ニアラサルヲ以テ便ナラストセラル、ナラハ、特ニ閣班ニ列セシムルノ道ヲ開カハ可ナリ。不肖カ元來外ニ在リテ誠意微力ヲ效サンコトヲ希フハ、平田子ノ衷情ト異ナルナシト述ヘタリ。

即ち伯もまた、新内閣に對して外部から援助しよう、已むを得ずんば鐵道院總裁となつてもいいと提議したけれども、この閣外援助は、平田の如く絶對に入閣せぬといふ建前ではなかつたのである。

二、對政黨策如何

伯はいま寺内の主要なる參謀として登場した。それは大隈内閣打倒より寺内内閣樹立の伯の奮鬪の當然たる結果であつた。しかし政機の微妙なる推移は、且に暮を料らず、如何なる新事情の發生が、豫定の徑路外に大勢を逸脱せしむるやを保し難い。

いまや平田の一退により、伯は一進した。しかし伯が寺内の唯一の相談相手たるには、尙ほ多くの障礙があり、且つ多くの競爭者があつた。

その最も重大なるものは、加藤高明の始末であつた。又更には大隈との關係であつた。

六日伯は再び寺内邸を訪問して、組閣の議に參した。伯の覺書は語る。

翌六日引續キ寺内邸ヲ訪ヒ、又ハ他方面ヲ奔走シテ、與ニ内閣ノ成立ニ焦慮シツヽ、アル折柄、生起シタル問題ハ各政黨トノ交涉ヲ如何スヘキカト云フ是レナリ。苟モ擧國一致ヲ聲明スル以上、閣員ハ之ヲ各政黨ノ間ニ求メサルヘカラス。而シテ順序トシテ先ツ衆議院ニ多數ヲ有スル同志會ニ對シ、相當ノ椅子ヲ提供シテ交涉ヲ試ミルノ要アルヘシ。此ノ事決定セサレハ他ノ黨派乃至黨派以外ノ人士ニ向ヒ、何等交涉スルヲ得サルヘシト云フ難問題ニ逢著シタリ。次ニ其ノ提供セントスル椅子ハ何々ナルカ。入閣ヲ求ムヘキ人ハ其ノ黨派ノ主領ト限ルヘキカ。首領若シ固辭セハ、其ノ黨派ノ代表的人物ヲ擇フヘキカ。將タ代表的ナラサル個人ニ就キ、首相銓考シテ決スルヲ得ヘキカ。假ニ同志會トノ議纏マリタリトセハ、政友會及ヒ國民黨ニ向ヒテモ、同一ノ形式方法ヲ以テ協議ヲ盡サヽルヘカラサルコト勿論ナリ。蓋シ擧國一致ノ美名ニ對シテハ何人モ異議ナキ所、彼等ノ贊同ヲ得ル亦易々タルヘシト雖モ、若シ彼等ノ間ニ重要視セラルヽ一椅子ヲ、二方三方ヨリ要求スルノ奇觀ヲ呈スルコトアラハ如

何。內閣組織ハ倍〻困難トナリ、隨ヒテ遷延日ヲ曠クスヘシ。現下ノ情勢ニ於テ、果シテ緩慢此ノ如キヲ容スヘキヤ否、更ニ考慮セサルヘカラサルニ至レリ。

しからば組閣の一大難關として現はれたる對政黨關係を如何にすべきや。今、伯の上掲覺書のうちに表示されたる筋書を辿つて見れば、次の通りである。

(イ)擧國一致內閣を提唱する以上、閣員は各政黨に求むる。

(ロ)これが爲めにはまづ衆議院の多數黨同志會に交渉を始める。

(ハ)提供する椅子と入閣を求むべき人物の銓考。

(ニ)總裁入閣固辭の場合、代表的人物を入閣せしむるか、個人的入閣をはかるか。

(ホ)同志會關係解決したる後に政友會及び國民黨に對しても交渉を開始する。

(ヘ)椅子の爭奪戰が行はれた場合、如何なる對策を講ずるか。これが爲めに組閣が遷延することは許されない。

この七つの大項目に就いて愼重な協議を遂げたのであつた。從つて先づ、同志會との交渉を開始することが先決要件となつたわけである。

然るに組閣第三日目に至つて、突然横槍が、同志會總理加藤高明から入れられた。さうして險惡なる波瀾が、寺內の脚下に殺到した。

一般には加藤同志會總理から平田子に使者を送つて、同志會の態度を通告したやうに信ぜられてゐる。すなはち、「伯爵平田東助傳」(二五一頁)によれば、加藤から平田にむかつて、次の旨を申送り來つたと記してある。

聞く所に據れば、後藤子及び仲小路廉は新内閣に入り、殊に後藤子は内閣重要の地位を占むべしとのことなり。此二人は最近に我が同志會を脱退したる人なり。此人をして入閣せしめ要地に就かしむるは、即ち新内閣は我が同志會に對して戰を挑むに似たり。閣下は寺内伯と別懇の間柄なれば、閣下より此意を寺内伯に傳へられんことを望む。但し此の申し進めは、何等希望の意味を帶ぶるにあらず。唯我黨に於ては、之を挑戰的態度と認むといふだけを御諒承あらば則ち足れり。

勿論平田はこの旨を寺内に傳達したに相違ないであらう。しかしかかる趣旨は平田の傳達に依つてのみ、寺内に通達されたのではなかつた。伯の覺書には、加藤自身が使者を寺内に遣はし、强硬な抗議を持ち出した顚末、及びこの抗議の對策において、如何に深刻な苦心を致したかが、次の如く記されてある。

越テ七日ニ至リ、同志會トノ交渉ハ内閣組織ノ先決問題ナリト云フノ議論勢ヒヲ占ムルト同時ニ、同志會總理加藤子ノ使者トシテ、加藤房藏ナル者寺内伯ヲ訪問シ、後藤仲小路ノ二人者ヲ入閣セシメラル、コト事實ナラハ、同志會ハ絶對的反對ニ出ツヘキ旨申込ミタリ。事頗ル奇怪ニシテ、組織進行ニハ何等關係ナキカ如シト雖モ、同志會トノ交渉ヲ計畫スル上ニ於テハ、最モ憂慮スヘキ形勢タルヤ論ナシ。是ニ於テ先ツ平田子ノ起否ヲ確定シ、然ル後他ノ椅子ヲ按排スルヲ捷徑トストノ見ヨリ、寺内伯ハ辭ヲ盡シテ頻リニ子ノ入閣ヲ懇望セラレタルモ、子ハ誠意ヲ披瀝シテ健康ノ許ササルモノアルヲ辯シ、文相ノ椅子ヲモ辭退シテ受ケラレス。去レハトテ他ノ椅子ハ俗務ノ麕集スルコト文部ノ比ニアラサル上、同志會トノ交渉ニ於テ、其ノ欲スル所ノ椅子ヲ提供セサレハ、雅量徹底セストノ說出ツニ至ル。世間ノ俗禮ニ觀ルモ、一片ノ名刺ヲ以テスルヨリモ、何モノカノ音物ヲ以テスルヲ

厚シトセン。是レ人情ノ免レサル所、他方面ニ對シテモ内務、外務、大藏ノ如キ重要視セラル、椅子ヲ除キタル殘餘ヲ以テ交渉ヲ試ミルトキハ如何。現ニ伯カ辭ヲ卑クシテ迎ヘントスル一流人物中、内閣ノ短命ヲ豫想スル爲メカ、常職ヲ擲ツノ不利ヲ覺ル爲メカ、將タ進テ難局ニ當ルヲ欲セサルカ、抑ミ吾人ノ微力之ヲ致スカ、孰レニセヨ、此ノ際第一流ノ人士ヲ網羅スルヲ得サルハ、伯ノ殊ニ遺憾トセラル、所ナラン。終ニ寺内伯ハ至誠一貫、何レノ黨派ニ向ヒテモ當初ヨリ敵對行爲ヲ敢テセサルヲ本義トシテ七、八兩日ニ於テ大體ヲ決定スルコト、シ、乃チ不肖ニ對シテハ七日夜ヲ以テ、内務大臣ニ奏薦セントノ内意ヲ漏サレタリ。

すなはち寺内は、加藤の態度の意外に强硬なるを見るや、組閣の際に對政黨關係を處理することの困難なるを覺つて、つひに意を決し超政黨的立場をもつて、新内閣を組織することに決心したのである。かくして平田は自ら退き、加藤は寺内が之れを却けた。然らば殘るところは伯あるのみ。

果然、寺内は伯に擬するに内相の椅子を以てし、伯は隱然として副總理の地に坐したのである。

さうして、それは同時に寺内と大隈との絶縁でもあつた。當時の閣員銓考の状況を觀望してゐた杉山茂丸は、左の如く語つた。

かくして加藤高明子は政權にありつけず、寺内伯が組閣する事になつたのであるが、かく事が運んだ裏面には、寺内伯が大隈侯の子分となるべき約束に基いたものである關係上、大命を拜すると同時に、先づ組閣の顔觸れ其の他に關しては、大隈侯を訪問して相談すべき筋合のものであり、自分は極力これをすゝめた。しかるに寺内伯は大隈の下へ赴かず後藤、田、平田の連中――内田山のタキ火の面々――が寺内伯をカヽン詰にしてしまつた。そ

れ故に、寺内首相が大隈侯の處を訪問した時は、大隈侯は横を向き乍ら、寺内首相の言葉を聞き流したやうな始末であつた。

かかる内閣に入閣せる後藤伯なるが故に、山縣公には何等の相談もせず、山縣公との關係は頗る惡化したやうな次第である。

三、寺内内閣成立

組閣の根本方針と、その中心人物は決定した。剩すところは他の閣員の決定である。

組閣第四日たる八日に、閣員の全體的顏觸れはほぼ決定した。この日伯は、寺内邸における會合に出席した後、平田を訪れた。そして内務行政に就いての先輩として、平田に對して新たなる立場において示教を求めた。その夜伯は再び寺内を訪れ、平田との會見顚末を報告し、尙ほ閣員の配置に就いても詳細な打合せを遂げた。

この席上において寺内は、外相の椅子は本野駐露大使が歸朝するまで自ら兼攝するが、鐵道院總裁は伯に兼任するやうにと要請した。

右につき、伯の覺書は左の如く記してゐる。

八日朝寺内邸ニ參集シ、閣員ノ決定ト同時ニ、警視總監其他新内閣ノ要職ニ充ツヘキ人撰ニ付キテ協議セリ。既ニ内務大臣タルヘキ内意ヲ受ケタル不肖ハ、之カ準備トシテ平田子ヲ訪ヒ、是レマテノ經過並ニ不肖ノ心事ハ子ノ諒知セラル、所ナランモ、由來内務行政ニ付何等經驗ナキ身トシテ、一朝此ノ重責ニ膺ルノ止ムナキニ至リタ

ル上ハ、先輩トシテ將タ長者トシテ、細大指導敎訓セラレタシト請ヒタルニ、子ハ快ク諾シ、胸襟ヲ開キ懇切敎ヲ吝マレサリシハ、不肖ノ衷心感謝措カサル所ナリ。當夜寺內伯ヲ訪ヒ、告クルニ平田子ノ厚誼ヲ以テシ、且ツ內務行政ノ責ニ當ルニ付キテノ自己ノ覺悟ヲ述ヘテ、其ノ推薦ヲ受ケタリ。其ノ時伯ハ、外務ハ前例モアルコトナレハ、本野子歸朝マテノ間暫ク自ラ兼攝スヘシト云ハレ、鐵道院ハ當分不肖ニ兼務ヲ望ムトノコトナル故、是レ亦異存ナキモ、內務ハ殊ニ劇職ナルヲ以テ、鐵道院總裁ノ兼務ハ、長クハ勤マルマシキカト附言シテ受諾シタリ。以上記述スル所、八日夜ニ至ルマテノ經過ノ概略トス。

かくして寺內は、九日午前八時半をもつて、閣員候補者を自邸に召集した。大命降下以來五日目である。政黨首領にあらざる個人の組閣としては、むしろ短時日であつたと言はなければならない。

この時、寺內は伯を別室に招き、外務大臣をも兼攝して欲しいとの希望を洩らした。伯は寺內の提議に對して卽座にこれを受諾したのであつたが、寺內は更に熟慮の結果、前夜の案に復歸し、玆に上奏御裁可を仰ぐ手續を取るに至つたのである。

卽ち伯の覺書はこの間の消息を左の如く傳へてゐる。

九日午前八時半、當日閣員ニ親任セラルヘキ諸氏ヲ寺內伯ニ招カレタル時、伯ハ不肖ヲ別室ニ延キ、昨夜來更ニ熟考ノ結果、最初內談シタル如ク、一時外務ヲ兼ネラレタシトノコトニ付、不肖ハ一タヒ入閣ヲ受諾シタル以上事ノ難易椅子ノ按排等ハ問フ所ニアラス、一ニ首相ノ指命ヲ奉センノミト答ヘ、不肖ハ外務大臣ヲ兼ネ鐵道院總裁ハ遞信大臣ノ兼ヌルコトニ一タヒ決シタルモ、首相最後ノ考慮ニ於テ、外務ハ首相自ラ兼攝セラレ、鐵道院ハ

不肖兼任ノ前案ニ復シ、直ニ上奏裁可ヲ仰カレ、午後二時ヲ以テ宮中ニ親任式行ハセラレタリ。

大正五年十月九日夜記

茲に於いて寺内は、同日午前九時五十六分、元帥服を著用し、大藤副官を隨へ、朝鮮總督の自動車を驅つて坂下門から參內、拜謁仰付けられ、大命拜受の旨を奏上、閣員名簿を奉呈して御前を退下、內大臣府に參集中の諸元老と會見、組閣經過の報告を行ひ宮中を退下した。さうして同日午後二時、宮中において左の如く親任式が擧行された。

任內閣總理大臣兼外務大臣兼大藏大臣
朝鮮總督元帥陸軍大將從二位勳一等功一級伯爵　寺內正毅
任內務大臣兼任鐵道院總裁　正三位勳一等男爵　後藤新平
任司法大臣　帝室會計審査局長官正三位勳一等　松室致
任文部大臣　正四位勳二等　岡田良平
任農商務大臣　從三位勳二等　仲小路廉
任遞信大臣　從三位勳二等男爵　田健治郎

尙ほ陸軍大臣大島健一、海軍大臣男爵加藤友三郎はそれ〳〵留任した。而して駐露全權大使本野一郎は十一月二十一日歸朝、外務大臣に親任せられ、又十二月十六日大藏次官勝田主計は大藏大臣に親任せられて、寺內首相の兼攝は解任せられた。

四、親任式當日の伯

顧みれば明治十六年一月、初めて田舍出の青年醫師として出仕した懷かしの古巣內務省へ、いま伯は大臣として還つてゆくのだ。

伯は朝から朗かであつた。

その日朝から曇つてゐた空は、午後になると雨になつた。內田山の伯の私邸の玄關には、參內を待つ自動車が橫付けになつてゐた。玄關の左手の應接間で、伯は大聲に新聞記者と話してゐた。

『宮中からの御召を待つばかりだ——うん？　獵か、獵期も近づいたが、どうも今年は忙しさうだなあ、自分はいつも習志野邊に雉子打ちに出掛けるんだが、まあ當分は駄目らしいね。』

『地方官の狙ひ打ちでは、嘸さえた腕前を拜見出來ませう。』

『イヤ！　そりや違ふよ。我輩は決してそんなことはやらん。政黨に關係のない我輩は、地方官は何れの系統を引くものでも差支ない。さう云ふ黨弊を匡さん爲めに今度の內閣が出來たんだ。超然內閣を作つて吾々が臺閣に列することは好ましいことではないが、現今の政黨が政友會にしろ、同志會にしろ、政權を把持する實力は備へても、政權を握ることの出來ないのは、さうした黨弊を釀して自らヂレンマに陷つてゐるからだ。要するに超然內閣は政黨自らが出現を餘儀なくせしめたのだ。』

と伯は肘を張り、眉を上げ、椅子から立ち上つて演說口調で語るのであつた。

さうして燕尾服に動一等の大綬を帶びた伯は、宮中に參內した。宮內省の大玄關で伯は新聞記者の包圍を受けた。

『批評は諸君の方でお勝手次第さ。ナニ鐵道院總裁か、俺だ！　俺だ！』

親任式を終へた伯は直ちに內閣に赴き、それから內務省に行つた。時に午後三時半。

當時內相祕書官として、伯と同車して內務省に出かけた前田多門は、その頃を追想して左の如く語つた。

寺內內閣が成立した頃、私は內務省の書記官兼祕書官であつた。寺內內閣の親任式のあつた日は雨降りの日であつた。

親任式後、各大臣は首相官邸に引揚げて初顏合せを行つた。それが終ると首相官邸から私に電話が掛つて來た。後藤內務大臣が內務省の方へお出かけになるから御迎へに來いといふのであつた。早速、首相官邸へ出かけて後藤伯と同車して內務省へ乘り込んだ。そして一木前內相と會見せられ、事務引繼を行はれた。

何しろ型破りの內務大臣であつた。親任式後、すぐ內務省へ乘り込む。しかも若僧の私に對し、內務大臣室に入らるゝや否や。

「警保局長は誰れにしたらよいと思ふ？」

と問はれた。實際吃驚した。面喰つた私は率直に、

「分りません。」

とお答へ申上げた。

かくて一木前內相から事務引繼を受けた伯は、省內高等官以上を大臣室に集め、一木前內相の告別の辭に次いで、

内相として左の如き新任の挨拶を述べた。

本省には曾て自分も在職せる事あれど、既に年を經て不案内の事多く、二三面識を有する人々を除きては未見の方々のみなるが、一木前内相は學問の點に於ても、本省事務に直接關係を有せる行政の大家にして、殊に實際事務に於ても多大の經驗を積まれ居る事なれば、自分が今回其の後任となるも、果して大任を完うし得るや不安に堪えず。されば自分の一木前内相に及ばざる點を補充する意味に於て、今後一層職務に勉勵され、以て國家の爲に盡され度し。尙ほ新内閣は一黨一派に左右されるものにあらざるや勿論なるが、大體に於て本省の行政事務は前内閣と同一方針に從ひ遂行せんとするものなれば、各自の地位の如きは安心して専ら職務を勵まれ度し。

またこの日のことについて、當時の神社局長塚本淸治は左の如く語つた。

伯は内相として内務省に乘り込んで來られると、スグ「内務省といふところは梅干のひからびたやうな處だ」と云はれた。

それは内務省の豫算が極めて少額であつて、すべてのやり方が消極的で、發展的でないことを諷刺せられたのであつた。

五、寺内の爲人

いま伯は寺内内閣中、首相に次ぐ有力閣僚として廟堂に列した。

當時政治家としての寺内の地位、及び寺内内閣と伯との關係につき寺内の女婿にして、この内閣の書記官長たりし兒玉秀雄は次のごとく、語つた。

寺內伯は既に陸軍大臣として武人の棟梁として世間から認められてゐたばかりでなく、政治家としても重要視せられ、兒玉大將の死後は、實に山縣系を繼受するところの代表者であると目せられ、從つて必ず寺內伯は一度は內閣を組織する運命を荷つてゐるものと見られてゐたのだつた。大隈內閣の末期において、山縣系の策動は極めて猛烈であつた。そして寺內朝鮮總督を朝鮮から呼び戻し、大隈侯の辭任と同時に山縣系の內閣を組織することになつた。その謀議に參畫したのが後藤伯であつた。これが爲めに寺內內閣における藤伯の地位は、實に副總理の地位であつたのだ。

しからば副總理の貫祿をもつて入閣したる伯は、個人的には寺內と如何なる關係にあつたか。此の點に就いて兒玉秀雄の語るところは次の通りである。

寺內伯と私の父（兒玉源太郎）とは親戚舊友の間柄で仲がよかつた。しかし性格においては根本的に相容れぬものがあつた。これに對して後藤伯はその性格が調和的であつたから、後藤伯と寺內伯との交際よりも、後藤伯と父との交際の方が圓滿であり、親交の程度も濃厚であつたと思ふ。

卽ち伯と寺內との關係は、伯と兒玉との間柄のごとく親密なるを得なかつた。何故であるか。朝比奈知泉は、「明治功臣錄」中に、寺內の性格を敍して曰く。

嘗て寺內が教育總監の任にありたる時、各幼年學校長に訓令して「嚴父の嘉訓、賢母の誘掖」を以て育英の方針となすべきを諭告したことがある。（中略）陽には秋霜烈日、寸毫の間違をも假借せず、飽くまでも嚴格なる態度を以て事に當る事、是れ伯が所謂「嚴父の嘉訓」を實踐するものにして、其至誠一貫、理を究め精を盡し、赤心

を傾けて眞實に忠なること、是れ卽ち「慈母の誘掖」を躬行して已まざる所以。されば伯の叱咤は衷心の慈愛より出で些の蟠りを有せず、暴風一過して後は天空海濶、朗然として塵影を留めない。更に又伯が頭腦の明晰にして周匝なるに至つては、伯を知るもの丶悉く歎服措かざる所である。故に伯の計畫は微を穿ち精を究め、周圍の關係、前後の情況等十二分の愼思を經て、然る後始めて勇斷を下すを常とし、決して世上に喧傳せらる丶が如き武辨的鐵鞭主義の人では無い。熟慮斷行の語は吾人之を寺内伯に於て模範的に示されてゐるを見る。寺内伯が一瞬時と雖も大義を忘れず、又禮儀德操端正にして、責任觀念の優秀健實なるは洽く世の認むる所、故に寺内伯の至誠、寺内伯が心事の公明なるは何人と雖も之を疑はない。

卽ち寺内は謹嚴緻密の人であつた。倫理觀念が强烈で、理性の明晳な人であつた。一步々々を千思萬考しつつ運ぶ人であつた。そこに寺内の貴むべき特性があつた。その代りに、想像力と藝術的天稟に惠まること薄く、天才的奔放性に至つては、全くこれを缺如してゐた。

これを兒玉源太郎の、天馬の空を行くごとき濶達と、一氣宇宙の幽玄に悟入する底の直觀性とに較ぶれば、その性格が全く正反對なりしを見るべきであらう。

伯と兒玉とは、その天才肌と、そのユーモアと、その無限の想像力を共通してゐた。そこに兩人の間に、骨肉のごとき親しみの生れた所以がある。

しかし寺内はさうはゆかない。況んや伯の兒玉大將に於けるや、長官と幕僚の關係であつた。さうして伯は終始一貫してその態度を失はなかつた。併し乍ら、寺内に對しては伯は、桂内閣の際に於ける同僚であり、今その内閣に入

ると雖も、その關係は必ずしも上長下官のそれではないのである。

然らば伯はその天馬行空の性をもつて、果して能く石橋叩きの寺内の女房役たることを得るであらうか。彼等兩人は果して能く、その長短相補の業を爲すことが出來るであらうか。

それは寺内内閣時代を物語りゆくうちに、次ぎ〳〵と吾人の眼前に現はれてくるであらう。

六、陽氣なる內務大臣

初めて第二次桂內閣に入つた當時の伯は、漸く五十を越したばかりの男盛りであつた。臺灣と滿鐵の成功が、後光の如く彼の全身から放射してゐた。彼はかかる肉體的並びに精神的の活力をもつて、奔馬のごとく中央政界に躍り込んで行つたのである。

然るに今の伯は、六十の聲を聞いた老成人であつた。桂の死後三年間、政治的にも財政的にも、隨分苦杯を嘗め續けて來た伯であつた。さうして今獲得したる椅子は、首相に次ぐ重職たる內相である。

彼は重厚味を加へ、愼重さを增したであらうか。

先づ我々は、彼の入閣直後の行動を眺めるであらう。

九日の親任式後、逸早く內務省の事務引繼を終つた伯は、十日の朝九時四十分、シルクハツトにフロツク姿で一二五號自動車に乘つて吳服橋の鐵道院へ出かけ、總裁室に入り添田前總裁から事務引繼を受け、直ちに樓上會議室に百餘名の高等官の參集を求めて、新任の挨拶を述べると、またも大手町の內務省に車を走らせた。內務省は昨九日、事

務引繼を了したばかりの所である。彼は今日からいよ／＼本格的に內務省の事務を見るのであらうか。

午前十時過ぎ、內務省內玄關へ自動車を乘りつけた伯は、サツサと大臣室に入つて行つた。

祕書官が扉をノツクして入つた。一ロ挨拶だけしたと思ふと、伯はもう帽子を被つて出かけてしまつた。

この間、僅かに三分間！　それが新內務大臣の登廳第二日であつたのである。

世界新聞（十一日附）は、この素晴らしい登廳ぶりを報じて曰く。

祕書課の給仕曰く「ヘエー大臣は來ましたか。來れば私が札を引つ繰り返してそれから各課へ知らせるのですがね」と駭いて居た樣子だ。

在廳三分の後、伯の姿は早くも內山下町の內相官邸にあらはれてゐた。下検分に出かけたのである。

さうして五日後の十月十五日には、伯はもう家財家具を引纏めて、この官邸へ引移つてゐた。

謹嚴そのもののごとき一木喜德郞の後に、かういふ內相が現はれたのである。しかも嚴厲几帳面の寺內首相の女房役としてである。省內の吏僚が驚き天下が愕然としたのも無理はない。

然も內務大臣といへば、直ちに副總理を聯想するほど閣內に於いても、重きを爲せる椅子である。その所以の第一は、內務大臣が三府四十三縣の地方長官を指揮監督する地位にあるからである。內務大臣には、直接自ら手を下して行ふ、執行機關としての仕事は割に少ない。しかし監督機關として、內務大臣の勢威は、日本全國を蔽ふのである。

第二に、內務大臣の椅子が重要視されるのは、選擧の總元締としてである。從來日本においては、總選擧は一、二の例外を除いて、悉く政府黨の勝利に終ることになつてゐた。故に如何なる政黨も、全國の警察力を一手に握り、府

縣知事を通じて選擧を監督する內務大臣の椅子を、望まざるはなかつたのである。

更に之れに第三の理由を加ふるならば、それは歷史である。大久保利通が內務卿たりし以來、內相の地位は傳統的に、閣內の主要人物を以てこれに充つる政治的習慣になつてゐた。ゆゑに心理的にも內務大臣なる名稱は、天下に副總理の印象を與ふるものがあつたのである。

伯の寺內內閣に於ける、その人物閱歷の上から觀ても、すでに副總理たるの貫錄を十分に備へてゐた。しかしそればかりでなく、その占めたる椅子が內務大臣であつたがために、いよいよ居然として閣內の重鎭、天下の副總理として目せしむるに至つたのである。

寺內がその內相に、自己と等しく謹嚴寡默の平田を得る能はざりしことは、一面彼の不幸であつたかも知れぬ。しかし他の一面から觀れば、全然自己と正反對なる、明朗にして愛嬌に富む伯を得たることは、却つて大なる幸運であつたといふこともできる。これによつて彼は、そのややもすれば陷らんとする超然官僚內閣の陰性を中和し、爽快味と陽性とを加味することを得たからである。

果然、伯は寺內內閣の人氣役者となつた。彼の存在によつて寺內は、その內閣に一抹の大衆性を附加し得たのである。

七、新　陣　容

伯が入閣した時に、前內閣より引繼いだ下僚は、內務省は事務次官が久保田政周で、鐵道院は副總裁が古川阪次郎

であつた。寺内内閣は大隈内閣時代の政務官制をそのまま空位としておいて任命しなかつたから、各省の事務の中心は事務次官に集中した。

伯は大臣としては、常に事務は次官任せであつたから、次官の選任は洵に重要であつた。桂内閣時代に仲小路を遞信次官として留めたやうに、伯は再び次官及び副總裁をそのまま留任せしめるであらうか。否、伯は次官と副總裁とを更迭しようと考へてゐたのだ。

人材を集めることに異常な苦心を拂つてゐた伯である。いま新内閣の副總理として、思ひのままの人事行政を行ひ得るを潮に、如何なる人物を羅致しようとしたのであるか。

この時伯の眼中に映じた二人の人物があつた。

伯はその冬熱海の別墅に赴いた時、卒然として筆者を顧みていつた。

『方今天下の人材、水野と濱口。』

實に不思議な口調であつた。文章そのままを朗讀したやうな口調、且つ語調であつた。しかし伯はよくさういふことを言ふ癖があつた。伯はその時、この二人を、登庸しようと考へてゐたのである。

水野錬太郎は、衞生局時代に年若き書記官として内務省に來り、伯と相知るに及んで「貴下が内務大臣になつたら、私はお助けしますよ」といつた男である。

彼は首席をもつて大學を卒業し、内務省に入つて歴代大臣の祕書官となり、法學博士の學位を得、遂に原内相の下に次官と爲り、貴族院議員に勅選され、政友會に入黨してゐたのであつた。彼が將來の大臣たることは、久しき以前

より天下の指目したるところであつた。

濱口雄幸は同じく大學を優等の席次をもつて卒業し、大藏省に入つて專賣局長官となり、第三次桂內閣の時、伯に拔擢されて遞信次官となつた。さうして伯の同志會に入るや、從つて之れに投じ、大隈內閣時代には、大藏參政官として活動し、將來の大器を屬望されてゐた。

いま伯はこの二大政黨中の俊髦を拔いて、左右兩翼に備へんとしたのである。伯は果して成功するであらうか。

年も暮れんとする十二月二十六日、伯は突如として內務次官の更迭を斷行した。久保田を罷めて水野を任用したのである。

天下は眼をみはつて驚いた。

後輩の勝田主計はその數日前に大藏大臣に昇つてゐる。政友會內閣來らば、大臣たるべき水野が、何の苦しむところあつて、短命を喧傳せらるる寺內內閣に入り、しかも再び次官の舊地位に就かんとするか。

この時水野は、新聞記者の問ひに答へて「國家の公職に高下はない。自分は國務とあらば屬官と雖も、悅んでこれを受ける」といつた。さうして伯に向つては「衛生局にお出の頃お話したやうになりましたね」といつて笑つた。

水野は內務省の活字引といはれた。彼の任命は俄然として全國の地方官を緊張さした。彼は地方官吏の末々までも嚢の物を探るごとく知悉してゐたからである。

伯は內務事務のことを新聞記者に問はれると、

『それは大臣に訊いてくれ。』

といつた。

『大臣！　大臣は閣下でせう？』

と、驚いた記者が訊くと、

『いや內務大臣は水野だ。』

といつて笑つた。伯は內務省の事務は、細大悉くこれを水野に委して干渉しなかつたのである。

しかし政友會から水野を拔き來るについては、種々の困難を超克しなければならなつた。その事情については、水野自身が次の如く語つた。

伯が寺內々閣に內務大臣となつた時に、自分に內務次官たらむことを切望せられて、是非次官として內務行政の局に當り補佐して貰ひたいといふ懇切なる勸誘を受けた。當時自分は政友會に籍を有して居つたのであるから、超然內閣である寺內々閣の內務次官たることは四圍の事情之を許さなかつたのみならず、殊に原敬氏とは特別の關係があるから、原氏の快諾を得るのでなければその勸誘に應ずることが出來ないといふて斷つた。しかし伯は、內務省の仕事は君の援助に待たねばならぬといふことを幾回か繰返され、熱心に自分の決意を求められたが、自分は前述の理由を以て最後まで之を斷つた。是に於て、伯は遂に西園寺公に意見を提出し、或は又奧田義人氏を介して原氏に水野を內務次官に採用したきことを熱心に說かしめた。紆餘曲折の交涉の後、原氏も遂に後藤伯の意見に從ひ、自分を內務次官たらしむることに同意せられた。

水野の任用に對する世論は、伯がこれをもつて總選擧に備へんとするものなりといふにあつた。當時の新聞の論評

二、三を摘記すると次の通りである。いづれも十二月三十日附の記事である。

時事新報

若し憲政會が不信任案を出すとすると、政友會は多分反對するであらう。斯くして議會解散とならば、寺内首相が如何に超然内閣の看板を維持しようとしても不可能で、是れ又自然の成行である。こうした政界の大潮流が滔々として奔馳して居るから、後藤内相が政友會員たる水野氏を次官とするの意を生じたのだらう。

東京朝日新聞

内務次官の更迭は、一方對議會の答辯其他事務上の都合にも促されたが、一方遂に來るべき運命を覺悟して、地方の事情に精通した水野氏を迎へ、解散後の總選擧の準備に取掛つたものであらう。

報知新聞

後藤内相は久保田氏では事毎に前内閣との因縁の禍する所尠くなく、現に選擧法調査會でも後藤内相の立場困難となつた。旁議會開會と共に政界益々險惡の模様があるので斷然水野氏を内務次官とし、豫め解散に備へんが爲め、地方官の更迭を必要とし、其前提として此更迭があつた。

しかし次官更迭に先立つて、伯のしなければならかつた人事の異動は、警保局長と警視總監の任用であつた。伯は寺内内閣の出來た時、内閣の方針を問はれると「閣僚はできたが、まだ四本足が揃つてゐないぢやないか」と答へた。

伯の四本足といつたのは、内閣書記官長、法制局長官、警保局長並びに警視總監の意味であつた。書記官長は兒玉秀雄、法制局長官には有松英義が、それ〴〵任命せられたけれども、他の二つは尙ほ空位であつた。それで「警保局長は誰れがいい」と、いきなり登廳の日に祕書官の前田多門に訊いたのであつた。

伯は次官の水野に相談した。すると水野は、當時三重縣知事をしてゐた永田秀次郎を推薦した。それで永田を電報で呼び寄せることになつた。

永田は俳號を青嵐と稱し、日本派俳句時代以來の俳人であつた。新任の途上、句あり。

蓮の實の飛ぶと見て心定りぬ

當時、世間では青嵐の局長就任は、從來のやうな俗人局長ではない、十七字詩局長は、必ずや新しい行き方で役所の仕事を處理するであらうと期待したのであつた。永田秀次郎は「吾等の知れる後藤新平伯」のうちに次の如く述べてゐる。

私が後藤さんの知遇を得る樣になつたのは、明治四十一年に私が岩手縣内務部長となつた以後の事である。それから大正五年寺内内閣の成立に際して後藤さんが内務大臣となられますと、私は突然三重縣知事から警保局長に轉任の内命を傳へられたのである。其時私はひそかに考へましたが、後藤さんの樣な活動的な人の下に私の樣な手緩い者が、果して其役目が勤まるであらうかと心配致しましたが、何事も私の運命だと覺悟を定めて快よくお引受けを致しました。當時言論界では寺内内閣は非立憲内閣であると言つて殆ど一齊射擊の如き有樣でありましたから、言論取締には却々に面倒な事が多かつた。寺内さんも後藤さんも時としては烈火の如くに怒り出された事があつた。私は何時でも後藤さんの言論取締の命令で尤もな事であると思つた事は水野次官に相談して直ちに實行致しましたが、少し無理な命令であると思つた時は其日は默つて握つて居て、其翌日再び後藤さんに「之はよく考へて見ましたが不可けませぬ樣です」と面を冒して申し上げますと、後藤さんは丸で昨日の暴風雨が一過

して野分の跡の朝景色の様な知らぬ顔で「フンさうか」と言つて其儘になるのが常であつた。其頃の私の心持では後藤さんは私の長官で私を免職する力を持つて居る怖い人であると言ふ様な氣分は少しもありませぬでした。唯たとひ後藤さんの言ひ付けでも、それが間違つて居て發賣禁止のあとで取返しの付かぬ事が出來ては折角私を信任して下さる後藤さんに相濟まぬと云ふ氣が一杯でありました。定めて後藤さんは私の様な手緩い取締方には不滿であつたのに相違ないと思ひます。併しそれをよく我慢して下さつた事は全く感謝の外はありませぬ。後藤さんが嘗て私に話しました。「おれの秘書官はおれの言ふが儘になる者では不可けない。おれの言ふ事をきかぬ者で無くては駄目である」此一語は如何にも後藤さんが人を使ふのに周到なる用意があつたかと言ふ事を物語つて居ると思ひます。御承知の通り天才肌の人でありますから時として破天荒の妙策を立つると共に、時として極めてつまらぬ失敗を爲す虞が無いとも限りませぬ。此點に就て後藤さんは善く己を知つて之に備へた人であつたと信じます。

それが永田と伯との永い交誼の初まりであつた。彼は自ら語るごとく、その性格に於いて伯と全然異なつてゐた。一見茫漠としてゐて實は內心頗る細心密意であつた。俳人として堂に入る技を有し乍ら、彼は文人肌のお天氣師ではなかつた。

伯は嘗て永田を評して、

『うちの永田は、はあ、はあ、といつて人の言ふことを感服したやうにきいてゐるが、あれで腹の中では警察眼で、裏のことをちやんと考へてゐるのだ。』

といつた。故に伯は警保局長として彼を用ひたるのみならず、後に東京市長となつては高級助役として、一切を彼に托し、その去るや彼を後任市長と爲し、後年政治倫理化運動を起すや、細大、永田と相談して行動した。仲小路死し、中村死したる後に於いて、政治上の第一の相談相手として伯の臨終まで、その傍に居たのは永田であつた。

永田の前の警保局長は湯淺倉平であつた。伯は湯淺の人物を愛し、彼の去ることを深く惜しんだ。しかし湯淺は寺内内閣の下に引き續き警保局長を勤めることを欲しなかつたのである。伯は山本地震内閣の成るや、湯淺を拔擢して警視總監とした。

また伯は警視總監には岡田文治を任命した。しかし岡田と伯とは、遂に深い個人的關係を生ずるに至らずして已んだ。

かくして内務省の人事は出來た。

然らば鐵道院は如何。

伯は、古川を罷めて、餘人を以て之れに替へんとした。筆者は前後の情勢より推して、伯の意中の人物は濱口であつたと斷言する。さうして人を派して濱口の意思を探らしたことも事實である。しかし濱口は「御好意は辱けないが、今日憲政會を去ること能はず」といつて固辭した。

伯は濱口に闢し、後に筆者に語つてかう云つた。「何しろ濱口は袋道に入つてしまつて、出られなくなつてゐるんだから。」

濱口を獲る能はざりし伯は、今一人の人物を考へてゐた。それは中村是公であつた。伯は年の暮を以て、中村を勅

選議員として上院に送り、年の明くるを待つて、古川を罷めて中村を鐵道院副總裁とした。
伯の更に意を用ひた人事は、祕書官の任命であつた。伯は內務大臣祕書官には、多年身邊にあつた菊池忠三郎を用ひたが、他の三人は年若き人物を擧用した。內務省は前田多門、鐵道院は岩永裕吉と田島道治とであつた。
これをもつて、伯は一切の人事を終了し、猛然として嶮難なる政治行路に上つた。

第二節　政綱と政策

一、秉公持平の宣言

大正五年十月二十八日、寺內首相は地方長官を首相官邸に召集し、內閣の方針を指示した。その一節に曰く。

歐洲戰亂ハ未ダ終局ニ至ラズ。本大臣深ク之ヲ遺憾トシ、聯合諸國ト共同ノ目的ヲ達成スルガ爲メ最善ノ努力ヲ吝マザルベシ。而テ日英同盟ハ我外交ノ機軸トスル所、日露日佛協約ト相待テ益々偉大ナル效果ヲ顯ハシツツアリ。其ノ他締盟各國トノ關係亦愈々親密ヲ加フルハ、各位ト共ニ慶賀スル所ナリ。本大臣ハ正義ヲ重ンジ、幾微ヲ愼ミテ、外交ヲ信ニシ、殊ニ隣邦支那ニ對シテハ益々親善ノ誼ヲ明ニシ、以テ極東全局ノ平和ヲ確保セムコトヲ期ス。

本大臣ハ建國ノ本義ニ基キテ人心ノ歸向ヲ導キ、立憲ノ正道ヲ履ミテ　皇謨ヲ翼賛シ、赤誠事ニ當リテ庶政ヲ燮理シ、以テ　聖明ニ答ヘ奉ラムコトヲ期ス。顧フニ國是ニ循ヒ國運ヲ伸暢スルハ擧國一致ノ力ニ待タザル可カラズ。而テ各政黨政派ニ於ケル政見ノ異同ニ對シテハ、公ヲ秉リ平ヲ持シ、虛心坦懷其ノ間ニ處シテ趨舍ヲ誤マルコトナク上ハ至仁ノ　聖旨ヲ奉戴シ、下ハ忠良ナル國民ノ希望ニ副ハムト欲ス。而テ地方行政ノ局ニ當ル各位ハ、宜ク此意ヲ體シテ克ク其ノ責任ヲ盡シ、吏僚ヲ戒飭シテ官紀

ヲ嚴肅ニシ、秩序ヲ重ンジ統屬ノ關係ヲ明カニシ、恪勤奉公ノ心ヲ奬メテ質實淸廉ノ風ヲ養ヒ、時弊ニ流レズ陋習ニ泥マズ、柄ヲ持スル公平ヲ旨トシ、事ヲ處スル簡捷ヲ尙ビ、以テ其ノ實績ヲ擧ゲシムルコトニ努メラルベシ。

この首相の訓示案が伯の手許に廻送された時に、伯は鉛筆をもつて、その紙の上欄餘白に「公を秉り平を持し」と本文の句を抽出して記した。そしてそれが首相訓示として公表されると、世間もまたこの長い訓示文の中から、やはりこの四文字を摘出して、寺内内閣を「秉公持平内閣」と呼ぶやうになつた。

一體に、伯はかういふスローガンを作ることの名人であつた。伯が米國の大統領セオドール・ローズヴェルトと對比されたのは、このスローガン作成の天稟を共通してゐた點にもある。蓋し近代民衆政治に於ける政治家の重要なる一資格は、直截簡明なるスローガンを作ることである。何となれば多忙なる近代人は、理窟ぬきに簡單なるスローガンによつてのみ動かされ易いからである。それが大衆運動指導者の重要な呼吸である。

伯も亦内務大臣として三十日の地方長官會議の席に臨み、訓示を試みたのであつたが、この訓示の草案は伯自ら認め、後、これを下僚に手交して官廳式文章に書き換へしめた。

伯自筆の草案中の二、三を摘記すれば、このうちには、次の如き金玉の文字がある。

演說文章ノ用語用辭ノ巧令モ、一信字ニ如カス。敢テ用語ヲ異ニシ、新意義ヲ衒フノ俑ヲ作ルヲ避ケントス。

黨派的判斷、黨派的用語ヲ以テ新意義ヲ衒ヒ、人心ノ歸嚮ヲ利セントスル流ニ倣ハント欲セス。斯ク謂ヘハトテ黨派ヲ忌避シ之ヲ無視セントスルニ非ラス。但他ノ黨派專橫ヲ競フ國政ノ顰ニ倣ヒ煽動的政治ノ風ニ近クコト勿レ。我國體ト我歷史ニ省ミ、溫故知新ノ實ヲ旨トスルニ如カス。

引繼困難ノ事務ニ隨フヘカラス。後任者迷惑ヲ懸ケルコトヲナスヘカラス。

誠意ヲ缺キ、人心ニ影響ヲ生シ、後害ヲ生スルコトヲ慎シムヘシ。黨派的一時ノ利害ニ眩惑スヘカラス。
責任ヲ重スルカ如ク粧ヒ、後任者ニ其責ヲ遺スヘカラス。
上意下達、下意上達ヲシテ疏通セシメンニハ、新聞ヲ讀ムコト不可ナケレトモ讀マレサルコト。黨派的判斷ノ訴ヲ聞クコト不可ナケレトモ、容易ニ開カレサルコトヲ力トメ、深思熟慮スルヲ要ス。

而して伯が内務大臣としての訓示は、次の通りであつた。

今回内閣新ニ成リテ、不肖料ラスモ内務大臣ノ重任ヲ拜シ、本日茲ニ地方長官各位ト相會スルヲ得タルハ、本大臣ノ殊ニ欣幸トスル所ナリ。

政務ノ大綱ニ就テハ、寺内内閣總理大臣ノ訓示既ニ之ヲ悉クサル。歷代前任者ノ訓示セラレタル處、亦皆緩急肯綮ニ中レルヲ疑ハス。此ノ際本大臣カ更ニ蕪辭ヲ加フルハ、或ハ蛇足ノ感ヲ免レサラム。

抑ゝ内務大臣ハ故大久保公以來近ク前大臣ニ至ルマテ、歷代其ノ德高ク其ノ力大ナリシニ反シ、今乃チ薄德非才ヲ以テ妄ニ此ノ顯職ヲ汚シ、特ニ此ノ難局ニ處シ、君國ニ對シテ一層恐懼ノ深キモノアリト雖モ、内ニ次官局長ヲ首メ事務ニ練達ナル諸僚アリ外ニ經驗閱歷ニ富メル各位アリテ本大臣ヲ帮ケ、其ノ足ラサルヲ補ハレルニ於テハ、庶幾クハ魯鈍誠ヲ罄シテ 聖明ニ奉答スルヲ得ム。是レ決シテ世間尋常ノ謙辭ニアラス、眞實ノ告白ナリ。故ニ上下ノ信望厚ク民情ニ通達スルコト深キ各位ノ長ヲ將テ、本大臣ノ短ヲ補ハレムコトヲ、訓示ノ初頭ニ於テ特ニ切望ス。惟フニ千萬ノ訓示モ信ノ一字ニ如カス。一誠以テ之カ實行ヲ期スルノミ。本大臣ハ夙夜自ラ策進シテ、率先事ニ從ヒ、各位ト倶ニ奮勵實效ヲ收メムコトヲ期ス。各位亦能ク時勢ノ趨向ヲ察シ、公平ノ心ヲ以テ事ニ處シ、公務ニ當テハ大中至正毅然トシテ其ノ地步ヲ占メ、片言ニ聽カス歡心ヲ買ハス、常ニ地方全體ノ利益幸福ノ爲ニ努力シ、上意ノ下達ト下情ノ上達トヲ念トシ、一ニ赤誠以テ君國ニ報效セラレムコトヲ望ム。尊祖敬神ハ我國體ノ心核ニシテ、國民彝倫ノ大本タリ。是レ實ニ大和民族特有ノ神髓ニシテ、他民族ノ企及スヘカラサル光輝アル國史ノ精華ハ自ラ此ニ歷然タリ。每年政事始ニ於テ先ツ 神宮ノ事ヲ奏スルヲ以テ定例トセラレ 即位禮ニハ必ス大嘗祭ヲ行

ハセラレ　立太子禮ハ實ニ　賢所大前ニ於テ之ヲ行ハセラレ　神宮並官國幣社ニ於テモ亦必ス大中祭ヲ行フ。此ノ如ク我邦振古無比ノ盛儀ニハ、必ス冥々ノ裏ニ崇肅虔敬ヲ油起セシムヘキ森嚴ナル式典ノ之ニ伴フアリ。近者世界ヲ通シテ物質ノ進歩殊ニ著シク、人ヲシテ其ノ光耀ニ眩惑セシメ、爲ニ精神ノ感孚ヲ輕視スルノ弊アリ。遂ニ其ノ影響ヲ、此ノ世界無比ナル我國體ノ心核トシテ見ルヘキ尊祖敬神ノ觀念ニ及ホスカ如キノ事ナキヲ保シ難シ。各位ハ深ク意ヲ此ニ用ヰ、益〻國家ノ宗祀タル神社ノ本義ヲ明カニシ、神職ヲシテ夙夜恭敬奉仕ノ誠ヲ竭サシメ、今後益〻國民ヲシテ國體ノ自覺ヲ固ウシ、以テ一般ノ敬虔心ヲ篤カラシメ、擧國一心　皇室ノ繁榮國運ノ隆昌ノ爲、相率ヰテ共ニ奮勵努力セムコトヲ期ス。

凡ソ地方行政ノ任ニ在ル者ハ、深ク責任ノ重キヲ思ヒ、苟モ品位ヲ損シ威信ヲ失スルカ如キノ擧措アルヘカラス。事ニ當ル最モ公正ニシテ、毫モ偏頗ノ事ナキヲ要ス。徒ニ人心ヲ迎ヘ一時ヲ倖スルカ如キ、其ノ弊ノ及フ所偶〻以テ民風ヲ荼毒スルニ至ルヘシ。事務ノ整理改善ハ施治ノ要綱タリ。宜シク百事井然トシテ紊レサルヲ期シ、粗漫放縱其ノ煩ヲ他日ニ及ホスカ如キ、最モ之ヲ戒ムヘシ。一事一務必ス其ノ一部ト全局トノ關係ヲ省察シテ、各部各課互ニ相乖離悖戾ヲ避ケ、各權衡ヲ得、聯貫ヲ愆ラサルコトヲ力ムヘシ。局ニ當ル者ハ深ク思ヒヲ此ニ效スト共ニ、常ニ庶僚ヲ督勵シテ其ノ修養ニ勉メ、處務ノ研究ヲ積ミテ其ノ改善ヲ圖リ、以テ時運ノ進歩ニ後レシメサラムコトヲ望ム。

各位能ク叙上ノ旨趣ヲ體シ、自重自任以テ職ニ膺リ、邦家永遠ノ福利ノ爲ニ其ノ重責ヲ竭サレムコトヲ要ス。

地方自治ハ國家ノ根柢ナリ。國運ノ伸暢、其ノ健全ナル發達ニ待ツモノ極メテ大ナルモノアルハ固ヨリ言ヲ俟タス。各位ノ地方ニ莅ム常ニ思ヲ内外ノ狀勢ニ效スト共ニ、深ク地方ノ實情ニ鑑ミ、諸般ノ施設一ニ時運ノ趨勢ニ伴ウテ、緩急其ノ宜シキヲ制スルヲ要ス。徒ニ事功ヲ收ムルニ急ニシテ、計畫周緻ヲ缺キ、情實ニ泥ミテ漫ニ事業ヲ企畫スルカ如キコトアラムカ、累ヲ後日ニ貽スノ虞ナシトセス。宜シク其初ニ於テ愼密ナル考慮ヲ盡シ、著々トシテ歩武ヲ進メ、中途苟モ頓挫ヲ來スカ如キノコトナカラシムヘシ。郡市町村等ニ對スル指導監督亦專ラ此ノ心ヲ以テ之ニ從ヒ、其ノ實績ヲ擧クルニ勉メラレムコトヲ要ス。

地方行政ハ常ニ民力ト相應シテ調理宜シキヲ制スルヲ要ス。負擔過重ニ渉ルカ如キ、固ヨリ之ヲ避ケサルヘカラスト雖モ、徒ニ

退嬰ニ陥ルハ亦地方ノ發達振興ヲ期スル所以ニアラス。是ノ故ニ確實有利ノ事業ニ在テハ、財政ノ調節上一時起債ニ依テ之カ完成ヲ期スル、亦已ムヲ得サルモノアルヘシ。而シテ是等起債ノ償還ニ就テハ、最モ克ク民力ヲ稽査シテ、確實ニ遂行シ得ヘキ計畫ヲ立ツルヲ要トス。

警察事務ノ執行ハ最モ嚴正公平ヲ期スルト共ニ、亦懇切鄭寧ナルヲ要ス。或ハ時流ニ媚ヒ、或ハ寛嚴ヲ誤リ、民衆ノ處遇其ノ道ヲ失シ、取締其ノ宜シキヲ得サルカ如キ事アラムカ、啻ニ警察ノ威信ヲ毀損スルノミナラス、延テ公共ノ治安ヲ保持シ難キニ至ルヘシ。各位ハ是等ノ點ニ向テ、今後一層其ノ意ヲ效スト共ニ、一面科學ノ知識ニ依リテ警察官ノ勤勞能率ヲ高メシムルヲ要スヘク、尚是等劇務ニ服スル者ニ對シテハ、勞逸能ク其ノ節ニ中ルヲ期シ、以テ常ニ清新ナル活力ヲ保持セシメ、情誼一貫懇切之ヲ率ユルヲ要ス。刑事警察ニ關スル成績ノ良否ハ、民衆ノ利害ニ至大ノ關係ヲ有ス。近來犯罪ノ手段益〻巧曲ヲ極メ、其ノ捜査逮捕共ニ一層ノ困難ヲ感セシムルモノアリ。宜シク科學ヲ應用スル等、其ノ教養上遺算ナカラムコトヲ勉メラルヘシ。

土木ノ施設中、特ニ治水事業ノ如キハ、經費ヲ要スルコト頗ル多ク、且人命財産ノ擁護ニ至大ノ關係ヲ有ス。之カ計畫ニ當リテハ、特ニ地方實際ノ狀況ヲ詳察シテ、根本ノ方針ヲ確立スルヲ要ス。而シテ其ノ實行ニ際シテハ、最モ設計ヲ周到ニシ、監督ヲ嚴密ニシテ、以テ事業ノ完成ヲ期セサルヘカラス。若シ其ノ間ノ用意ニ缺クル所アラムカ、巨多ノ勞費ヲ投シテ、而モ效果ノ之ニ伴ハサルモノアラム。是等ノ點ニ關シテハ、從來屢〻訓示セラレタル所アリト雖モ、今後尚一層ノ注意アラムコトヲ望ム。

國家ノ興隆ハ强健ナル國民ノ力ニ待ツ。列國ノ競ウテ意ヲ民族衛生ニ用ユル故アリト謂フヘシ。我邦衛生ノ施設ハ、幸ニ各位ノ盡力ニ依リ、漸次改善ノ緒ニ就クヲ見ルハ、誠ニ喜フヘキモ、之ヲ歐米諸國ニ比レハ尚及ハサルコト遠キモノアリ。一タヒ傳染病ノ侵襲ニ遭フヤ、忽ニシテ所在慘害ヲ逞ウスルヲ見ルカ如キ、遺憾トセサルヲ得ス。抑〻社會各般ノ進步ハ、學俗ノ近接ヲ圖ルニ在リ。殊ニ衛生ノ事タル、國民ノ日常生活ト最モ密接ノ關係ヲ有スルヲ以テ、其ノ完整ヲ期セムトスルニハ、學術ノ普及ト一般知識ノ啓發トニ待ツモノ多シ。各位ハ展覽會講演會ノ開催、通俗的印刷物ノ配付等ニ依リテ、一般衛生思想ノ開發ヲ圖ルト共ニ、諸員ヲ督勵シテ絶エス研究ニ務メシメ、日進ノ學術ニ後レシメサラムコトヲ要ス。衛生上ノ改善ヲ圖ルハ、醫師會衛生會

等ノ活動ニ待ツ所多シ。是等團體カ進テ醫事衛生進歩ノ先驅トナリ、社會公衆ノ爲ニ盡力スルニ至ラムカ、玆ニ始メテ官民一致協力ノ實ヲ擧クルコトヲ得ヘシ。各位ハ宜シク醫風ノ振作向上ト、是等團體ノ指導提撕トニ意ヲ用ヒ、共ニ醫事衛生ノ爲其ノ力ヲ效サシメムコトヲ望ム。

地方青年團體ニ關シテハ、各位夙ニ之カ指導ニ努ムル所アリ。殊ニ客年訓令ノ發布以來、益〻振興ノ氣運ヲ呈スルニ至レルハ、寔ニ喜フヘシ。今ヤ青年團體ノ設置益〻多キヲ加フルニ伴ヒ、地方ノ開發並國家將來ノ進運ニ關係スル所愈〻大ナルモノアラムトス。此ノ際一層力ヲ是等團體ノ誘掖ニ效シ、以テ其ノ整善發達ヲ圖ルニ勉メラルヘク、其ノ他ノ地方改良事業ニ就テモ、亦深ク内外ノ情勢ニ顧ミ、之カ指導奬勵ニ竭サルヘシ。帝國在鄉軍人會ノ振否如何ハ、亦地方ノ改良ニ密接ノ關係アリ。從來訓示ノ趣旨ニ基キ、能ク其ノ力ヲ效サレムコトヲ望ム。感化救濟ノ施設ハ、各位ノ指導ト有志ノ盡力トニ依リ、漸次其ノ發達ヲ見ルニ至レルモ、世態ノ推移ニ伴ヒ、斯業ノ齊整進歩益〻其ノ必要ヲ感スルモノアリ。各位ハ宜シク時運ノ趨勢ニ鑑ミ、利弊ノ存スル所ヲ考慮シ、他ノ積極的施設ト相待テ、措置宜シキヲ得シメラレムコトヲ期セラルヘシ。

以上數項ハ時務ニ從フ者ノ服膺スヘキ常規ニシテ、今更メテ多辯ヲ要セサル如シト雖モ、玆ニ一言ヲ費サヽルヲ得サル所以ノモノハ、將來歐洲ノ戰亂終熄ヲ告クルノ時、宇内ノ形勢ニ異常ノ變局ヲ見ルヘキハ疑ヲ容レサル所ニシテ、豫メ之ニ對スルノ準備ニ努ムヘキハ、誠ニ刻下ノ急務タレハナリ。本大臣カ玆ニ訓示ヲ爲スモノ、亦實ニ此ノ記憶ヲ新ニシ、以テ各位ト共ニ淬礪ヲ期セムトスルニ外ナラス。

二、伯の政綱

寺内内閣の親任式後の初閣議に於いて、政綱を發表すべきか否かの議が練られた。

その時伯は、政綱は發表するの要なしとの意見であつた。さうして寺内も亦これに同意して、内閣は政綱發表せずと決定した。

これにつき伯は「詩人の詩を見る如き、華ありて實なき施政綱領を避くべき方針なれども、地方官會議の招集は遠からず之を行ふ考なり」とこれを新聞に發表した。

內閣は政綱は發表しなかつた。しかし伯自身は政綱を準備してゐた。これは遂に正式に發表されなかつたが、その主旨は種々の形に於いて、此の內閣の諸政策に反映し實施された。

伯の手記したる「政綱案」とは、次のごとき五箇條の內容を有するものであつた。

政綱案

一、外交ヲ振肅刷新シ、聯合國トノ協調ヲ確フシ、宣戰大詔ノ精神ヲ貫徹シ、征戰ノ效果ヲ全フスル事。

二、日支親善ノ實績ヲ擧ケ、共經濟的開發ヲ促進シ、東洋ノ平和ヲ確保スル事。

三、生產、交通、航海、貿易等ノ事業ヲ奬勵促進シ、積極的ニ民生ノ向上國力ノ發揚ヲ遂行スル事。

四、金融機關ノ疏通ヲ利導シ、世界的金融ノ調節ヲ滑カニシ、以テ國家經濟ノ進展ニ資スル事。

五、時局ノ進展ニ順應シ、經濟生產等ノ諸機關ヲ組織的ニ共通聯絡セシムルノ道ヲ講シ、以テ國防ノ機能ヲ充實セシムル事。

而して伯は更に寺內內閣の任務を檢討して、內閣更迭の眞意義を闡明する爲めには、如何なる國策を樹立してこれが實現を圖るべきかに就いて考究することを怠らなかつた。卽ち伯は、大隈內閣崩壞の最大要因であつた對支政策行詰りの局面打開に最も苦慮した。

勿論、內政全般、外交一般に對しても、新生命を吹き込むことを等閑視したわけではないが、最も全幅的關心を集

注したのは、對支政策に於ける新局面の展開であつた。しかも伯の對支政策は、單に前內閣のそれを轉換する爲めに努力するといつたやうな微溫的なものではなく、伯自ら呼稱するやうに「新對支政策」の實行そのものであつた。この政策の貫徹に依つて、伯は寺內內閣の成立とその存在理由とを基礎付けんとしたのである。

然らば伯の新對支政策は如何なる理據に基いてゐたか。

伯の論策は、十一月二十一日の覺書において、その全貌をあらはしてゐる。即ち大隈內閣の外交失敗を克服するが爲めには、先づ外交官並びに關係陸海軍人の部署の異動を斷行し、新しき外交政策を新しき人物に依つて實行しなければならぬ。しかもこの新しき政策の實體となるべきものは、單なる模倣であることを許されない。それは必ずや獨創であらねばならぬ。しかも列國からの提議に追隨する如き方策であつてはならぬ。我國が主動的に立案提唱し、しかも列國をして猜忌心を抱かしめぬやうな方途に出でなければならぬ。

而して國內における財政狀態をも的確に認識し、游金處理の方策の爲めにも、かかる新計畫は樹立さるべき旨を力說し、その頃、世界大戰の好況に醉ふ人々の行動を批判して「彼等多數者ハ地雷火上ニ舞踊シテ其危險ノ脚下ニ潛ムヲ知ラサル痴漢ニ似タリ」と論破し、終局の理想を實に「黃人對白人關係」において一新生面を打開することに設定し、かかる目標を達成する爲め、伯は玆に「東亞經濟同盟の建設」を提唱せんとするのである。その全文は左の通りである。

一、不肖ノ如キ微力者ノ閣班ニ列スルヨリ、世人動モスレハ現內閣ヲ目スルニ、短命內閣ヲ以テスルモノニ似タリ。內閣壽命ノ長短ノ如キ、必スシモ問フヲ須ヰサル所ナリト雖モ、今次內閣更迭ニ至リタル眞意義ハ、之ヲ闡明スルヲ以テ第一義トセサル

ヘカラス。而シテ尤モ徹底的ニ其ノ由來ヲ明白ナラシムル方法トシテハ、先ツ從來大隈侯ノ主張、若クハ最近憲政會總理タル加藤子ノ演說ニ於ケル誣妄ヲ極メタル言說ノ根本ヨリ顚覆スルノ要アルハ、亦辯ヲ俟タサル所トス。

一、內閣更迭ノ眞意義ヲ湮滅セントスル彼等ノ言說ヲ擊破スルノ手段トシテハ、新聞紙並ニ他ノ言論ニ依ルコト當然ナリト雖モ今直ニ此レ等ノ利器ヲ以テ相酬ユルノ未タ必スシモ長計ニアラサルヲ知ル。然レトモ默シテ止マンカ、內閣更迭ハ果シテ無意義ナルカトノ疑問ヲ天下後世ニ殘スノ憾ミアルヲ奈何。苟モ此ノ如キ重大ナル問題ヲシテ、永ク不明ノ裏ニ葬リ去ラシムルハ啻ニ政治家ノ責任ヲ沒却スルノミナラス、實ニ上 聖明ニ對シ奉リテ恐懼措ク所ヲ知ラス。下國民ヲ驅テ不安迷惑ノ間ニ居ラシムルノ禍根ヲ釀成セン。

一、一般的政策トシテハ、逸ヲ以テ勞ヲ待ツハ兵家ノ訣トスル所、沈默ヲ以テ喧囂ヲ制スルノ寧ロ得策タルハ、現內閣成立後未タ二閱月ニ達セサル間ノ經驗ニ察シテ知ルヲ得ヘシトノ說アランモ、單ニ自重ヲ以テ形勢ヲ觀望スル如キハ、責任回避ノ誚ヲ免レサル所ナルノミナラス、其結果ハ無能無策ニ陷リ易ク、他人ノ視ヲ以テ理據ノ所在明カナラスト爲スノ虞アルニ止ラス、己レ亦更迭ノ止ムナキ所以ヲ遺ルノ誤ヲ致スナキカ。深ク考慮セサルヘカラス。現內閣成立ノ日極メテ淺シト雖モ、漸ク世上人心ノ順調的歸向ヲ見ツヽアル所以ノモノハ、第一十月四日ニ於ケル元老諸公ノ英斷、第二同七日ニ於ケル首相自ラノ果決ニ原ツクハ、更ニ絮說スルノ要ナカラン。是ニ於テ乎第三果斷ノ必要寔ニ止ムヘカラサルモノアルヲ信ス。

一、現ニ前內閣員、及ヒ其ノ與黨タル憲政會ノ人士ハ、前內閣ノ爲セル所ヲ以テ一ノ失政ナシト白晝公言シテ憚ラス。殊ニ外交財政ノ諸點ニ於テ成功ヲ誇リ、巧ニ失敗ノ迹ヲ有耶無耶ノ間ニ包ミ、失敗ハ諸レヲ後繼者ニ嫁セントスルノ陋ヲ敢テシ、今後ノ施設ニ對シテ、彼等ハ事ノ經過ト時間ノ推移トヲ曖昧ニシ、以テ己レニ有利自由ナル論評ヲ試ミルノ地ヲ作ルニ腐心シツヽアリ。

一、此ノ如ク問題ハ多岐ニ渉ルモ、別チテ之ヲ三項トシ、左ニ其ノ要旨ヲ條擧スヘシ。

第一　大隈內閣更迭ノ出發點ハ圓滿辭職ヲ意味シ、百般ノ施設一ニ後繼者ノ爲ニ便ナラシメントシタルハ、本年十月以前ノ事

ニ屬シ、其後ニ至リテハ唯是レ名ノミニシテ、實ハ國家將來ノ爲ニ其存立一日ヲ緩クスヘカラサルヲ認メ、乃チ更迭ヲ急斷セスンハ國家運命ノ危殆得テイフヘカラサルモノアランヲ恐レタルニ由ル。故ニ新内閣壽命ノ長短ノ如キハ、當初ヨリ毫モ念頭ニ置ク所ニアラスト雖モ、更迭ノ眞意義ニシテ果シテ闡明セラルヽヲ得ハ、之ニ因リテ上下ノ疑惑不安自ラ釋然タルモノアルヘク、而シテ國家將來ノ新氣運ハ隆然トシテ開キ來ラントス。意フニ將ニ斷行セントスル或ル一方法ニシテ一タヒ實現アルアランカ、前内閣並ニ憲政會ノ主張ハ忽チ雲散霧消シ去ルヘシ。其ノ方法トハ抑ヽ何ソヤ。卽チ從來對支政策ニ關係シタル陸海軍外務都督府等官吏ニシテ、其ノ事情不問ニ付シ難キ者ノ處分ヲ斷行スルコト是ナリ。或ハ彼等ハ多ク上官ノ命令若クハ同意ヲ得テ行ヘルモノニ過キサルヲ以テ、大隈内閣既ニ責ニ任シ引退シタル今日ニ於テハ、更ニ彼等ノ責ヲ問フノ要ナシト辯護スル說アランモ、彼等亦國家ノ官吏タル以上、其ノ公事ニ於テ功過共ニ自ラ負フヘキハ當然ノ理ナリ。而シテ其ノ後ヲ繼キタル現内閣トシテハ、必スシモ懲戒ノ意味ヲ以テセサルモ、寛嚴宜シキニ從ヒ、彼等ヲ處スルニ適當ノ道ヲ以テスルノ事實ニ由リテ、新内閣自ラ首途ヲ壯ニスルノ利アリ。隨テ從來世人ノ認メタル疑雲此ニ一掃セラルヘシ。此ノ如クスルトキハ、無言ノ裡ニ前内閣外交上ノ失敗ヲ暗示スルニ足ルヲ以テ、憲政會ノ徒如何ニ饒舌ヲ恣ニスルモ、畢竟政界落伍者ノ泣語タルヲ自ラ廣告スルニ過キスシテ、新内閣ノ爲ニ最モ有力ナル抗辯法タラントス。

第二　前項ヨリ胚胎シ來ルヘキハ卽チ外交問題トス。是レ蓋シ對支關係ニ止ラスシテ、同時ニ歐米列國ニ對スル問題トナルヘシ。何トナレハ東亞問題ヲ以テ主要トスル帝國ノ立脚地ヨリ觀、歐洲大戰ノ講和準備ノ爲メ、將タ平和克復後ニ於ケル我カ對外政策ニ關連スルモノ多々アルヘケレハナリ。凡ソ此レ等ノ重大問題ニ付テハ、外務大臣ニ於テ最近歐洲ノ情勢ニ鑑ミ、胸裏成竹アルヘキヲ疑ハサルヲ以テ、姑ク之ヲ別題トシテ閣クモ、前内閣時代ニ於テ既ニ聯合國ノ招ニ應シ委員ヲ派遣シタルコト之レアリト雖モ、皆受動的ニシテ主動的ニアラス。例ヘハ中歐ノ經濟同盟カ、敵國卽獨墺ニ興リタルニ促サレテ、聯合國亦對抗同盟ヲ策シ、帝國ハ英佛露伊ノ友邦ニ促サレテ受動的ニ加盟シタル如キ、必スシモ不可ナラスト雖モ、事苟モ東亞ニ關スルモノニアリテハ、帝國ハ自ラ主動者タルノ地位ヲ占メ、獨創的ニ世界ノ經濟財政上ニ平和的戰爭ノ勝者タルノ自

信ト覺悟トヲ以テ、一切ヲ籌畫セサルヘカラス。故ニ我カ外交上ノ立脚點ヨリ見、國內ノ經濟財政ノ狀態ト相待チタル獨創的立策ヲ必要トス。卽チ（一）中歐經濟同盟トノ關係（二）聯合國經濟同盟トノ關係（三）米國ノ獨立的經濟財政トノ關係等ヲ綜合シテ、而ル後チ東亞經濟同盟ヲ設立シ、以テ彼レニ對應スルノ用意ヲ怠ルヘカラス。從來外交政策ト云ハヽ、此レ等重要ナル事項ニ對シ、國際公私法ノ範圍內ニ於テ新ナル辭令ヲ作ルノ力ナク、徒ニ命ヲ他國ニ聽キ、一切主動的ニ出ツル能ハサルノ狀アリシヲ以テ、苟モ獨創的立策ハ大和民族ノ夢想タモ及ハサル所ノ如キ感アリシハ、實ニ浩歎スヘキナリ。支那領土保全ト云ヒ門戶開放、機會均等ト呼ヘル漠然タル文字乃至意義ニ捉ハレタルカ爲ニ、諸多ノ病根此ニ發スルヲ知ラス、不健全ナル理想ト薄弱浮萍ノ如キ云爲トハ一モ見ルニ足ルノ事跡ヲ留メス。大隈內閣黨ノ堅白同異ノ辯ハ、唯ヽ識者ノ一笑ヲ買ヒ得タルニ過キサルナリ。是ヲ以テ、新內閣ハ必スヤ前ニ敍述セル世界經濟政策ノ三要素ニ對抗シ、帝國自ラ東亞經濟同盟ノ主義ヲ確立セサルヘカラサルナリ。前內閣ハ毫モ此レ等永遠ノ利害ニ留意セス、又自ラ己ヲ卑クシテ他ノ爲ニ受動ノ地位ニ甘ンシ、旣ニ一タヒ靡カレテ聯合國ノ經濟同盟ニ加ハリタル以上ハ、現內閣ハ之カ善後策トシテモ、徒ニ受動的ニ滿足スヘカラサルヤ論ヲ待タス。幸ニ東亞經濟同盟ニシテ成立センカ、支那ニ於ケル排貨同盟ノ如キハ自然ニ緩和セラルヘキノミナラス、却テ之レアルカ爲ニ彼等ノ歡心ハ翕然トシテ我ニ傾キ向フヘシ。而シテ最後ノ理想タル黃人對白人關係ニ於テ、更ニ一新生面ヲ開カントス。是レ吾人ノ所謂文裝的武備ノ基礎タルヘキモノナリ。但シ務メテ世界的政策ト相和シ、其ノ間衝突ヲ避ケテ、獨創的形跡ヲ韜晦スヘキナリ。而シテ之カ實行ニ付テハ、第一問題ノ解決如何ニ因リ、難易自ラ異ルヘキハ勿論トス。次ニ國內ノ經濟財政上、殊ニ現在ノ正貨處分ニ關スル問題ハ、廣ク之ヲ云ハヽ、金融政策ノ確立ト相待テ、健全ナル政策ニ由リ之ヲ決定セサルヘカラス。但シ是ハ我レ勝チ味方勝ツヲ前提トシテ立案スルヲ以テ、勢ヒ問題ハ國內ノ經濟財政上ニ進移セサルヲ得ス。是ニ於テ乎現在ノ游金處理ノ方策ニ論及スルヲ要ス。

第三　（一）今ヤ歐洲大戰ノ結果トシテ、輸出ノ超過愈ヽ多ク、隨テ正貨ノ蓄積セラルヽモノ愈ヽ加ハレリ。之カ爲ニ一般ノ人氣揚々タリト雖モ、各業者共ニ一時的光景ニ眩惑シテ、偸安逸樂風ヲ成スニ至ルモ、今ニシテ大ニ戒メスンハ、一旦戰歇ミ

平和克復ノ時ニ及ハヽ、非常ナル急勢ヲ以テ反動的ニ輸入超過、正貨流出、物價騰貴ノ必然的悲境ニ陷リ、狼狽恐慌來ヲ叫フハ幾ント疑フヘキニアラス。畢竟彼等多數者ハ地雷火上ニ舞踊シテ、其危險ノ脚下ニ潛ムヲ知ラサル痴漢ニ似タリ。

以上ノ現狀ハ、或ハ官營ヲ民業ニ移スヘシト云ヒ、或ハ廢減稅若クハ非募債ノ實行ヲ云々スル一部實業家ノ假夢未タ覺メス、一時的游金ノ處置ニ窮シツヽアルノ狀ヲ見、我カ經濟財政ノ將來ニ想到スルトキハ、誰カ危惧ヲ感セサルモノアランヤ。此際政府者ハ宜ク彼等ヲ導キテ十分ノ警戒ヲ與ヘ、萬一ニモ悔ヲ異日ニ貽スコトナカラシムヘシ。現在ノ游金額ハ前日ノ窮時ニ比シテコソ數字ニ於テ甚タ多キヲ知ルモ、試ニ歐洲交戰國ノ戰費ニ比セハ如何。恐クハ僅ニ兩三日ヲ支フルノ資ニ過キサルヘシ。仍ホ米國カ歐洲開戰後得タル利益ニ比スレハ、蓋シ十分ノ一ニダモ相當ラサルヘシ。畢竟此ノ如キ程度ニアルノ游資ヲ抱キテ、之カ料理方法ニ苦ミ、醉生夢死、一時的快樂ニ耽リ、絕テ國家他日ノ爲ニ確策ヲ立ツルモノナキハ、吾人慨然トシテ肌膚ニ粟ノ生スルヲ覺エスンハアラス。是ニ於テ乎、更ニ第二問題タル對支政策ニ囘リ、現在ノ游資ヲ利用シテ、所謂東亞經濟同盟政策ノ基礎ヲ立ツルコトハ、適切ナル實地問題タルニ至ルヘシ。若シ今日之ヲ斷行シテ、支那ニ一億ノ資ヲ投下セハ、其效果ヤ他國カ五億乃至十億ヲ投スルニモ匹敵スルヲ得ヘシ。是レ帝國カ特殊ナル關係ヲ有シ、特殊ナル地位ヲ占ムルカ故ナリ。茫然爲スナク、歐洲戰後ヲ待テ之カ實行ヲ試ミルトハ、其資金ノ眞價ハ反比例ニ今時ノ五分一乃至十分一ニ過キサルハ瞭然ニシテ、其ノ上歐米ノ經濟的侵略策ノ支那ニ競ヒ來ルアラハ、我カ投下スル資金ノ效果ハ果シテ幾千ノ減損ヲ見ルヘキカ、識者ヲ待タスシテ知ルヘキナリ。故ニ今日ノ游資ヲ轉シテ對支經濟ノ基礎ヲ定ムルハ、自他永遠ノ利益ノ爲ニ至計トスヘキノミナラス、今ヤ絕好逸スヘカラサルノ機會ト謂フヘキ也。

三、對支外交刷新案

大隈内閣倒壞の眞因は對支政策の失敗にあつた。換言すれば、寺内内閣の出現は對支政策の刷新にあつた。即ち、大隈内閣打倒に活躍したる伯は、寺内内閣の對支外交策樹立のために奮鬪しなければならぬ理由があつたのである。

茲に於いて寺内内閣に於ける伯の重要なる仕事は對支外交、延いては外交一般に亙ることになつた。その結果伯は外交に關ししば〳〵寺内首相に進言するところあつたのである。併し伯はかかる新對支外交を確立する爲めには、まづこれを國内政爭の外に置き、内閣の更迭によつて變遷せざる一貫したる國策として樹立することを、一大急務であるとなした。さうして伯は、この政府案を三黨首に内示し、豫め彼等の同意を得置くべしと主張し、次のごとき手記を作つた。

一　大隈内閣圓滿辭職ハ其名ニシテ、其實ハ失政ノ引責ナリ。然ルニ前内閣ノ與黨ハ硜白異同ノ辯ヲ以テ其責ヲ他ニ嫁セントス。現ニ支那政策ヲ誤ルモノハ元老ナリト聲言セリ。

一　假ニ今、支那政策ノ失敗主謀者タル大隈ハ辭職シタルカ故ニ、其當事者外交官陸海軍人ハ其命ヲ奉シテ忠實ニ職ヲ盡シタリトノ立論ニ一歩ヲ讓ルトスルモ、此主義ヲ以テ、三黨首領ニ公然交渉シテ、新對支政策ヲ内示シテ、當面ノ大局ニ處スルノ道ヲ講セサルヘカラス。

然るに議會開會期もやうやく切迫し、十二月十九日には、貴衆兩院各派代表に對する豫算内示會が開かれたのであるが、政府はこの席上、つひに何等新對支政策を表徴すべき案件を提示しなかつた。かやうな始末では、前内閣と現内閣との間には何等の差違も特異性も認められぬやうになるであらうと懸念した伯は、更に想を凝らして、「對支政策本案」なる具體案を作成した。しかもこの案において注目すべきは、支那を救ふの新方策として、阿片對策を强調するに至つたことである。この政策に就いては、伯は天性の研究癖を發揮して、臺灣から資料を取寄せたほどであつた。案の内容は左の通りである。

對支政策ノ本案

一、大隈内閣ノ對支政策失敗ノ後ヲ善クスル爲ニ、先ツ其ノ當事者ヲ更迭シテ、内外ノ人心ヲ一新スルヲ以テ最良策トストノ説ニ對シ、由來該當事者ハ、大隈首相ノ示命ヲ承ケ、帝國ノ對支政策ノ實行ニ任シタルモノナレハ、假令其事ノ失敗ニ了ルモノアリトスルモ、責ヲ負フヘキ謂ナシ。故ニ結末ヲ大隈侯ノ引退ニ止メ、其餘ノ關係者ハ姑ク不問ニ付スヲ可トスト言ヒ、之ヲ以テ現内閣ノ意見トスルモノヽ如シト雖モ、今次内閣更迭ノ主因ハ、對支政策ノ失敗ニ存スルヲ以テ、新内閣ハ當然ノ責務トシテ根本政策ヨリ改善スル所ナカルヘカラス。若シ此事ナクンハ、或ハ恐ル内閣更迭ノ眞意義ヲ喪失スルノ謗アランヲ。要ハ一切ノ情實ヲ排シ、首相ノ一斷ヲ以テ、擧國一致ノ實ヲ對支政策ノ刷新ノ上ニ顯示スルニ在リ。

一、前項ノ意義ヲ表明スル爲ニ、首相ハ新内閣ノ對支政策ノ大綱ヲ三政黨ノ首領ニ内示シテ、意思ノ渾和ヲ圖リ、之ヲ以テ當面ノ大局ニ處應スルノ道ヲ講スルト同時ニ、對議會政策ノ根基ヲ此ニ置クヲ要ス。

一、豫算内示會ニ於ケル形式ニ於テハ、何等出色ノ精神並ニ文字ナシ。寧ロ人ヲシテ内閣更迭ノ意義ヲ疑ハシメ、唯ヽ其大隈内閣ノ規畫ニ異ナル點ハ、全豹ノ一二斑ニ過キサルヲ思ハシムルノ憾ナキニアラサルカ。延テ頓テ智識階級ノ期待ニ背キ、漸ク民心ノ倦厭ヲ來スノ因トナル虞ナキカ。

一、對支政策改善ノ第一歩トシテ、内外ノ人心ヲ一新セシムルハ、寔ニ吃緊事ニ屬ス。而シテ實行ノ急ヲ要スルモノヲ概擧スレハ、凡ソ左ノ如シ。

第一、支那ノ動亂ヲ挑發スル嫌アル我國人ノ言行ヲ戒メ、山東滿蒙ニ於ケル在留實業家以外、所謂支那浪人ト稱スル種類ノ者ヲ一時歸還セシムヘキ事。

第二、帝國ハ主動的ニ東亞經濟同盟ノ基礎ヲ確立スヘキ事。

第三、支那ノ經濟財政上ニ於ケル困難ヲ救濟スル爲メ、四國借款ノ檢束ノ外ニ立チ、國民的經濟同盟ノ基ヲ開キ、利權擔保等ノ目前ノ小利害ニ顧念セス、大ニ帝國ノ襟度ヲ示シテ、巨資ヲ放下シ、以テ支那人ノ心理狀態ヲ一變セシムルノ手段ヲ講シ、彼

等ヲシテ不知不識ノ間ニ、自然ニ從來ノ疑惑惡感ヲ遣レシムヘキ事。

第四、我放資ノ償還ニ充ツヘキ一大財源ハ夫ノ阿片漸禁主義ノ斷行ニ在ルヲ以テ、審査立案シテ支那政府ニ教示勸告スヘキ事。

第五、阿片漸禁主義ヲ支那政府ニ勸告スル豫備手段トシテ、英國政府ニ交渉シ、明年末ヲ限リ、支那ニ阿片ノ輸入ヲ禁スル英支條約ノ實施ヲ見合ハサシメ、支那阿片專賣制度ノ下ニ輸入ノ利ヲ起シ、日英同盟ノ力ヲ以テ之カ效果ヲ收メシムルノ途ヲ講スヘキ事。

第六、支那人ヲ指導シテ、特ニ新東洋實業銀行ヲ創立セシメ、我國ヨリ其資金ヲ供給シ、其報償ハ阿片專賣ノ收利ヲ以テ之ニ充當セシムル事。

第七、支那ニ於ケル誤リタル阿片制度ヨリ生スル假文明ノ虐政ヲ排除シ、更ニ眞正人道ノ主義ヲ徹底的ニ實行シ、道義經濟兩全ノ惠澤ヲ洽カラシムル新制ヲ施スヘク、支那政府ニ勸告スヘキ事。

第八、阿片漸禁法ハ人道主義ヲ實現スヘキ眞正文明ノ制度ナルヲ以テ、其實行ノ前提トシテ、豫メ日英間ニ十分意思ノ交換ヲ行ヒ印度阿片ノ輸入ヲ許スト同時ニ、阿片漸禁法ノ斷行ニ助力スヘキ協約ヲ締結セシムル事。

以上ノ政策ハ、歐洲戰爭中卽チ講和以前ニ於テ斷行スルヲ要ス。蓋シ今日ハ絕好ノ機會ニシテ、一日ヲ緩クスヘカラサル焦眉ノ急務ナリト信ス。

この政策案を作成するに當り、伯は大內丑之助から「帝國之對支方針私議」と題する調査資料を送られ、これを讀破するに及んで、この資料の表紙に「大體所見一致せり、一應御一覽奉願度候也」として署名すると共に、その內容についても自ら修正を加へ、これを別紙參考書として添附し、寺內首相に提示して國策樹立の爲めに考慮を促した。

參照別紙

對支政策ニ關スル所見

外蒙古、西藏新疆等ノ外藩ヲ除キ、其他ノ部分ニ對シ、保全主義門戶開放主義ヲ採ルコト。

保全主義ハ必要ノ場合ニ於テハ兵力ヲ以テ之ヲ擁護スルコト。

此見地ヨリ、從來支那ヲシテ猜疑ノ基因タラシメタル南北二分論、滿蒙帝國論、滿蒙處分論等ヲ唱道セシメサルコト。又之カ實現ノ企圖ヲ爲サシメサルコト。

保全ハ支那ノ統一强固ト、經濟ノ發達、及文化ノ普及トヲ計ルヲ以テ其方針トナスコト。卽チ此三大要件ニ適合スル施設ノ創設、又ハ之ヲ阻止妨碍スル施設ノ廢止ニ關シ、助力ヲ與フルコト。

此見地ヨリ内政不干渉主義ヲ臨機適用スルコトアルヘキコト。

支那ハ外ニ向テ十分ナル抵抗力ヲ有セス。故ニ外侮ハ我帝國ニ於テ之ヲ防護シ得ヘシトスルモ、支那ハ復タ内ニ於テ完全ナル結合力ナシ。故ニ内潰ノ虞ナシトセス。内潰ハ復タ外侮ノ勢ヲ誘致スル因タリ。内潰ノ主タル原因ヲ列擧セハ、左記國民性ト相俟テ凡ソ左ノ如シ。

(一)支那人(漢人)ハ個人主義ナルコト(協同凝集力ニ乏シ黨同伐異ヲ事トス)
(一)支那人ハ事大主義ナルコト(己レニ利ヲ與フルモノヲ迎合阿附ス)
(一)支那人ハ物質的ナリ實利的ナリ自利的ナルコト(拜金主義官吏富ヲ集ム、中飽賄賂腐敗ヲ極ム、民人亦然リ)
(一)支那人ハ國家的觀念ナキコト
(一)支那人ハ尙文卑武ナルコト
(一)支那人ハ口舌ノ民ナルコト

一、共和政體ノ適當セサルコト

漢人ハ口舌ノ民ナルト共ニ、黨同伐異ノ民ナリ。大總統ハ各黨利害ノ外ニ超然タル能ハス。然レドモ今日ノ處奈何トモ爲シ難シ。克ク南北ヲ調和シ、之ヲ善導スルノ一途アルノミ。一大德ノ偉人出ルニアラサレハ、此政體ヲ變スル能ハサルヘシ。

二、兵制確立困難ナルコト

今日ノ各師團ハ其ノ主將ノ私兵ノ如シ。之ヲ打破スルハ容易ノ業ニ非ルヘシ。特ニ兵ノ素質劣惡ナリ。之ヲ改ムル亦至難ノ業タリ。（唐末ヨリ此風ヲ馴致シ、曾國藩ノ湘軍ニ於テ完成セリ）

三、財政整理困難ナルコト

支那各種租税ノ收入少キニアラス。官吏ノ腐敗既ニ其大半ヲ中飽ス。外債多クシテ國費常ニ足ラス。

四、産業保護政策ノ實行困難ナルコト

輸出輸入税ノ改正ハ、列國ノ同意ヲ要ス。既ニ難事タリ。會社經營ノ材能乏シ。科學的智識ヲ缺ク。

五、列國ノ勢力餘リニ瀰漫シテ支那主權ノ行使自由ナラサルコト

六、幣制ノ改革容易ナラサルコト

七、阿片ノ吸飲痼癖トナリタルコト

十年ヲ期シタル禁止ハ失敗ニ歸セリ。何等癮者救濟ノ施設ヲナサス。又各種ノ疾病治療機關ナキ支那ニ於テ、單ニ阿片ヲ禁絶スルモ、其目的ヲ達スル能ハサルハ當然ナリ。阿片ヲ禁絶セハ「モルヒネ」密輸入セラルヘシ。「モルヒネ」ノ害ハ阿片ヨリ甚シ。此ニ關シテハ我政府眞面目ニ支那ノ爲ニ計ル所ナカルヘカラス。卑見ハ別ニ之ヲ開陳スヘシ。

八、國語ノ不整理ナルコト

九、交通ノ發達セサルコト

借款鐵道布設セラルルニ至レハ格別ナリ。通路水路荒廢ニ歸セリ。

十、警察力用ヲ爲サス保安ノ實擧ラサルコト

十一、匪賊、祕密結社ノ多キコト

十二、衞生設備ノ皆無ナルコト

十三、文化普及機關ノ不充分ナルコト

以上ノ如ク、支那ノ統一強固ト經濟ノ發達トヲ計ルニ多大ノ障碍アリ。列擧ノ一事項ト雖之ヲ改善スルハ容易ノ事業ニ非ス。然レトモ我邦ハ此等支那ノ政治上、經濟上、社會上ノ關係ニ付一定ノ計畫ヲ定メ、著々之カ實行ヲ期スヘキナリ。

此計畫ノ實ハ徐々ニ之ヲ期スルノ外ナシト雖、日本ハ其間實力ヲ具有スルノ準備ヲ爲シ、列强ヲシテ東洋ヲ覬覦セシメサルノ要アリ。惟フニ實力ノ後援ナケレハ、正義公道モ之ヲ行フニ由ナケレハナリ。即チ日本ノ大方針ハ正義公道ニ由リテ亞細亞人ノ亞細亞主義ヲ實現セシムルニ在リ。若シ支那ニシテ到底統一スル能ハスシテ、内潰スルノ止ムヲ得サル場合ニ至ラハ、日本代リテ之ヲ統一スヘキナリ。

支那ヲ保全シテ之ヲ統一强固ナラシメ、又其經濟及文化ノ發達ヲ計ル帝國ノ大方針ハ、一面之ヲ英露佛米等々ニ協議聲明スルト共ニ、他面支那ニ帝國ノ此眞意ヲ諒解セシムルノ必要アリ。此場合ニ於テ尤モ注意ヲ要スルハ、支那ニ在リテハ、

一、日本ヲ蠻夷視シタル舊習未タ全ク除カス、日本ニ比スレハ歐米ハ更ニ優秀ナリトノ思想アルコト

二、支那人ハ一面非常ナル事大主義者ニシテ、他ノ一面復タ非常ナル虛榮漢ナリ故ニ(一)ト共ニ歐米ノ一二國ニ倚ランスルノ傾向アルコト

三、日本ノ誠意ヲ疑ヒ、動モスレハ以夷攻夷ノ策ヲ採ルノ虞アルコト

日本ニ在リテハ此大方針ヲ定ムルト共ニ、

一、支那ノ統一發達ヲ妨碍シ又ハ其妨碍ヲ煽動セシメサルコト

二、支那人ノ悪感ト猜疑トヲ惹起スルノ言論又ハ所爲ハ努メテ之ヲ避クルコト

是ナリ。由來我邦ハ支那トノ地理的關係上、支那人トノ交際多キヲ以テ、人ニヨリテ各〻其立場ト關係トヲ異ニシ、意見區々、容易ニ一致セス。即チ宗社黨アリ、南方派アリ、北方派アリ、帝政派アリ、個人崇拜(寧ロ利用)派アリ。此等ノ徒ト相俟テ、新聞紙ノ不謹愼ナルアリ。以上ノ方針ヲ徹底セントセハ、大ニ覺悟スル所ナカルヘカラス。

以上ノ方針ヲ確立シタル上、我官民ノ採ルヘキ方針ヲ左ノ如ク定ムルコト。

支那ニ於ケル我經濟勢力ノ扶植

第一、鐵道ノ布設權ハ、我勢力圈タル滿洲及福州根據トシテ、之カ獲得ニ努ムヘキコト。

一、江西省九江ヨリ南昌ヲ經テ福州漳州潮州廣東ニ至ル線

二、龍口ヨリ濰縣沂州徐州潁州ヲ經テ河南省信陽ニ至ル線並信陽ヨリ九江ニ至ル線

三、熱河ヨリ北京ヲ經太原ニ至リ河南洛陽ニ至ル線並洛陽ヨリ信陽ニ至ル線

四、濟南ヨリ順德ヲ經テ熱河洛陽線ニ接續スル線

五、福州ヨリ浙江省ニ至ル線

六、潮州ヨリ贛州ニ至ル線

七、熱河ヨリ遵化ヲ經テ天津ニ至ル線

備考　以上ノ線ハ實査シタルモノニアラス。從テ變更ヲ要スルモノアルヘシ。又列國ノ獲得シタル布設權ト扞格スルモノナキヲ保セス。

八、天津、汕頭又ハ龍口等ニ海陸連絡設備ヲナス方針ヲ採ルコト

九、京奉鐵道ハ之ヲ我ニ收ムル方針ヲ採ルコト

十、連山灣ノ築港ハ我ニ於テ又ハ我借款ニ因リ之ヲ行フコトニ努力スルコト

第二、東洋及南洋印度ノ航海權ヲ我ニ收ムルノ永久的方策ヲ立ツルコト。特ニ支那ニ於ケル沿海河川ノ航行權ヲシテ優越ナル地位ヲ確保セシムルノ方針ヲ定ムルコト。

一、支那ノ港灣河川ニ於ケル設備ハ、我ニ於テ機會アル毎ニ之ヲ收メ、（埠頭棧橋倉庫ノ如キ之ヲ買收スルノ方針ヲ採ルコト）又ハ自ラ之ヲ施設シ、若ハ支那政府ヲ勸誘シテ、我ヲシテ經營セシムルノ方針ヲ採ルコト

二、日本船舶ノ多數出入スル港灣ニ於ケル水先案內ハ、機會アル毎ニ邦人ヲ聘用セシムルノ方針ヲ採ルコト

第三、支那ノ開放地ニ有望有利ト認ムル製造工業ヲ經營スルノ方針ヲ採ルコト。支那ニ經營スヘキ此等工業ハ、從來ノ不成績ニ鑑ミ、日支合辦ノ不得止場合ノ外、日本ノ單獨資本經營トナスコト。尤モ支那人ニシテ、我眞意ヲ諒解シ、合辦ヲ望ム場合ニ至レバ合辦事業ヲ主トスルコト。

第四、支那各都市ニ於ケル電燈電車電話瓦斯水道等ノ利權獲得ヲ計ルコト。

第五、鐵鑛石炭ヲ主トシ、其他ノ鑛業權獲得ニ努ムルコト。

第六、農業ノ改良ヲ計ルコト。此事容易ノ業ニ非ルモ、先ツ滿洲ニ在リテハ大豆ノ改良、（現ニ實行シツヽアリ）山東ニ在リテハ棉花ノ改良ヨリ始メ、其有望ト認ムル農産物ノ改良ヲ企テ得ル場合ニ於テハ、其實行ニ著手スルコト。改良ノ實行ハ他ニ適當ノ經營者ナキ場合ニ於テハ、此等農産品取扱ノ商人ヲシテ、合同シテ之ニ當ラシムルコト。

第七、商業ハ支那貿易ノ趨勢ヲ察シ、奮勵努力新市場ノ開拓ニ努ムルト共ニ、我商人ヲシテ支那商品ノ外國貿易、即チ日本以外ノ國際貿易ニ從事セシムルノ方針ヲ採ルコト。

一、新市場ノ開拓ニ付テハ、日支協約ニ定メタル山東省ノ重要地ヲ速ニ開放セシメ、從來ノ開市場ニシテ我商業勢力ノ進入セザル所ニ於テハ、適當ノ方法ヲ講シ、（商品陳列館等）商業ノ發達ヲ計リ、尙機會アル毎ニ、支那内地ノ重要都市ヲ開放セシムルノ方針ヲ採ルコト。（福建省ニ我勢力ヲ扶植スル爲同省ノ都市ヲ開放セシムル必要）

第八、支那ニ於ケル放資會社等ノ充實統一ヲ計リ、自殺的競爭ヲ爲サシメサルコト。（正金銀行、臺灣銀行、中日實業公司、興亞實業會社其他ノ放資會社ヲシテ統一的行動ヲ採ラシムルコト）

支那ニ於ケル我文化ノ普及

從來我政府ハ支那人ノ文化的開發ヲ等閑ニ附シタルモ、各國ノ經驗ニ依レハ、經濟上ノ勢力ハ精神上ノ勢力ニ追隨シ兩者勢力ニ政治上ノ勢力從フヲ常トス。日本ノ文化ハ日本固有ノ文化ニ支那ノ文化ヲ採リテ之ヲ同化シ、後西洋ノ文化ヲ採リテ之ヲ東洋化シ、又ハシツヽアルモノナルヲ以テ、支那人ハ之ニ對シ、侮蔑ノ念ヲ懷クノ傾向ナシトセサルモ、我文化ハ根本思想ニ於テ支那

ト略同一ナルノミナラス、西洋文化採用上幾多ノ經驗ヲ重ネテ同化シタルモノナリ。特ニ同文ナルヲ以テ、支那ハ之ヲ採用スルコト西洋文化ノ比ニアラス。我邦ハ東西ノ文化ヲ一爐ニ融化スルノ使命ヲ有スルヲ以テ、此點ニ向テ大ニ努力スルノ必要アリ。

此見地ヨリ左ノ施設ヲナスコト。

第一、支那内地ニ病院學校ヲ設立スルコト。

一、旅順工科學堂ヲ大學トシ、主トシテ支那人ヲ教育スルコト

二、南滿醫學堂ヲシテ、主トシテ支那人ヲ教育セシムルコト

三、鄭家屯ニ滿蒙人ニ邦語ヲ教授スル學校ヲ設立スルコト

四、病院ハ赤十字社ノ事業トシテ、之ヲ支那ノ適當ナル地ニ經營スルコト、支那トノ關係上、赤十字社事業トナスノ困難ナル場合ニ於テハ、適當ノ個人又ハ團體ノ經營トナスコト

第二、日本留學生ニ對シ、相當保護ノ方法ヲ講スルコト。此等留學生ノ教授ニ關シテハ、當該學校長等ニ我政府ノ對支國是ヲ知ラシムルコト。

第三、支那ニ於ケル立法事業ハ、主要問題ノ一ナリ。我政府ハ支那ノ司法ニ關スル法令、舊慣ヲ調査セシメ、（東洋協會ヲシテ之ニ當ラシムルヲ適當ト認ム）支那特殊ノ事項ヲ除クノ外、日本ト其法理ヲ共同ナラシムルノ目的ヲ以テ、支那ノ立法事業ヲ指導スルノ方針ヲ採ルコト。

第四、支那ニ於ケル動植物、地質、建築、歴史、哲學等、學術上ノ研究ヲ爲シ東西文明融合事業ニ資スルノ計畫ヲ立ツルコト。

第五、上海、北京、奉天ニ漢字新聞ヲ經營シ、我帝國ノ國是ヲ周知セシムルコト。

上海ニ洋字新聞ノ發行ヲ計ルコト。

以上ハ我勢力ヲ漸ヲ逐フテ平和的ニ扶植スル所以ナリト雖、（露國ニ於ケル獨逸放資ノ勢力等ハ其實例ナリ）之ニ對シ反對論モ亦少シトセス。即チ支那ノ開發ハ開發者ノ自殺作用ニ過キストノ論、又人種競爭上支那ノ復活ニ協力スルト、協力者ニ對スル兵器ヲ鑄造セシムルト同

シトノ論是ナリ。歐米人中或ハ如此意圖ヲ有スル者ナシト云フ可ラス。彼等ハ其異種族異宗教ノ國民ヲ啓發セスシテ單ニ之ヨリ利益ヲ搾奪スレハ足ルトナスニアランモ、我國ハ其存立上、支那ノ開發ヲ必要ト爲スモノナレハ、從來外國ノ放資又ハ文化普及ニ關シ有スル支那人ノ誤解ヲ釋クニ努ムルト共ニ、誠意アル放資及文化普及ノ大ニ歡迎スヘキ所以ヲ悟ラシムルヲ要ス。

第六、支那ノ中央及地方政府ニ各政務顧問トシテ日本人ヲ傭聘セシムルノ方針ヲ取ルコト並稅關吏員モ貿易ノ增加ニ伴ヒ之ヲ增加セシムルコト。

第七、兵器ハ日支交渉ノ際提出シタル條件又ハ其他ノ方法ニ因リ、支那ニ供給スルノ方針ヲ講スルコト。

邦人ノ對支那人態度。

一、支那人ハ日本ヲ海外ノ鱗介視シタル舊習未タ除カサルコト

一、支那在住ノ邦人中、經濟上教育上風俗上支那人ニ劣ル者少カラサルコト

一、支那在住ノ邦人中、往々支那人ニ財產上ノ不利ヲ被ラシメ平然タル者アルコト

一、支那在住ノ邦人中、國賊的行爲ヲ敢テスル者アルコト

一、支那內地邦商人中、不正業又ハ醜業ヲ營ム者アルコト

此等ハ支那人ノ邦人侮蔑ノ事由トナルモノニシテ、滿洲地方ニ於テハ露國籍猶太人等ヲ除クノ外、他ノ西洋人ニハ此ノ種ノ者ナシ。是邦人ノ對支人態度ハ、之ヲ歐米人ト異別ニセサル可ラサル所以ニシテ、又其異別ノ取扱支那人ヲ滿足セシムル所以也。

邦人ノ多數モ支那人ニ對シテハ、常ニ劣等民ヲ以テ之ヲ待ツモノ多シ。特ニ下級邦人ノ支那人ニ對スル行動ハ、頗ル矯正ヲ要スルモノアリ。惟フニ個人ト個人トノ親善ハ、我商業我利權ヲ發展セシムル好個ノ媒介ト成ルモノナルヲ以テ、誠意ヲ以テ彼ヲ遇スヘキナリ。但シ彼ニシテ不正不遜ノ擧アルトキハ、毫モ假借スル所ナカルベキナリ。個人間ノ親善關係牢固トシテ拔クヘカラサルニ至ラハ、政府間ノ關係ニ睽離ヲ生スルモ、其影響スル所極メテ小ナルヘキ也。今對支國是ヲ定ムルニ當リ、特ニ邦人ノ對支人態度ノ改善ヲ要スルハ、論ヲ俟タスシテ明ナリ。

四、豫算編成

寺内内閣の成立したる十月は、所謂豫算編成期であつた。各省豫算案は八月の交に出揃つて、大藏省との交渉を開始し十月、十一月の頃には大抵編成を了するを常とする。

故に寺内内閣は其の成立の初頭に於いて、自己の豫算を編成しなければならぬ苦境に在つた。僅々一、二箇月をもつて、各省豫算を根柢より再檢討することは、到底不可能である。と言つて前内閣の豫算全部を其の儘踏襲するのであつては、内閣更迭の意義を爲さないであらう。寺内内閣の苦心は其處にあつた。殊に仕事好きの伯の苦心も亦其處にあつたのである。

また一方、大隈内閣打倒の表面の原因は、貴族院に於ける所謂「還元の説」にあつた。即ち減債基金を元に還して五千萬圓と爲すべしといふのである。その上院の立役者の一人は田健治郎であつた。ゆゑに田は如何にしてもこの減債基金問題だけは、翌年度の豫算に於いて片付けて置かなければならぬ政治上の責任を感じてゐたのである。「田健治郎傳」(三一四頁)は次のごとく記してゐる。

十一月一日田男は内務省に於ける地方官會議に臨みて(中略)訓示をなし、又後藤内相と減債基金の復活、海軍財源の按出方法を内議し、轉じて大藏省に到り、勝田次官と同問題を協議し、其の結果を齎らして翌二日の閣議に提出し、左の三項を決定した。

一、鐵道の財源は一般會計借入の方法を改めて、之を公債財源に移す事。

二、右の減額に依りて得る所の二千萬圓を移して、減債基金を復活し五千萬圓となす事。

三、七年度以降の海軍補充財源は、勉めて一般會計に就て其の新財源を求め、減債基金五千萬圓を維持する事。

但し萬止むを得ざる場合に於ては、其の幾分を減ずることあるべし。

かくして二日の閣議決定に基く三項目が、大正六年度豫算案の特徴であつた。何となれば各省豫算案はこれを精査編成する時日なき爲め、前内閣の豫算を踏襲することになつたからである。

伯も勿論、田のこの三項目に對しては賛意を表した。しかし伯は、それより更に積極的なる各種條項を、新豫算の内に插入せんとして苦心した。然らずんば新内閣成立の意味を爲さず、また民心内閣より去るべきことを憂へたのである。その伯の豫算に關する意見は、次の覺書の通りであつた。

一、豫備金增額ハ不當且愚策ナルガ故ニ、其五百萬圓丈削減スルコト。

二、鐵道公債募集ノ計畫ニ依リ、預金部同貸付金及一般會計同貸付金ヲ返濟シ置クコト。

三、減債基金繰入額ヲ五千萬圓ニ增加シ、一半（三千萬圓）ヲ外債償還ニ使用シ、他ノ一半ヲ日本銀行及他ノ大機關ニ保有セラル、内國債ノ償還ニ使用シ、以テ此等ヲシテ外債又ハ外國證券ヲ買入レシムルコト。

四、在外正貨ノ增加ハ、東洋經濟ノ中心市場トナルヘキ本邦ノ前途ヨリ見テ、最モ悦フヘキコトナリト雖モ、爲メニ目下ハ兌換券過度ノ膨脹ヲ來シ、且ツ外國爲替騰貴ト相待テ、輸出貿易ヲ抑制シツ、アルカ故ニ、之レカ處分ハ成ルヘク外國證券ノ購入ニ使用シ、以テ一面正貨維持ト均シキ效果、否ナ更ラニ一層有利ナル效果ヲ擧クルト共ニ、他面ニ於テ兌換券ノ膨脹ヲ防キ、且ツ爲替ノ騰貴ヲ矯正セシムヘキコト。

五、海軍擴張財源ノ不足ハ、前記豫備金增額ノ削減ニ依ル五百萬圓ノ外ニ、歲計ノ節約一千萬圓ヲ捻出シテ之ニ充ツヘキコト、シ、若シ年ニ依リ尙不足スル場合ニ限リ、減債基金ノ一時使用ヲ許ルストスルコト。

六、減債基金ハ主義トシテ、原則トシテ當分ノ間五千萬圓トスルコトヲ宣明シ、而カモ戰爭又ハ軍事ニ關シ、增稅スラ避ケ難キ程ノ必要費起ルトキハ、一部又ハ全部ノ流用ヲ許ルスコトニ定ムコト。

七、鐵道政策ハ、地方開發及農家副業奬勵策ニ適應セシメン爲、普及主義ニ重ヲ置キ、私設線及輕便鐵道ノ補助普及ニ努ムルコト、ナスコト。

八、經濟調査會等諸多ノ調査會ハ成ルヘク速ニ打切リ、更ニ將來ハ外國ノ實例ニ倣ヒ商業會議所、帝國農會、銀行集會所及工業界ノ上ニ位スヘキ、且ツ之ヲ統一スヘキ高等經濟會議ヲ設置シ、此等諸機關ノ代表者及學者ヲ以テ議員トシ、別ニ調査部ヲ附置シ、之レニ學者ヲ網羅シテ、內外ノ經濟狀況ヲ調査セシメ、諸般ノ經濟策ヲ立案セシメ、權威アル高等經濟會議ノ成案トナシ、以テ目下不統一且ツ相互矛盾スル商業、工業、農業、交通業、金融業並ニ殖民地產業ノ政策ヲ統一スルヲ期スルコト。

九、參政官制度ハ之ヲ廢止シ、別ニ各省一人ノ學者的人才ヲ採用スルノ制度ヲ設クルコト。

一〇、對支政策ハ先ツ彼國ノ財政經濟ヲ整理改善スルヲ要スルカ故ニ、本邦正貨充溢ノ好機ヲ利用シ、彼レニ貸付的援助ヲ與フルト同時ニ、財政經濟ノ顧問ヲ派シ、名望及學識ニ於テ諸外國人ノ均シク認ムル大家ノ手ヲ以テ誠實ニ彼レノ改善整理ヲ行ハシムルコト。併セテ彼國人ニ收稅、會計及銀行事務ヲ指導スヘキ機關ヲ設ケシメ、實務者ヲ養成スルコト。

しかしながら伯の苦慮焦心は、遂に其の年の豫算には效果を奏せずして、內閣は何等新規事業費を計上するところなく、平凡なる豫算を議會に提出した。尤も其の議會は解散と爲つたために、此の豫算は結局に於いて實施せらるる機會は無かつたのである。

伯はこの志を行ふが爲めには、更に一年を待たなければならなかつた。

五、財政計畫私見

此の機會に於いて、引續き伯の寺內內閣に於ける財政的獻言の物語を完結して置かう。それは翌六年の夏、大正七年度豫算編成の際に伯の、首相及び藏相に示した財政意見の顚末である。

前田多門は「伯は寺內內閣時代に勝田主計さんを大藏大臣に就任させる爲め、大變盡力せられた。間もなく勝田さんは藏相に就任された」と語つたが、大正五年十二月十六日勝田大藏次官が藏相に親任されるまで、藏相の任務は首相兼攝であつた關係上、伯はしば〳〵首相に對して財政意見を述べた。從つて勝田主計が藏相に就任してから後も、伯は絕えず帝國財政の前途に對する關心を失はなかつた。左に揭ぐる「大正七年度財政計劃ニ對スル私見」は未定稿ではあるが、伯はこれを首相に提出して建策したものであつて、以て伯の財政計畫に對する意見の全貌を窺ふに足るものがある。

大正七年度財政計劃ニ對スル私見

明年度財政計劃ヲ立ツルニ方リ、特ニ注意ヲ要スル事項甚タ多シ。今其主要ナルモノヲ擧クレハ左ノ如シ。

一、本年度豫算不成立ノ後ヲ享ケ、新ニ施設經營ヲ要スル事業ニ伴フ一般經費ノ增加。
二、四圍ノ形勢ニ鑑ミ、國防ノ必要ニ基キ、海軍計劃ノ基礎ヲ確立スルコト。
三、歐洲戰役ノ實驗ト、兵器兵具ノ進步トニ伴ヒ、陸軍ノ改良其ノ他必要ナル施設ヲ要スルコト。
四、普通教育費ニ對スル國庫補助增額ノ必要。
五、歐洲戰役ノ推移ニ顧ミ、我臨時軍事費ニ相當整理ヲ加フルノ必要。
六、正貨激增並爲替資金缺乏ニ對シ、適當ナル調節方法ヲ講スルコト。
七、物貨激變ニ基ク諸般ノ影響ヲ考察シ、之カ對策ヲ講スルノ必要。
八、財政ノ必要ト經濟界ノ變遷トニ應シ、租稅制度ニ改良ヲ加フルノ必要。

以上諸種ノ事情ノ下ニ立テ、明年度財政計劃ヲ定ムルハ、極メテ困難ニシテ、且其ノ計劃如何ニ依テ、將來ノ財政ハ固ヨリ一般經濟ニ及ホス影響頗ル重大ナルモノアルカ故ニ、最モ愼重ナル攻究ノ必要ヲ認ム。

顧フニ豫算ノ編成ハ、大正初年以降多事多端ノ時代ヲ經過シ、殆ント一回モ完全ナル豫算ノ成立ヲ見サルノ有樣ナリ。大正初年度豫算ハ、當時内閣成立ノ際ニ會シ、前年度豫算踏襲ノ形式ヲ以テ僅カニ編成ヲ終リ、二年度豫算亦前年度豫算踏襲ヲ以テ編成スルノ已ムヲ得サルニ至リ、三年度豫算ハ不成立トナリ、四年度豫算同シク不成立ノ運命ニ陷リ、五年度豫算ニ至リテハ僅カニ成立ヲ見タリト雖モ、其ノ編成ハ姑息ヲ極メ、其ノ成立ニ付テモ、議會ニ於ケル論難ノ間ニ幾多ノ修正ヲ經タリ。本年度豫算ハ議會解散ノ結果遂ニ不成立ニ終レリ。斯ノ如ク頻年豫算ノ編成並成立カ異常ノ狀態ニ陷リタルヲ以テ、明年度豫算編成ニ付テハ幾多ノ整理改廢ノ必要アルノミナラス、多年荒怠ニ歸シタル施設ニ對シ、之カ實行ノ方策ヲ立ツルノ必要アリ。隨テ之カ爲新規經費ノ增加ハ事情已ムヲ得サル所ナリ。

海軍製艦計劃ノ變更及陸軍ニ於ケル諸般ノ改良、其ノ他應急ナル施設ニ對スル必要ナル經費ヲ、明年度豫算ニ計上スルノ要アルハ論ナキ所ナルカ、歐洲戰役ノ實驗ニ徵シ、帝國對外關係ノ變革ニ鑑ミ、將來數年ニ亙リ、國防費ノ急激ナル增加ヲ見ルヘキハ

明カナル所ナルカ故ニ、明年度豫算編成ニ際シテハ、啻ニ應急ナル經費ノ計上ト其ノ財源調達トニ付テ攻究スヘキノミナラス、帝國將來ノ大計ニ基キ、之カ財源ヲ豫メ準備スルノ必要アリ。我國在來ノ財源タル租税中、將來國費ノ增加ニ伴フ彈力アルモノヲ求ムルモ、其ノ種類甚タ乏シキヲ以テ、現行税制ノミニ基礎ヲ置クトキハ、忽チニシテ財政ノ窮迫ヲ訴フルニ至ルヘシ。故ニ今日ニ於テ適當ナル税源ヲ求メ、將來ノ國費增加ニ對シ豫メ備フル所アルニアラサレハ、國運發展上意外ノ障礙ヲ生スルノ虞アリ。

教育費國庫補助ニ增額ヲ施スノ必要ハ明カナル所ニシテ、明年度豫算ニ相當金額ヲ計上セサルヲ得スト雖モ、財政ノ實況ニ顧ミ之ヲ相當程度ニ止メ、將來漸次增額ノ方針ヲ立ツヘシ。而シテ普通教育費ハ國庫支辨ヲ方針トスヘキヤ、或ハ地方ニ對スル國庫補助ヲ本則トスヘキヤハ、最モ愼重ノ判斷ヲ要スル問題ナリ。徒ラニ國庫支辨ノ美名ニ捕ハレ、普通教育上弊害百出ノ端ヲ啓クカ如キハ、深ク注意セサルヘカラス。

臨時軍事費ハ、當初ヨリ剩餘金ヲ財源トスルノ計劃ニシテ、今日迄之ヲ實行シ來リタルモ、此ノ如キハ財政計劃ノ不確實ヲ來ス所以ナルノミナラス、戰役關係ノ經費ヲ、當初ヨリ不用意ノ間ニ處理セムトシタルハ、甚タシキ失態ト認メサルヲ得ス。抑戰役開始以來既ニ三歲ノ星霜ヲ經過シ、我國カ費シタル所既ニ少額ト謂フヘカラス。最近ノ趨勢ニ徵スレハ、今後尚相當年月ノ繼續ヲ豫期セサルヘカラサルノミナラス、帝國ノ軍事行動ノ區域並任務ハ漸次擴大セラルルノ形勢アリ。或ハ意外ノ事變發生シテ、特殊行動ノ必要ヲ見ルナキヲ保シ難シ。隨テ臨時軍事費ヲ剩餘金ニノミ據ルカ如キ姑息ノ計劃ヲ以テシテハ、聯合諸國共同作戰ノ目的ヲ達シ、帝國ノ任務ヲ完全ニ遂行スル上ニ於テ遺憾ナキヲ期シ難シ。故ニ臨時軍事費ハ之ヲ特別會計トシ、之ニ對スル一定ノ財源ヲ求ムルノ必要アリ。而シテ其ノ財源ヲ租税ニ求ムルハ事實不可能ナルカ故ニ、公債ヲ以テ之ニ充ツルハ、經濟金融ノ實況ニ察シ、決シテ當ヲ失スルモノト云フヘカラス。且財政上餘裕ヲ生シ、他日ノ急變ニ應スルカ爲、既ニ支出シタル臨時軍事費ニ付テモ、公債ヲ募集スルコトトスルノ必要ヲ認ム。既往ニ於テ費消シタル臨時軍事費ヲ補塡スルニ公債ヲ以テスルハ、一見不合理ノ觀ナキニアラスト雖モ、元來軍事費ハ增税又ハ公債募集ニ依テ支辨スルヲ本則トセサルヘカラサルニ、時ノ政府ハ數ヶ

月間ニ對スル僅少費額ニ過キサルモノノ如ク誤認シ、剩餘金ヲ財源トスルノ偏見ニ出タルモノナルカ故ニ、既ニ四年間ニ亙リ繼續的支出ヲ見タルノミナラス、將來更ニ經費ノ增加ヲ來スノ虞アル場合ニ於テ、增稅又ハ公債募集ノ方法ヲ以テ之ヲ整理スルハ當然ノ處置ナリト謂ハサルヘカラス。露國最近ノ狀態ニ鑑ミ、歐洲戰役ノ經過ニ徵スルトキハ、或ハ我陸軍ノ行動ヲ必要トスルニ至ルヤモ計リ難シ。從來ノ如ク姑息彌縫ノ方法ヲ以テシテ、其ノ必要ニ應スルコト困難ナリ。臨時軍事費ハ此ノ際斷然特別會計トシ、其ノ財源ハ之ヲ公債ノ發行ニ依ルコトトシ、同時ニ支出濟軍事費ニ對シ相當額ノ公債ヲ募集シ、以テ一般會計ニ返償スルコトトスルヲ要ス。戰役ノ影響トシテ、貿易上ノ輸出超過、軍需品ノ賣行、及船舶運賃又ハ保險料ノ收得、異常ノ額ニ達シ、正貨ハ未曾有ノ額ニ上レリ。其ノ影響ハ金融ノ緩慢、物價ノ騰貴トナリ。我國全般ニ亙リ殆ント革命的變動ヲ經濟界ニ出現スルニ至レリ。一面ニ於テハ過度ノ好景氣トナリ、人心ヲ惑亂シ、他ノ一面ニ於テハ生活問題ヲ惹起シ、社會階級間ニ不安ノ禍根ヲ生シツツアリ。今後歐洲戰役カ依然繼續セラレテ、正貨流入益々多キモノト見ルトキハ、其ノ影響ノ甚大ナルニ對シ、財政上相當ナル調節ヲ加ヘ、反動作用ヲ緩和スルノ方策ニ出テサルヘカラス。熟々將來ノ趨勢ヲ察スルニ、經濟界ノ現況ハ既ニ過度ノ膨脹昂上ヲ見タリ。戰役ノ繼續如何ニ拘ラス、常軌ヲ逸シタル經濟界ニ急激ナル反動ヲ來スヘキハ、理當ニ然ルヘキ所ナリ。大正七年豫算實施ノ時期ニ至テハ、我經濟界ハ反動時代ニ入ルモノト推測スルノ妥當ナルヲ信ス。經濟界過度ノ好況時代ニ豫算ヲ編成シ、反動時代ニ之ヲ實施スヘキ明年度豫算編成ノ困難ハ、蓋シ想像ニ餘アリ。而シテ經濟界ノ好況カ繼續スルモノトスルモ、之ヲ調節スル財政上ノ方策中其ノ骨子トナルヘキハ、公債發行ニ依テ金融調節ヲ施スニ在リ。之ニ反シ、反動時代ニ入ルトキハ公債ノ發行ニ不適當ナルカ如キモ、事實ハ寧其ノ反對ニ出ルモノナリ。反動時代ノ常トシテ、事業ニ對シ過度ノ警戒ヲ加フルノ結果、金融界ハ放資ノ途ニ苦ミ、甚タシキ緩慢ヲ來シ、安全ナル放資物トシテ、公債ノ發行ヲ歡迎スルニ至ルヘシ、要スルニ明年度中公債發行ハ經濟界調節ノ上ニ於テ必要缺クヘカラサル手段ナリト認ム。

爲替資金調節ヲ目的トスル國庫證券ノ發行ニ關ル法律ハ既ニ其ノ公布ヲ見タリト雖モ、輸出超過カ繼續スル限リ爲替資金ハ依然缺乏ヲ告クヘキヲ以テ、明年度ニ於テモ政府ハ可成公債發行ノ餘地ヲ保有シ、之ニ依テ生スル資金ヲ爲替資金トシテ利用スルノ

途ヲ講スヘシ。即チ正貨ノ激增爲替資金缺乏等ノ理由ニ基キ、明年度財政計劃ニ於テハ公債募集額ヲ可成多額ニ計上スルノ必要アリ。戰時特別所得稅ノ賦課ハ、歐洲ニ其ノ例ヲ見ル所ニシテ、我國ニ於テモ一部論者ノ間ニ之ヲ主張スルモノアリト雖モ、審カニ其ノ當否ヲ考察スルニ、輕々ニ之ヲ實行スルノ甚ダ不可ナルモノアルヲ認ム。其ノ理由ハ左ノ如シ。

イ、明年度以降ニ於テ之ヲ賦課セムトスルトキハ、戰役ノ終結ニ因リ、調査中或ハ調査後、間モナク之ヲ廢止セサルヘカラサルニ至ルノ虞ナシトセス。

ロ、新稅施行前ニ利得シタルモノト、新稅施行後ニ利得スルモノトノ間ニ負擔ノ不權衡ヲ來ス。

ハ、課稅ノ範圍明カナラス。之ヲ廣ク適用スレハ、農商工各階級全般ニ涉リ不當ノ誅求トナリ、之ヲ狹キ範圍ニ限ラムトスレハ、負擔ノ不公平ヲ來ス。

ニ、國力ヲ擧ケテ戰役ニ從事スル歐洲諸國ト我國トヲ同一ニ論スルコトヲ得ス。

ホ、戰時中生シタル特別所得ハ、種々ノ原因ニ依リ變化スヘキモノニシテ、戰後又ハ長期ニ亙リテ精算スルニアラサレハ、其ノ利得又ハ損失ヲ明カニスル能ハサルモノ多シ。故ニ一年度限ノ計算ヲ以テ賦課スルハ過酷ニ失ス。課稅後ニ生スル損失ニ對シテ、何等補償ノ途ナキコト明カナリ。

ヘ、戰時特別所得稅ノ如キハ一時的收入ニシテ、財政上確實ナル財源ト見ル能ハス。一時的財源トシテ、煩雜ナル手數ト複雜ナル關係トヲ有スル租稅ニ比スレハ、寧公債募集ノ簡便ナルヲ勝レリトス。要スルニ戰時特別所得稅ノ賦課ハ、今ヤ既ニ時機ヲ失シタルモノニシテ、今日ニ及テ斯ノ新稅ヲ制定スルハ一部ノ人氣ヲ博スルカ如キモ、其ノ實甚ダシキ滑稽ナル結果ヲ見ルヘク、且一面ニ於テハ、戰時中漸ク萌芽ヲ發シタル各種工業ノ發達ニ對シ、著シキ迫害ヲ加フルノ危險ナシトセス。故ニ戰時特別所得稅法ノ制定ハ、之ヲ見合ハスヲ可トス。

最近ニ於ケル物價ノ騰貴ハ實ニ驚クヘキモノアリ。就中生活必需品ノ騰貴ハ、其ノ影響スル所最モ大ナリ。之カ爲社會政策上ノ種々ノ困難ナル問題ヲ生スルニ至レリ。一定ノ俸給ヲ以テ衣食スル官吏ニ對シテモ、相當增俸ノ途ヲ講スルニアラサレハ、

嘗ニ其ノ生活品位ヲ維持スル能ハサルノミナラス、精神上ノ惡影響ヲ及ホシ、行政上ノ百弊茲ニ其ノ端ヲ發シ、且官界ニ人材缺如スルニ至リ、事務ノ荒怠ヲ來スノ虞アリ。然リト雖モ、一般官吏ニ對スル增俸ハ、財政上其ノ餘裕ナキコト明カナルヲ以テ、先ツ最モ生活困難ノ境遇ニ在ル下級官吏ニ對シ、明年度ニ於テ相當增俸增給ヲ行フノ必要アリ。

現行稅制ハ、明治四十四年ニ於テ一般的整理ヲ加ヘラレタル以來、極メテ小部分ノ改正ヲ見タルニ止マルカ故ニ、經濟社會ノ變遷ニ伴ヒ修正整理ノ必要アリト雖モ、今遽ニ全般ニ涉リテ之ヲ行フコト甚困難ナリ。然リト雖モ、其ノ利害ノ最著シキモノニ付テハ、相當考量ヲ加フルノ必要アリ。現行稅法中、通行稅ハ其ノ稅額僅ニ四百八十餘萬圓ニシテ、其ノ性質良稅ナリト認メ難シ。市內通行稅ノ負擔者ノ多數ハ勞働者、學生又ハ下級事務從業者等ニシテ、之ニ對スル日々ノ課稅ハ、社會政策上深ク顧慮セサルヘカラス。市外遠距離旅行者ニ對スル課稅ハ、多クノ場合ニ於テ經濟上ノ發達ノ障害トナルノ弊アリ。故ニ本稅ハ之ヲ廢止スルコトトスヘシ。一方ニ於テ國費ノ增加アリ。之ニ對シテ公債募集並增稅ノ必要アル場合ニ於テ、通行稅ヲ廢止スルハ甚シク矛盾ノ觀ナキニアラサレト、惡稅ノ整理ハ新稅ノ制定又ハ增稅ニ伴ヒ、益〻之ヲ實行スルノ必要ヲ見ル所ニシテ、通行稅ノ廢止ハ今日最モ時機其ノ宜シキヲ得ルモノト謂ハサルヘカラス。

現行稅制ヲ見ルニ、將來ノ彈力ヲ有スルモノ甚少シ。地租ハ固定性ヲ有シ、所得稅及營業稅ハ將來增收ノ見込ナキニ非スト雖モ、其ノ增加ハ極メテ漸進的ナルヲ期セサルヘカラス。各種消費稅ハ多少ノ彈力アルモ、既ニ負擔力過重ノ程度ニ達シタルモノ多ク、多大ノ增進ヲ期待スヘカラス。然ルニ財政ノ前途ヲ通觀スルニ、公債募集ニ適當ナル時期ハ、戰時及戰後ノ一兩年間ニ止マリ、永ク公債募集ヲ以テ財政計劃ノ要素ト見ル能ハス。而シテ陸海軍ノ施設ハ頗急ヲ要スルモノアリ。現行租稅增收ノミヲ唯一ノ財源トスルトキハ、緊急ナル國費增加ノ必要ニ應スル能ハサルコト明ナリ。是ニ於テ新稅源ヲ求メ、財政上歲入ノ伸力ヲ養成スルノ要アリ。此ノ理由ニ依リ、砂糖消費稅ヲ改メテ砂糖專賣制度トスルノ必要ヲ認ム。砂糖消費稅收入額約二千五百餘萬圓ハ、專賣制度ノ下ニ先ツ五千萬圓前後ノ益金トナシ、其ノ後漸次益金增加ノ途ヲ講スルコト、決シテ困難ナリト謂フヘカラス。

增稅ノ必要生シタル場合ニ、之ニ先チ公債償還金五千萬圓ヲ減額シ、財政上ノ急ニ應スヘキハ當然ノ順序ナリトス。故ニ公債償還中金二千萬圓ヲ減額シ、其ノ餘裕ヲ以テ製艦計劃ノ財源ニ充テムトス。之ヲ要スルニ、明年度財政計劃ニ於テハ、公債募集ニ依ツテ臨時的財源ノ調達ニ充テ、且ツ民間經濟界調節ノ目的ヲ達シ、砂糖專賣制定ニ依テ將來ノ財源ニ供シ、兩者相俟ツテ財政根柢ヲナシ、諸般經濟ノ必要ニ應スルコトトスルノ適當ナルヲ信ス。

以上說明スル所ニ基キ、明年度財政計劃ノ骨子トナルヘキモノノ大要ヲ列擧スレハ左ノ如シ。

一、海軍製艦費年額約二千萬圓ヲ增加シ、製艦計劃ヲ確立スルコト。

二、公債償還金五千萬圓中、二千萬圓ヲ減額シ、之ヲ以テ前項增加年額ノ財源ヲ充當スルコト。

三、陸軍ニ於テ最モ急ヲ要スル兵器兵具ノ改良、其ノ他必要ナル施設ヲ實行スルコト。

四、普通教育費、國庫補助增額約八百萬圓ヲ計上スルコト。

五、下級官吏及特種官吏ニ對シ、總額約一千萬圓ノ增俸增給ヲ行フコト。

六、通行稅此ノ收入年額約四百八十萬圓ヲ廢止スルコト。

七、歲入豫算ニ租稅及官業收入自然增加約四千萬圓ヲ計上スルコト。

八、電話交換擴張費ヲ公債財源トシ、既定年額四百五十萬圓相當額ハ、一般經費ノ財源ニ振換充當スルコト。

九、砂糖消費稅法ヲ廢シ、砂糖專賣法ヲ制定スルコト。（大正八年度以降約二千五百萬圓ノ增收ヲ見込ムコトヲ得ヘキモ、初年ニ於テハ專賣實施準備ノ爲增收ヲ見込ムコトヲ得ス）

十、三、四、五、六各項及其ノ他急須ニ屬スル新經費ニ對スル財源トシテ七、八兩項ノ金額ヲ充當スルコト。

十一、臨時軍事費特別會計ヲ設置シ、公債ヲ以テ其ノ財源トスルコト。

十二、前項特別會計ニ於テ、既ニ支出濟臨時軍事費並臨時事件費約三億圓（本年度分ヲ含ム）ニ對スル公債ヲ隨時發行シ、一般會計ニ返償スルコト。

十三、大正五年度剩餘金約八千萬圓中、追加豫算財源其ノ他特別使途財源ニ充ツヘキ分ヲ除キタル金額約四千萬圓ト、前項返償金トヲ財源トシ、新規事業費又ハ既定事業費追加額ヲ豫算ニ計上スルコト。

十四、前項ノ殘餘金ヲ以テ、不時ニ生スヘキ緊急經費ノ財源トシテ保留スルコト。

備考　數字中大藏省ニ於テ調査未濟ノモノアルヲ以テ、見込數ヲ掲ケタルモノアリ。

さうして首相より右の提案を提示された勝田藏相は、八月十八日附左の如く返翰を首相に送つた。

別紙內務大臣意見拜見致候。過日內相ト會談ノ節小官意見ノ極一端ヲ申副候モノト合致セサル廉モ有之候モ、中ニハ事實ノ誤謬モアリ、首肯シ得サルモノモ有之、兎ニ角各省概算ノ出揃ノ上審査ヲ經タル上ナラテハ、歲計モ決定致サレサルヘク、追而卑見開陳可仕候。別紙ハ一應御返却申上度候。敬具。

第三節　內務大臣

一、暗室に射す日光

伯の內務省に於ける仕事は、先づ省內空氣の刷新から始まつた。伯は初めて登廳した瞬間に、內務省は「干乾らびた梅干」といふ印象を受けた。さうしてこの沈滯した保守的な空氣を一掃してからでなくては、本當の仕事は始まらないと直觀した。然らば、枯木死灰の如き因襲的官廳の中に、伯は如何にして、生氣潑剌たる新空氣を注入したか。

それを當時神社局長であつた塚本淸治は語る。

「內務省はひからびた梅干みたい」といふ伯のこの言葉こそ、實に內務省刷新の第一聲であつた。この言葉を發せられたのが實によかつた。この言葉の故に、爾來、內務省の豫算が積極的に編成される事になり、大藏省に對して强硬に多額の豫算を要求し得るやうになつたのだ。この意味において、伯の內相就任は、內務省の傳統的空氣に對するエポツク・メーキングであつた。

その頃までの內務省は電話も二つしかない。課長連が長い廊下を歩いて電話口へ行かねばならぬ。卓上電話を欲しいと言つても取付けない。食堂へ入る前に手を洗ふ爲めに洗面器を備へつけて呉れと要求しても、便所に手洗があるから、食堂用洗面器は不必要だといつて設備して呉れないといつた位に、保守的な役所であつた。それが伯の就任に依つて、一切明るく改裝せられたのであつた。消極的な役所の空氣は俄然、一掃せられて積極的になつて來た。

伯が就任される前迄の內務省の人員は、極度に切りつめられてゐたのであつたが、伯の就任に依つてドシ〳〵增員されて行つた

伯の氣持は「人間はドシ〳〵使ふべし、一定の任務を持つてゐない人間も任命しておくがよい、かうした人達がよし一定の部署を擔當しないでゐても、何か一つでもよい、よい考案を見付けて呉れればそれでよいのだ……」といふのであつた。

それは恰かも獨逸の工業家が學校卒業生を所要人員以上に採用し、給料を與へて遊ばせておく。そして時間の餘裕を與へておいて研究に從事させる。そしてかうした人達の間から素晴らしい發見があらはれて來る事を期待す

るといつた流儀を、伯は徹底的に應用せられたのであらうと思ふ。

かくして卓上電話も取付られ、洗面器も購入され、内務省にはスガ〳〵しい氣分が漂ひ初めた。そして、ややもすると人員淘汰とか馘首とかいふ風聲鶴唳に慴えてゐた吏僚の眼の前に、人員增加といふ喜びの音づれが到來したのである。

それは先づ豫算の增加として現はれ、定員增加として實現し、遂には内務省始まつて以來の海外派遣員の設定として實施されるやうになつた。

その伯の積極的な精神が、明るい日光のやうに、ぱつと省内に射し込んできた。それが伯の内務省に於いて爲した第一の仕事であつたのである。

二、十時間の報告聽取

内務省は本來監督官廳であつて、現業官廳ではない。故に現業好きの伯に取つては、いささか物足りない役所であつた。

又伯の寺内内閣に於ける地位は、一省の行政長官としてよりは、内閣の參謀長としての方が、より重要であつた。ゆゑに伯は、省内の行政事務は擧げてこれを水野次官に委し、自らはその大綱を統ぶるのみで、專ら力を内閣の外交方針と、財政計畫と、さうして政治的駈引に傾けてゐたのである。

從つて伯が内務省に於ける行政的治績は、多く錄すべきものは無い。以下その重要なるもののみについて摘記する

であらう。

十二月八日午後一時より、內相官邸に於いて監察官の報告會が催された。地方行政事務を監察した赤池、山縣、堀切の三監察官の報告を、伯は內相として初めて聽取した。この報告會は夜十時過ぎになつて漸く散會したのであつたが、當時を追想して山縣治郎は左の如く語つた。

內務監察官は縣廳の仕事を實地においてしらべ、逐一書類を繰返して地方行政の實相を視察し監督する。不審の點があれば地方長官に對して直接に質問する。一木內相時代には、一木さんが非常に事務に精勵された關係上、報德宗の本山とも言はれた方であつたから、監察官の復命報告は大變注意して聞かれた。一木さんは監察官の口答復命に就いては非常に留意せられ、特に局長以上のものだけが出席してその報告を聽くといふ有樣であつた。しかも一木さんは大變、愼重な態度で午後一時から夜の十時まで監察官の報告を聽取された。それほど熱心であつた。ところが內閣が更迭して一木さんが辭任せられ、後藤伯が內務大臣として乘り込んで來られた。後藤伯は大變濶達な性格の持主であるから、果して監察官の報告をジツと我慢して聽取されるかどうか。我々は大變この事を心配した。その頃の監察官は赤池濃君と堀切善次郎君と私との三人であつた。

三人とも思案投首して、この報告會を後藤さんが如何樣に措置されるかと心配したのであつた。いろ〳〵相談した揚句、到底、後藤さんは二時間とか三時間とかいふ長時間を、默つて聞いてゐられるやうなゆつくりした性格の持主ではない、さうなれば我々三人の運命も、もう終りだ、しかし、新大臣の方針如何に拘はらず、我々は職責上、御遠慮申上げて報告せぬといふわけには行かない、やはり從來通りに御願ひしよう、といふことに申合せ

た。そして祕書官の前田多門氏に對し、內務省が地方廳の監督官廳として存在してゐる以上、監察官の復命報告を大臣が聽取されることは絕對に必要なことである、殊に前大臣の一木さんは監察官の復命報告を頗る重視せられた、後藤さんも何卒、監察官の報告を聽取して頂きたい、我々としては敢へて報告會の開催を督促はせぬが、第一回の會合は特に大切であるから、是非十時間程、時間を割愛して頂きたいと述べて、この希望意見の傳達方を依賴した。

前田祕書官から右の趣きを伯にお傳へすると、伯は、

「從來の大臣が十時間聽取したといふのなら、我輩も十時間聽取する。」

といふ御返事であつた。扨ていよ〳〵その日になつて、午後一時に內相官邸へ出かけて見ると、後藤さんはもう應接間で、我々の來るのを待つてをられる。一切の訪問客は面會謝絕である。誰れも來てゐない。そこで我々三人で打合せを行つた。前內相時代までは一人、三時間を費して報告したのであつたが、三時間では餘り長過ぎる、倦かれるといけないから、一時間ぐらゐで報告する方がよからうと申合せて、先づ赤池君が報告復命を始め、內輪の申合せ通り一時間ほどで切り上げた。ところが後藤さんの樣子を見ると非常に熱心である。卷紙を持つて來て、赤池君の報告の要點を筆記される。たま〳〵來客があつて、給仕が名刺を持つて來ると伯は

「今日は監察官の復命報告會を開いてゐるから、又次の機會に來て頂きたい。」

と言はれて、一切の訪客は斷られるのである。伯が餘りに熱心であるから、私は赤池君とさらに打合せて、こんな調子なら、從來通り三時間やらうといふことにして、私は三時間、喋り續けた。

私の報告が終つても大臣は相變らず、私の報告の要點を筆記してゐられる。卷紙が二間にならうが、三間にならうが一向平氣である。

私の報告の後を受けて堀切君が起つて、これ又三時間の報告を行うた。更に赤池君は先きの報告が短かすぎたからといふので追加報告を行ひ、散會したのが夜十時であつた。

その後、約二十日ほど過ぎてから、伯は「監察官の報告會は自分としては一番いい學問をした」と言はれたが、伯のこの言葉は我々に對しては光榮といふよりも、むしろ意外に感ぜられた、このことあつて以來、監察官の報告會は、伯の在任中は從前通り行はれたのであつた。

實際、地方局長が大臣に對してドンナ報告をしても、それは一局の事項として取扱はれる。監察官の報告は一縣の全體に亙る、一行政モデルに就いての報告で、この報告以外に、大臣が組織的系統的に取纏められた報告を聽取する機會はないのだ。この監察官制度を最も活用せられた大臣は、實に後藤伯と一木さんとであつた。

三、石川縣の再選擧

大正五年十二月、石川縣郡部の再選擧が行はれた。伯はかねぐ〵この再選擧の成績如何を憂へてゐた。何となれば、前回の選擧において、石川縣下においては未曾有の選擧干涉が行はれ、大隈內閣はこの問題に就き、衆議院反對派から猛烈に攻擊せられた。そしてその結果、熊谷知事は依願免本官となり、その後任として土岐嘉平が任ぜられ、再選擧を施行することになつたのである。

然るに寺内内閣下における再選擧は非常に公平に行はれた。伯はその報告を受くるや、大いに喜んで、十二月二十八日附を以て、土岐知事並びに松村警察部長に對して感謝狀を送つた。知事宛ての感謝狀は次の通りであつた。

——然者前内閣當時ニ於ケル貴縣下衆議員議員選擧ノ顛末ハ、實ニ昭代ノ一大疑問トシテ天下ノ物議ヲ相招キ候處、其後貴地方モ長官警察部長ノ更迭有之候モ、現内閣ハ其組織ノ初ヨリ秉公持平ヲ旨トシ、地方官ノ更任ノ如キハ殊ニ愼重ヲ要シ候所ト相考ヘ、自分内務大臣トシテモ全信用ヲ長官其人ニ置キ、自己ノ誠意ヲ他ノ腹中ニ布キ候ハヾ、必ズヤ首相ノ主持セラレ候公平無私ノ精神ハ、能ク部下ノ諸員ニ透徹スベキ儀ト確信致候次第ニ有之實ハ今回ノ選擧ニ際シ候テモ、或ハ前内閣當時見タル如キ隱スベカラザル諸多ノ弊害ヲ反覆スルコトハ無之歟、不幸萬一ニモ此ノ如キ事實ヲ再釀スルトキハ、折角首相ノ大方針トシテ主持セラレ候秉公持平モ、畢竟虛辭空文ニ了ルコト無之歟ト、懸念致候人モ有之候樣存セラレ候得共、自分ハ竊カニ信スル所ヲ堅クシ、深ク閣下ノ賢明ニ御依賴致候處、果然取締ノ嚴正ニシテ毫モ偏私ノ跡ナク、人各ゝ良心ノ命スル所ニ從ヒ投票スルヲ得候コトハ全縣民ノ親シク目睹スル事實ニシテ、又將來ニ向ヒ候テモ大ナル安心ヲ得候儀ト存セラレ候。一時殆ント選擧ハ民意ニ任セスシテ官命ニ定マリ、正法ノ權威ハ與黨製造法ト云フヘキ不文假法ノ爲ニ掩蔽セラレ、選擧ハ唯ゝ官權並ニ金權ノ左右スル所ト相成、善良ナル縣民ヲシテ自ラ後患ヲ招クヲ顧ミルニ遑ナカラシムル如キ狀態ニ陷リ候事ヲ回想致候時ハ、今日多數縣民ノ滿足ヤ誠ニ推察スルニ餘リアリト存候。今回貴縣下ニオケル選擧取締ハ、天下具瞻ノ一大試驗場ニ臨メルモノ有之候處、幸ニ指導其宜シキヲ得ラレ、部下ノ諸員亦厚ク長上ノ精神ヲ服膺シ、勵精其職ニ勉メ、從來橫溢セル選擧場裡ノ惡風ヲ一掃シテ、此ニ偉大ナル實績ヲ擧示セラレ候コトハ、啻ニ

現内閣ノ爲ノミナラス我カ憲政史上ニ不滅ノ一功勳ヲ貽サレタルモノトモ可申、現内閣組織日尚淺ク、未タ善政ノ見ルニ足ルモノナキ時ニ於テ、自分ハ特ニ感謝ノ意ヲ表シ候儀ニ御座候。――

四、定員增加と海外派遣

伯は內務省の面目を一新するために、因襲的なる在來の空氣の中に、潑剌明朗なる氣象を注入した。その具體的事象として現はれてきたのは、人員の增加であつた。先づ伯は警保局の事務官五名を增員し、又、世界大戰中の諸外國の施設を視察する爲め、內務本省官吏並びに地方官の海外視察の新制を設けた。內務本省の官吏が洋行する制度は元來、存在してゐたのであるけれども、地方官吏をも派遣するといふことは全く新しい施設であつた。それについて前田多門は左の如くに語つてゐる。

伯の內相として先づ著眼せられた重要案件は、內務省の機構を擴大する事であつた。その第一著手として敢行されたのが、警保局の機構を擴充する事であつた。當時、課長だけが事務官で高等官であつたのを、事務官が新たに五人も增員された。

これは、實に桁はづれの增員であつた。かかる大擴張を敢行されたのは、伯が、世界大戰の最中であるから、警保局關係の事務は特に萬遺算なきを期する必要があると思惟せられたからである。

更に、世界大戰中の諸外國の戰時施設を視察する爲めに內務省の少壯官吏を海外に派遣せられた。これが爲めにはワザ〳〵派遣される人々を休職にしたものである。しかもその旅費は現職官吏としての旅費以上を支給せられ

たものである。

この時に洋行した人々のうちには、後藤文夫、丸山鶴吉、田子一民、後に堀切善次郎、大塚惟精、次田大三郎の諸氏と、私とがある。

伯のこの少壯官吏の海外派遣は、役所の執務上參考と爲るべき知識經驗を求めしめるといふよりは、もつと遠大な計畫に基いてゐた。それは要するに、此等有爲の人物をして、早く世界の空氣を呼吸せしめ、これによつて啓發開眼して、將來大成せしめんと欲するにあつた。それは伯の終始一貫したる方針であつた。曾て內務省衞生局に於いて窪田、有松等の少壯官吏を海外に派遣し、臺灣、滿鐵より多數の吏僚を洋行せしめたると同一筆法である。果して伯の希望したるごとく、この年若き內務省洋行者は、その後十年を出でずして、殆ど社會各方面に頭角を顯はし、國家に貢獻するところ尠なからざる人物となつた。それがこの海外派遣に負ふところ多かりしは言ふを俟たないであらう。

當時、海外視察に派遣された丸山鶴吉は左の如くに語つた。

岡田新警視總監が著任すると間もなく、內務省が一人、二人優秀な人を洋行させることになつた。これまで洋行するといつても、本省詰めの人ばかりから選拔して、本省以外、地方廳の官吏からは絕對に洋行出來ぬことになつてゐた。後藤伯はこの制限を撤廢せられた。そして地方廳に勤務してゐるもののうちからも洋行する者を選び出すことになつた。

そして地方廳から第一回の洋行を命ぜられたものは二人で、京都府の內務部長であつた堀田貢君と私とが洋行す

ることになつた。地方廳の役人は休職になつて出かけたのであつた。

私が洋行を命ぜられた時は恰かも歐洲大戰中であつた。英國の警視廳では、私が日本の警察官吏である關係上、スパイではないかとの嫌疑をかけ、私を拘引して眞裸にして取調べた。

私は實に憤慨した。それで、この問題は單に丸山一個人の問題でない、日本官吏の體面、否、日本國家の名譽にかかる大問題であるといつて、當時の駐英大使珍田捨巳男に對し、「この問題を以て英國政府に對して抗議して欲しい」と談じ込んだ。處が珍田大使は、「つまらぬ問題だ、こんな事で英國政府と折衝する價値がない」と認めてとり上げようとはされぬ。それで私はカン〳〵になつて、とう〳〵「大使がこの重大問題に冷淡である限りこの前で腹を切る」といきまいた。珍田さんも、とう〳〵「それでは」といふので、このことを問題にすると云つて、グレー外相の處へ談判に行かれた。

その結果一週間もたたぬうちかに英國側から「丸山氏を取調べたのは、實に英國側の手落ちであつた。玆に英國政府は深甚なる謝意を表明する」と云つて來た。

さて、私は歐米視察を終へて、東京驛へ無事歸著した。直ちに私は內相官邸へ出かけた。來客中であつたので、二十分ほど待たされた後、大臣室へ入つた。そして扉を開けて入ると、伯が、

「いよう！　はだかで歸つて來るかと思つてゐたら、洋服で歸つて來たぢやないか。」

と出し抜けに言はれたので、私は吃驚した。

「それだけ御存知ですなら、もうなにも申上げる必要はありません。」

と申上げると、伯は、

「いや、よくやつた。よく知つてゐる、なか〳〵痛快だつた。」

と云はれた。

またこの人員增加に關連して、塚本清治は次のごとく語つた。

伯は內務省に事務官を增員されたばかりでなく、その後、外務大臣に轉ぜられてからも、行政科試驗にパスした內務省その他の省の事務官を外務省に採用せられた。これが爲めに特に官制までが改正された如きは、顯著な事例である。

かくの如く伯は行政大臣としても劃期的であつた。又そこに過去の因襲に囚はれざる伯の性格が躍如としてゐる。

五、警察官の大增員と警察講習所新設

伯は衞生局當時から警察に深い興味を抱き、臺灣時代には警察の强化改良に力を用ひたことは旣に述べた。伯の內相となつて、第一に眼を著けたのは矢張り警察であつた。それで每朝警視廳の官吏を官邸に招いて、管內事務報告を聽取した。その時伯に招かれた一人、丸山鶴吉が次のごとく語つてゐる。

伯に對して仕事の上で關係が生じたのは大正五年の終り頃であつたと思ふ。伯は內務大臣に就任された。私はその頃警視廳の保安部長であつた。當時、警視總監は岡田文次氏が任命された。岡田氏は樺太長官から轉任して來たのである。官房主事には佐藤氏が任命せられた。當時は現在とは異なつて警視總監は必ず每朝、首相と內相と

に對して管内の情況を報告に出かけたものである。

伯は非常に警察事務關係に就いては興味を持つてゐられた。殊に現業關係の仕事は既に遞信大臣や滿鐵總裁を經てゐられるのであるから、極めて注意を拂つてゐられた。

内相就任の頃、岡田警視總監が未だ樺太から引揚げて來ないので、取敢へず、佐藤官房主事に對し毎朝、内相官邸に來て說明、報告するやうに命ぜられた。

伯は初めて警察關係の事項を聽取せられるのである。さうして歴代の大臣がさうであるやうに、伯も初めて警察事務を見られるに當つては、警察に聞けば何事でも分ると考へてゐられた。

それで佐藤官房主事を招致して、いろ〳〵質問されたが、佐藤君は一つも答へられない。といふのは佐藤君も亦來任後、日尚ほ淺くして警視廳の事務には通曉してゐなかつたのである。

一日、私に來て吳れと云はれた。私は警視廳に長らく勤務してゐたので、事情には可なり通じてゐた。それで伯の質問に出來るだけ詳しく御答へ申上げた。すると伯は「君、毎朝來て吳れ」と云はれる。そこで、私は岡田警視總監が著任されるまで毎朝出かけて行つた。

毎日々々伯から警察關係の事項に就いていろんな質問を受ける、それで私は「警察はそんなになにもかも分るものではありません。若し何でもかでも分るやうに徹底的にしらべることにすれば、それは探偵政治になります」この私の言葉に對して、伯は非常な興味を感ぜられたらしく、「それは尤も千萬のことだ、本當に君の云ふ通りだ」と共鳴された。

單に日々の報告を聽くのが伯の目的ではなかつた。かくして伯は帝都の治安の如何に保たれつつあるやを知るとともに、果して當時の定員の警察官を以て、その職務を遺憾なく實行し得るや否やを見んと欲してゐたのであつた。

さうして伯の得たる結論は、警察官の待遇改善と、人員の大擴張の必要とであつた。

當時警視廳管下の警官がいかなる狀況にあつたか、而していかに改善の必要に迫られてゐたか、「警察消防改善要綱」なる文書のうちに、左の如く誌されてゐる。

警視廳ニ於ケル外勤巡査（駐在勤務巡査ヲ除ク）ノ勤務方法ハ隔日勤務制ニシテ、各巡査一日ノ勤務時間ハ、警邏八時間立番八時間、外ニ戶口查察、臨檢視察並文書簿册整理ノ爲少クモ二時間ヲ要スルヲ以テ、合計十八時間ノ實務ニ服シ、休憩時間トシテハ僅ニ六時間ヲ餘スノミ。而モ此ノ休憩タルヤ繼續的ニ行フニアラスシテ、僅ニ一時間宛斷片的ニ行フニ過キサルヲ以テ、著シク休養ノ效果ヲ減殺ス。

加フルニ帝都警察事務ノ繁劇ナル他府縣ノ比ニアラサルカ故ニ、晨ニ勤務ニ就ク者夕ニ至リ既ニ心身ノ疲勞ヲ覺エ、更ニ深更ニ及ンデ殆ンド困憊ノ極ニ達ス。（中略）

或ハ曰ク。警視廳ニ於ケル外勤巡査一日ノ勞務ノ過大ナルコトハ何人モ之ヲ認ムト雖モ、隔日勤務制ニアリテハ翌日ニ於テ全然一日ノ休養ヲ享ク、以テ其ノ疲勞ヲ囘癒スルヲ得ヘシト。之レ其ノ一ヲ知テ其ノ二ヲ知ラサル者ノ言ナリ。

今試ミニ二三先進文明國ニ於ケル巡査勤務方法ヲ見ルニ、英國倫敦ニアリテハ、三部毎日勤務制ニシテ、一日ノ勤務時間ハ八時間ナリ。佛國巴里ニアリテハ、同シク三部毎日勤務制ニシテ、六時間毎ニ更代スルヲ以テ、一日ノ勤務時間三部中ノ或一部ハ十二時間ニシテ、他ノ二部ハ六時間ナリ。獨國伯林ニアリテハ、隔日勤務制ニシテ、警視廳ト同一制度ナルモ、實務ニ服スル時間ハ十二時間ニシテ、其ノ他ノ十二時間中六時間ハ、三時間宛二度ニ睡眠ヲ許シ、他ノ六時間ハ豫備トシテ警察署內ニ休憩セシムト云フ。（中略）

今ヤ我邦興國ノ氣運ニ際會シ、萬般ノ事日ニ月ニ變轉窮リナク、社會ノ秩序民衆ノ慣習亦容易ニ整頓セス。隨テ警察事務ハ之ヲ先進國ニ比シ寧ロ繁劇ナルモ、決シテ閑散ナリト言フヲ得ス。而モ前陳ノ如ク巡査定員寡少ナルニ、加フルニ過度ノ勤務ヲ以テス。之レ所謂難キヲ人ニ責ムルモノニシテ、其ノ結果タルヤ久シカラスシテ心身疲憊、能率減退シ、諸般ノ勤務形式ニ流レ、法ノ執行緩慢且不確實トナリ、其ノ甚シキハ虚僞ニ陷リ、所謂免レテ恥ナク罰セラレテ悛ムルヲ知ラス、監督愈嚴ニシテ非行益〻多ク、遂ニ自暴自棄ノ境ニ沈淪スル者ナキニアラス。洵ニ長大息スヘキナリ。左ニ掲クル巡査懲罰表ヲ一見セハ、思半ニ過クルモノアラン。

年次	免職	罰俸	呵責	戒告
大正元年	二六四	一、八四六	四五	
二年	二〇二	二、三二〇	七五	六、二一七
三年	二〇四	二、三八八	八一	七、三五八
四年	一一四	一、七二八	五七	五、二七六
五年	一三三	一、七〇四	四〇	五、八一〇

要之、警視廳ニ於ケル巡査勤務方法ヲ改善シ、巡査ノ活動ヲシテ活氣アリ彈力アリ、大ニ其ノ能率ヲ進メ、且ツ勤務ニ誠實勤勉ナラシムルコトハ、帝都警察ノ缺陷ヲ救フ所以ノ途ニシテ、最早一日モ忽ニスル能ハサルナリ。是ニ於テ乎次テ起ルヘキ問題ハ巡査定員ノ增加ナリトス。現時警視廳ニ於ケル巡査定員並巡査一人當人口ハ左ノ如シ。

	人口	巡査	巡査一人當人口
市部	二、二八一、四二一	四、一二八	五五二
郡部	一、一八五、三四六	一、一四九	一、〇三〇

今試ニ二三ノ先進國ニ於ケル巡査一人當人口數ヲ見ルニ、左ノ如クニシテ、警視廳ニ於ケル其レト比較シ其ノ懸隔大ナルヲ知ルヘシ。

倫敦	二五四人

巴里	三五八人
伯林	三二四人
維納	三四二人

（中略）次ニ考慮スヘキハ巡査ノ待遇ナリ。現時警視廳ニ於ケル巡査俸給平均額ハ十八圓ニシテ、宿料平均額ハ市部三圓五十錢、郡部二圓五十錢ナリ。外ニ被服並ニ帶具ノ給與ヲ享クルト雖、現今帝都ニ於ケル物價家賃其ノ他ノ實情ニ照シ、獨身者ハ暫ク措キ、苟モ家族ヲ有シ獨立ノ生計ヲ營ムモノニアリテハ、其ノ生活ヲ維持スルコト甚困難ノ狀態ニアルハ何人モ認ムル所ナリ。

かくして伯は、警視廳創設以來初めての大擴張をなすべく決心した。このとき伯の命を受けて、その衝に當つた山縣治郎は、次の如く語つた。

當時における警視廳の巡査の總員は六千人であつた。これでは到底帝都の治安を維持する事が困難であるといふので、伯は、「六千人の警官を一萬人に増員しよう」といひ出された。同時に、「國庫の分擔金十分の四を十分の六に増額せよ」と伯は提議された。

そこで私は伯の御意見に對し「伯は内務大臣であるから、單に帝都の警官を増員する事だけを考へず、六大都市のことも考慮に入れて頂きたい。六大都市の分擔金は神奈川、京都の如きは十分の四である。その他の各縣では十分の三である。ですから警視廳を十分の六とし、或る縣は十分の四、乃至十分の三といふ案にしたら如何でせう」と申上げると伯は「その案は尙ほさらよい」と云はれた。

かくすれば經常費において實に千萬圓以上の増額になるのだ。それで先づ、帝都に實施し、然る後、地方に及ぼすといふ段取りにして、大藏當局と折衝を開始した。事務的交渉では到底解決せぬ。すると伯は「君、大藏大臣

の處へ行つて話して來い」と命ぜられたので、私は藏相の處へ出かけて政治的折衝を開始した。同時に私は「伯からもどうか、首相にお話し願ひたい」と申上げると伯は「ウン承知した」との事である。私は大藏大臣に會つて話して、漸く帝都に關する部分の經費だけは支出して貰ふことになつた。

六千人を一萬人に增員するといふことは、警察力の稀有の充實であつた。直ちに巡査の補充を增して行つた。この補充に著手して間もなく例の米騷動が勃發した。この時は帝都の治安維持の爲めに、巡査を十分に活動せしめることが出來た。若し增員してなかつたならば、恐らく警官諸君は奔命につかれてしまつたかも知れない。

玆に伯の先見の明が輝いてゐたのである。

この警察官の增員については、昭和十年六月、內務省警保局の一事務官は、「伯の內相時代の警官增員は記錄破りであつた」と前置きして、詳細なる數字を擧げて、次のごとく語つてゐる。

伯の內相時代において實に二回にわたつて警官の大增員が行はれてゐる。第一回の增員は即ち大正七年三月であつて警部補二十人、警視廳巡査五百七十八名の增加を行うたものであり、更に同年七月三日には警部補二百十九人、警視廳巡査二千三百八十人の增加を斷行したのであつた。而して更に伯は震災內閣の內相時代においては二千人の警官を增員してゐる。その後今日に至るまでかかる大掛りの增員は行はれてゐない。その後行はれた增員はいづれも小規模であつて、大正十年の千六百名、昭和二年の五百名、昭和七年の百五十名、昭和八年の六百名であつて、伯の內相時代の警官增員は數字において斷然、他者の追隨を許さぬものがある。

警察官吏の大增員を敢行し、さらに增俸をも實行した後、伯はその內容の向上を圖らんがために、警察講習所を新

設した。

由來警察官の養成機關は、明治三十二年九月から三十六年三月まで、政府事業として警察監獄學校なるものがあつたが、これが廢止されてから後は、私立團體にして內務大臣を總裁とせる警察協會において、警察官の救濟事業や雜誌を發行する傍ら、練習所を大手町の憲兵司令部前に設け、各府縣知事の推薦した警部や警部補を集めて教習してゐた。そこでその事業を政府の事業に移し、場所も建物もそのまま使つて警察講習所としたのである。生徒は全部で二百名、やはり各府縣知事よりの推薦者を收容し、學科を始め犯罪搜索、法醫學、衞生學、電氣瓦斯等の取扱に關する高等學術と、實務の教授並びに運用を研究させ、一年で卒業することとした。

尤も伯は、大正七年四月二十三日を以て外相に轉任したから、この講習所の新設と警察官の第二次增員とが表面に現はれたのは、後任者たる水野內相の時代であつたが、その一切は伯の手によつて準備せられてゐたのである。

六、都市計畫法

それは伯の在任中には實現しなかつたけれども、伯が基礎を置いたために、次の時代に生れたのが、都市計畫法と市街地建築物法とであつた。それが近代都市計畫的立案の起源であつて、後に伯が東京市長として又、帝都復興院總裁として、直接當面の實施者となつたのである。

問題の起りは、大阪市に對し、從來東京市に適用してあつた市區改正條例を準用しようとした際、伯は、單に大阪市に改正條例を準用するに止めず、日本の都市計畫を樹立しなければならぬと力說した。これが動機となつて都市計

畫法が制定せられ、市街地建築物法が生れたのである。伯の命を受けて都市計畫法起草の衝に當つた池田宏は、これについて次のごとく語つた。

都市計畫の調査費を初めて豫算に計上し、これが議會を通過したのは、全く後藤伯のお蔭であつた。それは寺内内閣時代のことである。

追加豫算として二萬五千圓を議會の終る頃に要求するといふ騒ぎであつた。「今頃になつて追加豫算を出したつて駄目だ、なんといふ無茶なことをなさるのだらう」と、内務省内でもウワサした程であつた。しかし伯はそんな風評に對しては一向平氣であつた。

山縣治郎氏を大藏省へ交渉に差し向け、とう〱議會の終りがけにこの豫算が承認された。實にきわどい藝當であつた。

この豫算が認められた爲めに、初めて都市計畫委員會が成立し、これに依つて都市計畫法が施行されることになつた。勿論、この委員會の成立するに先立つて、伯は外相に轉ぜられたけれども、かかる意味に於いて、伯は都市計畫法の恩人である。

この都市計畫調査會の官制は次の通りであつた。

一、都市計劃調査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ都市ノ衛生警察經濟交通其他都市計劃上必要ナル事項ヲ調査審議ス
一、調査會ハ都市計劃ニ關スル事項ニ付關係各大臣ノ諮問ニ應ジ又ハ關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
一、調査會ハ會長一人委員二十四人以内ヲ以テ組織ス
前項定員ノ外必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

一、會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ委員及臨時委員ハ關係各廳高等官ノ公職ニ在ル者ノ中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

一、調査會ニ幹事及書記ヲ置ク

さうして都市計畫法全文三十三條が法律第三十六號を以ていよ〳〵公布せられたのは、大正八年四月五日であつて、その第一條に、

本法ニ於テ都市計劃ト稱スルハ交通、衞生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ、又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設ノ計劃ニシテ、市ノ區域内ニ於テ、又ハ區域外ニ亙リ施行スヘキモノヲ謂フ。

と規定し、この法律の有する近代文化的價値を表現し、その都市計畫區域の決定に就いては、「關係市町村及都市計劃委員會ノ意見ヲ聞キ主務大臣ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」(第二條)と規定せられ、都市計畫委員會に就いては別に勅令を以て定められたのであつた。

水野錬太郎も昭和五年四月十日、日比谷公會堂において開かれたる故伯一周忌の追悼會において都市計畫法に言及して曰く。

大正六年に伯は第一次内務大臣となられたのでありますが、當時私は其下に次官として職に在つたのでありますが、伯は都市計畫と云ふ事に付きましては最も深く意を致されまして、伯の在職中に都市計畫法なるものが制定せられたのであります。伯が内務大臣として第一に考へられた事は、帝都の改善建造と云ふ事であつたのであります。更に又其昔に遡りますれば、帝都建造の動機は、伯が曩に臺灣に於て民政長官として新領土經營の事に當られた時に始まつて居るのであります。明治二十七八年戰役後臺灣を領有しました當時に於きましては、臺灣の諸都市は極めて亂雜荒涼の地であつたのであります。伯が民政長官として赴任せられまするや、第一に是等の諸都市を改造し文明都會となすの必要を認められまして、

臺北を始めと致しまして交通、衛生、美觀の點より都市の完全なる計畫を立てられて、それが實現せられて今日の立派なる文明的都市が建設せられたのであります。此經驗に基きまして伯は東京市の建設と云ふ事を胸中に藏せられて居つたのであります。

以て伯と都市計畫との深き因緣を察知するに足るであらう。

七、救護課の新設

伯の政治に對する關心が、救貧と防貧とに出發したことは、既に衛生局時代の章下に於いて細說した。

いま內相となるに及んで、伯の注意は、當時次第に險惡となりつつありし社會世相に注がれ、從つて社會政策を擔當すべき特別なる局課の必要に拂はれた。

大正六年七月二十日、法律第一號を以て軍事救護法が公布せられ、該法に關する施行令が同年十月三十日勅令第二百六號を以て施行せられたのは、伯の社會政策的立法への第一著手をなすものであつた。

該法律はその第一條に規定する如く「傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ救護ス」るにあつて、歐洲大戰といふ社會的一大變動の波に對應する爲めには、是非とも必要缺くべからざる社會的意義を有する法律であつた。さうして救護の手續は施行令第一條に規定する如く「救護ハ救護ヲ受ケムトスル者ノ出願ニ因リ住所地地方長官ニ於テ其ノ許否ヲ決定ス」といふのであつた。

そこで伯はこの事務を取扱ふべき專任の官吏を內務省に置くとともに、此等をしてこの軍事救護法より更に廣汎なる社會政策の衝に當らしめんとした。

その結果、伯は今日の社會局の淵源をなすところの救護課といふ新しい課を、内務省内に設置した。これがやがて「社會課」となり、更に「社會局」に擴大せられ、今や「社會省」すら新設されんとするものの濫觴である。前田多門は左の如くに語る。

更に伯は後年、社會局といふ一大機關の起源となつたところの救護課を内務省内に設置された。當時、軍事救護法が出來てゐたのであつたが、この事務は地方局の府縣課の片手間の仕事として二、三名の屬官が取扱つてゐた。これではいけないと云ふのでこの事務を獨立の課で取扱ふ事とし、社會課といふ名稱を與へようといふ事になり、後藤伯は大いに乘氣であつた。ところが寺内首相に話されると、首相は「役人が社會なんて言葉のついた課で働くといふ事は以ての外だ」と反對されたので「救護課」といふ名稱で事務を取扱ふ事になつた。ところが米騷動が起つた時に、この課の名稱は「社會課」と改められ、後に社會局となつたのである。

八、言論取締

當時内相として伯の苦心したことの一つは、言論取締の問題であつた。

蓋し寺内内閣の成立した大正五年より翌六年に掛けては、日本に於ける社會思想の轉換期であつた。一方には戰時の好況より來る社會運動の擡頭あり、他方には歐米各國に於ける民衆解放運動の影響あり、自然我國に於ける思想界は急激に變化し、從つてこれが取締りの責任者たる内相として、伯は容易ならざる困難を經驗しなければならなかつた。殊に社會一般の民衆的大潮と、首相寺内並びに元老山縣の保守思想との中間に介在して、伯の立場は、相當に苦

しいものであつた。

伯は言論の取締りに就いては、常に檢閲の衝に當る人達に對し「大處高所から判斷しなければいかぬ」と口癖のやうに訓へてゐたのであるが、この訓へに接した部下の人々には、その限界が判明せぬので困惑した樣子であつた。

言論、思想の取締りに就いては、寺内首相は全然、伯の措置に一任してゐた。「寺内元帥傳」のなかに、永田秀次郎の談として、次の如き一節が掲げられてゐる。

言論取締に就ても伯は自ら「是れは發賣禁止に附すべきものである」と思はれたことでも、之が當面の責任者である警保局長が「是れは默許しなければなりません」と言へば、先づ「内務大臣は」と尋ねられた。而して若し内務大臣の承認のあつたものであつたならば、「此等は卽ち内務大臣の責任に屬するものである。然るに内務大臣が取締上不問に附して善いと云ふならば、如何に私が總理でも徒らに干渉すべきものでない」といつて許可せられた。

その頃から、我國にデモクラシーといふ民本的思想を現はす新しい言葉が流行し初めた。その對策に就いても、伯は伯獨自の立場からこれを解釋し、取締つてゐたが、元老山縣は事態を憂慮して、寺内首相へ取締りのより嚴重ならんことを督促すると云ふ有樣であつた。

當時を追想して永田秀次郎は次の如くに語つた。

山縣さんが寺内首相へ電話をかけてよこされ、「寺内内閣の思想取締が寛大すぎる」と非難された。首相もこれには大變閉口してゐられた。それで二度ぐらゐ山縣さんをお訪ねしていろ〳〵説明申上げた事がある。山縣さん

をお伺ひしようとした際、伯から特に「山縣さんが理解、納得されるやうに說明せよ」との命もあつたので、自分はいろ〳〵考へた結果、エロ取締りの限界が頗る問題であつて、その限界を定める事が困難である事を實例に依つて說明するが一番よいと考へて、これらの實物を持參して詳細に說明した事がある。

寺內內閣の頃、デモクラシーが流行し始めた。後藤さんは寺內首相に度々このデモクラシーの說明を行つてゐられた。私も山縣さんに「デモクラシーの講義」をした事がある。その結果、入江貫一君が逆に山縣老公からデモクラシーの說明を聽かされたといふ珍事も出來した。

さらでだに保守的で新聞人と肌の合はぬ寺內である。それが天成の新聞人ともいふべき大隈の後を襲うて首相となつたのであるから、寺內が新聞界雜誌界に人氣のよからう筈はなかつた。であるから伯も亦、言論機關との關係に於いては、人一倍の苦勞をしたわけである。

九、內務省の豐年

伯は衞生局技師時代から、豫算を取る一種の妙技を持つてゐたことは旣に述べた。

いま內相として伯を迎へるとともに、俄然として內務省の豫算が增加し出した。それは會計課長の山縣治郞がいつたやうに、「內務省の豐年」であつたのである。

伯が當時最も痛切に感じたことは、一般物價騰貴に伴ふ官吏增俸の必要といふことであつた。

前揭「大正七年度財政計劃ニ對スル私見」と題する一文のうち、當時の驚くべき物價騰貴の趨勢に鑑み、「一定ノ

俸給ヲ以テ衣食スル官吏」に對しても相當の增俸をしなければ、「啻ニ其ノ生活品位ヲ維持スル能ハサルノミナラス精神上ノ惡影響ヲ及ホシ、行政上ノ百弊玆ニ其ノ端ヲ發シ、且官界ニ人材缺如スルニ至リ、事務ノ荒怠ヲ來スノ虞アリ」となし、特に「下級官吏及特殊官吏ニ對シ總額約一千萬圓ノ增俸增加ヲ行フコト」を主張してゐる。

かかる見地に立つて、伯は强硬に豫算の獲得に努めたのであつた。地方官吏のうち郡長、警視の優遇案は遂に伯の奮鬪に依つて實施されたのみならず、これが導火線となつて、後には一般官吏の增俸も斷行されるに至つた。

山縣治郎は次の如く語る。

後藤伯は豫算を閣議で餘計に獲得する事に努めて下さつた。多く豫算を貰ふ爲めには實によい大臣であつた。獨創的且つ天才的に新しい提案をされる。それから又、若い人の云ふ事でも、老人の云ふ事でも、よいといふ事になれば直感的に贊成される。そして信ぜられる力も亦實に强烈であつた。

豫算閣議が開かれる時には、私は伯に「事務當局で認めたものは、飽くまで閣議で頑張つて頂きたい」と申上げた。そして大藏省の查定意見に就いては、閣議の前日に、私は內務省側の見解を拔書にして伯にお渡しした。閣議の日には必ず私は祕書官室で待機してゐた。すると伯は、便所へ行かれるときとか、食堂へ行かれる時とかに、私の許へ來られて、「あの件は大丈夫だ、時にこれはどうだ」と訊されるので、逐一說明すると伯は「よし分つた」といつて又閣議の席へ臨まれて、奮鬪されたものである。

それで、時の法制局長官有松英義さんが時々私の處へやつて來て「君はなにしにやつてきた、何か內務省に問題があるのかネ」と云つて、早く歸れと云はぬばかりにひやかされた事もある。

私は伯に對して地方官の優遇案を建議した。その優遇案の內容は、知事のうちから親任官九人、部長級から勅任九人といふのであつて、六大都市並びに北海道、福岡の各府縣知事及び警視總監を親任とし、その地位は內務次官の上席とするといふのであつた。又、各府縣に指定事務官一名であつたのを三人に增員し、警視も東京、大阪だけであつたのを、各府縣に一名づつ置くことにした。

更に郡長、警視の優遇案を持ち出した。卽ち郡長の平均給千二十圓、警視の平均給八百圓であつたものを前者は千五百圓、後者は千二百圓にするといふ提案であつた。ところがこれに對しては、各省間の權衡を失するといふ非難が起つた。それで私は郡長、警視に相當する官等である典獄（司法省關係）司稅官（大藏省關係）の過去二十年間の待遇の變遷を調査した處、典獄は千三百八十圓、司稅官は千三百五十圓であつた。それで右の理由を强硬に主張して、とう〳〵郡長、警視の優遇案は實現する事になつた。

その後間もなく物價騰貴の影響で八年に一般增俸が行はれたので、內務省は實に豐年であつた。

伯は內務省へ來られた時、「內務省はひからびた梅干である」と批評せられたのであつたが、伯が來任されてから、間もなく內務省は非常な豐年に惠まれたのであつた。蓋し空前の大豐作であつたのだ。

第四節　第三次鐵道院總裁

一、綱紀振肅の訓示

伯は三度び總裁と爲つて鐵道院に歸るや、直ちに痛感したことは從業員の精神的弛緩であつた。嘗て第二次桂内閣當時、赤革のゲートル姿で、全線を行脚して鼓吹したる鐵道氣質は、今果して奈邊にあるか。頻々として起る列車事故と、殊に黨弊の漸く國鐵上下に浸潤せんとするとは、伯を最も痛心せしめた。

交通業者は一國國民生活の命脈を握るものである。若し此の間、精神の弛緩と、政治的偏倚と、勞働運動的煽動の入るあらば、その國家全體に及ぼす危險果して幾何ぞや。伯は思うて玆に至り、一大警告を全從業員に與ふるの急務なるを痛感した。

故に伯の就任第一著手の施設は、院内の綱紀肅正であつた。

卽ち伯はまづ鐵道技監を復活し、鐵道巡察課を新設した。すなはち大正五年十二月九日、勅令第二百四十一號を以て技監設置の件は公布せられ、長谷川謹介が技監に任命せられた。また巡察課は、鐵道院事務分掌規程を改正して、これを總裁官房内に設置する事とし、（一）制度及び施設の巡閲監査（二）業務施行の實況監査を取扱ふ事とした。

この新施設に就いて、伯は當時左の如くに語つた。

近時我鐵道現業從事員の風紀弛緩頽廢せるものあるを耳にするは甚だ遺憾とする所にして、過般青森縣下に起れる列車衝突事件の如き、全く風紀の頽廢に基因するものなれば、近々技監掌理の下に鐵道巡察制度を設け、鐵道技術及び運輸上の知識經驗あるものを巡察官とし、全線に亙りて從業員に對する巡視監督の任に當らしめ、以て職員の風紀振肅を圖る方針なり。而して技監は此等巡察官を指揮すると同時に、總裁の顧問として技術の調和を圖るものにして、余の前任者は技監制度を不必要となせるも土木、建築、電氣並に運輸上の技術等各專門的の技術の進歩に從ひ、之が調和と統一とを圖るは、其專門的に分るゝ程必要なり。卑近の例を引けば、先年新築の京都驛と東京驛との比較は如何。前者は技術專門家と運輸實際家との意見を調和し、後者は全然技術專門家の設計に成れるにあらずや。故に技監としては單に技術上のみならず實際の運輸事務に精通せしものを擧げ、此調和を圖らざるべからず。其効果に至つては後日の實績に徵して批評を乞はんと欲す。（大正五年十二月十日大阪毎日新聞）

その頃の鐵道院内の空氣は確かに弛緩してゐた。その證左とも見るべきは、十一月二十九日午後十一時五十分、東北本線古間木驛における列車衝突事件であつた。死者二十九名、重輕傷者百八十餘名といふ一大慘事を惹起したのであつた。この慘害の原因は、全く一從業員醉餘の失態に基くことが判明した。この事件の爲め、伯は總裁としての責任を痛感して、進退伺を出したほどであつた。

かかる弛緩的業務狀態を斷乎肅清しようと決意した伯は、先づ前記の如く官制を改革し、更に進んでは所管職員に對し、十二月二十二日左の如き秋霜烈日的訓示を與へた。

本官乏を鐵道院總裁に承くること前後三回、常に鐵道業務の振肅を以て念となす。顧ふに鐵道の業務たる、其の

事直に乘客貨物の安危通塞に關し、一部の全體に於ける脈絡系統亦極めて密接なるものあり。從て一部分擔の業務なりとも、其責任固より至重にして、一に誠心誠意を主とし秋毫の輕躁荒怠を容さず。今や全線に亙れる鐵道從業員の總數十一萬餘人を算し、線路益〻延長して業務愈〻繁劇を加ふ。其間に處する固より才能技倆に待つ所多しと雖、各自其責任の重きを自覺し、品性を磨き規律を守り、誠意以て其事に從ふに非ずむば、全線の業務をして敏捷確實能く中外の信賴を完うせしむるに難し。各自深く思を此に致し、一誠以て其業務に當り、自己の事を處理するの懇切を以て其職分を竭し、苟も其分擔の範圍に於て自己即其の事に總裁たるを以て任となし、全線の從業員齊しく是の心を以て打て一團となり、緊張檢束相勵まし相戒め、以て生新の氣を鼓し、愈〻業務の肅正振張を圖るべし。今回巡察課を本院に設置したるは、固より制度施設の適否を稽へ、業務執行の實狀を審にするが爲なりと雖も、又實に此に鑑みる所あり、全線に亙りて各部の調和を圖り、負擔の權衡を保ち、以て些の徒勞なからしめ、兼て實地の指導を適切にし、業務の難易を察知し、中央並各部をして情意能く疏通し、阻隔壅塞の憾なからしめむとするの主旨に出づ。從業員の遍く此の意を諒とし、皆能く其責任を重じ、益〻策勵努力せむことを望む。

更に翌二十三日、全國各線の各驛從業員十一萬人に對し、ほぼ同樣の訓示を發した。

一方に於いて斯くのごとき訓示を試みるとともに、他方に人事の異動を行つて、人心の緊張を圖らんとしたる伯は、その翌年匆々、病餘の古川副總裁を罷めて、中村是公をもつてこれに替へ、更に局課長多數の任免を斷行して、意氣を振作することに努めた。

二、運輸激增と從業員優遇

當時は歐洲大戰の結果、日本國內に空前の好況の展開したる時であつて、それが如實に反映してゐたのは鐵道であつた。

その頃の國有鐵道の飛躍的發展を最も雄辯に物語るものは、大正元年と大正六年との左記統計である。

	旅客延人哩	貨物延噸哩	平均營業哩	貨物	平均營業一哩ニ對スル旅客人員	平均營業一哩ニ對スル貨物噸數
大正元年度	三、六二七、九〇一、六二〇	二、六九二、一三七、七八三	五、〇九七、九	五、一三九、八	七二三、〇〇〇	五二四、〇〇〇
大正六年度（推定）	四、二九三、〇一三、〇〇〇	四、三二五、六一四、〇〇〇	五、八六三、二	五、九二一、九	七三三、〇〇〇	七一四、〇〇〇

この運輸の大激增は、鐵道設備の不足と爲つて現はれ、滯貨は全線に山積し、客貨車は修繕の時間も足らざるまで酷使せられ、從業員は晝夜兼行の奔命に、殆ど疲勞困憊した。

これに關して伯が、しきりに綱紀振肅を訓示し、從業員懸命の努力を奬勵したことは、前項にこれを述べた。しかし伯は單に言辭を以て、下僚を督勵するだけではなかつた。一方においては、設備の大改良を實施し、鐵道に於ける未曾有の大豫算を編成してその急を救ふとともに、他方においては從業員の給與を增加し、その生活を安泰ならしむることを忘れなかつた。

大正五年末に行はれた記錄破りの多額なる年末賞與は、その一例である。それは例年に比し一躍、二割增といふ高率であつた。

十二月十二日附の大阪朝日新聞は、この喜びを左の如くに報道してゐる。

どの驛へ行つて見ても上は驛長から助役、下は驛夫から掃除夫、注油夫、ポイントマンの端々に至るまで馬鹿に元氣がよくて莞爾々々してゐる。此の理由を聞けば何れも九日付で貰つた今年の年末賞與が例年に比して宜かつたからで上等の部が月給の一箇月半、下等の部でも一箇月分は缺けてゐない。つまり例年とは二割方多い譯で唯身分のよい幹部連がその割に一寸屆かなかつただけである。といつてコレとて例年に比べれば惡くはない。斯う全體に賞與の多かつたのは今年の鐵道益金が例年より約二百萬圓も增したからで、特に現業員の方を宜くしたのは今年の總裁が現業員贔屓の後藤男爵閣下であるからだと若い車掌達などは無性に閣下を難有がつてゐる。何でも大演習で九州下りの時總裁が神戸に這入るとフロツクを急に總裁の制服に著換へて大黑座に馳せつけ、集まつた多くの現業員に親愛主義だの家庭的活動だのと現業員喜ばせの演說をしたのでスツカリ心醉して總裁は閣下に限ることにしてしまつた矢先の賞與の增加だから、愈閣下でなければならぬことになつたのだ。

三、鐵道豫算の根本策

伯は寺內內閣の財政一般に關し、種々の獻策を首相に試みたのであつたが、殊に鐵道豫算に關しては深き關心を持つてゐた。伯はこの運輸激增の好機運に乘じ、鐵道公債の根本策を樹立し、進んで建設改良の基礎的計畫を實施せんとした。

伯はこの思想に基き、鐵道豫算に關する根本方針を指示するところの覺書を作成した。その覺書の內容は、

一、鐵道特別會計ノ精神ヲ發揮シ、十全ノ計畫遂行ヲ期スルコト。

一、特別會計ノ許ス範圍內ニテ、一般會計財政ノ妨無キ限ニ於テ、極メテ有利ノ施設卽チ建設改良ノ經費ヲ支辨スル爲、公債ニ資力ニ仰クコト。

一、廣軌制準備ヲ廢シ、狹軌舊制ニ復スルノ閣議ヲ改メラルヘキ事。

一、廣軌制準備費六千餘萬圓ハ之ヲ認メ、年度割ニ定ムヘキ事。

一、建設費改良費總計ヲ認メ、提出ノ年度割ニ隨テ公債募集ノ案ヲ認メ、財政上應募ヲ期シ難キノ秋ニ際シテ、工事ヲ中止スヘキ事。

といふのである。而して伯は、この公債政策の具體案については、森本邦治郞理事をして鐵道公債發行に關する研究を爲さしめたのであつた。森本理事の報告內容は左の通りである。

政府ハ現今ノ金融ノ狀況公債發行ニ利便ナル時ニ於テ、大ニ事業公債ヲ發行シ、其資金ハ一時之ヲ聯合交戰國ニ貸付スルノ方針ヲ採リ、之カ運用ニ依リ、現下ニ在リテハ大ニ輸出手形買入爲替資金ヲ潤澤ナラシメ、輸貨ノ膨脹ヲ抑制シ、而シテ戰後民間事業萎縮ノ日ニ至ラハ其資金ヲ回收シ、官ノ事業ヲ擴張シ、財界ノ波瀾ヲ輕減スルハ、所謂一擧兩得ノ長策ナリト信ス。左ニ其方法ノ概要ヲ述ヘン。

一、事業公債ノ發行額ハ、金融ノ狀況爲替資金ノ需要並ニ之カ運用ノ損益如何ニ依リ、増減伸縮ノ自由ヲ保有スルカ爲メ、制限ヲ付セサルヲ可トスルモ、輸出超過額ノ半額內外ヲ以テ目途トスルコト。

一、公債ノ發行ニ依リ得タル資金ハ、聯合交戰國政府ニ交渉シ、其短期國庫債券ニ應募シ、戰後每年五千萬圓乃至七千萬圓內外ノ償還ヲ受クルヲ目途トシテ運用スルモノトシ、其利廻リヲ略內債ノ利廻リト大差ナカラシムルコト。

三、前項償還ニ依リ得タル資金ハ、必ス之ヲ生産的ノ事業費ニ充テ、其利益ニ依リ公債ノ利子ヲ支辨セシメ、一般財政ノ累ヲナサザラシムルコト。

而シテ現在官業中能ク前記ノ目的ニ適應スルモノトシテハ、

一、製鐵事業ノ擴張

一、電話交換擴張

一、鐵道ノ建設改良

ノ三事業ヲ擧ケサルヲ得スト雖モ、製鐵事業ノ大擴張ハ、滿洲及朝鮮ニ於テ企畫セル民營事業ノ發達ニ影響スル處アルノミナラス、戰後必ス起ルヘキ鋼鐵價格ノ暴落ハ、其奈邊ニ達スルヤ測ルヘカラサルモノアルヲ以テ、未タ劇カニ其利潤カ公債利子ノ負擔ニ耐ユルヤ否ヤヲ確言スル能ハス。電話交換擴張ノ事業ハ、其利潤ノ公債利子ノ負擔ニ關シ、一般財政ノ累ヲナスコトナキハ明カナルヲ以テ、前記資金ノ若干ヲ之ニ充當スルヲ妨ケスト雖モ、國富ノ增進ニ對シテハ極メテ間接ノ事業ナルヲ以テ、對外債務ヲ償却シ得ヘキ資金、卽チ外資ニ均シキ資金ヲ以テ、之カ大擴張ヲナス。尙深ク考究スヘキモノアリ。獨リ帝國鐵道ノ建設改良ノ事業ハ、

一、鐵道會計ハ自營ヲ主義トシ、其負擔セル公債及借入金ノ利子ヲ支辨シ、尙每年貳千萬圓以上（大正五年度ハ參千貳百餘萬圓）ノ益金ヲ擧クルノミナラス、逐年其額ヲ累加スルノ實況ナルヲ以テ、事業擴張ノ爲メ、現時直チニ數億ノ負債ヲ增加スルモ、一般會計ノ累ヲナスノ憂ナシ。

二、鐵道ノ事業ハ巨額ノ資金ヲ消化シ得ルヲ以テ、鐵道公債發行額ハ能ク現下所要ノ爲替資金ノ需要ニ應スルコトヲ得。

三、鐵道ノ建設改良事業ハ、土木業ニ至大ノ關係ヲ有スルノミナラス、其需要スル物品ハ多種多樣ニシテ、各種鋼鐵銅材料ノ製作、竝ニ各種機械製作工業、電氣ニ關スル各種工業、セメント、煉瓦、木材、石材、織物、車輛、造船等ノ諸事業ニ密接ノ關係ヲ有スルヲ以テ、戰後民業萎縮ノ際ニ於テ之ニ資金ヲ投下スルハ、財界ノ救濟上效果ノ普遍的ナルノミナラス、近時鐵道事

業用品ハ一部ノ原料鋼材ノ外、總テ内地製品ニ依リ需要ヲ充タスヲ以テ、投資ノ大部分ハ内地工業ニ活動ヲ與フルノ利アリ。

四、帝國ノ金融狀態ハ、資金ノ常ニ都會地ニ集注スル傾向アリト雖モ、鐵道建設改良ノ事業ハ、他ノ製造工業ノ類ト異リ、全國ニ分布施行セラルルヲ以テ、其投資ハ常ニ各地方ノ金融ニ利便ヲ與フ。

五、鐵道ノ事業ハ僻陬住民ノ智識ヲ啓發シ、埋沒セル富源ヲ開發シ、各地方ノ眠レル勞力ヲ活動セシメ、富力ノ增進國運ノ發展ニ至大ノ效果アリ。

之ヲ他ノ諸事業ニ比スレハ、前記公債ニ依ル資金ヲ投スルニ最モ適應スルノ官業タリ。而シテ臺灣鐵道、朝鮮鐵道モ各其特別會計ニ於テ能ク公債利子ヲ負擔シ、一般財政ヲ累ハスコトナクンハ、其資金ノ一部ヲ利用セシムルヲ妨ケサルナリ。人或ハ僻陬ノ地方ニ敷設スル鐵道ハ營業利潤ノ薄キヲ見テ、之ヲ非議スルモノアリト雖モ、此ノ如キハ民間投資家ノ見地ヨリ立論スルモノニシテ、鐵道國有ノ本旨ヲ沒却スルノ論議タリ。試ミニ見ヨ、各種產業奬勵ノ爲メ支出スル補助金ハ、直接ニ國庫ニ何ノ收得スル處カアル。國家カ僻陬ノ地方ニ敷設スル鐵道ハ、其目的タル地方ノ拓殖開發ニ在リ。各地ノ眠レル勞力及富源ヲ活動セシメ、國力ノ增進ヲ謀ルニ在リ。營業利潤ノ多少ハ固ヨリ其主要ノ目的ニアラス。然レトモ之ヲ既往ノ實績ニ徵スレハ、敷設當初ニ於テハ收支相償ハサリシモノモ、尙且地方富源ノ開發セラルルニ伴ヒ概ネ拾年内外ニシテ、投資ニ對シ相當ノ利潤ヲ生スルニ至ル。之ヲ產業奬勵ノ爲メニスル補助金ノ、能ク其目的ヲ達シタル場合ニ於テモ、直接國庫ニ利スル處ナキニ比スレハ、鐵道ノ敷設ハ其利益ヲ享ケテ其損失ヲ免ルル產業奬勵金ナリト云フヲ妨ケサルナリ。

四、廣軌案の再調査

伯の名は一時廣軌鐵道と關聯して記憶されたほど、伯はこの問題に熱心であつた。桂内閣時代に、殆ど成るに垂んとして、而して内閣瓦解の爲め果さざりし此の案である。伯は今、三たび鐵道院總

裁と爲るに及び、猛然として廣軌問題に突進した。

内閣の諸政漸くその緒に就いた十二月二十三日午後、鐵道院に登廳したる伯は、技監以下各局長を會議室に召集して、廣軌改築案に就いて意見の交換を遂げた。

その結果、前内閣時代において作成されたる廣軌改築案の再調査を行ふことに決した。當時の工務局長は杉浦宗三郎、工作局長は島安次郎であつた。さうして岡野昇は杉浦の下で働き、森本は經理方面を擔當した。

當時の事情に就き、島安次郎は左の如く語つた。

大隈内閣成立して、仙石貢氏が鐵道院總裁に就任すると共に、廣軌改築の調査に著手された。この調査事項を協議する爲めに、軌幅調査會が構成せられ、その委員には各省次官並びに田中參謀次長、山屋軍令部次長等が參加された。

當時私は廣軌案に對する意見を有し、洋行中に提出したが握り潰されたるものと思惟し、個人としての意見書を新たに作成して提出した。古川副總裁は右の意見書を仙石氏に提出した處、右意見書は院議とならず、參考案として各委員間に配布することになつた。それで私は右調査會の半ば頃から會議に出席することになつた。

當時、仙石總裁の廣軌改築方針は、

一、狹軌のままで改築する場合の經費

一、廣軌に改築する場合の經費

一、右の各個の場合における輸送關係

一、旅客の關係

の各項に就いて調査を行ひ、旅客貨物を運ぶ爲めには、

「第一」、當時の規定に基く規格にて行ふ場合

「第二」線路を狹軌とし機關車貨車客車の車體を擴大したる場合（共同狹軌）

「第三」廣軌の標準として第一回準備委員會における基準に依る場合の經費

「第四」狹軌における車體を擴大するならば更に廣軌において車體を擴大したる場合は如何

以上四つの基準に依る工事の程度及び所要經費、營業費をそれ〴〵調査して四種の案を作成することになつた。

然るにたま〳〵大隈内閣の改造あり、仙石總裁辭任せられ添田壽一氏が鐵道院總裁に就任された。添田氏は仙石前總裁から廣軌問題に關する事務引繼を行ふに當り、極めて簡單に引繼を行つたものの如く、以上四つの案に對する添田氏の見解は「廣軌を採用し、しかもこれに使用する車體は大型のものを用ひる」といふにあつた。添田氏の眞意は右の案を實施する方が利廻り勘定上、得策であると思惟したらしく、更に又かかる大規模な計畫を實現せんとしたのは、外貨を輸入しようとの目論見もあつたからであると稱せられてゐる。しかし添田氏の見解は技術的見地から論ずれば全く「一個の獨斷」に過ぎぬ。のみならず日本の鐵道網の將來を廣汎な立場から考慮せぬ、謂はば極めて認識不足の意見であつた。

かかる案を把持して調査會に臨んだところ果然、論議は沸騰した。依つて私はこの案を説明して、「この範圍内において廣軌へ改築する方針である」との趣旨を述べ、意見書を提出した。委員の一部にはこの説明書を首肯し

たものもあつたが、これを機會に本案の成行きをぼかす氣分も委員會のうちにあつた。
かくて一時本案は停頓の情勢にあつた。
かかる情勢にあつた時に、大隈内閣は瓦解し、寺内内閣成立し、後藤伯は内相兼鐵道院總裁に就任せられ、三度鐵道院に乘り込まれた。
後藤伯は早速、私を總裁室に呼ばれて「廣軌案の成行きが甚だ判明を缺いてをる。聞くところに依れば、途方もない尨大な案も調査會に提出されたやうだが……何んとかして廣軌實現の良方策はないか」と諮問された。これに對し私は添田前總裁へ提示した意見書を差出した處、伯は「これも見方だ、君の考へで行ふとすればドレ程の工事、範圍、經費を要するか調査せよ」と命ぜられた。私は「廣軌案に關して私見を上司に提出すると、反つて本案件は紛糾するから、一切私見の提出を見合はすやうに自分は命令されてゐるが……公式に調査するといふことになると差支が生ぜぬでせうか」と訊すと、伯は「よろしい、君の私見として誰れに話してもよろしい！」と言はれた。依つて私は直ちに意見書を起草して提出した。

五、島の意見書

かくして島安次郎が、伯の手許に差出したのは、次のやうな内容を有する意見書であつた。

一、我國の廣軌を決定する條件はトンネルの高さとその延長と複線相互間の間隔とに依る。明治初年のトンネルは小さかつたがその後はだん〳〵大きくなつてゐる。それでトンネルの延長十四尺以下の分、十五尺以上の分等それぞれ調査し、高さも亦調

査した。（これらのパーセンテージは杉浦が計算した）更に亦橋梁に就いても統計表を作成した。

この結果トンネルの數の二割を除けば八割は歐洲にて使用してゐる廣軌の車體を通過せしめ得る事が判明したから、トンネル全體數の二割だけ擴大工事を施行すればよい。しかもこの二割のトンネルは主として東海道線、山陽線、東北線といつたやうな運輸交通量の多い地點に存在し、これらの地方以外のトンネルは比較的大きく、しかも東海道線、山陽線、東北線等も前記二割のうち極く少數のものを除けば多少狹いけれども大きな車體を通過せしめる事が出來る。從つて三百萬圓位の經費で改築出來る。

複線線路間の間隔も調査したが、當時複線の距離は少なかつた。

二、廣軌に改築する場合は當然、枕木を長くしレール間の距離を廣める事は全國的に行はれなければならぬ。しかしトンネルを掘りかへる事と、橋梁の改築とは軌間問題とは全然無關係である。

三、車輛は廣軌に改築すると同時に、從來の車輛は廢棄する事に、第一回調査の時決定してゐたのであるが、車輛は當時既に舊式になつてゐたから、たとへ狹軌の儘であつても早晩とりかへる必要に迫られてゐる。從つて殊更に取り換へる必要はない。

只、線路の改築は少なくとも何十哩毎、何百哩毎に一時に取り換へないと繼ぎ目が出來、運輸上に支障を生ずる。そして在來の車輛の車輪の位地を變更し、時の經過に伴うて本式に取り換へる。經費もこれ迄投下した建設資金の一割位で十分である。

右の意見の箇條書にしたものを島から受取つた伯は、

『これでよい。』

と承認した。

六、島の具體案

島はその意見書が伯の贊成を得たので、更にこれを具體化する爲め、線路關係は杉浦宗三郎、車輛關係は自らこれ

を調査し、更に自己の作成した説明資料を添附して、再び伯の手許に提出した。

この島案は、從來の委員會案に對し、當時「別案」と稱せられた。今、「廣軌改築ノ基準並ニ其施工ノ順序方法ニ就テ」のうちに採錄せられてある「別案」即ち島案を摘記すれば、左の通りである。

十二、廣軌改築ノ基準並ニ施工方法別案

廣軌改築別案ノ要點ハ左ノ如シ。

一、建築定規及車輛定規各二種類ヲ規定ス。

イ、第一種建築定規及第一種車輛定規ハ、大體ニ於テ狹軌改正案ニ據ル。但シ現場ヲ調査シ其ノ結果ヲ斟酌シテ、多少ノ變更ヲ行フモ差支ナシ。

ロ、第二種建築定規及第二種車輛定規ハ、大體ニ於テ廣軌乙案ニ據ル。但シ多少ノ變更差支ナシ。

第一種建築定規ハ在來ノ建造物ニ適用シ、第二種建築定規ハ新線建築又ハ大改築工事ノ場合ヲ基準トス。

ハ、車輛ハ一般ニ第一種定規ニ據リ、第二種定規ハ特別ノ區間ヲ運轉スル車輛ニ限リ、之ニ據ルコトヲ得セシム。

二、停車場待避側線ハ、貨物輸送量ノ大ナル區間ニ於テハ、長サ一千五百呎乃至二千呎ノ列車ヲ運轉スルニ適スル長サトシ、其ノ他ノ區間ニ在リテハ、一千呎ノ列車ヲ標準トス。

三、軌條ハ大體ニ於テ線路ノ狀況ニ應シテ之ヲ定ムルコトトシ、東海道線ハ百「ポンド」、其ノ他ノ區間ハ七十五「ポンド」、又ハ六十「ポンド」トス。

四、橋梁ハ大體ニ於テ現在ノ儘トシ、間隔狹小ノモノハ之ヲ擴大ス。但シ區間ニ依リ使用機關車ニ對シテ強度ノ不十分ナルモノハ之ヲ架替ユ。

五、車輛ハ自働聯結器ヲ具フ。

六、第一種建設定規ニ依ル改築工事ヲ了シタル區間ハ、其軌道ヲ廣軌ニ改築ス。但シ軌條ハ一時現在ノモノヲ使用スルモ差支ナ

シ。

七、今後新造車輛ハ總テ廣軌トス。

八、廣軌改築ノ進行速ニシテ新造車輛間ニ合ハズ、狹軌區間車輛ニ餘裕ヲ生スルトキハ、新型狹軌車輛ヲ廣軌ニ改造ス。

大要前記ノ如キ工事方法ニ據ルトキハ、廣軌改築ニ要スル費用ハ軌道費、乘降場改築費、車輛新調費、及車輛改良費ヲ主ナルモノトシ、其他ノ費用ハ委員會ノ豫算ニ比スレバ遙ニ少額ノ費用ヲ以テ足ルベキガ故ニ、比較的短少年月ヲ以テ廣軌ニ改築スルヲ得ベク、而モ前記軌條取替工事ハ必シモ軌間變更ト同時ニ、之ヲ行フノ要ナキガ故ニ、特種區間ノ外ハ之ヲ全線改築後ニ讓ルモ可ナリ。

此ノ如クニシテ軌間ヲ改築シタル後ノ廣軌鐵道ハ如何ナルモノナリヤト云フニ、客車ハ獨逸國ノモノト英國ノモノトノ中間ニ位スル寸法ヲ有シ、旅客列車ノ速度ハ類似條件ノ下ニ在ル英國ノ夫ト同シク、貨物列車ノ輸送力ハ略獨逸國ノ夫レト匹敵スルコトトナルベシ。而シテ其後ハ大改築ヲ要スル機會ニ於テ、第二種建築定規ニ據リテ施工スルノ外ハ、徐ニ運輸増進ノ傾向如何ヲ觀望シ、幾十年ノ後果シテ吾人抱負ノ如キ第二種建築定規、即委員會ノ廣軌乙案ニ據ルコトガ有利ナルベキ境遇ニ達セバ、其時ニ至リ初メテ一般ニ亙リテ定規變更工事ヲ行フヲ可トス。

十三、結　論

廣軌改築別案ハ、結局ニ於テハ委員會ノ廣軌乙案ノ基準ニ據ラントスルモノニシテ、永遠ノ後ニハ本案ニヨルモ委員會案ニヨルモ同一ノモノトナルモノナリト雖、其ノ此處ニ至ルノ過程ニ於テ著シク差違アルモノナリ。理想ノ基準ニ到達スル迄ノ間ニ於テ何レノ方法ニヨルガ累計ニ於テヨリ多額ノ費用ヲ要スベキカハ、國運發展ノ過程如何ニ據ルベシ。唯本案ノ委員會案ト異ル要點ハ、委員會案ハ二十五箇年間ニ亙ルノ計畫ナルニ對シ、本案ノ計畫ハ廣軌改築ナル名義ノ下ニ於テ爲スベキ工事ハ、長クモ十年ヲ出デザル期間ニ之ヲ終了シ、其後ニ於ケル運輸増進ニ應ズベキ工事ノ決定ニ就テハ、暫ク之ヲ其際ニ讓リ、斯クシテ運輸數量ニ對スル或然的推測ノ錯誤ニ關スル危險ノ範圍ヲ縮小スルト同時ニ、軌制不統一ノ下ニ於ケル期間ヲ短縮シ、又改築ニ當リ新線ノ布

設ヲ避ケ、且出來得ル限リ現在設備ヲ利用シテ所要ノ工費ヲ減セントスルニ在リ。（後略）

七、閣議稟請案

伯は、島の意見を容れて鐵道院の議を決定するや、次のごとく、大正六年一月十三日附を以て、廣軌改築準備工事に關する閣議稟請案を首相の手許に提出した。

明治四十三年、廟議東京下關間鐵道ヲ廣軌ニ改築スルノ必要ヲ認メ、四十四年度豫算ニ於テ、之カ改築費ヲ要求スルノ議ヲ決スルヤ、同年十月、鐵道院ハ廣軌建築定規ヲ假定シ、爾後施行スル東海道線、山陽線ノ改良工事ハ之ニ據ラシメタリ。所謂廣軌改築準備工事ト稱スルモノ是ナリ。然ルニ衆議院ハ、廣軌改築費豫算ヲ審議スルニ當リ、財政上經濟上重大ナル關係ヲ有スルカ故ニ實行上更ニ愼重ノ調査ヲ加フヘキ希望ヲ表明シ、政府亦之ニ同意シ、該豫算ヲ撤回シ、四十四年四月廣軌鐵道改築準備委員會ヲ設ケ、朝野ノ有力者ヲ擧ケテ委員トシ審議セシメタルニ、該委員會ハ東京下關間ノ廣軌改築ヲ可決報告スルト共ニ、更ニ本州線全部ヲ廣軌ニ改築スヘシトノ建議ヲナシタリ。時會々内閣更迭シ、後繼内閣ハ財源ノ見込立タストノ理由ノ下ニ、同年十二月之カ實行ヲ中止スルニ決シ、尋テ大正二年六月、廣軌改築準備工事ヲモ之ヲ中止スルコトトセリ。

大正三年鐵道ノ建設及改良ニ關スル四年度以降七ケ年ノ計畫ヲ定ムルニ當リ、軌幅問題ヲ決定スルノ要ヲ認メ、鐵道院ハ更ニ院内ニ委員ヲ設ケ之ヲ調査シ、其結果軌幅ノ決定ヲ閣議ニ稟議シ、政府ハ更ニ軌幅調査會ヲ設ケ、各關係省ノ次官其他ヲ以テ委員トシ審議セシメタルモ、遂ニ決定ヲ見ルニ至ラスシテ閉會セリ。

今此間ニ於ケル運輸狀態及改良工事ノ變遷ヲ觀ルニ、國有鐵道ノ運輸數量ハ、國力ノ發展ト共ニ多大ノ增加ヲ來シ、明治四十四年廣軌改築準備委員ノ調査推定セル運輸數量ハ、其當時ニ於テハ寧ロ過大ナリトシテ非議セラレタルモノ、今ヤ反ッテ過少ナリシトノ誹ヲ受クルノ實績ヲ示シ（別表參照）、一面技術上ノ進歩ト相伴ッテ、狹軌ノ儘經營ヲ進ムルトスルモ、將來ノ運輸狀態ニ

適當スル設備ヲナサムトセハ、明治四十三年ニ定メタル廣軌假定定規ト、殆ント同一ノ定規ニ依リ、工事ヲ施行セサルヲ得サル實況トナリ、從ヒテ現ニ施行セル改良工事ハ、跨線橋ノ高サ等僅少ノ部分ヲ除クノ外ハ、軌道ノ中心間隔、橋梁ノ強度、隧道ノ大サ等、主要部分ニ於テ殆ント廣軌假定定規ト差異ナキ設計ニ據ルノ實況ナリ。

謂フニ國有鐵道ノ軌幅ガ早晩廣軌ニ依ラサルヘカラサルハ、單ニ運輸量ノ關係ニ止ラス、之ヲ經濟上軍事上其他百般ノ事情ニ照シ寔ニ緊要ナルノミナラス、事實狹軌トシテ必要ナル工事ヲ施行スルニモ、現在及將來ノ技術ノ進歩ニ適應セシムルニ充分ナラシメムニハ、其設計廣軌ト異ナルコト大ナラサルヲ以テ、或ハ私ニ廣軌ノ準備ヲ爲スニ非スヤトノ疑惑ヲ懷カシムルノ虞アリ。

故ニ此際大正二年六月ノ廣軌改築準備工事中止ノ閣議ハ之ヲ廢棄シ、自今再ヒ明治四十三年十月所定ノ方針ニ依リ、遂行スルヲ以テ國家永遠ノ利益ニシテ適當ノ政策ナルヲ認ム。而シテ之カ爲メニハ、多少經費ノ増加ヲ免レスト雖モ、其額タルヤ極メテ僅少ニ過キス。若シ夫レ主要線ノ改良工事ヲ、從前ノ狹軌建築定規ニ從ヒ施行シ、後日更ニ之ヲ廣軌ニ改ムルノ失費ノ大ナルニ比スレハ、其得失日ヲ同フシテ語ルヘカラサルナリ。依リテ左ノ決定ヲ望ム。

軌道中心間隔、橋梁、隧道、軌道中心ト乘降場擁壁トノ間隔等、他日廣軌改築ノ場合ニ於テ更ニ多額ノ費用ヲ要スルモノハ、之ニ支障ナカラシムル方針ヲ以テ工事ヲ施行スルコト。

右閣議ヲ請フ。（別表略）

この「廣軌改築準備工事ニ關スル件」は、つひに閣議を通過した。ここにおいて伯は、この閣議案をさらに具體的にせる次の「廣軌改築事業ニ關スル對議會方針」を作成して、いよ〳〵來るべき議會に備へたのである。

鐵道軌幅擴築ノ事業ハ、既往ニ於ケル運輸量ノ增進ヲ基礎トシ、推定セル將來ノ運輸量ノ增加ト、軍事上經濟上ノ必要トニ鑑ミレハ、何レノ日カ必ス實行セサルヲ得サル事業ナリト信ス。

右ニ關シ、第三次桂内閣當時卽チ明治四十四年設置セラレタル廣軌改築準備委員會ハ、直ニ廣軌改築ニ著手スルヲ可ナリトスル報告ヲナシタルモ、財政上ノ理由ニ依リ決行ヲ見ルニ至ラス。

爾後技術上ノ進歩及運輸量豫想外ノ增進トハ、更ニ調査ヲ進ムルノ必要ヲ生シ、前内閣時代即チ大正四年ヨリ五年ニ亙リ、鐵道院内ニ委員ヲ置キ調査研究ヲナシ、五年ニハ軌幅調査會ヲ置キ調査ヲ進メタルモ、決定ヲ見ルニ至ラスシテ閉會ヲ見タリ。

想フニ本問題ノ困難ナルハ、將來ノ運輸量ノ推定適確ヲ保證シ難キト、軌幅改築ノ必要迫レルハ、東京下ノ關間ノ如キ大幹線ニ過キサルモ、大幹線ノ軌幅ヲ擴大スレハ、少クトモ之ト連絡スヘキ本州内ノ主要線モ、積替ノ關係上軌幅ヲ擴築セサルヲ得サルト、鐵道ノ普及即チ新線建設ニ及ホス影響ト、財政上ノ負擔トノ四點ニ在リ。

以上ノ困難ニ打勝ツヘキ方法

單ニ枕木ト道床ノミヲ改修シ、軌條ヲ置キ替ヘ、軌幅ヲ擴大シ、現在車輛ノ車體ハ其儘トシ、車軸ノミヲ取替ヘ、車輪ノ間隔ヲ廣軌式トシ、橋梁モ隧道モ停車場モ線路モ、萬已ムヲ得サル最少限度ノ改築、即チプラットホームニ多少ノ改修ヲ加フル等ノ外ハ其儘トシ、第一回ノ改築トシテハ、單ニ軌幅ノ擴大ノミニテ滿足スル新案アリ。此方法ニ於テハ、新ニ要スル材料ハ大體枕木ト砂利ト車軸ノミニ止マル。

此ノ軌幅ノ擴築ニ於テハ、當初ニ於テ車輛ノ積載量增加セス、一列車ノ編成增大セサルヲ以テ、逐次增加スル運輸量ヲ捌ク上ニハ效果少ナキモ、其經費ハ東京下ノ關間ノミナラス、本州全部ノ改築ヲ施行シテ、數千萬圓ノ經費ニテ足ルヘシ。

此改築遂行後ハ、

1、車輪ト車輪トノ間隔增大ノ結果、今後新造スヘキ機關車ノ構造上ニ大ナル利益ヲ得、其牽引力ヲ增大シ、將來列車ヲ大ナラシムル素地ヲ作ル事ヲ得。

2、列車ノ速力ヲ增大ナラシムル事ヲ得。

3、隧道、橋梁、線路、停車場ハ各線毎ニ運輸量ノ增進ニ伴ヒ徐々ニ改良ヲ加ヘ、强大ナル列車ヲ運轉セシムルヲ以テ、運輸量推定ノ誤算ヨリ生スル改良費ノ損失ヲ免レシム。

4、軌幅擴築事業ノ繼續期間三年内外ニテ足ルヲ以テ、軍事上ニ大ナル利益アリ。

5、從來調査ノ廣軌改築方法ノ如ク改築期間長カラサルヲ以テ、多量ノ狹軌車輛ヲ增備スル損失無シ。

6、最初投下スル資本少ク、改築後ノ改良費年額ハ、從來ノ狹軌改良費ト同額前後ノ費額ニテ足ルヲ以テ、財政上一時ニ多額ノ負擔ヲ要セス、又新線建設ニ累ヲ爲ス事無シ。

以上所述ノ方法ハ、廣軌問題ヲ解決スルニ最モ適當ナル新案ト認ムルニ因リ、目下諸般ノ方面ニ亙リ調査講究中ニ屬シ、今期議會ニ於テ決定的意見ヲ發表スル能ハサルヲ遺憾トス。

右方針決定迄ノ改良工事ハ左記ニ據ル。

新ニ築造スル隧道

煤烟ノ爲メ、軌幅ノ如何ニ關スル隧道ハ大ナルヲ望ム。又或ル隧道ハ將來電氣設備ヲ要スル關係上其擴大ヲ望ム故ニ、廣狹ヲ問ハス相當ニ「ゲージ」ヲ大ナラシム。

新ニ架設スル橋梁

新線ノ如キハ、軌幅ヲ改ムルモ車幅ヲ增大スル必要ナシ。之ヲ增大スル時期ハ、恐ラク數十年ノ後ニシテ、橋梁ノ命數モ恐ラクハ盡クルニ至ルヘシ。サレハ稍强キ狹軌式ニテ滿足ス。强サモ亦之ニ準ス。

大幹線ニ於ケル橋梁ノ改良

大幹線ニ於ケル橋梁ニシテ、改良ヲ要スルモノハ、狹軌ノ儘ニテモ最强度狹軌式ヲ採用シ、强力ノモノヲ架スルヲ以テ、自然幅員モ增大シ、通常ノ廣軌車輛ノ通過ニ支障ナシ。支障ヲ生スル程大ナル車輛ヲ使用スル時期ニハ、恐ラク橋梁ノ命數モ盡クルノ時ナルヘシ。

停車場ノ新設改良

新設停車場並ニ小停車場ノ改良ハ、總テ現在ノ式ニ據ル。廣軌ニ改築スルニ失費少ナケレハナリ。

大停車場ノ大改良

本線ノ軌道間隔ハ之ヲ擴大ス。是レ狹軌トシテモ操業上便利ナルニ依ル。而シテ廣軌トナルモ建物其他ノ改築ヲ要セサレハナリ。側線其他ハ總テ現在ノ式ニ依ル。廣軌ニ改築スルニ失費少ナケレハナリ。

其他ノ改良建設

大體現在ノ式ニ依ルヲ方針トス。改築ニ大ナル失費ヲ要セサレハナリ。

八、島案の特色とその實驗

この島案による廣軌改築は、桂内閣時代に於けるそれとは、名を等しうするけれども、その内容に於いて頗る異なるものがあつた。

それはおよそ二つの點に於いて大なる差別があつた。一つは技術的に、いま一つは財政的にであつた。

技術的には、狹軌を直ちに廣軌に改築するといふのが桂内閣時代の案であつた。從つて一切のものを改築し、且つ改築中は列車運轉並びに貨物旅客運輸上に種々なる故障があつた。

然るに今回の島案は、廣狹兩軌を併用しつつ改築する案であつた。それは軌條について言へば、狹軌の二本のレールの外に、第三のレールを併置し、狹軌列車は狹軌のレールの上を走り、廣軌列車は第三のレールを利用して、廣軌のレールの上を走る仕組みであつた。さうして機關車のみは、廣軌と狹軌とを別とするが、客貨車は一定の地點に至ると車體は舊のままとして、車輪のみを乘換へて、次の廣軌レールの上にそのまま進む式であつた。ゆゑに貨物の積換へも、旅客の乘換へも行はず、廣狹改築區間と雖も、何の支障もなく運轉する仕組みであつた。

その特色は、客貨車の車輪を車臺より取り外し得る如く改造し、その車輪取換地點は、レールを低くして置いて、兩側より支柱を出し、車體を支へて前進せしめ、車輪は低きレールに落し、車體のみ前方の區間に運べば、そこのレールに廣軌の車輪が待つてゐて、自然に一輛づつ自己の車輪の上に乘るごとく仕掛けるのであつた。

これによつて廣軌改築は技術上非常に簡單なるものとなつた。その爲め財政上に於いても、桂内閣時代の二億二千餘萬圓の豫算と異なり、僅かに六千萬圓見當をもつて、應急的廣軌改築を終了し得るといふ案であつた。

即ち十年間の大問題たりし廣軌改築は、この島案によつて、僅かに六千萬圓の問題と化したのである。

さて島は、この廣軌案を實驗して、輿論を作らんと欲し、原町田、橋本兩驛間に廣軌鐵道の實驗裝置を施さんことを伯に進言すると、伯は直ちに之れを容れて實行せしめた。それを島は次のごとく語つてゐる。

後藤總裁が外相に榮轉せられる以前の事であつた。私は總裁に對し「廣軌鐵道問題は仕事の範圍は成程大きいけれども、その性質は誠に單純なものである。試みに實驗して見たいものです」と希望した。總裁は言下に「ウンそれはよからう」と快諾された。依つて私は早速、長谷川氏や杉浦氏と相談して、横濱鐵道線の東神奈川と八王子間にある原町田と橋本間の二驛間において、廣軌鐵道の演習を試みた。勿論、レールは古レール、機關車も使ひ古しのものを用ひ、素人にも理解出來るやうな設備を整へた。

すると後藤總裁は或る日の事「我輩も見に行く」と、大變な熱心さで、實地視察に出かけた。

その時、丁度、驛で上り列車と下り列車とがスレ違うたので兩列車の間隔を實地に研究する事が出來た。其の時の間隔は現在の間隔と同樣であつた。

私は總裁に對し「獨逸の規定標準に則るならば、大きな車を通過させる事が出來る。是非この際見本を作つて見たいと思ひます。これは規定違反の行爲であるけれども、規定そのものは總裁がお作りになるものですから、どうぞお宥しを願ひたい」と陳情すると、總裁は直ちに裁決を與へられた。

私は欣喜して見本用の車輛を製作したが、この時に製作した車輛こそ、現在、東海道を毎日々々動いてゐる列車と同型のものである。

九、廣軌遂に成らず

廣軌改築案は鐵道院議として確定し、寺內首相の贊成を得、閣議もほぼこれを認めた。殘るところは、議會の協贊を得て豫算の通過を圖ることである。

此の時總選擧すでに終り、政友會は第一黨として衆議院の決定權を握つてゐた。故に廣軌案の存亡は、政友會の贊否によつてのみ決するといふ情勢であつた。

玆に於いて伯の努力は政友會の贊成を得ることに傾倒されなければならぬ。

然るに憲政會は廣軌贊成で、政友會は傳統的に廣軌反對であつた。その理由は種々あつた。併し乍ら最も重大なる理由は、不幸にして黨略であつた。蓋し憲政會が都市に選擧地盤を多く有するに反し、政友會は主として農村を地盤とした。然るに農村は鐵道の普及を熱望した。これを利用することが選擧上大得策であつた。從つて政友會は新線建設に熱心で、既設線の改良工事に冷淡であつた。廣軌は最も大いなる改良工事である。故に政友會は、これが爲めに

新線建設の資金を減ずべしとの理由より、反對であつたのである。

政友會のこの新線建設を、世は「我田引鐵」と嘲つた。それ程、彼等は自己の選擧地盤に新線を敷くことに熱心であつた。これと反比例して、廣軌改築に反對であつた。

伯は先づ、政友會員にして前鐵道院總裁たる床次竹二郎を廣軌論に改宗せしめんと努力した。蓋し桂内閣の廣軌案を、山本内閣時代に打切つたのは、床次であつたからである。

これについて島は次のごとく語る。

その頃、内相官邸は帝國ホテルの横通りにあつたが、或る日總裁から電話で「四五日中に床次竹二郎氏と官邸で午餐を共にするから君も列席するやう」とのことであつた。

四五日の後、内相官邸の午餐會へ私が出かけると、既に床次氏が來訪してゐた。後藤總裁は床次氏に對して「コンナ案が出てゐるが、君の意見はどうか」といひ乍ら、總裁は私の提案を床次氏に手交した。床次氏は右の書題を讀み乍ら、「これは妙案だナ……」と云ひ乍らも、頗る氣のない返事で、餘り質問もせず、極めて氣乘薄の態度を示された。

床次は斯くのごとく廣軌案に冷淡であつた。さうして懸命なる伯の努力にも關はらず、政友會は終に黨議をもつて廣軌反對を決定した。この通知を受けたときは、鐵道院内に一大ショックが起つた。中村副總裁のごときは、飽くまでこれを株守し、若し成らずんば、一同連袂辭職すべしとまで敦圉いた。

伯は如何なる態度に出でたか。

伯は全く人々の意表に出た。

『廣軌案は中止する！』

さういつて高飛車に下僚に通告した。中村が何と言つても、他の局長が何といつても、頑として耳に入れなかつた。殆ど弊履を捨てるやうに、この多年の持論を一擲した。

これは伯の常套手段であつた。

伯は本末輕重を考へた。さうして自分は廣軌案と共に討死すべきでないと知つたのである。伯の寺内内閣に於いて成さんとするところは、第一に外交政策の建直しであつた。ゆゑにその大目的の貫徹の爲めには、涙を呑んでも廣軌案を犧牲にしなければならぬと考へたのである。

斯くして廣軌案は、玆に第二回目の、而して最終の蹉跌を見たのである。

伯は間もなく中村に鐵道を托して、外務省に去つた。その去るに臨んで、伯は悲痛なる告別の辭を述べた。それは廣軌案に對する訣別の挨拶であつたのである。大槻信治は左の如くに語る。

その時の伯の挨拶は鐵道院創立以來、今日に至るまで未曾有の挨拶であつた。否、他の役所においてもかうした挨拶は行はれないと思ふ。伯の挨拶の要領は、

――技監島安次郎をして狹廣兩用の廣軌案を作成せしめたが、閣議の方針卽ち豫算膨脹を伴ふ新計畫は一切見合せることになつた爲め、自分の目的を貫徹することが出來なかつたのは殘念である、併し自分の信念は變らぬ。諸君は是非とも廣軌案の實現を期するやう努力せられたい――

といふのであつた。

大正七年四月二十三日附を以て、副總裁中村是公は總裁に親任せられた。勿論、中村は伯の廣軌改築方針を熱心に主持、踏襲した。しかし間もなく內閣は更迭し、中村總裁も退任した。そして寺內內閣の跡を引受けた原內閣は、廣軌案を廢棄してしまつた。

さうして日本は、永久に廣軌鐵道を持つ機會を失つてしまつた。

一〇、廣軌問題後日譚

廣軌案の爲めに健鬪した島は、次のごとき後日譚を物語つた。

私は歐洲大戰爭に米國が參加した頃、約半年間、米國鐵道の視察に出かけた。歸朝後、直ちに、

「一」廣軌案（軌間の擴張を主眼とす）

「二」車輛の連結を自働式とする

「三」貫通制動機を貨車に設備する

以上の三案件を一括し、この豫算案を作成し、大藏省に提出した。然るに偶〻內閣更迭し、床次氏が新總裁として就任した。

床次總裁は毫も私の意見を聽取せられなかつた。間接的には「廣軌案の調査は未だ不十分である」との批評も、院內にしきりに喧傳せられた。

かくて廣軌案は到底實行の見込みがなくなつて來た。私は「旣に技監に就任してから一年半の月日を經過したから」との理由で、退職を願ひ出で、鐵道院を去つた。

床次總裁時代に於いて、廣軌案を切り離して自働連結機と貫通制動機との二件に關する豫算は議會を通過した。自働連結機は後藤總裁時代に大井工場で試驗濟みのものであり、大正十二年に完成した。制動機も亦、後藤總裁時代において大體の方針は決定してゐたものである。

當時において廣軌案が實現されなかつたことは、日本の國策上、甚だ遺憾であつたといふ議論は、今日に至つても各方面の話題に上つてゐる。下村宏は、この問題に就いて次の如くに語つた。

廣軌案が實現しなかつたのは後藤伯も殘念であつたらうと思ふが、これは日本にとつての一大恨事である。私は原町田驛で「廣軌の鐵道實驗」を當時見學したことがあるが、この廣軌案は時日が經過すればするほど大きな問題となる。日本帝國が今後、何千萬年も續いて行くのだといふ事に思ひ及ぶなら、廣軌は絕對に必要なことだ。これが實現しなかつた事は實に終生の恨事だ！

後藤伯の先見の明といふことだけではない、日本帝國の將來に關聯するところの重大案件なのだ。電話度數制の問題は廣軌案に比較すれば極めて小さい。

かうした新しい施設、國家の遠い將來を考慮に入れた重大施設の實現の爲めに、後藤伯が敢然として苦鬪せられたことは實に多とすべきことだ。

また森本邦治郎は語る。

廣軌案は技術的には、島技監の立案であつた。これを實現する場合の財源は、鐵道收入の增加を年四分と見込んで、十年間の業績を基準に生み出したものであつた。

しかるに議會ではこの「四分說」に大反對であつた。これが爲めに遂に廣軌案は實現する事が出來なかつたのは殘念千萬の事であるのみならず、その後の鐵道の收入增は七分乃至八分を往來し、大戰中には飛躍的の大增加を示してゐる。關大阪市長（當時大學教授）は四分增進案に猛烈な反對論者であつた。その論據は、「英國すら四分ではない、日本では到底駄目だ」と新聞記者との懇談會の席で主張した。私は關博士の立論の雜然たるに驚いたが、敢て反駁しなかつた。何となれば、當時英國の鐵道は英全國に殆ど敷設されてその延長實に二萬五千哩であつた。これに反し日本の延長は僅か五千哩で、英國の延長の五分の一に過ぎず、從つて英國における四分增進は、實に日本における二割增進說の根據になり得る可能性すらあつたのである。

第五節　解散及び總選擧

一、政局の動向

寺內內閣は衆議院に與黨を持たなかつた。臼井哲夫が「寺內內閣の與黨は俺一人だ」と笑つて新聞記者に話したほど、衆議院に足場を持たぬ內閣であつた。

議會内の絶對多數黨たる憲政會とは、組閣當時すでに絶緣したことは、上述の通りである。さうして第二黨たる政友會とも、未だ表面的提携の實を結んでゐなかつた。寺内は何の憑む所あつて、議會に臨まんとするのであるか。

この點に就いて伯は對議會策と關聯して、内閣の消極的なる豫算編成方針に不滿の意を漏らし「豫算案ハ非憲政派の贊成ヲ得ヘキモノ無シ……善政主義ノ信賴ハ悲觀ヲ呈シ來ルノ虞ナキカ」と憂へ、早くも三十八議會の解散を想望したのであつた。その「昨今政況」と題する手記の内容は左の通りである。

昨今政況

一、多數ヲ避クルヲ以テ第一義トスヘキカ。

一、解散スルヲ以テ寧ロ得策スヘキカ。

一、憲政會ノ虛妄ナル演說並新聞ノ讒誣ニ對シ、一人ノ反駁辯護ナシ。此儘ニ放任シテ何時迄推移スヘキカ。

一、政友會國民黨ハ憲政會ニ反對シ居レリ。然レトモ未タ曾テ現政府ノ辯護者タルコト無シ。此儘ニテハ將來共ニ辯護者トナルヘキ情勢ニ至ラス。但今暫ラク現政府ニ反對スルノ態度ヲ取ラサルニ止マル。

一、豫算案編成ハ憲政會ノ反對ヲ避クルニ意ヲ用フルコトヲ厚クシテ、非憲政派ノ贊成ヲ得ヘキモノ無シ。否贊成シ難キ方却テ多シ。

一、大隈内閣ニ倦厭ノ民意ハ、寺内内閣ニ反抗ノ弱キ一大原因ナリ。彼等ノ演說煽動ニ應セサル民意、何時迄持續シ得ヘキカ。

一、此儘ニ經過セハ、健忘性ノ群衆ハ次第ニ倦大隈ノ心理情態ヲ減退シテ、來ルヘキ第三十八議會ト共ニ去リ、

非憲政若クハ倦大隈ノ反動ハ、現政府無能無策ニ飽キ、善政主義ノ信頼ハ悲觀ヲ呈シ來ルノ虞ナキカ。

一、對支政策改善ノ事實一モ表彰セラサル（いはいレタルノ誤カ）モノ無シ。内閣更迭ノ主義ヲ無意義ニ了ハラシムルコトニ至ラサルカ。

一、政府ノ施設ハ、内閣更迭後無爲ニシテ治ムルノ主義ヲ取リ、一次官ヲモ一官吏ヲモ更迭セス、黨派臭味ノ儘ナルカ故ニ、再憲政會内閣ニナルヘキ潜勢力アリト、反對派ノ私語ニ利用セラレツ、アルヤノ偶語サエ聞クコトアルニ至レリ。

一、内務省ト警視廳ハ乾枯セル梅干ニ均シ、露氣モ活氣モ無シ。

一、現内閣憲政會ノ舟ニ乘ルモノナリ。一旦解散スルトキモ、憲政黨多數ヲ得ヘシ。現内閣ヲ顚覆スル朝飯ノ前ノ仕事ナリ。

蓋し寺内は當初擧國一致を標榜して立つた。併し乍ら國家が危急存亡の淵に臨んでゐる時であるなら格別、單に歐洲大戰參加國の一たるのみの理由をもつて、政爭を休止する擧國一致内閣の成立し得べき道理はない。寺内が一黨を味方とし、一黨を敵として戰はざるべからざるは、あまりに明瞭なる事實であつた。形勢は日一日と、反憲政會的方角に進展しつつあつた。

加藤高明は、理論的には寺内の超然内閣に反對し、感情的には嘗て自黨を脫したる伯を好まなかつた。ゆゑに彼が自己の率ゆる大政黨を、反寺内の方向に導き行くべきことは、日輪の東に昇るごとく明かであつた。

加藤は議會に於いて寺内内閣を倒さうと決心してゐたのである。

これに對して、寺内の手にあつた切札は、議會解散といふ一手であつた。しかし解散は、言ふがごとく容易なるものではない。それは政界財界を混亂せしむるがゆゑに、各方面の牽制運動が起つて、時の首相の勇斷を鈍らすものである。勝算歴々たる場合の外は、寺内の如き用心深き男が、解散の擧に出でざるべきことも亦、日の西に沒するが如き自然であつた。

寺内をして加藤、平田、大隈と絶縁せしめたる伯は、寺内をして解散を決意せしめなければならない。解散には與黨を要し、且つ解散の口實を必要とする。

與黨は政友會でなければならぬ。併し乍ら、政友會のみに依據することは、前門の虎を防いで、後門の狼に襲はるるの危險である。政友會以外に第三の勢力を誘引して、勢力平均の一因子たらしめなければならない。

その重要なる役者は、第三黨たる國民黨の首領犬養であつた。彼を羅致して、政友會と共に憲政會に當らしむるに若くはない。犬養は、嘗て第三次桂内閣の日に、大石、河野等五領袖が、自己を捨てて同志會に走りたることを、骨に徹するの怨みとして、造次も忘れ得なかつた男である。彼は機會を得て、同志會の後身たる憲政會に一矢を報いんと待つて居たのである。

精悍にして多策なる犬養を引いて自己の味方とし、議會を解散に導いて憲政會を倒すことが、寺内内閣の死中活を得る所以の途であつた。

何人が初めてこれを策したるや明かでないが、政機は隱約の間に、その方角に向つて推進しつつあつた。

伯が伊東巳代治を通じて犬養と結び、後年世上に喧傳せられたる所謂「三角同盟」を作りつつあつたのは、この頃のことである。しかも犬養はその一切を知らざるもののごとく、年の暮には伊豆長岡の溫泉に赴き、政客揣摩の圏外に脫してゐた。

伯は徐々として、一切の計畫をその目標に向つて準備しつつあつた。

二、解散

大正五年も暮となり、一般政治季節に入ると、衆議院に强固なる基礎を有せざる此の內閣が、果して政界の波濤を凌ぎ得るであらうかといふことが、朝野議論の焦點となつた。寺內の前にあつた途は、解散か總辭職かの二つしかなかつた。而して伯はそれを解散の一途へと、奔流せしめんと策しつつあつたのである。

かくして風雲を孕める第三十八議會は、大正五年十二月二十五日を以て召集された。さうして恆例により、議會が年末年始の休會期に入るや、政局の動きはいよ〳〵急となつた。すなはち國民黨總理犬養毅は、翌六年一月八日、遽然伊豆長岡より歸り來つて、十日急に在京代議士會を開き、內閣彈劾案提出の黨議を決定した。さうしてすぐに政友會にも交渉したのであるが、政友會が體よくこれを拒絕したので、國民黨は憲政會に交渉し、その賛同を得て、つひに憲國共同を以て內閣不信任案を提出することに決したのである。

その間に於ける寺內首相は、これら政黨の動きに全く無關心なるが如き態度で、一月十五日の午前には本野外相と共に加藤憲政會總裁と首相官邸に於いて會見し、同日午後には、原政友會總裁、犬養國民黨總理と會談して、いづれ

も內外の趨勢に照し擧國一致の必要を懇談すると共に、特に對支外交についての了解を求めた。

かくして一月二十二日、議會再開となるや、寺內首相の施政方針の演說に次いで、勝田藏相並びに本野外相から、それ〳〵財政方針、外交方針に關する演說があつた。さうしてそれが終ると、通告順に依り、憲政會の片岡直溫が登壇して質問の第一矢を發した。片岡の質問は頗る廣範圍に亙つたが、その眼目は內閣の副總理たる伯に對する辛辣なる攻擊であつた。卽ち憲政會は伯を攻擊の標的として、內閣を打倒せんとの策戰であつたのである。

かくして議場は第一日より險惡なる空模樣となつてきた。

片岡は先づ、擧國一致を標榜する內閣が、政黨的基礎を有せざることを難詰しつつ、何時の間にやら伯の人身攻擊に移つてゐた。

或ハ今日ノ時局ニ對シテ各政黨政治ノ代表者ヲ網羅シタトカ、若クハ國ノ秀才ヲ集メタトカト云フコトデアレバ、或ハ代表的ノ意味ガ具ハリ、隨テ擧國一致ノ現實的要素ヲ具ヘルト見テ宜シイコトデアリマセウ。（「第一番ニ片岡君」「默レ」ト呼ブ者アリ笑聲起ル）而シテ現內閣ニ於テ此等ノ要素ヲ確ニ缺イテ居ルト云フノハ、一二ノ例ヲ擧ゲテ見マセウ。現ニ今日ノ閣員中、曩ニ勢力ヲ有スル人ガ政黨ヲ組織スルニ當ツテハ、之ニ參加シテ而シテ地方ニ遊說シテ、以テ憲政ノ實ヲ擧グルニ付テハ、政黨ヲ土臺トスルコトデナケレバナラヌト云フ必要ヲ、其處ニモ此處ニモ鼓吹セラレタ人デス。（拍手起リ「日本後藤新平」ト呼ブモノアリ）

それより片岡が進んで祕密出版物に論及するや、議場は俄然緊張した。それもまた伯に對する人身攻擊であつた。

私ガ知リ得タ所ノモノハ八月ノ末カ九月ノ事デ、祕密出版物ヲ配布シテ居ル（「其處々々」「明瞭ニ」ト叫ブ者アリ）滿蒙ニ於ケル蒙古軍並ニ宗社黨ト日本軍及日本人ノ關係ト題シテ鐵筆印刷物デアリマス。其外山東省ニ於ケル革命軍並ニ靑銅錢買ノ旣往及

現在ト題シ、是ハ蒟蒻版ニ附シテアルノデアリマス。其内容ハ支那方面ニ極メテ有利ニシテ日本ニ取ツテ極メテ不利ナル虚構的事實ヲ擧ゲテ、我國ヲ極メテ惡ク致シタモノデアル。甚シキニ至ツテハ陸軍ノ國旗ニ鐵砲ヲ撃チ掛ケタリト云フ事實ヲ聞イテ居リマスガ、左樣ナ事ハナイガ如キ事ニシテ、彼ノ不利ナル所ハ直シテ居ルノデアル。是ハ眞ニ國家ヲ念フ者ノ所作トシテ出來ベキ手段ノモノデハナイト考ヘル。聞ク所ニ依レバ是ハ四百部印刷シテ、サウシテ其處此處ニ配付シタト云フ事デ御座イマスガ、是ハ漢文ニモ英文ニモ佛文ニモ飜譯サレ、各國ニ知レ渡ツテ居ル事實デアルノデアリマス。(「賣國奴」ト叫ブ者アリ)是ハ前内閣ヲ顚覆セントスル所ノ手段トシテ行ハレタ事デアリマセウガ、顚覆ノ目的ハ達シタカ知ラヌガ、是ガ爲メ國家ガ不利ヲ蒙ツタコトハ甚シイモノデアル。(拍手起ル)サウシテ是等ノ事實ハ我陸軍ニ於テ、(「顏色アリヤ」ト叫ブ者アリ)陸軍大臣ニ於テ恐ラク知ラレザル筈ハ無イト考ヘル。而シテ之ニ關係シタト稱スル人ノ人名モアリマスガ、其中今ノ内相後藤新平君ガ主トシテ爲サレタト云フコトデアル(「後藤君桂ノ蔭ヨリ出ヅベシ」ト叫ブ者アリ)

片岡は更に進んで、桂内閣時代における伯の措置を非難し、また巷間の風說を延用して、伯の人格を毀傷せんと試みた。

固ヨリ後藤君ハ大臣ノ禮遇ヲ賜ハルガ如キ人ニシテ決シテサウ内心ニ立入ツテ以テ非難攻撃ヲ致スガ如キ事ハ本旨デナイ。相當ノ手腕ヲ有シ、時トシテハ國政ノ料理ニ立タシムルモ亦必ラズシモ不可トハ云ヘヌノデアル。(中略)其辣腕ノ如キ一例ヲ言ヘバ、先年初メテ國務大臣ニ御就任ニナツテ、鐵道院總裁ヲ御兼任ニナツタ際ニ、鐵道ノ收入豫定ノ通リニ達セザリシ爲メ、一遍記帳致シマシタ所ノモノヲ年度ノ切替ヲシテ、所謂帳簿ノ改竄ヲ行ハレタト云フ事ガアル。金額ハ最早覺エマセヌガ三百七、八十萬圓ノ額ト思ツテヰル。是ハ其當時豫算委員會ニ於テ私ガ後藤君ニ向ツテ質問ヲ試ミタ。民間ニ於テ商業上ノ帳簿ヲ改竄スルト云フガ如キハ商法違反デアル。其商法違反デアル事ヲ官ニ於テ——政府ニ於テ之ヲ爲シテ差支ナキヤト言ツタ。善意ノ攻撃ハ悅ンデ受ケルト云フ意味ヲ以テ御答ヘニナツテヰルノデアリマス。

斯ノ如キ事ハ誠意誠心ヲ標榜セラル丶内閣ノ下ニ於テ、而モ斯カル時局ニ於テ小異ヲ捨テ丶、大同ニ就テ國論ヲ一致セシメヨウ

ト云フ標榜ノ下ニ於テ、果シテ至當デアリマセウカ、其他色々株式市場ノ關係トカ色々ノ事ヲ承ハルノデスガ、人ノ批評ヲ捉ヘテ攻撃ハ致シマセヌガ、所謂赤誠ヲ披瀝シテ誠心誠意此難局ニ當ルト斯ウ標榜セラレタ其內閣、卽チ擧國一致ノ標本トナルベキ所ニ於テ斯ノ如キ人ヲ以テ組織セラレテ以テ其目的ト合致シマスルカドウデアリマセウカ――

それが下院の決定的勢力たる憲政會の投じた挑戰の鏑矢であつた。

正面衝突遂に避くべからざるか。

果然、翌二十三日、內閣不信任決議案は武富時敏、尾崎行雄、犬養毅、關直彥、花井卓藏、濱口雄幸、安達謙藏、片岡直溫の八名を提案者とし、國民黨二十八名、憲政會百二十九名、公正會十名、計二百三十名の贊成を得て提出せられ、二十五日の衆議院議事日程に上程された。すなはち少なくとも形式上は、政友會を除く衆議院の大多數は、擧つて寺內內閣打倒の戰線に動員されたのである。

不信任案の決議並びに理由は左の通りであつた。

決議　衆議院は、現內閣を信任せず。

右決議せり。

理由　現內閣は國民與論の府たる衆議院に基礎を有せず、擧國一致を標榜して毫も其の實無く、立憲の正道を唱へて、自ら其の常軌に悖るのみならず、方今世界の變局に處して、大政を輔弼するの經綸あること無し。是れ本案を提出して處決を促す所以なり。

まづ國民黨總理犬養毅が起つて、提案の趣旨を說明した。それは徹頭徹尾、寺內內閣が衆議院に基礎を有せざることに對する非難であつた。すなはち曰く。

唯事實ノ上デ斯樣ナ內閣ガ大政ヲ輔弼シ得ルカ、圓滿ニ大政ヲ遂行スルノニ差支ハ無イカト云フ事實ノ問題ヲ擧ゲサヘスレバ、明瞭デアラウト思フ。（中略）帝國臣民タル者ハ何人カ大命ヲ拜スルカ分ラヌ。何人ニモ大命ハ降ルノデアリマス。勿論此間ニ於テ政黨員タリ政黨員タラザル區別ノ有ルベキ筈ハ無イノデアリマス。併シナガラ既ニ大命ヲ拜シテ大任ニ當ルト云フ以上ハ、如何ニシタナラバ大政ヲ輔翼シ奉ルコトガ出來得ラレルカト云フ事實ノ問題ハ、必ズ御請ヲ致サレルマデニ講究シナケレバナラヌ問題デアル。（拍手スル者アリ）ソレ故ニ政黨出身デナケレバナラヌト云フ議論ヲ必ズ主張スルノデハナイ。政黨ヲ根據トセザレバ、如何ニ聰明ナル政治家ト雖モ、圓滿ノ政治ハ出來ナイト云フコトハ、現實ニ現ハレテキル。唯是レダケノ問題デアル。
（「ヒヤ〱」ト叫ブ者アリ）

併し乍ら、犬養の論法は進むにつれて、何時の間にやら、寺內內閣攻擊よりは寧ろ憲政會の攻擊に變つて行つた。彼は、「本不信任案の提出に就いて、憲政會が我黨の提議に贊成されたのは、我輩等の軍門に降つたものである」と急言した。すなはち大隈內閣時代に少數黨をもつて內閣を組織し、犬養の反對に會しつつ、少數も可なりと稱して邁進したのは同志會であつた。しかるにその後身たる憲政會が、今や寺內內閣の議院內に於ける少數の故に、不信任案を提出せんとする國民黨に合流したるは、前年の說を捨てて、犬養の軍門に降るものなりと罵倒したのである。

茲に於いて議場は、不思議なる光景を呈した。それは、犬養は寺內に反對して議會を解散に導かんとするものにあらずして、憲政會の多數を打破する爲めに總選擧を試みんとしてゐることが明白となつたからである。憲政會は犬養の策に乘ぜられて、その多數を失はんとしつつあるかに見えて來たのである。

それと氣がついた時には、すでに遲かつた。憲政會はも早や後退することを得なかつた。結局犬養に引摺られて、共同提案者に痛罵せられつつ、解散に進むより外なかつたのである。

それは伊豆の溫泉に於いて、年末より年始に掛け、寺內側の政客と犬養との間に、すでに默契の成立してゐたことを、憲政會が全然氣付かなかつたための失敗であつた。

犬養の所論に續いて、政友會の林毅陸は登壇して、まづ反擊の第一矢を放つた。

加藤子爵ハ大隈內閣ノ失敗ノ連帶責任者デアル。（拍手起ル）此連帶責任者ヲシテ後繼內閣ヲ造ラシメントシタノハ非立憲ノ甚シキモノデアル。（拍手起ル「ヒヤ〳〵」「ソンナ馬鹿ナ事ハナイ」ト叫ブ者アリ議場騷然）斯ル內閣ヲ是認スルノ意味ニ於テ超然內閣ヲ排斥スルノデアルカ、之ヲ何フノデアリマス。之ヲ何ハナケレバ何ガ故ニ超然內閣ヲ排斥スルノカ分ラヌノデアル。

更に同じく政友會の元田肇は、難詰して言つた。

在野ノ時ニ諸君ハ何ト言ツテ居リマシタカ。憲法政治ノ事ニ喋々致サレテ居ツテ、一タビ內閣ニ入ルヤ否ヤ變說改論、總テノ言責ヲ抛ツテシマヒマシテ、甚シキニ至ツテハ選擧ニ干涉シ、議員ヲ買收シ、有ユル罪惡ト云フモノヲ行ツテ來タノデハナイカ。（拍手起リ又「ノー〳〵」ト叫ブ者アリ）此等失政ノ爲ニ遂ニ辭職スルコトノ巳ムヲ得ザルニ至ツタ時分ニハ、私ハ是ハ憲法治下ニ居ル所ノ政黨ノ德義ト致シマシテ、暫ク隱忍謹愼シテ居リテ時ノ到ルヲ待ツノガ當然デアルト思フノデアリマス。現ニ前內閣ノ倒レントスルニ當ツテ、首相大隈侯ハ寺內伯ヲ後繼首相ニ奏薦シ態々朝鮮ヨリ呼戾シナガラ、自分ノ黨派ノ都合ノ好イ相談ガ出來ヌト云フノデ、直チニ排斥シテ加藤總理ヲ推スナド、云フコトハ何タル非立憲ノ事デアリマスカ。

かくして國民黨の犬養の言ふところと、政友會の林、元田の論ずるところとは、表面上敵味方でありながら、事實は全く同趣旨であつて、寺內內閣を攻略する筈の不信任案が、却つて憲政會を、背腹兩面から、攻擊する攻道具と化した。さうして、この勢ひに乘じて、再び登壇したのが寺內首相であつた。さうして次のやうに、憲政會に逆襲すると共に、政府の斷乎たる決心を明かにした。

決議案ノ理由中ニ、現内閣ハ帝國議會ニ基礎ヲ有セズトアリマスガ、若シ帝國議會ノ一院タル衆議院ニ於ケル多數政黨ニ基礎ヲ有セズト云フ譯デアリマスナラバ、甚ダ失當ノ言ト存ジマス。多數政黨ヲ基礎トセザルガ故ニ非立憲ナリト稱シ得ルナラバ（「サウデナイ」ト叫ブ者アリ）前内閣ガ少數黨ヲ援助トシテ内閣ヲ組織シタルモ亦非立憲ナリト謂フコトガ出來ルデアルト思フ（中略）國政ヲ料理スルノ上ニ於キマシテ、政見ヲ同ジクスル政黨ニ對シテハ、進ンデ其ノ贊成ヲ求メ更始ノ改善ヲ行ヒ、興國ノ好機ヲ逸セザルノ覺悟デアリマス。（中略）諸君、帝國憲法ノ規定ニ依ラザルノ行動ヲ敢テシテ、强テ不信任ヲ決議セラレントスルニ於キマシテハ、政府ハ其確信スル所ニ於テ、必要ナル處置ヲ取ラザルコトヲ得ナイト存ジテ居ル。

首相の演說が終るとすぐに、野黨の鬪將尾崎行雄が、さらに發言せんとして登壇した刹那、解散の詔勅が降下したのである。

さうして議會解散直後、犬養は院内控室に開かれた國民黨代議士會において、今日唯今憲政會と絕緣して、單獨行動に出づべしと聲明した。

三、地方長官への首相訓示

大正六年一月二十五日、議會の解散さるるや、政府は二十九日午前十時から宮城内の內閣會議室に於いて閣議を開き、總選擧の期日を四月二十日と決定した。

伯は二月二日、天皇陛下に供奉して葉山に赴いた際、寒氣に觸れたのが累ひして、同月三日より發熱、臥床するに至つた。三日夜の如きは三十八度二分といふ高熱であつたが、岸博士や佐野博士を招き、ひたすら療養に努めたので四日朝の熱は三十七度二分に降つた。總選擧工作とも云ふべき地方長官會議は目睫の間に逼つてゐるので、一切の訪

客の面會を謝絶して、伯はひたすら健康の恢復を圖つた。病氣は急性肺炎であつた。容易に恢復しさうで、なか〳〵全快しなかつた。

長官會議第一日は二月十日を以て首相官邸において開會され、寺内首相は特に次の如く議會解散理由に就き訓示した。

第三十八回帝國議會ノ解散ハ、實ニ現内閣不信任案ノ提出ニ職由ス。而シテ其不信任案ノ内容ハ、主トシテ現内閣カ國民輿論ノ府タル帝國議會ニ基礎ヲ有セサルヲ理由トシ、併セテ大政ノ輔翼ノ經綸ヲ有セサルモノト臆斷シ、之ヲ辭柄トナシタルニ在リ。今提案ノ理由ニ就テ衆議院ニ於ケル各政黨ノ所説ヲ摘摭セムニ、或ハ現内閣ノ主義政策ノ如何ヲ問ハス、苟クモ議院ニ基礎ヲ有セサル内閣ハ、憲政ノ本義ニ於テ其ノ存立ヲ認容スヘカラスト唱道スルモノアリ。或ハ今ニ於テ、内閣制ヲ論爭スヘキニ非ス、大臣ノ任命ハ專ラ大權ノ發動ニ由ル、其ノ政黨者タルト否トハ、固ヨリ言議ノ限ニ在ラス、唯タ政黨ヲ根柢トセサル内閣ハ、到底圓滿ニ政策ヲ遂行スルコト能ハサルヲ以テ、其ノ存立ヲ認容スヘカラスト稱スルモノアリ。其ノ論旨トスル所、彼此相反スルコト斯ノ如シ。其ノ他議會ノ政黨ニ基礎交渉ヲ有セサル内閣ハ、理想トシテ望マサル所ナリト謂モ方今ノ國情ニ鑑ミ、單ニ内閣組織ノ形式、其ノ理想ニ合致セサルノ故ヲ以テ政爭ヲ滋クスルハ、國家ニ忠實ナル所以ニ非ス。（中略）

抑モ帝國議會ハ貴衆兩院ヲ以テ成立シ、獨リ一院ノミヲ認メテ直ニ國民輿論ノ府トナスヘキモノニ非ス。然ルニ、帝國議會ニ基礎ヲ有セスト云爲スルモ、衆議院ノ決議ハ其ノ一院ノ意志ヲ表示スルニ止マリ、貴族院ヲ包括スルノ理ナキハ固ヨリ當然ノ事ニ屬ス。

況ンヤ多數黨ニ根柢セサルノ故ヲ以テ、直ニ帝國議會ニ基礎ヲ有セスト爲スニ至テハ、僭妄ノ言ナリト謂フヘシ。想フニ提出者多數ノ眞意ハ政黨内閣ヲ以テ唯一ノ理想ト爲スモノナラムト雖モ、我帝國ニ在リテハ欽定憲法ノ定ムル所昭々トシテ一點ノ疑義ヲ容レス。國務大臣ノ任免ハ全然大權ニ由リテ定マリ、決シテ外間ノ容喙干渉ヲ許スヘキニアラス。而シテ現内閣ハ常ニ國政ノ

運用ヲシテ最モ圓滿ナラシメムコトヲ冀ヒ衆議院ノ協賛權ニ付テハ貴族院ニ對スルト同シク全幅ノ敬意ヲ拂ヒ、夙夜敢テ違ハサラムコトヲ期セリ。然レトモ議會ノ協賛權ハ憲法ノ正條ニ付與シタル範圍ニ於テ政府ノ經綸ヲ可否スヘキモ、猥ニ其ノ畛域ヲ踰越スヘキモノニ非サルヤ論ナシ。而シテ政黨ノ嚮背ハ一ニ政見ノ異同ニ依テ定マルヘキモノナルカ故ニ、政府經綸ノ如何ヲ顧ミス、又政見ノ異同ヲ問ハス、一ニ國務大臣中政黨出身ノ有無ニ依テ内閣ノ信不信ヲ決セムトスルカ如キハ、固ヨリ失當ノ擧タルヲ免レス。是レ畢竟政黨内閣ノ理想ニ捉ハレテ、凡百ノ議論悉ク此ニ胚胎スルモノニ他ナラサルナリ。顧フニ純然タル政黨内閣ハ、曾テ英國ニ其ノ實例ヲ觀タルカ如ク、衆議院多數黨ノ代表者タラサルヘカラス。然レトモ我帝國立憲ノ制度ニ在リテハ、貴衆兩院ヲ以テ帝國議會ヲ組成シ、其ノ間毫モ輕重ノ差アルコトナシ。然ルニ單ニ衆議院ニ於ケル多數黨ノ代表者ヲ以テ内閣ヲ組織セサルヘカラスト爲スニ至テハ、啻ニ　至尊ノ大權ヲ干犯スルノミナラス、併セテ兩院制度ヲ無視スルモノト謂ハサルヘカラス。凡ソ政黨ノ離合ハ其ノ主義ノ如何ニ依テ決シ、其ノ嚮背ハ政見ノ異同ニ由リテ定マルヲ常軌トス。是レ現内閣ハ一黨一派ニ偏倚セス、公ヲ秉リ平ヲ持シ、其ノ間ニ處シテ趨舍ヲ誤マルナカラムコトヲ期シタル所以ナリ。

又タ政黨ニ後援ナキカ爲ニ、内閣ノ組織甚タ薄弱ニシテ經綸ヲ圓滿ニ實行スルコト能ハサルヘシト速斷シ、現内閣カ故ラニ政黨ノ援助ヲ排斥シタルカ如ク論スル者アリト雖モ、現内閣ハ、夙ニ政策ヲ圓滿ニ遂行スルカ爲ニハ、議院ニ多數ノ黨員ヲ有スル政黨ノ援助ニ俟ツコト甚タ切實ナルヲ知悉ス。豈敢テ政黨ヲ排斥シ超立ヲ好ムモノナラムヤ。顧レハ客歳七月、前内閣ノ首相大隈侯爵カ四圍ノ事情ニ顧ミテ、將ニ挂冠セムトスルニ當リ、遠ク本大臣ヲ朝鮮ヨリ招致シテ、擬スルニ後繼ヲ以テシ、且ツ衆議院ノ多數黨タル同志會及ヒ其他ノ與黨ヲ以テ援助セシメンコトヲ提議セリ。然ルニ、本大臣ハ、元來國務大臣ノ任免ハ一ニ　至尊ノ大權ニ屬シ、叨リニ私議スヘキモノニ非サルヲ思ヒ、又苟クモ大命ヲ拜シテ重任ニ膺ルニ際シテハ、衆議院ニ多數ノ黨員ヲ有スル政黨ノ援助ハ國務遂行ノ爲ニ最モ要望スル所ナリト雖モ、前内閣ノ政策ヲ擧ケテ踏襲セサルヘカラスト言フニ至リ、本大臣ノ素懷ニ背クモノ尠カラス。殊ニ對外ノ政策ニ付テハ、時局ニ鑑ミ、大ニ軌轍ヲ改ムヘキモノアルコトヲ認メ、遂ニ其提議ヲ拒絶シタリ。當時本大臣カ止ムヲ得ス、多數黨ノ援助ヲ斥ケタル理由此ノ如シ。（中略）

本大臣、曩キニ三政黨首領ヲ會シ、親シク對支外交ニ關シ、前内閣ノ方針ヲ變改シタル顚末ヲ告クルヤ、兩黨ノ首領ハ、何レモ現内閣ノ新ニ採レル方針ヲ以テ是ナリトシ、贊成ノ意ヲ表シタルニ拘ラス、獨リ前内閣ノ與黨タリシ一首領ハ毫モ從前ト異ナル所ナシト、爾後ニ至リテ世上ニ揚言セリ。

此ノ如ク、故ラニ事實ヲ附會スルノミナラス、前内閣員タリシ一員ハ、貴族院ニ於テ國交上重大ナル關係ニ付、容易ニ眞相ヲ公表シ難キ對支外交ノ方針ニ關シテ説明ヲ要メタルニ乘シ、衆議院公開ノ議席ニ於テ、之レト策應シ、頻ニ追窮ノ態度ヲ取ルニ至リシヲ以テ、政府ハ止ムコトヲ得ス祕密會ヲ要求シ、最モ國交上ニ支障ナシト認ムル最少限度ニ於テ事件ノ顚末ヲ内示シタリ。

是等ノ事實ハ皆前内閣ノ與黨タリシ政黨ノ挑發ニ係ルモノニシテ、胸中一片國家ヲ憂フルノ誠意ヲ存セス、唯政權爭奪ヲ是レ事トシテ、現内閣ノ排難攻擊ニ汲々タル之ヲ以テ證トスルニ足レリ。——

それは平生の寺内には似合はしからぬ激越の口調であつた。その論法も亦頗る具體的且つ挑戰的であつた。さうして識者は、この首相訓示中に、多分量なる伯の加筆を味讀した。

然らば續いて行はれたる伯自身の訓示は如何であつたか。

四、内相の型破り訓示

伯は病床でいら〳〵してゐた。

天下分目の合戰を前にして、病魔の捕虜となつたのであるから、檻の中の虎のやうに伯は荒れた。醫者出身でありながら、醫者の注意を無視して、仕事をしたがつた。さうして肺炎患者に禁物の接客や執務をした。

政客を枕頭に引いて要談し、次官局長を招いて命令し、和子夫人が注意すると怒號した。蒲團を撥ねて身を起し、

氷嚢をはづして體を動かした。

これには家庭の人も、醫師も看護婦も全く當惑した。さうして要談に來た人を、病の故に拒絶したことが後で判ると、烈火のごとく怒つた。

『今すぐ此處へ呼んで來い！　さうでないと俺が自分で出て行く！』

まるで駄々ツ兒のやうに怒鳴り散らした。

さういふ時は、和子夫人は他所目も氣の毒なほど、はら〳〵した。それは、伯にとつて和子夫人が一番怒りいいので、夫人が何かいふと一層ひどく怒つたからである。

伯は、筆者を枕頭に呼びつけて、地方長官會議で爲すべき訓示案を口授した。そしてすぐその淨書をなすべき筈だつたのを折悪しく、友人の宅に招かれてウツカリしてゐた。さうすると官邸から和子夫人の電話で、

『あの訓示はまだ淸書ができてゐないかと後藤が騷いでゐますから、すぐお歸り下さい。』

といつてよこされた。筆者はいそいで飛んで歸つて、長い訓示案をすぐ淨書したやうな始末であつた。

さういふ昂憤と焦躁との間に、次の如き訓示案は出來上つたのである。それは天下を驚倒せしむるやうな激烈な文字であつた。選擧の當面の主管者たる內務大臣としては、亂暴ともいふべき思ひ切つた訓示であつたのである。それを水野次官が代讀した。それは二月十三日であつた。

去ル十日內閣總理大臣ヨリ、衆議院解散ノ事由並現內閣施政ノ方針ニ就キ、縷々訓示セラレタリ。本大臣ハ敢テ之カ註脚ヲ試ムルノ意ニアラスト雖モ、聊カ各位ノ備考ニ充テムコトヲ冀ヒ、茲ニ所見ヲ披瀝シ、併セテ來ル四

月二十日ヲ以テ行ハルル衆議院議員選擧ノ取締方針ニ就キ、一言スル所アラムトス。

今ヤ歐洲ニ於ケル大戰ハ其ノ禍亂ヲ全世界ニ波及セシメ、其ノ結果ハ帝國ノ安危邦家ノ運命ニモ亦容易ナラサル關繫ヲ及ホサムトス。是レ洵ニ上下一致協力ノ實ヲ擧ケ、內外百般ノ措置ヲ通シテ大ニ爲スアルヘキノ秋ナリ。決シテ徒ニ蕭牆ノ內ニ相鬩クノ時ニアラス。是レ何人モ其ノ感ヲ同シクスル所ナリ。

是ノ時ニ方リ、我帝國ニ於テ行政上ノ至高機關タル內閣ト共ニ、立法機關タル議會ノ繼續シテ協贊ノ任ヲ竭クシ、國政ノ運用國務ノ進行ヲシテ遺憾ナカラシメムコトヲ圖ルハ最モ切實緊要ノ事タリ。是ヲ以テ現內閣ハ成立ノ當時ヨリ務メテ議會ノ解散ヲ避ケムカ爲ニ努力シタリ。然ルニ國民殊ニ智識階級中ニハ、往々當初ヨリ解散ヲ豫期セルモノ少カラサリシノミナラス、政黨ノ間ニ於テモ亦憲政會ヲ除クノ外ハ概シテ之ヲ希望スルカ如キ情勢ヲ示セリ。是レ果シテ何ノ故ナルカ。言フマテモナク不自然ニ成立シタル多數黨ト、不自然ニ減少セル少數黨トノ存在スルカ爲メ、衆議院ノ實狀ハ到底完全ナル立憲政治ノ運用ニ貢獻シ得サルモノナルヲ憂慮シタルノ餘、寧ロ解散ヲ希望シテ一點ノ光明ヲ將來ニ期待シタリシナリ。

現內閣ハ此ノ間ニ處シテ、國家重寄ノ任ニ膺リ、報效ノ誠ヲ竭クスカ爲メ、先ツ此ノ內外ノ情勢ニ鑑ミ、決シテ內閣更迭ノ際ニ於ケル從來踏襲ノ型ニ囚ハルルコトナク、斷々乎トシテ鞏固確實ナル經綸ヲ提ケ、以テ此ノ難局ニ莅ムヲ必要トセリ。現內閣成立ノ前後ニ於テ、寺內首相ノ如何ニ此ノ點ニ於テ努力スル所アリシカハ、首相ノ演說ニ徵シテ自カラ歷然タルヘシ。

然ルニ一派ノ政黨者流ハ、現內閣ヲ目シテ或ハ國民ト沒交涉ナリトイヒ、或ハ政黨ヲ疎外スルモノナリト爲シ、

以テ百方民心ヲ煽動セムト勉メ、甚シキニ至ツテハ現内閣ハ國民ニ立脚スルモノニアラストノ言ヲ弄シ、極端ナル一種政黨式ノ用語例ヲ製出シテ盛ニ中傷ヲ試ミ、更ラニ進テハ超然内閣ナル稱號ヲ冠セシメ、此ノ如キ内閣ハ非立憲ナリト呼號シテ、其ノ理由トスル所往々欽定憲法ノ精神ヲ忘却シタルノ觀アルモ復タ毫モ顧ミル所ナシ。憲政會ハ此ノ如クニシテ、故桂公爵ノ創設ニ係レル同志會ノ宣言綱領ヲ無視スルノ奇觀ヲ呈シ、尚且自カラ悟ラス、益々其ノ非ヲ遂ケムトセリ。之ニ反シテ政友會ハ、今尚ホ故伊藤公爵ノ創設當初ニ於ケル精神ヲ恪守シテ、一ニ節制ヲ重シ此ノ往々ニシテ常軌ヲ逸セムトスルノ局面ニ處シ、依然其ノ本領ヲ失フカ如キノ事ナク、是ヲ是トシ非ヲ非トシ、寧ロ著實公平ナル態度ニ出テ、以テ其ノ主張ヲ一貫ス。

是ノ時ニ當リ、識者中ニ於テモ前内閣ノ成立以來言論機關カ其ノ穩健中正ヲ失フニ至リタルノ甚シキヲ歎スル者少シトセス。現ニ言論界ノ巨擘ヲ以テ推サルルノ人ニシテ、大隈内閣ノ新聞操縱策ヲ目シ、我邦憲政史上ニ於テ拭フヘカラサルノ汚點ヲ加ヘシメタリト指摘シ、議員買收ノ爲メ我邦政界ノ腐敗時代至ルト切言スルアリ。世人ハ是ヲ以テ時弊ニ適中セルノ言ナリトシ、朝野齊シク之ヲ賞讃セリ。

然ルニ不自然ナル多數黨ハ、中傷ヲ試ミ誣言ヲ放チ、百方民心ノ煽動ヲ事トシ、苦心到ラサルナシ。然レトモ時勢ハ既ニ推移セリ。嘗テハ此ノ如キ手段ヲ以テ人心往々其ノ煽動スル所トナリシコトアリ。而カモ今ヤ我邦國民ノ判斷力ハ、既ニ幾多ノ鍛錬ヲ經タリ。是ヲ以テ如何ニ煽動ヲ試ムルトモ、政黨内閣ニアラサレハ非立憲ナリトイフカ如キ、單純ニシテ舊式ナル陳腐ノ偏見ヲ以テシテハ、之カ爲メニ毫モ誘惑セラルルコトナシ。

現内閣ハ成立以來終始立憲ノ常道ヲ逸セサルコトヲ努ム。然ルニ憲政會及其ノ一派ハ、立憲ノ常道ヲ逸ストシテ

呼號シ、各地ニ演說ヲ試ム。然レトモ一般公衆ノ毫モ之ニ惑ハサルルコトナキハ何ノ爲ソ。彼等遊說者ノ主張スル立論ノ根據明ニ謬レルコトヲ知リ、爲ニ却テ現內閣ノ一貫シタル至誠、寧ロ一般ノ稔知スル所トナリタルカ爲ナルヤ明白ナリ。

不自然ナル多數黨ノ主張モ之カ爲メ短日月ノ間ニ於テ次第ニ變化ヲ來シ、殊ニ其ノ首領ノ如キハ、山形縣ヨリ始メテ各縣ノ遊說ヲ爲スニ隨ヒ、漸次ニ其ノ論旨ヲ變更シタルノ形跡歷然トシテ掩フヘカラサルモノアリ。

卽チ我帝國欽定憲法ノ精神トスル所ハ、歐米列國ニ於ケルモノト頗ル其ノ選ヲ異ニスルハ、我邦一般國民ノ既ニ理解スル所ニ係ル。是ヲ以テ國民ノ立憲的觀念ハ自カラ明確トナリ、陳套ニ歸シタル黨派式ノ用語例ヲ以テ如何ニ攪亂ヲ試ミムトスルモ、其ノ間議論ノ紛淆ヲ來スコトヲ許ササルニ至リシナリ。而シテ一方學者其ノ他ノ識者モ亦其ノ所論ヲ發表スルニ際シテ特ニ此ノ點ニ留意シ、今ヤ健全ナル立憲思想ノ根柢堅實ニシテ、輕シク動搖スルコトナキニ至レリ。隨テ多數黨ノ言論ヲ以テ如何ニ煽動ヲ試ムルトモ、殆ト之ニ耳ヲ假スモノナキニ至リタルハ、業ニ已ニ明白ノ事實ナリ。

然レトモ尨大黨ノ勢力ヲ恃テ政界ヲ混毒シ、且謬レル黨派政治ノ觀念ヲ鼓吹シタルノ後ヲ受ケテ成立シタル現內閣ノ主旨トスル所ヲ、國民ニ遍ク徹底セシメムトスルハ、決シテ容易ノ業ニアラサルヘシ。

我地方長官各位ニ於テハ、此ノ如キ流弊ノ在ル所ヲ觀破シ、種々ナル誣言中傷ノ爲ニ人心ノ誤ラルルカ如キナキヲ期シ、一意專念忠誠ノ至情ヲ以テ國家ノ前途ヲ開拓スルカ爲メ、健全ナル民意ノ壅塞掩蔽セラルルカ如キノ事ナキヲ旨トシ、以テ其ノ職責ヲ竭サルルコトヲ深ク信シテ疑ハス。

冀クハ、我地方長官各位ヲ始メ忠良ナル官吏ノ健實恪勤ナル努力ニ賴リテ、益健全ナル思想ヲ養護シ、之カ指導ヲ愆ルコトナク、相共ニ力ヲ致シテ、畏クモ　明治天皇カ夙ニ立憲ノ大政ヲ布カセ給ヒタルノ叡慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ、本大臣ノ最モ切望シテ已マサル所ナリ。

是等ノ點ニ關シテハ、内閣總理大臣ノ訓示ニ於テ既ニ各位ノ知悉セラルル所ナルヲ以テ、更ニ多言ヲ要セサルヘキモ、茲ニ更ニ現内閣成立當時ノ情勢ヲ略述シ、以テ各位ノ參考ニ供セムトス。

世ノ所謂超然内閣ハ、其ノ如何ナルモノヲ指スヤヲ茲ニ講究スルノ要ナシ。名稱ノ何タルヲ問ハス、現内閣ハ國民ト沒交渉ナルモノニモアラス。國民ノ基礎ニ立脚セサルモノニモアラス。而カモ現内閣員ハ何レモ政黨ノ出身者ニアラス。此ノ一黨一派ニ偏倚セサル内閣ノ却テ國民ト沒交渉ナラス、國民ノ基礎ニ立脚スルノ實アルハ、寧ロ政界ノ情勢自カラ之ヲ促カシタルノ結果ナリ。故ニ現内閣カ一黨一派ニ偏倚セスシテ、而カモ成立ノ當時直ニ擧國一致ノ援助ヲ得ムトスルノ抱負ヲ懷キシハ、寧ロ偶爾ニアラスト謂フヘシ。若シ此ノ如キハ單ニ首相並ニ内閣員ノ個人トシテノ希望ニ過キストナスモノアラハ、是レ蓋シ思ハサルノ甚シキモノタルヘシ。

言フマテモナク、内外ノ情勢ニ促カサレ當然生シ來リシ時世ノ要求、自カラ然ラシメタルモノナルコトハ疑ヲ容レサル所ナリ。黨派ニシテ健實ナル動作ニ出ツルモノ、又ハ黨派ニ關係ナシト雖苟クモ國ヲ愛シ公ニ殉スルノ誠意アル同胞公衆ノ意嚮トスル所、亦此ニ存シタルヲ斷言シテ憚ラス。

然ルニ不自然ナル多數ヲ衆議院ニ占メタルノ黨派ハ、現内閣ト政見ヲ同クスル不自然ナル少數黨、及現内閣ノ方針ト大體意見ヲ異ニセサルノ人々等ヲ無視シ、唯此ノ不自然ナル多數黨ニ偏倚スルニ非レハ、則チ是レ國民ト沒

交渉ナリトノ僣越誣妄ナル言論ヲ放ツニ至ル。

此ノ如キ偏倚セル僻見ヲ根據トシテ、其ノ言ハムト欲スル所ヲ恣マニシ、自家ノ非ヲ掩ハンカ爲メニ强ヰテ爭鬪ヲ是レ事トシテ、現下ノ世界大局ニ於ケル我帝國ノ地位如何ヲ全然忘却シ去リタルカ如キハ、眞ニ憂國ノ士ヲシテ國家ノ爲メ深慨ヲ禁セサラシメタル所ニ屬ス。

寺内總理大臣ハ夙ニ此ニ憂慮セラレ、當初大隈前首相カ其ノ後繼首相トシテ奏薦セムトノ内交渉ヲ試ミタル際ニ於テ、國務大臣ノ任免ハ一ニ大權ノ發動ニ由ルヘキモノナレハ、臣下ノ身ヲ以テ濫ニ私擬スルヲ欲セスト言明シテ、其ノ交渉ヲ謝絶シタルノミナラス、前内閣ノ政策ヲ踏襲スルヲ以テ條件トシ、其ノ率ユル所ノ多數黨ヲ以テ援助ヲ與ヘムトノ提議モ亦斷然之ヲ拒絶セラレタリ。是レ實ニ寺内首相ノ至誠君國ニ報スルノ精神ト、内外ノ庶政ヲ匡救セムトスルノ一大抱負トノ存スルコトヲ見ルヘキ所タリ。

現内閣ハ初メヨリ政黨ノ援助ヲ有セスシテ成立セリ。此ノ如キ内閣ノ成立スルニ至リタル所以ハ、抑〻何レニ在リヤ。黨派生活ニ在ル者ノ悉ク政黨内閣ヲ希望スルハ素ヨリ怪ムニ足ラス。然レトモ動モスレハ欽定憲法ノ精神ヲ曲解シ、政黨内閣ニアラサレハ概シテ非立憲ナリト妄斷スルカ如キ黨派式ノ用語例ヲ用ヰテ、單ニ内閣組織ノ形式論ヲ以テ現内閣ヲ非議スルハ、實ニ遺憾ナリト云ハサル可カラス。

然ルニモ拘ラス現内閣ハ　至尊ノ御信任ヲ辱フシテ組織セラレタリ。是レ現時政界ノ情勢自カラ然ルヲ致サシメタルニ外ナラス。卽チ一方ニ於テ多數黨ノ放肆濫妄ナル行動ヲ敢テスルアリ、他方ニ於テハ前内閣ノ内外ニ渉リテ秕政百出スルニ至リタル爲メ、竟ニ前内閣ノ更迭已ムナキニ至リ、前來累積シタルノ政弊ヲ匡正スルノ任務ヲ

負擔シテ、現內閣ハ卽チ組織セラレシナリ。是ヲ以テ現內閣ニ幾分反對ヲ唱ヘタルノ政黨員スラモ、尙且前內閣ノ崩壞シタルヲ視テ爲メニ快哉ヲ呼フニ至リシナリ。

首相ハ內閣組織ノ後ニ於テモ、虛心坦懷至公至平ノ態度ヲ持シ、立憲治下ニ於ケル政黨ノ意嚮ハ固ヨリ之ヲ尊重スルニ努力セラレタリ。殊ニ對支政策ニ就テハ愼重ノ用意ヲ悉シ、各政黨ノ首領ト意見ノ交換ヲナシ、意志ノ疏通ヲ圖ラレタリ。然ルニ憲政會ノ首領タル加藤子爵ハ、政友會並國民黨ノ首領ト其ノ理解スル所ヲ異ニシ、徒ニ附會ノ說ヲ公表シタルハ最モ遺憾トスル所ナリ。加之爾來憲政會ノ行動ハ、議院ノ內外ヲ問ハス單ニ多數ヲ恃テ現內閣ヲ排擠セムトスル外、復一片國家ノ前途ヲ憂フルノ誠意ナキカ如シ。是亦既ニ國民周知ノ事タルヲ信ス。

今ヤ世界ノ大變局ニ臨ミ、國家多事ノ秋ニ際シ、解散ノ已ムヲ得サルニ至リシハ抑モ何ノ故ソ。衆議院解散ノ理由ハ極メテ明瞭ナリ。既ニ內閣總理大臣ノ言明セラレタルカ如ク、今日內外多端ノ時ニ當リ、衆議院內ニ多數ヲ占ムルノ政黨カ其ノ黨與ノ勢力ヲ恃ミテ、憲法上附與セラレタル協贊權ヲ濫用シ、國家重要ノ議事ヲ放擲シテ、驀然不信任ノ決議案ヲ提出シ、國務ノ澁滯ヲ來シタルニ在ルコト固ヨリ言ヲ待タス。

各位ハ既ニ知悉セラルル如ク、不自然ナル多數黨ハ、其ノ提携シタル前內閣ノ非ヲ糊塗セムカ爲メニ、名ヲ言論尊重ニ藉リテ、政府カ第三十八期議會ニ於テ要求セシ所ノ祕密會議ニ於ケル議事ヲ公表セムコトヲ求ムルノ術策ヲ弄シ、以テ其ノ非ヲ飾ラムト圖レリ。蓋シ其ノ意ノ存スル所ハ、政府カ決シテ公表セサルヘキヲ豫期シツツ、此ノ如キ公表ヲ求ムルノ手段ニ依リ、其ノ祕密會ノ內容中ニハ、其ノ多數黨ノ不利ニ陷ルヘキ實迹一モ當時ニ暴露セラレサリシモノノ如クニ裝ヒ、以テ公明ナル公衆ノ判斷ヲ誤ラシメムトスルニアルヤ明ナリ。其ノ窮餘ノ苦

心ヤ想フヘシ。

世上又或ハ現內閣ヲ評シテ薄弱ナル內閣ナリト謂フノ論者アリ。其ノ意ハ蓋シ有力ナル政黨ノ後援ナシトイフニ在ルカ如シ。此ノ點ニ於テハ本大臣モ亦首肯スルニ吝ナラス。然レトモ論者ト雖恐ラクハ當初ヨリ、有力ナル政黨ノ後援ヲ得ル爲メニ、憲政會ト妥協スルヲ得策トシ、前內閣ノ政策ヲ踏襲スルノ條件ヲ甘受シテ之ト相提携セヨトノ意ニアラサルヘシ。現ニ現內閣ヲ評シテ其ノ力微ナリト雖、其ノ精神ヤ尊ムヘシト言ヘルモノスラアリ。然ラハ其ノ現內閣ヲ視ルニ微弱爲スニ足ラサルヲ以テスルモノニアラサルヤ固ヨリ明ナリ。蓋シ擧國一致內閣ヲ標榜シテ立テル以上ハ、其ノ組織ノ當初ニ於テ、宜シク三政黨ノ首領ヲ會同シ、胸襟ヲ披キテ內閣ヲ組織スルノ方法ヲ商議スルヲ寧ロ當然トスヘキ筈ナルニ、事此ニ出テサリシハ此ノ點ニ於テ違算アリトノ謂ナルヘシ。然レトモ此ノ如キハ當時ノ事情之ヲ許ササリシハ、此ノ如キ論者モ亦諒トシタル所ナリト信ス。其ノ事情ニ至テハ茲ニ詳言スルノ要ヲ見ス。唯之ヲ略言スレハ、横暴ナル多數黨ノ存在セルカ爲メ、比較的健全ナル少數黨アリト雖、後繼ノ任ニ當ルヘキ大命ヲ拜スル能ハサルノ事情アリシヲ以テ、情勢ノ趨ク所遂ニ現內閣ノ成立ヲ促シタルモノナリ。之ヲ目シテ薄弱ナル內閣ナリトイフモ、其ノ有力ナル政黨ノ後援ヲ得サリシ爲メ、却テ非立憲ナル行動非違多キ秕政ヲ踏襲スルコトヲ免カレタルハ寧ロ幸ナリトイフヘシ。

立憲政治ニ於テ政黨ノ存立ハ必然ノ勢ニ出ツトノ論ニハ固ヨリ同意スルヲ辭セス。然レトモ現在ノ政界ニ於テ、國家ノ重任ニ膺ルコトヲ得ルニ足ルノ多數ヲ有スル政黨ハ不自然ノ多數ヲ恃ムニ過キスシテ、健全ナル政黨ハ却テ不自然ナル少數ニ在ルノ地位ニ在リ。隨テ其ノ何レニ依ルモ齊シク不可能ナリシヲ以テ、主義政策ノ如何ニ依

リ取捨ヲ決スルノ外ナキヲ認メ、現内閣ハ遂ニ有力ナル政黨ノ後援ナキニモ拘ラス、擧國ノ民意ヲ基礎トシ、不偏不黨秉公持平ノ地位ニ立チ、敢焉トシテ從來ノ政弊ヲ刷新セムコトヲ決意シタルニ外ナラス。

今日政黨内閣ヲ主張スル所ノ多數黨タル憲政會モ、初メ同志會トシテ大隈伯爵及其ノ黨與ト提携シタルノ當時ハ、果シテ大多數ノ政黨ナリシカ。其ノ取リ來リシ徑路ヲ見ルニ、當今ノ情勢尙已ムヲ得サルモノアルコト、蓋シ何人ト雖之ヲ認ムルニ難カラサル所ナルヘシ。

言フマテモナク此ノ曠古未曾有ノ時局ニ際シ、我帝國ハ大ニ國是ヲ定メテ之ヲ遂行スルカ爲メ、最モ確實ナル經綸ヲ立テサルヘカラス。然レトモ繪ヲ描クニハ、先ツ絹ニ於ケル汚點ヲ拂拭シ去ルニアラサレハ、之ニ著手スルコトヲ得サルヘシ。今其ノ汚點ヲ洗滌スルニ勉メ、意匠慘澹タル準備ノ時代ニ於テ、多數黨ノ衆ヲ恃テ非理ナル行動ヲ取ルニ至リタル爲メ、遺憾ナカラ衆議院ノ解散並總選擧ヲ行フノ止ムヲ得サルニ至リシナリ。其ノ眞相ノ存スル所ヲ明ニシ、從來ノ弊竇ヲ一洗シテ、新タナル天地ヲ開拓セムトスルニ當リ、玆ニ内面ノ事情ヲ語ルノ外ナキニ至リシハ、各位ノ深ク諒トセラルル所ナルヲ疑ハス。

今ヤ内外多事ノ秋ニ當リ、徒ニ黨爭ヲ事トシ、蝸牛角上ノ鬪ヲ爲スノ非ナルコトハ、一般識者ノ同シク認ムル所ナリ。現内閣ノ所見モ亦此ニ外ナラサルヲ以テ、至誠事ニ當リ、忠實ナル國民ノ意思ト穩健ナル政黨ノ所見トヲ尊重シ、以テ國家ノ大計ヲ策セムトス。

地方長官各位ニ於テモ、現内閣ノ方針ノ存スル所ヲ諒トシ、最善ノ努力ヲ竭サレムコトヲ望ム。隨テ各位ノ統督ニ屬スル下僚ニ於テモ、亦此ノ意ヲ體シ、此等ノ趣旨ヲ遍ク徹底セシムルニ勉ムヘキハ當然ノ職務タルヘシト信

ス。

選擧ハ國民ヲシテ其ノ自由意思ニ基キ、國家ノ選良ヲ選出セシムルノ方法ナリ。選擧ノ公平ハ實ニ立憲政治ノ根本ヲ成ス。苟モ選擧ニシテ其ノ公正ヲ疑ハルルカ如キノ事アラムカ、輿論民意ノ所在ハ得テ之ヲ知ル能ハス、之ヲ從來ノ實例ニ徵スルニ、國家ノ官吏タル警察官吏ニシテ、黨派ノ運動ニ使用セラレタルカ如キコトアリ。此ノ如キノ弊害ハ斷シテ芟除スルニ勉メムコトヲ要ス。彼ノ選擧投票ニ買收ノ伴フカ如キ疑惑ヲ國民ニ抱カシムル如キニ至テハ、立憲政治ニ於ケル最大恨事ナリトス。

固ヨリ取締ノ峻嚴ナルヲ期スルハ尙爲シ易シ。然レトモ至公至正一點ノ私曲ヲ挾ムコトナキヲ一般ニ認識セシムルハ事最モ難シ。各位ハ宜シク嚴ニ其ノ部下ヲ戒飭シ、其ノ態度ヲ公明ニシ、苟モ疑惑ヲ挾ムノ餘地ナカラシメムコトヲ期セラレムコトヲ望ム。

投票ノ買收、利益ノ提供及饗應請托ハ、現時ニ於ケル選擧界腐敗ノ最大原因タリ。今ニシテ此ノ風潮ヲ矯正スル所ナキニ於テハ、國民ノ選良ハ單ニ金錢ノ多寡ニヨリテ決シ、眞正ナル國民ノ意志ハ毫モ之ヲ知ルニ由ナキニ至ラムトス。故ニ今回ノ選擧ニ當リテハ、最モ意ヲ金錢ノ授受ニ注キ、苟モ投票買收ノ疑アル者及利益ノ提供又ハ饗應請托ノ跡アル者ニ對シテハ、毫末ノ微ト雖斷シテ假借スル所ナク、克ク司法當局者トノ連絡ヲ保チテ其ノ檢擧ニ勉メ、以テ禍根ヲ剿滅スルコトヲ期セラレムコトヲ望ム。

而シテ其ノ之ヲ爲スニ先タチ、選擧民ニ對シテハ從來ノ非行ニ褻レテ戒心ヲ怠リ、爲メニ嚴罰ニ處セラルルカ如キノ事ナキ樣、豫メ當局者決心ノ存スル所ヲ一般公衆ニ警告シ、以テ選擧界ノ廓淸ニ勉メラレムコトヲ切望ス。

本大臣ハ玆ニ各位ノ努力ニ倚賴シ、今回ノ選擧取締ヲ以テ永ク後日ノ範タラシメムコトヲ期ス。此ノ際地方長官各位、亦現內閣ノ成立ヨリ以テ今回衆議院ノ解散ニ至ル前後ノ實情ヲ諒トシ、總理大臣並本大臣ノ訓示ニ基キ、政府方針ノ存スル所ヲ汎ク徹底セシムルニ於テ最善ノ努力ヲ致サレムコトヲ期待ス。若シ本大臣ノ訓示其ノ他ノ點ニ就キテ疑ヒノ存スルアラハ、忌憚ナク之ヲ質シ、以テ其ノ所信ヲ强固ニセラレムコトヲ望ム。顧フニ今日ハ國政ノ積弊ヲ一新シテ、邦家非常ノ時局ニ處スルノ大計ヲ立ツヘキノ時ナリ。切ニ各位ノ努力奮勵ヲ望ム。

これは伯が一枚の紙片も持たずに、病床で口授したもので、原文はもつと激越なものであつたのを、多少の修正が次官その他の手で加へられてゐた。

一方の政黨を不自然なる多數黨と罵り、他方の政黨を著實公平と呼び、しかも選擧の公正を期すべし、と內務大臣が訓示したのである。地方長官が驚き、天下が驚いたのも無理はなかつた。

これは如何なる反響を生じたであらうか。

五、訓示の反響

果然、この訓示は天下の視聽を聳たしめた。そして、これによつて最も困惑したのは、外部でなくして、寧ろ內務省內であつたことは、その頃を追想して、永田秀次郎が左の如く語つてゐる。

寺內內閣の總選擧に臨むに當り、伯は內務大臣として、地方長官に對し、あの有名な「不自然なる多數黨」といふ言葉を、その訓示のうちに插入された。

當時、私は警保局長であつたが、伯から訓示草案を示された時、そのうちには頗る激越な口調の文句が多いので、伯に對して「一應、修正したい箇所があります」と申上げた。其の時伯は「不自然なる多數黨といふ文字は絕對に削除したり、修正してはいかぬ」と嚴命された。これには水野次官も私も大困りであつた。

私は伯をお訪ねして、「內相の訓示は訓示として、私は警保局長として警保局長の立場から訓示する」と申上げた。伯はこの事をも默許せられたばかりでなく、內相訓示草案に對しての加筆訂正も許された。しかし「不自然なる多數黨」といふ言葉だけは斷乎として手を附けてはいかぬとのお言葉であつた。

茲に伯の面目が實に躍動してゐるばかりでなく、私の申出を認許せられた處にも、伯の面白い性格の一面があると思ふ。

いよ〳〵地方長官に對し問題の訓示をするといふ時に、伯は病氣に罹られて缺席された。それで水野次官が內相の訓示を代理で行うたのであるが、その訓示たるや實に總選擧の取締は公平にやれと力說しながら、他の一面には憲政會を不自然なる多數黨と書いてある。その調和を如何にするか、訓示を朗讀する水野次官も閉口すれば、訓示されるところの地方長官も困惑したのであつた。

私は警保局長として特に警察部長會議の席上で訓示する事になつてゐた。その日の訓示が終ると、警察部長連は果然質問を發して來た。

警察部長側は「かうした訓示を受けてこのまま歸つても、どう措置してよいのか分りません」といふのである。

ソコで私は次のやうに答へたものだ。

内務大臣の訓示は政治の高等批評である。從つて不自然なる多數黨といつたやうな批判的言葉もそのうちにあらはれて來るわけだ。而して私が指示し訓示した處は我々警察官が嚴正公平に取締らなければいけないといふことを力說したのである。從つて選擧の公平を維持する事は實に內閣の運命以上に重大事である。これに對して警察部長は「警保局長の只今の御說明を知事に對しても話して戴きたい」と希望するに至つた程であつた。

伯は私のかうした訓示に對しては一言の小言も云はれなかつた。しかし政友會から抗議が出て來た。湯淺君の如きは「永田といふ奴は實に無茶な奴だ。上司の訓示を覆へすやうな事をやつてよくも平氣でゐられたものだ」と批評したといふことを聞いた。

かうした關係から、政友會からは永田の警保局長を辭任させよと伯に迫つて來るし、新聞にはかうした種類の事件が起る度毎に、警保局長は轉任するといふ記事が出たものである。又、政友會の方からいろ〳〵と陳情や希望が私の手許へ來る。私がさうした申込みを拒絕する每に、政友會側は、私の態度や措置が怪しからぬといつて、伯の處へ苦情を持ち込んだものである。これには伯も困り、私も困つた。しかし伯はかうした私の態度を默過してをられた。それで尾崎行雄氏一派の人々は「アレはどうも後藤內相と永田警保局長とが馴れ合ひでやつてゐるのだ」と批評した程であつた。しかし決して馴れ合ひでやつてゐたわけではなかつたのだ。

水野次官に依つて代讀されたる伯の訓示、卽ち「不自然なる多數黨」といふ高等批評は俄然、輿論の大波瀾を惹起した。或はこれを聽いて「長官連も戸惑ひして、政黨本部へ來たのぢやないかと眼を白黑した」と噂され、或はこれ

を評して、「超然內閣黨本部の代議士總會の演說と云つた調子だ」とか、「明治座新富座の政談演說會の筆記の樣だ」とか言はれたほどであつた。

この激烈なる訓示に引續き、十四日には警察部長會議が開かれた。病床の伯は依然出席出來ず、水野次官が伯の訓示を代讀した。それは情弊なき公正嚴格なる選擧を實行せよといふのであつた。伯が全快して國務をみることが出來るやうになつたのは、三月初めであつた。

六、ザル碁と本因坊

かくしていよ〱、寺內內閣の下に總選擧が行はれることになつた。我國に於いては、政府黨の破れたことは、從來殆どなかつた。ゆゑにこの總選擧が、內閣の好意を寄せたる政友會に有利であることは、明瞭であつた。

寺內內閣はいま如何なる方策をもつて、この選擧に臨まんとするのであるか。

當時伯の手記にかかる「總選擧ニ關スル要件」なる箇條書が、その一斑を示してゐる。

總選擧に關する要件

一、本年六月ニ開カルヘキ第三十九回帝國議會ニ於テハ、政府ニ味方スヘキ議員ヲ糾合シテ過半數ノ勢力ヲ占メ、豫算法律等政府提案ノ全部ヲ協贊セシムヘク畫策セサルヘカラス。

二、前項ノ目的ヲ達スル爲メ、政策上ニ於テ政友會ト一致ノ諒解ヲ爲シ、選擧上ニ於テ間接ニ政友會ヲ援助シ、同會員百四五十名ヲ當選セシムヘク努力セシムルヲ要ス。

三、政府ハ勉メテ實業家其他非政黨員ノ立候補ヲ奬勵援助シ、中立的贊同議員五六十名ノ當選ヲ期スヘク努力セサルヘカラス。

四、右二者ヲ合シテ貳百名以上ノ贊同者ヲ得、以テ政策遂行ノ目的ヲ達スヘシ。

卽ち一方政友會を與黨とするとともに、中立議員を選出して、一種の第三黨の役目を果さしめんとするのである。それは二大政黨を回避し、小黨分立への途を歩まんとするもので、ここに伯が獨逸流の議會觀を持つてゐたことが窺はれる。それは寺内の意思でもあり、また元老山縣の希望でもあつたのである。彼等は一樣に英國風の二大政黨の交互更替を好まなかつたのである。

その頃の伯の立場に就き、書記官長であつた兒玉秀雄もまた「伯は内務大臣として總選擧の中心となるべき運命におかれた。總選擧は一面には、憲政會を敵として、他面、第三黨の組織を目標として行はれたのである」と回顧してゐる。また永田秀次郎も次の如く語つた。

總選擧の時、選擧長は田遞相であつたが、これは伯が直接、采配をふられるよりも、田さんがやられる方がよからうといふことで、田さんへお鉢が廻つたのである。伯はしば〳〵田さんの官舍へ出かけられた。この時の總選擧に、政府は政友會を助ける事になり、伯はいろ〳〵この方面の面倒も見られた。それが原因となつて後年、野田卯太郎君が、伯を政友會總裁に就任するやうにすすめて來たのであつた。

然らば所謂第三黨は如何にして作らるべきか。

これより先き、伯は議會解散の翌日、牛込馬場下に犬養木堂を訪ひ、會談約一時間にわたつて政局に關する重要意

見の交換を遂げたが、更に同月二十六日午後七時から、舊公正會所屬議員中、現内閣不信任決議に反對せる者を招待して、實業家と政黨との關係に就き挨拶を述べた際、

（一）實業家諸君の從來執り來りし、正を正とし邪を邪としたる行動は、政府の主義と一致したる事。

（二）實業家議員が從來往々政黨の爲めに操縱せられ、其の主張を枉げられたりしが、今回初めて其の主張の貫徹したる事。

（三）政府には議會に一人の味方なしと云はれたるが、愈々其の主張を爭ふの期に於いて堅實なる同意者あり。從て之れを稱へたる吾輩は、其の節も修正せざるべからざることを寧ろ喜ばんとするものなり。

との意味を述べて、二十五日の議場に於ける一同の行動を謝し、併せて將來とも政府の味方たらんことを婉曲に慫慂した。この中立議員應援の企圖に關し、當時の新聞に「御用黨組織計畫」と題して、次の如き記事を掲載するものもあつた。

政府は今回の總選擧に對し、表面は之を否認しつゝあるも、其實第三黨を組織せんとの企畫を爲し、御用議員五十名内外を選出せしめんと後藤内相、田遞相等夫れ〳〵畫策中なるが、超然内閣の御用黨たることを以て、特に嚴正中立の立候補を宣言し、全國に亙り適當の候補者を物色しつゝあるが、是等中立議員の中堅たるべきものは云ふ迄もなく舊公正會の實業家前議員にして、嚴正中立を標榜しつゝ而も來るべき臨時議會に於ては、又復不信任案に反對すべく、現に不信任案に反對したる舊公正會前代議士（中略）の外全國各地における成金出の中立議員は、總計五十名内外に達すべく、何れも既成政黨に入らず、彼の大隈内閣當時の總選擧に際し、五十餘名の無所

屬團が成立したると同樣の中立團體再現すべく、政府は專ら此中立議員の操縱に苦心せる如し。

更に伯は、地方自治が政爭に依つて圓滿なる發展を阻礙さるるを憂へて、「自治團」の組織を提唱し、自ら署名して全國の新聞紙に寄稿した。その全文は左の通りである。從つて伯は、總選擧應援演說に赴いた場合においても、必ず地方自治制の確立に言及する事を忘れなかつた。

方今の一大急務

地方の自治制度は、國家憲政の基礎となるもので、その振ふと振はざるとは、國運の通塞憲政の消長に關することは極めて大である。故に憲政の發達を思ひその濟美を冀ふ者は、須らく先づ思ひを是に致し、克く內外の形勢に鑑み、地方の情況に照して、克く其發達を圖らねばならぬ。これ恐らく方今の一大急務であらう。

元來地方自治なるものは、國家が互に其公共的精神を發揮してその所屬せる地方の文化的並に經濟的發展を促し、之によりて國民の福利を增進し、之によりて國力の發展を圖らむとするのである。故に自治團體なるものは、一方より見れば國民が憲政的修養をなすべき一種の學校で、また活動を練習すべき一種の練兵場である。しかるに我地方自治の團體は殆ど其目的と精神とを忘れ、日に益々邪道に陷りつゝあるのみならず、中には腐敗混亂その極に達して、今のまゝでは到底之を救ふべからざるの情況に在るものもある。見よ中央政界に於ける齷齪すべき黨爭は直に地方に波及し、其自治行政は徒らに黨員政客の左右する所となり明かに其利益に反すと思はるゝものまで黨略の爲に犧牲に供せられて地方の自治制は爲めに萎微不振殆ど其極みに達して居る。これ吾人が年來地方自治の刷新改善を絕叫して已まざる所以である。

さらば如何に之を救濟すべきか其策固より一にして足らぬが、我が觀る所では、各地の青年團若くは其の他の團體を誘掖指導して、漸次その向上發展を促し、その力によりて、地方自治の改善を圖るのも亦その一策かと思つて居る。客年內務當局者が各地の地方長官に青年團組織の必要を訓令してより到る處その組織を見ざるなく、今やその數幾百千に達し、今後も尙愈々多きを加

ふべき情勢がある。故に吾人はその團體を基礎とし國家の綜合的利益と相反せざる範圍内に於て、各階級の政治的並に經濟的利益の調節を圖り、若し同一階級内に於て各部屬又は團體間に利害の衝突ある時は、最も公明なる方法によりて、之が調和に力め汎く各地講演會を催し、通信機關を設け雜誌を發行し、且在來の教育機關と適宜の交渉を保ち專ら會員の教育、訓練、及團結を固うしたならば、什麼かと思つてゐる。

固より此團體は純乎たる自由結社で、政黨政派の類ではなく、寧ろ黨爭より來れる諸々の弊害を除去し、地方自治體をして各自その自主的發達を遂げしめむとするに在れば、その何派に屬するを問はず志を同じうする者でさへあれば、喜むで其入會を許し中央と地方と相待つてこゝに一大團體を形づくつたならば、其效果も亦必ずや大なるものがあらう。要するに自治と青年團とは地方の開發發展を促す上に於て、決して離る可からざる者である。故に吾人は地方の青年が克く其地位と任とを考へ、邦家の爲に奮勵一番せられむことを希望して休まぬ。

又伯は、中立議員中、醫界よりの立候補者を應援し支持した。殊に當時、最も世人の注意を集めたのは大日本醫師會との關係であつた。一月八日の萬朝報はこれを評して、「前回の總選擧に於ては大隈伯後援會なる團體出現し、從來の逐鹿史に一新記録を作つた。物好きな後藤内相は之に對抗し得る一新機軸を示さうと考へた結果が、例の醫師團蹶起と爲つて現はれて來たさうだ」となした。

果然二月十日開かれた大日本醫師會は、滿場一致を以て、左の如き宣言を可決した。

衆議院は遂に解散せられ、總選擧は來る四月二十日を期して普く行はれむとす。本會亦斯界多年の宿志を貫徹せむとして、此秋大に活躍せむとする所以のもの他なし。夫れ帝國議會は國民階級の縮圖にして、一般社會の意志を代表するの府たり。從つて其の一部階級者流に偏倚すべからざるや謚として當に然り。然るに本邦醫事衛生の刷新を叫ぶの聲比年甚大をなせるにも拘らず、其實の未だ大に見るべきものなき、畢竟立法府に其聲を傳へ其の途を通じ其功を爭ふの士乏しきに職由せずんばあらず。（中略）

斯の計策を實現すべき機會は眼頭に迫れり。然るに世間往々本會の行動を揣摩して、現内閣擁護の意に出づと做し、本會を以て後藤男後援會と目し、恰も往年の大隈伯後援會の轍に倣ふものと猜し、妄りに流言蜚語を放ち、切りに江湖の耳目を欺かんとする者あり。本會たるもの何ぞ斯の如き痴戯を學ぶものならむや。

しかるにこの中立議員の選出については、種々なる支障が起つた。初め伯の周圍の人々は、此の機會に於いて伯の直參たるべき代議士の一團を作らんことを計畫し、資金を募集し、候補者の選定をしてゐたのであるが、このことは選擧の事務が、内相たる伯の手を離れて、田遞相の手に移つたため、その計畫に種々なる手違ひを生じた。何故に首相が選擧長の仕事を田の手に移したかは、明瞭でなかつたが、少なくとも伯がこれを全然快しとしてゐなかつたことは明かであつた。

一方、伯が無遠慮に各地に中立議員を立てて、これを後援したことは、政友會の頗る迷惑としたところであつた。そこで原敬は、伯を訪れてこれに抗議した。すると伯は例の調子で、

『それは可笑しな話ではないか。君は選擧に掛けては日本一の玄人だ。碁で言へば本因坊だ。我輩は田舍のザル碁だ。ザル碁がどこへ石を置かうと、本因坊が苦情をいふのは可笑しいぢやないか。』

と言つた。

理窟屋の原も、かういふ流儀違ひの論法を用ひられては返答に困つた。彼は伊東巳代治を訪れて「後藤はかういふ無茶を言ふので困る」と苦笑した。

七、病後の强行軍

伯の肺炎は二週間ほどして全快した。

それで伯は二月十七日の朝、寺内首相を訪れて會談したる後、熱海に轉地療養したが、三月初旬には歸京し、三月十日午前九時の列車で、東京驛發西下の途に就いた。西下の任務は、十五日から十七日にわたつて伊勢神宮外宮遷宮式に參列する爲めであつた。しかし總選擧期日もおひ〳〵切迫して來たので、この旅を利用して、伯は關西方面の立候補情況も視察し、旁々大阪鐵道豫定線の視察を行うた。

今その日程を見れば左の通りである。

△三月十日午前八時三十分東京發△十日午後九時五十九分名古屋著（泊）△十一日午後四時十四分名古屋發△十一日午後八時二十五分大阪著△十二日大阪滯在△十三日神戸滯在△十四日午後十二時二十五分神戸發△十四日午後一時二十二分大阪著△十四日午後二時五分湊町發△十四日午後六時三十六分山田著△十五日午前十時十二分山田發△同十六日午後一時五十分東京歸著。

大患直後にかういふ無理な旅行をしたのは、聊か理由のあることであつた。「俺は今度、自分の體を試しに行つたのだ」と自ら語つたごとく、彼は自己の健康が果して往年の如く劇務に堪ゆるや否やを試驗して置きたかつたのである。西下の途上、豐橋驛で出迎ひを受けた新聞記者に對して、伯は次の如くその所信を披瀝した。

自分は未だ病上りで此の通り稀らしく和服である。今日は沼津へ下車したので大分遲れた。ナニ選擧の豫想か、何が今から判るものか、まだ〳〵そんな時期には達して居ないヨ。世間では何の彼のと云ふけれども、自分の考へとしては內務大臣は今までのやうに選擧係であつてはならない。唯々選擧を公平に取締さへすればそれで十分だと云ふ考へを持つて居る。實際の仕事は水野

等に遣らせてある。自分は大臣になつて以來碌なこともしてゐるとは思うてゐないが、此の度の選擧だけは立派に行つて退けるつもりだ。今日でこそ世間では惡く云うて居るが、至公至平に行へば、時日の經つに從つて、正しいものは正しきものと判然するであらうと確信してゐる。（中略）現内閣が超然内閣だからいけない、眞に國民が自覺したら存在が難かしからうなど丶馬鹿な事を云つちやいけない。それは議論だ。成程現内閣は身に寸鐵なく實に薄弱サ。併し國民と沒交渉だとか非立憲だとか云ふのはそれは黨派的臆斷で、國民と沒交渉の内閣と云ふものが全體あり得るものではない。自分は確に七千萬國民の後援あることを確信する。（中略）前内閣通りの選擧を立憲だと云ふのなら其通り遣つて見ようか。成程大隈侯は偉人に相違ない。自分も侯に心服して居る。社會の爲にも大いに盡された。併しあの内閣は尊敬する事が出來ぬ。國民の輿望に依つて成立したやうに云ふがクラブ洗粉や御園白粉のやうな鳴物入で選擧をして、之れに國民が眩まされたのだよ。――（三月十二日大阪朝日新聞）

この旅行中、伯は大阪から神戸に赴く車中で、車窓から海岸を走つてゐる電車を眺めて、突如として云つた。

『電車と汽車があべこべに付いてゐる。』

これは同行の鐵道專門家を驚かした。

全く伯のいふ通りであつた。海港として發達すべき大阪と神戸とを連絡する鐵道が山に沿うて走り、近距離輸送のための電車が海沿ひに走つてゐるのは、日本の運輸政策上の大損害であつた。

かくて伯は大阪を發して宇治山田に赴き、十五日午後、外宮遷宮式に參列した。この際圖らずも起つたのが、不敬寫眞事件である。それは伯が御式を待つ間、外宮齋館内において、白の齋服を著けて、寫眞を撮影せしめたことが、撮影禁止の域内における不敬行爲であるといふのである。そのことが當時の新聞に掲載さるるや、反對黨は得たり賢しと、宣傳の材料に利用した。尤もこの事件は間もなく、何等規則違反でもなければ、不敬事件でもないといふこと

が判明したけれども、問題はつひに議會にまで持ちこされた。さうして伯は、反對黨の質問に對して、次のごとく答辯して、身の潔白を明かにした。

唯今本年三月十五日豐受大神宮還御祭參列ノ事ニ關シテ御質問ガアリマシタ。甚ダ事實ヲ違ヘテ居ル。誤解ニ非ザレバ曲解デアルト信ズルモノデアリマス。（中略）此神宮ニ關係シマシタコトデ、悉ク神宮ノ儀式ヲ掌ル人ガアリマス。其人ノ指揮ニ從ッテ行動ヲ致スモノデアリマス。此行動ニ背イタルコトガナキ以上ニハ、ソレ以上ノコトヲ附會シテ説ヲ爲ス者ノ爲メニ、何等此大典ヲ曲グベキモノデナイ。（中略）徹頭徹尾此神典ヲ掌ル所ノ者ノ指揮ニ對シテ何ラ違反スルコトナク、神聖ノ儀式ハ行ハレテ缺點ナカリシコトハ、此處ニ明言スルコトヲ憚カラヌノデアリマス。（中略）茲ニ其順序ヲ一應朗讀致シマス。

「本年三月十五日　豐受大神宮本殿還御祭參列ニ於テ内務大臣カ齋服ヲ著用シ齋館内ニ於テ撮影セシメタルハ、明治三十八年六月神宮司廳達神地取締規定ニ違反シタルノミナラス、不謹愼ナルカ如ク云爲スルモ、同規定ニ於テ撮影ヲ禁セルハ、御神殿拜所等所在ノ土地及參道等ノ第一類地ヲ云フモノニシテ、齋館構内ノ如キ右神地取締規定ニ依ルヘキモノニアラス。現ニ數回撮影ノ先例アリ、且ツ元來該規定設定ノ精神ハ第一類地ニハ、御神殿拜所等存在スルヲ以テ是等建物及附近宮域ノ撮影ヲ禁止シ、神宮ノ尊嚴ヲ傷クルコトナカラシメントノ旨趣ニ出テタルモノナルヲ以テ、神宮司廳ノ承認ヲ得テ、齋館ノ内部ニ於テ、單ニ其人物ヲ撮影スルガ如キハ、右取締規定ニ違反セサルノミナラズ、亦其精神ニ於テモ何等支障ナカルヘシ」

是ダケガ大體ノ考究ヲ費シタル所デ、（中略）自分ハ重大ナル祭儀デアッテ、之ニ參列スル爲ニ齋館ニ入ッテ齋服ヲ著シ、敬虔ノ態度ヲ以テ、參列ノ時ヲ待ッテ居ッタニ違ヒナイ。而シテ寫眞ヲ撮ラシムル爲ニ寫眞師ヲ呼ンダナドトハ、爲メニスル者ノ捏ヘタコトデ、此方カラ依賴シタ譯デハナイ。彼等ハ彼等ノ順序ヲ以テ、齋館ニ於テ撮影スルコトヲ許サレテ入ッタコトデアリマス。然ラサル者ヲ自由ニアノ中ヘ入レルモノデハナイ位ハ、御承知デアラウト思ヒマス。

この答辯によつて、神宮内撮影事件は、何等不敬の行爲ではなかつたことが明かになつた。しかしその前、總選擧の際には、この所謂不敬事件が、反對黨の利用するところとなり、盛んに宣傳せられたるがために、たとへ伯の同情

者といへども、後藤といふ男は兎角物議を釀しやすい人物であるといふ印象を與へられたのは事實であつた。

伯は十七日の朝歸京するや、また直ちに東北、北海道の選擧視察に赴いた。すなはち三月二十四日夜、上野を發し福島、仙臺、盛岡、青森の各地を歴視し、青森より函館に渡り、札幌、小樽を巡視したるのち、三十日再び函館に引返し、翌三十一日青森に渡り、歸途は奥羽線によつて秋田、山形、米澤、郡山、若松を經て、四月五日朝上野に歸著した。

かうした旅行中、伯は各地で選擧演說を試みたが、その要旨は左の如くであつた。

余は自治團を組織し國民をして黨派の弊害より免かれしめん事を期せり。是を以て一の政黨を作るもの丶如く解するは誤れり。余は大正二年にパウルゼンの「政黨政策と道德」を飜譯したる時より、此感を有したり。決して內務大臣として地方長官に命じて之を强制せしめしにはあらず。自治體を健全にするは、人體の健康を增して、如何なる傳染病にも冒されざる用意をなすに等し。各政黨の首領と雖も此趣意に不賛成なるはなし。卽ち國民に完全なる思想を注入するに在りて、其組織の如きは必ず余の草案に依れと云ふに非ず、唯だ其型を示せるのみ。扨て議會解散に關して反對黨は其理由なしと稱するも、是れ黑白を辨ぜざるの言なり。不自然なる多數黨は帝國議會代議院の運用を危ふくするを以て、玆に解散を見たり。其理由は總理大臣及び內務大臣の演說に依りて明かなり。不自然なる多數黨とは、反對黨に敬意を表したる語にして、是を說明せば選擧干涉に依りて成立せる非立憲の多數黨なり。彼等は現內閣を以て民意を代表せずと云ふも、是れ彼等が黨派的用語の變轉にして、不自然の多數黨に依らずと云ふの意なり。衆議院には尙ほ他に政黨あり。彼と略ぼ相似たる數の議員は彼等と意見を異にせり。不自然の多數黨に依れば民意を代表せずと云ふが、衆議院に於ける百餘名の議員は政策を見て賛否を決せんと唱へ、秩序ある進步を遂げんとしつ丶あり。是等は洵に欽定憲法の精神を守り、且つ政黨創立の趣意を完了しつ丶あるものと云ふ可きなり。近來又現內閣を無爲無能と云ふも、是れ善事を棒引して惡事を尋ねんとするものなり。又前後二回に試みられし石川縣の選擧を比較して見よ。果して何れ

の内閣が非立憲なりしか。反對黨の新聞も、現内閣の下に行はれし選擧を非難する能はず、皆其公正を認むるの已むなきに至れり。此席上に、或は反對黨の諸君も居る可し。石川の選擧を不正と云ふものあらば、玆にて其說を承はらん。（三月二十六日時事新報）

四月五日早朝、彼は長途の旅行を終へて東京に歸つてきた。この間風邪一つ引かなかつた彼は、みごと自分自身の試驗に及第した。

『俺もこの分なら、まだ働けるな。』

彼は心中にさう思つて、會心の微笑を洩らした。

八、關西旅行

東京の選擧事務は田遞相に委せてあるので、伯は北海道から歸つて來ると、僅か三日を東京に過ごしただけで、またも十日の朝には關西の旅に出發してゐた。

表面の用向は選擧視察であつたけれども、實際は憲政會打破の實戰であつた。しかも伯は平氣で、一方には至公至正とか、秉公持平とかいつてゐながら、他方には政府黨だとか反對黨だとかいつてゐた。それでゐて自分自身その矛盾を意識してゐるのかゐないのか判らないところに、伯一流の頭の歪みがあつたのである。

四月十日午前八時半東京驛發、同日午後四時八分名古屋驛著、直ちに百春樓に入り、所謂後藤系候補者と會談、卽夜八時三十五分發列車で岐阜に向つた。それより神戸に直行し、十一日午前六時二十分神戸驛著、直ちにトア・ホテ

ルに入り休憩、同十一時兵庫縣廳に赴き、縣下三市二十五郡の郡市長に對し、左の如き選擧に對する訓示を行つた。

近來物質文明の進歩に伴ひ、國民動もすれば自己の權利のみを主張する事を知つて義務觀念と犧牲的精神を失ひ、我國祖先傳來の美風漸次衰滅しつゝある事は、實に遺憾に堪へざる處なり。然るに官吏の職務は、此の義務觀念と犧牲的精神に依るに非ざれば、決して其效果を擧げ得るものに非ざれば、諸君は飽迄誠心誠意職務に努力せらるべし。殊に諸君は目前に選擧を控へ事務多端なるべきも、常に嚴正なる態度を持し、決して其渦中に投じて之れに干與して職務を誤まるが如きことあるべからず。近來社會の木鐸たるべき新聞紙は、動もすれば偏頗なる言論を弄し、危險思想を釀成して社會の風教を害する事決して鮮しとせず。殊に昨今新聞紙に依つて報道せらるる政界の事情の如き虚僞も甚しく、一犬虚に吠えて萬犬實を傳へ、世人多く誤まられつゝあるは洵に遺憾なり。新聞紙の多くは內閣更迭の際に於ける元老の行動を非難しつゝあるも、恁は誤解も甚だしきものにして、却つて大隈前首相が辭表捧呈に際して、未だ決せざるに先立ちて、不謹愼にも新聞記者を招きて之を發表したるが如き、我國從來の前例を破り、建國傳來の綱紀を紊るものと云はざるべからざるに、新聞紙は之を責めざるのみか其報道をさへせざるに非ずや。諸君は斯る新聞紙の虚僞に惑はさるゝ事なく、如上の意を體し公正なる判斷を以て選擧に臨まれん事を望む。

宛として憲政會駁撃演說である。

正午、淸野知事主催のオリエンタル・ホテルの午餐會に臨んだが、伯はその席上、興に乘じて詩を賦した。其の時の狀景は次の如くである。

――シャンパンの廻りに顏面漸く紅色を呈する頃、淸野知事フロックのポケットに兩手を突込でモヂ／＼してゐたが、やがて一枚の紙片を取出し內相閣下の御覽に入れると、內相得意の鼻眼鏡を一寸かけ直して、グット反身になり、讀んで見ると和關雪畫伯高額と題して七言絕句が認めてある。內相首を左右に振ること數回「オイ俺にも一絕浮んだぞ」と云ふなり、鉛筆の走り書、

戴星出入不知疲　勿問前途險與夷
談笑一座皆莫逆　何求避俗又吟詩

賦し終りて又も自慢の鼻眼鏡を兩手でチョイと摘みながら「ドウだね……」と男爵閣下の得意、知事も内相を前に置いて萬更拙いとも云へず、實に御美事ですねは清野氏もなか〳〵お世辭が甘い。（四月十三日大阪時事新報）

伯は午後四時過ぎ諏訪山の武德殿に赴き、自治に關する講演を行うた。聽衆二千、伯の演說に對し彌次を發する者あり、伯も亦應酬して、會場の空氣は極度に緊張した。それを新聞は次の如く報道した。

……さしもに廣き武德殿も立錐の餘地が無くなつた。軈て定刻を過ぎた四時五十分、内相は多數警官の物々しき警護の間を設けの席に就き、淸野知事の紹介でフロックコートの瀟洒な姿を壇上に運び、ニコ〳〵と微笑を湛へながら開口一番「諸君我日本は浦賀の砲聲以來更に近年に至つて二つの砲聲が放たれた。それは憲法政治と自治政治の叫びである……」と劈頭に於て先づ聽衆の度膽を拔くと、所々に拍手が起る。内相閣下大の得意で「立黨政治の基礎は自治政治である……」と叫び「代議士を擧ぐるに當り、國家の選良を出すに就いては、自治團の進步せると然らざるとは、大いに選良の人物に關係す」とソロ〳〵選擧問題に立入るや「現内閣は如何だ」と大向ふから橫槍を入れる「ノー〳〵」と叫ぶなど、大いに彌次り出したので、之は意外だといはん許りに、内相稍や庇古垂れ氣味であつたが「自治の權利は立憲政治の下稽古である。これでもノー〳〵が言へますか」と大人氣なく反問すると、聽衆は只わけもなく「ヒヤ〳〵」を連呼した。――（四月十三日大阪時事新報）

講演終つて伯は午後六時過ぎ、西常盤に於ける市主催の歡迎會に臨み、翌十二日午前八時四十四分神戶驛發、京都に赴いた。

先づ府廳にて郡市長に對し訓示を行ひ、終つて京都府政記者一同に對し共同會見を遂げた。會見顚末は左の通りである。

郡市長の伺候を受け、今度は新聞記者にも會うて遣らうとの御諚、大納まりに納つて府政記者一同を引見する。木内知事と大野市長が席に陪し、卓上には選擧形勢一斑と大書し、傍には内相訓示の滲徹法（京都府）と表紙に書いた美濃版の小册子を乘せて

ある。記者がズラリと內相を包圍すると、某新聞に自分の講演が間違つてゐると大にブリ付き、熊公式の見榮を切つたが、急に氣をかへ、一體世間では御用黨々々々といふが御用とは何事だ、苟も國家的に生活するもの一人として御用ならざるはなしと大いに憤慨し、選擧の形勢面白からずと見てとつたか、聲涙並び下らんばかり眞ッ赤になつて怒鳴りたる。木內知事も見るに見兼ねて閣下の御議論も亦一說ですが新聞もなか／＼よいものですと水をさしたので鬚爵急に氣をかへて「イヤ左うとも／＼」と急に碎けて見せ「閣下の訓示は全國の人民に徹底してゐると思へますか」と聞くと「イヤ一般に行亙つてゐないと思ふが、憲政會なぞが騷ぐ處を見るとヤッパリ邪魔になると見えるな。吾輩の脫線演說か、脫線した？　アレはツイ、ソノあんな工合になつたんさ。無論今度の總選擧は政府黨大勝利萬々歲、天に代つて吾輩が反對黨を撲滅するさ」――

正午、伯は京都商業會議所における官民合同の歡迎會に臨み、同三時、青年會館にて自治に關する講演を行うた。そして翌三日は大阪に行つて、まづ府廳に赴き、郡市長に對し選擧に對する訓示を行ひ、訓示後、新聞記者と會見した。會見の模樣は左の通りである。

知事より選擧形勢を聽取したる後新聞記者を引見して、昨日京都では記者諸君に苦言を呈して置いたが今日は大に愛嬌を振撒いて置くのである、とて頗る上機嫌の態なり。曰く。我輩が神戶で關西の大新聞は危險思想だと攻擊したと言ふのか、夫れは訛傳だ。新聞は讀むべし讀まるべからずと言つた迄さ。今日の訓示に何か新しい意味が含まれてゐないかと言ふのか。何もないヨ。官吏は須らく職務に忠實なれと言つた迄で、古臭いお念佛でも、人間は每朝每夕唱へてゐるのと同一轍サ。總選擧の豫想か、政府黨が勝つに決つてゐるヨ。大阪の金澤、小林、河野が當選するだらうサ。一體御用黨なんて事新しく言ふがものではないではないか。諸君達も御用黨さ國民全般御用黨ならざるはなしだ。

僅々五分ばかりの會見に內相大にメートルを揚げた。（四月十四日大阪朝日新聞）

かくて伯は正午、北濱の花外樓における市長主催の歡迎招待會に臨み、同夜八時三分梅田驛發の列車で歸京した。

九、政策案手記

伯は地方における選擧視察や宣傳演說に活躍する傍ら、政策全體に亙つて攻究を怠らなかつた。次の手記は實に、伯が總選擧の戰塵うづまく眞只中において認めたる政策案であつた。

一、山東省改善策至急實行ノ事
　附阿片制施行上急要ナル改正斷行之事
一、關東州並南滿改革施行之事
一、鐵道院幹部更迭斷行ノ事
一、海事金融機關新設之事
一、船舶政策經濟會議ニ提出スルハ何故ナルカ
一、海陸連絡港灣統一政策經濟會議ニ提案ヲ見サル所以ノ理由
一、大阪築港並臨港鐵道始末ノ經濟會議ニ提案ナキ理由如何
一、農工銀行補助金八百五十萬圓ノ期限ニ付之ヲ處分スル方法並玆ニ人心ヲ一新スヘキ方案ヲ立ツヘキ事
　附中央產業銀行ヲ設立シ中農以下製產補助法ヲ講シ一應產業組合ニ新空氣ヲ加ヘ大ニ產業組合ノ發達ヲ圖リ農家經濟ノ福利ヲ增進シ併セテ商工發展ニ資スヘキ事
一、勸業銀行ニ一大改正ヲ加ヘ或ハ興業銀行ヲ合併シ海外發展事業ニ對シ資金供給ノ力ヲ致サシムヘキ事
一、株式取引增資ノ件ハ大ニ考慮ヲ要スヘキ事
　附本件ニ關シ農相藏相ノ意見ヲ徵シ熟慮ヲ要スヘキ事

一、總選擧ニ關シ中立議員候補選定進行ノ狀況ヲ稽査攻究スヘキ事

一、內務省監察局員並書記巡廻開始ノ事

一、地方長官訓示情報稽査ノ事

一、政友國民候補各地確定ノ狀況地方長官報告ト各本部見込ト對照シ中立議員頒布確定ノ爲憲政會內情調査必要ノ事

この覺書は單に項目を羅列したるに止まる。時は總選擧の眞最中であり、いはば戰塵濛々たるなかに、伯は一方かくの如き多方面に亙る政策を考慮しつつあつたといふところに、伯の面目が躍つてゐると思ふ。

第六節　特別議會

一、政府の大勝と伯の新國策

總選擧の結果は政府支持派の大勝利に歸した。

政友會は百五十八名を得て第一黨となり、これに無所屬中立派の六十八名を加ふるときは、二百二十六名となり、議員總數三百八十一名中、優に絕對多數を占めた。況んや國民黨の三十六名も亦、政府支持に傾きたるをや。

この總選擧の結果は、ほぼ伯の最初から意圖せる目的を果したものといふことができる。すなはち伯は議會解散となるや一月三十一日、遞相田と凝議して選擧對策を練り、次の如く意見一致して、さらに寺內首相の同意を得、これ

を實行することとなつた。

現内閣の政策としては、既に政友會の諒解を得て一致の行動を執り相助くる事となりたる以上、政友會現在の百十一名に過ぎざる少數を、百五十名以上に達せしめるが爲め、政府は其の當選を援助し、別に中立議員候補を選擧に立たしめて、之を政府の味方となし、少くとも五十名以上の當選を期し、彼此相待ちて衆議院過半數の勢力を制し、若し國民黨にして政府の政策に賛成せば、好意を以て之を援け、約三十名の當選者を得せしめ、以上の三派合同を以て憲政會を抑へ、以て政界の大勢を制し得べし。（田健治郎傳三二二頁）

これが寺内内閣の總選擧における根本方針であつたのである。而してこれを次の當選數表と對比して見よ。

	當選者數	（總選擧中政府が當選の見込ありと豫想せるもの）	解散當時	増減（△）
政友會	一五八	（一五〇）	一一一	四七
憲政會	一一九	（一四一）	二〇〇	△八一
國民黨	三六	（三二）	二八	八
無所屬	六八	（五〇）	四二	二六
計	三八一		三八一	

以て選擧の結果が、ほぼ豫定通りに實現されたるを見るであらう。否、それはむしろ豫定以上に行き過ぎた觀すらあつた。當時の法制局長官有松英義の如きは、「いま少し政友會を援ける事を手控へ、憲政會にも正當なる力を現はさしめたなら、兩者は伯仲の數になつて、天下の形勢は餘程面白かつたであらう。惜しい事をした」と嘆じたほどである。蓋し總選擧の目的は憲政會の多數を擊破するにあつて、濫りに政友會を太らしむることにはなかつたからであ

る。すなはち二大政黨の勢力を相拮抗せしめ、政府に好意を有する中立派議員にキャスティング・ヴォートを握らしむることが、寺内内閣のごとき超然内閣においては、最も望ましき狀態であつたのである。さうしてその目的は、この總選擧の結果によつて、ほぼ達せられた。

かくして政爭は茲に一段落を告げた。これより寺内内閣の爲すべきことは政策の實現である。

然らば如何なる政策を實現すべきか。

伯は政府支持派の大勝を知るや否や、早くも筆を執つて新國策の綱領を起草した。その全文は次の通りである。

大正六年四月廿五日稿

一、宇内ノ大勢ニ鑑ミ、肇國ノ宏謨ニ考ヘ、日新ノ科學藝術ヲ利用シ、我國民ノ特有セル忠勇ノ力ヲ發揮シ、權義ノ宜シキヲ制シ、輕佻浮華ヲ戒メ、萎縮退嬰ヲ避ケ以テ因襲ノ陋風ヲ除キ、大ニ國運ノ興隆ヲ圖ルヘキ事。

社會制度

一、人心ノ危ト道心ノ微トヲ濟ヒ、民德ヲ厚キニ導キ、以テ徒ニ權利ヲ貪リ義務ヲ怠リ、延キテ民本主義ト黨本主義トヲ混同シ、其ノ極立憲君治ノ大本ヲ謬ラントスル如キ弊源ノ防範ニ力ムヘキ事。

財政經濟金融

一、世界ノ財力ヲ利用シ、世界的事業ヲ起シ、眞正ノ人道ヲ尊重シ、獨立自衛ノ大旨ニ由リ、大正聖代ニ於ケル國防ノ新意義ヲ發揚スヘキ事。

勸業

一、富源ヲ開拓スルト共ニ、深ク意ヲ富源ノ涵養ニ致シ、力ヲ帝國將來ノ經綸ニ用ウルニ務ムヘキ事。

一、戰時及ヒ戰後ニ對シ、確乎經綸ヲ定メ、盛ニ之カ實行ヲ期シ、民心ノ嚮フ所ヲ新ニスヘキ事。

一、軍器ノ獨立、國民糧食ノ自給ヲ稽査シ、國力發展ヲ策立シテ、侵略主義ノ弊ニ陷ルナク、專ラ自衛ヲ重シ、力ヲ拓殖ニ傾クヘキ事。

以上ノ大主義ニ本ツキ、內外諸政ノ改善ヲ圖リ、擧國一致之カ斷行ニ任スヘキ事。

二、地方官に訓示

伯の手記したる新國策が、如何にして實施せられんとするやは、暫くこれを後段に讓り、吾人は先づ、總選擧後の伯の訓示を點檢し、伯が這般の選擧を如何に眺めたるかを一瞥するであらう。

伯は五月二十九日の地方長官會議において一場の訓示を述べた。その全文は左の通りである。

今回ノ會同ニ當リ、各位ニ告クヘキ所ハ、內閣總理大臣ノ訓示ニ於テ、庶政ヲ提衡シ、綱領ヲ總握シテ、餘蘊ヲ遺サス。本大臣ハ此ノ機會ニ於テ玆ニ一辭ヲ贅セムト欲スルモノアリ。去ル二月ノ會同ニ於ケル訓示ニ付、各位盡瘁ノ結果、一般國民ヲシテ能ク衆議院解散ノ意義ヲ理會セシメタル一事是ナリ。

今次ノ選擧ニ對スル政府及地方長官ノ態度ハ、公明正大擧措其ノ宜シキニ適ヒ、一面ニ於テハ毫モ汚跡ヲ現在ニ印スルコトナク又禍ヲ將來ニ作ルコトナキト共ニ、他ノ一面ニ於テハ國民ノ自覺著シク發達シタルコトヲ實蹟ニ證明シタリ。本大臣ハ深ク各位ノ勞ヲ多トシ、更ニ此ノ立證ヲ得タルヲ喜フ。今次ノ選擧ニ於テモ亦幾多ノ違反者アルヲ免カレサリシト雖、其ノ事ニ處スルヤ至公至正ヲ旨トシ、毫モ偏私ニ涉ルコトナク、能ク用意ノ周匝ト取締ノ勵行トニ依リテ、國民ノ健全ナル思想ヲ振作シ、從來ノ

選擧ニ見タルカ如キ弊竇ノ芟除ニ勉メ、以テ前途刷新ノ端緒ヲ啓キタルハ、正ニ一段ノ進歩ヲ示シタルモノト確信ス。今後此ノ刷新ニ盡クシタル精神ト努力トヲ持續シ、更ニ進テ諸般ノ障碍ヲ排シ、益々前路ノ開拓ニ勉メ、以テ立憲政治ノ面目ヲ一新スルニ至ラシメムコトヲ冀望ス。

中央政治ト地方自治トハ密接ノ關係アリト雖、其ノ間亦自ラ劃然タル畛域ノ存スルニ拘ラス、二者ノ關係未タ國民ニ諒解セラレサルモノアリ。政局ノ波動往々ニシテ其ノ餘勢ヲ地方自治ニ及ホスハ、我邦現時ノ通弊タルヲ以テ、此際特ニ地方人心ノ嚮フ所ヲ轉進シ、自治ノ本義ヲ闡明ニシ以テ其ノ改善發達ニ勉メラルヘシ。

政府施設ノ方針ハ終始一貫シテ毫モ渝ハル所ナシ。其ノ實施スヘキ政策ニ至リテハ、今後一定ノ計畫ヲ立テ、時勢ノ進運ニ伴ウテ、之ヲ實行セムト欲ス。總理大臣ノ訓示ニ明ナルカ如ク、政機ハ全體ニ於テ固ヨリ緩滯ヲ許サス。必スヤ積極的ニシテ且主動的ナルヲ要ス。在來ノ施設ニ對シテハ、益々之カ振作ヲ加ヘ、更ニ進テ時代ノ要求ニ適應スヘキ新ナル籌畫ヲ運ラシ、前後相扞格スルコトナク、首尾相呼應シテ其ノ生面ヲ開カシメ、以テ人心ノ倦怠ヲ一轉セシムルハ、蓋シ今日ノ要諦タルヘシ。畏クモ先帝陛下ノ明治初年ニ於テ宣シ給ヘル五箇條ノ御誓文中、人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ストノ　聖旨ハ、蓋シ此點ニ存スヘシト拜察ス。

顧フニ輓近我邦諸般ノ事、概ネ他動的ニ傾キ、主動的ノモノ少キニ似タリ。二者固ヨリ時宜ニ應シテ揀擇其ノ宜シキヲ制スヘク、舟ニ刻シテ劍ヲ覓ムルノ愚ヲ學フヘカラス。然ルニ今日ニ於テハ概ネ受動退嬰ニ流レ、推諉緩慢ニ狃レ、國運ノ進暢ニ伴フヘキ必要ノ施設、往々ニシテ等閑ニ附セラルヽノ觀アルハ、本大臣ノ最モ遺憾トスル所ナリ。殊ニ世界ノ一大變局ニ於ケル帝國ノ地位ニ顧ミ、現在ヨリ將來ニ亙リテ百般ノ施設常ニ主動的ニ出ツルノ最モ今日ニ切實ナルヲ感ス。此ノ點ニ於テ特ニ各位ノ留意ト盡力トヲ期待ス。

地方ノ一般行政ニ關スル事項固ヨリ一ニシテ足ラスト雖、其ノ實績ヲ擧クルニ於テ、科學ノ活用ト能率ノ增進トニ待ツヘキモノ益々饒シ。之ニ依リテ新ナル施設ヲ進メ、以テ時勢ノ要求ニ應スルハ、新局面ニ處スヘキ當然ノ針路タルヘシ。各位ハ能ク此ノ

主旨ヲ體シ、地方ノ實情ニ應シテ、適切確實ノ計畫ヲ立テ、鮮新ナル氣力ヲ以テ之ヲ遂行セムコトヲ期セラルヘシ。

戰時並戰後ノ經營ニ對シテハ、幾多急需ノ施設ヲ要スヘキモノアルモ、今一々之ヲ指陳セス。然レトモ國防ノ意義ニ就テ之ヲ稽フルニ、獨リ狹義ニ於ケル武裝上ノ設備ノミニ止マラス、更ニ進ンテ廣義ナル文治上ノ設備ヲ整ヘ、以テ國家安定ノ基礎ヲ鞏固ニスルハ、中央並地方職司ノ共ニ最善ノ努力ヲ竭クスヘキ所タリ。唯夫レ時運ニ應シテ文治上ノ設備ヲ整ヘ、企畫經營其ノ宜シキヲ得シメムニハ、兩者ノ連絡ト調和トヲ完ウスルノ要殊ニ切ナルモノアリ。各位ハ常ニ意ヲ此ノ點ニ致シ、部下ヲ誘掖シテ支捂扞格ナキヲ期セラルヘシ。

官紀ノ振肅ニ關シテハ、近ク内閣訓令ヲ以テ公示セラルヽ所アリ。各位能ク其ノ趣旨ノ徹底ニ勉メ、身ヲ以テ範ヲ示シ、吏僚ヲ督シテ各其ノ職守ニ忠實ナラシメ、其ノ地方公吏ニ對スル亦此ノ心ヲ以テ事ニ當ラシメラレムコトヲ要ス。

内政行政ニ關シ各位ノ考慮ヲ煩ハスヘキ諸般ノ事項ニ就テハ、昨年會同ノ際既ニ委曲ヲ悉クシタリ。今回更ニ諮問指示セムトスルノ事項ニ關シテハ、次官及各局長ヲシテ說示セシムル所アルヘシ。尙是等ノ外ニ於テモ各位ノ懷抱セラルヽ意見ハ、肺腑ヲ披キテ稟議盡言セラレムコトヲ望ム。

更にまた警察部長會議に於いては、左の訓示を試みた。

今春衆議院議員ノ選擧ニ際シ、諸子ヲ會シ選擧取締ニ關シ指示スル所アリシカ、今ヤ社會ノ狀態ニ鑑ミ、益々警察事務ノ改善ニ努メ以テ此ノ有事ノ秋ニ當リ、公共ノ安寧秩序ヲ保持シ、民衆擁護ノ職責ヲ完ウシ、併セテ保健ノ實ヲ擧ケムコトヲ期シ、茲ニ再ヒ諸子ノ會同ヲ促シタリ。警察ノ要ハ常ニ人心ノ歸趨スル所ニ察シ、又能ク事物ノ推移スル所ニ稽ヘ、適應ニ運爲策畫シテ、公害ヲ剗除シ公安ヲ確保スルニ在リ。今ヤ進運ノ促ス所、世態ノ變遷殊ニ著シク、而モ歐洲ノ戰亂以來化學ノ應用益々盛ニシテ、之ニ關スル知識技能ヲ尊重スルノ傾向愈々熾ナラムトシ、勢ノ趨ク所人事ヲ驅テ倍々複雜煩忙ヲ加ヘシメ、之ニ伴フノ警察事故亦日ヲ逐フテ增加ス。此ノ間ニ處シテ能ク危害ヲ未然ニ防止シ民衆保護ノ職責ヲ完ウセントス。其ノ任ヤ寔ニ重シト謂フヘシ。是ノ時ニ當テ、警察官吏ノ勤勞能率若シ或ハ世ノ進運ト駢行シ得サルアラハ、其ノ任務ヲ遂行スルニ於テ遺憾多キヲ免カレス。

自今一層意ヲ各自ノ教養ニ致サシメ、學俗ノ調和能率ノ增進ヲ旨トシ、敢テ世ニ後ルヽコトナカラシムヘシ。

夫レ國務一日モ警察ナカル可カラス。如何ナル政體ニ於テモ、如何ナル時代ニ於テモ、警察ヲ離レテ國政存在スル能ハス。而シテ此ノ重要ナル國務ヲ遂行センカ爲メニハ、充分統御節制ノ途ヲ講シ、警察機關ヲシテ整然タル秩序ヲ維持シ、上下相應首尾一貫セル一ノ有機體ヲ形成セシメ、有機體固有ノ機能ニ依リ、其ノ組成分子タル個人ノ集合以上ノ力量ヲ出シ得ルニ至ラサル可カラス。之レ警察機關ノ統制上最モ留意スヘキ點ニシテ、此ノ間ノ工夫實ニ死活ノ岐ルヽ所ナリ。殊ニ警察ニ於テ最モ忌ムヘキハ徒勞ナリ。世ニ「早シ善シ恰モ善シ危シ」ト謂フ諺アリ。此ノ「恰モ善シ」ノ所ヲ捉ヘ、克ク徒勞無キヲ期スルハ、能率ノ增進上ヨリ言フモ極メテ注意スヘキ點ナリ。警察ノ事務ヤ多端、一事ト雖モ徒勞ニ歸セシムルヲ許サス。望ムラクハ靜定工夫忙裏行ノ用意ヲ以テ事ニ臨ミ、克ク機宜ヲ誤ラス、常ニ適切ノ措置ニ出テンコトヲ。

警察ノ事タル常ニ偶發ノ難ニ具フルノ覺悟ヲ要ス。難事ニ遭ヒテ氣沮ミ意屈スル事無ク、常ニ優越ナル氣分ヲ以テ事ニ當ルノ概無カル可カラス。如此クンハ一難生スル每ニ勇氣百倍シ、事ヲ斷スルニ躊躇ナキヲ得ヘシ。假令難事踵ヲ接シテ到ルモ、職務上ノ興趣津々タルモノアランカ。興味ハ難ヲシテ難タラシメス、自ラ辛苦ヲ忘ルヽニ至ルヘシ。此點ニ關シテハ、諸子カ自己ノ修養上並部下ノ訓練上、深甚ノ用意アランコトヲ望ムヤ切ナリ。

警察官吏ハ常ニ人事ニ直接ス。人ニ對シ事ニ處スル須ラク親愛ノ溫情ヲ以テスヘシ。處置應酬苟モ懇切ヲ缺キ、苛察ニ傾キ、畏怖ノ念ヲ以テ迎ヘシムルカ如キハ、固ヨリ信賴ヲ受クル所以ニアラス。近時警察ニ關スル法令漸ク滋ク、之ニ因テ處分ヲ警察ニ待ツモノ少シトセス。或ハ徒ニ形式ノ末ニ拘泥シテ煩累ヲ與ヘ、若ハ處分當ヲ失シ執行宜シキヲ得サルカ如キアラハ、直接民衆ノ利害ニ關スル所多シ。宜シク常ニ事ノ緩急ヲ斟酌シ、懇切簡捷ヲ旨トシテ、公平直截能ク事ニ臨ミテ過誤ナキヲ期セシムヘシ。

警察官吏ノ志操ハ常ニ堅實ナルヲ尙フ。濫ニ周圍ノ刺戟ニ役セラレテ容易ニ動搖スルカ如キハ、斷シテ容恕スヘカラス。近者經濟上ノ昂勢著シキニ伴ヒ、奢侈ノ趨向漸次高潮ニ達シ、人心物情共ニ著シク浮華ニ鶩セ輕躁ニ流レ、所謂狂人走リテ不狂人モ亦走ルノ觀アラムトス。多數警察官吏ノ中、或ハ覺エス此ノ風ニ感染シ、身ヲ持スルコト嚴正ナラス、職ニ當リテ忠實ヲ缺クカ如

キアラハ、警察ノ威望信任兩ナカラ地ニ墜ツルヲ致サム。須ラク各自其ノ職司ニ對スルノ觀念ヲ明確ニシ、强固ナル意志ト敢爲ノ精神トヲ以テ、能ク一身ノ淸愼廉直ヲ守リ、審思明斷以テ疑惧ノ間ニ惑フコトナキヲ期セシムヘシ。

三、伯と尾崎行雄との一騎打

總選擧後の特別議會が大正六年六月二十一日を以て召集せらるるや、果然、伯は政敵の攻擊の的と爲つた。

蓋し「不自然なる多數黨」訓示は、憲政會に取つては骨に徹するの怨みであつた。しかも總選擧中、伯の東西南北の遊說と、その無遠慮なる言論とは、彼等に取つては忘れ難き痛憤の因であつた。而して彼等は大敗して二百の議席の殆ど大半に近き數を失つたのであるから、その怨恨の內相たる伯に向ふべきは當然であつた。

玆において憲政會は內閣不信任案を提出し、尾崎行雄を陣頭に立てて、痛烈に內閣を攻擊せしめ、殊にその鋭鋒を伯に集め、祕密出版物問題をもつて白刄を伯の胸に擬せしむるの策戰に出でた。

內閣不信任案が上程せられたのは六月三十日であつた。

今當日の衆議院議事錄により、尾崎の演說中伯に關する部分を掲げると、次の如くである。

次ニ（「何シニ上ツタ」「懲罰ニ附スベシ」ト呼ブ者アリ）次ニ現在ノ後藤內相ニ關スルコトヲ以テ彈劾ノ一箇條ト致ス。（中略）

後藤內務大臣ガ在野ノ日、卽チ內閣組織ノ前ノ事デアル。昨年ノ夏頃デアリマセウガ、世ニ所謂祕密出版ナルモノヲ三部世間ニ振リ撒イタ。其事ニ付テ後藤內務大臣ハ之ヲ認ムルヤ否ヤト云フ事ヲ確メマシタ所、彼ハ確カニ認ムル、是ハ撒イタニ違ヒナイト云フコトヲ申ス。誠ニ然ルベキコトト思ヒマス。彼ハ虛僞ハ言ハナイ。シタ事ハシタト申ス點ニ至ツテハ、甚ダ類ノナイ良大臣ト、其點ダケハ褒メテ置ク。而シテ問題ハ此祕密出版ナルモノニ如何ナルコトガ書イテアルカト云フ一事デアリマス。（中略）

此後藤内務大臣ノ政治家トシテノ資格ニ關係スル問題デアルガ故ニ、在野ノ日ノ擧動ト雖モ、彈劾ノ一箇條ト爲サザルヲ得ナイノデアル。大體ヲ申セバ此問題ハ二ツデアル。山東省ニ於ケル日本軍隊及日本人ノ擧動、滿蒙ニ於ケル日本軍隊、其ノ他ノ官憲及ビ人民ノ擧動ト云フコトノ事實ヲ世間ニ流布スル目的デ、之ヲ世間ニ頒布シタノデアル。（中略）敍上ノ事實ヲ約言セバ、齊ニ亂暴狼藉ノ一言ヲ以テスルノ外ナク、(1)關東租借地ノ治安ニ任スベキ關東都督ガ其城内ニ宗社黨ガ兵、殊ニ馬賊ヲ集合シテ其練兵ヲ爲シツツアルヲ默認セルガ如キ、(2)宗社黨ノ解散ヲ協定スル爲帝國政府ノ高官タル外務省參政官及參謀本部支那課長ガ之ニ參與セル如キ、(3)亦治安保持ノ責任アル滿鐵附屬地ニ蒙古軍ヲ陣營セシメ、殊ニ附近民家ノ掠奪ヲ認容シ、及燒棄ヲ傍觀セル如キ、(4)陛下ノ軍隊ヲシテ土匪馬賊ノ集團タル蒙古軍ヲ護衞セシメ、更ニ其蒙古軍ノ到ル處掠奪ヲ帮助スルノ形ヲ造成シツツアル如キ、眞ニ天下ノ一大怪事トシテ」ト書イテアル。若シ事實デアルナラバ、之ニ對シテハ官紀ノ振肅上、陸軍ノ紀律上、之ニ向ツテ制裁ヲ加ヘナケレバナラヌ。此處ニ責任者ガ居ル。（拍手起ル）彼ガ依然トシテ其職ニ居ルト云フコトハ、是ハ事實デナイト云フコトノ證據ニハナラヌ。（拍手起ル）若シ事實デアルナラバ、陸軍其責ニ任ジナケレバナラヌ。事實デナケレバ後藤其責ニ任ジナケレバナラヌ。（拍手起ル「大隈内閣デハナイカ」ト呼ブ者アリ）（中略）其次ニハ我軍人ト外務トノ關係ニ付テ容易ナラヌコトヲ書イテ居ル。「支那地方官トノ交渉ノ如キハ、往々軍人ニテ直接之ヲ行ヒ、沿線ノ警察權モ全ク憲兵ニ於テ自在ニ行ヒ、犯罪者ハ殆ド青島軍政署ニ送リ、領事ニハ僅カニ事後ニ至リテ、書類ヲ送リ居ルノミナリト云フ」――是亦我陸軍及外務ノ關係ニ付テハ、責任アル政治家タル者ハ、容易ニ斯ノ如キ事實ヲ流布シテハ相成ラヌ筈デアル。事實デアッテモ流布シテハ相成ラヌ筈デアル。況ヤ其事實ノ虛否ヲ認メズシテ直ニ之ヲ流布スルニ至ッテハ、其國家ニ忠實ナル觀念無キコト實ニ驚クノ外ハナイ。（「ソレヲヤラセタノハダレダ」ト呼ブ者アリ）我々ハ爲ニスル所ノ支那人及ビ獨探等ノ捏造シタル所ノ説ニ付テ責任ヲ取リハセヌ。日本政府ガ盡ク獨探ナドノ流布シタル説ヲ見テ、直ニ日本政府ノ仕事ナリト云フコトハ、何人モ愛國者トシテ云フベカラザルコトデアルニモ拘ラズ、獨リ現在ノ内務大臣タル後藤男爵ニ於テハ、斯ノ如キ事ヲ獨探ノ手先トナッテ流布シテ、恬然恥ヲ知ラナイノデアル。（拍手起ル）是等ノ事實ニ對シテ天下後世彼ハ一世ノ榮譽ヲ受ケテ居ル。朝廷ニ於テハ殊ニ野ニアル時ト雖モ大

臣ノ禮遇ヲ賜ル程ノ優遇ヲ國家ヨリ受ケテ居ルニモ拘ラス、斯ノ如ク事實トスレバ國家ノ恥辱國家ノ惡事トナル事――事實デナクシテ獨探ノ製造シタコトヲ擴ゲテ、而シテ恥ナキノミナラズ、世間ニ向ッテ豪語シテ、之ヲ愚圖々々云フ者ハ畢竟物ヲ知ラヌカラト言フノデアル。吾ハ之ヲ配ッタニ違ヒナイト云フガ如キコトヲ恬然恥ナク明言スルニ至ッテハ、政治家ノ責任、政治家ノ君國ニ對スルノ義務、何レニアルカト云フ事ヲ疑ハザルヲ得ナイノデアル。（拍手起ル）斯ノ如キ閣僚――斯ノ如キ閣僚ヲ控ヘテ、而シテ官紀ヲ振肅スル國家ノ爲ニ働ク、如何ニシテ出來ルノデアリマスカ。寺内伯ニ問フ。閣下ノ閣僚――閣下ヲ除イテ以テ重要ナル位地ニアル後藤内相ハ、斯ノ如キ天下後世ヨリ國賊ト云ハレテモ辨明ノ無イコトヲ致シテ居ルノデアル。（議場騷然）

尾崎行雄は日本議會史中の異彩である。彼は雄辯宏辭をもつて聞え、殊に彈劾攻撃の辯に至つては、秋霜烈日政敵を粉碎するの威ありと稱せられた。

ゆゑに彼が憲政會の痛憤を代表して壇に上り、その巨彈を伯に集中するに當つては、人をして伯の爲めに心膽を寒からしめた。果然尾崎の論難は全議場を緊張せしめた。

伯はこれに對し、如何に應酬せんとするか。

伯は議長の許可を得て、直ちに壇に上つた。囂々たる罵聲と妨害とが、憲政會側より起り、伯は暫く壇上に佇立して、鎭靜を待つの外無かつた。

議場の少しく鎭まるとともに、伯は口を開いて次のごとく論じた。併し乍ら、幾度となく起る反對黨の怒聲は、しばしば伯の言句を中絶せしめた。

議事錄は次のごとく、當日の伯の演說を報じてゐる。

私ハ現内閣ノ一人トシテ、尾崎君ノ演說ニ對シテ一言セザルヲ得ナイノデアリマス。是ハ唯個人關係ノミデハアリマセヌ。又國

交上大ナル關係ノアルコトデアリマスカラ、尾崎君ノ根本的誤解ニ對シテ（「ノウ〱」）一言申サネバナラナイノデアリマス。（「謹聽」ト呼ブ者アリ）少シク黨派心ヲ去ツテ（「何ダ」ト呼ブ者アリ）私ハ眞實ヲ能ク申述ベテ置キタイト思フノデアリマス。尾崎君ハアレヲ祕密出版ダト言ツテ居ツテ、此ノ祕密出版ヲ訐クノデアリマス。（「恥ヲ知レ恥ヲ知レ」ト呼ブ者アリ）少シ靜カニオ聽ヲ願ヒタイ。（「脱線シテ居ル」ト呼ブ者アリ）又尾崎君ノ朗讀セラレタ所ノモノハ、唯ダ其當時ニ於ケル記事ヲ集メタモノデアツテ、後藤新平ノ意見トシテ斯ノ如キモノデアルト云フコトニ、之ヲ誣イヤウトスルノハ、尾崎君ノ爲ニスル所ノ材料トシテ宜シイカ知ラヌケレドモ、ソレハ甚ダ違ツタルコトデアルト私ハ考ヘルノデアリマス。（「ノウ〱」ノ聲起ル）又タ此ノ記事ハ其眞僞如何ニ至ツテハ、吾々當時ノ攻究ノ材料デアツテ、苟モ國家ニ忠ナル者ハ、斯ノ如キコトヲ耳ニシテ（「何ガ國家ニ忠ダ」ト呼ブ者アリ）苟モ國家ニ忠ナル者ハ斯ノ如キコトヲ耳ニシテ、而シテ同志ト共ニ攻究セヌデ濟ムモノデナイ。唯ダ嘗々トシテ之ヲ以テ人ノ言論ヲ蔽ハントスルガ如キハ甚ダ卑怯ノ振舞デアル。（拍手起ル）少シ卑怯ナル振舞ヲ去ツテ士人ノ態度ヲ以テ御聽キナサルガ宜イト思フノデアル。決シテ興奮シテ申ス譯デナイ。是ハ重大ノ事件デアリマス。而シテ若シ一歩ヲ讓ツテ尾崎君ノ言フコトガ事實ナリトセバ、當時ノ司法大臣ハ何故ニ之ヲ告メザルカ。（拍手起ル）之ヲ以テ曠職ノ誹リト言ハズシテ、人ニ之ヲ責メントスル惡徳ハ、實ニ破廉恥漢ノ爲ス所デアル。尾崎君既ニ非國民デアツテ、人ノ非國民ヲ言フコトガ出來ルカ。（拍手起ル）私ハ尾崎君ヲ以テ非國民ト言フニアラズ。――尾崎君ヲ以テ非國民ト言フニアラズ。併シナカラ尾崎君ノ言論口調ヲ藉リテ言ツタナラバ、前ノ司法大臣トシテ自分ノ責任ヲ忘レテ、妄リニ他人ヲ責メントスルハ、惡徳言フベカラザルトコロノモノデアル。（拍手起ル。此時發言スル者多シ）

諸君、靜カニ少シ聽キ給ヘ。此ノ印刷物ハ一度ニ出タモノデハナイ。數回ニ出タモノニシテ、又前内閣ガ業ニ巳ニ此ノ出版物ヲ知ツテ居ツタノデアル。而シテ其時祕密出版トシテ罰スルコトモ出來ナケレバ、何等問フコトモ出來ヌトコロノモノヲ、今持ツテ來テ、其罪ヲ問ハントシ、其責ヲ問ハントスルノ卑怯ニ驚カザルヲ得ナイノデアル。何トナレバ此ノ出版物ハ咎ムベキモノデモナケレバ、攻究ノ材料トシテ士君子ノ間ニ、談論ノ材料トシテ供セラレタモノデアルト云フコトハ明カナコトデアル。ソレヲ

以テ彼是誣妄ノ言ヲ放ツテ、之ヲ事實ニシヤウト云フコトハ、却テ此ノ議場ニサラケ出シテ、其國辱ヲ曝スヤウナモノデアルト思フ。併ナガラ、吾々ハ斯ノ如キ國辱ノアルト云フコトヲ保證シナイト云フコトヲ茲ニ明言シテ置キマス。是等ハ卽チ材料デアツテ、攻究ノ材料デアルト云フコトヲ言フテ置ク。（中略）是ハ當時ノ攻究ニ備ヘタ所ノモノデアツテ、其ノ事實ヲ攻究スル所ノ材料デアルノデソレヲ以テ事實ナリトシテ此ノ議場ニ吹聽シ、加之前ノ司法大臣トシテ自ラ責ヲ負ハズシテ、之ヲ朗讀スルニ至ツテハ、甚ダ尾崎君ノ爲ニ惜ムノデアリマス。（拍手起リ「何ヲ言ツテ居ル」ト呼ブ者アリ）マダ是等ノ事情ニ付テ尙ホ言フベキコトハ澤山アリマスガ、此意ノ在ル所ニ於テ、御諒察ヲ乞ハントスル者デアリマス。（拍手起ル）

尾崎の攻撃演説自身が、彼の演説としては上乘の出來榮えでなかつたごとく、伯の答辯も亦、必ずしも好成績とはいひ難かつた。

ただ尾崎と伯との一騎打であつたといふ點に於いて、天下の興味を牽いたに過ぎなかつた。

四、內相彈劾案

この特別議會は徹頭徹尾、後藤攻擊に終始した。

內閣不信任案の否決せられたるより十日の後、憲政會は再び後藤攻擊の機會を作つた。それは內相單獨の彈劾案である。

七月十一日の衆議院本會議議事日程の第四に、次のごとき決議案が上程せられた。

第四決議案（富田幸次郎君外七名提出）

內務大臣男爵後藤新平は、自ら反省して速に處決すべし。

右決議す。

理　由　書

男爵後藤新平は、大正五年八月の交「滿蒙に於ける蒙古軍並宗社黨と日本軍及日本人との關係」「山東省に於ける革命黨と日本人」及「日支衝突事件の眞相」と題する三種の印刷物を配布し、當時新平等が陰謀團として世上に宣傳せられたる企圖の遂行に便したり。該印刷物に記載したる事項は我が軍務當局者が支那に對し、陰詭なる施設ありたるが如く構造したるものにして、皆誣妄の謠言に外ならず。現に大島陸軍大臣は、本年七月二日、豫算第四分科會に於て、議員の質問に答へ、明かに事實無根の妄說たることを確言せり。然るに、新平は、政爭の爲に手段を揀はす、國家の威信を傷け、帝國陸軍の面目を蹂躪し、日支交涉の進行を阻害し、遂に我國をして不利に陷らしむるを顧みず。其の亂行斯の如し。斷じて臺閣の重任に當るを容さず。是れ其の處決を促す所以なり。

この決議案提出理由の說明者として登壇したのは、憲政會の早速整爾であつた。當時伯に對する政敵の反感の、如何に熾烈なりしやを傳へんが爲めに、冗長なる彼の演說を次に引用する。

諸君、問題トナリマシタル此決議案ハ、內務大臣後藤男爵ノ反省ヲ促シ其ノ處決ヲ求メンガ爲メニ提出セラレタノデアリマス。後藤男爵ノ不謹愼、後藤男爵ノ不誠實、其ノ惡德、其ノ亂行ハ我國民トシテ斷ジテ默過スルコトノ出來ナイコトデアリマスルガ故ニ、茲ニ之ヲ彈劾スルノ已ムヲ得ザルニ出デタル次第デアリマス。事實ハ既ニ世ノ中ニ行渡ツテ居ルノデゴザイマシテ、昨年八月ノ頃、後藤男爵ハ或ル印刷物ヲ內外ニ配布シタト云フコトニ由來シテ居ルノデアリマス。(「止セ〳〵分ツテ居ル」ト呼ブ者アリ)

議長（大岡育造君）靜肅ニ願ヒマス。

早速整爾君　第一ガ滿蒙ニ於ケル蒙古軍並ニ宗社黨ト日本軍及日本人トノ關係ト題スル一ツノ册子デアル。第二ガ日支衝突事件ノ眞相ト題スル此册子デアリマス。第三ガ山東省ニ於ケル革命軍ト日本人ト題スル此册子デアリマス。是等ノ印刷物ハ何レモ驚

クベキ記事評論ヲ以テ滿サレテ居ル。帝國ノ威信ニ關スル記事評論ヲ以テ滿サレテ居ル。外交上ノ一大障害トナルベキ言説ヲ以テ滿サレテキルノデアリマス。日本ノ政府、日本ノ軍隊、其他日本ノ官憲並ニ日本人ノ行爲ニ對シテ甚ダシキ罪惡ナルガ如クニ誣ヒ、特ニ我ガ軍務當局者ノ行動ニ對シテハ、極端ニ中傷非難ヲ加ヘ居ル所ノ記事言説ヲ以テ滿サレテ居ルノデアリマス。私ハ世間ニ色々ノ誤解ガアリマスルガ故ニ、此册子ニ於テ斷定的ノ記事言説ヲ掲ゲテ居ルト云フコトヲ證據立テル爲メニ、極ク簡單ニ此見出シダケヲ此席ニ於テ披露シタイト思フ。（「簡單ニ頼ム」ト呼ブ者アリ）斷定的ニ掲ゲテアル。例ヘバ日支衝突事件ノ眞相ト題スル册子ノ中ニ、我ガ當局ノ大失態明白ト云フ見出シヲ始メトシテ、反袁運動ノ煽動助長、是モ斷定ヲ致シテ居ルノデアリマス。ソレカラ私ハ簡單ニ申ス爲メ主ナル點ダケヲ申ス。勤王軍ノ弊害百出ス、是斷定ノ記事デアル。蒙古軍招致ノ失敗、是モ斷定的ノ言説デアリマス。露國官憲ニ押收サル、何故ニ蒙古ヲ止メザルカ、是ハ見出シダケ讀上ゲマシテモ此記事ノ斷定的ノ記事デアルト云フコトハ明ニ之ヲ推測スルコトガ出來ル。支那側ノ誤解ヲ生ズ、日本側交渉ノ手落、ソレカラ日本ノ惡策事ヲ誤ル――事ヲ破ル、斯樣ニ斷定ヲ致シテ居ルノデアリマス。

或ハ朝陽坡事件ノ失態、謂ハヾ自業自得（「其通リダ」ト呼ブ者アリ）日本官憲ノ矛盾撞著、日本ノ統治ヲ疑フ、歐米人日本人ヲ危險視ス、日本ノ小策甚ダ不可ナリ、而シテ最後ニ對支方針ノ一新ヲ要スト云フ一ノ斷定的ノ言論ニナツテ居ルノデアリマス。縱ンバ假ニ斯樣ナ事實アリト致シマシテモ、徒ラニ之ヲ發キ立ツルト云フ事ハ（「實際アツタコトダ」ト呼ビ發言スル者多シ）

議長（大岡育造君）靜肅ニ……

早速整爾君　國家ノ爲メニハ斷ジテ之ヲ避ケナケレバナラヌ。（拍手起ル）苟モ眼中國家アル者ハ徒ニ暴露シテ帝國ノ威信ヲ傷ケルガ如キコトヲ敢テシテハナラナイノデアル。（拍手起リ「暴露スルハ當リ前ダ」ト呼ブ者アリ）況ヤ玆ニ掲ゲラレテアル所ノ事實ヲ特ニ爲メニスル所アル所ノ捏造ニ係ツテ居ル。（「捏造ヂヤナイ事實ダヨ」ト呼ブ者アリ）現ニ諸君去ル二日ノ豫算委員ノ第四分科會ニ於テ議員ノ質問ニ答ヘテ、斯ノ如キ事實ハ無シ、事實ハ無根ナリト斷言シテ居ルデハアリマセヌカ。（拍手起ル）或ハ斯ノ如キ事實ヲ或獨探ノ捏造ニ係ルトサヘ噂サレテ居ルノデアリマス。兎ニ角頗ル穩ナラザル所カラ現レテ來タ所ノ虛構捏造ノ

事實ニ相違ナイノデアリマスカラシテ、之ヲ借リ來ツテ殊ニ印刷シテ内外ニ配布スルト云フコトハ、誠ニ言語道斷ナル行爲デアルト言ハナケレバナラヌノデアリマス。（拍手起ル）後藤男爵――大臣ノ禮遇ヲ受ケテ居ル所ノ後藤男爵――男爵トシテ華族ノ班ニ列シテ居ル、其ノ榮譽ヲ荷フテ居ル所ノ後藤君ハ、斯ル印刷物ヲ配布シテ帝國ノ國辱ヲ發キ出スト云フコトモ顧ミズ（「活動辯士」ト呼ブ者アリ）國家ノ威信ヲ傷ケルコトモ顧ミズ、帝國陸軍ノ面目ヲ蹂躪スルコトモ顧ミズ、我外交上ノ一大損害ヲ釀スコトモ顧ミズ、帝國ノ地位ヲ不便ニ陷レルコトヲ顧ミズシテ、或陰謀ノ目的ノ爲メニ此印刷物ヲ配布シタト云フニ至リマシテハ誠ニ後藤男ノ良心何レニ在ルヤヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス。（拍手起ル）其ノ當時後藤男爵ハ（「去ツテ大隈伯ニ問ヘ」ト呼ブ者アリ）一種ノ陰謀團ヲ組織シテ居ツタ。（「ノウ／＼」ト呼ブ者アリ）後藤男ハ此陰謀團ノ中心デアツタト承ツテ居リマス。（拍手起ル）政權爭奪ヲ目的トシテ居ル、前内閣ヲ破壞スルト云フ目的ノ爲メニ其陰謀ヲ逞シクシツヽアツタト云フコトハ、世ニ著シキ事實デアルノデアリマス。（「加藤カ大隈ガ今ヤリツヽアルダラウ」ト呼ブ者アリ）卽チ後藤男爵ハ其陰謀團ノ中心デアル。後藤男爵ハ其陰謀ノ目的ヲ達センガ爲メニ殊更ニ斯ノ如キ印刷物ヲ配布スルニ至ツタノデアリマス。（拍手起ル）畢竟政爭ノ目的ノ爲メニ我國家ヲ犧牲ニスルヲモ顧ミザルノ言動デハアリマセヌカ。（拍手起ル）非國民的ノ行動デアルト評セラレテモ無論辯解スルノ言葉ハ無イデアリマセウ。賣國的ノ行動ト評セラレテモ無論之ヲ辯解スルノ言葉ハ無イデアリマセウ。（拍手起ル）市井ノ一私人ト雖モ斷ジテ斯ノ如キ行アルコトヲ許サナイ。況ンヤ大臣禮遇ヲ受ケテ、男爵ノ榮譽ヲ荷フ所ノ其人ニ於テハ、吾々ハ國家ノ爲メニ之ヲ痛嘆セザルヲ得ナイノデアリマス。（拍手起ル）後藤男爵ハ今更周章狼狽シテ此ノ印刷物ハ決シテ政爭ノ目的ニ供シタモノデハナイト辯解ヲシテ居ルノデアリマス。唯同志ノ研究ノ材料トシテ之ヲ配布シタニ過ギナイト辯解ヲシテ居ルノデアリマス。是レ抑ヽ男爵ノ遁辭ニ外ナラヌ。私ハ先刻モ申シマシタル如ク、此印刷物ニ收メテアル所ハ攻究材料トシテ認ムルコトハ斷ジテ出來ナイ。悉ク皆斷定的ノ記事評論デアル。（拍手起ル）殊ニ後藤男ハ此冊子ヲ配布スルノ前後ニ當ツテハ、昨年ノ八月七日ト記憶致シテ居リマス。貴族院議員ノ多數ヲ華族會館ニ招イテ此冊子ヲ作ツタ所ノ其一人ノ問題ノ人西原龜三ト云フ者ヲ華族會館ニ招イテ、彼ヲシテ色々ノ説明ヲ爲サシメタト云フ事實モ有ルノデアリマス。（拍手起ル）又色々ノ學者ヲ鐵道協會

ニ招イテ此册子ヲ配布シテ、己レノ陰謀ノ目的ヲ達セントスル所ノ材料ニ供シタト云フ事實モ有ルノデアリマス。（拍手起ル）殊ニ諸君、此問題ガ世間ニ八釜敷クナルニ及ンデ後藤男爵ハ此印刷物ヲ――世間ニ配布シタリシ印刷物ヲ回收スルコトニ全力ヲ注イダト云フノハ果シテ何故デアリマスカ。（拍手起ル）同志ノ研究材料ニスル印刷物ヲ殊更ニ狼狽ヲシテ回收セントコトヲ努メタト云フニ至ツテハ、是ハ研究材料トスルノ目的ニ非ズシテ、全ク政爭ノ目的ニ供シタルモノデアルト云フコトヲ推測スルニ足ルノデアル。（拍手起リ「前司法大臣タル尾崎君ハ之ヲドウシタ」「政爭ノ目的ト推測スルカ」ト呼ブ者アリ）後藤男爵ハ又此問題ヲ以テ小ナル法律問題ト混同セントシテカラニ、時ノ司法當局者ハ之ヲ告メナカツタト云フコトヲ云々シテ居ルノデアリマス（「オ前ノ親分デハナイカ」ト呼ブ者アリ）司法當局者ガ之ヲ告ムルト告メナイトハ政治道德上ノ重大問題トハ何等ノ關係モナイノデアリマス。吾ガ聞ク所ニ依リマスレバ此印刷物ハ先刻モ申シマシタル如ク問題ノ人西原龜三スラ此等ノ事實ニハ多クノ間違ガアルト云フコトヲ自ラ言明シテ居ツタト云フコトデアル。即チ其記事ハ悉ク斷定的論法ヲ用ヒテ讀ム者ヲシテ其事實ナル事ヲ信ゼシメントシテ、自ラ知リツヽ之ヲ誣ヒタル後藤男爵ノ罪ト云フモノハ益々大ナリト言ハナケレバナラヌノデアリマス。（拍手起ル「大隈ノ罪尙ホ大ナリ」ト呼ブ者アリ）陰謀團ト後藤男爵ト西原龜三ト寺内伯（「大隈ノ罪ハドウダ」ト呼ブ者アリ）之ヲ以テ此陰謀團ノ系統的組織ト云フモノヲ、殆ド推測スルコトガ出來ルノデアリマス。諸君、（「早速陰謀團トハ何ンダ」ト呼ブ者アリ）要スルニ後藤男爵ハ（「日本ニ陰謀團ガアルカ」ト呼ブ者アリ）眼中國家ナク、（此時發言スル者多ク議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ願ヒマス。

早速整爾君　國民ナク唯徒ラニ陰謀ヲ逞ウセンガ爲ニ、無責任ナル行爲ヲ演出シタニ相違ナイノデアル。（「ソレガ獨斷ダ」ト呼ブ者アリ）不謹愼ナル不誠實ナルコト、彼ノ無責任ナルコトハ云フマデモナイノデアリマス。ケレドモ帝國ノ威信ヲ傷ケ、帝國ノ體面ヲ穢シ、外交上ニ極メテ不利ナル地位ニ帝國ヲ陷レタト云フコトハ、我國民トシテハ斷ジテ之ヲ看過スルコトハ出來ナイノデアリマス。（拍手起ル）斯ノ如キ…斯ノ如キ…斯ノ如キ…斯ノ如キ…遂ニ斯ノ如キ驚クヘキ問題ヲ演出スルニ至リマシテハ…（此時發言スル者多ク議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ――早速整爾君――早速整爾君、左様ナ言辭ハイケマセヌ。御取消ナサイ。（「取消セ取消セ」「議長議長」「謝罪シロ」「破廉恥トハ何ダ」「動議ガ出ルゾ」「議場ヲ何ト思フ」ト呼ブ者アリ議場騒然）

早速整爾君　諸君――諸君私ハ……（「帝國議會ヲ何ト思フ」ト呼ブ者アリ）私ノ説明スル意義ガ徹底スレバ宜イノデアル。私ノ言葉ニ無禮ノ言ガアリト致シマスレバ少シモ取消スコトニ躊躇シナイノデアル。（「破廉恥トハ何ダ」「無禮ナ言辭ヲ用ヒルナ」「默レ默レ」ト呼ブ者アリ議場騒然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ――唯今議長ハ演説者ニ向ツテ無禮ノ言ノ取消ヲ命ジタノデアリマス。（「取消セ取消セ」「陰謀團トハ何ダ」ト呼ブ者アリ議場騒然）

早速整爾君　私ノ演説中ニ左様ナ無禮ノ言葉アリトスレバ私ハ之ヲ取消スルニ躊躇シナイノデアリマス。併ナガラ私ノ演説ノ趣意ヲ取消スコトハ出來ナイノデアリマス。（「無禮ノ言葉ガアルカラ取消セ」「ハツキリ取消セ」ト呼ビ拍手スル者アリ）斯ノ如キ人格ノ人ヲ我國務大臣ニ戴クト云フコトハ、諸君國家ノ爲ニ之ヲ忍ブコトガ出來ルデアリマセウカ。（拍手起リ「大浦ハドウダ」「大浦ヲ戴イタ者ハ誰ダ」ト呼ブ者アリ）苟モ大政輔弼ノ大任ヲ有スル國務大臣「大浦ハドウダ」「ソンナ事ヲ言フ資格ガアルカ」ト呼ブ者アリ議場騒然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ……

早速整爾君　私ハ――諸君、今ハ諸君、後藤大臣ノ此不謹愼ナル問題ニ關シテ私ハ議論ヲシテ居ル。過去リタル前内閣ノ色々ノ事ニ付キマシテハ此問題ト何等ノ關係ハ無イノデアル。（拍手起リ「ノウ〱」ト呼ブ者アリ）兎ニ角國務大臣タル者ハ一代ノ儀表タルヘキ人格ヲ要スルコトハ勿論デアリマセヌカ。風紀ノ頽敗甚シキヲ慨キ、是ガ振肅ノ策ヲ究ムルノ急切ヲ感ズルノ今日ニ當リマシテ、後藤男爵ノ如キ低級ナル人物ガ國務大臣トシテ其ノ地位ヲ占ムルト云フコトニナリマシテハ、滔々タル社會ノ風潮ヲ正スコトハ遂ニ不可能ニ終ルデハアリマセヌカ（拍手起リ「人ノ事ヲ云フ資格ガアルカ」ト呼ブ者アリ）内務大臣トシテノ彼ハ我國民ノ上ニ立チテ、果シテ風紀ヲ説クノ資格ガアルデアリマセウカ。而カモ尚國務大臣ノ地位ニ座シテ居ルト致シマスレバ、

吾々ハ帝國ノ前途ノ爲メニ深ク此レヲ憤慨セザルヲ得ナイノデアル。（拍手起ル）惟フニ現內閣員諸公ノ中隨分變ツタ御方々ガ列席ニ相成ツテ居ルノデアリマス。（「何ダ」ト呼ブ者アリ）其ノ內閣成立當時ノ誠意誠心ト言ハル丶看板モ、或ハ善政主義ト言ハル丶標榜モ秉公持平ト言ハル丶看板モ、悉ク自ラ疾ニ之ヲ破却シ去ラレテ居ルノデアリマス。特ニ後藤男爵ノ如キハ殆ド箸ニモ棒ニモカカラヌト云フヤウナ世評ヲ受ケテ居ル人デアリマス。

男爵ハ此ノ場合自ラ反省シテ——深ク反省シテ（「何ダ」ト呼ブ者アリ）斷然處決シテ其ノ職ヲ退カル丶ト云フコトガ男爵ノ御身ノ爲メニモ最モ有利ナル遣方デアラウト私ハ考ヘルノデアリマス。（拍手起リ「憲政會ノ爲メニハ宜イダラウ」ト呼ブ者アリ）吾吾ハ斯ノ如キ理由ノ下ニ飽クマデモ此彈劾ノ目的ヲ達セザレバ已マナイモノデアリマス。（拍手起リ「內容貧弱」ト呼ブ者アリ）

この早速の演說に對して、政友會の堀切善兵衛は立つて反對を試み、伯の祕密出版物の內容は大部分事實であると斷じ、これ決して誣妄にあらず、ただ後藤內相は大隈內閣に敬意を拂つて事實にあらずと爲せるのみ、大隈內閣の非行は天下周知の事實なりと攻擊した。

その後を受けて伯は演壇に立つた。この時の憲政會の妨害は劇烈であつた。傍聽席にあつた筆者は、屢〻場內の罵聲のために、伯の所論を聽取ることが出來なかつた程であつた。

當日の衆議院議事錄は、次の如く記してゐる。

國務大臣（男爵後藤新平君）諸君モ御承知ノ如ク出版法ニ於テハ「凡ソ機械舍密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ文書圖畫ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ」トアツテ、先ヅ出版ノ定義ヲ示シテアルノデアリマス。所ガ出版ノ定義ヲ示サレタ爲メニ、出版ノ定義ノ方カラ說明スルコトガ恐シクナツテ、段々問題ハ變ツテ居リマスガ順序ヲ以テ玆ニ申述ブルコトノ必要ヲ認メテ居リマス。（「男ラシク」ト呼ブ者アリ）隨ツテ此定義ニ相當スル事實ガアツテ、而シテ出版法ニ規定シタル屆出ヲ爲シ手續ヲ履行セザルモノハ祕密出版トナツテ法律上ノ犯罪行爲トナルベキモノデアリマス。（「問題外」「決議案ヲ見ロ」ト呼ブ

者アリ）祕密出版トシテ論ゼラル、所ノ事實ハ、第一ニ之ヲ發賣スルカ若クハ頒布スルヲ必要トスルノデアリマス。然ルニ本大臣ガ嘗テ此印刷物ヲ調整シタルニ當ツテハ、發賣若クハ發賣ニ類似シタル事實ハ無イノデアリマス。（「ソンナ事ヲ聽クノデハナイ」ト呼ブ者アリ）又頒布シタルコトモ無イノデアリマス。（「後藤内相良心アルヤ」「出版法ノ問題デハナイ」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）靜肅ニ……

國務大臣（男爵後藤新平君）一體出版法ニ所謂頒布トアルハ不特定ノ人ニ向ツテ頒布スルコトヲ申スノデアル。本大臣ハ此ノ印刷物ニ付テハ知已ノ間、極メテ範圍ノ狹イ信用アル特定ノ人ヲ選ンデ贈呈シ、攻究ノ資料ニ供シ、其眞ナルモノハ之ヲ除キ、其虚ナルモノハ其流說ノ起ル所ヲ防ガントシタノデアリマス。尙ホ此事ニ付テ攻究ノ材料ト云フコトニ付テ餘程低級ノ人ハ之ヲ理解スルコトガ出來ナイノデアリマス。能ク此點ニ付テ誠意ヲ以テ攻究セラル、コトヲ望ムノデアリマス。而シテ此發賣若クハ頒布ト云フ事實ガ無イ以上ハ、祕密出版ト稱シテ出版法ニ違反スルモノダト云フコトハ出來ナイノデアリマス。此見地カラシテ先日豫算委員會ニ於キマシテ、本大臣ハ尾崎君ニ對シ、君ハ出版法ヲ承知シテ居ラルルヤ否ヤヲ問フタノデアル。尾崎君ハ（「ソンナコトハ脱線ダ」ト呼ブ者アリ）尾崎君ハ知ラヌト答ヘラレタノデアル。ソレカラ後（議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ。

國務大臣（男爵後藤新平君）ソレカラ後出版法――祕密出版ト云フ論法ヲ變ヘタカノ如ク見エマス。其變ヘタコトニ對シテハ是カラ段々申述ベヨウ（「大ニヤルベシ」ト呼ブ者アリ）此尾崎君ノ答ニハ聊カ驚キ入ツタ次第デアル。依テ本大臣ハ出版法ノ規定ヲ陳述シテ祕密出版ノ性質ヲ說明シタル所、尾崎君ハ之ニ對シテ遂ニ一言ノ答フル所ヲ知ラザル次第デアツタ。然ルニ今此議場ニテ問題トナリ居ル出版物ハ、前内閣時代調整シテ知已朋友ニ配ツタモノデアツテ、決シテ是ガ出版法ニ違反シタ法律上ノ犯罪ト認メラルベキ事實ヲ含ンデ居ルモノナラバ、當時恰モ尾崎君ハ司法大臣ノ要職ニ居ラレタコトデアルカラ、必ズヤ司法部内ニ於テ問題トシテ爬羅剔抉ヲ力メラレタコトデアラウト思ヒマス。併シナガラ此問題ニ關シ我司直ノ府ニハ各〻直言硬骨ノ士ガ揃ツテ居ル故、如何ニ尾崎君ガ憲政會ヲ標榜シテ威勢ヲ振ハレテモ、之ヲ如何トモスルコトガ出來ナカツタコトハ、想像スルニ

餘リアルコトデ、過日豫算委員會ノ席上デ明白ニ申シテアル。是マデハ豫算委員會ノ席上デ申シタコトヲ繰返シテ此議場ニ申シテ置クノデアリマス。要スルニ事實ノ眞相ヲ究メズ、法規ノ如何ヲ顧ミズ、徒ラニ人ヲ捕ヘ罪名ヲ擔ハシムルガ如キコトヲ公會ノ席上ニ於テ忌憚ナク揚言セラル丶ニ至ツテ、士君子ノ恥ル所デ、其ノ粗漫横著ニ驚カザルヲ得ナイノデアリマス。（「何ヲ朗讀シテ居ル」「朗讀ヲ許シマセヌ」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）靜肅ニ願ヒマス。

國務大臣（男爵後藤新平君）斯ノ如ク既ニ豫算委員會ニ於テ質問ニ對シテ明答シテ置イタコトデアレバ、此事ハ最早終結シタルコト丶信ジテ居ツタ。此度ハ此罪名ヲ付シテ法律上ノ問題トスルコトハ到底出來ナイト覺悟サレタ爲メニ（「朗讀ハイケマセヌ」ト呼ブ者アリ）之ヲ避ケテ反省處決ヲ促スト云フ決議案ニ出ラレタノデアリマス。……（議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ……

國務大臣（男爵後藤新平君）少シ御分リニナラヌカ知レマセヌ。此度ハ到底罪名ヲ付シテ爭フコトガ出來ヌ、法律上ノ爭ガ出來ヌト覺悟ヲサレテ、而シテ反省處決ヲ促スト云フ筆法ニ出ラレタノデアリマス。然ルニ出版ノ自體違法ニアラザルコト既ニ明カナル所デアツテ、決議案ノ理由トスル所ハ當時新平等ガ陰謀團トシテ……（「朗讀ハイカヌ」「朗讀ハ禁ジテアル」「頭デ演說セヨ」ト呼ブ者アリ議場騷然）

此處に至つて議場は全く混亂に陷つた。その囂々たる狀態は、次の速記錄が活寫してあますところがない。

議長（大岡育造君）議事ノ進行ノ爲メニ一言致シマス。本議場ニ於テ議事ヲ丁寧ニスル爲メニ、原稿ヲ持ツテ演說スルコトハ少シモ咎メマセヌ。（「朗讀ハ許シマセヌ」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）唯今朗讀シテハ居ラヌ。（「朗讀シテ居ル」「議長不公平」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）靜カニ御聽キナサイ。（「議長ノ良心ニ問ヒ給ヘ」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）望月君、何ヲ仰シヤル――此ノ演壇ニ於テ原稿ヲ備ヘテ演說スルコトハ各總理大臣在來ノ實例ガアリマス。

明瞭ナル演説デモ尚ホ原稿ヲ備ヘテ演説スルコトハアルノデアリマス。演説ヲ丁寧ニスルニ於テ少シモ差支アリマセヌ。（「議長不公平」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）原稿ヲ讀上ゲルナラバ止メマス。（「原稿ヲ讀上ゲテ居ルデハナイカ」ト呼ブ者アリ）

國務大臣（男爵後藤新平君）諸君ノ理由書ヲ讀ンデ居ルノデアリマス。

議長（大岡育造君）諸君、朗讀スヘキ場合ハ朗讀シテモ敢テ咎メマセヌ。（「衆議院規則ニ明カニ朗讀ヲ禁ズト書イテアリマス朗讀スルコトハ出來マセヌ」「議長發言ヲ許シテ居リマスカ」ト呼ブ者アリ）

國務大臣（男爵後藤新平君）諸君（「正々堂々トヤレ」ト呼ブ者アリ）諸君、當時新平等ガ陰謀團トシテ…（「朗讀ハ許サナイ」「徴罰」ト呼ブ者アリ議場騷然）

議長（大岡育造君）議長ハ更ニ宣告致シマス。若シ原稿ヲ此處デ朗讀スルナラバ止メマス。併ナガラ演説ヲ丁寧ニスル爲メニ原稿ヲ備ヘルト云フコトハ議員ノ自由デアリマス。世界ノ演説者ノ例ヲ御覽ナサイ。演説ヲ丁寧ニスル爲メニ原稿ヲ備ヘルコトハ差支アリマセヌ。

國務大臣（男爵後藤新平君）諸君ガ提出ノ理由デアリマス。諸君ノ提出セラレタルトコロノ理由書ヲ朗讀シテ居ルノデアリマス。諸君ノ提出セラレタル理由書ヲ朗讀スルコトハ勿論當然ナコトデアリマス。其朗讀ヲサレタナラバ諸君ハ恐ロシイノデアルカ……（「何ガ恐ロシイ」「餘計ナ口ヲ利クナ」「默レ」「何ガ恐ロシイ」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）靜粛ニ。（「何ガ恐ロシイ何ガ恐ロシイ」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）戸井君靜粛ニ――議長ノ命令ヲ奉ゼザレバ相當ノ處分ヲ致シマス。（「何ガ恐ロシイ」「恐ロシイトハ何事デアリマス」ト呼ブ者アリ）

國務大臣（男爵後藤新平君）當時新平等ガ陰謀團トシテ世上ニ喧傳セラレタル…（「何ガ恐ロシイ」ト呼ブ者アリ）

議長（大岡育造君）御控ヘナサイ。（「構ハズヤルベシ」「演説ヲ進行スベシ」「恐ロシイトハ何事デアリマス」ト呼ブ者アリ）

かうした喧囂の裡に、伯は更に演説をつづけた。

國務大臣（男爵後藤新平君）「當時新平等ガ陰謀團トシテ喧傳セラレタル企圖ノ遂行ニ便ニシタリ」ト記載シテアリマス。當時陰謀團ナルモノガアルヤ否ヤハ知ラヌ所デアリマス。併ナガラ諸君ノ理由書ニハ左樣ニ書イテアル。當時陰謀團ハアリヤ否ヤハ知ラヌ。併シ諸君ハ陰謀團ガアリシ如ク書イテアル。本大臣ハ自ラ此陰謀團ニ加盟シタルコトモナケレバ企テタルコトモナイ。反對黨ノ憲政會ノ人々ハ、當時大隈内閣ニ反對ノ意見ヲ有シタル者ハ皆陰謀團ト認メルカモ知ラヌ。（「ノウ〳〵」「ヒヤ〳〵」ト呼ブ者アリ）本大臣ハ支那ニ關スル印刷物ヲ調整シテ知己ニ之ヲ贈呈シタルコトハ、畢竟當時内閣ノ施爲ヲ不濟ニ考ヘタカラ、此施爲ノ誤リタルコト、國威ヲ失墜セシムルコトアラムコトヲ恐レテ攻究ヲシタノデアル。（「朗讀ハ駄目ダ」ト呼ブ者アリ）之ヲ憂慮シタノデアル。卽チ一面國家ヲ思フノ至誠ニ出デタル者デアツテ（「ノウ〳〵」ト呼ブ者アリ）素ヨリ何等ノ私ノ心アル譯デハナイ（「ヒヤ〳〵」「ノウ〳〵」ト呼ブ者アリ）是ハ誓ツテ玆ニ斷言スル所デアリマス……（議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ。

國務大臣（後藤新平君）印刷物ノ内容ニ付テハ本大臣ハ其事實ヲ見聞シタノデナイカラ、眞僞ハ素ヨリ保證スル所デナイト云フコトハ最初カラ申シテ居ル。而シテ當時本大臣ハ多少其間ニ事實ノ認ムベキモノアリト信ジテ居ルガ爲メニ、憂慮ノ餘リニ之ヲ知己朋友ニ分ツテ攻究ヲ促シタモノデアル。

今日トナツテハ本大臣ノ敬意ヲ表スル所ノ同僚ノ一人タル當局ノ大臣ガ、旣ニ事實無根ノ旨ヲ斷言サレタ以上ハ、今更之ヲ疑フ餘地ハナイノデアリマス。今日ニ及ンデ一段落ヲ告ゲテ居ルニ拘ラズ、當時ノ事實ニ遡リ彼是論議ヲ試ミルハ恰モ風ナキニ浪ヲ起ス如キデアツテ、苟モ國家ヲ憂フルノ誠意アル者ハ今日ニ及ンデ草ヲ發イテ蛇ヲ尋ヌルノ愚ヲ學ブ者ハナイノデアリマス。斯樣ナ事ヲスルト云フ事ハ甚ダ深ク歎ズベキデアルト考ヘルノデアリマス。（笑聲起リ「後藤新平誠意アリヤ」ト呼ブ者アリ）以上述ベタル所ニ據レバ本決議案ノ目的ハ畢竟本大臣ノ一身ヲ排擠センガ爲メニ、惡意ニ出デタルモノデアリマス。（「堂々トヤレ三百ハ止セ」ト呼ブ者アリ）而シテ本大臣入閣以前ノ區々タル一身ノ行爲ヲ捉ヘ來ツテ一面ニ理ノ無キ所ニ道理ヲ付シ、而シテ

本案ヲ議場ニ提出セラレマシタノハ半面ニ於テハ本大臣入閣以來ニ於テ何等ノ缺點ヲ見出スベキモノガ無イ爲メニ（「ノウ〱」「大缺點アリ」ト呼ブ者アリ拍手起ル）憲政會ノ諸君ハ職務上ノ行動ニ對シテハ敬服シテ居ラレル爲メニ（「何ヲ云フノダ」「無禮者」ト呼ブ者アリ議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ……

國務大臣（男爵後藤新平君）信任セラレテ居ルト云フコトノ結論ヲ生ズルデハナイカ。（「ソンナ結論ハナイ」ト呼ブ者アリ拍手起ル）憲政會ノ人々ガ如何ニ本大臣ヲ陷レントスルモ（笑聲起ル）諸君ノ焦慮セラルルコトガアルモ其效ヲ見ルコト能ハザルニ苦シムヲ知ルニ難カラザルノデアリマス。本大臣ハ斯ノ如キ攻擊ニ對シテハ聊カ面目トスル所デアル。（笑聲起ル）而シテ本大臣ハ演說ニ付テ、彼是レ諸君ニ對シテ何等カ辨解シヤウトスルノデハナイ。（「女々シイコトヲ云フナ」ト呼ブ者アリ拍手起ル）本期議會ノ時日剩ス所少クナツタ今日ニ於テ、重要ナル議案モ堆積シテ居ル折柄、區々タル本大臣ノ一身ノ事ニ付テ（「默レ」「何ヲ朗讀シテ居ル」ト呼ブ者アリ。小山松壽君「議長々々衆議院規則百十二條ニ……」ト言ヒ議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ願ヒマス。小山君……

國務大臣（男爵後藤新平君）貴重ナル時間ヲ費シ諸君ノ考慮ヲ煩ハスコトハ本大臣ノ甚ダ恐懼ニ堪ヘザル所デアリマス。（「何ガ恐懼ダ」ト呼ブ者アリ）上述ノ如ク本大臣ハ決議案ノ理由ニ對シテハ衷心少シモ疚シキ所ガナイ。（「衷心疚シキ所ガアルカンダ」ト呼ブ者アリ）毫モ其當ヲ得タルモノト認ムルモノガナイ。卽チ本大臣ノ行動ニ付テ更ラニ自ラ顧ミル疚シキ所ナク、俯仰天地ニ恥ヅル所ガナイノデアリマス。故ニ反省處決ナドハ認メマセス。（「良心ガナイカラダ」ト呼ブ者アリ拍手起ル）寧ロ今日ノ如キ提議ヲ爲ス諸君ノ誠意ヲ疑フ者デアル。（「ノウ〱」拍手起ル）故ニ此黨與ノ憲政會ノ提出者ノ黨與ノ諸君ガ彼此レ言ハレルガ此黨與ノ憲政會ノ提出者ノ黨與ノ諸君ノ外ハ之ヲ顧ミラルヽ人ハナイデアラウト信ズルノデアリマス。提出者ノ諸君ハ既ニ顧ミラレテ居ルデアラウ。此議場ニ於テ三分ノ一ノ人ガ囂々スルダケデアル。（「選擧干涉ノ結果ナリ」「口惜シイカ」ト呼ブ者アリ）三分ノ一ノ諸君、少シク謹聽シ給ヘ。（「後藤君餘リ白々シイコトヲ言フナ」其他發言スル者アリ議場騷然）

議長（大岡育造君）靜肅ニ……（「三分ノ一トハ何ダ」「議論ヲシテカラ後ノコトダ」「ヤルベシ〱」ト呼ブ者アリ議場騷然）靜肅ニ……

國務大臣（男爵後藤新平君）憲政會ノ諸君、諸君モウ少シクヨリ多ク忠良ナレ。ヨリ多ク偉大ナレ。（笑聲起ル）ヨリ多ク立憲的ナレ。斯ノ如キ區々タル問題ヲ以テ三分ノ一ノ力ヲ以テ、三分ノ一ノ數ヲ以テ、此議場ヲ攪亂スルト云フコトハ愼マレンコトヲ希望致シマス。（笑聲起リ拍手起ル）

以上をもつて伯の演說は終つた。さうして採決の結果、この內相彈劾案は否決された。

しかしこの後藤攻擊は、これをもつて終らなかつた。これは更に一層猛烈なる勢ひをもつて、次の議會に現はれてくるのであるが、それは次節に於いて述べるであらう。

第七節　通常議會

一、軍國議會の豫算

特別議會を終つて後、寺內內閣の政治的立場は比較的安泰となつた。ただ此の間大正六年四月に米國の參戰したると、その年三月に露國にケレンスキー中心の第一次革命起り、その十月には遂にレーニンの社會革命の勃發したるあつて、聯合國の一員たる日本にも亦多大の影響を及ぼした爲め、國策の根本に幾多の變化を生じたのであつた。

又他方には、日本は歐洲各國が力を戰爭に傾けて、一般產業を顧みるの暇無かりし爲め、歐洲よりの注文並びに戰

前歐洲各國の市場たりし世界各國よりの注文により、國內產業俄然として勃興し、空前の好景氣を現出してゐた。

これが如眞に反映したのは、大正六年十二月二十五日をもつて召集せられた第四十回帝國議會であつた。

政府は歐洲戰況の變化に基く國防計畫を企圖し、同時に國內產業の勃興に隨伴する社會問題の對策を講究した。それが寺內內閣の豫算として議會に提出せられたのである。

從つて此の議會は、軍國議會たるの色彩頗る濃厚であつた。即ち開院式の勅語にも、

朕ハ此ノ時ニ當リ、國務大臣ニ命シテ、國防ノ充實其ノ他國運ノ伸張ニ必要ナル諸般ノ計畫ヲ定メシメ、大正七年度豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム。

と仰せられ給ひ、而して翌七年一月二十二日、寺內首相の施政演說も、次の如く論及して、軍國議會たるの色彩を明確にしたのである。

――講和ニ關シテハ聯合與國ハ最モ嚴正ナル態度ヲ取リ、永遠ノ平和ヲ得ルマデハ干戈ヲ戢メザルノ決心ヲ以テ戰鬪ニ從事シツヽアリ。我帝國モ亦同一方針ヲ以テ此變局ニ處シ萬遺憾ナキヲ期セリ。此ノ際本大臣ノ最モ憂慮スル所ハ露國ノ現狀ナリ。（中略）國內ノ擾亂漸次極東ノ露領ニ波及シ、動モスレバ帝國ノ國是トスル東洋ノ平和ヲ危殆ナラシムルノ虞アレバ寔ニ寒心ニ堪ヘズ。（中略）政府ハ大正七年度ノ豫算ヲ編成スルニ當リ、第一ニ國防充實ノ方針ヲ定メ、陸海軍ニ就イテハ增稅ニ依ルノ止ムヲ得ザルヲ認メ、之ニ關スル法案ヲ提出セリ。（中略）尙時運ノ推移、經濟界ノ趨勢ニ鑑ミ、自給自足長ヘニ經濟上ノ獨立ヲ期スルノ目的ヲ以テ之ガ施設ニ關シ必要ナル方策ヲ講ジツヽアリ。

かくして議會に提出せられたる豫算案は、國防充實の財源としては、先づ海軍艦艇の補充費として、七年度以降六箇年に亙つて三億五千餘萬圓、陸軍兵力の充實費として、七年度以降十八箇年に亙つて五千五百餘萬圓、之れに製鐵所繼續擴張費二千萬圓と、義務教育費國庫負擔額一千萬圓とを合して豫算を編成し、歲出七億二千餘萬圓、歲入六億八千餘萬圓、この間の不足を政府は所得稅、酒稅、自家用醬油稅、絹織物消費稅、砂糖消費稅等の新たなる增稅に依つて補塡しようと試みたのである。

卽ち軍國議會の豫算案は、決して單純なる軍事豫算のみを目標として編成されてはゐなかつた。軍備充實に要する財源を所得稅、酒稅、絹織物消費稅等の新たなる增稅に依つて獲得せんとしたる處に、見逃がすことの出來ない一大特色を備へてゐたのである。換言すれば、玆に社會政策的見地に基く稅制體系の確立への努力の跡を看過することが出來ないのである。

かかる豫算案を作成し得た根本的な動因は、何處に存在してゐたのであらうか。

內閣の副總理としての伯は、財政計畫に就いても亦、伯獨自の立場から重大なる提言を爲し、伯の意思を豫算案のうちに表現することに努力した。

第四十議會に提案さるべき豫算案、法律案等が閣議において論議決定されんとする直前において、伯は帝國財政の前途を深慮して財政意見を草してゐる。その全文を揭げれば實に左の通りである。

一、最近銀行利子引揚ノ爲市場ニ及ホシタル實驗ヨリ推考スルニ、銀行家ノ橫暴ハ獨リ政府ニ累ヲ及ホスニ止マラス、我帝國滅亡ヲ來スノ虞アルコト、政黨政派ノ暴橫ニ讓ラサル危險アルコト。

一、船舶管理令ヲ發布シ、不自然ナル物價騰貴ヲ制スル爲メ、暴利ヲ貪ルノ徒ヲ取締タルハ可ナレトモ、銀行家ノ暴横ニ放任スルハ政策不徹底ノ嫌アルニ非サルカ。
一、豫算決定切迫セリ。現內閣ノ眞價モ之ト共ニ發表セラルヘキノ自然ノ勢ナリ。
內地々方官ノ更迭並ニ臺灣總督ノ更迭モ斷行セラルノ時機ニ際會セリ。
工部省、商務省、拓殖省新設モ此際斷行セラルヘキ時期ト認ム。
一、公債政策並ニ增稅廢稅案モ提出セラル、必要ナリト認ム。
軍事公債
鐵道公債
砂糖、酒、煙草、並郵便電信電話料增加
通行稅ノ廢止
一、軍事公債中ニハ單ニ聯合軍援助ノ爲ノミニ非ラズ、支那ノ文化的征服費經濟的協助費ヲモ含マシムルノ計畫。
大正六年十月廿四日夜　（花　押）

二、伯の豫算折衝

此の四十議會に提出せる豫算は、寺內內閣の最初の豫算であつた。
何となれば第三十八議會は組閣匆々の際で、新豫算を作るの暇なく、第三十九議會は特別議會で、一般豫算提出の

機會でなかつたからである。從つて寺内内閣としては、この豫算は全力を傾けて通過を計らなければならなかつた。然らば當時の衆議院内の形勢は果して如何であつたか。寺内内閣の後援によつて第一黨と爲つた政友會は、果して從順に此の豫算案に協贊するであらうか。

此の時各派勢力の狀態は政友會百六十四、憲政會百十八、國民黨三十六、新政會五十一、無所屬十二であつた。政友會は一月二十日の大會において「嚴正中立の態度を持して深く時局の趨勢に鑑み至誠を盡して國家の要務に膺らむ」ことを聲明し、國民黨も亦二十日の大會において「世界の變局に際して國家の步武を世界の進運に調和し政治の心髓を民生の實質に契合して國務の革新を圖るべし」と聲明し、更に又、新政會は「其の聲明せし前言に基き豫算及法律案を審議すべし」と論じた。かくの如く政友會、國民黨並びに新政會の三派ともに寺内内閣の施政方針並びに施設の如何に依つて、議會に於ける贊否の態度を決すると云ふ意見であつた。

而して憲政會だけは、一月二十日の同黨大會において「我黨は力を極めて寺内内閣の失政を排撃し我黨の主張を貫徹せしむるを期すべし」と宣言して、寺内内閣排撃の態度を闡明した。

茲に於いて衆議院に與黨を持たずして、軍國豫算の通過を圖らんとする寺内内閣は、正に重大難關に遭遇した譯であつた。

何人かが起つてこの難局打開の重責に任じなければならぬ。而してこの重任を擔當したのが實に伯であつた。伯は政友會並びに國民黨と折衝してこの難局を突破せんと企て、先づ大藏當局をして妥協案四案を起草せしめた。卽ち左の通りである。

第一案

一、通信收入中葉書ノ引上ヲ見合スコト

一、通行税中五十哩以上若クハ壹貳等ヲ存置スルコト

右補塡トシテ酒税壹石ニ付壹圓ヲ增加スルコト

第二案

一、通信收入中葉書ノ引上ヲ見合スコト

一、通行税中五十哩以上若クハ壹貳等ヲ存置スルコト

一、淸涼飲料税ヲ廢スルコト

右不足補塡トシテ

一、酒税壹圓引上ノコト

一、所得税第一種甲法人ノ税率ヲ幾分改定スルコト

第三案

一、通信收入中葉書ノ引上ヲ見合ハスコト

一、通行税中五十哩以上若クハ壹貳等ヲ存置スルコト

一、淸涼飲料税、飴税及メリヤス、フヱルト税ヲ廢スルコト

右補塡ノ方法トシテハ

一、酒税壹圓ヲ引上クルコト

一、所得税第一種甲法人ノ税率ヲ幾分高ムルコト

一、議院建築費ヲ删減スルコト

第四案

一、通信收入全部ヲ見合ハスコト
一、通行税中五十哩以上若クハ壹貳等ヲ存置スルコト
右補塡トシテハ
一、酒税貳圓ヲ增徴スルコト
一、所得税第一種甲法人ノ率ヲ幾分高ムルコト
一、議院建築費ヲ刪減スルコト

以上ハ互讓スヘキ程度順ニ列記シタルモノニシテ、第三案迄ハ已ムヲ得サレハ互讓ノ餘地アルモ、第四案ハ無理ナリト考フ。

製鐵所公債支辨ニハ絶對ニ不贊成ナリ。

田畑地價修正費ノ刪除ニモ絶對不同意ナリ。

以上ノ外尙想像スレハ諸案アルヘキモ、先方ノ意見明確ナル上ニ於テ尙考慮スヘキモ、提案ノ精神ヲ全然沒却スルカ如キ修正案ニハ斷ジテ同意出來ス候。

以上

一方政友會からは、文書の形式を以て財政當局に對し、左の如き質問を送つて來た。

政府ハ過日ノ本會議ニ於テ、必スシモ原案ヲ固執セサルヘキヲ言明セラレタルカ、吾々ノ所見ニヨレハ、政府ノ計畫ハ國防充實ト税制整理トノ二方針ニ基キタルカ如シ。國防ノ充實ハ國家一日モ緩フスヘカラサル問題ナレハ、之ヲ今日ニ於テ承認シ、之ニ要スル財源ノ補充トシテ、酒税所得税ヲ承認シ、尙臨事軍事費ノ財源ニ充ツヘキ戰時利得税ヲ承認スヘシト雖モ、税制整理卽廢減税案並ニ之ニ關スル增收法案ハ、總テ平和克復後ニ讓ルヲ相當ト認メ、此際之ヲ承認セス。

政府ハ之ニ同意セラルヽヤ否言明アリタシ。

これに對し財務當局では、次の如き態度を以て回答した。

政府ハ國防充實ノ財源ノ補充トシテ、增收計畫ヲ立テタルカ、增收計畫ニ付テハ、專賣局益金ノ外增税ヲ爲スコトトシ、主トシテ酒税及所得税ニ於テ收入ヲ得ル方法ヲ立テタリト雖モ、同時ニ税制整理ヲモ併セ實行セムトセリ。然ルニ税制整理ハ主義トシテハ之ヲ否認セラレサル以上ハ、政府ハ其實行ヲ相當ノ時機マデ延期スルヿトニ同意ス。

税制整理實行ノ延期ニ依リ、茲ニ歳入ノ復活ヲ見ル以上ハ、政府ハ强テ通信收入ノ增加ヲ圖ルノ必要ヲ認メサルヲ以テ、通信收入ノ否決ニモ亦反對セス。

茲に於いて伯は二月三日午後八時、原政友會總裁を芝公園の自邸に訪れ、豫算案協定に關する最高折衝を遂げた。この際伯が腹案として持つてゐたのは、次の六點であつた。それを伯は自筆をもつて書き殘してゐる。

一、國防ハ少クモ六ケ年度間ニ渉ル確定計畫ヲ必要トスル事

一、國防充實ノ財源トシテ酒税及所得税ヲ主眼トスルコト

一、製鐵所所要經費ハ之ヲ公債支辨トセサルコト

一、税制整理廢減税ハ主義上之ヲ否認セスシテ其ノ遂行ヲ延期スルコトハ考慮スヘシ

一、通行税廢止ハ之ヲ友黨間ノ協議ニ依リ更ニ考慮スヘシ

以上ニ依リ財政經畫上收支適合セサル所ハ酒税ノ增率並所得税第一種甲法人税率ノ幾分ノ引上ニ依リ之ヲ補塡スルコト

原邸における會談は約一時間に亙つた。その間に伯は、右の六點を力說して、原の說服を試み、協定は遂に成立した。さうしてこの夜成立せる協定の要領を、伯の手記は次の如く記してゐる。

大正七年二月三日夜　於原邸

一、國防充實案ハ政府ノ提案ヲ否認セス

一、政府豫算案並增税法律案ニヨレハ、國防ト税制整理トノ兩意義ヲ有ス。然ルニ税制整理ニ關シテハ今廢減税ハ主義上之ヲ否

アル。此ニ於テ再ビ本會ニ於テ更ニ其邊ノ調査モナク、貴重ナル時間貴重ナル議場ニ漫然ト言ハレルト云フコトニ付テハ、之ニ甚ダ辨解ヲ努ムルト云フコトハ狂人ニ和スル非狂人ノ誹ヲ免レヌコトヲ慮レルノデアリマス。又世ニ匿名ノ投書若クハ匿名ノ文書ヲ以テ個人ノ行動ヲ是非スルト云フコトハ、誠意ヲ缺キ不眞面目ナ舞文曲筆ニナルト云フコトハ、是ハ今日ノ文明世界ノ紳士生活ニ於テ、最モ明カナコトデアリマス。然ルニ匿名若クハ僞名ヲ以テ書カレタル所ノモノニ對シテ、反駁スル事ハ甚ダ大人氣ナキ事デアリ、要ラヌ騷擾ヲ釀スコトデアリマス。是等ノ事ハ自然明カナルヲ待ツガ當然デアルト考ヘテ居ル。所ガ今ヤ本議場ニ於テ、帝國議會ノ議員タル田中君ニ於テ問フ所トナツタカラ、唯今承ツテ辨解ノ機ヲ得ルト思ツテ、喜ンデ此所ニ多少ノ時間ヲ妨ゲテモ申述ベテ見タイト云フ念慮ガ勃然トシテ起ツタノデアリマス。(「謹聽」ト呼ブ者アリ)然ルニ其言ハレル所ノモノハ何デアルカト云フト、矢張其匿名舞文曲筆ノ外ニ出デナカツタト云フコトハ、甚ダ遺憾トスル所デアリマス。而シテ田中君ハ此日本新聞ニ書イタ所ノ曲論ヲ提ヘ來タツタ外、何物モ無キコトヲ遺憾ト致ス丈ニ過ギナイノデアリマス。

斯ノ如キ事實ノ曲解、閑文字ノ戲レニ對シ唯々無根虛妄ノ言ナリト聲明スルコトヲ憚ラヌ丈ノコトデアリマス。又財產ヲ洗ツテ見セヨト云フコトデアルナラバ、田中君自ラ若シ洗ツテ見セタ所ニ於テ、正然タルモノガアツタラ、如何ナル責任ヲ執ラレルカガ明カデナケレバナラヌ。唯々新聞ニ出タモノヲ持ツテ來タカラ、斯ウ云フコトデアルナド、云フコトデ、ソンナ事デハイカヌノデアリマス。斯樣ナル事ハ私ハ紳士トシテ丈デモ甚ダ惜ム所デアリマスガ、議場ノ言トシテ、斯ノ如キ無根虛妄ノ言ヲ以テ、苟モ帝國ノ內閣員ニ向ツテ攻擊ヲ試ミヨウト云フ事ハ、少シ御省ミニナツテモ宜カラウト私ハ考ヘルノデアル。又帝國ノ正義ノ上カラモ、自分ハ甚ダ惜ム所ダト考ヘマス。是レ或ハ田中君ノ筆法ニ依ツタナラバ、自分ノ事ヲ棚ニ上ゲテ、人ヲ攻メルト仰シヤルカモ知ラヌ。ソレハオ互ニ攻メナケレバナラヌモノト考ヘテ苦言ヲ呈スルノデアリマス。而シテ若シ私ノ財產ヲ洗ツテ見タイト云フコトデアツタナラバ、先ヅ第一ニ誠實ニ御調ベニナルナラバ、區役所ニ行ツテ後藤新平ハ一級選擧民トナリシカ、何年何月ニナリシカヲ一ツ御調ベニナルノガ必要デアル。而シテソノ一級選擧民トナリシハ何年何月何物ニ依リナツタノデアルカ、之ヲ調ベテ見タナラバ、次ニハ卽チ登記所ニ行ツテ見レバ分ルノデアル。是ハ少シ此所デ斯樣ナコトニ對シテ一言モ云フ價ガナ

イトスレバ又言フト云フコトハ、少シ可笑シイカシラヌケレドモ、其位ニ申上ゲヌト少シ分ラナイカト思フ、田中君ハ。（笑聲起ル）私ハ少シ申上ゲテ見タイト思フノデスガ、議場ニ數分時御許ヲ願ヒタイ。私ノ一級選擧民トナッテ居ルノハ、麻布區ニ於テ七千坪ノ屋敷ガアルカラデアル。其邸ハ何時幾日ニ買ッタモノデアルカ。明治二十八年ニ買ッタノデアル。幾ラデ買ッタノデアルカト云フコトハ皆明デアル。明治二十八年ト云フノハ、私ハ相馬事件ニ座シテ、牢カラ出タ時デアル。其時ニ方ッテ各地ニ於テ同情ノ人ガ翕然トシテ私ニ之ニ對シテ何等カノ一臂ノ力ヲ盡サウト云フ事ニナッタノデアル。其中ニ名古屋大阪ニ於ケル所ノ諸友人ガ翕然トシテ之ニ力ヲ致サウト言ッタノデアル。其時ニ私ハ決シテモウ役人ニナラヌト云フ考ヲ有ッテ居ッタ爲メニ、大阪神戸ノ間ニ住ヘト云フコトヲ勸メラレタ友人ガ居ル。ソレ等ガ卽チ「ミルメ」ノ海岸ニ於テ地所ヲ買ッテ吳レタノデアル。又ソレト同時ニ東京ノ方ノ知人ハ是非東京ニ居レト云フコトデアッテ、東京デ買ッテ吳レタノデアル。卽チ其初ハ麻布新網町ニ於ケル所ノ地所デアッテ、三千二百圓デ買ッタノデアル。チヤント明ニナッテ居ル。阿川光裕ノ世話デ買ッタノデアル——モウ宜シウゴザイマスカ。モウ少シ申上ゲマセウカ。（「謹聽々々」ト呼ブ者アリ）ソレカラソレハ、卽チ三萬圓ニ賣レタノデアルト云フ事ハ登記所ニアルノデアル。ソレカラ今アル所ノ七千坪ノ地所二千坪ト五千坪、其五千坪ヲ二十八年一萬圓デ買ッタノデアル。初メ安場保和ガ買ッタノデ、卽チ其者ガ其儘私ニ讓ラレタノデアル。一萬圓デアッタノガ今ノ卽チ三十五萬圓ノ値打ガアル事ハ明デアル。是卽チ造物主ノ力ニ依ッテ得タノデアル。是等ハ恐ラク田中善立君ハ、此造物主ヨリ見放サレタモノト見テ居ルデアラウ。自ラ省ミテ其地位ヲ代ヘラレタナラバ分ルデアラウ。

唯言フ。田中君尙ホ偉大ナレ尙ホ忠實ナレト答ヘルノ外何事モアリマセヌ。

伯のこの演說が終つたとき、滿堂は力强き同情の拍手を送つた。そしてそれ以來、伯の資産に關する流言浮說が熄んだ。

また三月二十日の貴族院本會議においては、選擧法別表改正案を衆議院より政府が撤囘したのは怪しからぬ、これは貴族院改正の附合に提出したのではないかと憤慨して、江木千之が伯に質問を試みた。伯は事務的に餘りにアッサ

りと答辯し過ぎるので、江木はしきりに追及するといふ小論戰を展開した。しかしこれは江木が結局、

幾度御尋ネイタシテ見テモ、愼重ニ考ヘタト云フ言葉ヲ五遍モ、六遍モ繰返ヘサル、ニ過ギナイノデアリマスカラ、此問答ハ果シテ如何ナルモノデアルカト云フコトハ、今日ノ速記ノ儘之ヲ國民ニ示ス外ハナイト考ヘマスルカラ、此ノ質問ハ、此以上質問スルト云フコトハ無用ト本員考ヘマスカラ、ソレハ止メマスガ、要スルニ政府ハ誠意モナケレバ誠心モナイト考ヘルノデアル。

と述べて、質問を打切り、何等大事を惹起することなくして終つた。

四、寺内首相に呈するの書

議會内に於いて政敵痛撃の標的となつて奮闘しつつありし伯は、他方内部に於ける閣僚の行藏に就き、頗る快しとせざるところがあつた。それは察するに此の時に萌したのではなかつた。遠く前年總選擧の日に端を發し、更に外交問題に關する態度に關して、ますく甚しきを加へたるものの如くである。

會期半ばを過ぎたる三月に入るに及んでは、伯は永くこの內閣に止まるも、到底國家のため匪躬の節を盡すの難きを痛感するに至つたもののごとく、遂に筆を取つて、左掲のごとき辭意を手記した。

大正七年三月二日　（花押）

一、現內閣ハ此情勢ニ任カセ、次ノ議會迄推移スルコトハ、國家ノ爲利害如何。

一、現在ノ閣僚ハ此國運ノ危機ニ任スル覺悟アリヤ否ヲ疑サルヲ得ス。

一、余ハ此際先內閣ヲ去リ、閣外ヨリ援助スルヲ以テ、國家並ニ現內閣ノ爲ニモ兩善ノ策ト信ス。

一、内閣ヲ去ルニ臨ミ、閣僚ニ對シ、忠實ナル友誼的警告ヲ試ミント欲ス。
一、閣員最一層眞面目ニ偉大ニ周到ニアランコトヲ望ム。

この辭職決意の覺書に關聯する文獻として「寺内首相に呈するの書」が殘されてゐる。この書が認められたのは三月中のことである。

この書のうちに於いて、伯は寺内内閣今後の施設に就いて重大な獻言を行うてゐる。殊に外交政策に就いては、世界大戰といふ異常な國際現象を對象としての對策二つを記載し、これを第一案、第二案といふ名稱を附して詳述してゐる。その全文は實に左の通りである。

現内閣成立ノ初、世人往々其ノ持續ノ長カラサルヘキヲ思ヒ、甚シキニ至リテハ呼フニ三箇月内閣ヲ以テスルモノアリキ。蓋シ何等黨派的根據ナク、所謂無援孤立ノ内閣ナレハナリ。然ルニ此レ等ノ豫想ノ中ラスシテ、能ク今日アルヲ致セルハ、畢竟閣下カ至誠一貫ヲ以テ終始セラルヽト、人皆時局ノ重大ナルニ鑒ミ、政權ノ爭奪ノ弊ヲ幾分緩解シテ、眼ヲ大局ノ上ニ著ケ、衆力ヲ國家ニ傾クルノ必要ヲ自覺シタルトニ由ルハ論ヲ待タサル所、而シテ其ノ最モ著大ナル顯象ハ外交調査會ノ成立卽チ是レナリ。不肖ハ固ヨリ今日ノ同會ヲ以テ、目的ノ全部ヲ達シタリトハ言ハサルモ、成立ノ後未タ久シカラサルニモ拘ハラス、實際幾多ノ效果ヲ見ハシタルハ閣下ノ熟知セラルヽ所ノ如シ。但タ赫々ノ功ヲ以テ内外ニ臨ムニ足ラサルヲ憾ミトスルノミ。

倩々按スルニ、開闢以來三千年、生ヲ日本帝國ニ稟ケタルモノ幾億萬ヲ以テ算フヘシ。中ニ就キ申スモ畏シ上ニ中興ノ英主 明治天皇在マシ、下ニ輔翼ノ賢臣アリテ、維新ノ鴻業ヲ成就シ、眇タル東洋ノ日本ヲシテ世界ノ日本タラシメントシタル抱負ハ、早ク既ニ當年ニ萌芽ヲ發セルヲ觀ル。

今日非常ノ時ニ當リ、閣下ハ内閣ノ首班ニ居ラレ、實ニ七千萬同胞中責任ノ第一人者タリ。而モ既往現在ニ於テ唯一ノ責任者タルノミナラス、將來ノ日本臣民ニ向テ、將タ永遠ナル國家ノ運命ニ對シテ、安危禍福ノ分岐點ニ立テル今日ノ政府ヲ雙肩ニ荷ハ

ル、ニ於テ、閣下ノ責任ノ更ニ重大ナルヲ念ハスンハアラス。而シテ閣下ノ爲ニ幸カ不幸カ不肖微力ヲ以テ閣下ノ選簡ヲ辱クシテ、閣班ノ末ヲ汚スト雖モ、菲材何等ノ用ヲ爲サヽルハ、衷心慚愧ニ堪ヘサル所ニシテ、寧ロ退テ別ニ閣下ノ知遇ニ答フルノ道ヲ取ランカト考慮シタルモノ、其ノ幾囘ナルヲ知ラス。今仍ホ閣下ヲ輔佐スヘキ適任者ヲ薦メテ不肖ノ後ヲ繼カシメントスルノ志念絶ユルコトナシ。是レ閣下ノ爲ニ自ラ計ルニアラスシテ、閣下カ　今上及ヒ　先帝兩陛下ノ御威靈ニ對シ奉リ、夙夜國家ノ爲ニ辛勞セラルヽ至誠ヲ親シク見聞スル不肖カ、微力ヲ盡シ赤誠ヲ致サントシテ、惱苦自ラ禁シ難シトスル所ナリ。次ニ聊カ愚案ノ存スル所ヲ披瀝シ、以テ閣下ノ至教ヲ仰カントス。

一、今日ノ時局ニ臨ミ、閣下以外首相ノ最適任者タルヘキ人ナキハ、不肖ノ諛辭ニアラスシテ、恐ラクハ一部黨人ヲ除ク天下萬衆ノ首肯スル所ナラン。故ニ閣下ハ一層自重發奮セラレ、必要ノ場合或ハ内閣一部ノ改造ヲモ斷行シテ責任ヲ全クセラレサルヘカラス、此ノ題案ニ對シテハ別ニ卑見アリト雖モ、今叨リニ開陳スルヲ愼ミ、閣下ノ垂問ヲ待テ徐ロニ其ノ細目ヲ申ヘントス。

一、現時ノ世界戰爭ニ對シ、滔々タル時俗ノ出兵論ニ惑ヒ、或ハ政爭ヲ外ニ轉向セシメントシテ出兵ヲ說キ、又ハ因循姑息受動的ニ其ノ成ヲ待ツモノヽ如キハ、素ヨリ閣下ノ採ラレサル所ナルヲ以テ、此レ等ニ對シテ進言スルノ要ナキヲ知ルト雖モ、不肖ハ時局ノ變轉ニ應シ、深慮熟察ヲ重ネタル後、時流ヲ超脱シ、卓然タル眞人道ヲ尊重シ、公正ナル平和ノ恩澤ヲ五世界ニ被ラシムヘキ見地ヨリ、一大斷案ヲ下シテ勇往邁進スルノ要アルヘキヲ信スルモノ、閣下ノ聰明必ス成竹ノ存スルモノアルヲ疑ハス。而カモ高見ノ鄙懷ト一致スル所多キハ、不肖カ會心ノ欣トスル所ナリ。

一、今日ノ大局ニ處シテ最後ノ斷案タルヘキハ、徒ニ現狀ニ捉ハルヽコトナク、遠ク將來ヲ達觀シテ樹ツル大策ナラサルヘカラス。是ヲ以テ先ツ米國ノ眞意ヲ試ミ、果シテ彼ハ帝國ト協同スル決心ヲ有スルヤ否。彼ハ其ノ協同ヲ持續スルノ實力ヲ有スルヤ否ヲ究メ、然ル後、現在彼カ單獨不講和ノ外ニ立ツヲ利用シテ、我亦單獨不講和ノ盟ニ加ハリナカラ、其ノ地位關係ニ於テ他ノ聯合國側ト事情ヲ異ニスル自然ノ形勢ヲ活用シ、爰ニ日米協同ノ力ノ上ニ、世界平和ノ爲ニ調停的干涉ヲ試ミル方途ナキ

ヤ否。卑見ヲ以テスレハ、此ノ事タル必スシモ絶望ニアラサルヘシ。不肖ハ現内閣成立以前ニ於テモ、或ル機會ニ乘シ我國ノ考慮ヲ費スヘキ一大計策タルヲ思ヒ、講究久シキニ亙リ、稍々領會セリ。未タ曾テ之ヲ口外セサルモ、前内閣時代以來胸中常ニ往來シ、帝國ノ大局ニ處スルノ道ヲ考フル毎ニ、此ノ一法ニ想及セサルコトナシ。故ニ假リニ之ヲ以テ第一案トス。

一、若シ米國ニシテ其ノ誠意賴ムニ足ラストシ、又其ノ持續ノ力到底日本トノ協同ヲ全クシテ、仲介調停的干渉ヲ善クセサルモノト認ムルトキハ、此ノ場合止ムヲ得ス、獨逸カ近者我ニ對シテ多少ノ秋波ヲ送ルモノヽ如ク推察セラルヽ理由アルヲ逆ニ利用シテ、適當ノ機會ニ於テ背德ナラサル手段ヲ撰ヒテ、何等カ彼ト意見ヲ交換シ、博愛正義ノ點ヨリ、世界戰爭ノ終結ヲ速カナラシムル爲ニ努力ヲ試ミルコト、亦講究ノ價値ナキニアラサルヘシ。假リニ之ヲ二案トス。

すなはち伯の第一案といふのは、米國と共同して、講和成立のための調停的干渉を試むべしとの案であり、第二案といふのは日本單獨にて、世界大戰の終結を速かならしむるために努力するの案である。而して伯は、

以上第一案第二案ト云フモ、固ヨリ二者優劣輕重アルニアラス。唯々第一案ニシテ採ルヘカラサルトキハ、寧ロ第二案ヲ用ウルコト、帝國ノ爲ニモ又世界ノ爲ニモ有益ニアラスヤト思惟セル假設案ニ過キサルハ勿論トス。

と説明したる後、進んで主動的外交政策の急務を説き、特に對支外交政策については、特使を派遣して日支提携の實を擧げ獨逸の東方に對する野心を阻むと共に、米國の僞裝的侵略主義に對抗して、帝國傳統の國是を中外に宣揚すべしと論じた。

一、前記第一、第二孰レノ案ヲ實行スルニモセヨ、現在ノ狀態ニ拘束セラレ曠日彌久、受動的ニ安スル間ハ、到底之ヲ斷行シテ好果ヲ齎スヘキ新ナル天地ヲ開クコト難シ。而シテ此ノ如キ乾坤一擲ノ快斷ニ出テント欲セハ、諸多ノ準備ヲ要スヘキハ勿論ナリ。其ノ一トシテハ、是レマデ現内閣カ支那ニ對シテ執レル方針、殊ニ最近決定セル對支政策ハ、之カ準備行爲トシテ其ノ宜キヲ得タルモノナリト雖モ、更ニ效果ヲ顯著ナラシメン爲ニハ、一歩ヲ進メテ此ノ際適材ヲ朝野ニ簡拔シテ支那ニ派遣シ、

或ハ特命的トシ或ハ無使命的トシテ、我カ政府ノ意思ヲ彼ノ政府當局者ニ致シ、同時ニ民間有力者トモ接觸シテ權威アル説明ヲ試ミ、幸ニ彼ノ了解ヲ得ハ、此ニ亞細亞ニ於ケル鞏固ナル同盟的結合ヲ形成シ、文的ニ武的ニ完全ナル一大勢力ヲ內外ニ示スニ足ラシムルヲ得ン。而シテ之ヲ以テ印度及ヒ露國ニ及ハントスル獨逸ノ勢力ニ對シ、彼ノ輕侮ヲ防クニ十分ナル權威ト實力トヲ併有スルモノタラシムルトキハ、假令獨逸カ印度ヲ侵サントスルモ、又露國ヨリ西伯利亞ニ入ラントスルモ、以上ノ一大勢力ヲ排除スル爲メ、獨逸ハ更ニ巨多ノ勞力ト幾多ノ年所トヲ經サルヘカラサルヲ自覺セサル理ナシ。獨逸カ印度及ヒ露國ニ對シテ侵略的野心ヲ有スルコトハ、最早議論ニアラスシテ事實ナリ。唯々其ノ行動ノ上ニ漫性カ急性カノ差別アルノミ。更ニ米國ノ眞意ヲ忖度センニ、彼ハ所謂道義的侵略主義ヲ抱クモノニシテ、換言スレハ公義人道ヲ被衣トセル僞善的一大怪物ニ外ナラス。現在大統領ウキルソンノ唱道スル所ノモノカ稍々成功スルカ如ク見ユルニ隨ヒ、其ノ怪物ノ正體ノ顯現セラル、ハ寸疑ヲ容レサル所、故ニ獨逸國人ノ主義ト米國ノ民本主義トハ、畢竟異名同物タルコトハ否認スルノ餘地ナシ。是ニ於テ乎日本ハ帝國固有ノ光輝アル民本主義ヲ基礎トシ、三千年來ノ傳統的皇室中核ノ大道ヲ發揮シ、之レニ和スルニ時世ノ進運ニ伴フノ道ヲ以テシ、千萬年渝ラサル國家ノ精粹ヲ固守シツヽ、本來ノ大目的ヲ貫徹セン爲ニ、此ノ際特ニ一大努力ヲ要スヘキヤ論ナシ。之レ卽チ　皇祖皇宗ノ國肇ヨリ中興ノ　聖天子カ吾人ニ下サレタル賜モノニシテ、今日ハ吾人國民カ上下一致ノ力ヲ以テ、國家ノ運命ノ爲ニ逸スヘカラサル機會ヲ攫ミ、更ニ一大決心ヲ以テ自ラ新天地ヲ開キ、驀然前進スヘキノ秋ナルヲ信ス。

然らば是等の大國策を實行するについての具體案は如何、伯はまづ、

一、如上ノ目的ヲ達成セン爲ニ、先ツ對支政策ノ成功ヲ以テ第一義トスルコト、更ニ絮說スルノ要ナケン。而シテ之カ實行ノ手段方法トシテハ、次ニ揭クル機關ヲ設クルヲ以テ最先吃緊ノ事實ナリト認ム。

と爲し、次の如く、軍需大臣の設置、印度及び西比利亞方面への不動的軍裝、西比利亞方面の賑濟、新聞諜報檢閲局の新設、戒嚴令の一部施行等の問題を論じた。

一、新ニ軍需大臣ヲ置キ、糧食ヲ始メ百般軍需品ノ需給並ニ國民糧食ノ供給ニ對スル大計ヲ定メ、之カ遂行ニ付テノ經綸ヲ立テシムヘシ。軍需大臣ハ必スシモ各省大臣ノ例ニ倣フヲ要セス。又其ノ人選ニ付テモ必スシモ文武官ノ中ニ求ムルノ要ナシ。廣ク朝野ニ亙リ、最モ練達多能ノ士ヲ擧用スレハ足ル。是レ世界的戰爭ニ對スル國民ノ覺悟ヲ促シ、國家ノ意圖ノ存スル所ヲ中外ニ表示スルニ必要トス。

一、前項ノ大策ヲ樹テ、、印度及ヒ西伯利亞方面ニ對スルニ付テハ、新聞紙其ノ他通信ノ如キモ、聯合國側ノ勸誘ニ由ルコトナク、我ハ主動的ニ對應ノ道ヲ講シ、屹然トシテ不動的軍裝ヲ全クセサルヘカラス。抑々不動的軍裝ノ謂ハ、時俗ニ動サレテ妄リニ出兵セス、假令幾分出兵ヲ餘儀ナクセラル、コトアリトスルモ、其ノ引揚ノ場合ヲ豫見シテ、萬遺計ナキヲ期スヘシ。即チ最後ノ結果ヲ豫想シ、善惡兩面ヨリ判斷シテ、事ノ孰レニ落著スルモ、帝國ノ威信ヲ失墜シ、若クハ利益ヲ減失スルコトナカラシムル爲ニ、萬全ノ計策ヲ立ツルヲ要ス。

一、前項ノ軍需大臣ハ、便宜大藏大臣ヲシテ兼ネシムルモ不可ナシト雖モ、事實上特ニ此ノ官ヲ置キ、講究實行ノ任ニ當ラシムルヲ要ス。若シ大藏大臣ヲシテ此ノ任務ヲ負ハシムルトセハ、名ヲ棄テ實ヲ取ラン爲ニ、物價調節ノ意味ヲ以テ、先ツ五百萬石乃至一千萬石（或ハ五百萬石以上ヲ得ルコト至難ナラン）ノ穀物ヲ外國ヨリ輸入セシメ、之ヲ一方内地ニ、他方西伯利亞方面ニ、凡ソ各半數ヲ分配スルコト、シ、内地ニ付テハ暫ク言フノ要ナキモ、西伯利亞方面ニ於テハ之ヲ同鐵道ノ沿線ニ於ケル露國窮民ノ賑濟（或ハ有償的ニ又ハ無償的ニ）ニ充ツルコト、セハ、彼等モ帝國ノ恩徳ヲ感スルコト幾許ナルヲ知ラス。而シテ僞善的人道ヲ宗トスル米國ヲシテ後ニ瞠若セシムルノ妙計タルヲ失ハス。且ツ之レト同時ニ、大ナル赤十字社隊ヲ組織派遣シテ、鐵道沿線ノ病傷者ヲ施療スルコト、セハ、現在擾亂ノ裏ニ困苦シツ、アル窮民ヲ救濟スルト共ニ、秩序保持セラレ、各人其ノ堵ニ安スルヲ得ハ、啻ニ隣誼ヲ全クスルノミナラス、彼等ヲシテ日東君子國ノ眞意ヲ善解セシムルヲ得ヘシ。萬一ニモ帝國ノ這個行爲ニ對シ妨碍スルモノアラハ、我カ海面ニ堂々タル武力ヲ備フルアリ。必要ノ場合ニハ直ニ略取占領ヲ斷行シテ他日平和克復ノ際、西伯利亞ニ於ケル一大中立地帶、即チ緩衝地域ヲ設クルノ素ト爲シ、我カ帝國ノ自衞的外藩ヲ定ムルノ大

計ヲモ立ツルヲ得ヘシ。

一、軍需大臣ノ外、新聞諜報檢閲局ノ新設ヲ要ス。同局總裁ハ司法大臣若クハ檢事總長ヲシテ之ニ任セシメ、嚴正ニシテ且ツ最モ有效ナル取締法ヲ遂行セシムルコトヽシ、政府ノ大方針ト相應シテ、聊モ遺憾ナキヲ期スヘシ。

一、東京、京都、大阪、横濱、神戸、長崎、敦賀及ヒ北海道ノ各地ニハ、必要ニ應シ獨探取締ノ名ノ下ニ、戒嚴令ノ一部ヲ施行シ、帝國武裝ノ實ヲ示スノ必要アルヘシ。但シ現法ヲ以テ不備ヲ感スル點アラハ、多少增補改訂ヲ加フルモ亦適當ノ處置タルヘシ。

以上蕪雜順序ヲ成サスト雖モ、腹案ノ骨子ヲ略敍スルニ過キス。殊ニ之カ施行ノ順序方法并ニ必要ナル費額ノ如キニ至リテハ、多少考慮スル所アルモ、此ニ條擧スルヲ避ケ、追テ閣下ノ命ヲ待チ、更ニ卑見ヲ細陳セントス。國務多端ノ時、强テ閣下ノ寸暇ヲ奪フハ不肖ノ内心最モ痛苦トスル所ナルモ、事ヤ皆國家ノ休戚ニ關ハル。即チ行文字句ヲ練ルニ遑ナク、唯々其ノ要點ノミヲ記述シ、敢テ閣下ノ裁鑒ヲ仰カントス。

この覺書は、その後伯より寺内に呈示された如くである。寺内がこれに關し、如何なる返答を與へたるやは明白でないが、かかる不滿と焦躁の念の、伯の腦裏に去來しつつありしことは事實であつた。それが外相となつて後、つひに總辭職騷ぎとして爆發したのである。それは後に記すであらう。



和子夫人

計ヲモ立ツルヲ得ヘシ。

一、軍需大臣ノ外、新聞諜報檢閲局ノ新設ヲ要ス。同局總裁ハ司法大臣若クハ檢事總長ヲシテ之ニ任セシメ、嚴正ニシテ且ツ最モ有效ナル取締法ヲ遂行セシムルコト、シ、政府ノ大方針ト相應シテ、聊モ遺憾ナキヲ期スヘシ。

一、東京、京都、大阪、横濱、神戸、長崎、敦賀及ヒ北海道ノ各地ニハ、必要ニ應シ獨探取締ノ名ノ下ニ、戒嚴令ノ一部ヲ施行シ、帝國武裝ノ實ヲ示スノ必要アルヘシ。但シ現法ノ目下不備ヲ感スル點アラハ、多少増補改訂ヲ加フルモ亦適當ノ處置タルヘシ。

以上蕪雜順序ヲ成サスト雖モ、腹案ノ骨子ヲ略敍スルニ過キス、殊ニ之カ施行ノ順序方法幷ニ必要ナル費額ノ如キニ至リテハ、多少考慮スル所アルモ、此ニ條擧スルヲ避ケ、追テ閣下ノ命ノ待チ、更ニ卑見ヲ細陳セントス。國務多端ノ時、強テ閣下ノ寸暇ヲ奪フハ不肖ノ内心最モ痛苦トスル所ナルモ、事ヤ皆國家ノ休戚ニ關スルニ、即チ行文字句ヲ練ルニ遑ナク、唯々其ノ要點ノミヲ記述シ、敢テ閣下ノ裁鑒ヲ仰カントス。

この覺書は、その後伯より寺内に呈示された如くである。寺内がこれに關し、如何なる返答を與へたるやは明白でないが、かかる不滿と焦躁の念の、伯の腦裏に去來しつつありしことは事實であつた。それが外相となつて後、つひに總辭職騷ぎとして爆發したのである。それは後に記すであらう。



和子夫人

第八節　和子夫人の永眠

一、臨　　終

伯が議會の内外に於いて、八面の敵と應酬してゐる時に、伯の家庭には重大なる事件が起つた。それは和子夫人の重病であつた。

夫人はその年の始めより、健康を害し、議會の進行とともに、日まじに重態に陥りつつあつたのである。しかし彼女はこれを良人に祕し、一切の人々に祕し、ただ自己の胸底に深く疊んでゐた。それは重圍の中に苦戰しつつある良人に妻の重病を知らしむるは、その闘志を沮喪せしむる憂ひありと虞れたからであつた。

彼女は腎臓病に罹つてゐたのである。

食慾は日まして衰へ、歩行は次第に困難となり、伯の二階の居間と、伯の母利惠子と姉初勢との階下の居間に通ずる階段を上下することすらも、大きい苦痛となつてきた。

しかし彼女は一切を忍んだ。ただその露はれんことをこれ懼れた。

一日千秋の思ひで彼女の待つた議會終了の日から、彼女はばつたりと重患の床に倒れた。伯が政海の怒濤を首尾よく乗り切つたといふ安心とともに、彼女の忍耐力は盡きたのである。

伯の驚きは非常であつた。

平生は親しきままに遠慮もなく、怒號もし、叱咤もした伯であつた。しかし元來が多血多感の漢子である。妻を思ふの情も亦人一倍であつた。

伯は悄然として見るも哀れなるほど打ち沈んだ。公務の閑を偷んでは、夫人の枕頭に侍し、何くれとなく慰めもし、世話もした。

さういふ時夫人は、努めて元氣を裝ひ、快活に語り、明朗に笑つた。

しかし病勢は日一日と昂進して行つた。腎臟病の外に心臟肥大を併發してゐたのである。元來が醫者であつた伯は、最愛の妻の危險を十分に知つてゐた。

既に早くより死を覺悟してゐた夫人も亦、やがて最愛の夫を後にして、この世を去らなければならぬことを、明瞭に悟つてゐた。

さうして良人は涙を妻に隱し、妻は良人の面前で朗かに笑つた。

夫人の肉身の人々は悉くその枕頭に侍してゐた。ただ一つ夫人の待ち焦れてゐたのは、米國に留學してゐる一子一藏の歸國であつた。

『一藏は今日紐育を發つたと電報が來たよ。』

と伯が告げると、

『ああさうですか。』

さういつて夫人は嬉しさうに微笑した。

伯は眞赤になつた眼を横に向けた。

それから大勢の親戚知己と、夫人の病魔との戰ひが始まつた。塒の醫學博士佐野彪太を中心として、盡せるだけの醫療が加へられた。

病勢が一退すると、邸内の人々は愁眉を開いた。

『せめて一藏さんのお歸りまで。』

さう言つて凡ての人が、一藏の歸りを待つた。

當時伯の知己や下僚の人々が、夫人の看護のためにした不眠不休の盡瘁は、伯とその家族の人々が涙をもつて感謝したところであつた。

伯はよく一人で、書齋に入つて考へてゐた。

ふと室に入つて、眼を眞赤にしてゐる伯を筆者はよく見掛けた。

彼はその永い生涯を回顧して、苦樂を偕にした幾十年を思ひ起し、身を切られるやうな苦しみをしてゐたに違ひなかつた。

しかし和子夫人の待つてゐたものが、いま一人あつたことを筆者と筆者の妻は知つてゐた。それはその當時、筆者の妻は身重であつて、出產の日は一、二箇月の後に迫つてゐた。自分の血を分けた初孫を見たいと、如何に烈しく夫人が待つてゐたかを、筆者夫婦は知つてゐた。

夫人は心臓の苦痛のために、激しく苦悶した。さうして腎臓病のために、段々と視力を失つていつた。

伯が枕頭に坐つて、手を額に當てて、

『誰れだか解るかね。』

と優しく訊くと、

『私を可愛がつて下さる方。』

さういつて微笑した。

一藏の晩香坡からの乗船を伯は、彼女に告げた。

それから彼女は、毎日々々指を折つて一藏の歸り著く日を待つてゐた。

しかし天は、壽をこの人に藉さなかつた。

彼岸櫻の花が咲いて、彼岸櫻の花が散つて、やがて八重櫻が一杯に咲き揃つた四月八日の午後二時過ぎ、彼女は溘焉として地上を去つた。

享年五十三歳であつた。

二、夫婦相愛

和子夫人の遺骸は、危篤といふ體裁のままで、その日の夕刻、麻布狸穴町滿鐵總裁社宅に移された。それは、この家が伯夫妻の往年住まつて居た邸であり、殊に和子夫人が好んだ家であつたので、手狭な内相官邸から早く移さうと

支度してあつたのを、重態の爲め遂にその機會なく、永眠の後僅かに運ぶことを得たのである。

一藏の歸りを待つて葬式を擧げることとなり、その日は四月二十七日と決定された。死後二十日である。その永い日數の間、夫人の遺骸は階上大廣間に安置されて、毎日讀經の僧と通夜の人々とに守られてゐた。伯は多忙なる公生活の暇を割いて、柩前に端座し、來客と共に通夜した。

さうして夫人の待ち焦れた一藏は、四月二十三日に米國から歸つてきた。

和子夫人の死が、如何に深刻なる打撃として伯の頭上に落下したかは、外間想像の外であらう。しかし伯自身はこれについて、近親者に向つても遂に一言も語らなかつた。少年の日より世路の嶮難に鍛へられた伯は、この一大痛苦に際會するも、一言半句の愚痴を零さず、能く忍んだのである。

けれども、和子夫人の死が伯に取つて償ひ難き一大損失であつたことは、伯を知るものが悉くこれを認めた。德富蘇峰は國民新聞紙上に於いて、和子夫人を弔ふの辭を記したるうちに「後藤男はこれによりて、最上無二の好侶伴を失つた」といつた。

優れたる長所とともに、多くの缺點を有したる伯の爲めに、能くその短を補ひ、その長を扶掖し、缺點を許し、美點を愛したる內助の人は、いま永久に伯の傍らを去つたのである。

ある人は嘗て伯と夫人との關係を評して、言つた。

『後藤男によき點ありとせば、それは男が夫人より受けたるものであり、夫人にして惡しき點ありとせば、それは夫人が男より得たるところである。』

その言固より半ば戯れの誇張であるけれども、そのうちに亦多分量の眞實もあつた。それほど夫人は伯の爲めによき侶伴であり、幇助者であつた。

伯のごとき天才兒の妻たるの困難は、決して尋常一樣のことではなかつたであらう。しかし乍ら夫人のよくこれに堪へ、これを悦びとしたる所以は、夫人が渾身の情熱をもつて伯を愛してゐたからである。伯も亦時として放縱の行ありたるに拘はらず、その衷情に於いては和子夫人を愛して渝るところがなかつた。ゆゑに外見よりすれば、氣を休むるの暇もなき緊張と劇勞との生涯でありながら、和子夫人はその心中に於いては、晏如として安んずるところがあつたのである。

殊に晩年に及んでの夫人は、この優れたる良人をしてその天稟の才を十二分に國家民人の爲めに發揮せしむるを、自己の社會に對する一個の奉仕と考へてゐた。ゆゑに個人的の愛情以外に、公人後藤新平の內助者としての責任を痛感し、そこに自己の慰安を發見してゐたやうであつた。

であるから伯の公人としての活動についても、夫人は驚くべき細心をもつて逐一これを凝視研究してゐた。さうして伯の意外の誤算や見込違ひについては、竊かに伯の左右の人々に注意して警戒せんことを求めた。

伯が來客と會談の際は、夫人はよく隣室に坐つてこれを聽いてゐた。それから伯に少閑あつて、茶の間に安坐し、番茶を飲んでゐる折などは、夫人は巧みに伯を誘つて、その日の政治談を試みしめてこれを聞いてゐた。

『なーんだ、また風見坐頭が！』

さういつて伯は、夫人の政治好きを揶揄し哄笑しながら、うれしさうに政治談をした。

それは夫人がその父安場保和より傳へたる家風であつたのである。安場保和は家に歸つて、その母に政治談をすることを好んだ。さういふ家庭の風習を、夫人は後藤家に輸入して來てゐたのだ。

『あなたはいかにも惡黨のやうで、本心は本當にお人善しなのだから困ります。』

夫人はよく伯にさういつた。すると伯はきつと、

『お指圖、恐れ入ります。アツハハハハ。』

と高笑しながら、丁寧にお辭儀をした。

彼等はさういふ夫婦であつた。

伯はよく人に頼まれて揮毫をした。伯の手習のお師匠樣は肥後出身の土肥樵石（名直康）であつた。夫人も亦同じく樵石について稽古した。

伯は二、三人の召使に手傳はせながら、一氣に數十百枚の書を仕上げた。さういふ時によく、

『奧さんをすぐ呼んで來い！』

と書生に命令した。

夫人が、何事が起つたかと小走りに走つて來ると、

『どうだ！　土肥の翁さんが泣くやうな立派なのが出來たぞ！』

さういつて伯は、いま書いた幅物を示した。

さういふ夫婦であつたのである。

夫人の死は、伯の胸中に、埋めることのできない大きい空虛を刳つたに違ひない。

三、和子夫人の葬儀

四月二十七日午前十時、青山齋場に於いて和子夫人の葬儀が佛式によつて擧行された。

當時は伯の全盛時代ではあり、生前知己の多かつた和子夫人のことでもあつたので、その參會者は罕に見る多數に上り、式場は非常なる混雜を見た。

午前七時三十分、麻布狸穴の邸では、導師芝青松寺の北野元峰以下の讀經に次いで、喪主一藏その他の燒香があつて、八時四十分柩は馬車で青山齋場に向つた。齋場の外部は鈴木赤坂憲兵分隊長、野口警務部長以下、憲兵警官數十名が出張して整理してゐた。

正面齋壇に安置した白木の柩輿の上には、「正三位勳一等男爵後藤新平妻和子之柩」と認めた銘旗を垂れ、兩側には閑院宮、北白川宮、山縣公、各大臣、岩崎男、唐紹儀等から贈られた花環生花を供へた。

午前十時、發願文讀誦と、八導樂に次いで導師の引導があり、喪主以下會葬者の燒香が終ると一先づ休憩し、十一時柩輿は十八人の輿夫に擔がれて場外に出た。隨從する喪主一藏及び伯その他の近親者は、夜行く水のやうに音もなかつた。斯くて約一時間を經て埋葬の式を終つた。

この葬儀の狀況を、當時の新聞は次のごとく報じた。

後藤新外相夫人の葬儀は、前夜來の雨もカラリと晴れるし、何しろ男の今日は總理大臣の格式がある所へ、內務省、外務省、鐵

道院と云ふ大物があり、外交團から學者、政治家、實業家乃至醫者に僧侶に諸々の階級からざつと二千人と云ふ會葬者。名刺受が三十幾個、受附及び誘導掛りと云ふのが驚く勿れ百五十餘人。全く以て近來稀有の盛儀で、恐らく東京中の自動車が皆集つたかと思はれる様な有樣。女の會葬者で在任中に付、代理妻何々子、官命出張中に付代理妻何々子と云ふ様なのも頗る多く、何でも二三百人もあつた。餘り多人數なので、いつ式が始まるのか分らないで居る内に、大使や公使がぞろ〳〵歸るので、扨てはもう濟んだのかと人込のうしろで初めて知つたのが半數位あつた。其の混雜の中で美しい髯の持主の板垣伯と河野廣中氏、それに大男の日比野雷風と出羽ノ海なぞが目についた。當日の接件一切は本職の宮内官式部職が腕揃ひで之に當つて居た。

式が終つてから、遺骸は青山墓地に運ばれて、伯の爲めに半ばを殘した敷地のうちに埋められた。柩の中には、生前夫人の愛讀した和漢洋の書物が十數冊入れられた。

墓標には伯が自ら筆を取つて「後藤新平妻和子之墓」と記した。

第九節　外務大臣

一、抜打ちの轉任

大正七年四月二十三日、伯は突如として、本野外相の後を襲つて外相に轉じた。それは總ての新聞に不意打であつたやうに、外務省自身にも全く寢耳に水であつた。

親任式の少し前に、伯が外務省に、午後三時に行くから皆集まつてゐるやうにと傳へた時に、外務省の官吏達は、

「何をしに來るだらう」と不思議に思つた程、それは唐突であつたのである。

この日嗣子一藏が母和子の葬儀に列する爲め午前七時横濱入港のエンプレス・オブ・ロシアで歸朝した。伯は午前中、本野外相辭任に伴ふ閣儀に出席する爲め、首相官邸に出かけてゐた。閣議でいよ〳〵伯が內相から外相へ轉ずる一切の措置を內定して、伯が首相官邸から自邸に歸來した時には、一藏はゴルフ競技で傷ついた右中指の治療の爲め大學病院佐藤外科に赴いてゐた。一藏が病院から歸つて來た時は午後二時であつた。久々で親子の對面をすると間もなく、同二時半、伯は再び自動車を驅つて、親任式に列すべく宮中に參內した。

親任式を終へて新たに外相の椅子に就いた伯は、直ちに外務省に赴いた。さうして電話を受けて怪しみ待つてゐた省內各高等官に向つて、新任の挨拶をした。一同は初めて伯の外相專任となつたことを知つて呆氣に取られた。それから伯は、同省出入の新聞記者團を引見して、左の如く所信を述べた。

自分は今回初めて外務大臣に任命されたが外交の事は固より無經驗であるから幣原次官其他より充分說明を受ける考へである。外交方針は前大臣の方針を繼承する筈であるが、方針とか抱負とかは具體的に言明する事は出來ぬ。自分を此任に就かしめたのも云はば口を封ずる爲めだらう。左れば腹は膨るゝかも知れぬが沈默の外なし。元來此任は寺內首相が兼攝さるるが順當であるが首相は病中の事なれば其健康上兼攝は不可能で强ひて兼攝となれば必ず其病狀に宜しくなし。其結果自分が任命さるゝ事となつた次第である。而して內外兩大臣を兼任する譯には行かぬので、專任となつた次第である。(七年四月二十四日時事新報)

しかし伯の轉任の經緯が、しかく單純でなかつたことは次項に記す通りである。

二、外相就任の經緯

伯が如何なる經緯の下に外相に轉じたるかは、當時、遞相であつた田の日記が、最も詳細にこの間の消息を物語つてゐる。卽ち二十四日、田は伊東巳代治を訪問して、將來に於ける政界の趨勢、及び本野外相退職の眞相に就き會談した。次の通りである

伯曰く。予が露國に對し出兵論者たることは君の知る所である。併し出兵は國家の大事に屬し、必ず大義名分無かる可らず。一は帝國の自衛であつて、二は聯合與國の共同作戰である。若し自衛の爲めに出兵するとすれば、東亞の危險切迫するの實なかる可らず。若し共同作戰の爲めに出兵するとすれば、英佛米等の聯合請求なかる可らず。本野外相は前二者の事實未だ具體的ならざるに卒然英、米、佛に對し私談的出兵論を試み、米國の暗々裡に反對意思を表明するに頓著なく、意見書を元老及び閣僚に配付して出兵の決行を主張し、山縣、松方二老をして贊成論に傾かしめた。幸に閣僚尙ほ愼重の態度を持し、聯合國贊成表示の確認を求めたのは國家の至幸であつた。本野外相近時病重く、審思熟慮を缺きたるは恕すべきも、國家安危の關する所遂に退官するに到りたるは、萬止むを得ざる事情であつて、外交調査會員も亦之を諒とした。本野外相退職の事決するや、山縣公特に來訪して予の後任たらんことを勸め、寺內首相も亦後藤內相をして來り說かしめた。依つて予は去る二十一日親しく寺內首相と面談したるに、首相は、予に外相となつて臨時總理を兼任せんことを內談し、時宜を見て大任を讓るの意をも仄めかされた。予は大いに考慮したが、首相は尙ほ靜養一二ケ月後、病氣回復の望みなしとも限らず、一時的總理就任は言易くして實行難く、半途にして波瀾を生ぜば、却つて自ら禍するのみならず、併せて國家を禍するの恐れありと答へて辭退し、外相の後任には後藤內相を推薦した。京都に赴きたる兒玉伯も、亦山縣老公の

意を探りて、後藤の外相たる事に同意を得たのであるから、君幸に之を諒とし、徒らに難局を避くるものでない事を承知せられたし。寺内首相幸に病本復して再び大局に當り時局を收拾せば、天下の至幸であつて、又現内閣成立の大使命である。萬一病漸く重く、大任を辭するの止むを得ざる事ともならば、切に君の考慮を求めざる可らず。予は政黨内閣に反對するものでは無いが、此の大使命を全うすることを危ぶむものである。不幸にして寺内伯退任せば、現閣僚は結束して或は後藤を推すなり、或は同志を推すも亦不可ならず。要するに後藤を助けて其の成績を擧げしめ、大使命の結果を全うせねばならぬ。此の一事は實に君の胸臆如何に存す。（田健治郎傳三四五―三四七頁）

すなはち本野外相が、病氣重態の故を以て辭表を提出したのは、四月二十二日であり、伯が寺内首相に代つて、閣議に内閣一部改造の已むを得ざる事由を報告したのは翌二十三日であり、そしてその翌二十四日には、はやく外相交迭が行はれたのであつて、全く電光石火のごとき早業であつた。

しかもこの轉任は全く極祕裡に行はれたので、發令の事前においては、流石に敏感なる新聞通信社等も、何等の豫測、豫感を持つてゐなかつた。兒玉書記官長が、新聞記者室へ更迭の辭令の紙片をもたらして、「人事一件」と言ひ殘して立去つた。その後において俄然新聞通信網は異常な緊張ぶりを示したといふ狀態であつた。

三、内相及び鐵道院總裁の後任

翌二十四日午前九時半、伯は事務引繼の爲め、内務省に出頭、大臣室において水野新内相に對して事務引繼をなし

たる後、省内各高等官を食堂に集めて、次のごとき挨拶を試みた。

今回外務大臣を拜命し、本省を去ると雖も、水野君の如き練達堪能なる適任者を得たるは、予の深く慶ぶ所なり。予が本省在任中は、次官以下各位の懇切なる援助に依り、内務行政の上に幾分の效果を收め、此際更に一段の研究を遂げんとする時に當り、外務大臣に任ぜられたるは、恰も碧眼一道禪に入るの感なくんばあらず。外務大臣に代り、從來の氣焔を吐くを許さずと雖も、外交上幾多の飛電に依り、腹膨くるゝのみなれば、偶々本省に來りて諸君と相見んには、其の幾分を吐露するを許されたし。本日は諸君と告別を意味するに非ざれども本省を去るに臨みて一言以て挨拶に代ふ。

當時を追想して水野錬太郎は「我等の知れる後藤新平伯」の中に左の如く記してゐる。

その後外務大臣本野子に代り、伯が外務大臣に推薦せられた時は、自分を後任内務大臣に推薦せられた。伯が此の事を自分に話された時に自分は固辭した。伯が内務省を去らるゝ以上は、自分が内務次官として伯を援助するの情誼は既に盡し終つたものであるから、自分はこの際職を辭し元の政友會に復歸したい。內務大臣となるが如きは自分の望むところではない。內務大臣の適任者としては田健治郎君もある。有松英義君もあるから、さういふ人に後任者となつて貰ひ、自分はこの際是非辭職したきことを固く主張したのであつたが、伯は「自分の後任者としての內務大臣は君を措いては他にない。君は自分の下に內務次官として仕事をせられて居つたのであるが、事實の內務大臣として働かれたのであるから、今後は名實共に備はる內務大臣となつてこの內閣を援けて貰ひたい」といふ懇切なる勸告があつた。且つこの事は既に寺內首相も又元老方面の人も同意して居るのであるから、今さらこれを辭されては困るといふやうな話があつて、結局內務大臣となつたのであるが、伯が人を信任するの

厚き、情誼の深き實に感激に堪へなかつた。自分は今猶伯の遺德を追慕して居る次第である。

伯は人を見るの明あり、一たび信任すれば萬事これに任すといふ風であつた。故に伯の下に集まつた者は皆伯に對しては忠實なる子分となり、援助者となり、衷心より伯の情誼に感ずるのである。今日猶ほ伯の遺德を慕つて居る者が尠なくないのは、全くこの誠心より出でたる情誼的關係に基くものであると思はれる。

また鐵道院總裁には、副總裁中村是公が陞任した。

四、新外相の對外聲明

當時は歐洲戰局の最も危急に瀕した時であつた。去る三月の獨逸の突撃は幸ひにして阻止されたけれど、露獨講和のため、獨逸は背後の安全を來すとともに、東方の兵を轉じて西部戰線に集中し、しかも聯合國側に於いては、米國參戰の實效未だ十分ならず、形勢俄かに逆睹し難き時であつた。

ゆゑに此の時、突如として起つた日本外相の更迭は、少なからず聯合各國の神經を尖らした。殊に伯を目して、從來往々にして親獨主義者たるやの噂を流布するものありし事情に照らし、聯合各國の神經は尙ほさら昂ぶつた。これをもつて日本政府の外交政策の一轉機であるかの如き疑ひをすら抱いたのである。

この誤解と不安とは、速かにこれを一掃する必要があつた。それが伯の就任第一の仕事であつた。よつて伯は外人記者を招集し、次のごとき聲明を發した。それが外相としての伯の世界に對する第一聲であつた。

共通目的ノ爲ニ干戈ヲ執リ、勝利ト平和トノ確保セラルルマテ互ニ相協力セムコトヲ盟約セル聯合諸國中ノ一外務大臣トシテ、

現下別ニ何等ノ宣言ヲ爲スノ必要アルナシ。然リト雖本大臣ハ、特ニ此ノ際、百方疑惑ト不信トノ種子ヲ撒布スルニ汲々タル陰險ナル浮説宣傳運動ニ對シ、警戒スルノ緊要ナルコトヲ認ム。

是ヲ以テ本大臣ハ、全然前外務大臣ノ病痾ニ基ク今次ノ更迭ニ際シ、或ハ我政府ニ於テ其政策ヲ變更スヘシト云ヒ、或ハ諸國トノ盟約ニ對スル我誠意ノ減退ヲ見ルニ至ルヘシト云フカ如キハ、何等ノ根據ナク、又全然事實ニ反スルモノナルコトヲ斷言ス。

本大臣ハ茲ニ帝國カ聯合諸國中ノ一國ナルコト、並常ニ盟約ヲ重ンシ、與國ニ信實ナルコトヲ一言スルニ止メムトス。是レ實ニ我外交政策ノ根本要義ニシテ、現ニ帝國外交ノ樞軸トシテ日英同盟アリ、又米國トノ間ニハ條約及協約、特ニ客年十月華府ニ於テ交換シタル石井「ランシング」協定アリ。更ニ聯合諸國トノ間ニハ永久不易ノ親交アリ。將又隣邦露西亞及支那ニ對シテハ友好關係ヲ保持シ協力ノ實ヲ擧ケムトスルノ誠實ナル冀望ヲ有ス。

歐洲ニ於ケル事件ノ經過ハ吾人ノ常ニ之ヲ最モ重大視シ、細心ノ注意ヲ傾倒スル所ナリ。聯合國陸海軍ノ卓絶セル愛國心、勇氣犧牲心及才略ニ對シテハ、吾人ハ賞嘆ト同情トヲ禁スル能ハス。今ヤ吾人ハ米國カ、沈勇剛毅ニシテ現今世界的大政治家ノ首班ニ列スヘキ賢明ナル其ノ大統領ノ下ニ、未曾有ノ國内統一ヲ遂ケテ、一意專心戰爭ニ盡瘁シツツアルヲ目擊ス。

我國ハ平和ヲ翹望スルコト世界ノ他ノ列强ニ讓ルモノニ非ス。然リト雖正當ノ目的ノ爲ナルカ、又ハ國家ノ名譽若クハ安固ノ威迫セラルル場合ニハ、必スシモ戰爭ヲ恐ルルモノニ非サルナリ。

日本ハ常ニ聯合國ノ一トシテ其ノ全力ヲ竭シ、將來ニ於テモ亦渝ルモノニアラス。我友邦ノ國民ハ三年半以前日本ガ獨墺ニ對抗セル聯合ニ加盟セルヲ忘ルヘカラス。吾人ハ東亞ニ於ケル平和維持ノ保障ヲ與ヘ、忠實ニ之ヲ實行シ、太平洋及印度洋ヨリ敵ヲ一掃セリ。加之我軍艦ハ地中海太平洋及印度洋ニ出動シ、又我商船ハ出來得ル限リ聯合諸國ニ貸與セラレタリ。帝國ハ曾テ聯合側ニ對スル誠意ヲ回避シタルコトナク、戰爭ノ結果ニ對スル吾人ノ不動ノ信念ト、聯合國共同ノ目的ニ對スル不易ノ忠誠トヲ、中外ニ宣明セリ。

吾人ハ支那ノ友誼協同及贊助ヲ求ムルモノナリ。且又支那ニ冀望スルニ其ノ偏見ヲ脫却シ、敵ノ扶植培養セシ陰謀ノ策ニ陷ラサ

ルコトヲ以テス。

今ヤ完全ナル統一ハ勝敗ニ至大ノ關係ヲ有ス。石井「ランシング」協定スラ、支那ニ於テ反感ヲ釀生セシメムカ爲、敵ノ利用スルトコロトナリタリ。然レトモ吾人ハ今ヤ支那政府カ日本ノ友情ノ全キヲ理解スルニ至レルヲ知ル。吾人ハ相互ノ防護及利益ノ爲、支那ト完全ナル協力ヲ爲サムコトヲ欲ス。

露西亞ニ關シテハ、同國内ノ事態ハ敵ニ幾多ノ便益ヲ與ヘ、殊ニ陰險ナル輿論操縱運動ヲ旺盛ニスルノ機會ヲ與ヘタリ。此ノ如キ輿論操縱運動ハ、今ヤ西比利亞ニ於テ進展シツツアルカ、其ノ目的トスルトコロハ、特ニ日露間並ニ日米間ヲ離隔セムトスルニ在リ。例ヘハ少數ノ日英海軍陸戰隊ノ浦鹽上陸ノ如キ、其ノ地方的事件タルコト事態當然ナルニ拘ラス、法外ニ重大視セラレタルカ如キ是ナリ。

日本ハ敵意アル勢力カ東部西比利亞ニ浸潤スルハ、自國及支那ニ對スルノミナラス、聯合國ニ對スル威迫ト認メ、瞬時モ之ヲ輕視シタルコトナシ。之ト同時ニ日本ハ、露西亞カ唯一時常態ヲ逸シタル國家組織ヲ、目下改造スルニ努力シツツアル一大國タルコトヲ、聯合國ニ於テ認識スルノ事實ヲ看過シタルコトナシ。此ノ改造ノ事業ニ奬勵ト援助トヲ與フルハ日本ノ職務ナリ。吾人ハ露西亞人民ノ健全ナル常識カ、此ノ二隣接國ヲ離隔セムカ爲、邪曲ナル風說ニヨリ、惑亂セラルルコトナカルヘキヲ信シテ疑ハス。

終リニ本大臣ハ、内閣員ノ變更ノ結果我政府ノ政策ニ何等ノ變化無ク、又將來モ之無カルヘキコトヲ重ネテ聲明ス。吾人ハ極東ニ於ケル平和ヲ維持シ、且極力吾人ノ隣邦及與國ヲ援助スヘシ。

果然、この聲明は大反響を聯合各國に惹起した。しかもそれは悉く好評であつた。好評といふよりも、安心乃至は滿足といふ方が當つてゐたかも知れない。

その重なるものを摘錄すると、次の通りである。

まづ倫敦タイムスは曰く。

後藤新外相の陳述は大に吾人を滿足せしむるものあり。其陳述は極東其他世界到る處に於て獨逸の揑造流布したる虛說誹謗を有效に反駁せるものといふ可し。殊に後藤男は其外相就任に次いで日本の態度に變化を見るに至らんとの最近の流說を打消し、勝利を贏得するまで何處までも聯合國と一致提携するを誓約せるものにして必ずや其約束を嚴守すべし。新外相は日本は露國に對して至大の好意を有し、露國が列强の伍作たる地位に復せんことを熱望するものなることを確言せり。他の事由は暫く措くも、日本は其存在理由其物の爲め、然かく希ふは當然の事なる可し。日本は極東に於ける獨逸勢力が、自己に向つて幾何の犧牲を拂はしめしかを忘れず。而して新露國の復活は、獨逸勢力の盛返しを抑止すべき有效なる障碍たるを得可しと信じ居れり。故に露國の國家的改造に對し、出來得る限り露國に援助を與ふるは日本に取りて利益なり。（五月五日時事新報）

他新聞の論調も亦大同小異で、温和自由主義を代表するウェストミンスター・ガゼットは曰く。

吾人は協商側に對する日本の誠意に就て證據を求むる必要なし。何となれば誰人も日本政府を疑はざればなり。然れども新外相の宣明は趣味と深き尊敬とを以て讀まるゝならん。獨逸主義の宣布運動に關する後藤男の引照は愕くに足らず。蓋し極東の事情に精通する人士は敵の代理人が開戰以來歐洲に於て忙しかりしが如く極東に於ても亦多忙なりし事を熟知すればなり。

次にデーリー・テレグラフは曰く。

日本は刻下露國を害せんとする些の目的を有せざるのみならず却つて最近三年間露國の友人たることを證明し、後藤男も亦西伯利に於ける獨逸の運動の行はるゝ間露國の再建事業を奬勵援助するは日本の任務なりと言明したり。

日本に於いて發行せらるる外字新聞も亦、これに吝しみなき讃辭を浴びせた。まづジャパン・アドヴァータイザーの社說に曰く。

日本は今や後藤男の口を假り、聯合國の目的を恪守し、且つ其の終局の勝利を信ずる旨を屋上より宣言せり。而して刻下日本の

外相之に就て說明する必要のなきは、男の外國通信員に語りたるが如し。右通信員は、恐らく一般政策以上の言辭を男より聞くことを希望したるならんも、男が此の點に於て不得要領なりし一事に至りては、何人も其男の巧妙なる外交術を驚嘆せざるを得ず。然れども對露問題は尙未決の裡にあり。其の政策は今後の開展に待たざるべからざる際、男の親露聲言は過激派政府を憤怒せしめ、亂暴の命令を發せしめたる風說を一掃するに足るべし。男は露國を援助鼓舞すべしと云ひたるが、斯る言は干渉を諷示するものにあらず。又日本の新聞紙は、政策の變更したる結果外相は更迭したりとの說に一致したるが、後藤男は唯「外相の更迭したるの故を以て外交方針に變更を來すことなし」と爲せり。

次にジャパン・ガゼットは社說のうちに次のごとく述べた。

此簡單なる言明は其言辭よりするも又其特質よりするも支那及露國に對する日本の政策を宣明したることは明白なり。而して斯る宣言より茫漠たる外交的辭令を除去し之を分析すれば極めて肝要の意義を包含し、重大なる國際的進展の實現を論證することを得べし。

五、外國政府の反應

聯合國政府も亦、伯の就任と聲明に對し、好意を寄せた。

米國は當時駐日大使として年少氣鋭のローランド・エス・モリスを送つてゐたが、伯は內相時代からモリスと親しかつた。その結果、彼から大統領ウイルソン及び國務卿ランシング、次官ボルク等に、伯の人と爲りを詳報してあつたので、米國との關係は初めから良好であつた。それは後に西比利亞出兵に關し、伯とモリスとの間に隔意なき交渉の起る前提であつた。また伯が翌年渡米に際し、米國上下より歡待せられたる一因でもあつた。

支那は從來伯が多くの親友を有する國であり佛、伊、白は多く關係するところではなかつたが、最も懸念せられたのは英國であつた。

しかるに伯は、就任と共に諸國外相に挨拶の電報を發したが、五月四日附を以て英國外相バルフォーアは、伯に對し特に左の返電を送つて來た。

本野子爵病氣ニテ已ムナク辭職ノ爲、閣下新ニ外務ノ衝ニ當ラルヽ趣ニテ寄セラレタル懇篤ナル貴電ヲ謝ス。閣下カ表彰セラレタル懇情ハ、予亦閣下ニ致サント欲スル所ニシテ、又日本帝國政府カ日英同盟ヲ固守セラレントノ不撓ノ決心ヲ有セラルヽ旨ヲ聞クヲ喜フモノナリ。日英同盟ハ英國政府ニ於テモ貴我兩國國交ノ楔子トナシ、將來ニ於テモ引續キ同樣ニ之ヲ認メムトスルモノナリ。閣下ノ同情アル支持並ニ協力ノ保證ヲ得テ、予ハ更ニ新ナル確信ヲ以テ、聯合軍ノ捷利ト其目的ノ達成ヲ期待スルモノナリ。

茲に興味ある一つの文獻が殘つてゐる。それは北滿にあつたホルワット將軍の手翰である。

ホルワットは東淸鐵道の現地の長官であつて、久しく哈爾賓に駐在し、極東露西亞の重鎭であつたが、レーニンの革命とともに失脚して不遇の地位にあつた。しかし彼は極東各地に散在せる白系露人の巨頭として、隱然として反革命運動の中心であつた。また當時日本に於いて、ホルワットを助けて西比利亞に白系露人の獨立國を作らしめ、以て赤露と我國との緩衝地帶と爲さんと企てるものもあつた。

すなはちホルワットは、當時極東に於ける不思議なる潜勢的存在であつたのである。彼は滿鐵時代より伯と相知つてゐた。故に彼が伯によつて白系露人の志を達せんとの期待を抱いたことは無理ではなかつた。

彼は次のごとき書翰を伯に寄せてきた。

貴方が日本の外務大臣と言ふ高い位に立たれたと聞いて、私は非常なる滿足を以つて我々が千九百〇八年に初めて會つた時のことを思ひ起した。其の時は貴方が日露の接近といふことに就いて、能動的有力なる事業家として現はれられた時である。貴方は滿洲に於ける兩隣國國民の間に密接なる親しい交際を起すことに第一の種をおろされた。年月の經るに從つてこうした二國民間の交際は益々開けて來た。之は我々の夙に見る所である。

現在の又我國に取つて困難なる時にあたつて、貴方が輿望を荷つて貴方に適應した地位につかれたといふことは、大變喜ばしいことである。

閣下、閣下によつて始められた事を人々が續けてゐるといふことを御覽になつて、大變逆境に立つてゐる我國に出來得る限りの助力を與へられよ。そうしたならは、我々は日本國民の助力に依つて、露西亞の再興を見ることが出來るであらう。

私は滿腔の誠意を捧げて貴方をお祝ひする。それと共に貴方の非常に困難なる事業の御成功を祈る。

六、言論機關との小波瀾

かくして頗る順調に外相の店を開けた伯は、測らずも意外のことから、一時は國內言論機關の包圍攻擊に陷らんとした。それは端を地方長官會議に於ける訓示に發する。この訓示中に伯が「言論機關を指導」せんことを、地方長官に求めたるに對し、都下の新聞が囂々として伯を非難したのである。

伯は大正七年五月十四日夜、折柄、長官會議へ出席の爲め上京中であつた地方長官一同を外相官邸に招待し、晩餐會を催した。この席上で伯の試みた訓示の骨子は、(イ)獨探嚴重取締、(ロ)與國に對する言論の取締、(ハ)日支親善の眞義、(ニ)輸出邦品の粗製濫造取締等の諸點に關聯するものであつて、その全文は左の通りであつた。

現下露國内ノ秩序壞亂ニ伴ヒ、西利亞地方等ヨリ敵國ノ密使又ハ危險人物ノ本邦ヘ渡來スル者可不尠ニ付、益々警戒ヲ嚴ニシ、入國者ハ勿論一般在留外人ト雖、苟モ容疑ノ者アルトキハ嚴重其行動ヲ監視スルコト極メテ必要ナリ。將又露國内ニ於ケル敵國勢力ノ侵入ト共ニ帝國並ニ聯合與國間ノ關係ヲ阻隔シ、殊ニ日米及日支間ヲ離間スルヲ目的トスル各般ノ浮說ガ、露國方面ヨリ傳播セラルヽニ至リタルハ、顯著ナル事實ニ付、苟モ此等流言ニ惑ハサルヽコトナキ樣、特ニ管下人民ヲ指導セラルルヲ要ス。

本邦言論界ニ於テハ、動モスレバ事實ノ眞相ヲ究メスシテ、妄リニ聯合與國ノ内政軍事ヲ露骨ニ批評シ、甚シキニ至テハ極メテ挑發的ナル非議ヲ敢テスルモノナキニ非ズ。惟フニ刻下國際時局ハ益々重大ヲ加ヘ、帝國カ聯合與國ト同心協力以テ今次戰爭ノ光輝アル捷利ヲ期スベキノ際ニ當リ、假リニモ與國ニ對シ不信ノ言動アルハ、國家ノ爲直接間接ニ重大ナル不利ヲ釀スモノナルニ付、各位ハ此等ノ點ニ付一層細心嚴重ノ注意ヲ以テ、管下ノ言論機關ヲ指導セラレンコトヲ切望ス。

日支兩國識者間ニハ、昨今親善提携ノ眞義漸ク徹底シ、從ツテ兩國人ノ往來亦頻繁ヲ加フルニ至レルニ付テハ、地方官民ニ於テ今後益々懇切以テ此等來遊支那人士ヲ遇スベキハ勿論、其他支那ニ對シ善隣ノ誼ヲ盡スコトニハ特ニ留意シ、事ノ大小ヲ問ハス苟クモ此大義ニ悖ルガ如キ事象ヲ見サル樣、切實措置アランコトヲ望ム。

開戰後ニ於ケル我貿易發展ノ頗ル見ルヘキモノハ國家ノ慶事ナリト雖、其發展ノ急激ナリシ爲メ、當初外國市場ニ於テ、輸出本邦品ニ對スル粗製濫造ノ非難頻々續出セルニ顧ミ、爾來官民一致之ガ改善ニ協力シタル結果、近時ニ至リ漸ク其面目ヲ改メタルガ如キモ、今尚ホ其聲ヲ絶タザルハ頗ル遺憾トスル所ナリ。斯ノ如キハ、戰後ニ於テ當然來ルベキ激烈ナル國際商戰ニ對應スル所ニ非ルヲ以テ、地方官憲ニ於テハ須ク管内當業者ヲ戒飭シテ、斯種弊竇ノ絶滅ヲ計ルハ勿論、常ニ在外公館等ノ報告ノ發表ニ留意シ、適宜當業者ヲ指導誘掖セラレ、科學ノ應用ト共ニ本邦人特有ノ技能ヲ加味シ、以テ良品供給ノ策ヲ建テシメ、今日海外市場ニ占メ得タル我商品ノ販路ノ維持ニ勉ムルハ勿論、益々之ガ擴張ヲ企畫シ、我對外貿易發展上、永遠的萬全ノ計ヲ樹立スルニ萬遺算ナキヲ期セラレンコトヲ望ム。

時局ノ變遷ニ伴ヒ、我聯合諸國ニ於テ、輸出入禁止制限其他戰時非常ノ措置ヲ講スルコト頻々相次キ、我通商交通上影響スル所

容易ナラサルモノアリ。然レトモ斯ノ如キハ我共同ノ敵ニ當リ、戰爭ノ目的ヲ遂行スル上ニ於テ、事情ヤムヲ得サルニ出テタルモノナルヲ以テ、聯合與國ノ一員タル本邦トシテハ、戰爭遂行ノ必要ニ基ク聯合諸國ノ是等一切ノ施設ニ對シテハ、克ク其基ク所ヲ諒知シ、之ニ伴フ我損害ノ如キハ、共同策戰ノ目的ノ爲メ已ムヲ得サル犧牲トシテ、自ラ之ニ處スルノ途ヲ講スルノ覺悟アルヲ要スヘシ。固ヨリ政府當局ニ於テハ、本邦商工業ニ重大ナル影響アルモノニ對シテハ、我當業者ニ及ホス不便不利ヲ出來得ル限リ除却センコトヲ期シ、常ニ鋭意努力ヲ怠ラス、聯合與國政府當局亦、常ニ好意ヲ以テ我希望ノ存スル所ヲ考査シ、事ノ輕重ニ應シ、我ノ蒙ルヘキ損害ヲ少ナカラシメンコトニ勉メツツアルコトハ、諸君ノ已ニ熟知スル所ナルヘキヲ以テ、諸君ハ管内我當業者ヲシテ、克ク大戰ニ處スル帝國ノ地位ヲ了得セシメ、聯合與國ニ於テ何等通商上ノ制限的施設ヲ講スルアルニ會スルモ從來ノ如ク徒ラニ其聲ヲ大ニシテ實益ニ乏シキ行動ニ出ツルコトヲ避ケ、愼重事ニ處シテ徐ロニ善後ノ策ヲ講セシムル樣適宜指導セラレ、或ハ禁輸商品ニ對スル新販路ノ開拓、或ハ事業ノ縮少ニ依ル持久策等、其他機宜ノ處置ヲ執ルニ必要ナル方法ヲ攻究シ、當業者ヲシテ歸趨ニ迷ハシムルカ如キコトナキ樣、充分留意セラレムコトヲ希望ス。

虛心坦懷にこの訓示を通讀するものは、何等非難すべき文字を發見しないであらう。

然るに右の訓示中、與國に對する言論の取締りに言及した部分のうちで「各位ハ一層細心嚴重ノ注意ヲ以テ管下ノ言論機關ヲ指導セラレンコトヲ切望ス」とあるに對し、外務省出入記者團を以て構成されてゐた霞俱樂部は「言論機關指導云々」の字句は、實に言論壓迫を意味するところの不妥當極まるものなりとして、伯に對し强硬なる抗議を持ち込み來つた。

しかるに伯は、これに對し、大臣の訓示に關し新聞記者より指圖を受くべき筋合なしと稱して、頑として讓らなかつた。これが爲め記者團は一齊に伯を攻擊して、激越詬罵の文字を連ねた。伯もまたこれに應戰し、爾後外務省內霞俱樂部用の部屋の使用を禁止し、且つ外務省の情報を一切、この霞俱樂部所屬記者に與へずと告げた。

兩者の抗爭は次第に激烈と爲り、種々の仲人も亦これを解決すること能はず、人をして伯の政治的生命にも關係すべき大事件に發展するかの危惧をすら生ぜしめたほどであつた。

大隈前首相の放慢なる新聞懷柔策の後を受けて、寺内首相の謹嚴は頗る言論界に不評判を招き、「非立憲」「ビリケン」等の綽名をもつて呼ばれてゐたのであるから、伯がいま敢然として此等增上慢の新聞記者の挑戰に應じて立つたのは、一部の人士を首肯せしめたけれども、一般社會はこの帝都新聞全部の掩撃を蒙りつつある伯を目して、或は官僚的高壓的と難じ、乃至は大人氣なしと笑つた。

この外務省所屬記者との衝突は、更に擴大して各社幹部を以て組織せらるる春秋會に飛火し、同會と伯との對立抗爭にまで進展したが、五月十八日に至り、仲裁するものあつて、伯は春秋會代表者と官邸において會見し、春秋會側より「指導云々」に對する伯の説明を求め、伯は懇切な釋明を行ひ、茲に漸く兩者間の完全なる意思の疏通を見るに至つたのである。

當時、外務當局において作成せる會見錄は、右の顚末を左の如くに記述してゐる。

霞倶樂部問題に關し、春秋會は特に評議員會を開きて凝議の結果、圓滿なる解決を期する目的を以て、先つ後藤外務大臣に意見を交換すへしとなし、特に委員五名を擧けたり、依りて委員は十八日午後外務大臣官邸に於て外務大臣に會見し、所謂「指導」なる文字に關して説明を求めたるに、外務大臣は何等言論壓迫の主旨に出てたるものに非す、左の意義なりと解釋せられたり。

指導なる文字は善意に解釋せられ度し、例せは掲載禁止事項なとに觸れ、後ちにて處分するか如きは甚た遺憾なれは、前以て注意を與へ、右樣の行違ひなと無きやうにし度しとの信切に出てたるに外ならす。

之にて委員は、問題の要點たる指導の語か右の意なれは、紛議の根本より消滅す可き性質なるを認め、猶ほ懇談を重ねたるに、

大臣は一切の善後策を委員等に一任し、霞倶樂部の使用に供する旨を述られ、雙方の意志全く疏通して委員は引取りたり。大に燃え上らんとせし同問題も斯る解決を得んとするは時節柄甚た結構なり。之にて圓滿なる解決を見るへし。

而して右の席上において、伯は豫め「指導云々」の用語に就いての釋明を試みるべく草稿を用意した。草稿内容は左の通りである。

凡ソ忠良ナル國民ハ、宜ク國家ノ指導監督ノ中ニ立ツヘシ。新聞記者モ國民タル以上、國家ノ指導監督ノ外ニ立ツヘキモノニ非ス。從ツテ此ノ範圍ヲ超脱シテ横議ヲ恣ニスルヲ許サザルナリ。

國民ニシテ國家ノ指導監督ノ下ニ立ツモノトセハ、國家ノ機關タル官吏ハ、國家ノ爲ニ此ノ指導監督ニ當ルノ責任アルヤ勿論ニシテ、國務大臣カ地方長官ニ對シ、其ノ官吏トシテ負擔スル責任ニ關シ訓示ヲ爲スモ亦當然ニシテ、之ニ關シ外間ノ言議ヲ容ルヘキモノニアラス。

今回訓示中「指導」ノ文字用語ノ意義ハ此ノ如ク、其ノ指導ヲ爲スヘキ訓示ヲ受ケタル者亦前述ノ如キ職責ニ居ルモノナリ。

七、アウトルック事件

いま一つ發生した舌禍事件は、伯個人のものでなくして、首相寺内の關係したものであつた。

大正七年三月八日、紐育の「アウトルック」記者グレゴリー・メーソンが、永田町首相官邸に寺内首相を訪れ、日本對世界の問題について、質問體の會見を行つた。この答辯において寺内首相は「日本ハ孤立スルコトヲ得サルカ故ニ獨逸ト同盟スルコト萬ナシトハ言フヘカラサルモ……」といふ言葉を用ひた。首相のこの片言は俄然一大政治問題化せんとした。卽ちこの言辭は「日本は歐洲戰爭後の形勢如何に依つては或は獨逸と同盟するかも知れぬ」と解せら

れたからであつた。かくして首相のこの言辭は、神經過敏な外交團を刺戟したばかりではなく、國內に於いても各新聞通信社各幹部を以て組織されてゐる春秋會が、決議を作成して首相に迫り、失言取消を要求するといふやうな有樣であつた。

首相對グレゴリー・メーソンの談話中、問題と成つた箇所の要領は次の通りであつた。

問　生ハ日本ノ友人ナルカ故ニ、露骨ニ御尋シテ、誤解ノ存スル所ヲ米國人ニ說明セント欲ス。依テ御尋スル次第ナルガ、米國人ノ中ニハ、歐洲戰爭終局後、世界ノ形勢次第ニ依テハ、日本ハ獨逸ト同盟スルコトナキヲ保セストノ說アリ。余ハ之ニ答ヘテ曰ク。聯合與國カ其態度ヲ誤ルニ於テハイザ知ラス、日本トシテハ左樣ノ事ハナカラント。唯米國ハ日本ニ對シ無法ナル態度ヲ執ラサル限リハ、日米關係ハ存續スルモノナリトノ事ヲ述ヘ居レル次第ナルカ、閣下ノ御意見如何。

答　ソハ戰爭ノ終局如何ニ因ルコトニシテ、歐洲戰亂ノ結果カ如何樣ニ相成ルヘキカハ、今日ヨリ逆賭スルコトヲ得ス。世界ノ形勢如何ニ依テハ、素ヨリ日本ハ孤立スルコトヲ得サルカ故ニ、獨逸ト同盟スルコト萬ナシトハ言フヘカラサルモ、余ノ見ル所ヲ以テスレハ、今日ノ狀態ニ於テ斯ノ如キ危險ナシト思考スルモノナリ。

これが單にそのままに忠實に報道せられたならば、何等の波瀾を生じなかつたのであらうけれども、不幸にしてメーソンは米國ジヤーナリズムの弱點を代表する典型的な人物であつた。彼はこの點を誇張して記載し、且つ原文たる日本文原稿の一部まで、寫眞版にして同誌上に揭げた。これによつて恰かも寺內首相が公式聲明を爲したるごとき印象を與へんとしたのである。

從つて今や伯が外相に就任してゐる關係上、伯が本件に對して如何なる見解を吐露するかは、正に新聞人注視の的であつたのだ。

六月六日ジャパン・アドヴァータイザー記者は、伯を外相官邸に訪問し、この問題に就いて伯の說明を求めた。さうして伯の談話の內容が、翌七日の紙上に左の如く揭げられた。

昨朝記者ハ後藤外相ヲ其ノ官邸ニ訪問シ會見シタルガ、記者ノ、

閣下ハ寺內首相ト「アウトルツク」記者トノ會談事件ニ就イテ如何ニ考フル乎、又閣下ハ本件ガ一ノ國際問題トナルベシト思惟スルカ。

ト質問シタルニ、外相ハ第二ノ質問ニ對シ「斷ジテ國際問題トナラズ」ト力說シ、殆ンド絕叫シタリ。

記者ハ更ニ「春秋會ハ首相ノ言明ヲ批難シ、且ツ首相ノ言ハ日本國民ノ意思若クハ感情ヲ代表セザルコトヲ海外ニ急報シタルニアラズヤ」ト諷告シタルニ、外相ハ半バ反語ヲ弄スル口調ニテ微笑シツツ曰ク。其レハ甚ダ御親切ノ事共ナリ。然レドモ余ハ春秋會ノ親切ハ聊カ標外レナルナキヤヲ恐ルルモノナリ。彼等ノ目的如何ヲ問ハズ、彼等ノ努力ハ失望ニ終ハルナラン。若シ余ニシテ外國新聞記者特ニ英米新聞記者ノ器量ヲ了解シタリトスレバ、彼等ハ斯ル事件ヲ取上ゲテ國際問題ニシテ大騷ギスル程ノ無識者ニモアラザレバ、又刻下ノ重要ナル問題ニ忙殺セラレ、斯ル事件ヲ覩ズル餘裕ヲ有セズト想ハル。「然ラバ閣下ハ引用セラレタル首相ノ言語ハ何等ノ害ナシト認ムルカ」ト問ヒタルニ外相ハ左ノ如ク答辯シタリ。

他ノ首相ナラバ一層巧妙ニ自己ヲ說明スルナランモ、寺內伯ハ率直ニ語ル軍人的政治家ナリ。伯ヲ知ル者ハ誰人モ伯ノ言ヲ如何ニ解釋スベキカヲ熟知スルナラン。首相ノ言明ト、春秋會ガ日本國民ノ爲ニ試ミタル所謂訂正決議ナル者ノ間ニ、畢竟如何ナル差違カアル。首相ハ日本ガ獨逸ト握手スルガ如キコト、若クハ斯ル危險ノ無キコトヲ言明シタリ。然レドモ首相ハ若シ君ガ「日本ノ前途ニ大ナル災厄ノ生ズルガ如キコト萬ナカルベキ乎」ト質問スレバ「勿論ソレハ可能ナリ。然レドモ兎モ角現在ニ於テハ決シテ生ズルコトヲ認メズ」ト答フル底ノ人物ナリ。首相ノ絕對ニ且ツ徹頭徹尾正直ナルコト此ノ如シ。而シテ首相ノ言ノ意義ハ、其ノ性格ニ之ヲ顧ミ、些ノ疑念ヲ挾ムヘキ餘地ナキナリ。外國ノ新聞記者ハ明ラカニ日本ノ新聞記者ヨリモ善ク首相ヲ了解ス。余ノ知レル範圍ニテハ、本問題ニ就テ怒聲ヲ放チタル一ノ外國新聞ナシ。「アウトルツク」ガ本邦ニ到著スルマデニ旣ニ二

週間ヲ經過シタリ。然レドモ吾人ハ日本ノ或ル新聞ノ如ク意地惡ルキ精神ヲ以テ本問題ヲ論ジタル一ノ米國新聞アルコトヲ耳ニセズ。君ハ寺内内閣ノ政敵ヲ以テ自認スル或ル新聞ガ、極メテ微細ノ刺戟ヲ與フルモ、否何等ノ刺戟ナキモ最大ノ咆哮ヲ擧グルコトヲ記憶セザルベカラズ。政治ヲ外交ト混同スル誘惑ハ拒グベカラザルガ如シ。而シテ此ノ事ハ善ク海外ニ於テモ了解セラレ居ルコトト推測ス。

後藤男ハ最モ愉快ナル態度ニテ、其ノ得タル新位地ヲ愛好スルガ如ク見エタリ。「現内閣ハ果シテ留任スベキカ」ノ質問ニ對シ男ハ燈臺下暗ク、男ノ地位ガ餘リニ燈臺ニ近接シタルコトヲ辯ジ、「斯ル問題ハ門外漢ノ却テ知ル所ナリ」ト答ヘタリ。

八、日支軍事協定

伯が外相の椅子に轉じた時、憲政會總裁加藤高明は、これを冷嘲して次のやうに語つた。

後藤男が專任の外務大臣に爲つたと云ふことは如何にも奇拔な話だ。從來外交官出身以外の者で外相の椅子を占めたのは大隈侯だけのやうに思ふ。勿論適任者さへあれば、外交官出身に限らず何人が爲つてもよい譯であるが後藤男は果して其の適任であらうか。(中略)由來天才と發作的人物と狂人とは一寸其の區別の付かぬものである。後藤男が其の何れに屬するかは知らぬが、兎も角も一風變つた人間のやうだ。國民は如何に感ずるか、識者の多數は恐らく一種の不安を懷くであらう。それにしても、彼の威張ることの最も好きな後藤男が何故内務大臣兼鐵道院總裁と云ふ大に威張れる椅子を擲つて外務大臣と云ふやうな貧乏籤を引いたか、内閣の壽命を延ばす爲めに犧牲になつたのであるか、其れとも自分の希望であつて今日得意を感じてゐるのであるか。

（四月二十四日時事新報）

然るに遺憾ながら、外相として伯の在任したのは僅かに五箇月の短期間であつた。ゆゑに天才的にもせよ、狂人的

にもせよ、十分にその力を揮ふの餘地がなかつたのである。

その短期間に伯のした一番大きい仕事は、西比利亞出兵であつた。いま一つは外交調査會關係の仕事であつた。しかしこの二つに就いては節を改めて論ずるがゆゑに、玆にはそれ以外の事件のみを記述するであらう。

伯が外相就任とともに、第一に解決しなければならなかつた重要案件は、前任者本野一郎より引繼がれたる日支軍事協定であつた。

これは日支兩國間の重大事たりしのみならず、今日より回顧すれば、東亞全局の和平に關係するところ、頗る深刻な重大問題であつたのである。

いまその經緯を遡つて尋ぬるに、大正七年三月二十五日、駐日支那全權公使章宗祥は、時の外相本野一郎に對し、

一、中國政府及日本國政府は、敵國の實力日に俄國の境内に蔓延するを見るに因り、其の結果、將に遠東全局の和平、及安寧をして侵迫の危險を受けしめんとす。此の情勢に適應し、及兩國此次の戰爭に參加する義務を實行するが爲め、早に及びて行ふべきの處置を協同考量せざる能はず。

二、前項述ぶる所に依り、兩國政府の合意を經、後ち實行決定の事に因り、凡そ兩國の陸海軍は共同防敵戰略の範圍に對し、應に協力の方法、及其條件を行ふべし――

との書翰を提出した。當時における東亞の形勢を見るに、露國は革命の結果、その國土瓦解し、各種の民族は獨立運動を開始し、獨逸東漸の勢ひはいよ〳〵熾烈化して、西比利亞方面の情勢も方に急迫化せんとする際であつた。玆において帝國政府は支那側の提議に對し、欣然應諾することにその態度を定め、本野外相より即日應諾の意味の回答を

發し、「公文の有效期間は兩國の軍事當局に於て協議することと致度候」と答へた。この趣旨に對しては支那側も亦快諾し、依つて本案件に關する折衝は、兩國の軍事當局者を以て行はれたのであつた。

然るに日支兩國間に、軍事協定締結のための交渉が行はれつつあるといふことが、一たび外間に洩れると、支那内部には猛烈な反對運動が起つた。さうしてその形勢に乘じ、支那南方派の領袖伍廷芳、陸榮廷、唐繼堯等は、連名にて五月八日、時の大總統代理馮國璋に宛てて、日支協約反對の通電を發し、且つ「中央政府が該密約に調印せず、且南北爭議の諸問題に關し平和會議を組織して一併解決することとなれば停戰して國民最後の裁判に待つべき」旨を述べた。卽ち南方派は北方派との妥協の口實として日支協約反對を持ち出したのであつた。

かくの如く、この協定交渉が、支那南北抗爭に利用されるに及んで、東亞の形勢はます〳〵混沌となつた。その間種々なる臆說は亂れ飛び、日支協約はあたかも支那を軍事的に日本の支配下に置かんとするものなるが如き虛構の風說さへ行はれたので、本邦在留の支那留學生は風雲急なりと見て、續々歸國するに至つた。しかも歸國後における學生等は各方面に對して、日支軍事協定反對の運動を開始し北京、天津、長沙、上海、奉天、南京等に於いて學生集會を催し、或は商會等を煽動して反對決議を行はしめた。かくて支那留學生の歸國は俄然、我が朝野識者の視聽を引くに至つたのである。

五月十一日午後、寺尾亨博士が外務省へ出頭して伯に面會を求め來つた。伯は書記官松岡洋右を伴ひ、寺尾に會見したが、その時寺尾は、在本邦支那留學生の歸國は憂ふべき事態であるから、既に午前中文部當局に對しても陳情したるが、外務當局としても速かに對策を講ぜられたき旨を述べた。これに對し伯は、「日支兩國間の關係は漸次好轉

「してゐる」旨を告げると共に、世上の誤解を解くために、特に日支交渉經過を「外務大臣談」の形式に於いて、左の如く發表することとなつた。

後藤外務大臣ノ言明

日支兩國ハ現ニ聯合國側ノ與國トシテ參戰セリ。日ヲ追フテ獨逸勢力ノ加ハリツヽアル露國、殊ニ露領亞細亞ノ形勢ニ鑑ミ、此際萬一ニ處スル爲、日支協同シテ對敵防衛ノ計畫ヲ樹ツルハ蓋シ緊要事ニ屬ス。而シテ是又實ニ日支共存、東亞全局保持ノ根本義ニ副フ所以ノ途ナリ。目下進行中ノ日支軍事協商ハ、專ラ此趣旨ニ基ケルモノニシテ、斷シテ此目的ノ範圍外ニ渉ル何等ノ條項ヲモ含ムモノニ非ス。事旣ニ戰時中ニ於ケル對敵軍事行動ニ關スルモノナルヲ以テ、乍遺憾其內容ハ之ヲ公表スルヲ得スト雖或支那新聞紙乃至支那ニ於ケル外字新聞紙ノ傳フル所ノ如キハ、大部分虛構揑造ニ係ル無根ノ報道ナリ。

（註、上欄に、「本書寫ヲ大正七年五月十一日寺尾博士ニ松岡ヨリ手交」と記入しあり）

玆に於いて寺尾博士等は、右の外相談を直ちに印刷に附し、同日夕刻、支那留學生並びに下宿業者に對して配付し、この結果支那留學生の歸國熱も漸く下火となるに至つた。その後二週日餘、協定は遂に成立し、五月三十日我が外務省は、正式に軍事協定成立經過を左の如く發表した。

日支兩國政府ハ、敵國勢力カ極東全局ノ平和及安寧ヲ危殆ナラシムルノ情勢ヲ生スルニ至ラントスルニ鑑ミ、日支兩國協同シテ之ニ對應スルノ方途ヲ講ズルコト極メテ緊要ナルヲ認メ、兩國間ニ隔意ナク所見ノ交換ヲ行ヒタル末、本年三月二十五日ヲ以テ帝國外務大臣ト在本邦支那公使トノ間ニ、別紙ノ通リ公文ノ交換ヲ了スルニ至レリ。

仍テ帝國政府ハ右交換公文ノ趣旨ニ基キ、帝國陸海軍ヨリ委員ヲ北京ニ派シ、支那陸海軍當局ト會商セシメタルカ、交渉圓滿ニ進捗シ、陸軍側協定ハ五月十六日、海軍側協定ハ五月十九日夫々調印ヲ了シタリ。

斯ク今次ノ協定ハ、前記三月二十五日ノ交換公文ニ基キ、共同防敵ニ付兩國陸海軍ノ協定スヘキ方法及條件ヲ具體的ニ取極メタ

ルモノニ外ナラス。從テ事軍機ニ屬スルカ故ニ、其ノ內容ハ之ヲ公表スルコトヲ得ザルモ、前々來所述ノ目的以外ニ渉ル何等ノ條項ヲ含ムモノニアラス。又斯ル目的以外ノ條項ヲ含ムヘキ性質ノモノニモアラサルナリ。サレハ例ヘハ世上傳フルカ如ク、本協定中ニハ出征支那軍隊ヲ日本軍隊ノ指揮ノ下ニ置クコト、日本ハ支那領土內ニ於テ其ノ欲スル地點ニ要塞ヲ建設スルコトヲ得ルコト、日本ハ支那鐵道、造船所、兵器廠ヲ管理スルコト等ノ規定アリト云ヒ、甚タシキニ至リテハ、日本ハ支那ノ財政ヲ管理スルコト、日本ハ支那警察機關ヲ組織スルコト、日本ハ兵器所用ノ原料ノ產出スル支那鑛山ヲ自由ニ採掘スルヲ得ルコトヲ規定セリト云フカ如キ類ハ、何レモ虛構捏造ニ係ル無根ノ報道ニシテ、本協定ニハ全然此ノ種ノ條項ナシ。

この協定の內容は、右の外務省發表にあるごとく「事軍機ニ屬スル」が故に當時は公表せられなかつた。しかし、もはやその目的終了し、その效力も亦消滅した今日であるから、ここにその全文を揭げる。

日支陸軍協同防敵軍事協定

日支兩國政府協商ノ結果ニ基キ兩國政府交換文書（附錄第一第二第三第四號參照）ニ依リ兩國軍事當局互ニ委員ヲ派遣シ、左ノ事ヲ協定ス。

第一條　日支兩國陸軍ハ獨墺兩敵國ノ勢力露國境內ニ蔓延スルニ依リ極東全局平和ノ危險ヲ豫防シ及ヒ歐洲戰爭參加ノ義務ヲ實行センカ爲協同防敵ノ行動ヲ執ル

第二條　協同軍事行動ニ關シ兩國ノ地位ト利害トハ平等ノ見地ニ於テ相互ニ尊重スルモノトス

第三條　日支兩國當局ハ本協定ニ基キ行動ヲ開始スルニ當リ各自本國軍隊及官民ノ軍事行動區域內ニ在ルモノニ對シ相互誠意親善同心協力シテ協同防敵ノ目的ノ達成ヲ期スヘキコトヲ命令又ハ訓告ス

凡ソ軍事行動區域內ニ於ケル支那地方官吏ハ該區域內ニ在ル日本軍隊ニ對シ盡力協助シ軍事上ニ故障ヲ生セサラシメ又日本軍隊ハ支那ノ主權及地方ノ習慣ヲ尊重シ人民ヲシテ不便ヲ感セサラシム

第四條　協同防敵ノ爲ニ日本軍隊ノ支那國境內ニ在ルモノハ總テ戰爭終了後ヲ俟チ支那國境內ヨリ一律撤退ス

第五條 支那國境外ニ軍隊ヲ派遣スル時ハ要スレハ兩國ハ協同シテ之ヲ派遣ス
第六條 作戰區域及作戰上ノ任務ハ協同防敵ノ目的ニ適應スル如ク兩國軍事當局ニ於テ各自本國ノ兵力ヲ衡リ別ニ之ヲ協定ス
第七條 日支兩國軍事當局ハ協同作戰期間ニ於ケル協同動作ノ便利ヲ計ル爲左記事項ヲ行フモノトス
一、直接作戰上ニ關シ各軍事機關ハ彼此相互職員ヲ派遣シ將來連絡ノ任ニ充ツ
二、軍事行動及運輸、補充ノ敏活且確實ヲ計ル爲陸海運輸通信諸業務ハ彼此共ニ利便ヲ圖ル
三、作戰上必要ノ建設例ヘハ軍用鐵道、電信、電話等ノ如キコトニ關シ如何ニ設備スヘキヤハ兩國總司令官ニ於テ臨時之ヲ協定ス戰爭終了ヲ俟チ總テ臨時建設工事ハ之ヲ撤廢ス
四、協同防敵ニ關シ要スル所ノ兵器及軍需品並其原料ハ兩國相互供給ス。其數量ハ各自本國ノ需用ヲ害セサル範圍ヲ以テ限リトス
五、作戰區域內ニ於ケル軍事衞生ニ項ニ關シテハ相互ニ補助シテ遺憾ナカラシム
六、直接作戰上ニ關スル軍事技術員ノ補助ノ必要アルトキハ一方ノ請求ニヨリ他方ヨリ補助シ引テ遣用ニ資ス
七、軍事行動區域內ニ諜報機關ヲ設置シ並軍事所用ノ地圖及情報ヲ相互交換ス
諜報機關ノ通信連絡ニ關シテハ彼此補助シテ其便利ヲ圖ル
八、共用ノ軍事暗號ヲ協定ス
本條列スル所ノ各項ニシテ豫メ計畫及準備ヲ要スルモノハ別ニ之ヲ協定ス
第八條 軍事輸送ノ爲東淸鐵道ヲ使用スルトキ該鐵道ノ指揮、保護、管理等ハ本來ノ條約ヲ尊重シ其輸送方法ハ臨時之ヲ協定ス
第九條 本協定實行ニ要スル詳細事項ハ日支兩國軍事當局ノ指定スル各當事者ニ於テ協定ス
第十條 本協約及本協定附屬ノ詳細事項ハ日支兩國ニ於テ等シク之ヲ公布スルコトナク軍事ノ祕密トシテ取扱フ
第十一條 本協定ハ日支兩國陸軍代表者記名調印シ各自本國政府ノ承認ヲ經タル上效力ヲ生ス其作戰行動ハ適當ノ時期ヲ待チ兩

國最高統帥部商定シ之ヲ開始ス

本協定及本協定ニ基ク各種細則ハ歐洲戰爭期內ヲ以テ本來ノ有效期間トナス但シ歐洲戰爭終了シ第一條述フル所ノ協同防敵ノ目的消滅スルニ至リ其效力ヲ失フ

兩國政府本年三月二十五日東京ニ於テ交換セル公文ハ戰爭終了シ本協定ノ效力消滅スル時又其效力ヲ失フ

第十二條　本協定ハ日本文及漢文各〻二通ヲ作リ對照シテ記名調印シ雙方各〻一通ヲ取テ證據トナス

日本大正七年五月十六日

中華民國七年五月十六日

日支海軍共同防敵軍事協定

日支兩國政府協商ノ結果（大正七年三月廿五日、中華民國七年三月廿五日）東京ニ於テ兩國政府間ニ交換セル文書ニ據リ兩國海軍當局互ニ委員ヲ派シ左ノ事項ヲ協定ス

第一條　日支兩國海軍ハ敵國勢力東漸シ其ノ結果極東全局ノ和平及安寧將ニ侵迫ヲ受クルノ危險アラムトスルニ因リ此ノ情勢ニ適應シ且兩國此ノ次歐洲戰爭參加ノ義務ヲ實行セムカ爲共同防敵ノ行動ヲ執ル

第二條　協同軍事行動ニ關シ兩國ノ地位ト利害トハ平等ノ見地ニ於テ相互ニ尊重スルモノトス

第三條　日支兩國當局ハ本協定ニ基キ行動ヲ開始スルニ方リ各自本國艦船及官民ノ軍事行動區域內ニ在ルモノニ對シテ命令又ハ訓告ヲ發シ彼此誠意親善同心協力以テ共同防敵ノ目的ヲ達セシム

第四條　作戰區域及作戰上ノ任務ハ共同防敵ノ目的ニ適應スル如ク兩國海軍當局ニ於テ各自本國ノ兵力ヲ量リ別ニ之ヲ協定ス

第五條　日支兩國海軍當局ハ協同作戰期間ニ於テ協同動作ノ便利ヲ圖ル爲左ノ事項ヲ行フ

一、直接作戰上ニ關シ各軍事機關ハ彼此互ニ職員ヲ派遣シ往來聯絡ノ任ニ充ツ

二、軍事行動及運輸補充ノ敏活確實ヲ期スル爲海陸運輸通信諸業務ハ彼此共ニ便利ヲ謀ル

三、艦艇兵器及軍事機具等ノ造修並之ニ要スル材料ニ關シテハ爲シ得ル限リ相互ニ輔助ス軍需品亦同シ

四、直接作戰上ニ關スル軍事技術人員ハ日支兩國海軍相互輔助ノ必要アルトキハ一方ノ請求ニ依リ他方ハ之ニ應シ派遣服務セシム

五、日支兩國海軍ハ各自必要ナル地點ニ諜報機關ヲ設置シ又行動上必要ナル水路圖誌及情報ヲ交換ス

通信聯絡ノ敏活確實ヲ期シ相互ニ輔助シテ其ノ便利ヲ圖ル爲必要ナル設備ハ兩國當事者臨時之ヲ協定ス

六、共用ノ軍事暗號ヲ協同商定ス

本條列スル所ノ各項ニシテ豫メ計畫ヲ要スルモノ及豫メ施行スヘキモノハ作戰未實行前別ニ之ヲ協定ス

第六條　本協定實行上必要ナル詳細事項ハ日支兩國海軍當局各當事者ヲ指定シ之ヲ協定ス

第七條　本協定及本協定附屬ノ詳細事項ハ日支兩國ニ於テ均シク之ヲ公布スルコトナク軍事ノ祕密トシテ取扱フ

第八條　本協定ハ日支兩國海軍代表者記名調印シ各自本國政府ノ承認ヲ經テ效力ヲ生ス其ノ作戰行動ハ適當ノ時機ヲ俟チ兩國海軍最高統帥部商定シテ之ヲ開始ス

本協定及本協定ニ基キ發生スル所ノ各種細則ハ日支兩國ノ獨墺敵國ニ對スル戰爭狀態終了ノ時ヲ俟チ其ノ效力ヲ失フ

第九條　本協定ハ日本文及漢文各〻二通ヲ作リ彼此對照シテ記名調印シ雙方各一通ヲ保有シテ證據ト爲ス

日本大正七年五月十九日

中華民國七年五月十九日　於北京

九、西原借款問題

伯が外相として、本野から引繼いだ重大案件の一つは、所謂「西原借款」であつた。

寺内内閣の對支外交は、前大隈内閣のそれに對比して、著しい轉回を示した。すなはち大隈内閣の二十一箇條問題が、支那のみならず歐米列强の間に、日本の侵略主義なるが如く宣傳され、ために帝國外交の行詰りとなつたのに鑑み、寺内内閣は主力を經濟的施設に注ぎ、支那の經濟的開發のため、日本は積極的に借款に應ずることとなつたのである。そのため寺内首相は、勝田藏相、本野外相と凝議の末、これが特殊任務を果すべく、西原龜三を支那に特派した。これが世に宣傳せられた西原借款問題である。

伯が外相に就任した頃、未だ西原借款問題は、支那側と交渉の繼續中であつた。しかしこの西原借款に對しては内外に相當强烈なる反對論があり、特に外務省内におけるその急先鋒は、林駐支公使であつた。

右につき林權助は、その頃を想起して次の如く語つた。

一體日露戰爭以後の我外交を、世界では追隨外交といつて非難してゐるものもあるが、我輩の眼から見れば、追隨外交や協調外交どころか、獨斷專行の氣まゝ外交、氣紛れ外交ばかりで、西原借款の如きもその外交の現れであつた。我輩の考へでは、利權なんかには眼もくれず、英國あたりに相談して、日本は支那統一のために戰爭中一時列國に代つて金を貸して置くのだといつて、その諒解を求め、本當に援段政策を堂々と實行せよといふのだつた。

然るにその時の遣方はどうだらう。寺内首相、勝田藏相、西原龜三君の三人だけで計畫して、列國に對して、何等の諒解を求めないのみか、列國が戰爭で支那を顧みる暇がないのに乘じて、利權といふ利權を押へて置かうといふのだから、亂暴な話さ。

我輩は、西原君と支那交通部の間に最初の借款が出來るまでは、その消息や經緯については能く知らなかつたが、それと知つてからは、我輩は徹頭徹尾この遣方に斷然反對したのみならず、西原君の召喚を政府に要求したり、或ひは同君を天津から、無理矢理に日本へ退去させようとしたこともある。

然し西原君はそれを根に持つてゐなかつたと見えて、我輩に反感や敵意を示しもしなければ、その後も時々我輩の所へやつて來たものだ。こんなところから見ると、西原君も全く善人だなと感心してゐる。

かういふ次第で我輩が餘り西原借款に反對したためだらう。後藤新平君が本野一郎君の後任として外相となつたが、後藤君は我輩に「一時歸國せよ」との命令をよこして來た。（その頃を語る三六四頁）

然らば伯は、何故林に歸朝の命令を發したのであるか。事の起りは、林公使が本省に宛てて打つてよこした次の電報（五月三十一日著電）であつた。

由來支那ノ開拓ニ從事スル有力ナル日本團體二種アリ。其一ハ實ニ寺内伯ノ系統ニ屬シ、所謂朝鮮組トシテ知ラルル所ノモノニシテ、同團體ハ嘗テハ朝鮮ノ開發ニ付種々ノ活動ヲ爲シ、近クハ交通銀行借款及日華滙業銀行借款ニ對シ責任ヲ有スルモノナルノミナラス、吾人ハ過般政論ヲ激發セシメタル軍器問題ノ責任者モ亦彼等ニ外ナラサルヲ信スルモノナリ。且又同團體ハ日本公使館ノ後援ニ倚賴セル横濱正金銀行及三井其他同一系統ノ一團トハ常ニ反對ノ地位ニ立ツモノニシテ、現ニ朝鮮組ハ常ニ公使館ト協議ヲ遂クルコトナク、而シテ現ニ酒煙草借款ヲ成立セシメント企畫シツツアルハ、實ニ彼等朝鮮組ナルヲ以テ、公使館カ何等其間ノ消息ニ通セサルハ誠ニ當然ノコトナリト云フヘシ。寺内伯ノ財政密使タル西原氏ハ、絶ヘス東京北京間ヲ往復シツツアリ。而シテ又現ニ交通銀行ノ顧問ハ此等徒黨ノ代表者ニアラサレハ實ニ其子分ナリ。曹汝霖氏ハ飽迄モ本件商議ノ發生ヲ否認スルコトナキヲ保シ難キモ、吾人ノ既ニ報道セル歴然タル事實ハ到底之レヲ否認スルヲ得サルヘシ。

時の首相を「寺内伯」といふ個人の名で呼び、その「寺内伯」の一黨こそ、政府の外交方針を紊る徒黨なりと言はんばかりの激しい語氣である。これに對して首相寺内は、七月七日附次の如き書翰を外相たる伯に送つて、林の遣口を明らさまに非難すると共に、西原の行動を是認して、その方策の貫徹を期した。

拜啓。陳ハ別紙林公使來電ニ云爲セル支那鐵問題ニ關スル件ハ、是迄西原ヨリ支那政府當局者ヘ申入候行掛ハ御承知之通リ、決テ西原個人トシテ支那當事者ト交渉爲スモノニハ無之、其主旨ハ政府ノ是認シ且實行セムトスル處ノ考按ニ御座候處、林公使ハ何故ニ此邊ノ事情ヲ知ラヌ顏シテ大倉ヲ支援シ、且先般御申遣相成候ケ條書ノ主旨ニモ反戻シテ相働候哉。其邊ノ見當更ニ相付不申、甚不審ニ存居申候。將又一昨日大倉喜八郎氏來訪、鳳凰山之件支那政府ヘ支持致呉候樣申付入候間、小生ハ、右西原之支那政府申込之製鐵問題ハ、彼個人ノ意見ニハ無之、右ハ我政府之意見ナリ、卽政府ハ支那ヨリ鐵ヲ兩國之需用ニ充ス爲メ協同シテ製鐵事業ヲ起シ度考ナリ、由テ此事ノ決定ニ至ルマテハ、君ノ事業ヲ單獨ニ支持スルコトヲ申込ム譯ケニ不行候間、其決定ヲ可待旨申聞置候。且日支ノ間ニ製鐵事業ヲ協同シテ爲スコトニ成約セハ、兩國ノ爲尤有利ニ可有之ニアラスヤト申聞候處、夫レハ誠ニ結構事ナリト申答候。然シ私ノ鳳凰山ハ從來ノ關係行掛モ有之候間、特別ニ右斗吳度申候間、兎ニ角大體決定之上ニアラサレハ支援ハ出來ズ、又此約束成立セハ君等モ出資其他ノ方法ヲ講シ、利益ハ均霑シ得ラルヽニアラズヤト申相分レ申候。本問題ハ我國務上之見地ヨリモ、殊ニ兩國協同ノ事業ト爲スコトノ緊切ナルコト、昨年來數時論議スル處ニ有之候間、此邊御了承、林公使ノ變體カ餘リ行過キ破壞ニ不至樣御配意希望ニ不堪候。

右ハ昨日拜晤之節可申述之處、失念致候哉ニ相考候ト、只今林ノ報告ヲ一見、彼ノ態度之餘リ他人ラシキニ一驚シ、拙筆相認候次第ニ御座候。御推讀希上候。草々拜具。

寺内の書翰中、鳳凰山鐵鑛問題といふのは、大正五年の交から、大倉組が江蘇省鳳凰山の鐵鑛に著目し、支那人名義の會社なる華寧公司の手により、北京政府から採掘權を獲得してゐたのを、江蘇省官民の激烈なる反對運動のため

鑛業權の取消を蒙つたので、帝國政府は北京政府にむかつて切りに交渉してゐると、突然横合から西原の鐵鑛國有、日支共同經營の運動が起つたので、事態をます／＼紛糾せしめたのである。

かくして鐵鑛問題を繞る大倉組對西原の爭ひは、一轉して、寺内對林公使の爭ひなるかのごとき觀を呈したのである。その間に一方西原は、支那に於いて、委細構はず活躍を繼續し、七月二十二日、つひに次の大方針を樹立し、勝田藏相宛てに發電したのであつた。

製鐵ハ左ノ趣旨ニテ假契約ヲ締結スルコトヲ豫メ御承認ヲ乞フ。

(一)　政府ハ鐵鑛國有主義ヲ公表シ國營製鐵省ヲ設置シ特別會計トナスコト

(二)　借款總額一億圓トシ銀行ニ於テ金額引受ノコト

(三)　擔保ハ製鐵省ノ財産一切並其ノ收入

(四)　第一期事業資金ハ三千萬圓トス

(五)　第一期製鐵株鑛區域ハ政府之ヲ定ム但位置及區域ヲ此際發表セバ地方ノ反對ヲ招クコト吉林ノ如キ恐アルニ依ル

(六)(七)(八)(九)　略

大體右ノ趣旨ニヨリ支那政府ノ意見決定セバ速カニ調印スルコトニ運ビタシ故ニ代表者ヲ吉川氏トスルナラバ其ノ手配アリ度

西原の電報は七月二十五日、藏相勝田から左の如き書翰を附して伯に廻送された。

拜啓　別紙西原來電供高覽候尚本件ニ關シテハ明朝拜光親シク卑見申度候　拜具

さうして伯はつひに林公使に、歸朝命令を發したのであつた。

然らば外相として伯は、この西原借款問題につき、如何なる態度を採つたか。林は回顧談のなかで、次の如く語つ

てゐる。

――そこで我輩は、早速歸朝して東京驛に著くと、後藤君が停車場より「直ぐ來てくれ」といふので、直ぐに外務省に行つてみると、後藤君は、西原借款問題についてまだ調印しない殘りの分はどうするのだといふのだ。丁度その時には、出來かゝつてゐた借款がまだ澤山あつたのだが、我輩は「皆いけない」とたちどころに反對した。すると後藤君も「同感だ」と我輩の反對論に贊成してくれた。

そこで我輩は、寺内首相、勝田藏相に對し飽くまで反對し、結局寺内首相も、後藤君や我輩等二人の主張を容れ、この鐵鑛問題ばかりでなく、未調印の殘りの分並びに今後交渉を開始すべく豫想されたる案件は、悉く中止することになつた。後藤君のおかげで、西原借款があの位で濟んだのは、まだ〳〵幸ひだつたよ。

この問題について思ひ出すのは、丁度我輩が支那から歸朝しようと思つてゐた頃、本國では盛んに、我輩の辭職說が傳つてゐたさうだ。歸朝後外務省で聞いた事であるが、後藤君が外務大臣に就任して、この西原借款といふものが、餘り歡迎したものでないといふことを知つて以來、終始我輩の立場を支持して呉れたので、政府部内に噂されてゐた我輩の辭職說も、何處かへけし飛んでしまつたといふことであつた。

我輩の援段政策は、こんな風に意想外の發展をみてしまつたが、折角の援段政策も結局北方軍閥の仲間割れのためにとう〳〵失敗に終つてしまつた。（その頃を語る三六四―五頁）

一〇、外務省改革綱領

伯が外交に最も大いなる關心と興味とを有したることは、既に臺灣の卷以來、しば〳〵論じたるところである。いま多年の志を達して外相の椅子に坐す。その改革の所案果して如何。

ここに次の如き草案が殘つてゐる。これによつて、當時の伯の外務省改革案の一斑を窺ふことができるであらう。

外務省改革綱領

外交ノ刷新ハ政策ノ確立並統一ヲ以テ第一義トナス。而シテ政策ノ確立統一ハ、人材ノ充實ト制度ノ完備トヲ竢ツテ、始メテ其實ヲ擧グルコトヲ得ベシ。故ニ外務省釐革ノ要諦ハ、

第一、門戸ヲ開放シ、養成ニ注慮シ、簡拔淘汰ヲ行ヒ、以テ適材ヲ得ルニアリ。

第二、組織ヲ擴張シ、人員ヲ增加シ、經費ヲ充實シ、以テ機關ヲ完備スルニアリ。

第三、分掌ヲ明ニシ、聯絡ヲ密ニシ、事務ヲ簡捷ニシ、以テ其運用ヲ敏活ナラシムルニアリ。

今以上ノ方針ニ基キ、速ニ實行ヲ必要トスル改革事項ヲ摘錄スレバ左ノ如シ。

（甲）人事上ノ改革

第一、試驗任用ニハ、毎年出來得ル限リ多數ノ人員ヲ採用スルト共ニ、他方門戸ヲ開放シテ廣ク人材ヲ招致スルニ力ルコト。

第二、省員ノ養成ニ注慮シ、殊ニ年少者ニハ組織的研究並ニ語學修練ノ機會ヲ充分ニ與フルコト。（中略）

第三、補任方針ヲ確立シ、且更迭頻繁ノ弊ヲ避クベキコト。（中略）

第四、簡拔淘汰ヲ勵行シテ省風ノ刷新ヲ計ルコト。（中略）

第五、給與ノ妥當公平ヲ計リ、領事官通譯官及特殊ノ技能ヲ必要トスル官職ニ對シテハ、年功加俸ノ制度ヲ設クルコト。（中略）

第六、外務省内ニ外政委員會ヲ設ケ、大臣次官各局長及ビ專任委員數名ヲ以テ之ヲ組織シ、外交上ノ根本政策及重大問題ヲ審議決定セシムルコト。

（乙）組織上ノ改革

第七、調査局ヲ新設シ、情報ノ整理利用、海外事情ノ調査及啓發、弘報ノ事務ニ當ラシムルコト。

第八、政務局ヲ廢シテ亞細亞、歐羅巴及亞米利加ノ三局ヲ設ケ、外交上ノ一般事務ヲ處理セシメ、通商局ニハ專ラ通商貿易ニ關スル事務ヲ掌ラシムルコト。（中略）

第九、人事課、會計課ヲ併合シテ經理局トナスコト。（中略）

第十、第一第二兩次官ヲ置キ、第一次官ハ主トシテ外交及通商ノ一般事務ヲ統理シ、第二次官ハ主トシテ省内ノ行政ニ膺ルコト。（中略）

第十一、各局ノ下ニ在ル課ヲ增設シ、且課長ノ權限ヲ高ムルコト。（中略）

第十二、在外公館ヲ增設シ、且商務官制度ヲ復活スルコト。（中略）

註、欄外に伯の自筆にて「商務官ノ外科學的審事官卽技師テヒニツセ・アツタセヲ置クヘキ事」とあり。

第十三、在外公館附駐在員ノ制度ヲ擴張スルト同時ニ、其服務關係ヲ明定スルコト。

第十四、定員ヲ增加シ殊ニ庶務擔當者ノ數ヲ數倍スルコト。

第十五、經費ヲ充實シ殊ニ主要在外公館ニ機密費及旅費ヲ配給スルコト。
（丙）事務上ノ改革
第十六、事務ノ分掌ヲ明カニシ殊ニ主要在外公館ニ在リテハ分課制度ヲ設クルコト。
第十七、本省及主要在外公館ニハ電信事務ノタメ專任者ヲ配置スルコト。
第十八、監察官制度ヲ設ケ在外公館ヲ視察監督シ且本省ト在外公館ノ聯絡並各館相互ノ聯絡ヲ計ラシムルコト。
第十九、省員ノ旅行ヲ頻繁ニシ事務ノ聯絡ニ資スベキコト。
第二十、本省及在外公館ノ諸設備ヲ整頓シ充分機械力ヲ利用シ、殊ニ在外公館ノ設備ハ事務本位トナスベキコト。

右の草案の一部は、伯の手によりて實現され、他の一部は計畫されただけで、つひに實現されず、また具體化の計畫すら全然建たなかつたものもある。

第一の門戸開放、人材簡拔のことについては、本節の第十項、第十二項、及び第十三項にこれを記すこととする。第二の經費充實、機構擴張のことについては、第十一項、第十二項においてこれを述べる。さうして第三の事務上の改革については、第十一項において多少觸れるところがあるであらう。

一一、省內施設

外相としての伯が、省內事務について爲したる施設の一斑を記して見ると、伯の在任中に外務省調査部が擴大せら

れ、滿洲に特別任用に依る領事が任命せられ、更に又、在外公館の職員定員が增加せられ、外交官畑以外の官吏をも外務事務官に任用し得るやうな官制改正が行はれた。

抑も外部より有爲なる人材を外務省に拔き來つて、久しく沈滯せる部內に、潑剌たる生氣を橫溢せしめなければならぬとは、伯の素願であつた。これについて田中淸次郞は語る。

伯が外務大臣になられてから間もなく、私にむかつて、「君は奉天總領事になれ。上海總領事には米山梅吉、長春領事には岩永祐吉をやるつもりだ。その代り、君は一、二年基礎ができるまでやれば、それで勘辨してやる。あとは岩永にやらせればいい」といふ話であつた。そこで私は「それはいけません。たとへ御受けしても、あなたが外務大臣をおやめになれば、私共はすぐ首になるのは判りきつてゐます。あなたの外務大臣が四年も五年もつづくといふ保證がつくなら兎に角、何時おやめになるかわからぬのにさうしたお話は御免蒙ります」と言つて斷つた。しかし伯が早くから、特別任用の制度によつて、外務省の空氣を一新しようと考へてゐられたことは、たしかであると思ふ。

さうして、伯のかうした意圖が、在滿領事の特別任用制や、省內の官制改正となつてあらはれたのである。尤も是等の改革のうち、外務省調査部の充實は、前外相時代旣に議會の協贊を經てあつたものであり、悉く伯獨自の見に依つて案出されたものと斷ずることは出來ない。しかしこれが實現し得たのは伯の在任期間中であつた。卽ち大正七年五月二十四日勅令第百七十一號を以て「外務省臨時調査部官制中改正ニ關スル件」が公布せられ、卽日施行されたが、それはこれまでの官制では「外務事務官專任四人（奏任）」とあつたのを八人に、「屬專任五人（判任）」

とあつたのを十一人に増加したものである。一見單なる職員増加のやうであるが、これによつて意圖したところは、實は外務省內に特定の機關を設けて、一には外務參謀本部の任を授くると共に、他には外交的情報任務を行はしめんとするものであつた。卽ち「臨時調査部活用ニ關スル案」のうちに、その任務が次のごとく記されてある。

現在ノ外務省臨時調査部ヲ擴張シ左記事項ヲ擔任セシム

（イ）外務次官ヲ補佐シ省務ノ統一ニ資スルコト

（ロ）重要懸案ノ調査研究並資料ノ蒐集ヲ爲スコト及右等諸案件ニ關スル意見ヲ提出シ上司ノ參考ニ供スルコト

（ハ）將來ノ重要問題ニ對スル思索考究

（ニ）外務省外部トノ聯絡ヲ良好ナラシムルコト

（1）內國側　各省、參謀本部、軍令部其ノ他特殊官廳及實業家、政黨員、操觚者等民間有力者トノ聯絡接觸

（2）外國側　本邦駐在外交團員、在留諸外國人トノ私的接觸ヲ圖リ且適宜彼等ヲ利用スルコト

（ホ）外交案件ニ對スル各方面國論ノ統一ヲ圖リ或ハ進テ內外輿論ヲ作爲スルコト

（ヘ）新聞雜誌ヲ利用指導スルコト（現在臨時調査部ニ於テ實行シ居レル新聞檢閱ノ事務モ亦或ハ之ニ加フ）

（ト）外國及國內一般思潮ニ對スル研究觸接

（チ）海外（特ニ支那及米國）及內國ノ旅行

附、本省ト在外各公館トノ意志疏通ニ資スルカ爲ニスル往來

（リ）其ノ他上司ニ於テ隨時下命スル特別事項アルヘシ

この臨時調査部が後に現在の情報部となつたのである。

一二、外務省大擴張

伯が外相として、省內施設に於いてその抱負の一端を具現するとせば、正にそれは大正八年度豫算案において行はるべきであつた。何故ならば、大正七年度の豫算は本野前外相の手許に於いて編成され、第四十議會を通過したものであつたからだ。

ここにおいて伯は豫算編成期に入るや、八年度豫算編成計畫概要を作成せしめた。この案が完成したのは七月十一日であつた。それには伯が依然、積極的進取的對豫算態度を堅持してゐることが生動してゐる。その要點を摘記すれば左の通りである。

大正八年度外務本省職員ニ關スル豫算並右豫算々出ノ根本タルヘキ局課編成計畫概要

二、然ルニ本省職員增員ノ急務ナルハ從來ト毫モ異ナルコトナク、七年度ニ於テハ上記ノ如ク僅カニ四名ノ高等官ノ增員アリタルモ此ノ如キ增員ニテハ甚ダ遺憾ナキ能ハス、カノ本省職員全部ヲ外交官組織ニ爲サントスルノ案ノ如キハ今姑ラク之ヲ措クモ、從來ノ儘ノ局課ノ編成ニテハ、到底現在並將來トモ外務省全般ノ事務ヲ統轄スルニ極メテ不便ナリ。故ニ此際多少トモ局課ノ編成ニ時勢ニ適應スル所ノ改善ヲ加フルハ、實際已ヲ得サル所ニシテ、又實ニ急務中ノ急務ナリトス、就テハ右ノ趣旨ニ基キ大正八年度ノ經費ヲ要求セントス。

三、（中略）其ノ主ナル點ハ現行外務省官制ニ於テ定ムル政務、通商ノ二局ノ區別ヲ廢シ、地理的ノ區別ニ基キ第一局、第二局第三局ヲ設ケ、當該局ニ於テハ其ノ擔任ノ區域內ニ關スル政務通商ニ關スル一切ノ事務ヲ統轄シ、外ニ第四局及第五局ヲ設ケ第四局ニ於テハ萬國條約、萬國會議、司法共助、犯罪人引渡、脫艦脫船人逮捕援助（通商條約ニ認ムルモノ）、國外追放、領事裁判權、損害要償其他國際紛爭事件、仲裁裁判條約、仲裁裁判事件並國際公法、國際私法、國際手形、國際海運、著作權、工

業所有權等ニ關スル諸案件、俘虜其ノ他政務通商ニ關係ナキ各種ノ國際交渉及條約取極等ニ關スル事務ヲ分擔セシメ、又第五局トシテハ從來大臣官房ニ於テ各〻一課ヲ爲シタリシ電信及反譯並今回新タニ情報ニ關スル事務ノ爲一課ヲ創設シ、此ノ三課ハ相共通ノ點ヲ有スルニヨリ、此ノ三課ヲ以テ一局ヲ組織セントス。蓋シ電信課ノ事務ハ、外務省ニ於テハ全然特殊ノ事務タルト同時ニ、極メテ重要ノモノナリ。其ノ事務ハ單ニ内外發著ノ電信ニ關スルモノノミナラス、電信暗號ノ機密漏洩ヲ嚴重ニ防止シ、一方各國使用ノ暗號ヲ調査シ、機密ノ情報ヲ入手スル等、其ノ執務上微妙ノ點アリテ存ス。（中略）又情報課ハ從來外務省之ヲ有セス、常ニ之カ不備ヲ感シ居レリ。（中略）現戰爭中特ニ注目スヘキ事項ノ一ハ、歐米各國殊ニ獨逸ノ「プロパガンダ」ニ在リ。右ハ一朝一夕ニ行フコトヲ得ザル所ノモノナリ。

次ニ飜譯課ノ件ナルカ、（中略）人員尠少ノ結果省内省外ニ參考トナルヘキ文書ノ反譯ニ手ヲ染ムルコト能ハス。（中略）有益ナル材料モ少數ノ執務官カ原文ノ儘目ヲ通シ置クニ過キスシテ終リ、廣ク利益ヲ頒ツコトヲ得ス、爲ニ遺憾少ナカラス。（中略）故ニ反譯官ヲ增員シ、反譯課ト前記電信課情報課トノ三課ヲ以テ第五局ヲ編成セントス。從テ大臣官房ニ於テハ人事課、會計課、文書課、記錄課ノ四課トナリ、次官ノ直轄事務ヲ減少シ、次官ヲシテ大臣補佐ノ權能ニ餘力ヲ存セシメントス。（中略）

外務本省職員增員內譯

官名	八年度豫定人員	七年度現在豫算人員	差引增員
大臣	一	一	〇
次官	一	一	〇
局長	五	二	三
參事官	二	二	〇
秘書官	二	二	〇
書記官	一六	一三（説明）外務書記官トシテ豫算ヲ取リタルモ此カ實施上現在ハ外務書記官九　外務省事務官四　計十三	三
事務官	四二	〇	四二

飜譯官	七	三	四
屬	八〇	六三	一七
飜譯官補	七	五	二
技手	六	四	二
計	一六九	九六	七三

右の計畫に依れば、殆ど七年度人員の九割に垂んとする大增員案であり、殊に事務官を新設し、四十二人の定員を設くることを目標としたるが如き、全く伯獨特の著眼と豫算獲得の自信とを以てするのでなければ、かかる大擴張案を提出して閣議で奮鬪する氣持には容易に成り得なかつたであらう。惜しい哉、內閣更迭に會して、伯はこの豫算案通過の爲め健鬪する機會を惠まれなかつた。

一三、機密費の明細書

外相就任とともに伯は、非常な決心を抱いて此の役所に乘り込んだのであつた。伯は沈滯したる外務省の空氣を一新しようといふ意氣に燃えてゐた。その爲めには、あまりに過少なる豫算を思ひ切つて擴大し、且つ甚しく傳統に囚はれたる人事を刷新し、老朽を退けて新進を起用し、且つ外部より新血液を注入して、省內に活氣を横溢せしめなければならぬと決心してゐた。外間が伯に期待したるところも亦これであつたのである。

伯はその手始めとして、大藏省に交渉して、多額の機密費を取つてきた。しかし伯は後に嘆じていつた。

『外務省の奴等は、機密費を取つてきても使ひ方を知らん。』

この機密費については一插話がある。右について當時次官であつた幣原喜重郎は、次のごとく語つた。

後藤さんが外務大臣になられると、暫くして私を呼ばれた。行つて見ると、いきなり、「君、機密費を四、五千圓俺のところへよこしておいてくれ」といはれた。

私はびつくりして、「御入用ならば、いくらでも差上げますが、外務省の機密費といふものは、どういふ風に使ふといふことを明瞭にして支出するもので、たゞ一度に出すことにはなつてゐません」とお話しすると、後藤さんは、「さうか、實は俺の處で色々と飜譯などさせる必要があつて、金を渡す時に、一々請求書を出してくれとも言へないので、纒めて君の方から預かつて置きたいと思つたのだが」と言はれた。そこで私は會計の方から確か三千圓ばかり後藤さんの處に渡しておいた。

いよ〳〵後藤さんが外務大臣を罷められる數日前に、私を呼ばれた。行つて見ると、「君これを返しておくよ」といつて私に渡されたのは、例の機密費の殘金と、これの支拂明細書で、しかもそれは全部後藤さんの直筆で、何月何日、誰某に何百何十圓と、一々丁寧に書いて、その上ちやんと請取まで付けてあつた。後藤さんといふ人は、大ざつぱな人かと思つてゐたら、かういふ方面もあるのかと私はびつくりした。

話は再び元に戻つて、人事刷新であるが、それは伯が色々な腹案をもつて、これを斷行するばかりになつてゐた時に、内閣が更迭したため、遂にその志は遂ぐるを得なかつた。伯の僅かに實行し得たのは、少壯外交官の久しく奏任官として停頓してゐたのを、拔擢して勅任としたことである。さうしてこの時伯に拔擢された松平恆雄、永井松三、

出淵勝次等は、後に悉く大使として外務省の中心となつた。

一四、日置を起用

伯の人事について、いま一つ插話として記して置く價値のあるのは、日置益のことである。日置は加藤高明に信任せられて、駐支公使となり、當時伯の最も攻撃した日支交渉の衝に當つた男である。ところが日置は閑地にある際、一夕、伯を訪ねて對支問題に就いての意見を述べたことがある。その時伯は「對支政策ニ關スル所見」並びに「對支政策之本案」と題せる二部の對策案を日置に手交し、意見を求めた。この二案は、伯の對支政策意見であつて、前述のごとく寺内首相も既に閲了のものであつた。日置は右の二案を自邸に携帶して讀了の後、伯に返した。其の際彼が伯に宛てた一月二十一日附書翰の一節に、

——其節拜借致候對支政策ニ關スル御案稿拜見、其深遠ナル觀察、公明寛弘ナル判斷、周到ナル用意、感服ノ外無之特ニ其大體ノ方針ガ卑見ト全ク一致シ居ルコトヲ認ムルハ、小生ノ欣喜ニ堪ヘサル處ニ有之候。右兩稿共再三閲讀致候處、中ニ阿片ノ問題ノ如キ、小生ノ未タ曾テ思ヒ寄ラサリシ新事項モ少カラサルニ付、尚ホ篤ト研究ノ上、重ネテ親ク御示教仰度ト存候。——

とある如く、伯の對支政策に就いて明確に共鳴した旨の意思を表示したのであつた。

さて伯は、外務大臣に轉ずると間もなく、日置を呼びにやつた。伯と加藤との關係をよく知つてゐた日置は、たいてい覺悟を決めて、伯の前に現はれた。さうしてその日の會見の模樣は、日置の語るところによれば、次の通りであ

た。

或る日後藤さんから來いといふことであつたから、出掛けてゆくと、いきなり、「今日は君に氣の毒なことを言はなければならん」といはれた。それで自分は、多分これは罷めてくれといはれるのだと思つて、「何ですか」と訊くと、「瑞典に行つて貰ひたい」といふことであつた。

加藤高明の重用したる日置を、平然として瑞典公使に起用したところに、伯の人と爲りの一端が現はれてゐる。かくして日置は大正七年九月一日、赴任の途に就くことになつたのであるが、伯は八月二十六日の夜、丸ノ内銀行クラブに開催された日米協會主催の送別會において、日置公使の爲めに一場の挨拶を試みた。この挨拶は單に日置公使への送別の辭であつただけでなく、外務大臣としての伯の心境の一端を吐露してゐる。

閣下諸君　今夕此ノ席上ニ於テ一場ノ演説ヲ試ミルノ名譽ヲ與ヘラレマシタコトハ、不肖ノ最モ欣幸トスル所デアリマス。多士濟々ノ日米協會ニ於テ、自分ニ演説スル機會ヲ許サレタコトハ、偶〻自分ガ外務大臣タル爲メデアリマセウ。近代ノ外務大臣中外國ノ言語ニ堪能ナラザル者ノ此ノ局ニ膺リマシタコトハ、蓋シ異例ト申スベキデアリマス。此ノ異例ヲ以テシテ、外務大臣タルハ自分ノ光榮トスル所デアルト同時ニ、自分ニ對シテ非常ナル苦痛ヲ與フルモノデアリマス。

此ノ時ニ於テ外務省中最モ外國ノ事情ニ精ク、經驗ニ富ミ、語學ニ長ズル人ノ比較的閑散ノ地位ニアツタト云フコトモ、亦異例トスベキデアリマセウ。卽チ日置公使ノ如キ其人デアルト言ハネバナラヌ。古語ニ、人ハ苦心ノ裏ニ寶ヲ見出スト云フコトガアル。古人我ヲ欺カザル一例ト思フ。

自分ハ外國語ノ素養ナキ爲ニ、殊ニ痛苦ヲ覺ユル際、幸ニ公使ノ如キ人ヲ得テ此ノ局ニ當ラシムルヲ得タルハ、自ラ意ヲ强ウスル所デアリマス。

今夕諸君ノ賛同ヲ得テ、我ガ國ニ於ケル有力ナル會合、卽チ日米協會ノ催サルヽ大宴會ニ於テ、其ノ行ヲ壯ニセラルヽ公使ヲ見出シタコトハ、自分ノ同慶ニ堪ヘサル所ニシテ、或ハ之ニ依テ自分平生ノ遺憾ヲ補フニ幾カラント信ズルノデアリマス。卽チ當席上ニ於ケル日置公使ニ對スル稱賛ノ聲ガ夫レデアリマセウ。

瑞典ハ敢ヘテ大國ト云フデハアリマセヌガ、今日ノ時局ニ對シテハ最モ重要ナル場所ノ一デアリマシテ、同國ニ駐劄スル公使ノ任務ハ極メテ重シト申サネバナラヌ。日置君ノ如キ適材ニシテ、自ラ時局ノ重大ナルニ顧念シ、徒ニ大國ノ地位ヲ擇ブコトヲセズ、自ラ奮テ任ニ瑞典ニ赴カレントスルハ、獨リ自分ノ會心事トスル所ナルノミナラズ、實ニ帝國ノ爲ニ欣賀措カザル所デアリマス。

諸君ハ此ノ間ノ消息ヲ領解セラルヽコト、信ジマス故、敢テ多言ヲ費スコトヲ致シマセヌ。蓋シ日置君ノ任務ノ如何ニ重ク、君ノ努力ガ如何ニ帝國ニ取テ重大ナル關係ガアルカト云フコトヲ考慮シ來リマスレバ、何人モ君ノ如キ最適任者ヲ此地位ニ得タルコトヲ滿足セラルヽデアリマセウ。

自分ハ唯〻堅ク信ジテ居ル所ヲ述ベテ送別ノ辭ト致シ、當席ノ責ヲ塞ギタイト存ジマス。

伯は自ら語學の才を缺いてゐたため、語學の才あるものを重用する傾向があつた。日置の起用もその一つの現はれであつた。日置が大隈内閣の時に外相加藤高明に重用されて、支那公使として日支交渉の衝に當つたといふやうなことは、伯の眼中にはなかつたのである。

後に日置の獨逸大使となつた折にも、伯はまた閣外から強く後援した。

第十節　外交調査會

一、外交調査會の成立

組閣當初、三黨首と會見して、擧國一致内閣を作らんと努力して成らざりし寺内は、その後もこの志を捨てなかつた。彼のごとき性格と政治理論よりすれば、國民は常に協力一致して奉公の實を擧ぐべきであつて、國内に黨派的闘爭あるは望ましからざることである。反對黨も亦陛下の忠良なる反對黨であるといふ英國風の政治理論は、彼の首肯し難きところであつたであらう。ゆゑに彼は、機會ある毎に擧國一致の形を整へんことに腐心した。

寺内のこの思想が現はれたのが外交調査會であつた。さうしてこれを作り上げたのが伯であつたのである。それは寺内内閣時代の最も異色ある政治工作であつたと考へられ得る。

吾人は先づその官制を見るであらう。

大正六年六月五日、左の如く臨時外交調査委員會官制が發布せられた。

朕、時局ノ擴大ニ鑑ミ、永遠ノ利害ヲ慮リ、側近ニ臨時委員會ヲ特設シ、中外ノ情勢ヲ考査シテ應機啓沃ノ任ニ當ラシムルノ必要ヲ認メ、臨時外交調査委員官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

第一條　宮中ニ臨時外交調査委員會ヲ設ケ、天皇ニ直隷シテ、時局ニ關スル重要ノ案件ヲ考査審議セシム。

第二條　臨時外交委員會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス。
第三條　總裁ハ內閣總理大臣ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ內閣總理大臣、國務大臣、若クハ國務大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタルモノ、國務大臣タリシモノ、又ハ親任官ノ中ヨリ簡拔シテ之ヲ勅命ス。
第四條　總裁ハ旨ヲ承ケテ委員ヲ統督シ、議事ヲ整理シ、敷奏ノ任ニ當ル。
第五條　臨時外交調査委員會ニ、幹事長一人、幹事若干人ヲ置ク。
幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ兼ネシメ、會務ヲ整理セシム。
幹事ハ內閣及外務省高等官並陸海軍將校ノ中ニ就キ、之ヲ任ス。
幹事ハ幹事長ノ指揮ヲ承ケ、會務ヲ掌理セシム。
第六條　特別ノ須要アル場合ニ於テハ、第三條ノ規定ニ拘ラズ、學識經驗アルモノヲ以テ臨時委員ニ勅命ス。
第七條　委員ノ待遇ハ官職ヲ有スルトキハ、其ノ官職ニ付受クル待遇ニ依テ、官職ヲ有セザルトキハ別ニ之ヲ定ム。

而して翌六日、同官制第三條に基いて、左の如く總裁並びに委員が親任せられた。

臨時外交調査委員會總裁　內閣總理大臣伯爵　寺內正毅
臨時外交調査委員　外務大臣子爵　本野一郎
內務大臣男爵　後藤新平
海軍大臣　加藤友三郎
陸軍大臣　大島健一
樞密顧問官子爵　牧野伸顯
樞密顧問官子爵　平田東助
樞密顧問官子爵　伊東巳代治

原　敬
犬養　毅

然らば外交調査會の任務は如何なる內容を持つてゐたか。當時の寺內首相の上奏文は次のごとく記してゐる。

此ノ曠古未曾有ノ大戰ハ前途猶ホ望洋ノ觀ナキ能ハサルモ、戰局ノ推移ハ變轉極リナク、我帝國ト利害ノ關係最モ深甚ナル交戰與國ノ政治的革命ト平和ニ眷眷タル中立强國ノ參戰トハ、刻々終熄ノ機運ヲ促進シテ、早晚媾和會議ノ開催ヲ見ルニ至ラムコトモ、亦逆メ測リ知ルヘカラサルモノアリ。我帝國ハ既ニ東洋ノ禍根ヲ掃攘シ、南洋ノ敵據ヲ覆滅シ、更ニ進テ歐洲ニ於ル聯合國ニ對シ極力後援ニ努メツツアリ。猶ホ終局ノ目的ヲ達スルカ爲ニハ、勢ヒ與國ノ急需ニ應シ、益〻多大ノ援助ヲ爲ササルヘカラス。苟モ其ノ初ニ當リ戰亂ノ渦中ニ投セサレハ則チ已ム、既ニ之ニ投シタル今日ニ於テハ、義ニ依リ信ヲ重ンシ、共同進止ノ誠意ヲ表現シ、最後ノ目的ニ向ヒ全力ヲ傾注スヘキハ當然ノ事タリ。若シ此ノ誠意ノ徹底ヲ懈ルニ於テハ、媾和條件ヲ議スルニ方リ、或ハ惧ル孤立援ナク、遂ニ與國ノ一顧ヲモ獲ルコト能ハサルニ至ラムコトヲ。

至尊ノ近側ニ適當ノ調査機關ヲ備ヘ、我帝國前途ノ要望ニ就キ、潜思研鑽ヲ竭クシ、豫メ敏捷機宜ニ處スルノ道ヲ講セシメラレサルヘカラス。啻ニ歐米ノ關係ノミニ止マラス、隣邦支那ニ對シテモ、亦從來施爲スル所ニ顧ミテ、之カ匡正釐革ノ策ヲ運ラスヘキハ洵ニ刻下ノ急務ナリトス。是レ特ニ臨時外交調査委員會官制ヲ草シテ

聖批ヲ仰ク所以ナリ。

その文中には、擧國一致の文字は見當らないけれども、參戰の意義を全うする爲めには、側近に外交の調査機關を置いて、帝國前途の要望につき潜思研鑽せしめようといふのであるから、その言外の意は、明かに衆智を鍾めて擧國一致の力を表現しようといふにある。すなはち外交を黨爭の上に置かんとするの心であることが、明瞭に看取されるのである。

二、その成立の經緯

如何に外交が重要であるからといつて、內閣以外に新たにかかる大機關を設置するについては、十分の理由がなくてはならない。また單純なる潛思硏鑽以外、更に重要なる作用を持たなければならない。

然らばこの大機關は如何にして生れしか。「田健治郞傳」所載、田の六月一日の日記に曰く。

此日午後六時兼約に依り後藤內相と會談せしに、內相密に語るらく、議會解散後計畫せし所の三政黨首領會合の件は、概略左の如き順序となつた。

明日寺內首相は原政友會總裁、加藤憲政會總裁及び犬養國民黨總理を官邸に招き、世界大戰に對する外交政策上、擧國一致の必要ある所以を陳べて同意を求め、各黨同意の後、直に臨時外交調査會を宮中に置き、前記三名及び平田、伊東、牧野三氏を高等委員となし、特に大臣待遇を與へて外交政策の審議決定機關となす事。

以上の計畫は既に山縣、松方等の各元老、平田、伊東、原、犬養諸氏の同意を得たるも、唯加藤憲政會總裁のみは明日の參會を旣諾せしも、其の受任の諾否は豫知し難かつた、蓋し加藤總裁の今日の境遇は進退兩難にして、之を諾せん乎昨冬以來政府に反抗せし行動は全然無意義に屬すべく、之を拒絕せん乎獨り擧國一致を破るの責を荷ふべく、去就の決恐らくは困難ならむ。併し政府能く原、犬養二氏を味方とせば、假令加藤總裁應諾せざるも、優勝の位置を得て政界を安定すべく、伊東、後藤二氏の功偉なりと謂ふべし云云。

又同じく三日の日誌には左の如く記してゐる。

此日臨時閣議を首相官邸に開き、午前十時閣僚皆集まる。寺内首相は昨日三黨首領と會見の顚末を語り、上奏文及び官制案を朗讀す。其の大旨は一昨日の日誌に記載せるが如く原、犬養二氏は直に同意を表し、加藤氏は興奮の狀を呈し、遲疑して決答せず、後日の返答を約して去れり。閣僚は皆贊同して之を可決す。此夜伊東氏を往訪し、三黨首領會合斡旋の勞を謝す。蓋し此事は同氏の計畫斡旋に係り原、犬養二氏の一致贊同したるは同氏の勸說與つて多きに居ればなり。

と記載して、伯が伊東と協力して、如何に外交調査會の產婆役として活躍したるかを傳へてゐる。又「三浦觀樹將軍回顧錄」には、この間の消息を左の如く記してゐる。

寺內內閣の時、時局の擴大に鑑み、永遠の利害を慮り、中外の情勢を考査して、應機啓沃の任に當らしむるといふ事で、臨時外交調査委員會といふものを設けたが、此れについては大に事情がある。

一體對支政策の改善を圖るといふことは寺內內閣の使命の一つであつて、大隈內閣の時、酷く亂れて居つた支那關係を寺內內閣によつて舊へ復させようと云ふのである。

ソレに原と犬養とは何うしても此方へ引つ張つて來るつもりであるが、種なしでは政黨を引つ張つて來れるものではない。特に犬養といふ男は、大の官僚嫌ひだ。種なしに官僚內閣の手傳ひをせよと云つた所で、ソレは無理だ。

然らばアレ等を引つ張つて來る種は何が好いかと云へば、外交より外はないのだ。今は外交上最も大切の時機だ。特に外交を改善するのは寺內の使命の一ツだ。ソレで外交調査會といふものを設けて、政黨の首領を皆此れに入

れろと寺内に勸めたのだ。

…其內總選擧も濟んで其の結果も概略分つた。其形勢は大に政府に有利だ。其朝、寺內が我輩の所へ遣つて來た。

「大分我々に近い方が、多數のやうであります。」と言つたが、何だか嬉しいやうな嬉しくないやうな變な顏付だ。

「政府の味方が多くなつたのは好いが、此方の手傳をせよと種なしには引つ張つて行けぬ。ソレには外交調査會の如きは最も必要の機關だが君は何と言つても遣らんぢやないか。名義なくして引つ張つて來いと言はれても、乃公としては出來ぬ。强つて遣らぬといふことなら、乃公は是れ切で手を引く、一切關係せぬ。無名義の下に、アレ等に附いて來いと云ふことは言はれるものでない。」と言ふと寺內は、

「アレは調査に掛つて居りますので、左樣急には出來ぬ。ソレに目白が大分不同意だから。」

と言つて頗る澁つて居る。目白とは山縣の事だ。

「ハア左樣か。乃公は行掛りだから是れまで心配したが、さういふことなら仕樣がない。乃公が止めさへすればソレで好い。明朝は熱海に歸るぞ。」

と言つて話を打切つて仕舞つた。寺內は歸つて後藤に話す。後藤は又伊東に話した。其相談の結果、後藤が飛んで來たから、

「乃公は何程寺內に言つても中々遣らないから、モウ手を切るばかりだ。アレ等に無名義の下に政府を助けささ

うといふのは無理だ、乃公はモウ東京へ殘る必要がないから明日は熱海に行く。」

と言ふと、後藤は、

「實は伊東も出る筈だけれども、二人揃つて行くにも及ぶまい。是非止めて吳れと言はれたから、自分一人で來たのです。是非お止まり下さるやう。」

との賴みだ。

……其の時、犬養が伊豆の長岡に來て居つたが、此熱海へ訪ねて來た。

「何うしますか。」

と言ふから、

「何うするか譯が分らぬ。寺內は政府の味方が多いと云つて喜んで居るよ。」

と言ひ、是れまでの經緯を話した上、

「斯ういふ事實だ。此後何うする積りか、乃公には分らぬ。」

と言つたことだが、其後間もなく東京から電報が來た。

「至急御相談したいから歸つてくれ。」

といふので早速歸京して、寺內に會つた。ところが、

「實は甚だ申譯がないが、調査中などゝ言つたのは全くの僞りで、實は調査などして居つたのではない。併しアナタの御計畫通りには行かぬが、兎に角遣ることにしました。」

と言ふのだ。

「何ういふものだ。」

と聞くと、斯々のものだと言つて、伊東の書いた草案を見せた。

「大體それで好い。遣らぬよりは好いから文句は言はぬ。ソレで結構だ。」

と言つて置いた。

扨て外交調査會は愈々設置することに內定したが、元來大隈內閣の時に亂れた對支關係を、此寺內內閣によつて復舊しようといふのだ。原と犬養の二人は異議はあるまいが、加藤は自分が外務の局に當つた關係があるから、此れは頗る困るであらう。ソコで寺內から形式的に交涉して見たが、終に出て來なかつた。原は喜びはしなかつたが、受けることは受けた。ソレは責任を自分が負はねばならぬといふ用心もあつたからである。犬養はアレの立場として官僚を助けるといふ名義が出來たのだ。

外交調査會は斯うして成立したのだ。我輩は此原と犬養との二人を附けて置いて、寺內に支那政策を遣らすことにしたのだ。

尙ほこの外交調査會には加藤高明が參加を拒絕したる事情は、「加藤高明傳」に詳かであるが、その要領は、加藤が寺內に面會を求められて首相官邸を訪れたる時、初めてこの事を聞かされ、全く寢耳に水であつたに反し、同席したる原と犬養とは事前にこれを承知して居りたりと想像すべき理由ありしこと、從つて加藤に於いては熟考の時間を必要としたるに、寺內はこれに對し、一日乃至二日といふ期限付の時間しか與へざりしこと、しかも寺內は加藤に對

して、諾否の返事のみにて可なり、といふごとき冷かなる態度なりしことを等を掲げて、「誠意は當方にこそあれ、先方の誠心誠意は僞せ物であつた」といふ加藤の言葉を引用して、寺內の態度を非難してゐる。

これに對し、「元帥寺內伯爵傳」は、

然るに總選擧の結果は憲政會絕對多數の權威を失ひ政友會、國民黨多少の勢力を增加するの形勢となりたれば、伯は其の理想とする國論統一を實行するには絕好の機會なりと做し、五月下旬本野外相、後藤內相等と內議を凝し、六月一日使を馳せて加藤、原、犬養の三政黨首領に告ぐるに、明二日午前十時各位と會見し一切の城府を撤して帝國の外交國是を商議せむとす願くは萬障を排して枉駕せられよと。三首領皆之を快諾す。翌二日加藤子先づ到り約五分を經て原、犬養兩氏亦來り會す。伯初めて至誠を披瀝し案を具へて臨時外交調査會設置の必要を說き、三黨首領の該調査委員を受諾せしむることを懇請せしが、原、犬養の兩首領は世界大局の上より打算して黨情の如何に關せず、直に委員たることを然諾して同意を表し、加藤子は熟考の猶豫を求め、其決答を保留して午前十一時首相邸を辭去せり。翌三日加藤子意未だ決せず、急に同黨の領袖を集めて凝議し、其の結果委員を辭退するに決定したるものゝ如し。翌四日伯は使者を遣はして子の意を窺はしむるも未だ答ふる所なし。依て伯は五日午前中更に兒玉內閣書記官長を加藤子の私邸に遣はして諾否の即答を求めしむ。加藤子之を引見し其委員たるを辭謝して曰く。予は委員たるを辭するも、事苟も國家の大經に屬する以上大事ある每に首相の需に應じて卑見を陳述するを辭するものに非ず、請ふ還りて之を首相に傳へよと。其心事は之を諒とせざるにあらず、然れども外交調査會は現に此日官制を以て發布せらるゝの刹那に際し、子爵の一私約を以て之を中廢すべきにあらず。加

之憲政會の機關新聞紙は此日の朝刊を以て早く既に該官制の違憲たるを痛論し、屋上更に屋を築くものなりと辯駁す。形勢斯の如し。如何に寛量なる寺内伯といへども豈子が一片の令辭のみに信頼するを得むや。伯は加藤子の委員を謝絶せしを以て頗る遺憾に感ぜられたるも既に　勅語の降下せられたる以上勢ひ之を中止すべきにあらず、依て豫定の順序を經て此日臨時外交調査委員會官制を發布せられたり。

と記して、加藤が相談を受けて後、拒絶の決心を固め居り乍ら、二日間その返答を與へず、しかも返答したる日の朝は、その機關新聞をもつて、これを攻撃せしめたりと記してゐる。

當時加藤が參加拒絶の理由として明記せるものは、彼が四日朝寺内の代理として來訪した兒玉秀雄に手交した次の覺書である。

外交に關し國論の一致を期するは基より希望すべき所なるも、內閣以外、別に　天皇直屬の機關を設けて事實上國務大臣に掣肘を加ふるの虞あるが如きは、輔弼の責任を嚴明する所以にあらざるのみならず、斯の如き方法により所期の目的を達せんとするは極めて困難なりと信ず。然れども外交事項に關し、各方面の意見を徵するを便とせらるゝ場合に於て卑見を求めらるゝ事あらば、所信を開陳し當局の參考に供するは固より辭する所に非ず、若し夫れ此際全國の有力者を網羅し國論の統一を圖らんと欲せば、寧ろ擧國一致內閣の樹立を計畫するを適當なりと信ず。

しかしかかる表面的理窟の外に、外交調査會の作者たる伯に對する感情も、全然なかつたと言ふことはできないであらう。それは寺内の組閣最中に、自ら書を送つて後藤、仲小路等を閣員とするに於いては、同志會は反對せざるを

得ずと申し送りたる以來の行掛りである。この加藤の覺書中の擧國一致内閣云々の文字も、伯を閣外に追ひて、内閣改造を行はば、これを助くるに吝ならずとの意味に讀まれないこともない。併し理由はともあれ、加藤のごとき我國外交界の耆宿を逸したことは、外交調査會に取つて一つの損失であつたことは否み得ない。

政友會の原の參加は當然であつたが、犬養の加はつたことは對世間的には大きい獲物であつた。何となれば寺内内閣成立當初、かなり猛烈な反對者であつた犬養が、たとへ裏面工作として三浦の盡力があつたにしても、公人として政府支持に傾いたのは、一つの大きな轉身であつた。犬養の委員就任事情に就いて、兒玉秀雄は左の如くその眞相を語つた。

犬養さんは官僚とは緣の遠い人であつた。しかし、その晩年には、官僚系の人々と大變懇意になつてゐた。これは犬養さん自身が、官僚系と餘りかけ離れてゐる事は、天下の政治を運用する上において不都合であると痛感されたのにも依るのであらうけれども、犬養さんのかゝる轉向の原因——動力として後藤伯と伊東伯との考へが多分に織り込まれてゐる。

卽ち、兩伯は、舊式黨人の群から、犬養氏を引き拔き、犬養氏を皇室中心の人物に轉向させようといふ目標の下に、犬養氏を起用して外交調査會の委員たらしめ、その結果犬養さんも金ピカを著るやうになれ、晩年には從來野人を以て表徵せられてゐた犬養さんが一番、官僚の地位を獲得せられ、官僚と緣の遠かつたものが一番、緣の近い人となられた。若し伊東、後藤兩伯が犬養さんを起用する機會を作られなかつたならば、恐らく犬養さんは國民黨の總裁として一生を終られたかも知れない。

三、初會合

かういふ複雜な經緯を經て生れた外交調査會は、六月十八日に至つて漸くその初顏合せを行つた。それは午前九時半からで、場所は宮中東三の間であつた。

その席上寺内首相は、總裁として左の如き挨拶を述べた。

――曠古未曾有の變局に處し、擧國一致の實を擧げて、國家の政策を籌畫する爲、區々一身の毀譽を顧みず、蹶然起て此の重任を拜受せられたるは、畢竟報效の至誠澎湃たるに依らずんばあらず。(中略)子爵加藤高明君を此の班列中に見ること能はざるは、本員の最も遺憾とする所にして、特に本員が禮を卑くして子爵の然諾を求めたるに拘らず、事の玆に到りたるは本員不徳の致す所、洵に慚愧に堪えず。(中略)本會の特設に關して、憲法上の關係又は形式の如何に渉りて、荐りに論難攻擊するものありと雖も、是等は政府に反對せむが爲に、故らに堅白の筆舌を弄するものにして、固より正鵠の言説に非ず。(中略)唯其の實效を擧ぐると否とは、本會今後の運用如何に繋り、成敗利鈍の岐るゝ所亦實に此に存す。此の一事は政府反對者の藉て以て反對の口實とする所なるが故に、本員は各位閣下と共に夙夜銘記し、拮据事に從ひ、黽勉公に奉じ、以て聖明の宏猷を翼賛し奉らざる可からず。(中略)自今本員の執務上に於て、時に或は用意の周匝を缺き、忌諱に觸るゝことあるが如くんば、各位閣下隨時忠告を與へられむ事を懇請す。(中略)凡そ本會に於て各位閣下の考慮を煩すべきもの、事多くは機微に渉り、嚴祕を要せざるはなく、各位閣下も亦多年の經驗に依り、深く之を諒せらるべきを知る。此の故に敢て第一條の明文を設くるの必要を認めざるも、特に將來を慮りて其の意を昭明し、先づ本員自ら戒むべきの規準となし、且各位閣下の厲行を冀はむとす。――

この初會議の光景を、翌日の新聞は次のごとく報道した。

外交調査會の初會議はきのふの朝九時半から十一時半までに宮中東三の間で開かれた。當分のうち拜借の會議室の卓子には委員の頭數だけ墨塗の硯箱に料紙が添へてある。先登は加藤海相、殿りは牧野男、原さん、犬養さんが腕車、平田子が時代のついた一頭馬車、首相はじめ餘は何れも自動車で顏を揃へた。

政友會あたりから「何だか彼奴に掻き廻されて了まひさうだぜ」と齒痒がられてゐる問題の巳代治さん、初會議の歸りを其儘霞ケ關の李王殿下の御招宴に列し午後二時に「少し醉ひ過ぎたやうだぞ」と翠雨庵へ歸つて來た。待ち設けた寫眞班に「今すぐ後藤がやつて來るから待ち給へ、僕は和服に著替て來る……」と上機嫌だ。「初會議の景氣？」と訊くと「むゝ調査會のことで今日はウンと後藤に談判せにやならん、まあ待ち給へ……」（中略）「もう後藤が來さうなもんぢや」と頤を撫でる、そこへ自動車の音がして紋付袴の後藤男が翠雨の柴折から飛石傳ひに入つて來る、一種の演劇氣分が沸く……「後藤さん寫眞師がお待ち兼ねだヨ……」と男を座敷に請じて對座するところをパチン！　何事ぞ、巳代治子のいはゆる後藤男へ談判とは？　梅雨の氣は欝陶しく主客を罩めて低迷する。

四、會の本質に關する憲法論

この外交調査會に對しては、憲政會は反對の第一聲を擧げて、憲法違反であるとしたことは既に述べた。果然この論議は朝野の間に、廣汎なる憲法論戰を展開した。

吾人は先づ、伯の地方長官會議に於ける内相としての訓示から物語るであらう。

偖今日特に諸君の參集を乞ひたるは臨時外交調査會の事に關してなり。此調査會の事は現内閣成立の始め總理大臣の演説、議會解散後の訓示及今回の會議に於ける訓示に於て一貫し居る精神を酌まんか、其の精神ある處自から明瞭ならん。即ち首相は此前古未曾有の時局に際し内外の情勢に鑑み國論の一致を圖るの道を講じ居たりしが、不幸にして議會に於ける意見の衝突より解散

となり、而して總選擧の結果政府不信任と云ふ事は國民の意思ならざること判明したるは論を俟たず。然し乍ら選擧の結果によりて與黨を作り此の與黨によりて政務の遂行を期せんとするは首相の考にあらず。與黨を造りて其の力を以て政務を行ふは一見普通の事の如く思はるれど、一黨派に偏倚して時局を處理せんとするは首相の素心と十分合致するものにあらず。首相の意思は依然秉公持平にあり、以て善政を行ひ以て時局を匡救せんとするにありて特に政府の意思に反對する黨派を撲滅する考へにあらず。曩に不自然なる多數黨と云へるは文明的意義の存する所なり。故に政府に反對する黨派が少數となりたるを以て決して滿足すべきにあらず。時局に鑑みて國論の一致を圖り、大局に處したき考へなり。而して此度の官制の上の上諭も全く此御趣旨に出でたるなり。世上種々の議論あり。或は内閣の上に内閣を作ると非難するものもあれど、我々は之を以て現時に處するに適當なる組織と信ずると共に憲法上亦何等差支なきものと信ず。諸君歸任せられたならば此の意味を十分徹底せしめ誤解なき樣努められん事を望む。

即ち伯は訓示中において特に「世上種々の議論あり、或は内閣の上に内閣を作ると非難するものあれど憲法上亦何等差支なきものと信ず」と論及してゐるが、これに對しては、忽ち各方面より反對論が現はれた。

しかしてかかる論難中、大正六年八月一日發行「國家學會雜誌」に掲載せられたる佐々木惣一博士の「臨時外交調査委員會ト憲法ノ重大原則」と題する一篇は、學問的立場から極めて鋭角的に、外交調査會に對する批判をなしてゐる。その要點を摘記すれば左の通りである。

國務大臣以外ニ天皇ヲ輔弼スルノ機關アルコトヲ認ムヘキヤ否ヤ。憲法ニ依レハ天皇ヲ輔弼スル機關ハ國務大臣タルコトヲ原則トス。從テ國務大臣以外ニ於テ天皇ヲ輔弼スル機關ハ、憲法自身ノ之ヲ認メサル限ハ、之アルコトヲ得ス。此ノ事タル憲法第五十五條第一項ヨリ生スル所ニシテ、大ニ注意スヘキモノトス。(中略) 憲法第五十五條第一項ハ(一)國務大臣ノ職務カ天皇ノ輔弼ニ在ルコト及ヒ(二)天皇ヲ輔弼スルモノハ國務大臣ナルコトヲ意味ス。換言スレハ同規定ハ(一)一面ニ於テハ國務大臣ノ輔弼

ノ職務ヲ明ニスルト共ニ(一)他面ニ於テハ輔弼ノ職務ヲ行フ機關ヲ特定スルモノナリ。從テ國務大臣以外ニ於テ天皇ヲ輔弼スルノ機關アルコトヲ得ス。唯憲法自身ニ於テ此ノ如キ機關ノ存在ヲ認メタルモノハ固ヨリ此ノ限ニ在ラサルナリ。

と論じて、「國務大臣以外ニ憲法ノ認メサル天皇輔弼ノ機關ヲ設クルハ憲法ノ違反タルナリ」と述べ、外交調査會の設置は、正に憲法違反なる旨を指摘したのであつた。

伯はこれよりさき、すでにかかる論難の湧起すべきを察知して、その對策を考究した結果、六月二十四日夜首相の意を體して翠雨莊に伊東巳代治を訪問し、外交調査委員會の設置が憲法違反にあらざるの趣旨を闡明して欲しいと依囑した。伊東は伯の請を容れ「外交調査會要義」と題する貴重なる文書を作成した。今その緒言の一部を摘記すれば實に左の如くである。

臨時外交調査委員會官制ノ公布セラルルヤ、世ノ政治家操觚者流ノ辯難攻擊スルモノ其ノ聲頗ル高シト雖モ、之ヲ要スルニ其ノ論旨ハ國法上ヨリ見タル異同辯ト、政策上ヨリ論スル贊否說トノ二者ニ大別スルヲ得ヘシ。人心ノ異ナル其ノ面ノ如シ。固ヨリ深ク咎ムヘキニ非サルモ、訛傳翼ナクシテ千里ニ飛ビ、衆口相依テ時ニ金ヲ鑠シ、竟ニ其ノ眞意ヲ誤ルコトアルヲ怕ル。政爭ヲ離レテ冷眼之ヲ評スレハ、時局多難ノ今日徒ラニ口舌ヲ鬪ハスノ、甚タ國家ニ不利ナルヲ痛歎セスムハアラス。

本文に於いては、先づ時局重大なる際、政爭を超越して國論を統一すべき、擧國一致機關の必要を說いた後、得意の憲法論に入つた。その議論の骨子は、次の一節に盡きる。

臨時外交調査委員會ノ性質ニ至テハ、乃チ　至尊ノ側近ニ在リテ外交ニ關シ啓沃ヲ任トスル臨時特設ノ調査機關タル該官制ノ上諭文中ニ昭示セラルル所、固ヨリ一點ノ疑ヲ容レサルナリ。蓋シ時局ニ對應シテ籌畫スヘキ要項ハ、概シテ　至尊大權ノ發動ニ由ルヘキモノ多シ。乃チ特ニ委員會ヲ以テ　聖斷ニ資スル　至尊密勿ノ職ト爲シ、之ヲ側近ニ特設シ　天皇ニ直隸セシメラレタ

ルモノトス。天皇ハ固ヨリ事項ノ如何ニ拘ラス、何人ニモ詢謀セラルルモ　叡慮ノ儘ナルノミナラス　天皇ハ苟モ憲法ニ違背シ若ハ之ニ牴觸セサル以上ハ、須要ニ從ヒ如何ナル官職ヲ設ケラレ、又ハ如何ナル任務ヲ命セラルルモ、亦大權ノ自由ニ屬シ、憲法上毫モ異議ヲ容レサル所ナリ。

而して外交調査會の設置を以て、國務大臣輔弼の責任を冒晦し、憲法に違背し、憲政の本義を紛淆するものなりとの批議に對して、要義は次の如く答へた。

調査委員會ノ性質ハ、官制及上諭文ニ明示セラレタルカ如ク、外交ニ關スル啓沃ノ機關ニシテ、國務ヲ施行スル機關ニ非ス。調査委員會ハ單ニ考査審議シテ啓沃ニ資スルニ止マリ、其ノ施行ハ依然トシテ國務大臣ノ職司ニ屬ス。毫モ國務大臣輔弼ノ責任ト相牴觸スルコトナシ。而シテ憲法第五十五條ノ規定スル所、國務ノ施行ハ必ス國務大臣ノ輔弼ニ待ツヘキコトヲ定メタリト雖モ決シテ國務大臣以外ニ輔弼ノ機關、其他調査機關ヲ置クコトヲ許ササルノ義ニ非サルナリ。現ニ樞密院ハ　天皇ノ至高顧問府ニシテ獻替啓沃ノ官タルモ、以テ國務大臣輔弼ノ責任、即憲法上ノ責任ト何等牴觸スル所ナシ。（中略）凡ソ輔弼ハ國務大臣ノ輔弼ノミニ限ルヘキモノニアラス。内大臣ハ常侍輔弼ノ職ニシテ、宮内大臣モ亦皇室ノ事務ニ付輔弼ノ任ニ在リ。其他樞密院モ諮詢ニ應ヘテ　至尊ヲ輔弼スルモノタラスムハアラス。

なほ要義は「一個人トシテ一般的ニ　至尊啓沃ノ重任ヲ荷フ」ところの元老や、「憲法上常置ノ機關ニシテ一ニ諮詢ニ應シ審議ヲ遂ケ意見ヲ上奏スル」ところの樞密顧問と對比して、外交調査會が、合議體として、外交の事項に限り自ら進んで考査審議し　至尊の應機啓沃を以て任とするところの臨時特設の機關であることを明かにすると共に、經濟調査會、防務會議のごとき内閣に隷屬する内閣の補助機關にあらずして、參謀本部、海軍軍令部、朝鮮總督府、會計檢査院の如く　天皇に直隷する特定の機關であることを主張した。

この「臨時外交調査委員會要義」は、流石憲法の番人を以て目せらるる伊東の手になつただけあつて、微に入り細に亙り、ほとんど凡ゆる反對論を、周到なる用意を以て徹底的に撃破するだけの力をもつてゐた。

更に伯は新聞記者協會の人達に對しても働きかけ、外交調査會設置の違憲に非ざる旨を强調せんとして、六月二十五日夜の新聞協會招待會に、政府側を代表して來賓として出席したのであつたが、意外にも當夜の主人役であつた板垣退助は、挨拶を述ぶるに際して、外交調査會設置が極めて妥當適切なる施設である旨を力說したので、伯は板垣の挨拶に感激して謝辭を述べた。當夜の顚末を新聞紙は左の如くに報じてゐる。

食終つて板垣伯は當夜の主人役として挨拶をなして後、所感を述べて曰く。

今や世界の變局は人道を滅却した慘澹極まるものである。この變局に際し、日本が世界に對する使命、日本が東洋に對する使命、この二個の大使命を果すべく、帝國の國策を定むるは現下の急務である。此の時に於て外交調査會の設けられたのは最も機宜に適した施政と云はねばならぬ。諸君、社會の先覺者を以て任ずる操觚者諸君は、須らく此の外交調査會の事業に聲援を與へ、國論の統一を計り、以て此の大切なる時勢に順應する國是を謬らないやう努力せられん事を望む。

と言々句々肺肝を披瀝して痛切を極めた。後藤内相は來賓として謝辭を述べて後、

予は予が平生畏敬する板垣伯爵の御演說に甚く感激したので、少くも一言せざるを得ないことゝなつた。伯は維新の元勳で、當時は今の如く新聞といふ言論機關なきに、日本をして世界の日本となすの運命を開拓せられたのである。而して今又世界の大勢を見て、帝國の執るべき國策を說かれたのは、我々後進の者が感激に堪えぬ次第である。今や獨乙は敵國なるも我が　今上御卽位の時「東邦の民に君臨し給ふ天子」との語を我國に送つて居る。相當の嫉妬を持つ獨逸にして猶此言をなして居る。諸君は此の語を如何に感ずるか。我々日本帝國民の使命の存する所を自覺して、此の内外の希望に副ふ事を努めねばならぬ。今や我國は此の使命を果すべき機會に達した。國論を鼓吹すべき任にある新聞記者諸君の、此の際一層國家のため努力せられ

んことを望む。

と熱誠溢れたる壯重の言々滿堂肅然として傾聽した。（六年六月二十六日やまと新聞）

五、外調委員五箇年

外交調査會は、寺內內閣から原內閣、高橋內閣を經て、加藤（友）內閣まで繼續した。その五箇年有餘の間に、外交上重大な案件が、それからそれへと起つた。第一に參戰國の日本としては、歐米諸國との關係が相當面倒で、若し一步を誤れば、帝國の地位に影響するところが少なくなかつた。外交調査會の成立には、上述のごとく、多分の政略的意味も入つてゐたが、この戰局の推移極まりなきときに當つて、日本が聯合國と協調して、參戰の目的を達し得たのは、外交調査會の應機畫策に負ふところが少なくなかつた。

大正七年四月二十三日、伯は內相より外相に轉ずるとともに、外交調査會幹事長の辭令を受けて、自ら作つた調査會の大番頭となることになつた。外相としての伯が、西比利亞出兵問題につき、この外交調査會に於いていかに力戰苦鬪したかは、次節に於いて詳記するであらう。

寺內內閣の辭職後、原內閣時代においても伯は依然として、委員の一人として、外交調査會に出席した。この原內閣成立の翌々月、卽ち大正七年十一月十一日に歐洲大戰は休戰となり、引續いて巴里に平和會議が開催されることとなつた。そして帝國は、西園寺公望を首席全權とし、これに牧野伸顯を加へ、更に在英珍田大使、在佛松井大使、並びに在伊伊集院大使の三人を併せて、五人を全權委員として任命した。

全權委員の巴里からの重大報告を受くる每に、外交調査會は開催せられ、伯も亦出席してその意見を述べてゐたが、その後間もなく、伯は横濱を解纜して米國經由外遊の途に上つた。しかし外交調査會の模様については、伊東巳代治から絶えず詳細に亙る手記が在外客舍に郵送せられ、伯はこれによつて、同會の事情を知悉することを得た。

大正八年十一月歸朝の後も、伯は依然閣外委員としての外交調査會に出席した。かくして伯は、西比利亞出兵及び撤兵に關する問題、巴里講和會議、平和條約の締結、華府會議、海軍軍備制限に關する條約締結など、多くの國際的大問題につき、その樞機に參畫したのである。特に對支問題は、外交調査會の最も力を入れたもので、當時、誰れいふとなく伊東、後藤、犬養の三角同盟が傳へられ、常に新聞の紙面を賑はした。それはこの三者が、外交調査會の有力者であつたがために、自然さういふ風說も起つたのである。

然るに外交調査會は、講和會議の問題が一段落を告げたころから、次第に廢止說が盛んとなり、さらに華府會議が終つて、軍縮に關する諸條約が批准せらるるに及んでは、單なる外交報告機關の如くに化してしまつた。外交調査會は、元來が永久的のものでなく、その名の如く臨時機關である。すでに本來の任務を終つた上は、强ひて報告機關として存置する必要はないのである。さうして加藤（友）内閣に至りつひに廢止さるるに至つた顚末は、次項に述ぶる通りである。

六、外交調査會の廢止

加藤友三郎内閣成立後、一箇月餘を經過したるころ、伯は内外の情勢に鑑みて、外交調査會委員を辭任せんと決心

した。それは大正十一年八月七日附、加藤首相宛て書翰に記されてゐる。伯はこの書中に於いて、既に巴里會議終了後においては、外交調査委員會の存立は無意義なる事を指摘し「外交調査委員會の存廢ハ當初創立の意義も有之此際ハ或ハ被廢候ても可然か」と、その廢止の時期到來したる旨を力説し、更に即刻廢止できがたき事情あれば「小生單獨進退を決し度」と言明してゐる。

その書翰の全文は左の通りである。

溽暑之候益御健勝爲邦家奉賀候。其後尙一應拜趨之上と存居候へとも、御多忙中却而御迷惑と差控、此に乍略儀別紙辭職願封入御手許迄差出候間、可然御取斗奉願上候。委細之事情は前日拜話之折縷述候通にて、外交調査委員會の存廢ハ當初創立の意義も有之、此際ハ或ハ被廢候ても可然か。若し急ニ御斷行六ケ敷事情ニも有之候ハヽ、小生單獨進退を決し度より、親しく開陳御聞ニ達し置きたる處、過廿五日東京停車場にて承りたる立話にてハ、急に御決行無之かに御內話ニ付、熟慮之末先單獨辭職之事ニ決し候次第ニ御座候。右申添置候。

新平儀

この書翰の日附は八月七日になつてゐるが、これにも指示してゐるやうに、これより先き既に伯は首相に會見し、切りに「外調廢止」を進言してゐる。伯の辭職願は次に掲げる如く七月三十一日附を以て認められたのであつた。

辭職願

臨時外交調査委員會委員被免度此段奉願候也

大正十一年七月三十一日

臨時外交調査委員會委員
男爵 後藤新平(花押)

總裁

内閣總理大臣男爵　加藤友三郎殿

大正十一年八月十三日の東京朝日新聞は伯の辭意問題を左の如くに取扱つてゐる。

後藤新平男は豫て外交調査會委員辭職の意圖を懷き、既に彼の巴里會議終了後責務了れりとなして、同志の伊東巳代治子、犬養毅氏等と相諮り、共に辭意を洩らしたが、時の首相で且外調の總裁たる故原敬氏等は、時局の倚重大なるを說き、殊に後藤男、犬養氏等は抑外調設置の首唱者たる責任上より云ふも、歐洲大戰の善後措置が今少し目鼻の付く迄、暫く任に留まられ度き旨を極力慫慂せる結果、當時辭職決行の事は暫く留保され、其の後高橋内閣に及んでは辭意を懷ける事に變りはなかつたが、但し時恰も華盛頓會議開かれ、引續き内閣の動搖に次いで政變等の爲め、遂に其の機を得なんだのである。然るに加藤内閣の成立後、最近華盛頓會議の結果に成る國際諸條約の批准も終はり、玆に時局の擴大に鑑み、應機啓沃の任を盡さしむる爲め、特に側近に設けられた臨時外交調査委員會は、其の目的を成就し責務を果したるものとして、愈豫ての素志達成の時機到來せりとなし、斯くて後藤男は單獨に去る七日外調委員の辭表を提出し、次いで十日加藤首相（現外調總裁）の招きに應じて、永田町の首相官邸に赴き、首相と會見して大要右に述べた如な辭職理由を述べ、最早今日に於ては再考の餘地なき旨を附言して辭去した。

しかしこの辭任は、なか〳〵實現しなかつた。伯はしきりに焦つた。その結果、九月九日附を以て首相宛てに「外交調査會存廢之儀は一に御高見にまかせ（中略）小生進退之點は調査會存廢問題とは全然別問題として速に御解決被下」云々との趣旨を開陳したのであつた。その全文は左の通りである。

時下殘暑難凌候處、益御淸勝奉敬賀候。陳者過日拜話之節簡單に申上置候通、外交調査會存廢之儀は一に御高見にまかせ、可成首相御政策の御便宜を妨げざる限と相考居候故、單に小生進退之點は、調査會存廢問題とハ全然

別問題として、速に御解決被下候樣希望之至ニ奉存候。時今支那西伯利亞問題之傾向に徴し、此儘荏苒重任を辱しめ居候事如何ニも不安を感じ、一日も早く其重任を辭し、專心他に自由なる境遇ニ於て駑鈍を盡し度、委曲當初開陳候通ニ有之、外支那西伯利亞漫遊問題、內東洋協會、日露協會の始末等有之、最近ボーイ・スカウトの事業創設も有之候のみならず、既に心中決定し居候て、最早千萬熟慮の末ニも飜すべき餘地なきものを、此上自他を欺き辭表の提出を祕し候事心苦しき限に有之、公然發表之外無之場合ニ立到居り候間、事情御洞察速ニ相運び候樣御執奏方奉願上候。實は御面話之上と存候へども、官邸往復は却而物議を招き、無益なることゝ存候ニ付、紙上を以て決意の次第を再陳し御決裁を促し候。草々不盡。

しかし、遂に伯は單獨辭任することが出來なかつた。右書翰を送つてから十日目、即ち九月十八日の勅令を以て、臨時外交調査委員會官制の廢止が公布せられ、即日施行せられたのであつた。外調の功績如何に就いては、加藤首相が左の如く新聞紙上において言明した。

臨時外交調査委員會は去る大正六年六月、歐洲戰亂勃發以來時局の進展愈大なるに鑑み、永遠の利害を慮りて、特に側近に之を設け、應機啓沃の任にあたらしめ、爾來今日に及んだ。同委員會が設置せられたる時は、戰局の推移變轉極まりなくして、大戰の前途尙望洋の感なき能はず。當時帝國は既に東洋の禍根を掃攘し、南洋の敵據を覆滅し、更に進んで歐洲に於ける聯合國に對し極力後援に努めて密接の接觸を持續し、以て協同動作の誠意を表明しつゝあり。隨つて戰局內外に於ける諸般の施設は最も愼重畫策を要した。次いで休戰條約締結せられて、講和會議の巴里に開催せらるゝや、帝國は聯合與國と協調を保ち、幾多の折衝を經て、概ね所期の目的を達成し、對獨平和條約等の締結を見るに到つた。又露國の革命より延いて西伯利亞出兵乃至撤兵に至る諸般の西伯利亞問題、並に時局に關聯する隣邦支那に關する諸問題あり。更に昨大正十年十一月軍備縮小等に關する華府會議

の開催せらるゝに當つては、帝國は特に重大なる使命を帶びて之に參加し、海軍軍備制限に關する條約等の締結を見たり其の他振古未曾有の變局に際會して、外交上國家の大計を籌畫することを要するものあり。此等は擧げて　至尊直隸の機關たる臨時外交調査委員會の議に附託せられ、同委員會は五年の久しきに亙り、應戰籌策愼重審議を以て啓沃の重任を盡した。以上の如く干戈全く戢り、時局に伴ふ諸般の案件も概ね一段落を告げたるを以て、曩に委員會の存廢に付世上に論議を生ずるに至つた當時、其の存廢に付別に考慮したることなく、目下之が廢止の意なき旨言明したるも、其の後世局は最早同委員會の存置を必要とせざることを確認せしむるに到り、殊に委員中にも自己一身上都合に依り脫退を希望するものを生じたるを以て、愼重考慮の末、今日委員會官制の廢止を見るに至つた次第である。（十一年九月十七日東京朝日新聞）

かかる重大なる國策審議の衝に當つた伯であつたが故に、畏き邊りにおかせられては、特にその功績を嘉せられ、陞爵の御沙汰を賜はり、親授式は九月二十五日午後一時霞ケ關御所において左の如く行はせられた。

依勳功特陞授子爵　　正三位勳一等男爵　後藤新平

さうしてこの月三十日には、從二位に叙せられた。

第十一節　西比利亞出兵

一、出兵問題の發端

歐洲大戰に參加したる我國は、交戰四年半の間、愼重なる態度を持してこれに深入りすることをしなかつた。青島

攻略と太平洋の獨艦掃蕩と、並びに地中海に於ける我が驅逐艦の參加以外に、我國は兵を動かすことなく、世界の大勢に對し用心深き待機の姿勢を取つてゐた。

然るに大正六年十一月、露國にレーニンの社會革命起り、更に露、獨、墺單獨講和の傾向顯著となるに至り、我國の參加協力を要求するの聲、聯合與國殊に英佛に於いて熾烈となつてきた。

卽ち我國の西比利亞出兵を求むるの聲である。

この論議の內容は、日米聯合軍又は日本軍を骨子として、これに聯合諸强國の武力を加へ、以て西比利亞より露國を牽制せんとするにあつて、英佛兩國政府に於いて提起せられ、帝國政府の考量を求め來つたのである。

卽ち大正六年十二月二日、巴里における聯合國會議に於いて「フオツシユ將軍案」として、佛國側から日米兩軍の西比利亞出兵論が協議せられ、またこれに相前後して、英國は浦鹽に堆積する軍需品の敵手に陷るを防ぐため米國に出兵を說いた。越えて大正七年一月一日、英國外務次官は珍田大使に對し、日本軍を主力とし、英米の小部隊を參加せしめて浦鹽出兵を決行せんことを提議した。

然るにその後、露獨單獨講和談判漸く進捗し、西比利亞の情勢亦不穩化するに至つたので、佛國政府は大正七年二月六日駐佛松井大使に覺書を送つて、帝國政府に對し注意を促がし、更に同月十二日には、在本邦佛國大使から覺書を提出し、イルクーツクに於ける外國人殺害風說に關聯して帝國政府と協議するの用意を有してゐる旨を聲明した。

時に本野外相は、此等の諸提議に對し、先づ聯合國政府の對露態度の根本方針を確かむる必要あるを認め、如上の英佛の發案に對しては決定的回答を與ふることを留保し、また出先官憲をして聯合與國側の意向を探らしめた。

三月六日に至り英、佛、伊三國政府の交渉が纏まり、同日、英國政府は珍田大使に對し「獨逸勢力の東漸防止の爲西比利亞鐵道の聯合國管理案」を提議し、其の實行方を日本に依賴したき旨を申出でた。翌七日、米國も亦、在本邦米國大使を通じて覺書を帝國政府に提出し來つたが、「若し愈々干渉を企つるの得策たる場合に至らば、その衝に當るには、日本政府が最適當の地位にあるけれども、現在之れが干渉を行ふのは、果して得策であるか否や最疑を存することである」といふのであつて、日本の西比利亞出兵には俄かに贊成し難きが如き色を見せた。

この米國の覺書に對し帝國政府は、三月十九日その囘答として「今囘ノ干渉案ハ毫モ帝國政府ノ希望、又ハ發議ニ胚胎シタルモノニ非サル」旨を叙說した後、「聯合諸國ガ時局ノ須要ニ應スル提案ハ帝國ニ於テ誠悃以テ之ヲ考慮スルノ決心ヲ有ス。然レ共這般計畫ノ實績ヲ擧ケンカ爲、交戰大國ノ全體ノ協調ニ俟ツコト極メテ大ナルモノアルコトハ、帝國政府ニ於テモ、確信スル所ナリ。只夫今後若シ西比利亞ニ於ケル敵ノ活動愈〻發展シ帝國丕基ノ安固ヲ危殆ナラシムル虞アル時ハ、元ヨリ自衞ノ手段ヲトルノ外ナキ事ハ言フヲ俟タス。其ノ時ニ當リテハ、米國政府ノ好意アル支持ヲ期待スルモノナリ」との旨を開示した。また同日、英國政府に對し、(一)米國政府が叙上のごとき態度を有するに係はらず、本件を實行したる場合に於いて、米國政府は尙ほ精神的物質的援助を與ふるものと認むるや否や、(二)英國政府に於いては地域の範圍を「チェリヤビンスク」又は「オムスク」に達せしむることを必須條件と認むるや否やを、反問したのであつた。

然るに米國政府の態度上述のごとくなるを見るや、英佛は更に米國を勸說するの必要を認知し、種々なる方法を以て、同國に對して其の露國の實情を說示したるも、米國は依然として、從來の態度を變更する模樣なく、同月二十五

日に至り、同政府は在本邦同國公使をして、西比利亞に於ける重大なる事態より生ずる諸難件を解決する爲め適當と思惟する措置に關して、同國政府は腹臓なく日本政府と意見を交換すべき旨を答へた。

二、本野外相の出兵意見

事態、斯の如し。從つて當時における閣議においては、絶えず出兵問題に就いての論議が行はれた。而してこれらの閣議において、本野外相が出兵論を唱へたに對し、寺内首相は持重論に傾いた。次に掲ぐる伯のメモは、この當時のものであると思はれる。

首相意

1、列國ヨリ要求アレハ直ニ出兵スヘシトハ首相ノ意見ニ非ラス。
2、獨逸勢力東漸ノ程度危險ニ迫ルト認ルトキハ斷シテ出兵セサルヘカラス。
3、此戰局ニハ深入スルコトハ上下共ニ望マサル所ナリトシ、單純ニ出兵スルヲ不可トス。

外相

1、列國同意ノ上ハ出兵スルコト首相モ異議ナキモノト信シ居レリ。（此點首相トノ間一致ヲ缺ケリト看傚サ、ルヲ得ス）
2、然ラハ今日ノ米國ノ率直ナル告白ニ對シテハ、外相ト首相トノ見解ニ差異アリヤ否。
3、此際此儘ニセハ、獨乙ノ勢力東漸ニ任スヘカラス。獨兵頭上ニ來ルヲ待ツヘカラス。

首相

1、露國再興ノ爲ニ必要ナレハ出兵ヲ斷行スルコト不可トセス。

2、獨露聯合ノ兵來ルトキハ直ニ出兵セサルヘカラス。

3、此機會ニ乘シ一部ノ露領ヲ占領セントスルノ企圖ヲ有セス。

4、今日出兵名分如何ヲ疑ハサルヲ得ス。日本從來名分正シカラサル戰爭シタル歷史ナシ。

本野外相は、四月十二日の閣議懇談の際には、次の如く對露出兵に關して、相當强硬なる意見を述べた。

昨春以來露國ノ情勢ヲ達觀スルニ、露國民ノ大多數ハ、夙ニ疲弊困憊戎旅ノ苦ニ厭キ、講和ノ一日モ早カラムコトヲ冀ヘル隙ニ乘シ、獨逸ノ劃策ト過激派ノ跳梁ト相俟ツテ、終ニ國ヲ擧ケテ四分五裂ノ狀ヲ呈スルニ至ラシメ、今ヤ一面歐露ニ在リテハ、地勢上殆ント其ノ死命ヲ制ストモ稱スヘキ波爾的海沿岸諸洲ノ大部分、及之ニ隣接セル西北部地方並ニ波蘭ハ、獨墺ノ占領ニ歸シ南方黑海ニ沿ヘル露土國境ノ修正ヲ迫ラレ、芬蘭及「ウクライナ」ハ脫離シ、黑海ノ要港「オデッサ」モ亦最近獨墺軍ノ占領スル所トナリ、波爾的海及黑海ハ共ニ獨逸ノ權下ニ置カルルニ至リ、「ドン」地方ハ僅ニ自立ノ姿ヲ保持セルノミ。而シテ他面露領亞細亞ニ在リテモ亦、各地トモ混沌タル狀態ニ陷リ、殊ニ東部西比利亞ノ如キ、今猶過激派ト反過激派ノ紛爭熄マサル有樣ナリ。要之露國ハ現ニ、日ヲ追フテ解體ニ赴キ、此間ニ獨逸ハ鋭意其ノ勢力ノ扶植伸張ヲ企劃シテ休マス。此形勢ヲ以テ之ヲ推スニ、歐露ハ早晩獨逸化スルヲ免カレサルヘク、而シテ獨逸勢力ノ東方露領ニ延ヒ、滿蒙地方ニ浸潤スルカ如キハ亦、單ニ時ノ問題タルニ過キスト認ムヘキニ似タリ。就テハ、今若帝國ニシテ斷然其ノ意ヲ決シ、早ニ進ンテ獨逸勢力ノ東漸ヲ防遏シ、且東亞大陸ニ於ケル帝國立脚ノ基礎ヲ固ムルノ途ヲ講セサレハ、戰後終ニ日支關係ノ根本ヲ壞チ、極東ニ於ケル帝國ノ地位ヲ根柢ヨリ覆ヘササレハ已マサル事態ノ馴致セラルヘキヲ憂慮ス。尤モ今遽ニ極東方面ニ露骨ナル活動ヲ敢テシ、以テ帝國ノ蹶起ヲ誘フ如キコトハ、恐ラク獨逸ノ爲ササル所ナルヘシト雖、若我ニ於テ、此際萬一ニモ此ノ如キ觀測ヲ基礎トシ、機鋒未タ目睫ノ間ニ迫ラ

サルヲ理由トシテ、何等施ス所ナクシテ止マハ、他日必ス東亞ニ對スル獨逸ノ野望遂行ノ基礎成リテ、極東ノ危機漸ク動カムトスルノ形勢ニ逢著スヘク、而モ事玆ニ至リテ、初メテ對應策ヲ講セムトスルモ、時巳ニ遲ク、獨逸東漸ノ勢ハ終ニ之ヲ阻止スルノ方途ナカルヘシ。則チ恰モ彼カ極東ニ於テ、其ノ活躍ヲ許ササル重大事由ノ存スル今日ヲ以テ、實ニ乘スヘキ絶好ノ機會ナリト信ス。尙帝國政府トシテハ、此際左記諸點ニ就テモ、愼重考量ヲ遂クルノ要アリト思料ス。

右の如く本野は、露西亞の混亂に乘じて、獨逸の勢力すでに歐露及びその近傍を蔽ひ、東漸してまさに滿蒙に及ばんとする勢ひを述べて、帝國が自衞上これが防遏策を講ずるの急務を說いた後、續いて次の如く對英、對獨、對米、對支の諸關係、及び講和會議における發言權、特に露西亞處分問題についての發言權の關係、並びに國民精神緊張化の關係等、七項に亙つてその所論を明かにした。

一、國際政局ノ將來ハ容易ニ豫斷スルヲ得スト雖、今日マテノ推移ニ照ラシ之ヲ考察スルニ、帝國外交ノ基礎ハ戰後猶之ヲ日英同盟ニ置キ、日米協商ヲ以テ之ヲ補フノ方針ヲ採ルヘク、若此根本義ニシテ過タストセハ、帝國ハ其覺悟ヲ以テ、今ヨリ益〻日英米連衡ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ手段ヲ講スルト同時ニ、又其ノ對獨地步ヲ一層固メ置クノ要アル事。

二、假ニ戰後國際政局ノ推移如何ニ依リ、或ハ終ニ獨逸ト握手スルヲ以テ我ニ有利ナリト認ムヘキ狀況ニ立至ルコトアリトセハ、益〻以テ今日鞏固ナル對獨地步ヲ占メ置クノ要アリ。若然ラスシテ後日獨逸ト提携セサルヲ得サル事態ノ生スル時ハ、是卽チ土耳古勃牙利ノ轍ヲ踏ムノ運命ニ陷ルノ時ナルコトヲ覺悟セサル可ラサル事。

三、支那ニ於ケルト同シク、米人カ將來東方露領亞細亞ニ相當活動スヘキハ、蓋シ大勢ノ免カルヘカラサル所ナルヘシ。他日我邦人カ之ト提挈スルカ、將又之ニ對抗スルカ、其ノ孰レノ方針ニ出ツルニセヨ、刻下帝國ノ急務トスル所ハ、先ツ同方面ニ有力ナル地步ヲ占ムルニ在リ。而シテ今日ノ形勢ハ卽チ此目的ニ向ツテ施策スヘキ絶好ノ機會ヲ提供スルモノナル事。

四、現下ノ大戰終熄前ニ於テ、堅實ナル日支提挈ノ基礎ヲ形成シ、以テ戰後歐米列强ノ殺到ニ備ヘ、永ク東亞ノ安寧保持ノ計ヲ

樹ツヘキハ勿論ノ義ナルモ、之ヲ遂行スルニ當リ、若歐米列強ニ於テ極東ヲ顧ミルノ遑ナキニ乘シテ之ヲ行フヘシト云フカ如キ趣旨ニ基キ、又ハ列強ニ依リ斯ク解セラルルカ如キ態度ヲ以テセハ、啻ニ其ノ成效ヲ期シ難キノミナラス、或ハ却テ禍因ヲ貽スノ虞ナシトセス。此故ニ宜シク之ヲ世界變局ノ骨子ニ聯結シ、現ニ聯合與國ノ奮闘支持セル對獨抗爭ノ一部トシテ之ヲ行フヘク、而シテ既ニ此趣旨ニ則ルヘシトセハ、須ラク積極ノ事實ヲ以テ之ヲ世界ニ公示セサル可カラス。唯之ヲ口ニスルニ止メ、其ノ獨逸對抗ノ根本義ニ出ツル所以ノ實ニ至リテハ、殆ント施ス所ナキカ如キ、斷シテ不可ナル事、尙斯ル大事ヲ遂行セムトスルニ當リテハ、必ス一面相當ノ代償ヲ支拂フノ覺悟アルヲ要スル事。

五、今日ノ如キ形勢ヲ以テ、歐洲ノ戰局ヲ結ヘル曉、講和會議ニ於ケル帝國ノ發言果シテ幾何ノ重キヲナスヘキ乎。若夫歐洲西部又ハ伊國戰線ニ於テ聯合軍側ノ大破綻ヲ看ルカ如キ事態ニ逢著シタル曉ニハ、此點ニ付更ニ憂慮スヘキモノナカルヘキ乎。此見地ヨリスルモ、恰モ講和ノ氣運漸ク熟セムトスル此秋ニ當リ、一大積極行動ニ出テ、以テ我發言權ノ基礎ヲ擴充シ置クノ要アル事。

六、殊ニ露國ノ處分問題カ、講和會議ニ於ケル重要議題タルヘキハ明白ナル處、同國ノ處分如何ハ帝國及東亞全局ノ將來ニ重大ナル關係アルヲ以テ、帝國ハ之ニ對シ豫メ有力ナル發言權ノ基礎ヲ確保シ置クノ要アリ。然ルニ例ヘハ同國ノ領土保全其ノ他東亞ノ安固ニ必要ナル條件ヲ主張セサルヘカラサル場合ニ當リ、同國領土上ニ直接且堅實ニ立脚スル所ナクシテ、如何ニ口爭ニ努ムルモ、其ノ效果甚タ薄弱ナルヘシ。故ニ苟モ權威アル發言權ヲ把持セムト欲セハ、其ノ基礎ヲ直接露國領土上ノ立脚ニ求ムルノ捷徑ナルニ如カサル事。

七、尙近時我邦人心ノ弛廢ニ至リテハ誠ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ。現ニ精神上並ニ物質上深刻ナル鍛錬ヲ經ツツアル歐米列強ノ諸國民ト、戰後激甚ナルヘキ國際競爭場裡ニ相見ユルノ日アルヲ想ハハ、講和ニ先チ我邦民心ノ振興ヲ圖ルノ要アルヲ覺ユル事。

さうして最後に西比利亞出兵の大義名分を次の如く述べて、その結論とした。

總テ帝國ノ自衛ト東亞ノ保安トノ見地ニ立チ、且右ニ列擧セル諸點ニ鑑ミ、獨逸勢力ノ東漸ヲ阻止スル爲、帝國政府ニ於テ一大英斷ヲ下シ、西比利亞出兵ヲ敢行スヘキハ方ニ今日ニ在リ。而シテ其ノ出兵ノ趣旨タル露國ヲ獨逸ノ把握ヨリ救出シ、聯合與國ノ急ニ赴キ、兼ネテ又帝國ノ自衛ト東亞全局ノ保持ノ途ヲ講スルニ在リ。殊ニ英佛伊聯合與國ノ懇請ニ應スルモノナリトナスニ於テ、其ノ名義亦誠ニ公明正大ナリ。若此機ヲ逸セハ、他日獨逸ノ野望遂行ノ基礎既ニ成リ、帝國終ニ已ムナク對抗ノ策ニ出テサルヲ得サルノ際、果シテ再ヒ斯ル絶好ノ事情ノ下ニ、此ノ如キ正大ナル名義ヲ獲ヘキヤ疑ナキ能ハス。若夫今日之ヲ決行スルニ當リテハ、先ツ日支協同自衛ノ下ニ共同出兵ノ議ヲ決シ、一面其ノ行動ノ時機、形式及範圍等ハ、一ニ我自由ニ任スルコトシ、之ニ關シ英佛伊三國政府ト協商ヲ遂ケ、他面米政府ニ對シテハ、特ニ露國ニ於ケル反獨分子ニ於テ聯合與國ノ援助ヲ希望シツツアルノ事實ヲ指摘シ、率直ニ我所見ヲ披瀝スルト同時ニ英佛伊等ノ諸國ヲシテ、更ニ適切ニ我蹶起ヲ要スル所以ヲ之ニ說カシメ、米國ノ了解ト支持ヲ得ルニ最善ノ努力ヲ試ミ、以テ速ニ西比利亞出兵ノ大策ヲ決行スルコト、帝國前途ノ爲最機宜ニ適セル措置ナリト確信ス。

三、伯の出兵意見

上述の如く西比利亞出兵問題が、やうやく複雜化し來つた際、伯は本野外相辭任の後を受けて、四月二十三日、外相の椅子に就いた。本野は在任中、出兵問題につき、首相寺内の持重論と絶えず相容れなかつた。然らばその後任たる伯の意見はどうであつたか。

伯もまた、本野に劣らぬほどの、强硬な出兵論者であつたのである。次に揭ぐる長文の伯の覺書が、これを物語つてゐる。

歐洲戰爭ノ終結將ニ何ノ日ヲ以テ見ルヘキカハ、誰人モ豫測スル能ハサル形勢トハナレリ。而シテ此ノ如ク前途遼々ノ形勢ヲ致シタルノ責ハ、主トシテ米國ニ歸セサルヲ得ス。

英佛露伊ノ實力ハ漸ク强弩ノ末ニ近カントスルノ際、倏忽トシテ米國ノ之ニ加ハリタル爲ニ、聯合國側ノ米ニ期待スル所遽然トシテ增大シ來リ、或ハ過分ノ依賴ヲ米ニ屬スルノ觀アリ。最近傳フル所ニ依レハ、米國ノ緊張程度ハ日一日ヨリ甚シク、其過分ノ自信力ハ聯合各國ノ上ニ出テントシ、緊張ニ次クニ緊張ヲ以テスルトキハ、遂ニ其ノ底止スル所ヲ知ラサルニ至ランモ亦料知スヘカラスシテ、米國カ此ノ如キ形勢ヲ致セル目的ハ種々多様ナランモ、其眞意ノ果シテ那邊ニ存スルカハ、公平ナル批評者ノ疑問ヲ招カサルヲ得サルヘシ。

最近巴里會議ニ於ケル聯合各國ノ間ニ討論セラレタル狀態ヲ以テ、米國ノ實情ニ照考スルトキハ更ニ其疑ヲ深クセサルヲ得ス。何トナレハ、當初露國ノ近狀ニ鑑ミ、之カ處置對策ヲ講セント主張セシガ、忽然一變シテ有利ナル戰勝的成果ヲ議スルノ勢ヒニ傾キタレハナリ。而カモ何等目的ヲ達スヘキ結論ヲ見スシテ、徒ニ持久戰ヲ計畫シテ之ニ對峙セントスル如キハ、必勝的打算ナク單ニ戰禍ヲ長カラシムル所謂非人道ヲ以テ擬セラルヽモ何ノ辨疏カアル。

眼ヲ一轉シテ獨逸ノ形勢ヲ察スルニ、其窮迫名狀スヘカラサルモノアルハ瞭然ナリト雖モ、然レトモ此ノ如キ持久戰的計畫ニ對シテ屈從ヲ甘ンセサルヘシ。或ハ恐ル、老猾ナル獨帝ハ巴里會議ノ情報ヲ得テ冷然微笑ヲ漏スナキカヲ。蓋シ獨逸ノ眞情ハ、一方窮迫想像ノ上ニ出テンモ、之ト同時ニ有ラユル苦計ヲ施シテ、他方ニ有望ナル新生面ヲ披キテ進マントスル狀アルハ、想察ニ難カラス。而シテ其窮餘ノ計畫ハ愈ヽ出テ愈ヽ奇、且ツ其ノ手段ノ惡辣ナル人ノ意表ニ出ツルモノアリ。殊ニ最近露伊ニ對スル戰略謀計ノ陰險ナル、傳フル所果シテ眞トセハ、何人カ驚愕ヲ禁スルヲ得ン。而カモ其事ハ其一部ニ於テ時艱ヲ拯フノ效果ヲ收メツヽアルモノヽ如シ。卽チ北方露國ニ於ケル冬期戰ニ費スヘキ戰鬪力ヲ緩クシテ之ヲ貯養シ、南方伊太利、巴爾幹、波斯ヲ伐ツニ轉用セントスル如キ、寒地戰ヲ暖地戰ニ移サントスルノ計ニ出ルニ非サルカ。殊ニ露國ニ向テハ巨額ノ金ヲ投シテ、以テ兵家ノ所謂戰ハスシテ捷ツノ猾策ヲ弄スルモノ、加之、軍器材料乃至糧食ノ缺乏ヲ露國ノ天產物ニ賴テ補足スルノ長計ヲ採ラント

ス。是獨リ露國ニ對スルノミナラス、巴爾幹方面ニ對シテモ、侵略ト同時ニ同一ノ計ヲ施用セン。乃チ米國ノ參加ニ因テ得タル聯合國側ノ實力ト相對抗スヘキ持久的抵抗力ハ、漸次獨逸ノ手ニ依テ培養セラレツヽアルヲ觀ルヘキナリ。必ヤ彼獨逸ハ一層飛行機潜航艇ヲ併用シテ侵撃ノ勢ヲ取リ、應接遑ナカラシムルモノアラン。

かくの如く伯は、米國の野心と、獨逸の苦肉的活躍とを叙したる後、

此ノ如キ非常危險ナル時態ニ臨ミ、徐カニ我カ帝國ノ現狀ヲ察スルトキハ、疑惑寒心自ラ措ク能ハス。試ミニ其要旨ヲ下文ニ擧ケテ、憂國識者ノ教ヲ請ハントス。

と記し、續いて日本が、東洋平和の維持のためにも、また帝國の自衛のためにも、百年の大計を樹立せざるべからざる所以を、次の如く記した。

一、帝國カ獨逸ニ對シテ宣戰シタル當初ニ在テハ內、遠大ノ計ヲ立テス外、機略ヲ誤リタルカ爲ニ、其餘累ハ延テ今日ニ及ヒ、上下動モスレハ目前貿易ノ盛況ナルニ眩惑シ、小數ナル識者以外ノ人ハ、往々ニシテ身戰時ニ在ルヲ忘レ、惰風家國ニ滿チ滔滔長夜ノ晏眠ヲ貪リツヽアル現狀ヲ顧ミルトキハ、國家將來ノ爲ニ至大ノ憂慮ニ堪ヘサル事。

一、帝國カ世界戰爭ニ加ハリタル當初ニ於テハ、諸多ノ失計ヲ免レサリシモ、爾來反省スル處アリテ、參戰ノ程度ヲ適正ニ導クコトニ努力シ、殊ニ歐洲出兵ニ付テハ實際不可能ナル所以ヲ表示シタル事。

一、帝國ハ歐洲出兵ヲ肯ンセサルモ、戰爭參加ノ爲ニ重大ナル任務ヲ負ヒ、且ツ今日ニ至ルマテ偉大ノ效果ヲ聯合國側ニ與ヘタリ。特ニ太平洋ノ安全ヲ保持シ、聯合國ヲシテ東洋諸國ニ於ケル幾多ノ紛亂ヲ顧慮スル煩擾ヲ免レシメタルハ、一ニ帝國ノ援助ニ賴レル事。

一、支那ノ內亂ハ何ノ日ヲ待テ鎭定セラレヘキカ。前途茫乎トシテ測知スヘカラス。露國ノ近狀宛然亂麻ノ如シ。其禍害ノ東洋全面ニ波及センコト昭々タリ。此危急ノ秋ニ際シ、東洋鎭護ノ使命ヲ帶フル帝國トシテ、長ク聯合諸國ノ爲ニ太平洋ノ安全ヲ保障シ、東洋全面ニ對シテ何等後顧ノ患ナカラシムルハ、實ニ容易ノ業ニアラス。且ツ帝國自衛ノ爲ニモ一大經略ヲ講セサル

へカラサル事。

一、若シ獨逸ニシテ如上ノ形勢ヲ巧用シ、露國ノ鐵道ニ沿フテ軍事的駐屯地ヲ步一步進メ來リ、終ニ浦鹽ニ至ルマテヲ奪略シ、哈爾賓駐屯地ニ百ヲ以テ算フル飛行機ヲ派シ、且鐵道ニヨリテ潜航艇ヲ輸送シ來リ、黑龍江沿岸乃至浦鹽ニ至ル諸港中、小造船所ヲ有スル各地ニ於テ之ヲ組立テ、先ツ若干ノ潜航艇ヲ放チテ吾人ノ安眠ヲ驚破セシメ、暴行ヲ太平洋上ニ試ミルコト絶無ヲ期スヘカラス。思フテ此ニ至レハ、粟ノ肌ニ生スルヲ覺フ。此ノ如キ場合ヲ豫想シテ、確然タル自衛ノ方策ヲ講スルハ、今日焦眉ノ急務ナル事。

一、帝國ハ如上ノ非常ナル形勢ニ對シ、自ラ晏如トシテ何等國策ヲ講スルコトナク、一日ノ安ヲ偸ミ、百年ノ大計ヲ遺ルヘカラサル地位ニ居ルヲ自覺スルニ於テハ、先ツ下ニ列記スル事項ニ就キ、審思熟考シテ適當ノ對策ヲ講究スルハ、實ニ至緊ノ急務タルヘキ事。

而して伯の所謂「適當の對策」といふのは、結局は西比利亞出兵論であるが、それは次の十二項に亙つて、詳細に論ぜられてゐる。

一、元來自衛的ニシテ侵略的ナラサル帝國軍隊ノ本旨ヨリ見テ、歐洲出兵ノ不可能ナルモ、太平洋上ニ敵襲近キ比隣ノ領土ニ危險ノ及フトキハ、東洋鎭護ノ意義ノ外、更ニ自衛上相當ノ準備ナカラサルヘカラサル事。

二、西伯利亞出兵モ前項ノ理由ニ依リ、遠征的出兵ヲ要セサルモ、現ニ禍害ノ尺寸ノ間ニ切迫シ來ルトキハ、攻守兩全（攻擊的防衛）ノ策ヲ講シ、其接近セル黑龍浦鹽方面ニ於ケル軍事的防衛ハ辭スヘカラサル事。

三、米國カ浦鹽及ヒ「イルクーツク」ニ巨多ノ鐵道材料ヲ輸入シ、時宜ニ依リ、露國ニ代リ鐵道輸送ノ任務ニ當ラントスルハ、一日ノ故ニアラス。帝國カ或ル方法ヲ以テ之ニ參加セントスルコトハ、最早今日トナリテハ至難ナラント雖モ、若シ兵力ヲ以テ之ヲ保護スル場合、日米兩兵ノ混成隊ヲ以テスルコト、亦策ノ得タルモノニアラサルカ故ニ、豫メ米國ト懇談ヲ盡シテ、材料供給ヲ米國ノ力ニ待チ、速カニ經營ノ任ハ帝國ニ委任セシムルノ策ヲ講スヘキコト。

四、前項ノ目的ヲ達スル爲ニハ、最近ノ露領各地方及支那ノ狀況、並ニ漸ク太平洋上ニ危險ノ切迫シ來ル眞相ヲ略叙シテ、英佛米三國ノ意向ヲ探リ、且ツ彼等ヲシテ快ク帝國ノ施設並ニ實行ニ賛同セシムル爲、至急帝國ヨリ各國ニ鄭重ナル照會ヲ發スヘキ事。

五、假ニ歐洲ニ百萬ノ兵ヲ出スモノトセハ、其武力ヲ持續セシムルニ足ル一箇年ノ軍費ハ、恐クハ百億圓以上ニ達スヘシ。又西伯利亞ヲ限リ百萬ノ兵ヲ出スモノト假定スルモ、仍ホ日露戰役當時ニ倍シ、卽チ一箇年五十億圓ヲ下ラサルヘシ。是レ現時ノ實情ニ考ヘ避クヘカラサル負擔ナルヘキ事。

六、世上謂フ所ノ出兵ハ、征服ノ目的ヲ達シ、城下ノ誓ヲ意味スル用語ナルヲ以テ、苟モ其目的ヲ達スルヲ得ルトキハ、徒ニ退守ヲ許サヽルモ、以下言ハント欲スル出兵ハ之レト別個ノ意義ヲ有スルモノタラサルヘカラサル事。

七、露國ノ近狀ヲ審察シ、聯合國側トノ協商ニ依リ、浦鹽ヨリ露都ニ至ル鐵道線路ヲ宰理スルニ必要ナル警備軍ヲ帝國ヨリ派遣スルモノトセハ、卽チ戰時警察的意味ニ於テ出動スルモノナルヲ以テ、固ヨリ征服ヲ目的トセス、又城下ノ誓ヲ要求スルモノニアラサルカ故ニ、均ク出兵ト云フト雖モ、兩者ノ軒輊同日ニ談スヘキニアラスシテ、這般臨時軍隊ノ出動ハ必スシモ不可能ナラサルヘキ事。

八、前項ノ理由ヨリ、必要ノ場合ニ於テ、黑龍江沿岸ノ一部乃至浦鹽ヲ占領シテ、太平洋沿岸並ニ其海面ニ於ケル敵襲ヲ防禦スルコトハ、帝國政府ノ歐洲出兵ヲ以テ不可能トスル主張ト何等矛盾スル所ナキヲ以テ、豫メ關係諸國ノ同意ヲ得テ、極力之ニ當ルノ覺悟アルヘキ事。

九、黑龍江乃至浦鹽ニ至ル沿線ヲ完全ニ占領シテ、其治安ヲ維持セント欲セハ、勢哈爾賓イルクーツク若クハ貝加爾以東ニ於ケル各地ニ我警備軍隊ノ駐紮ヲ必要トスヘキ事。

十、上文ノ場合ニ對スル陸海軍ノ新勢力卽飛行機、最近ノ重砲並ニ潜航艇其他近代的兵器ノ充實ヲ計畫スヘキハ、寸刻モ猶豫スヘカラサル急務ニシテ、現ニ提案セル豫算ヲ以テ滿足スヘカラサル事。

十一、外務當局ノ報告ニ依レハ、哈爾賓其他ノ地ニ於ケル露兵ノ亂暴ヲ鎭定スル目的ヲ以テ、支那ヨリ若干出兵ストノコトナルガ、支那ハ自ラ内亂ヲ鎭壓スルノ能力ダニナシ。何ノ餘力アリテ外藩邊疆ニ出兵スルヲ得ヘキ。宜ク帝國政府ハ支那ニ諭シテ出兵ヲ止メシムヘキ事。

十二、帝國ハ上來敍述スル趣意ヲ以テ、近今無政府ノ狀態下ニアル哈爾賓ノ急難ヲ、支那ニ代テ自ラ救護スルノ覺悟ヲ爲サヽルヘカラスト雖モ、其費用ノ如キハ素ヨリ歐洲出兵ノ幾分一ニテ足リ、爲ニ帝國ノ負擔ヲ過大ニスルナキハ明白ニ付、動モスレハ所謂三十年戰ノ慘禍ヲ再ヒ實現セントスル今次ノ戰局ヲ短カラシムル爲メ、人道上及ヒ自衞上適當ノ努力ヲ吝ムヘカラサル事。

四、列國との交渉

さて伯が本野辭任の後を受けて、外相の椅子に就いた後も、西比利亞出兵問題は、國際的に複雜なる經緯を描きつつ、次第に進行して行つた。いま外務省文書「西比利亞出兵問題ニ關スル帝國ト聯合列强間交渉經過大要」に據つて、これを略述すれば次の通りである。

石井駐米大使は著任後、四月二十八日初めて國務卿と會談した。その際、國務卿は「日本カ露領沿海州地方ニ優越ナル地位ヲ占ムルノ自衞上必要ナルハ明瞭ナリ」と前提したる後、「今後西比利亞出兵ノ必要起リタル際、日本ハ其ノ大部隊ノ外ニ、米國ノ一部隊ノ參加ニ對シ反對セラルヘキカ」と尋ねた。そこで伯は、五月一日電訓を發し、石井大使をして、次の如き趣旨を回答せしめた。

帝國政府ニ於テハ從來主トシテ軍隊指揮權ノ統一並極東方面ニ於ケル帝國ノ地位ニ顧ミ、西比利亞出兵ノ場合ニ、帝國ノ單獨行

動ヲ機宜ニ適スルモノト思考シ來リタルモ、時局ノ發展如何ニヨリ、聯合與國ヨリ其ノ軍隊ヲ參加セシメ度意思ヲ表明シ來ル場合ニハ、之ヲ考慮スルニ異議ヲ有セス。

國務卿は之れに對して感謝の意を表すると共に、私見として「聯合國軍隊ノ參加ハ專ラ露國民ノ感情ヲ和ケムトノ趣旨ニ外ナラサレハ、日本ニ於テ指揮權ヲ執ルハ當然ナリ」と語つた。

またこれと同時に帝國は、同じ趣旨のことを英、佛、伊の聯合諸國にも通報したが、各國政府みなこれに感謝の意を表し、特に英、佛兩國の外務大臣は、帝國大使の說明に係る聯合國の參加は形式的なること、及び日本が主動的指揮の地位に立つことの趣旨を是認した。

然るに五月三十日に至り、英國政府はわが珍田大使に對し、「西部西比利亞產穀ノ敵手ニ歸スルコトヲ防止シ、且ツ西部戰場ニ於テ獨逸ヲ牽制スル爲、日本軍ヲ主力トスル西比利亞出兵ニ關シ、英米佛ヨリ招請スルニ於テハ、日本政府ハ之ヲ承諾セラルヘキヤ」との質問を發した。そこで帝國政府は次の趣旨の回答を作成して、六月五日珍田大使に訓電を發した。

聯合與國並米國トノ間ニ相當ノ了解成立スルニ至ラハ、及フ限リ誠悃以テ之ヲ考量スヘキ決心ヲ有スルハ、既ニ三月十九日對米回答ニモ述ヘタル通リナルカ、帝國政府ハ露國カ聯合諸國ニ對スル國際上ノ信義ヲ念トシ、危險ナル獨逸勢力ノ覊絆ヲ脫スルコトヲ特ニ緊要ト認ムルヲ以テ、苟モ露國ニ此方針ニ向ヒテ努力スル政府ノ樹立ヲ見ハ、其黨派ノ如何ヲ問ハス之ヲ支持スルヲ辭セサルヲ以テ、西比利亞地方ニ自治又ハ獨立ノ政治團體ヲ確立セントセル露國人ノ眞摯ナル計畫ニ對シ、聯合國側ニ於テ必要ナル援助ヲ與フルノ外ナシト思考ス。

然るに右の訓令執行に先だち、六月七日英國外務大臣は、三日のヴェルサイユ會議の決議に基き、西比利亞問題に

關する覺書を珍田大使に手交した。その要領は、「日本帝國政府ハ、他ノ交戰與國ノ軍事上ノ事態カ許ス程度ニ於ケル援助ヲ得テ、西比利亞ニ於テ共同行動ヲ執ルノ覺悟アリヤ否ヤ。英佛伊三國政府ヨリ正式ニ日本政府ニ問合ス」といふにあり、右行動の場合には、次の三條件の實行を要すとなしたのであつた。

一、聯合與國ハ露國ノ領土保全尊重ヲ約スルコト。

二、聯合與國ハ露國内政問題ニ關シ孰レノ主張ニモ加擔セサルコトヲ聲明スルコト。

三、聯合與國ハ獨逸勢力ニ對抗シ、之ヲ打破シ、且中央帝國ヲシテ西部戰線ニ其ノ全兵力ヲ集中スルノ方策ヲ攤ヘサシムルノ目的ヲ以テ、與國派遣軍隊ヲ出來得ル丈西方ニ進出セシムルコト。

この英國政府の覺書に續いて佛、伊兩國政府からも、大體において英國政府と同じやうな覺書を送付し來つた。そしてこの英、佛、伊三國の覺書は、正式になされたものであり、且つその提議も相當具體的なものであつた。それは歐洲聯合與國の、我れに對する出兵要望が、漸く切實となり來りしを見るに足るものがあつた。この三國提議に接して、日本國内の出兵論もまた、俄然旺盛となつて來た。しかし米國は依然、出兵反對の態度を改めない。そこで帝國政府に於いては、愼重審議を重ねたる結果、英國政府の覺書に對し、左の回答を與ふることに決し、六月二十一日、珍田大使に之れを覺書として、英國外務大臣に手交すべき旨の電訓を發した。

帝國政府ハ西比利亞ニ於ケル形勢ノ須要ニ應シ執ルヘキ方策ニ付、出來得ル限リ自己ノ政策ヲ協同交戰與國諸政府ノ政策ト相調和セシメムコトヲ常ニ念トセリ。之ト同時ニ帝國政府ハ、西比利亞ニ於テ軍事行動ヲ執ル場合ニハ、之ニ對スル米國ノ精神上並物質上ノ支持ヲ得ルコトヲ特ニ重要視シ、此ノ旨ヲ再三言明セリ。而シテ米國ノ支持ヲ期待スル日本ノ立場ハ、曩ニ英佛伊三國政府ニ於テ、六月七日英國外務大臣ヨリ駐英帝國大使ニ手交セラレタル覺書所載ノ提議ヲ作成セルニ方リ、充分之ヲ諒得シ、之

ヲ考量ニ加ヘラレタルコトヲ了解ス。

然レトモ本問題ニ關シ、帝國政府ハ前キニ合衆國政府ニ對シ、去三月十九日附覺書ヲ以テ聲明シタル趣旨ニ顧ミ、前記三國政府及合衆國政府間ニ完全ナル協調ノ成立セサル以前ニ決意ヲ表明セムコト、徳義上當ニ留保スヘキ境遇ニ在ルヲ、三國政府ニ於テ諒察セラレムコトヲ請フト共ニ、此ノ日米兩國間往復ノ顛末ハ、當時三國政府ヘ内牒シタルヲ以テ、帝國政府誠意ノ存スル所ハ深ク洞見セラレンコトヲ望ム。

尙帝國政府ハ日英兩國間ノ同盟關係ニ鑑ミ、西比利亞ニ於ケル聯合干涉ヲ假定シテ、其ノ實施ヲ要スルモノト思考スル三條件ニ就キ、愼重考慮シタル結果ヲ以テ、腹藏ナク、特ニ英國政府ノ機密的參考ニ供セムト欲ス。

一、二ノ二點ニ付テハ、帝國政府ハ既ニ聲明シタル所アリ。主義トシテ更ニ異議ノ插ムヘキ所ナシ。

第三ノ條件、卽チ聯合遠征軍ガ出來ル限リ西方ニ進出スヘキコトヲ要請セル條件ニ關シテハ、帝國政府ハ深ク其ノ目的ニ同情ヲ有スルモノニシテ、最愼重ナル考慮ヲ加ヘタルモ東部西比利亞ノ範圍外ニ涉リ西方ニ進出スルコトハ、事實上至難ニシテ、到底之ヲ約スルコト能ハス。且帝國政府ハ西比利亞ニ於テ協同行動ヲ執ル場合ニハ、特ニ指揮權ノ統一ニ重キヲ措クモノナルコトヲ表明セント欲ス。而シテ帝國ノ地理上ノ地位、並帝國カ本件ノ爲使用ノ必要ヲ生スヘキ兵力ニ顧ミ、西比利亞ニ於ケル全聯合軍ノ最高指揮權ハ、日本ノ手ニ置カレムコトノ希望ヲ玆ニ表明スルハ、敢テ不當ニ非ラサルヘシト思考ス。

英、佛、伊の三國は、熱心に日本の西比利亞出兵を要望し來つた。しかし米國が動かざる以上、帝國としては、輕輕にその提議に應ずることができなかつたのである。そこで政府は右の覺書を英國外相に手交すると同時に、口頭を以て率直に、次の趣旨を說明するやう、珍田大使に訓令を發した。

帝國政府ハ、西比利亞干涉案ヲ考慮スルニ方リテハ、先ツ聯合諸國ト米國トノ間ニ完全ナル協調成立シテ、米國ノ本案ニ對スル腹藏ナキ快諾アルヲ必要トシ、既ニ三月十九日米國政府ヘノ通牒中ニモ、此趣旨ヲ宣言セリ。惟フニ米國政府カ未タ進ンテ本問

題ニ關スル其從來ノ態度ヲ變更スルノ意思ヲ表明セサルニ當リ、帝國政府ニ於テ、今日英國ノ提議ニ同意ヲ表シ、聯合列强一致シテ、米國政府ニ交渉ヲ開始スルノ形式ヲ執ルニ於テハ、恰モ聯合國カ一團トナリテ、强壓ヲ米國ニ加ヘムトスルモノナルカ如キ感觸ヲ與ヘ、事態妥當ナラサルノ嫌アリ。假令米國政府ニ於テ右提議ヲ應諾スルモノトスルモ、其任意的決定ニ基カサルニ於テハ、本件ノ十分ナル實績ヲ擧クルコトヲ期シ難カルヘク、殊ニ米國一部ノ人士中ニハ、帝國政府カ何等カノ私心ニ基キ、出兵ヲ希望スルヤニ疑フモノアルニ顧ミ、帝國政府ハ寧ロ此際、本問題ニ對スル意見ヲ決定スルコトナク、暫ク米國政府ノ任意的決定ニ待ツコト、大局ノ爲ニ得策ト思考シタル次第ナリ。

さうして前記對英囘答の次第は、駐在帝國大使をして、それ〲佛、伊兩國政府に通告せしむると共に、駐米大使をして米國政府にも内告せしめた。また伯は外務大臣として、駐日英、佛、伊各大使の來訪を求め、對英囘答覺書寫を手交し、なほ米國大使來訪の機に、右對英囘答の次第を内告する所があつた。

さて六月二十四日、珍田大使が、前記帝國政府の囘答に關する電訓を執行した所が、バルフォア外相は、「豫メ米國ノ同意ヲ求ムル點ハ、畢竟形式問題ニシテ、結局日本政府ノ處置ニ從フノ外ナカルヘシ」と述べた後、出兵地域に關する我が覺書中の文言を指摘して、次のやうな質問を發した。

> 右ニ依レハ、日本政府ハ此點ニ就テハ三國政府ノ企圖スル目的ニハ充分同情セラルルモ、實際東部西比利亞以西ヘノ出兵ハ至難ナリト云フニ在リ。卽チ本件ハ日本政府ニ取リテハ主義上ノ問題ニアラスシテ、畢竟實行難ノ問題ニ屬スト了解セラル。果シテ共通ナリヤ。

そこで珍田大使は、右覺書の文句以外、特に政府の見解については說明に接してゐないことを前言した後、同大使一己の私見として、次のやうに述べた。

日本國內有力者間ニハ、日本ノ參戰ハ日英同盟ノ義務履行ニ必要ノ範圍ニ於テスヘク、此ノ範圍ヲ逸出スルカ如キハ、是レ參戰ノ理由並ニ宣戰ノ詔勅ニ悖ルトノ議論アリ。地中海ヘノ艦隊派遣モ、此種ノ見地ノ下、當時議會ノ問題トナリタルコトモアリ。或ハ政府モ此點ニ顧慮シ居ルコトカト思考セラル。旁以テ本件ハ必スシモ實行難ノミノ問題ニアラサルヘキヤト存セラルト述ヘ、尙東部西比利亞以西ニ對スル日本ノ出兵不能ハ、主義上ノ理由ニ依ルモノト假定スルモ、之ヲ的確ニ明言スルコトハ、露國人ニ對スル後援タルノ意味ニ於ケル我出兵ノ價値ヲ減スルノ虞アルヲ以テ、旁覺書ニ在ル如キ文句ヲ用ヒタルモノナルヤモ計リ難シ。

するとバルフォア外相は、「自分ハ前述セル自分ノ了解ノ正シカラムコトヲ最モ熱心ニ希望スルモノナリ。何卒此意ヲ帝國政府ニ傳達セラレ度シ」と、念を押して依頼した。

そこで帝國政府は、この「東部西比利亞以西ヘノ出兵ヲ約スル能ハザルハ主義上ノ問題ナリヤ、將又實行難ノ問題ナリヤ」の點については、帝國政府の意見として、左の趣旨をバルフォア外相に說明して差支へなき旨を、六月三十日、珍田大使に訓電した。

帝國ノ東部西比利亞以西出兵ニ對シテハ、主義ノ問題トシテ國內ニ異論ヲ唱フルモノアルハ、貴官カ英國外務大臣ニ指摘セラレタル通ナルモ、帝國政府カ今回英國政府ヘノ回答中、右範圍外進出ヲ約スルコト能ハサルコトヲ明言セルハ、實行上ノ至難ニ基キタルモノニシテ、絕對的ノ意義ナリ。蓋シ東部西比利亞以西ヘノ出兵ハ、其行動ニ各般ノ重大ナル妨礙アルモノト豫想セラルルノミナラス、進出遠キニ亙ルニ從ヒ、用兵ノ機能ヲ發揮スルノ程度ハ漸次遞減シテ、結局所期ノ目的ヲ達スルコトヲ得サルモノト信ス。從テ右事實上至難ナル進軍ヲ聯合與國ニ約スルカ如キハ、帝國政府カ自國並聯合與國ニ對スル責任ヲ自覺スルニ於テ到底堪ヘ難キ所ナリ。

一方石井大使が、六月二十六日、米國國務卿に面會して、對英回答內告の訓令を執行した所が、國務卿は帝國政府

の好意ある態度に對して非常に感謝し、「西比利亞干渉問題ニ關シ眞面目ニ論議シ得ベキ者ハ日本及米國ノミナルニ日本ガ斯ク正當ナル態度ヲ變セザルハ滿足ニ堪ヘザル所ナリ」との旨を述べ、ついで石井大使の問に對し、「兵力干渉は動モスレバ歐露人ノ誤解ヲ招キ易ク、從テ獨逸ノ乘ズル所トナルノ虞アルガ故ニ、充分之ヲ愼重ニスルヲ要ス。尙又一方意外ニモ「チエツク・スロヴアツク」軍ガ興味アル發展ヲナシツツアルニ鑑ミ、此際輕擧ハ禁物ナリ」と思考すと答へた。

五、西比利亞出兵促進

かくして四圍の情勢は、帝國の西比利亞出兵を必至ならしむる日が、刻々と迫りつつあるを思はしむるものがあつた。問題はただ一つ米國の態度如何であつたが、若し米國にして英、佛、伊三國の提唱に應じて、日本の出兵に贊意を表せんか、日本もつひに最後の決意を堅めねばならなくなるであらう。然らば帝國外務大臣として、霞ケ關の主人公となつた伯は、これについて如何なる意見を抱いてゐたか。

伯は夙くから、外交調査會に於いて、相當强硬な出兵論を主張してゐた。その意見は、外務大臣となつても依然變らなかつた。さうして時局のかく切迫し來れるを見るや、長文の意見書を草して、その出兵論を組織的に論述し且つ促進を圖つた。それは三部より成り、その第一「西比利亞出兵ノ目的」は、六項に分ち、獨逸勢力の東漸を防ぐ自衞上の必要、帝國國際上の地位確立の必要、講和會議における發言權確保の必要、米國の西比利亞活動對抗の必要、帝國民心振興の必要、我對支政策上の必要の六方面に亙つて、西比利亞出兵の目的を詳述した。

一、帝國自衛ノ必要獨逸勢力東漸ノ危險

露國ノ情勢ヲ察スルニ、昨春以來獨逸ハ威壓ト陰謀ニ依リ歐露ヲ攪亂シ、過激派ノ跳梁ト相俟ツテ、露國ハ全ク四分五裂收拾スヘカラサル狀態ニ陷レリ。此ノ間ニ乘シテ、獨逸ハ鋭意其ノ勢權ノ扶植ニ餘力ヲ剩サス、殊ニ「ブレストリトウスク」ノ講和條約締結以來著々武力ト懷柔策ニ依リ、波儞的沿岸諸州ノ大部分、芬蘭、波蘭、「ウクライナ」、高加索地方ヲ、或ハ占領シ或ハ其保護下ニ獨立分離セシメ、今ヤ全然歐露ノ死命ヲ制シ、露國ヲ擧ケテ其ノ勢力下ニ籠蓋セムトスルノ觀アリ。斯クノ如クシテ歐露カ早晩獨逸化スルハ明白ナルノミナラス、進ンテ露領西比利亞ニ於テモ、亦獨逸勢力伸張シ、終ニ滿蒙地方亦之カ影響ヲ受クルニ至ルヘキハ、單ニ時日ノ問題ニ過キサルヘシ。蓋シ（一）西比利亞カ無限ノ富源ヲ藏スル廣漠未開ノ土地ニシテ獨逸カ垂涎措カサルノ地ナルニ鑑ミ、（二）此等ノ地方ニ於ケル過激派ノ勢力日ニ伸張シ、跋扈跳梁各地猶混沌紛糾ノ狀態ニ在ル實情ニ照シ、（三）過激派政府ト獨逸トノ關係極メテ密接ナルモノアルコトハ、近時歷々之ヲ證スヘキ事實ノ發覺ニ徴シ、殊ニ西比利亞ニ於ケル獨墺俘虜カ、獨逸參謀本部ノ直接間接ノ指導ノ下ニ、過激派ト相應シテ活躍セリト斷スヘキ證跡ノ現ハレツツアルニ於テ、最早疑ヲ挾ムノ餘地ナキニ至レリ。

今若シ帝國ニシテ斷然其意ヲ決シ、早ニ迨ンテ之ヲ防遏シ、帝國立脚ノ基礎ヲ固ムルノ途ヲ講セスムハ、終ニ西比利亞ニ於テ獨逸ノ勢力已ニ浸潤シ、東亞ノ形勢爲メニ一變、帝國ハ國防上政治上將タ經濟上、常ニ之カ威迫ヲ蒙ルノ危局ヲ馴致スヘキハ想像ニ難ラス。出兵ノ必要ハ實ニ此ノ東亞ノ危局ニ對スル防衛策タルニ存ス。

二、帝國ノ國際政局上ノ地位確立ノ必要

（一）日英米連衡ノ必要

國際政局ノ將來ハ容易ニ豫斷スルヲ許サスト雖、時局大體ノ趨勢ニ照シ、殊ニ帝國カ英米兩大海軍國ノ間ニ介在スル關係上、帝國外交ノ基礎ハ、戰後猶之ヲ日英同盟ニ置キ、日米協商ヲ以テ之ヲ補フノ方針ヲ採ルコト、帝國百年ノ長計タルヘク、若此根本義ニシテ過タストセハ、帝國ハ其ノ覺悟ヲ以テ、今ヨリ益々日英米連衡ノ基礎ヲ強固ナラシムルノ手段ヲ講スルヲ要

ス。而シテ近時ノ如ク、彼等ニ對スル我態度ノ常ニ曖昧模糊ヲ極メ、兎角不徹底勝ナルハ、或ハ一時ノ偸安姑息ヲ求ムル爲メニハ可ナランモ、決シテ國際ノ信義ヲ維キ、世界ノ大勢ニ善處スル國家萬全ノ長策ト言フヘカラス。就テハ此際斷乎トシテ其態度ヲ決定シ、速ニ我國防上許ス限リニ於テ、極力與國ト唱同シ、對獨抗爭ニ努力スルコト最モ急務ナリト信ス。然ラスンハ戰後ノ國際政局ニ於テ、帝國ハ終ニ孤立スルノ不幸ヲ見ルニ至ラン。

(二)帝國ノ對獨抗爭努力表明ノ必要

然ルニ近時帝國ハ對獨大戰ニ參加シツヽ、兎角熱心ナル努力ヲ爲サス、却テ列强大戰ニ熱中スルノ間ニ乘シテ、私カニ勢力ノ保全私利ノ經營ニ汲々タリトノ感念、歐米人ノ間ニ傳播シ、帝國ノ眞意ヲ疑フモノ鮮カラス。此ノ感念ヲ一掃シ、此ノ疑雲ヲ排除スル爲ニモ、亦西比利亞出兵ヲ斷行シ、帝國ノ自衛ト同時ニ、飽ク迄帝國カ聯合諸國ト共ニ正義ノ爲奮鬪スルノ實ヲ示スノ要アリ。

三、講和會議ニ於テ發言權確保ノ必要

(一)一般講和問題ニ對スル發言權

上述ノ如キ帝國ノ態度ヲ以テ、此ノ儘歐洲ノ戰局ヲ結ヘル曉、講和會議ニ臨マハ、帝國ノ發言果シテ幾何ノ重キヲ爲スヘキ乎。若夫レ歐洲西部戰場ニ於テ、聯合軍側ノ大破綻ヲ看ルカ如キ事態ニ立至ラムカ、更ニ此ノ點ニ付憂慮スヘキモノナカルヘキ乎。此ノ見地ヨリスルモ、恰モ講和ノ氣運漸ク動カムトスル秋ニ當リ、進ンテ積極ノ行動ニ出テ、我發言權ノ基礎ヲ擴充シ置クノ要アリ。此ノ必要ハ獨リ聯合諸國終ニ勝ヲ制スル場合ニ於テ然ルノミナラス、獨逸カ終局ノ勝ヲ占ムル場合ニ於テモ亦同樣ナリ。

(二)露國處分問題ニ對スル發言權

殊ニ露國處分問題カ講和會議ニ於ケル一ノ重要議題タルヘキハ明白ナル處、同國ノ處分如何ハ帝國及東亞全局ノ將來ニ重大ナル關係アルヲ以テ、帝國ハ之ニ對シ豫メ有力ナル發言權ノ基礎ヲ確保シ置クノ要アリ。例ヘハ同國ノ領土保全其ノ他東亞

ノ安固ニ必要ナル條件ヲ主張セサルヘカラサル場合ニ當リ、同國領土上ニ直接且堅實ニ立脚スル所ナクシテ、徒ラニ口舌ヲ以テ力爭スルモ、其ノ效果甚タ薄弱ナルヘシ。苟モ權威アル發言權ヲ把持セムト欲セハ、其ノ基礎ヲ直接露國ノ領土上ノ立脚ニ求メ、其ノ發言ヲ有力ナラシムルノ必要ナルハ論ヲ俟タサルヘシ。

四、米國ノ西比利亞活動對抗策

米國政府當路者ハ、露領亞細亞ニ於ケル帝國勢力ノ伸展ヲ阻止スルノ意嚮ナキヲ言明シ、同國自ラ西比利亞地方ニ何等ノ野心ナキヲ示セリト雖、米國カ將來其ノ巨大ノ資本ヲ擁シテ、支那ニ於ケルト同シク、經濟上東方露領亞細亞ニ相當活動スヘキハ蓋シ大勢ノ免カルヘカラサル所ナルノミナラス、米國カ現ニ西比利亞ニ於ケル努力ト相俟ツテ、露國ヨリ進ンテ之ト經濟的接近ヲ企圖セントシツヽアル事實ニ顧ミ、他日我邦人カ米國ト提挈スルカ、將又之ニ拮抗スルカ、其ノ孰レノ方針ニ出ツルニセヨ、同方面ニ帝國ハ先ツ現實ニ有力ナル地歩ヲ占ムルヲ要ス。而シテ今日ノ形勢ハ卽チ此ノ目的ニ向ツテ施策スヘキ絶好ノ機會ヲ提供スルモノナリ。

五、帝國民心振興ノ必要

近時我邦人心ノ弛廢ニ至リテハ誠ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ。現ニ精神上並物質上最痛切深刻ナル鍛錬ヲ經ツヽアル歐米列强ノ諸國民ト、戰後激甚ナルヘキ國際競爭場裡ニ相見ユルノ日アルヲ想ハハ、講和ニ先チ、我邦民心ノ振興ヲ圖ルノ要アルヲ覺ユ。此ノ意味ニ於テモ、帝國ノ西比利亞出兵ヲ斷行シ、人心ヲ緊張セシムルノ要アルヘシ。

六、我對支政策上ノ必要

(一)「獨逸ノ支那攪亂根據ノ除去」

我隣邦支那ノ興廢如何ハ、國防上及經濟上帝國ノ死活ニ關スル重大問題ニシテ、帝國カ確乎不拔ノ勢力ヲ支那ニ扶植シ、之ヲ指導誘掖シテ、東亞永遠ノ平和ヲ確保セサルヘカラサルハ、帝國對支政策ノ根本基礎ナリ。

然ルニ獨逸勢力東漸シテ西比利亞ニ延ヒ、終ニ滿蒙ニ浸潤スルコトアランカ、帝國ノ此ノ對支根本方針ノ基礎ヲ攪亂スルニ

至ルヤ必セリ。惟フニ獨逸ノ支那ニ對スル雄圖ハ、一青島ノ陷落ニヨリテ消滅セス。戰後必スヤ新進氣鋭ノ勢ヲ以テ之ニ臨ムノ意アリ。故ニ一度西比利亞ヲ其ノ手ニ收メムカ、獨逸ハ露國ヲ通シテ北方ヨリ支那ニ迫リ、直ニ帝國ノ勢力ニ拮抗シ、支那ヲ威脅スヘキナリ。此ノ故ニ、今ニ於テ帝國カ進ンテ西比利亞ニ於ケル獨逸勢力驅逐策ヲ決行スルハ、他日獨逸カ支那ヲ攪亂威迫セムトスルノ根據ヲ除去スル所以ニシテ、我對支政策上緊急ヲ要スル方策ナリ。

(二)「戰後支那ニ於ケル列强競爭ニ對スル準備並日支提携實現ノ必要」

大戰終熄前堅實ナル日支ノ政治的軍事的經濟的提携ノ基礎ヲ形成シ、以テ戰後歐米列强ノ支那ニ對スル殺到競爭ニ備ヘ、進ンテ之ヲ基礎トシテ、多年ノ對支懸案ヲ解決シ、益兩國ノ緊密ナル關係ヲ確保スルノ要アルハ論ナシ。然ルニ此ノ日支提携ヲ實現スルニ際シ、却テ歐米列强ヲシテ其極東ヲ顧ミルノ暇ナキニ乘シ、帝國獨リ自己ノ利益ノ爲ニ之ヲ行フモノナリト猜疑セシムルハ啻ニ其ノ成效ヲ期シ難キノミナラス、或ハ却テ禍因ヲ貽スノ虞ナシトセス。此ノ故ニ斯ル疑念ヲ避クル爲、宜シク之ヲ世界變局ノ骨子ニ聯結シ、現ニ聯合與國ノ奮鬪支持セル對獨抗爭ノ一部トシテ之ヲ行ハサルヘカラス。曩ニ對獨日支協同自衞ノ盟約成立セシハ、全ク此ノ趣旨ニ外ナラス。然ルニ此ノ趣旨ヲ貫徹スル爲、積極ノ事實ヲ以テ之ヲ世界ニ公示シ、其ノ獨逸對抗ノ根本義ニ出ツル所以ノ實ヲ明ニセサルヘカラス。唯之ヲ口ニスルニ止メハ、獨リ歐米列强ノミナラス、支那自身ヲシテ亦帝國ノ眞意ヲ疑ハシムルニ至ラム。此ノ故ニ多少ノ犠牲ト代價ヲ拂フノ覺悟ヲ以テ、對獨防衞ヲ實行セサルヘカラス。特ニ今日西比利亞出兵ノ急務タル所以ノ一亦玆ニ存ス。

次に第二部の「西比利亞出兵反對論ニ對スル辨妄」は、第一に出兵尙早論を駁し、第二に出兵が獨露聯契を促進すとの説を反擊し、第三に日獨接近の機會を逸すとの論に反對し、最後に日獨大戰を促し國力を疲弊せしむるとの論を説破して次のごとく説いた。

一、出兵尙早論ニ對スル辨妄

獨逸勢力ノ西比利亞ニ浸潤セルノ實形未タ顯ハレス、帝國又ハ東亞ニ直接危害ヲ及ホスノ事實尙未顯著ナラサルニ當リ、濫リニ自衛ノ名ノ下ニ輕々シク出師ヲ爲スカ如キ、躁急ノ失計ナリトノ論アリト雖、

(一)獨逸ハ陰ニ其勢力浸潤ニ努力スルモ、今遽ニ極東方面ニ兵力ヲ以テ露骨ナル活動ヲ試ミ、以テ帝國ノ蹶起ヲ誘致スルカ如キハ巧慧ナル獨逸ノ容易ニ之ヲ敢テセサル所ナルヘシ。然リト雖若帝國カ萬一此ノ如キ觀測ヲ基礎トシ、其危害ノ目睫ニ迫ラサルヲ理由トシ、偸安姑息何等爲ス所ナクシテ止マハ、他日必ス東亞ニ對スル獨逸ノ野望遂行ノ基礎既ニ成リテ、極東ノ危機確在スル形勢トナルニ迨ンテ、急速之カ對應策ヲ講セムトスルモ、時機已ニ遲ク、獨逸東漸ノ勢ハ終ニ之ヲ阻止スルノ途ナカルヘシ。故ニ恰モ獨逸カ極東ニ於テ其ノ活躍ヲ許ササル重大事由ノ存スル今日ヲ以テ、其勢力ノ樹立ヲ阻止シ置クニハ、蓋シ今日ヲ以テ絕好ノ機會ナリト信ス。

(二)殊ニ獨逸カ西方戰場ニ於テ其全力ヲ盡シ奮鬪シツツ、尙且歐露ニ於テ露國領土ノ蠶蝕ト自國勢力ノ扶植ニ銳意努力シ、著著其ノ功果ヲ收メツツアル實狀ニ鑑ミ、彼等ノ西比利亞浸潤モ、亦陰密ノ間ニ著々步武ヲ進メツツアルノ證跡歷然タルモノニ想到セサルヘカラス。果シテ然ラハ此危局ニ對スル帝國自衛策ノ斷行ヲ尙早ナリトスルハ、國際ノ活機活躍ヲ自覺セサルノ迂論タルヲ免サルノ形勢トナレリ。

(三)聯合與國殊ニ英佛伊國ハ、近時西部戰線ニ於ケル其ノ頽勢ヲ憂慮シ、之カ牽制策トシテ、帝國軍ヲ主力トスル聯合軍ノ歐露ニ近ク遠征セムコトヲ希望シ、直接獨逸軍ヲ東方ヨリ牽制セムコトヲ要請セムトシ、既ニ協議ヲ重ネ、再ヒ正式ニ帝國ノ出兵ヲ懇請シ來レリ。然ルニ帝國ハ曩ニ聯合與國ノ出兵懇請ニ對シ、米國ノ同意ト共ニ聯合諸國協調ノ上本問題提議アルニ於テハ、誠意之ヲ考量スヘキコトヲ聲明セル關係上、愈々英佛伊カ米國ヲ說得シ、四國ノ協同提議アルニ於テハ、終ニ之ヲ拒絕シ難キ事情アリ。或ハ終ニ大兵ヲ動カシテ、遠ク歐露ニ迄モ兵ヲ進メサルヘカラサルノ破目ニ陷ルノ恐ナシトセス。故ニ如此機會ノ現出スルニ先ンシテ、我ヨリ進ンテ機先ヲ制スルノ策ヲ立テ、今回計畫ノ自治團體援助ト云フカ如ク、我ニ取リ利便ナル形式ノ下ニ、我自衛上必要ナル東部西比利亞ノ地點迄出兵シテ、聯合諸國ノ要請ヲ緩和シ、以テ帝國ノ出兵ヲ東

部西比利亞地方ニ局限スヘシ。是レ寧ロ帝國ノ發意ニ基キテモ、西比利亞出兵ノ特ニ急ヲ要スル所以ノ一ナリ。

二、帝國ノ出兵ハ獨露聯契ヲ促進スルモノナリトノ論

帝國ノ出兵ハ露國民殊ニ過激派ヲ激昂セシメ、彼等ヲ驅ツテ獨逸ニ走ラシムルモノニシテ、却テ獨露聯合シテ、帝國ニ對抗スルノ危勢ヲ促進スルモノナリトノ論アリト雖、

(一)獨逸カ一面既ニ歐露ノ重要地點ヲ占領シテ、歐露ノ主要部ヲ籠蓋シ、今ヤ全ク威壓ヲ以テ、殆ト全露ノ死命ヲ制スルノ勢アルト同時ニ、他面歐露ノ中心各地ニ於テ、廣ク其ノ陰謀、煽動、諜報ノ機關ヲ設置シ、過激派ヲ懷柔シ之ヲ頤使スルノ狀勢トナレル今日、露國過激派政府カ全ク獨逸政府藥籠中ノモノニシテ、其傀儡タルニ過キサル兩者ノ關係次第ニ暴露セルニ徵シ、(最近露獨關係調書參照)帝國ノ出兵如何ニ拘ハラス、過激派カ終ニ獨逸ニ走リ、自國ヲ全然獨逸化スルニ放任スルニ至ルハ自然ノ趨勢ニシテ、過激派ヲ鼓吹シテ對獨抗爭ヲ再始セシメントセシ英米ノ努力カ失敗ニ終リシハ、之ヲ證シテ餘アリ。帝國ノ出兵ハ或ハ此趨勢實現ノ機ヲ幾分早ムルコトハ或ハ之アラムモ、之カ爲メニ特ニ露國ヲ驅ツテ獨逸ニ走ラシムル者ト爲スヘカラス。過激派ノ獨逸ニ走ルコトハ已定ノ勢ナリ。帝國ノ出兵ト多大ノ交渉ナシ。況ンヤ露國ニハ聯合國ノ出兵ヲ窃ニ翹望スルノ多數穩健分子アルノミナラス、背信暴戾ノ爲ニ民心日ニ離レントスル過激派ノ向背ノ如キハ、帝國出兵ノ大計ヲ定ムルニ當リ、多ク考量ヲ勞スルノ價値ナシ。

(二)之ニ反シ露國ノ所謂穩健分子ナルモノハ、聯合諸國カ一般露國民ニ對シテ何等直接效果アル實力的援助ヲ與ヘ得サル爲、終ニ不本意ナカラ獨逸ノ威壓ニ屈從シ、茲ニ益々露國ヲ擧ケテ獨逸化セシムルノ趨勢ヲ現出セントスル狀況ナルカ故ニ、帝國カ聯合與國ト共ニ、假リニ西比利亞ニ於ケル露國民ノ一部分ニ對シテダニ實力的援助ヲ與ヘ、之ヲ擁護シテ獨逸ノ威壓攪亂ヨリ獨立セシムルヲ得ハ、穩健ナル露國民ニ奮發興起ノ機會ヲ與ヘ、獨逸勢力ノ羈絆ヲ脫離スルノ勢ヲ助成スルヲ得ン。此斷一日ノ猶豫セハ一日以上ノ禍機ヲ增加スルノ虞アルコトヲ知ラサルヘカラス。何レニセヨ國家組織解體シ、國民全ク事大主義ニ傾ケル露國民ニ對シテハ、實力ヲ示シテ之ヲ激勵援助セスンハ其ノ效ナカラム。

三、日獨接近ノ機會ヲ逸ストノ論

戰局ノ前途未タ明ナラス、從テ戰後世界ノ變局、殊ニ列國連衡合縱ノ關係如何ニ成リ行クヘキヤ、今俄ニ豫斷ヲ許サヽル今日輕忽ニ出兵ヲ斷行シ、帝國ノ態度ヲ鮮明ニスルニ至ラハ、他日或ハ獨逸ト提攜スルノ必要アル場合ニ處スルノ立場ヲ累スルモノニシテ、出兵ハ帝國將來ノ爲得策ニ非ストノ論アリ。乍去、

(一) 帝國既ニ對獨戰爭ニ參加シ、聯合諸國ト協同ノ義ヲ宣明シナカラ、味方聯合軍最悲境ニ陷リ、世界政局ノ變動ヲ胚胎セル此ノ重大時機ニ際シ、依然拱手傍觀ノ態度ニ出テ、首鼠兩端ヲ持スルカ如キハ、信ヲ與國ニ失シ、自然戰後孤立ノ地位ニ陷ルナキヲ保セス。帝國トシテハ此ノ際切實ニ其ノ威力ヲ發揮シ、盟邦與國ノ急ニ赴ク所以ノ實ヲ擧ケ、益〻聯盟ノ誼ヲ敦ウシ、戰後列國合縱連衡ノ間ニ立チ、克ク確實ナル地歩ヲ占ムルノ根基ヲ、今日ニ於テ確保シ置カサルヘカラサルナリ。

(二) 飜テ獨逸從來ノ對外政策ヲ案スルニ、譎詐百端到底盟邦トシテ信ヲ措クニ足ラサル國ナリ。殊ニ其ノ帝國ニ對スル態度ヲ通觀スルニ、曾テ黃禍論ヲ唱ヘテ我邦ヲ迫害セントシタル外、日清日露ノ大役ニ際シ、其ノ陰險ナル政策ヲ遂行シ、百方帝國ノ進展ヲ妨止スルニ努メ、爾來或ハ我款心ヲ收メントスル色ヲ示シ、或ハ帝國ト與國トノ離間ニ詭謀ヲ弄シテ憚ラサルモノアリ。到底誠意ヲ披瀝シテ相結フヘキ國民ニ非サルヲ知ル。

(三) 若シ夫レ日獨兩國ノ利害關係ヲ考察スルニ、獨逸カ世界ノ大市場タル支那ニ對スル野心ト畫策トハ、決シテ燼滅セルモノト做スヘカラス。虎視眈々唯陰忍以テ其ノ機ノ到ルヲ俟ツアルノミ。今後新進氣鋭ノ勢ヲ以テ再ヒ東亞ニ臨ミ、經濟上政治上帝國ト拮抗スヘキハ明ナリ。從テ獨逸カ帝國將來ノ發展ニ一大障碍ヲ爲スモノタルハ昨モ今モ異ルナシ。若シ其勢力西比利亞ヲ席捲シ滿蒙ニ殺到セハ、將來最モ恐ルヘキ帝國ノ競爭者ハ獨逸ニシテ、其ノ利害終ニ一致スルヲ許サヽルモノアリ。獨逸ト聯盟スルノ危險且有害ナル所以玆ニ存ス。

(四) 假リニ一歩ヲ讓リ、戰後國際政局ノ推移如何ニ依リ、或ハ終ニ獨逸ト握手スルヲ以テ我ニ有利ナリト認ムヘキ狀況ニ立至ルコトアリトセハ、益以テ獨逸ニ對シテ今日鞏固ナル地歩ヲ占メ置クノ要アリ。若然ラスシテ後日獨逸ト提攜セサルヲ得サ

ル事態ニ至ラムカ、其關係ハ從屬的トナリ、土耳古勃牙利乃至澳太利ノ轍ヲ踏ムノ運命ニ陷ルノ時ナルコトヲ覺悟セサルヘカラサルナリ。

四、出兵ハ日獨ノ大戰ヲ促シ國力ヲ疲弊セシムヘシトノ論

現時ノ戰局ヨリ察スルニ、若シ獨逸ニシテ西部戰線ニ決定的全勝ヲ博シタル後、其兵ヲ東方ニ進メ、西比利亞ニ於テ帝國軍ト爭フノ擧ニ出ツルコトナキヲ保セス。果シテ然ラハ我ハ國力擧ケテ遠ク西比利亞ノ地ニ獨逸及露國ノ大軍ト戰ハサルヲ得ス。事此ニ至テハ、我ハ國力ニ於テ兵力ニ於テ將又資力ニ於テ、到底之ニ堪フル能ハス。結局帝國ハ國力ヲ疲弊セシメ、再ヒ強國ノ班ニ列スルヲ得サルニ至ラン。寧ロ此ノ際ハ愼重ノ態度ヲ持シ、徐ロニ充實セル兵力資力ヲ擁シ、滿ヲ持シテ放タス、以テ戰後ノ世界政局ニ處スルニ若カストノ論アリ。

(一)是レ帝國カ對獨宣戰ノ事實ヲ忘レ、早晩日獨ノ抗爭ハ免レサルモノナルコトヲ閑却セルノ論ナリ。果シテ獨逸カ西部戰線ニ全勝ヲ博セムカ、帝國ノ出兵如何ニ拘ラス、直ニ其鋭鋒ヲ東方ニ轉シ來リ、最モ露骨ニ西比利亞經營ニ著手シ、必要ノ場合ニ兵力ヲ以テ臨ムノ覺悟アルヘキハ、智者ヲ待タスシテ明ナリ。若シ帝國ニシテ獨逸ノ極東進出ヲ默視セムトスルニ於テハイサ知ラス、苟モ東亞ニ於ケル帝國ノ地位ヲ必死以テ確保セムトセハ、此ノ獨逸威力ト對抗スルノ決心ナカルヘカラス。將又日獨宣戰セル上ハ、早晩獨逸勢力ノ東方殺到ヲ打算セスムハアルヘカラス。此ノ故ニ獨逸カ終ニ全力ヲ擧ケテ東方ニ殺到スルノ日ヲ俟タス、其ノ極東ニ於ケル活躍ヲ許ササル重大事由ノ存スル今日ニ於テ、機先ヲ制シテ之ニ備フルノ途ヲ講セサルヘカラサルナリ。

(二)今日ノ出兵ハ爲ニ兵力ト資力ノ消費ヲ免レスト雖、敵ノ羽翼已ニ成リ、形勝ノ地歩ヲ占メ、現實ニ東亞ノ危機切迫スルノ日ニ至リ、俄カニ兵ヲ動カシテ防衛ノ手段ニ出テムカ、時機已ニ逸シ、四圍ノ形勢ハ全然我ニ不利ナルヘキカ故ニ、其國力ヲ疲弊セシムルコト、今日ニ於テスルヨリモ一層大ナルモノアルヘシ。

(三)況ンヤ獨逸カ其ノ四周ノ列強トノ關係、及西比利亞遠征軍ノ輸送ノ困難ナル狀況ニ照シテ、論者ノ主張スルカ如キ大軍ヲ

東方ニ動カスカ如キコト萬之ナカルヘク、又カカル危險ナル策ニ出テサルヘク、僅ニ一部ノ兵ヲ動カシ、露國過激派ヲ煽シテ我ニ抗セシムルニ止マルヘシト推測スヘキ理由アルニ於テヲヤ。

(四)若シ夫レ之ト關聯シテ、假ニ獨逸カ大軍ヲ以テ殺到スルカ如キコトナシトスルモ、歐洲戰局久シキニ亙リ決セサル場合、我軍ヲ西比利亞ニ駐屯セシメ、軍資ヲ徒費スルカ如キハ愚策ナリトノ論ニ至リテハ、既ニ西比利亞出兵カ東亞ノ危局ヲ豫防シ、世界ノ變局ニ處シテ帝國ノ地歩ヲ確保シ、東洋永遠ノ和平ヲ維持セントスル國家百年ノ大策ニ資セントスルモノナルコトヲ忘レ、戰局ノ餘惠ニヨリ蓄積セル資力ノ一部分ノ減損ヲ恐レテ、趑趄逡巡一日ノ安ヲ偸マムトスル短見者流ノ論ニシテ、此世界ノ變局ニ處シ、帝國百年ノ運命ヲ開拓シ、國家ノ興隆ヲ計ル所以ヲ解セサルモノナリ。

最後に第三部の「西比利亞獨立援助ノ形式ニ依ル出兵ノ現下ノ最良策タル所以」は、この際の西比利亞出兵が、出兵論の目的を大部分貫徹しうると共に、露國民の反感を一掃し、出兵に伴ふ危險を豫防し、聯合國の要望を緩和する所以なるを說いて、次の如く記してゐる。

西比利亞ニ於ケル露國人ヲ糾合シテ、純然タル自治又ハ獨立ノ政治團體ヲ組織セシムル爲、帝國ニ於テ兵力其ノ他必要ナル援助ヲ與ヘ、西比利亞ヲ以テ獨逸勢力ニ對抗スル一團體ト爲スノ案ハ(一)出兵論ノ目的ノ大部ヲ達シ(二)露國民ニ對シテモ其ノ反感ヲ招カス(三)出兵反對論者ノ憂慮スル危虞ヲ除去シ(四)聯合諸國ノ要望ニモ副フ所以ナリ。今其理由ヲ略述スヘシ。

一、出兵論ノ目的大部貫徹

(一)帝國軍ノ兵力的援助ヲ以テ、西比利亞ニ於ケル露國民ノ反獨分子ヲ糾合シ、獨逸ノ傀儡ト推斷スヘキ理由アル過激派政府ト全然獨立セル鞏固ナル政治團體ヲ組織セシメハ、獨逸勢力ノ西比利亞浸潤ヲ防遏シ、爲ニ東亞將來ノ危局ヲ防衞スルヲ得ヘシ。即チ帝國自衞ノ必要ヲ充タス所以ナリ。

(二)反獨露國民援護ノ形式ニ於テ、西比利亞ニ出兵スルハ、即西比利亞ニ於ケル帝國ノ武力的活動ニ依リ、遙ニ聯合軍ニ勢援

シ、帝國カ聯合諸國ト共ニ、其ノ可能ノ範圍内ニ於テ對獨抗爭ニ努力スル所以ノ實ヲ示スモノニシテ、帝國カ獨逸ニ對スル協同大戰ニ奮勵スルコトヲ表明シ、歐米人ノ帝國從來ノ態度ニ關スル疑念ヲ一掃シ、日英米連衡ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル所以ナリ。

(三)此ノ如ク帝國ノ武力ヲ以テ積極的行動ヲ西比利亞ニ執リ、獨逸勢力東漸防遏ノ實蹟ヲ擧クルヲ得ハ、講和會議ニ於ケル我發言權ノ基礎ヲ擴充スルニ足ラム。殊ニ之ニ依リテ露國領土上ニ直接且現實ニ帝國ノ實力ヲ確立スルヲ得ルカ故ニ、露國領土處分問題ニ就テ、獨逸ニ對シ、又聯合與國ニ對シテ權威アル發言權ヲ把持スルヲ得ヘシ。

(四)西比利亞獨立團體ヲ擁護シテ、同地露國民及新政府ト帝國トノ親善密接ノ關係ヲ確實ニシ、各要地ニ帝國軍ヲ配備シ、且鐵道管理其他ノ民政ニ干與セル西比利亞ノ實權ヲ我手ニ收ムルヲ得ヘク、獨逸ノ經濟的軍事的陰謀ヲ一掃シ得ルノミナラス米國ノ經濟的活動ニ對抗シテ、帝國ノ經濟的勢力扶植ヲ容易ナラシムルヲ得ヘシ。殊ニ帝國民カ其ノ資力智識及性格ニ徵シ到底歐米人ト同一條件下ニ經濟的勢力扶植ノ競爭ニ堪ヘサルコトニ想到セハ、米國ノ西比利亞活動對抗策ハ、我ノ長所タル武力ノ活動ニヨリ、我國民ノ短所ヲ補ヒ、以テ競爭ニ打勝タシメサルヘカラサルヲ知ルヘシ。

(五)西比利亞獨立援護ハ、既ニ明白ナル獨逸東漸防遏ノ一實行タルヲ以テ、日支協同防衞ノ目的ヲ達シ、兩國協戮ノ實現ヲ促スモノタルカ故ニ、我對支政策ノ進展及懸案解決ニ資スル所大ナルヘシ。

(六)直接獨逸ト交戰スルニ非サルニセヨ、兵ヲ西比利亞ニ動カシ、大ナル責任ヲ負フ以上、其ノ人心緊張振興ニ利スル所亦鮮カラサルヘシ。

二、露國民ノ反感一掃

帝國出兵ニ伴フ第一ノ憂虞ハ、之カ爲ニ露國民ノ反感ヲ挑發シ、之ヲ驅テ獨逸ニ走ラシムヘシトノ對露關係ニ存ス。然ルニ此ノ策ヲ執ラハ、帝國ノ出兵カ全ク西比利亞露國民ノ獨立援護ノ爲ニシテ、何等領土侵略露國民壓迫ノ目的ヲ有セサルコト、何人モ容易ニ感知スヘキヲ以テ、露國民ノ帝國ニ對スル疑念ヲ一掃シ、其ノ反感ヲ招ク虞ヲ除去スルヲ得ヘシ。唯其ノ

結果カ反獨政治團體ノ糾合擁立トナルヲ以テ、一面親獨傾向ヲ有スル露國民、殊ニ過激派政府ニ於テハ反感ヲ惹起スヘキモ、憂フルニ足ラサルハ前述ノ如シ。（西比利亞出兵反對論ノ辨妄二、ノ（二）參照）他面却テ獨逸ノ威壓ニ屈從セムトスル露國民ノ健全分子ヲ激勵反省セシムルノ效アリ。寧ロ露國民多數ノ歡迎スル所ナルヘシト信ス。而シテ之レ軈テ米國政府ノ懸念タル露國民衆ニ抗爭スルノ惧ヲ除却シ得ル所以ナリ。

三、帝國出兵ニ伴フ危險ノ豫防

帝國出兵ニ伴フ第二ノ憂慮ハ、聯合軍ノ要請ニ餘儀ナクセラレ、軍ヲ遠ク歐露近クニ進メサルヲ得サルニ至リ、勢ヒ大軍ヲ動カスノ要アリ、兵力資力ノ消耗亘大ナルニ至ルベシト云フニ在リ。且終ニ獨逸ノ大軍及其ノ合セル露國軍ト對抗スルニ至ルヘキヲ以テ、國運ヲ賭セサルヘカラサルノ危險ト、少クトモ國力ノ大ナル疲弊ヲ來スヘシト云フニ存ス。然ルニ帝國ノ出兵ヲ西比利亞獨立援護ノ目的範圍ニ止メハ、數個師團ノ兵力ヲ以テ足リ、且遠ク歐露ニ進軍スルノ要請ヲ躰善ク拒斥スルヲ得ヘク、大軍遠征ノ危險ヲ輕減スルヲ得ベシ。況ンヤ帝國軍ハ獨立露國政府ノ後援者トシテ後ニ控ヘ、西方進出又ハ西部西比利亞糾合ノ爲ニハ、露國獨立軍ヲ利用スルヲ得ヘキニ於テヲヤ。本案カ純然タル西比利亞出兵ニ比シ安全且有利ナル所以ハ、實ニ此ノ帝國軍活動範圍ノ限定、及兵力資力ノ限定ニヨリ、國力疲弊及懸軍遠征ノ危險ヲ豫防シ得ル點ニ在リ。

四、聯合諸國ノ要望緩和

最近六月三日英佛伊三國代表ハ、「ヴエルサイユ」會議ニ於テ、再ヒ帝國軍ノ西比利亞出動ヲ希望スルコトヲ決議シ、之カ内協議ヲ在英帝國大使ニ開始シ、覺書ヲ提出セルカ、曩ニ帝國政府ハ聯合諸國ノ協議ニ基キ、英國ノ帝國軍出動ニ付帝國政府ト意見ノ交換ヲ爲シ、米國モ亦其ノ意見ヲ披瀝セルニ際シ、帝國政府ハ聯合諸國ノ完全ナル協調ノ下ニ、帝國軍西比利亞出兵ノ提議アルニ於テハ、誠意之ヲ考量スルニ躊躇セサルベキ旨言明セル行懸上、此ノ際聯合與國ノ此ノ内協議ヲ拒絶シ得サルモノアリ。愈〻米國ノ同意アルニ於テハ、終ニ帝國軍ノ出兵ヲ斷行セサルベカラサルナルベシ。然ルニ這回ノ提案ハ、出兵ノ目的範圍ヲ擴充シ、出兵ノ條件トシテ、

(一)露國ノ領土保全尊重ノ約
(二)露國内政ニ關シ孰レノ黨派ニモ與ミセサルコトノ聲明
(三)敵ヲシテ西部戰線全力集中ノ策ヲ齟サシムル爲與國派遣軍隊ヲ出來得ル丈ケ西方ニ進出セシムルコト

ノ三ヲ掲ケ、帝國ノ賛同ヲ求メ來レリ。

然ルニ前述ノ如ク（前項三、帝國出兵ニ伴フ危險ノ豫防參照）帝國軍ノ西比利亞出兵ニ伴フ危險ハ、前記條件ノ(三)即チ帝國軍ノ歐露ニ近ク遠征ヲ餘儀ナクセラルルコトニ存ス。去リトテ無碍ニ敵軍牽制聯合軍ノ危急救助ヲ目的トスル此ノ條件ヲ拒斥シ得サル情誼アリ。故ニ軍略上ノ見地ヨリ、帝國軍ノ一定地域以上ニ進出スルノ不可能ナル所以ヲ辨スルト共ニ、獨逸勢力東漸敵軍ノ物資利用ヲ防遏シ、聯合諸國ノ利益ヲ擁護スルト同時ニ、露國民中ノ反獨分子ヲ糾合援護シ、獨逸ニ對抗スル勢力ヲ露國内ニ樹立シ、勢ヒ獨逸ノ兵力ヲ牽制スルニ足ルノ策トシテ、西比利亞獨立援護ノ意味ニ於ケル帝國ノ出兵ヲ提議シ、聯合國ノ此ノ要望ヲ緩和スルコト、最安全且機宜ニ適スルモノト思考ス。

且西比利亞獨立援護ノ爲ノ出兵干渉ハ、前記條件（一）ノ露國領土保全ノ趣旨ニ適シ、又政黨政派ニ關係ナク、露國ヲ獨逸ノ蠶蝕ヨリ防護セムトスル國民ヲ糾合援助スルモノナルカ故ニ、國内黨爭ニ干渉スルモノニ非ス。從テ前記條件（二）ノ趣旨ニ背反スルモノニモ非ス。果シテ然ラハ本案ニ基ク出兵ハ、大躰聯合與國ノ目的ニ副ヒ、其ノ危險ナル要望ヲ緩和シ得ル安全ノ策ナリト云フベシ。

六、夫れ兵は勢なり

當時外相としての伯と、在京外國使臣との會談は、悉く通譯をもつて行はれ、その會見記は後に記録されてゐた。

次に掲げるのは、次掲伊東の手翰中にある、伯と英大使グリーンとの會見記である。

伯は外國人との會談中、突如として古典の成句を引用する癖があつたが、この英大使との會見中にも「夫レ兵ハ勢ナリ」と喝破して、通譯してゐた永井松三を窘窮せしめたのは、後に外務省の食堂での笑話となつた。

會見錄に據れば七月一日の會談の要領は次の通りであつた。

午後四時半、外務大臣に面會の爲、英國大使グリーンが訪問し來り、「本國政府ヨリノ來電ニヨリ、日本政府最近ノ回答ニ關シ、珍田大使「バルフオーア」氏間ニナサレタル談話ノ要概ヲ承知シタルカ、右ハ果シテ珍田大使ノ外務大臣ニ電報シタルトコロト同一ナリヤ、爲念承知センカ爲ニ來レリ」と言つて、伯の內示を請うたので、伯は珍田の來電（來電第四八〇號）によつてその大略を述べた。すると大使は一々聽取の後、出兵の區域を東部西比利亞に限れる部分に關する珍田大使の說明を指適して次の如き質問を發した。

右東部西比利亞ニ限リタルハ差當リノ話ニシテ、將來其ヨリ以西ニ之ヲ擴張スルヲ議スルノ餘地アルヤ如何。珍田子爵ノ說明ニ依レハ、日本國內ニハ日本ノ同盟義務ニ基キ說ヲ爲スモノアリ。因テ日本政府ニ於テ輿論ヲ考量ニ入レ、斯ル限界ヲ爲シタルモノナラントアルトコロ、右ハ果シテ然ルヤ。

伯はこれに對して、次の如く答へた。

國內一部ノ輿論ハサルコト乍ラ、帝國政府トシテハ、既ニ海軍力ノ援助ヲ地中海方面ニ及ホシ居ルカ如ク、可能的聯合與國ノ爲努力貢獻ヲ惜マサル覺悟ヲ有シ居ル次第ナルモ、何分ニモ用兵上東部西比利亞以西ニ進軍スルヲ豫約スルハ不可能タルヨリ、覺書記載通リノ決定ニ達シタルモノナリ。

英國大使は同盟義務の範圍に關して日本に行はるる解釋は、バルフォア外相に於いては是認し居らざる旨を述べ、

尙ほ帝國政府が派兵の區域を東部西比利亞に限つたことに對し、遺憾の意を表しつつ談話を繼續してゐたが、その間に伯は大要左の如き趣旨のことを英國大使に話した。

聯合與國共同ノ目的ノ爲ニ努力センハ、參戰以來帝國政府不變ノ覺悟ニシテ、海軍力援助ノ實例ニ徵スルモ自ラ明ナリ。陸ニ於テモ亦然リ。然リト雖モ西方派兵ノコトタル、性質上之ヲ專門的智識ヲ以テ判斷セサルヘカラス。專門家ニ非ルモノトシテ、自分モ常識上尙西方ニモ及ホシタク思考スルハ勿論ナルモ、遺憾乍ラ陸軍ノ專門家ハ之ヲ愼重考究シタル後不可能ト結論セリ。勿論兵ハ勢ナリ。一定不動ノ線ヲ限界トシテ劃シ、武ヲ進ムルニ此境界ヲ出テスト云フカ如キハ、迂者ノ言タルヲ免レス。其間ノ機微ハ之ヲ事實緊切ノ場合切迫セル際ニ於テ之ヲ決スヘク、今豫メ之ヲ口ニ上サルヽヲ可トスヘシ。今若シ强テ之ヲ明ニセントセハ、專門家ハ責任上不確實ノ嫌アル斷言ヲ避ケ、其力ノ克クスルトコロヲ以テ答フヘシ。帝國政府ハ卽チ責任ノ觀念ニ驅ラレテ、其用兵ノ範圍ハ東部西比利亞ノミナルコトヲ回答セサルヲ得サリシナリ。其他ニ理由ナシ。此際境界論ヲ深ク論議センハ、偶々之ヲナサヽルノ妙味ヲ閑却セルノ嫌アラン。此點英國大使ニ於テ篤ト諒トセンコトヲ望ム。上叙出兵範圍ハ絕對ナルコトハ之ヲ「バルフオア」氏ニ說明スル樣珍田大使ニ訓令濟ナリ。

ここにおいて英國大使は、伯が反覆敷衍したる說示を諒解したるものの如く、「出兵範圍ニ關シ此上論議ヲ重ヌルハ、寧ロ得策ナラサルヘシ。自分トシテハ帝國政府カ海上ニ於テ聯合與國ノ爲メニ努力ヲ惜マサリシカ如ク、陸上ニ於テモ亦必要ノ場合ニ及ンテ同樣ナランコトヲ切望セサルヲ得ス」と言つて話頭を轉じ、尙ほ左記の二點に關して伯の意見を訊した。

曩ニ三月十九日日本政府カ米國政府ヘ對シ回答スルヤ、日本ハ米國ヨリ物質上並精神上ノ援助ヲ仰カント欲ス、故ニ米國ニシテ出兵支持ノ決意之ナキ以上、日本獨リ之ヲ敢行スルノ意ナシトアル趣ニ領解シタリ。米國ニ於テハ爾來其態度ヲ變スルコトナク何等ノ援助モ與ヘラレサル次第ナルカ、日本政府ハ米國ヨリ如何ナル援助ヲ期待スルヤ。如何ナル援助ヲ要スルヤ。次ニ出兵ノ

要請ハ米國カ他三國ノ提議ニ贊同シタル場合ニ、四國ノ名ニ於テ日本ニ申入レラル、ヲ要スルヤ。必シモ其形式ヲ採ルヲ要セサルヤ。

これに對する伯の答辯は流るる如くであつた。即ち曰く。

米國援助ノ程度ハ米國參加ノ意氣込如何ニ關聯ス。全幅ノ援助ナルカ一部ノ援助ナルカ逆睹シ難シ。然レトモ帝國政府ノ顧念スルトコロハ之ニ非スシテ、米國政府ノ欣然留保ナキ贊同參加アリヤ否ヤニアリ。米國カ其決意ヲ表示スルニアリ。要請ノ形式亦然リ。之亦第二位ノ問題ニ屬シ、米國カ三國ト同一意見ヲ抱クニ至リ、聯合國間完全ナル協調成立スルコトコソ、帝國政府カ最重視スルトコロナレ。今回英國政府ニ對スル回答モ亦實ニ此精神ニ出ツ。

これで英國大使は所要の說明を得盡したるものの如く、「此上ハ本國政府熟議ノ結果ヲ知ルヲ待ツヨリ外ナシ」とて辭し去らんとした。そこで伯は、「日本ノ聯合與國ノ爲ニ盡サントノ熱誠ナル決意アル次第ハ特ニ之ヲ明ニシ置キタシ」との希望を披瀝して、その日の會見を終つた。

七、伯の苦慮

この西比利亞出兵問題は、外相として伯の當面したる最大の事件であつた。それは國際的にも國內的にも、波瀾重疊した。伯は此の間に處して、並々ならぬ苦心を拂つたものである。

その當時の伯の心境と態度とを物語る重要なる文獻が殘つてゐる。

外相に就任した伯は、外交調査會の幹事長であつた。外交調査會の委員中、伯が最も懇意な間柄であつたのは伊東

巳代治であつた。伯は外交上の重大案件が突發する毎に、伊東と相談することを忘れなかつた。

七月一日頃における伯は、對露干渉問題の前途を憂へ、頗る興奮してゐた。伯が如何に興奮してゐたかといふことは、當時伯と間斷なく意見を交換してゐた伊東巳代治の手記が、明確にこの間の事情を證據立ててゐる。この手記は伯との會談經過を記載したもので、伊東は、伯がその目標とするところのものが貫徹されぬ場合においては、潔く挂冠する決意を藏するものと認め、伯の驀進的見解を緩和せんものと苦慮した顚末を明細に誌し、伯の手許へ寄贈したのであつた。その全文は左の通りである。

大正七年七月一日午前八時、後藤外相ト電話ニテ對談シタリ。前キニ英佛伊三國政府ノ提議ニ回答シタル後、其趣旨ハ同時ニ米國政府ニモ通牒シタル筈ニ付、爾來米國政府ノ態度果シテ如何ノ傾向ニナリ居ル乎、石井大使ヨリノ報告ニ接シ居ラルヘキヲ信シ之ヲ外相ニ質シタルニ、（石井大使ノ電報ハ午後九時外務省ヨリ到來）米國ノ態度面白カラス、米國ハ出兵ノ外他ニ別段ノ方策ヲ執ルモノヽ如ク推察セラルヽトノ意ヲ洩サレタリ。

外相曰。出兵ノ時機ハ正ニ今ノ時ニ在リ、矢ハ將ニ弦ヲ離レントスルニ當リ、逡巡スヘキニ非スト。意氣頗ル激昂、殆ント其意ヲ解スル能ハス。或ハ出兵問題ニ關シ、寺内首相ト衝突シタルニハ非スヤト思ハレタル節モアリ。聊カ外相ノ爲ニ憂慮スルノ餘更ニ午後二時ヲ期シ弊宅ニ枉駕ヲ請ヒ、緩々相語ラント約シ、更ニ親ク外相眞意ノ在ル所ヲ聞カント欲シ、來客ヲ謝絶シテ待受ケタルニ、期ニ及ヒ俄ニ差支アリトテ斷リ來リタリ。此夜外相ハ外務省ノ舊大官ヲ濱町ノ常盤ニ招邀シ居、自分モ亦同時刻ニハ常盤ノ向フナル彌生樓ニ招カレ居リ、十時頃倶ニ相携ヘテ歸ラント欲シ、出先ヨリ外相ヘ送ルヘキ手紙ヲ認メ、之ヲ懷ニシ出懸ケントシテ居ル處ヘ、意外ニモ飄然トシテ外相來訪アリ。今朝電話ノ趣旨ヲ問ヒタルニ、西比利亞ノ近況二三件、並滿洲國境ニ在ル支那兵カ竟ニ我陸軍ノ來援ヲ請フニ至ルヘキノ情勢ハ、既ニ劉崇傑ヨリモ内報シ來リ居リ、到底我帝國ハ此際出兵ノ策ニ出ツルノ外ナク、首相トハ猶未タ熟議ヲ遂ケ居ラサルモ、大ニ準備ヲ整ヘテ之ヲ提出シ、萬一聽カレサレハ本野ノ轍ヲ追フノ外ナシ

トテ事頗ル切迫セルモノヽ如ク、尙仔細ニ其理由ヲ聞カント欲シタルモ、時旣ニ四時過ニシテ緩語ノ餘暇ナク、自分モ篤ト考慮スヘシトテ分袂シタリ。但午前ノ電話ニテ聞キタル所、或ハ寺内首相ニ提議シ、何歟衝突ヲ來シ、激語ヲ發セラレタルニ非スヤト窃ニ心配シ居リタルニ、寺内首相ハ未タ發議セス、首相ト外相トノ間何等衝突ノ事實ナキコトヲ確メ、多少安心シタルモ、今度提案ノ上排斥セラルヽカ如キ事アラハ、本野前外相ノ轍ニ傚フトノ意ヲ漏サレ、胸中旣ニ成竹アリテ、最早動カスヘカラサルモノヽ如クニ察セラレタルニ因リ、昨夜彌生ヨリ歸宅後モ、前來ノ外交密電類ヲ繙讀シ、深ク沈考シタルモ、外相ノ述ヘラレタルカ如ク差向切迫ノ事情湧出シタルニ非ス。恰好外務省ヨリ一封接到披讀シタルニ、種々ノ電報中、石井大使發ニ係ル電文アリ。英佛伊三國政府ニ答ヘタル趣旨ニ關スル米國政府ノ所感ヲ報告シ來リタルモノニシテ、米國ハ我回答ニ對シ全幅ノ謝意ヲ表スルト共ニ、過日ノ巴里ウエルサイユ會議ヲ輕蔑シ、英佛伊三國ノ周章狼狽ヲ冷笑スルモノヽ如ク、而シテ實際事ニ任スヘキハ貴我兩國（日米）ノ外ナシト放言シタリ。而シテ其語氣中ニ、前來ノ出兵問題ニハ毫モ注意ヲ拂ハサルモノヽ如シ。米國ノ態度斯ノ如クナル、英佛伊三國政府ノ勸誘モ竟ニ失敗ニ終リタルコトハ察スルニ難カラス。夫是ノ事情ヨリ、外相ハ先日マテハ多少米國ノ同意ヲ期待シ居リタルニ拘ハラス、今ハ之ヲ斷念シテ、更ニ前來ノ行懸ニ何等關係ナクシテ、別ニ出兵ノ手段ヲ講セントスルノ意ナルコトヲ推察セラルヽモ、事ノ速成ヲ求ムルニ急ナルヨリ、計畫周到ナラス、時機未タ熟セサルニ先チ、輕卒ニ提案スルカ如キアラハ、容易ナラサル結果ヲ來スヘキヲ怖レ、終夜潛考憂慮シタリ。越ヘテ二月二日、午前八時、電話ヲ以テ後藤外相ニ本日中ニ緩々面會ノ機會ヲ與ヘラレタシト申送リタルニ、午後二時此方ヨリ相伺フモ可、亦御來臨ヲ待ツモ可ナリト返答シ來リタルニ因リ、午後二時是ヨリ參趨スヘキヲ約シ、期ヲ違ヘス往訪シタルニ、樓上東北ノ一室ニシテ四望開豁ナル淸涼ノ書齋ニテ會見セラレタリ。

昨朝來外相ノ語氣頗ル激烈、事情モ亦實ニ切迫セルモノアルカニ察セラル、願クハ伏藏ナク胸臆ヲ吐露セラレンコトヲ。昨夜來心配ノ餘リ推參シタル譯ナル故ニ、一切ノ事情ヲ打明ケラレタシト尋タルニ、

外相曰。前來ノ出兵問題ノ外ニシテ、米國ハ何歟別ニ計畫ヲ立ツルモノト察セラル、而シテ兩三日中ニハ其消息ノ報告ニ接スル

事ト期待シテ居ル、斯カル趨勢ナレハ、我帝國ニ於テハ、主動的方針ヲ以テ一定ノ行動ヲ執ルヘク畫策ヲ立ツルノ外アルヘカラス、而シテ直ニ之ヲ現定スルト否トハ第二問題ニシテ、前來ノ出兵問題ニ關シ、米國ヲ重要視シタル外交上ノ經路ニ捕ハレスシテ別ニ主動的畫策ヲ立テ、今日マテ帝國カ聲明シタル處ニ牴觸セサル範圍ニ於テ、勇往直前スルハ、今日ヲ以テ絶好ノ機會ナリト信ス、其理由トシテハ、

第一、浦潮港ニ於ケル勞兵會トチエツク軍トノ衝突ノ結果ハ、愈々同港内ノ不秩序ヲ來シ、是ヨリ益々騷擾ヲ招クヘシ。尤チエツク軍ノ優勢ハ一時ノ變體ニシテ、素ヨリ永續スヘキ性質ノモノニ非ス。勞兵會其他一味ノ儕輩等ハ、機ニ應シ復讐ヲ圖ルヘク、是ヨリ雙方ノ間ノ爭鬪ハ絶ル間ナク、騷亂ニ次クニ騷亂ヲ以テスヘシ。一葦帶水ノ我帝國トシテハ、殊ニ獨乙カ漸々威力ヲ揮フテ右ノ一方ヲ後援スルヲ知リテ袖手傍觀スルハ、東洋平和ノ重責ヲ擔フ帝國ノ使命ニ背クノ譏ヲ免カレサル事。

第二、「セメノフ」軍ハ形勢日ニ非ニシテ、今ヤ滿洲ノ國境外僅十里ノ處ニ追窮セラレ、動モスレハ支那ノ領域内ニ逃入セントスルノ悲境ニ陷リ居レリ。若シ一歩ニテモ支那ノ領域内ニ進入セン乎、素ヨリ武裝解除ノ事免ルヘキニ非ス。又追撃ノ露兵ト雖モ勢ニ乘シテ支那ノ領域内ニ闖入センモ亦知ルヘカラス。孰レモ軍容嚴肅ナラサル兵隊ノ事ナレハ、如何ナル椿事ヲ引起シテ支那兵ト衝突シ、砲火ノ間ニ見ユルコトナシト斷スヘカラス。現ニ支那側ニテ頃日專ラ此事ヲ憂慮シ、萬一ノ不虞ニ應スル爲ニ、帝國出兵來援ノ事ヲ請求セント、劉崇傑等モ頻ニ唱道シ居ル樣子ナレハ、不日公然提議シ來ルモ亦知ルヘカラス。事茲ニ到リテハ、日支軍事協約ノ表ニ於テ、我帝國ハ支那急需ヲ拒絶スルコト能ハス。當然其需ニ應シテ直ニ出兵スルノ外ナキ事。

第三、支那國境内ニ、屢々勞兵會ヨリ飛行機ヲ飛ハシ、示威的動作ヲ爲スコトアリ。何故ニ支那兵之ヲ射撃セサルカ。蓋飛行機ヲ撃ツノ銃砲ニ事ヲ缺ク故ナラン。此事ハ昨今始メテ我陸軍側ヨリ聞ク所ニシテ、滿洲ニ特派シアル我武官等ニ、飛行機射撃ノ銃砲ヲ何故ニ支那兵ニ貸與セサリシカハ、實ニ迂遠千萬ト謂ハサルヘカラス。「セメノフ」ニ野砲ヲ給與シタル時抔ハ、之カ操縱ヲ練習セシムル爲ニ、特ニ人員マテモ貸與ヘタルニ非スヤ。敵ノ飛行機カ自分等ノ頭上ニ飛行スルヲ視ナカラ、何等之ニ對シ施ス所ナク、今日マテ其報告スラ懈怠スル抔迂ノ極ト評スルノ外ナク、兎モ角敵ヨリ支那兵ニ對シ示威的擧動ヲ爲ス事

ハ、形勢ノ日ニ切迫スルヲ證スルニ足ル事。

右ノ外往日ニ在リテ獨墺俘虜カ武裝ヲ爲セルコト、是レ一時ノ風說ニ過キサリシモ、今日ニ於テ既ニ顯然タル事實ニシテ、復タ掩フヘカラサルモノナリ、加ルニ浦潮昨今ノ騷亂ハ、素ヨリ對岸ノ火事視スヘカラサルモノトス、其他我國防上ヨリ觀察セル露國ノ現狀、其他西比利亞ノ現狀ニ付テハ、唯今陸軍參謀本部ヨリ接手シタル別紙二通ノ機密文書ハ、御參考迄ニ後刻迄ニ謄寫ノ上御手許ニ呈送スヘシ、此二通ヲ閲讀セラレナハ、如何ニ事情カ切迫シ居ルカト洞觀セラルヽニ足ルヘシ。叙上ノ形勢ナルヲ以テ、我帝國ハ自ラ進ンテ主働的態度ヲ取ルヘキハ、帝國自衞ノ道ニ於テ止ムヲ得サル所トス、又此ノ自衞策ノ外、更ニ露國民救濟ノ事ヲモ附加セサルヘカラス、自衞ノ事ハ猶一二箇月猶豫スルモ可ナリトシテモ、極東露領ノ不秩序ニ至リテハ殆ト收拾スヘカラサルモノアリ、之ヲ救フハ實ニ目下ノ急要ナリトス、是レ西比利亞所在ノ各地方露民ハ、頃日來頻ニ日本出兵ヲ歡迎スルノ意ヲ表シ來リ、勞兵會ヲ除クノ外ハ悉ク然リト謂フモ過言ニ非ス、現ニ數日前ニハ「クルペンスキー」ヲ經由シテ帝國出兵ノ請願ヲ爲シ來レリ、其他露亞銀行ノ頭取ハ同ク、救濟ハ洵ニ有難キ事ニ相違ナキモ、秩序ノ保護カ根本義テアル、又帝國ノ爲ニ自衞上豫備ノ手段テアル、敵ノ勢ニ乘シテ來襲セサル以前ニ於テ機先ヲ制スルノ策ヲ講スルハ、帝國トシテハ當然ノ責務ナリト、是ニ由テ之ヲ觀レハ、「ザバイカル」以東ニ警察隊ヲ派遣スルトシテモ、一日モ早ク著手スルヲ得策トス、是ハ聯合國ニ於テモ素ヨリ何等異議ノ存スヘキ筈ナシ、是又自衞策ノ一端ト稱シテ可ナリ、乍併此ノ警察隊派遣ノ爲ニ、如何ナル事端ヲ引起サンモ亦逆シメ計ルヘカラサルモノアレハ、萬一ニ應スヘキ相當ノ準備ナカルヘカラス、既ニ自衞策タル以上、自ラ進ンテ取ルヘキ行動ナルカ故ニ、他國ニ協議スルノ要ナシト雖モ、米國ニ對シテハ英國ト同樣交誼ヲ重ンシ、前來ノ成行ニ拘泥セス、別問題トシテ米國ニ提議スルコト得策ナラント思考ス。

右ハ後藤外相ノ說明大要ナリ。其他餘談トシテ、佛國ヨリ「チエツク」軍ニ機關銃百門山砲二十門ニ相應ノ彈藥ヲ取揃ヘ給與ノ事ヲ依賴シ來リ居ルコト、又米國大使（モリス氏）ノ來談中、今度浦潮ニ於テ勞兵會トチエツク軍ト衝突ノ原因（過日菊池領事ノ報告書中ニハ其原因不明迫テ報告ストアリ）ハ、浦潮ニ堆積セル軍器類ヲ西送シテ「チエツク」軍ヲ討伐スルノ用ニ供セントシタルヨリ、「チエツク」軍忽

チ聞知シテ之ヲ防遏シタルニ因ル云々。

又昨日英國大使外務省ヘ來訪、大臣ハ面會セサリシモ、幣原次官代リテ面接シタルニ、大使來訪ノ趣旨ハ、表面ニ於テハ過日倫敦ニ於テ帝國ノ回答ニ關シ、珍田大使ト英國首相並外相トノ會談ニ付テハ、孰レ珍田大使ヨリ詳細ノ報告アリタルベケレハ、帝國政府ハ其會談ノ顚末ヲ詳悉セラレタル今日ニ於テ、果シテ如何ナル感想ヲ懷カルヽヤト聞カント欲スルニ在リト申述タルモ、其實區域問題ニ付帝國眞意ノ存スル所ヲ討究セントスルノ目的ナリシコト判然セリ。區域ニ付テハ絶對的ナルヤト問ヒタルニ因リ、豫約スルコト能ハサルハ絶對的ナリト答ヘ（其他珍田大使ヘ訓令シタル趣意ヲ以テ敷衍シタリ）タルニ對シ、全然失望ノ意ヲ表スルカト思ヒタルニ、然ラハ此事ハ中止ノ外ナシトモ斷言セスシテ、却ツテ倘有望ノ意味ヲ漏シ、米國同意ノ場合ニ於テハ協調ノ結果ト日本帝國政府ニ申入ルヽニハ如何ナル形式ヲ以テスヘキ乎、例ヘハ共同提議ノ形式ヲ以テスヘキ乎、又ハ別ニ提議スルモ可ナル乎ト問ヒタルニ因リ、幣原次官ハ共同提議トモ、又ハ別個獨立提議雙方トモ意ニ介シ居ラス、唯要ハ帝國カ聯合國ト米國トノ協調完成シタルヲ知リ、帝國カ欣然トシテ出兵シタル樣ニナルコト希望スル而已テアル云々ト答ヘタル由。

八、形勢一轉

日本の西比利亞出兵は、歐洲における聯合諸國の熱望であつたにも拘はらず、これを障礙してゐたのは、米國の反對であつた。然るに形勢は一轉した。その米國が今度は逆に、我れにむかつて、西比利亞共同出兵を提議し來つたのである。

何者がしかく米國の態度に急角度の轉回をなさしめたか。西比利亞におけるチェック・スローヴァック軍の健氣なる活躍がこれである。

由來墺匈國內のチェック民族は、約七百餘萬、スローヴァック民族は二百餘萬、總計九百五十萬と稱せられたが、多年の歷史と宗教との關係上、ハプスブルグ王家は全く彼等を同化すること能はず、兩民族は機會ある每に墺匈政府に反抗し、爾來數百年、常に一致の態度を取り來つたのである。世界大戰開始さるるや、この兩民族は、墺匈國政府の下に、聯合國と戰鬪するを潔しとせず、或は家族を擧げて遠く米、佛に轉住するものあり、或は徵發せられて出征中、露軍に降服するものあり、かくて大正六年の頃には露領內に移住するもの二十萬人、米國に流寓するもの約百萬人の多數に達した。そのうち露軍に投降してその軍隊に加はり、鋒を逆にして獨墺軍に對抗し、ウクライナ方面で交戰してゐたものが約五萬人あつたが、赤色革命の結果、露西亞の過激派が戰線部隊を解散するや、このチェック・スローヴァック軍隊は、戰線を撤退してウクライナのキエフ市に駐屯してゐた。然るに獨露單獨講和條約が調印せられて、ウクライナもまた對獨戰爭の意向なきを見るや、玆に彼等はその方面を轉換して、西歐戰場に參加するの決心を爲し、道を西比利亞に取り、浦鹽斯德港から海路佛國に向ふべく行動を開始したのである。是れより先き墺匈國を脫走して聯合國または中立國に走つてゐたチェック・スローヴァック民族は、同志を糾合して國民協會を組織し、マサリック博士を總裁として建國の運動に著手し、先づ佛國に縋つて熱心に聯合列强の同情を喚起するに努めてゐたが、玆に至つて佛國政府は、レーニン政府に對して、在露チェック・スローヴァック軍の爲めに、西伯利亞鐵道を經由して浦鹽に出づる行動の自由を承認せんことを求めて其の許諾を得た。かくしてチェック・スローヴァック軍は、大正七年四月の初旬キエフ市からペンザ市に移動し、爰に一部武裝を解き、十數梯團に分つて、逐次東行の途に就いたのである。

然るにレーニン政府は彼等が西比利亞を通過して、西歐戰線に轉進するのは、獨逸及び過激派軍に取つて甚だ不利なことに氣付いた。さうして武裝せる獨墺俘虜と赤衞軍とが、共同してチェック軍を途中に支阻し、以て彼等の浦鹽集中を防礙しはじめたのである。すると浦鹽に先著してゐた第十七梯團一萬五千のチェック・スローヴァック軍は、友軍が途中に支阻せられつつあるの報に接するや、之れが障礙を除去せんと欲し、イルクーツク以西に停屯してゐた同胞軍と協力し、最後梯團をして無事ペンザを撤退せしむべく、再び西部西伯利亞に向つて行動を開始しはじめたのであつた。

此の間マサリック博士は、聯合列强の同情を得んが爲め、巴里から米國に渡航し、最も熱心に遊說努力してゐたのであるが、米國には旣に百萬を算するチェック・スローヴァック民族が流寓してゐたので、是等民族の哀訴は、大いに米國上下の同情心を唆り、且つマサリック博士の遊說は、遂に大統領ウイルソンを動かして、米國政府の態度を一變せしむるに至つたのである。

かくして七月八日、米國政府は突如、日本に對して、チェック・スローヴァック軍救援のため、西比利亞共同出兵を提議し來つたのである。その次第は、石井大使の報告によれば、次の通りであつた。

七月六日「ハウス」大佐ト面會ノ際、「ハウス」ヨリ、西比利亞問題ニ新動機起リ、大統領ハ取急キ本使ト會談ヲ欲スルコトト信スト開キ、急ニ華盛頓ニ歸還セルニ、恰モ國務卿ヨリ會見ヲ求メ來レルニ付、七月八日朝往訪セルニ同官ハ、「チエツク・スロヴアツクス」カ西比利亞ニ於ケル行動ノ機宜ニ適シタルコト驚クヘキモノアリ、彼等ハ到ル處過激派ノ權力ヲ倒シ、一團體ノ成立ヲ見ル每ニ、直チニ之ヲ地方有志者ニ引渡シ、自ラ一點ノ私心ナキコトヲ證明シ、過激派ニ屬スル獨墺人ノ外、努メテ露國人ニ危害ヲ加ヘサル樣心掛ケ居ル爲、今ヤ米國ニ於ケル「チエツク・スロヴアツクス」ニ對スル同情ハ勢力アル國論トナリ、此ノ

際「チエツク・スロヴアツクス」ヲ見殺シセサルコトハ、人道ノ命スル所ナルノミナラス、國論ノ要求スル所ナルヲ以テ、米國政府ハ、所謂西比利亞干渉問題ニ付テハ、未タ其決定ヲ見ルノ運ヒニ至ラサルモ、先以テ大至急「チエツク・スロヴアツクス」救援ノ方法ヲ執ラントス。彼等ノ欲スルハ兵器彈藥ノ供給ニアル處、右ハ米國ヨリモ供給スヘキハ勿論、英國ニ於テモ露國ノ勘定ニ於テ米國ニ註文セル兵器多量アリ、之ヲ補給スル積ナルモ、右ハ何レモ時日ヲ要スルニ付、急場ノ用トシテ、此際日本ヨリ供給セラレンコトヲ切望ス。

之カ爲日本政府ノ要スヘキ費用ハ、米國政府ニ於テ分擔差支ナシト語リ、次ニ國務卿ハ、西比利亞干渉ノ意味ニハアラサルモ、「チエツク・スローヴアツク」ヲシテ浦鹽ヨリ漸次西部西比利亞ニ進ミ、其ノ同胞ヲ救濟セシムル爲、浦鹽ニ若干ノ守備隊ヲ置ク必要アルヘシ。右ニ關シ、去六日陸海軍卿、軍令部長ト會議ヲ遂ケタル處、右實行ニ關シテハ、露國人ノ思惑ニ顧ミ、日米同數ノ陸軍ヲ送リ、同時ニ軍隊派遣ノ目的ハ、「チエツク・スロヴアツク」救援ニアルカ故、目的達成次第、政事的又ハ軍事的ニ、露國ノ主權ヲ害スルコトナクシテ、直ニ撤兵スヘシトノ日米宣言ヲ發スルヲ得策ト思考ス。

右ニ付日本政府ノ同意ヲ得タル場合ニハ、米國ハ目下天津ニ在ル守備隊ニ、若干ヲ馬尼剌ヨリ補足シ、二個聯隊約七千ノ兵力ヲ浦鹽ニ派遣シ得ヘキニ付、日本ヨリモ同數ノ兵力ヲ派遣セラレンコトヲ望ム。尤米國軍隊ハ防寒ノ準備ナキ爲、被服等至急米國ヨリ發送シ、横濱長崎邊ニテ出先軍隊ニ交付スルコトトナルヘキニ付、米國軍隊ノ派遣ニハ、多少時日ヲ要スヘキニヨリ、先以テ日本ヨリ至急軍隊ヲ派遣サレンコトヲ希望ス。前記宣言タニ發セハ日本軍ノ先著ハ、露國人ノ感情ヲ害スルコトナカルヘシト語リ居レリ。

かくしてチェック・スローヴァック民族の獨立建國運動は、西比利亞出兵問題の形勢を一轉せしめた。昨日まで、焦心苦慮しつつあつた伯は、如何に心を躍らして、この電報を讀んだであらうか。しかし事は重大である。帝國政府は極めて愼重なる態度を以て、この對策を凝議した。

九、廟議決定

伯の意見は勿論、米國の提議に應じて、出兵すべしといふにあつた。のみならず更に進んで、浦鹽にのみ限らず、更に必要なる地點へも出兵しなければならぬといふ、强硬な意見であつた。

當時の伯の手記は次の通りである。

一、チェック救助ノ爲日米兩國共同出兵援助ノ宣言ヲ發スル事ニハ贊同ヲ表スヘシ。然ルニ之ヲ浦鹽ニ限局セントスルハ策ヲ得タルモノニ非ス。日本帝國地位其他ノ關係上、最早今日ノ現狀ニ徴シ、浦鹽ハ勿論兼而不安ヲ感シ帝國ノ出兵掩護ヲ懇請シ來ルモノニ對シ、浦鹽以外必要ノ地ニ軍隊派遣ノ急要ヲ認ム。何トナレハ過激派並獨墺俘虜ヲ敵トシ戰鬪スルチェックヲ援助スル日本帝國軍アルヲ知ル處ヨリ、過激派並獨墺俘虜ノ日本人ニ對抗ヲ喚起スルノ新危險ヲ增加スヘキヲ以テナリ。

首相寺内は、米國の提議に接しても、なほ出兵を躊躇するの色を見せた。しかし外相たる伯が、前掲伊東の手記にも見るごとき熱烈なる態度を以て、出兵論を唱道したので、結局、閣議は伯の主張を容れ、米國の提議に應じて出兵を斷行する根本方針を容認した。さうして七月十五日には、いよ〳〵宮中牡丹の間において、元老會議が開かれることになつた。

七月十五日の元老會議は、重要なる史的價値を有する會合であつた。翌十六日の時事新報は、同會議を次のごとく報道してゐる。

――曾て下火になつた出兵問題も又頭を擡げて、漸く熱度を增して來た。十五日午前十時から宮中牡丹の間に開かれた元老會議は、抑も何を意味する物か。定刻前四十分、西園寺公望侯が自動車でフロック姿を東車寄に現はすと、間もなく後藤外相が之もフロック姿で自動車を內閣の玄關に止める。九時廿五分馬車を驅つた奧元帥の嚴めしい軍服姿が坂下門を潛る。（中略）そこへ一臺の馬車が近衞師團乾門から緩かに乘りつけた。之れぞ元老會議の首腦山縣公で、珍らしくも軍服姿で嚴めしい。議する所は何？（中略）午前十時四十分先づ奧元帥が退出した。

今日の會議に關して、內閣の下條書記官は態々記者室を訪ふて「三元老が寄られたのは、陛下の御召によるのではない。何か元老方に相談があつて、便宜上宮中に集合協議されるのです」との御斷りは御念の入つたもの。因に大隈侯の不參は全く病氣の爲である。かくて首相外務兩相を眞先に各相は十二時十分散會した。

この元老會議の席上において、伯は西比利亞出兵の根本方針に就いての帝國政府の態度に就いて、委曲に亙つて縷縷說明した。元老會議も、大體政府の決意を是認したが、但し今回の出兵は我が自衞的意味全然無しと云ふには非ざるも、寧ろ聯合與國援助の範圍を擴大する意味に於いて決行するものであるから、此の際却つて我が出兵に對し、與國の誤解を招くが如きこと無きを期せなければならぬ、又國民にも十分の了解を求め、少なくとも外交調査會等に於いて異論なき場合、玆に始めて政府の所信を決行すべしとの注意があつたと傳へられる。

續いて七月十六、七の兩日にわたつて、外交調査會が開催せられた。卽ち十五日の元老會議において說明、諒解を得たる西比利亞出兵に就いての帝國政府の方針並びに對米回答案及び帝國の出兵宣言案に就いて、意見の交換を遂げた。伯が當局大臣としてその說明の衝に當つたことは勿論である。傳ふるところによれば、この外交調査會において政府側が「チエック軍を完全に援助するには、ひとり浦鹽のみならず、他の方面にも或る程度の出兵の必要を認むる

を以て、米國政府に對しては、協同出兵同意を回答すると共に、尙その末尾に、チエツク軍援助方法に關し、帝國政府は多少見解を異にし、更に他の方面にも出兵の必要を認め居る旨を附言し、この旨を通告すると同時に、直ちに出兵實行の計畫である」と說明したところ、根本主義に關する意見はほぼ一致したけれども、手續に關して委員の一部から異論が出た。その主唱者は政友會の原敬であつて、「今回の出兵は、帝國の可能なる範圍に於て與國の救援を試みんとするものであるから、元老からも註文があつた通り、帝國の執るべき行動に對する與國の了解はこの際最も緊急である。故に今日の場合は、米國から提議のあつた範圍内の出兵に止むるがよい」と主張したと傳へられる。然し政府當局は飽くまでも、チェック軍援助の完全を期する爲めには、それでは駄目だと力說し、多少議論の沸騰を見たが、結局原も、浦鹽以外の方面に出兵を要するといふ點に關しては、政府の所見を諒とするに至つた。一方政府側でも、一片の通告を以て提議の範圍を超えたる出兵を斷行するのは、或は將來に禍根を貽す虞れなきにあらずとなし、玆に對米外交手續を更改するに決し、斯くして兩者の間に交讓妥協の成立を見、滿場一致右の妥協案を是認したのであるといふ。

さうしてその結果發せられたのが、第十一項に揭ぐる七月十九日の對米回答である。

一〇、文士との淸談

かういふ息詰まるやうな國際危局の中心人物であつた伯は、その忙中に小閑を割いて、一插話を當時の新聞に提供した。

それは七月十五日文人墨客との一夜の歡會である。七月十五日といへば、それは上述の如く、宮中牡丹の間において、歴史的な元老會議が開かれた日である。その元老會議を終へて、伯は午後は首相官邸に於ける臨時閣議に列席し、さうして夜は、麻布狸穴の滿鐵社宅における文士招待會で過ごしたのであつた。

しかもこの夜は、政友會では出兵問題に就いての緊急幹部會が開催せられてゐたのだ。然るに問題の焦點に立つ伯が、悠々として文士招待會に出席したといふ如何にも閑日月的な態度が、世の注目を惹いたのである。この席上で伯は、西比利亞出兵問題のことは全く忘れてしまつたやうに、相馬事件懷舊談を試みた。卽ち、七月十六日の時事新報が、次のごとく報じてゐる。

既報の後藤男文士招待會は、午後六時から麻布狸穴の滿鐵社宅で開かれた。雨を含んだ涼しい風が暮近い木立を靜かに渡る頃、眞先に乘込んだ自動車からは、之れは又珍らしく思はれる有島生馬氏が、令弟の里見弴と泉鏡花と共に現はれて玄關に立つ。續いて長田秀雄、長田幹彥、阿部次郎、田中純、和辻哲郎、久米正雄、芥川龍之介の諸氏が、孰れも白地に絽羽織の輕裝で參著して時を待つ。官邸から自動車を驅つた後藤男、次いで水野内相、長尾中管局長、靑嵐宗匠永田警保局長、鶴見氏の親戚である三井の石本惠吉男が、之も申合せた樣に和服姿で來る。是等の諸氏と接待役の鶴見氏と氏の夫人愛子と後藤男の令息一藏氏とを加へて、庭に面した休憩室から一同食堂に移つたのは雨の降り出した七時過。主人役も來客も嚴しい挨拶は一切拔きにして食事が始まる。永田局長の俳句論、長尾半平氏の著書「禁酒に關する感想」から水野氏が大學時代小說を書いて森田思軒に叱られたと云ふ、餘り人の知らぬ告白談に人々の耳を傾けさせ、後藤男の相馬事件に移つて主客歡を盡し、散會したのは十一

時を過ぐる頃、雨を吹く風は冷たかつた。當夜列席すべき代議士尾崎敬義氏と、熱海に居る有島武郎氏と、伊香保に保養中の德田秋聲氏と片瀨に居る谷崎潤一郎氏は缺席した。

一一、對米回答

閣議から元老會議へ、元老會議から更に閣議へ、閣議から外交調査會へと數次開かれた重大會合によつて、廟議はつひに決定した。

七月十七日次の對米回答を、石井大使に訓電した。

國務卿談話ノ第一點卽チ、「チエツク・スロヴアツク」軍ニ對スル武器供給ノ件、帝國政府ハ米國政府ガ全然我ト所見ヲ一ニスルヲ諒悉シ、欣快ニ堪ヘス。右武器ハ既ニ本邦積出ヲ了シタリ。

次ニ第二點、卽チ「チエツク・スロヴアツク」軍救援ノ目的ヲ以テ、日米軍隊ヲ浦鹽ニ派遣セムトスル米國政府ノ提議ニ付テハ歐洲聯合國ノ意嚮ハ未タ之ヲ確ムルノ機會ヲ得スト雖、從來西比利亞干涉問題、並「チエツク・スロヴアツク」軍支援問題ニ關シ、聯合諸國政府ノ累次開示セル意見ニ徵シテ推測スルニ、聯合諸國ニ於テモ、本件提議ノ主義ニ反對ナキコトト思考セラル、カ故ニ、此ノ諒解ニ基キ（中略）帝國政府ハ右米國政府ノ提議中、浦潮派兵ノ事ニ欣然同意ヲ表シ、之ト同時ニ本問題ニ關スル帝國政府ノ地位ヲ率直ニ宣明セムトス。

一　國務卿ハ今回派遣セラルヘキ軍隊ガ日米同數ナルヘキコトヲ提議セラレ、米國ハ二ケ聯隊ノ兵力ヲ浦鹽ニ派遣スヘキ意向ナル趣ヲ以テ、日本ヨリモ同數ノ兵力ヲ派遣セムコトヲ希望セラレタリ。然レトモ日本ノ使用スヘキ兵數ニ關シ制限ヲ設クルコトハ、恰モ列國ニ於テ日本ノ野心ヲ疑ヒ、之ヲ掣肘セムトスルノ意ニ出テタルカ如キ誤解ヲ日本國民ニ與フヘキコト必然ノ勢ニシテ、帝國政府ハ如何ニ辨明ヲ試ムルモ、此ノ誤解カ聯合國共同ノ目的ニ貢獻セムトスル國民ノ熱誠ヲ著シク冷却セシメ、永ク物

議ノ因トナリテ、微妙ナル國民的感觸ニ、深甚ナル惡影響ヲ及ホスヘキヲ憂慮セサルヲ得ス。且日米其ノ他聯合國側ニ於テ、本件目的ノ爲ニ使用スヘキ兵力ハ、隨時必要ニ應シテ決定スルコトヲ要スヘキニ依リ、帝國政府ハ差向キ多數ノ兵ヲ派遣スルノ意ニ非サルモ、豫メ之ヲ制限スヘキ性質ノモノニ非スト思考ス。

二　帝國政府カ諸方面ヨリ得タル情報ニ徵スルニ、今ヤ「チエツク・スロヴアツク」軍ニ對抗セムトスル過激派軍及獨墺俘虜ノ兵力ハ、侮ルヘカラサルモノアリ。「チエツク・スロヴアツク」軍ノ能ク之ニ堪ヘテ、永ク現下ノ地歩ヲ維持スルコトヲ得ヘキヤ、帝國政府ノ深甚ナル不安ヲ抱ク所ニシテ、萬一同軍ノ不幸ニシテ敗衄スル場合ハ勿論、假令勞農政府及獨逸政府ニシテ、從來ノ態度ヲ一變シ「チエツク・スロヴアツク」軍ニ許スニ、武裝ノ儘西歐戰場ニ向フコトヲ以テスル場合ニ於テモ獨墺勢力ノ西比利亞方面ニ對スル壓迫ハ、今後益々激甚トナルヘキヲ豫想スルノ外ナク、其ノ結果トシテ、聯合諸國殊ニ帝國ハ、地理上ノ關係ヨリ、緊切ナル利益ニ最重大ナル危險ヲ感セサルヲ得ス。隨テ前記「チエツク・スロヴアツク」軍支援ノ方針ニ伴ヒテ發生スヘキ形勢ニ因リ、西比利亞ニ出兵セシムルノ場合アルヘシ。以上ノ見地ニ依リ帝國政府ハ速ニ米國政府ノ提議ニ應諾スルノ手段ヲ採ルヘシ。

この對米回答には、日米兩國の共同宣言に就いて、何等言及する處がなかつた。それは外交調査會において「日米各其ノ立場ヲ異ニシ、且派兵ノ地點形式ニ於テモ異ナルモノアルカ故ニ、各自單純ニ適當ノ形式ヲ以テ宣言ヲ發スルヲ可トス」といふ結論に到達したからである。この結果、伯は十八日午後四時十分、宮中に參内して内奏を經た上、左の宣言案を米國政府に内示すべく、七月十九日、石井大使に宛て電訓した。

帝國政府ハ露國並露國人民ニ對スル舊來ノ隣誼ヲ重ンシ、露國ノ速ニ秩序ヲ恢復シテ、健全ナル發達ヲ遂ケムコトヲ、衷心切望シテ止マサル所ナリ。然ルニ近時露國ノ政情著シク混亂ニ陷リ、復タ外迫ヲ捍禦スルノ力ナキニ乘ジ、中歐諸國ハ之ニ壓迫ヲ加フルコト愈々甚シク、其ノ威壓遠ク極東露領ニ浸漸シテ、現ニ「チエツク・スロヴアツク」軍ノ東進ヲ阻碍シ、其ノ軍隊中ニハ

多數ノ獨墺俘虜混入シ、實際ニ於テ其ノ指揮權ヲ掌握スルノ事跡顯然タルモノアリ。
抑〻「チエツク・スロヴアツク」軍ハ、夙ニ建國ノ宿志ヲ抱キ、終始聯合列强ト共同敵對スルモノナルカ故ニ、其ノ安危ノ繋ル所延テ與國ニ影響スルコト尠シトセス。是レ聯合列强及合衆國政府カ同軍ニ對シ多大ノ同情ヲ寄與スル所以ナリ。今ヤ聯合列强ハ同軍カ西比利亞方面ニ於テ獨墺俘虜ノ爲著シク迫害ヲ被ムルノ報ニ接シ、空シク拱手傍觀スルコト能ハス。業ニ已ニ其ノ兵員ヲ浦鹽ニ派遣シタリ。合衆國政府モ亦同ク其ノ危急ヲ認メ、帝國政府ニ提議シテ、先ツ速ニ救援ノ軍隊ヲ派遣セムコトヲ以テセリ。是ニ於テ帝國政府ハ、合衆國政府ノ提議ニ應シテ、其ノ友好ニ酬ヒ、且聯合列强ニ對シ歩武ヲ齊フシテ履信ノ實ヲ擧クル爲ニ、特ニ帝國ノ地位ニ顧ミテ、速ニ軍旅ヲ整備シ、先ツ之ヲ浦鹽ニ發遣シ、更ニ緩急ニ應シ西比利亞沿道ノ秩序ヲ維持スルノ目的ヲ以テ、臨機軍隊ヲ増遣シテ、該方面ニ出動セシムルニ決定セリ。
叙上ノ措置ヲ取ルニ方リ、帝國政府ハ一意露國及露國人民ト恆久ノ友好關係ヲ更新セムコトヲ希圖スルヲ以テ、常ニ同國ノ領土保全ヲ尊重シ、併セテ其ノ國内政策ニ干渉セサルノ既定主義ヲ聲明スルト共ニ、所期ノ目的ヲ達成スルニ於テハ、政治的又ハ軍事的ニ其ノ主權ヲ侵害スルコトナク、速ニ撤兵スヘキコトヲ茲ニ宣言ス。

一二、ウイルソンの反對

伯はかくして西比利亞出兵の方向に國内を引摺つてきた。當初難色のあつた寺内首相を説得して閣議を纏め、次に元老を賛成せしめ、最後に原の異論を讓らしめて、外交調査會の歩調を揃へ、かくして日本の出兵宣言案は出來上つた。しかしながら伯の前には、最後に突破しなければならない今一つの大きな障礙が横はつてゐた。それは浦鹽以外に用兵地域を擴大することと、必要に應じて兵力を増大することにつき、如何にして米國政府を説服すべきやの問題であつた。

米國大統領ウイルソンは徹頭徹尾、對露干涉に反對であつた。ただ出兵に贊成したのは、チェック軍救援のためであつた。故にこの範圍を越ゆべき危險ある出兵には、全然反對であつた。であるから彼は、この目的を明瞭に宣言中に記載せんことを主張したるのみならず、七千の兵に限定し、日本も亦この兵數を越ゆるなからんことを强調すると共に、日本軍が浦鹽より遙か西方に進まんことに反對した。然るに日本側に於いては、單りチェック・スローヴァック軍を救援するのみならず、露領に於ける獨立自治團體を援助せんとの目的を有し、且つ從つて兵數に於いて遙かに米國提案に越えてゐたのだ。

然らば如何にしてウイルソンを說得して、日本案に妥協せしむべきか。

爰に於いて伯は、一方駐米石井大使をして米國政府に交涉せしむるとともに他方、自ら駐日米國大使を說得して、米國政府を動かさしめんとした。

當時日本に駐在してゐた米國大使ローランド・ヱス・モリスは、米國フィラデルフィアの壯年辯護士で、四十を越したばかりの働き盛りであつた。彼はプリンストン大學時代のウイルソンの弟子の一人で、大のウイルソン黨であり且つウイルソン內閣員中に多くの友人を持つてゐた。

彼は仕事師であつた。さうしてウイルソン張りの理論家であつた。

彼は伯の內相時代から相知つてゐた。蓋し伯はモリスに於いて恰好の相手を發見したのである。

伯は直接モリスに會見して、非公式に話を付け、この難關を乘り越えようと決心した。さうしてこの仕事のために伯は、外務省の役人を煩さないで、筆者を通譯として帶同し、夜半しばしば米國大使館を訪れてモリスと會談した。

それは表面には一度も出なかつた。しかしそれだけに隨分互に腹心を披いての懇談であつた。

さて伯が、米國大使の來訪を求めて對米回答の要領を內話すると共に、宣言案の寫しを手交したのは、二十六日であつた。當日の會見內容は左の如くであつた。

大正七年七月二十六日午後四時米國大使ノ來訪ヲ求メ、外務大臣ヨリ「チェック」軍援助出兵ニ關スル米國政府ノ申出並之ニ對スル帝國政府ノ囘答趣旨ヲ內報セラレ、我宣言案寫ヲ手交セラレタリ。右內報ニ先チ、大臣ハ本件カ政客ノ爲ニ利用セラレタルヲ遺憾トスルノ意並外間傳フルトコロ正鵠ヲ得サルモノアルニツキ、玆ニ之ヲ內示セント欲スル次第ニテ、政府ハ重ネテ米國政府ヨリノ囘示アリタル後、本件顚末ヲ公表スル所存ナリトノ趣旨ヲ述ヘラレ、大使ノ問ニ對シテ、大臣ハ同日午前十一時英佛伊三大使ヘモ內示シタル趣ヲ語ラレタリ。經過內容敍述後、大臣ハ帝國政府出兵ノ趣旨ハ米國ト軌ヲ一ニシ、全然「チェック」軍援助ノ爲ナル旨ヲ覆說セラレ、之ニ加フルニ日本ハ地理上米國ト異リ、利害ヲ感スルコト緊切ニシテ、最近ノ情報ニヨレハ、滿洲里方面敵軍飛行機ノ活動、浮虜軍隊ノ組織的敎練、黑龍江艦隊中獨逸坐礁軍艦士官ノ活躍（之ニ對シテハ近ク帝國海軍ノ一部警備ノ任ニ當ルヘシ）等、警戒スヘキモノ少カラサルヲ知ル。仍リテ之亦考量ノ中ニ置カサルヘカラスト語ラル、アリ。米國大使ハ自國政府ヨリ概略電報アリタルモ、詳細ノ內示ヲ受ケタルハ之ヲ謝ストテ、別用ノ談ニ入リタリ。

次いで七月二十八日の午後三時、石井大使から、日本の出兵宣言案に對する米國政府の囘答が到著した。その內容は次の通りであつた。

──國務卿代理ハ日本ノ宣言案ニ言及シ、左ノ三點ニ付日本ノ注意ヲ喚起シタキ旨、希望ヲ述ベタリ。

一、Also to act in harmony with their allies（且聯合列强ニ對シ歩武ヲ齊フシテ…）ナル句ハ、（中略）御承知ノ通、英佛政府ト米國政府トノ意見ハ著シキ懸隔アリテ聯合國間ニ協調一致ヲ見ザルモノナルニ、右ノ如キ一句ヲ存スルニ於テハ、恰モ西比利亞干渉問題ニ付、各國一致行動スルガ如キ誤解ヲ招クヘク、斯ノ如キハ米國政府カ努メテ避ケント欲スル所ナリ。就テハ一致ノ程度ハ今回ノ浦鹽派兵ニ止マルコトヲ明カニスル爲メ、右ノ終リニ in this expedition（今回ノ出征ニツキ）ナル三字ヲ附加セラレタシ。

二、Having regard at the Same time to the special position of Japan（特ニ帝國ノ地位ニ顧ミテ──）ナル一句ニ付テハ米國政府ハ夙ニ日本ノ東亞ニ於ケル地位ヲ認識シ、石井ランシング協約ニ於テ明カニ之ヲ文書ニ見ハスヲ辭セザリシノミナラズ、右協約ノ成立ハ現政府ノ誇リトスル所ナルヲ以テ、右ノ一句ノ意義ニ付毫モ異存アル次第ニアラザルモ此一句ヲ存スル爲メ、恰モ大統領ガ懸念スル露國人ノ感想ニ惡影響ヲ與ヘントスルモノニアラズヤトノ印象ヲ與フル虞アルニ付、此見地ニ依リ、右ノ一句ヲ削除セラルヽ方然ルベシト思考ス。

三、If called for by further exigencies of situation 以下 Siberian Railway 迄（更ニ緩急ニ應シ西比利亞沿道ノ秩序ヲ維持スル目的ヲ以テ臨機軍隊ヲ增遣シテ該方面ニ出動セシムルニ決定セリ）ハ往電第四〇〇號記載ノ理由ニ依リ削除セラレンコトヲ望ム。

これは出兵宣言案に關する米國の抗議であつた。しかしそれよりも重大なのは、兵數と用兵地域の問題であつた。故に伯はこの米國よりの正式回答の來る前に兩三次、モリス大使を訪れ、ウイルソン提案の日米軍同數七千說の不十分なることを說明し、浦鹽より以西、數百哩の東支鐵道沿線警備の業は、かかる寡兵をもつてしては到底不可能なることを反覆縷述し、兵數の增加と、用兵地域の擴大に同意せんことを求めたのであつた。

しかるに月末に至り、或る夜モリス大使が、筆者の來訪を求めて來たので急訪すると、彼は、『後藤男の御意見を詳細本國政府に通電しましたところ、只今その返事が參りました。重要且つ緊急であると思ひますから、貴君から早速男爵に御傳達を願ひます。ウイルソン大統領は、兵數増加の件には、どうしても賛成致しません。若し日本がこの兵數では不可能とならば、米國としては西比利亞出兵を見合すより外はない、と申して參りました。』

と言つた。筆者はすぐ外相官邸に引返して、右の趣きを伯に傳へた。

その時の伯の顏を、筆者は今日もはつきりと眼前に思ひ浮べる。

白皙な顏に、鼻眼鏡、半白の髯の伯は、じつと默つて筆者の顏を見詰めた。悲痛な失望の色が顏一面に漂つてゐた。

『ウン、さうか。』

ただそれだけであつた。

一身を賭して折角ここまで國論を引摺つての、とどの揚句が米國大統領の反對である。

萬事休するか。

伯は悲痛胸に塞がつたであらう。新外相の第一步が、茲に一大蹉跌に出會つたのだ。

この米國政府の回答は、まもなく正式に齎された。その要旨は次の通りであつた。

多數ノ兵力ヲ派遣スルハ、露國人ヲシテ、西比利亞ニ對スル兵力干渉ナル誤解ヲ抱カシムルニ至ルヘク、如此ハ米國ノ本旨ニ非サルヲ以テ、日本カ强テ多數ノ軍隊ヲ派遣セントスルニ於テハ、米國ハ本件ヨリ脫退シテ、無關

係ノ狀態ニ立ツヘシ。米國ヨリ七千ノ軍隊ヲ、英國ヨリ約三千五百、伊太利ヨリ二千、佛國ヨリ三百ヲ派遣スルトシテ、日本ヨリ一萬乃至一萬二千ヲ超ヘサル軍隊ヲ送ラハ、合計二萬五千以下ニシテ、「チエック」側ノ希望ニ依ルモ之ニテ足ルヘク、露國人ヲシテ誤解ヲモ生セシメサルヘシ。且又米國ハ日本軍隊ノ指揮權ヲ認ムルノ外日本派遣兵力ノ米國兵ノ二倍ニ近キコトニテ、日本國民ノ諒解ハ得ラルヘシ。故ニ第二回ノ送兵ニ關シテハ、此際論及セサルコトトシ、必要起リタル場合、新問題トシテ議スルコトトシ度シ。

右の米國回答において日本の兵力を一萬二千と限定したのは、我が帝國の戰略單位は師團であり、强ひてこれを縮小しても、混成旅團以下の兵數を派遣することは我が軍制の許さざる所である。米國は縱し七千の兵數を局限しても、我れは建制上一萬二千を下ることができぬ。若し米國が之れを肯んぜなければ、我れは寧ろ出兵せざるに若かずといふ、强硬なる日本の意見に、米國が讓つた結果であつた。

さてモリス大使から、米國の回答を齎した翌朝早く、筆者は伯に呼ばれて、官邸に出かけて行つた。奥の一間に居た伯は、昨日とは打つて變つた上機嫌であつた。生き〳〵とした表情をもつて、元氣よくいつた。

『客觀的(オツエクテーフ)に物を見るのが俺のやり方だからな。』

と、につこりして、

『米國の大統領が反對なら、それでもよい。さういふ風に物を運ぶことにする。』

と言つた。それから筆者は伯の內意を、非公式にモリス大使に告げることの命を受けた。さうして伯は、國內の意見をもう一度纒めて、ウイルソンの條件で西比利亞出兵を斷行することに決心したのである。

一三、出兵宣言

米國の囘答に接したる伯は、直ちに寺内首相と協議し、三十日特に小田原に赴き、古稀庵に元老山縣を訪問し、囘答對策に就き打合せを遂げ、三十一日の閣議に臨んだ。翌八月一日も亦臨時閣議が開かれ、閣議半ばにして伯は參內した。而して同日午後三時から外交調査會が開かれた。

この日永田町首相官邸に召集された外交調査會には首相、外相、陸海軍兩相、平田、伊東、牧野、原、犬養の各委員、幣原、山田、栃內、兒玉の各幹事が悉く參集し、午後三時より同五時半まで凝議した。さうしてつひに米國の囘答に盛られたる希望を容れ、宣言原案に三點の修正を加ふることを決定したのである。さうして、兵力および地域についても、米國の囘答に同意を表するも、「浦鹽方面以外ニ出兵シ、且形勢ノ發展ニ伴ヒ、增援ノ必要アルヘキヲ豫想スル」旨を附言することになつたのである。

かくして政府は二日午後六時官報號外を以て「出兵宣言」を發表した。發表されたる出兵宣言には、米國の希望を容れ、前掲の宣言案のうち左の如く三點が修正されてあつた。

出兵宣言

（――前揭宣言案ニ同ジ）是ニ於テ帝國政府ハ合衆國政府ノ提議ニ應シテ其ノ友好ニ酬ヒ且今次ノ派兵ニ於テ（以上八字插入）聯合列强ニ對シ步武ヲ齊フシテ履信ノ實ヲ擧クル爲ニ特ニ帝國ノ地位ニ顧ミテ速ニ（以上十三字削除）軍旅ヲ整備シ先ツ之ヲ浦鹽ニ發遣セントス（傍線ノ部分ハ原案ニ於テハ『發遣シ更ニ緩急ニ應シ西比利亞沿道ノ秩序ヲ維持スルノ目的ヲ以テ臨機軍隊ヲ增遣シテ該方面ニ出動セシムルニ決定セリ』トアル

ヲ削除ス）

この帝國の出兵宣言は全く米國を出し拔いた形であつた。米國の宣言は漸く八月四日に至つて、國務卿代理から左の如く發表されたのであつた。

合衆國政府ノ判斷――全時局ニ對シ再三再四最モ愼重ナル考慮ヲ廻シタル後到達シタル判斷――ニ依レハ、露西亞ニ對スル武力的干渉ハ、現時同國ノ悲ムヘキ混亂ヲ囘復スルコト無クシテ、却テ更ニ其ノ混亂ヲ增加シ、同國ヲ其ノ困難ヨリ救出スルコト無クシテ、却テ之ヲ損傷スルノ結果ヲ齎スヘシ。從來屢提議セラレタルカ如キ武力的干渉ハ、假令東方ヨリ獨逸ニ攻擊ヲ行ハントスル眼前ノ目的ニハ有效ナリトスルモ、合衆國政府ノ判斷ニ依レハ、右武力干渉ナルモノハ、露國救濟ノ手段タルヨリモ、却テ單ニ露國ヲ利用スルノ結果ニ終ルノ恐レアリ。露國人ハ、假令之ニヨリテ何等カ利スルコトアリトスルモ、少クトモ現今ノ慘憺タル狀態ヨリ至急救濟セラルルノ利益ヲ享受スルヲ得サルヘシ。露國ノ物資ハ外國軍隊ヲ維持スル爲メニ消耗セラレ、決シテ彼等自身ノ窮狀ヲ囘復シ、又ハ其ノ男女兒童ニ糧食ヲ供給スルニ足ラサルヘシ。

吾人ハ目下、西方戰場ニ於テ勝利ヲ獲得セントノ目的――決定的ニシテ且自信アル目的――ノ爲ニ吾人ノ全力ヲ傾注シツツアルヲ以テ、合衆國政府ハ、此際吾人ノ勢力ヲ分割分散スルカ如キハ、最モ不得策ナリト斷ス。故ニ現時局ニ關スル米國政府ノ觀測ニ依レハ、武力的行動ハ、武裝セル獨墺俘虜ヨリ攻擊ヲ受ケツツアル「チエツク・スロバツク」軍ニ、出來得ル限リノ保護ト救援トヲ與ヘ、又自治又ハ自己防衞ノ努力ヲ強固ナラシムル爲ニ、露國人自身ニ於テ、浦鹽斯德「ムルマンスク」又ハ「アルハンゲル」方面ヨリ援助ヲ受クルヲ甘諾スル範圍ニ於テノミ、之ヲ認用スヘキモノナリ。現下ニ於ケル米國用兵ノ唯一目的ハ、後日露國軍隊ニ必要ナルヘキ軍需品貯藏ヲ護衞スルト共ニ、露國人カ結束シテ自衞手段ヲ取ルニ當リ、其甘受スヘキ幇助ヲ與フルニ在リ。而シテ米國政府カ「ムルマンスク」及「アーカンゲル」附近ニ於テ英佛兩國

政府ト協力作動シツツアル、亦實ニ右ノ目的ニ外ナラス。

目下西伯利亞ニ於テ、叙上ノ穩妥ナル目的ヲ達成スル爲、充分ナル軍隊ヲ使用シ得ルモノ、獨リ日米兩國アルノミ。仍テ米國政府ハ、日本政府ニ提議スルニ、兩國各數千ノ軍隊ヲ浦鹽ニ派遣シ、一體ト爲リテ同地ヲ占領シ且ツ目下西進中ナル「チエツク・スロバツク」軍ノ背後地方ヲ、能フ限リ警護セムコトヲ以テスルヤ、日本政府ハ此行動ヲ執ルニ同意セリ。

米國政府ハ、如上ノ行動ヲ執ルニ當リ、毫モ露國ノ政治的主權ヲ侵犯スル意思ナク、縱令已ムヲ得ス占領スルニ至レル一定地域内ニ於ケル地方的事件タリトモ、全然其ノ内政ニ干渉スルノ念ナク、且現在及將來ニ亙リ、更ニ其領土保全ヲ損傷スル意ナキノミナラス、却テ露國人民カ、奮然努力、以テ自家ノ事業ト、自家ノ領土及自家ノ運命ニ對スル支配權ヲ回復セントスルニ當リ、露國民自ラ受諾シ得可キ援助ヲ與フルヲ以テ唯一ノ目的ト爲スモノナルヲ、公然且嚴肅ニ露國民ニ對シ宣明セント欲ス。思フニ日本政府モ亦同樣ノ保障ヲ發ス可シ。合衆國政府ノ企畫ト目的トハ英、佛、伊三國政府ニ通牒シタルカ、右三國政府ハ主義ニ於テ之ニ同意ナル旨、國務省ニ照覆セリ。然リト雖合衆國政府カ、此重大事件ニ關シ到達シタル結論ハ、何等吾人ト共同戰鬪ニ從事スル諸政府ノ行動ヲ制限シ、若クハ其ノ任意ノ判斷ニ干渉セントスルモノニ非ス。

尙ホ機會アル毎ニ、各種ノ方面ニ於テ、多少組織的方法ニ依リ、西比利亞人民ノ緊要ナル需要ヲ充サンカ爲メ、有益ナル報道ヲ播布シ、且ツ溫健ナル教育的援助ヲ與フル最良方策ヲ施設スルニ慣レタル商人、農事專門家、勞働顧問、赤十字代表者及基督教青年會代表者ヨリ成ル一團ノ委員ヲ、最近ノ機會ニ於テ西比利亞ニ派遣センコトハ、亦合衆國政府ノ企圖スルトコロナリ、此計畫ノ遂行ハ「チエツク・スロバツク」ニ對スル軍事的援助ニ隨伴ス可キモノニシテ、之ヲ妨碍ス可キモノニアラス。聯合與國政府カ、苟モ必要又ハ可能ナル場合ニハ、如上ノ軍事的及經濟的計畫ノ遂行ニ積極的援助ヲ供與センコトハ、合衆國政府ノ希望シ且ツ期待スルトコロナリ。

茲に於いて伯は米國宣言發表の翌日、即ち八月五日、米國大使と會見したる際に、帝國の出兵宣言發表期の迅速であつた事情を釋明して、

『米國政府の修正提議を容れることに決定した以上、寸刻も早く世人の疑惑を一掃したかつたから。』と次に掲げられた會見錄が示してゐる如く、高飛車的外交辭令を用ひて、米國大使の口を封じてしまつた。

八月五日午後三時、米國大使ハ外務大臣ノ許ヲ得テ、ランスフホード・エス・ミラー（京城在勤總領事ヨリ國務省極東局長ニ轉任歸國ノ途中ニアリ。）ヲ伴ヒ來訪ス。大臣ヨリチエック軍援助ニ關スル日米兩國政府協議ノ纏レルヲ喜フ旨ヲ述ヘラレ、大使ハ自國政府ノ宣言接到ニ言及シタルカ、大臣ヨリ右宣言ハ石井大使ヨリノ來電ニ由レハ、米國大使ヨリ我政府ニ送付スル筈ナリトアルヲ語ラレタリ（宣言書寫ハ同日夕刻大使ノ依賴ナリトテ、永井秘書官宛添翰トトモニミラーヨリ送付シ越セリ。）

帝國政府出兵宣言發表ノ急速ナリシニ關シ、大臣ハ右ハ何等他意アリシニ非ス、只タ本件ニ關スル誤報謬聞世間ニ流布サルルノ甚シキヨリ、我政府ニ於テ米國政府ノ修正提議ヲ容ルルコトニ決定シタル以上、寸刻モ早ク世人ノ疑惑ヲ一掃セント欲シタルカ故ニ、將又各自獨立宣言發表方法ニ付テハ打合ハスヘキ旨米國政府ヨリ特ニ申出モナク、別段差支ナシト思考シタルカ故ニ、二日發表シタリ。米國政府宣言ニ關シテハ、出兵ノ趣旨既ニ一ナリ、其內容ヲ殊ニスルノ謂ナシト思考シ、全然米國政府ニ信賴シタルナリト告ケラレ、次テ我出兵數ニ關シテハ、大統領ニ於テ何等疑惧シ居ラルルトコロアルカ、特ニ繰返シ念ヲ推サレタル樣、石井大使ノ來電ニ見ユルトコロ、右ハ大統領カ本邦何レカヨリ發セラレ、單ニ新聞紙上ノ記事ニ基ケル情報ニヨリ、一種ノ印象ヲ得ラレタルコト其原因ナルヘシト推測スルモ、之全然杞憂ニシテ、我出兵數ハ一萬二千ヲ越ユルコトナカルヘシト述ヘラルルヤ、大使ハ右ノ種類ノ報道ハ、聯合通信ノ日本ノ新聞記事其儘ヲ綜合シテ送報スルカ爲ナランカト辨疏的中言ヲナセリ。

大臣ハ語ヲ續キテ、我政府ハ當初必要ト認メタル程度ノ出兵ヲモ、米國政府カ出兵本來ノ目的ニ副ハサルノ虞アリトナスモノハ悉ク米國政府ノ立場ヲ諒トシテ之ヲ減縮シ、專ラ兩國ノ協調ヲ完全ニシタシトノ衷心ヨリ、確定議ニ達シタリ、然ルニ右ニ關シテハ、新聞紙等揣摩臆測ノ結果、無根ノ記事有害ノ謬說ヲ載スルモノ極メテ多キモ、何レモ眞相ヲ傳ヘス、其邊ノ消息ハ本邦ノ事情ニ精通セルミラー新局長ヨリ、米國當局ヘ說明アルヲ望ムトノ趣旨ヲ詳述セラレタリ。

ミラー著任ノ頃ニ問題トナルヤモ測ラレサルニツキ、所謂出兵增加ヲ要スヘキ事態ノ發生ニ關シ、何等聞クトコロアラハ幸甚ナリト、大使ノ請ニ對シ、大臣ハ滿洲里方面ニ於ケル過激派軍ノ暴狀、獨墺俘虜ノ跋扈、在留本邦人ノ被害ニ關シ、諸情報ニ就キ詳述サルルトコロアリ、在米大使亦ナイト提督其他ノ向ヨリ同件ニ關シ聞及セルトコロアリトテ、事態ノ尋常ナラサルヲ認ムルモノノ如クナリキ。

一四、北滿派兵問題

米國との共同動作として、一萬二千の兵を浦鹽に派遣したる我國が、數日を出でずして二千の兵を突如として南滿より北滿に移動した時には、米國上下は愕然として驚いた。彼等はこれを目して日本の二重外交となした。それは外務省の決定したるところを、參謀本部が勝手に覆したるものと誤解したのである。

しかしこれは、日本側に取つては、西比利亞出兵とは全然異なる日支軍事協定に基く行動であつて、地域としては露領西比利亞にあらざる支那の領土內のことであつたのである。

ゆゑに八月十三日をもつて、米國その他の國々の誤解を解くために、我が外務省は左の如き宣言を發した。

輓近滿洲ニ接邇スル露領地方ニ於テ、武裝セル獨墺俘虜ハ事實上露國過激派軍隊ノ指揮權ヲ掌握シ、勢力日ニ加ハリテ、既ニ支那ノ邊境ヲ壓シ、事態益々急ニシテ、現ニ滿洲里附近ノ日支兩國住民ハ、爲メニ避難撤退ノ已ムヲ得ザルニ至レリ。是レ單ニ支那領土ニ對スル脅威タルニ止マラズ、又實ニ支那ト休戚ヲ共ニスル日本帝國ニ在リテ等シク不安ヲ感ゼザルヲ得ザル所ナリ。是ニ於テ日支兩國政府ハ切實ニ此情勢ニ處スルノ方圖ヲ商量シ、應急ノ處置トシテ在滿洲守備軍ノ一部ヲ移動スルコトニ決セリ。

叙上軍隊ノ移動ハ、日支兩國歩武ヲ整シクシテ、共ニ國難ニ備フルノ意ニ出デタルモノナルガ故ニ、固ヨリ支那ノ主權及ビ地方人民ノ權利ハ嚴ニ之ヲ重ンジテ秋毫モ侵スコトナカルベク、兩國孚信ノ隣誼茲ニ益々敦キヲ加フベキハ疑ヲ容レザルナリ。

またこれと同時に、外務當局の說明として、次のごとく發表した。

――事の玆に到れるに就いては、支那政府にても、過激派軍隊の侵襲に伴ふ滿洲里方面の不穩、住民の避難等、地方官憲に命じてその情勢を具さに調査せしめたる結果、同方面に對する派兵の必要を認むるに到りたるものの如く、卽ち日支兩國政府間の交涉を見て、雙互隔意なき商量の下に事を決したるものなれば、兩國何れより提議したるにもあらず、憂を同じくせる兩國政府に於て、互に意思の合致を見たるものと解すべく、その結果は勢ひさきに成立したる日支軍事協約の活用を意味するものと云ふを得べし。

この問題に就いても、伯は外相として米國大使と接衝しなければならなかつた。すなはち伯は、八月十三日午後三時、米國大使の來省を求め、次の趣旨を以て詳細に說明を行つた。

過激派軍隊ハ、輓近滿洲里方面ニ於テ武裝セル多數獨墺俘虜ノ事實上ノ指揮ニ服シ、「セメノフ」軍ヲ支那國境ニ壓迫シ、滿洲里ノ一部ハ砲擊ヲ受ケ、該市在留日本人二百五十餘名ハ終ニ海拉爾ニ避難スルノ已ムヲ得サルコトトナリタルニ當リ、該地方ニ駐屯スル支那軍隊ハ兵力微弱ニシテ、過激派軍隊ニ抗スルコト能ハス、僅ニ之ト妥協シテ一時其ノ侵入ヲ免レタルモ、形勢日ニ險惡ニ陷ルニ至レリ。依テ帝國政府ハ不取敢我南滿洲駐屯軍ノ一部ヲ滿洲里地方ニ移動スルコトニ決定セリ。尤モ右日本軍隊ノ移動ハ、支那ノ同意及協力ヲ以テ、支那領土內ニ限リ之ヲ行フモノニシテ、一時應急ノ要ヲ了スレハ直ニ撤退スヘク、從テ今次ノ浦鹽共同出兵又ハ露國領土內ニ於ケル軍事行動トハ全ク性質ヲ異ニシ、直接ノ利害關係ヲ有スルモノハ日支兩國ニ止マル。唯タ時節柄誤報ノ傳ハランコトヲ虞レ、特ニ之ヲ內告スル次第ナリ。

續いて伯とモリス大使との間に二、三の問答があつたが、それによつて、わが滿洲里移動兵數は二千を超えず、支

那兵數も約二千、これに對して敵勢は五千と傳へらるることを明かにした。そして右問答の後の會談の模樣は、次の通りであつた。

大臣ハ更ニ地圖ニ就キ説明セラルヽトコロアリ。浦鹽方面チエツク軍、幸ニ同附近ノ敵ヲ破リ、西行ヲ始ムルヲ得ンカ、滿洲里ニ有力ナル日支軍ノアルハ、同地方ニ達スル迄ノ鐵道通過ヲ安易ナラシムルノ利アリ。我軍ニシテ國境ヲ超エテ、カルムイスカヤ方面ニ向フヲ得ハ、一層效果アランモ、本派遣軍ハ滿洲里ヨリ進ンテ露領ニ入ルモノニアラスト附言セラル。尙大使ノ問ニ應シ、大臣ハ本件ハ石井大使ヲシテ米國政府ニ通告セシメ、英佛伊各政府ニモ亦同樣通告シアルコトヲ告ケラレ、大使ハ大臣ヨリノ本内告ニ對シ謝意ヲ表シタリ。

一五、ホルワット援助問題

チェック軍救援問題に關聯して、當時、西比利亞には、過激派に對抗する假政府の組織運動が進展してゐた。その すでに組織せられたる假政府は三つあつた。その一はダーバ派の西比利亞政府であり、二はホルワット將軍の極東政府であり、三はノヴォニコラエウスクの西比利亞政府であつた。このうちホルワット將軍の極東政府はしば〳〵使者を外務省に派遣し、伯に面會を求め、該政府の援助方を申し入れた。卽ち大正七年七月十九日午後二時、露國大使クルペンスキー並にコルチャック提督は、伯を外相官邸に訪問し、特にコルチャック提督はホルワット將軍の極東政府の存立問題に言及し、「聯合諸國（日本ヲ含ム）代表者ハ、最近俄カニホルワット將軍ニ對シ反對ノ態度ヲ持スルニ至リタル處、右ハ頗ル了解ニ苦シム所ナリ。希クハ日本政府ニ於テハ、同將軍ヲ見捨テラルルコトナク、之ヲ援助セ

ラレタシ」と陳情せるに對し、伯は「該問題ノ解決ハ聯合列國ノ意見一致ニ俟タサルヘカラス。日本ハ列强說得ニ付勞ヲ惜ムモノニ非サル」旨を答へた。更に又同月三十一日、露人ウォストローチンが、外務省に伯を訪れ、西比利亞問題に言及し、次の如く陳述した。

御承知ノ如ク今ヤ西比利亞ニハ種々ナル政派黨派アリテ互ニ相爭ヒ、哈爾賓ニ於ケル極東政府アリ。浦潮斯德ニ於ケル西比利亞政府アリ。「ホルワート」將軍ハ固ヨリ自ラ政權ノ野心アリテ政府ヲ設立シタルニアラス。哈爾賓地方ニ於ケル有志カ擁立シテ以テ地方ノ治安ヲ維持シ、國家ノ確立ヲ期スルニ外ナラス。浦鹽斯德ニ於ケル政府ナルモノハ社會主義ヲ以テ立國ノ基礎トナスニ對シ、吾人ハ國家社會主義ヲ以テ立テリ。浦潮斯德ニ於ケル「チエツク・スロウオツク」カ、過激派ニ對シ、猛然西比利亞內地ニ向テ進軍スルニ當リ、吾人ハ極力之ヲ援助セムトスルモ、浦潮斯德ニ於ケル西比利亞政府ハ之ヲ拒ミ、列國領事亦之ニ賛成シ、在北京列國使臣亦充分吾人ヲ支持スル能ハスシテ、目下西比利亞ニ於ケル狀態ハ如何ニモ混沌タリ。日本政府カ西比利亞ニ出兵セラル丶ニ當リ、如何ナル政派ヲ援助セラルヘキ方針ナルヤ。

これに對し伯は、

日本ノ出兵セムトスルノ目的ハ、混亂狀態ニ陷レル西比利亞ニ於ケル秩序ヲ恢復シ、露國民ヲ救濟セムトスルニ外ナラス。故ニ露國內ニ於ケル甲黨ヲ援助シ、乙派ヲ排擠セムトスルカ如キハ、固ヨリ出兵ノ趣意ニアラス。大體ノ目的ハ右ノ如クニシテ、之ヲ達セムカ爲メ、日本軍カ如何ナル行動ニ出ツヘキヤ、幷ハ事件ノ進展ニ伴フ成行ナリトス。

とあつさり答へて確言を與へなかつた。蓋しこのホルワット政府援助の問題については、元老山縣の指金があり、杉山茂丸、夏秋龜一、臼井哲夫等の暗躍があつたと傳へられる。

右についての杉山の回顧談は、次の通りである。

寺内内閣の外相として後藤伯は、山縣公と自分とで計畫した西比利亞經營案の實現を、寺内首相と協力して打ちこはしてしまつた。

山縣公は、この西比利亞經略案の實現に依つて、君國への最後の御奉公を致す覺悟であつた。卽ち夏秋龜一氏をイルクツクに派遣し、ホルワット將軍を入國せしめ、西比利亞獨立を策したのであつたが、夏秋氏が出先領事の佐藤氏にこの點に就き諒解を求めた。

一方、自分は山陽ホテルに陣取り、事端の發生と同時に、山縣公は參内して上奏する覺悟であつた。

然るに、佐藤領事からホルワットに關する情報が後藤外相の手許へ到達すると、後藤外相は直ちに寺内首相に報告し、協議の結果、ホルワットの入國を禁止した。この報告を山縣公に傳へると、山縣公は葡萄酒の盃を床上に投げつけて「もう駄目だ!」と嘆息された。

またこの當時、哈爾賓に於いて活躍した夏秋龜一も、當時の事情を左の如くに語つた。

我國が未だ西比利亞に出兵中の事であつた。私と臼井哲夫氏とが哈市に出かけた。その時哈市駐在の我軍隊の司令官は中島正武少將で、その下には荒木貞夫中佐もゐた。

その時、白軍のホルワット將軍を日本へ連れ出すことゝし、私と臼井氏とは長春へ、杉山茂丸氏は馬關へ出張したのであつた。

私達はどれだけ待つてゐても、ホルワット將軍が出て來ぬので業を煮やして、哈市へ出かけて見た。すると、ホルワット將軍は「駄目だ〳〵!」と云ふ。「どうして駄目なのか」と聞くと、將軍の曰く。

「佐藤領事（後の尙武大使）がどうしても査證を與へて吳れぬ。總領事は英米に對して氣兼ねしてゐるのだ。」といふ。とう〳〵將軍の連れ出しは駄目になつてしまつた。其後ホルワット將軍から使が來て、一億圓の借款を申込んで來た。

後藤さんにお願ひすると「寺內首相が承諾すればよいわけだが……」との御話である。それで臼井哲夫氏がしきりに寺內さんに懇願した。その結果漸く承諾を得た。

ところが俄然、內閣が更迭しなければならぬ羽目に落ち入つた。それで寺內首相は、

「コンナ事を內閣に引繼ぐと問題だから」と言はれ、とう〳〵この計畫も水泡に歸した。

當時、藏相の勝田主計氏も日本には金が餘つて困つてゐる時であつたし、右の趣旨に大賛成であつた。そして朝鮮銀行あたりから融資する事に大體話が纏まつてゐたのに、惜しい事をしたものと今でも思つてゐる。

一六、西比利亞派兵の效果

上述の如く幾多の紆餘曲折を經て西比利亞出兵は行はれた。卽ち八月九日、大谷大將は浦鹽派遣軍司令官に親補せられ、八月十一日早くも我が第十二師團は浦鹽に上陸した。次いで第三師團も派遣せられ、九月五日にはハバロフスクを占領し、更に南滿洲に駐屯してゐた第七師團の一部もこれに參加した。十月中には後貝加爾州に至る東部西比利亞一帶の地の治安は維持せられ、チェック・スローヴァック軍もその西部に遮斷せられたる友軍との連絡提携を達成し得たのであつた。

然るに九月下旬、後に記述する如く、寺内内閣は總辭職を行うたのであつた。伯も亦外相の椅子を去つた。總辭職の時期が今一箇月ほど遲延したのであつたならば、伯は西比利亞出兵當初の目標たるチェック・スローヴァック救援の實效を收めたるの事實を認識して、快く椅子を去り得たであらう！

伯の辭任直前、卽ち九月二十三日附で、外務當局において調査作成せる「西比利亞出兵の效果」と題する文は、當時における出兵の進捗狀況を左の如くに記載してゐる。

聯合列强協調ノ下ニ「チェック」救援ノ目的ヲ以テ、帝國ガ本年八月中旬、其軍隊ヲ浦鹽ニ出動セシメシ以來、帝國軍ヲ主力トスル聯合軍ハ、「ニコリスク、ウスリスキー」ヨリ、北方「ハバロフスク」ニ進擊シ、獨墺俘虜及過激派軍ガ、西進シテ黑龍鐵道ニ依リ「ブラゴウエシチエンスク」方面ヘ向フヤ、帝國軍ハ之ヲ追擊シ、九月十八日同市及「アレキセーフスク」ヲ占領シ、更ラニ西進シツ、アルカ、一方滿洲里後貝加爾方面ヨリ「セメノフ」支隊ヲ援助シテ進出セル帝國軍ハ、九月六日「チタ」ヲ占領シ、「イルクーツク」方面ヨリ東進シ來レル「チエツク」軍及西部西比利亞政府軍隊ト完全ニ連絡ヲ保ツト共ニ、「カルムイスカヤ」ヨリ東北方黑龍鐵道ニ沿ヒ、「ネルチンスク」「タブツカル」ヲ進擊シ、更ニ東方ニ進出シツツアルヲ以テ、敵勢力ハ目下「アレキセーフスク」及「タブツガール」間ニ於テ挾擊セラレ、其一部ハ北方「ゼーヤプリスタニー」方面ヘ逃レツ、アル現狀ナリ。（「ニコラエウスク」ニ於テモ九月九日、我陸戰隊ヲ上陸セシメ、赤衞軍ヲ解散シ、敵勢力ヲ掃蕩セリ）

帝國軍ノ行動ハ、大要前述セル如クナルカ、今日迄ニ現ハレタル西比利亞出兵ノ效果ヲ列擧スレハ左ノ如シ。

一、敵勢力ノ掃蕩

西比利亞出兵前ニ於ケル在西比利亞獨墺俘虜ハ、總計約十一萬三千（内確實ニ知リ得タル武裝俘虜約二萬二千以上ニシテ、適時武裝シ得ルモノ約一萬六千）ニシテ、在東部西比利亞過激派軍ハ約一萬五千以上ニ達シ居リタル處、出兵ノ結果彼等ハ到ル處擊破セラレ、或ハ武裝ヲ解除セラレ、或ハ投降シ、或ハ離散シ、目下其殘黨ハ約二萬八千ニ過キス。今ヤ彼等ハ「ゼーヤ」河上流ニ逃竄シツヽアリ。直接戰鬪ニ於テ得タル俘虜數ハ明カナラサルモ、數百名ヲ出テサルヘシ。此等俘虜ハ聯合與國共有ノ俘虜トシ、西比利亞ニ收容セラレ居レリ。戰利品トシテ鹵獲又ハ押收セルモノハ、輕砲艦及汽艇計二十二隻、機關車貨車列車裝甲列車二百餘輛、各種大砲百二十五門、其他彈藥銃器等ナリトス。

二、東西「チエツク」ノ連絡

「チエツク」軍ハ我軍ノ援助ニ依リテ九月一日東西相連絡シ、西部西比利亞政府軍隊ト共ニ、九月九日ヨリ「ウラル」方面ニ向テ輸送ヲ開始シ、目下引續輸送中ニシテ、同方面ニ於ケル戰況ノ急ヲ救ハントス。而シテ之ニ關聯シテ、西比利亞鐵道ノ改善又ハ管理、及聯合軍ノ「ウラル」方面進出等ノ新問題正ニ惹起セラレントシツヽアリ。

三、西比利亞ノ秩序維持

過激派ノ跳梁時代ニ生命財產ノ不安固ヲ感セシ一般露國人ハ、出兵ニ依リ秩序ノ維持セラルヽヲ見テ大ニ感謝シ、與國軍ヲ好感ヲ以テ歡迎シツヽアリ。今ヤ帝國ヲ始メ聯合國ハ「ホルワツト」政府、「デルベル」政府、及「ヲロゴツキー」ノ「オムスク」政府トノ間ニ立チテ、之カ妥協ヲ促進シ、以テ西比利亞ニ於ケル政權ノ確立

ニ努力シツヽアリ。

四、反過激派勢力ノ増進

前記諸政府ヲ始メ、「セメノフ」軍哥薩軍ノ勢力ハ復活シ、殊ニ黑龍哥薩軍首長「ガモフ」ノ如キ、帝國軍ノ支援ヲ得テ、九月十八日「ブラゴウェシチェンスク」ニ進入シ、同地ニ於テ黑龍政府ノ樹立ヲ宣言セリ。之ヲ要スルニ、西比利亞出兵ニ依リ敵勢力ハ一掃セラレ、東西ノ「チェツク」軍ハ連絡シ、西部西比利亞政府軍ト共ニ今ヤ「ウラル」方面ニ向テ進軍シ、「チェツク」軍ノ急ヲ救ハントスル一方、西比利亞ニ於ケル秩序ハ漸次恢復ノ緒ニ就カントシ、反過激派軍ノ勢力増進ニ伴ヒ、對獨軍隊ノ復活ヲ見ントスルノ機運ニ向ヒツヽアリ。

かくの如く、西比利亞出兵は、伯の外相在任中は、目醒ましき成功を收めつつあつた。否、伯が外相の椅子を去つても、その後一年間は、形勢すこぶる有利に見えた。すなはち西比利亞の反過激派軍は、聯合國の應援の下に形勢大いに振ひ、オムスクに政府を建てたるコルチャック提督は、兵をウラル方面に進め、歐露におけるユデニッチ、デニキン等の反過激派軍と連絡し、つひに一時は全露政府の成立となつたのである。

尤も戰局の擴大すると共に、派遣兵もまた漸次增加せざるを得なかつた。帝國政府は最初出兵の際、上記の如く、一應米國の回答に同意を表するも、形勢の發展に伴ひ、增援の必要あるべきことを豫想する旨附言してゐたが、その豫想せし増援の必要は直ぐに起つた。さうしてその都度聯合諸國の了解を得て援兵を送り、出兵三箇月の後には、すでに七萬三千の我が兵が、西比利亞に馳驅してゐたのである。これに伴うて、西比利亞出兵の目的も、最初はチェック・スローヴァック軍の救援にあつたものが、何時の間にか、西比利亞の政情の安定、滿鮮に對する脅威の防止、わ

が居留民の生命財産の安固、交通の自由の保障等を、駐兵の理由とするに至つたのである。
然るに大正八年十月頃に至つて、西比利亞の形勢は一變の兆を呈して來た。白露軍は次第に勞農軍のために撃退され、十一月にはもはやオムスクをも支へ得ずして、イルクーツクに撤退し、つひにチタに移り、形勢日に非となつたばかりか、最初聯合軍の救援を乞へるチェック軍が、却つて勞農軍に投じ、西比利亞は全く混亂に陷つた。
この形勢を見るや、米國軍はやくも見切りをつけて、九年一月撤兵してしまつた。英佛諸國軍もまた米國軍に傚つた。然るに最後まで頑張つたのは、我が國軍であつた。さうしてつひに尼港事件の不祥事さへ惹起し、駐兵四年有餘、國帑を費すこと十億圓、三千五百の將兵を曠野に失つて、しかも得るところは何であつたか。西比利亞の出兵がその最初の成功の華々しかつただけ、その終末の失敗の慘めなりしことは、轉た進むは易く退くは難しとの言葉を、如實に思はするものがあつた。

一七、西比利亞經濟援助の議

さて吾人は、再び伯の外相時代の物語に歸らねばならぬ。
その當時、西比利亞出兵の問題と前後して起つたのが、西比利亞に於ける露國民を經濟的に救援せんとするの議であつた。この議はまづ聯合與國間に起り、我國も亦これが爲めに、特別なる委員會を設置するに至つたのである。
その事の起りは、石井駐米大使が大正七年六月二十六日、米國國務卿に面會した際、同大使から對露經濟委員派遣計畫に就いて質問したところ、國務卿が、

經濟委員派遣ノ議ハ、吾人ノ主張ニシテ、夙ニ大統領ニ勸告シツツアリ。吾人ノ目的ハ損益ヲ顧ミス、殆ント慈善ニ等シキ基礎ニ於テ露國民ニ缺乏セル物品ヲ供給シ、西比利亞農産物ト物々交換ヲナシ、以テ露國人ノ民心ヲ繫クト同時ニ、食料ノ獨逸ニ渡ルヲ防カムトスルニ在リト説明シ、尙經濟委員派遣ノ目的カ慈善的ナルコト、及露國人カ日本ヲ以テ政治的野心アリトナシ、英國ヲ以テ商業的跋扈ノ野心アリトナスノ二理由ニ依リ、經濟委員ハ米國人ノミヲ以テ組織スルハ、事ノ成功ヲ期スル所以ナルヘシ。（中略）米國ハ露國ニ對シ、政治上何等ノ野心ヲ有セス、潔白ナルモノナルカ、實ハ商業上ト雖今日ハ勿論今後ニ於テモ多大ノ希望ヲ有セス。又何等ノ特權ヲ得ント欲スルニモアラス。吾人ノ目的ハ全然戰ニ勝ツノ一點ニアリ。

と答へたことにある。石井大使は直ちに伯宛てに、米國の對露援助計畫の趣意を通報してきた。

玆に於いて伯は、六月二十八日午後二時、露亞銀行總裁プチロフが外相官邸に伯を訪問したる際、對西比利亞經濟援助問題に就いて、伯から積極的に言及するに至つた。プチロフが伯を訪問した主たる用件は、彼が七月七日、日本を發して米國へ赴かんとする爲めの挨拶であつたのだ。會見談の内容は左の通りであつた。

――次ニ大臣ハ政府ヨリ全然獨立シ、日露協會又ハ赤十字ノ事業トシテ西比利亞ニ人ヲ派シ、救援ノ趣旨ヲ以テ、食料品衣服等ヲ送リテ物々交換ヲ爲サシムルコトヲ考慮中ナル旨ヲ話サレタルニ、プチロフ氏ハ露國ノ要スル所ハ秩序ニシテ、秩序タニ確立セハ物資ノ問題ノ如キ必スシモ憂フルニ足ラス、希クハ聯合諸國殊ニ日本ノ力ニ依リテ露國ニ秩序ノ確立セラレムコトヲ、然ラサルニ於テハ、露國内ノ秩序ハ獨逸ノ力ニ依リテ確立セラルルニ至ラムコトヲ懼ルト述ヘ、重ネテ謝意ヲ表シテ引取リタリ。

右の如く露亞銀行總裁プチロフは、この問題については、あまり熱心でなかつたが、石井大使の報告を受けて以來伯は心中私かに、なほもこれが對策を練るを怠らなかつた。蓋しこの種の施設を、米國人の獨占に委すことは、わが東洋政策を實行する上において、得策でないと考へたからである。ところが七月二十一日發電、石井大使より重ねて

次のごとき報告があつた。

米國政府ハ最近ノ機會ニ於テ、西比利亞ニ向ケ商人、農藝家、勞働顧問、赤十字及基督教青年會代表者等ヨリ成ル委員ヲ派遣シ、以テ幾分組織的ニ住民ノ緊急ナル經濟的要求ヲ滿タサント欲ス。此ノ考案ノ實行ニ付イテハ、「チェック」軍救援ノ爲出スヘキ兵力ニ隨伴シ、之ト協調ヲ保タシムヘシ。

かくのごとく、米國の對西比利亞經濟援助の計畫は、いよ〳〵熟し來つた。更にまた七月三十日、在東京英國大使が幣原外務次官に手交した覺書の冒頭には、次の如く記されてあつた。

英國政府ハ露國人民ヲ救濟スル爲、經濟的援助ヲ爲スコトヲ以テ對露西亞聯合國干渉ノ最モ重要ナル部分ナリト思考ス。而シテ英國政府ハ、斯ル救濟ノ提供ハ聯合軍ノ西比利亞出動ニ伴フヘク、且聯合國間ノ合意ニ依リ實行セラルヘキモノナリト思惟ス。（中略）又合衆國政府ハ機會ノアラン限リ、有ラユル方法ニ依リ、人民直接ノ窮乏ヲ救濟スル爲、一ノ委員團ヲ西比利亞ニ派遣スルノ意思アルヲ明ニシタルカ、英國政府ハ之ト充分ノ協同ヲ惜マサルベキ旨回答シタリ。

かくしてこの問題は、完全に國際的重大意見となつてしまつたのである。

しからばこの間に處して、伯は如何なる對策をめぐらしたのであつたか。

一八、伯の對策

ここにおいて伯は西比利亞經濟援助の問題につき松岡、木村兩書記官に命じて、帝國の對策立案を起草せしめた。

その際伯は、次の手記を以て、兩書記官に示した。それが對策立案の基礎となつたのである。

帝國軍ニ前後シテ、シベリア露國窮厄ヲ匡救援助スル施設ヲ必要ナキカ。前項ノ施設ヲ必要トセハ、如何ナル組

織ヲ適當トスルカ。
此組織機關ノ中心ヲ官民孰レニ置クヘキカ。將又官設ノ中心ト民設ノ中心トヲ設クヘキカ。或ハ公共團體トシテ中心ヲ設クヘキカ。
其命名宣言ヲ如何ニスヘキカ。
其組織並規定ヲ如何ニスヘキカ。
中心ト各種ノ實際活動ヲ如何ニ取締ヲ規定スルノ必要ナキカ。
露國々力ノ復興ノ努力ヲ助クルノ施設ナリ。
政府ノ助力金必要アリヤ否。

かくて伯の命に依つて松岡、木村兩書記官は對案を起草した。對策意見の要領は左の如くであつた。

西比利亞ニ於ケル帝國軍ノ活動ニ伴ヒ、一面西比利亞住民焦眉ノ急タル食糧其ノ他必需品供給ノ途ヲ開カサルヘカラス。他面米國其ノ他ノ利權獲得ニ對抗シテ、此際帝國ノ經濟的活動ノ基礎ヲ確立セサルヘカラス。然リ而シテ二者ハ之カ實行上密接不可離ノ關係ニ在ルヲ以テ、一機關ニ委任スルヲ要ス。乍去政府自ラ之ニ當ルハ、露國民及外國ノ疑心ヲ誘起スルノ虞アルカ故ニ、民間ノ企業團體ヲシテ之ヲ實行セシムルコト、目的ヲ達スルニ便宜多シ。

然レトモ本邦企業家ノ實情ニ照シ、此ノ際多大ノ費ヲ投シテ國家的事業ニ當ルノ氣力アルモノ鮮シ。勢ヒ政府自ラ二、三千萬ノ資ヲ投シテ之ヲ保護援助シ、之カ實行ニ當ル主任者ハ、對外企業ニ付特ニ手腕ト達識アル民間ノ實業家ヨリ之ヲ採ラサルヘカラス。要ハ思切リ資ヲ抛チ人ヲ選ヒテ、之ニ一任スルニ在リ。

第一ノ西比利亞救濟問題

（イ）一時的救濟　卽帝國軍ノ進出占領セル地方、又ハ帝國軍ノ出動ヲ俟タスシテ、過激派ノ勢力ヨリ脫出シ、一時秩序ヲ囘復セル地方ニ對シ、恩惠的ニ差當リ缺乏ニ苦メル生活上ノ必需品ヲ給與シ、民心ヲ收攬スルコト。

之カ爲ニハ、政府ハ相當ノ資金ヲ支出シ、民間企業家ノ醵金ト併セテ右資金トナスヘシ。

（ロ）永續的救濟

一、地方自治團體ニ對スル財政援助　恩惠的救濟ハ一時的ニ止メサルヘカラス。當面ノ急ヲ救ヒタル後ハ、地方住民ヲシテ自ラ團體ヲ組織シ、各自獨立ノ財政計畫ヲ立テシメ、之ヲ援助スルノ外ナシ。（中略）

二、物資輸送方法改善　鐵道ノ管理及船舶ノ調節ニ努力シ、(1)殊ニ東支鐵道及南滿鐵道トノ聯絡輸送ヲ速ニ復舊完成シ、(2)黑龍江及松花江ノ水運囘復ヲ計ルコト急務ナリ。（中略）

三、輸出入制限ノ撤退自由貿易　西比利亞ノ經濟的救濟ノ第一ハ、物貨ノ自由且迅速ナル交換及配給ニ在リ。之カ爲ニハ露國自ラ制定セル輸出入制限ヲ撤廢セシメ、北滿ヨリスル聯合諸國ノ輸入制限ヲモ此ノ際撤去シ、寧ロ自由貿易ニ任スルノ方針ヲ確立セサルヘカラス。

第二ノ企業問題

（イ）民間企業家ノ「シンヂケート」ノ急速組織　我國民海外企業ノ失敗ハ、常ニ企業家各自ノ妬疑競爭ノ弊ニ基ク、而シテ米國ノ如ク大企業國民トノ競爭ニ於テハ、我資本家ノ協力ヲ以テ對スルノ外ナシ。此ノ弊ヲ除キ、此ノ必要ニ應スルニハ、民間企業家ノ合同協力ヲ計ルノ要アルハ言ヲ俟タス。

（ロ）「シンヂケート」ト金融業者トノ聯絡　之カ爲ニ政府ノ有力ナル保護ト奬勵ヲ要ス。

（ハ）「シンヂケート」代表者ノ西比利亞派遣（中略）

此の成案を得たる伯は、いよ〳〵これを具體化するの意を決し、直ちに閣議の承認を經た。さうして西比利亞經濟援助委員會官制は八月十八日、勅令第三百二十八號を以て、左の如く公布せられた。

第一條　臨時西伯利經濟援助委員會ハ外務大臣ノ監督ニ屬シ西伯利ニ於ケル經濟援助ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條　臨時西伯利經濟援助委員會ハ委員長一人副委員長一人及委員若干人ヲ以テ組織ス

第三條　委員長副委員長及委員ハ外務大臣ノ奏請ニヨリ關係各廳高等官及學識アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條　委員長ハ會務ヲ總理ス　委員長事故アルトキハ副委員長其ノ職務ヲ代理ス

第五條　臨時西伯利經濟援助委員會ニ幹事若干人ヲ置ク外務大臣ノ奏請ニヨリ外務部内ノ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

（以下略）

而して八月二十一日の各新聞紙には、外務當局談の形式において、左のごとく經濟援助に對する説明が掲載せられた。

△援助ノ急務　露領西伯利に於ける露國人の窘窮の狀態、實に同情に堪へざるものあるは、既に顯著の事實にして、政府に於ても夙に之が經濟援助の急務なるを認め、又聯合與國に於ても同情の感を抱き居りたるも、如何せん秩序の恢復せられざる限り、容易に手を下すこと能はざりしが、過般「チエツク援助」の爲、帝國及與國より軍隊を浦鹽方面に派遣することとなり、玆に聊か秩序恢復の曙光を認め、從つて經濟援助の手段を講ずるの餘地を生ずると共に、益々其の必要をも感ずるに至れり。

△援助の方法　而して差當り右經濟援助は西伯利方面の、最も窮乏を告ぐる物資の供給にありと雖も、其の他又貿易の復活、産業の恢復等に付露國人を援助せざるべからざる點も多々あるべく、此等各種の事務を外務省の常務として取扱ふには餘りに廣汎に亙り、且之が事務たるや、官廳專門の事と云はんよりは、寧ろ實業方面の協力に依つて、初めて其の效果を擧げ、目的を滿足に達し得へきもの多し。政府は此の際右施設の調査審議の爲め、委員會を組織して、人を廣く官民の間より簡拔して委員會を組織し、尙其の上にも意見の聽くべきものあらば之を斯界有識者に質し、且つ一方に於て外務省に臨時職員を增置して、專ら之が事務に當らしむることゝし、以て右經濟援助の實を擧げんことを期せり。加之英國を始め米國に於ても略同一の目的を以て施設する所ある模樣なれば、本件事業の遂行上自然此等の施設とも相聯絡するに至るが如きこともあるべし。

一九、委員會の成立と伯の訓示

叙上の如き經緯の下に、臨時西比利亞經濟援助委員會は外務大臣の監督下に設置せられるに至つた。委員は左の如く任命せられた。

委員長　男爵　目賀田種太郎
委　員　木下淑夫　松田道一　神野勝之助　田中政明　井出謙治　岡　實　若宮貞夫　水町袈裟六　井上匡四郎
早川千吉郎　中野武營　川上俊彦　美濃部俊吉　梶原仲治

かくて任命された目賀田委員長以下各委員は、二十一日正午、永田町首相官邸に參集、寺内首相の訓示を聽取し、午後零時半更に各委員は外相官邸に赴き、伯主催の午餐會に臨んだ。伯は席上左の如き訓示を試みた。

今回政府ニ於イテハ、西伯利亞經濟援助ノ急務ナルヲ認メ、之カ爲勅令ヲ以テ右委員會ノ官制ヲ定メラレマシタ結果、委員長始メ委員各位ノ任命ヲ見マシタル次第デアリマシテ、本委員會ノ任務ニ關シテハ、總理大臣ヨリ既ニ各位ニ大要訓示セラレマシタ故ニ、御承知ノコトト信ジマスガ、此機ニ際シ本大臣ヨリモ聊カ心付キタル諸點ヲ述ベタイト考ヘマス。

御承知ノ如ク露國ノ解體ヨリ引續キテ西伯利亞ハ全ク制度廢絶シ、秩序モ紊亂シテ過激派ノ專權、獨墺俘虜ノ過激派加擔、並ニ「チエコー・スローヴアク」ノ奮起等ノ事變相次デ起リ、爲メニ西伯利亞ニ於ケル政治的勢力ノ中心モ種々ニ岐レテ居ル次第デアリマシテ、カヽル狀態ノ下ニ西伯利亞方面ニハ物資ノ大缺乏ヲ來タシ、又産業ノ壞頽ハ申スニ及バス貿易ノ杜絶等ノ結果、同地方ノ露國人ガ窮困ノ狀態ニ陷リマシタコトハ實ニ同情ニ堪ヘザルモノガアリマス。之ガ爲帝國政府ニ於テハ聯合與國ト共ニ夙ニ西伯利亞一帶ニ於ケル此ノ狀態ヲ一日モ速カニ回復ノ域ニ達セシメンガ爲考慮ヲ回ラシテ居リマシタガ、此ノ事務タルヤ其性質ノ上ヨリ見レハ外務省ノ事務ノ一部ニハ相違ナキモ頗ル廣汎ニ亙リ、到底常務的ノ組織ニテハ其目的ヲ達シ得ザルモノガアリ

マスカラ、今回本件事務ニ專ラ從事スル所ノ外務省職員ヲ增置スルト同時ニ、一方ニ委員會ヲ設ケ其ノ委員ハ廣ク官民ノ間ヨリ之ヲ簡ヒ、各種ノ方面ヨリ調査研究ヲ遂ゲ、以テ適當ナル援助方法ヲ盡スコトトナリマシタル次第デアツテ、右樣ノ關係カラ本委員會ハ本大臣ノ監督ノ下ニ屬セシメラレテアリマス。此度ノ世界戰爭ハ實ニ有史以來ノ最大事件デアリマシテ、東洋永遠ノ平和ノ爲ニ一大使命ヲ帶ブル我ガ帝國ト致シマシテハ殊ニ此ノ戰爭ノ上ニ重大ナル關係ヲ有スルコトハ申スマデモアリマセン。而シテ露國ノ崩壞ハ全世界ニ一大震動ヲ與ヘマシタト同時ニ、露國民ニ對スル帝國上下ノ同情ハ世界何レノ國民ニモ遜ルコトナキヲ信ジマス。サレバ政府ニ於テモ又國民ノ間ニ於テモ夙ニ其ノ窮厄ヲ救フノ道ヲ講ゼラレ且之ガ實行ヲ期スル所以デアリマス。是レ啻ニ隣邦ノ情誼ト云フ一點ノミニ止ラズシテ帝國傳來ノ正義人道ノ發現ニ外ナラズ、卽チ身ヲ挺シテ東洋ノ爲ニ將タ世界ノ爲ニ力ヲ效サントスル帝國ノ至情ニ出ヅルモノデアリマス。以來帝國政府ハ深思熟慮、以テ今日ニ及ビタル次第デアリマス。果シテ健全ナル再興露西亞ヲ見ンコトヲ希圖スル以上、帝國ハ其ノ地位關係ニ考慮シテ先ヅ西伯利亞ヲ濟ヒ、之ヲ以テ露本國ニ及ボスヘキ中核ト爲スノ良計ナルベキヲ信ジマシタノデアル。目下西伯利亞ヲ救援スルニ最モ急務トスル所ハ必需品ノ供給ヲ以テ第一トスルモ、更ラニ之レヨリモ急ナルハ其ノ秩序ノ回復デアツテ、物資ノ供給ハ之ニ次グモノデアリマス。但シ其ノ內政ニ干涉スルガ如キハ固ヨリ帝國ノ敢ヘテセザル所デアリマス。從テ帝國ハ今ヤ內政干涉ヲ避ケツヽ「チエコー」軍救援ノ爲ニ忠勇ナル軍隊ヲ出動セシメ、米國其ノ他聯合與國ト共同事ニ當リ、其ノ總指揮權ハ我カ司令官ノ掌握ニ歸シマシタコトニ於テ、帝國ノ任務ノ重大ヲ加ヘタルコトハ勿論デアリマス。

今回帝國ノ出兵ハ徒ラニ遠征長驅、單ニ討伐侵略ヲ事トスルモノトハ全然其ノ性質ヲ異ニスル高尙ナル意義ニ由來スルコトハ卑言ヲ俟タズシテ、各位ノ夙ニ諒察セラルル所デアリマス。故ニ多言ヲ費スノ要ハアリマセンガ、唯一言デ申シマスレバ畢竟此軍ハ新ラシキ救世軍デアリマシテ、此軍ノ目的ヲ達成スルモノハ卽チ本會ノ事務ノ上ニ存ス。是レ御互ノ任務ノ極メテ重大ナル所以デアリマス。

帝國ハ茲ニ新ラシキ四海兄弟主義ヲ以テ隣國救援ノ實ヲ擧ゲ、之ニ由テ秩序ノ回復ヲ促シ、其ノ窮ヲ拯フテ安ニ居ラシメ、所謂愛ノ理、心ノ德ヲ普及セシメテ、東洋ニ雄タル帝國ノ眞面目ヲ發揮シ、歷史上稀ニ覯ル我ノ溫情ヲ隣民ノ胸底ニ覺ラシメ、以テ旭光ノ惠澤ニ對スル理解ヲ彼等ノ間ニ與ヘンコトヲ冀フノデアリマス。何卒各位ハ右ノ趣旨ニ由リ速ニ之ガ目的ヲ達成スルニ盡

力セラレンコトヲ希望致シマス。各位ノ調査セラレ又審議セラレマシタ所ハ、前述ノ如ク今回臨時增置ノ外務省職員ニヨリ本大臣ノ指揮ノ下ニ速カニ實施セシムベク、又各位ニ於カレテモ各種ノ事業團體等ト連絡ヲ取ラレ、適當ノ策ヲ講ゼラルル樣希望致シマス。

聯合與國ニ於テモ西伯利亞經濟援助ノ事務ヲ著々講シ居リ、英國ノ如キハ既ニ本邦當局者ト連絡ヲ取ランコトヲ申出デテ居リマスシ、又米國ニ於テモ西伯利亞援助團體ノ組織ガ既ニ成立シ之ヲ發表シテ居リマス。此等ノ團體トモ常ニ接觸ヲ保チ、互ニ相俟チ相倚リテ、援助ノ目的ヲ達スルヲ得ルコトト考ヘマス。

援助事務ノ內容ノ何タルカハ、之レヨリ各種ノ調査ニヨリテ追々ト其ノ施設スヘキ細目ガ分明スルニ至ルコトト信シマスガ、差當リ外務省ノ執務上調査シテ置キマシタルモノガアリマス故ニ、是レハ本事務ニ從事スル職員ト御協議相成ル樣致シタイノデアリマス。

終リニ委員長タル目賀田男爵閣下始メ各位御多忙中ナルニモ拘ラス、今回ノ任命ヲ御受諾下サレマシタ事ニ付、爰ニ本大臣ノ深甚ナル謝意ヲ表シマス。

かくの如く臨時西比利亞經濟援助委員會は、伯の主唱によつて、華々しく成立したのであつた。ただその後間もなく寺內內閣が瓦解したため、伯は自らこれを指導することができなかつたけれども、西比利亞出兵と同じく、この經濟援助計畫も、伯の畫策に成るものであつた。

この西比利亞經濟援助委員會そのものは、所期の成績を擧げ得たといふことはできなかつたが、その出資によつて成立した日露協會學校は、いまもその後進たる哈爾賓學院となつて殘つてゐる。それは滿鐵調査課員たりし井田孝平の提唱によるものであつて、井田は當時各方面にむかつて、露西亞特に極東露領に働くべき青年を養成するために、露西亞語及び露西亞の政治、經濟、社會、民情を教へる學校の設立を說いて歩いてゐたが、その說に西比利亞經濟援

助委員會が賛成して、學校建設費を提供して設立せしめたのが、日露協會學校であつた。さうして伯は自らその初代の總長に就任した。

第十二節　寺内内閣の總辭職

一、米騒動

大正七年八月五日、富山縣滑川町に於いて細民漁夫の婦女子五十人、同町に於ける資産家、米商を歴訪し、米の廉賣を懇願した。彌次馬がこれに追從し、喧騒を極めたので、官憲は直ちにこの群衆運動を鎮壓せむと出動し、同夜十一時三十分頃、漸く騒擾は防止された。

しかし乍ら、間もなく全國的に蔓延した所謂「米騒動」は、これが導火線となつて爆發したのである。

米價の昂騰は世界大戰が帝國の經濟界にもたらしたところの異常なる影響であつた。即ち從來、輸入超過であつたところの我國の貿易は俄然輸出超過となり、輸出の超過に伴うて金貨は激增し、債務國であつた我國が一躍、債權國の立場を獲得するに至つた。從つて物價の昂騰は逐年飛躍的數字を示現し、世界大戰勃發當時に比較して實に九割六分の騰貴率を示した。この物價の暴騰に正比例して必然的に米價の高騰を促がし、つひに一石三十圓臺に達し、米價問題は一大社會問題化するに至つた。

富山縣滑川町に於けるこの直接行動に刺戟せられて勃發したる米騷動は、その範圍實に二十四縣、百三市町村にわたる一大騷擾と化し、警察官憲の力を以て鎭壓する見込みなき地域においては、特に出兵して僅かにこれを鎭靜せしむるといふ情勢であつた。

八月十九日午後十時現在、調査に基いて作成せられた内務省文書「米價問題ニ關スル府縣紛擾狀況調」に依れば、出兵の結果、漸く鎭靜に歸したる區域は、△東京府東京市△愛知縣名古屋市△廣島縣廣島市、吳市、福山市、三次町外九個町村△京都府京都市、八幡町、舞鶴町△大阪府大阪市、堺市、岸和田町△兵庫縣神戸市、尼崎町、△靜岡縣靜岡市、藤枝町外六町△福島縣福島市、若松市△和歌山縣和歌山市、日方町外五町△岡山縣岡山市△三重縣津市△宮城縣仙臺市△福岡縣門司市、戸畑村、添田村△山口縣宇部村△新潟縣長岡市等の廣範圍にわたつた。今その内容を表に依つて摘記すれば左の通りである。

區府縣名	騷擾地	發生日	現況	出兵ノ有無	經過
愛知縣	名古屋市	九日	十五日以後平穩	出兵	九日夜鶴舞公園ニ約三百人集合、十日午後八時鶴舞公園ノ群衆約三萬ニ達シ多少ノ暴行ヲ爲シタリ十一日夜民家ニ投石破壞シ十二日巡査派出所ヲ破壞シ各所ニ放火シ十三日軍隊出動暴徒ハ四方面ニ分レ放火暴行ヲ爲シ十四日巡査派出所米穀商ニ放火セルモ一般ニ形勢稍ヤ穩カ十五日平穩ニ復ス
廣島縣	三次町十日市町八次町	九日	十四日以後平穩	出兵	九日午後八時約二百名集合シ米穀商ヲ襲撃シ十三日約五千ノ暴徒起リ各種兵器ヲ携ヘ電燈會社ヲ襲ヒ町內ヲ暗黑ニシ更ニ米穀商及資産家ヲ襲撃ス

京都府	京都市	十日	十三日以來平穩	出兵	十日午後九時柳原町特殊部落民約三百名米穀商巡査派出所ヲ襲フ十日仝市ニ亙リ暴徒蜂起隣接郡部ニ及ブ出兵鎭壓ス十二日夜市内及市外田中村鞍馬口村野口村等各所ニ暴徒蜂起シ米穀商ヲ襲撃ス十三日以降平穩
廣島縣	廣島市	十一日	十四日以來平穩	出兵	十一日市内福島町特殊部落民約八百名米商ヲ襲ヒタルモ無事退散、十二日米商ニ廉賣ヲ强要シ更ニ市内各所ニ暴行ヲ逞フス、軍隊出動ノ結果鎭壓ス十三日無事
大阪府	大阪市	十一日	十五日以來平穩	出兵	十一日夜國民黨大阪俱樂部主催ノ米價調節問題演說會ノ群衆市内白米商ヲ襲ヒ暴行ヲ爲シタルモ午前五時鎭壓ス 十二日午後九時三千乃至五千ノ群衆市内各所ニ起リ暴行ヲ爲ス出兵鎭壓ニ努メ十三日午前五時鎭靜 十三日朝來群衆各所ニ蜂起形勢不穩夜ニ入リ各所ニ放火シ派出所民家ヲ破壞ス又軍隊ト衝突シ負傷者ヲ出ス十四日午前五時ニ至リ鎭靜爾來平穩
京都府	八幡町	十二日	爾來全ク鎭靜ス	出兵	多數ノ村民蜂起シ米穀商ヲ襲フ
兵庫縣	神戸市	十二日	十五日以來平穩	出兵	十二日午後八時湊川公園ニ集合シ數個ニ分レ各所ニ放火暴行ヲ逞フシ鈴木商店神戸新聞社神戸製鋼所ヲ燒キ翌十三日午前六時半解散ス、十三日依然放火暴行ヲ爲ス同日出兵ス、十四日前日ニ比シ稍平穩、十五日常態ニ復ス
靜岡縣	靜岡市	十二日	十五日以來平穩	出兵	十二日市民約五百人集合セシモ無事解散 十三日民家ニ投石破壞ス 十四日遊廓ヲ襲撃破壞シ其他米穀商富豪ニ對シ暴行ヲ爲シ出兵ス

廣島縣	庄原町	十二日	即日鎮靜	出兵	十二日約二千ノ暴徒蜂起シ米屋及米券倉庫ヲ破壞シタリ
	呉市	十二日	十六日以來鎮靜	出兵	十二日暴徒起リ狂暴ヲ極ム、海兵團ヨリ出兵ス 十四日晝間ヨリ暴徒隨所ニ起リ險惡トナリ、破壞、放火、掠奪ヲ恣ニシ軍隊ト衝突ス 十五日午前四時半鎮靜ス 十五日夜水兵一千上陸警備ス
京都府	餘部町	十三日	爾來鎮靜	出兵	十三日海軍工廠職工ノ一團營内酒保並ニ米穀商ヲ襲撃シ海軍衞兵ノ出動ニ依リ翌十四日午前一時全ク退散セリ
大阪府	西成郡千船村	十三日	同		十三日夜群衆起リ放火シ九戸ヲ燒失セシメ拂曉退散
	墨江村鶴橋町平野郷町田邊町今宮町古市町吾川町堺市	十三日	同	出兵	十三日夜大阪市ノ波動ヲ受ケ上記各所ニ百名乃至二百名ノ群衆起リ暴行ヲ爲ス軍隊ト協力鎮撫ニ努メ十四日午前ニ至リ鎮靜
福島縣	福島市	十三日	十六日ヨリ平穩	出兵	十三日夜群衆ハ米穀商ニ對シ廉賣ノ示威運動ヲ爲シ十四日夜再ヒ運動ヲ開始シ形勢不穩十五日兵一個中隊ノ出動アリ鎮靜ス
福井縣	福井市	十三日	爾來平穩	出兵	十三日夜暴動起リ米商十餘軒知事官舍福井警察署等ヲ襲ヒ破壞ヲ逞フスルヲ以テ出兵ヲ要求セリ
和歌山縣	和歌山市	十三日	十六日以來平穩	出兵	十三日夜和歌山公園ニ約五千集合富豪ヲ襲ヒ暴行强談シ十四日午前三時鎮靜ス 十四日豫メ出兵シテ急ニ備フ夜ニ入リ群衆蜂起頗ル惡性ト化シ暴行破壞ヲ事トシ兇器ヲ持シテ軍隊及警察官ニ反抗ス十五日午前五時漸ク鎮定ス

岡山縣	岡山市	十三日	十五日以來平穩	出兵	十三日夜特殊部落民タル暴徒蜂起一萬ノ群衆ト和シ富豪精米會社白米商等ニ放火シ又ハ破壞シ猖獗ヲ極ム、歩兵二百名出動午前四時鎮定 十四日夜數十名ノ暴徒數團現ハレ暴行ス歩兵五百騎兵六十出動ス
兵庫縣	尼ケ崎町	十四日	爾來靜穩	出兵	十四日午後八時頃群衆約二十戸ノ酒商ヲ襲ヒシモ軍隊ノ出動ニ依リ鎮壓ス
靜岡縣	江尻町	十四日	同	出兵	十四日夜暴徒蜂起シ九時頃米商ニ放火
大阪府	岸和田町	十四日	十六日以來平穩	出兵	十四日約三千ノ暴徒起リ市内各所ニ放火シ民家ヲ襲ヒ形勢益險惡トナレルヲ以テ出兵ヲ求メ十五日午前五時鎮靜ニ歸ス
廣島縣	福山市	十四日	十六日以來平穩	出兵	十四日約六百ノ群衆米商富豪ヲ襲ヒタルモ暴擧ニ至ラス 十五日約一千集合不穩ノ形勢アリシモ軍隊出動警戒ヲ爲ス
和歌山縣	日方町黑江町和歌浦町加太町名手町粉河町	十四日	十六日以來大體平穩	出兵	十四日上記各地一齊ニ暴徒蜂起シ民家ヲ破壞シ且放火スル等狂暴ヲ逞フス必要ニ應シ軍隊ヲ派遣ス 十五日モ引續暴擧ニ出タル地多シ
三重縣	津市	十五日	十七日以來大體平穩	出兵	十五日午後七時暴民蜂起シ民家ヲ破壞シ米穀取引所ニ放火ス軍隊ノ出動ニ依リ十六日午前三時鎮靜ス
靜岡縣	藤枝町見付町金谷町燒津町三ケ日町掛川町	十五日	十六日以降大體鎮靜	出兵	十五日夜各地何レモ一齊ニ數百ノ暴徒蜂起シ家屋破壞、放火等ノ狂暴ヲ逞フスルヲ以テ何レモ出兵ヲ要求セリ 十六日以降平穩ナリ
山梨縣	甲府市	十五日	十六日以來鎮靜	出兵	十五日夜群衆約三四千名若尾家ニ放火シ更ニ多數民家ヲ襲撃シテ暴狀ヲ極ム

宮城縣	仙臺市	十五日	十八日以來平穩	出兵	十五日夜多數ノ群衆市内ニ於ケル全部ノ米屋及資產家ヲ襲ヒ形勢不穩出兵ヲ要求ス十六日引續キ米商及富豪ノ襲擊ヲ爲シ遂ニ民家ニ放火シ十七日午後二時半鎭靜ス 十七日群衆アリタルモ無事解散ス
福岡縣	門司市	十六日	十七日以來稍靜穩	出兵	米穀廉賣ヲ發表シタル處市民競ヒテ買入ノ爲店頭ニ群集シ夜ニ入リ彌次馬加ハリ投石ヲ爲スモノアリ遂ニ群衆約二萬各所ニ於テ米屋、質屋、吳服店等ノ雨戸硝子窓ヲ破壞シ暴行ヲ繼續セルニ依リ出兵ヲ要求セリ
同	戸畑村	十六日	十七日以來稍靜穩	出兵	十六日夜約一千名集合米穀商一戸ヲ破壞シ一戸ヲ燒却午前四時二十分解散ス
山口縣	宇部村	十七日	目下不穩	出兵	十七日午後八時宇部炭坑々夫約一千名蜂起シ米商其他家屋破壞放火シ頗ル險惡ナリ原因ハ表面賃銀値上ニアリ翌日午前七時鎭靜 十八日午前十時事務所ヲ襲擊シタルモ擊退ス午後一時更ニ警察署ヲ襲ヒ劇場其他諸所ニ放火シ狂暴ヲ極ム即死十二名ヲ出ス
新潟縣	長岡市	十七日	形勢尙不穩	出兵	十七日夜群衆約百名米商及巡査派出所ヲ襲ヒ暴行ノ上放火ス午前一時鎭靜ス
福岡縣	添田村	十七日	形勢不穩	出兵	十七日午後八時峯地炭坑々夫三百名蜂起シ暴行ヲ爲ス 十八日午前二時三十分ダイナマイトヲ以テ安全燈置場ヲ爆破シ引續キ暴行ヲ敢行ス軍隊警察協力以テ極力警戒中

その頃を想起して、當時警保局長であつた永田秀次郎は、左の如く語つた。

米騷動が勃發した時に、內務大臣の水野さんは那須へ出張中であつた。騷動がいよ〳〵激化して來る樣子なので、

仲小路農相が、「此の際戒嚴令を施行するがよい」としきりに戒嚴令の施行を力說された。そこで私は「これはいかぬ」と考へたので、伯をお訪ねして「戒嚴令を布くことには斷じて反對です。戒嚴令を布く位ならばむしろ內閣をやめた方がよい。殊に戒嚴問題に就いて最も重要な關係大臣たる內務大臣の旅行不在中に、かうした重大案件を決しようなどといふことはよくない事です」と申上げたことがある。そして戒嚴令はとう〳〵實施されなかつた。

二、臨時對策

寺內內閣は、米價對策を決して等閑視してゐたわけではなかつた。既に同年五月十四日の地方長官會議において、首相寺內は、

物價ノ昂騰ハ近時益々甚シキヲ加ヘ、就中米價ノ暴騰ハ國民ノ生活上ニ至大ナル困難ヲ及ボサムトスルノ狀況デアリマス。政府ハ客秋以降專ラ人爲的昂騰ヲ防止スルニ努メ、又近クハ外米管理ノ制度ヲ設ケテ之ガ調節ノ目的ヲ達成スルコトヲ期シテ居リマス。(中略)暴騰度ヲ超エテ底止スル所ナケレバ、延テ經濟上ノ調和ヲ破リ、地方產業ノ萎靡ヲ來タスノ虞ナシトモ限リマセヌ。(中略)殊ニ經濟界ノ發展ニ伴フ資產家ト勞働者トノ貧富ノ懸隔甚シキ場合、若ハ物價騰貴ニ伴フ生活難ノ多大ナル場合ニ於テハ知ラズ識ラズ國民思想ノ變化ヲ來スモノデアリマス。此ノ故ニ一般宗教心ノ普及、國民道德ノ奬勵、濟生救民ノ施設ハ刻下ノ急務ナリト認メマシテ、之ガ企畫經營ニ努力シツツアル次第デアリマス。

と述べて、物價政策に對する政府の所信を披瀝したのであつた。しかし乍ら、その頃の寺內首相は既に不治の難症に冒され、氷囊を左胸に縛しながら、政務に鞅掌するの有樣で、「寺內元帥傳」(九五三―九五四頁)によれば、すなはち

次の如き狀態であつた。

六月初旬主治醫は遂に伯を强要して、再び病を湘南に養ひ、一切の政客を謝絶せしむ。斯の如きもの旬日、偶ま英國の懿親「コンノート」殿下の皇帝に代り最高勳章を捧持して帝國に東臨せらるゝあり。是れ國家の大禮にして首相たるものは其職責上之を閑却すること能はず。六月十七日上京して宮内大臣を往訪し、豫め國賓に對する優遇方法を内議し、翌十八日殿下を東京驛に奉迎して、爾來二週間在京後殿下の御退京を奉送し、爾後或は上京して國務を執り、或は湘南に歸りて病を靜養せられたるも、疲勞日に加はりて元氣益ゝ衰ふ。平井主治醫面を犯して劇職を退き閑地に就くの必要を苦諫す。當時内外の政務略解決を見るに至りしかば、伯は之を一段落として心窃に辭意を決し其の準備に著手せり。

これに依つて見るも、米騷動の勃發前における寺内首相の心境は、辭職して閑地靜養を念願し、專ら退却の準備中であつたのである。

かうした矢先へ米騷動が突發したのであつた。寺内は八月十二日、病を推して上京、直ちに騷擾鎭撫の方針を首相官邸に於いて協議した。伯は無論出席した。外に大島陸相、仲小路農相、松室法相等の關係大臣が參集した。而して翌十三日の臨時閣議においては、國庫金一千萬圓を支出して外國米の廉賣を普及するの方針を確定すると共に、國内の貯藏米を强制買收するの方法を定め、米穀供給の途を圓滑ならしめる方策を樹立したのであつた。此の日、勅して内帑を割き金三百萬圓を下賜され、細民賑恤の資に充てさせ給うたので、寺内首相は參内して御禮を言上した。

三、伯の建言

米騷動は當然政治問題と化した。

さうして寺内内閣の進退問題が起つてきた。しかも「大日本憲政史」（八巻三六八頁）には有松英義談として彼の米騷動なるものは、其の實は政友會の策士が隱微の裡に□□□□氏を煽動した形迹があると記してあるほどであつて、米騷動に對する政治的責任問題もまた、論議の一中心題目となつたのである。

伯は、かかる難局を切り抜けんが爲めに、如何なる對策を持つてゐたであらうか。

伯の意圖は既に決してゐた。即ち臨時議會を召集して、出征軍費及び官吏增俸五千萬圓案並びにこれが財源たる增税案を提出し、この結果如何に依つて内閣の運命を決定すべしと論じ、米騷動を以て漫然秕政の結果なりとして引責する如きは斷じて避くべきであるとなし、この旨を左の如く首相寺内に進言した。

近者都鄙ニ亙ル騷擾ハ、實ニ隆世ノ恨事ニシテ、殊ニ閣班ヲ汚ス不肖等ノ恐懼措ク能ハサル所、臺閣ニ首位ヲ占メラルヽ閣下ノ憂慮責任ヲ感セラルヽ、一段ノ深キモノアルハ、誠ニ其ノ處ナリトス。

然リト雖モ今次ノ事ヲ以テ漫然秕政ノ結果ト爲シテ内閣ノ更迭ヲ促ス一部者ノ言ニ聽キ、直ニ責ヲ引テ骸骨ヲ乞フノ因ト觀ルヘキヤ否ハ自ラ輔弼ノ本義ニ考ヘ、愼重熟慮セサルヘカラサル所ナリ。但シ無爲ニシテ其ノ位ニ止マルノ不可ナルヤ論勿シ。

今回ノ不祥事ハ悲ムヘシト雖モ、政府者努力シテ其ノ後ヲ善クスルヲ得ハ、夫ノ忌畏スヘキ虎疫ノ流行ニ際シ、衞生上ノ急進歩ヲ見、國民ノ健康ヲ向上セシムルト一般ノ效果ヲ齎スカ如クナルヘシ。所謂轉禍爲福ノ妙訣自ラ此ノ裏ニ存スヘキナリ。

騷擾ノ標語ハ即チ米價ノ騰貴ニアルモ、眞ニ生活難ニ泣ク者ハ寧ロ彼等群集ノ中ニアラサルカ如シ。彼等ノ多數ハ、他人ノ衣食ニ頼ル血氣未定ノ壯者ニアラサレハ、外觀上ノ下流者、之ニ加フルニ傳習的反抗心ヲ有スル□□□□ナルモノアリ。而シテ背後ノ煽動者ト偶發的ニ相寄リタル一種ノ「モツブ」ヲ以テ視ルヘキナリ。或ハ彼等ヲ以テ直ニ社會的行動者トスルハ中ラスト雖モ、必スヤ將來ノ階級戰乃至資本ト勤勞トノ鬪爭ノ端ヲ開クノ素因タラン。而シテ其ノ由來スル所一日ノ故ニアラサルナリ。

是ヲ以テ閣班ニ列スル不肖等ハ蹇蹇匪躬、責任ノ重キヲ自覺シ、當面ノ處置ヲ懈ラサルト同時ニ、將來ニ對スル長計ヲ立テ以テ

民心ノ歸趨スル所ヲ示シ、各人ヲシテ其ノ堵ニ安セシメサルヘカラサルハ、當然ノ責務トス。故ニ閣下ノ健康永ク劇職ニ堪ヘサセラレサルモノアリトスルモ、今日ハ輕シク進止ヲ決セラルヘキノ時ニアラス。宜シク人心安定ノ日ヲ待チ、後事ヲ托スヘキノ賢能ヲ薦メラレテ可ナリ。萬一ニモ「モツブ」ノ一起ヲ以テ、容易ニ内閣ヲ起仆スルヲ得トノ妄信ヲ、國民ノ間ニ抱カシムルトキハ、亂階此ニ開カルヽノ虞アリ。豈戒シメサルヘケンヤ。

善後ニ關スル卑見ノ大要左ノ如シ。

一、少佐及ヒ之ニ相當スル以下ノ武官、並ニ之ト同等ナル文官ニ對シ、適當程度ノ增俸ヲ給スヘキ事。

今日衣食ニ困ム者ハ、勞働者ヨリモ寧ロ一定ノ俸給ヲ受クル者ニ多シ。故ニ中流智識階級ノ生活難ヲ拯フヲ急務トスルモ、政府トシテハ、先ツ比較的下位ニ居ル高等官以下ノ生計ヲ安全ナラシムルノ方法ヲ講スヘキナリ。但シ增俸ノ程度ハ、凡ソ國家ノ官吏トシテノ體面ヲ保チ、薪水ノ患ナカラシメ、以テ專心奉公シ得ヘキ金額ヲ給與スヘシ。

一、警察機關ヲ一層改善周到ナラシムヘキ事。

今回ノ事實ニ鑑ミ、警察能力ニシテ一層滿足ノ狀態ニアリタランニハ、或ハ事前ニ防遏スルコト必スシモ至難ナラス。或ハ事後ト雖モ其ノ禍害ヲ多少輕減スルヲ得タラントハ、實際ヲ知悉スル者ノ異口同音ニ唱フルナリ。但シ今日ノ場合、警察官ニ理想的人物ヲ得ルノ困難ナルハ、何人モ認ムル所ト雖モ、人物ノ不足ハ運用ノ妙ヲ以テ補ヒ、常ニ事アルノ日ニ備フルノ用意ヲ怠ルヘカラス。

一、言論機關ノ取締ヲ嚴重ニシ思想ノ險惡ニ向フヲ防禦スヘキ事。

言論機關即チ新聞紙雜誌ノ取締ハ當局ノ至難トスル所、而カモ憲政治下ニ在リテ最モ尊重スヘキ機關ナルハ勿論ナリト雖モ、現ニ今次ノ騷擾ニ關スル誇張ナル記事報道カ、如何ニ國民思想ニ惡影響ヲ及シタルカヲ見ルトキハ、眞ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ。當局ノ取締ニシテ今少ク早ク且ツ嚴ナリシナランニハノ遺憾ハ、誰人モ直覺セサルモノナカルヘシ。

一、將來ノ爲ニ階級戰並ニ資本勤勞ノ闘爭ニ備フル用意ヲ以テ豫メ之カ方法ヲ講究スヘキ事

首相閣下カ夙ニ意ヲ國民經濟調査會ノ急設ニ用キラレ、已ニ案成リテ審議中ニ屬スル此ノ機關ノ如キハ時務ニ適スルモノナルヲ確信スト雖モ、單ニ是レノミヲ以テ一切ヲ解決スヘキニアラサレハ、此ノ機關ヲ中心トシテ諸多ノ施設ヲ企ツルノ要アリ。一方ニ偏倚ヲ免レサル政黨政派アリ、他方ニ不純ナル言論機關アリ。兩者自ラ相待テ一種不健全ナル空氣ヲ作リ、人心ヲ不安ニ導キ思想ヲ險惡ナラシメントスル傾向アルハ、最モ留意ヲ要スヘシ。

一、成ルヘク速ニ臨時議會ヲ召集シ、前項ノ増俸ニ伴フ費額、並ニ臨時軍事費、其ノ他必要支出ノ協賛ヲ求ムヘキ事。

前項増俸ニ要スル豫算ハ、約五千萬圓ニ上ラン。仍ホ軍事費其ノ他一切ヲ計上シ、剩餘金及ヒ公債ヲ財源トスル約五億圓ノ豫算ヲ議會ニ附議スルヲ要ス。

以上ノ諸項廟議定マルト同時ニ、國民經濟調査會ヲ中心トシテ、國家的大策ヲ樹ツルハ、實ニ刻下ノ急務ニシテ、且ツ將來ノ至計タルヘシ。或ハ是レ等ノ計畫ヲ以テ、内閣長壽ノ猾策ト誣フルモノアランモ、苟モ國家ノ重キニ任スル以上、一日ト雖モ時局ニ對應スルノ道ヲ盡サスシテ可ナランヤ。假令業半ニシテ其ノ位ヲ去ルコトアリトスルモ、後繼者ヲシテ之カ實行ヲ完カラシメンコトヲ期スルハ、現責任者ノ本然ノ義務タルヲ信スルモノナリ。恭ミテ高鑒ヲ仰ク。

四、寺内辭意を固む

伯の如上の見解に對し、田遞相は内閣改造說、即ち仲小路農相の引責辭職論を唱へ、從つて臨時議會も召集の必要なきことを力說した。即ち「田健治郎傳」一（三五〇頁）二十九日の田の日誌は、此の消息を審かにしてある。

今同僚の進退を私議することは、私情に於て忍びざる所なるも、公義に於て默止すべからざるは、仲小路農相引責の一事であつて、朝野各方面を通じて嗷々として之を鳴らさざるもの無し。農相の努力知る者は能く之を知るも、然かも其の施設はみな功を奏せずして遂に未曾有の擾亂を招く。蓋し農相の不幸なり。予之を首相に諷し、首相悟つて而して決行する能はず、友誼に篤く

信義に重きの致す所、必ずしも咎むべきに非ざるも、若し現狀の儘にて議會に臨まん乎、未だ本會議に入らざるに先だち、大多數を以つて先づ農相不信任案を可決し、之が爲め進んで解散を行はゞ、有識階級みな背いて内閣の暴斷を責むべし。退いて辭職を爲さん乎、眞に是れ行詰りにして、我等みな政治的致命傷を受けむ。（中略）故に臨時議會を開かんと欲せば、農相の進退は先決問題たらざる可らず。寧ろ臨時議會の議を罷め、徐ろに當面の善後措置を施し、冬期内閣の進退を決すべし。

この二つの重大建策に對する、首相寺内の裁斷は如何であつたか。時の内閣書記官長兒玉秀雄は、當時の寺内の心境を次のごとく語つた。

閣議に出席するに際しても寺内さんは看護婦を伴うてゐられた。寺内さんは一日も早く辭したかつた。しかし米騷動が起つたので責任上、鎭壓する迄、辭任する事が出來ず、病を推して踏み止まつた次第であつた。この無理が、寺内伯が總辭職後間もなく薨去された原因である。

卽ち寺内の體内には、田の内閣改造說は勿論、伯の臨時議會說の如き積極的行動に出る氣力は、すでに失はれてゐたのである。

然らば寺内は、如何なる方途を以て辭意を表明するに至つたのであるか。永田秀次郎は「寺内さんは立つ鳥迹を濁さずと云つてゐられたが、後藤伯はそれは無駄な事だと言つてゐられた」と語つてゐるが、要するに寺内は米騷動に就いての一切の後始末をつけた上で、辭表を闕下に奉呈する意思であつたのだ。

永田秀次郎は更に又次の如く語つた。

寺内さんが内閣投げ出しを決意せられた事は、伯に對してだけ話されたと信ずる。他の閣僚はこの事を知らなか

つたと思ふ。水野内相は一日も早く辭任したかつた。しかし伯は水野さんにも首相の辭意の事は話してゐられない。水野さんの辭意といふのは對政友會關係であつて、當時においては政友會は政權を待ち疲れた形であつたのだ。

かくて寺内内閣はいよ〳〵退却することになつたのであるが、上記の伯の建策中、官吏增俸に關する件は、八月二十九日の閣議において、その一部分だけが承認され「高等官年俸二千圓以下は臨時增俸平均二割五分、判任官以下は既定二割五分增俸以外に一割五分增給追加の件」として、確定實施されるに至つた。

五、總辭職

八月三十一日、寺内首相は元老山縣を古稀庵に訪問して辭意を告げ、九月十四日午後一時四十分參内、闕下に伏して骸骨を乞ひ奉り、更に同月二十一日午前九時三十分、再び參内、玆に初めて正式に辭表を奉呈した。辭表文の内容の一部を摘記すれば、左の如くであつた。

顧みて考ふるに、在職二年の間治を圖る肯て懈るにあらず。而かも事多くは志と違ひ、内治外交益〻盤難にして、治績の見るべき無く、隕越羞を貽し、君子の譏を免れず。加之、微軀既に耳順を超えて、健康復た舊の如くならず、今春病痾を得てより、精神越漾、政機を見るに便ならず、此の天下巨人を懷ふの時に當り、荏苒寵恩を濫にせば啻に臣等曠職の咎を免れざるのみならず、恐くは過誤を將來に貽すの結果に終らんとす。伏して望むらくは聖明臣の病軀を憫み、暫らく重負を釋き、靜養の地に就かしめ給はんことを。

この日正午、首相官邸に於いて臨時國民經濟調査委員會が開催された。この會合に出席すべく伯始め各國務大臣は午餐後、閣議室に參集した。そして寺内首相から辭表奉呈の顚末を聽取し、午後二時散會した。

後繼内閣の銓衡に就いて、山縣は西園寺を推したのであつたが、西園寺の蹶起を慫慂したる松方は、九月二十一日附を以て西園寺辭退の事情を山縣宛てに左の如く通報した。

今日午前西園寺侯御召之上、總理大臣御内諭被爲在候次第に御座候處、同人は一應退出、勘考の上何分御答可申上との次第に御座候付、猶同人へ緩々面晤之上、是非此際は御請相成度爲國家切に懇願仕候得共何分病身を以御受難仕とのみ辭退之御氣に御座候。

かくして元老は、西園寺に意中の人物を推薦せしむることとなり、二十五日午前九時十五分、西園寺は參内して大命を拜辭し、且つその推薦により、二十七日、原敬は御召に應じて内閣組織の大命を拜し、二十九日、親任式が行はれ、同日を以て寺内首相以下の辭表が聽許せられた。

かくして伯は、在任僅か五箇月にして外相の椅子を去つたのである。

昭和十二年十月十五日印刷
昭和十二年十月二十日發行

後藤新平　第三巻（非賣品）

不許複製

編著者　鶴見祐輔
東京市日比谷公園市政會館
後藤新平伯傳記編纂會代表者
發行者　田中清次郎
東京市神田區美土代町十六番地
印刷者　島連太郎
東京市神田區美土代町十六番地
印刷所　三秀舍

發行所　後藤新平伯傳記編纂會
東京・日比谷公園・市政會館